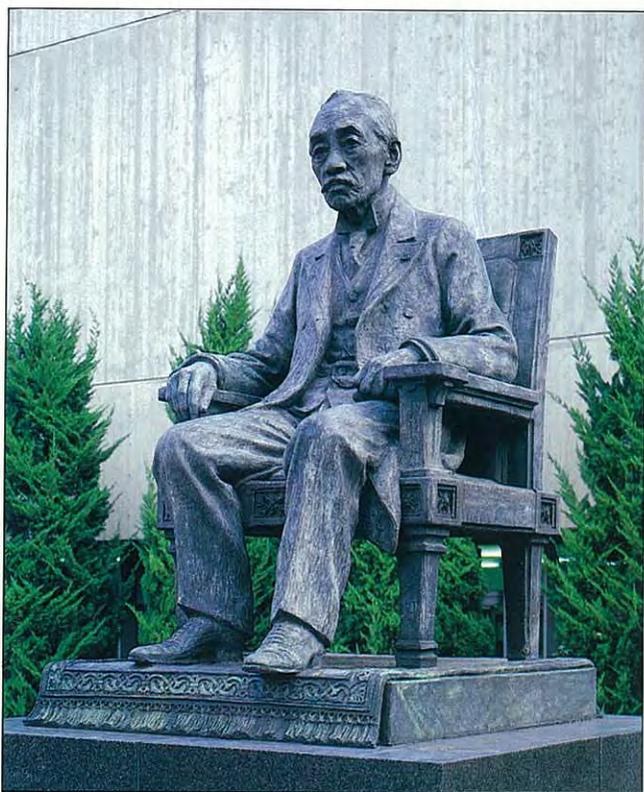


東京工業大學百年史

通史

題字
士
光
敏
夫



手島精一先生座像

大岡山生協公園



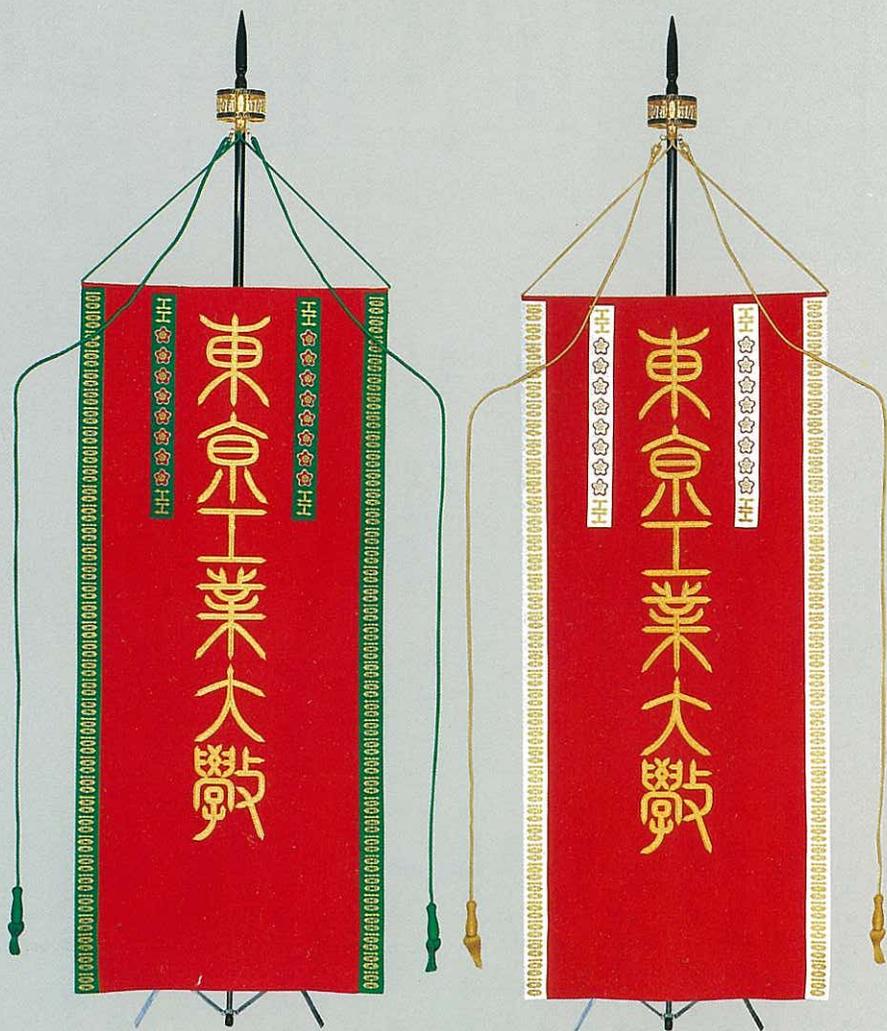




ワグネル博士記念碑



旭 焼



百年旗

創立100年を記念して蔵前工業会より寄贈された記念旗
デザインは手島精一先生の令孫手島有男東京芸術大学助教授
左が「究理」、右が「精技」を表す

東京工業大学歌

(昭和二十二年制定)

三好 達治 作詞

諸井 三郎 作曲

一、逝くものは 斯のごときか

長江は昼と夜となし

はるけき日 ゆかしきいさを

指す方のはた窮みなき

嘆じてん聖さびはや

二、悠久の黄金の環

めぐりくる陽は久方ゆ

青春の園生にたらふ

手力はわがもろ腕に

重き扉をいざ若人よ



三、くろがねの扉を開け

工人よ窮理者よ友

かつは見よ みどりの木の間

すばる星 灯を点じたり

友垣が七つの窓へ

四、七彩のもの文すべ

ただ光 彼方に白し

さやかなり 月毛なりかし

騎してゆけはるけくもこそ

大き岡 こえていく岡

東京工業大学校歌

(昭和九年制定)

土井 晚翠 作曲

瀬戸口藤吉 作曲

一、昭和の四年の うれしき春に

東京工業大学成りぬ

ほまれの前進 望の未来

もろとも輝く あゝわが母校

つとめよ幾千 あゝわが健兒

二、亞細亞の魁 尊とき使命

進みて大陸 率ふる時に

國是は工業 わが道遠し

億萬數へん 子孫の恵

つとめよ幾千 あゝわが健兒

三、誠の一徳 基をなして

祖國と世界の 榮を來し

人文史上に 功を建てて

四海に放たむ 不朽の光

つとめよ幾千 あゝわが健兒

歴代学校長および学長

前身校



初代 正木 退蔵



二代 手島 精一



三代 阪田 貞一



四代 吉武 栄之進



五代 中村 幸之助
(旧制大学 初代)

旧制大学

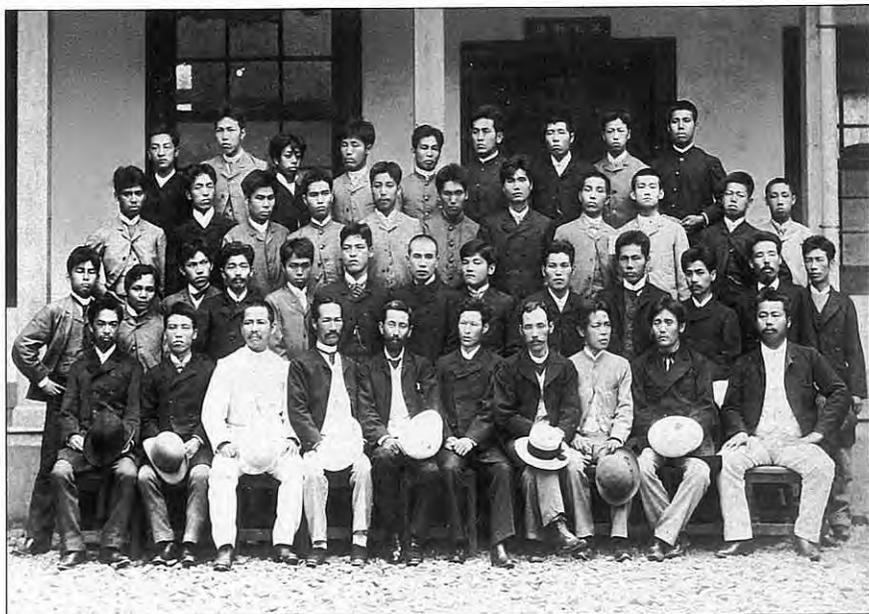


二代 八木 秀次

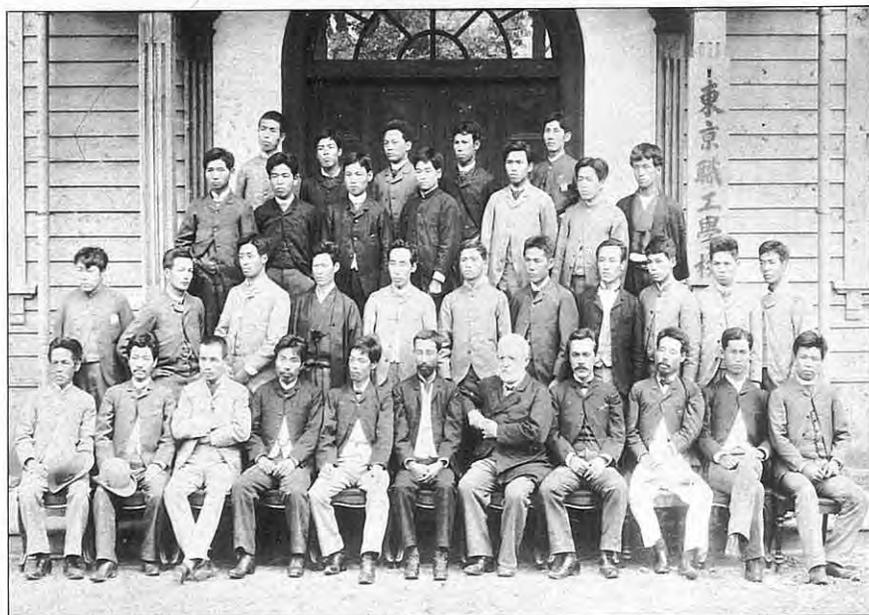


三代 和田 小六

東京職工学校時代および東京工業学校時代



東京職工学校第1回卒業生(明治19年7月)



明治22年度卒業生 ワグネル博士の左隣は正木退蔵校長

理学振興ノ要

十九世紀ノ半世以後今日に至リ世界ニハケル奈達ノ衆
 毛類者ナルモノハ物質的ノ奈達ニ本ニ出ツルモノナ
 グ而モ持来者奈達セントスモノモ亦代方面ノ
 奈達ニ勝ルモノナラン然レモ奈達ノ奈見當時在
 テル學界見者自身モ爾期セザリレ蓋スハカハ
 ニ水ニ化用セラレタルモノ又電氣力モ二十
 年ニハテハ動力トシテ行用セラルテ期セザリレ
 七テヤ時ニ蓋スルカニ代用セラレントス蓋他機
 械及化學上新發明並ニ出テ、一、効力ヲ專
 ラシテ、秘訣ヲ閑秘セントスルハ蓋ニ今世ノ頭

手島精一先生自筆原稿

ワグネル博士染織学校設立の意見書



11

As regards the teaching of the school-workshop, there ought to be evening lectures given to the people in mathematics, drawing and designing of machinery, elements of natural philosophy and chemistry etc. This can be done by suitable people in Europe's schools. Lectures can hardly be available in any town; and it would be a good thing if suitable lecturers were instituted in all the larger towns of Japan. Foreign languages would also form a subject of suitable teaching.

The whole of the financial management of the school, it may be known that in Europe all the people pay some fees. This system ought to be adopted in Japan too. It is much better to have only a small number of truly rich people who receive instruction enough to pay for it, than to have a large number of non-paying pupils. This has not proved from establishing free workshops in continental Europe.

The above is meant only to explain the main features and the object of such a school-workshop. Further details must be the object of mutual deliberation when and an institution will have been decided upon. It is worth to be noted that such a plan needs first favour with the manufacturers and measures of some of the great textile centres. If properly managed the influence of such a school-workshop will extend far beyond its limits, not only as a place of teaching, but it may easily become the starting place and the centre of a lively progressive movement through the combined efforts of all those interested in the same industry. Such association of suitable interests is the most powerful engine of progress.

Wagner

July 16th 1891

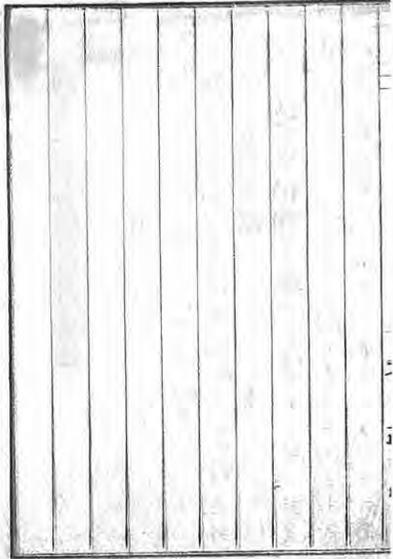
ワグネル博士自筆署名(明治21年12月16日)

文部省より太政大臣に提出した東京職工学校設立の伺(原文)

内務部 第三號 七月一日 教育司 提出

職工學校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺

謹テ惟ルニ本邦細民ノ子弟ニ於テハ從來人間
 普通ノ教育ヲ受レテトク稍成童ニ及ベハ則チ
 早ク己ニ人ノ雇役トナリ終身人道ノ何物タル
 ヲ知ラザルモノ居多ナリシガ今ヤ教育令ノ制
 アリテ苟モ本邦ノ人民タルモノハ必ス就學セ
 ガルヘカラザルニ由リ全國人民ノ品位ハ漸次
 上等ノ域ニ進ムヘキハ言ヲ疎カズト雖モ彼細
 民ノ子弟ニ至テハ一タヒ小學校ヲ出ルノ後ニ
 於テ有用ノ職業ニ服スルモノ尠ク矢張從來ノ
 如ク人ノ雇役トナルガ故ニ復其智徳ヲ養成ス
 ルノ暇ナキノミナラズ其曾テ小學校ニ於テ折
 角養成セシ所ノ智徳ニ年ヲ経ルニ隨テ漸ク消



彼子弟ヲシテコ、ニ就學セシム常ニ其道徳ヲ
 意陶シ其智識ヲ磨礪スルニ足ルベキ教育吏員
 ニ學科技藝ニ接見服習セシムバ必ラス修學ノ
 際ニ於テ知ラズ識ラズ其品行ヲ醇養ニシ其智
 識ヲ明敏ニシテ以テ能ク有用ノ職業ニ服スル
 ニ堪エベクシテ其公私ノ裨益ヲナスト鴻犬ナ
 ルヤ疑ハ容レズ然ラハ則今日ニ於テ職工學校
 ヲ設クルハ實ニ教育上ノ急務ト云フヘシ而シ
 テ又工業上ノ一方ヨリ考フルニ從來本邦ニ於テ
 職工ヲラント欲スルモノハ必ズ他ノ老工ノ徒
 弟トナル慣習ナレトモ其老工ニ於テハ親子之
 ヲ百飯ノ艱事ニ使役シ殆ント奴隸ニ異ナル
 ナリ且素ヨリ一定ノ規則ヲ以テ其技術ノ要理

耗シ遂ニ公ニシテハ國家ノ殖益ヲ裨補スル能
 ハズ私ニシテハ自家營生ノ計ヲ畫立スル能ハ
 ガルニ至ルノ情勢ヲ免レズ蓋シ彼細民トシテモ
 其子弟ヲシテ有用ノ職業ニ服セシム其智徳ヲ
 養成セシムルヲ欲セザルニハ非ズ又其人雇役
 トナリ終身人道ノ何物クモ知ザルヲ憾ミザ
 ルニハ非ズト雖モ奈何セン之ヲシテ專門高等
 ノ學ヲ修ムレメントスルモ其力ニ堪ヘズ之
 ヲシテ有用ノ職業ヲ學ハレメントスルモ其道
 ヲ得ズ遠ニ心ナラズモ之ヲ雇役ニ終ヘシムル
 ナリ誠ニ慨嘆ノ至ニ堪ヘズ今ヤ之ヲ極力ニ緊
 要ナル方法ヲ採ヌルニ新クニ職工學校ヲ設ク
 ルニアリ果シテ此校ヲ設立スルテ得ハ則チ

ヲ教授スルニ非ザルガ故ニ其徒弟ハ大約五年
乃至十年ノ光陰ヲ費シ幾多ノ苦辛ヲ嘗ク然レ
後僅カニ能ク其手術ヲ覺得ルモ到底其要理ヲ
推究スルヲ能ハズ故ヲ以テ本邦ノ工藝萎靡振
ハズ之ヲ彼泰西ノ工藝ノ年々ニ巧緻ナルニ比
スレバ殆ンド天淵相反スルノ状況ヲ免レズ今
ニシテ措テ向ハズンバ恐クハ從來美名ヲ海外
ニ譽ゲシ我々二三ノ工業モ竟ニ泰西人ノ後ニ
落テ其聲價ヲ減スルハ智者ヲ待タズレテ辨知
スベシ且又維新以來ニ於テ泰西ノ工業ノ官ニ
私ニ採用シ以テ我殖産ノ端緒ヲ開キレモ勤
カラザリント或モ勤モスレハ目的ヲ誤リ事業
ヲ敗リ其私營者ノ如キハ産ヲ破リ家ヲ亡ボス

モノ纏學スルニ違アラヌ然ル所以ノモノハ職
トシテ其學術ニ根據ナク徒ラニ模倣ヲ主トセ
シニ由ラザルハトシサレハ今日本邦ノ工業
振作シ殖産ノ道ヲ履カントスルニハ必ズ先其
學術ヲ修メ然レ後其實施ヲ圖ラザルヲ得ズ今
其學術ヲ修メシムルノ方策ヲ求ムルニ亦必ズ
職工學校ヲ設クニテ果シテ此校ヲ設立ス
ルヲ得バ一ハ以テ彼將ニ萎靡衰退セントス
ルノ工業ヲ挽回スベク一ハ以テ世ノ起業者ニ
憑式スル所アラシムベク而シテ本邦殖産ノ道
ヲニテ旺盛ナラシムルヲ期シテ後ベキナリ然
ラハ則職工學校ノ設立ハ工業上ニ於テモ亦實
ニ今日ノ急務ト云フヘシ前所陳ノ如ク教育上

ヨリ論スルモ工業上ヨリ論スルモ今日ニ於テ
職工學校ノ設ケナカレバカラカレト明瞭ナ
リ而シテ此學校ヲシテ果シテ其功ヲ奏セシ
公私ヲシテ普ク其利ヲ享ケシメントスルニハ
全國中僅カニ二三校ニシテ足レリトスヘカ
ズ必ズ各府縣其土地ノ情況ニ隨ヒ一校若ク
ハ數校ヲ設立セザルヘカカラズ然レモ本邦未
嘗テ此種ノ學校ノ以テ他ノ標準トスヘキモノ
アラザルニ由リ府縣ニ於テハ頗ル其制規ニ因
シムモノ多カレバリ擬令否ラザルモ其教員ニ
適當スルモノナカレバキヲ以テ即今直ニ之ニ
起立スル能ハザルノ事情アルベキニ由リ先其
標準ヲ舉示シ右教員ヲ養成スルノ主旨ヲ以テ

今般本省ニ於テ職工學校ヲ東京ニ設立スルノ
儀ヲ許可アラントテ帝國此旨至急高裁ヲ仰
候也
明治十四年四月八日 文部卿福岡孝弟
太政大臣三條實美殿
伺ノ趣聞届候事
明治十四年五月十二日

東京高等工業学校時代





本館全景

東京高等工業學校歌

(明治三十九年制定)

中村 秋香 作歌

東京音楽學校 作曲

一、堤の櫻名に流れたる

隅田の川の西の岸

此處ぞ櫻にいやまさる

花咲き匂ひ馨はしき

果實を結ぶ工業の

木高き林の立つところ

二、強兵富國世に類なき

果實はやがて工業の

花に結ぶといはずやは

この林こそ其の花の

爲にと夙く開かれし

因由古き園生なれ



三、見よその若木は移して廣く

總ての土地よ繁りあひ

苗木は年々數知らず

園生の中に生立ちて

おの／＼花を競ひつゝ、

果實の貢獻に勉むるを

四、富強の果實を得る花園と

世に仰がれて隅田川

水の流れ乃常久ふ

生ひ繁り行くこの林

誇りて祝へ諸ともに

祝ひて誇れ諸聲に



東京高等工業學校歌

(大正十五年制定)

土井 晚翠 作詞

永井 建子 作曲

一、先には墨田の 流の岸に

今はた碑矣 大岡山に

東京高等工業學校

ほまれの歴史と 望の未來

つとめよ幾千 あゝわが健兒

二、亞細亞の光と かゞやく日本

東亞の一隅 波みな捲けば

國是は畢竟 工業重し

祖先の教よ 子孫の幸よ

つとめよ幾千 あゝわが健兒

三、形と色とに 巧をしめす

文化の精粹 その根は心

誠の一徳 基をなさん

祖國の榮と 世界の利との

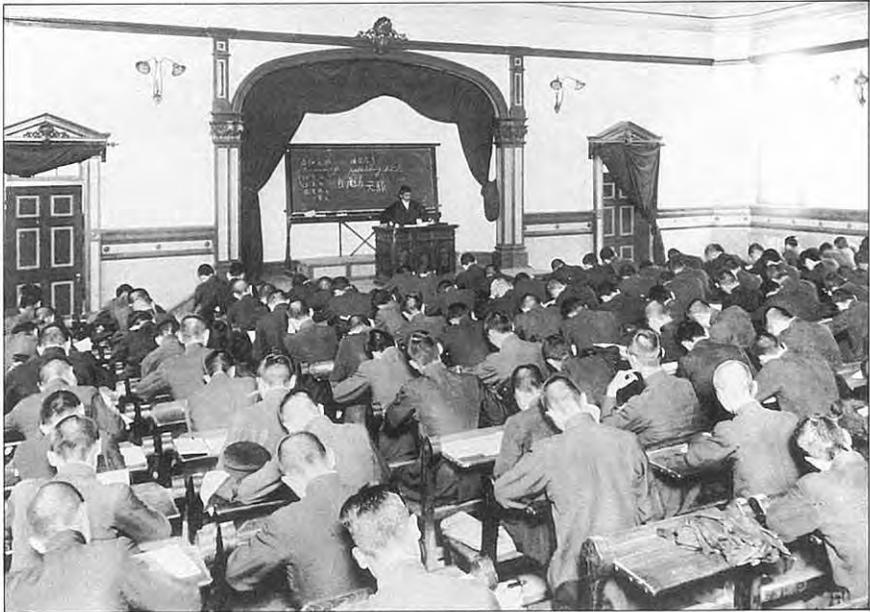
つとめよ幾千 あゝわが健兒



正 門



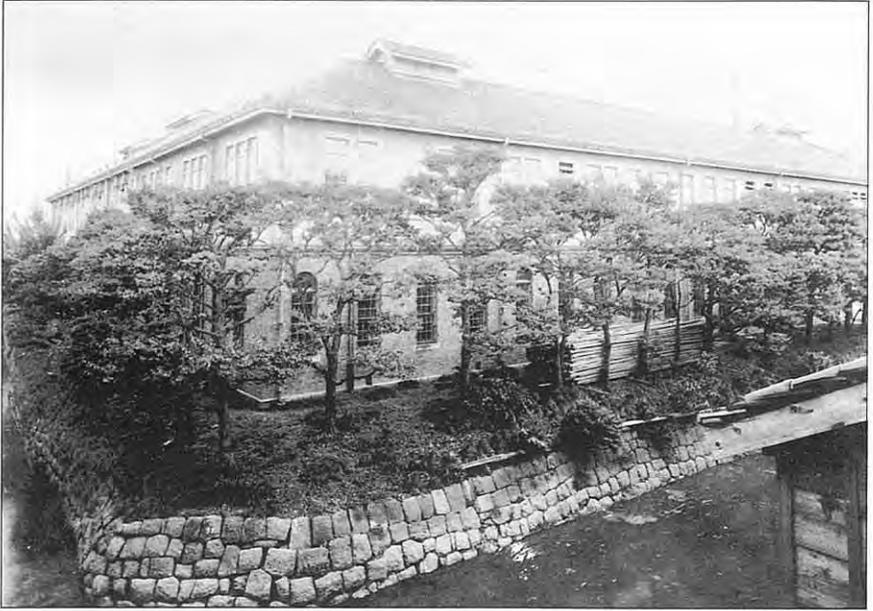
隅田川からの遠望



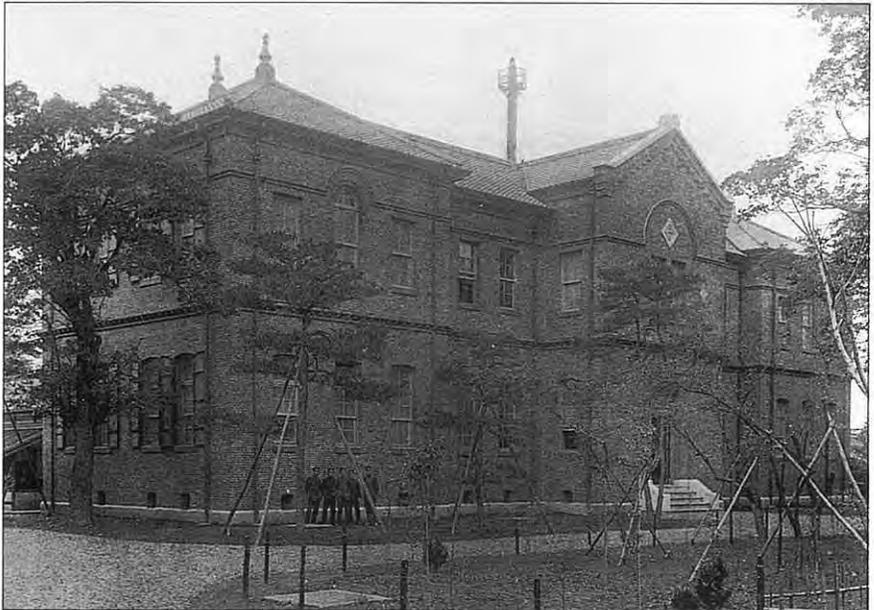
講堂における講義



本館 2階講堂

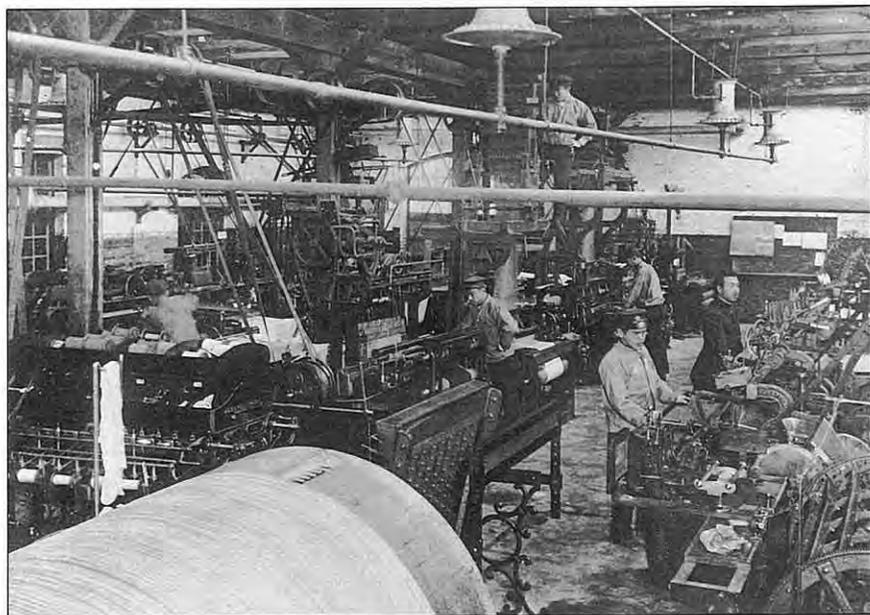


江戸時代の面影を残す堀割

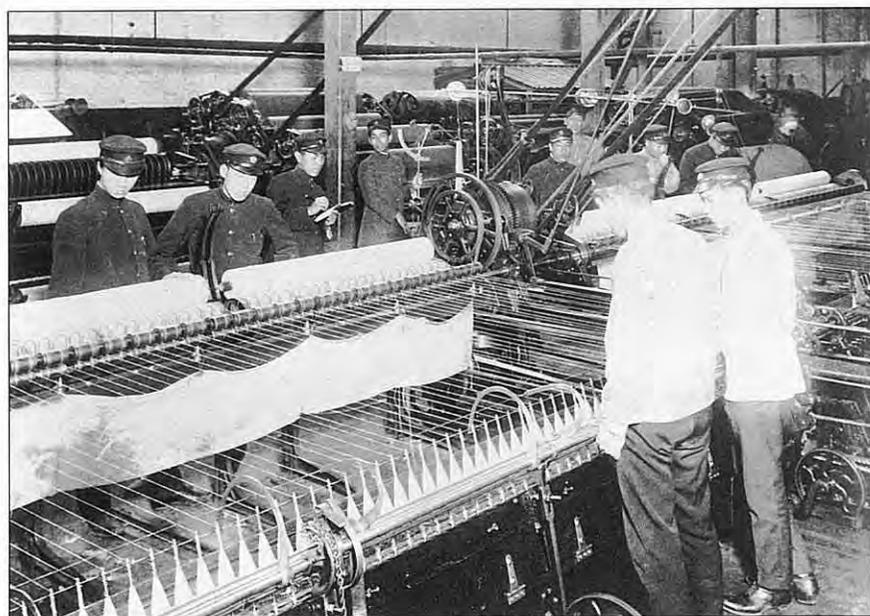


校舎

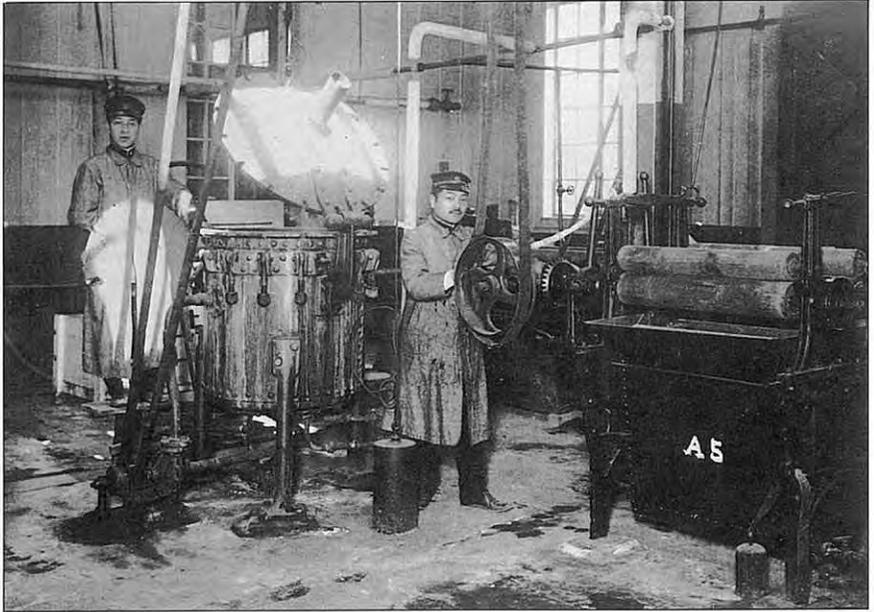
紡織科



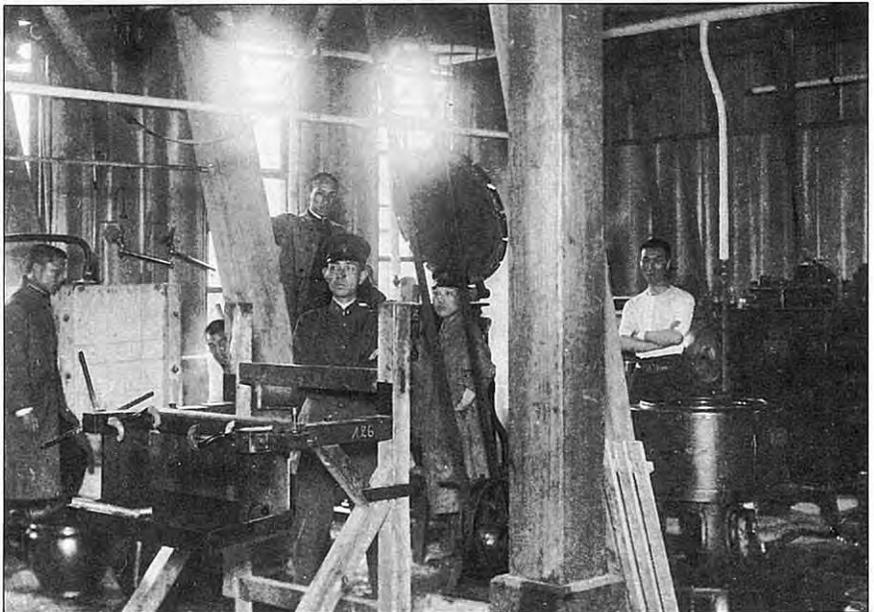
力織機工場



紡織工場



漫染精練工場



色染工場

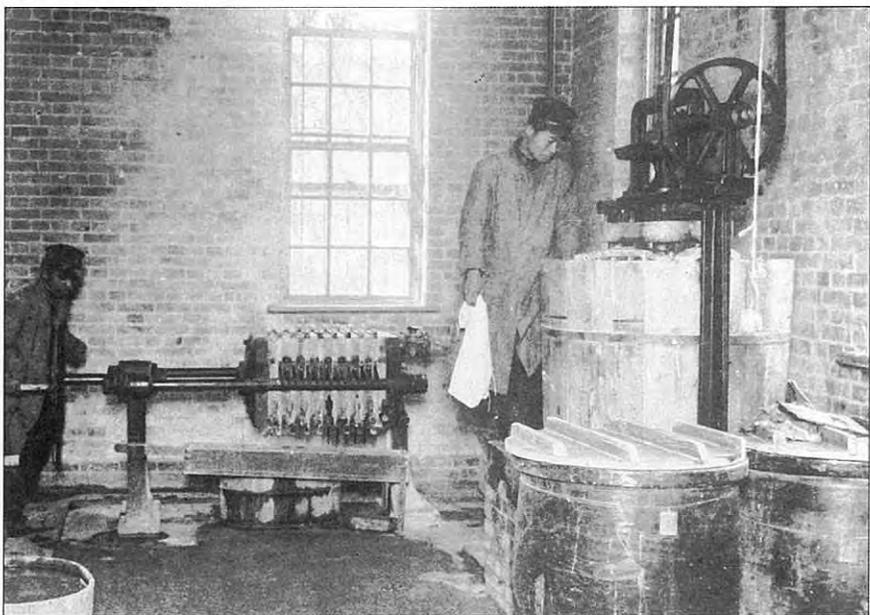
窯業科



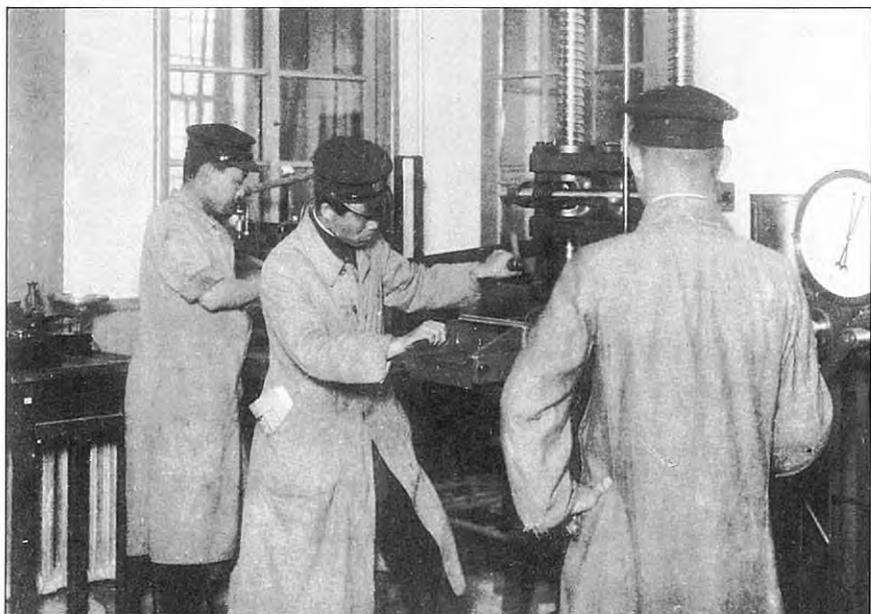
陶磁器実験室



陶磁器窯場



水 濾 場

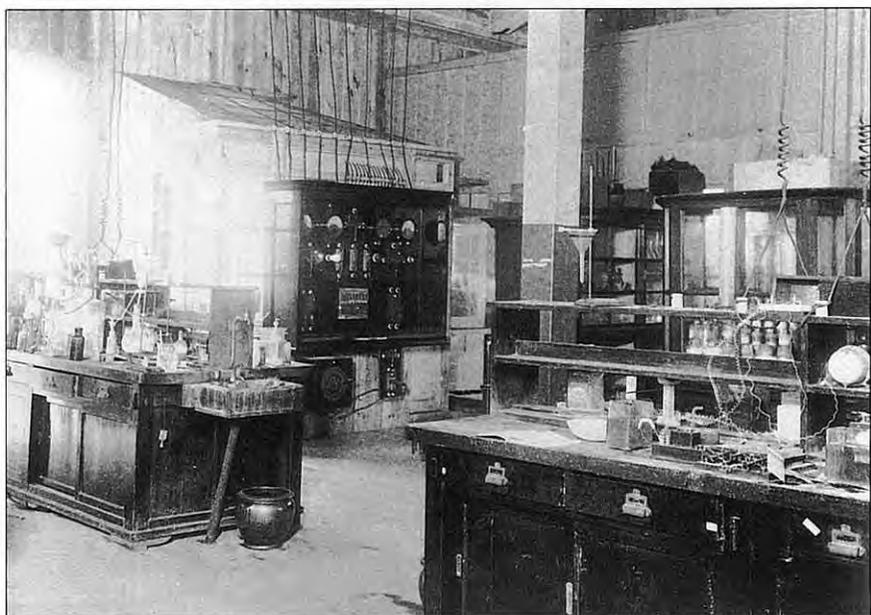


セメント実験室

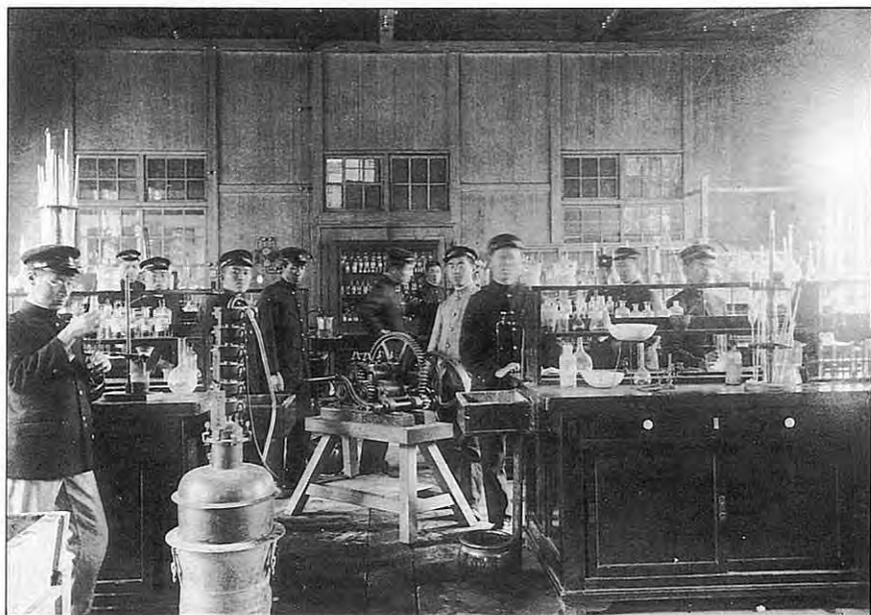
応用化学科



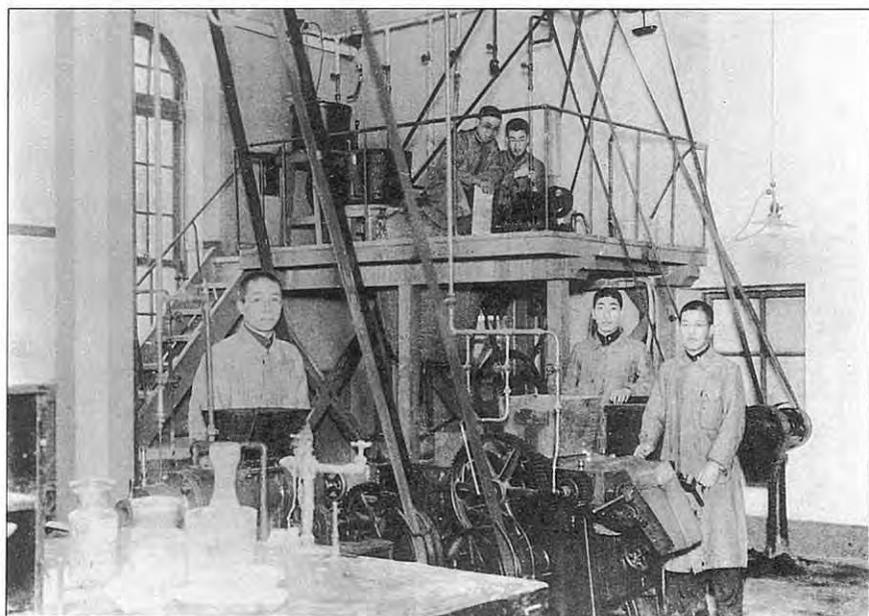
蒸溜室



化学実験室

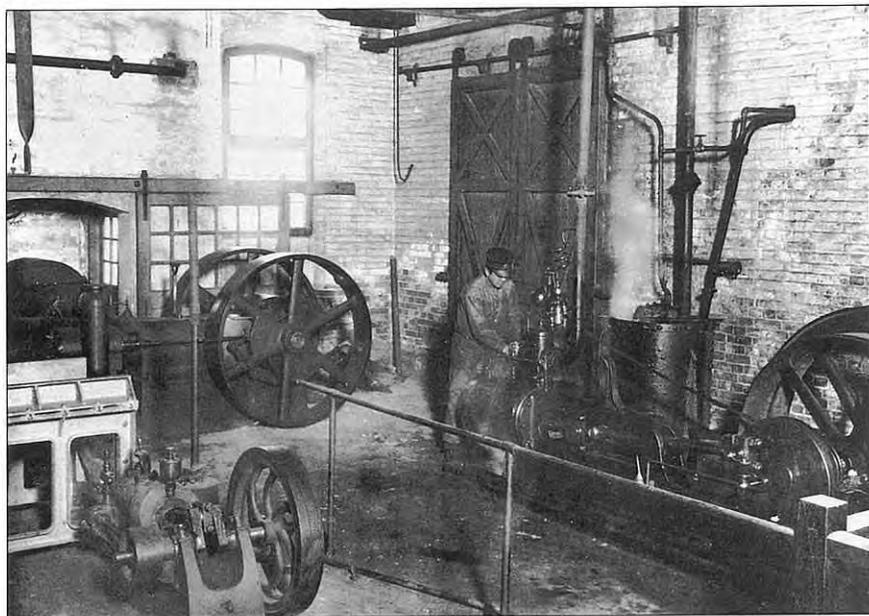


釀造精糖実験室



油脂工場

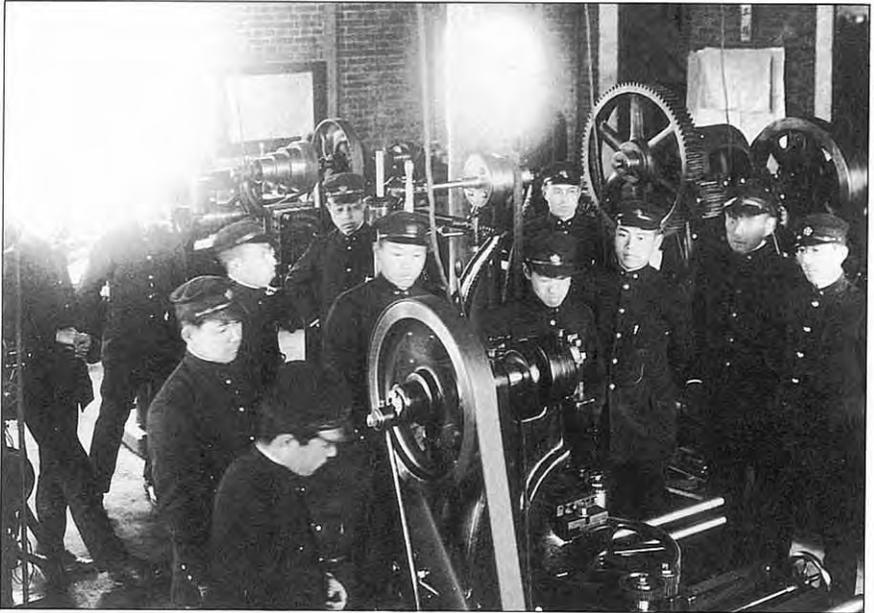
機 械 科



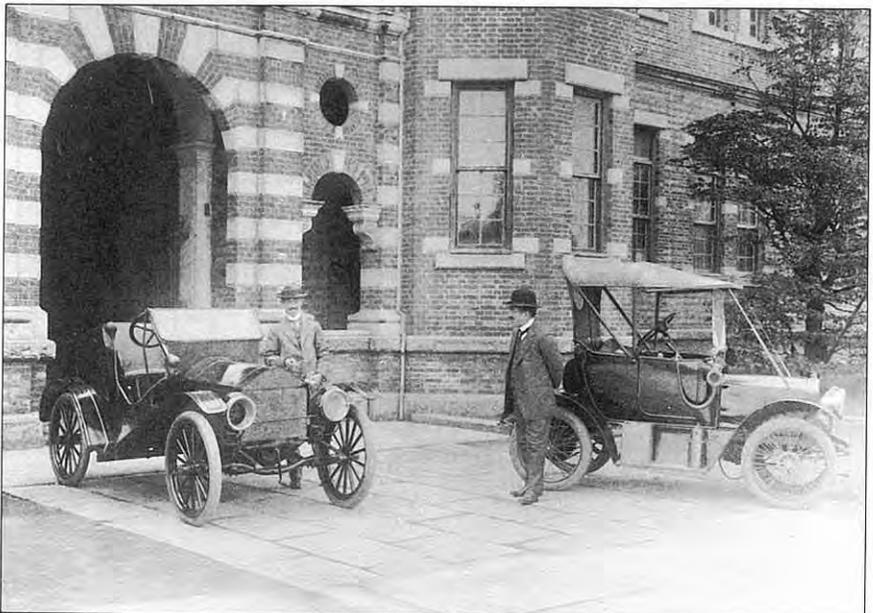
蒸気機関



水力試験所

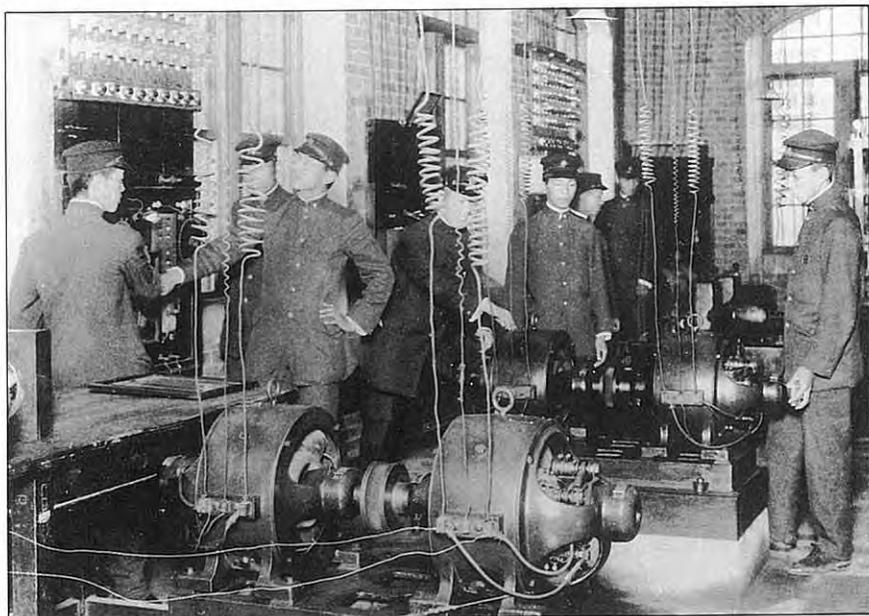


製作工場

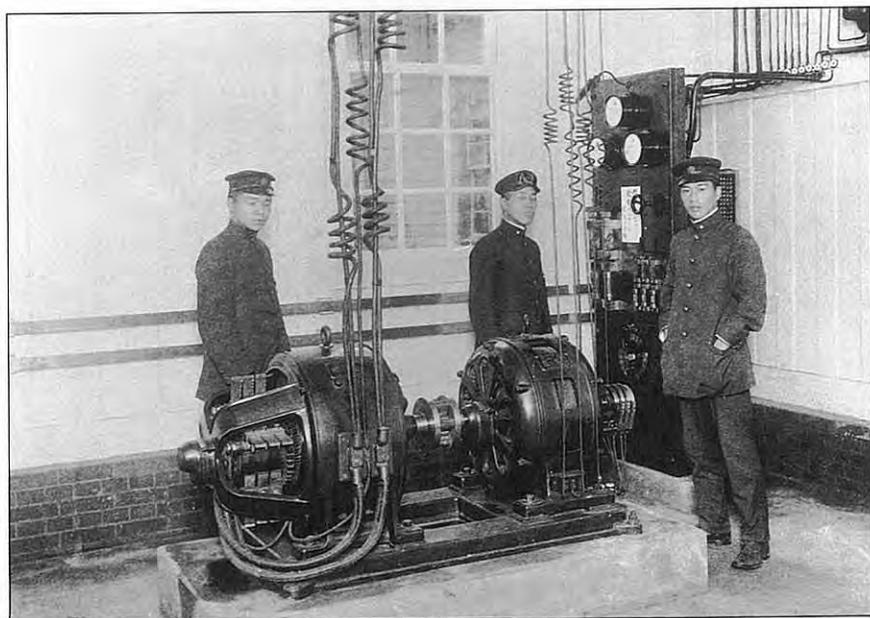


作製の自動車

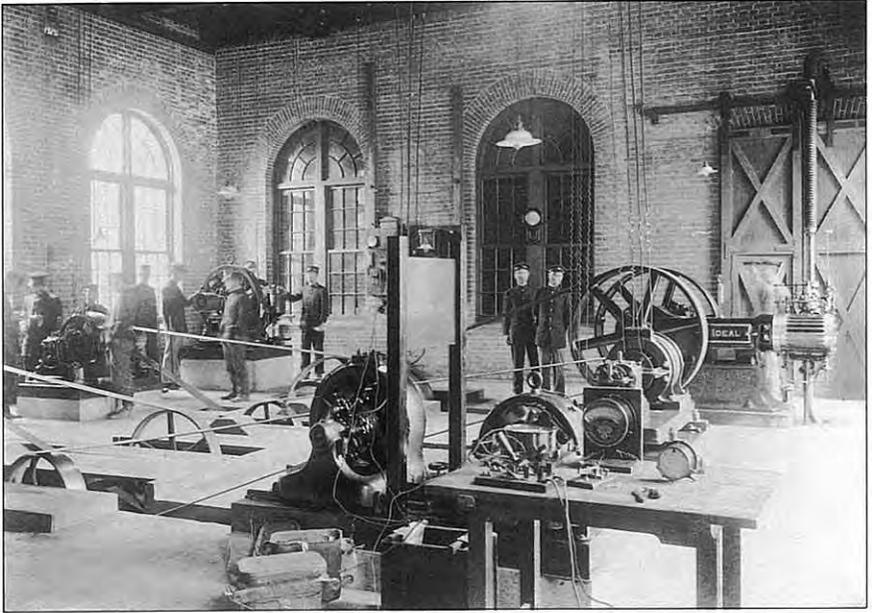
電 氣 科



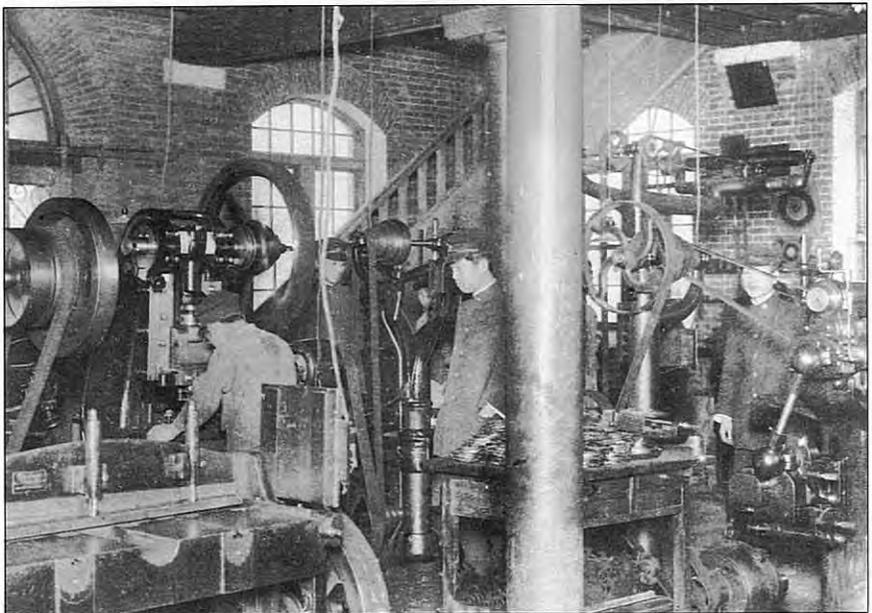
直流機實驗室



発 電 室



電気機械分科 実修工場



電気製作工場

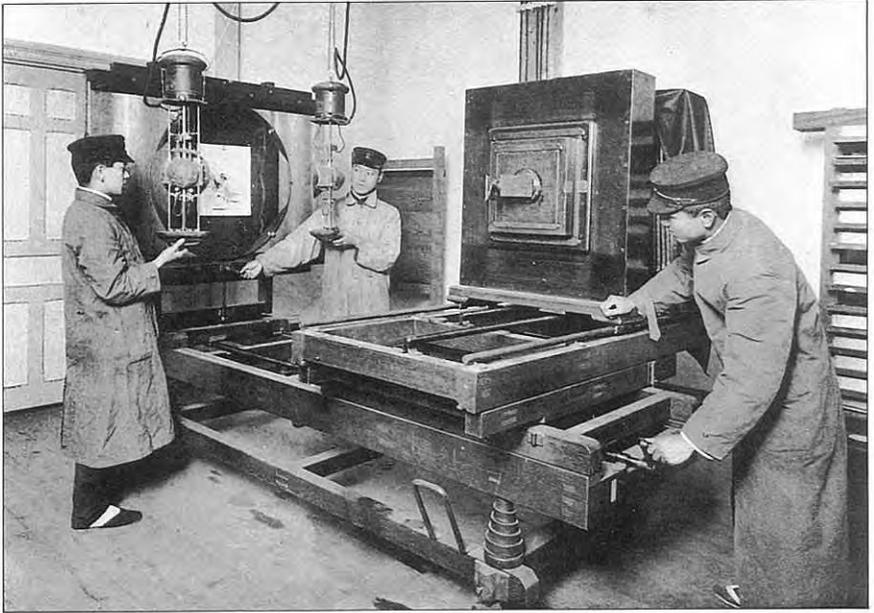
工業図按科



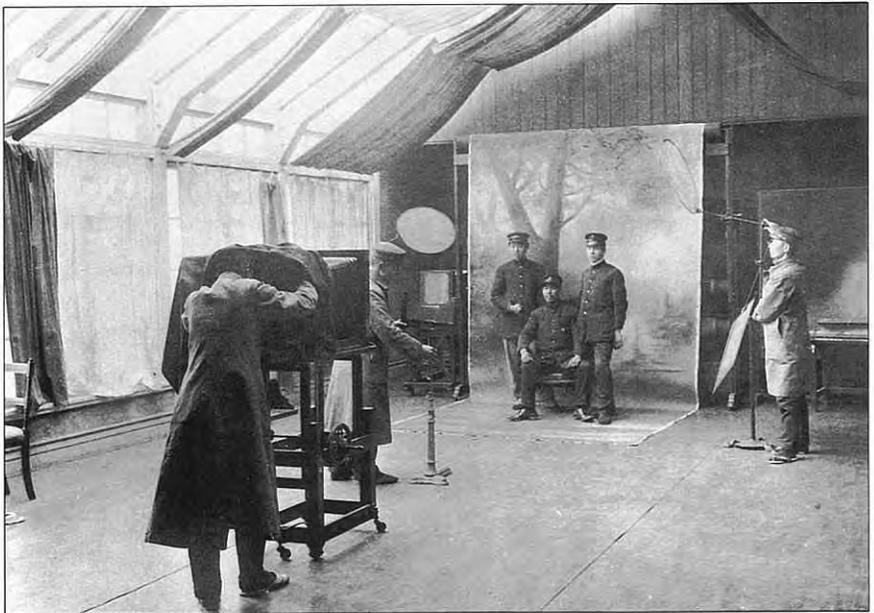
図按実修室



印刷室



製版撮影室

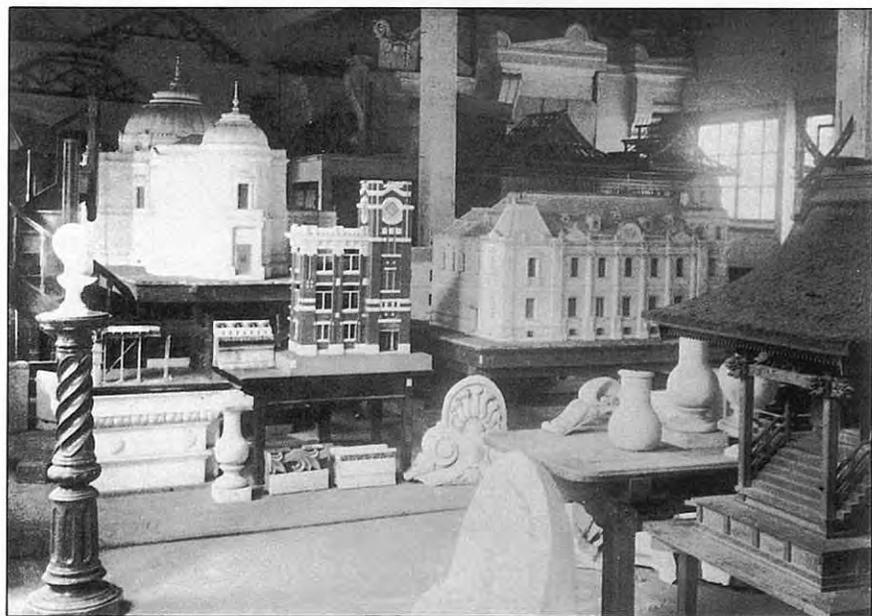


製版工場 写真撮影室

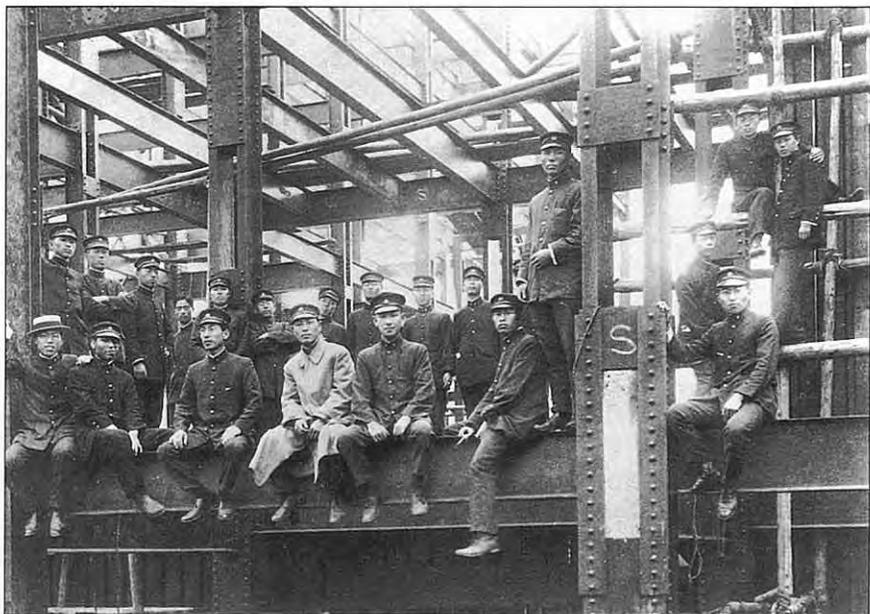
建築科



製圖室



標本室

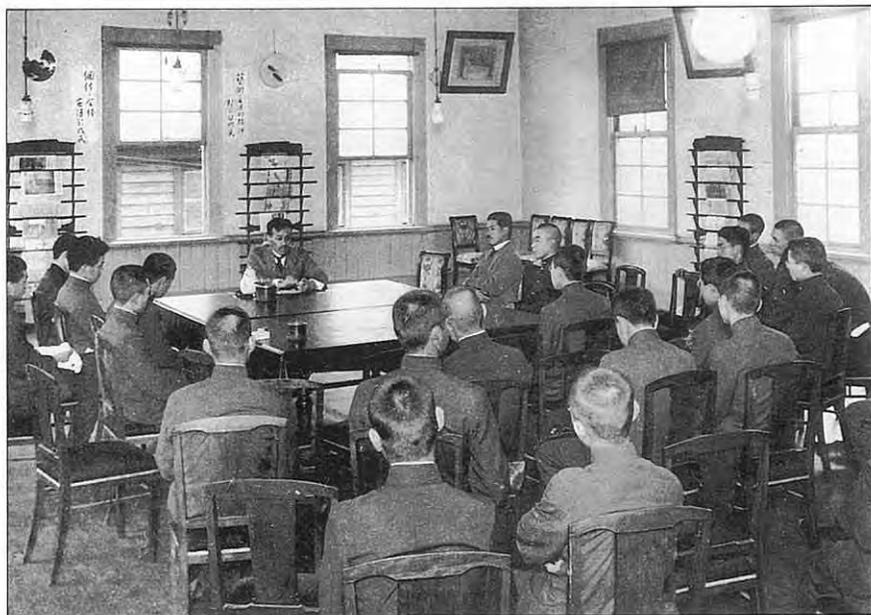


現場実習



記念日製作品

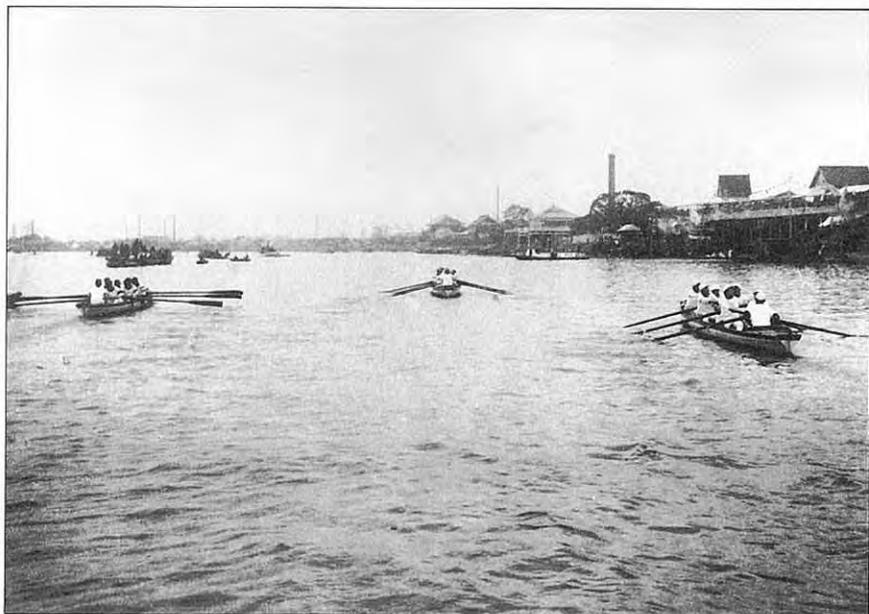
東京高等工業学校時代の課外活動



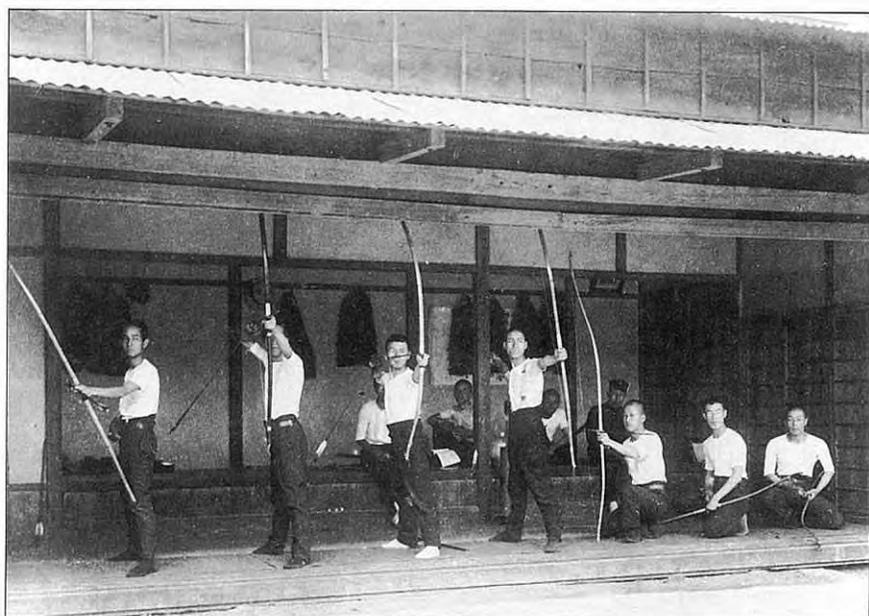
文芸部



オーケストラ



漕艇部



弓道部



柔道部



剣道部



武 道 館



庭 球 部

大学昇格運動



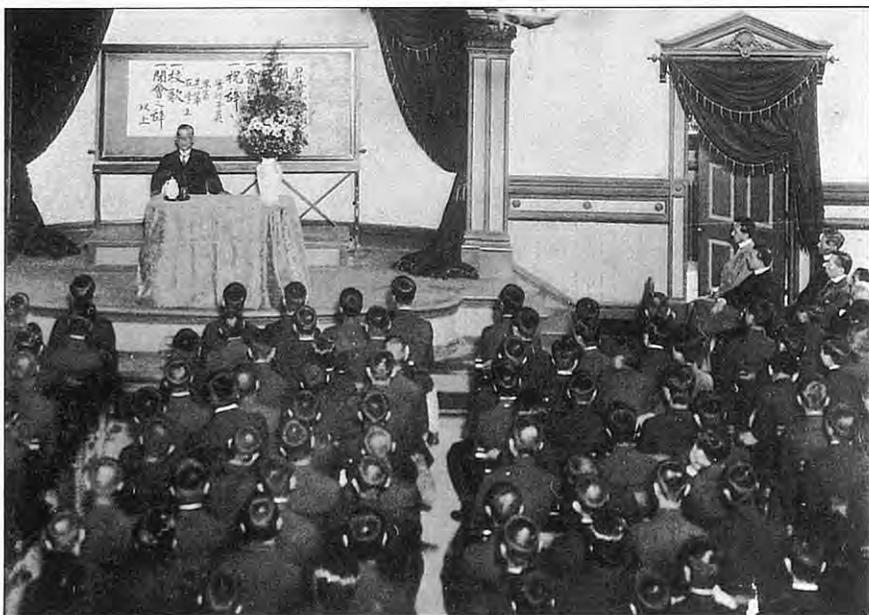
総退校決議大会



文部省前に集結した本校生



昇格祝賀会



同上

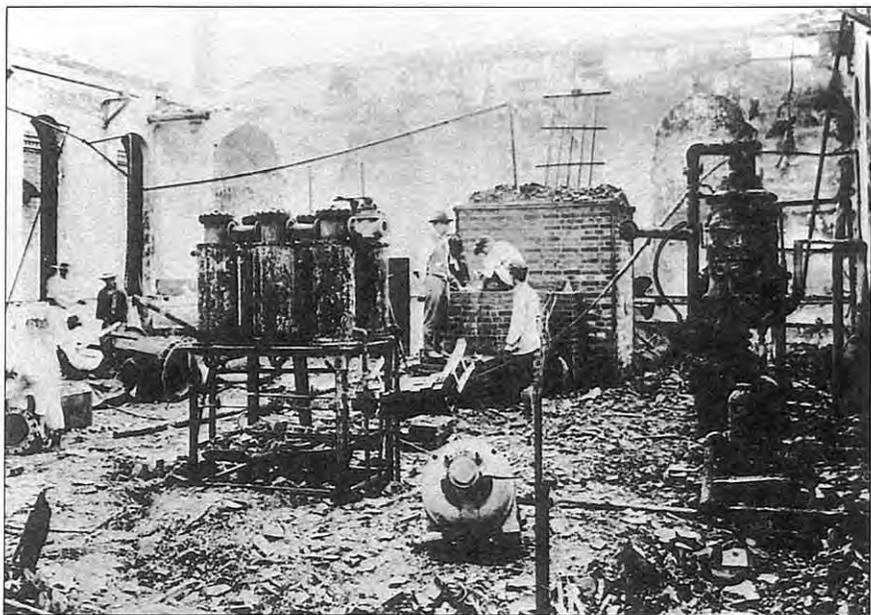
関東大震災被災状況



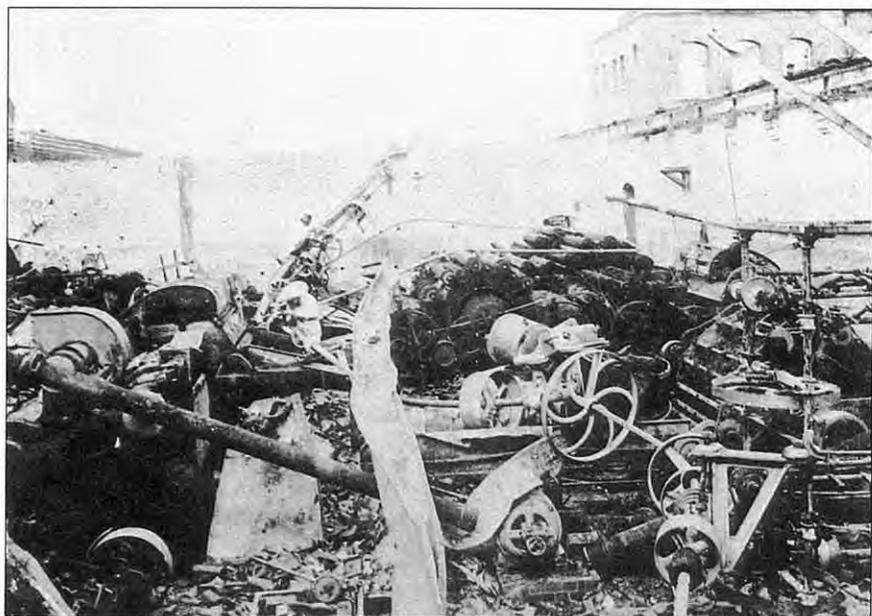
工場群



無残な姿をさらす本館

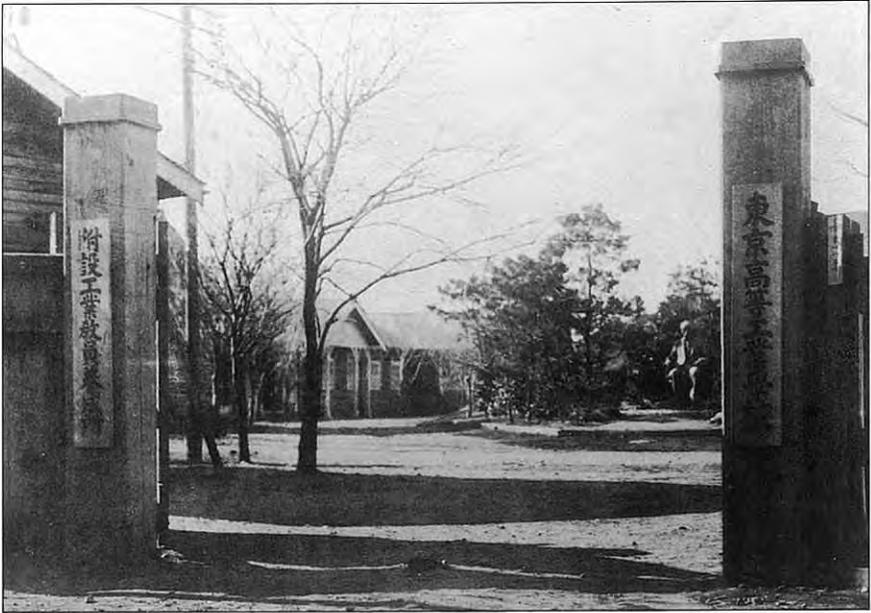


焼けただれた機械類



同上

大岡山移転以降



大岡山時代の東京高等工業学校正門



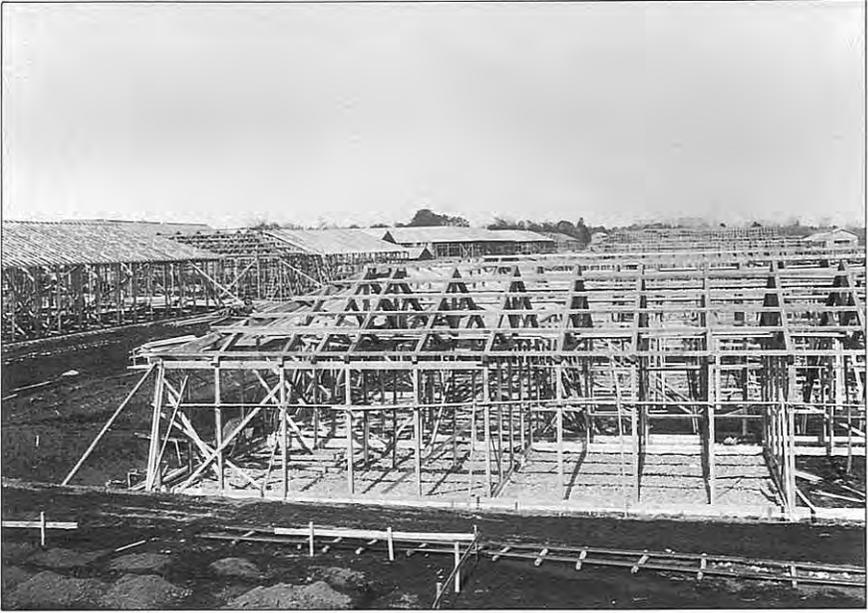
大岡山移転直後



仮校舎群



同上



飯 校 舎



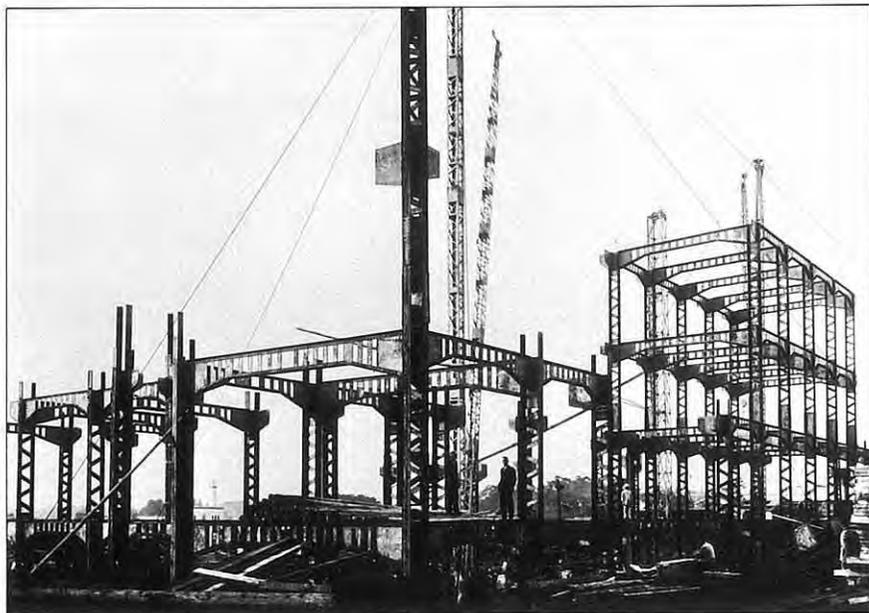
飯 校 舎 群



本館建設用地



本館建設基礎工事



本館鉄筋骨組み工事



枠組みをはずした本館



全容を現した本館



運動場よりみた本館



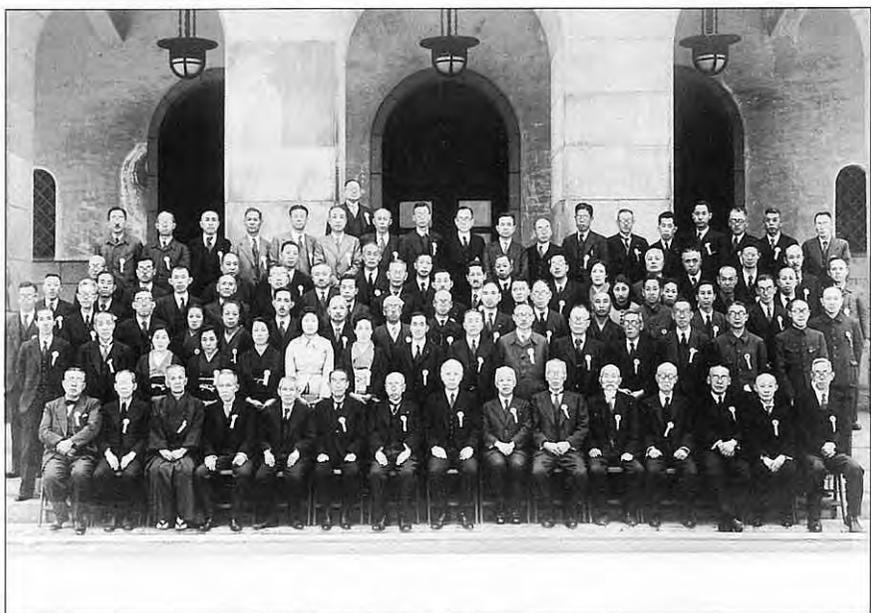
昭和4年(1929)当時の目蒲線大岡山駅



学生寮入口



創立60年記念学内解放(昭和15年11月9日)



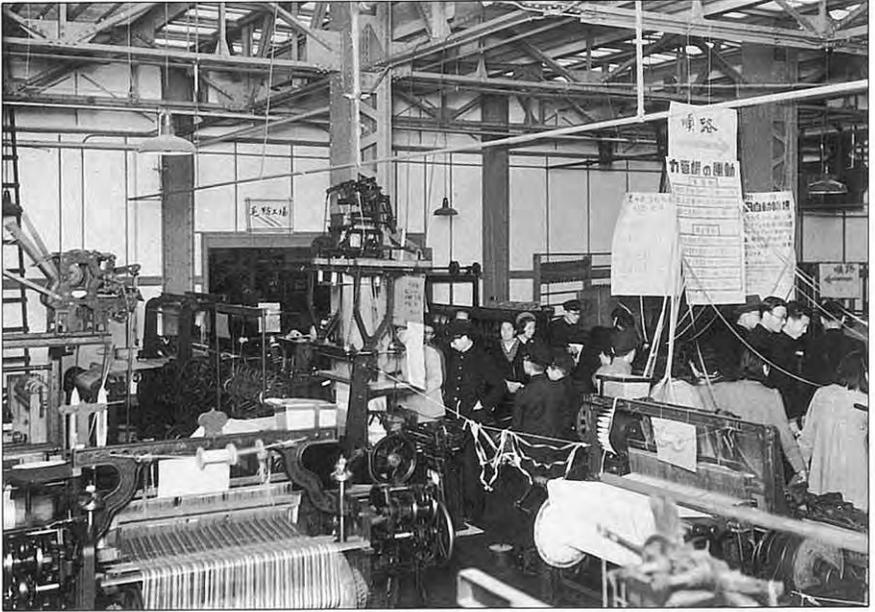
蔵前卒業30周年記念(昭和18年4月10日)



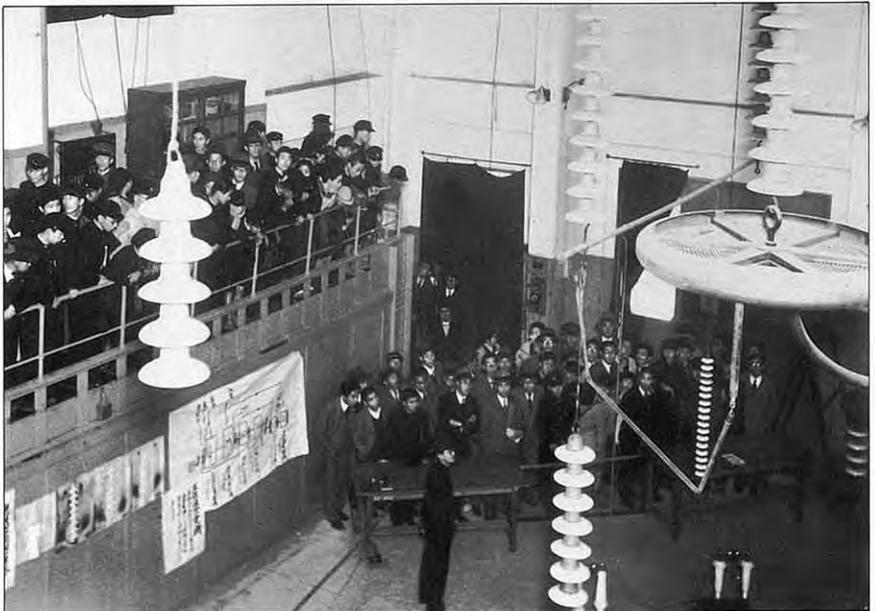
学内解放で展示された艦上攻撃機



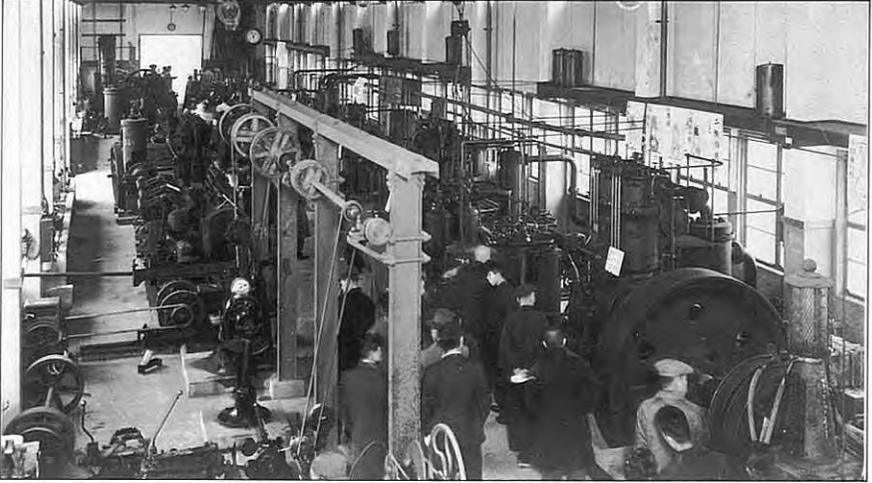
同 上



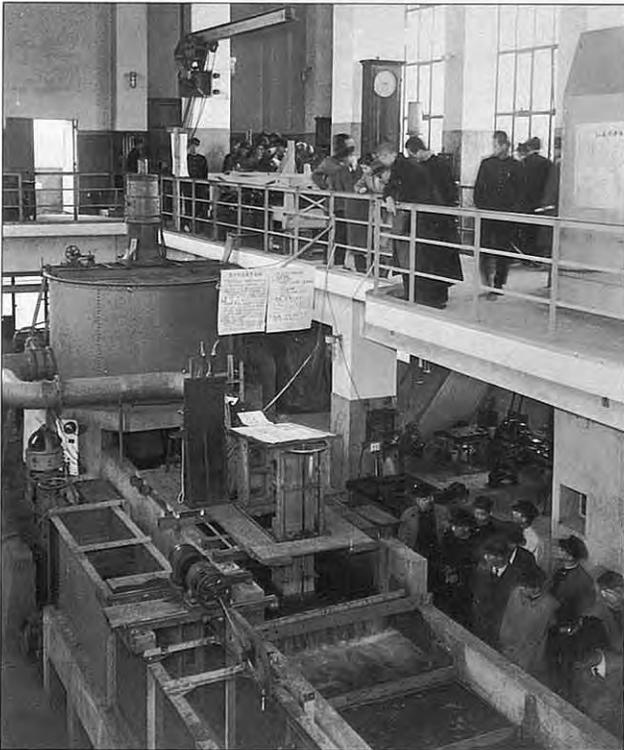
紡織学科 織維工場



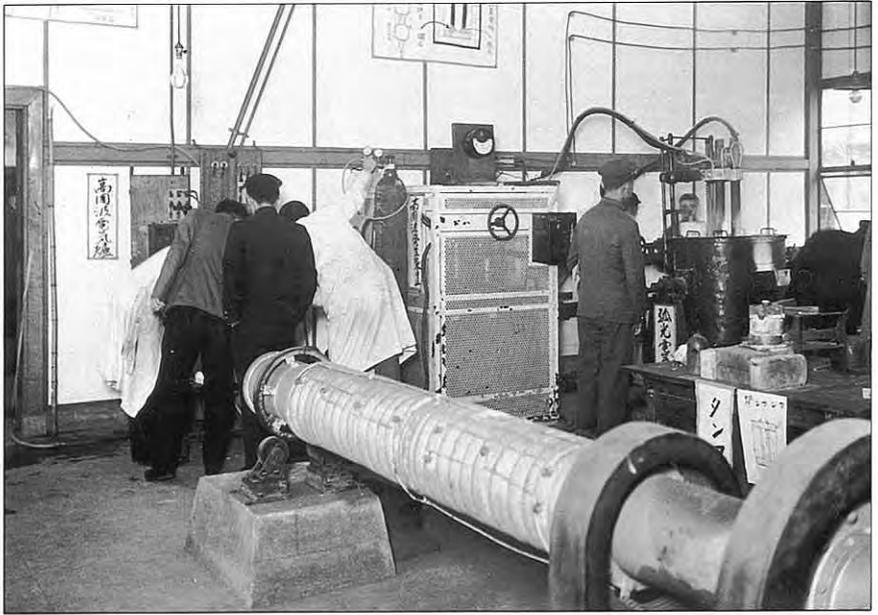
電気工学科 特高圧実験室



機械工学科 内燃実験室



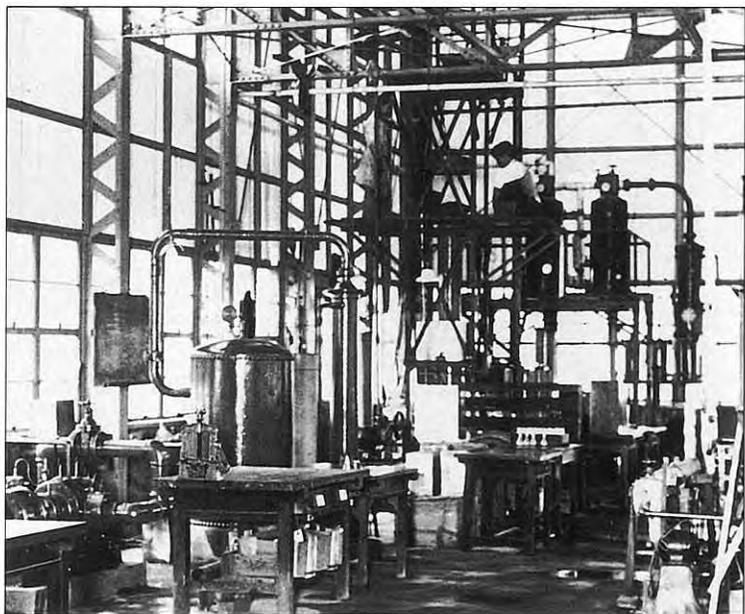
機械工学科 水力実験室



応化工場



航空機工学科 学内開放



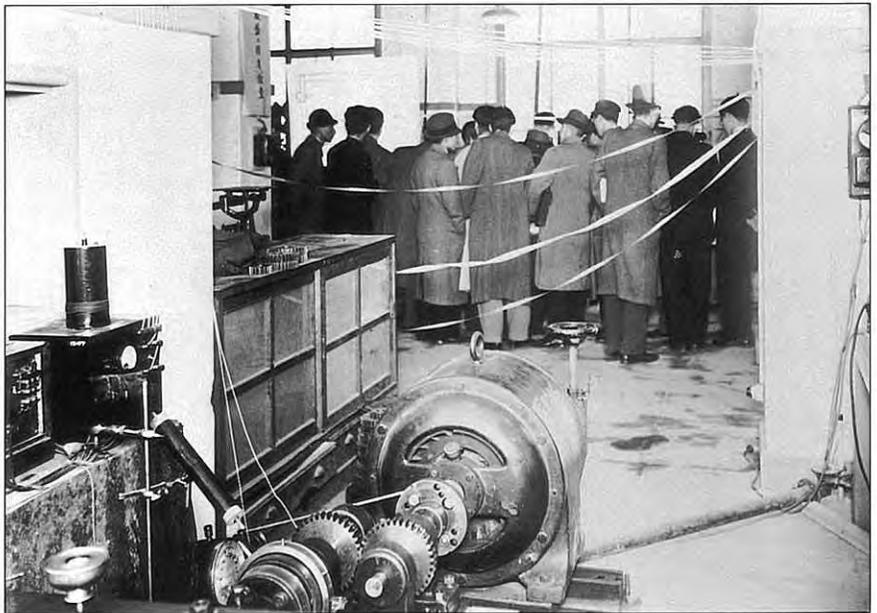
化学工学科 実験施設



化学工学科 実験工場



資源化学研究所 学内開放



精密機械研究所 学内開放



工業調査部 大陸物産展覧会



建築学科 卒業製作品展示



附属予備部 武田講師の出征



戦時下の名残り 迷彩をほどこされた本館(昭和23年3月)

大岡山キャンパスの現況



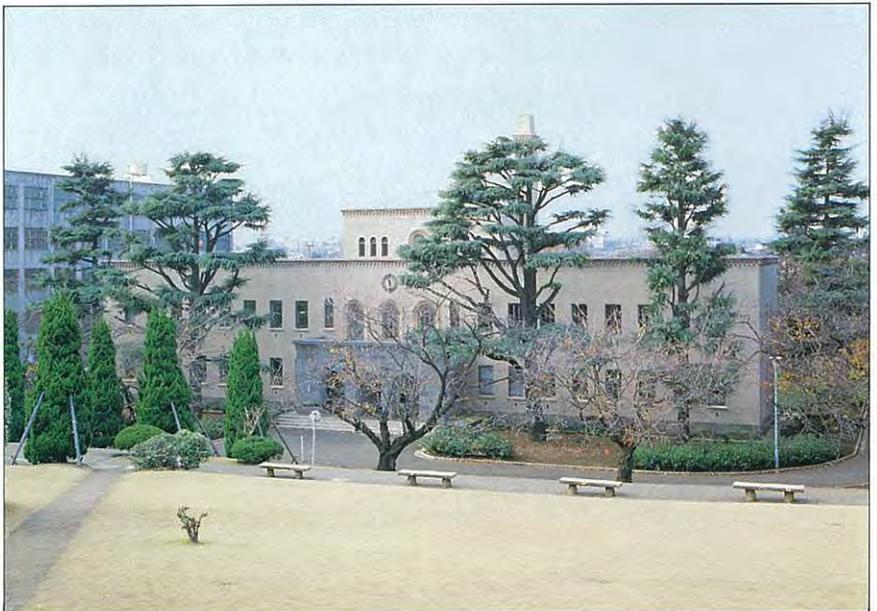
本館正面



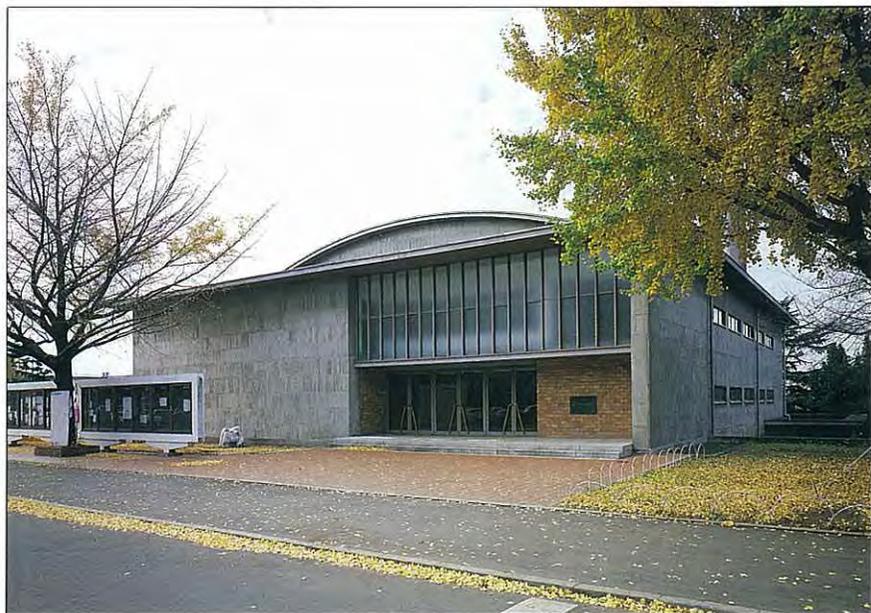
大学本部管理棟



水力実験室(大岡山移転後、最初の鉄筋コンクリート建物)



本館のミニチュア 分析棟



創立70年記念講堂



附属図書館



石川台地区



緑が丘地区

長津田キャンパスの現況



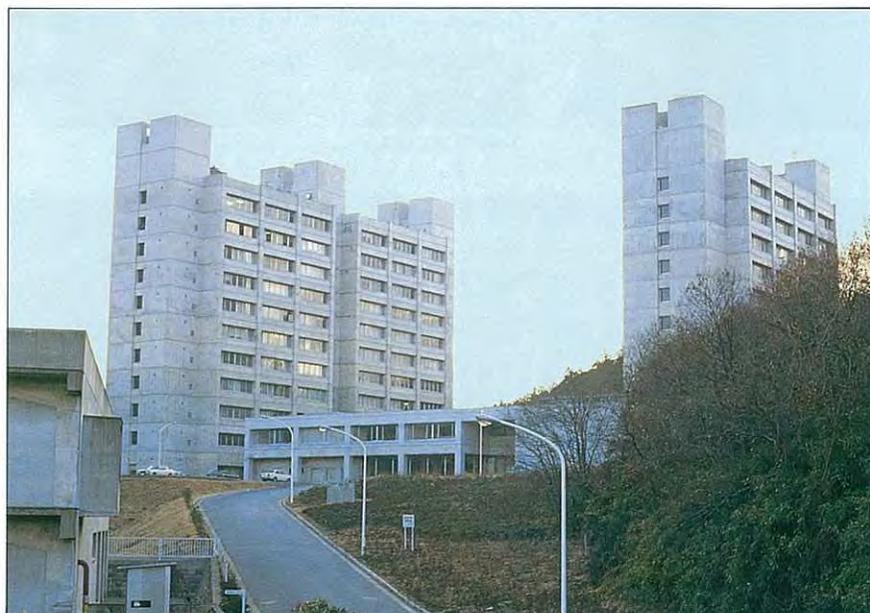
精密工学研究所 像情報研究施設



工業材料研究所



資源化学研究所 天然物化学研究施設



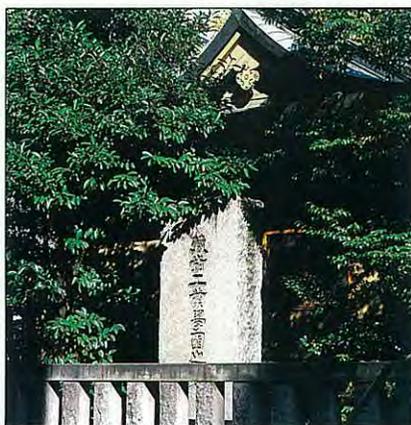
総合理工学研究科棟



工学部附属工業高校



本学同窓会館・蔵前工業会館



榊神社境内に建つ本学発祥記念碑(台東区蔵前)

刊行の辞

東京工業大学長 松田 武彦

東京工業大学は、昭和56年5月26日をもって創立満百年を迎え、簡素ながら厳粛な記念式典を挙行了。その際蔵前工業会から寄贈された「究理」と「精技」の2旒の旗は、創立百年のこの上ない記念品として本学に保存されている。

思えば、明治維新直後からわが国の工業立国の基礎としての、近代的工業技術の教育機関として、手島精一氏をはじめ多くの有識者の筆舌に尽くしがたい労苦の末、東京職工学校は明治14年に創立されたのである。その後幾多の困難な時期を乗り越えつつ、東京工業学校、東京高等工業学校として発展し、特に大正中期からの先輩諸公の血のにじむ運動の成果として、昭和4年の春に、本学は東京工業大学として大学昇格を果たした。

さらに、今次世界大戦後の混乱期において、いち早く大学改革を実施し、自由にしてかつ真理探求の念に燃えた、科学技術の教育・研究機関としての脱皮をはかり、また理学と工学の独立かつ連携的

発展を願って、昭和42年に複数学部制を実施した。加えて学際的大学院の教育・研究の充実のため諸大学に先駆けて総合理工学研究科という独立大学院を創設し、研究所等の長津田地区への移転と整備を行い、本学発展の基盤づくりを敢行した。

このような迂余曲折を経ながら本学が今日まで発展をとげてきた経過を、先輩諸公の労苦に感謝しつつ、かつ将来の一大飛躍の基盤ともすべくとりまとめたのが、この本学百年史である。それはおそらくわが国工業技術の教育・研究の百年史としても、十分意義あるものであろう。

この間に、百年史編集委員会およびその関係者が払われた、たゆみない努力に対して衷心より感謝するとともに、本書が単に本学ならびに蔵前工業会の会員にだけとどまることなく、広くわが国工業技術教育に関係のある方々によりひもとかれ、それぞれの分野でわが国の発展に寄与するところがあるよう希望するものである。

通史目次

口 絵

刊行の辞.....東京工業大学長 松田 武彦

前 編

第1章 明治前期の工業教育..... 1

第1節 明治維新政府と工業教育..... 1

明治維新政府の教育政策..... 1

学制における実業教育と開成学校..... 4

工部省による工業教育..... 5

工部学校の設立..... 8

工部大学校の工業教育..... 9

第2節 文部省管轄下の工業教育.....13

製作学教場の設置.....13

文部省内の工業教育推進者たち.....18

手島精一と教育博物館.....20

文部省による工業学校設立準備.....24

第2章 東京職工学校時代.....27

第1節 文部省の職工学校論.....27

文部省の工業教育キャンペーンと教育令改正.....27

職工学校設立の伺.....31

実業教育をめぐる文部省と農商務省の対立.....35

第2節 東京職工学校の創設	41
東京職工学校設立の宣言	41
学校規則の制定	42
正木校長の就任	45
東京職工学校時代のカリキュラム	48
創設期の教授スタッフ	48
校舎の建築	52
生徒募集と生徒動向	56
授業の開始	61
学校不振の打開策	62
ワグネルの赴任	63
褒賞給費規則の制定	71
第3節 帝国大学付属下の東京職工学校	73
帝国大学への移管	73
文部省による教育機構の一元化	77
職工学校時代の経費概算	83
東京職工学校第1回卒業式と卒業生の就職状況	85
第4節 東京職工学校の実学教育	89
工場実習と実験	89
現業実習	94
教官と生徒の交流	95
職工学校卒業生の活躍	97
再び文部省直轄の独立校へ	98
第3章 東京工業学校時代	103
第1節 手島精一の校長就任と改革	103
手島精一の校長就任	103
手島精一の職工教育論	110

3 目次

平賀義美の職工教育論	112
校名改称と学制改革	112
東京工業学校最初の卒業式	115
東京工業学校規則の制定	120
第2節 井上文部行政下における実業教育の制度化	136
井上毅の教育思想	136
伊沢修二の実業教育観	141
実業教育における実技中心主義	143
井上文部行政下における実業教育の法制化	148
第3節 東京工業学校の拡張	154
大阪工業学校の創設	154
東京工業学校の拡充・整備	161
工業教員の養成と工業教員養成所の設置	165
第4節 東京工業学校の専門学校化	168
高等学校の専門学校化	168
東京工業学校の専門学校化	171
手島校長の周辺	175
東京工業学校第二次拡張	178
第4章 東京高等工業学校時代	193
第1節 実業教育制度の整備と東京高等工業学校	193
校名の改称	193
地方都市における工業学校の設置	194
実業教育制度の整備と「実業学校令」の制定	202
「専門学校令」の制定	204
第2節 アジア留学生教育と東京高等工業学校	208
明治におけるアジア留学生の受け入れ	208

東京工業学校～東京高等工業学校における 清国留学生教育……………	213
手島精一と清国留学生……………	220
第3節 東京高等工業学校時代の整備拡充……………	223
学校規則の改正……………	223
学校設備の拡充と奨学金制度の確立……………	226
東京高等工業学校時代の施設，設備の拡充……………	229
第4節 東京高等工業学校の生徒動向……………	239
第5節 各科の変遷と設備研究試験の状況……………	250
大阪高等工業学校と本校……………	250
本校各科の状況……………	256
明治40年代以降の教務関係の変遷……………	288
第5章 大学昇格運動……………	307
第1節 高等教育拡張計画……………	307
「教育調査会」の設置……………	307
「臨時教育会議」と単科制大学……………	320
「大学令」公布と本校年限延長問題……………	345
高等教育機関の拡張と単科大学の創設……………	353
第2節 昇格運動の展開……………	362
昇格実行委員会の設置……………	362
昇格運動の激化と総退学騒動……………	373
昇格運動に対する文部当局の対応……………	383
臨時教育委員会の設置と本校昇格問題……………	388
議会における本校昇格問題……………	397
総退学再決議と蔵前工業会の活動……………	404

第3節	大学昇格の実現	411
	「教育評議会」の設置と本校昇格問題	411
	「教育評議会」の5校昇格案の答申	414
	議会における5校昇格案の承認	415
	大学準備委員会の設置	423
	関東大震災による本校の罹災	425
	大岡山キャンパスへの移転	430
	「官立工業大学設立委員会」の設置	437
第6章	旧制東京工業大学時代	445
第1節	教官スタッフの任命と大学官制の発布	445
	官立東京工業大学の発足	445
	官立工業大学第1回入学試験の施行と入学式	452
	学科と学則の制定	456
	各学科スタッフと担当科目	474
第2節	大学カリキュラムの制定	482
	学年制から科目制へ	482
	官立工業大学第1回卒業式	506
	各科卒業生の就職状況	507
	本学および帝大工学部入学志願者動向	508
	本学入学志願者の出身学校動向	509
第3節	大学発足以後の教務関係の変遷	515
	教職員の増員と附属予備部の設置	515
	建築材料研究所の設置	527
	復興事業と新キャンパスの整備	533
	理科教室の増設と工業調査部の設置	549
第4節	戦時体制下の学科，研究所・養成部等の新設	553
	航空機工学科の新設と学生増募	553

化学工学科の新設	557
建築学科の増設	563
金属工学科の新設	564
燃料工学科の新設	569
資源化学研究所の設置	570
精密機械研究所の設置	575
窯業研究所の設置	580
電子工学研究所の設置	592
臨時工業技術員養成所の設置	593
戦前最後の職員録による本学の教職員	602
附属工業専門部の設置	629
学生の勤労働員と研究室疎開	636
大学院特別研究生制度の設置	642
旧制大学時代の学長と事務官	643

後編

第1章 大学改革と新制大学の発足	663
第1節 〔終戦直後の大学改革の機運〕	663
第2節 東京工業大学刷新要綱	672
第3節 教授総会申合せ事項	675
第4節 改革の実践	681
1. コース別課程制の発足	681
2. 系および運営委員会	683
3. 研究協力部、同委員会と学内研究発表会	685
4. コース委員会	686
5. 学部入学試験制度の改正	687
6. 部屋割調整委員会の発足	694

第5節	新制大学の発足	696
1.	新制大学の準備	696
2.	新制大学の制度化	698
3.	本学の対応	701
第6節	この時代の関連事項	710
1.	科学教育研究室の設置	710
2.	附属工業専門部の廃止	710
3.	繊維技術研究工場の設置	710
4.	刊行物委員会および図書館委員会の設置	710
5.	工業振興会, 学術文献普及会	711
6.	東京工業大学協同組合	712
7.	職員バッジの制定	712
8.	学友会組織	713
9.	石井茂助総務部長の逝去	713
付録1	改革後のコース別カリキュラム	715
付録2	仮設講座, 研究室等ニ関スル調査表	735
付録3	学習案内	736
第2章	大学院の設置と研究所の統合	765
第1節	大学院基準の制定	765
第2節	本学における大学院および研究所の検討	767
第3節	和田学長の逝去と内田学長の選出	778
第4節	研究所の整備・統合	783
第5節	この時代の関連事項	792
1.	附属予備部および附属高等工業教員養成所の廃止	792
2.	附属工業高等学校の接収	793
3.	名誉教授に関する規程の制定	794

4.	創立70年記念事業	796
5.	大学歌の制定	799
付録1	学科課程委員会規程	801
付録2	東京工業大学歌	803
第3章 学科制度の復活と学部の拡充		805
第1節	理工学部準備委員会の発足とその審議	805
1.	委員会発足までの状況	805
2.	委員会の審議内容と理工学部設置	809
第2節	学部学生増募対策の検討	812
第3節	学生増募の進行と管理運営の検討 ——学科制度の復活——	817
第4節	工業教員養成所の設置	826
第5節	学科の新設と改組並びに教官の充実	829
第6節	この時代の関連事項	835
1.	印刷技術研究施設の新設	835
2.	原子炉研究施設の設置と研究所昇格	836
3.	東京工業大学史料委員会	837
4.	酵素化学研究施設の設置	838
5.	東京工業大学創立80年記念事業と後援会の発足	838
付録1	新講座別現員調	843
付録2	東京工業大学学部学生増募対策委員会規程	850
付録3	学部学生増募対策委員会報告	852
付録4	東京工業大学学長選考規程	857
付録5	東京工業大学学位規程	859
付録6	管理運営に関する検討委員会報告	862

付録7	東京工業大学学部の系，学科に関する規程	864
付録8	東京工業大学運営会議規程	866
付録9	東京工業大学常置委員会規程	867
付録10	東京工業大学教授会規程	868
付録11	印刷技術研究施設設置に伴う措置に関する件	869
付録12	東京工業大学総合研究館建設事業資金 募金会会則	870
付録13	財団法人東京工業大学後援会寄付行為	872
第4章	複数学部制の実施	877
第1節	複数学部制問題の淵源	877
第2節	複数学部制「中間報告」と「経過報告」	886
第3節	東京工業大学拡充計画案	892
第4節	複数学部制委員会の審議と採決	897
第5節	複数学部の体制整備	904
付録1	複数学部とした場合の管理運営組織 に関する中間報告	909
付録2	東京工業大学拡充に関する当面の構想案	915
付録3	常置委員長会議の報告	920
付録4	東京工業大学拡充計画委員会規程	922
付録5	東京工業大学拡充計画案	923
付録6	本学の拡充計画案に関連して教授会で 討議された問題点に対する説明	927
付録7	複数学部制委員会経過報告	930
付録8	東京工業大学の改組拡充計画（案）	932

付録9	東京工業大学学則	937
付録10	東京工業大学教授会通則その他	949
付録11	本学の教育に関する報告	951
付録12	東京工業大学の学内管理体制について	954
付録13	複数学部制委員会報告	956
付録14	複数学部制になった場合の常置委員会について	963
付録15	大学院の運営	964
付録16	教官選考について	966
付録17	理工学部学生の身分取扱方法について	967
付録18	教務会議の移行措置について	968

第5章 大学紛争と大学改革 969

第1節	大学紛争前史	969
第2節	新寮建設問題と交渉の決裂	973
第3節	大学封鎖と交渉継続の努力	982
第4節	大学機能の回復と改革案の提示と検討	990
第5節	改革の実施と大学紛争の収束	1006
	1. 改革の実施	1006
	2. 学寮問題の最終的処理	1010
第6節	この時代に関連した諸事項	1018
	1. ユネスコ国際大学院研修講座の開設	1018
	2. 新図書館の建設	1018
	3. 学生災害対策の整備	1018
付録1	本学学寮の基本方針および その整備目標について(報告)	1020

付録 2	覚え書	1026
付録 3	東京工業大学寄宿舍規則	1027
付録 4	1月26日全学教授会声明	1029
付録 5	全学生諸君へ	1031
付録 6	学内改革案	1035
付録 7	大学院制度の改革について	1047
付録 8	研究体制の改革について	1056
付録 9	東京工業大学組織案	1065

第6章 長津田地区建設と総合理工学研究科

の発足.....1073

第1節	岡部（長津田）地区新キャンパスの獲得	1073
第2節	長津田地区利用の具体的計画	1077
第3節	長津田地区の建設と総合理工学研究科の発足	1081
第4節	総合理工学研究科の発展	1084
第5節	この時代の関連事項	1084
	1. 保健管理センターの設置	1084
	2. 総合情報処理センターの設置	1085
	3. 教育工学開発センターの設置	1086
	4. 大岡山現代講座の発足	1087
	5. 留学生会館の竣工	1087
付録 1	研究所が岡部地区に移転する場合の 学内協力に関する学長提案	1089
付録 2	岡部地区利用に関する申し合わせ事項	1090
付録 3	東京工業大学長津田地区利用委員会規則	1092
付録 4	岡部地区における研究・教育組織の新構想	1094

付録5	東京工業大学長津田地区の使用計画	1097
付録6	大学院総合理工学研究科	1112
付録7	総合理工学研究科教授会準備会に対する 学長からの諮問について(答申)	1113
付録8	協力講座新任教官の選考等について	1116
第7章 大学の将来計画と創立百年記念事業 ……………1117		
第1節	将来計画委員会の発足	1117
第2節	大岡山地区将来計画委員会の審議経過	1119
第3節	田町地区将来計画委員会の審議	1128
1.	「中間報告」の内容	1129
2.	その後の審議経過	1130
第4節	将来計画会議の発足と審議結果	1132
第5節	創立百年記念事業計画と百年記念式典の挙行	1136
1.	東京工業大学百年史の編集	1136
2.	百年記念事業実施委員会の発足	1138
3.	創立百年記念式典の挙行	1140
	(1) 創立百年記念式典学長式辞／(2) 田中龍夫文部大臣 の祝辞／(3) 日本学術会議会長伏見康治氏の祝辞／(4) 国立大学協会会長代行香月秀雄氏の祝辞／(5) 蔵前工業 会理事長白沢富一郎氏の祝辞	
第6節	大学の現状	1152
第7節	この時代の関連事項	1164
1.	学部入学試験制度の改革	1164
2.	理工学国際交流センターの設置	1165
3.	情報伝達システムの整備	1166
4.	長津田地区整備計画委員会等	1168

5.	廃棄物の処理と健康安全管理体制の整備.....	1171
6.	超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡の設置.....	1172
7.	東京工業大学百年記念事業資金募金会の発足.....	1173
付録 1	大岡山地区及び田町地区の将来計画 について (案).....	1179
付録 2	大岡山地区将来計画委員会審議経過報告書.....	1181
付録 3	原子炉工学研究所将来計画.....	1185
付録 4	大岡山地区将来計画委員会中間報告書.....	1197
付録 5	田町地区将来計画委員会中間報告.....	1203
付録 6	田町地区将来計画委員会審議経過報告 (その一)...	1207
付録 7	田町地区将来計画委員会審議経過報告 (その二)...	1209
付録 8	東京工業大学工学部附属工業高等学校 連絡協議会内規.....	1215
付録 9	東京工業大学将来計画会議, 教育計画 部会 (報告) その他.....	1216
付録 10	東京工業大学創立百年記念事業実施委員会規則...	1259
付録 11	東京工業大学長津田地区の建設と整備.....	1260
付録 12	総合情報伝達システムについて.....	1339
付録 13	東京工業大学長津田地区整備計画委員会規則.....	1343
年 表	1347

前編

第1章 明治前期の工業教育

第1節 明治維新政府と工業教育

明治維新政府の教育政策

東京工業大学は、明治14年（1881）5月26日創設された東京職工学校にその源を発する。

爾来、本学は日本の近代化の進展と並行しつつ拡充整備され、昭和56年（1981）5月26日、創立100年を迎えた。

創立100年という時点に立って本学の歩みをみると、本学の歴史は日本の近代化の過程の中で、工業と工業教育の発展に資すること多大であり、順調な歩みであったと思われるが、100年の歴史のそれぞれの段階では紆余曲折もあり、時には廃校の危機に瀕することもあった。

東京工業大学100年史の前編は東京職工学校、東京工業学校、東京高等工業学校、旧制東京工業大学の歴史過程を跡づけ、昭和20年（1945）8月までとし、後編部分に引きつがれる。

東京職工学校が創設されたのは明治14年5月26日であったが、創設に至る経緯を同時代の教育制度とのかかわりにおいて見ていきたい。

明治前期における教育制度は「初等普通教育」の一般的普及と、「高等専門教育」の整備充実が第一義とされた。

明治5年（1872）8月に「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」という国民皆就学を意図して制定された「学制」は、「徴兵令」（同年11月）、「地租改正」（明治6年7月）と並んで、明治国家の達成目標である「富国強兵」「殖産興業」政策の重要な一環をなしていた。

すでに明治元年（1868）、木戸孝允が建言書案で学校教育の普及を「国の富強」を図るための「今日の一大急務」と述べ、2年後、岩倉具視が建

国案の中で「国家ヲシテ文明ニ導キ、富強ニ赴カシムルコト、人智ノ開進ニ在ルハ勿論ニシテ」と述べていたように、伊藤博文や森有礼を含めて、当時の明治政府当局者たちにとっては「教育」が「建国」、つまり富国強兵を推進し、日本の近代化を達成すべき重要なモメントであると認識されていた。

「初等普通教育」と「高等専門教育」は日本の近代化を推進する車の両輪として政府当局者の関心も強く、その整備拡充が強く要請されたのであるが、その狭間において実業教育（科学技術、工業技術の組織的な教授、伝習の謂としての教育）、特に中等程度の実業技術教育は制度上はもちろん、文部行政上も当局者に考慮されることはまれであった。

たしかに工業技術教育のうち、高等専門教育の分野においては近代的な工業教育の考え方が、官営工場を中心としたヨーロッパの近代工業の移植と、そのもたらす影響が社会の各方面に浸透するのに伴い関心を引き始めたが、中等教育以下の段階では、工業教育の制度化はいまだ混沌たる状況であったのである。

明治維新政府が明治初年に、日本の近代化の達成のために打ち出した文教政策は、次の3点に要約されるものであった。

1. 国民の知的水準の向上を目指す初等普通教育の普及
2. 指導者の養成を目的とした高等専門教育機関の整備
3. 欧米の先進的科学的技術の速成的習得

これらのうち、第1点は国民教育のため初等教育制度を全国的に普及するものとして文部省の管轄とされ、第2点の高等専門教育機関の整備は、もっぱら文部省以外の諸省によって管轄されている場合が多かった。

これらは明治初年の殖産興業の立場から民部省、大蔵省、内務省、工部省等の管轄下に欧米の先進的産業技術の導入を目的として設置されたものである。

したがって、それらの諸機関は欧米技術の伝習機関であり、産業近代化の指導的立場にあり、教育機関としては高等教育に属するものであったといえる。

いま、それらのうち代表的な例を挙げれば、農業教育では開拓使所管の

開拓使仮学校（明治5年創設）—札幌学校—札幌農学校（明治28年文部省に移管）、内務省所管の勸業寮農事修学場（明治8年創設）—駒場農学校（明治14年以後農商務省に移管）、工業教育では工部省所管の工学寮（明治4年創設）—工部大学校（明治10年改称、同19年帝国大学に併合）、商業教育では農商務省所管の東京商業学校（明治8年商法講習所として創設）、船員教育では同じく農商務省所管の東京商船学校（明治8年三菱商船学校として創設）等があった。

これに対し、文部省所管の高等専門教育機関は、わずかに開成学校（その源は旧幕時代の洋学教育機関「蕃書調所」に由来し、大学南校—南校—第一大学区第一番中学—東京開成学校と改称され、明治10年東京医学校と合併して東京大学となる）のみであった。

第3点は、工業と工業教育の近代化を短期間に効果的に行うために、外国人の技術者技能者および教師たちがいわゆる「御雇い外人」として雇用され、彼ら御雇い外人の技術と知識を最大限に活用して工業と工業教育の移植が図られた。

御雇い外人の国籍は、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカなど各国にわたっていた。

官備外国人技術者を国別に計算すると、アメリカ21人、イギリス350人、フランス10人、ドイツ90人、オランダ33人、イタリア23人、スイス2人となっていた。

この国別の人数でも明らかのように、各国の工業技術および工業教育がこの時期いっせいに流入したのである。

このような事情は、どこか一国の工業教育の影響を強く受けて、その国の方法を模倣した工業教育制度が作られることを防ぐとともに、わが国の状況に見合った独自の工業教育を創始するのに有利な条件となった。

この明治前期の時期は、各国の工業生産や工業教育の方式が相互に関連なく輸入され、その共通点を発見することが極めて困難な状況にあったのである。

学制における実業教育と開成学校

明治政府は先に見た文教政策を法制化し、漸次、実施に付していったが、「学制」の中で実業教育がいかなるものとして捉えられていたかを見ておきたい。

「学制」第29章では、実業教育として工業、商業、通弁、農業学校を中学の一種と規定し翌明治6年(1873)「学制二編追加」第93章では、専門学校として法学校、医学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獣医学校、外国語学校の十種類が挙げられていた。

開成学校は、この規定に従って明治6年4月に開設された。

開成学校には法、理学、工、諸芸、鉱山の5科が置かれ、3年の本科(理学のみ4年)と3年の予科をもつものとされた(これら5科のうち諸芸学および鉱山学の2科は専門学科の開設とともに修得する語学が問題となった際、開成学校の専門学科では外国語は英語によるという規定により、英語に転じにくい仏語生徒のために諸芸学科を設け、独語生徒のために鉱山学科を置いて卒業させることにしたのである)。

開成学校はその後、明治10年(1877)4月、東京医学校(その源は旧幕時代の医学所に由来し、医学校—大学東校—東校—第一大学区医学校を経て明治7年5月東京医学校となる)と併合されて東京大学となったのであるから、開成学校の5つの専門学科は、学理と工業技術を併せもつ指導者の養成を目的とする高度な内容をもつものであったといえる。

当然、開成学校および東京大学の初期の卒業生には科学者や工学者が多く、それも技術者というよりも基礎分野の研究者、あるいは高級技術官僚という性格が強かった。

開成学校や東京大学卒業生のこうした性格は、明治前期における教育体制、学問、科学技術の体制が、「学理」を研究する「大学」と「技術」を主とする「実業学校」とを区別して捉えていたことの反映であった。

開成学校は「学制二編追加」の規定による実業教育機関のはずであったが、その内実は「指導者の養成を目的とした高等専門教育機関」であった。

明治維新政府の国是であり、日本近代化の達成目標であった「殖産興業」

の技術的要請に即応し、「欧米の先進的工業技術、科学技術の速成的習得」という先に見た文教政策の基本に触れる役割を果たし、工業技術教育の先鞭をつけたのは、「学制」の規定があるにもかかわらず、文部省直轄学校ではなく、工部省工学寮（工部学校）であった。

つまり明治前期の段階では、教育制度、教育行政における文部省の一元的統制は実現していなかったのである。

各省は雇い入れた外人教師の指導と具申の下に、それぞれ独自の技術者の養成にのり出していたのである。

こうした状況の中で、いち早く工業教育、技術教育の重要性と必要性を認識したのは工部省であった。

工部省による工業教育

工部省は明治3年（1870）12月設置されたが、その職務として、「百工勸奨ノ事ヲ掌リ、兼テ鑛山、製鐵、燈明臺、鐵道、傳信機等ノ事ヲ管シ……」と規定され、翌4年4月、8月に「工學、勸工、鑛山、鐵道、土木、燈臺、造船、電信、製鐵、製作」の10寮と測量司がおかれた。

文字どおり、工部省は産業、技術面における日本の近代化を担う一大機関であった。

工部省は産業近代化を推進するにあたって、工学教育、技術教育の振興をその基本方針とした。

こうした工部省の近代化路線の先頭に立ったのは、工部大輔伊藤博文であった。

明治維新政府は明治4年秋、条約改正の打診を目的として外務卿岩倉具視を特命全權大使、参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通、工部大輔伊藤博文等を副使とする総勢百余名の使節団を欧米先進諸国に派遣したが、そこで一行は欧米先進諸国の現実に、激しい衝撃を受ける結果となった。

使節団一行は、目的とする条約改正もまず国家の実力が真に確立されなければ、なんらの意味もないことを思い知らされたのである。

特に伊藤は旧幕時代に留学の経験もあり、工部省の実質的リーダーとし

て維新政府の当面の、そして緊急の課題は近代的な工業の育成と同時に近代的な工業教育の確立にあることを痛感した。

岩倉使節団は日本の近代国家創出に計りしれぬ大きなインパクトを与えたが、とりわけ近代工業と近代工業教育の確立に与えた影響を無視することはできない（手島精一も米国留学中にこの使節団に関係した）。

伊藤は日本に工業教育を起こす方法を、長州藩留学生としてロンドン滞在中の知己、英国一番館のマジソン（Hugh Matheson）に相談した。

マジソンはそこでこの意を工学者ゴールドン（Lewis Gordon）や化学者ウィリアムソン（Alexander William Williamson）に伝え、ゴールドンはさらに当時のイギリス工学界の重鎮であったランキン（William John Macquorn Rankin）に紹介し、ランキンによって新しい工業教育システムが立てられた。

その体系は、ランキンの在職するグラスゴー大学に範をとって考案された。

この間の事情をマジソンは後年、以下のように回想している。

現在、日本政府の中心人物である人びとの多くは、かつて私が庇護したことのある人びとである。彼らが日本に帰ってから数年の後に革命が起こり、大名は廃止され、半立憲の政府が組織された。そして私の友人の多くは国務卿となった。そのひとり（伊藤博文）は、日本の発展に必要な工業を総括する工部省に勤務すべき人びとを養成するための学校を、日本の首府東京に開設するための助力を私に求めてきた。これは非常に重大な責務であるが、私はこれを避けなかった。私はまず、すでに故人となったあの有名なゴールドン教授と相談して1人の長と6、7人の教授をもつ大学校組織を計画した。さらにグラスゴー大学教授ランキン博士の助言によって、当時わずかに24歳のヘンリー・ダイエル氏を選び出すことができた。ダイエル氏はこうして以後は私の代りに工部省の工業政策や学校の教育事業にたずさわることになった。ダイエル氏の仕事は私の日本政府のために尽した他の仕事とともに、日本政府に十分の満足を与えたのである。（原英文『旧工部大 schools 史料・同附録』）

工部省はすでに「学制」発布以前、技術教育機関を設置する案を太政官に提出していた。

重要な文献なので、長きをいわず原文のまま以下に引用しておきたい。

自古國家ノ文明盛大ヲ成サント欲スル者皆其上下ヲシテ知識ヲ備ヘ厚生利用之途ニ出デシムルヲ要セザルナシ御邦内ニ於テモ既ニ御開營被仰付候當工部省所轄ノ事業ハ即チ其基礎ニシテ濫カニ功驗相顯萬國ニ併立富強ヲ保チ候様致度且暮不堪渴仰候然處其事業ニ於ケル大小トナク技倆上ニ相涉皇朝未曾有ノ要務ニ候得ハ實學知識ノ徒ニ非ズ候テハ誰カ能ク施行可致得理無之候惜哉

御邦内之人物其一科ヲ了得候者未ダ見當リ不申依テ方今數多之外國人ヲ使役御創業之手順取繼罷在候次第實ニ無餘儀事ニテ終始彼等ノ餘力ヲ假リ功業漸ク相遂候様ニテハ一時開化之形況有之候トモ萬世富強之御基本ハ込モ相立申間敷戰競之至ニ候此機ニ臨ミ人才教育ノ御方途ノ可缺場合ト被存候就テハ當省中ニ於テ工部學校至急御取建相成少年有志ノ者ハ盡ク校中ニ出入孜々勉學經其歲月候得ハ教師之指揮ニ依リ順次洋行ヲモ爲致成器之上夫々奉職事ニ爲致可申左候ハハ自然外國人使役其他多少之煩勞ヲ省キ鐵路始メ諸業ノ功實海内ニ蔓布萬世不朽之御基本相立

皇威異域ニ輝キ上下浴文明盛大ノ鴻澤候様成行候萬必然ニ相覺候此儀御採用被爲在候ハ、學校御取建ノ場所ハ虎ノ御門内延岡藩邸適當之地ニ有之候間可相成ハ此場所御渡相成尋テ營繕ノ御下命モ有之度左候上ハ精々特勵ヲ遂ゲ濫カニ落成可仕候尤生徒取立方之手筈都テ校中ノ規律ハ追テ取調ノ上可申上候様可仕候差向キ前書學校御取建之儀御英斷相成至速御沙汰御座候様仕度候依之此段奉伺候也

辛未（1871年）4月

工部省

辨官 御中

この「伺」に表現される工部省の認識は、万国に伍して富強の国になるには多くの新技術を採用せねばならぬ、そこで現状では外人教師に依存しているのであるが、しかし、このままでは日本の立国の基本とはならない。まず何よりも人材教育こそが肝要であり、大至急、工部学校を開設し、卒業後は学生を海外に留学させるシステムを採る必要がある。そうした上で御雇い外人と交代させていけば、初めて日本は文明国に必要な人材を確保できるというものである。

太政官への建議は同年7月にも提出され、「本省所管ノ諸工業ハ本邦未曾有ノ技術ニシテ之ヲ擴張セント欲セバ、先ヅ人材ヲ育成セザルベカラズ」と重ねて工業教育機関の設置が強調され、こうした建議と、先の伊藤のイギリスでの交渉とが結実して、明治4年（1871）8月14日工部省内に

工学寮工部学校が設置され、明治国家による正式な工業教育、技術教育が開始されることになった。

工部学校の設立

工部学校は、「工部省ノ所轄ニシテ工部ニ奉職スル工業士官ヲ教育スル學校ナリ」と規定されており、工部学校の都検（教頭）として明治6年（1873）に来日したダイエルがその目的を「貴國無限ノ物産ニ因テ公衆ノ便益ヲ起スベキ工師ヲ教育スルニアリ」と述べたように、日本の工業近代化の先兵「工業士官」を養成し、近代工業国家創出を担う人材を生み出すことを目的とした。

「工部省沿革報告」は次のように述べている。

工學ヲ開明スルハ厚生利用ノ道ヲ立ル基礎ニシテ當時急務タリ、而シテ之ヲ勸奨スルハ本省ノ責任タルヲ以テ、工學校ヲ興シ之ヲ大學、小學ノ2校ニ分チ、外國教師ヲ聘シ以テ生徒ヲ教育シ成績ヲ後年ニ期セント欲シ、又其速成ヲ要スル爲メ現時工業ニ従事セル官吏及ヒ當時各部局修技曁ノ工術見習生ヲ撰拔シ、質問生或ハ傳習生トナシ、之ヲ海外ニ航遣シ各科ヲ研究セシメント欲シ

まさに、工部学校こそは工業近代化に資する人材の養成機関、教育機関であった。

工部学校は2種に分かれ、1は小学校（スクール）、1は大学校（カレッジ）と呼ばれ、小学校は満16歳以下の生徒で2年間勉強した後、選抜試験により大学校に入学させることになっており、いわば大学校の予科的性格をもっていた。大学校はカレッジ程度の工業教育を教授することを目的としていた。

ダイエルは、工学寮工部学校の組織および教科課程を次のように決定した。

當時工學ハ單純ナル技工ノ域ヲ脱シ學理ニ準據セル專門學トナツテヨリ尙未ダ年所ヲ經ズ、之ヲ綜合統一シテ教授スル學校ハ英國ニスラ無ク、工學ノ一部ハグラスゴー大學内ニ在レド鑛山學ノ如キハ別ニ鑛山學校ニテ教授シ、其他徒弟教授ニ對スル

鑛山學校アリ。電氣工學ニ至テモ電氣ノ純理ヲ教ユル外實用トシテハ電信アリシノミニテ電氣ヲ利用シテ燈火ヲ發生シ得ルコトヲ示シタルニ止マリシ時代ニシテ、歐洲中稍々工學ヲ綜合シタル學校ハ唯瑞西チューリッヒ(Turich)ニアリシノミ。工學寮ノ組織ハチューリッヒノ組織ヲ基本トシテ構成セルモノナリ。即チ普通豫備教育2箇年後専門教育2箇年之レニ専門ノ實地教育2箇年ヲ加ヘ合計6箇年ノ教育方法ヲ採リ學科ヲ分チテ土木、機械、電信、造家、實地化學及鑄鑄(後冶金トシテ分離)、鑛山ノ6科トセリ。

工部學校はダイエル來日(明治6年7月)直後の6年8月入学試験を施行、同年11月授業を開始した。

その後、工部學校は明治10年(1877)1月、工部大學校と改稱され、高等教育機關であることをいっそう明確にした。

工部大學校の工業教育

では、工部大學校の工業教育の性格とその実態はいかなるものであったろうか。

ヘンリー・ダイエル(Henry Dayer)は工部卿山尾庸三のスコットランド留學時代の学友であり、工部大學校の編制、學則はすべてダイエルの考案になるものであった。

先にも見たように、彼は近代工学建設者として著名なグラスゴー大学のランキン(John Rankine)の弟子であったが、工部省上層部の信任も厚く、たとえば文部省の御雇い外人が、単なる助言的権限しか与えられなかったのに対し、ダイエルは工部大學校の制度作りや、教務の全般にわたって大幅な権限を与えられていた。そこでダイエルは工部大學校の編制上の主義として、当時、歐米にもみられなかったドイツ、フランスの「学理中心の教育」と、イギリスの「実技中心の教育」との折衷という立場を大胆に採用した。

ダイエルは、当時イギリスの技術者養成で試みられ始めていた「学理」と「実技」のサンドイッチ制を工部大學校の教育に採用したのである。

先の引用に明らかなように、工部大學校はチューリッヒの高等工業學校(Technische Hochschule)の組織に倣うものであったというが(これ

は後年、工部大学校の5回生田辺朔郎がスコットランドに隠世中のダイエルから直接聞いたものであった)、チューリッヒは1848年の大学闘争挫折後、しばらくは沈滞気味であったドイツに代わって、人材を集めて当時ヨーロッパの最先端に行く高等工業技術教育機関であった。

ダイエルは工部大学校を「Imperial College of Engineering」と呼んでいるから「工学」はエンジニアリングの訳であったが、エンジニアリングは当時の欧米諸国では、まだ既存の大学で勉学、研究するような高尚な学問対象とはみなされていなかったのに対し、ダイエルの助言を得て「工学」なる新造語を（それ以前はこれにあたる用語は「百工」が一般的であった）付して、学問としての権威をつけたのである。

ここに「工学」は伝統的な技芸、職人仕事（すなわち「百工」）とは断絶した、西洋からの直輸入の権威ある「学問」であり、かつまた政府（工部省）が自ら行う「学問」であるという意味で、二重の権威によって武装されたものであった。

こうした権威づけは明治の工学の性格をきわめて官僚的色彩の濃いものとする一方、工学寮工部学校、工部大学校を志望する士族出身の生徒たちの「サムライ意識」を満足せしめ、工学寮以来の入学者は、明治18年(1885)帝国大学工科大学になるまでの期間総計478名で、廃止時まで卒業した者は211名、他の高等教育機関と比較して（たとえば、明治3年国家に有為な人材の養成を意図して各藩の規模に応じて選抜された貢進生制度により大学南校に集められた学生は、319名であったが、開成学校、東京大学と改変されるなかで、明治11年段階に東京大学に残ったものは、わずか3名の卒業生と19名の在學生にすぎなかった）高い定着率を示したが、その多くは明治の工学の性格、すなわち国家を設計し、国家を構築する学問の魅力に引き寄せられた、士族出身の生徒が多かったことの反映であった。

たしかに工部大学校はその理念において、官僚的かつ権威的であったことは否めないが、ダイエルによって指導、教授された教育自体は実用的なものであった。

工部大学校の外国人教師はダイエルをはじめとして、その多くはイギリス人であり、教頭（実質は校長である点は札幌農学校に招かれたW. S. ク

ラークの場合と同様であった)のダイエルはわずか24歳の青年であり、他の教師も押しなべて若かった。

工部省は工業技術の範をイギリスに採ったが、工業教育の面においても、モデルはイギリスであった。

工部大学校の修業年限6カ年は、科学の基礎学習課程である予科2カ年、専門学科学習課程である専門コース2カ年、工場、事業場において実習を行う実技実習課程2カ年に分けられていた。実技実習課程においては、イギリス流の徹底した実務訓練が行われた。

ダイエルをはじめとする工部大学校の工業教育は、単に「理論」の理解にとどまることなく、常に実地の技術習得を重視する実学的教育であった。

これは同時期の文部省所管の開成学校、東京大学理学部がドイツ人教師に指導され、その教育も「理論」重視を第一とするのに比較して、きわだった対照をなしていた。

工部大学校の実学的教育の特徴は、たとえば、学生の校外実習に具体的にみられる。

学生実習には次の3種類があった(土木科灯台学専攻第1期生の石橋絢彦氏の回顧による)。

1. 教師が学生を引率して、工事現場の見学と指導を中心に行うもの
2. 現在施行中の土木工事などに学生が参加して測量等の実地の技術を習得させるもので、指定出張というもの
3. 第2よりもさらに大規模な県の工事などに参加するもので、卒業出張というもの

こうした実習は工部大学校が現業官庁の人材養成機関であったという性格によるものであろうが、同時期の文部省の高等教育養成機関よりも、はるかに実用的であり、組織的であったことも事実である。

こうした工部大学校の工業技術教育に対する自負は、文部省直轄の東京大学発足以前に(東京大学の発足は明治10年4月、開成学校、東京医学校の併合による)、「工部大学校」(明治10年1月)と正面切って大学校を名乗った点に、直截に表れている(文部省は一足先に工部省に「大学」の名を先取りされ、あわてて改名したということである)。

工業教育、とりわけ高等専門教育としての工業教育は工部省の専売特許であり、文部省は全くの埒外に置かれていたのがこの時期の実情であった。

先にも見たように、他の実業高等専門教育機関においても事情は全く同様であった。つまり、専門教育に関する限り、そのヘゲモニーはそれぞれ実務官庁が握っていたのであり、しかも文部省系の高等専門教育よりもむしろ豊富な人材の養成に実績をあげていたのである。

こうした事情を背景にして、工部大学校は高級技術官僚、エンジニアの供給源としては東京大学理学部よりもむしろ本流であり、司法省法学校も後身の東京大学法学部よりも、法曹界への供給源の本流とみなされていたのである。

この時期にあっては、技術系テクノクラートも法科系官僚も、それぞれの実務官庁の伝習機関で養成するものであり、文部省直轄の東京大学は師範学校では養成することのできない、高級な学校教師を養成すれば十分であるという認識が、一般的であったのである。

文部省の守備範囲、あるいは統制は高等専門教育に関する限り、教育界の人材養成にしかすぎず、それ以外の実務に関する人材養成は全く文部省の埒外であったというのが、明治10年代までの高等専門教育の実状であった。

同様な事情が、卒業生の学位の認定においても見られた。

当時はまだ「博士号制度」が確立しておらず、明治12年(1879)にできた「学位制度」では、大学卒の「学士号」を「学位」と名づけていたが、それを出す教育機関として、文部省所管東京大学のほかに、工部省工部大学校、司法省法学校、農商務省駒場農学校、北海道開拓使札幌農学校があった。

こうした実務官庁による高等専門教育は「富国強兵」「殖産興業」の国是を実現する主体を創出する教育として、政府の手厚い保護と支援の下に順調に発達し、そこに入学した学生も将来国家の諸部門における指導者たらんことを自任し、徹底した少数精鋭主義による厳しい学習にも耐えたことも相まって、優秀な人材を少ない経費と短期間の教育で輩出させることができたのである。

以上みてきたように、工業教育をはじめとする高等実業教育は、それぞれの実務官庁の責任において順調に発展したのであるが、それ以下の実業教育、特に工業教育においては事情は一変した。

第2節 文部省管轄下の工業教育

製作学教場の設置

すでに明治5年の学制に中等程度の工業学校の必要が説かれながら、工場制工業の発達もなく、工業技術の面においても従来の職人の技能程度を出るものでなかった明治前期において、学制に謳われた工業教育を容易に具体化するまでには至らなかった。明治政府も高度の工学教育には熱心ではあったが、中等程度の工業教育になると計画は立案しても、それを実現する熱意に欠ける点があったことは否めなかった。こうした政府部内にあって中等工業教育の整備と拡充に乗り出したのは、高等実業教育の諸分野で全く埒外に置かれた文部省であった。

文部省主導による中等工業学校設立の最初の契機は、開成学校御雇い教師G.ワグネルの文部卿大木喬任への、「凡そ一国の富を増進するには主として工業の発達を図るべく、工業の発達を図るには、先ず低度の工業教育を盛にして工業上、最も必要な職工長其他の技術者を養成しなければならぬ」という趣旨に基づく建議であった。文部省はワグネルの建議を受け入れ、中等程度の技術教育を授ける最初の学校として、明治7年(1874)2月23日東京開成学校内に「製作学教場」を設置した。明治7年3月、東京開成学校から出された「製作学教場」の教則とカリキュラムは以下のとおりであった。

製作學教場教則

條 例

第1條 此教場ハ諸般ノ工職物品製造等各自其志ス所ニヨリテ直チニ其事ニ就キ専ラ實地術業ヲ學バシム

第2條 入學ノ生徒ハ専ラ術業ヲ研究スト雖化學物理學數學等ノ學ハ製作學ノ基本タルヲ以テ之ヲ豫科トシテ其大略ヲ學バザルヲ得ザルナリ

第3條 製作學ヲ分ツテ工作製煉ノ2科トス入學ノ生徒ハ其志ス所ニ隨ツテ其科ニ入ルヲ得ベシ

第4條 入學ノ生徒ハ期限ヲ4年トシテ豫科3級ヲ2年間本科1級ヲ2年間ニ卒業スルノ目的アルベシ

但シ豫科級ハ各7ヶ月ノ課程トシ本科1級ハ2ヶ年ノ課程トス

第5條 生徒毎級ノ終リ試業ヲ經テ登級ヲ許スベシ

教則日課

製煉學生徒

豫科第3級

物理學	每週6時
無機性化學	6時
化學用算	3時
物理學用算	3時
化學復講	3時
物理學復講	3時
算術	6時

豫科第2級

物理學	每週6時
代數	6時
有機性化學	6時
物理學復講	3時
化學分析	6時
化學復講	3時

豫科第1級

分析試驗	毎日5時
------	------

本科1級

百工化學	毎日5時
------	------

工作學生徒

豫科第3級	
物理學	毎週6時
無機性化學	6時
化學用算	3時
物理學用算	3時
化學復講	3時
物理學復講	3時
算術	6時
豫科第2級	
物理學	毎週6時
代數	6時
工器使用	6時
物理學復講	3時
圖學	3時
幾何	6時
豫科第1級	
重學	毎日1時
工器使用	4時
本科1級	
物品製造	毎日5時

この条例は同年11月に改正されて、以下ようになった。

條 例

第1條 第2條前則＝同ジ

第3條 製作學ヲ分チテ製煉工作ノ2科トス

製煉ハ染料、塗料、陶器、磁器、玻璃、石鹼ノ製造、草皮、脂油、蠶絲、木綿ノ精製等ニシテ渾テ人衆日用ノ物品及ヒ理化學ニ關セル諸藥品ノ製法ナリ、工作ハ鑄物、打物、指物、挽物、測量器等渾テ人衆日用ノ器材及ビ理化學ニ關セル諸器ノ製造ナリ

是2科ニ入ルノ生徒ハ各其志ス所ニ隨テ諸製造ノ方術ヲ學ビ得ベシ

第4條 入學ノ生徒ハ期限3年トシ豫科3級ヲ1年半本科1級ヲ1年半ニ卒業スルヲ目的トスベシ

但本科ハ人々學フ所ノ科業ノ難易ニ隨テ或ハ其期限ヲ伸縮スルコトアルベシ
教則日課

製煉學

豫科第3級

物理學	每週9時
無機性化學	9時
算術	12時

豫科第2級

物理學	每週9時
代數	6時
有機性化學	9時
化學試験	3時

豫科第1級

分析試験	毎日5時
------	------

本科1級

百工化學	毎日5時
------	------

工作學

豫科第3級

物理學	每週9時
無機性化學	9時
算術	12時

豫科第2級

物理學	每週9時
代數	6時
圖學	6時
幾何	6時

豫科第1級

重學	毎日1時
工器使用	4時

本科1級

物品製造	毎日5時
------	------

「製作学教場」は製煉，工作の2科に分かれ，予科2年，本科2年の4年課程であった。

先にも見たように，すでに東京開成学校は前年6月，法，化学，工，諸

芸、鉱山の5科をもって開設されていたが、その教育は学制に基づく専門学科として高等であり、かつ期間も予科3年、本科3年と6年にわたるものであったから、速成教育機関として、また中等工業教育機関として機能させるは不可能であった。

そこで、東京開成学校内に「製作学教場」を設け、開成学校の施設とスタッフを利用することで、高等専門教育以下の技術教育を速成的に行うことを計画したのである。

「製作学教場」の入学資格は「年齢18歳30歳迄ノ生徒50名ヲ限り士族平民ヲ論セス入學スルヲ許ス」とあり、開成学校の生徒が各藩の貢進生（彼らは超エリート集団教育のため、15万石以上の大藩からは3名、15万石以下5万石以上の中藩からは2名、5万石以下の小藩からは1名ずつ選ばれた学生であった）として、きわめて強い士族意識を持ち、士族の教育機関的装いをもっていたのに対し、平民にも開放された教育機関であった。さらに、入学資格年齢18歳から30歳までと幅広く規定されていたことも、この「製作学教場」が中等程度の技術を速成的に教授しようとする機関であったことを物語る。いわば工部大学校の教育が技術将校の育成を目的としたのに対し、「製作学教場」は工業の近代化が民間企業レベルにおいて成立するために必要な技術士官の養成を目的とするものであった。

製作学教場の入学志願者は94名に達し、試験の結果、製煉科32名、工作科19名の入学が許可され、明治7年9月に60名の再募集を行ったが、応募者が少なく募集を中止し、9年4月になって製煉科に第2回生として24名の入学を許可した。

結局、製作学教場は製煉（化学）、工作（機械）学科の卒業生を2回送り出しただけで、開成学校の東京大学への改称の際、同大学理学部に化学、機械、土木、採鉱冶金の諸科が設置されることになり、高等専門教育機関に「製作学教場の如き卑近実用のものを併置することは専門学校としての体面を得たるものではない」という理由から、東京大学の発足（明治10年4月）を前に同年2月、廃止されたのである。

こうした理由が許容された背景には、中等工業教育に対する世間一般の無理解、あるいは中級工業技術者の需要も多くなかったという時代環境が

あったが、文部省自体の基本姿勢も、初等普通教育と高等専門教育とに偏りその狭間にあった中等実業教育の振興に対し、明確な理念を持ち得なかったことが考えられる。

ともかく製作学教場の廃止は、文部省による中等工業教育の一頓挫であったことは間違いなかった。

文部省による中等工業教育の第一段階は、製作学教場の廃止という形で挫折したが、日本の将来にわたる産業の発達、特に工業発展を考えると、当然第一段階としては軽工業が発展し、次いで第二段階として重工業がこれに続くことは、欧米先進工業諸国の例に照らして十分考えられた。こうした工業の発展段階を想定すると、ワグネルの建議の重要性はますます高まり、中等程度の工業教育の必要性はいささかも減ずるものではなかった。

文部省内の工業教育推進者たち

明治10年前後においても文部省発刊の「教育雑誌」「文部省雑誌」あるいは民間の「大日本教育会雑誌」「教育時論」「教育報知」等の雑誌に工業教育、実業教育振興の意見が活発に展開されていたし、製作学教場の廃止後もワグネルは中等工業教育の必要性を^る縷々献策していた。こうした官民あげての工業教育キャンペーンは、識者の間に中等工業教育機関の設置を望む声を呼び起こし、文部当局者の中に有力な工業教育推進論者を獲得していった。

この時期における文部省内の工業教育推進論者は、文部大輔九鬼隆一と専門学務局長浜尾新の2人が中心で、彼らのブレンが当時文部省で教育博物館長補の職にあった手島精一であった。

手島精一は、明治8年(1875)7月東京開成学校に出仕し、同8月同校監事に就任し学生管理と校務運営の任に当たったが、浜尾新は、その折同校次長で手島の上司であった。手島は翌9年3月、製作学教場の事務取締に転じ、初めて工業教育に関係することになった。

手島精一は開成学校に出仕する以前、4年間(明治3～7年)にわたる英米での留学で得た産業技術一般に関する豊富な知識と、広い視野をもって、

工業知識普及と工業教育振興に関する論策をしばしば新聞紙上に発表しており、それが当時あっては唯一の中等工業教育機関であった東京開成学校製作学教場の最高責任者の職に就かせ、その生涯を工業教育の振興に捧げる機縁を生ぜしめた。

しかし翌9年4月、手島は文部省八等出仕となり、独立百年記念の米国フィラデルフィア万国博覧会に出席する文部大輔田中不二麿の随行員を命ぜられ、出品事務を担当することになった（この経歴により、手島はその後、パリ博覧会をはじめ相次いで開催された内外の博覧会に関係し、前後10回近い海外出張を命ぜられた。おそらくはこの閱歴から、このあと、教育博物館、東京図書館の管理運営を託されるのであり、社会教育という彼の前半生の舞台が開けた）。

このフィラデルフィア万国博覧会出張は、手島の生涯を決定するもう1つの大きな経験を彼にもたらした。手島の回顧録（「回顧五十年」）によれば、それはロシア陳列館における工業学校の出品物との出会いであった。それはベテルスブルグとモスクワにある工業学校から出品された、機械構造の模型や数十種の工具類で、すべて生徒自身の手で製作されたものであった。ロシアの工業教育はのちにロシア法と呼ばれたが、工業技術者養成のため、学理と実習との並行教授を信条として、学校内に工場を設け先進工業諸国に先駆けて共同作業教育を実施していた。後進国ロシアの、この斬新な教育法の成果に、同じく後進国日本の工業教育方法を模索していた手島精一は大きな衝撃を受け、その後の彼の実習重視の工業教育論を方向づけるものとなった。

帰国後の手島は、明治10年(1877)12月教育博物館長補となり、同14年同館館長、さらに18年東京図書館兼勤を命ぜられ、22年東京教育博物館廃止までその職にあって、明治前期の社会教育施設の整備等に文字どおり開拓者的役割を果たした。しかも手島は、一方において工業教育に対する熱意をいささかも失うことはなかった。

明治11年2月、手島はパリで開催された万国博覧会に出席する文部大書記官九鬼隆一の随員として参加し、前回の万国博覧会同様日本からの出品物（古代織物、漆器、陶器を中心とした工芸品であったという）の事務を

執った。パリ万国博覧会においても、手島精一は大きな刺激を受けた。彼は次のように述べている。

明治9年より僅か4年ばかりでありますけれども、西洋諸國に於ては理化應用の道が段々と開けて、佛蘭西に於ては先づ小學校に手工科を置くやうになり、又佛國の農商務省では工業學校の如きものを建て、頗る工業教育に力を入れて居たことを博覧會で見ました。それと共に彼の露西亞が例によって自國の工業學校生徒の成績品を陳列して居りましたが、それが又亞米利加の人はこれを餘程羨望して居るのが、私の感を深くした。茲に於て私はどうしても、我が日本も工業に關した教育を施設せねばならないといふ感を更に深くしたのであります（中略）佛國に在った間九鬼男爵と常に一緒であつて、互に心易くなりましたにつれ、男爵も頗る同情して下さいました。

九鬼隆一はもともと文部省内の実業教育推進の立場に立つ1人であつたが、パリ万国博覧會への参加を契機にますます実業教育、特に中等程度の工業教育の必要性を痛感させられたのである。前回のフィラデルフィア万博の主席代表田中不二麿は、手島の工業教育振興の建議を受けても、日本の工業水準や教育制度の在り方からして「未だ氣運が熟さぬ」と消極的であつたのに対し、今回の九鬼隆一はきわめて熱心に手島の建議を受け入れたのである。九鬼は欧米先進工業國の技術の優秀さ、工業製品の豊富さを直接体験し、そうしたものを産み出す母胎として広く國民教育に根ざした工業知識の普及を認めたのである。九鬼の認識は手島が常に強調してやまぬところのものであつた。工業教育にとりパリ万国博覧會は、文部省に有力な推進者を獲得したというべきであつた。

手島精一と教育博物館

ここで少しく教育博物館における手島精一の事跡を工業教育との關係で触れておく。

先にも触れたように、手島の前半生の主なる舞台は教育博物館、東京図書館という、いわゆる社会教育の分野であつた。しかし、彼のこの分野での活動をみると、社会教育家としての啓蒙的性格が強かつたことはいうま

でもないが、工業知識の普及を目指し、工業教育振興を目的とした活動を実践していたことがわかる。彼は「回顧五十年」の中で次のように述懐している。

然るに私は亞米利加の博覽會から歸ってくると、今度は文部省に居らずに、今の上野の美術學校のある處に教育博物館といふものがありました。其博物館の次長といふ者になった。御用掛と言ひまして、館長は初めは矢田部良吉さんで、後には箕作秋秤さんが代られました。私は若いから働けといふことで、實際は私がやるやうな事でありまして、館長は隔日位に時々來て若い者に教訓やら小言やらを言はれました。其規模はナカナカ大きなもので、今の聖堂に在るやうなものではありません。經費も少なかったのですが、當時文部省の意向も教育博物館と云ふものを以て、教育上の指導にしようといふのであって、下は玩具より幼稚園又は小學校に於て用ひる器具機械は固より、各種の書籍まで教育博物館に備へてあった。尙別に動物植物の表といふものが頗る備はって居りまして、それに私は大いに徹力を傾注したいといふので、私が希望のやうなことは十分採用が出来ぬが、どうしても一國の發展といふものは科學がもっと進歩せなければならぬといふ私の考へであるから、私は其科學といふものに對して聊か力を入れて見ました。

そこで私は物理や機械の講義を學校でやるやうにして見ようと思つて、幸ひ博物館には外國から持歸った機械がありましたから、親しい人とか又日本内地の機械の製造者、その時分は未だ一向に少なかった所の物理機械など集めて、その博物館で物理學や機械學の講義も致しましたし、又外國品に模して機械を製造して見たらよからうといふ様なことで、啻に物品を陳列したばかりで無く、傍らそんな事をやって、さうして工業教育の一日も早く我が國に行はれることを期待しつつあったのです。

教育博物館は明治4年(1871)9月、文部省内に博物局が置かれ、湯島大成殿をもって博物局勸覽場としたのはじまり、5年3月一般に公開された。6年3月、書籍館等とともに太政官所管の博覽會事務局に併合されたが、同8年2月書籍館とともに再び、文部省の所管に復し大成殿に移して仮館とし、同年4月東京博物館と改称、さらに明治9年3月東京博物館を東京書籍館より分離し、事務所を上野山内坂上東四軒寺町に移転した。同10年1月、東京博物館の規模を改め、教育博物館と改称し、上野公園地内に移転後、同年8月一般に公開された。手島の教育博物館次長補の就任は東京博物館から教育博物館への改組の時期であり、彼の述懐に見られるよ

うに、彼が中心となって創設期の管理運営はなされていた。

教育博物館は社会教育施設として、その活動の中心はもちろん、科学標本、物品器具、教材資料の類の陳列、展示展観による一般人の啓蒙であったが、手島はそうした一般的啓蒙活動と並行して、教育博物館の事業として科学技術や工業知識の普及を目指す教授活動を採用したのである。たしかに組織と設備の面において、同日の談ではないが、教育博物館における手島の活動や運営を見ていくと、一般に広く中等程度の技術教育を教授しようとした開成学校製作学教場の精神は、同教場の廃止後も、手島精一に継承されていたということが出来る。その意味で、開成学校製作学教場と東京職工学校とを結ぶ機関として、教育博物館の存在は無視することができない。

後述するように、開成学校製作学教場と東京職工学校とは、手島精一という優れた人格を媒体に一本につながっていたということが出来るのである。

教育博物館の事業の一環として科学技術、工業知識の普及を目的とする工業教育を採用した手島は、バリ万国博後、教育備品の購入、学事視察の目的で使節団一行と別れ、渡英することになったが、その折、使節団正使九鬼隆一宛に次のような書簡を送った。

世に設立せる所の博物館を、要するに美術、古物、博物學、醫學等、専門學科の博物館にして、其排列品は高尚のものたりと雖も、其關涉する所は、各種の學術に止り僅かに、専門學者に裨益あるのみ。而して教育博物館は、之と異り、各種の學術に入る基礎を立つるの物品、即ち父母の家庭に用ふる教育品、幼稚及び小中學用教育品、及び教育家參考物品等を、排列する所にして、其物品は高尚ならずと雖も、其關涉する所は極めて大、且つ博くして一般人民に利益あらん爲め、設立せるものなり。之を譬ふるに各種の博物館は猶ほ専門學科の如く、教育博物館は普通學科の如し。故に教育博物館の事業は啻に教育品を排置するに止まらず、猶、人民の教育と密着し、能く實際に涉り教育具中、其的を獲ざるものは各國所用の教育具中に就て折衷改造し、之を府縣に頒ち教育を受くるの子女をして、簡易に學び得、且つ厭倦を生ぜざらしめ、又學校器具及建築の如きも、或は模作改造し、或は模範學校を結構して、以て標準たらしめ、只管、生徒の品行を端正にし、及び之が健康を保全せしむるに在り。然らば、方今、教育博物館に蒐集せんとするの物品は、其目的二

様あり。一は公衆の來觀に供し、一は模造の參考に備へんとするものたれば、其物品は務めて現状の教育に適するものを選び、併せて模造の用に供せんとするにあり。然るに、該館の所務、徒らに高尚に渉る時は却て公衆を益すること少きが如く、又教育博物館設立の主旨に悖るに似たり。今や精一、教育備品を購求せん爲、英國に赴かんとするに當り、聊か卑見を陳す。教育備品購求概目、及取調の事項等は別紙に詳具せり。その良否得失は伏して、貴官の裁可を乞ふ。謹言。

明治11年7月28日

(『手島精一先生傳』)

この書簡に明らかなように、手島は教育博物館の使命を普通教育（通俗教育）としての社会教育ととらえたが、さらに進んで工業技術や工業知識の教授、普及を目的とする中等工業教育機関として機能させようとした。

帰国後の手島精一は、前にもまして教育博物館の運営と工業教育振興に尽力した。教育博物館主催による講習会、講演会を熱心に企画し、数学、物理、衛生、工業技術等にわたる教育活動を精力的に展開した。

当時、東京市内には理化学器械の製造業者は1、2軒しかなく、製作を依頼しても思うように運ばず、教育博物館の業務に支障をきたすことも多かったので、手島は博物館内に製作工場を設け、鍛冶や建具の職人に各学校に配布する理化実験用器材の見本試作を行わせた。この製作工場は伝統的な徒弟制度で養成されてきた職人たちにとって、近代的な工業技術による再教育の場であったといえる。

しかしこの職人たちの中には、新しい手法や組立理論の講義が気に入らぬと、いきなりツムジを曲げて講師にくってかかり、「そんなのは方式に合はぬ」とか「わけの分からぬのは造れぬ」とか文句を並べたてて、席を蹴って引き揚げてしまうようなこともあったという。

九鬼隆一が教育博物館に来ると、手島精一は彼を製作工場に案内したが、どうにかボツボツと組み立てられていく教授用の理化実験機器などを眺めて、九鬼が「手島君、こうなると博物館もチョット文部省の御用工場といった感じがするね」と述べたのに対し、手島は決然として、「いや工場の工場ですよ、町方工場主や親方連中を指導して行くには、どうしてもこの方法でいかねば駄目です。将来の工業発展は規模の拡大いかんにもありませんが、こうした工場方面の生産技術の改善進歩が肝心だと思います。

頑固な旧来の因習を打破することが第一番です」と述べたという。

文部省による工業学校設立準備

教育博物館は以上見てきたように、手島精一の指導下、中等程度以下の工業技術教育機関の機能を果たしていたといえる。それは規模と組織において開成学校製作学教場に劣るものであったが、中等程度の工業技術、科学知識を広く公開して教授しようとする製作学教場の理念を継承するものであった。

たしかに教育博物館は製作学教場なき後、中等程度の技術教育の機関としての役割を果たしていたが、工業教育をいつまでも本来社会教育施設である教育博物館に依存して置くことはできなかった。手島も教育博物館が文部省の御用工場として、いつまでも機能するような状態を決して好ましいものとは思っていなかった。彼は開成学校製作学教場の理念を継承する、中等程度の工業技術の教授を目的とする工業学校の設立を熱心に建議した。

当時の文部省にはバリ万国博以来、工業教育、技術教育をめぐる手島と肝胆相照らす仲となった九鬼隆一が文部大輔、開成学校時代の上司浜尾新が専門学務局長の職にあったが、手島の建議を真剣に受け止め、文部省直轄の工業学校の開設の準備を始めた。

そして、浜尾新専門学務局長、正木退蔵（当時、彼は留学生監督として文部省に出仕していたが、工業学校設置準備のため本省に呼びかえされていた）、東京大学助教授山岡次郎の3人が中心となって工業学校開設の準備を担当することになった。当時、浜尾の下で専門学務局にあった木場貞長は「其の頃東京職工学校設立の議が持上り、浜尾局長が一番熱心であり、正木退蔵、山岡次郎の両氏が此の準備をしておられた。東京大学の工学教育は甚だ理論的であったので、実際的な職工を養成することを目的とされた」と回顧している。

手島精一は教育博物館の実質上の責任者として、博物館の管理運営と、社会教育の充実と拡充に多忙をきわめており、学校開設の準備に直接あたることはなかったが、ワグネルとともに助言と援助を惜しなかった。

浜尾新を中心として、工業学校開設の具体案は成り、会計局長中島永元の手で予算案の編成が進められた。明治13年4月浜尾新が大学予備門の主幹から文部省少書記官に転出し専門学務局長に就任して以来、1年にわたって続けられた準備は、いよいよ東京職工学校の開設という形で実現することになった。

明治14年(1881)4月新たに農商務省が設置され、初代の農商務卿には河野敏謙文部卿が転出し、その後任には福岡孝悌が同年4月7日付で文部卿となった。その翌日、4月8日文部卿福岡孝悌は太政大臣三条実美宛「職工学校ヲ東京ニ設置スベキ件ニ付伺」を提出した。この「伺」は同年5月12日付で太政大臣の裁可を得るところとなり、5月26日文部省は布達第2号をもって、「東京職工学校」の設立を内外に通告した。開成学校製作学教場の廃止(明治10年2月)以来、4年にして文部省直轄の実業教育機関、中等工業教育機関は復活したのである。教育博物館の所で触れたように、東京職工学校の源流を訪ねると、開成学校製作学教場にまでたどりつく。製作学教場は普通高等教育(大学教育)と中等工業教育(実業教育)をいかに関係づけ、制度化するかという点で明確な見通しと方法を持ち得なかった文部行政の中で廃止の憂き目にあったが、ここに東京職工学校として再生したのである。

さらに、製作学教場から東京職工学校という流れを見るとき、社会教育の開拓者として教育博物館における手島精一の存在を忘れることはできない。製作学教場の理念は教育博物館における、きわめて実用的な中等程度の工業技術教育を媒介として、東京職工学校へと継承されたというべきであろう。

文部省編の『学制百年史』は、開成学校製作学教場をもって東京工業大学の源流であると記しているが(『学制百年史』220ページ、昭和47年)、それは手島精一という類まれな媒介者の存在を確認して初めていえることであった。

手島精一が東京職工学校長として直接学校行政に携わることになるのは、明治23年(1890)3月5日以降(同年3月24日勅令第43号をもって東京職工学校は東京工業学校と改称される)であったが、東京職工学校開設期の彼

の活動を見ていくと、手島精一は東京職工学校生みの親として、その栄誉を担う1人であったことは間違いなかった。

東京職工学校の設立は、文部省による中等実業教育制度化への第一歩であった。職工学校の設立を契機に、文部省は中等実業教育の一元的支配を目指すことになった。

第2章 東京職工学校時代

第1節 文部省の職工学校論

文部省の工業教育キャンペーンと教育令改正

すでに前章で見たように、明治5年(1872)制定の「学制」では、農・工・商学校を中学の一種と規定し、翌6年の「学制二編追加」では、専門学校として法・医・理・諸芸・鉱山・工業・農業・商業・獣医・外国語の10種類の実業学校を挙げていた。

この規定によって、明治6年4月に開設された開成学校には、法、化学、工、諸芸、鉱山の5科が置かれ、明治10年に東京医学校を併合して発足した東京大学は、この5つの専門学科からなる、学理と工業技術を併せ有する最高級の指導者を養成することを目的とした高等専門教育機関であった。

これに対して、当時の殖産興業の技術的要請に即応する役割を果たしたのは、これもすでに見たように、実務官庁、特に工部省の工業教育機関であった。

富国強兵、殖産興業の担い手を創出すべく政府の手厚い保護と育成の下に、こうした東京大学、工部大学校、あるいは実務官庁の諸学校は順調に発達し、そこに入学した学生も将来国家の工業部門における指導者になることを自任していたから、かなり困難な学習にもよくついていった。

これら高等技術教育に関する政府の方針を見ると、徹底した少数精鋭主義を採用したことが、厳しい財政状況の下で、少ない経費と比較的短期間の教育で最大の効果を挙げ得た原因であった。

しかしながら、中等程度の工業教育になると事情は一変する。

当時、日本の資本主義はようやくその緒についたばかりで、工場制工業の発達もなく、工業技術といえども、在来工業の職人の技能を出るもので

はなかったのが実状であった。

したがって、「学制」当時から中等程度の工業学校の必要が説かれながら、容易に具体化するまでには至らず、政府も高等程度の工業教育には熱心であっても、中等程度の工業教育になると計画の立案にとどまり、それを実現する熱意に欠けるものがあったことは、前章で見たとおりである。

しかるに、日本の近代化を達成し、工業立国を目指し将来にわたる工業発展を考えると、当然、第一段階としては軽工業が発展し、次いで第二段階として重工業がこれに続くことは十分考えられた。こうした工業発展を想定すると、中等程度の工業教育の重要性はますます高まりつつあったといえる。

ワグネルの提案になる「開成学校内製作学教場」は、こうした認識に基づく教育機関として設立されたものであった。

「製作学教場」は前章に見たように、工業教育に関する世人の理解も少なく、また中級工業技術者の需要も多くなかったので、東京大学の発足に際して廃止されたが、文部省内における工業教育推進論者の、教育雑誌によるキャンペーンの展開の結果、再び中等程度の工業教育機関の設置を望む声が復活してきたのである。

こうした文部省内の声は、明治13年(1880)12月28日の「教育令改正」(教育令は明治12年9月29日制定)に具体化した。ここで文部省内における「工業学校論」を見ておきたい。まず、「教育令改正」では、「工業学校」ではなく「職工学校」という用語が現れた。

文部卿河野敏鎌がまとめた「教育令改正案」(明治13年2月9日)では、第2条に専門学校の次に職工学校を挙げ、第8条に「職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス」と説明されていた。

元老院の修正では、職工学校のほかに農学校、商業学校が加えられ「職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス」と改められた。河野は文部省の新政策を42項目あげた中に「模範職業学校」、「職業師範学校」について記し、さらに至緊至要の業務として7項目挙げた中に、「実有職工模範学校」について記している。この時点ではまだ「職工学校」という用語に固まっていたことがわかる(三好信浩著『日本工業教育成立史の研究』)。

それが同年末の教育令改正案で「職工学校」とされた理由は、1つには職業学校の中でも特に「工業学校」を重視しようとしたこと、さらには「学制二編追加」の「工業学校」が専門学校に含まれているのに対して、それより一段と低次の学校を「職工学校」の名称によって区別しようとしたことにある、と考えられる。

文部省の中等工業教育キャンペーンの中で、「教育雑誌」に紹介された「職工学校」は職工のための中等段階の工業学校を意味していた。「教育雑誌」に職工学校の用語が現れるのは、三好氏前掲書によれば、明治13年11月30日のミルの「職工及び技藝教育論抄」においてである。そこではミルの industrial education を「職工教育」と訳している。それによると「所謂職工學校ハ固ヨリ高尚ナル人士ヲ陶冶スル所ニアラズ又學理ヲ研究スル學士ヲ鑄成スル所ニモアラザルナリ」とし、それを3種に分ける。

その1は「職工ヲ陶冶スル」ものであり、その2は「自ラ製造場ヲ監督スベキ人ヲ陶成スル」ものであり、その3はより高次のもので、教師や工学士や大工場に従事する人士のための学校である。しかし、この第三の学校は「職工學校中ニ置カザルモ必ズ之ト相連合セシムベシ」という。

したがって、前二者、特に第一の職工のための学校がここでいう「職工学校」の意味である。

「教育令改正」によって法定された「職工学校」は文部省関係者によって種々の解釈が加えられた。

「教育令改正」の文部省原案につけられた説明には「職工学校」だけを「専門学校」と並列させ、その理由を「學術ノ生産力ニ關スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ現シ又廣ク社會ニ實業ヲ起サシメ専門学校ニ並ンテ學校類中ノ要部ヲ占ルモノハ職工學校ヲ以テ最大ナリトス而シテ教育令中此名稱ナキハ頗ル闕典ニ屬ス是レ本條改正ノ要旨ナリ」と述べられている。

「教育令改正」に法定された「職工学校」は、文部省としては「専門学校」程度の「工業学校」として把握していたことがわかる。

文部省内でこうした意向を代表したのは、文部少輔九鬼隆一、専門学務局長浜尾新、教育博物館長補手島精一であった。

手島は明治11年(1878)、九鬼に随行してパリ万国博覧会に派遣された

が、旅行中はもちろん、帰国後も熱心に工業教育機関の設置の急務を進言していた。

九鬼隆一は明治5年(1872)文部省に入り、7年文部少丞、8年文部大丞、10年文部大書記官、13年文部少輔と順調に文部官僚の途を歩み、文部省の政策立案の枢要部にあった官僚である。

九鬼の下で手島と並ぶ工業教育推進のブレーンは、当時文部省少書記官で専門学務局長であった浜尾新である。

パリ万国博覧会から帰国後、手島が熱心に工業学校の設立の急務を九鬼に進言した際、九鬼は、「此のことは濱尾専門学務局長も熱心に申してゐる。濱尾君は今洋行してゐるが歸朝後實現することになるだらう」と答えたという。

こうした事情から、明治13年教育令改正の審議の過程の中で、九鬼、浜尾、手島を中心とする文部省内の工業教育推進論者の意見が採用されていたことが推測される。

ここで文部省内の「職工学校論」の代表的なものとして、九鬼隆一の場合を見ておきたい。九鬼は明治15年(1882)発表の「文部卿代九鬼文部少輔口述扣」(国立公文書館蔵)において職工学校の理念と方法を説明しているが、それは従前の関係からして浜尾、手島に共通する考え方でもあったと推測される。

そこでは「本邦古来工業ノ道盛ナラサルニアラス職工ノ技巧ナラサルニ非ス而シテ近來ニ至リ工業漸ク振ハス技術更ニ進マス」という日本工業の現状認識をもとにして論議を展開している。

「從來主ラ實驗ノミヲ恃テ學理ヲ講セサルト其一次實驗ニ因テ得タル所ノ結果ヲ播布貽存シ及ヒ之ヲ播布貽存シテ更ニ爾後ノ改良ヲ期圖スル等ノ道ニ乏シキトニ淵源セサルハナシ」として、在来工業における「実験」と「学理」との有機的連関の欠落を指摘する。

したがって、「今工藝ヲ改良振起シテ殖産ノ道ヲ啓發セント要セハ必其學理ヲ修メ以其實施ヲ圖ラサルヘカラス」ということになる。その結論に到達するに際して2つの現状批判がある。その1つは、従来の子年季徒弟の方法が「不完不備ノ俗習」であること、その2は、維新後の洋式工業の採

用が「其胸算ヲ誤リテ失敗ヲ招キシモノ屈指スルニ暇アラス為メニ本邦特有ノ工業ニ多少ノ弊害ヲ加ヘンコト」として上からの工業近代化に対する批判である。

九鬼の提唱する「職工教育」は「將來職工ノ業ニ就クモノヲシテ其基本トナスヘキ學理ト實驗トヲ修メシムルニ在」った。しかも、それは地方の産業の実情において多様化することが必要であるという。

九鬼によれば、前年設立された「東京職工学校」はその1つの模範にすぎず、「只此學校ノ精神ヲ取り土地ノ情況ニ應シテ之ヲ斟酌折衷シ以テ其宜ニ適セシムヘシ」という。

それは酒造の盛んな地方では酒造の学校、陶器の盛んな地方では陶器の学校を設けるということであつた。「躬ラ職工ト爲テ工業ニ従事スルモノヲ養成スル」のが「職工学校」である。

九鬼の「職工学校論」においては民業育成の論理と職工学校の論理が、基底において連結していることがわかる。

こうした九鬼の「職工学校論」の背後にあるものは、外国体験であつた。九鬼はパリ万博に派遣された際、「教育雑誌」に報告を寄せ、その中で「佛國ハ出品モ固ヨリ完全盛ニシテ且畫學教授ノ方法最良迎モ各國之ニ超ユルモノナシ」「又職業學校ハ驚ク可キ隆盛ニ有之」と述べ、中等実業教育の必要性を痛感していた。

職工学校設立の伺

文部省内のこうした「職工学校論」は、いよいよその実現を果たすべく、明治14年(1881)4月8日、文部卿福岡孝悌は「職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺」を太政大臣三条実美に提出した(原文は口絵写真参照)。

前年12月の「教育令改正」によって農学校、商業学校、職工学校の規定が設けられたが、職工学校が文部省の第一着手とされた。

職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺

謹テ惟ルニ本邦細民ノ子弟ニ於テハ從來人間普通ノ教育ヲ受クルコトナク稍々成童ニ及ヘハ即チ早く已ニ人ノ雇役トナリ終身人道ノ何物タルヲ知ラサルモノ巨多ナリ

シカ今ヤ教育令ノ制アリテ苟モ本邦ノ人民タルモノハ必ス就學セサルヘカラサルニ由リ全國人民ノ品位ハ漸次上等ノ域ニ進ムヘキハ言フ俟タスト雖モ彼ノ細民ノ子弟ニ至テハ一タヒ小學校ヲ出ルノ後ニ於テ有用ノ職業ニ服スルモノ尠ク矢張從來ノ如ク人ノ雇役トナルカ故ニ復其智德ヲ養成スルノ暇ナキノミナラス其曾テ小學校ニ於テ折角養成セシ所ノ智德モ年ヲ經ルニ隨テ漸ク消耗シ遂ニ公ニシテ國家ノ殖益ヲ裨補スル能ハス私ニシテハ自家營生ノ計ヲ畫立スル能ハサルニ至ルノ情勢ヲ免レス蓋シ彼細民トテモ其子弟ヲシテ有用ノ職業ニ服セシメ其智德ヲ養成セシムルヲ欲セサルニハアラス其人ノ雇役トナリ終身人道ノ何物タルヲ知ラサルヲ憾ミサルニハアラスト雖モ奈何セン之ヲシテ專門高等ノ學ヲ修メシメントスルモ其力之ニ堪ヘス之ヲシテ有用ノ職業ヲ學ハシメントスルモ其道ヲ得ス遂ニ心ナラスモ之ヲ雇役ニ終ヘシムルナリ誠ニ愷歎ノ至ニ堪ヘス今ヤ之ヲ拯フニ緊要ナル方法ヲ案スルニ新タニ職工學校ヲ設クルニアリ果シテ此校ヲ設立スルコトヲ得ハ則チ彼子弟ヲシテ公ニ就學セシメ常ニ其道徳ヲ薰陶シ其智德ヲ磨礱スルニ足ルヘキ教員吏員ニ學科技藝ニ接見服習セシメハ必ス修學ノ際ニ於テ知ラス識ラス其品行ヲ醇美ニシ其智識ヲ明敏ニシテ以テ能ク有用ノ職業ニ服スルニ堪フヘクシテ其公私ノ裨益ヲ爲スコト鴻大ナルヤ疑ヲ容レス然ラハ則チ今日ニ於テ職工學校ヲ設クルハ實ニ教育上ノ急務ト云フヘシ而シテ又工業上ノ一方ヨリ考フルニ從來本邦ニ於テ職工タラント欲スルモノハ必ス他ノ老工ノ徒弟トナル慣習ナレトモ其老工ニ於テハ概ネ之ヲ百般ノ雜事ニ使役シ殆ント奴僕ニ異ナルコトナク且素ヨリ一定ノ規則ヲ以テ其技術ノ要理ヲ教授スルニ非サルカ故ニ其徒弟ハ大約5年乃至10年ノ光陰ヲ費シ幾多ノ辛苦ヲ嘗メ然レ僅カニ能ク其手術ヲ窺得ルモ到底其要理ヲ推究スルコト能ハス故ヲ以テ本邦ノ工藝萎靡振ハス之ヲ彼泰西ノ工藝ノ年々ニ巧緻ナルニ比スレハ殆ント天淵相反スルノ狀況ヲ免レス今ニシテ措テ問ハスハ恐ラクハ從來美名ヲ海外ニ舉ケシ我カ2, 3國ノ工業モ竟ニ泰西人ノ後ニ落チ其聲價ヲ減スルハ智者ヲ待タスシテ辨知スヘシ且又維新以來ニ於テ泰西ノ工業ヲ官ニ私ニ採用シ以テ我殖產ノ端緒ヲ開キシモノ尠カラサリシト雖モ動モスレハ目的ヲ誤リ事業ヲ敗リ其私營者ノ如キハ產ヲ破リ家ヲ亡ホスモノ僂舉スルニ暇アラス然ル所以ノモノハ職トシテ其學術ニ根據ナク徒ニ模倣ヲ主トセシニ由ラサルハナシサレハ今日日本邦ノ工藝ヲ振作シ殖產ノ道ヲ啓カントスルニハ必ス先其學術ヲ修メ然後其實施ヲ圖ラサルヲ得ス今其學術ヲ修シメシムルノ方策ヲ求ムルモ亦必ス職工學校ヲ設クルニアリ果シテ此校ヲ設立スルコトヲ得ハ一ハ以テ彼將ニ萎靡衰退セントスルノ工業ヲ挽回スヘク一ハ以テ世ノ起業者ニ憑式スル所アラシムヘク而シテ本邦ノ殖產ノ道ヲシテ旺盛ナラシムルコト期シテ俟ヘキナリ然ラハ則チ職工學校ノ設立ハ工業上ニ於テモ亦實ニ今日ノ急務ト云フヘシ

前所陳ノ如ク教育上ヨリ論スルモ工業上ヨリ論スルモ今日ニ於テ職工學校ノ設ケナ

カルヘカラサルコト明瞭ナリ而シテ此學校ヲシテ果シテ其功ヲ奏セシメ公私ヲシテ普ク其利ヲ享ケシメントスルニハ全國民僅ニ2,3校ニシテ足レリトスヘカラス必ス毎府縣其土地ノ情狀ニ隨ヒ1校若クハ數校ヲ設立セサルヘカラス然レトモ本邦未タ曾テ此種ノ學校ノ以テ他ノ標準トスヘキモノアラサルニ由リ府縣ニ於テハ頗ル其制規ニ困ムモノ多カルヘク縱令否ラサルモ其教員ニ適當スルモノナカルヘキヲ以テ即今直ニ之ヲ起立スル能ハサルノ事情アルヘキニ由リ先其標準ヲ舉示シ右教員ヲ養成スルノ主旨ヲ以テ今般本省ニ於テ職工學校ヲ東京ニ設立スルノ儀ヲ許可アランコトヲ希圖シ此旨至急高裁ヲ仰候也

明治14年4月8日

文部卿 福岡孝悌

太政大臣 三條實美殿

ここでは、「職工学校」設立の理由として教育上の理由と工業上の理由が挙げられている。

教育上の理由とは、細民の子弟に対する小学校終了後の職業教育の必要であり、工業上の理由とは、徒弟制度の下で萎靡している日本の工芸の振興を図るために学術の教授が必要であるということである。

さらに、この2つの理由に加えて、東京に設置する職工学校には全国職工学校の模範となり、その教員を養成するという特別の理由が加えられた。

この「伺」では「独立自営者としての工業家」が「工業技術者」のあるべき姿として捉えられ、そのための「職工学校」の設立が建言されたのである。したがって、職工学校の教育目標は、独立自営者としての工業技術者であった。その限りでは、この教育目標は在来の徒弟制度のそれと同一であった。

しかるに、在来の徒弟制度による教育方法は、恣意的で非人間的、かつ非能率的であるから、徒弟制度を学校教育、つまり職工学校で代替しようというわけである。

「職工学校ヲ東京ニ設置スル件ニ付伺」は職工学校を徒弟制度の代替物と考えたのであるが、後に見るように、この学校は徒弟制度の完全な代替物たり得ず、種々の差異点をもっていた。

教育令改正には専門学校として職工学校は法定されていたが、文部省の

意向としては、九鬼の「職工学校論」に展開されたように「民業育成」と「職工学校」とを同時に視野に収めた「実業教育」が構想されていたものと思われる。

工業教育論の裾野の拡大の論議が展開されていくなかで、文部省の立場は「職工学校論」として収束し、ついに「東京職工学校」として実現したが、「伺」に見られる限り、その性格は在来の徒弟制度の代替物とされ、先に引用したミルの「職工学校論」のうち「第一の職工学校」に近いものであったといえる。

しかし、東京職工学校は、後に見るように明治14年(1881)8月制定の「東京職工学校規則」では、ミルのいう「第二種、第三種の職工学校」を兼ねるものであることを明確にした。つまり、専門学校としての性格を明確に宣言したのである。

では、何故に「伺」ではミルの「第一の職工学校」の面を強調したのであろうか。その間の事情を知る手掛りは、この「伺」に対する政府部門の対応であろう。文部卿福岡孝悌から上申を受けた太政大臣三条実美は、それを内務部(太政官の審議機関で明治14年4月設置)で検討させた。内務部では、「文部省伺」を積極的に支持し(明治14年5月9日)、次の意見をつけて決裁を仰いだ。

別紙文部省伺職工學校設置ノ儀ヲ按スルニ從來本邦職工修業ノ道ナキニ非ラスト雖モ多ク老工ニ就テ其業ヲ修ムルノミニシテ素ト是レ一定ノ規則ナキヲ以テ其徒弟ハ妄ニ諸般ノ雜事ニ使役シ専門ノ事業ヲ授クルコトナキヲ以テ大抵7,8年ノ久キヲ經テ僅ニ1手術ヲ窺ヒ知ルモ其要理ヲ推究スル能ハス偶本邦2,3ノ工業他ノ各國ニ秀ルモノアルモ其要理ヲ推究セス唯目下ノ營業ヲ爲スニ過キサルヲ以テ遂ニ從前精工ノ物ハ漸次粗惡ノ物トナリ益々物品ヲ落シ愈々名ヲ各國ニ失フモノ少カラス今ニシテ職工改良ノ道ヲ謀ラスンハ本邦ノ職業工業ハ數年ヲ出スシテ萎靡衰退シ復タ收拾スヘカラサルニ至ルハ必然ノ勢ニ付先ツ東京ニ職工學校ヲ興シ生徒ヲ教育シ漸次各地方ノ職工教員タル者ヲ養成スルハ須要ノ儀ト被存候條伺ノ通御裁可相成可然哉仰高裁候也

三条はこの内務部の審議の結果を得て、明治14年5月12日、「文部省伺」に裁可を与えた。

「文部省伺」と、これに対する「内務部意見書」の中で「職工学校」を正当化する理由として、共通に強調されている点が2つある。

その1は、在来工業の徒弟制度による職工養成の不備を認め、それを学校教育による職工養成に肩代わりさせようとしたことである。

「文部省伺」では「其徒弟ハ大約5年乃至10年ノ光陰ヲ費シ幾多ノ辛苦ヲ嘗メ然レ僅カニ能ク其手術ヲ窺得ルモ到底其要理ヲ推スルコト能ハス」と徒弟制度を批判し、「今日本邦ノ工業ヲ振作シ殖産ノ道ヲ啓カントスルニハ必ス先其學術ヲ修メ然レ後其實施ヲ圖ラサルヲ得ス」と、学術の教育の必要を説いたが、「内務部意見書」は、この点をそのまま肯定していた。

つまり、「徒弟制度」の代替物としての「職工養成」において、文部省と内務部との意見は一致していたのである。

その2は、東京の職工学校において教員を養成する点で、ここでも両者の意見は一致した。

「文部省伺」では、「每府縣土地ノ情況ニ隨ヒ1校若クハ數校」の職工学校を設置するには「其教員ニ適當スルモノナカルヘキ」故に「其標準ヲ擧示シ右教員ヲ養成スルノ主旨」をもって、東京に職工学校を開設しようとしたのに対して、「内務部意見書」は、その職工学校教員の養成を須要の儀と認めたのである。

実業教育をめぐる文部省と農商務省の対立

政府部内にあって「実業教育」の振興策を前面に打ち出したのは明治14年(1881)4月設置の「農商務省」であった。

文部省としては、実業教育振興に対する農商務省への対抗策として「職工学校論」を展開したのであるが、在来の「徒弟制度」が工業の近代化の阻害要因であるという認識では農商務省と同様であったから、農商務省の後塵を拝さないためには、政府部内の動きに敏速に対応する必要に迫られたのである。

つまり、東京職工学校は在来の「徒弟制度」に代わる「職工養成」とい

う側面を強調することで、太政官の裁可を速やかに導き出したといえることができる。その意味で、この「伺」が明治14年4月8日に出された点は注目に値する。

なぜなら、「実業教育」の所管官庁として「農商務省」が設置されたのは、「伺」提出の前日、4月7日であった。

設置された農商務省は、内務省と大蔵省の主管事務の一部を引き継ぎ、新しい殖産興業政策の推進主体として設けられたものであるが、その職制の第2項に「官設ノ諸學校(工部省所管ノ工部學校ヲ除ク)農工業模範ノ建造物及ヒ博物館(従前内務省所管ノ分ニ限ル)ヲ管理シ私立農工商ノ諸學校ヲ監督ス」と規定し、実業教育機関の管轄権の掌握を図った。

これは当然、前年12月布告の教育令改正の第1条にある「全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公私ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」という規定に抵触するものであり、専門学校の一元的支配を目指す文部省としては、こうした事態を坐視することはできなかった。

文部省は再三にわたって太政官に上申し、ようやく翌明治15年4月、農商工の学校を「實業上ノ便利ノミニ着目シ處分スルカ如キコトアラハ一般教育上ノ權衡ヲ失ヒ其弊ヤ却テ教育全體ノ進歩ヲ妨クルノ患ナシトセス」という参事院の決定により、従来内務省所管の農学校と商船学校についてのみ農商務省の管轄権を認めることで、この争いは決着がついた（実業諸学校が、人材需要の直接的な充足を目的に、殖産興業政策の重要な一環として設立、運営されていた当時の状況からすれば、農商務省の要請はむしろ当然であったといえる。事実、所管争いが決着をみた2年後の明治17年（1884）でも、文部省は実業専門学校として東京職工学校と東京外国語学校附設高等商業学校の2校をもったにすぎず、農商務省は駒場農学校、札幌農学校、東京商船学校、東京山林学校、東京商業学校の5実業専門学校を擁していた）。

こうした実業諸学校の所管をめぐる争いを背景に、文部省としては政府内部の同意を速やかにとりつけ、職工学校の設立を図るべく迫られたのである。

「伺」に、ミルのいう「職工養成」としての「職工学校」の性格が前面に強く打ち出された背景には、こうした事情があったのである。

「伺」が「職工学校」設立の理由として、教育上の理由と工業上の理由とを挙げたことはすでに見たが、それは農商務省の実態調査に基づく工業教育振興策に対抗しようとする文部省の意向が強く反映されたものであった。

農商務省の在来工業の実態調査と比較して、文部省は、欧米工業国の見聞、万国博覧会参加の知識、あるいは工業教育に関する海外事情および海外論文の翻訳、紹介を通して学校教育における工業教育の必要性を説いたのであり、こうした工業教育の理論にあずかり、その中心に位置したのが浜尾新であり、手島精一であった。

さて、ここで「伺」の内容を要約しつつ検討を加えておきたい。

この「伺」は『東京工業大学六十年史』（昭和15年11月刊）がいうように、次の6項目に要約される。

1. 小学校を卒業した細民子弟の防貧教育
2. 模倣的徒弟教育の是正、職工教育の充実
3. 日本工業経営者の憑式ならしむること
4. 工業の挽回
5. 全国職工学校の模型たらしむること
6. 全国職工学校の教員の養成

これらの6項目のうち、すでに見たように徒弟教育の代替物としての職工学校と、職工学校教員の養成に要約される点（つまり、2～6項目まで）は文部省と太政官との認識は一致していたが、冒頭の「細民子弟の防貧教育」はいかなる理由によるものであろうか。

『六十年史』は次のように述べている。

細民子弟の防貧教育を東京職工学校設置の書き出しとしている点は爾後の東京職工学校の工業専門教育の実状に照して稍々矛盾を含める理由書であり、何故堂々と工業日本を建設することを大目標の冒頭に置かれなかったかは、稍々遺憾に思はれ易い点である。(中略) 当時の文部省にはバリーの万国博覧会に於て、泌み泌みと工業教育の重要性を感じた九鬼氏が文部次官に当る地位にあり、工業教育に熱心で、東京職工学校の産みの親であり又後に東京職工学校廃止の危機を救った浜尾新氏が専

門学務局長として活動してをり、当時の「教育雑誌」には工業教育の重要性が屢々述べられていたから、東京職工学校創設の真実の理由には貧民予防的の意味は極めて少なかったであろう。(中略) 最低限度の就学も当時の経済界の不況に影響されて、殆ど実行されなかった。従って貧民が高等小学校程度を経ることは殆ど不可能であり、斯る学力不足者が、当時において唯一の工業専門学校であり高き工業的学科課程を持った東京職工学校に学ぶことは実際上不可能である。従って東京職工学校創立の本来の目的は防貧教育に非ずして寧ろ工業興国にあったであろう。(中略) 然らば何故に「伺」には貧民予防的な書き出しをしてゐるのであるか。是は恐らくは当時の空気の然らしむる所であり、或は元老院をして東京職工学校設立を承認せしむる方便をも含んでゐたのでは無からうか。

たしかに東京職工学校設立の真の理由として、貧民予防的な意味は少なかったであろうが、全く皆無というわけではなかった。

それは、この時期に全国的規模で展開された自由民権運動の昂揚という事態に憂慮した明治天皇の侍講元田永孚の思想対策的な実業教育振興意見の反映だったのである。つまり、文部省は政府部内はもちろん、天皇側近の動きをも敏感に感じ取ったのである。

明治天皇の侍講として元田は、儒教主義にもとづく伝統的な安民政策の立場から「細民子弟の予防的教育」の重要性を指摘したのである。

「細民子弟の防貧教育」の意味を、工業教育機関の振興に対して無関心な人々に、切実なる貧民救済を表面の理由とするほうが、納得させやすかったという『六十年史』の説明は、その意味で若干の修正を要するものと思われる。

むしろ、文部省は天皇側近の思想対策的な実業教育振興の動きを受け入れることで、その速やかな実現を図ったのである。

第2項目として要約されるものは、「模擬的徒弟制度の是正、職工教育の充実」であったが、この点は政府部内の認識は一致していた。

ここで注目すべきは、「伺」には職工養成を目標とするとなっているが、明治14年8月に制定された「東京職工学校規則」によれば、「職工学校ノ師範若クハ職工長タル者ニ必須ナル諸般ノ工藝等ヲ教授スル」を目的とし、更に翌15年6月の規則改正では、「職工学校ノ師範若クハ職工長製造所長

タルヘキ者」を養成することが目的とされる。「伺」に見られる限りでは「職工養成」であったが、規則ではすでに専門学校としての性格を前面に打ち出し、「平職工」の養成ではなく「職工長」の養成であることを強調している。

第3項目として要約される「工業経営者の憑式」は東京職工学校の設立の目的が、単に「平職工」、「職工長」の養成にとどまらず、工業振興の担い手としての「工業経営者」の創出にあることの宣言であった。

これは浜尾新の「本邦に於ては（中略）工業工場があって而して工業學校を起すのではなく工業學校を起し卒業生を出して而して工業工場を起さしめんとしたのである。（中略）斯くして職工學校の設置を見るに至ったのであります」という述懐にあるとおりである。

第4項目として要約される「日本工業の挽回」は、将来にわたって日本のとるべき道は「工業立国」であることを宣言したものである。

第5項目として要約される「全国職工学校の模型」は、東京職工学校設立の目的が「土地ノ情状ニ隨ヒ1校若クハ數校ヲ設立セサルヘカラサル」府県の職工学校に「其標準ヲ挙示」する所にあることを明確に謳ったものである。

教育令改正においても、府県に職工学校の設立を義務とし、種々の会議でもその設立を奨励したが、その実績はあがらず、文部省第9年報（明治14年）によれば、「職工學校ノ如キハ長崎縣下有田ニ於テ計畫スル所ノ町村立陶器學校ノ外猶ホ1ノ設置アルヲ見ス」という状態であり、事実上全国に職工学校は皆無であった。その原因は「伺」にも述べられているように、「本邦未タ曾テ此種ノ學校ノ以テ他ノ標準トスヘキモノアラサル」ためだったのである。そこで職工学校の「標準ヲ挙示」する必要があるというのである。

さらに「文部省第9年報」は「府縣ノ各種学校中（中略）工藝ノ學ヲ授クルモノニシテ（中略）唯其教科ノ完備セサルヤ之ヲ専門ト云フヲ得」ざるものを「矯正シ以テ専門學校ノ資格ヲ有スルニ至ラシム可」きを期待していた。「文部省第9年報」は東京職工学校を模範とすべきことを説示して、「職工學校ノ如キハ文部省設置スル所ノモノアリ但シ其教規等猶ホ整

理スルヲ得スト雖モ他日事業實施ノ期ニ至ラハ其模範ヲ採ルニ於テ自ラ憑式スルニ足ルモノアラン」と述べている。

ただし、職工学校の内容は土地の状況を参照して決定されるべきは当然であり、したがって明治15年の「学事諮問會示諭」には次のように述べられている。

抑々東京職工學校ハ斯教育ノ模範タルヘキニ由リ或ハ誤解シテ凡ソ職工學校ナルモノハ大小畢ク擧ナ此校ノ制規ヲ模倣セサルヘカラストスルモノナキヲ保シ難シト雖モ是レ決シテ文部省ノ主旨ニアラス而シテ其模範タリト曰フモノハ土地ノ情況ニ拘ハラズ徒ラニ其制規ヲ模倣スヘシト曰フニアラス只此學校ノ精神ヲ取り土地ノ情況ニ應シテ之ヲ斟酌折衷シ以テ其宜ニ適セシムヘシトスルナリ

第6項目として要約される「全国職工学校の教員養成」は東京職工学校設立の目的が、府県の職工学校の教員を養成するものであったことである。

府県において職工学校を設けようとしても、「其教員ニ適當スルモノナカルヘキヲ以テ即今直ニ之ヲ起立スル能ハサルノ事情アルヘキニ由リ（中略）右教員ヲ養成」することが、東京職工学校設立の1つの主旨とされた。

これは、以後本校の発展に1つの重要な指標を与えた。つまり、「工業高等師範学校」としての特性である。かくて明治14年8月制定の「東京職工学校規則」においては「職工學校ノ師範若クハ職工長タル者ニ必須ナル諸般ヲ教授スル」ことを目的とすることが明記され、明治27年（1894）以後には「工業教員養成所」が付設され、大学昇格に伴い昭和6年（1931）に廃止されるまで長く工業高等師範学校としての使命を果たしたのである。

さらに東京職工学校は、全国の職工学校と同位置の模範たるにとどまらずそれより優位に立ち他の工業教育機関を指導することの基が開かれたといえる。

「職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺」は明治14年5月12日太政官の裁可を受け（口絵写真参照）、同18日山岡次郎（東京大学理学部助教授）が校長事務取扱を命ぜられ、同5月26日東京職工学校の設立が布達された。

第2節 東京職工学校の創設

東京職工学校設立の宣言

明治14年（1881）5月12日、太政官裁可を受けた文部省は、5月18日、東京大学理学部助教授山岡次郎を東京職工学校長事務取扱に任命した。

5月20日、文部省は職員職制等の伺を出し、「今般職工學校設置之儀御裁可相成候ニ付テハ該校職員等之儀モ外國學校ノ例ニ準シ被定候様致度」と述べている。

つまり、この段階で「外国語学校」と同程度の学校を構想していたのである。

5月26日、文部卿福岡孝悌は文部省布達第2号により東京職工学校の設立を宣言した。設立に関する布達書は以下のとおりである。

第2號

今般職工學校ヲ東京府下ニ設置シ東京職工學校ト相稱候條此旨布達候事

明治14年5月26日

文部卿 福 岡 孝 悌

爾来、本学では記念式典ごとにこの布達書の朗読を慣習とし、長く記憶にとどめている。

学校の設立に関して、5月28日付の東京日日新聞は、次のような記事を掲載した。

本日の達書の欄内にも掲ぐる如く今ど府下へ職工學校を設立に就き一昨日同省にて福岡文部卿はじめ大書記官等が會議を開かれたり。又その學校は葵坂なる伊藤參議の舊邸をもて假學校と定めらるるよし。

校長事務取扱に任命された山岡は、文部省内の修文館（旧建物）を事務所として早速創立事務に当たった。

学校規則の制定

山岡が手掛けた最初の仕事は、学校規則の制定と学科課程の制定であった。7月23日には、東京職工学校学科課程について上申し、8月8日承認された。それによると、予科1年、本科2年半、合計3年半が計画されていた。

東京職工学校規則は8月15日に制定された。

いま、この8月制定の学校規則は残されておらず、その全文を知ることができないが、『東京高等工業学校二十五年史』（明治39年5月26日刊）に引用されたものによると、「職工学校の師範若くは職工長たる者に必須なる諸般の工藝等を教授するを以て目的となし、學科を分ちて予科及び本科とし、予科は1個年本科は2個年半通じて3個年半を以て卒業するものとし、其學科課程等を定められ……」と記されている。

明治14年の文部省年報（「文部省第9年報」）には、「特ニ其ノ職工學校ノ如キハ文部省設置スル所ノモノアリ但其教規等猶ホ整理スルヲ得スト雖モ他日事業實施ノ期ニ至ラハ其模範ヲ採ルニ於テ自ラ憑式スルニ足ルモノアラン」と報告されており、学校規則と学科課程の制定に当たって、将来にかけける期待の程をほのめかしている。

学校規則の制定に関して山岡が参考にしたものは、すでに前節で見たように、ミル流の「職工学校論」であった。

「英人ミル氏職工及ヒ技藝教育論抄」には、次のように述べられている。今職工學校ヲ分チテ三種ト爲サントス乃チ職工ヲ陶冶スルモノヲ第一種ト爲シ自ラ製造場ヲ監督スヘキ人ヲ陶冶スルモノヲ第二種ト爲シ工藝ノ實修ヲ教フル教員、授業師若クハ機關士、工學士若クハ巨大ナル化學場及ヒ其他ノ工場ヲ監督シ又ハ電信線、鐵道等ノ大工業ニ従事スヘキ人士ヲ陶成スルモノヲ以テ第三種ト爲スヘシ

先にみた「職工学校設立伺」における「職工養成」は、ここでいう「第一種」の「職工学校」である。

第二種の「職工学校」は、ミルによれば、工業の進歩を洞察しておくれをとらないために工業上の實際的知識を身につけるとともに、経営者とし

て上等社会の人と交わるため教養科目や高等数学、高等化学等を教授しなければならぬという。

第三種の「職工学校」は、諸芸諸学の師、鉦山鎮工、化学、玻璃磁器製造、造船、電機構造等の大工業の監督者、建築学士、土木学士等を養成するもので、「此種ニ屬スルモノハ最モ高尚ナル工業上ノ教育ヲ受ケズンバアル可カラザルナリ」と述べている。

つまり、山岡はミルのいう第二種、第三種の「職工学校」を兼ねるものとして、「東京職工学校」を捉えたことがわかる（山岡は後年、各機業地の織染講習所の設立に指導的役割を演じた人物であり、職工学校を織染講習所と同程度のもつと捉えていたのではないかという疑問も湧くが、これまでの行論からして、山岡は東京職工学校で実現できなかった、ミルのいう「第一種の職工学校」を、織染講習所として設立したと推測される）。

さらに、この東京職工学校規則の制定に関して、文部省専門学務局長浜尾新は、次のように回顧している。

前の製作學教場の場合には主として獨逸のゲベルベシューレ等を參酌せられたのでありますが、職工學校設立の場合に於てはゲベルベシューレのみならず、佛國のエコール・デ・ザール・エ・メチュー等其の他廣く參考して調査制定したのであります。（「手島君の功績」）

こうした資料から推測して、東京職工学校はイギリス、フランス、ドイツの実業学校を参考に構想されたが、その中で特に山岡に見るように、イギリスの「職工学校」が範型とされたものと思われる。

山岡を継いで東京職工学校の初代校長に任命された正木退蔵の経歴も、そうした事情を物語る。

正木は東京大学助教授の肩書きで長らく海外留学生監督として英仏に滞在していたが、「藏前自治」（大正15年5月）は正木に関して次のように述べる。

正木先生は確に當時の大先覺者であつた。英國に於て明治4年以來教育を受けた人である。（中略）それが所謂御役人生活に入らずして身を教育界に投じたのである。均しく身を教育界に投ずるにしても、普通教育の世界に行かずして特に一般より劣

等視せられて居た職工教育に身を投じたのであった。思ふにこれは正木先生が英國に留學中に目の當り英國産業革命の状況を目撃し、當時英國の世界を動かして居たジョン・ラスキンやキングスレー等の所説に動かされて職工教育の必要を感じ、遂にサー・ヒリップ・マクナスの工業教育論に共鳴したるに原因するのではあるまいか。(中略)今を去る45年前に本校が創立せられたる明治14年と云へば王政維新の鴻業や上野に於ける戦争や江戸を改めて東京とせられてから僅かに14,5年のことである。我國に於ける最初の教育令「學制」より未だ10年を経過せざりし時代である。「學制」や徴兵令で上下大騒ぎをやって居た時代であった。確かに我國には労働問題もなく職工問題もなかったのである。この時に職工教育に従事せんとせられたのがこの英國教育を受けられた正木退蔵先生であった。

先にも見たように、当時浜尾の部下として文部省にあった木場貞長は、東京職工学校の創設直後の学則、学課の制定には校長事務取扱の山岡と、正木の2人が当たったと証言しており、山岡から正木への校長職の引き継ぎからして、英国流の「職工学校」を範型として東京職工学校が構想されたことは、ほぼ間違いないと思われる。8月制定の学則に「職工學校の師範若くは職工長たる者に必須なる諸般の工藝等を教授する」と謳われた背景には、こうした事情を見ることができる。

山岡、正木と並んで東京職工学校の創設に加わった1人として、手島精一を挙げるべきだろう。

当時、手島は教育博物館に勤務しており、山岡や正木のように直接、創設直後の学校事務に携わった形跡はないが、山岡は教育博物館にも兼務しており、手島の開成学校製作学教場以来の経歴からして、彼の意志は山岡を通して、十分に発揮される立場にあった。

すでに見たように、産業振興や実業教育をめぐる文部省、農商務省、あるいは待講グループといった政府部内のさまざまな動きの中で九鬼隆一、浜尾新の後押しを得ながら、山岡次郎、正木退蔵、手島精一を実質的な担い手として、東京職工学校は構想され、運営されていくことになった。

その過程では、それぞれの立場で考えられた意見が述べられ、検討されて柔軟な構造の学校として捉えられていたものと思われる。

それは、具体的には、明治14年8月制定の学則が翌15年5月29日に改正

されたこととなって現れている。

正木校長の就任

学則と学科課程の制定を一応終えた後、9月27日、山岡に代わって文部一等属正木退蔵が、東京職工学校の初代校長に任命された。創設直後の学校事務を山岡と共同して管掌していた経緯からすれば、山岡から正木への交代という、この人事は予定されたものであったと思われる。なお退任した山岡には14年10月7日付で「手當金給與」の措置がとられた。

正木退蔵は長州藩出身で若き日に吉田松陰の松下村塾に学び、明治4年大蔵省官費生としてイギリスに留学し帰国後、工部省、大蔵省に勤務したのち明治9年(1876)、開成学校に勤務のまま文部省の海外留学生監督としてイギリスに派遣された。

この間、正木は開成学校の東京大学への発展に伴い東京大学助教授となっている。

留学生監督としての職務のかたわら、正木はイギリスの教育事情の調査を行い、それを「教育雑誌」に発表紹介している（「教育雑誌」第83, 90, 91, 95, 101, 113号に寄稿。その中には「口述教授法」や「オーラルインストラクション 庶物指教」など新しい教授法の紹介が含まれている）。

正木を日本に呼び戻したのは九鬼隆一であった。

正木の校長就任に関する資料は、東京職工学校時代の教官たちの回顧である。

正木氏は九鬼隆一氏の旋斡で校長となられた。氏は大學の助教で、海外留學生の監督として長い間英佛に滞在していた人である。（谷口直貞談「藏前工業會誌」昭和6年1月）

自分が手島君の前に職工学校長であった正木退蔵氏を知ったのは、英吉利からアトキンソンと云ふ化學の教師が東京大學に雇はれて來た。正木さんは前にロンドンに於てウイリヤムソンと云ふ化學の先生に就て化學を習つて居つたので、アトキンソンとは同じ弟子であるから、アトキンソンが大學に雇はれるに就いて、正木さんが一緒に歸つて來て、アトキンソンの助教授になつた時であつた。其時に私共も正木

さんから分析などを教ったことがあった。それから同氏は12年頃に留學生監督と云ふ名義で再び倫敦に行かれたが、私共もアチラに行つて世話になつたが、14年に職工學校が出来たので呼戻されて校長になられたのである。(高松豊吉談「工業生活」大正5年1月)

正木の化学者としての力量、留學生監督としての管理能力、さらにイギリスにおける工業教育の実態把握といった経験が、九鬼隆一に認められ、日本に呼び戻されたうえで初代の東京職工學校長の任命となつたのである。

正木は必ずしも良好とはいえぬ健康状態の中、明治23年3月、手島精一にその職を譲るまで8年半にわたつて校長の職にあり、創設直後の困難な状況に立ち向かい、本校の基礎固めに尽力したのである。

正木は吉田松陰の門下生であつたが、師の松陰は物情騒然たる幕末にあつて「教育」の重要性に思いをはせ、特に工業教育を主張して「工場と連絡した学校」を構想していた。

松陰の「幽室文稿」の中に「學校ヲ論ス附作場」なる1項があり、次のように述べている。

人材ヲ聚メ國勢ヲ振フハ今日ノ急務タリ。而シテ人材一タヒ聚レハ即チ國勢振フ期セスシテ振フ。(中略) 人材ヲ聚ルハ其品ニ随ツテ之ヲ敍用スルニ若クハナシ。故ニ余ニ策アリ。一ニ曰ク學校ヲ奮フ、二ニ曰ク作場ヲ起ス。

今世ノ學生固ヨリ已ニ空疎事務ヲ解セス工匠愚朴要需ヲ知ラス、二者分レテ鴻溝ヲナス。讀書ノ士率ネ空疎多ク、齊稷下鑿ミルヘキナリ。故ニ余謂フ。作場ヲ起シ之ヲ學校ニ連接スルニ若カサルナリ。船匠、銅工、製藥、治革ノ工、凡ソ寸技尺能アルモノ、要スルニ皆治事齊ニ屬スヘシ。(中略)

嗚呼今日ノ急務ハ人材ヲ聚ルニアリ。人材已ニ衆ケレハ之ヲ學校作場ニ置キ、然シテ後ソノ實材ヲ實能ニ科シ、宜シキニ從ツテ之ヲ敍用ス。(中略) 一器一藝、其ノ妙ヲ得、カクノ如クシテ國勢ノ振ハサルモノ未タコレアラサルナリ。

松陰のこの「学校作場」なる意見は、当時にあつては画期的な教育構想であり、「余カ學校作場ナル説ヲ聞イテ必ス愕イテ以テ異トナス」と彼自身が述懐しているように、周囲の理解を得ることはなかつたが、「学校作場」は理念と方法において「開成学校製作学教場」へと継承され、「製作学

教場」が「東京職工学校」の源流であることを思えば、松陰門下の正木退蔵が、初代東京職工学校長に任命されたのは、奇しき因縁であったといわざるを得ない。

正木校長就任後の12月、東京職工学校は旧製作学教場で使用された「製作器械等百五十一種」の払い下げを東京大学より受け、名実ともに製作学教場を継承していくことになった。

学校長に就任した正木が最初に手掛けたのは、明治14年8月制定の規則の改正であった。

それは、先に上申した学科課程を基本にして修正を加えたものであった。

14年8月の「規則」と今回の「改正規則」とを比較してみると、その顕著な違いは次の2カ条に示されている。

第1條 本校ハ将来職工学校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者ヲ養成スルノ目的ヲ以テ之ニ必須ナル諸般ノ工藝等ヲ教授スル所トナス

第3條 學科ヲ分テ豫科及ビ本科トシ豫科ハ1ケ年本科ハ3ケ年トシ通シテ4ケ年ヲ以テ卒業スルモノトス

14年8月の「規則」は「職工学校ノ師範若クハ職工長」の教育と養成という目的を掲げていたが、「改正規則」第1条では「職工長製造所長」の教育と養成とに改められ、一段水準を高めているのが注目される。

修業年限に関しては、第3条に見るように、予科1年、本科3年に改められ、4カ年に改正された。

東京職工学校の修業年限4年は、たとえば東京大学の7年（予備門3年を含む）、工部大学校の6年に比べると短い。同様に教員養成を目指した師範学校に比べると、明治14年8月の「師範学校教則大綱」では、初等師範学科1年、中等師範学科2年半、高等師範学科4年と規定されており、それとの比較からも高等師範学科に匹敵する修業年限に改正されたことがわかる。

東京職工学校時代のカリキュラム

次に東京職工学校の発足直後のカリキュラムを見ておきたい。

明治14年7月23日の「東京職工学校學科課程制定ノ件何」(国立公文書館蔵)では、予科は数学、物理学、化学、金石学、用器画、自在画、修身を教授することになっており、本科は化学工芸科と機械工芸科の2科が設けられ、専門科目として化学工芸科に化学、応用化学、応用金石学大意、分析化学、吹管試法、機器大意、用器画、自在画、燃焼論、実験、職工経済、修身が、機械工芸科の専門科目として幾何学、百工機械学、重学、用器画、自在画、模型製造法、製作図按、実験、職工経済、修身が挙がっている。この学科課程は8月8日付で太政大臣の裁可を受け施行された。

明治15年5月の「規則」では、予科から金石学を除き本科学科目を2年間で履修させ、最後の1年は、「各自ノ撰ニ隨ヒ1項若クハ數項若クハ其一部ヲ實驗專修セシム」とした。

本科の専門学科目については、化学工芸科では「応用金石学大意吹管試法」という鉱業関係科目が除かれ、代わって「重学」が入れられた。機械工芸科では「幾何学、百工機械学」の2科目に代わって、「数学、物質強弱論、職工道具、元力機」が入れられた。本科の専門科目の中に「職工経済」とか「職工道具」とか「職工」をうたう科目が含まれており、それにより東京職工学校の独自の性格を提示しようとしたことがわかる。

さらに専門科目においては実験が重視され、特に第3学年では、もっぱら実験が課せられたことも実践能力の形成を目指したものであり、学理と実理の有機的結合を目指す教育が目標とされたものと思われる。

なお、予科、本科の1、2年に修身を課したのは、「教育令改正」以来のこの時期における文部省の修身重視政策の反映であり、先の師範学校教則大綱にも同様に見られた。

創設期の教授スタッフ

次に東京職工学校創設期のスタッフについて見ていきたい。

先行する工業教育機関、たとえば工部大学校、開成学校製作学教場、あるいは東京大学等では、教師として外国人が多く採用されたが、東京職工学校の教授スタッフは初めから日本人が採用されていた。

まず、学校の職制が明治14年6月15日に布達され、本校に校長、教諭、助教諭、書記が置かれて、それぞれの職掌が次のように規定された（文部省直轄学校の共通の職制であったことがわかる）。

外国語学校師範学校中學校職工学校職制

長	文部卿ノ命ヲ奉シ本校ノ事務ヲ幹理シ其職員ヲ監督ス 判任以上ノ進退黜陟ハ文部卿ニ具狀シ等外以下ハ之ヲ専行ス 事故アルトキハ奏任或ハ判任ノ職員ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得
教諭	生徒ノ教諭ヲ掌ル
助教諭	教諭ノ職掌ヲ助ク
書記	各庶務ニ従事ス

明治14年9月の正木校長の来任後、翌10月には谷口直貞と平賀義美の2人が教諭に任命され、15年9月に多賀章人、16年9月に山田要吉、18年9月に高松豊吉がそれぞれ教諭に任命された。

この間、明治17年11月25日に唯一の外人教師として G. ワグネルが赴任した。

これら創設期の5人の日本人スタッフのうち、正木校長に次いで最初に任命された谷口直貞と平賀義美について、そのプロフィールを記しておく。

谷口直貞は、大和国郡山藩士の子として、安政2年（1855）11月に生まれた。早くから郷校に学び、明治3年郡山藩の貢進生に選抜されて大学南校に入り、さらに開成学校に転じて工学を専修した。明治9年文部省留学生として渡英し、スコットランドのグラスゴー大学に入学し、工学全科を卒業し工学士の学位を受領した。卒業後イギリス「エリス」製鉄場に入って実地器械製造に従事し、11年グラスゴー大学の卒業大試験に及第し、理学士の学位を得、かつ終身この学校の公議員であることの名誉を受けた。

翌年ロンドン府工学会員に選出され、次いで、また同府万国農事博覧会耕作器械類審査補に挙げられ、それ以後同社の器械工場を監督した。その

後同社の依頼を受けてベルギーの「アントウェル」府に赴き、同地各工業を補佐しここにとどまること半年、その間貯水場建築、蒸気機関設置、水道測量および地中鉄管の装置などに関して実地の調査をして、大いに造詣を深めたという。

明治14年帰朝の後、直ちに新設の東京職工学校教諭に任命され、次いで明治16年9月には東京大学理学部講師を兼任した。19年農商務省三等技師に任命され、さらに19年から23年までは工科大学教授を兼任していた。

谷口のヨーロッパ各地の工場における実地の体験や、近代工業に関する豊富な知識とは、学理と実理との有機的な結びつきを目指す東京職工学校の創設期にふさわしいスタッフとして歓迎されたものであろう。

谷口の年俸は1,800円、他のスタッフ同様高等官であった。

谷口の待遇はほぼ東京大学教授と変わりなく、名前は東京職工学校教諭ながら、実体は東京大学教授と遜色なかったと思われる。

事実、東京職工学校と東京大学との間では兼任人事、交流人事が活発に行われていた。

たとえば、谷口自身も明治16年9月以来、東京大学理学部兼任であったし、高松豊吉は明治18年9月東京職工学校に赴任、翌19年7月退職して、3月発足していた工科大学の教授に就任、翌20年3月には再び東京職工学校の教諭に戻っている。また、工科大学助教授阪田貞一(本校第三代校長)は明治20年6月以来、東京職工学校兼任を命ぜられた。

こうした人事の兼担や交流は、工業教育の専門課目を実際に担当しうる日本人教師が手薄であったことの証明であり、東京職工学校に優れたスタッフが集められていたことの証明でもあろう。

平賀義美は、安政4年(1857)8月6日福岡藩士の子として生まれた。明治3年14歳のとき、福岡藩貢進生に選抜され、谷口同様大学南校、開成学校を経て明治11年東京大学卒業後イギリスに留学し、染色工業の研究に従事することになった。

平賀はマンチェスターのオーエンス大学でロスコー博士から無機化学、ショーレンマー教授からは有機化学を学び、かつ染料の研究と応用について指導を受けた。染色に関する研究のかたわら、平賀は実地の応用につい

ても、マGRESフィールドのニュートン染色工場へ一職工として入り、絹染の実技を修め、技術上の秘密などまですっかり会得したという。元来イギリスの染色工場では、それぞれ自家の秘法があるというて、日本人の入場は不可能であったが、幸いにも工場主ニュートンの子息2人は、いずれもショーレンマー教授の門弟であった関係上、同教授が特に交渉してくれ、工場主も好意をもっていたので、見習いとして入場することができたのである。平賀は毎日早朝から職工服を着て工場通いをし、他の職工と伍して懸命に絹染の各工程を実習し、ひとわたりは染色の工程を会得したものの、同工場独特の染色法になると、これを厳秘にして新来の日本人を近づけないので、平賀は秘法系の職工たちと懇意になり、自分の下宿につれてきて饗応したり、あるいはバーやレストランへ同伴して酒食を共にするなど、できるだけ歓待を尽くして、彼らの口と手から巧みにその秘密を取得したという。こうしてニュートン工場の職工生活も1年を出ないうちに、絹染の極意を修得したので、イギリス各地の商工業の実態を仔細に視察し、3年にわたるイギリス留学から明治14年7月帰国した。帰国した平賀は方々から誘いを受けたが、新設の東京職工学校の教諭として奉職することになった。

東京職工学校では、平賀は色染工場を装置して生徒の実習用に供した。これが官立工業学校における実地色染法教授の嚆矢であり、特筆すべきものであった。平賀は予科の生徒に対しては無機化学を、本科に対しては化学工芸科を管掌して、無機化学、応用化学、分析化学、色染法などを講義し、同時に実験の指導に当たった。この間、平賀は自宅のラボラトリーに色染および機械の設備をなし、自ら実地の研究に努め、また桐生および米沢などの機業地でも実地に教授指導している。

平賀は明治17年9月以来、農商務省御用掛を兼務し20年3月、本校を辞し、農商務省3等技師として染色技術の改良と実業化に中心的役割を果たし、26年官を退いた。

農商務省を辞した後、平賀は明治27年1月大阪府立商品陳列所の所長として、10年にわたる間、その基礎を確立し、発展させ、同地の商工業者を指導し、同時に、大阪府工業顧問を委託されて尽力した。その後も一貫し

て平賀は關西実業界の育成と指導に邁進し、大きな足跡を残した。

東京職工学校の創設期の教授スタッフは、いずれも開成学校または東京大学の出身者であり、それぞれ留学の経験もある（谷口、平賀以外のスタッフのうち、多賀は明治6年工部省からイギリスへ、山田は明治3年大学南校からアメリカへ、高松は明治11年東京大学卒業後イギリスへと留学していた）優れた人材であった。

そして、平賀の述懐によればこうした教授スタッフの人選は、九鬼隆一が自ら担当したということである。

欧米の先進工業国における工業教育の実際に触れた経験を持つ九鬼は、新設の東京職工学校のスタッフには、それぞれの専門分野における力量はもちろん（先の5人の日本人スタッフのうち、谷口、多賀、山田は機械工学、平賀、高松は応用化学が専門であった）のこと、海外の工業教育に関する豊富な知識と、留学体験を考慮して選考に当たったものであろう。

九鬼隆一の東京職工学校にかける意気込みを、こうした教授スタッフの選考に見ることができる。

たしかに創設期の教授スタッフは、本校の第1回卒業生の1人が回顧しているように、正木校長を筆頭としていずれも「洋門帰りのチャキチャキで、当時第一流であり、人格者揃い」であった。

こうした教授スタッフの優秀さが、後にも見るように、明治19年、東京職工学校が東京大学の附属に移管された際、東京職工学校教諭から即日、東京大学教授への職名変更を可能ならしめた要因であろう。

東京職工学校の授業の開始は、明治15年11月1日であったが、その年12月末までに任命された教授スタッフは、学校長1名、教諭3名、助教諭3名、教諭に相当すると思われる文部省御用掛1名であった。

校舎の建築

教授スタッフの選考と並行して進められたのは、校舎の建築であった。

すでに見たように、学校創設直後の5月28日付の「東京日日新聞」は「葵坂なる伊藤参議の旧邸」を仮学校に決定と報道されたが、それは立ち消え

になった。それに代わり、神田区表神保町の東京大学所属の建築物が仮教場として交付され、次いで校地として浅草区蔵前が決まり、仮教場の森石を建築材料の補助とされたが、明治15年6月以後建築に着手し、創立事務所も修文館より浅草文庫に移して、創立事務、建築事務を管掌することになった。

そして同年12月には校舎が竣工し、明治18年8月に工場が完成した。

校舎建築に関する経緯を「文部省年報」をもとに跡付けておきたい。

明治15年1月31日

東京大學所屬ナル表神保町10番地内建家即假教場ニ充テラレシ分ヲ譲受ケ校舎新築材料ノ補助ト爲スコトヲ請ヒ其4月之ヲ受領ス是ヨリ先淺草區庫前片町29番地舊淺草文庫ノ地ヲ請求シテ本校用地ニ充テントノ議アルヲ以テ裁可ノ上茲ニ疊舎ヲ建設セントスルニ因テナリ

明治15年2月10日

東京大學所屬神田區表神保町13番地建家ノ内校舎新築用材補助ノ爲メ充用ノ儀豫テ上請ノ通交付スヘキ旨ヲ東京職工學校へ達シ並ニ同所建家ノ内681坪5合ノ木材ヲ東京職工學校へ引渡スヘキ旨ヲ東京大學へ達ス

明治15年3月20日

曾テ領收スル所ノ表神保町ニ在ル家屋ヲ崩壞セシ古材石へ新ニ木材瓦石等ヲ購求シ之ヲ補助トシテ建築起工セシコトヲ上請シ、4月11日之ヲ允許セラル而シテ實際ノ着手ハ前陳ノ用地ヲ受領スルノ後ニスヘキ旨ヲ命セラル

明治15年4月13日

文部省所轄東京職工學校校舎トシテ内務省所轄淺草蔵前片町29番地地坪建物共讓與ノ儀兩省協議ノ末文部省14年度經費中ヨリ文庫建築費用トシテ金2萬圓ヲ内務省へ回付ノ儀ヲ太政官へ上請シ允裁ヲ得

明治15年6月6日

淺草區淺草蔵前片町29番地地坪5,800坪建物230坪ヲ校用トシテ東京職工學校へ交付ス

明治15年7月10日

6月10日前記庫前片町ノ地及倉庫文庫ノ建物等ヲ領收シ爾後此地ニ材石ヲ運搬シ漸次建築ノ業ニ従事スルヲ以テ7月10日事務所ヲ舊文庫中ニ移轉シ常務ノ傍ヲ建築ノ事務ヲ監督ス

明治15年9月

入學志願者ノ試業ヲ始ム元來校舎建築ノ工程ハ疾クニ竣工スヘキ豫圖ナリシモ本

年梅雨ノ候ヨリ降雨多ク暑中ニ至リテモ尙歇マス屢風雨ノ障礙アルニ因リ大ニ遷延シテ全部ノ竣成ハ未タ遽カニ期スヘカラサルニヨリ10月19日更ニ上稟事務ノ如キハ依然文庫中ニテ之ヲ處辨シ本館中ノ營築略成ル部分ヲ以テ教場ニ充テ、11月1日ヨリ授業スル事ニ決ス

明治15年10月13日

學舎建築竣工ノ旨ヲ上申ス

明治17年10月4日

曩ニ陸軍省ニ於テ當省用地千葉縣下下總國東葛飾郡國府臺村地所ノ讓受ヲ請フニ因リ曾テ該地所買上代等ニ支出シタル諸費金1萬3千圓ヲ陸軍省ヨリ償却ノ上地所讓渡ノ協議ヲ遂ケタルヲ以テ該金ハ之ヲ東京職工學校教場建築費トシテ當省17年度經費ヘ別途交付アラン事ヲ上請允裁ヲ得

明治17年12月9日

東京職工學校機械工場等設置ノ爲メ豫テ大藏省ヨリ受領セシ淺草米廩敷地ノ内面積1,627坪余今回該校敷地トシテ交附シ官有地第四種ニ組替ヘンコトヲ上請允裁ヲ得

これらの資料に慌ただしく校舎が建築されていくさまをうかがい知るのであるが、校舎は正木校長の考えで「煉瓦造り」の堂々たるものであった。

手島精一はその間の事情を次のように述べている。

「正木君は東京職工學校草創の時代に當りより將來を豫見して建築物を考慮してをられた。或時私（當時文部省在勤）に對シ「校舎はその永久性を顧慮して煉瓦造りにすることにした」と苦心談を談られた」

煉瓦造りの東京職工學校は、全国の工業學校の師範たるにふさわしい偉容であった。

明治21年の「東京職工學校一覽」は學校の位置を次のように示している。東京職工學校ハ淺草區藏前片町29番地ニ在リテ一分ハ南元町38番地ニ跨ル正面ハ西ニ面シテ須賀橋通藏前片町ノ市街ニ對シ南ハ鳥越川ヲ挾テ須賀町ニ面ス北ハ大藏省米廩ニ境シ東ハ墨田川ヲ隔テ本所横網町ノ河岸ト相望ム構内後口ノ方中央ニ入堀アリテ墨田川ノ流ヲ引ク地形南北ニ短ク東西ニ稍々長シ

東京職工學校の所在地、淺草區藏前片町29番地の周辺は、どんな場所で

あったろうか。

隅田川畔には元和6年(1620)以来、幕府が年貢米を収蔵する米倉を設け、浅草御蔵と呼んでいた。この御蔵は幕末の弘化年間には67棟、350余戸を数えたという。通りに面して火除の土手があり、片側町であったところから、蔵前片町と呼ばれた。

隅田川には厩橋から下流にかけて、川に交差する形で上流より一番堀、二番堀と数えて8つの堀割が作られ、これらの堀割のうち四番堀の西に上の御門、六番堀の西に中の御門、八番堀の西、片町29番地、つまり東京職工学校の敷地には下の御門があった。

四番堀と五番堀の間には、首尾の松が常盤の緑を川波にうつして、隅田川を行き交う人々の風情を誘っていた。

文部省は明治5年旧幕以来の和漢書および旧大学南校の洋書を文部省博物館に移し、東京書籍館を置いたが、明治7年7月大成殿に収蔵してあった書籍全部を、浅草蔵前片町の旧幕時代の米蔵に収容し、独立して浅草文庫と称した。東京職工学校の所在地は、この浅草文庫の跡であった。

浅草文庫は書庫2棟と、2階建ての閲覧場をもって公私の借覧を許す公共図書館であったが、上野図書館への併合で廃止された後の建物、土地を東京職工学校は交付を受けたのである。

正木校長が学校事務、校舎建築事務に当たった場所は、この旧浅草文庫の建物であったのである(現在、台東区榊神社の境内には浅草文庫記念碑と本学発祥記念碑が建てられている。口絵参照)。

浅草蔵前の地に新校舎の竣工をみた東京職工学校は、その後、東京工業学校を経て、東京高等工業学校へと発展し、特に東京高等工業学校時代は約28年の長きにわたる期間で、「煙突のある所蔵前あり」という工業近代化の豊富な人材をここから生み出し、大正12年9月1日の大震災で、すべてを灰燼に帰すまで、蔵前の地は工業教育発展の目覚ましい活動の舞台となったのである。

生徒募集と生徒動向

校則の制定、校舎の建築が進行するなかでいよいよ生徒の募集ということになった。

「東京職工学校第1年報」（「文部省第11年報，明治16年」に記載されたもの）によれば、生徒募集の次第は以下のとおりであった。

本學年中當校生徒ノ入學ハ1回ニシテ即明治15年9月之ヲ募集セシニ入學試業ヲ請フ者133人アリ而シテ其身體ノ良否ヲ検査シ又學術ノ試業ニ合格シテ入學ヲ得ヘキモノ60名ノ入學ヲ許シ之ヲ豫科生トシテ授業ヲ爲ス又此60人ノ内ヨリ或ハ事故ニヨリ或ハ病痾ニ羅リ止ヲ得シテ退學ヲ請フ者7人アリ今其事由ヲ述フレハ學資乏シクシテ退學ヲ願フ者3人疾病ニヨリ退學スルモノ3人實家繼承ノ故ヲ以テ退學ヲ請フ者1人ニシテ差引本年八月末ノ現員ハ即チ53人

15年5月改正の学則の中で生徒募集に関する規定は、第6条、第7条である。

第6條 本校ニ入學セント欲スル者ハ左ニ掲グル書式ニ據リ學術履歷書及ヒ第一様若クハ第二様ノ品行證狀ヲ添へ願書ヲ差出スヘシ

學業履歷書式

一、何年何月何地 官公私 立何學校ニ於テ何學起業教師誰ニ就キ何年間修業云々
何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）
姓 名 印
年齢

年 月 日

品行證狀第一様書式

品行證狀用紙證券略紙

何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）
姓 名
年齢

右之者當校ニ於テ（又ハ拙者ニ就キ）修業中品行方正ニ有之候條保證候也

何府縣何區郡町村何番地

何學校長（何教師）

何府縣族籍

姓 名 印

年 月 日

品行證狀第二様書式

品行證狀用紙證券略紙

何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）

姓 名

年齢

右者當區何町村在籍（本籍寄留ヲ問ハス）ノ者ニテ
從來品行方正ニ有之候條保證候也

何府縣何區長（何町村戸長）

姓 名 印

年 月 日

第7條 豫科へ入學ス生徒ハ年齢滿16年以上滿25年以下身體強壯ナル者ニシテ左
ニ掲クル課目ノ試業ニ合格スルモノトス

但相當ノ學力アルモノハ直ニ本科へ入學セシムル事アルヘシ

入學試業課目

讀書 皇朝史略

作文 假名交り文

算術 分數，小數，比例，開平，開立

代數 一次方程式

物理 初歩

「学則」には定員に関する規定はなかったが、先に引用した文部省への報告で「60名」であったことがわかる。

東京職工学校の第1回生徒募集に対し、文部省報告にあるように133名の応募があり、いかにも順調なスタートと思われるが、生徒募集にかける学校当局者の苦勞は並大抵なものではなかった。

何よりも、工業界の不振、工業教育に対する無知、無関心のなかで、生徒募集の失敗は東京職工学校の浮沈にかかわるものでもあり、官報、あるいは新聞広告、さらには口コミまでも動員した生徒募集であった。

当時、浜尾新の下にあった木場貞長は、「正木さん山岡さん達は生徒募集には並々ならぬ苦心をされたもので、教師から小使に至るまで總動員で

生徒募集に活動された」と述懐している。

正木校長以下の努力で、何とか133名の応募者が集まり、試験の結果、60名の入学が許可されたのであるが、これら入学生たちは、必ずしも学校の理念や目的に共鳴して入学する者ばかりではなかった。

むしろ、次に見られるような第1回の卒業生の証言が一般的ではなかったかと思われる。

職工学校などといふ学校が出来ても、一體何を教へる所なのか全く知らなかったのである。私は明治14年に東京へ来て翌年の春、生徒募集を聞いて、ふとした機會で入学する様になったのである。もちろん何を勉強しようなどといふ當はなかったのである。(第1回卒業生、小菅久徳氏談、「藏前自治新聞」第122號)

其の時分士族がまだ幅をきかせ、化學工業の智識はあまり進んで居りませんので近親者なども、職工などに學校が出来たさうで、おかしいな、職工にも學問が入りますか、職人は年期入れて、實地さへよく習ひ覺えて熟練さへすれば夫でいゝでしょ、など申して、皆笑ったりひやかしたりして、相手にしませんでした。(第1回卒業生、野間光彦氏談、「藏前工業會誌」第390號)

これらの引用に明らかなように、同時代における東京職工学校のイメージは、在来の徒弟制度の延長上にあるものとみなされ、文部省、学校当局者の評価と、世間一般の評価の間には大きな落差があったことがわかる。

さらに、第1回の生徒募集に応募した者には、文部省直轄学校という名にひかれ、興味半分、新設学校をのぞいてやれという者も多かった。

第1回の生徒募集は機械化學兩科を通じて60名と公告せられたるに、受験者の總數は一百七八十名と聞えぬ。而して多くは是れ悲歌慷慨の人、大學豫備門をのぞいて見たが前途杳遠なりとかこつもの、地方の師範學校とやらを卒業して村夫子てふ難有恩命は拜したれども存外おもしろからず思ふもの、男兒立志出郷關東の都に乗込みたれども陸海軍の體格検査にはマンマと落撰したるもの、文學や法學の尋常手段ではタカが小説家か代言人位かと嘲り笑ふもの、日本は工業立國の方針をとらざるべからずと落歎するもの、中村敬宇翁の西國立志編に感奮したるもの、學者はダメダ迂濶で困ると慷慨するもの、曰く何、曰く何、時人は評しぬ、ア、日本はまだ士族國なるかなと。(第1回卒業生、山口貴雄氏談、「化學工藝會誌」第6號)

東京職工学校の初期の入学者の出身階層は圧倒的に士族出身者が多かつ

た。

明治19年の生徒総数は247名であったが、そのうち士族の出身者は実に172名、70%強の割合を占めている。

先に見た山口氏の回想と、こうした事実からすれば、東京職工学校という名称にとらわれることなく、「学則」にうたう「将来職工学校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者」の養成という目的は、少なくとも士族出身の生徒にはアピールするものであったと思われる。

さて、第1回の入学試験の実際は次のようなものであった。

先づ白文訓點と作文の2科目で以て大部分振ひおとして仕舞って、次に物理、化学等の試験を行ふ、何れも口述査問で1人づつ試験官の面前に呼び出されて化学とはどんな學問か、物理とはどんなものかなど問はれ、それぞれ答へるとソナ學問を何故勉強したいか法律學とか醫學とか兵學とか當世流行のおもしろい學問があるではないかなど詰られる。之に對してドウヤラコウヤラでまかせして切つてぬけると數學の試験となる。是れも紙へ書いて答へるのではない、ボードに問題が書いてあつて一々我々を呼び出してボード面に運算させて答を出させる。といった次第で、要するに學科試験4分に人物試験6分と云つた有様だ。(山口貴雄氏談、「工業大學藏前新聞」第241號)

その時でも入學試験はありました。たしか代數の問題はAとBとの和の六乗を開くのを黑板に書かせられ、他に論語を讀まされた様に記憶する。今考へると良くもあれだけの生徒が集つたと思ふ。(小管久徳氏、前掲書)

こうした試験の結果、60名の入学が許可されたのである。

入学を許可された者も、確たる信念や目的を持つものはむしろ少数であつた。

次に引用する第1回入学生の回顧談に、当時の入学生の本音の一端を見ることができる。

維新後問もなき際故、一般書生の氣風は政治家或は軍人たることを望み、意氣徒らに昂り、一足飛に大臣參議たるを夢み「書生々々と輕蔑するな今の參議は皆書生」などと口吟し、大道を濶歩して憚らざりし時代なれば、工業思想などは思ひも寄らず、自分の如きも、有體に云へば將來工業家として世に立つ希望を以て母校へ入學

したる譯でもなく、何んとなく好奇心に驅られ、當時我國には官立工部大學校の外工業に關する學校なかりし際新たに官立東京職工學校が創立せられたる故、譯も分らず入學した迄にて、何等先見の明ありて我國は將來工業立國たらざるべからざる故、工業家となりて國家に貢獻せん、などと云ふ様な考へありたる次第ではなかりしなり。蓋し入學者中には自分と同様の人も多數ありしならん。其譯は其時の入學生徒數は機械科40名化學科20名なりしが、卒業の際は機械科10名、化學科14名の少數となりたるを見ても、生徒の大部分が初めより工業を理解し、熱心にて入學したるにあらずして、所謂烏合の衆なるを證し得べし。(機械科第1回卒業生、淺村三郎氏談、「藏前工業會誌」第324號)

入学時60名の生徒は、先の文部省報告に見るとおり、1年目に7名が退学し卒業時までには実に36名の退学者をみた。

退学の理由は、經濟上の理由から學業を継続しがたいもの、病気を理由とするもの、さらには家業繼承を理由とするものが、文部省報告に記載されているが、それらの理由以上に多かつたのは、応募の段階から志望目的が明確でなく、官立の名にひかれて入学はしたものの、授業にも興味ももてず、學業不良で進級できず、退学したものであろう。

これらの生徒の中には、他の官立学校の落ちこぼれ組も含まれていた。或は火藥を専攻する見込で入学した海軍兵學校の落第生の如きもあれば、大學豫備門(今の高等学校)から來たもの、小學校長をしてゐたが東京に職工學校の創立ときいて面白半分に入學したのものもある、或は語學校より或は漢學塾から一足飛びに來たもの、イヤハヤ今日の狀態から考へては想像をつかぬ有様であった。學力も編してゐて漢文で先生の講義を筆記するものがあるかと思へば、英語の力と來たら皆無の人もあった。(山口貴雄氏談、「工業大學藏前新聞」第141號)

こうした第1回入学生の回顧談に、創立間もない東京職工學校の混沌たる有様をうかがい知るのであるが、工業學校、工業教育のパイオニアとしての本校の苦惱にみちた「揺籃期」の実態は、こうしたものであった。

それゆえ、「小生入學の當時は、一般に實業教育の方面に志すものなく、況や紺屋の仕事を學校へ入りて修業する様は、世人の奇異に感ずる所なりしが、小生は予て實業方面に興味を有したると、先輩に帝大理科在學の人

ありて、大に其の指導を受け、遂に入學の決意をなすに至れり」(山口貴雄氏)という学生は、少数派であったと思われる。

入学生のさまざまな経歴を反映して、生徒の年齢も種々雑多であった。一応、「学則」では先にも見たように、「満16年以上満25年以下」の者と規定されていたが、年齢に関しては、割と融通がきいたらしく、第1回入学生、山口貴雄氏は「新入生の一番若いのは私(當時18歳)だ、隣へ坐ってゐる淺村君は22歳、外に現在の生存者を擧げて見ても大谷竹吉君が28歳、野間光彦君が26歳といったやうな譯で、年齢に於ては先生よりも多いのがあった位で、我々新入生は其年齢に経歴に學力に種々雑多で不揃であった」と回想している。

授業の開始

入学試験は明治15年(1882)9月10日に行われ、合格者60名が決定して、いよいよ11月1日より授業の開始の運びとなった。

文部省報告には、もっと早く授業開始の予定であったが、「本年梅雨ノ候ヨリ降雨多ク暑中ニ至リテモ尚歇マス」為に、校舎の竣工が予定どおり進まず、若干の遅れとなったと思われる。

さらに「11月13日生徒授業日課時間割ヲ假定シテ之ヲ生徒ニ告グ」と報告されているから、実際の授業開始は、11月中旬からだったと思われる。

この間の事情を、正木校長は文部省へ以下のように報告している。

教場開閉及試業

明治15年9月募集生徒ノ試業ヲ終リ引續キ前學期ノ授業ヲ爲スヘキモ教場建築ノ工程遅延セシヲ以テ11月1日ニ至リ始メテ教場ヲ開キ授業ヲ始ム12月20日本年ニ限り授業ヲ終リ教場ヲ閉ツ16年1月8日各教場ヲ開キ授業ヲ始ム2月15日前學期試業ヲ終リ16日ヨリ22日ニ至ル1週間休暇中教場ヲ閉ツ同月23日後學期授業ヲ始ムルニヨリ教場ヲ開ク7月10日後學期試業ヲ終リ11日ヨリ9月10日ニ至ル2ケ月間夏期休業中教場ヲ閉ツ9月11日ヨリ第二學年前學期授業ヲ始ムルヲ以テ各教場ヲ開ク12月25日冬期休業至ルヲ以テ教場ヲ閉ツ

生徒ノ事

(前略) 試業ニ合格シテ進級スルモノ30人合格セサルモノ23人トス又本學年即7月

10日ノ調査ニ係ル生徒ノ年齢ハ年長25年9ヶ月年少17年即平均年齢19年4ヶ月強トス又12月末ノ調査ニ係ル生徒ノ總數ハ85人ニシテ此内本科生機械工藝科ニ15人化學工藝科25人豫科生55人トス而シテ其來歴ヲ略叙スレハ客歲9月募集セシ豫科生60人ノ内退學スルモノ7人ヲ扣除シ殘余53人ノ中本年7月學期ノ試験ニ合格シテ本科ニ入ルモノ前ニ記スル如ク30人アリ不合格ニシテ原級ニ止ルモノ23人復タ豫科ノ課程ヲ履修スルナリ又本年9月新募生徒ヲ試験シテ合格入學ヲ許スモノ32人アリ原級生ト合セテ55人ナリ是則豫科生ナリ

この文部省への校長報告書は、明治15、16年の2年間分をまとめて報告したものであるが、それによると、学期は前期、後期に分かれ、9月中旬から2月中旬までが前学期、2月中旬から7月中旬までが後学期、この間、約2カ月の夏期休暇と、約2週間の冬期休暇が設けられていた。

さらに、明治15年9月に入学した生徒のうち、7名が中途退学、翌16年7月の学期試験に合格して本科に進級できた者は、機械工芸科15名、化学工芸科15名であった。

学期試験に不合格の23名は予科にとどまり、明治16年9月の応募者は、71名、合格者は32名、原級にとどまった者と合わせ予科55名、本科30名、総数85名が、明治16年12月段階での在學生徒であった。

応募数の面で初年度と比較して次年度は53パーセントに落ち込み、早くも厳しい状況に直面しつつあることが、この報告書の記載から読みとれるのである。

学校不振の打開策

明治15年9月の時点で、正木校長以下、教諭4名、助教諭3名が発令されており、教授科目の面では、徐々に整備されていったであろうが、肝心の生徒募集の面で前途多難を思わせる事態が、すでに垣間見られるのである。

こうした事態を打開すべく、いかなる手段が講じられたであろうか。

九鬼、浜尾といった文部当局者、正木、山岡等、学校当局者、あるいは

側面からの手島といった面々は、困難な状況を克服してようやく開設に漕ぎつけた東京職工学校を、なんとか軌道に乗せるべく知恵を出し合ったに違いない。

そうした努力のなかでとられた打開策は、いくつかあるであろうが、その1つは、明治17年(1884)1月にとられた、中学校との連絡を図るために、初等中学科卒業生に予科への無試験入学を認めるというものであったと思われる。

つまり、この処置により中等教育との接続関係を明らかにし、専門学校としての色彩を一段と強めることによって、中学校卒業生の応募を促そうとしたのである。

これにより「校則」の第3条は、「初等中學科卒業ノ者ニシテ年齢16年以上25年以下身體強壯ナル者ハ入學試験ヲ要セス直ニ豫科へ入學セシムルコトアルヘシ」と改正されたのである。

ワグネルの赴任

打開策の二つ目は、ネームヴァリューもあり、製作学教場以来の関係で、東京職工学校とも因縁浅からぬものがあつた文部省御雇外国人教師 G. ワグネルのスカウトである。

すでにここまでの行論にも明らかなように、ワグネルは東京職工学校の創設に直接、間接、さまざまな影響を与えていたが、明治17年(1884)11月25日東京職工学校製造化学教師に任命された。

ここでワグネルのプロフィールを記しておきたい。

ゴットフリート・ワグネル(Gottfried Wagener)は1831年(天保2)7月5日、ドイツのハノーバーの一官吏の家に生まれた。彼は少年時代から極度の内向的性格の持ち主であつたという。1846年、工業学校に入学し、2年後、卒業し、職に就いたが向学の念深く、1849年、ゲッチンゲン大学に入学し、数学と自然科学を専攻した。この大学には大数学者ガウスがおりワグネルの学位論文の審査にあつた。ガウスは「ワグネル氏は自分が指導した百人の新進の数学者の中で、このテーマの研究において成功した第一人者であろう」と賛辞をおくつたという。彼はその後ベル

リン大学にも学び、そこで学位を得た後、パリに出てコレージュ・ド・フランスに通う一方、数学を教えたり電信局に勤務したりした。しかし性来の内向的性格から、学問に没頭出来る職場にめぐり会えず、ようやくスイスの工業学校の教師となったが、4年後、学制改革で失職し、兄弟たちと溶鉄炉に関する設計事務所を開くという事業をはじめたが、失敗に終わった。

折しも、友人のリングウ (Rudolf Lindau) がワグネルを上海のアメリカ商社ラッセル商会に紹介した。商会は1868年 (明治元)、長崎に石鹼工場を建設すべくワグネルを長崎に招くことにした。1868年3月29日ワグネルはマルセイユで乗船し同年5月15日、長崎に到着した。日本の年号では明治元年4月23日であった。ワグネルは、以後、逝去の日まで日本に永住することになる。しかしこの石鹼工場の計画は早すぎて結局、失敗してしまった。丁度、このころパリ万博からの帰国者が持ち込んだ陶器用絵具の使用が、一大陶磁器の産地であった佐賀の有田で話題になったが、その正確な使用法がわからず、有田郡令百武作十は、この絵具使用の技術者を探していたところ、ワグネルが適任であるとして、彼は有田に招かれた。ワグネルは有田で、酸化コバルト絵具の使用法や、石炭で焼成する陶器窯の築造を指導するなど、有田に新しい技法を残した。ワグネルは明治3年10月、有田での指導を終え、上京して大学南校の、翌年には大学東校の御雇い教師となった。この間、ワグネルは教育に当る傍、日本の伝統文化に興味を持ち、日本各種の工芸品を収集し、その研究に従事した。そのころオーストリアのウィーンで万博が開催されることになり、工部省の要請により、ワグネルは万博に参加する日本側の顧問に就任した。日本の博覧会事務局は大隈重信が総裁、佐野常民が副総裁で参加の準備を開始したが、ワグネルは顧問として、日本の工業がほとんど未発達の状態からみて、西洋の真似をした新工業製品よりも、日本独特の魅力をもつ手工業品のほうが、日本のイメージを外国に知らせるのに得策であるとして、鋭意、日本の工芸品の収集にとりかかった。すでにワグネルは南校、東校での教育の傍、日本の工芸品の研究を進めていたので、維新後、新しく外人向けにつくられた新奇の工芸品と、美術的にも価値の高い伝統工芸品とを区別することが出来、自ら各地の工房に赴いて、その製作を見て品物を買上げた。ことに京都はこの種の工芸の中心だったから、ワグネルはわざわざ京都にまで出掛けて行って、適当な品物を選択した。こうして出品が決定したものの中には、名古屋城の有名な金の鯨も含まれていたという。次いで1872年 (明治5) 11月、政府は収集された出品物を山下門内で陳列し天皇、皇后をはじめ一般に公開したのである。ワグネルの意見を入れて、佐野常民は博覧会参加の目的を次のように述べた。

1. 日本の天産物、人造品を採集選択し、図の必要なものはこれを図示し、列品

は全て精良のものとし、日本国の豊かさと人工の巧妙なことを宣伝し、国の名誉を海外にあげることに

2. 各国の列品をくわしく調べ、現在の西洋諸国の風土、物産、学芸の実情を探り、機械利用の技術を伝習し、日本の学芸の進歩と物産の発展を計ること
3. 日本に博物館を建設し、また博覧会を開く基礎をつくること
4. 日本産の諸品が精良であることを各国に宣伝認識させ、将来の輸出増加を計ること
5. 各国の製造品の原価、売価などを調査し、同時に各国で需要のあるものを調べ、貿易政策の補助となるように調査すること

これらの諸条には、明治初年における政府当局者の強烈的な国家意識、さらには日本の将来に対する見通しの鋭さがみられるが、ワグネルは万博の顧問として博覧会は日本の存在を海外に宣伝する場であること、また各国の物産のコンテストであり、それは貿易にまで影響する重要な意味をもつものであること、さらに日本の将来の工業に必要な技術伝習の場であることなどを強調したのである。

1873年（明治6）1月、副総裁佐野常民は弁理公使の資格で、ワグネルをはじめ技術の伝習を目的とする職工24名など、総員77名とともにオーストリアにむけ出帆、ウィーン到着は4月、博覧会は5月1日に開場した。

美術工芸品を中心とする日本の出品は歴史的古都ウィーンにもマッチしてなかなかの人気であり、日本製品の即売所も繁昌し、扇やうちわなどは1週間の間に数千本を売り尽すという有様で、ワグネルの考えは見事に適中したのであった。

ウィーン万博への日本の参加は大成功に終り、顧問としてのワグネルも大いに面目を施したが、日本側の目的は博覧会の終了とともに新たに始まる。諸工業の技術伝習である。万国博覧会后、技術伝習指導、視察を目的としてワグネルは佐野常民とともにヨーロッパ各地の学校や工場をめぐり、適当な所に日本の伝習生を送り込み、暇をみつければ伝習生のもとを訪ね、また手紙を書いて異境にある伝習生を励まし続けた。こうしてヨーロッパ滞在は2年に及んだ。それと並行してワグネルは日本の工業振興のために必要な参考品や図書を買入れた。こうしたワグネルの公私に渉る努力を佐野は帰国後のウィーン万博参加報告書というべき『技術伝習始末書』の中でおおむね次のように賞揚している。

「ドイツ人ドクトル・ワグネル氏は博識多聞、化学百工の事に通じている。永い間日本に滞在しているのでほぼ日本語も出来、また日本の工業の現状もよく知っている。彼は伝習生を教訓し指導することに非常に努力した。伝習生を派遣すべき学校、製造所の選択、これに関する文書の往復、機械の買入れなど全てワグネル氏の尽力によった。また博覧会にあっても各国の工業生産品を点検、検討しさらにドイツ、

オーストリア、フランスなど各国の博物館も巡視して多くの資料を集めた。今後もワグネル氏に技術者を指導させ勸業の事に参画させたならば成果の上ることは疑いないであろう。ましてや化学工業は日本では最も発達しており、一方、ワグネル氏は最も精通しているところである。そこで速やかに実験工場を設立して、これまでこの方面に通じているもの、あるいは希望あるものを募り、ワグネル氏に指導させたならば、現在最も必要なこの方面の工業を開き国益を起すことが多いであろう。しかしこのような大事業はとて唯1人の力で出来ることではない。この仕事を知るものに助けさせねばならぬ」(吉田光邦著『お雇い外国人一産業篇』)

如何にワグネルの存在が大きかったかは、明らかである。博覧会参加の目的のひとつに、これを機会に東京に博物館を建設せんとするプランがあったが、ワグネルは各地の博物館を巡視し、貴重な資料を収集した。社会教育上に果す博物館の重要性をワグネルはヨーロッパ各地の巡視において体験したが、ワグネルと同様にそうした考えを実施に付したのが手島精一であったから、この面でも両者の因縁は浅からぬものがあつたのである。

1874年(明治7)12月、日本に戻つたワグネルは、東京開成学校製作学教場(この教場の設立に先立って、ワグネルは明治5年に「大日本学校ノ儀」を佐野常民に建言しており、教場は、この建言の実現であつたと思われる)で教壇に立つとともに、内務省の勸業寮や博物館の指導に追われ、同時に万博に関する長文の報告書の作成と多忙を極めた。

勸業寮は1874年(明治7)に設立され、農業、牧畜、蚕業から一般工業に渉までの広範囲の開発研究を行つていたが、博覧会参加事務もこの所管となつた。翌年から山下町の博物館の中で工業試験を行ない、各種の化学的な軽工業関係の分析、製造試験を行なつた。これは日本の工業試験所の最初のものであつたという。

ここでは石油、その他の油脂、顔料とその原料、石鹼類、石膏型による陶器製造、染料試験と応用、塗料、木工、水晶・ガラス等の研磨、メッキ法、写真術などの研究や試験がワグネルの指導下に行なわれたが、これらの試験の多くは先のウィーン万博によって日本に伝えられた新技術であり、万博当時の技術伝習生達が、実験の第一線に立つリーダーとなつていた。ワグネルは万博以来、これらの技術や技術者の指導、教化に努めていたのである。

ワグネルは日本人技術者の指導と並行して自分自身の研究にも専念した。それは七宝釉薬の研究である。日本の七宝は中国技法をモデルとしたものにすぎず、これを改良して日本独自のものにする必要があると彼は考え、多くの改良、工夫を重ね、多色の釉薬を作り出した。また最後の磨き上げの工程でもヨーロッパ式を加味することを考えた。1876年(明治9)前回に続いてフィラデルフィア万博に日本は参加

することになったが、それは前回のウィーン万博が、ワグネルの指導下、日本の産業や伝統文化の実状を海外に知らせる好機会となり、国内的には、海外の新知識、新技術を導入出来る絶好の機会であることを実証したからにはかならなかった。今回もワグネルは博覧会準備委員会に唯一の外国人として加わった。彼は90ページに及ぶ日本の工業に関する啓蒙的論文を書き、それを日本の万博解説書に付載した。日本の伝統工芸を愛し、日本文化とは何かについて、深い洞察を抱いていたワグネルによって、日本の実状は今回も正しく海外に紹介されたのである。

フィラデルフィアの万博も無事に終了して、日本に戻ったワグネルを待っていたのは内務省勸業寮の製造試験事業の中止、文部省の製作学教場の廃止という事態であった。ワグネルが専心努力した技術伝習の機関が、二つながら廃止という事態にワグネルの失望の念は深かった。ワグネルのように有能で熱心な御雇い外国人が明治政府に継続雇用されなかった理由はさだかでないが、彼が主として内務省系のコースを歩んだこと、当時の工業関係の御雇い外人教師や技師には圧倒的にイギリス人が多かったこと、二度に渉る万国博の準備の過程で、文部省系と摩擦のあったこと、あるいはワグネル自身の生来の内攻的性格などがからみあって、解雇という結果につながったものと考えられる。

失意のなか、中央政府の職を退いたワグネルを迎えたのは、千年の古都京都であった。明治に入って京都は首都たる地位を失い、これに対する市民の動揺は大きかった。こうした京都市民の動揺を静め、活力を取り戻すには、京都もまた東京とならんで新時代の都市として復活、再生するより他に途はない。京都府の首脳、榎村正直、山本覚馬、明石博高の3人はこの古き都の近代化に多くの努力を傾けた。そのために京都は明治にあっては、東京とならんで早くから近代化への歩みを進めたのである。

小学校の開設、実業教育、機械製作所、皮革工場、製紙工場など新時代に適応しようとする新政策が相次いで実施に付されて行った。

ワグネルが招かれた「舎密局」もこうした近代工業化政策の一環として作られたものであった。明治11年(1878)2月3日、ワグネルは舎密局に招かれ、教諭兼試験場技師として化学工芸の指導にあたり、同時に京都府医学校で理化学を教授した。舎密はオランダ語の化学シエミーの音をあてたものである。

「舎密局」は1870年(明治3)12月、河原町二条に開設され、各種の理化学を応用した実験と製造が行なわれた。リモナーデ、ボンズ、イボカラス酒などの製造販売、薬物の検査と証明、輸入飲料の検査と証明などをその事業とし、さらに石鹼、氷砂糖の製造を開始した。

1873年(明治6)には毒薬、劇薬類の製造をはじめ、さらにはビール、ラムネの

製造も行われるようになった。それらの実験、製造と並行して理化学の教育も実施された。その任に当たったのは官立の京都司薬場の御雇い教師、オランダ軍医のゲールツ (A. J. C. Geerts) であり、彼は京都最初の外人理化学教師であった。彼の指導下、人気は高まり舎密局、司薬場は盛況となったが、わずか1年半後の1876年(明治9)10月、政府はこの司薬場を廃止し、ゲールツを引き上げてしまった。そこで舎密局は新たに外人教師を招く必要が生じ、ワグネルが招かれたのである。月給400円の条件でワグネルは教授や実験指導にあたるかわら、同時に彼は陶磁器、七宝の釉薬、ガラス、石鹼製造などの技術改良に努力した。彼の指導の下に透明な洋式七宝釉薬は京都にも伝えられ、七宝板をはじめ込んだ紫壇の小型たんすを皇室に献上するまでとなった。

さらにワグネルは舎密局のなかに陶器窯を設置して、京都陶器の技術改良に力を尽した。そして京都陶業の中心地たる五条坂に陶磁器試験場を設立し、在来職人たちの技術の改良と交流をすすめて、特に青磁の問題に深い関心を持った。この間、ワグネルは有志と謀って工業学校設立計画を立てていたが、明治14年(1881)舎密局をはじめとして、府営事業が財政的理由により廃止されたため、再び失職の憂き目に遭った。

ワグネルの京都時代は3年にすぎなかったが、その間、彼は経済的にも優遇され、多くの人々から尊敬されて、京都の伝統的な文化を伝える美術家達とも親しく交わり、満ち足りた時であった。日本の工芸を愛するワグネルは画家に依頼して多くの古画や器物の文様を模写させた。これらは東京に戻って、旭焼をはじめた際の重要なデザイン・ソースとなった。

1881年(明治14)5月、ワグネルは契約切れで帰国するイギリス人教師アトキンソンの後をうけ、東京大学理学部製造化学教師となり教育の傍、相変わらずガラスと陶器釉薬の研究をつづけることになった。東京大学が帝国大学に移行する明治19年までの5年間、彼は初めて本格的な研究生生活を過ごすことになった。彼が担当した製造化学は工業専門教育に属するものであった。翌年には、農商務省からの依頼で陶器窯の改良を行って一種の階段式陶器窯を作った。これは燃料は薪でも石炭でもよく底面には階段があって上昇するものであった。そのころ加藤友太郎が東京牛込新小川町に陶器窯建設の計画をもっていた。ワグネルはそこで加藤を援助して、新設計の窯を作らせた。この窯は小規模の場合にはことに便利で、この後十数年間、加藤はこの窯を使用した。

1883年(明治16)7月、ワグネルは旭焼の研究をはじめた。その目的は白色陶器の上に多彩の文様を画き、さらにそれを磁器のごとく透明釉薬でおおうというものであった。ワグネルはその文様には自分の愛好する日本画の趣きを表現しようとした。

研究はしだいに進められ、原料たる陶土、釉薬、絵付け用絵具などについて、詳細にテストと研究を繰り返す、先に加藤友太郎の工場で実用化の研究を進めた。やがて1884年の春には小石川の江戸川にログロ工、画工、窯工、各1人をもった小工場を開き、本格的に試験製作をはじめた。これらの費用は全てワグネルの自弁であった。そして1885年、ようやく旭焼は完成した。これは同年東京で開かれた繭糸織物陶漆器共進会に参考品として出品された。煎茶碗、急須など8点である。

共進会の審査報告では次のように解説されている。

「文部省出品の陶器、すなわちファイアンス質の製品は、同省の化学教官ドイツ人ワグネル博士の考案したものである。同省の吏員植田豊橋がこれを助け、江戸川製陶所で試作した。文様は荒木守純（探令）の画いたものである。この製法は素地を堅く焼いてその上に画をつけ、ついで釉をかける。だから素地がひずんだり絵付けがはげ落ちたりしない。また筆の運びも自由で画絹の上に画くのと少しも変わらず、ふつうの陶器の画付けとちがって生き生きした表現ができる。しかも表面は透明で鏡のようになめらかである。ただこの製法では原土の適否、彩色のしみだすこと、釉にひびの入る難点があった。この原土は塩田真が探しだしワグネル氏が試験して適当としたものであり、絵具、釉についても同じような苦心があった。この種の陶器はヨーロッパでもフランスのセーブルその他2、3の有名工場で製造されているだけである。このことから製作のむづかしいことが知られよう」

1886年（明治19）東京大学との契約が終って、ワグネルはそれまで兼任していた農商務省の専任となった。また製陶所は麻布の霊南坂、彼の居宅の近くに設けられた。資本はほとんどワグネルの自弁であった。製品には吾妻焼の名が与えられた。

ワグネルの好んだ文様はまんじ文様であった。そこで彼はまんじの中に吾妻焼印の4字を配したものを窯印として用いた。これから吾妻焼は美術陶器として知られるようになり、1886年（明治19）には竜池会的美術展に出品された。

同年11月、吾妻焼の事業は東京職工学校に移され、製品化を目指すものとなり、その際旭焼と改称された。それは当時今戸焼にペイント彩色をしたものが吾妻焼といわれていたので、それとの混同を防ぐためだった。旭焼の東京職工学校への移管は学内を大いに刺激し、ワグネルの指導の下に以来、日本の窯業界のリーダーを生み出す直接の契機となったのである。

旭焼は優雅な美しい陶器である。画材の多くは狩野派の画にとられているが、おだやかな着色と画工の手なれた筆致は、日本の伝統工芸の優秀さを証明するものであり、ワグネルのヨーロッパ最新の化学的処理との見事な融合であった。来日以来、日本の伝統工芸の収集と研究に努めたワグネルの長年の蓄積が見事に旭焼として結実したのである。（口絵写真参照）

ワグネルは1890年（明治23）9月、1年間の休暇を貰ってドイツに帰国した。すでに彼は60歳であった。1892年（明治25）1月、ワグネルは日本に戻った。彼は老いた身に、ヨーロッパの最新の窯業技術に関する参考資料をたずさえ、東京職工学校の生徒に熱心に教授した。夏は暑さを塩原温泉に避けたが、その間も手紙で弟子たちに研究の指示をつづけていた。その彼もついに同年9月たおれ、11月8日駿河台の居宅で永眠した。62歳であった。

こうしたワグネルの経歴を見てみると、彼の興味は陶器、ガラス、漆器など伝統工芸に注がれていたことがわかる。

ワグネルは、これら付加価値の高い美術工芸品の工業化をもって、日本の工業の振興の中核たらしめようとしたのである。

それゆえ、ワグネルの奨励するところは、手工業的な軽工業にとどまった。しかし、このことは、東京職工学校の創設期のスタッフとしてはかえって好都合であった。

工場制工業による大規模な生産活動が未発達の段階にあっては、日本固有の工芸の延長上に工業の近代化を図ろうとするワグネルの考え方は、当時の日本の実状に見合うものであり、工業界のそうした実状を背景にせざるを得ない創設期の東京職工学校としては、ワグネルの考え方はかえって現実的であったわけである。

ワグネルの事蹟に明らかのように、明治前期から中期における工業界、あるいは工業教育界に占める彼の役割は極めて大きなものであったから、ワグネルの東京職工学校教師の就任は、校内の研究教育活動に啓発を与えることが期待されたし、東京職工学校の応募者にとっても大きな刺激を与えたことは疑いない。

ワグネルにとっても東京職工学校は、その理念と方法において、中途挫折せざるを得なかった開成学校製作学教場を継承するものであったから、大きな期待を寄せたものと思われる。

旭焼の事業のすべてを本校に移管したワグネルの処置に、本校に対する彼の意気込みの程を知ることができるのである。東京職工学校時代のワグネルは、その専門分野からして初めて、彼の本領が十全に発揮された時期であったといっても過言ではなかった。日本での滞在が長かったワグネル

は、日本語での授業も可能となり、直接、彼の指導を受けた平野耕輔は、「生徒及び助手等に研究又は仕事を命ぜらるれば其の結果を詳細に聞かれ一々細大漏れなくノート又は台帳に記入され次に其の結果により更に如何にすべきや研究の方針等につき是又一々指導せられました」と述懐している。ワグネルは技術教育はもちろんのこと、学科の創設や運営に種々の建議を行い、本校の発展に大きな足跡を残した。

褒賞給費規則の制定

さらに、応募者の減少に対処すべく打ち出された処置の1つとして考えられるのが、「褒賞給費規則」の制定であった。

「東京職工学校第2年報」（「文部省第12年報」に記載）は、以下のよう
に報告している。

同年（明治17年）8月20日 褒賞給費規則ヲ編制シ生徒ノ學業ヲ獎勵センカ爲メ下
款ノ如ク相定メ施行セン事ヲ上請シ同年12月23日裁可アリ

褒賞給費規則

第1條 褒賞給費金ハ生徒中前學年ノ成績最優等ニシテ且平素品行最端正ナルモノ
ヲ選ヒ褒賞ノ爲メ次ノ1學年中之ヲ給與スルモノトス

第2條 褒賞給費生ハ各科教員及教務掛員之ヲ推薦シ學校長之ヲ選定ス而シテ其學
業成績ノ優劣ヲ認ムルハ必シモ試業點數ノミニ止ラス其人物技倆其他諸ノ舉動ニ
依ルモノトス

第3條 褒賞給費生ノ人員ハ化學機械兩工藝科共各6人ヲ限リトシ1級毎ニ2人ヲ
置クモノトス 但褒賞給費生ニ相當ノ者ナキトキハ之ヲ實施セサル事勿論タルヘ
シ

第4條 褒賞給費ノ金額ハ生徒ノ階級ニ據リ其多寡ヲ區別シ又1級中2等ヲ置クモ
ノトス即左ノ如シ 但事故アリテ給與ヲ止ムル時1箇月ニ滿タルモノハ現日數
ヲ以テ計算給與ス

化學機械工藝科

第1年生	1等	1箇月	金3圓
	2等	1箇月	金2圓
第2年生	1等	1箇月	金4圓
	2等	1箇月	金3圓

第3年生	1等	1箇月	金5圓
	2等	1箇月	金4圓

第5條 褒賞給費生ニ相當ノ者ナク又ハ缺員アル時ハ學年ノ終リニ於テ學力優等品行方正ノモノヲ選抜シー時10圓以内ノ金員ヲ賞與スル事アルヘシ

第6條 褒賞給費生若シ怠惰不行狀若クハ校規ヲ犯シタルトキハ勿論何等ノ事情ニ據ルト雖モ缺席殊ニ多キモノハ給費ヲ止ム

第7條 褒賞給費生ニ相當ノ者ヘハ左ノ書式(略ス)ノ證狀ヲ付與スルモノトス

第8條 褒賞給費金ヲ受ル者ハ左ノ書式(略ス)ノ請書ヲ出スヘシ

この「給費規則」に従ってスカラシップを授与された学生は「東京職工学校第3年報」(「文部省第13年報」に記載)によれば、以下のように報告されている。

褒賞給費

明治18年1月29日褒賞給費規則ニ據リ平素品行方正學業優等ナル生徒ニ褒賞ヲ給與セリ其姓名等級左ノ如シ

第1等賞

化學工藝科第2年生	茂口 信義
機械工藝科第2年生	大谷 竹吉
化學工藝科第1年生	佐々利廣太

第2等賞

化學工藝科第2年生	平田仙太郎
機械工藝科第2年生	加瀬正太郎
同 第1年生	田中捨之丞

「給費規則」は生徒の学業奨励のために設けられたものであることはもちろんであるが、次年度の応募者の大幅な減少という事態の打開策の1つであったことは、ほぼ間違いないであろう。

つまり、応募者の減少という事態を、以上見たように、①中等教育との接続を明確にし、②ワグネルを招聘し、③スカラシップ制度を採用することで積極的に打開しようとしたことが、理解されるであろう。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、事態は好転せず、明治19年(1886)4月29日付で本校は帝国大学の附属に移管された。まさに東京職工学校の存亡の危機であった。

第3節 帝国大学付属下の東京職工学校

帝国大学への移管

明治19年（1886）4月29日、東京職工学校は帝国大学の付属となった。

この帝国大学への移管に関しては、『六十年史』においても十分な説明がなされておらず、資料も不足で、その間の事情を明らかにすることは困難であるが、前節に見たように、創設直後からの応募者の不足、あるいは同時代の工業界の実情、さらには、職工学校の経営に多額の経費がかかるといった種々の理由が背景にあることが推測される。

東京職工学校の学生も入学当初の賑やかさに引きかえ、櫛の歯を引くように1人減り2人減りで、半数以上が退学して、どうにも意気があがらない数年が続き、こうした状況を反映して、政府部内にも、学校の存続を云云する意見が起こってきた。この当時の状況を手島精一は、「回顧五十年」の中で次のように述べている。

東京高等工業学校がまだ職工学校と云った時代に、私はあの学校の商議員をしたことがあります。私の就任前8年ばかり前のことであります。あの学校は明治14年の創立で、23年に私があの職工学校長になったのでありますから、私の就任前8年の間、全部ではありませぬが、3、4年の間は商議員として、如何にしたならばあの学校に於ける工業教育が盛んになるだらうかと云ふことに就て、考へて居ったのです。それが私の工業教育に従事する手始めでありました。所が19年か20年頃だと記憶して居りますが、職工学校、今の工業学校が、どうも餘り用を爲さぬからアレは止めたら宜からうと云ふ説もあつて、其の時分に私は、商議員として如何にしたならば、文部省の部内に於て、この危険な状態を叫んでこれを維持し得るかと云ふことに苦心したのであります。其結果人にも論じ又當局者にも告げたことである。それはどういふことかと云ふと、前に申した様に、工業教育のことは、唯法律文學と云ふものと違ひ、理科の方も必要であると云ふ意味から、これを農商務省にでも持って行ったら都合が好いかも知れぬといふのでありましたが、併しながら工業教育といふことの如きに至つては、是れは人格の修養が必要であるから、それは文部省部内にある方が宜いと云ふことを主張して同僚へも話したのであります。其同僚

の1人は近くまで兵庫縣知事をして居た服部一三君である。それで幸ひに潰すことなく、又所管替もなく維持することになりましたが、その代り一時帝國大學の所屬になったことがある……

この手島の回顧によれば、彼は東京職工学校の創設直後から、商議員として諮問にあずかっていたこと、学校の存続是非の議論が政府部内に起こった際文部省内の同僚に働きかけて、その存続を主張したことがわかる。

その際、同僚の1人であった服部一三は、当時、文部省普通学務局長のポストにあり、手島とはその後、共立女子職業学校の経営に協同して当たった間柄であり、手島の良き理解者でもあった。

服部以外にも文部省内には九鬼、浜尾といった工業教育の推進者がおり、省内の意見をとりまとめることは容易であったと思われがちであるが、明治18年(1885)の内閣制度発足に当たり、初代文部大臣に就任した森有礼は、元来、重商主義政策の推進者であり、松方デフレ政策の財政緊縮下の影響もあって、東京職工学校の独立の存続に対しては、いささか冷淡な態度を取っていたことが、本校にとっては不幸であった。

九鬼、浜尾といった従来からの工業教育推進論者は、正面切って森文相に進言することは少なかったものようである。

その間の事情は、浜尾の回想録によれば次のようなものであった。

同校(東京職工学校)に於ては、當事者努力經營し、設備を整へ、適當なる教員を採用し、生徒を募集し、養成して、卒業生を出すに至ったのであるが、如何せん、其頃、世間の工業界は依然として、不振の有様であったのであり、實業者も此種の教育ある技術者の必要を認知せぬのであり、工場等の數も甚だ少なく、隨つて、卒業生の需要も少くして、其の經營等も、仍、甚だ困難であったのである。是に於て、時の文部大臣は此職工学校を一學校として獨立存置するのを、殊に不便とせられまして、明治二十年に、帝國大學の附屬とせらるゝに至ったのであります。固より前に、製作學教場の開成學校に附屬して不便なりしに徴しても其不利なことは、知るべき譯でありますれば、此種の工業學校の發達を圖るには大學の附屬とすることの不便不利なるのであり、遂に、翌年、之を帝國大學より離して、獨立に復したのであります。此際甚しきは、此種の官立工業學校などは不用とする者もありて、此類の技術者を養成することも必要なしとする者もありまして、此學校は單に工業教員

のみを養成する所として、工場の如きは民間に拂下げて仕舞ふ方が、宜からうと云ふやうなことを提案したのもあったのである。斯の如き説もあった次第で、當時如何に此種の工業学校の經營が、困難にして餘程、持て餘されたことは推して知るべき譯であります。（「手島君の功績」）

アメリカ帰りの合理主義者として令名の高い森文相は、多額の経費をかけて養成した東京職工学校の卒業生に対する一般からの需要が皆無に近く、世間一般の評価も定まらぬ学校の独立の存続は無駄であるという立場に立っていたのである。森文相は国の行う教育はどこまでも「国家經濟の要理」に基づくことが肝要であるとし、自分の教育の主義は自由主義でもなければ干涉主義でもなく經濟主義だとして「すべて時間および労力を事業に費したる時、その出来上りたるところのもの、すなわち結果が十分に予期の目的に達せしや否やを詮索し、その目的に副うときは、これを經濟に合うものという。故に經濟の主義は、必ずしも金額の多少をのみいうものにあらず、究竟すれば凡そ物を消費したるときは、これに応じ必ず十分の効用を顕わすべしというにあり」と述べている。

一方において、師範教育制度の推進者であった森文相は、東京職工学校の工業教員養成という側面に関して理解を示すにとどまっていたのである。文部行政の最高責任者の態度がこうしたものである限り、東京職工学校の独立の存続ということは、きわめて困難であったことがわかる。

手島精一は文部省内の意見をまとめるとともに、正木や山岡をはじめとする学校内のスタッフと語り、次善の策として帝国大学の付属という形で、東京職工学校の存続を図ったものと思われる。

その一方で、手島は工業教育、実業教育の必要性を力説するキャンペーンを精力的に展開した。

手島は東京職工学校の第1回生徒募集に相前後して、明治15年（1882）7月25日の「東洋学芸雑誌」に「職業教育論」と題して、「職業教育は人をして有藝有職になし、したがって貧困者を減じ、物産の興す利源の道を拓くものである。職工学校のために一時若干の経費を要しても、國費の浪費とはならない。これとて數年ならずして必ず國費を減ずることと信ずる」

と述べ、とかく無理解な工業教育に対する一般世人の蒙を啓く論説を発表したが、東京職工学校の存続是非が話題になってきた明治20年前後には、文部省関係の教育雑誌、あるいは「東洋学芸雑誌」といった一般誌上に、精力的に工業教育を中心とした実業教育の推進キャンペーンを展開し、東京職工学校の存続を側面から支えたのである。

一応、手島を中心とする人々の努力が効を奏し、東京職工学校の存続は帝国大学への移管という形でケリがつけられることになった。

ここで帝国大学への移管という形がとられたことは、文部省の教育政策一元化との関連であったことを確認する必要がある。

浜尾の述懐にもあるとおり、製作学教場の失敗は、開成学校の付属であった点によるが、単独の存置が不可能であるとすれば、結局、農商務省に移管されるか、あるいは、文部省直轄学校の付属になるかの道しかなかったのである。

先にも見たように、東京職工学校の「設立伺」の前日に発足した「農商務省」は「農工商」の学校の管轄権を主張し、「文部省」は「普通教育」、「実業教育」はそれぞれの「実務官庁」が管理すべきだという建て前に立って、文部省の教育政策に一石を投じた。

文部省はこれに対して、教育行政の一元化を改めて主張し、1年間にわたる政府部内の調整の結果「本件ハ該省（農商務省）職制第2項ニ官設ノ農商工ノ諸學校及民立ノ農商工學校ヲ監督ストアルヲ以テ教育令中第1第2第8ノ各條ヲ改正相成度トノ儀ナレモ該件ニ付テハ文部省ヨリ別ニ上稟ノ次第モ有之仍テ全國教育ノ事務ハ舉テ文部卿ニ委任相成度ノ旨別ニ上申候付追テ農商務省職制改正御達ノ上ハ其段指令相成可然ト認定ス」という裁定を獲得し、文部省はからくも難関を突破したのであるが、これは学校行政一元化の新たな課題を抱え込むことでもあった。

つまり、一方では「教育令改正」に規定された農学校、商業学校、職工学校などの新設を図るとともに、他方においては、文部省の外に存在する工部大学校をはじめとするその他の専門教育機関を文部省に移管する、という課題である。

すなわち、文部省としては権限争いをした農商務省の手前もあって、唯

一の直轄実業学校である「東京職工学校」の廃止は、事実上不可能であったことがわかる。

もし文部省が「東京職工学校」を廃止すれば、それは教育行政の一元化を志向する文部省の基本的立場の放棄そのものであったからである。

では、文部省サイドに立って「東京職工学校」の存続を可能にする条件は何であったろうか。

もし独立の存続が危ないとなれば、後者の課題、つまり、専門教育機関の文部省への移管のなかで考えるしかなかったのである。それは、帝国大学の発足に関連することであった。

文部省による教育機構の一元化

文部省が他の実務官庁の専門教育機関を移管させ、文部省直轄学校とする作業は、まず明治17年(1884)12月に、司法省の「法学校」を、文部省に移管して「東京法学校」と改称することから始まった。この「東京法学校」を文部省は、明治18年(1885)9月に東京大学に併合し、帝国大学法科大学への再編成の準備を整えた。

次いで、農商務省が管理していた「東京商業学校」の文部省移管を18年5月に実現したが、その「伺文」には「今ヤ文部省ニ於テモ右商業學ノ教育ニ就キ逐次計画施設致候折柄其施設一途ニ出テ候方便益ト存続ニ付自今右東京商業學校ハ現在ノ儘文部省ノ直轄ニ移シ」と、施設一途を理由にあげた。

さらに、文部省は工部大学校の文部省移管を開始したが、それは司法省の法学校の移管と同様、帝国大学工科大学への再編成を予定した措置であった。

しかしながら、工部大学校の場合は、法学校の場合と異なり、その移管はスムーズにはいかなかった。それは、東京大学側の受け入れ体制が十分でなく、その整備から先に着手する必要があるからである。

文部省における工部大学校受け入れ体制作りは、東京大学に「工芸学部」を設けるという方法で進められた。

明治18年（1885）12月5日に文部卿大木喬任は「工芸学部新設の伺」を出し、その理由として、「理學部ニ於テハ固ヨリ嘗ニ純正ノ學術ヲ教授スルノミナラス亦實業應用ノ學藝ヲ講究セシメ有之候處抑須要ノ諸實業ヲ開進シ興利ノ基本ヲ確立スルハ本邦今日ノ急務ニシテ之ヲ措置スルノ手段ニ於テハ一層能ク實業應用ノ學藝ヲ講明シ適當ノ實業學士ヲ養成セサルヘカラサル儀ト存候然ルニ元來純正應用ノ2學ハ其教授ノ主旨方法等自ラ相異ナル所アルヲ以テ今實業應用ノ學藝ヲ擴充センニハ別ニ1學部ヲ設ケ之ヲ措置スル方緊要ト存候」と述べている。

つまり、「純正ノ學術」に対して「實業應用ノ學藝」の意義を説き、両者の分離を主張したのである。

この「伺」は12月15日に太政大臣に裁可され、同日、大木はその旨を東京大学に達した。これにより、開成学校以来の伝統を継ぐ理学部の中の機械工学、土木工学、採鋁冶金学、応用化学の4学科は工芸学部として独立した学部を構成した。

明治17年（1884）に海軍省の要請に基づき設置された造船学科は工芸学部の付属とされた。

森有礼が初代文部大臣に就任したのは、内閣制度の発足した明治18年（1885）12月22日のことであり、文部省としては森の就任前に、工芸学部の設置を完了していたのである。一般には、高等教育機関の整備は森文部行政の重点政策と考えられているが、森文相の就任前から文部省はその整備に着々と手を打っていたことがわかる。

この内閣制度発足の日、また工部省廃止の日であり、工部大 schools が文部省へ移管された日でもあった。

同日付の「太政官達第70号」によれば、「工部省ヲ廢シ鋁山工作ノ事務ハ農商務省ニ電信灯臺ノ事務ハ逓信省ニ工部大 schools ハ文部省ニ屬セシメ鐵道事務ハ當分ノ間内閣ノ直轄ニ屬セシム」ということになったのである。

文部省にとっては、工部大 schools の文部省への移管は、高等専門教育への一元的支配を前進させる第一歩であったが、工部大 schools 側から見れば、なんともやりきれぬ思いであった。

同校の創設者の1人であった林董は次のように述懐している。

工部大學校の組織は最も斬新なる式により諸事能く整頓して外國から貴賓など來朝の時は主として此學校を遊覽せしめた位だから文部省の當局者は大にヤッカンで文部省に合併の事を屢々建議したが豫は見せ物に供する目的の爲に教育の便否得失を顧みず^(マツ)に文部省に合併することは不承知であるから出来る丈け之を拒んだが明治19年の政體の一大改革の時に終に帝國大學の1科になることになった。(『林董回顧録』)

工部省の官営工業政策が財政的、技術的に行きづまり、かわって農商務省を中心とする民業育成政策が進展するなかで、工部省の政府部内に占める位置は大きくゆらぎ始めていたが、そうしたなかで、早くから工部大學校の帰属が問題になっていた。

それはまず、西南戦役に伴う歳出増に悩む大蔵省の意向として表れた。

明治13年(1880)大蔵卿大隈重信は財政圧縮を目的に工部大學校の文部省移管を計画し、経費削減を図った。しかしこの時は文部省に受け入れ体制が出来ておらず、文部省内の工業教育推進論者たちも、高等専門教育よりもむしろ中等専門教育を志向していたという理由もあり、かつ大蔵省の示した条件が厳しかったために、文部省への工部大學校の移管は実現しなかったのである。

むしろ、教育行政の一元化を目指す文部省としては、工部大學校をはじめとする高等専門教育機関の移管は原則的に歓迎すべきことではあったが、その際、それに見合う財政保障が前提となるという立場を貫いたのである。

文部省の上申によれば、「工部大學校司法學校ヲ文部省へ合併ノ件ニ至テハ學政及ヒ理財上共ニ大ニ賛成スヘキ美舉」として歓迎しながらも大蔵省案では「兩校ニ支消スヘキ費額ハ悉皆政府へ還納シ1錢ヲモ帶ヒス赤体ニテ文部へ屬付スヘシトノ御主意」と見受けられるため、文部省としては、「兩校ニ於テ支消スヘキ經費ノ半額ヲ政府ニ納付セシメ其他大半即チ9萬圓ヲ文部ニ交付セラレ度」という条件をつけたが、大蔵省の同意を得られず、沙汰止みになって以来の懸案だったのである(三好前掲書)。

さて受け皿としての東京大学工芸学部を設置と、工部大學校の文部省移管が実現すれば、おのずから次の問題は工芸学部^(マツ)に工部大學校を併合することとなる。

しかし、東京大学の工芸学部は、工部大学校に比べて、歴史、規模、実績といったすべての面で劣っていた。その劣った工芸学部がすべてにおいて先を行く工部大学校を併合しようというのであるから、この併合には幾多の無理があった。

工部大学校の卒業生、学生が工芸学部への併合を認めなかったのである。

明治19年（1886）1月に工部大学校学生の反対運動が起こった。学生たちは学校の講堂に集会を開き、反対運動を衆議一決し、文部大臣への上奏文が起草された。

この「上奏文」は、学生の起草文に工部大学校の創設者の1人であった大鳥圭介が校閲と加筆したものであるが、その中で「抑工部大學校ノ教育法タル理論ト實業トヲ兼ネ教ヘ其理學ハ後來實業ノ基礎トナリ企業心ノ原動力トモナリ寧ロ實業ニ篤キモ理論ニ走ラス確乎不拔工業擴張ニ熱心ナル活潑有爲ノ工業者ヲ養成スルノ御趣旨ニ可有之然レバ本校生徒タル者既ニ其業ヲ卒ヘ諸工場ニ入り奮ツテ之カ主任ニ當リ大ニカヲ有用ノ工業ニ盡ス者全國殆ンド是レアラサル所ナキハ前條既ニ開陳仕候通ニ御座候」而シテ東京大學部内理學部ヲ置カレ候ハ専ラ學術ノ眞理ヲ考究シ歐米人未タ曾テ發見セサルノ眞理ヲモ彰揚シ、我邦人工學者ハ申スニ及ハス歐米工業社会ノ面目ヲ一新セントノ御趣旨ニシテ寧ロ實業ニ疎キモ理論ノ考究ヲ怠ラス理學ノ研究ヲ第一眼目ト被致候義ト奉恐候故ニ東京大學工部大學校ハ同ク大學ノ名稱ヲ有スルモ其精神ノ存スルトコロ組織ノアル所ニ至リテハ全ク相同シカラス、2ツノ者有之候テ後始テ理學ノ研究ト工業ノ盛大ヲ期スヘク工部大學校廢止ノ不可ナル猶ホ東京大學理學部廢止ノ不可ナルト同様ニシテ毫モ異ナルコト無之候事ト奉存候」と述べている（『前掲史料』）。

もともと、工芸学部の4学科として理学部から分離した学科は、理学部の中であって順次、専門分化の道をたどり、少なくとも最終学年では、各々の専門に分かれて、学生を教育する体制になっており、それら4学科からなる工芸学部は、ドイツの技術学を基盤とする学部であり、実習、実技を中心とするイギリスの技術学を基盤にした工部大学校とは学風を異にしていたのである。

学生代表は、山尾庸三、大鳥圭介ら工部大学校関係者、元老院議員山口

尚芳、渡辺洪基らの工部大学校の理解者、あるいは福地源一郎、福沢諭吉らの言論界の人々を訪い、援助を求めた。

その際、福地は「総理大臣に伊藤氏あり、文部大臣に森氏あり、両氏の意見相投合して廟議一決せるもの貴公等如何なる名説ありとも到底之を動かす能はざるは観易きの理なり」と答えたが、事態は福地のいうとおりに運んだのである。ただ、学生が恐れた「今度我工部大學校ヲ工藝學部内に御編入相成候風説」のとおりではなく、形の上では「工芸学部」と「工部大學校」を統合して「工科大学」を作る方向へと収束した（三好前掲書）。

以上のような経緯の結果、明治19年（1886）3月2日「帝国大学令」の公布により、法・文・理・医・工の各分科大学から成る「帝国大学」が発足したのである。

文部行政に絶大な力をふるった森有礼は、東京職工学校の独立機関としての存続には先にも見たような理由で消極的ではあったが、工部大学校の帝国大学への移管を実現した延長上に、東京職工学校の帝国大学への移管を決定したのである。

それは、少なくとも工部大学校は上級工業士官の養成、東京職工学校はそれ以下の工業士官の養成という、明治10年代を通じてとらえられた「工業教育」の実体に見合うものでもあった。つまりこうした措置は工業教育における役割分担でもあった。

東京職工学校の帝国大学への移管に際して好意ある取り計らいをしたのは、初代帝国大学総長渡辺洪基であった。

渡辺自身、先にも見たように、工部大学校の実理中心の教育に理解を示したが、東京職工学校も同様に実理を重視する学校であったから、何としても廃校は避けねばならぬという立場に立って、帝国大学への移管として実現させたものと思われる。

本校と帝国大学工科大学に兼任であった高松豊吉は、次のように述べている。

東京職工学校は一向振はぬので殆ど経営出来なくなって、一時廃校説さへ起ったことがあるが、當時手島さんは文部省に居られて、調査委員になられて矢張り廢さないで維持しようと云ふことであったが、何分不振の學校になったから遂に獨立して

置く値打がないと云ふので、帝國大學の渡邊總長が大學の附屬にでもしたら宜からうと云ふことになり、一時大學の附屬と云ふ譯になった。（「手島君と自分」）

先に引用した手島の回顧には、当時の政府部内の雰囲気からすれば、下手をすれば東京職工学校は、農商務省に移管されるやも知れぬ状態にあったことが記されているが、帝国大学発足に符節を合わせて、その付属となり文部省直轄学校の地位を守ったというのが、帝国大学への移管の事情だったと思われる。

森文相にして見れば、多額の経費を費やすにもかかわらず、生徒の応募は減少の一途をたどり、入学しても無事卒業を迎える者も少なく（後にも見るように、初年度入学者で卒業した者は、24名にすぎなかった）、卒業後の学生の就職もままならぬともなれば、独立の機関として存続させることに疑問をもったのであろう。

そこで、工部大学校の文部省への移管、さらに、東京大学と工部大学校との合併によって発足した帝国大学への再編成に見合う形で、本校の帝国大学への移管という措置をとったものと思われる。

こうした措置は、政府部内における文部省の立場、具体的には、教育行政一元化を志向する文部省の方針に見合うものであり、実業教育をめぐる農商務省との争いに優先するための方策でもあった。

先にも見たように、工部大学校の文部省への移管は、明治10年代を通じて、しばしば論議されたものであったが、その大所帯を引き受けることは、文部省財政にとって厳しい負担増を強いることでもあり、それが幾多の曲折を経て、ようやく明治18年末に実現し、さらに翌年3月、帝国大学工科大学として再編成されることになったのである。

その際、工部大学校より1ランク下の工業教育機関を独立の機関として存続させることは、合理主義者、森文相としては無駄なものと考えたのである。

つまり、職工学校の帝国大学への移管は文部省財政の負担減を目指すものでもあったのである。

職工学校時代の経費概算

では、東京職工学校時代の本校の経費はどの程度のものであったかを、一瞥しておきたい。ただし、予算、経費関係の正確な資料は残されておらず、「文部省年報」に直轄学校長から報告された「年度報告」をもとに作成したもので、おおよその見当がつくといい程度のものである。

「文部省年報」による経費概算（銭以下切り捨て）

明治15年	65,792円	(同1～12月, 文部省経費決算高概算)
明治16年	40,776円	(" ")
明治17年	34,745円	(" 文部省経費仕拂高)
明治18年	65,068円	(" ")
明治19年	34,121円	(" ")
明治20年	36,827円	(" ")
明治21年	33,517円	(" ")
明治22年	33,594円	(" ")

これらの資料によれば、明治15年、18年の「突出」部分は校舎、工場等の建築資金が含まれているものと思われるが（明治18年4月には化学工芸科の実験工場のうち、染工場、陶器玻璃工場、製品場、機械工芸科の実験工場のうち鍛冶室、鑄造室、金属仕上室が完成し、逐次、実験実習が開始されている）、それ以外の平年度平均では、3万円強であったことが推測される。

ところで、この3万円という経費規模は他の文部省直轄学校との比較において、どの程度のものであったろうか。

ここで、明治15年7月27日の「文部省年報」の記事を引用してみよう。

明治十五年度経費金ノ儀東京大學ハ金三拾六萬四千四百四拾圓大阪中學校ハ金貳萬六千九百四圓東京外國語學校ハ金四萬五千四百四拾圓東京師範學校ハ金四萬五千五百四圓東京女子師範學校ハ金貳萬七千五百六拾六圓東京職工學校ハ金三萬九千八百八拾圓東京圖書館ハ金九千七百八拾圓東京教育博物館ハ金貳萬四百四拾圓東京學士院ハ金八千貳百七拾圓ト相定メタルニ付右金額ヲ以テ諸費一切支辨スヘキ旨ヲ達ス

これによれば、経費の面からみると東京職工学校は、東京外国語学校、東京師範学校の下、東京女子師範学校の上といった位置であり、単純な比較からすれば、法・文・理・医の4学部をもつ東京大学の経費の11%弱であった。工部大学校をかかえた文部省としては、本校の帝国大学への移管で経費節減を期待したのであろうが、明治19年には34,121円と報告されており、移管に伴う経費減はあまり効果がなかったものと推測される。

そうした事情から翌20年10月には帝国大学付属を解かれ、独立機関への復帰となったのであろうか。

いずれにしろ、東京職工学校時代の予算規模の概算は、特別の場合を除き3万円強であった。

明治19年4月29日、東京職工学校は帝国大学の付属となったが、初期の職工学校のスタッフは正木校長以下、いずれも開成学校、東京大学の出身者で留学帰りの優秀な人材であったから、同日付で形式上帝国大学の職員に配置換えされたが、実質的にも帝国大学のスタッフとして遜色はなかった。

移管に伴う配置換えの辞令は以下のとおりであった。

任帝国大学書記官	従六位	正木	退蔵
任工科大学教授	従六位	谷口	直貞
任工科大学教授兼農商務省 権少技長	農商務省権少技長 正七位	平賀	義美
任工科大学教授	正七位	山田	要吉

次いで、5月1日帝国大学より次の発令があった。

東京職工学校管理ヲ命ス	帝国大学書記官	正木	退蔵
	工科大学教授	谷口	直貞
	〃	平賀	義美
東京職工学校勤務ヲ命ス	〃	山田	要吉

これによれば、帝国大学への移管は東京職工学校の実質を損うものではなかったことがわかる。

正木校長以下のスタッフは身分上の配置換えはあったにしろ、実際は職工学校の専任であり、帝国大学への移管はきわめて形式的なものであった。

校舎も工場も浅草蔵前の地にかわりなく、単に所属のみが形式的に変更になったにすぎなかったのである。

やはり、今回の帝国大学への移管という措置は、政府部内の教育行政一元化をめぐる争いであったことが、こうした事情に読みとることができるのである。

東京職工学校のスタッフの俸給は東京大学のスタッフとほぼ同額であり、研究、教育の面でもなんら遜色なかったとすれば、形式的にしる帝国大学への移管はスムーズに行われ、それは東京職工学校の存続のための便宜策としては格好のものであったと思われる。

東京職工学校第1回卒業式と卒業生の就職状況

さて、明治19年(1886)7月12日帝国大学移管の下で、東京職工学校第1回の卒業式を迎えた。

当日の模様を、同年7月14日付の官報は以下のように報知している。

卒業證書授與式

一昨12日午前第10時帝國大學附屬東京職工學校ニ於テ卒業證書授與式ヲ舉行セリ當日帝國大學總長本校管理諸教官及文部省諸官員臨場又招ニ應シテ來場セルモノハ農商務省等ノ諸官員並ニ東京商工會員等無慮百餘名ニシテ本校管理報告ヲ終リ次ニ帝國大學總長並ニ東京商工會々頭ノ諸演述アリ其ノ卒業證書ヲ受領セル生徒ノ族籍姓名等左ノ如シ(略)

第1回の入学生は60名であったが、4年後の卒業を迎えた生徒は24名にすぎなかった。24名のうち機械工芸科10名、化学工芸科14名、24名中、18名が士族階層の出身者であった。

先の官報にみるように、帝国大学管理下での卒業であったから、卒業証書の認定は東京職工学校の4人の教授(山田要吉、平賀義美、谷口直貞、正木退蔵)の卒業証明を、帝国大学総長渡辺洪基の名前で認定するという形式をとっていた。

卒業生のうち最年長は34歳9カ月、最年少は18歳1カ月であった。卒業

生の就職は困難をきわめた。何よりも工業学校を作り、そのうえで工業を興そうという遠大な計画の所産であったから、おいそれと卒業生の就職口はなかったのである。

第1回卒業生の述懐のいくつかを紹介しておきたい。

扱て、この時代の我國の工業状態とは申せば、織物、生絲、漆器、紙、革、樟腦、木蠟、食鹽、砂糖、清酒、醬油、煙草、藍玉などの固有工業は極めて小規模に各地に行はれ、綿絲紡績、ガラス、煉瓦、セメント、藥品、燐寸、石鹼、洋酒、船舶、機械などの輸入工業も、漸々芽を出しかけては居たが、何分工場の數、職工の人員共に至て少く、外國貿易の高とても、輸入二、三千萬圓、輸出四、五千萬圓と云ったやうに、實に微々たるものであった。此の如き商工業の状態の下に、卒業した我我である。入るべき工場の極めて少かつたのは、寧ろ當然のことであった。卒業の際就職先きの確定してゐたのは、化學工藝科に於ては、僅に平田專太郎と私の2人が平賀先生の部下として農商務省に勤務することとなつた位のものであつたかのやうに記憶する。

或人は母校の助手として残つた。或は研究の目的で、工場らしいものに入ったものもある。さりながら多くの人々は、各自の爲めに工場を造らざるべからず、學校や講習所を起さざるべからず、試験場を設けざるべからずとも云ふやうな有様であつた。(化學工藝科、山口貴雄(舊名、務)氏の回顧)

こうした就職口の狭さを打開すべく、教官たちも卒業生の職探しに奔走した。

私共の卒業した時代は、あらゆる工業が所謂家内工業的でありまして、工場らしい工業のない時代でありましたので、従つて、その就職についても一方ならぬ困難があつたのであります。即ち僅に官廳方面で二三採用される外は、民間からの需要は殆どないと云ふ状態でありまして當時恩師の方々が卒業の前から諸方へ出張されたり、當業者を集めて實地講演をして頂いたりした結果、漸く就職先を見付けることが出来たといふやうな次第でありました。(化學工藝科、岡本金一郎氏の回顧)

教官のうち平賀義美は農商務省技師として全国を巡回しつつ実技指導に当たっており、そうした関係で、各地の技術指導員として就職するものが多かつたことがわかる。

さらに、学校の方針も卒業生を安く売り込んでまず就職を決め、世間にその実力を認めさせようとしたという。

本學卒業生の給料はと言へば、普通日給5,60錢、役所方面では技手などは稀れ、最初は雇から民間方面になると菜葉服から先づ振り出さねばならなかった学校の方針も安價多賣の實力本位で信用を克ち得ようと言ふにあったらしい。(山口貴雄氏の回顧)

元來當時母校に於ては卒業生を成るべく安く賣出す方針にして、最初は其名の如く職工と伍して勞働的に働らかしめて次第に實力を表らはさしめ、雇主に於て給料の安き割合に役に立つ便利な人を出す學校なり、と認めさせんと趣旨なりとのことなり。(機械工藝科、淺村三郎氏の回顧)

こうした努力の結果、24名の卒業生の行く先もどうやら見通しがついた。化学工芸科のうち農商務省に4人、機業地の色染、織物講習所(それぞれ伊勢崎、桐生)に2人、母校東京職工学校に2人、千葉県尋常師範学校、千住製絨所、自営がそれぞれ1人、不明3人の合計14名となっていた。

機械工芸科では、農商務省に3人、ドイツ留学2人、富士製紙会社、秋田県尋常師範学校、大阪府農商課、小野濱造船所がそれぞれ1人、不明1人の合計10名であった。

これらの就職状況は、明治21年度の「東京職工学校一覽」に掲載されたものであるが、いくつかの点が注目される。

本来、東京職工学校の目的の一つに工業学校の師範の養成が謳われていたが、卒業生の工業学校への就職は皆無である点が注目される。むしろ、教育令改正に実業教育の充実が宣言され、工業学校の設立が全国各地で実現されれば、卒業生の就職探しも容易であったであろうが、実際は工業学校の設立は遅々として進まず、教師となって母校に残るか、尋常師範学校しか教師になる道はこの段階では閉ざされていたのである。

卒業生の3分の1弱が農商務省に就職したことは、各地機業地の講習所への就職とともに、東京職工学校の卒業生が民業育成のリーダーと目されていたことを物語るものであろう。

農商務省は工業界の実体調査を下に、民業育成を精力的に展開したのであるが、指導者の養成機関をもっていなかったから、東京職工学校は常に

農商務省にねらわれる存在でもあり、職工学校の卒業生にとっては、有数の就職口でもあった。そこには平賀義美教諭の存在が大きな意味をもっていたものと思われる。

機械工芸科の2人がドイツに留学したが、「10月の末（明治19年）……内務省の命で海外へ留學された。是れが母校卒業生の海外へ留學した元祖」であったという。

さて、卒業生は就職探しに苦労するとともに、就職後には、「職工学校」の名称に新たな苦労を強いられたという。

19年になってさて卒業することになったものの、免に角自分等が第1回だから今の様なわけにもゆかず卒業生の賣れ口がない。出る前に決ったのは官吏になった3人だった。自分もその1人で農商務省へ勤め、初任給金25圓也をもらったのだが、甚だ待遇が悪くて何年経っても昇給しない。何しろ其頃は法科萬能で一部の技術をやる者は甚だ輕視された時代だったし名前が職工學校だったから、自分ではえらいつもりでても向ふからは職工の毛の生えた位にししか見られないので、到々10年間といふものは25圓のまま置かれた。甚だ憤慨に堪へないので實力試験してくれと上司の許へ談じこんだが、さういふ内規になってゐるからと内規を振廻されて仕方がなく引退ったが、その後卒業證書を調べて見ると職工學校は明治18年頃學制が變更して帝大の附屬の様になってゐたため證書は帝大總長から出てゐたので、これを材料にして上司に更に強く申込んだので、上司も成程と感心して明治28年に技師にしてくれた次第、イヤハヤ技師さまになるまでの苦心は一ト通りやニタ通りではなかった。（山口貴雄氏の回顧）

こうした東京職工学校という名称に伴う、卒業生の実質的な被害、あるいは工業教育の裾野の拡大が時代の要請となる明治20年代に入り、校名の変更が日程にのぼってきた。それは手島精一の本校への赴任に伴う措置として現れたのである。

第4節 東京職工学校の実学教育

工場実習と実験

帝国大学管理下の明治19年8月、「校則」の改正が行われた。この改正校則の原文は残されていないが、その大要は『東京高等工業学校二十五年史』によれば、以下のようである。

本科ヲ各専門ノ學科ニ區別スルコト、豫科ヲ廢シテ修業年限ヲ短縮スルコト、各専門學科中ニ新ニ速成科ヲ置キ其修業年限ヲ2箇年トスルコト等ニシテ一般ニ學科ノ程度ヲ簡易ニシ實技ノ練習ニ重キヲ置クノ方針ヲ執レリ其本科ヲ各専門ノ學科ニ區別セシハ實修期ヲ延長スルノ必要ニ出ヅ從來化學工藝科ノ如キハ第1、第2學年ハ一般ニ應用化學ヲ講習シ専門ノ實驗ニ從フハ僅ニ最終ノ1年間ニ過ギズ依リテ今後ハ最初ヨリ各専門ノ學科ニ分チ須要ノ學科ノミヲ課シテ實修ノ時間ヲ延長スルコトトナセリ又豫科ヲ廢セシハ修業年限ヲ短縮シテ就學ヲ簡便ナラシメントスルニアリ速成科ヲ新設セシハ篤志者ニシテ年齒長ジ又ハ一定ノ課目ヲ履修スルノ時ヲ得ザル者等ノ希望ヲ滿タサシメントスルノ趣旨ニ出ヅ

この校則の改正は、職工学校の帝国大学附属に伴う措置であったと思われる。

つまりここには職工学校の実習中心教育、速成教育が明確に謳われ、学理を中心とする高等専門教育は帝国大学工科大学が担うという、工業教育の役割分担が背後にあるのである。

文部省としては、帝国大学の管理下に高等専門教育と中等専門教育を同時に嵌めこもうとしたのである。

すでに職工学校では明治17年1月、中学校卒業生の受け入れを容易にするため、初等中学校卒業生の無試験入学の許可を決めており、そうした入学生が増えれば、予科の存在は実質的に無意味となり、その分、実修期間の延長も可能となるのである。

速成科の設置は、職工学校の性格が中等専門教育と位置づけられ、その

内容も整備拡充されれば、かつて創設の「伺」に謳われた「職工」の教育を担う機関が要請されることは必至であり、そのための準備であろう。

東京職工学校の学校水準の上昇は、それに伴う低次の職工学校の必要となるのであり、しかも、明治20年代における時代の要請はそれを職工学校とはいわずに、徒弟学校とか実習補習学校と呼ぶことになるが、こうした点に関しては、後に触れる。

職工学校時代にはいかなる教育、あるいは実習が行われたかを、ここで見ておきたい。

先に引用した校則の改正に見られるように、東京職工学校の教育の特徴は、工場実習を中心とする「実学」であったと思われる。

「東京職工学校第1年報」によれば、工場には「職工長」「師範職工」が置かれ、木工、鑄造、鍛冶、金属、仕上に分かれ、職工長の指導のもとに実習が行われたという。

このうち、「職工長」はそれぞれの分野に1人が置かれたが、師範職工は定員がなく、生徒5人に1人の割合で置かれたという。

少数数でのきめ細かい工場実習だったことがわかる。

実際に、こうした工場実習が行われるようになったのは、明治18年に工場が完成してからであろうが、それに先立ち、明治17年1月24日、「教場及工場規則」が制定され、ここでは工場実習の具体的内容が規定されている。そのうちの主なる条項を挙げておきたい。

第3條 生徒工場ニ在リテハ始終工場長ノ命令訓示ニ從テ其業ヲ操リ濫リニ各自ノ意ニ任セテ施爲スヘカラス

第4條 生徒ノ操業ハ専ラ職工長師範職工ノ教導ニ依ルモノナルカ故ニ生徒ハ必ス其指圖ニ從ヒ丁寧ニ操業スヘシ苟モ自尊倨傲ノ舉動アルヘカラス

第5條 生徒ハ工場長ヨリ命セラレタル事業ノ難易淨穢（假設ハ汽罐ノ火焚汲水注油洒掃等ノ類）ヲ問ハス一々其指揮ニ從フヘシ而シテ毎日定限ノ時ニ於テ場中ノ洒掃ニ從事スヘシ是則工場一般ノ維持整頓方ノ習練ニ於テ關クヘカラス要務ナリ決シテ之ヲ輕視スヘカラス

第6條 生徒ハ各自ノ作業ニ専就シ漫ニ他人ノ區域ニ立入ルヘカラスハ勿論所要ノ器品ヲ紊亂セス常ニ之カ整頓ヲ怠ルヘカラス且場中ニ於テ無用ノ談話ヲ嚴禁ス

第7條 場中ニ於テ製作スル者ハ必ス最初計畫スル所ノ解圖ニ基テ之ヲ製造スルヲ

法トス故ニ解圖ナキモノノハ一切着手スルヲ許サス

こうした規則を見ると、いかにも秩序整然たる工場実習のように思われるが、それは、工場や実験設備が整備された後年のことであり、初期の実習の実態は、以下の第1回卒業生の回顧にみられるものであった。

學校課程は午前だけ學科を教授し、午後は全部實習科として労働に従事せしめられ、先づ鉋の裏押、鍛冶屋の向槌打、鑄物の砂振等、當時の學生としては到底堪へ難き勞苦を嘗めさせられ、放課後歸途には身體へとへととなり、恰も小石川砲兵工廠の職工と同様の取扱を受け、各人ともこんな馬鹿々々敷ことをする學校とは思はなかつたと、不平たらたらで嫌や嫌やながら其日を送りたる状態にして、今日より見るときは丸で根本的考へが違て居りたるものにして従て途中より方向を變へ他校へ轉じた人も多數あり、機械科の如き豫科終了の際には殆んど半数の生徒となれり。

(機械工芸科第1回卒業生、淺村三郎氏の回顧、「藏前工業會誌」第324號)

學校に入って見ると午前中は先生から講義を聴き、午後から現在でも同じことでせうが實習にかゝり、その實習といっても我々が想像もしなかつた鍛冶屋や、大工の丁稚と同様なことを、實驗場に行ってやったものです。例へば鍛冶屋の向ふ打をするとか、鉋の裏押をするといふやうな譯でした。

従つてあの近所の小供達はそれを知つてゐるものですから、私等が通ると、可笑しいな、可笑しいな、袴をはいた職人が學校に行くといふやうなことをいって、からかはれたものでした。それやこれやでいや氣が起り遂に學校をやめるものもあつたやうで、最初の入學生60人、その中20人が化學科、40人が機械科でしたが、その40人の中で卒業したものが僅かに10人だったので。(同氏回顧、「藏前新聞」第241號)

實習の評判はきわめて悪く、それが大量の退學者の原因であつたと回顧されているが、こうした實習と併行して工場では実験が行われた。

「東京職工学校第3年報」(明治18年)によれば、

- 9月 機械工藝科實驗場中鍛冶場、仕上場、鑄造場、假製圖場ノ操業ヲ始ム是ヨリ先キ木工場、汽罐室ハ明治16年12月假鑄造場ハ同17年3月ニ開設セリ
- 11月 化學工藝科實驗場中染工場、製品場、汽罐室、絲布乾燥室ヲ開設シ12月又硝子場陶器場ヲ開設シ各創業ヲ始ム

と実験工場の拡充が報告されている。

機械工芸科では、機械工芸部長で機械工場主監の山田要吉教官の指導下、「製造用諸機械」の実験、製作が行われた。

本科ノ實修工場ハ單ニ生徒ノ實修場ノミナラズ一種ノ模範工場タラザルベカラザルノ必要アリ故ニ其ノ製作品ハ生徒實修用機械ノミナラズ世ノ需ニ應ジテ新機械ヲモ製作シ且ツ教官研究上數種ノ新機械ヲ製作セリ就中本科ノ創製ニ係ルモノハ「ロール」研磨機、滑車平衡機「タービン」等ヲ以テ其ノ主要ナルモノトス

先に見た初歩的な実習とは異なり、こうした工作用機械の実修製作は、校内の実修にとどまらず、民間の需要に応じる形で進められたことがわかる。

つまり、校内の実修製作が、民間における機械工場の発達を促し、その延長上に、技術者としての職工学校卒業生の就職口を拡大させ本校の存在意義を高めるというものであった。

工作用機械の他に機械工芸科の「研究試験」の成果としては、以下のものが挙げられる。

- 刃物鋼の製造法試験
- 各種合金の鑄造法試験
- 各種銅器の色附法研究
- 米国製工作機械の応用研究
- 各種型板および計規の用法研究
- 瓦斯、石油機関等の製造法研究
- 材料試験機の試験
- 油試験機、圧力試験機の試験
- 木材乾燥の試験
- 水力の試験
- 風車の試験

機械工芸科では、こうした研究試験に学生が、実修として参加し、実際に機械や工具を使用することで、実地の技術と基礎となる理論の練磨に励んだのである。

一方、化学工芸科では、色染、応用化学、窯業の工場が設けられ、研究

実験が行われていた。

明治18年本科ニ染工場ヲ設置セル時ニハ民間ニ於ケル色染業ノ狀況未ダ甚ダ幼稚ニシテ染料ノ如キモ其種類極メテ少ク且ツ其應用法ヲ辨識セザルモノ多カリキ鹽基性ノ色素ハ本校開設前ヨリ我邦ニ輸入セルモノナレドモ民間ノ實業者ハ未ダ適當ニ之ヲ應用スルコトヲ知ラザリシヲ以テ本科ハ之ガ啓發指導ニカメタル結果此等ノ應用法ハ始メテ世間ニ紹介セラルルニ至レリ

「アリザリン」ヲ以テ赤色ヲ染ムルコト及ビ絹ノ黒染ニ「ログウト」ヲ使用スルコトハ共ニ平賀教授ノ研究試験ニ出デタルモノニシテ後ニ民間實業界ニ傳ヘラレタリ其ノ他外國流ノ捺染ヲ日本流ニ應用スルコト「アニリン」黒ノ捺染法ヲ實驗セシハ高松教授ノ研究ニ出デタルモノニシテ其結果ハ總ベテ之ヲ世間ニ紹介セリ

化学工芸科の実験は、初期は平賀義美教諭が、平賀の農商務省への転出後は、高松豊吉教諭が化学工芸部長と染工場主監を兼ね、学生の指導に当たった。

化学工芸科の実験も、機械工芸科の場合と同様、単に校内の実修にとどまらず、常に民間で直接、生産活動に応用すべく行われたものであることがわかる。

平賀の回想によれば、「色染科の教場には銅製染浴其他の設備をして之を生徒の實習用に供した」ということであるが、これは、「我國に於て染色法を學理的に教授すると共に、更に之を實習せしめたもの、嚆矢」であったという（「高松博士と東京職工学校」）。

高松豊吉は平賀のあとをうけ、学生の実験指導に当たったが、平賀によれば、高松の「捺染法」は「工場實習に一新紀元を畫された」ものであると回想している。

高松の働きは、その後、「手島精一氏が校長となられて以來別に織工場を設け、生徒に平織及紋織の數理を研究せしむる等、我國染物業及織物業の爲めに盡されたのであった。爾來時勢の進展と共に、化學工藝科中の一科たりし色染科及織物料の二科に獨立したのである。畢竟するに此等の専門的分科は、工業教育の發展に順應せしむべく、君が獻替畫策に依って成されたものに外ならぬ」と評価されるように、職工学校から東京工業学校時代における化学工芸科の基礎づくりに専念することになった。

平賀、高松の両教諭とも、染色法の研究に英国に留学した経験を持つが、そこで修得した「絹染法」や「捺染法」が、東京職工学校の実験、実修に生かされたのである。

次に、窯業実験に関しては、「18年小玻璃窯1台ヲ築造シ専ラ玻璃 熔融試験ニ供ス同年又石炭焼成磁器窯1基ヲ築造ス本窯ハ磁器ヲ石炭ニテ焼成セントスル爲メニ造リ石炭及ビ薪材ニテ焼成シ得ル階段火床ヲ有スル倒焰式角窯ナリトス

20年4月農商務省ノ陶器試験ヲ本校ニ託スルニ當リ教師獨國人ワグネルハ其赤坂葵町ニ設置セル陶器試験所ノ事業ニ従事セシガ其建物工具等ヲ擧ゲテ之ヲ本科ニ移セリ是ニ於テ本科ノ設備ハ漸次實驗上ノ便利ヲ得ルニ至レリ即チ窯場、水簸場及ビ晝工場ヲ附設シ窯場ニハ錦窯2基及ビ「フリット」窯1基ヲ築造シ水簸場ニハワグネルノ考案ニ成レル改良水簸槽及獨逸ヨリ購入セル粘土壓搾機ヲ備フルコト、ナリシモ窯ハ少數ナルノミナラズ其規模モ僅ニ小試験ヲ爲スニ過ギザルヲ以テ生徒ヲシテ實地試験焼成ヲ爲サシムルコト極メテ稀ナリキ」と報告されている。

いずれにしろ、こうした実修を通して、「学理」と「実理」を兼ねそなえた本校の教育が、学生に浸透するに伴い、本校の教育の特徴も形づくられていき、卒業生に対する評価も次第に高まっていったのである。

しかも、それが常に民間に先行して行われ、その成果が民間における工業を喚起させていくことは、まさに、東京職工学校の創設時に浜尾新が述べた「本邦に於ては……工業工場があつて而して工業學校を起すのではなく工業學校を起し卒業生を出して而して工業工場を起さしめんとした」意図が、徐々に実現していくことでもあった。

現業実習

東京職工学校では、以上見たように、実習工場における実修、実験に重きを置いたが、それ以外にも、積極的に校外に出て各地に現業実習を行っていた。「東京職工学校第3年報」は、明治18年の現業実習を以下のように報告している。

生徒派遣

11月19日 醸造術實地研究ノ爲メ凡80日間ノ見込ヲ以テ化學工藝科第3年生2名ヲ三重縣下三重郡山村へ遣ス

本年中學業上參考ノ爲メ東京砲兵工廠海軍省製綱所清水谷酸酵社等ノ諸工場へ派遣セシ生徒若干アリ

こうした現業実習も、学校で修得した学理と実理とが、実際に役立つものであるかを知る貴重な体験であった。

教官と生徒の交流

この東京職工学校時代は、規模も小さく、学生も少人数であったから、教官と学生との関係も親密で、平賀教諭を中心とする化学工藝科は、学校というよりもむしろ塾に近い雰囲気をもっていたという。

教師對生徒の間は塾生活の延長の如きもので、専門の學業指導はさる事ながら、緩急宜しく人格の修養に努めた。日曜日などはよく4、5人位づつ打ちつれて先生の自宅訪問に出掛けたものであった。時に膝を交へ杯を汲めば、談論風發胸襟を開き、處生の要諦を説くなど、交情まことにこまやかなものだった。

今と昔で一番違ふのは何と云っても先生と生徒の關係でその頃は日曜日などは、生徒は皆そろって先生の所へ押かけ御飯の馳走になったものだ。だれそれは牛肉を買って來い、だれそれは畑からねぎを取って來い、いもを取って來いといった様な調子で、仕度が出来るといろんな議論をやりながら、たらふく食った。先生が奢る話では工場見學旅行といふのがあって今の修學旅行とは大いに違ひ生徒は1交も費用を出さないでよかったが、その代り先生が若かったから宿屋で大氣焔を拜聴しなければならぬ。(山口貴雄氏、「藏前新聞」第135號)

教壇に於ける先生(平賀義美)の講義は、凡てが誠意と情愛に満たされたもので遂語々々噛んで含めるやうに授業された。學科教育技術教育は勿論であるが、常に技術家としての處世の要訣を諄々として説かれたものである。或る時は生徒と共に…放歌し痛飲し、學内にありては……受持生徒の了解運動に盡力され、然も卒業生の就職斡旋には決して等閑に附すやうな事なく決定する迄奔走された。職無き者には其の技能に應じ翻譯や調査をやらせて生活の補助を計り、又は就職口が決定しても洋服の新調の余裕ないもの、赴任の旅費の工面がつかないものには先生自身のボ

ケットマネーを割いて支給された。官民の位階激しく、加ふるに産業未組織・草創の時代であって一切の虚體をかなぐり捨て、太い慈愛の線で包容された先生の心事は、すべてが一視同仁・吾子愛弟子であったのだ。宜なる哉、50年の歳月は流れても先生を圍る愛弟子の交情は血よりも濃く、方今人情紙の如く薄しと言ふが、彼を思ひ此を語れば臉自ら熱するを覺える。……先生は清濁併せのむ豪放濶達の半面になかなか几重面で綿密の所もあった。1例をあげれば、講義が難解の場所は意を用いて反覆丁寧に口授され、生徒が了解徹底したかを知る爲、毎週筆記の淨書を提出させ詳細に批評を加へ10行20字を嚴示されて、亂暴書に流るゝ場合「是でよし、只10行20字ならざるを惜む」と言ったやうな評言をしばしば朱で書かれたものである。(同氏、「藏前新聞」第241號)

そのほか、職工学校時代の学生生活の一端をうかがう資料として、卒業生の回想を挙げておきたい。

在校中最も興味を以て勉強したのは、平賀先生の應用化學、谷口先生の數學、沖野先生の物理學、ワグネル先生の築窯論、原田先生の簿記學、和田垣先生の經濟學、宮崎先生の分析等で、又試験の度毎に百點呉れるので嬉しかったのは、鳥谷部先生の論語、出来なくて困ったのは多賀先生の畫學、それでもお情に52點は貰った(1科でも50點以下があれば進級させぬ規定があったので)。(山口貴雄氏、「藏前工業會誌」第324號)

市中の様子はと申せば、電車もなければ電燈もない、鐵道馬車すらない。圓太郎馬車や人力車が、交通上の最高機關だ。我々書生の身としては、是さへ利用するのは少かった。私はその頃赤坂の仲の町に住んでゐたが、よく淺草藏前までテクテク歩いて通學することを、左程苦にもしなかった。併し段々都會に慣れるに従て下宿することゝした。下宿代は1ヶ月3圓が普通で、3圓50錢出せば上等の方だった。湯銭が8厘、藁麥が8厘、そして15錢あれば牛鍋で飯が食へた。(同氏、同誌、同號)

バンカラ学生の存在は他の学校と同様、職工学校にもみられた。

自分達の仲間は随分亂暴な者が多かった。昔米藏があった跡に學校を建てたので、隅田川から米を運ぶ爲の船が通る溝が學校の中を通してゐた。その中に鰻が澤山ゐて随分大きなものも居たがそれを取って實驗室で焼いて喰った事があったが、卒業する時分には皆んな鰻を取り盡して仕舞った。それから學校の周圍に土べいがある、その土べいの穴の中に蛇が澤山居たが、それを頭をはきんで機械場の蒸汽の吹

きだす所へ當てると、骨と肉がばらばらに飛散して實に壯觀を極めたものだ。(化學工藝科第1回卒業生、小管久徳氏、「藏前自治新聞」第122號)

服装は規定などはなかった。和服が大部分、中には袴も着けずに登校するものもある。洋服等着るのは非常にハイカラ——今の言葉でいへば當時のモダンボーイ——でなければ着なかった。

その時分は一切の文房具を學校から呉れたもので、講義を筆記するのは現在ではそんな半紙はないであらうが駿河半紙といふ一帖一錢位の半紙があって、それが鉛筆でも筆でも書けるので皆それを使ったものだ。

これに就いて面白い話があるが前にいった様に文房具を學校から呉れた程であったが、途中から授業料を一學期5圓(?)取る様になったが、生徒はそれを聞いて騒ぎだして授業料不納を申合はせたりして大に氣焔をあげたが、後になって結局取られた様に記憶する。なにしろ當時の下宿代が3圓50錢位で5圓といへば可成な大金であったから無理もないかも知れぬ。(同氏、同紙、同號)

こうした回想には、職工学校生徒の稚氣に満ちた、底抜けに明るい学生生活の実態がうかがわれ、学校の存続が云々されるかたわらで、学生たちは、若さを爆発させ、満喫していたのである。

職工学校卒業生の活躍

職工学校の生徒は、熱心な教官たちの教育と指導のもと、基礎的な理論とそれに裏づけられた実修の練磨に努め、卒業生たちも厳しい就職状況にもかかわらず、当初から高く評価されていた。

むしろ、学理と実理を兼ねそなえた技術者であるという自負に支えられて、卒業生たちは活躍したのである。

そして、そうした活躍が母校の評判を高かめるとともに、新たな卒業生の受け入れを、容易にしていくのである。

小生卒業後の一步として、和歌山色染講習所に就職せしが、尙當時同地の色染業は尙幼稚にして、鹽基性染料の使用さへ解せぬ時代にて、小生はアリザニンレッドの染方を教へしに、之れを柴田赤と稱せしことあり、當時實業界の如何に幼なりしかを例證するに足らん。(化學工藝科第1回卒業生、柴田才一郎氏、「藏前工業會誌」第324號)

私は當時、群馬の織物組合に就職しまして、その講習所の教師となりましたが、

その時第一に考へたことは技術者の養成と云ふことでありました。明治18年に上野に五品共進會が開かれましたが、その會場に於て、平賀先生が當業者をお集めになりまして、一場の講演があり、種々改良すべき點を指示されたのでありました。その中に技術者の養成と云ふことも實はその時の御指示の1つであつたのでありまして、その結果、私は學校を出ると直ぐそこに這入ることになつた譯でありました。當時伊勢崎の織物はすべて藍物で、色物を出したのは私が行つてからのことであります。この色物は目先が變つてゐた丈に幸に好評を博することになりました。それで同地の織物の産額は忽ち倍額以上となり、當業者も大喜びを致したものであります。(化學工藝科第1回卒業生、岡本金一郎氏、「藏前工業會誌」第390號)

これ以後、機業地における講習所を實質的に担う指導者の多くは本校の卒業生であつた。

彼らは、民業育成の第一線に立つリーダーとして、紡織、色染を中心とする繊維工業の近代化を推進していくのである。

再び文部省直轄の独立校へ

こうした卒業生の活躍の反面、母校の存在基盤は相変わらず不確かであつた。帝国大学附属という措置は、明治20年10月4日に解かれ、再び文部省直轄の独立校となつたが、そうした措置は、本校の存在基盤を強めるものでは必ずしもなかつた。

帝国大学の管理を離れた理由も、残念ながら十分に明らかにしえないが、先にも見たように、独立校から帝国大学への附属に移管されるに伴い期待された経費減が実現しなかつたこと、あるいは外遊から帰国した浜尾新の海外における中等専門教育機関に関する新知識の紹介により、この種の學校は独立經營が得策であるという主張が受け入れられたこと、さらに東京職工學校の専門学校へのレベル・アップに伴い、低度の工業教育の必要性が強調され、高等専門教育機関——帝国大学工科大学、中等専門教育機関——東京職工學校、下等実業學校——職工徒弟學校という工業教育における役割分担のもつ意味が文部当局者に認識されたことなどが推測される。

いずれにしろ、職工學校は独立學校として存続されることになつた。

明治19年から21年にかけての期間は、本校にとっては、まさに存亡の危機の時代であった。帝国大学の附属を解かれ、独立校としての存続が決定したのもつかの間、翌21年には再び本校の廃止云々が論議されることになった。

その間の事情を『手島精一先生伝』は以下のように記している。

明治21年当時、世間の工業が、比較的發達したにも拘らず東京職工学校の卒業生の需要が多くないのと、政府の財政上の都合に依り文部省は同校の存廢に就き委員を設けて之が調査を行はしめたことがある。先生はその調査委員ではなかったが、大いに之を憂ひ百方奔走して之が存立につとめられたのであった。然るに委員の調査の結果は従來の目的を變更し尋常師範学校の手工科・尋常中學校の工業科及地方職工学校の教員たるべきものを養成することとし、附屬工場は之を民間に拂下ぐべしといふのであった。

然るに幸なるかな、當時の専門學務局長濱尾新氏が恰も諸外國の教育事情を觀察して歸朝したるに會し、濱尾氏は之を我國務に鑑み、東京職工学校は従前の形態にて存續せしむるの必要ありとなし、遂に調査委員の復申は、遂行されずに終わったのであります。先生と濱尾氏は、開成學校の監事時代から、相識の間柄であって、濱尾氏は先生の工業教育の所論にはよく耳を傾けられたのであります。されば東京職工学校の運命、正に危殆に頻したるに當り先生は濱尾氏を擁して之を救はれたものである。然しながら文部省の空氣は、依然として工業教育に理解なく教育博物館の如き、亦、廢止せられんとする有様であったので、先生は事志と違ひ快々として樂まず、明治22年遂にその職を辭せられたのは、遺憾のことであります。

『手島精一先生伝』は、「手島精一とその時代」といった趣きの書で、そこに引用された記事は、手島をめぐる関係者の聞き取り資料で、十分、信頼に値するものと思われるが、それによれば、職工学校の存亡の危機を救った功労者は、浜尾新と手島精一の両名であったことがわかる。

この両者は、開成學校以来、相携えて工業教育の推進、特に職工学校の設立と運営に側面から援助していたが、再びこのコンビが、本校の危機を救ったのである。

両者とも「開成學校製作学教場」の失敗が独立機関として存立できなかつた点にあったという認識に立っていたから、何よりも東京職工学校を独

立の機関として存続させる努力を惜しまなかったのである。

この段階では手島と職工学校との関係は、学外の一商議員としてのものに過ぎなかったが、病弱の身で、十分奔走できなかった正木校長に代わって、手島は職工学校の存亡を担う存在であったことがわかる。

こうした手島の働きを見ていくと、後にも触れるように、正木の後任として、手島にお鉢がまわってきたことは、宜^なかなという思いに至る。

東京工業学校時代に入る前に、ここで今まで触れることのできなかった東京職工学校時代の沿革を「文部省年報」の記事によりまとめておきたい。

明治17年9月 専攻科が設置される。専攻科は「卒業生所修ノ學術ヲ研究セント欲シ更ニ在學ヲ請フ者ハ尙ホ1年間修學スルコトヲ許ス之ヲ専攻科トス」と規定されている。

明治18年4月 本科ノ學科目中ニ英語ヲ新設シ卒業後日新ノ學理ヲ攻究スルノ使ニ資セシム

明治18年7月 始メテ授業料ヲ徴收スルコト、シ1學期金5圓トシ9月ヨリ實施ス此ヨリ先キ本校教育ハ猶ホ獎勵ノ時期ニ屬セシムヲ以テ授業料ヲ徴收セザリシガ入學生徒ノ増加ニ伴ヒ校費ノ一部ヲ補助セシムガ爲メニ之ヲ徴收スルコト、セリ

明治19年 この年「学科組織」の変更が行なわれた「文部省第14年報」(明治19年)によれば「帝國大學附屬東京職工學校ハ本年其學科ヲ改正シ本科ヲ染工科、陶器玻璃工科、製品科、機械科ノ各専門科ニ區別シ修業年限ヲ3箇年ニ短縮シ豫科ヲ廢シテ新タニ速成科ヲ設ク」と報告されている。つまりここで正科と速成科の複線型となり、学科組織の変更とともに、正科の「専門学校」の性格が、一層、明確になったのである。

明治20年2月 上野公園ニ於テ東京府ノ開設セル工藝品共進會ニ生徒實修成績品ヲ出陳ス

明治20年9月 西班牙國バルスローヌ府ニ開設セル萬國博覽會ニ生徒實修成績品ヲ出陳セシニ同會ハ之ニ對シ金賞牌ヲ贈リ來レリ

学生の実験、実修の成果が内外の博覽會に出展され、それは本校の存在を内外に知らしめるのに効果があったと思われる。

明治21年8月 褒賞給費規則ヲ廢止ス是レ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ由ル(先に

も見たように、この「褒賞給費制度」は学生増募対策の一環であったと思われるが、それが十分に効果を発揮できなかったことがわかる) 同月規則ヲ改正シ教旨ヲ改メテ「將來工藝教員又ハ工藝技師職工工場長タルベキ者ニ須要ナル諸般ノ工藝等ヲ教授ス」トナス(創設以来使用されて来た「職工」という言葉にかわり「工芸」という表現がはじめて登場してきた。この「職工」から「工芸」への変化は、そのまま職工学校の変化、つまり「専門学校」への明白な変化であろうと思われる。この段階で、次の「東京工業学校」への準備が、みられるのである。おそらく存続が可能となった時点で「職工」から「工芸」への飛躍を計ったものであろう)

又選科ヲ設ケ工業者若クハ其子弟ノ實業ニ従事スルコト滿1箇年以上ニシテ其業務ニ必要ナル1課目若クハ數課目ヲ選修セント欲スル者ニ入學ヲ許スコト、シ修業年限ヲ2箇年以内トス其他今回ノ改正ニ依リ工藝部中ノ分科ヲ廢シ又尋常師範學校若クハ尋常中學校卒業生ニシテ地方廳ノ特選ニ係ルモノハ人員ヲ限り試験ヲ須ヒズ入學ヲ許可スルノ制ヲ設ク是レ將來工藝教員タラントシ又公益ノ事業ニ従事セントスル者ニ便宜ヲ與ヘンガ爲メナリ其他入學試験料ヲ徴收スルノ制ヲ設ケタリ (すでに後に開設される工業教員養成所へ向けての準備がなされていることがわかるだろう)

明治22年5月 佛國巴里府ニ開設ノ萬國博覽會ニ生徒ノ實修ニ係ル成績品ヲ出陳セシニ同會ハ之ニ對シ金賞牌ヲ贈リ來レリ

明治22年6月 學科課程試業及ビ卒業證書規程其他ノ條章ヲ改正シ且ツ入學試験課目ノ程度ヲ高ム

明治23年1月 文部省ハ從來高等商業學校ノ附屬タリシ職工徒弟講習所職工科ヲ本校ニ附屬セシム

これらの沿革を見ていくと、そこに、明らかに東京職工学校の「専門学校」化への布石を読みとることができるだろう。

明治23年3月3日正木校長は公使館書記官兼外務省参事官へ転出し、3月5日、非職文部省参事官兼文部省会計局長次手島精一が東京職工学長に任命された。

同年3月24日、勅令43号を以て、東京職工学校は東京工業学校と改称された。

第3章 東京工業学校時代

第1節 手島精一の校長就任と改革

手島精一の校長就任

東京職工学校第2代校長として迎えられた手島精一は、すでに何度も見たように、本校の創設時から深くかかわりを持つ人物であった。

手島は明治10年(1877)教育博物館長補となり、同14年同館館長、さらに18年東京図書館兼勤を命ぜられ、その間、近代日本の社会教育施設の整備期に開拓者的役割を担っていたが、そのかたわら、工業振興の基礎となる工業技術教育の必要性を唱えたのである。

ここで、社会教育の整備にかかわっていた手島が、本校の第2代校長として迎えられるに至った経緯を記しておきたい。

文部省は明治19年(1886)美術行政に資するため、岡倉天心を美術取調委員として、文部省御雇い外人教師フェノロサとともに欧米に派遣したが、帰国後の明治21年10月、両人の報告を基に折からの国粹保存の潮流と相まって、「図画取調掛」を「東京美術学校」と改称し、その設立を布達した。

そして、東京美術学校の敷地校舎として、東京教育博物館を充てることに決定した。

この措置は、館長の手島精一の了解なしにすすめられたもので、手島にとっては全く寝耳に水の措置であった。

職工学校時代の章で見たように、当時文部行政の最高責任者であった森文相は、投資効果のあがらない事業に対しては、その廃止ないしは縮小を第一義とし、特に手島が関係する社会教育方面に対しては、はなはだ理解がなかったという。

教育博物館はその性格からして、一般大衆の啓蒙を目的としていたから、

高圧的な官僚臭から開放され、しかも、入場料は無料で、公開参観が許可されていたので、この時代には東京名物の1つであり、日ごと地方からの上京者で賑わっていた。また雨の日などは、上野公園で遊んでいる付近の子守娘などのたまり場ともなり、混雑喧騒をきわめたが、こうした状況に対し、森文相は官庁の威風と尊厳を損なうものと決めつけていた。

手島は経費の削減なり、事業の縮小はある程度やむを得ざる措置として覚悟していたが、教育博物館そのものの廃止は予想だにしていなかった。

岡倉天心とフェノロサの2人は、渡航に先立ち、美術学校の教室配置の見取り調査のために、森文相の了承のもと、教育博物館を丹念に参観していたが、手島はそうした文部省内の動きを知らされていなかったのである。

それゆえ、森文相から教育博物館の事実上の廃止を申し渡された際、手島は一気にこみ上げる憤懣の激情がのどにつまり、ろくろく言葉を発することができなかった。日頃、温厚で人一倍自制心の強い手島も、さすがにこの理不尽きわまる措置に対しては、よほど腹にすえかねたと思われ、後年、以下のように回想している。

(前略) 那中に教育博物館を愈々潰すといふことになりました。これでは豫て私の抱負であり、希望であった工業教育の必要といふことは全々水泡に歸したわけがあります。さうしてアレを美術學校にしました。

これまで私は物品を集めることに就ては少からぬ注意を拂ひ、又動植物、博物の標本を集めるに就てもそれぞれ人があつて、身命を賭して採集したものも少くはなかつた。それから又私は前申しました如く數回外國へ行つて、我が國の博物の標本と、海外の博物の標本との交換の便利を圖つたこともあつた。これは今でも博物館では始終やつて居ることではありますが、日本の珍らしい物、例へば山椒魚といふやうな世界に類のないものを外國へ送つてやると、向ふが又珍らしい物を送つて來るといふので、博物館はそれで品物の交換をして行つて、何等差支へないのである。

さういふ道も開けたのに教育博物館を新たに建てるならば兎も角も、今まで建つて居て、而もその集めた物品は博物館の役人が身命を賭したものもあり、又海外との交換の道も開けたことありますのに、さう云ふ譯の分らぬ事をするならば第一館長の首を切るが宜い。是が切れない位ならば私は罷めると言つて罷めた。多分1年の間怒つて罷めてしまつた。人間ならば又どうかなるけれども、物品は一度藏の中に埋没されて了へば、未來永劫日光を見ることが出來ない。斯う云ふ残酷な事は見るに忍びないからと言つて憤慨して止すことになりました。當時私は未だ若かつた

から、さういふ分らぬ文部省と仕事をするのは御免を蒙ると言って去ったのであります。

しばしば欧米に赴き、十分に休養する暇もなく繁忙をきわめる生活のなかで、教育博物館のために捧げた手島精一の努力は、並々ならぬものであった。

手島は教育博物館の事業を社会教育と位置づけ、工業技術の開発、指導と、一般大衆の啓蒙に欠くべからざる機関ととらえ、心血を注いで、その維持と運営に東奔西走してきたのである。

文部省内に占める手島精一の地位は、単に欧米の新知識の紹介者として処遇されるにすぎず、何らの政治的勢力も、門閥、学閥も彼には無縁であった。頼るべき上司はなく、唯一の理解者ともいべき浜尾新は、あいにく外遊中で、この時期の手島は全く孤立無援の状態におかれていたのである。

こうして彼は、15年にわたる官吏生活に別れを告げることになったが、この機会に教育博物館存続について、日頃の所信を建白して明治天皇の裁断を仰ごうという、悲壮な決意を固めた。この建白書の草案は、篋底深く遺されたもので、実際に天皇の目に触れ得たものか、知り得ないが、この機会に、資料として全文を掲げておきたい。

奉請博物館合併表

臣誠惶懼頓首頓首謹言

凡そ人の知識を啓發し、國の開明を増進するの資たる極めて多しと雖も、然れども其誘導上に於て最も近く且切なるものは、蓋し學校と博物館とを以て之が首となす、夫れ博物館の旨たるや國の内外を問はず其萬有を網羅して之を館内に排陳し、以て公衆の縦覽に供し、其天産物の如きは則ち有機無機の物質を問はず悉く皆之を收め、其名稱を付し其類屬を正し以て科學上に於ける學者の參考に資し、又人作の物什の如きは則ち細大精粗の別なく之を蒐集し其物質の如何、其製作の如何を細別し、以て工業上に於ける學者に資し皆一目瞭然たらしむるを要し、其他或は百般の學科を説示するに足るべきの器械標品等を配列し、以て學術上の幽微を闡發し或は古器の攻據に足るべきものを陳列し、以て人民の氣韻を高尚の域に進ましむる等の事にして、是れ皆國家開明の基を立て人民の福利を興すの一大要具と謂はざる可らざるなり、故に今開明を以て、稱せらるゝの國にして皆此館の設けあらざるはなきなり、

我國に於ても朝廷の夙に博物館設置の舉ありしは、聖主の斯民を愛撫せられ、其知識を啓き其福利を興さしめ玉ふの、聖意より出つの外ならず、臣誠惶感激の至に堪へざるなり。

今や我國に於て博物館を官設し、以て公衆の縦覽を許すもの凡て三、即農商務省の博物館、文部省の東京教育博物館、陸軍省の遊就館は是れなり、而して此三館たる各自其目的を異にすと雖も、然れども農商務省の博物館に於て動植物及び金石或は軍器等を排列するか如きは、是れ即ち東京教育博物館、及び遊就館の陳列品と全く重複す、夫れ重複の事たる同事同物を以て之を各所に蒐集調査するか故に今之を一所に於てするものと比すれば、則ち其徒費徒勞は固より多く亦研究上に於けるも、其詳悉を得るに至らざるは乃ち勢の然らしむるものにして、又多言を俟ざるなり、嘗に如此のみならず農商務省博物館、及東京教育博物館は齊しく其地を上野公園内相距僅に數十歩以内に占め、又齊しく同一の物品を二館に收むる多きを以て、最も恐る、皮相の輩は或は之を目して政府徒費の多きを喋々せんことを、假令此輩の臆口なからしむるも今や勤儉の、聖意を舉行せらるるの際に方り、此の如き徒費徒勞のことあるを坐視するに忍びんや、因て遊就館は暫く措き専ら他の二館に就て左に上奏することあらんとす。

抑も博物館の事務たる固より極めて廣大にして、今此に具悉するを得ざるも誠に其一事を擧て之を例せん、動物の如きは今より凡50年以前に在ては其名稱等を詳にすることを得る者僅に7萬餘種なりしも、今は則ち其物質名稱等の研驗を得しもの32萬餘種の多きに及ふと云ふ、又英國の不列顛博物館に藏する所の昆蟲の如きは其數極めて多く中に就て未だ其各科を詳かにするを得ざる今、尙凡1萬5千餘種ありと、又客年我國に航せし英人某は我國の甲蟲のみを調査して之か名稱を與へしもの2千有餘の多きに至りしもの内國人に至ては猶反て其品類も知り得る能はざるもの多しと云ふ、又動物學の始祖とも稱すべき佛人キュービエー氏一たび此學を講せし以來未だ100年に至らずして斯の如き進歩を呈したるは、其間此學に従事する者輩出せしに因ると雖も、抑も宇宙の廣き未だ其名質を詳にするを得ざるの動物其幾十萬の多きを知る可らずと云ふ、是等皆彼國學士の恆言する所にして、又歐米の學士孜々益々此學を講究する所以なり、故を以て外國人の我動植物を研究し之を書に著せしもの亦少なしとせず、又現に外國に於ては諸博物館より學士を我國に派し我博物品を蒐集研究せり、是れ我國の物品にして外人をして先鞭を此に着けしむるに至りしは、豈坐視すべきの時ならんや、抑も外國の學術を將て之と相競進し益々我國の福利を計らんと欲せば蓋所言重複の弊あるものは、應時截然之を改め其館を一にし其物を齊ふし、然る後ち全力に頼り以て外國と競はざるに、況んや我國の如き學士已に乏しく博物學科の如きに至ては、皆外國の書に據りて之を研究すること多

多なるの時に在り依然重複徒費を改めず自ら其力を壓殺し其全力の發生を礙るか如きの擧あるべけんや。

其れ動物の一事に於けるも前途猶尙ほ此の如く夫れ遙なり、若し夫れ植物・金石、及農工所用の物品の如きは其品類滋々衆く益々繁し、是皆専門の學科を立て其性質効用を研究せしむべきは學術上に論なく又利用厚生の道に於て最も急務なるものとす、殊に我國の位置たる南北に蜿蜒するを以て寒温の兩度其差等甚た烈しく隨て天造の物品亦富饒なるは之を諸國に較べて未だ其比を見ざるなり、然りと雖も徒に品類の多饒なるのみにして其質を悉し其名を詳にせしもの未だ幾許あらざるなり、又人造の物品と雖も其用法の充分ならずして須らく改良を加ふべきもの又最も多きおや、是れ皆其力を専らにし以て其功を遂げしむべきの時なり、且兩館の位置たる本より相接近し之を合併する又支障する所なきを以て、速に之を一途に歸せしめ従前鬆散の衆力を一館に結集せしめ、其全力を盡し以て研究の力をして充分の位置を占めしむべきなり。

兩館の物品を擧げて之を一所に集合するの便益たるは既に具陳する所の如し、又其他の圖書に於ける亦復た然りとす、夫れ圖書の博物館に必需なるは固より論を俟たず、今夫れ兩館所藏の圖書其數少なしとせず、然るに之を各所に收藏するときは、例へは某書の初篇は甲館に其後篇は乙館に在るか如きの類少なからず、是れ一書にして各其所を異にし一は讀者に不便を與へ一は兩館往々重複の圖書を架藏して反て備ふべき書を未だ備へざるの患を招く、是れ即ち兩立より生ずる所の病なり、若し菲言を棄て賜ふなく幸に之をして一に歸せしむるの結果を見るに至るを得ば其不便を一掃し、其費途を減じ未購に係るの貴重圖書をも購ひ得、貯書も亦其完全を得、其他合併歸一の便益を概するに一は人民寄贈の物品其所を一にし以て品物増加の便を開き、一は外國の博物館と有無を交換するの途を開き、一は剩餘の品具を擧て國內設置の博物館に交付し、其地人民發蒙の資料に供するを得べく、加之又一大福利を増進すべきものは人民一般の諮問に應じ、動植物及金石等の性質効用を調査し、或は化學製品を分析し或は器械の用法完備せざる所あれば其改良の法を示す等是れ即ち農業歩を進むるの媒工藝又疑謗を解くの資となる、是れ兩館を併て一となし其全力を擴充するより生ずる所のものにして其盛大に赴き益々社會に必需たるに至るや期して竣つべし。

博物館の事務たるや夫れ斯の如く擴張せざる可らざる急要なる今日に方を以て又主として要すべきものあり、何ぞや即ち博學多識の人なり、苟も其人を得ざる時は設施其宜しきを得、器械圖書備ると雖も、其事業を擴張し其利用を宏大ならしむるを得ざるなり、今誠に其任に當るべきものを論ずるときは文部省即ち是れなり、文部省は全國の學事を統攝するを以て、學士亦自ら乏しからざるものとす、是れ其

主省と爲す所以なり、又之を海外に考ふるに外國に於ては文部省をして博物館を管せしむる所以のものは、蓋し亦學士の多きに由るなり、例へば英國「サウスケンシントン」博物館の如きは、初め通商局の所轄なりしが1857年の比に於て更に之を教育樞密院の所管に屬せしめたり、又佛國に於て諸博物館は從來皆文部省の所轄に屬せり、加ふるに巴里府工業博物館は客年を以て更に文部省に屬せりと云ふ、然るに我文部省及農商務省は皆齊しく陛下統御せられ玉ふ所にして何ぞ此彼職權を争ふが如きの非擧あらんや、彼此職權を争ふとは何ぞや、俚語に曰く同業相忌と是れなり、是れ本と兒戯に屬するが如しと雖も同質同種にして、各自別立するときは各自に己を尊ぶの弊自ら生ず、是れ情の然らしむる所にして博物館の罪には非ざるなり、是故に今博物館の實益を大にせんと欲せば先づ兩者所轄の博物館を併せて一と爲し常務を理する吏員の外は皆之を事務關係の諸省官吏より取るべし、若し如此は則ち常に事務の重複を招かざるのみならず一は費徒を減じ、學術及農工の業を裨補するの實益を得ること淺渺ならざるなり、聖上民の識を啓發し其業を勸めらるゝ叡慮宵旰不措を奉體し敢て謹で區々の愚意を上陳す 勅裁を賜ふを得ば特り臣が幸のみならず寔に國家の大幸なり臣誠惶誠懼頓首頓首。

手島はこの建白書の中で、官僚政治の弊害を指摘し、官僚セクショナリズムの愚かさ、税金の濫費に憤慨しているが、彼は社会教育上に果たす教育博物館の役割を思えば、その維持こそ有効な税金の使用であると主張したかったのである。

教育博物館はいったんは廃止と決定したものの、要路理解者の熱心な尽力により、その規模を縮小し、図書部門を分離し、明治22年（1889）の春、元の所在地であった湯島聖堂の境内に新館を建築し、隣接の大成殿の左右の廊下を使用して陳列品などを展覧し、辛うじて面目を保つことになった。

さて、文部省に辞表を提出して非職（これは明治17年に出来た制度で、目下なすべき仕事のない官吏に給料を出して待機させるものであった）になった手島は、それから間もなくこのたびの辞職になった顛末を打ち明け、将来の方針について相談するため、当時、住友家の支配人として活躍していた兄貞吉を神戸に訪ねた。そのころの住友家は時勢の発展に順応して、事業経営の拡張に精力的であった。総支配人格の広瀬幸平は海外からの新事業の移植を図り、西洋事情の視察調査の目的で世界旅行の準備をすすめ、案内通訳人を物色中であったが、タイミング良く、手島は渡りに舟とばか

りその役目を受け入れた。

手島は住友家顧問の名儀で、広瀬の補佐役となり、同社の社員若干名と共にアメリカに向けて出航した。アメリカでは民間事業を中心に視察し、ヨーロッパではパリに開催中の万国博覧会を見学し、その後、イギリス、ベルギー、ドイツ、スイス、イタリアなど各国を歴遊して、一行は明治22年の春、帰国した。約1年にわたる視察旅行であった。

この明治22年(1889)2月11日紀元節の朝、文相森有礼は、宮中賢所で開かれた大日本帝国憲法発布式に臨むため、大礼服を着用して官邸の玄関先を出たとたん、壮士西野文太郎に刺殺された(伊勢神宮参拝の折の不敬をかどに刺された)。

2月16日、後任の文部大臣に大山巖が就任したが、3月末には榎本武揚が継ぎ、同年12月末には芳川顕正に代わるなど、文部行政に政変の嵐が激しく吹きあれていた。

その間、手島は海外旅行の疲れをいやし、住友家顧問として実業界で再起の夢を描いていたが、明治23年の年初め、文部省での上司であった会計局長の久保田譲から「御相談致し度き件これあり、御足労を願ひ上げ度い」との書状を受け取り、文部省へ出向いた。

手島を迎えたのは専門学務局長の浜尾新であった。浜尾は率直に職工学校長への就任を手島に要請した。

先にも見たように、浜尾新の廃止反対論によって存続と決定した職工学校の更生策につき、森文相は管理面で積極的に介入することになった。それは、森文相が九州地方の教育事情巡察の折、長崎尋常師範学校長であった小山健三を抜擢して中央に呼びよせ、職工学校の幹事に据えて、その運営、事務の刷新に当たらせたことであった。

しかるに正木退蔵校長の健康がすぐれず、療養を兼ねハワイ総領事に転出することとなったので、後任校長の選考が持ち上がり、この際清新の空気を注入して、幹事の小山ともども校務の改革伸長を図る必要がある、というのが浜尾の主張であった。

浜尾は手腕識見はもちろん、特に工業教育について深い理解と熱情を具備した人材として、手島以上の適材はいないことを強調し、教育博物館閉

鎖の件は水に流し、是非とも引き受けてもらいたいと懇願したのである。

手島と浜尾とは開成学校以来の昵懇の間柄であり、浜尾の要請を断ることはできなかった。そこで、手島は過去の経験を生かし、工業立国の素志を実現することを決意し、住友家との関係は兄の了解を求め、職工学校長就任を承諾したのである。

明治23年（1890）3月5日、東京職工学校長の正式辞令を受け取ると、手島は文部省会計局次長当時の部下であった波多野重太郎を庶務主任に起用して、蔵前の学校に赴いた。

手島は小山幹事を相談相手として、いよいよ工業教育の第一線に立ち、工業振興のひのき舞台に乗り出したのである。

時に手島精一は42歳であった。

手島精一の職工教育論

手島の職工学校長就任に先立ち、明治23年1月、幹事小山健三の斡旋で高等商業学校内に付設されていた「商工徒弟講習所」の「職工科」を本校に移転したが、これは手島の内諾の下に行われたものである。

この「商工徒弟講習所」は明治19年（1886）、商店工場の徒弟達に「適切な手工を教え」たり、夜学科は「晝間修學の暇なき者に日用必須の學業を教える」目的で設置されたものであったが、もともと工業関係の分科を商業学校に置くことは変則であり、かつ商業学校ではお荷物扱いされており、また講習生も僅少で振わない状態を目撃して、手島は商業学校より分離して更生の活路を与えようとしたのである。

こうした手島の措置は、東京職工学校の専門学校化への変化に見合うものとして採られたものと思われる。

すでに前章で見たように、明治10年代前半の文部省を中心とする「職工教育論」は、東京職工学校の創設に収束されたが、地方の職工の実情に見合う形での職工学校の設置を促進するまでには至らなかった。ところが、明治20年代に入ると、10年代前半とは違った形で工業教育論が再燃した。

それは工科大学や東京職工学校よりも、低次の工業教育を求める、工業

教育論の展開であった。

この20年代前半における工業教育論の展開は、10年代のそれと比較して、少なくとも2つの違いがあった。(三好前掲書)

その1つは、職工教育に代わって実業教育の用語が多用され、しかも実業教育のより特殊な問題、具体的には「徒弟教育」とか「実業補習教育」とか「手工教育」など、内容と対象を限定した用語が使用されるようになったことであり、他の1つは、欧米の先進工業諸国の単なる翻訳紹介ではなく、日本の工業界の実態を考慮に入れた独創的な見解が発表されるようになったことである。

こうした新しい工業教育論の先鞭をつけたのが、いずれも本校に深いかわりを持つ手島精一と平賀義美の2人であった。

手島は明治19年8月に「教育時論」誌上に「実業教育論」を発表したが、その中で、手島は欧米の事例をもとに実業学校の類型を5つに分けた。その(1)は高等技芸学校で、日本の帝国大学工科大学がそれに当たる。その(2)は中等実業学校であって、それには普通実業学校、織物学校、工業用美術学校の3種がある。東京職工学校はその中の普通実業学校に属するとしているので、東京職工学校を中等教育として位置づけたことになる。その(3)は徒弟学校であって、足利織物講習所や東京商業学校附属商工徒弟講習所を挙げる。その(4)は夜学校であって、職工にその業務に関する学科を教える。その(5)は女子職業学校であって、12、3歳以上の女子に実業を教える。

手島は、以上の5類型の実業学校を挙げた後、日本において特に必要なものとして、徒弟学校、女子職業学校、小学校における手工科と農業科を挙げた。手島の実業教育論は、小学校の中にまで裾野を拡げたことになる。

こうした手島の実業教育論には、その後の井上文部行政時代まで多くの論者によって展開される主張の主なポイントがほぼ出そろい、これ以後の意見の1つの典型をなしたものと評価されるが、東京職工学校長の就任に伴い、その発言の影響は一段と強まったのである。

平賀義美の職工教育論

次いで、平賀義美の場合であるが、彼は明治14年以来、東京職工学校教諭の職にあり、彼の工業教育論は、工業教育の実践の場から構想されたものである。それが明治20年発刊の『日本工業教育論』であった。

本書は全13章からなるが、その第12章で職工階層の教育のために工業中学の設置を提唱していることが、特に注目に値する。すなわち、特有の産業をもつ各地方に工業中学を設けて、小学校卒業生を入学させ、低度の工業教育を行い民衆育成を計るというものである。「本邦ハ則チ古ヨリ手工指術ニ靈巧ナルヲ以テ字内ニ名アレバ、主トシテ此特有工術ヲ獎勵スルノ針路ヲ取りテ進ムベシ。畢竟是等ノ教育ヲ全部ニ布カンニハ府縣各地ニ設クルニ工業中學ヲ以テスベシ。其ノ中學校ニ要スベキ良教師ヲ得ント欲セバ全國ノ中央部ニ工業師範學校ヲ設ケテ之レガ薫陶ニ從事スベシ。之ヲ要スルニ是等ノ學校ノ教育タル、其ノ程度ハ之ヲ高遠ニセンヨリモ寧ロ之ヲ卑近ニシ、其方法ハ之ヲ高尚ニセンヨリモ寧ロ之ヲ實着ニシ以テ其必成ヲ期スルニアリ」と結論づけている。

こうした工業教育論の展開の中で、後にも見るように、井上（毅）文部大臣時代に実業教育の法制化が実現するのであるが、手島や平賀の見解はその先鞭をなすものであり、商工徒弟講習所職工科の本校への移転、附属化は、その具体的な成果の第一歩であったといえる。

この措置は本校における手島の実質的な仕事初めであったが、正式に校長就任後、彼は精力的に校内の改革に努めた。

校名改称と学制改革

手島は校長就任に当たって、専門学務局長の浜尾新から、学校の運営に關してはすべて一任した以上、思う存分にやってもらいたい、というお墨付をもらっていたから、早速、学制の改革、諸般の事務の整備を着々と押し進めていった。

改革の第一歩は、校名の改称であった。手島は第1回の洋行当時から、

また博覧会担当者として数次、欧米で開催された万国博覧会を見学するたびに、輸出振興と工業立国への将来について、国民大衆の覚醒を終始念願としてきたが、わが国の当時の風潮は工業教育に理解がなく工場で真っ黒になって働くことは紳士の業とは思わず、これを卑しい仕事と卑下することに義憤をすら覚えていたが、こうした弊風を矯正する手掛かりとして、生徒間の要望にこたえる形で、自分の校長就任を機に、東京職工学校の校名を変更する手続きをとり、明治23年3月24日、東京工業学校と改称されることになった。

手島と生徒達との間では、校名の改称について次のようなやり取りがあったという。

其の頃東京職工学校と云ふ名が多数の生徒から厭がられてゐて、途中で一高や東京商業学校の生徒に出會はずと、肩身狭く感じられたものである。手島先生が正木校長に代られたのは、自分（木戸氏）の2年の時であるが、當時自分達の仲間では鳥越邊のお寺で秘密會議を開き、校名變更問題を持ち出したものだが、その時意外にも手島校長から「いや其の儀なら既に當方でも考慮してゐる」との返答を得た。それから間もなく母校は東京工業学校と改稱され……ることになったのである。（第6回機械科卒業生、木戸傳氏の回顧、「藏前工業會誌」第324號）

実際、職工学校はすでに専門学校程度のレベルにあり、すでに明治21年の規則では、「職工」という言葉は「工芸」に置きかえられており、職工という名称に伴い生じる誤解や、不利益を考慮に入れるならば、職工学校から工業学校への改称は適切な処置であった。

生徒たちは自分たちの校名変更の申し出が、案外あっさりと学校当局に受け入れられたことが「意外」であったと述べているが、速やかな校名の改称に、今度の校長は話がわかると歓迎した。

「職工学校」という名称は創設時より生徒たちにきわめて評判が悪く、世間一般もいかなる受け取り方をしていたかを、初期の卒業生の回想に見ておこう。

當時僕は中學第3年級に入った間際であつたが、家庭の事情は長く學窓に止まることを許さなかつた。……中學を卒業するには猶3年かゝる。職工学校を出るのと同時代。中學を卒へたとて小學校の教員か、村役場の書記に過ぎない。職工学校これ

だ。之に限ると早速決心して8里の道をひた走り、祖父に志望の次第を懇へたが、職工學校とは何事だ、職工にする爲めに學資は出せぬと、頭から怒鳴られたが、諄々學校の内容を説明したので、村の戸長であった祖父も諒解した。(第6回機械科卒業生、尾崎隆三氏の回顧、「藏前工業會誌」第324號)

さて入学すると友人連から「君は何所の學校に行ってるか」と訊ねられるので、其度に「藏前の職工學校」と答へると「嫌な學校へ行ったものだな」と。或は「職工になるのに學校へ行く必要があるか」とか言はれ、何れも輕蔑の眼を以て視られるには、少々ならず閉口した。(第3回應用化學科卒業生、田中敬信氏の回顧、「藏前工業會誌」第324號)

明治15年東京職工學校の創立せられるや、世人多くはその名稱の奇抜なるに喫驚せしもの如し。謂く、職工も又學校の必要ある乎と。白狀すれば余も實は喫驚連中の1人にてありき。試みに某氏——ア、余は其姓名を明言するを敢てせず——を叩いて、職工學校とは何の爲に設けらるゝやと問ふ。氏冷然として云く、椅子やシャボンの職工を養成する所ですと。(第1回卒業生、山口貴雄氏の回顧、「化學工藝會誌」第6號)

私は毎日職工學校へ通學して居たが、同郷の友人などは私の職工學校入りを承知しない。日々のやうに下宿へやって来て、滔々と退學の勸告には實に閉口した。彼等は曰く「君は郷里の在學時代には何時も優等で居たではないか。その優等生が所もあらうに、職工學校に入りて職工にならうなぞは以ての外だ。東北の大藩たる仙臺の恥辱だ。唯速に退學し給へし給へ。」(同氏、「藏前工業會誌」第324號)

校名の改称は、先にも見たような事情であったから、東京工業學校と改称されても、實質的な変化はなく、明治23年7月6日の卒業式の折、手島が「去ル三月ニ於テ從來ノ東京職工學校ヲ東京工業學校ト改稱セラレタリ然レトモ其規模ニ至リテハ變換セシコトナシ」と述べたとおりである。

では何故に、この機会に「高等工業學校」へと一気に改称しなかったのであろうか。『六十年史』は、これは依然として後日に残された問題である、と記しており、この機会にこの問題について考えておきたい。

東京職工學校から東京工業學校への変遷の過程で、すでに見たように、専門學校化は一段と進んでおり、職工學校が昇格して工業學校となったものではないが、手島の実業學校の5類型によれば、「高等」の名称を付する「高等技芸學校」は日本の帝国大学工科大学に相当するもので、本校は

中等専門教育としての普通実業教育機関である、という認識がここに反映したものであろう。それとの関連でいえば、明治34年の東京工業学校から東京高等工業学校への改称は、高等専門教育機関としての宣言であった。

文部省側の認識も、この明治23年段階では、東京工業学校、高等師範学校、女子高等師範学校、高等商業学校はいずれも、同レベルの専門学校であるとみなしていたのである。

いずれにしろ、校名の改称は生徒たちに好評を博し、手島に対する信望も深まった。

校名の改称を手始めに、手島の改革は着々と進んでいった。

5月には「学校委員規程」を改め、委員の名称を改めて商議員とし、従来4名の定員を文部省2名、農商務省2名、新たに民間工商関係より若干名を増員して、学校と産業界との連携を密にする方策を採った。

そして商議委員は、次のとおり発令された。

文部省普通学務局長	服部 一三
工科大学教授工学博士	古市 公威
東京工業学校幹事	小山 健三

東京工業学校商議委員ヲ命ス

(6月10日 文部省)

地質局長兼鉦山局長	斎藤修一郎
農商務省三等技師	山本 五郎

東京工業学校商議委員ヲ命ス

(5月29日 農商務省)

河瀬 秀治
矢島 作郎

東京工業学校商議委員ヲ囑託ス

(6月17日 文部省)

東京工業学校最初の卒業式

明治23年(1890)7月14日、東京職工学校から東京工業学校に改称され

て最初の卒業式が挙行された。手島校長にとっても、初めての卒業式であった。当時の卒業式を具体的に知る資料として、官報記載（明治23年7月14日付）の記事を収録しておく。

○東京工業學校卒業證書授與式 東京工業學校に於テ一昨14日第5回卒業證書授與式ヲ施行セリ當日午前9時職員卒業生及招待諸賓一同着席校長ハ順次卒業生ニ卒業證書ヲ専攻科生撰科生ニ修業證書ヲ授與シ了テ演述アリ次ニ卒業生總代飯河三角謝辭ヲ述ヘ次ニ芳川文部大臣ノ演述次ニ本校商議委員矢島作郎ノ演述アリテ10時式ヲ畢レリ其卒業證書及修業證書授與ノ人名竝ニ校長ノ演述卒業生總代ノ謝辭文部大臣及商議委員矢島作郎ノ演述ハ左ノ如シ（文部省）

卒業證書授與人名

機械科（人名ノ上ニ△印ヲ付スルハ優等卒業生ヲ示ス）

東京府士族	△飯河 三角	静岡縣士族	△内山 久太郎
茨城縣平民	吉江 小三郎	埼玉縣平民	中島 正賢
愛媛縣士族	山内 重馬	大阪府平民	植田 助次郎
埼玉縣士族	佐々木 高吉	廣島縣平民	河相 直吉
三重縣士族	瀧澤 三治	福岡縣士族	古賀 吉太郎
岡山縣平民	岩崎 虎夫	大分縣士族	若林 貫一
東京府士族	二見 鋼太郎	山形縣平民	内村 達次郎
三重縣平民	林 茂一	兵庫縣士族	羽室 庸之助
熊本縣士族	大塚 武之	兵庫縣士族	高田 和太郎
長崎縣士族	岡野 正雄	福島縣士族	横塚 郁三郎
東京府士族	牧野 義雄		

染工科

福井縣士族	笠原 健一	石川縣平民	楫 喜雄
兵庫縣士族	細井 亮四郎	石川縣士族	渡邊 季吉
岐阜縣士族	渡部 謙吉	群馬縣士族	下山 又次郎
大分縣士族	吉田 佐次郎	福井縣士族	鈴木 廉之助

陶器玻璃工科

愛知縣士族	海老名 龍四	石川縣士族	北村 彌一郎
長野縣平民	中坪 壽助	愛知縣士族	大原 辰彦
石川縣士族	飛鳥井孝太郎		

製品科

東京府平民	新井 要之助	山形縣平民	上野 長雄
-------	--------	-------	-------

陶器玻璃工科専攻生

石川縣土族 藤江 永孝

機械科撰科生

岐阜縣土族 荻野 治太郎

染工科撰科生

静岡縣平民 志田 彦十郎 群馬縣平民 多賀谷伊勢松

製品科撰科生

香川縣土族 黒田 精太郎

校長手島精一演述

明治23年7月14日當校第5回卒業證書授與式ヲ舉行スルニ際シ炎暑熾カ如キニモ拘ラス文部大臣ヲ始トシ朝野ノ貴顯紳士ノ臨場ヲ辱フセラレタルハ當校ノ面目何モノカ之ニ過キンヤ茲ニ職員竝ニ卒業生一同ニ代リ深ク之ヲ謝ス

今日卒業證書ヲ授與セシ者ハ正科生36人ニシテ之ヲ各科ニ分テハ染工科8人、陶器玻璃工科5人、製品科2人、機械科21人ナリトス其他工業者若クハ其子弟ニシテ其業務ニ必要ナル課目ヲ撰修センカタメ撰科生トシテ1箇年以上本校工場ニ於テ實地ヲ修業シ其成績善良ニシテ修業證書ヲ授クル者4人又卒業ノ後専攻生トナリテ1年以上修業シ其成績善良ナルヲ以テ其修業證書ヲ授クル者1人ニシテ都合本日證書ヲ授與セシ總員ハ41人トス今之ニ當校創立以來證書ヲ授與セシ人員117人ヲ合算スレハ總員157人(専攻科修業證書ヲ授與セル1人ヲ除ク)トナレリ當校ノ卒業生ハ他學校ニ比スルニ其數稍ト少キ所以ハ他ナシ實修工場竝ニ教場ノ狹隘ナルト生徒實修ニ要スル失費ノ多キハ他普通學校ノ比ニアラサルヲ以テナリ此事情アルヲ以テ今日許多ノ生徒ヲ入學セシムルコト能ハサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ又今日ノ卒業生中試業ノ成績優等ナルヲ以テ優等卒業證書ヲ付與セシ者ハ飯河三角、内山久太郎ノ2人ナリ將又在學生中學力優等品行善良ニシテ他生徒ノ模範タルヘキヲ以テ特待生トシテ1學年間授業料ヲ免除シタル者ハ松田萬太郎(機械科3年生)北山一太郎(同2年生)ノ2人同一學期間授業料ヲ免除シタル者ハ大西陳吾(同3年生)永井米藏(同2年生)ノ2人ナリトス

本學年ニ於テ重要ノ事件ハ二三ニ止レリ今之ヲ舉クレハ去ル1月ニ於テ高等商業學校附屬タリシ商工徒弟講習所職工科ヲ職工徒弟講習所トシテ當校へ轉屬セラル該所目下ハ數名ノ研究生アルノミナレトモ來ル9月ニ於テ生徒ヲ募集スル見込ナリ但シ該所ハ從來木工科ノミナリシモ今後ハ金工科ヲモ設置スルコト、セリ且ツ該生徒ハ他日職工トナルヘキモノタルヲ以テ之ヲ待ツニハ務テ民間ノ徒弟ト一般ノ習慣ヲ與フルコトヲ期セリ又去ル3月ニ於テ從來ノ東京職工學校ヲ東京工業學校ト改稱セラレタリ然レトモ其規模ニ至リテハ別ニ變換セシコトナシ尙ホ一事ノ記スヘキモノハ

同月中文部省ハ當校ニ於テ電氣工業ヲ教授セシメンカタメ電氣工業科ヲ新設スルノ計畫ヲ以テ電氣器械購入費及電氣工場新築費ヲ交付セラレタルヲ以テ本校ハ目下専ラ之カ經營中ナリ然レトモ當分ノ間ハ機械化學兩部生徒ニ兼修セシムルコト、セリ此ヨリ卒業生諸子ニ向テ聊カー言セントス

今日卒業シタル諸子ハ去ル明治19年9月入學シ爾來4年ノ久シキ苦學勉勵シ今成規ノ試験ニ合格シ殊ニ今日朝野紳士ノ面前ニ於テ卒業證書ヲ受領セルハ諸子ノ光榮何ソ之ニ若カンヤ諸子既ニ此光榮ヲ荷フ焉ソ之ニ報ユルノコトナクシテ可ナランヤ而シテ諸子ハ是ヨリ將ニ工業ニ從事シ孜々其業ニ怠ラサルヘシト雖モ又顧ミテ諸子ノ前途ヲ念フトキハ尙ホ遼遠ニシテ之ヲ旅者ニ例フルトキハ僅ニ其旅裝ヲ整ヘタル者ニ過キスト云フモ敢テ誣言ニアラサルヘシ行路尙ホ幾多ノ艱難辛苦ヲ嘗メサルヘカラス夫レ當校ハ實業ヲ教授スル所タルヲ以テ我邦工業ノ進歩ト其實況トニ應シ適切ナル技能及學理ヲ授ケ以テ夫ノ空理ニ流レ勞動ヲ嫌厭スルカ如キ弊風ハ務テ之ヲ矯メサルヘカラス然レトモ固ト學理ト營利的才幹トヲ兩ナカラ完全ニ教養スルハ期シ得ヘキコトニアラス其學理ニ精ナランコトヲ欲スルトキハ夫ノ民間ノ事業上最モ須要ナル營利ニ迂ナルノ憾アルヲ免レス況ンヤ職工長トナリテ數多ノ職工ヲ統御スル術ノ如キニ至リテハ學校ノ得テ能ク教フヘキモノニアラス故ニ今後諸子ノ工業ニ從事スルヤ望ラクハ一兩年間ハ職工ノ業ヲ踐シトセス又能ク勞動ニ堪ヘ孜々業ヲ勵ミ而シテ後眞個ノ職工長トナルノ時ニ至リ初テ當校カ諸子ヲ養成シタルノ目的達セリト云フヘク又以テ善良ノ職工長トシテ我工業社會ニ模範ヲ示スニ足ルヘシ是レ蓋シ諸子カ今日ノ光榮ニ報ユルノ義務ナランカ

今又眼ヲ放チテ我工業ノ實況ヲ觀レハ輒近長足ノ進歩ヲ爲シタルハ固ヨリ比類ナク隨テ工業ノ會社踵ヲ接シテ興リ其資本金モ亦極テ巨額ナリト雖モ試ニ工業上ノ品具ニシテ專賣特許ノ物ニ就キテ徵スルモ尙ホ幼稚ノ域ヲ脱セサルモノアリ又試ニ舶齋品ヲ取りテ彼此比較スルトキハ一見以テ其優劣ヲ判スルヲ得ヘシ是レ豈ニ忽諸ニ付スヘキノ事ナランヤ今ヤ世間用フヘキ資金ニ乏シカラス又興スヘキノ事業少カラス將來工業上巨額ノ資金ヲ利用シ以テ我工業ノ進歩ヲ促サンニハ諸子モ亦共ニ與リテカムヘキコトナリ其責任重シト云フヘシ抑々我政府カ當校ヲ設置シ年々國庫ヨリ經費ヲ支出シテ之ヲ維持セシメラル、ハ實ニ國家ノ須要ニ應セシメントスルニ出ツト雖モ亦以テ 聖主ノ工業ヲ獎勵セシメラル、勅旨ニ依ラスンハアラス加之工業ノ振興ハ今日ヨリ急ナルハナキヲ以テ諸子ハ宜シク上ハ聖旨ノアル所ヲ體シ下ハ工業ノ振興セサルヘカラサル所以ヲ思ヒ益々刻苦勉勵シテ當校ノ卒業生タルニ恥チサランコト希望ノ至ニ堪ヘサルナリ

卒業生總代飯河三角謝辭

夫レ利用厚生ノ道ハ古今人士ノ常ニ口ニスル所ニシテ行ニ難ニスル所ナリ殖産興業

ノ術ハ世人嘖マサル者多シト雖モ其實ヲ擧クル者殆ト罕ナリ是レ或ハ實驗ニ乏シクシテ空理ニ偏ルノ致ス所ナランカ此ニ於テカ我政府ハ夙ニ實業教育ヲ奨勵シ特ニ工業ノ進歩ヲ謀ラル

今茲ニ明治23年7月14日ヲトシ我東京工業學校ハ文部大臣閣下及朝野貴紳ノ列席ニ於テ 三角等ノタメニ第5期卒業證書授與ノ典ヲ擧ケラル光榮何ソ之ニ過キン願フニ入學以來校長閣下及教諭諸先生ノ 三角等ヲ薰陶啓迪セラル、ノ懇篤懇勸ナル4年1日ノ如ク菲薄不敏ノ 三角等ニシテ幸ニ今日ノ榮ヲ享ク實ニ感荷措クナシ加フルニ今又校長閣下ノ高論ヲ辱フス焉ノ感奮セサランヤ今後眷々服膺シテ勞ヲ辭セシ難ヲ厭ハス躬行實踐以テカヲ社會ニ盡サントス竊ニ謂ラク是レ聊カ多年薰陶ノ鴻恩ニ酬フル所以ナリト仄ニ聞ク手島校長閣下ノ任ヲ我校ニ受ケラル、ヤ日夜精ヲ勵シ思ヲ焦シ將ニ校模ヲ擴張シ教則ヲ釐革スルノ擧アラントス又固ク學生ヲ戒メテ浮華ニ流レス空理ニ奔ラス一意ニ實業ノ思想ヲ鍛練セラレントスト 三角等此盛事ニ遭遇シ欣躍ニ堪ヘス益々校運ノ隆昌ナランコトヲ祈ル茲ニ聊カ蕪辭ヲ陳シ校長閣下ノ高論ニ答ヘ且ツ謹テ文部大臣閣下及貴紳來駕ノ辱ナキヲ謝ス

芳川文部大臣演述

今茲ニ東京工業學校卒業證書授與ノ佳辰ヲ祝スルニ方リ諸君ニ向テ所思ヲ開陳スルコトヲ得ルハ大ニ喜フ所ナリ

夫レ國家ノ殷富ヲ致セル原因許多ナルヘシト雖モ主トシテ之ヲ工業ノ隆興ニ歸セサルヲ得ス蓋シ工業ノ隆興ハ技藝ノ進歩ト職工ノ熟達トニ倚ルニアラスンハ決シテ之ヲ望ムヘカラス方今列國相競ヒテ其教育訓練ノ方法ヲ講究シ以テ各種ノ學校ニ實施スルモノ固ヨリ故ナキニアラサルナリ抑々我政府ノ本校ヲ設立スル亦此目ノ外ナラス而シテ染色ニ陶器ニ玻璃ニ製品ニ機械ニ技藝ノ教育ヲ施スコト茲ニ二年アリ今卒業ノ證ヲ受クル者其數殆ト40人即チ將來工業上技藝ニ於テ直接トナク間接トナク其發達進歩ヲ贊スルコトアルハ信シテ疑ハサルナリ是レ校長以下諸員カ能ク本校旨意ノ在ル所ヲ體シ日夜黽勉其心力ヲ生徒ノ教導ニ用ヒタルノ成果ニシテ厚ク其勞ヲ慰セサルヘカラス

然リト雖モ帝國ノ工業技藝ハ今尚ホ幼稚ニ屬シ他ノ事業ニ比スレハ其發達進歩甚タ遲漫ナルヲ免レス蓋シ其因テ然ラシムル所以ノモノアラン熟ト年少子弟ノ情勢ヲ觀察スルニ封建ノ餘習ヲ襲ヒ動モスレハ専ラ心ヲ政海ノ波瀾ニ注キ而シテ工ニ從ヒ商ヲ營ミ勤勉勞働以テ其一身ヲ立テ國家ニ益センコトヲ欲スル者甚タ罕ナリ是レ識者ノ常ニ慨嘆スル所ナリ

卒業生諸子ハ社會ノ風潮ヲ趁ハス決然志ヲ立テ、一身ヲ工業ニ委ネ苦學ノ勞空シカラスシテ遂ニ今日ノ榮譽ヲ占ムルニ至ル國家ノタメ大ニ賀スヘキナリ顯正諸子ノ立志ヲ嘉シ其成業ヲ祝スルト同時ニ一言以テ諸子ニ望ム所アラントス本校ハ諸子ノ慈

母タリ今ヤ諸子ハ其膝下ヲ離レテ無邊ノ世途ニ上リ始テ其學得スル所ノ技藝ヲ實地ニ應用セントスル者ナレハ益々其志ヲ固クシ能ク其業ヲ精クシ實踐躬行以テ他ノ模範トナリ上ハ以テ國家殷富ノ源ヲ擴メ下ハ以テ本校教養ノ恩ニ報ヒラレンコト是ナリ 茲ニ卒業ノ諸子益々健康ヲ保チ帝國ノ工業愈々榮昌ニ赴カンコトヲ禱ル

商議委員矢島作郎演述

凡ソ工業ノ旺盛ヲ圖ルニハ學術ノ應用極テ緊要ナリ百工製作能ク其品質ヲ美ニシ又能ク其製産力ヲ増加シテ營生經理ノ道ヲ廣ムルハ必ス學術ノ應用ヲ俟タルヘカラス抑々我邦人ハ自然ニ手技ニ巧妙ノ資性ヲ享有シ且ツ其術ノ機敏ナルコト遠ク西洋人ノ上ニ出テタリト雖モ又其工業ノ實態ヲ通觀スルトキハ僅ニ二三ノ特技ヲ除キ其他ハ殆ト幾百年ノ久シキ依然トシテ不振ノ狀ヲ保テルカ如シ是レ我邦人民ノ從來皆ニ自家ノ生活ヲ全フスルヲ以テ安シ却テ利用厚生ノ道ヲ講セサルニ坐スルニアルモ一ハ實驗ノ技術ノミニ依賴シテ殆ト學術ノ應用ヲ缺キタルノ致ストコロナリト云フヘシ然レトモ近年我邦ノ工業ハ幸ニ隆盛ノ氣運ヲ開キ鐵道ノ敷設、鑛山ノ採掘、港灣ノ改築、道路ノ開鑿其他造船ニ造家ニ紡織ニ電工ニ百事業頓々勃興シ都鄙到ル處工業ノ春ヲ迎ヘタルカ如シ全般ノ人心翕然トシテ之ニ赴クノ勢アルモ詳ニ工業ノ成立ヲ察スレハ元是レ自然ノ發生ニ由ルニアラス先ツ間接ニ學理ノ刺衝ヲ享ケテ胚胎シ次ニ其應用ヲ以テ成長スルモノナルコト論ヲ待タス故ニ技術者ノ工業ニ於ケルハ尙ホ慈母ノ幼兒ニ於ケルカ如シ其保育ノ得失ハ直接ニ其成長ノ如何ニ關係スヘキナリ今ヤ正ニ工業ノ春ヲ催サントスルニ當リ大ニ學理ノ思想ヲ全般ニ普及セシムルコト肝要ナラン若シ之ヲ普及セサレハ工業ノ健康ヲ望マント欲スルモ亦得ヘカラサルナリ此ニ由リテ之ヲ觀レハ本校卒業諸君ノ前途遠ク其任重シト謂フヘシ今ヤ諸君多年螢雪ノ勞ヲ積ミ全ク本校ノ課程ヲ卒ヘテ將ニ實業ニ從事セラレントスルニ際シ聊カ一言ヲ呈シテ祝詞ニ代フ

東京工業學校規則の制定

明治23年7月30日付の官報に以下の本校規則が記載された。

東京工業學校規則

第1章 總 則

第1條 本校ハ主トシテ將來職工長又ハ工業教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第2條 本校ノ教科ヲ分テ化學工藝部機械工藝部ノ2部トシ更ニ化學工藝部中染織工科、陶器玻璃工科、應用化學科ノ3科ヲ置キ機械工藝部中機械科、電氣工業科

ノ2科ヲ置ク

第3條 本校生徒修業ノ年限ハ3箇年トス

第4條 生徒卒業ノ後尙1箇年以上現業練習トシテ本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ職工ノ業ヲ操ラシムルモノトス

但本文現業練習ニ従事セントスルモ製造所又ハ實業者ニ於テ使用スルモノナキトキハ學校長ノ承認ヲ經テ一時他ノ業務ニ従事スルコトヲ得

第5條 生徒學力優等品行善良ナルモノハ卒業ノ後其志願ニ依リ現業練習ニ代フルニ専攻科生トシテ本校工場ニ於テ尙其學業ヲ研究セシムルコトアルヘシ

第6條 府縣尋常師範學校卒業生ニシテ府縣知事ニ於テ將來尋常師範學校手工科教員タラシムルノ目的ヲ以テ其推選ニ係ルモノハ機械部特別生トシテ入學ヲ許可ス但本文ノ特別生ニ限リ第4條ニ掲載セル現業練習ヲ要セス修業年限モ亦時宜ニ依リ之ヲ短縮スルコトアルヘシ

第7條 工業者若クハ其子弟實業ニ従事スルコト滿1箇年以上ニシテ化學工藝部若クハ機械工藝部專修ノ學科中其業務ニ必要ナル1課目若クハ數課目ヲ選修セント欲スルモノアルトキハ撰科生トシテ2箇年以内從學ヲ許可スルコトアルヘシ

第2章 學科課程

第8條 化學工藝部及機械工藝部ノ學科課程ヲ3學級ニ分チ1學年ヲ以テ1學級ヲ終ルモノトス

第9條 化學工藝部及機械工藝部學科課程ハ左ノ如シ(別頁參照)

第10條 生徒ヲシテ學術應用ノ道ヲ練習セシムル爲メ其課業ノ餘暇又ハ夏期休業中教員其學力ヲ計リ既ニ學修セシ所ニ依リ本邦工業上必須ナル事項ヲ講究セシメ又ハ機械標本等ヲ製造セシムルコトアルヘシ

但本文ノ成績ハ教員ニ於テ評點ヲ附シ之ヲ學年評點數ニ勘合スルモノトス

第11條 機械工藝部特別生ノ學科課程ハ概ネ機械工藝部一般ノ學科課程ニ異ナラスト雖工場實修ノ方法ニ於テハ多少ノ斟酌ヲ加ヘ傍ラ附屬職工徒弟講習所ニ就キ木工及金工ヲ實修セシム又手工科授業法ヲ練習セシムル爲メ初級ノ徒弟ニ向ヒテ教授ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第3章 試業及學業證書規程

第12條 試業ヲ分テ通常試業及學年試業トス

第13條 通常試業ハ1學期中2回以上トシ隨時其當日マテニ履修セシ諸課目ニ就キ試業ヲ行フ

但本文試業ノ回数ハ每學年ノ初各課目ニ就キ豫メ之ヲ定メ置クモノトス

第14條 學年試業ハ各學年末ヲ期トシ其學年中ニ履修セシ諸課目ニ就キ試業ヲ行フ但第1學期中ニ履修シ了ハリタル課目ハ實際試業ヲ爲スモ妨ナシ

化學工藝部學科課程

科目/年限	第 1 年		第 2 年		第 3 年			
	每週 時間	第 1 學期 每週 時間	第 2 學期 每週 時間	第 1 學期 每週 時間	第 2 學期 每週 時間	第 1 學期 每週 時間	第 2 學期 每週 時間	
數 學	4	代數、平面 幾何、平面 三角初步	4	同 左	—	—	—	—
物 理 學	5	—	4	—	—	—	—	—
無 機 化 學	5	—	—	—	—	—	—	—
附 鑽 物 學	5	—	—	—	—	—	—	—
有 機 化 學	—	—	3	—	—	—	—	—
圖 畫	12	自在畫 用器畫	6	同 左	3 (染) (陶)自在畫	3 (染) (陶)同 左	—	—
定 質 分 析	—	—	14	—	—	—	—	—
機 械 製 圖	—	—	—	—	3	—	3	—
應 用 機 械 學	—	—	—	—	3	—	3	—
一 般 應 用 化 學	—	—	—	—	2	—	2	—
染 色 法 及 配 色 法	—	—	—	—	2 (染)	1 (染)	—	—
機 織 法 及 意 匠 論	—	—	—	—	2 (染)	2 (染)	—	—
陶磁器、玻璃、 「セメント」煉化 漆灰等ノ製造法	—	—	—	—	3 (陶)	3 (陶)	—	—
特 別 應 用 化 學	—	—	—	—	2 (應)	2 (應)	—	—
電 鑄 及 電 鍍 法	—	—	—	—	1 (應)	1 (應)	—	—
定 量 分 析	—	—	—	—	14.5 (染) 22.5 (陶) 25.5 (應)	—	—	—
工 業 分 析	—	—	—	—	—	22.5 自2月至4月 (染、陶) 25.5(應)	—	—
實 修	10.5	(染)機織練習 (陶)陶磁器製 (應)磁類鹽類 等ノ精製	5.5	(染)同左 (陶)同左 (應)同左	7	(染)機織 練習	35.5	(染)同左 (陶)同左 (應)同左
英 語	2	—	2	—	2	—	—	—
簿 記	1	—	1	—	—	—	—	—
職 工 經 濟	—	—	—	—	1	—	—	—
造 家 法 大 意	—	—	—	—	—	—	1	—
兵 式 體 操	2	—	2	—	2	—	2	—
每週時間合計	41.5		41.5		41.5		41.5	

備考 表中(染)ハ染織工科(陶)ハ陶器玻璃工科(應)ハ應用化學科專修ノ者ヘ特ニ課スル學科ヲ示ス

機械工藝部學科課程

科目/年限	第 1 年		第 2 年		第 3 年							
	每週 時間	第 1 學期	每週 時間	第 2 學期	每週 時間	第 1 學期	每週 時間	第 2 學期				
數 學	4	代數, 平面 幾何, 平面 三角初步	4	同 左	4	平面三角 前年ノ續 求積術 曲線法大意	—	—	—	—		
物 理 學	5	—	4	—	—	—	—	—	—	—		
無 機 化 學	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—		
圖 畫 自在畫 用器畫	8	—	8	—	—	—	—	—	—	—		
工 具 用 法	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—		
機 械 製 圖	—	—	—	—	5	—	5	—	—	—		
重 學	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—		
物 質 強 弱 論	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—		
電氣學特別講義	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—		
製造用諸機械	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—		
發 動 機	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—		
應 用 重 學	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—		
實 修	14.5	原範製造 鑄造	15.5	同 左	22.5	銅工, 鍛工 工場製圖 仕上, 鍛工	23.5	同 左	26.5	電機工場 蒸氣機械 及汽鐘室	30.5	同 左
造家法大意	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
英 語	2	—	2	—	2	—	2	—	—	—	—	—
簿 記	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職 工 經 濟	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
兵 式 體 操	2	—	2	—	2	—	2	—	2	—	2	—
每週時間合計		41.5		41.5		41.5		41.5		41.5		41.5

備考 第3年ノ實修ニ於テハ以下ノ3項中1項乃至3項ヲ專修セシム
 (1)原範製造, 鑄造 (2)鍛工, 仕上, 鍛工 (3)製圖

第15條 毎學年ノ終ニ於テ各學科生徒實修（分析及圖畫共）ノ成績若クハ實修報告書ヲ檢定シテ之ニ評點ヲ付スルモノトス

但分析及圖畫ハ本文成績檢定ノ外尙ホ學年試業ヲ行フモノトス

第16條 教員ノ見込ニ因リ臨時宿題ヲ發シ日ヲ期シテ答案ヲ出サシメ之レニ評點ヲ附シテ通常試業評點ニ算入スルコトアルヘシ又其期日ニ及テ故ナク答案ヲ出サルモノハ其次第ニ因リ通常試業評點ヲ減スルモノトス

第17條 修業最後ノ學年末ニ於テハ第14條第15條ニ依リ學年試業及實修檢定ヲ行フノ外尙ホ從來履修スル所ノ専門學科ニ就キ試業ヲ行フモノトス

第18條 凡評點ハ各科1百ヲ以テ最高點トス

第19條 1課目ノ學年評點數ハ通常試業評點平均數ノ2倍ニ學年試業評點數ヲ加ヘ其和ヲ3除シテ得ルモノトス

但1課目ノ授業1學期ニ了ハルトキハ其了リタルトキニ施行スル試業評點數ヲ以テ學年評點ト見做シ本條ニ準シテ計算スルモノトス

第20條 諸課目ノ學年評點平均數ハ各課目ノ學年評點ヲ合算シ課目ノ數ヲ以テ其和ヲ除シ之ヲ得ルモノトス

第21條 前條諸課目ノ評點平均數及實修檢定評點共ニ50點以上ヲ得ルニ非サレハ進級セシメサルモノトス

但2年間同級ニ止マル者ノ進級ハ諸課目評點平均數及實修檢定評點共ニ65點以上ヲ得ルヲ要ス

第22條 前條諸課目ノ評點平均數及實修檢定評點共ニ50點ニ滿ルモ他ノ1課目ノ評點30點ニ滿タス若クハ2課目以上40點ニ滿タサルトキハ進級セシメサルモノトス
但各課目ノ學年評點數及實修檢定評點數トモ悉ク30點未滿ナルトキハ退學ヲ命ス

第23條 進級合格ノ點數ヲ得サルモノハ何等ノ事故ニ拘ラス再試業ヲ受ルヲ得ス都テ次學年ノ第1學期ヨリ原級ノ全課目ヲ再修セシム

第24條 事故ノ何タルニ拘ラス通常試業ニ缺席スルモノハ零點トス

第25條 工場實修ニ缺席多キモノハ通常試業評點及實修檢定評點若干數ヲ減ス

第26條 凡試業評點數ハ試業ノ都度實修檢定評點數ハ檢定ノ都度各教員ヨリ之ヲ校長ニ申報スルモノトス

第27條 學年ノ終ニハ學業ノ優劣ニ隨テ列次セル各科生徒ノ級表へ各課目ノ學年評點數及諸課目評點平均數ヲ附載シテ之ヲ揭示ス

第28條 病氣ノ爲メ學年試業ニ缺席スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ當日午前8時マテニ届出ツヘシ1週日以内ニ出校スルモノニ限り其事實ヲ調査シ試業ヲ受ケシムルコトアルヘシ

但他ノ事故ニヨリ缺席スルモノアルトキハ止ムヲ得スト認ムルモノニ限り本文ニ準ス

第29條 生徒第3年ノ終ニ於テ試業ノ成績進級ノ格ニ合フモノハ卒業證書ヲ與フ

第30條 前條試業ノ成績優等ナルモノニハ特ニ優等卒業證書ヲ與フ

第31條 第4條ニ依リ現業練習ヲ完了スルトキハ本校ハ其使用セラレタル製造所又ハ實業者ノ證明ニ基キ更ニ其成績ヲ考査シ實業ニ練熟シ行狀善良ナリシモノニハ職工長合格證書ヲ與フ

第32條 専攻科生ハ試業ヲ行ハス毎學年ノ終ニ於テ實修ノ成績ヲ檢定シ其善良ナルモノニハ退學ノ時専攻ニ係ル修業證書ヲ與フ

第33條 撰科生豫期セル程度ノ修學ヲ了ハリタルトキハ之ヲ試験シ其成績善良ナルモノニハ其課目ノ修業證書ヲ與フ

但修學中ニ在テモ便宜試業ヲ行フモノトス

第4章 學年學期休業

第34條 學年ハ9月11日ニ始リ7月10日ニ終ル

第35條 學年ヲ分テ2學期トシ第1學期ハ9月11日ニ始リ2月10日ニ終ル第2學期ハ2月18日ニ始リ7月10日ニ終ル

第36條 冬期休業ハ12月25日ヨリ翌年1月7日ニ至ル2週間トシ春期休業ハ2月11日ヨリ同17日ニ至ル1週間トシ夏期休業ハ7月11日ヨリ9月10日ニ至ル62日間トス但工場ハ通常休暇日又ハ特ニ閉場スル時ヲ除クノ外各期休業中ト雖モ之ヲ開クニ依リ志願ノモノハ工場實修ヲ許スヘシ其出席ノ度數執業ノ成績等ニヨリ若干ノ點數ヲ附シ之ヲ其通常試業評點數ニ加算スヘシ

第37條 授業ハ毎日午前第8時ニ始メ午後第4時ニ終ル

但土曜日ハ午前第8時ニ始メ正午ニ終ル

第38條 年中休業日左ノ如シ

日曜日

秋季皇靈祭

神嘗祭 10月17日

天長節 11月3日

新嘗祭 11月23日

孝明天皇祭 1月30日

紀元節 2月11日

春季皇靈祭

神武天皇祭 4月3日

第5章 入退學規程

第39條 入學ノ期ハ每學年ノ始メ1回トス

第40條 入學セントスルモノハ左ノ各項ニ適合シ且學科試業ニ合格スルモノトス

- 1 年齢滿17年以上滿25年以下
- 1 品行端正ナル者
- 1 身體強健ナル者
- 1 工業者ノ子弟又ハ將來工業ニ從事セントスル志望ノ鞏固ナル者及第6條ノ資格ヲ有スル者

第41條 入學試業ノ學科目左ノ如シ

- 1 讀書 漢字交リ文
- 1 作文 漢字交リ文
- 1 算術 四則、分數、小數、比例、百分算、開平、開立、求積
- 1 代數 諸定義、符號、四則、最大公約數、最小公倍數、分數、比例、1元1次方程式、1次問題、負數ノ解釋、不定不能ノ場合
- 1 平面幾何 諸定義、一點ニ於ケル角、平行直線、三角形、平行四邊形、軌跡、平面積
- 1 圖畫 自在畫（鉛筆畫若クハ毛筆畫）器物及草花ノ實物臨寫
用器畫（尋常投象法）實物臨寫及模寫
- 1 物理 大意
- 1 無機化學 大意
- 1 英語解釋 凡ユニオン第4讀本ノ程度ニ依ル

第42條 第40條第4項ノ前段ニ適合スルモノヲ汎ク全國ニ求ムルノ主旨ヲ以テ生徒募集ヲ府縣廳ニ依托シ別ニ定ムル所ノ募集手續ニ依リ各其便宜ノ地ニ於テ入學試業ヲ施行スルモノトス

但東京府下ニ限り募集及入學試業ハ本校ニ於テ施行スヘシ

第43條 府縣立尋常中學校ヲ卒業シ第40條各項ニ適合スルモノニシテ卒業試業ノ際（別ニ卒業試業ヲ施サ、ル學校ニ於テハ最終ノ學年試業ノ際）左ノ成績ヲ得タルモノハ府縣知事ノ證明ニ依リ特ニ試業ヲ須ヰス入學ヲ許可スヘシ

- 1 算術 定點3分ノ2以上
- 1 代數 同
- 1 幾何 同
- 1 圖畫 同
- 1 物理 同
- 1 化學 同

第44條 第42條入學試業ニ合格セル者竝第43條ニ依リ入學ヲ望ム者募集定員ニ超過

スルトキハ先ツ工業者ノ子弟ヨリ入學セシムルモノトス

第45條 第6條ニ依リ府縣知事ノ推選スヘキ尋常師範學校卒業生ハ第43條學科ノ成績並手工科ニ於テ定點3分ノ2以上ヲ得タルモノニ限ル此資格アルモノハ特ニ入學試業ヲ須サス

但本文ニ依リ入學セシムルモノハ學校長ニ於テ其人員ヲ定メ豫メ之ヲ府縣知事ニ通知スヘシ

第46條 入學試業ヲ受ケント欲スルモノハ試験料トシテ金2圓ヲ本校收入官吏ニ納ムヘシ

但試験料ヲ納付シタル後自己ノ都合ニヨリ入學願ヲ取消スモ試験料ヲ返付セス

第47條 第6條第43條ニ依リ入學ヲ願フモノハ試験料ヲ徴收セス

第48條 生徒ハ左ニ掲グル學科ノ内ニ就テ豫メ其專修スヘキ科目ヲ定ムヘシ

化學工藝部

染織工科

陶器玻璃工科

應用化學科

機械工藝部

機械科

電氣工業科

第49條 入學試業ヲ受ケント欲スル者ハ入學願書（甲號書式）ニ履歷書（丙號書式）及試験料ヲ添ヘ府縣廳（東京府下ハ直ニ本校ヘ）ヘ差出スヘシ又第43條ニ依リ入學セント欲スルモノハ入學願書（乙號書式）ニ履歷書（丙號書式）體格検査書（丁號書式）並第43條ニ記スル學科ノ卒業試験點數表ヲ添ヘ府縣知事ノ證明書ト共ニ本校ヘ差出スヘシ

第50條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ其當日ヨリ1週日以内ニ保證人連署ノ誓書（戊號書式）及保證書（己號書式）ヲ保證人同伴ニテ持參スヘシ尤父兄若クハ最近親族遠隔ノ地ニ在ルモノハ願ニ依リ保證書差出日限ヲ延期スルコトアルヘシ

但父兄若クハ最近親族ヲ以テ在學保證人トナストキハ保證書ハ差出スニ及ハス

第51條 保證人ハ東京市及北豐島、南足立、南葛飾三郡内ノ公民ニシテ生徒ノ身分ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足り且其身上ニ關涉シ得ヘキ關係アル者ニ限ル

但本條ニ適合スヘキ保證人ヲ得ル能ハサル者ハ本條ニ比準スヘキ者ヲ選ヒ其實際ニ於ケル關係ノ來歴ヲ證明シ認可ヲ得テ定ムヘシ

第52條 入學ヲ許可セラレタル者ト雖モ第50條第51條ノ成規ニ違フ者ハ如何ナル事情アルモ入學ヲ許可スルコトナシ

第53條 保證人宿所ヲ轉シ或ハ改印スル等ノ事アレハ1週日以内ニ必ス届出ツヘク

又府外ニ旅行スルトキハ相當ノ代理人ヲ立テ置クヘシ

第54條 保證人死去若クハ他府縣ニ轉住スル等或ハ旅行3箇月以上ニ涉ルトキハ直ニ第51條ニ合格スル保證人ヲ以テ之レニ代ヘ更ニ誓書ヲ改ムヘシ

第55條 生徒ハ自費ヲ以テ本校制定ノ帽被服ヲ調製著用スヘシ

但新入學生徒ハ其入學ノ日ヨリ1箇月以内ニ本文ノ帽被服ヲ調製スヘシ

第56條 生徒疾病或ハ不得止事故アリテ1日缺課シ又ハ半途退出スルトキハ3日以内ニ必ス保證人ヨリ其旨届出ツヘシ若シ缺席2日以上ニ涉ルトキハ其事由及日數ヲ詳記シ3日以内ニ必ス保證人ヨリ届出ツヘシ尤病氣ニテ引續キ1週日以上缺席スルトキハ醫證ヲ添フヘシ

但本文ノ事故ニ依リ2日以上旅行セントスル者ハ其前保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第57條 生徒學業不進若クハ品行不良ニシテ成業ノ目的ナシト認ムルモノ又ハ工場實修ヲ嫌厭スルノ形跡アルモノハ退學ヲ命スヘシ

第58條 本校卒業生ハ職業及就職ノ場所等變更ノ節ハ直ニ本校ヘ届出ツヘシ

第6章 授業料規程

第59條 生徒（専攻科生共）授業料ハ1學年金15圓ト定メ之ヲ2回ニ分納セシム

但第6條ノ機械工藝部特別生ニ限り授業料ヲ免除ス

第60條 前條授業料ハ每學期ノ始メ1週日間内ニ其半年即1學期分ヲ本校收入官吏ニ納付スヘシ

第61條 生徒（専攻科生共）疾病或ハ自己ノ都合ニ依リ數月間休業シ又ハ退學スルモ既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス

第62條 生徒學力優等品行善良ニシテ他生徒ノ模範タルヘキモノハ特待生ト爲シ1學期若クハ數學期間ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第63條 撰科生ノ授業料ハ1箇月金1圓トス毎月5日迄ニ本校收入官吏ニ納付スヘシ

但8月分ハ之ヲ徴收セス

第64條 専攻科生本校ノ許可ヲ得テ校外製造所等ニ實修スルコト滿1箇月ニ及フトキハ其月ニ相當スル授業料ハ之ヲ徴收セサルモノトス1箇月以上之ニ準ス

第65條 授業料ヲ納付期限内ニ納メサルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ニ通知スヘシ尙其未納2週日ニ至ルモノハ退學ヲ命ス

第7章 附 則

第66條 第2條ニ掲載スル電氣工業科ノ學科課程及其實施期限ハ追テ之ヲ定ム

第67條 本則制定前入學シタル生徒ハ本則第4條ニ掲載スル現業練習ニ従事セシムルノ限ニアラス

但本人ノ志望ヲ以テ現業練習ニ從事スルトキハ第31條ニ依リ職工長合格證書ヲ與フヘシ

第68條 本則制定前入學シタル生徒ノ授業料ハ總テ舊規定ノ金額ヲ以テ徴收スヘシ

第69條 明治23年9月入學セントスルモノニ限り本則第41條入學試業學科中圖畫ノ1科ハ參考ノ爲メ試業ヲ行フト雖モ其評點ハ全體ノ成績中ニ加ヘサルモノトス
甲號書式 (用紙美濃紙)

入學願書

私儀御校へ入學某科修業 (撰科ナレハ何々撰修) 仕度志願ニ候條御試驗相成度別紙履歷書並ニ試驗料相添此段相願候也

府下宿所

本籍族 (戸主ニ非レハ誰子弟)

年 月 日

姓 名 印

何年何月生

東京工業學校長某殿

乙號書式 (用紙美濃紙)

入學願書

私儀御校へ入學某科修業仕度志願ニ候處某府縣尋常中學校ヲ卒業シ其學業成績別紙某府縣知事證明書之通ニ有之候間試業ヲ須井ス入學御許可相成度此段相願候也

本籍族 (戸主ニ非レハ誰子弟)

年 月 日

姓 名 印

何年何月生

東京工業學校長某殿

丙號書式 (用紙美濃紙)

履歷書

學業

- 1 何年何月ヨリ何年何月マテ何地私立何學校ニ入り又ハ何某ニ就キ何學修業其卒業セシ等級及用書何々

賞罰

- 1 年月日何所ニ於テ何賞罰ヲ受クル等
- 1 家業何々 (家業ナキ者ハ其趣ヲ記スヘシ)

本籍族 (戸主ニ非レハ誰子弟)

年 月 日

姓 名 印

何年何月生

丁號書式（用紙美濃紙）

體格検査書

本籍族（戸主ニ非レハ誰子弟）

姓 名

何年何月生

- | | | |
|---|-----|----|
| 1 | 體格 | 何々 |
| 1 | 身丈 | 何々 |
| 1 | 胸圍 | 何々 |
| 1 | 體重 | 何々 |
| 1 | 視力 | 何々 |
| 1 | 辨色力 | 何々 |
| 1 | 痘 | 何々 |

右之通相違無之候也

公私立病院醫（病院ナキ地
方ハ開業醫）

年 月 日

姓 名 印

體格検査書記載心得

- 1 體格ハ甲乙丙ノ3種ニ區別ス最強壯ノ者ヲ甲トシ無病ニシテ之ニ亞クモノヲ乙トシ病弱ノ徵アルモノヲ丙トス
- 1 身丈胸圍ハ曲尺ヲ以テ記ス但胸廓ヲ測定スルニハ上肢ヲ水平ニ開展セシメ次ニ尺帶ヲ取り兩肩胛骨下角左右乳頭ノ直下ヲ周匠シ尋常ノ氣息ヲ爲サシメ胸圍ヲ測リ續テ最強ノ呼吸ヲ爲サシメ其縮張ヲ測ル
- 1 體重ハ日本斤量ヲ以テ記ス
- 1 視力ノ度ヲ記入スルニハ「スネルレン」氏視力表ノ號數ヲ以テ距離ヲ除シ得タル數（20號ヲ以テ20尺ヲ除スレハ1，30號ヲ以テ除スレハ視力3分ノ2以下ニ做フ）ヲ以テス
- 1 辨色力ハ各色ヲ指示シ又ハ各色ヲ指呼セシメ其7色ヲ各別ニ辨識シ得ルヤ否ヲ檢シ其色ヲ辨セサルモノハ「何色ヲ辨セス」ト記ス
- 1 痘ハ天然痘，種痘若クハ未痘ト記ス

戊號書式（用紙美濃紙
壹錢證券印紙貼付）

誓書

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ付テハ始終御規則ヲ遵守シ特ニ在學中ハ專心勉勵致シ卒業ノ後ハ御校ニ於テ學習シタル業務ニ従事可致素志ニ候然ル上ハ向後如何様ナル事故出來致シ候共漫リニ右志願變更不致ハ勿論退學等仕間敷候仍テ誓書如此

候也

本籍族（戸主ニ非レハ誰子弟）

年 月 日

姓 名 印

何年何月生

宿所東京市何區町（何郡村）番地

前文何某在學中御規則堅ク可爲相守ハ勿論本人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者引受可申候萬一本人ニ於テ當初ノ目的變更ノ傾向アルモ拙者ニ於テ務メテ貫徹爲致御校へ對シ證人タルノ義務相缺ケ候様ノ事致間敷候仍テ保證如此候也

但證人ニ關スル御校ノ御規則ハ總テ承認致候

本籍族，職業或ハ職務

生徒ニ對スル關係

年 月 日

姓 名 印

何年何月生

宿所東京市何區町（何郡村）番地

東京工業學校長某殿

前書證人何某ハ本區（郡）公民ニ有之候也

年 月 日

何區（郡）役所印

備考 本校ニ於テ書式中保證人ヲ識認シタル節ハ區（郡）役所ノ奥書ヲ要セス

己號書式（用紙美濃紙
一錢證券印紙貼付）

保證書

本籍族（戸主ニ非レハ誰子弟）

姓 名

何年何月生

右之者儀今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ始終御規則ヲ遵守シ專心勉勵爲致可申ハ勿論卒業ノ後ハ必ス御校ニ於テ學習シタル業務ニ從事可爲致候然ル上ハ向後如何様ナル事故出來致候共漫リニ右志望變更爲致申間敷候仍テ保證如此候也

本籍族，職業或ハ職務

父兄（父兄ナキ生徒ハ最近親族） 姓 名 印

何年何月生

東京工業學校長某殿

東京工業学校に改称後、初めて制定されたこの規則には、手島校長の教育理念が明確に謳われた。

まず「教旨」を「本校ハ主トシテ将来職工長又ハ工業教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」（第1条）と改めた。従来の「教旨」では明治21年の改正（101ページ参照）で「工芸教員」「工芸技師」となっていたが、手島は自らを責めつつ、生徒たちに対して厳しい勤労精神による教育方針を旨として、汗と油にまみれながら、学校でも工場でも黙々と倦むことなく努力することを本校の教育理念の第一義と考えたのである。

明治24年7月3日の卒業式の式辞の中で手島は次のように述べている。本校ニ入學スル者先ツ概ネ工藝技師ノ文字ニ惑ヒ徒ラニ志望高遠ニ慕セ爲ニ往々工場實修ノ勤勞ヲ厭ヒ安逸ヲ貪ルノ弊ヲ顯シ卒業ノ後ニ至リテモ動モスレハ技師ヲ學ビ學者ヲ擬スル風習アルヲ免レス今ニシテ此ノ弊習ヲ救済スルニアラスンハ管ニ本校ノ設置ノ目的ヲ達スル能ハサルノミナラス亦適々無用ノ輩ヲ我カ工業社會ニ供給セントスル誹ナキヲ期スヘカラス是ヲ以テ先ツ其目的ヲ明カニスル爲教旨中工藝技師等ノ文字ヲ削除シ單ニ職工長ヲ養成スルノ趣旨ニ改メタリ

たしかに東京工業学校の水準は上り、専門学校としての性格も明確になっていったが、手島は、本校の教育の基本理念はあくまでも「学理」と「実理」とを兼ねそなえた所にあるとし、「職工」から「工芸」への改称が、かえって種々の「弊害」をもたらずと考え、規則の改正を断行したのである。

さらに、工業界の推移に適應すべく、学科の改組が行われた。

染工科に機織を新設して染織工科と改称し、製品科を応用化学科と改称し、機械工芸部に電気工業科を新設し、「本校ノ教科ヲ分ケテ化學工藝部機械工藝部ノ2部トシ、更ニ化學工藝部中染織工科・陶器玻璃工科・應用化學科ノ3科ヲ置キ、機械工藝部中機械科・電気工業科ノ2科ヲ置ク（第2條）」と改められた。

これらの学科組織の改組のうち新設学科について、手島は次のように述べている。

染工科ノ卒業生ハ世間ノ需要乏シク爲ニ其技術ヲ實際ニ施スコト能ハサルノ狀況アリ然ルニ他ノ一方ヨリ見ルトキハ織物製造ノ如キハ本邦工業中最モ主要ナルモノニシテ染色モ又之ニ伴ヒ工業中重要ナル地位ヲ占ムルモノナリ而シテ之カ卒業生ニ至

リテ其需要ノ少ナキ亦故ナキニ非サルナリ蓋シ實業地方ノ状態ハ分業ノ利モ少ナク概ネ染色機織相兼ヌルモノ多シ然ルニ本科卒業生ハ染色ノ一方ニ偏スレ其需要ニ據ルノ少ナキ所以ナリ故ニ従來染色ノミヲ授クルノ外尙ホ機織ヲ加ヘ只管實業地方ノ實況ニ副ハントスルニ過キサルナリ。

染織工科の改組は、産業界の需要にこたえるものであったことがわかるが、全国各地の機業地には職工学校以来の卒業生が数多く就職しており、そうした卒業生の声を通して、手島は産業界の実情を知り、東京工業学校の学科組織が産業界の推移に適切に対応すべく、積極的に改組に取り組んだことが判明する。

さらに手島は、「電気工業科」の新設に関しては「近代電気工業進歩ノ較著ナルヲ以テ之カ技術者ヲ要スルコト次第ニ多キヲ加フルノミナラス電気ヲ工業上ニ応用スルノ途益々多キヲ加ヘントスルハ目下電気工業上ニ於ケル現象ナリトス故ヲ以テ機械部中ニ電気工業科ヲ新設シテ是等ノ需要ニ應セントス」と述べている。

手島の改革の基本は、工業学校と産業界との有機的な連携を保ち民業育成と工業近代化を担う人材の養成にあった。

それはたとえば、「現業練習の制」を設け、学校教育と実社会との連携を計る制度として現れた。

生徒卒業ノ後尙1ケ年以上現業練習トシテ本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ職工ノ業ヲ操ラシムルモノトス、但本文現業練習ニ従事セントスルモ製造所又ハ實業者ニ於テ使用スルモノナキトキハ學校長ノ承認ヲ經テ一時他ノ業務ニ従事スルコトヲ得（第4條）

第4條ニ依リ現業練習ヲ完了スルトキハ本校ハ其ノ使用セラレタル製造所又ハ實習者ノ證明ニ基キ更ニ其ノ成績ヲ考查シ實業ニ練熟シ行狀善良ナリシ者ニハ職工長合格證書ヲ與フ（第31條）

この現業練習制度は学校卒業後の学校監督下による実際技術の練磨であったが、その理由について、手島は次のように述べている。

職工長タルヘキ必要ノ資格ハ職工ノ上ニ立チテ之ヲ指揮監督スルニアリト雖モ卒業後經驗尙ホ淺キ輩ニシテ十數年間實業ニ従事セル練達セル職工ヲ指導スルノ難キハ

固ヨリ論ヲ俟タス良シ技術上ニ於テ彼等ニ優ルルノカアリトスルモ之ヲ管理統御スルノ法ニ至リテハ學校教育ノ能クスヘカラス所ナリ然レトモ既ニ生徒養成ノ目的ヲ職工長ト改メタル以上ハ之ニ必要ノ資格ヲ得セシメサルヘカラス則チ其方法トシテ生徒卒業ノ後1ケ年以上現業練習トシテ本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業家ニ就キ職工ノ業ヲ操ラシメ其成績ノ佳良ナルモノニハ更ニ職工長合格證書ヲ附與スルノ制ヲ規定セリ。

手島はさらに、東京工業学校の存在を全国的規模で知らしめ、入学志願者の拡大を計るために、入学手続を改正し地方庁に委託する制度を設けた。

工業者ノ子弟又ハ將來工業ニ従事セントスル志望ノ鞏固ナル者ニ適合スルモノヲ汎ク全國ニ求ムルノ主旨ヲ以テ生徒募集ヲ府縣廳ニ依托シ別ニ定ムル所ノ募集手續ニ依リ各其便宜ノ地ニ於テ入學試業ヲ施行スルモノトス、但東京府下ニ限り募集及ヒ入學試業ハ本校ニ於テ施行スヘシ（第42條）

この点に関し、手島は明治24年の卒業式において、次のように述べている。生徒ヲ募集スルニ専ラ東京ノ1ケ所ノミニ於テスルヲ以テ入學スル者ノ目的時ニ或ハ確實ナラスシテ其素志工業ニ存セサルモノナキニアラス其ノ卒業後ノ成績モ亦豫メ知スヘキナリ又實地ノ工業ヲ授クルヲ以テ目的トシ政府ノ設置セラレタル學校ハ只學校所在地ノ學生ヲ教養スルヲ以テ足レリト爲スヘカラス必スヤ全國ノ學生ニ通シテ其教育ノ恩惠ニ均霑セシメサルヘカラス是レ生徒募集ノ方法ヲ改メ本校ニ於テ直接入學試業ヲ施スノ外府縣廳ニ依頼シ入學志望者ニシテ地方ニ在住スル者ハ其ノ府縣ニ於テ入學試業ヲ施行スルコトトセリ是レ一ハ務メテ工業者ノ子弟若シクハ工業志望ノ鞏固ナル者ヲ募集シ又一ハ成ルヘク全國ヨリ生徒ヲ募集シテ政府ノ之ヲ維持セララルル性質ニ背カサランコトヲ期セリ。

これに関し、文部省の「学事報告」によれば、東京工業学校長より北海道長官及各府県知事に対して、次のように要望されていた。

蓋シ各地方實業家ノ子弟又ハ實業地方ニ生長セルモノノ如キハ最モ本校ノ生徒ニ恰適ノ資格アルモノトス今此輩選擇網羅スルニハ獨リ本校ノ力ノ能スル所ニアラス必スヤ地方官ノ賛同幫助ヲ要セサルヲ得ス。

さらに公立尋常中学校卒業生にして卒業に際し工業に關係の深い学科(算術・代数・幾何・図画・物理・化学)の成績が定点3分の2以上のものは、府県知事の証明により特に入学を許可した。この措置に関し手島は「府縣立尋常中學校ハ教育ノ系統上中等ノ地位ヲ占ムルニモ拘ハラス其ノ卒業生ハ直ニ官立學校ニ入學ノ便ヲ欠クコトナシトセス(又)前述ノ工業家ノ子弟等ヲ広く全國ヨリ募集スル主旨ノ外尚ホ本校ニ於テ教授スル所ノ2, 3学科ニ優等ナル者ヨリハ寧ロ普通ノ各学科ヲ知得シタル輩ハ前途屬望多カラシコトヲ以テナリ」(明治24年卒業式における式辞)と述べ、「中学校」と「専門学校」との連絡を図る必要を強調した。

さらに、前掲の地方長官への要望には、以下のように説明されていた。従来専門学校ノ程度ハ表面上尋常中學校ノ課程ニ連續スルモノナレトモ實際ニ臨ミテハ更ニ入學試業ヲ受ケサルヘカラサルヲ以テ遠隔ノ地方ニ在リテハ之カ爲メ其志ヲ空ウスルモノモ往々アリ依テ今同地方尋常中學校卒業生ヲ無試業ニテ入學セシムルノ道ヲ開キタリ尤モ尋常中學校卒業生ノ成績如何ニ拘ラス入學スルヲ得シメハ一層便利ナルヘシト雖モ本校生徒學力ノ不同ヲ齟スノ恐アルニ依リ多少ノ制限ヲ設ケタルハ又止ムヲ得サル所ナリ。

明治23年度の入学者67人中(応募者は339人)尋常中学校卒業生にして無試験入学を許可された者は、陶器玻璃工科2人、応用化学科2人、機械科8人が報告されている。

さらに、この改正において機械工芸部に特別生制度が設けられたが、これは府県尋常師範学校卒業生を入学せしめ、尋常師範学校手工科教員の養成を目的とするものであった。

これは当時普通教育において手工科を教授することになったために設けられた施設であったが、23年の入学者67名中、「府縣尋常師範学校卒業生にして府縣知事の推選を以て機械工藝部特別生として入学を許可したる者7人なり」と報告されている。

すでに東京職工学校創設以来、本校は工業教員養成を使命の1つとして挙げていたが、本規則によって師範教員養成をも企画することとなり、本校の目的に新しい分野を開拓すると同時に、本校と師範学校との連絡の道

を拓き、将来の工業教員養成所の先駆的な事業を果たすことになった。

東京工業学校は、これらの改正に伴い、普通教育と師範教育の両方に連絡を持つ専門学校となったのである。

手島精一の強力なリーダーシップの下、展開されたこのたびの校則の改正に伴う改革は、その後の本校の発展、拡充の出発点をなすもので、その意味で明治23年は本校にとり一大転機の年であった。

第2節 井上文部行政下における実業教育の制度化

井上毅の教育思想

明治20年代半ばは、近代工業の発達傾向および将来における産業近代化の見通しが立ち、それに伴い、唯一の中等専門教育機関としての本校は工業専門教育に占める地位を一段と高めていった。こうした中で、本校の校長手島精一と幹事小山健三とは文部行政の一翼を担う存在として、積極的にかかわっていた。同時期の文部行政は教育制度の中に占める実業教育、特に工業教育の比重を大きなものとしていたが、こうした文部行政の頂点に立って推進したのは井上毅文相であった。

井上毅が明治国家最高のブレーンとして近代日本の国家建設に果たした役割の大きさは、測り知れないが、数多くの国家事業への参画のうち、表面に立って活動した期間は意外に短く、第二次伊藤内閣の文部大臣として入閣していた期間（明治26年3月7日から、翌27年8月29日まで）にすぎなかった。しかし、井上文相時代のこの1年半の期間は、その後の日本の教育制度の進路を決定するに足る重要な教育政策が続々と展開される期間でもあった。井上は残された時間を予感しつつ、病軀に鞭打ち、全力を尽くして学制改革に取り組んだ。

井上毅文相の学制改革、教育政策の具体的構想がいかなるものであったかを簡単に見ておきたい。それを知る手掛かりは、明治26年7月、井上が

閣議に提出した「文部行政意見」に見ることができる。

この意見は7カ条に分かれていたがそれを要約すれば以下のものである。

- (1) 初等教育における現状を改革し、就学率の向上をはかること。そのため教育設備の簡素化、教科書の低廉化など一般民衆の生活の貧困な状況に応じて改革し、進んで教育費国庫補助、授業料の低減、夜学校、半日学校を創設すること。
- (2) 実業補習学校、工業学校の発達をはかって国庫補助を実施し、富国の基礎を築くこと。この箇条に関する次の説明によれば、欧州各国の実業教育の成功が大きな刺激となっていることが判る。「工藝教育ノ必要ハ歐洲各國ノ既ニ經驗スル所ニシテ佛國ガ最先ニ之ヲ創設シテ好結果ヲ見タリシ以來一時ニ大陸各國ノ模倣スル所トナリ英國モ亦委員ヲ派シテ之ヲ視察セシメ其ノ果シテ富國ノ源タルコトヲ證明スルニ至レリ而シテ我國ノ教育家ハ此ノ切要近實ナル事業ニ向ツテ茫然遺忘シタルノ感アリ彼ノ衆議員諸氏が第四議會ニ於テ下等手工學校ヲ設クルノ建議ヲ爲シテ教育當局者ヲ警醒シタルモ亦故ナシトセズ。」
- (3) 小学校から大学にいたるまでの学校系統を整理し、年限短縮をはかること。そのため①、5個の高等中学校を廃し、大学に予科を設け尋常中学校に接続させるか、②、高等中学校を専門学校（地方大学）に昇格させ「國家ノ須要ニ應ジ材器ヲ供スル」人材を育成し、帝国大学は専ら學術の蘊奥を究める機関とするか、何れかの方策をとること。この二者のうち井上は、後者が実現可能性は強いという。
- (4) 大学の教官を優遇し、大学の自治を達成するため、教授会を設けるなど法制を整備すること。
- (5) 高等師範学校を振作して教員の氣風を養成し、普通教育の淵源を澄清すること。
- (6) 女子教育の発達を促進すること。そのため、各地方師範学校の女子部を廃しし地方に女子高等師範学校の制度を立てるとともに、現在唯一の東京における高等女子師範学校の振作をはかること。
- (7) 文部省は国家全体の学制を統率し、全国公私の学校を監督するという本来の責務を自覚して私立学校に対する規程を定め、監督と保護を実施すること。

そして、その最後に内閣がこの改革方針を採用するならば、「文部當局ノ爲ニ内閣ハ贊助ノ力ヲ假サル、コトヲ請フニ在リ。若然ラザルコトアラハ或ハ恐ル著手ノ後ニ至リ左支右吾異言百出當局者自ラ困危ノ間ニ沮廢スルニ至リテ止マンノミ」と述べ、さらに「本官又本議ノ重大ナル改革ヲ果ス爲ニ高等教育會議ノ必要ヲ信シ別ニ案ヲ具ヘ提議セントス茲ニ之ヲ予申ス」と付記していた。つまり、井上はこの改革案を政府の全面的支持と、

高等教育会議の「公議」によって実現しようとしたのである(本山幸彦「井上毅の教育思想」)。

では、井上文相がいう学制改革の原則とは何か。その原則とは、国内的には明治20年代にその緒についた「工場制生産」の発展への見通しと、対外的には欧州先進諸国における「工業生産力」の飛躍的増大と、「実業教育」との密接な関連性への認識から生まれたものであり、全学校体系を実業主義的な観点から再編、もしくは大修正を施そうとするものにほかならなかった。

明治26年3月16日、文相に就任して間もない井上は、地方官会議での晩餐会に伊藤総理の出席を依頼したが、その折、「實業教育ノ事ニ付、歐州近時ノ趨嚮一應地方官へ知ラセ度候へバ、首相ノ簡端ナル演説ヲ被成給候事、偏ニ懇冀奉存候」と述べ、伊藤総理の支持を期待していた。その際、井上は演説の参考資料として、フランスの文部大臣シュル・フェリーの演説その他を提出していた。

文相就任早々のこの井上の配慮は、間もなく彼自らが実施することになる教育改革の布石であり、改革の重要目標をあらかじめ地方長官に認識させ、全国的規模での協力体制を構築しようという意図にもとづくものであり、教育改革にかけるなみなみならぬ意気込みをそこに見ることができる。

また、明治26年3月24日付の伊藤総理宛の書簡も井上の原則が何であったかを示唆してくれる。この書簡は「新来の報」として、フランス、ドイツが競い合って古典科を減少し、実業課目を増加していること、ドイツで1892年中学の学科を改正して年限を短縮し、古典を激減すれば、フランスはその先を越して法科大学のラテン語を廃止したことなど欧州諸国の実業主義的な学制改革の有様が報告されている。

このような欧州諸国での学制改革について、井上は、「試ミニ云ハンニ、善ク20年前ニ羅典語ヲ發スルノ新説ヲ建ル者アラバ、其身ハ必ズ教育界ノ罪人タランノミ、各國共立ノ勢華業テ取實、其急如是也、惟フニ『ケベル』時代ノ開國進取ト無烟火薬時代ノ開國進取トハ、断ジテ其趣ヲ殊ニセザルベカラズ」と時勢と教育に関する現状認識を示していた。

そして井上は、こうした欧州の教育改革に追いつくため、異論の多い帝

国大学に対する原則的な改編はひとまずおき、高等中学校以下から改革を実施せざるを得ないと考えたのである。井上はこの旨を、「庸俗賤々學制改革ノ上ニ於テモ困難ヲ感候、不得已現在ノ大學連中ニ拘ラス、高等中學已下ヨリ着手シテ近實ヲ務ムル外無之存候」と伊藤に伝えている。

井上の学制改革は、以上見たように学校体系を実業主義的に再編成しようとするものであった。その際、この実業主義にもとづく教育を、井上は広狭二義あるととらえていた。

狭義のそれは工業教育を中心とするいわば専門的な職業教育であった。

広義のそれは、各段階の普通教育機関における実業意識の養成、あるいは生産能力の基礎的陶冶を意味していた。この後者の実業教育こそが井上のいう学制改革の原則とされるものであったことは、いうまでもない。

明治26年9月、群馬県桐生の談話の中で、井上は広義の実業教育の意味を以下のように明らかにしている。

國を興すも教育なり、國を亡すも教育なり、國家成立上、教育より懼るべきものは
 あらじ、されば凡教育には實業の種子を含まざるべからず、小學にては小學だけの
 獨立立ちの出来る人を作り、中學は中學丈、大學は大學丈の獨立人を作るを以て教
 育の主要とす、今日は腰兵糧ある人物を養成するを以て第一とす

特に尋常小学校の実業教育について「只其實業心を養成せんことを要す」という井上の発言は、彼が初等教育における実業思想、彼のいう「実業心」の養成を基盤に全学校体系の改編を積極的に推進しようとしていたことを物語る（本山前掲論文）。

井上はこうした構想を実施に付するために、文部省内に調査委員会を設けた。それは初等実業教育の学校をどのような性格の学校にするかという問題を喚起することになった。

文部省では、牧野伸顕文部次官を委員長とし、木下広次専門学務局長、木場貞長普通学務局長、手島精一東京工業学校長、小山健三文相秘書官を委員として委員会を構成し、実業教育制度を調査の対象としたが、議論の中心は実業学校の性格にあった。牧野伸顕は当時を回顧して以下のように述べている（『教育五十年史』）。

其處で其の時の委員會に於ける議論の主要なる點は、先ず實業教育の大方針として、實地を主とすべきものなるや、將に學理を主となすべきものなるや、即ち自ら手を下して實際其の仕事をするをを教授すべきか、或は實際上の應用は之を他日に期して、學校に於ては主として學理の方面を教授すべきものであるか、何うかといふ問題であつた。其れに對しては實地をやることは善いが、學理の方をよく修めて置かないと永續きがせぬ。教えられた事だけは出来るかも知れぬが、其れ以上に伸びないといふので、結局學理を主として教授する事に決定した。

この學理が主か実技が主かという問題は、その背後において在來の徒弟制度と深くかかわつてゐた（内田糺著『明治期学制改革の研究』）。

つまり、基本的にはわが國の産業形態を從來通りに維持すべきか、近代工業を導入すべきかの對立の問題であり、現實認識に重きを置くか、將來の見通しに重きを置くかの對立でもあつた。

前者は主として實際活動に携わつてゐる実業家、商工業者の側から出された意見で、將來においても徒弟制度を温存しなければならないとして、學校では技術技能そのものを教えず、その基礎となる學理を教えれば良いとするものであつた。

これに對し、後者は主として実業教育關係者の意見であつて、從來の手工業はいずれ機械工業に取つて代わられるを見通して、それに備えて職工を學校で養成すべきであるとし、學校では実技を主体として教育すべきであると主張してゐた。

では、井上自身は徒弟教育についてどのようにとらえていたであろうか。彼は次のように述べてゐる。

故ニ此ノ徒弟ノ習慣仍存スルノ間ハ徒弟學校ヲ設ケテ學校中ニ實習ヲ授ケントスルモ其ノ効用ヲ見ルコト少カルヘシ唯此等舊來ノ工業ヲ進歩ノ域ニ導カントセハ一方ニハ工業場ニ於テ實習勞働セシメ他方ニハ事狀ノ許ス限學校ニ於テ算術幾何圖畫理化學ノ志想ヲ授ケ漸次精巧ノ地位ヲ養フノ必要アルノミ

第二ハ多ク新規ノ職業ハ當初此業ニ就ケル者多クハ學ブニ師ナク聞クニ法ナク舶來ノ製造物ヲ見テ模造シタルニ過キス今日ニ到テモ職工間ニ規律ナク習慣ナク工作ノ方法亦區々ニシテ幼工ヲ教フルニ亦一定ノ順序ナシ而シテ製造亦精巧ヲ缺キ或ハ危険ヲ免レサルモノアリ、此類ノ爲ニハ徒弟學校ニ於テ實習ヲ授クルコト其ノ有益ナルヲ見ルナリ

第三ニ至リテハ尤科學ノ應用ニ急ナル者ニシテ徒弟學校ニ於テ及フタケ實習ヲ授クルノ必要ハ一般ノ認ムル所ナルヘシ

これによって、井上文相の徒弟教育に対する考え方を知り得る。

つまり井上文相は、旧来の手工業に対してはその進歩を図るために技能教育と知識教育を分離して、前者は親方の工房で後者はでき得る限り学校で教えることが望ましいと理解したのである。

しかし、新しく導入されつつあった近代的産業の職工を養成するためには、新しい科学的製造法の知識と技術を徒弟学校において授けることの緊要性について深い認識を示し、徒弟学校において実習の必要なことを強調している。このことは、井上文相の徒弟学校構想が、明らかに近代工業を対象として、職工養成を目的としていたことを示するものであり、旧来の制度を温存しようとする学理中心主義と対立するものであったといえる。

井上文相の立場は、その意味で実技中心主義であったが、井上文相に重要な影響を与えたのは、手島精一の意見と小山健三の意見であった。

伊沢修二の実業教育観

文部省内の学理中心主義の意見の1つとして、伊沢修二の場合をみておきたい。

伊沢は明治24年頃から、初等実業教育を文部省の教育体制の中に導入し、位置づけることを熱心に主張していた。その意味では、伊沢は初等実業教育の制度化に先鞭をつけた1人でもあったが、しかし、伊沢の実業教育制度論は、その方法をめぐって、井上文相の考え方と対立するものであった。

つまり、卑近な実用的職業教育で日常生活に直ちに役立つ実業そのものを教授しようとする井上の立場と、将来優れた実業者となるために、能力の開発と職能の基礎を与えようとする伊沢の立場との対立であった。

この対立は実業教育制度化の方法論上の対立であり、井上文相の技術中心主義に対して、伊沢は学理中心主義の立場に立っていた。

さて、伊沢は明治26年10月の名古屋市における国家教育社第3回大集会

終了後、伊賀上野において実業教育について演説を行ったが、ここに当時の伊沢の実業教育観を見ることができる。伊沢は当時地方の初等実業教育が衰退する一方の実情を述べ、その原因を次のように述べている（内田前掲書）。

實業教育を學校に用ひて何故に斯くの如く不結果を奏するか。其原因の由て來る所深く之を究めざる可からず。或老農嘗て語って曰く「實業は學校にて行はるべき者にあらず。何となれば教師が植物に肥料を與ふる時には如何にも不快なる顔色をなして不潔そうに施すを見る。此の如くにして收穫を望む徒勞のみ。又農事繁忙の時には宜しく生徒を休校せしめて可なるべきに學校にては毫も之を顧みることなし。是れ實に不都合なりと思ふ。故に小學校に於て農業科を置き農學を教授せんよりは寧ろ自分の膝元にて田の草を採るに用ひ又草刈りに用ふる方可なり」と。三省の價なくんばあらず。

ここで伊沢は、農業などの伝統的な技術は生半可な学校教師より、経験をつんだ老農の方がずっと身についたものとなっており、学校で教授するより熟練者について学ばせた方が効率もよく実際の役に立つ。したがって、「学校にて実業を用ふることは熟慮せざる可らず」ということになり、その熟慮の結果、教育はすべからず着実でなければならないとして、次のように結論づけている。

要言すれば實業教育は小學校に於て實地に行ふべきの必要なし。唯其實業的精神を養ふこと尤も必要なり。

すなわち、伊沢は実業に対する心構えと、実業的知識の教育が学校における実業教育の内容であって、実地教育は学校の仕事ではないと考えていたのである。

こうした伊沢の意見を見ていくと、この論もまた現実の産業の実態や、教育の実態から割り出した議論であって、新しい近代的産業形態への展望を欠いたものであったといわざるを得ない。

実業教育における実技中心主義

このような文部省、あるいは産業界の実業教育における学理中心主義の立場に対して、実技中心主義の意見について見てみよう。

衆議院議員有志の意見書

その(1)は、議会における論議である。明治24年(1891)12月21日付で、鈴木万次郎、加藤淳造、長谷川泰ら5名による「下等手工学校設置建議案」が衆議院に提出されたのが議会における実業教育論議の最初であったが、この時は審議に至らず、その1年後、前記の3人の名で再び提出された。賛成者は河野広中以下56名(衆議院の定数は300名)であった。

この建議案は、明治10年代後半から手島精一が熱心に展開していた低度工業教育の具体化として、下等手工教育施設を全国各地に設置せよというものであり、明治20年代半ばにおける帝国議会衆議院における実業教育観を示すものといえる。

まず建議案ではわが国の教育制度に一貫した方針がなく、高等教育は高尚すぎて「不生産的人物」のみをつくり出し、さらに中等以下の教育は微々たる不完全なものであり、とりわけ技術のための教育は皆無に近いとして、以下のように述べている。

中等以下ノ教育ハ一國ノ生産ト直接ノ關係ヲ有スル臣民ノ教育ナリ此教育制度ノ完全ナルト否ト又其事業ノ隆盛ナルト否トハ即チ一國ノ貧富強弱ノ別カル、所ナリ我カ國今日ノ中等以下ノ教育ハ果シテ隆盛ナルカ其制度ハ果シテ完全ナルカ管ニ事業ノ微々タルノミナラス制度モ亦頗ル完全ナラサルカ如シ就中生産的ノ職業即チ技術教育ハ殆ント絶無ト云フモ可ナルカ如シ回首シテ歐洲大陸ヲ通視スルニ何レノ都市ニ於テモ技術ニ關スル數多ノ學校アラサルハナシ佛國ハ殊ニ盛ナリトス仍佛國ノ美術ニ特色アルモ抑々之カ爲メナリ英國ノ器械ニ精練ナルモ抑々之カ爲メナリ又獨乙ノ製造旺盛ナルモ亦之カ爲メナリ蓋シ無形的ノ教育ヲ以テ歐米諸國ヲ凌駕スルアリト雖モ實力養成ニ益ナクハ未タ以テ教育ノ進歩ト謂フヘカラス

ここでは、中等以下の教育が完全であるか否かは国力の盛衰に深く関係するものであり、わが国の中等以下の教育制度、特に生産的職業の教育、

技術、技能教育がきわめて不完全であることを指摘し、欧州諸国がこの点に特に力を注いでいることと比較して、わが国教育制度の欠陥を鋭くついでいる。そして、こうした認識をもとに、さしあたり最も急務を要するところは下等の職工徒弟の教育であるとして、次のように述べる。

今全國ノ學齡兒童ハ七百四十餘萬人其中不就學者實ニ半ハニ過キタリ殊ニ下等職工ノ子弟ノ如キハ殆ント就學シ能ハサルナラン已ニ我カ國現時ノ狀勢ヲ以テ未來ヲ推ストキハ其最モ急務ナルハ下等職工徒弟ノ教育ナリ即チ職工徒弟ノ手工ニ關スル技術ノ教育ナリ

方ニ今工藝日進理化學應用ノ時代ト爲リ最モ急劇ノ變動ヲ來スヘキ者ハ職工社會ナリ然ルニ彼等猶未タ舊時ノ習慣ヲ改ムルヲ知ラス徒弟ヲ遇スルコト奴隸ノ如シ若シ夫レ之ヲ矯正シ之ヲ教育スルノ道ヲ開カサルトキハ其結果果シテ如何ソヤ

ここには、明らかに将来における産業界の変革を予見して、それへの対応として近代的な職工養成を学校で行うことの必要性を主張している。

そして、「現行小学中學齡ノ外ニ於テ別ニ下等手工ニ關スル教育ノ制度ヲ設ケ各地ニ其學校ヲ設置シ以テ大ニ技術教育ヲ奨勵スル」ために、「小學校附屬手工學校ニ關スル規定」案を添付している。この規定案によれば、小学校付属手工学校は各府県の、文部大臣が適当と認めた市や町に、市町の費用負担によって設けられるもので、授業料は徴収せず、授業の時期、教科目、修業年限等は各地方の実状によって決めることとし、授業時間は2時間以上4時間以下とし、その半ば以上を手工の時間に充てることとしている。

衆議院におけるこの建議案は、「徒弟学校規程」の先駆的役割を果たしたものであると、重要な意義をもっていた。帝国議会对策を重視した井上文相が、この建議案に着目し、徒弟学校規程作成の参考としたことは推察に難くない。さらに、議会での建議案とならび、井上文相に大きな影響を与えたのは、(2)東京工業学校「徒弟学校施設ニ関スル意見」であった。

手島精一の意見書

この意見書は、東京工業学校から提出したことになっているが、実際上は手島精一校長の執筆になるものと思われる。井上文相は、就任間もなく

東京工業学校教員に対して、次のような諮問を行った。

左の問題につき諸君各々所見を示されんことを望む
 小學校令に掲げた所の徒弟學校及實業補習學校の設立を實施する順序及方法は如何
 之を實施する爲に何等の設定を設くるの必要ありや
 實業學校の教員たる者は何等の資格を要するや其教員を養成する方法如何
 歐陸に於ける下等實業學校の現況に就き諸君の知る所を示されよ

工業學校教授助教各員諸君

但し答示なきも隨意

「徒弟学校施設ニ関スル意見」は、この井上文相の諮問に対する東京工業学校の答申として提出されたものであらうと推察される（内田前掲書）。

井上はこの意見書の表紙に、「二十六年五月読、十一月復読」と自ら覚え書きしており、この意見書が井上文部行政の徒弟学校設置政策に大きな影響を与えたことは明白である。この意見書は、初等工業教育を全面的に、すなわち知識と実技の両面にわたって学校で行うべしとする意見の代表的なものであり、手島の従来からの持論であった。

意見書はわが国の工業の発達を促すために、直ちに欧米の規模を模倣する必要はなく、「本邦舊來ノ工業ニ向ヒテ漸次學理ヲ應用スルノ道ヲ講シ以テ著々発達改良ノ効ヲ奏スル」べきであるとしている。しかし、現実には徒弟制度では徒弟を雑用に使役し、また「一定ノ課程順序」に従って教えないので、教育の能率は低下し、学理の修得は事実上不可能であるという。そこで、職工徒弟学校が必要とされる。職工徒弟学校は土地の情況に応じて専修の業種を定めなければならない。たとえば、大工、指物師などの多い土地では、木工に関する学科を設置するといった具合である。

それに要する費用は、市町村費および職工組合の共同支弁がよいという。

徒弟学校の種類は2種類とし、第一種は尋常小学校卒業者を入学させるもの、第二種は尋常小学校の教科を併せ教授するものとしている。

入学生徒の年齢は12歳以上で、修業年限を3カ年以上とし、その教科は職業の実修を第一義とし、かたわら修身、読書、作文、習字、算術、図画、理科等を併せ教授するものとしている。また、創立費と1カ年経費の概算を示し、特に留意すべきこととして、「抑モ該校ノ如キハ實業最低ノ教育

ヲ施スモノナレハ管ニ技藝ニ練熟セシムルヲ以テ足レリトセス殊ニ勤儉節約ノ主旨ニ由リ校舍器具其他万般ノ事最モ質素實用ヲ旨トシ決シテ贅澤ニ流ルルコトナキヲ要ス」と述べているが、施設その他の面で小学校の利用を考慮したものであろう。

次いで、第二種の徒弟学校については、まず入学年齢は学齢のはじめとし、最初4カ年間は尋常小学校の教科目に簡単な手工、図画を加え、10、11歳の期間は補修教育をし、12歳から第一種徒弟学校と同様の教科目を授けるのがよいとしている。なお、そこで女子に手工等を授ける女子職業学校も徒弟学校の一つであるとしている。

実業補習学校は「工業ニアレ農業ニアレ商業ニアレ其子弟カ小學校ニ受ケタル教育ヲ繼續シテ實業必須ノ課目ヲ補習セシムルモノナリ」とし、職工補習学校についても、職業の余暇にその職業に必須の課目を補習させるもので徒弟学校のような「現業ヲ授クルモノ」とは全くその方法を異にすると述べている。

手島は東京工業学校長として、当代の工業教育に関する最高の理論家であり、文部省内の実業教育に関する調査委員会の有力メンバーでもあったが、文部次官としてこの委員会の委員長をつとめた牧野伸頭が「殊に手島精一君の如きは多年の實驗によって畫策する處甚だ多く、實業教育創立の功勞頗る顯著なるものがあつた」と述べているように、手島の意見は井上文相の学制改革に大きな影響を与えることになったのである。

この「徒弟學校施設ニ關スル意見」についていえば、徒弟学校を業種別にし、實際技術と学理とを併せ教授するところとしたこと、入学年齢を12歳以上とし、それ以下では到底実業を修めることは不可能であるとしたこと等の点で「徒弟学校規程」の内容に影響を与えたものと思われる。

小山健三の意見書

文部省内における実業教育に関する学理中心主義派と、実技中心主義派との意見の対立は相当深刻なものがあつたが、手島に次いで実技中心主義の意見の(3)は東京工業学校幹事であつた小山健三の「徒弟学校ニ就テ」である。この意見書は明治27年(1894)6月17日付であるから、「徒弟学校

規程」の性格決定に直接関与すべく（「徒弟学校規程」は明治27年7月25日に制定される）書かれたものであろう。

小山はこの意見書の中で、欧米の教育論を引用して徒弟教育の意義を論じているが、その冒頭に米人アーサーの意見にもとづいて、職工教育を次の3項に分類している。

- 1 生徒ヲ教練シ精練ナル職工トシテ直ニ製造所ニ入ルノ資格ヲ有セシムルヲ目的トスル學校即徒弟學校
- 2 生徒ヲシテ普通教育ト共ニ多少ノ手藝及技藝教育ヲ授ケ後來徒弟タルノ準備ヲ爲サシムル學校即徒弟豫備ノ學校
- 3 製造所又ハ工場ノ徒弟又ハ或ル特殊工業ノ徒弟ニ技藝教育ヲ與フル學校

この定義によれば、徒弟学校は職工としての実技教育を行う学校でなければならない。そしてこのことは、1889年にパリに開催された万国技芸教育会議においても、「徒弟學校ハ精練ナル職工ヲ供給スル爲ニ成ルベク廣ク創設シ及其土地ノ工業ニ適應スルコトヲ要ス」と決議されており、これが欧米の通説となっていると述べている（内田前掲書）。

そして小山は、欧米における徒弟学校の定義を背景として、わが国の徒弟学校のあり方について次のように主張している。

我國ニ於テ徒弟學校ノ必要ナシト言ハバ則チ止ム若シ徒弟學校ナルモノヲ起サントナラバ實地ノ作業ヲ以テ教授セザルコトヲ得ズ否ラズンバ所謂實業補習學校ト殆ト區別ナキニ終ハラントス、小官ハ本邦工業ノ状態ヲ審察シ工業地方ニ於テ堪能ナル職工ヲ出シ模範職工ヲラシメ及新工業ヲ誘起セシムルノ目的ヲ以テ工業繁盛ノ地方ニ徒弟學校ヲ創設シ多クノ工業補習學校ト相呼應シテ工業ノ發達改良ヲ圖ルノ必要アルヲ信ズルモノナリ然レドモ工業ノ現在及將來ニ於ケルノ實勢ハ未ダ一般ニ識者ノ注意ヲ惹クノ時機ニ到達セズ此時ニ方リテ輕々實地ノ作業ヲ教授スルノ必要ナシト斷定シ之ガ規程ヲ定ムルガ如キコトアラバ將來ニ向テ工業ノ發達改良ヲ妨グルノ恐ナシト謂フベカラズ是レ自ラ揣ラズ卑見ヲ陳シ先覺者ノ公正ナル判斷ニ訴ヘザルヲ得サル所以ナリ

つまり徒弟学校は実地の作業を通じて工業技術を習得させ、新しい近代工業の職工を養成する学校である、というのが小山の理解であった。したがって、当代の工業の未発達の状況から技術を実習させる必要がないと軽

卒に断定して、徒弟学校の規程を定めるようなことがあると、かえって将来工業の発達を妨げるおそれがあると述べている。この小山の意見は、明らかに「徒弟学校規程」の性格づけにあたって、実技の教育は伝統的な徒弟制度によって行えばよいとする意見に反対し、徒弟学校は実技を組織的に教える学校でなければならないという立場を推進したものである。

文部省側の牧野伸顕を長とする実業教育調査委員会は、「学理を主として教授することに決定」したといわれているので、この意見書は牧野委員会のそうした傾向に対する反論であったと考えられる（内田前掲書）。

なお、小山は徒弟学校は商業徒弟の教育を含まず、工業徒弟の教育に限定されることを付記している。

「仮ニ商業徒弟學校ヲ設クルトセンカ商家徒弟ノ実務ヲ學校ニ於テ教授スルヲ得ベキ否此ノ如キハ決シテ爲シ能ハザルノミナラズ亦歐洲ノ商業教育ニ絶エテ類例ナキ所ナリ」と述べている。

その基本的な理由は、「商家ニ徒弟アルコト猶工家に徒弟アルガ如シト雖モ商家ノ徒弟ハ工家ノ如ク技術ヲ傳習スルモノニアラズ」という認識にもとづいている。これは農業についても同様である。「徒弟學校ハ徒弟其者ノ就學スル學校ノ名稱ニアラズシテ徒弟ノ業務ヲ教授スル所」であるから、「農商ニ徒弟アルヲ以テ農商徒弟學校ヲ設クベシト論ズルハ誤レリ其要ハ工業ノ如ク實地ノ作業ヲ以テ技術ヲ習修セシムルヲ得ベキヤ否ト其必要ノ何如トヲ見テ判断スベキノミ」と結論している。

こうして小山は、徒弟学校が工業学校の一つであることを明確に指摘した。先の手島精一の意見書とならび、この小山健三の意見書は「徒弟学校規程」に重大な影響を与え、徒弟学校の性格についてかなり決定的な役割を果たしたものと思われる。

井上文部行政下における実業教育の法制化

こうした論議をうけて、井上文相は実業教育の法制化に尽力したのである。文相に在任期間中、井上は実業教育費国庫補助法（明治26年6月12日制定）をはじめとし、実業教育に関する5つの省令を制定した。

- (1) 実業補習学校規程（明治26年11月22日制定）
- (2) 工業教員養成規程（明治27年6月14日制定）
- (3) 実業教育費国庫補助法施行規則（明治27年6月20日制定）
- (4) 簡易農学校規程（明治27年7月25日制定）
- (5) 徒弟学校規程（明治27年7月25日制定）

これらの省令のうち(1)は、具体的な業種、職種を限定せずに、より基礎的な知識、技術の学習に関するもので、尋常小学校卒業以上の学力を有する者を原則とし、補習とはいえそれが欠けているものを補うといった消極的なものではなく、将来への基礎固めという積極的な教育を行うことを期していた。

それとの関連で、井上は尋常中学校に関しても、その上級校進学の前備校化傾向への対策として、年々増加する生徒を実業に誘導すべく実科及び実科中学校制度を設けたが（明治27年）これは効果をあげることはできなかった。

(2)は、実業教育の中でも、特に重視された工業教育について、その拡充のために他の分野に先駆けて制定されたものである。

(3)は、実業諸学校の設立、発展のための援助を目的として制定されたものであるが、それは高度の学校より低度の学校、商・農より工業学校を優先させる方針で、学校の財政負担を軽減するためではなく、積極的な拡充を企図するものであった。したがって、補助金交付に当たっては、設備、教育内容等の面で、一定の条件を満たすことが要求されている。

(4)は、新しい知識や技術を伝習する技術改良活動の制度化を目的とし、「今日ノ急務ハ一般農業者ニ近切ナル農業上ノ知識ヲ普及セシムル爲ニ簡便ナル方法ニ依リ農事教育ヲ授クルノ道ヲ奨励スルヲ緊要」という見地から、各地方の農家の慣習に従いその地に適した農産物に関する学習を実習を重視しつつ行うというもので、学歴・年齢等の制限もゆるく、現実に即した生産性向上を図るものであった。

(5)については、その内容を具体的に検討しておきたい。

「徒弟学校規程」は、「実業補習学校規程」の成立から約8カ月を経て、明治27年（1894）7月25日文部省令第20号をもって制定されたもので、その

正文は次のとおりであった。

文部省令第20號

徒弟學校規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治27年7月25日

文部大臣 井 上 毅

徒弟學校規程

- 第1條 徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス
- 第2條 徒弟學校入學者ノ資格ハ年齢12年以上及尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得
- 徒弟學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス
- 第3條 徒弟學校ハ尋常小學校又高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得
- 第4條 徒弟學校ノ教科目ハ修身、算術、幾何、物理、化學、圖畫及職業ニ直接ノ關係アル諸教科目並實習トス
- 前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外學校長ニ於テ便宜取捨選擇シ又ハ隨意科トスルコトヲ得但實習ハ設備上又ハ其ノ他ノ關係ニ依リ學校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限り之ヲ缺クルコトヲ得
- 第5條 徒弟學校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ就テ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ
- 第6條 尋常小學校ヲ卒業セシテ入學ノ許可ヲ得タル者ニハ本科ノ外讀書習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得
- 尋常小學校卒業ノ者ト雖其ノ志望ニ依リ讀書、習字、作文ノ1科目又ハ數科目ヲ授クルコトヲ得
- 本條ノ場合ニ於テ修身ハ讀書ニ附帶シテ之ヲ教授スルコトヲ得
- 第7條 徒弟學校ノ修業年限ハ6箇月以上4箇年以下トス
- 第8條 徒弟學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得
- 第9條 徒弟學校ハ土地ノ情況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得
- 第10條 徒弟學校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小學校教員ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 第11條 徒弟學校ニ於テ教科用圖書ヲ用フル場合ニハ修身、讀方、習字ニ係ルモノハ尋常小學校高等小學校補習科又ハ實業補習學校用トシテ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノタルヘシ其ノ他ノ教科目ニ係ルモノハ檢定ヲ經ルノ限ニ在ラス

徒弟學校ノ教科用圖書ハ府縣ニ於ケル審査採定ヲ要セス各學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第12條 徒弟學校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第13條 市町村立徒弟學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其ノ學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第14條 市町村立徒弟學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

第15條 女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

この「徒弟学校規程」は、その間の詳しい事情は省略するが、「実習補習学校規程」と共通の原案から生まれた双生児であった（内田前掲書）。

今ここで、「実業補習学校規程」と「徒弟学校規程」との共通の条文とそうでないものを明らかにし、「徒弟学校規程」独自の条文についてはその内容について検討しておきたい。

両規程に共通の条文は、両規程の第3条、「実業補習学校規程」の第9条と「徒弟学校規程」の第8条、同様に第10条と第9条、両規程の第12条、第13条および第14条である。この6カ条については、「実業補習学校」と「徒弟学校」が異なるのみで、他の部分は全く同文である。

次に、「徒弟学校規程」独自の条文について見ていきたい。

まず第1条は「徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」と簡潔な表現で、徒弟学校の教育が職工の技術教育を中心とするものであることを宣言している。原案から成案になるプロセスで、職工の教育という概念が次第に明確化してくることは、注目に値する。それはどういうことかといえば、徒弟学校の教育目的は農・商の徒弟を除外した工業徒弟のみの教育、つまり職工養成にあることが、原案から成案への変遷過程を通じて明確になってくるということである。

こうした方向に徒弟教育の方針が進展したのは、手島精一、小山健三らの東京工業学校系統の意見が強く反映された結果であったと思われる。なお、この結果、農商の徒弟は「徒弟学校規程」の対象から除外されること

になり、その対策として、農業徒弟のために(4)の「簡易農学校規程」が制定され、商業徒弟のためには簡易商業学校に関する法令案が用意されたが、実現には至らなかった。

第2条については、徒弟学校の入学資格に「年齢12年以上」の文字が付加されている点が注目される。この点はすでに見た手島精一の「徒弟學校施設ニ關スル意見」において「蓋シ12歳以上ノ児童ニアラサレハ身體ノ力工具ヲ使用シ材料ヲ動スノ勞ニ堪ヘサルノミナラス心思ノ發達未タ製作ノ考案ニ堪ヘサル爲メ成業ノ効ヲ見ルコト能ハサルナリ」と指摘され、井上文相は「12歳以上」の文字に傍点を付し、注目のあとを残している。

さらに、井上文相が参考資料とした「獨國職工學校大要」には、「學業年齢ニ達シ少クモ小學ノ課程ヲ會得シタルモノハ入學ヲ許可ス」と述べ、さらにその詳解として、「學校ノ現況ヨリ言ヘハ生徒ハ14歳以上ナリ獨乙國ニテハ職工徒弟ハ小學校ヲ終リ宗教ノ洗礼ヲ受クル後ニアラザレハ入職セシメズ此時殆ト滿14歳ナルガ故ナリ稀ニハ小學ニ通学中此學校ニ學ブモノアリ此等ハ12、3歳ナリ」と説明している。

第4条は教科目に関する規程であるが、徒弟学校の教科目は修身を除いて、すべて理工科あるいは職業科の科目であり、この点は小学校教育の補習を兼ねる実業補習学校より、一層職業的な性格を持つといえる。なお、修身科が必修科目として課せられている点に関して、文部省の説明では、「一徒弟學校ニ普通科ヲ授ケス而シテ獨リ修身ヲ必修科トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ總テ修身ヲ本トスレハナリ但徒弟學校ニ於ケル修身科ハ其ノ多キヲ要セス(1週1時ヲ以テ足レリトス)又必シモ教科書ヲ用キルヲ要セサルヘシ」と述べており、あらゆる初等教育の根本に修身科を置くという同時代の教育政策がそこに見られるのである。

また、実習が徒弟学校の教科目の中に加えられたが、第2項の但書に「但實習ハ設備上又ハ其ノ他ノ關係ニ依リ學校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限リ之ヲ欠クコトヲ得」として、実習の施行を必ずしも強制しない弾力的な条文となっている。この実習に関する部分の文部省の説明は、次のように述べられている。

實習ヲ課スルノ標準ハ今日ノ現況ニ照ラシ最適切ナル方法ヲ求メタル結果ニ外ナラ

ス蓋シ學校ニ於テ充分ナル實習ヲ爲サントスルトキハ設備ノ要スル所地方ノ負擔ニ堪ヘサルモノ少カラサルヘク且或ル工業ノ種類ニ依リ職工ノ伴侶ニ入り勞働スルノ習慣ハ必シモ之ヲ學校ニ移スノ必要ナルヘク而シテ生徒ニシテ工場ニ於テ現業ヲ實習シ又學校ニ於テ現業ノ解釋又ハ基礎タルヘキ學科ヲ學フヲ以テ便トスル者蓋シ其ノ多キニ居ラン故ニ省令ハ設備及事情ノ許ス限り實習ヲ課セシメ又便否ヲ斟酌シ之ヲ課セサルコトヲ認メタリ

先にも見たように、実業教育の制度化に当たって、実業の「学理」のみを教えるか、「実技」を中心に教えるかが重要な論争点になっていたが、特に徒弟学校において「学理」と「実技」とを併せ教授すべきであるというのが、東京工業学校を中心とする実業教育関係者の意見であり、井上文相もこうした考え方にくみする立場にあったと思われる。

これに対して、徒弟学校では「学理」のみを教え、「実技」は徒弟制度にまかせるべきだとする徒弟制度温存説が、東京工業者組合をはじめ一般の商工業者や、伊沢修二をはじめとする文部官僚の一部にあった。当時の文部次官牧野伸顕はこの問題は「結局学理を主として教授する事に決定した」と回顧しているが、「徒弟学校規程」において実習が必修とされず、工業の種類によっては実習を課さないことが認められたことは、こうした決定と無関係ではなかった（内田前掲書）。

しかし、これをもって実技中心主義派の敗退と結論づけることはできないことは、次の事実が示唆していた。

つまり、(1)徒弟学校という各種工業の徒弟を対象とする学校が、実業補習学校とは別箇につくられたこと、(2)その教科目がきわめて専門的な性格を帯び、職工養成を目的とするものであること、(3)実習を課するのが原則とされたことなどから見て、ここには手島精一、小山健三を中心とする実技中心主義派の主張は原則的に貫かれているからである。ただ、事実上実習を課さないでもよいこととなったのは、もっぱら地方財政への配慮と、徒弟制度への妥協によるもので、実技中心主義派の大きな譲歩といえる。

その他の重要な特徴をあげれば、第7条において徒弟学校の修業年限を6カ月以上4カ月以下として、職業の性格によって修業年限を伸縮しうることとしたこと、第10条において徒弟学校の教員に「文部大臣ニ於テ工業

教員タルニ適當ナリト認ムル者」の1項を加えて、実業補習学校教員に比して、その専門的性格をより強化していること、第15条において女子職業学校を徒弟学校の種類と認めたこと等である。

こうして「徒弟学校規程」は欧米の先進工業国の制度を参考としながら、わが国の同時代の実情に照らして現実的な職工養成の学校制度として制定された。その過程で、東京工業学校長手島精一と同幹事小山健三の意見が重要な役割を担っていたことがわかるのである。手島精一の校長就任に先立って職工徒弟学校が本校へ移管されたが、徒弟学校規程の成立に際して、本校での職工養成の先駆的体験が反映されたものと思われる。

第3節 東京工業学校の拡張

大阪工業学校の創設

前節に見たように、井上文部行政下において初等実業教育、とりわけ初等工業教育の制度化が実現したが、井上文相は、単に初等工業教育の育成を奨励したのみではなく、工業発展への見通しと、将来の産業界の需要に対応すべく、各段階の工業技術教育の整備と拡充に努めた。

こうした工業技術教育に対する考えを、井上文相は、第6議会（明治27年）の衆議院予算委員会における大阪工業学校創設問題に対する質問への答弁で、次のように述べている。

マア三通リニ成ルカト思ヒマス、工業ノ方ノ學科ノ程度ガ早く言ヘバ大將分ヲ拵ヘル所ト、ソレガ下士官伍長ヲ拵ヘル所ト、ソレカラ今一步下ッテ兵卒ノ訓練ヲスル所ト、ソレデ大將分ヲ拵ヘル所ハコッチノ工科大学ナリ、ソレカラ京都ノ高等中校ニ持ッテ行ッテ京都ハ今法學ヲヤッテ居リマスガ、其他工學ヲ設ケタイ、是ハ高等ノ方デ、ソレカラ大阪ノ方ハ下士官ヲ拵ヘル、其下ハ工業補習學校、是モ大阪ノ方ハ補習學校ヲ立ツルコトガ必要ダ

つまり、井上文相は実業教育制度化での過程において、特に工業教育に

ついて初等、中等、高等の各段階の学校を設置し、それぞれ役割分担させながら、産業界が要請する人材を計画的、段階的に養成しようとしたのである。

そして、中級技術者を養成する中等の工業学校として、東京工業学校のみという現実にかんがみ、大阪工業学校の創設が計画されたのである。

この大阪工業学校の創設計画は、井上文相の格別の計らいによって推進されたものであった。井上自身、何回も大阪の実業家達と話し合っ、大阪に工業学校を創設することの必要性を説き、有志者の賛成をとりつけた。その結果、大阪市議会は、創設に関する費用の半額5万円を大阪市が寄付することを決議した。そこでいよいよ大阪工業学校を創設することにし、予算案を第5議会、第6議会と提出したが、いずれも審議未了に終わり、第9議会（明治28年）において、初めて可決成立した。

ところで、大阪に工業学校を創設する必要をいち早く主張していたのは、手島精一であった。手島はすでに明治24年（1891）『教育時論』誌上に「大阪市に工業学校を設立する必要を論ず」、「工業学校設置に関し再び書を大阪市民諸君に寄す」という2文を寄せ、東京と並び、日本最大の商業都市、工業都市である大阪に工業学校の設置を強く訴え、世論の喚起に努めていた。小山健三も手島同様、大阪に工業学校を設置する必要を痛感し、明治26年12月「工業学校ヲ大阪ニ設置スルニ必要ナル理由」をしたため、井上文相に提出していた。

先の井上文相の議会での答弁は、こうした手島精一らの世論の喚起の延長に出たものであることがわかる。

この工業学校新設の必要を文部省はどのようにとらえていたであろうか。

この点に関しては、文部当局の起草になる「大阪工業学校設立ニ関スル意見」に、東京工業学校が十分にその役割を果たしているにもかかわらず、「工業社会ハ学校卒業生ヲ求ムルコト頗ル急切ニシテ現今ノ設備ハ到底前途ノ必要ヲ充タスコト能ハサル情况ナリ」として、工業界からの技術者の需要が大幅に拡大されているのに、その供給が欠乏している事情を明らかにし、工業近代化のために工業教育が必要不可欠な理由を、次のように述べている。

工業ノ進歩ハ之ニ要用ナル智識ノ普及ヲ謀ルコト肝要ナリ若シ夫天然ノ成行ニ任セ二三固有ノ便益ヲ依頼セハ或ハ競争場裏ノ失敗者トナリ終ニ挽回ス可カラサル厄運ニ陥ランコトヲ恐ルルナリ夫ノ英國ノ實例ニ徴スルニ往年製造ノ勃興ニ際シ鐵石炭ノ富源ニ依頼シ唯々自然ノ發達ニ放任シ來リタルニ歐大陸諸國ニ於テ盛ンニ實業教育ヲ獎勵シタルノ結果製造事業ノ如キハ稍々後ヘニ退步セントスルヲ覺知シ國內ノ先覺者ハ俄カニ輿論ヲ喚起シ實業學校ノ設置ヲ唱道シ現ニ續々成立スルニ至レリ皇太子親カラ開校式ニ臨ミ工業教育ノ必要ヲ説カル、ニ至ル豈ニ唯々形式的ノ儀式ト同視スヘキニアラサルナリ

英國某教育家曾テ云ヒタルコトアリ曰ク蒸氣ノ發明アリテ工業教育ノ必要起ルト今日ニ至リテハ獨リ蒸氣ノミナラス工業ノ根本ハ化學ノ應用電氣ノ作用等ニ原因セサルモノ殆ント稀ナリ去レハ工業教育ノ範圍次第ニ擴充シ國家ノ之カ準備ヲナスノ義務アルコト益々適切ナルモノアリ

ここには科学的、組織的な技術教育なくして、近代工業の発展はあり得ない、これは英国の例に徴しても明白であることが謳われ、工業教育の範囲が拡大するほど、無計画な放任主義の教育政策では効果的な施策ができなくなる、そこで政府は積極的に工業教育計画を立案し、工業教育振興政策を実施する義務があるとしている。このような国家政策的見地に立って、大阪工業学校創設の必要が強調されたのである。それは一面、産業界からの緊急の要請でもあった。なぜなら、直接工場で「職工」の指揮監督に当たる「職工長」クラスの人材が特に欠乏し、しかもその養成機関が不足しており、その拡充が強く要請されていたからである。

明治中期の段階で「職工長」クラスの人材を特に必要とした分野は、製鉄、造船等の鉄工業であった。この分野では「職工長」クラスの間接技術者がもっとも必要とされ、しかももっとも不足していたのである。次いで、紡績、絹織物、マッチ、ガラス、洋傘など、いわゆる軽工業は将来の輸出産業として囁目されており、そのためにはよりいっそうの改良を要し、さらに、旧来の伝統産業についても科学的方法による改良も必要と考えられた。そして、こうした必要をみたすために、東京工業学校程度あるいはそれよりやや低度の工業学校を新設することとなり、その候補地が手島の主張になる大阪であったのである。

大阪は関西における工業の中心地であり、交通の要衝として、生徒を集めるのにもっとも便利であったが、文部省当局は大阪選択の理由をさらに詳しく説明している(「大阪工業学校設置ノ件請議案」)。すなわち、(1)工業学校では実験の必要があるが、校内の設備では限られたことしかできないので、その不足分を工場に出張して見学させ、機械や装置の実際の情況について経験を深めさせる必要がある。(2)大阪の工業は維新以後に発達した近代工業であり、科学を応用することが大切であり、科学的理論と実業とを統一調和させるのに便利である。(3)日本固有の伝統工業を改良することも必要であるが、関西地方は陶器漆器利器の名産地を控えており、それらの学科を教授するのに最も便利である。(4)工業経営者の気風を養うにも大阪の伝統的気風の感化は適当である。(5)大阪は工業の発達にもっとも有望な土地である。この地に工業学校を設置すれば、技術者を養成するのみならず、各種の工業上の試験によって工業の進歩発展に尽くす利益がある。大阪のような近代工業の中心地に工業学校を興すことは、これらの利益をもたらすというのである。

さらに、大阪が交通上の要衝にあるため、西は九州、四国、東は愛知、岐阜、福井、石川あたりまでの府県の者は、おおむね大阪の工業学校に就学するようになるであろうと述べている(こうした文部当局者の意見には、入学者の募集に苦勞した東京職工学校の経験が生かされたであろうと思われる)。いずれにしろ、大阪に中等程度の工業学校を創設しようと企図した最大の理由は、大阪が当時あっては東京を凌ぐ近代工業の中心地であり、大阪の工業界には工業学校の必要性がよく理解され、その設立を歓迎する雰囲気があったのであり、こうした雰囲気づくりの役割を果たしたのが手島精一であったのである。

こうして明治26年(1893)12月には大阪工業学校創設案が閣議を経て、第五帝国議会に付された。以下は大阪工業学校創設費および経常費の文部省案である(「梧陰文庫」B-2789)。

大阪工業学校創設費及経常費概算書

明治26年度臨時歳出

款 大阪工業学校創設費 金92,352円

第1項	新 営 費	金68,352円
第2項	機械器具新調費	金24,000円
明治27年度以降經常歳出		
款	大阪工業学校	金28,360円
第1項	俸給及諸給	金15,260円
第2項	庁 費	金3,000円
第3項	修繕費	金300円
第4項	旅 費	金600円
第5項	雑 費	金1,200円
第6項	実験製品費	金8,000円
同 經常歳入		
款	大阪工業学校	金28,360円
第1項	政府支出	金20,860円
第2項	諸収入	金2,500円
第3項	製品収入	金5,000円

帝国議会では大阪工業学校に関する審議は容易に進まず、第5、第6議会とも審議未了に終わった。その際、衆議院予算委員会において特に問題とされたのは、工業学校の教育内容とわが国の工業界の実態とが、果たして有機的な連関をもつものであるかという点であった。

第5議会衆議院予算委員会における質疑にその間のやりとりを見ることが出来る（『第五回帝国議会衆議院予算委員会速記録』）。

- （鈴木萬次郎君）（前略） 東京工業學校ヨリハ程度ガ低イモノト云フコトハ分
 ッテ居リマスガ、併シ其教育ハ矢張り喩ヘバ染工……染物職工ナドニ付イテハ蒸
 湊機關ナドヲ設置シテ、サウシテ重ニ今日歐米ニ行ハレルヤウナ進ンダコトヲヤ
 ッテ往クト云フノデゴザイマセウカ、或ハ今日日本ノ職工社會ニ行ハレテ居ル業
 ニ適合サセルヤウニシテ、幾何カ改正スル目的デ教育スル積リデゴザイマセウカ
- 文部書記官（小山健三君） 唯今ノ御尋ニ答ヘシマス、此大體ノ實科ヲ大別致シ
 マシテ機械工藝化學ト致シマス（中略）機械工藝ガ鑄造……鑄物デス……鍛鍊…
 …鍛冶ノコト……夫レカラ金具製造板金細工、夫レカラ紡績機織電氣工業造船等
 デゴザイマス、ソレカラ化學ノ方ニ於テ染色鑄造、ソレカラ窯業デゴザイマス
 （中略）製紙……紙ヲ製シマス、ソレト漆器デゴザイマス、冶金ガ未ダアリマス、
 夫レ等ガ化學ニ屬シテ居リマス（中略）唯今申サレマシタ通り西洋ノ模様ハ勿論

- ノコト、同時ニ固有ノ工業、昨日御話致シマシタ日本在來行ハレテ居ル工業ニ學
理ヲ應用シテ漸次改正スル方針ヲ取ッテ往ク見込デアリマス
- 主査（長谷川泰君）（前略） 實ハ私ハ事柄ハ違ウガ是迄教育ニアルコトハ事實
上適當シナイコトガ澤山アル、手紙書クコトハ家ニ來テ習フ、普通ノ手紙ノヤリ
取りノ文句ハ自宅デセヌ以上ハ出來ナイ、(中略) 今ノ鍛冶屋ノ如キモノモサウデ
アル、淺草ノ如キモノデアレデ教授スルト製造所ノ職工トカ職工長ニナルニハ宜
イケレドモ、一個人トシテハアンナ仕掛ハ日本ニハ出來ナイ、ダカラ教ヘテモ用
ヲ爲サナイ、今ノ政府ノスル仕事ハ皆其通りダカラ、私ハサウスルナラバ絶對的
ニ反對シナケレバナラナイ、ダカラ出來上ツタ所ハドウダ日本ニサウ云フ仕掛デ
鍛冶屋ノ仕事ヲスル製造所ガ立ツカ、或ハ百年先ハ卒ザ知ラズ、向フ十年二十年
ノ間ヲ見ルト淺草ノ工業學校ナドハアレヲ卒業シタ曉キニハ嵌メ様ガナイ
- 文部書記官（小山健三君） サウデスガ、其實ハ段々工業上ノはぶりっくガ開ケ
テ來ルノデスガ——進歩シテ來ル段々トサウスルトチウチウヤッテ居ル様ナコト
デハ到底……小サイ鎌ナドハ出來マスガ
- 主査（長谷川泰君） 大工ヤ左官、日用ノコトヲスルノハ別ニスルノデスカ、製
造所ノ教授ダケヲスルノデスカ
- 文部書記官（小山健三君） 今ノ職工ノ教授ハヤラス積リデス、職工ノ斯ウ云フ
職工丈ニ止マルモノノ教授ハセヌ、進ンデ職工長トカ親方トカニナルベキモノヲ
養成スル見込デス、一個デヤルモノハ……
- （鈴木萬次郎君） サウシマスト、例ヘバドウ云フ種類カラ生徒ガ來ルト云フ御
見込デスカ
- 文部書記官（小山健三君） 種類ハ成丈實業者ノ子弟ヲ取ル見込デス
- （鈴木萬次郎君） 矢張り職人ノ親方ナドノ子供ヲヤラレルト云フガ、使ハレテ
居ル裏屋小屋ニ居ル大工ナドノ子供ヲ養成スルト云フ御積リデスカ
- 工業學校長（小山健三君） 逆モ裏店住居ナドノ者ハ這入レマイト思ヒマス、費
用モ掛リ、學ビマシタ所ガ高等小學マデヤルコトハ裏店デハ六ケシイ位ノモノデ
アリマスカラ

こうした質疑応答に、議会側の意見と政府側（文部当局）の意見との対立が明確に表れている。議会側は実際の職業に役立つ教育を要求しているのに対し、文部当局側は将来における近代工業の発展への見通しに重点を置いていたのである。それゆえ、職工長とか職工業者の養成といっても、それに対して抱くイメージが立場によって異なってくるのである。政府委

員としての小山健三の考えは、手島精一にも共通するものであったが、質疑の中で小山は今後の工業教育は帝国大学工科大学、東京工業学校、大阪工業学校、高等学校工学部（第三、第五高等学校）、実業補習学校（徒弟学校を含む）の5種で実施されるようになるだろうという見通しを述べ、5種の工業教育機関の程度は、工科大学を最上位とし、次に東京工業学校と高等学校工学部とが同程度、大阪工業学校はそれよりも一段低いものと位置づけていた。

創設案は第6議会では、衆議院予算委員会第4科（文教関係）が、創立費を8,000円減額する修正案を作成したが、予算委員会では大阪選出の委員が「大阪市デハ決シテ此負擔ノ輕キヲ喜ビマセヌ、寧ロ負擔ヲ増シマシテモ完全ナル學校ノ出來ルコトヲ希望シマス」と強く主張して原案を支持したので、予算委員会は原案どおり可決した。本会議でも可決され貴族院に送付されたが、衆議院の解散（明治27年6月2日）によって成立を見なかった。第8議会には、政府は軍事多端の折から大阪工業学校創立予算案を提出しなかった。

そこで大阪市参事会および大阪府知事は、「工業学校創立ノ件」を貴族院に請願し、貴族院は直ちに可決、政府に伝達した。一方、衆議院では、「工業学校設置ニ関スル建議」が可決された。こうした議会の動きを受けて、政府は明治29年初頭の第9議会に、大阪工業学校創立に関する第3回目の予算案を提出し、無事、貴衆両院を通過し、直ちに大阪工業学校の建設を進め、明治29年5月19日創設、同年9月開校となった。

機械工芸科、化学工芸科の2科を置き、入学資格は高等小学校卒業程度で、修業年限を4カ年とした。大阪工業学校は明治34年（1901）5月11日、東京工業学校と同時に高等工業学校に改称されたが、中等程度の工業学校として、工場で現場の監督をする上級職工ないし職工長の養成を目的とし、井上文相の実業（工業）教育制度構想の重要な一角を形成するものであった。

井上文部行政下における大阪工業学校の創設とならぶ重要な施策は、東京工業学校の拡張問題であった。

東京工業学校の拡充・整備

大阪工業学校創設問題は、当時、近代工業の発達に他に先駆けて顕著であった工業都市大阪に工業学校が1つも存在しないという現実にかんがみ、工業都市にふさわしい工業学校を設置しようとするものであったが、一面、東京工業学校のみでは中級技術者に対する工業界の需要の要請に応えることができない、という事情も背景にあった。つまり、明治20年代後半期には、中級技術者を養成する工業教育機関の拡充が1つの社会的要請となってきたのである。

したがって、大阪工業学校創設事業の推進と並行して、東京工業学校の拡充、拡張計画が進められたのも当然であった。

まず、東京工業学校の拡充に対する議会の対応を見ていきたい。

東京工業学校の拡充案は、明治26年12月の第5帝国議会に、木材乾燥場を新設するための費用が予算案に計上されたことに始まる。

この木材乾燥場新設の予算は予算委員会で削除されたが、その理由として、近代的な大工場にのみ設置されるこのような人工乾燥場は、当代の一般工業界には当面、必要がない。必要のない技術を教えることはないというのが、議会側の対応であった。

これに対し、政府側（文部当局）は、当時の工業界の状況はたしかにこのような大規模な木材乾燥場を必要とする段階にはいたっていないことを認めつつ、将来、工業の発達に伴って、その必要が必ず起こるとの見地から、その施設の実現を強く要望した。

予算委員会での質問に答えて、政府委員の牧野伸顕は、次のように述べている。

成程唯今ノ所デハ乾燥器杯ト云フモノハ民立ハゴザイマセヌ、故ニ文部省ニ於キマシテハ其工業学校ニ於テ乾燥ノ法ヲ示シテ将来職工長トナッテ此業ガ外ニモ起ルト思ヒマスカラ、其豫備ノタメニ唯今カラ職工長ニナルベキ者ヲシテ訓練ヲサシテ置ク見込デアリマス——斯ノ如キ事業ガ起ルト思ヒマス今日ノ所デハ此工業ノ社会ニ於キマシテハ木材ノ乾燥ト云フコトヲ缺クタメニ、種々ノ指物類藥品器械ヲ入レル箱トカ云フヤウナモノヲ拵ヘマシテモ、其乾燥ガ不十分ノタメニ大變粗末ノ物シカ

出来ヌノデアリマス、當局者モ乾燥法ヲ行ッテ十分乾燥シタ材木ヲ用キタイト云フ考デアル、今日カラスウ云フコトヲ工業學校デヤッテ世ノ需用ヲナスニ相違ナイ、追マニハ民設ノ會社デモ乾燥ヲ目的トスル事業ガ起ルト思ヒマスカラ、唯今カラ職工長トナルベキ者ヲ養成スル見込デアリマス

先に浜尾新は、東京職工学校の創設に当たり「工業学校を起し……而して工業工場を起さしめん」と述べたが、牧野伸頭のこの発言にも、同様の意味合いが込められていた。

つまり実業教育とりわけ工業学校の教育は、工業界より数歩先んじた位置にあって、工業界を誘導し、その近代化の先兵としての役割を果たすべきであるという考え方が、明治10年代の初めから、この明治20年代後半の時期まで、当時の文部省の実業教育振興政策の基本理念として一貫して存在していたことがわかるのである。

このことと、中級技術者に対する工業界の需要をみたすという当面の目標とは、一見矛盾するかに見えながら、実際はようやく産業革命期に突入しようとしていた当時の工業界の急速な近代化を準備し、着実に実現していく、もっとも重要な原動力たる人材を確保するという一点において、この矛盾は解決するのであった。つまり、産業革命の進行過程では、工業界の当面する技術への需要は、常により近代的な技術の進歩改良を生み出す契機となったからである。

井上文相が実業諸学校の中で、特に工業学校の奨励を最重要視したのも、日本の産業革命への展望を持ち、それを誘導しようとしたからにほかならなかった。東京工業学校長手島精一と井上文相との関係からして、当然、東京工業学校の拡充整備は、井上文相の構想の中に組み込まれていたと思われる。しかし、不幸にして文相井上毅は、そうした構想の実現をみないうちに病に倒れ、明治28年（1895）3月17日没した。

しかしながら、井上文相の構想は、議会における東京工業学校拡張案として実現されることになった。

井上文相以下、文部当局者の熱心な働きかけが効を奏したのか、議会内における東京工業学校拡張の気運は高まり、明治28年2月、第8議会では、真下珂十郎、土居光華、小室重弘の3名によって「東京工業学校拡張建議

案」が衆議院に提出された。

東京工業学校擴張建議

我帝國ハ専ラ商工業ヲ振勵シ以テ國富ノ本源ヲ涵養セサル可ラサルハ通國ノ主論タリ是故ニ之カ中心タル工業學校ノ如キハ最モ先ツ其ノ振作ヲ圖ラサル可ラス然ルニ退テ現時ノ工業學校ヲ觀レハ萎靡トシテ振ハス其ノ養成スル所ノ人員頗ル少數ニシテ今日社會ノ進運ニ伴ヒ其ノ需用ニ應スルニ足ラス寔ニ遺憾トスル所ナリ依テ政府ハ速ニ之カ振勵ノ道ヲ講シ其ノ規模ヲ擴張センコトヲ要ス若シ夫レ其ノ擴張費ニ至リテハ國庫財源ノ許ス所ヲ計リ豫算ヲ編成シテ帝國議會ニ提出セラレンコトヲ望ム右及建議候也

この建議案に添付された理由書には、東京工業学校の卒業生の需要が、工業界への供給に追いつかず、入学者の志願も募集人員の数倍に達するにもかかわらず、施設、設備の収容能力が小さいために需要を満たし得ないとし、さらに、わが国工業界の発達との関係につき次のように述べている。又願テ今日工業界ノ實況ヲ觀レハ學理ニ精通セル技術者ヲ要スル工業ノ種類漸次興起スルニ拘ラス單ニ前日ノ規模ヲ維持スルニ止マリ進テ適良ノ技術者ヲ養成スルノ道ヲ講セサルニ於テハ我工業ノ進度ニ伴隨セス其影響延テ工業界ニ及ヒ其發達モ亦得テ望ムヘカラス故ニ今本校ノ規模ヲ擴張シ一面ニ於テハ目下必須ナル工業ノ種類ニ就キ教科目ヲ増設シ或ハ生徒募集ノ數ヲ増シ以テ需要愈々多キ工業界ノ供給ヲ充タシ一面ニ於テハ既設ノ教科ニシテ工場ノ設備未タ完全ナラサルモノハ之ヲ補充シ或ハ各科教官ヲシテ教務ノ余暇其専門ニ係ル工業ニ就キ實地研究セシメ以テ生徒教養ノ資ニ供シ併セテ工業界ヲ裨益セシムルハ實ニ目下ノ急務ナリトス

この理由書によれば、東京工業学校の擴張案の具体的内容は、「学科の増設」、「生徒の増募」、「施設設備の充実」、「教官の研究条件の改善」であったことがわかる。

この建議案は衆議院において高田早苗ほか8名の委員に付託され、特別委員会は審議の結果、

- (1) 「現時ノ狀況ヲ見レハ萎靡トシテ振ハス」の字句を削除
- (2) 「政府ハ速ニ之カ振勵ノ道ヲ講シ」の字句を削除
- (3) 「國庫財源ノ許ス所ヲ計リ」を「國庫財源ノ許ス所ノ時期ヲ計リ」と

訂正

の3点を修正し、衆議院はこの修正案を可決した。

こうした議会内の気運に対応すべく、本校側でも整備拡充に向け積極的に行動を開始していた。それは「東京工業学校拡張の理由」と題する意見書として、文部当局及び貴衆両院に提出された。

東京工業学校拡張ノ理由

凡ソ工業教育ノ要ハ工業ノ進展ニ伴ヒ之ニ適應スル技術ヲ授クルニアリ故ニ其實験事業ノ如キモ工業ノ發達ニ隨ヒ其ノ設備充實ナラザル時ハ教育ノ効全カラズ然ルニ本校各科ニ於ル諸般ノ設備多クハ十餘年前ノ裝置ニ係リ爾來經費缺乏ノ爲メ頗ル補充ノ便ヲ缺キ漸ク其規模ヲ維持スルニ過ギザルヲ以テ之ヲ今日工業界ノ現況ニ徴スルトキハ時勢ニ後ルルノ憾ナキ能ハス且輒近工業ノ發達ニ伴ヒ技術者ノ需要頓ニ増加スルモ卒業生ノ供給ハ其ノ需要ニ應ズルニ足ラザルノミナラズ其ノ需要ハ今後益々増加セントスルノ趨勢アリト雖モ各般ノ設備狹少ノ爲メ多數ノ生徒ヲ養成シ能ハザルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ是レ規模擴充ノ已ムベカラザル所以ナリ今之ガ擴充ヲ圖ルニ方リ目下學理ノ應用ヲ要スル工業ノ種類多キニ拘ラズ單ニ電氣工業科ノ實施及ビ機械科實修課目増設ニ止メ他ハ主トシテ既設教科設備ノ補充及ビ生徒募集人員ノ増加ヲ以テ急務トセシハ幾多ノ教科目ヲ新設シ徒ラニ多岐ニ互ランヨリハ寧ロ既設教科ノ設備ヲ充足シ現ニ發達ノ途ニアル工業ノ實況ニ適應スベキモノヲ養成シ以テ其需要ニ應ズルニ若カザルヲ以テナリ且以上ノ設備ニシテ實行セラルルニ至ランカ本校ハ固ト専門ノ教官ニ乏シカラザルヲ以テ其教務ノ餘暇ニ於テ目下實業家ノ苦心改善ヲ欲スル諸般ノ工業ニ就キ實驗研究セシメ而シテ其實績アルモノハ廣ク之ヲ世間ニ發表スルトキハ本校ガ當然爲スベキ教育以外ニ於テノ工業ニ裨益ヲ與フル蓋シ少カラザルベシ（下略）

政府は、この建議にもとづき、翌年の第9議会（明治28年12月～29年3月）に「東京工業学校拡張予算案」を提出し、議会の議決を経て、「電氣工業科」が新設されることになった。

新設の学科のみならず既存の諸科も設備を拡充し、実修工場の増築、機械の増設、規模の拡充がなり、生徒の増募も実現した。

ちなみに、入学志願者は、明治20年代に入り順調に伸びていた。

年度	志願者	入学者
明治22年	453	72
23年	359	68
24年	358	93

25年	381	81
26年	331	76
27年	不詳	67
28年	”	73
29年	”	108

拡張に伴う学科の新設で、明治29年度の入学者は初めて100人台にのっている。こうして東京工業学校の拡張は、先に見た大阪工業学校の新設と相まって、工業教育の拡大をもたらし、中堅技術者養成の量的発展を可能ならしめたのである。

工業教員の養成と工業教員養成所の設置

さらに、東京工業学校の拡張とやらんで注目すべきは、この段階における「工業教員養成」の問題であった。

徒弟学校および実業補習学校の設置を奨励し、実業教育の振興を目指す井上文部行政の成否を左右する鍵は、実業教員をいかにして充足するかにかかっていた。

文部当局も、実業教育奨励に当たって、実業教員養成の重要性を十分に認識していたから、「実業教育費国庫補助法」の第7条に、国庫補助費の10分の1以内をもって実業学校教員養成費に充て得る旨、規定することにしたのである。そして「実業教育費国庫補助法」にもとづいて「工業教員養成規程」が定められた。

同規程の草案では、「工業補習学校及徒弟学校教員ヲ養成スル爲メ東京工業学校ニ工業教員速成科ヲ置ク」とし、教員養成科の修業年限は3年、速成科の修業年限は1年、入学資格は教員養成科は17歳以上で尋常中学校又は尋常師範学校卒業以上の学力を有する者とし、速成科は東京工業学校長の定める所によることとしている。また、卒業後教職に従事する義務は、教員養成科5カ年、速成科2カ年としている。

この草案に対して、明治26年6月の文部省令第12号「工業教員養成規程」は、2、3の点で異なっている。

- (1) 東京工業学校の管理の下に工業教員養成所という独立の機関を設置したこと
 - (2) 工業教員養成所に本科及び速成科を置き本科の修業年限を2年、速成科の修業年限を1年としたこと、本科の入学資格は17歳以上の男子で尋常中学校卒業者又はこれと同等の学力を有する者とし、尋常師範学校を並記しなかったこと（なお修業年限の短縮は、規程公布間に文部省参事官に修正されたものであり、その理由は「初等ノ工業教員ヲ養成」するの、本科生と同じく3カ年は必要ないというものであった。）
 - (3) 入学者の一部を地方長官の推薦制にしたこと
 - (4) 本科の教職従事義務期間を6カ年にしたこと
- 等が草案と異なる点である。

工業教員養成規程

第1條 實業教育費國庫補助法第7條ニ基キ徒弟學校及工業補習學校教員ヲ養成スル爲ニ工業教員養成所ヲ置ク

工業教員養成所ハ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第2條 工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科生徒ノ定員ハ100名トシ速成科生徒ノ定員ハ40名トス

第3條 本所生徒ニハ學資ヲ補給ス

第4條 本科ノ修業年限ハ2箇年トス但學校長ノ意見ニ依リ仍1箇年間補習セシムルコトヲ得

速成科ノ修業年限ハ1箇年トス

第5條 本科ニ入ルヘキ生徒ハ年齢17年以上ノ男子ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

入學生ノ一部ハ地方長官ヲシテ之ヲ薦擧セシメ他ノ一部ハ競争試験ニ依ル

速成科ニ入ルヘキ生徒ノ資格ハ文部大臣ノ許可ヲ經テ東京工業學校長之ヲ定ム

第6條 本科生徒ハ卒業ノ日ヨリ6箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有ス其ノ地方長官ノ薦擧ニ依ル者ハ地方長官ニ於テ指定スル學校教員ノ職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス但薦擧シタル地方ニ於テ就職スヘキ學校ナキトキハ文部大臣ニ於テ指定スヘシ

第7條 速成科生徒ハ卒業ノ日ヨリ2箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス

第8條 半途退學ノ者又ハ卒業後第6條及第7條ニ定ムル義務ヲ盡ササル者ハ補給

シタル學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ハ學校長ノ具申ニ依リ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第9條 本規程ハ明治27年9月1日ヨリ施行ス

この「工業教員養成規程」にもとづいて、明治26年（1893）6月14日、東京工業学校に工業教員養成所が開設された。

手島精一が初代の養成所長を兼任することとなり、彼自身は「工業師範学校長」であったと回顧している。

明治27年6月27日付の官報の学事報告の「工業教員養成所規則」によれば、工業教員養成所は徒弟学校および工業補習学校の教員養成を目的とし、本科は金工科、木工科、染織工科、窯業科、応用化学科の各学科からなり、速成科は金工、木工、染色、機械、陶器の5科目からなっている。

当初、工業教員養成所は本科と速成科の生徒の性格をめぐって意見の対立がみられた。

特に、速成科は徒弟学校および工業補習学校の教員需要に応ずべく作られたもので、何よりも「速成」を旨とするから、ある程度実質的な内容をもった人物を生徒としなければならない。その実質の標準をどこに置くかが問題となったのである。

相対立する意見の一方は、「府縣尋常師範學校ノ卒業生及ビ之ト同等以上ノ資格ヲ有スル小學教員」から生徒を募集すべしと主張し、他方は「純粹ノ實業者ニシテ普通ノ讀書算術ヲ知得スル者」から募集すべしと唱えた。

つまり、こうした対立は、先にも見た徒弟学校および工業補習学校において基礎的な教科目の講義に重点を置くか、あるいは実習を中心とした技術の習得に重点を置くかの問題の再燃でもあった。

結局、工業教員養成所は本科と速成科からなるものとし、前者は尋常中学校卒業以上の学力を有する者を入学させ、速成科の生徒には実業者で読書算盤の知識を有する者を入学させ、1年間教育して地方の徒弟学校や工業補習学校の教員にするものとした。この工業教員養成所が高等師範学校の管理下に置かれずに東京工業学校の監理下に置かれたことは、技術教育を重視する手島精一の意向が強く働いたものと思われる。

第4節 東京工業学校の専門学校化

高等学校の専門学校化

ここで、東京工業学校が他に先んじて専門学校化していく過程を見ておきたい。

井上文相期には、中学校、高等学校の「実科化」が図られたが、それは上級校進学の前備校化傾向への対策として、年々増加する生徒を実業に誘導すべく、中学校（尋常中学校）を「実科中学校」に改変させるものであったが、これは、明治27年（1894）3月に尋常中学校の学科改正を行って第4級以上に「實業要領ヲ正科ニ加ヘ其ノ他簿記ヲモ加ヘ得ル事」、同年6月、尋常中学校実科規程を公布して「第1年級ヨリ實科ヲ授クル所ノ尋常中學校」の設置となって実現した。

同時に、「高等學校令」を公布して高等学校を「専門學科ヲ教授スル所」とし、「帝國大學ニ入學スルモノノ爲メ予科ヲ設クルコトヲ得」ることとした。

これらの井上文部行政下の施策のうち、中学校の「実科化」は不振に終わり、大きな影響を及ぼさなかったが、高等学校の「専門化」は後の専門学校、大学化に貢献するところ大であった。

その1つは、第三高等学校に工学部が設置されたことである。

第三高等学校工学部には「機械工学科」と「土木工学科」が置かれ、「機械工学科」では「発電機及電動機」「製造冶金学」，「土木工学科」では「道路橋梁及施工法」「鉄道」といった「専門科目」が教授された。

第三高等学校工学部は、明治31年（1898）7月、27名の卒業生を出したが、土木、機械工学科では同29年より生徒募集を中止したため、同32年7月に25名、同年10月に2名の卒業生を出して廃止された。

第三高等学校に次いで、明治30年（1897）4月、第五高等学校に工学部が設置された。学科は第三高等学校と同様の土木、機械であった。この第五高等学校工学部は、明治39年（1906）に工学部を第五高等学校より分離

して「熊本高等工業学校」と改称された。

こうした高等学校の「専門学校」化は、井上文部行政の成果の1つであった。

井上は「高等学校」を地方の中堅的人材の養成機関として構想し、各地方の中心地に設置したのであるが、その際、井上文相の場合には、森文相の「高等中学校」よりいっそう専門教育に力点を置き、「専門学科」を本体とし高等学校の完成教育的性格の強化に努めていた。

しかも、井上文相の構想は、高等学校を地方大学とし、帝国大学の分科大学卒業生と匹敵する資格、特権を同校卒業生に与え、その地位を強化し、将来はむしろ帝国大学に代えて高等学校を学校体系上の正規の大学とし、帝国大学には学術研究的な特殊な地位を与えようとしたのである。この点には、当然、帝国大学の激しい反発を招くことになった。

しかしながら、井上文相期に成立したこれら「専門学科」を本体とする「高等学校」は、卒業生に何らの特権も認められず、学士の称号も規定されなかった。こうした事情が、第三高等学校工学部の不振に何らかの關係をもったことは、否定しえなかった。

もっとも、直接的には「高等学校令」成立（明治27年6月25日）直後の明治27年8月29日井上文相が病気のためその職を辞し、高等学校に対する政策が一貫性を欠いたことに「専門学科」不振の原因があった。そのためこの後高等学校制度そのものは、井上文相の意図に反して、大学予科を主体とする大学への予備学校となっていった。

それとの関連で、唯一の専門学科を持つ東京工業学校の「工業専門教育機関」としての比重はますます大きなものとなっていくことになった。

井上文部行政の成果の1つである高等学校の「専門教育機関化」は、井上の文相辞任に伴い、本来の目的を失っていったが、専門教育における「高等学校令」成立の意義は、決して小さいものではなかった。なぜなら、高等学校制度の成立によって、高等専門教育の社会的意義が国家の制度として認められたと考えられるからである。

むろん、それまで高等専門教育の制度が存在しなかったわけではない。帝国大学では「國家ノ須要ニ應スル學術技藝」が教授されていたはずであ

るし、そのほかにも、個々の学校を取り上げれば、高等専門教育を行っている学校も多かった。しかし、これらの高等専門教育機関（駒場農学校、札幌農学校、東京商船学校、東京山林学校、東京高等商業学校〔1887年10月〕、東京工業学校、東京外国語学校）には、教育上の統一的な規定はなかった。したがって、一概に「専門学校」といっても「高等専門学校」か「中等専門学校」かの区別も明らかではなかった。およそ、各分野で先行するこれらの諸学校は、この時期から高等専門学校としての内実をそなえていくことになった。

一方、教育制度上明確な位置づけをもっていた「帝国大学」の場合には、純粹に学問を教授するという性格を基本的にもっていた。

つまり、「高等教育機関」というよりも、むしろ「学問の府」としての性格が強かった。

そうした意味で、「帝国大学」は社会から超然とした存在であった。明治前半期の欧米文化の吸収に汲々たる時期には、一般社会から超然として欧米文化の摂取に取り組んだ帝国大学のような機関も必要であった。しかし、明治20年代に入り、社会の近代化も進み、産業の近代化が緒に就くころになると、純粹な学問を標榜して、社会性実用性を卑しむ帝国大学の学問観、大学観のみでは、社会的要求を満たし得なくなってきたのである。こうした教育制度と社会的要請との間隙を埋めるために、より一般的な「高等専門教育」の制度化が必要となることは当然でもあった。

同時代の教育世論は帝国大学の理念やその機能を鋭く批判し、「高等専門教育」の制度的拡大を迫った。

井上文相による「高等学校令」の公布は、こうした教育世論を背景とした学制改革であった。井上文相の「専門学部」を主体とする高等学校の制度化は、それまでの帝国大学における学問中心主義の高等教育観に代わって、社会的要請に適應する実際的な高等専門教育観にもとづく学制改革であったといえる。

事実、こうした実際的な高等専門教育観の形成と時代的要請があったからこそ、後に見る「専門学校令」が制定され得たと考えられるのである。「専門学校令」によって統括された学校のうち、官立のものは高等学校専

門学部の独立した「専門学校」であったことは、こうした事情をものがる。つまり、高等学校専門学部から「専門学校令」による専門学校への系譜的發展がそこに読みとれる。「高等学校令」の成立は、学校系統の面からみるならば、「尋常中学校」と「高等中学校」との接続問題に一応の解決が与えられることになった。

すなわち、「高等学校令」に伴い、制定された「高等学校修業年限及入学程度」において、高等学校の入学資格を尋常中学校卒業程度と明確に規定し、従来の予科を廃止した。このことは、接続上の多年の課題を解決したことであり、その意味で重要な意義をもつものであるといわねばならない。これが可能となったのは、(1)尋常中学校の教育の質が向上したこと、(2)高等学校の性格、目的、内容が高等中学校時代より明確化し、尋常中学校との教育程度の調整がしやすくなったこと等の理由があげられる。

こうして尋常中学校と高等学校とを直結することによって、学校系統上、中等教育段階から高等教育段階への単線化が推進されていくことになった。その結果、高等教育に至る修業年限が短縮されるとともに、それへの就学者は次第に増大し、中等および高等教育段階の国民教育的性格が強化されていくのである。

東京工業学校の専門学校化

先にも見たように井上文相による高等学校の「専門学校」化は、「専門学科」の不振により、本来の機能を十分に発揮するまでに至らなかったが、「工業専門教育機関」として高等学校工学部と同程度の学校とみなされた「東京工業学校」の占める比重は、井上文相の構想を先取りするかたちで、ますます大きなものとなっていった。

たとえば、入学資格者の面で見ると、明治26年10月の規則の改正で、尋常中学校卒業生の範囲を拡大して、単に官公立中学校高等中学校予科のみならず、「本校ニ於テ適當ト認メタル市町村立又ハ私立尋常中學校卒業生」にも及ぼし、同時に従来の方立に依嘱していた生徒募集をやめ、直接に「地方學校トノ連絡ヲ通シ廣ク適當ノ生徒ヲ得」るために、「學校長ノ證

明」だけで卒業成績優秀な人材の無試験入学を許可した。

そして、募集人員を2分し、半数を入学試験合格者、半数を尋常中学校卒業生とし、入学志願者が募集人員をオーバーするときは、「先ツ工業者ノ子弟ヲ撰抜シ尙募集人員ニ充タサルトキハ入學試業ニ合格シタル者ニ於テハ成績ノ優等ナル者ヨリ次第ニ入學セシメ（尋常中学校卒業生）ニ於テハ（一定ノ學科）ヲ試験シ其成績優等ナル者ヨリ次第に入學セシム」ることとした。

こうした措置は、東京工業学校の性格が、中等専門学校から高等専門学校へと上昇する過程でとられたものであることがわかる。

それに伴い、学科の改正も行われた。明治27年6月の規則の改正では、「陶器玻璃工科」が「窯業科」と改称されたが、それは「名実」を整えるためであった。

さらに、特別生、選科生の廃止がなされたが、特別生の廃止は、その目的たる師範学校の必須科たる手工科が随意科に改められるため、需要の減少を来すべき傾向にあることによる措置であり、選科生の廃止は、その入学者が該科の目的たる実業者ではなく、正科の入学に学力不足なる者が大勢を占め、設置の主旨に合わなくなったからであった。

さらに「東京工業学校拡張案」により、電気工業科が新設され、明治28年度には、「共通学科」が置かれた。

この「共通学科」は、本校の授業開始以来、各専門学科以外において1年生ないし3年生に共通する学科を総称するもので、その主たる目的は各自専門の学科を修むる基礎を作ることにあつた。それに伴い、「校務分掌規程」により、共通学科の名称を設け、科長を置くことになったが、こうした措置は、先にも指摘した東京工業学校の「高等専門教育機関化」の現れであったことは、いうまでもない。

この間、校舎、工場の拡張に資すべく、明治28年（1895）5月、文部省より学校用地として、浅草区南元町38番地地積3,992坪6合8勺石造建物585坪を交付された。

明治29年5月に規則の改正を行ったが、その大要は、(1)本学の目的である「職工長」の養成という教旨を改め、「工業ニ従事スヘキ者ヲ養成」と改

正した。その理由は、本校の卒業生中には諸官庁あるいは官私諸工場等の技術者となる者が極めて多く、実態にそぐわなくなったためであった。

さらに、この教旨の改正により、東京職工学校創立以来の目的であった「工業教員養成」の面が後退したが、すでにこの段階では、本校には「工業教員養成所」が設置され、本校校長の管理下に置かれたので、「工業教員養成」という目的は、全面的にそちらに委ねられたのである。

(2)従来の化学・機械工芸部の名称を廃した。これは、各科に科長を置いてその教務を整理することになったので、別に部を置く必要がなくなったための措置であった。

さらに、「染織工科」を「色染」「機織」の2科に分けたが、その理由は、「染織業の發達に伴ひ分業の必要あるを以て」であった。

前年に新設された「電気工業科」を「電気工科」と改め、「電気機械」「電気化学」の2科に分けたが、これは「元來電氣業は機械工業と化學工業とに屬し兩者の間畫然區分せらるるを以て各々其專修せられる所を分割」したのである。

(3)入学試験程度を改め、尋常中学校卒業程度において「読書」「作文」「算術」「代数平面幾何」「図画」「物理」「化学」「英語」を入試科目とし、中学校との連絡をよりいっそう明確にした。

(4)上級生徒の工業地方視察派遣を認めて、「上級生徒中學力優等品行善良ノ者ヲ選ヒ學術研究ノ爲メ各期休業中旅費ヲ補給シ工業地方ニ出張ヲ命スルコトアルヘシ、但其研究事項ハ報告セシメ之ニ評點ヲ附シ學年評點數ニ勘合スルモノトス」とした。

さらに、年代的には少し下るが、明治32年6月、先の東京工業学校拡張策の一貫として「工業図案科」が新設された。

この「工業図案科」は工業図案に関する技術者の養成を目的とするものであったが、その新設は手島精一の長年の懸案でもあった。

手島は数度にわたる万国博覧会への参加の経験から、日本の伝統的な輸出商品の意匠の刷新を図る必要を早くから認識していたのである。手島自身、工業図案科の新設理由を以下のように述べている。

私が工業學校に圖案科を置きました譯は圖案と云ふものは、今までは兎角高尚なも

のみにみ施して、日常品と云ふものに對してはまるで措いて問はない。然しながら圖案と云ふものはそう云ふ性質のものではない、いかなる卑近なものにも之を施すと云ふことが必要である。我々日常眼に觸れる煙草盆、火鉢、何んでも圖案を施して見たら宜しからうと云ふのは、是が物の販路を見出すといふ事になるからであります。而も今日の圖案と云ふものは、甞に床の間の置物と云ふやうなものに止まらずして、その圖案によって製品の價格も出てくる。圖案の如何に依っては品物の用途に適さなかつたり、若くは製品が薄弱になることがある。それは畢竟圖案科と云ふものが只繪を畫くと云ふだけであるからいけない。然るに工業學校に圖案科を置けば、その圖案科なるものが只繪を畫く許りでなく、物品の用途を明かにしてやるから甚だ成績が宜しくなる譯である。何處の工場に行っても機械は斯う云ふ風にして作る、焼物は斯うして焼く、織物は斯うして織ると云ふので、その知識と云ふものを應用するのでありますが、織物を織る道も知らず、焼物を焼く方法も知らぬ者が圖案を作るからいけないのである。工業學校に於ける工業圖案科なるものは、そう云ふ意味で置いたのである。且つ又地方の工業學校には圖案科の圖案を教へる人が必要であるから教へる人は、かかる方針で養成した人に教へさせると云ふのが私の持論であった。

手島は日本の輸出産品の付加価値を高めるためにも、体系的な工業圖案の教授が必要であると与えたのである。こうして、東京工業學校に産業圖案の先驅をなす「工業圖案科」が新設された。

この間、東京高等商業學校との交流が図られたが、これは工業學校に深いかわりを持つ小山健三の東京高等商業學校長の就任に伴い、本校との間に講義の提携が実現したのである。

明治28年9月、副科に「工業經濟」「工業衛生」が設けられ、高商側から佐野善作教授が簿記を、本校からは機械科長の阪田貞一教授が工業講義を担当し、相互に出張して交換教授の端をひらいた。後には經濟學者福田徳三、プラグマチズムの哲學者田中王堂などが本校の教壇に立った。

明治28年7月、工業教員養成所は速成科の卒業生を送り出している。

第1回速成科卒業生の人数は

金工速成科	4名
木工速成科	6名
染色速成科	2名

機織速成科 2名

陶器速成科 2名

(この年、手工教員養成施設たる機械科特別生の卒業者は5名)

本科の第1回卒業式は、明治29年7月18日に東京工業学校卒業式と同時に
行われ、

金工科 5名

木工科 11名

染織工科 1名

応用化学科 4名

の合計21名の卒業生を送り出した。卒業生は本科、速成科とも岩手、仙台、
秋田、庄内、常滑、山中、大阪、兵庫、広島、佐賀、福岡、鹿児島等々、
全国各地の工業、実業徒弟学校へ赴任して行き、地方工業の振興と育成に
献身したのである。

手島校長の周辺

東京工業学校の「高等専門教育機関化」は着々と進行していったが、手
島精一校長の周辺は、なにかと慌ただしい事態をむかえていた。

それは、文部行政をめぐる政府と議会の対立、あるいは政府部内の政争、
抗争の余波が手島の周辺にまで及んできたのである。

明治30年11月6日、手島の最大の理解者であり、工業教育における同労
の士である浜尾新が、帝国大学総長の椅子から文部大臣に抜擢された(第
二次松方内閣、外相大隈重信とのコンビで松隈内閣と通称)。

文部大臣に就任した浜尾は、手島の再度の文部省入りを強く慫慂し、年
来の主張を実現すべく手島の援助を期待したのである。

手島は数年前、時の農商務大臣金子堅太郎から初代の工務局長への就任
を懇願された折辞退したいきさつもあり、同じ省内とはいえ自分から進ん
で行政官を務める気にはなれなかった。そこで、いったんは浜尾の推挽に
感謝しながら辞退したのであるが、浜尾の懇望は切であり、彼から受けた
長年の知遇を思えば、浜尾の申し出をむげに断ることはできなかったのだ

あろう、11月17日には東京工業学校長兼任のまま、文部省普通学務局長に就任したのである。

手島は工業教育の最も良き理解者である浜尾新文部大臣の下で、かねての念願である国民工業知識の普及啓蒙を実現すべく準備を進めたのであるが、「日清」戦後経営をめぐる激しい政争の渦に巻き込まれて、浜尾文相は就任わずか2カ月で同年12月27日辞任することになった。

手島も浜尾に殉ずるかたちで、翌31年1月18日普通学務局長と兼官の東京工業学校長の職を退いた。

政務と校務の狭間の中で、繁忙の日々を過ごした手島にとり、この浜尾に殉じた退官は休息のときでもあった。

手島の校長退任により、同日付で機械科長の阪田貞一が校長心得を命ぜられ、同年2月8日正式に第3代校長に就任した。

混迷する政局はひとまず第三次伊藤内閣の成立により收拾され、文部大臣には西園寺公望を経て、帝国大学総長外山正一が就任した。外山は幕臣で若くして英国に留学、外務省を経て開成学校教授に転じ、文科大学長から帝国大学総長の椅子を占めた人物であった。

外山文相の指示により、文部次官には東京高等商業学校長小山健三が抜擢された。

手島と昵懇の間柄であった小山健三は、文部次官として手島精一の文部省入りを強くすすめた。手島も後輩でありながら政治的手腕に優れた小山には敬服しており、小山の申し出を受け入れ、明治31年6月12日実業学務局長のポストに就任し、三たび文部省入りを果たし、小山文部次官の下で働く身となったのである。

事務の引き継ぎも一段落し、新規事業の予算編成に着手しようとする間際、めまぐるしく変化する政変は、ついに外山文相の更迭を余儀なくせしめた。6月30日犬養毅が文相に就任したが、文部次官小山健三は外山正一と袂をつらね、翌月の5日、文部次官の椅子を去った。

またしても手島は文部省内の拠り所を失うはめになった。為すことも為さず、行うことも行い得ない不本意の登庁を繰り返しながら、この間、8月東京高等商業学校長事務取扱を命ぜられたが、在任約4カ月、同年10月

には格好の後継者も見いだせないまま本官（文部省実業学務局長）兼官（東京高等商業学校長事務取扱）を辞任し、文部省を去ることになった。

手島は文部省普通学務局長に就任するに際して、東京工業学校長のポストを阪田貞一に譲ったが、校務繁多に加え、工場設備の拡充整備、あるいは各学科間の円滑な事務連絡などの面で、どうしても手島の手腕は不可欠なものであり、彼の復帰を要望する声が次第に校内に湧き上がってきた。

こうした校内の状況を認めた阪田校長は、1月14日、年頭の挨拶をかね手島精一を本郷西片町の自宅に訪ねた。阪田は校内の状況を縷々説明したうえで、自分は退任の意志ある旨を打ち明け、手島の復帰を強く懇願したのである。

阪田の懇願は手島なくしては校舎、工場の拡充はままならず、学科間の円滑な運営も思うようにはいかないという校内の状況を報告し、こうした事態を打開する人として、手島しかいないというものであった。手島は校内のこうした事態を憂慮し、阪田の懇願を受け入れ、学校長として復帰することを承諾した。

翌日、手島は事の次第を浜尾新や岡田良平（後任の文部次官）に報告した。両人は「本省の局長までやり勅任官となった君が、再び単なる工業学校長として復職する決心には、反対はせぬが、文部省が前例を破って勅任級に待遇するか、否かは疑問である。自分たちも及ばずながら努力はするが、この点を承知の上なら異存はあるまい」ということになった。手島は両人の好意を感謝し、むろん、自分は出世栄達を望むものでないから、しかるべく発令手続きを取ってもらうよう依頼した。

こうして、明治32年2月10日、再び東京工業学校長に就任し、高等官三等に叙せられた。これより大正5年（1916）9月、老齢によりその職を退くまでの18年間、工業教育の振興と世論の喚起に文字どおり専念する日々を過ごし、残された生涯を工業教育に捧げることになった。

明治23年3月、東京職工学校長に就任して以来、手島は先に見た文部省普通、実業両学務局長に就任した期間（明治30年11月～明治32年2月）1年3カ月を除き、30年の長きにわたって本校の整備、拡充に献身的に務めた。この間、手島はわずかな浪人生活の中で、以前から校長を兼任してい

た女子職業学校の整備を固め、財団法人へと組織を改組し登記を済ませ、また「実業教育8カ年計画」なるものを立案し、文部省に献策した。

手島の復帰は文字どおり全校をあげて歓迎され、世間も手島の官位等級に拘泥しない恬淡とした態度に称賛の声をおくった。

復帰と同時に手島は文部省内のスタッフや教員養成所の新進教授たちを集めて、「工業教育研究会」を組織し、工業教育の目的や方法に関して熱心な論争が行われた。

さらに、手島の復帰により推進された事業は、本校の「第二次拡張案」の実施であった。

東京工業学校第二次拡張

先にも見たように、東京工業学校の第一次拡張計画は「第9議会」において承認され実施に付されたが、これでもって十分とはいえず、本校では「第一次拡張計画」に引きつづき「第二次拡張計画」を立案し、第13帝国議会（明治31年12月～32年3月）に提出した。その理由書には次のように述べられていた。

方今我邦ノ利源ヲ開發シ國富ノ増殖ヲ圖リ以テ國力ノ伸張ニ資セントセバ我邦ヲシテ工業國タラシムルヨリ急ナルハナシ。蓋シ輿論ノ趨向ト政府ノ方針亦此ニアルベキヲ信ズ。然ルニ今日猶ホ學理ヲ應用シタル機械類若クハ化學製品ノ如キ其輸入ハ増加スルモノ一方ノミニ偏セリ。且ツ夫ノ海外航路ノ如キ政府ハ銳意之ヲ獎勵セラルルモ我輸出ノ貨物ハ依然トシテ未製品多キヲ占メ又羊毛輸入税ノ如キハ廢止セラレタルモ毛織物ノ輸入ハ却テ増加セルニアラズヤ。斯ノ如キ事例ハ枚舉ニ違アラズ。且ツ夫レ方今我邦ノ資本家ハ有利ノ工業ヲ起サントスルノ希望ヲ懷クモノ多キモ逡巡致テ薄手スルモノ稀少ナルハ何故ゾ。是レ他ナシ工業ノ源流タル技藝教育ノ施設完カラズ隨テ適良ノ技術者ヲ得ルコトノ難キニ原因セズンバアラズ。今ヤ我邦固有ノ物産中ニハ稍々改良ノ結果ヲ收メタルモノナキニアラズト雖モ尙進ンデ其改良ヲ要スルモノ極メテ多シ。固有ノ物産猶ホ且然リ況ンヤ日新工業ノ製品ニ於テオヤ。又諸外國ト改正條約實行ノ結果彼我競争ノ激烈ナルヘキハ逆メ睹ルニ難カラズ已ニ現今邦人ノ外國ニ在ルモノハ其工場ノ觀覽ヲ謝絶セラルルニ到レリ。是レ邦人タルモノハ愈々奮勵工業獨立ノ地位ヲ鞏固ニスルノ決心ナルベカラザルノ秋ナリ。而

シテ其決心ノ實行ハ先ヅ技術者養成ノ外ニ求ムベカラズ。歐米諸邦工業進歩ノ原因皆技藝教育ノ獎勵ニ基クモノ亦故ナキニアラザルナリ。

斯ノ如ク技術者ノ養成ハ實ニ刻下ノ急務ニ迫レルヲ以テ我政府モ從來技術者ノ養成ニ關シテハ施設スル所尠カラズト雖モ我國力伸張ノ程度ニ比スルトキハ規模頗ル狭少ナルノミナラズ一般教育系統上ヨリ觀ルモ其施設、偏重偏輕ノ憾ナキ能ハズ。是故ニ技術者養成ノコトハ他ノ必要ナル國家事業ト駢進ヲ期シー日モ之ヲ忽諸ニ附スベカラズ。

「第一次拡張計画」の理由書と比較して、この「第二次拡張計画」の理由書は、明確に「技術者ノ養成」が謳われ、「高等専門教育機関」としての「東京工業学校」の位置づけが、明確にされていることをそこに見ることができる。

手島は次のように回顧している。

私が職工学校長に就任の時には、化学工藝部と機械工藝部の2部に分け、化学工藝部に染織工科、陶器玻璃工科、應用化学科の3科、機械工藝部に、機械科、電気科の2科目があったのですが、それから必要に応じて尙織物の科も前に申しました様に置きましたし、又電気科、建築科、工業の圖案化といふ様なものを漸次に置き、尙ほそれと共に工業教員の養成をやって居りました。がその爲に私は生徒に向って教授法を授けると云ふやうなことで、ナカナカ私の本務も多忙を極めました。新たに科を置き、其設備をなし、良い人を得るに就ても容易なことではなかつたのです。それから尙ほ都合の好かつたことは、明治33、34年になりますと工業が大分發展した。それは何故かと云ふと、即ち日清戦争後に日本の工業は勃興して居る。そこで當時どうしても良い學校を作らなくてはならぬ。又良い學校に於て人を養成しなければならぬといふことは、殆ど貴衆兩院共に、以心傳心に悟るやうになったから、大變便宜を得まして、明治32年に於て學校を擴張することになって、政府は30萬圓か使ひました。今の校舎などは其の時の賜物であります。尤もさうするに就ては職員なども相當に奔走したのでありまして、従つて多くの卒業生を年々出す様になったのです。それまでは收容生徒の數も100名ばかりであつたが、今では250名、工業教員養成所を合せると300近くの生徒を出すことの出来るやうになったのは、學校の面目を施しつつあると云つても宜からうと思ひます。

「第二次拡張計画」は、明治32年度より4会計年度にわたつて約45万円余を支出する大規模なものであつた。

こうした大規模な計画案の実施に当たっては、やはり手島精一の存在は必要不可欠であった。手島にして初めて成し得る事業であり、手島にとっても政争に翻弄される文部行政官の仕事とは異なり、彼の力量を十分に発揮できる事業であった。手島の校長復帰は、こうした「第二次拡張計画」を実現するためでもあったのである。

この「第二次拡張計画」は校舎の改築、実修工場の増築、実修用機械の設備の充実といった設備の面と、入学者の増募であった。

この築造により、いわゆる「蔵前時代」を現出する建物が相次いで建てられたのである。

当時の校舎の様相を回顧すると、其本館は明治35年頃の建築であるが煉瓦造マニサード・ルーフ式の3階建てで、当時の建築科長滋賀重列氏が文部省の囑託を受けて設計監督せられたものである。当時先生は米國イリノイス大學を了へて歸朝早々の際であったから、其建物もイリノイスの建築に酷似したものであった。その他の工場等諸建築も凡て煉瓦造か木造で、建築科製圖室等は維新時代の蔵前の米廩の跡をその儘使用して居たやうな次第で、石造平家建てであった。何しろ今日の鐵筋コンクリート建築といふものが漸く試験的に極めて小規模な建物に應用され始めた當時であるから鐵骨やコンクリート等の建物は、勿論皆無であった。

本館の竣工は、明治36年（1903）3月であった。

生徒増募の面では、以下のとおりであった。

年度	入学志願者	入学者
明治32年	398名	141名
33年	453名	132名

明治33年6月制定の規則は、東京工業学校時代最後の規則であり、すでに翌年からの高等工業専門学校化を先取りするものであった。

明治30年代に入り、本校への入学志願者は先にも見たように、着実に増加し31年に3.8倍、32年2.8倍、33年が3.4倍と、3倍前後で推移していたが、こうした状況を背景に、この規則では中学校卒業者のなかから学力試験によって入学者を選抜するのを原則とし、それが定員に満たない場合にのみ、それ以外の志望者を中学校卒業程度の学力試験によって入学させ

ることになり、高等工業学校への準備は着々と進んでいたのである。以下、規則と工業学校最終年度の学科課程を収録しておく。

東京工業学校規則

第1章 目的

第1條 本校ハ工業ニ従事スル者ノ爲メニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス

第2章 学科課程

第2條 本校ノ教科ヲ分テ染織科・窯業科・應用化學科・機械科・電氣科・工業圖案科ノ6科トシ又染織科ヲ分テ色染分科・機械分科トシ、電氣科ヲ分ケ電氣機械分科・電氣化學分科トス

第3條 各教科修業年限ハ3ケ年トス

第4條 各教科ノ學科課程ヲ3學級ニ分ケ各學年ヲ以テ1學級ヲ終ルモノトス

第5條 各教科ノ學科課程左ノ如シ（別掲）

第6條 生徒ヲシテ學術應用ノ途ヲ練習セシムル爲メ休業中學業ニ必須ナル事項ヲ講究報告セシメ又ハ物品ヲ製造セシムルコトアルヘシ

第7條 各期休業間ニ於テ上級生徒中品行善良學力優良ノ者ヲ選ビ旅費ヲ補給シ工業地方ニ出張ヲ命ジ研究報告セシムルコトアルヘシ

第3章 學年、學期及休業

第8條 學年ハ9月11日ニ始リ翌年7月10日ニ終ル

第9條 學年ヲ分ケ左ノ3學期トス

第1學期 9月11日ニ始リ12月24日ニ終ル

第2學期 1月8日ニ始リ3月31日ニ終ル

第3學期 4月8日ニ始リ7月10日ニ終ル

第10條 授業ハ毎日午前第8時ニ始リ午後第4時ニ終ル但シ土曜日ハ正午ニ終ル

第11條 休業日左ノ如シ（省略）

第4章 入學、在學及退學

第12條 入學ノ期ハ每學年ノ始トシ各科第1年級ニ入學ヲ許可ス

第13條 入學者ハ中學校卒業生ニシテ左ノ資格ヲ具ヘ第14條ノ入學試験ニ合格スルヲ要ス

1. 年齢滿17年以上滿25年以下
1. 品行善良ナル者
1. 身體强健ナル者
1. 將來工業ニ従事セントスル志望ノ鞏固ナル者

第14條 前條入學試験ハ左ノ學科目ニ就キ本校ニ於テ之ヲ行フ但在地方中學校卒業

生ノ試験ハ所在地中學校ニ依囑シ之ヲ行フ

1. 英語 1. 數學 1. 物理及化學 1. 圖畫

第15條 第14條ニ依リ入學試験ヲ受ケント欲スル者ハ入學願書ニ當該學校長ノ卒業證明書ヲ添フヘシ

第16條 第14條ノ入學試験ニ合格スルモノ募集人員ニ充タサルトキハ第13條各號ノ資格ヲ有スル一般入學志望者ニ就キ試験ヲ行ヒ合格者ヲ以テ之ヲ補フ

前項入學試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ本校ニ於テ之ヲ行フ

1. 國語 1. 英語 1. 算術 1. 代數 1. 幾何 1. 三角法 1. 博物
1. 物理 1. 化學 1. 圖畫 自在畫
用器畫

第17條 入學ヲ願出ツル者ハ受験料トシテ金2圓ヲ本校收入官吏ニ納ムヘシ但一旦納付シタル受験料ハ如何ナル事故アルモ之ヲ返付セス

第18條 入學セントスル者ハ第2條ニ掲クル教科中ニ就キ其1ヲ撰ヒ之ヲ入學願書ニ記入スヘシ

第19條 第14條ノ入學試験ヲ受ケント欲スル者ハ入學願書（甲號書式）ニ履歷書（丙號書式）學校醫ノ身體檢査證（丁號書式）當該中學校々長ノ卒業證明書及受験料ヲ添ヘ又第16條ノ入學試験ヲ受ケント欲スルモノハ入學願書（乙號書式）ニ履歷書（丙號書式）及受験料ヲ添ヘ本校ヘ差出スヘシ

第20條 入學試験ニ合格ノ通知ヲ得タル者ハ2週日以内ニ保證人連署ノ誓書（戊號書式）及學資支給人ノ保證書（己號書式）ヲ持參スヘシ但シ學資支給人遠隔ノ地ニアル者ハ願ニ依リ保證書差出日限ヲ延期スルコトアルヘシ

第21條 保證人ハ東京市、北豐島、南足立、南葛飾3郡内ノ公民ニシテ生徒ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足り且其身上ニ干涉シ得ヘキ關係アル者ニ限ル但本條ニ適合スヘキ保證人ヲ得ル能ハサルトキハ同市郡内ニ於テ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ヲ選ヒ本校ノ承認ヲ經テ定ムルコトヲ得（中略）

第24條 生徒ハ本校制定ノ帽及被服ヲ着用スヘシ但シ撰科生ハ此ノ限ニアラス

第25條 生徒疾病ハ不得已事故アリテ遅刻若クハ缺席セントキハ其事由ヲ詳記シ翌日迄ニ届出ツヘシ又1週日以上ニ涉ルトキハ保證人連署ヲ以テ届出病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第26條 生徒本校ノ規則告示其他命令ニ背反シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ行爲アルモノハ其情狀ノ輕重ニ依リ戒飭ヲ加ヘ若クハ停學又ハ退學ヲ命ス

第27條 生徒品行不良若クハ學業不振ニシテ成業ノ目的ナシト認ムル者ニハ退學ヲ命ス

第5章 休 學

第28條 生徒疾病ニ罹リ1學期以上修學シ能ハスト思料スルトキハ其ノ學期間休學

スルコトヲ得

第29條 休學セントスル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第30條 休學中ノ生徒ハ授業料ヲ免除ス

第6章 試験及卒業

第31條 試験ヲ分テ通常試験及學年試験トス

第32條 通常試験ハ各科目1學期1回以上トシ當日マテニ履修セシ事項ニ就キ隨時
之ヲ行フ但工場實修及實驗、圖案實修、理化學實驗、繪畫及圖畫中ノ自在畫ハ通
常試験ヲ行ハス

第33條 學年試験ハ其學年中ニ履修セシメシ諸科目ニ就キ學年末ニ於テ之ヲ行フ中
途ニシテ履修シ了リタル科目ハ其際之ヲ行フコトアルヘシ但前條但書ノ諸科目及
圖畫中ノ用器畫ハ學年試験ヲ行ハス學年間ノ成績ニ依リ評點ヲ付ス

第34條 工場實修及實驗ノ評點ハ學年間ノ成績並其報告書ニ就キ尙第6條及第7條
ノ成績ヲ勘合シテ之ヲ定ム

第35條 工場實修及實驗科目並圖案實修ハ最終學年末ニ於テ實修試験ヲ行フ

第36條 凡評點ハ各科目1百ヲ以テ最高點トス

第37條 各科目ノ學年評點ハ通常試験評點平均數ノ2倍ニ學年試験評點ヲ加ヘ其和
ヲ3除シテ得ルモノトス但工場實修及實驗、圖案實修ノ第1、第2學年評點ハ學
年間ノ成績評點ヲ以テ之ニ充テ第3學年評點ハ學年間ノ成績評點ノ2倍ニ實修試
験評點ヲ加ヘ之ヲ3除シテ得ルモノトス

第38條 學年評點總平均數ハ各科目ノ學年評點ニ學科ノ輕重ニ從ヒ定メタル各係數
ヲ乘シ其積ヲ合算シ係數ノ和ヲ以テ除シテ得ルモノトス

第39條 左ニ掲グルモノハ試験ニ合格セサルモノトス

1. 工場實修及實驗、圖案實修ノ學年評點60點ニ滿タス若クハ諸科目ノ評點總平
均數60點ニ滿タサルモノ

1. 1學科目ノ學年評點40點ニ滿タサルモノ

第40條 試験合格ノ點數ヲ得サルモノハ事故ノ何タルニ拘ラス再試験ヲ受クルヲ得
ス

第41條 疾病其他不得已事故ニ依リ學年試験ニ缺席スルモノアルトキハ詮議ノ上追
試験ヲ受ケシムルコトアル

第42條 最終學年ノ試験ニ及第スル者ニハ卒業證書ヲ與フ

第43條 在學中品行善良學業優等ナル者ニハ特ニ優等卒業證書ヲ與フ

第7章 特待生

第44條 生徒品行善良學業優等ニシテ他生徒ノ模範タルヘキ者ハ1學年間特待生ト
ナス

第45條 特待生ハ授業料ヲ徴收セス

第46條 特待生ニシテ其資格ヲ失フモノト認ムルトキハ直ニ特待生タルコトヲ止ム

第8章 専攻及現業練習

第47條 卒業生ニシテ品行善良學業優等ナル者ハ志願ニ依リ専攻生トシテ本校ニ於テ尙其學業ヲ研究セシムルコトアルヘシ

専攻生ハ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第48條 生徒卒業ノ後ハ尙1ケ年以上本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ現業ヲ練習スヘキモノトス但製造所又ハ實業者ノ之ニ應スルモノナキトキハ此限ニアラス

第49條 専攻生研究ヲ了リタルトキハ其成績ヲ考查シ證明書ヲ與フ

第50條 現業練習ヲ了リタル者ニハ其製造所又ハ實業者ノ證明ニ基キ其成績ヲ考查シ實業ニ練熟シ品行善良ナル者ニハ現業練習證書ヲ與フ

第9章 授業料

第51條 授業料ハ1學年金15圓ト定ム毎學期ノ初1週日以内ニ金5圓宛ヲ本校收入官吏ニ納付スヘシ但一旦納付シタル授業料ハ如何ナル事故アルモ之ヲ返付セス

第52條 生徒疾病或ハ自己ノ都合ニ依リ闕席スルモ授業料ヲ徴收ス

第53條 特待生ニシテ第46條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒學期ノ半ヨリ就學スルトキハ1ヶ月金1圓50錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

第54條 授業料ヲ納付期限内ニ納メサル者ハ未納中停學ヲ命シ其未納2週日ヲ超ユルトキハ除名ス

第10章 撰科生

第55條 工業者ニシテ本校教科ノ科目中ニ就キ特修セント欲シ入學ヲ願出ルトキハ本校ノ都合ニ依リ撰科生トシテ隨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第56條 前條ニ依リ入學セシムル者ハ左ノ各項ニ適合シ且本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

1. 品行善良身體強健ナル者
1. 年齢滿20年以上ノ者
1. 3箇年以上引續當該工業ニ従事シ居ル者

第57條 撰科生ノ修業年限ハ1箇年以内トス

第58條 撰科生ノ授業料ハ1ヶ月金3圓ト定ム毎月5日マテニ之ヲ本校收入官吏ニ納付スヘシ

第59條 撰科生實修ニ要スル費用ハ自辨トス

色染分科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年			
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	
倫 理	隔週 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	
數 學	代數 幾何 5	同上 三角法 5	三角法 2							
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2	同上 2			
一般應用化學				燃料築窯 2	石炭瓦斯 酸 2	アルカリ 2				
應用機械學							力學材 料強弱 3	機 構 水力學 3	發動機 大 意 3	
色 染				纖維精 練漂白 媒染劑 2	浸染 2	同上捺染 2	同上 2	同上 2		
機 械 及 組 織	織物組織 1	同上 1		織物組 織機械 用機械 2	同上 2	同上 2				
機 械 整 理										
圖 畫	自在畫 用器畫 6	5 5	3 6		2	2	2	3	3	
機 械 製 圖				機械製圖 法機械部 分設計 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3		
工場實修及實驗	織機機械 練習 7 織物解剖	同上 8					綜統織實 驗，織物 解剖組織 新案 20			
	色染			木 絹 麻 精練漂 白 9	同上 9			毛及絹 精練漂 白浸染 18	捺染 藍建 18	色染ニ關 スル諸種 ノ實驗 27
理 化 學 實 驗	物理實驗 化學分析		3 1 3	3 3 8	同上 8	3 8				
工 業 法 規 (當分之ヲ缺ク)										
工 業 經 濟								1	1	1
工 業 衛 生								1	1	1
工 業 簿 記							普通簿記 工業簿記 1	同上 1	同上 工場事務 1	1
工 場 建 築								1	1	1
英 語	3	3	3	3	3	3				
體 操	兵式 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 灌防演習 2	同上 2	同上 2	同上 2
每週時間合計	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	

機織分科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1
數 學	代數 幾何 5	同 上 三角法 解析幾何 5	三角法 5						
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2			
化 學	無機 5	無機有機 5	有機 3						
應用機械學				力學材 料強弱 3	機 構 水力學 3	發動機 大 意 3			

應 用 力 學							機 構 其 他 3									
機 械 及 組 織	織 物 組 織	1	同 上	1			織 物 組 織 機 械 2	同 上	2	同 上	2	織 物 製 造 法 力 織 機 4	同 上	4	織 物 製 造 法 2	
色 染							織 維 精 練 漂 白 媒 染 劑 2	浸 染	2	同 上	2					
織 物 整 理												1		1		
紡 績												2		2		
圖 畫	自 在 畫 用 器 畫	6 6		5 5		3 6		4		4		4	3	3		
機 械 製 圖							機 械 製 圖 法 機 械 部 分 設 計	3	同 上	3	同 上	3	同 上	3		
工 場 實 修 實 驗	機 織 練 習	7	同 上	8						綜 統 織 實 驗 織 物 解 剖 組 織 新 糸 17		ジ ャ カ ー ド 機 織 實 習 同 製 圖 織 物 解 剖 力 織 機 糸 實 修 19	同 上	19	同 上	30
	機 織 解 剖															
	色 染						精 練 漂 白 浸 染	14		浸 染 擦 染	10					
理 化 學 實 驗	物 理 實 驗 化 學 分 析					3 10	3		3							
工 業 法 規 (當 分 之 7 除 ク)																
工 業 經 濟												1		1	1	
工 業 衛 生												1		1	1	
工 業 簿 記												普 通 簿 記 工 業 簿 記 1	同 上	1	同 上 工 場 事 務 1	
工 場 建 築												1		1	1	
英 語																
體 操	兵 式	2	同 上	2	同 上	2	同 上	2	同 上	2	同 上	同 上 宿 防 演 習 2	同 上	2	同 上	2
每 週 時 間 合 計		39		39		39		39		39		39		39	39	

窯業科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第 1 學 期 每 週 時 間	第 2 學 期 每 週 時 間	第 3 學 期 每 週 時 間	第 1 學 期 每 週 時 間	第 2 學 期 每 週 時 間	第 3 學 期 每 週 時 間	第 1 學 期 每 週 時 間	第 2 學 期 每 週 時 間	第 3 學 期 每 週 時 間
倫 理	隔 週 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1	同 上 1
數 學	代 數 幾 何 5	同 上 三 角 法 5	三 角 法 2						
物 理 學	普 通 物 理 3	同 上 3	同 上 3	應 用 物 理 2	同 上 2	同 上 2			
化 學	無 機 5	無 機 有 機 5	有 機 3						
鐵 物 學			2						
應 用 地 質 學				2					
一 般 應 用 化 學				燃 料 築 窯 2	石 炭 瓦 斯 硫 酸 2	ア ル カ リ 2			
應 用 機 械 學							力 學 材 料 3	機 構 水 力 學 3	發 動 機 大 意 3
窯 業				陶 磁 器 玻 璃 セ メ ン ト 4	同 上 4	同 上 4	同 上 4	陶 磁 器 1	同 上 1
圖 畫	自 在 畫 用 器 畫 6	5 6	3 6	2	2	2	2	3	3

機 械 製 圖				機械製圖 法機械部 3 分設計	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3
工場實習及實驗	8	7					2 0	2 2	2 2	2 8
理 化 學 實 驗	物理實驗 化學分析		3 定性 1 1	3 定量 1 7	同上 3	同上 3				
工 業 法 規 (當分之ヲ缺ク)										
工 業 經 濟								1	1	1
工 業 衛 生								1	1	1
工 業 簿 記							普通簿記 工業簿記 1	同上 1	同上 工場事務 1	1
工 場 建 築							1	1	1	1
英 語	3	3	3	3	3	3	3			
體 操	兵式 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 消防演習 2	同上 2	同上 2
每週時間合計	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9

應用化學科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1
數 學	代數幾何 5	同上 三角法 5	三角法 2						
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2			
化 學	無機 5	無機有機 5	有機 3						
鑛 物 學		2							
一般應用化學				燃料築窯 2	石炭瓦斯 硫酸 5	アルカリ 2			
應用機械學							力學材料 強弱 3	機 構 水力学 3	發動機 大意 3
製造用機械								製紙製糖 3	製油製 粉等 2
冶 金 學							2	2	
特別應用化學				顏料製紙 澱粉 4	油類 砂糖 4	石鹼 製造 電氣アル カリ等 2	概脂木材 乾壁 4	石油製皮 4	色素等 2
電 氣 化 學				總論電鍍 2	電鍍電鍍 2				
圖 畫	自在畫 用器畫 2 6	2 6	2 6						
機 械 製 圖				機械製圖 法機械部 3 分設計	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3
工場實修及實驗	物理實驗 化學分析		3 定性 1 4	3 定量 1 7	同上 3	同上 3			
理 化 學 實 驗									
工 業 法 規 (當分之ヲ缺ク)									
工 業 經 濟								1	1
工 業 衛 生								1	1
工 業 簿 記							普通簿記 工業簿記 1	同上 1	同上 工場事務 1
工 場 建 築							1	1	1

英 語	3	3	3	3	3	3			
體 操	兵式 2	同上 2							
每週時間 合計	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9

機械科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1
數 學	代數幾何 5	同上三角法 解析幾何 5	三角法 解析幾何 5	微積分 大 意 4					
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2			
無 機 化 學	4	2							
工 作 法	3	3	3	1	1	1			
鐵 鋼 論							増場ベシ マルシー メンスマ ルチン法 等 1	同上 1	同上 1
應 用 力 學			力學 3	材料強弱 水力学 3	機構其他 3				
電 氣 工 學				發電機 電動機 2	同上電燈 電力傳送 2	同上 2			
製 造 用 機 械							唧筒外 壓機紡織 4	紡績製紙 3	製油製糖 其他 2
發 動 機					蒸汽論 汽 機 2	汽機汽罐 水車瓦斯 發動機等 3	發動機 設計 5	同上 4	
圖 畫	自在畫 用器畫 2	2	2						
機 械 製 圖				機械製圖 法機械部 分設計 5	同上 5	同上 5			
工 場 實 修 及 實 驗	木工 鑄造 8	同上 1 2	同上 8	鍛工仕上 銅工工場 用圖 10	同上 1 4	同上 1 6		同上材料 機械油ケ ーシ燃料 汽機汽機 水力等 24	同上 2 9
理 學 實 驗				3	3	3			
工 業 法 規 (當分之ヲ除ク)									
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
工 業 簿 記							普通簿記 工業簿記 1	同上 1	同上 工場事務 1
工 場 建 築							1	1	1
英 語	3	3	3	3	3	3			
體 操	兵式 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 消防演習 2	同上 2	同上 2
每週時間 合計	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9

備考 第3年ノ實習ニ於テ生徒ノ志望ニ依リ左ノ3項中1項ヲ專修セシメ若クハ1項乃至3項ヲ通修セシム

- (1) 木工, 鑄造, 製鋼 (2) 鍛工, 仕上, 鋸工 (3) 製圖

電氣機械分科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1
數 學	代數 幾何 5	同上 三角法 解析幾何 5	三角法 解析幾何 5	微積分 大意 4					
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2			
無 機 化 學	4	2							
電 氣 磁 氣			3	3					
工 作 法	3	3	3	1	1	1			
應 用 力 學			力學 3	材料強弱 水力學 3	機構 其他 4				
電 氣 工 學				電氣應 用一般 2	同上 交流電論 3	同上 發電機電 動機等設 計 3	電信電話 電力電氣 燈電氣 鐵道 同上 2	同上 5	同上 5 同上 2
發 動 機					蒸氣論 汽機 2	汽機汽缸 水車瓦斯 發動機等 3			
圖 畫	自在畫 用器畫 2 8	2 6	2 6						
機 械 製 圖				機械製圖 法機械部 分設計 5	同上 5	同上 5			
工場實修及實驗	機械 電氣 8	6 3	3 2	6 4	6 5	1 0 3		2 5	2 5
理 學 實 驗				3	3	3			
工 業 法 規 (當分之ヲ缺ク)									
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
工 業 簿 記							普通簿記 工業簿記 1	同上 1	同上 工場事務 1
工 場 建 築							1	1	1
英 語	3	3	3	3	3	3			
體 操	兵式 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 消防演習 2	同上 2	同上 2
每週時間 合計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

電氣化學分科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1							
數 學	代數 幾何 3	同上 三角法 5	三角法 2						
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2			
化 學	無機 5	無機有機 5	有機 3						
礦 物 學		2							
電 氣 磁 氣			3	3					

一般應用化學				燃料築窯 2	石炭瓦斯硫酸 2	アルカリ 2				
電 氣 工 學				發電機 2	同上電燈電力傳送等 2	同上 2				
應用機械學							力學材料強弱 3	機 構 水力学 3	發動機大意 3	
冶 金 學							2	2		
特別應用化學				顔料 2	油類 2	石鹼 2	製紙糖類 2	製革 2	2	
電 氣 化 學				綽論電鍍 2	電鍍電鍍 2	電氣アルカリ等 2	同上電氣冶金 2	電氣冶金 2	2	
圖 畫	自在畫用器畫 2 6	2 6	2 6							
機 械 製 圖				機械製圖法機械部分設計 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3	同上 3	
工場實修及實驗	電氣機械電氣化學 3 3	7		4	4	電鍍 3	電鍍電氣化學 2	電氣化學電氣冶金 20	同上 2	9
理 化 學 實 驗	物理實驗化學分析		3 定性 1	3 定量 1	同上 1	3				
工 業 法 規 (當分之ヲ缺ク)										
工 業 經 濟								1	1	1
工 業 衛 生								1	1	1
工 業 簿 記							普通簿記工業簿記 1	同上 1	同上 1	工場事務 1
工 場 建 築								1	1	1
英 語	3	3	3	3	3	3				
體 操	兵式 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上 2	同上消防演習 2	同上 2	同上 2	同上 2
每週時間 合計	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 電鍍・電鍍・電氣象眼等ヲ専修スルモノニハ第年ニ於テ實修時間ヲ割キ自在畫ヲ課ス

工業圖案科學科課程

科 目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間	第1學期 每週時間	第2學期 每週時間	第3學期 每週時間
倫 理	隔週 1	同上 1							
數 學	代數幾何 5	同上 5	三角法 2						
物 理 學	普通物理 3	同上 3	同上 3	應用物理 2	同上 2	同上 2			
無 機 化 學	4	2							
圖 案 法	2	2	2	有機故實建築裝飾 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1	同上 1
工 藝 史	1	1	1	1	1	1			
應 用 解 剖				1	1	1			
繪 畫	7	7	9	8	8	9	1 2	1 2	1 1
用 器 畫	4	5	6	4	3				
工 場 實 修	木工 4	金工 4	製版 4	漆工 6	窯業 6	染織 8	特修製作 6	同上 6	同上 6
圖 案 實 修 (工業法規(當分之ヲ缺ク))	3	4	6	9	1 0	1 0	1 3	1 3	1 4
工 業 經 濟							1	1	1

第4章 東京高等工業学校時代

第1節 実業教育制度の整備と東京高等工業学校

校名の改称

明治34年（1901）5月10日、東京工業学校は勅令第99号により、東京高等工業学校と改称された。

手島精一は、明治34年度の「学校長報告」の中で、校名改称につき以下のように述べている。

本年5月勅令第99號ヲ以テ本校ハ自今東京高等工業學校ト改稱セラレタリ是レ即チ本校教育ノ程度ハ高等學校ニモ比スヘク又各地ニ工業學校ノ設置アリテ本校ト混同セラルルノ嫌アルヲ以テ本校從來ノ名稱ニ高等ノ二字ヲ附セラレタルモノニシテ此際特ニ本校教育ノ程度ヲ高尚ナラシムルニ非ルナリ故ニ本校教育ハ猶從前ノ如ク實技ノ練習ニ重キヲ置キ兼テ學理ヲ修得セシメ適良ノ技術者ヲ養成スルノ主旨ハ校名改稱前ト異ナルコトナキナリ。

前章に見たように、井上文部行政下において高等学校の専門学校化が計画され、それは、第三高等学校、第五高等学校にそれぞれ「工学部」の設置として実現したが、これらの「工学部」は内容、規模の両面で東京工業学校に著しく劣るものであった。井上文部行政は、高等学校の専門学校化を目指し、そのための措置を図って行ったが、計画は順調に進展せず、むしろ大阪工業学校の創設と東京工業学校の整備拡張に対する期待が大きくなり、本校は手島校長の手腕と相まって、「高等専門学校化」を、着々と進展させていったのである。

手島校長の報告にある「本校教育ノ程度ハ高等學校ニモ比スヘク」という自負は、東京工業学校の専門教育は専門学校としての高等学校と比較し

てなんら遜色なく、むしろ工業専門教育に関しては、一頭地を抜くものであるという意識に支えられたものであった。文部当局者が本校の教育レベルを高等学校工学部と同程度に見ていたことは、前章に見たとうりであるが、実質はそれ以上であったのである。

かつて手島自身、東京職工学校を「中等工業学校」と規定したが（第2章第1節）、東京工業学校10年の歴史は、本校の「高等専門学校化」への準備の期間であり、ここに名実ともに「東京高等工業学校」は誕生したのである。さらに、東京工業学校の東京高等工業学校への改称は、手島の報告にあるもう1つの理由にもよった。それは、明治30年代に入り全国各地に工業学校がつくられていく事態に対処するものであった。

地方都市における工業学校の設置

明治30年代の初期は、全国各地に、特に地方の県庁所在の都市に工業学校が設立され「工業学校網」が完成する時期であり、こうした各地の工業学校の設立に直接、間接、指導したのは、他ならぬ手島精一であった。

そうした工業学校の一部を『日本近代教育百年史・第9巻』（国立教育研究所編）より見ておきたい。

元来、地方の工業学校は伝統産業の後継者の養成を目ざし、またその地方の工業の状況に対応すべく地域的特色をもったものであるが、明治33年（1900）以降、標準化された工業学校に改装されていった。

1例として、石川県工業学校は、創立以来専門画学部、美術工芸部、普通工芸部の3部を置き、美術工芸部は彫刻科、陶画科、繡物料、描金科の3科に、普通工芸部は染色科、髹漆科、裁縫科の3科に分れていて、それぞれの部科が5年の本科と2年の速成科からなっていた。この学校は明治20年（1887）から22年までは金沢工業学校と称し、22年に県立中等学校に昇格して石川県工業学校と改称したが、男女共学の伝統を維持し工業学校よりも美術学校といった性格をもつものであった。

美術学校的な工業学校は、地域の伝統産業振興と後継者育成を目的とする工業学校論（第2章に見た九鬼隆一に代表される工業学校論である）を

背景に設置されたものであったが、産業構造の変化はこうした学校の性格を大きく変えていくことになった。

日清戦争後の産業の発展により、北陸地方も近代化の波に巻き込まれてゆき、明治31年（1898）には北陸線、七尾線が開通し、明治33年（1900）には金沢に電気株式会社が設立され、電灯のある生活が開始した。石川県の場合、産業の中心は繊維工業であり、明治24年（1891）に14の工場があったが、28年には43に増え、32年には実に139に達し、約10年間に工場数は10倍に増えるという急激な発展を示していた。

交通手段の近代化、電気の利用による機械動力の近代化、および照明の近代化が金沢周辺地域に繊維工業、特に絹織物業発展の条件を与え、その中心地たる金沢に本格的な工業学校の出現を促したのである。

井上文部行政下、政府は明治26年（1893）に「実業補習学校規程」、27年に「徒弟学校規程」および「実業教育費国庫補助法」を制定し、実業教育、なかんずく工業教育の振興に力を注いでいた。明治32年（1899）には「実業学校令」および「工業学校規程」が公布され、「工業学校」は機械的工業を中心とした産業人を育成する学校という性格が明確化された。

石川県工業学校の場合は「工業学校規程」の公布に先立ち、明治29年（1896）に教育課程の近代化を図り、明治31年に従来の編成を改めて、絵画、陶磁、漆工、染織、金工の5科（金工科は当分設けないという条件付）を置いた。その際、創立以来の男女共学制は廃止された。

さらに、32年の工業学校規程の公布により、規程に合わせて染織科、窯業科、漆工科、図案絵画科の4科の編成に改められた。

明治33年（1900）前後の年は、いわゆる「工業学校設置運動」が全国的規模で広まった時期であるが、数年前の明治25、6年まで廃止論が叫ばれていた石川県工業学校は、明治30年代以降は「工業機關の創設を考える各府縣は競って本校を視察する状況であり、縣下の産業人もまた、進んで學校の指導を求めるとなってきた」といわれるように、産業界の支持は高まってきた。つまり石川県工業学校は全国的に見ても「工業学校規程」の条項をみたす数少ない学校だったのである。

明治34年（1901）、校名を石川県立工業学校と改称するとともに、施設設

備の拡充を図り、当時としては最先端の実習設備を整え、県の産業振興、近代化のセンターとして、同時にわが国の工業教育のモデルスクールとしての役割を果たしたのである。

石川県立工業学校では、電力を実習機械の運転動力として利用することが可能になって、初めて工業学校としての実習が本格化したという。さらに、生徒の服装が筒袖はかまに朴歯の下駄から、制服制帽に靴という組み合わせ（こうした服装は、東京工業学校時代の本校の工場実修と同じものである）に変わったのは、石川県工業学校から石川県立工業学校に校名が改称されたころといわれ、美術学校的なこの学校は、地域の近代的な繊維工業、あるいは陶磁器などの伝統産業に技術要員を供給する学校に変貌していった。

石川県立工業学校と同様に、明治20年前後に設立された工業学校には、栃木県工業学校や八王子織染学校があった。

栃木県工業学校は明治18年（1885）創立の機業組合足利織物講習所（設立には東京職工学校の校長事務取扱を務めた山岡次郎が指導に当たり、東京職工学校化学工芸科の卒業生が教官として赴任していた）が、明治28年（1895）に県立学校に組織を変更したものである。

織物講習所が地方機業に指導的役割を果たすためには、優秀な教官の確保と施設設備の拡充が必要となり、その費用は一地方機業組合の負担には堪えないものであった。足利機業における明治20年代半ばから30年代当初にかけての発展は、「内機三、四十台以上、織工四、五十人以上を持つような元機が現れた」ことであったが、明治27年（1894）足利町だけでも、このような大作業場をもつ工場が7、8軒も現れたが、この傾向は足利周辺地区に拡大されていった。

こうした大規模な工場の増加の背景には、足利織物が日清戦後の付加価値の高い輸出品として声価を高め、種々の工夫を凝らし、高度の技術を駆使するという製織技術の新たな展開があり、こうした技術の革新に寄与したのは、他ならぬ東京職工学校以来の本校の卒業生であった。

こうして、足利機業では明治20年代の後半に手織機より力織機へ、紋織機およびボタン機の使用へという生産技術の進歩が見られた。この技術

の進歩は、新しい教育の需要をひき起こし、理論的な教育組織を整えた工業学校が要請されてきたのである。

かくて、明治28年(1895)4月、「本校ハ主トシテ工業教育ヲ普及スルヲ目的トシ先ツ機織及染色ノ改良進歩ヲ圖ランカ爲メ之ニ必要ナル學科ヲ教授シ併セテ其實地應用ヲ練習セシムル所トス」という規則第1条を掲げて、3年制の県立工業学校が発足することになった。栃木県工業学校には本科と別科とが置かれ、本科は高等小学校卒業者に対し3年間の教育を施す課程であったが、別科は本科の教科目の1ないし3について速成教授するもので、織物業に従事する成人に専門教育を施す随時入学制の課程であった。

八王子織染学校は、足利の場合と同様に明治20年、機業組合八王子織物染色講習所として設立されたものが、明治28年(1895)4月、徒弟学校規程に基づく八王子織染学校に改称されたものである。組織は本科と別科が置かれ、本科は高等小学校2年修了者と連絡する課程とし、別科は機業の成人職工を対象とする短期課程であった。しかしながら、八王子を中心とする絹織物業は、製織技術の向上のため、より組織的な技術者の養成を必要とし、それは徒弟学校規程による織染学校の教育で確保し得るものではなく、より組織的な工業学校の設置を要望していた。

明治30年(1897)の八王子大火に罹災した八王子織染学校は、機業組合の力では学校再建の望みがなく、組合より東京府に補助金の交付を申請するとともに、業界の必要から徒弟学校を工業学校に改めることを嘆願した。明治34年(1901)に組合が文部省に提出した学校を工業学校規程による学校に改める申請書には、以下のように述べられている。

當地工業も漸次家族的より工場的に移り手工を省き機械力を藉るの必要を認むるもの多く、其子弟を學校に入るも、卑近なる徒弟教育を以て甘ぜざるもの多きに至れり。換言すれば、現在當業者の實情は、此の種の完全なる教育を受け進取的氣象に富みたる着實なる主人に俟つこと頗る急なり。(中略)今回校則を改正し、可成是等實業家子弟を收容し(中略)一部實業家の主人たるに適すべき教育をなすと共に、一方に別科を置き短期學習の方法に由り、普通職工の養成を爲し、目下の急須に應ぜんとす、是れ此の改正をなす所以なり。

申請書は徒弟学校規程による組合立の八王子織染学校から工業学校規程による工業学校への改組が、工場的工業の経営の後継者養成に不可欠であるゆえんを強調し、従来の組織では徒弟教育の域を出るものではないとしていた。

徒弟学校規程による組合立の八王子織染学校は、明治31年（1898）を第1回とし4回の卒業生を出したが、卒業生の8割は自営業者、つまり織物業者の子弟であって、これら後継者を最新の知識、技術で装備することが徒弟学校から工業学校への昇格の主たるねらいであることを裏付けている。明治34年に工業学校への昇格は実現したが、学校経費の増大は機業組合の負担能力を超えるものとなり、組合は35年ついに東京府に組織の移管を嘆願し、翌年4月より東京府立織染学校として発足することとなった。

徒弟学校規程により広島職工学校が設立されたのは、明治30年（1897）8月であった。広島県職工学校の創設は、県議会の建議によるもので、県会議長は、明治28年（1895）12月、県知事に以下のように建議を行った。今夫レ實業ノ根本ヲ培養スルノ法一ニシテ足ラスト雖モ先實業學校ヲ設立シ青年有志者ヲシテ學理應用共ニ之ヲ修ムルヲ得セシムルヨリ急ナルハ莫キナリ。本會ハ爰ニ地方費ヲ以テ之ヲ創設シ以テ之カ急務ニ應セント欲ス。其組織程度ニ至リテハ理事者宜シク縣下ノ風土ト民情トヲ察シ他府縣已往ノ例ヲ取り以テ之カ企畫ヲナシ更ニ本會ニ向ツテ發案アランコトヲ希望ス。

広島県下における工業近代化の端緒は、明治19年（1886）に呉に海軍鎮守府が置かれたことにより、造兵造船の海軍工廠ができ、工業発展の拠点が生じたことによる。その後広島には、燐寸工業、綿糸紡績、製糸、煉瓦製造、硝子製造などの工業が生まれ、印刷業も発達してきた。明治27年（1894）には山陽線が全線開通し、広島は中国地方における交通の要衝となった。日清戦争の折、広島に大本営が設けられ、兵員や軍需物資の輸送基地として大いに潤う一方、各種の製造業は飛躍的に発展し、鉄工業の発達もめざましかった。こうした状況を背景に、県議会は職工学校の設立建議を提出したのである。

明治30年において広島県下の工場数は91、内職工100人以上を雇備する

もの12に、職工総数六千七百余人という発展を示していた。こうした目ざましい工業発展の陰には、以下のような深刻な職工の問題を抱えていた。

一見頗る發達ノ域ニ進ミツツアルカ如キモ其裏面ニ至リテ深ク之ヲ洞察スレハ轉タ寒心ニ堪ヘサルモノナキニアラス蓋シ各種ノ製作タルヤ唯従前ノ經驗ノミヲ旨トセル職工ノ手ニ成リ殆ト改良進歩ノ跡タニナク從テ新規機械ノ使用ヲ試ムルモノ少キハ勿論原動力トシテ蒸氣機關ヲ備付クルモノモ僅カニ紡績其他二三ノ大工場アルノミ他ハ實ニ言フニ忍ヒサルモノアリ縣下工業ノ現狀斯ノ如クナランカ到底永久ニソノ發達ヲ望ムヘカラサルハ言フ俟タサル所ニシテ（中略）時運ハ一日モ早ク當校ノ生出セン事ヲノミ大早ノ雲電ヲ待ツヨリモ甚シキモノアリキ。

職人社会の伝統、旧慣に慣れ親しんだ人々は経験に頼るのみで、産業を近代化する力は持ち合わせていない。進取の気性に富み、生産技術の改良進歩を図るには学校を設立し、組織的な教育に基づいて人材を養成する以外にはないという考え方が、この学校の出現を早天の慈雨として歓迎せしめたのである。

明治30年段階におけるわが国の工業教育機関としては工業学校6校、徒弟学校12校であり、明治32年（1899）にようやく工業学校19校、徒弟学校20校をかぞえ、広島県職工学校は、いわば工業教育機関の設立ブームの幕開けに設立されたものであった。

こうした明治30年代に入り、全国各地に設立される工業学校に専門的な立場から助言と指導に当たったのは、手島精一であった。

広島県職工学校も手島の意見を徹して設立されたものであった。

広島県職工学校の設置学科は木工科と金工科で、木工科は大工と指物の2コースに分かれ、金工科は板金コースのみであった。

修業年限は3カ年で、定員はそれぞれ60名であった。木工科、金工科といういわば手工業的な職人的な学科を置いたのは、手島の考えによるものであったが、先にみた広島県下の工業の発展状況と設置学科とは有機的な結びつきはなかった。県はこの学校志望者の少ないことを見越して、最初から郡長の推薦入学制を認めたり、学資に対しては毎月2円の補助をしたり、授業料の免除などの措置を取っていた。それでも第1回の入学試験の

応募者は少なく、木工科45名、金工科21名にすぎず、木工科20名、金工科15名が入学を許可された。

広島県職工学校は、創立当初は法令に準拠しない学校であったが、明治31年（1898）4月、学校規則を改め、徒弟学校規程に基づき「將來木工若クハ金工ノ業ニ従事スルニ適良ナル職工ヲ養成スルヲ以テ目的」とすることとした。これは第1回入学生に、この学校を高等な学校へ進学する予備的な学校であるという誤解がかなりあったためである。

さらに、木工科、金工科を木工部、金工部とし、金工部の内容を、従来のように板金のみとせず板金工科、鍛工科、鑄工科、仕上工科の4科編成に改めた。この措置は、従来の手工業的な教育から機械工業的な教育への転換を意味するものとして注目される。

なお、入学年齢を満17歳以下と最上限のみを規制し、入営前に教育が完了するように配慮されていた。

明治39年（1906）2月、学則の大改正により、設置学科を機械科、建築科、工芸科の3科とし、従来の課程も加えて分科を次のように定めた。

機械科——機械製図工、木型工、鑄工、鍛工、鑪工、鋸工

建築科——建築製図工、大工

工芸科——彫刻工、指物工、板金工、塗物工

学科の構成を創立時の木工、金工と比較すれば、自営業者の養成から工場の技術者の養成へと、急速に変化する様をみることができる。創立当時の金工科板金工課程が、学則改正を経て機械科6課程になったことが分かる。

明治40年（1907）3月、工業学校規程に準拠する学校となり、校則第1条を「本校ハ工業學校規程ニ依リ適良ナル技術者タルヘキモノヲ養成スルヲ以テ目的トス」と改め、職種の技能工を養成する学校から、技術者を養成する学校への転換を明確にした。それに伴い、工業教育の振興のために県が学資の補助金を支出することをやめ、年額6円の授業料を徴収することとした。無論、徐々に学校への応募者も増加していった。こうして、創立後10年にして広島県職工学校は本格的な、標準的な工業学校となったのである。

この学校は、明治34年広島県立職工学校と改称したが、明治33年に第1回卒業生を出して以来、明治40年に工業学校規程による学校に昇格するまでの8年間に出た卒業生の進路状況は、この学校の社会的機能をよく示している。この間の卒業生は270名であったが、卒業後の進路は大別5つに分けることができる。

(1)のグループは民間工場における技能者となった人々、(2)のグループは官庁の職工となった人々で、その中には陸軍の技手、海軍工廠の技手、鉄道技手に昇進した人々もあった。(3)のグループは自営業者、(4)のグループは上級学校への進学者で、高等工業学校進学者は4名であった。(5)のグループは米国渡航者で、明治35年(1902)以来合計16名の者が渡米している。彼らは米国で技能工として働く職を得たものと思われる。

第1と第2のグループ、民間および官営の工場の技能工となった人は、270名中、116名(43%弱)で、徒弟学校としての広島県職工学校が地方工業に対する最大の貢献は、現場で指導的な役割を演ずる指導工の養成であったと見ることができる。その意味では、設立の趣旨を十分に果たしたといえる。

以上見たように、石川県工業学校、栃木県工業学校、八王子織染学校、広島県職工学校等の変遷に、明治20年代から30年代にかけての、工業教育に対する社会的要請の変化を見いだすことができる。

つまり、明治33年(1900)前後に工業諸学校に対する社会の要求が急激に変化したことである。

マニュアルな技能の習得を目的とする技能教育の職工学校は、伝統的な徒弟教育の観念ともよく適合し、師範職工を多数抱えて少人数の徹底した技能の指導により、十分な効果をあげ卒業生に対する評価も高かった。

しかし、地方の工業がより一層発展すると、技能よりも技術的知識に重きをおく技術者の社会的需要が増大してくる。明治30年代はこうした変化が全国的規模で展開されていく期間であった。

先にも指摘したように、この段階で各地に設立を見た工業学校は、その多くは手島精一の助言と指導によるものであった。

全国各地に工業学校が設立されていくなかで、手島は東京工業学校と新

設の工業学校との大きな落差を実感したと思われ、「各地ニ工業學校の設置アリテ本校ト混同セラルルノ嫌アルヲ以テ」校名の変更が必須となった。

しかしながら東京工業学校から東京高等工業学校への改称は、校内的には単なる改称ということではあったが、対外的には高等専門教育機関化を明確に宣言する措置でもあった。

それゆえに、手島は先の報告の中で、数多くの帰朝または洋行中の東京工業学校の教官の質の高さを称賛し、以下のように述べている。

是等諸専門カ其既得ノ學識經驗ニ加フルニ更ニ歐米國ニ於ケル日新ノ工業ニ就キ
觀察シタルノ結果ハ……久シク本校ノ教職ニアリテ益々經驗ヲ重ネタル諸教官ト共
ニ兩々相對シテ生徒カ享受スル所ノ裨益ハ多カラストセサルナリ

実業教育制度の整備と「実業学校令」の制定

さらに、この明治30年代の初頭は産業教育制度が整備される時期でもあった。

実業教育費国庫補助法を制定して、産業教育の振興に乗り出した文部省の政策は順調に進展し、明治27年（1894）の徒弟学校4校、実業補習学校19校が、4年後の明治31年には徒弟学校24校、実業補習学校113校というような発展を示した。

こうした順調な発展に勢いを得た文部省は、日清戦争後ますます勃興の気運を高めた産業界の趨勢にも助けられて、明治32年（1899）に産業教育に関する統一的法令である「実業学校令」を制定したが、それと同時に、工業学校、農業学校、商船学校に関する規程を制定し、明治34年には水産学校に関しても同様の規程の制定を完了した。工業学校、水産学校を除く各実業学校に関しては甲種、乙種の2種を区別し、工業学校に関しては徒弟学校を実質上の乙種工業学校として昇格させることによって第2次世界大戦に至るまでの「中等実業学校制度」の体制がほぼここに整ったのである。

明治32年（1899）2月6日、勅令第29号として制定された「実業学校令」の全文は以下のとおりである。

實業學校令

- 第1條 實業學校ハ工業農業商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第2條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス
蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス
- 第3條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スル事ヲ得但シ道廳府縣立實業補習學校ハ他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ府縣ニ命スル事ヲ得
- 第4條 前條ノ實業學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除ク外府縣ノ負擔トス
- 第5條 郡市町村（北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム）又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第6條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第7條 工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第8條 實業學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第9條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム
- 第10條 實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第11條 公立實業學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第12條 公共實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル
- 第13條 實業學校ノ編成及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第14條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第15條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 附 則
- 第16條 本令ハ明治32年4月1日ヨリ施行ス
- 第17條 本令ハ官立學校ニ適用セス
- 第18條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ1日ヨリ當然實業學校ト看做ス
- 第19條 明治23年勅令第215號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ1日ヨリ其ノ効力ヲ失フ

すでに見たように、「学制」や「教育令」は普通教育を中心としたものであったが、「実業学校規程」は、「実業教育費国库補助法」の制定以後、公私立実業学校が全国的規模で急速に発達したため、これらの公私立実業学校を統一的に規定する法令の必要に迫られたものであって、その目的、種類、設置廃止、経費、学科、教科書、教員などについてその大綱を規定したものである。

この第3条は、文部省提出原案では「北海道及各府縣ニ於テハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ヲ設置スヘシ」とあったのが、最後に「設置スル事ヲ得」と改められた。地方財政に及ぼす影響を考慮したものである。

実業学校令の制定とともに、工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程、商船学校規程が制定され、それぞれの学校種別ごとに修業年限、授業時数、学科目、入学資格などを規定した。また、従来農業学校の中に含まれていた水産学校が、水産業の振興を図る意味で独立の学校となり、そのため、明治34年（1901）に水産学校規程が制定された。

修業年限は、工業学校、甲種農業学校、甲種商業学校、甲種商船学校および水産学校は3年を原則として、多少の伸縮を認め、徒弟学校は6カ月以上4年以下、乙種農業学校、乙種商業学校は3年以内、乙種商船学校は2年以内と学校種別に応じて異なっていた。

いずれの場合にも、学科課程に修身、読書、習字、作文、数学、物理、化学、博物、地理、歴史、外国語、図画、体操などの普通科目を加え、一般教育の拡充を図っていた。

「専門学校令」の制定

明治30年代に入り、全国各地に設立された工業学校は、この「実業学校令」に規定されたのであるが、こうした工業学校と明確に区別される東京高等工業学校は、いかなる法令によって規定されたのであろうか。

明治30年代は、一方において、高等専門教育の発足の時代でもあった。

第1章に見たように、明治6年（1873）の「学制二編追加」には「専門学校」の規定があったが、これは必ずしも高等教育機関としての専門学校

とはいえなかった。

また、明治27年(1894)6月に公布された「高等学校令」には、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得」という規定があったが、前章に見たように、2, 3の高等学校に専門学科としての「工学部」が設置されたものの、実際には高等学校は大学予科中心であった。

確かに「実業学校令」の制定後、各種の実業学校は順調な発達をとげたが、産業界に対する一般の認識は依然として浅く、中学校、高等学校、大学というコースが正統のコースと評価され、実業学校への進学者は質量ともに劣っていた。こうしたなかで、実業学校卒業生が高等教育を受けることのできる制度を要望する声が高くなってきた。こうして構想されたのが「実業専門学校」という制度であった。

明治35年(1902)11月、文部省は実業学校令改正について、「工業学校、農業学校、商業学校及商船学校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業専門学校トスルコト」「實業専門学校ノ修業年限ハ3箇年以上トシ其ノ入學資格ハ中學校卒業以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムルコト」などを「高等教育會議」に諮問し、その可決を経て、明治36年(1903)「専門学校令」の制定と同時に「実業学校令」の改正が行われ、「實業学校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業専門学校トス、實業専門学校ニ關シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル」という条項が加わって、「実業専門学校」はその制度的根拠を得ることになったのである。

諮問案第六、實業学校令改正に關する事項

1. 工業学校、農業学校、商業学校及商船学校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業専門学校トスルコト
4. 實業専門学校ノ修業年限ハ3箇年以上トス、其ノ入學資格ハ中學校卒業以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムルコト
5. 官立實業専門学校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ハ文部大臣之ヲ定メ、公立及私立實業専門学校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニアリテハ設立者之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受ケシムルコト
6. 公立及私立ノ實業専門学校ノ教員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ナルヘキコト
 - (1) 學位ヲ有スル者

(2) 帝國大學分科大學卒業者

(3) 文部大臣ノ認可シタル者

こうして、明治36年（1903）3月27日、勅令第62号により「実業学校令」を改正し、「実業専門学校」の存在は法的に承認され、「実業専門学校」は「専門学校令」に拠るものとされ、東京高等工業学校を含む以下の学校が「実業専門学校」と規定された。

實業學校令中左ノ通り改正ス

第2條 實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業専門学校トス

實業専門学校ニ關シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ明治36年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校及京都高等工藝學校ハ本令施行ノ日ヨリ實業専門学校トス

次に「実業専門学校」を法的に規程する「専門学校令」について見ておきたい。高等の學術技芸を教授する学校としての専門学校は、この「専門学校令」によって初めて制度化されることになったのである。

専門学校令（明治36年3月27日勅令第61號）

第1條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ専門学校トス

第2條 北海道府縣又ハ市ハ土地ノ狀況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得但沖繩縣ハ此ノ限ニ非ラス

第3條 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得

第4條 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第5條 専門学校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限4箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第6條 専門学校ノ修業年限ハ3箇年以上トス

第7條 専門学校ニ於テハ豫科研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第8條 官立専門學校ノ修業年限，學科，學科目及其程度並豫科研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門學校ノ修業年限，學科，學科目及其程度並豫科研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者，私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第9條 公立又ハ私立ノ専門學校ノ教員資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第10條 公立専門學校ノ職員ノ旅費及給與ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第11條 公立ノ専門學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴收セサルコトヲ得

第12條 第1條ニ該當セサル學校ハ専門學校ト稱スルコトヲ得ス
附 則

第13條 本令ハ明治36年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

以上見たように、「実業学校令」は明治30年代に入り、全国各地に設立された中等程度以上の実業学校に関する法令であり、東京工業学校から東京高等工業学校と改称された本校の場合は、「高等教育機関」としての「実業専門学校」であり、「専門学校令」に準拠するものとなったのである。

すでに見たように、東京工業学校時代を通じて、実質的に「高等専門学校」としての実質をそなえていた本校は、「専門学校令」による「実業専門学校」として規定され、名実ともに「高等専門学校」=高等工業学校としてその制度的根拠を確保することになったのである。

この段階では、官立の実業専門学校は工業3校（東京・大阪・京都）、農業2校（札幌・盛岡）、商業2校（東京・神戸）のわずか7校にすぎなかったが、以後次第に増加していき、特に大正年間に入って高等教育機関の大拡張によって著しい増加をみることになるのである。

第2節 アジア留学生教育と東京高等工業学校

明治におけるアジア留学生の受け入れ

アジアの諸国が、明治日本の教育に関心を抱き、自国の教育制度の近代化に資すべく留学生を日本に派遣することになった直接の契機は、日清戦争における日本の勝利であった。

維新以後、わが国の教育は、もっぱら欧米先進諸国の学術文化、科学技術の導入を急務とし、御雇い外国人の採用、留学生の欧米諸国への派遣を通して専心これに努めたが、アジア諸国は日清戦争の勝利の原因を、日本がアジアの諸国に先駆けて近代の学術を輸入樹立した結果とみたのである。

こうしたなかで、戦争当事国の中国（清国）と、中国を宗主国とする朝鮮、さらには大英帝国の領土に組み込まれていたインドといった国々が、日本の勝利に啓発され、欧米先進国よりも日本に留学生を派遣する事態となったのである。

その第一陣は明治29年（1896）の留学生29名であったが、10年後の明治39年には、1万人に及ぶアジア留学生が日本に留学し、官公私立の各種の学校で学んでいるという状況であった。

特に中国の留学生は、その後、昭和12年（1937）の日中戦争まで42年間にわたって継続された。

清国政府が、これほどまでに熱心に留学生を日本に派遣するに至った背景には、日清戦争の敗北の原因が彼我の教育制度にあるとする認識があった。

周知のように、明治20年代に入り朝鮮における権益をめぐる日清両国は緊張関係にあったが、両国はそれぞれ陸海軍の整備拡充に努め、最終的には両国の海軍力の優劣が雌雄を決するという認識が一般であった。

清国海軍は李鴻章の指揮下にある北洋海軍で、明治17年（1884）の清仏戦争で大敗を喫した福建省の南洋海軍に代わり、巨費を支出して近代海軍として装備されたものであった。清仏戦争の翌年にはドイツのクルップ社

に発注済みの「定遠」「鎮遠」の2艦が完成、これは7千吨級の戦艦で、当時東洋最強と目され、日本はこれに対抗しうる軍艦を持っていなかった。

清国は明治19年、旅順に東洋一と称されたドックを建造したが、これは上海のフランス銀行の紹介により、フランスの技術者の手になるものであった。明治23年（1890）までに、清国海軍は戦艦2、装甲洋艦6、巡洋艦2を擁する近代海軍として整備されていた。これに対し、日本側の海軍力の中心である旗艦は「定遠」クラスの半分の排水量しか持っていなかった。彼我の海軍力の差は、誰がどこから見ても明白であった。

しかも清国は、洋務運動を推進するなかで、洋夷の長所、すなわち軍事技術を学び得たとして、北洋海軍の存在に絶対の自信を持っていた。

明治27年（1894）朝鮮の東学党の乱を契機に日清戦争が始まると、清国の陸海軍は日本軍に連戦連敗というまさに意外な結果が相次いだ。特に清国軍が絶対の自信を持った北洋海軍の精銳は、モーゼル式小銃、クルップ式野砲といった近代兵器で装備されたにもかかわらず、村田銃、青銅砲の日本軍に撃破されたのである。

清国軍は近代的に装備はされたが、それは所詮、内戦用、示威用の軍隊の域を出ず、近代的戦闘に何よりも必要な給養、輸送機関、兵站の設備に欠けていたのである。さらに機動力にも欠け、部隊の移動は大混乱を極め、近代兵器を有効に使用する実戦部隊の指揮官にも欠け、政府の文官が野戦軍の指揮をとる有様であった。

これに対し、日本軍はドイツから参謀少佐を招聘して、軍隊内の行政、經理に至るまで西欧先進国に学んで、装備の劣勢を組織において凌駕したのであった。

つまり、清国は銃や砲の精巧さのみに洋務を認めるにすぎず、士官の養成や、軍隊の組織、命令系統といった中枢をなす部分を西洋に学んだ日本との差が、具体的な戦闘場面で決定的な差となって現れたのであった。

清国軍の最後の拠り所である北洋海軍も、黄海海戦で大打撃を受け、戦局の帰趨はもはや決定的であった。重砲でまさる清国海軍に対し、当時の新兵器であった速射砲を日本海軍が大量導入したことが、日本勝利の一因であったとされるが、同時に、清国海軍の艦隊はいずれも整備不良で規定

どおりの速力で走ることさえできなかったといわれている。これは機器のみにとられて、肝心のオペレーター（技術者）の育成を怠ったことの当然の結果でもあった。

日清戦争の結果は清国に洋務の本質が艦や大砲の優劣にあるのではなく、人材の創出、つまり教育制度こそが肝要であることを、具体的に示したのである。

日清戦後、清国は康有為の変法自強論に基づく近代化路線を採用することになり、さまざまな分野で具体的な改革案が提起されたが、そうした改革案の1つに「日本の書物を翻譯して、留學生を日本に派遣すること」が提案された。

康有為の変法自強論は、日本の明治維新に倣うものであったが、先の改革案も、あたかも明治初期の文明開化期の啓蒙思想家たちの主張と軌を一にするものであり、新文明のモデルが維新时期の日本にあっては西欧であったものが、この時期の清国にとっては日本であることのみが相違していた。

改革運動の推進者である康有為は、『日本明治変政考』を著して、日本に学ぶ理由を具体的に展開していた。

彼はそこで、日本は中国の四川省の一部ほどの面積にもかかわらず、明治維新を契機に近代化政策を採用して、ついには大国清国を圧倒するまでになったと述べ、両国は文字を同じくするのであるから、欧米の書物の翻譯を重訳すれば、欧米語より漢訳するよりも容易で、成果も大きい。習俗を同じくする両国であるからには、維新以降の日本の改革の得失を教訓とすれば、中国の改革は速やかに進行し、欧米と日本の新法が中国に導入されて、中国の近代化は瞬時にして現出されるという期待を、極めて楽観的に吐露したのである。康有為の改革論は楽観的ではあったが、同時に具体的でもあった。

日本の明治維新を範型とした政治改革を断行しようとする康有為の構想は、書物の重訳のみでなく、直接、日本に留學生を派遣して日本に導入された近代文明を採り入れようという動きに拡大されていった。

留學生を日本に派遣することを通して、日本の西洋文明、近代の學術文化の導入の仕方を学び、中国近代化を担う人材の創出を図ったのである。

清国の留学生派遣は、日清戦争直後の明治29年（1896）に開始された。

国内での選抜試験をパスした13人の中国留学生の日本への受け入れを、駐日清国公使裕庚は、外相兼文相西園寺公望に依頼した。

西園寺は中国留学生の教育を、当時東京高等師範学校長であった嘉納治五郎に一任することにした。いわば高師の特別生として受け入れることにしたのである。13人のうち、3年の課程を修了した者は6人にすぎなかったといわれる。

嘉納自身は、これを契機に中国からの留学生教育に強い関心を抱くようになり、後には彼の設立した「弘文学院」が中国留学生の受け入れ機関として隆盛を誇ることになった。派遣されて来る留学生たちが、皆日本語に堪能であり、近代的な基礎教育を受けていれば、日本の高等教育機関への入学は比較的容易であったであろうが、当時の中国の教育事情からは、そうしたことは期待できなかった。そこで日本語教育と普通学（基礎学科）を教授する中国人留学生専門の学校が開設され、また日本側でも、留学生の増加に対応して留学生部を設けるものも出てきたのである。

こうした中国留学生の予備教育施設のうちでも最大のものが、前記の嘉納治五郎の弘文学院であった。

先にも見たように、嘉納は明治29年度の留学生を高等師範に引き取ったが、日本語のできない中国人留学生に日本人と同じ教育は無理であるとして、私塾の形で教育を行った。これを明治32年（1899）には亦楽書院と名づけた。論語の学而篇にちなみ、遠方より来たる学生を受け入れる施設という意味であった。明治35年（1902）1月、これを改組して弘文学院とした。嘉納はこの年清国の教育視察のために渡清、要路の大官を歴訪して意見の交換を行った。こうした関係もあって、弘文学院に学ぶ中国学生の数は増加の一途をたどった。弘文学院は3年の本科のほか、1年、8カ月、6カ月の速成師範科が置かれた。この学校は速成志望者の減った明治40年（1907）に閉校することになったが、最盛期には本校のほかに分校を4校もつほどであった。全期間の入学許可者7,192名、卒業者3,810名であった。

清国の留学生には当然、軍関係の留学生も多かったが、これを受け入れたのは成城学校で、明治31年（1898）4人の留学生を受け入れたのが最初

であった。ここでは陸軍士官学校に進学するための予備教育を行ったが、成城学校では、それ以前に韓国から留学生を受け入れており、留学生教育に関して既に経験を積んでいた。成城学校は昭和12年（1937）日中戦争の開始まで留学生教育を継続していた。

康有為の高弟で啓蒙家として中国青年に大きな影響を与えた梁啓超は、華僑の援助を得て在日中国人学生のための学校、東京大同学院を明法32年（1899）牛込に設置し、後、小石川に移転して清華学校と改称したが、この学校には中国からの留学生とともに、亡命者が多く学んだという。

そのほか、中国留学生のための学校としては日華学堂、東京同文書院といった学校があり、法政大学に明治37年（1904）清国学生のための普通科と速成科が設けられ、翌年には早稲田大学に清国留学生部、明治大学の経営になる経緯学堂（1904）等々が設けられていた。

以上見てきた留学生教育は主として民間や私立学校におけるものであったが、工業技術や科学教育を専攻する学生は、文部省直轄学校（官立高等、専門学校）に留学を希望した。

清国政府は先にも見たように、日清戦争の敗北は技術者の養成機関の有無にあることを痛切に思い知らされ、日本の勝利、あるいは近代化の進展が、工業や工業技術教育の成功にある点を特に重視して、留学生の派遣先として東京工業学校が最適であるとみなし、留学生の派遣を希望した。

前章に詳述したように、すでにこの段階で、東京工業学校は日本唯一ともいうべき工業専門学校であり、実用的な教育方法と、充実した設備は、近代化を図るアジア諸国にとって、とりわけ清国にとっては、格好の留学先であった。

東京工業学校は、帝国大学工科大学とは異なり、学理よりも実理を重視し、民業育成に具体的に貢献し得ることを第一義としていたから、工場制工業が未発達な清国にとっては、技術官僚を養成する工科大学よりも、工場経営者や、職工長クラスの技術者を養成し、積極的に民間において工業を起こすことを主眼とする本校の教育理念は、中国の工業段階に見合うものでもあった。さらに、日本の同時代の工業専門学校はわずかに東京工業学校、大阪工業学校、第三高等学校工学部の3校にすぎず、大阪工業学校は

明治29年、第三高等学校工学部は明治27年の創設で、明治14年創設の東京工業学校よりも歴史が浅く、創設早々の時期とあって、東京工業学校に比べると教授内容も実験、実修設備も貧弱であった。

こうした比較は学科の面でさらに顕著であった。東京工業学校は染織、窯業、応用化学、機械、電気（電気機械分科、電気化学分科）の諸学科を擁していたのに対し、大阪工業学校は機械科と応用化学科、第三高等学校工学部は土木科と機械科の2科を有するにすぎなかった。それゆえ、日清戦争後の工業技術の専門学校の中で留学生を受け入れるに最も適したのは東京工業学校だったのである。

日清戦争後の日本の工業教育機関の概要は以上のようなものであったから、工業関係の留学生派遣学校として、清国を主とするアジア諸国が、東京工業学校に注目して、留学生の受け入れを希望したのは、ある意味で当然であったといえる。

東京工業学校～東京高等工業学校における清国留学生教育

アジアからの本校への最初の留学生は、明治29年度における、染織科に安衡中ほか3名、応用化学に洪仁杓ほか1名、計6名の朝鮮からの留学生であった。本校では、こうした留学生のために本科のほかに校内的な臨時措置として特別科を設け、留学生を特別科生徒として受け入れることにした。

清国から本校への留学生の入学は明治34年度からであった。この年、応用化学科に王守善外1名、機械科に范鴻泰外1名、電気化学分科に湯時敏が入学した。これら清国からの留学生は本科に入学しており、本校に入学以前に先に見た民間の学校で基礎教科を修了していたものと思われる（この年には特別科にインド人学生3名が入学している）。

こうした本校における外国人留学生教育に関して、手島は以下のように回顧している。

尚ほ1つここに述べて置かねばならぬことは、支那人、印度人といふやうな外國人の教育のことであります。東洋諸國の人は工業教育を受ける爲に日本に來ますが、

東京工業學校は今更申すまでもなく帝都にあることでもあり、又勿論建物も相當なものであり、又設備としても可なり出來て居る。當局者から見ると不完全の點が多いのですが、他の東洋の國民から見ると、非常に進歩したものとして、外國人の入學するものが陸續として多くなりました。支那人を第一として比律賓人、暹羅人、印度人と云ふやうに、殆んど各國人が來て學ぶ學校となりましたが、一時は吾々當局者は、工業を他國人に授けてやったならば、敵に糧を與へるやうなものであるから、どうであらうかと云ふ考へを持ったこともある。併しそれは尙ほ深く考へて見ると、さう云ふ雅量の狭いことでは、教育の首腦となつて行くことは出來ない。日本は益々進んで行けば宜いのである。又他の東洋の國民を教育してやれば従つて東洋が開けて來る。是に於て東洋が西洋に對することも出来るやうになるのである。それには我が日本がどうしても一頭地を抜いて居るのみならず、將來益々一頭地を擡んで行かなければならぬのであるから、そんなケチな考へを出さずに、外國人を多く益々入學せしめて教育してやるがよからうと云ふので、日本人を入れるだけ入れて、それ以上に外國人を余程入れて居る。其事の得失は將來に屬することでありますから、今はまだどうか分かりませぬが、私はさう云ふ持論で外國人を相當入れて居る。是は將來を期して世人の判斷に任すのであります。

(手島精一「回顧五十年」)

手島は私的にこうした回顧を残しているが、学校長として公的には、以下のように文部省に報告している。

明治34年度（学校長報告）

猶新入生ニ就キ一言ヲ添ヘンニ本學年ニ於テハ清國人6名印度人3名ニ入學ヲ許可シタリ清國中ニハ官費留學生タル者アリ印度人ハ自己ノ希望ニ添フルニ資産家ノ學資ヲ補助スルモノアリテ遠ク我國ニ來リ學フモノナリト云フ是等兩國人ハ皆能ク學業ヲ勉勵シ我生徒モ遠來ノ學生ヲ待ツニ懇篤ニシテ是等遠來人ハ好テ我生徒ト伍シ彼我ノ別アルコトナシ是ヨリ先キ6名ノ韓國人1名ノ印度人ハ既ニ本校ノ業ヲ了ヘ現ニ本國ニ於テ既修ノ業ニ從事セルナラン故ニ本校教育ノ効果ハ將ニ他ノ東洋諸國ニ波及セントスルヲ知ルト共ニ是等諸種ノ工業ハ専門ノ教育ヲ修ムルノ必要ヲ知覺シタルノ徵證ト認メ得ヘキモノニシテ東洋ニ於ケル工業先進國タル我國ハ憤起シテ更ニ工業ノ振興ヲ策スルノ急務タルヲ忘ルヘカラス

明治35年度（学校長報告）

本年ニ於テハ印度人4名支那人2名韓國人1名ニ入學ヲ許可シタリ之ニ從前在學ノ支那、印度兩國人9名ヲ合スレハ遠來ノ留學生ハ計16名ニシテ皆好テ我生徒ト

伍シ自他ノ區別ヲ設ケス學業ヲ怠ルコトナシ但是等外國人中ニハ我語學ニ熟セサルモノアリテ往々授業上不便アリト雖印度人ノ如キハ皆英語ニ通スルヲ以テ特ニ英語ヲ以テ授業シ時ニ所修學科ニ關スル英書ヲ自讀セシムルコトナキニアラス東洋諸國ヨリ留學スルモノ年々其數ヲ増加スルコト以上ノ如キハ是等諸國モ亦工業ニ専門ノ學識ヲ要スルヲ認知シタルノ徵證ニシテ東洋ニ於ケル工業ノ先進國タル我國ハ更ニ憤起シテ工業振興ノ策ヲ講セサル可サルナリ

先にも指摘したように、本校ではすでに学内的な措置として外国人学生のために特別科を設けていたが、文部省では増加する外国人留学生に対処すべく明治33年（1900）7月4日文部省令第11号をもって「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」を設けた。しかしながら、この規程は翌年11月11日に文部省令第15号をもって廃止され、同時に「文部省直轄学校外国人特別入学規程」が公布された。

文部省直轄学校外国人特別入学規程

- 第1條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ1科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスルモノハ外務省、在外公使館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第2條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第3條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第4條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ
- 第5條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得
- 第6條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細別ヲ設クルコトヲ得

本校では、この「文部省直轄学校外国人特別入学規程」を受け、それまでは校内的な臨時措置として設けられていた特別科に代わり、外国人留学生を撰科生として入学させる「撰科生制度」を制定した。明治35年度の規程によれば、以下のように規定されている。

撰科生 工業ニ従事スル者又ハ工業學校卒業生ニシテ本校各科ノ科目中ニ就キ特修セント欲シ入學ヲ願出ルトキハ學期ノ始ニ於テ都合ニ依リ撰科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

外國人ニシテ明治34年文部省令第15號文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ願出ルモノアルトキハ都合ニ依リ撰科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ但外國人ハ後項ノ資格實業ニ關スル經歷及修業年限ニ依ラサルコトヲ得

ここで後項の資格とは、「品行善良，身体強健，年齢満20年以上」のことであり，実業に関する経歴とは，「3箇年以上引續當該工業ニ従事シ居ル者又ハ工業學校卒業生」を意味し，修業年限は「2箇年以内」を意味するのであるが，外国人学生の場合は，これらの条件から自由であるということであった。

外国人留学生に対する文部省の受け入れ体制が確立するなかで，明治37年（1904）清国政府は各省から「提学使」と称する学務長官を日本に派遣して，教育上の事項について調査研究させたが，一行17名は特に東京高等工業学校を参観した。その際，手島校長は一行に対して，理化学を基礎とする工業技術教育の普及が，産業近代化に必要な不可欠のゆえんを強調し，一行は手島の話に深い啓発を受けた。

なかでも，南京の提学使である陳伯陶は手島の所論に感動し，その後も再三手島の許を訪問して所説を傾聴し教えを請うた。帰国後，陳伯陶は率先して「三江（江蘇省，江西省，浙江省）より毎年一定数の留学生を入学させていただきたい」と懇願してきた。

この要請を受けて手島は文部省に赴き，文部大臣や専門学務局長に面会して，清国留学生問題の検討を依頼した。文部省では早速，関係者が集い前記の要望書をはじめ各提学使の懇請を議題に省議が開かれた。

この席上，手島は，「この際はわが国は清国の懇請を善意に受けとるべきである。善隣のいとなみはまず人間同士の信頼感からはじまる，なにとぞ実現の措置を取るようお願いする」と主張したが，これに対し参会者のなかから，「法文医関係の学校なら差支えなかりうが，工業技術を他国人に授けてやれば，それだけ相手国の工業が勃興する。結果はわが輸出の減少となるから婉曲に断わるべきだ」という反論があった。

手島はすでに見たように、こうした近視眼的立場を超克していたから、「清国に工業が興れば、だんだんと経済水準が向上する。これに応じてわが国の輸出も必ず増進するにちがいない。わが国としては、さらに工業技術を進歩させればよいわけである。東洋アジアのことは、まず東洋民族同志が手を握らねばならない。もし日本人がやらねば、イギリスなり、アメリカやドイツがきっとやるであろう。どうか皆さんの熟慮を煩わしたい」と切々と説き、会議は手島の意見に賛同を表することになった。その結果、日本政府と清国政府との交渉開始となり、清国側では公使館に留学生の監督を派遣すること、日本側では官費留学生の学費規則などを定め、東京高等工業学校は毎年60名の学生を受け入れるという結論に達した。この間の事情を本校で留学生教育を担当した杉田稔教授（明治37年7月就任）は、以下のように述べている。

明治37年の頃清國政府は各省より提學使と稱する學務長官を選抜し、我邦に派遣し教育上の事項を調査せしめ、其一行17名が本校を參觀したる際、手島校長より工業の教育は數を基とする理化學を先づ必要とする等の眞面目なる意見を聞き、深く感ずる所あり。就中南京の提學使陳伯陶氏は最も熱心にして、其の後再三手島先生を訪れたる結果、率先して三江より毎年一定數の留學生を收容教育されたき旨を懇願せられたり。此れが動機となりて遂に我政府と清國政府との交渉となり、清國よりは公使館に留學生の監督を派遣し、本校に於ては官費留學は毎年1人に付き200圓の養成費と50圓の授業料を納布し、毎年60名の留學生を推薦入學せしむることとなり、此外第一高等學校、東京高等師範學校、千葉醫學專門學校、山口高等商業學校の4校に官費委託留學生を送ることなれり。爾來清國公使館に於ては之を5校官費と稱せり。（『手島校長と中華民國の工業』『工業生活』Vol.2, No.1）

本校で清国を中心にアジア諸国から積極的に留学生を受け入れるに際しては、手島精一校長の深い配慮と尽力があったことが以上の引用からも分かるが、手島は明治3年（1870）22歳で米国に留学して以来、その後も明治29年までに、明治9年、11年、17年、21年、24年、25年に欧米諸国を視察して、アジアの遅れと貧困を痛感していたが、こうしたアジアの現状に対する認識がアジア諸国の留学生を本校に積極的に受け入れる素地になったのであろうと推測されるが、それは一方において、手島と深い関係にあ

った井上毅の遺志を継承するものでもあった。

井上は明治27年、病床に高等師範学校卒業生を集めて述べた訓示のなかで、道徳教育、愛国教育、工業教育の重要性を強調すると同時に、アジアの現状に対する憂慮から以下のように述べている。

余カ友吉田作彌氏カ壘太利デ名高イスタイン氏ニ面會シテ學問シタイト言入シカガ、^(ママ)其時スタイン氏カ何ヲ學問シタイカト問フタニヨリ、答テ哲學ヲ學ヒタイト言ツタレハスタイン氏ハ返答モセズニ近世歴史ヲ讀メ、東洋ノ地圖ヲ見ヨト言フタ。是ハ親シイ吉田氏ノ話デアルカ此話ハ思フヘキコトデアル。スタイン氏ハアチラデモ随分理想家ト謂ハレル人デアル。然ルニ歳少イ日本人ガ哲學ヲ學ビタイト言フタコトガ氣ニ喰ハナイ。近世史ヲ讀ミ東洋ノ地圖ヲ見テ感慨セヨトノ意ヲ示シタ。(中略)我々ハ今殊ニ東洋ニ於ル歴史及地理上ノ一大變遷ノ局面ニ臨ンテ居ル。此ノ歴史及地理上ノ變遷ニ向テ我國ハ如何ナル要樞ノ位置ニ立ツカ、實ニ非常ナ感慨ヲ起スヘキコトデアル。此感慨コソ今日國民教育ノ熱心ナル原素デアルト存スル。

井上毅が文部大臣在任中に推進した工業教育の制度化に当たり、手島は工業教育の最高学府たる東京工業学校の校長として積極的にかかわり、さらに井上文相が設けた工業教育振興のための調査委員会の委員の1人にも選ばれた間柄であった。この2人はアジアの現状に対する認識においても一致し、病に斃れた井上の遺志を手島は本校へのアジア留学生の受け入れとして継承したのである。

東京高等工業学校への清国留学生は年とともに増加していったが、それに伴い、留学生側では従来のように撰科生としてではなく、本科生としての入学を強く要望するようになった。そこで本校では、明治38年に「清國留學生既往の事實を具して上司に稟申し(中略)入學者に必要な日本語及數學理化學等豫備的教育を施さんことを計畫」し、「翌39年1月特別豫科を新設し、此を修業したる者を本科に入ること」とし、「其の修業年限は當初2學期なりしも翌40年より必要に應じて1ヶ年と改め」た。

明治39年1月実施の特別生に関する規程は、前年の2月に制定されたようであるが、この規程の原文は残されておらず、当時の学校一覧により規程の概要を見るにとどめる。

特別生 外國人ニシテ前項撰科ニ入學スル者ノ外、本校各科一定ノ課程ノ教授ヲ受

ケント欲スル者アルトキハ特別生トシテ入學ヲ許可ス。特別生ヲ分テ豫科及ビ本科トシ、豫科ノ修業年限ヲ毎年1月ヨリ7月ニ至ルマテトシ、適宜ノ入學試験ヲ施シ、合格者ニ入學ヲ許可ス。豫科ノ學科目ハ數學、物理學、化學、邦語、英語、圖畫、體操トシ、本科ノ課程ハ本校各科學科課程ニ準スルモノトス。

そして同年度の、「學校長報告」によれば、「本年（明治39年）1月ヨリ實施シ試験ノ上豫科入學セシメタル者34名。内終末試験ニ合格シ本科ニ進級シタル者32名ニシテ、皆相當ノ學力アルヲ認ムト雖モ本邦生徒ノ學力ニ比シ及ハサル者ナキニアラス」と報告されている。

こうして留学生に対する取り扱いは充実し、門戸も次第に開放されていた。しかしながら、アジア留学生に「特別生」のワクをはめ、本科においても「特別本科」に進ませることにしたことは、本科のコースを日本人と外国人とによって差別するという矛盾を免れなかった。

本校に限らず、その他の清国政府の委託による留学生受け入れ校である東京高等師範学校、第一高等学校、山口高等商業学校、千葉医学専門学校でも、留学生に対しては別科、撰科などいわゆる特科生として入学させていたが、清国政府から日本政府に対し、「正科生として入学させる道を開くこと」を要望された。

文部省ではその要望を了承し、関係学校との協議を経て大正10年(1921)5月9日に関係学校に次の文部次官通達を出して本科生として処遇する道を開くことを指示した。

入學資格ニ相當スル試験課目（中略）ヲ行ヒ其ノ成績優秀ナル合格者ハ之ヲ正科生トシテ入學セシメテ差支ナシト省議決定シタルニ依リ御承知相成度

本校では、かねてより清国留学生を本科生として処遇することに賛意を表していたので、大正15年（1926）3月31日、従来規程を改正して留学生の階梯を特別予科と本科とし、特別本科という名称を廃止して日本人、外国人ともに本科生徒として扱うことになった。

かくて、特別予科生規程は本校の大学昇格による発展的解消まで持続され、外国人学生を規定した。昭和3年度昇格直前の「特設豫科生規程」の

主なものは以下のとおりである。

第1條 外國人ニシテ本校規則第46條ニ依ル本校各科課程ノ教授ヲ受ケント欲シ外務省在外公使館又ハ本邦所在外國公使館（領事館、公使館、大使館）ノ紹介書添へ入學ヲ出願スルモノアルトキハ身體検査及學科試験ノ合格者ニ限り特設豫科生トシテ之ヲ許可ス

第2條 前條ノ入學志望者ニシテ本校規則第14條ノ資格ヲ有スルモノハ本校本科ニ編入スルコトアルヘシ

第3條 特設豫科生トシテ毎年收容スヘキ各科人員約左ノ如シ

色 染 科	5 名	紡 織 科	6 名	窯 業 科	3 名
應用化學科	7 名	電氣化學科	4 名	機 械 科	7 名
電 氣 科	5 名	建 築 科	5 名		

第4條 特設豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ中學校卒業程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ試験檢定ヲ行ヒ合格者ヨリ選拔ス（中略）

第2條ニ依リ本校本科ニ入學ヲ許可スヘキモノハ本校規則第15條ニ依リ試験檢定ノ上合格者中ヨリ選拔ス

第6條 特設豫科生ノ學科課程及毎週教授時數ハ左ノ如シ

修身1時 物理學3時 數學8時 化學4時 邦語4時 英語4時 體操4時
圖畫自在畫2時 用器畫6時
毎週授業時數合計36時

第7條 特設豫科生ノ授業ハ毎年4月ニ始リ翌年3月ニ終ル其終期ニ於テ試験ヲ行ヒ合格者ニハ修了證明（列記書式）ヲ授與シ本科ニ編入ス

なお、入学試験科目は中学校卒業程度とし、日本語、数学、物理及化学、英語、用器略法、自在画を課した。この特設予科制度は本校の大学昇格後、紆余曲折を経て「附属予備部」として継承されることになった。

手島精一と清国留学生

手島精一は以上見たように、清国からの留学生受け入れを積極的に推進し、予備教育から「蔵前」の学風になじむよう学生を薰陶するなど、さまざまな配慮の結果、留学生教育の成果には著しいものがあった。

明治41年（1908）手島は文部省に以下のように報告している。

外國留學生ノ成績清國韓國印度比律賓等ノ諸國留學生ノ本校ニ入學ヲ志望スルモノ年々多キヲ加ヘ、本學年ニ於テハ新ニ61名ヲ收容シ合計142名ニ達セリ。之ヲ昨年ノ95名ニ比スレハ47名ヲ増加シ、本學年ハ最多ノ是等留學生ヲ收容セリ。是レ主トシテ清國政府カ我政府ニ交渉シテ多數ノ同國留學生ヲ各文部省直轄諸學校ニ入學セシムルコトトナリ、本校モ從前ヨリ特設セル特別豫科ヘ年々60名ヲ入ルルコトト爲シ、本年ノ應募者255名ニ對シ選抜試験ヲ行ヒ、清國人58名他ノ外國人3名ニ入學ヲ許可シタリ。而シテ是等特別豫科生ハ1ケ年ノ課程ヲ了シ試験ノ上特別本科ニ編入スルモノニシテ、今ヤ特別本科生ハ各科各學年ニ互リ其數63名ニ達シ、何レモ本邦學生ト共ニ其學業ヲ勵ミ其技術ヲ練磨シツツアリ。前學年末ニ於テ學業成績不良ノ爲原級ニ止メタルモノハ7名ニシテ、全員69名ニ對シ百分ノ10.1ニ當リ、一昨學年ノ29.6ニ比スレハ19.5ノ減少ニシテ而モ及第者ノ中ニハ成績大ニ見ルヘキモノアリ。是レ前年ニ於ケル不成績者ノ多キニ鑑ミ平素互ニ相戒シメ相競ウテ學業ヲ勵ミタルニ依ルナラン。又前ニ於テハ精勵賞牌ヲ受領セシモノ6名アリ。從來比較的遲刻早退缺席ノ多キ同國留學生中ニ斯ノ精勵者ヲ見ルハ嘉賞スルニ余リアリト謂フヘシ。殊ニ本學年ヨリハ同國公使館留學生監督處ニ於テ大ニ學生ヲ督勵スルニ至リタレハ、將來盡々成績佳良ナランコト豫期スルニ難カラス。是ニ於テ他日錦衣故郷ニ還リ日本ニ於テ練習セル智識技能ヲ實地ニ應用シ自國ノ工業ニ貢獻スルコト多カルヘキハ刮目シテ看ルヘキナリ。

この報告に見られるように、本校の留学生の学習に対する管理、指導は厳正であったが、それは、この前後から清国留学生の間に清朝政府に対する革命運動が活発になってきたという事態と無関係ではなかったと思われる。

明治40年前後には清国からの学生は1万人にも及ぶ数になっていたことは前に指摘したが、すでに明治38年（1905）11月、日本の文部省は「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を公布していた。

これは同年の夏に清国留学生を中心に中国革命同盟会が東京で成立し、特に私費留學生たちが同盟会に参加して活動することに清国政府が神経をとがらせて、私費留學生の取り締まりを日本政府に依頼した。その結果がいわゆる「留學生取締規則」であった。既に明治30年代の半ば、在日留學生が増え始めた頃から駐日清国公使館は留學生の革命運動に神経をとがらせていた。こうした事情が先の学校長報告の背後にあったものと思われる。

留学生に対する清国公使館の管理監督は強化され、東京高等工業学校の留学生の多くは官費生で私費留学生ほどの政治化の動きはなかったものと思われる。

清国政府は留学生1人当たり250円を本校に提供し、本校は明治38年以降、毎年42名の留学生を入学させることになった。

しかるに、革命以後大正9年(1920)に中華民国政府の財政困難に伴い経費の支出が不可能になったので、その後は授業料を徴収することとなり、中国留学生に対しては外務省対支文化事業費から補助することになった。この点に関しては次の記録が残っている(『六十年史』より引用)。

明治38年本學ノ前身タル東京高等工業學校長支那政府教育當局ト特約ヲ結ビ、爾後支那政府ヨリ留學生養成費トシテ學生1人當年額250圓ヲ本校ニ提供シ、本校ハ毎年、42名ノ留學生ヲ入學セシメ4ケ年間(内1ケ年豫科)ノ教育ヲナスコトトセリ

1. 大正元年8月支那留學生監督劉崇俛氏ト普通學務局長田所美治氏トニ於テ委託留學生養成費ニ關スル協定ヲナス。
1. 之等養成費ノ協定ノ下ニ大正8年度迄持續シ來タレトモ、大正9年度以降支那政府財政困難ニ陥リタル爲我政府ヨリ之レカ經費ヲ支出スルニ至リ、同時ニ學生ヨリ授業料ヲ徴收スルコトトシ今日ニ及ヘリ

手島校長以下、本校の留学生に対する教育はきわめて熱心なものであった。中国人留学生が手島校長の退任(大正5年3月)に際して送別の辞を述べたが、そのなかで留学生教育に対する手島の熱情の一端を次のように述べている。

先生(手島精一)……眼識遠大にして常に東亞の工業に意を注がれ普く中日兩國に人材を養成して工業上に於て相提携し精神上に於て相契合せしめんとす、故に生等を待遇するに一視同仁聊も彫成を分たず。訓話ある毎に言必ず生等に及び成績優等者には褒賞の辭を賜わり、病によりて休學する者或は父母の喪に奔る者には惋惜の言を致され、其意を生等に用うること實に周到にして生等感激措く能わざる所也。又中日兩國の生徒一同校庭に集りて言語習慣の相異有るに拘らず、其間能く意志相疏通し感情相融合するのは一に先生の感化に基く所以也。

教官諸先生均しく先生の意を體せられ、緬々善く誘ひ同窓諸子も亦先生の訓を守りて益々親睦を教うす。誠に生等をして春風中に坐するが如く其身の異郷に在るを忘れしむ。

ここには儀礼的誇張もあろうが、杉田教授は「世間の所謂形式讃辞と選を異にし能く本校皆学生の真意を表明」と評しており、事実を相当に反映したものであることは間違いなかった。

こうした留学生教育に対する本校の伝統は、手島精一の校長退任後も継承されたことは、留学生の受け入れ数が増加している事実表れている。

なお、手島は校長退任に先立ち、大正4年(1915) 中華民国政府より、多年にわたる留学生の受け入れと教育の功績に対して、二等嘉禾賞(勲二等)を贈られた。

東京工業学校から東京高等工業学校を通じて、日本人学生と清国留学生とは、工業技術、科学技術を通して、学理と実理への学徒としての親和感によって緊密に結ばれており、教官、日本人学生、清国留学生の三者の親睦は好ましい教育的環境を形成していた。しかも、それは手島精一という存在に負うところが大きかったことを記しておくたい。

なお、大学昇格後の本学における清国留学生教育の実態については、第6章第2節以下で詳述する。

第3節 東京高等工業学校時代の整備拡充

学校規則の改正

明治34年(1901)5月10日、東京高等工業学校と改称された本校は、以後、昭和4年(1929)官立東京工業大学として発足するまで「専門学校令」に規定される「高等専門学校」として存続することになった。

この間、校内的には第一次、第二次拡張計画に基づき、各科の整備拡充、実修工場の増築、実験設備の新設が次々に実現し、教育と実験に大きな成果をあげ、対外的には活発な研究実験や、現業実習を積んだ本校の卒業生が、明治30年代後半以降、わが国の工業の飛躍的發展を担う有為な人材として活躍すること目ざましく、世にいわゆる「煙突のある所蔵前あり」を

現出させ、大学昇格への素地を着々と築いていった。

まず、高等専門学校化に伴う措置を、学校規則の改正に見ていきたい。

校名改称後の最初の改正は、明治35年12月の学則改正であった。その要点を記すと次のとおりである。

- (1) 明治30年代に入り全国的規模で官公立の官庁、学校、駅舎、裁判所、あるいは郵便局、電信局、病院等々の新築、改築が相次ぎ、建設技術者の需要が多くなってきたので、建築科を新設することになった。ただし、設備等の関係から建築科における授業開始は明治40年（1907）4月からである。本校関係では、すでに附属職工徒弟学校に最初は木工科として、明治26年の改正で木工科を大工、指物、木型の3分科として建築科の予備の学科が設けられていた。明治34年には従来木工科に所属していた木型科を金工科に移し、新たに木工科に建築製図の1科を加え、大工、指物と併せて3分科としている。さらに、附設工業教員養成所にも開設以来木工科が設置されており、明治35年には木工科を建築科と改称している。なお、工業教員養成所の速成科にも木工科が設置されていた。
- (2) 明治32年（1899）9月新設の工業図案科の生徒は技術の巧拙により修業年限（学則上は3年）を延長し得ることとした。これは図案のように生まれながらの才能、センスに多くを依存するものは一定の年限内に修了することが困難であるという実状に見合う措置であった。
- (3) 明治30年代に入り、教育体系の制度化に伴い、中学校の増設が全国的規模で展開し、中学生の数は激増を見たが、こうした状況を背景に中学校卒業生の本校への入学志望者も増大（明治34年度500名台の志願者は翌35年度700名台、38年度には1,100名台の大体に乗っている）し、一般入学志望者を募集する必要がなくなり、一般入学志願を廃止して、中学校卒業生あるいはこれと同等以上の学力ありと検定された志望者についてのみ募集することにした。
- (4) 民間の営業者の要望に応え、染織科、窯業科の2科に「聴講生制度」を新設した。
明治37年（1904）1月の学校規則の改正では、入学志望者の増大に伴い、入学志望者は3個以内の志望学科を指定することができるようになった。

これまでは本校の志望者は1学科のみの志望しか許可されていなかったが、志望者の多い学科には優秀な学生が集中するのに反し、志望者の少ない学科には学力不足の学生が集まるなど学科志望者に偏りがみられ、同一に授業するのが不便な場合を生じる事態となったので、全学生の学力の均一化を図る措置が必要となったのである。

さらにこの改正で、中学校および工業学校の卒業生には当該学校長の推薦になる者は、本校において適宜検定を施し、若干名に限って入学の当初より学資を貸し付ける制度を設けた。これは多年にわたって教育してきた当該学校長の推薦を重視した措置であった。

明治38年(1905)9月、再び学校規則は改正されたが、その要点は中学校優等卒業生に対する「無試験入学」の許可に関するものであった。すなわち、本校において適当と認めた中学校の卒業生のうち3学年以上当該中学校に在学し、及第者中首位より起算し全体の10分の1に至るまでの席次を有する入学志望者に対しては、在学中の学業成績その他の要件を検定したうえで、無試験入学を許可することとし、無試験入学者の定員は各学科募集定員の約半数と定めた。

本校ではすでに東京工業学校以来、地方の志願者のために地方官庁に委託して入学試験を実施していたが、その事務が煩瑣でかつ弊害を生じやすく問題も多かったので、依嘱制度を廃止し、これに代わり優等生選抜制度を設け、地方の優秀な中学生の確保に努めたのである。なお、この制度は明治39年(1906)4月の生徒募集より実施された(この年の本校への志願者は1,159名であった)。

この選抜制度は極めて好評で、翌明治40年度の志願者1,488名、41年度1,559名、42年度1,513名と大幅に増加し、入学志願者募集総員の半数を超過し検定の結果、入学を許可されないものが多かったという。

東京職工学校時代の創設直後の数年間、学校廃止の危機に瀕しながら学校長以下、生徒募集に躍起となっていた時代を思えば、まさに感慨新たなものがある。

学校設備の拡充と奨学金制度の確立

校舎、実修工場、諸般の設備等の面でも、この期間には全体として完成の域に達している。明治39年は本校にとり創立25年に当たる年であったが、39年度における本校の建物、設備等の状況を記しておきたい。

地積 14,477坪
 建造物（総面積） 6,171坪余

校舎は大別して学科の授業用の教室と、製作実験用の実修工場に2分され、教室には各科専用の講義室、準備室、および図画教室等28室あり、実修工場は本校所設の教科に関する実業を教授すべく器具機械を備え工場の設備を有していた。

建物分類坪数

事務所（うち2階81坪余）	379.912坪
講堂（2階）	127.520 "
教室（うち2階278坪余、3階214坪余）	834.120 "
書庫、閲覧室（うち2階93坪余、3階44坪余）	138.330 "
染織科工場（うち2階120坪）	882.000 "
窯業科工場（うち2階42坪）	317.280 "
応用化学科および電気化学分科工場	245.990 "
化学分析室	134.460 "
機械科工場（うち2階200坪余）	1,064.448 "
電気科工場（うち2階60坪、3階48坪）	241.000 "
工業図案科（うち2階54坪、3階155坪余）	264.070 "
附属職工徒弟学校事務室（うち2階20坪）	80.090 "
同教室（うち2階115坪）	165.000 "
同工場	303.000 "
附設工業教員養成所建築科工場	140.000 "
同附属工業補習学校教室	15.000 "
倉庫（うち2階36坪）	72.000 "
雑建物（うち2階48坪、3階19坪余）	766.310 "

これらの建物の築造を区別すれば、木造2,110.452坪（うち2階504.520坪、3階19.520坪）、煉瓦造3,526.078坪（うち2階736.410坪、3階461.760坪）、木骨煉瓦造12坪、石造450坪、土蔵72坪（うち2階36坪）であった（これら

の建造物の内容については後述)。

内外での本校の評価の高まりは、各種の奨学金にも現れた。本校では工業教育の現状にかんがみ、従来から積極的に世の有志者に働きかけていたが、本校の工業界あるいは工業教育界に果たす役割の増加とともに、進んで奨学資金を申し出る有志者が増加し、明治39年には現金、有価証券の合計で2万4,900円余に達していた。その内訳は下記のとおりである。

種類	金額	寄附者
手島奨学賞品資金	軍人公債額面 200円	有志者
同	勸業債券額面 560円	中川謙二郎
大橋奨学貸費資金	20円	大橋 佐平
谷崎奨学貸費資金	300円	谷崎安太郎
手島奨学貸費資金	300円	手島 精一
住友奨学貸費資金	500円	住友吉左衛門
日本石油株式会社奨学貸費資金	3,000円	日本石油株式会社
東京瓦斯株式会社奨学貸費資金	300円	東京瓦斯株式会社
岩岡奨学貸費資金	1,000円	岩岡 保作
日本麦酒株式会社奨学貸費資金	50円	日本麦酒株式会社
岩崎奨学貸費資金	600円	男爵 岩崎 久弥
安田奨学貸費資金	5,000円	安田善次郎
三井奨学貸費資金	1,000円	男爵 三井八郎右衛門
山口記念奨学貸費資金	5,000円	山口達太郎
森村豊明会優等賞資金	整理公債額面2,700円	森村豊明会
権田記念賞品資金	大阪市築港公債額面1,000円	権田 みき
古河奨学貸費資金	50円	古河 潤吉
手島奨学賞品資金	3,000円	匿名
間瀬記念奨学賞品資金	100円	間瀬正信氏遺族 林理吉
三浦記念奨学賞品資金	100円	三浦梅之助友人47人
川島記念奨学優等賞品資金	国庫債券額面50円 現金 4円	総代 池田善四郎
	100円	川島晋遺族 川島 都賀
合計	24,934円	

これら各種の奨学金の果たす役割は大きく、学業優秀なるにもかかわらず、経済的理由により本校への入学を断念せざるを得なかった、特に地方

出身の学生には、当該中学校長および工業学校長の推薦により本校の審査を経て貸与が許可され、本校への入学の道が開かれたのであり、本校としても地方出身の優秀な学生を獲得することが可能となったのである。

さらに明治39年度には、学校創立25年を記念する奨学資金の募集が計画された。これに関して、手島校長は以下のように報告している。

本年ニ於テ本校ハ創立滿25年ニ當ルヲ以テ本校ニ關係厚キ有志者發起トナリ紀念奨學資金ヲ募集シ本校出身者ハ勿論世間ノ有志者工業會社等モ此舉ヲ賛シ金員有價證券若クハ機械類等寄付ノ申告アルモノ、金額及評價ハ合計6萬圓(^{39年5月}14日迄)ニシテ尙目下陸續寄付ノ申告アルヲ以テ其總額ハ創立紀念ノ當日ニ於テ本校ニ寄付スルノ時ニ方テハ7萬圓内外ニ達スベシト豫期セラル而シテ本資金ハ凡テ利子ノミヲ支消スルモノニシテ俊秀生徒ニ授與スベキ奨學金品及ビ學術研究費ニ充用スルノ用途ヲ指定シ本校ニ寄付シ其利子ノ分配法ハ本校ニ一任セラルベキヲ以テ本校ハ熟議ヲ遂ゲ其分配ヲ定ムベシト雖モ俊秀生徒ニ授與スベキ賞金ハ約1萬圓ニ對スル利子ヲ以テ之ニ充用シ學術研究ニ要スル費額ハ多々益々効用多キヲ以テ残余ノ金額ニ對スル利子ハ悉皆研究費ニ支出スルハ敢テ不當ノ分配ナラザルベシ是レニ依リ凡ソ生徒10名ニ對シ年々五六百圓ヲ賞與シ數千圓ヲ研究費ニ充用シ得而カモ本校ハ誠實ニ是等ノ費途ニ留意シテ寄付者ノ厚意ヲ空クセザランコトヲ期セントス

この記念奨学金はその大部分が校内の学術研究の基金に充てられた。大正5年(1916)5月には、この資金をもとに「本校創立35年記念奨學資金研究成績優良者賞與規定」が制定され、(1)職員ならびに生徒が工業上の研究で成績優秀の場合、もしくは工業上有益な発明発見をした場合、(2)職員が工業上の研究業績により内外国で特別表彰を受けた場合、(3)本校の卒業生で工業上有益な発明発見をした場合、いずれも賞金を授与することにした。

なお、前掲の「手島奨學賞金資金」は、明治31年(1898)1月手島精一が校長を辞任した際、それまでの工業教育に果たした彼の功績を永く記念するために知人、有志者が相図って資金を募集し基金を設けたが、手島はその基金から生ずる利子で賞牌および賞品を購入し篤行・勤勉の本校生徒に授与する条件で寄附したものである。

「賞牌授與規程」は明治34年(1901)に制定されたが、1年間を通じて

(1)遅刻、早退、欠課のない者、(2)日常課業時間を確守し、学業に勉励し殊に工場実修に専心従事した者、(3)その他すべて規律を確守した者、を受賞対象者とし、教官会議の議決を経て受賞者を決定した。第一次受賞者に銅牌、第二次受賞者に銀牌、第三次受賞者には金牌が授与され、工業教員養成所本科生は4カ年在学する都合上第四次受賞者には特別金牌が授与された。

手島奨學賞牌授與規程（明治34年制定）

第1條 本規程ハ本校生徒ノ篤行動學ヲ表彰スル爲メニ之レヲ設ク

第2條 生徒ノ品行善良ニシテ1學年間左ノ各號ニ該當スル者ヲ以テ受賞候補者トス

1. 遅刻・早退・缺課セサル者
2. 日常課業時間ヲ確守シ學業ヲ勉勵シ特ニ工場實修ニ専心従事シタル者
3. 其他總テ紀律ヲ確守シタル者

第3條 受賞者ハ前條候補者ニ就キ教官會議ノ議決ヲ經テ決定スルモノトス

第4條 前條ニヨリ決定シタル受賞者ニハ毎年卒業證書授與式場ニ於テ之レヲ授與ス

附 則

第5條 本規程ハ本校附設工業教員養成所生徒及本校附屬職工徒弟學校生徒ニ之ヲ適用ス

東京高等工業学校時代の施設、設備の拡充

先に明治39年度において、一応完成の域に達した蔵前キャンパスの建造物を見たが、高等工業学校に改称以来の変遷をここでまとめて見ておきたい。

明治34年度には講堂が新築された。従来本校には講堂がなく、卒業式をはじめとして多数が集うセレモニーは、工場を使用するなどずこぶる不便であった。そこで明治33年度に工事に着工し、翌年7月の卒業式前に竣工し、卒業式は新講堂で挙行された。

講堂は第二次拡張計画に伴い建設中の後面とその両翼との中央に位置し、木造2階建てで階上を講堂とし、階下には事務室、教官控室、応接室が設けられた。坪数は127坪余であった。なお、講堂の一部には回廊が設けら

れたので、坪数の割に収容人数は大きく、優に600名余を収容することが可能であった。

講堂の建築と並行して工業図案科の製版工場が設けられた。この種の工場は民間にも少なく、印刷の技能を有するとともに、印刷の原版である写真術の実技を教授する機関が皆無であったため、製版、印刷、写真の一貫した実技を教授する工場として設けられたものである。

明治36年度には、32年以来の本校第二次拡張計画により、33年7月に起工した新校舎425坪の煉瓦造3階建てが、この年3月にすべて竣工をみた。同時に、内部の諸機械の設備もほぼ完備した（これらの詳細については後述）。

これらの建築および設備に要した費用は予定の45万円をオーバーして約50万円であったという。新築校舎は、共通教室、専門教室、準備室等を合わせ三十余室を有しており、そのうち三十余坪の広い部屋もあった。全体で新校舎は旧校舎の2倍の広さをもっていた。

各室の採温法は米国製の放熱器を設置し、採光、通風の装置にも意を用いるなど、同時代にあっては最新の設備をそなえた建造物であった。さらに、回廊には3階に至るまですべて給水の設備が設けられ、授業上の便宜を図るとともに、衛生上および危険予防対策も怠りなかった。

校舎内には45坪の図書閲覧室と3万余冊を収容する書庫および共通の機械標本室が設けられ、学生の参考に供せられた。

生徒控所は生徒の増加に伴い、従来の建物ではすこぶる狭くなったので、取り壊し、新校舎の前面に新築した。建坪数は126坪で、一部分を2階建てとし、これを兵式体操用の銃器庫とした。この生徒控所は雨天の際の臨時体操場としても使用された。

次いで実修工場の新築であるが、まず機織色染料では、旧校舎跡に機織工場が完成した。この工場は全体で880坪余、一部2階建てで2階部分は120坪であった。階上には染織図案室および標本室が設けられ、階下は総建坪480坪で、各種の力織機および紡績機械等を設備して、50馬力の蒸汽原動機が動力を供した。

2階を設けない部分は鋸歯形の屋根を設け、採光の便宜を図っていた。

なお、従来の機織工場の建物は色染工場に充用し各種の織物仕上げ機械、両面捺染機械その他の染色機械等を設備していた。

明治40年度には、電気機械分科の増築が行われている。電気機械分科の卒業生に対する工業界からの需要は年々、増加の一途をたどっていたが、その反面、当時のわが国の電気機械製作工業はすこぶる幼稚の段階であって、その機械の多くは海外よりの輸入に頼る状態であったので、この年、本科の生徒収容人員を50名に倍加し、さらに、工場、実験室および製図室等の増築拡張を行い、一般電気実験の設備を一層完備すると同時に、新規に電気機械製作に必要な諸工作機械を購入して、電気機械製作工場を創設し、工場においては各種の電気機械の製造を行った。この工場の増築費は明治40年度より41年度にわたって1万9千余円が計上され、機械購入費として5万余円が支出された。

明治41年度には、前年度からの継続工事であった電気機械分科工場増築工事40坪3階建てが完成し、さらに機械科汽罐室改築、同工場修繕工事の竣工をみた。さらに、前年度より授業を開始した建築科では、旧米倉の一部を修築して製図室の拡張を行っている。

明治42年度には、従来機械科、電気機械分科その他動力を必要とする学科では、それぞれ原動機を備え、動力を供給していたが、動力の過不足と不経済のため、各原動機を一カ所に集中統御する中央動力所を設置した。

明治43年度には応用化学科で、階上の実験室および分析室を増設し、第三学年実験場および第一学年分析室に分けている。

実験室や工場の増築、拡張は大正期に入っても活発に行われ、大正4年、窯業科では前年の大阪高等工業学校窯業科の合併に伴い、実験室、工場の増築、設備の拡充を行っている。

実験室の2階を増築して、階上は化学分析室、教官分析室、瓦斯分析室、陶汰分析室、粘土実験室、鉍物実験室および研究品陳列室に充て、階下は生徒実験室、教官研究室、陶磁器実験室、硝子実験室、セメント実験室、瓦斯窯室、電気窯室等とし、同時に工場を拡張して、第一工場においては原料の粉碎、水箆および粘土釉薬の調製を行い、第二工場においては煉瓦および瓦の成形、セメント粉碎、その外耐火用品の製作等を行った。さら

に、これら実験室および工場の設備の改善も同時に行われたが、その主なものは、硝子製品の仕上げおよび加工に用いる機械器具類、セメント耐圧強度および透水性を測定する機械器具類、原料水箆装置、煉瓦成形機及び敷瓦水圧成形機等であった。

大正5年(1916)には色染科の新築工場が竣工した。これにより、生徒実験室、分析室、原料実験室、光色実験室、日光曝露室、漂白工場、浸染工場、捺染工場が設備され、これら各室の諸機械運転用として2基の電動機が設置された。

応用化学科においては、階上木造実験室を増設して、第二学年の実験室に充用した。

電気化学科では、この年1月実修工場を改築し、3月に本科および色染、建築3科の共用の教官室、実験室および実修室等の建物が竣工したので、電解、電熱、高圧放電の実習上の設備の改善を行った。

大正7年(1918)、欧州大戦の影響で石炭が暴騰し、従来のように各科で使用する電力を校内で供給させることは非常に不経済となったので、第一動力所の運転を廃止して、東京市電気局から電力の供給を受けることに改めた。そこで新たに変電所を設けて、30キロワットおよび20キロワット電動変電機2基を設置し、電燈および電力の供給を受けた。

大正8年、電気科では実験室が手狭となったので、研究室増設の必要を感じ、電気実験室の上に新たに2階3階を新築増設したのみでなく、旧3階の製図室を校舎に移して、これも実験室として使用することになった。

さらに、階下の従来交流電機実験室であった部屋を拡張して実験用直流電気実験室を併合し、電気実験室を完成し、各種の実験機械の配列および配線には特に意を用いて実験の便宜を図っていた。また、旧直流電機実験室の跡には電機研究室を設け、特に研究室用として7.5キロワット可変周波数発電機を設備し、本科において特に設計した10キロワットおよび5キロワットの発電機式動力計2基を備え付けて各種の研究上の便宜を図った。電気科では大正11年に、高周波電気工学用諸機械器具の設備を急ぎ、高周波実験室の完成にむけ研究の充実に努めた。

以上見たように、明治30年代に入り、特に東京高等工業学校と改称後の

本校の整備拡充は目ざましく、実験工場、実修工場は次々と新築、増築され、そこに設置される実験、実修用設備も当時あっては最新のものが採用され、全国各地からの優秀な学生、あるいは中国を中心とするアジア諸国からの留学生で蔵前キャンパスは活況を呈し、文字どおり当代随一の工業専門学校として、高度の工業教育の先頭に立っていた。

しかしながら、明治30年代から営々として築き上げた本校の校舎、実験室、実修工場をはじめとする蔵前キャンパスは、大正12年（1923）9月1日の大震災ですべて烏有に帰した。

震災前年、大正11年度の本校の敷地建物および設備の状況を記しておきたい。

本校ハ東京市浅草区蔵前ニ在リテ地積1萬2,630坪ヲ有シ前面ハ浅草区ニ於ケル大道ニ面シ背面ハ隅田川ニ瀕シ製造ノ原料石炭ノ運搬等ニ便ナリ茲ニ建設スル建物ノ總積ハ8,539坪余ニシテ校舎ハ大別シテ學科ノ授業ニ供スル教室ト製作實驗ニ供スル工場ノ2トス

教室ハ各科専用ノ講義室・準備室及圖書室等39室アリ又工場ハ本校所設教科ニ關スル實修實驗ヲ行フヘキ機械器具ヲ設備セリ其建物ノ分類及各科設備ノ概要ヲ擧クレハ左ノ如シ

建物分類坪數

事務所（うち2階147坪余）	387.970坪
講堂（2階）	127.500 "
教室（うち2階343坪余，3階366坪余）	1,184.500 "
書庫閱覽室（うち2階84坪余，3階25坪余）	110.110 "
色染科工場（うち2階124坪余，3階36坪余）	264.250 "
紡織科工場（うち2階120坪）	598.586 "
第二動力所	76.594 "
窯業科工場（うち2階149坪余）	390.000 "
應用化學科工場（うち2階201坪余）	624.000 "
化學分析室（2階）	184.770 "
電氣化學工場（うち2階19坪）	328.250 "
機械科工場（うち2階319坪余）	858.050 "
機械科實驗工場（うち2階178坪余）	466.680 "
第一動力所	30.250 "

電氣科工場 (うち 2 階350坪余, 3 階134坪余)	669.000 "
建築科工場 (3 階)	214.250 "
附屬職工徒弟學校事務室 (うち 2 階20坪)	40.000 "
同教室 (うち 2 階115坪)	235.000 "
同工場	382.000 "
藏前工業專修學校貸與事務室	8.000 "
同教室 (2 階80坪)	163.000 "
倉庫 (うち 2 階68坪)	244.000 "
雜建物 (うち 2 階58坪)	952.496坪

上記ノ建物ノ築造ヲ區別スレハ木造4,397坪4合3勺 (うち 2 階2,310坪2勺8才9, 3 階361坪5合9勺7才), 煉瓦造3,813坪7合7勺6才 (うち 2 階196坪4合8勺, 3 階479坪), 木骨煉瓦造12坪, 石造180坪, 土藏136坪 (うち 2 階68坪) ナリトス

實驗實修工場其他ノ設備

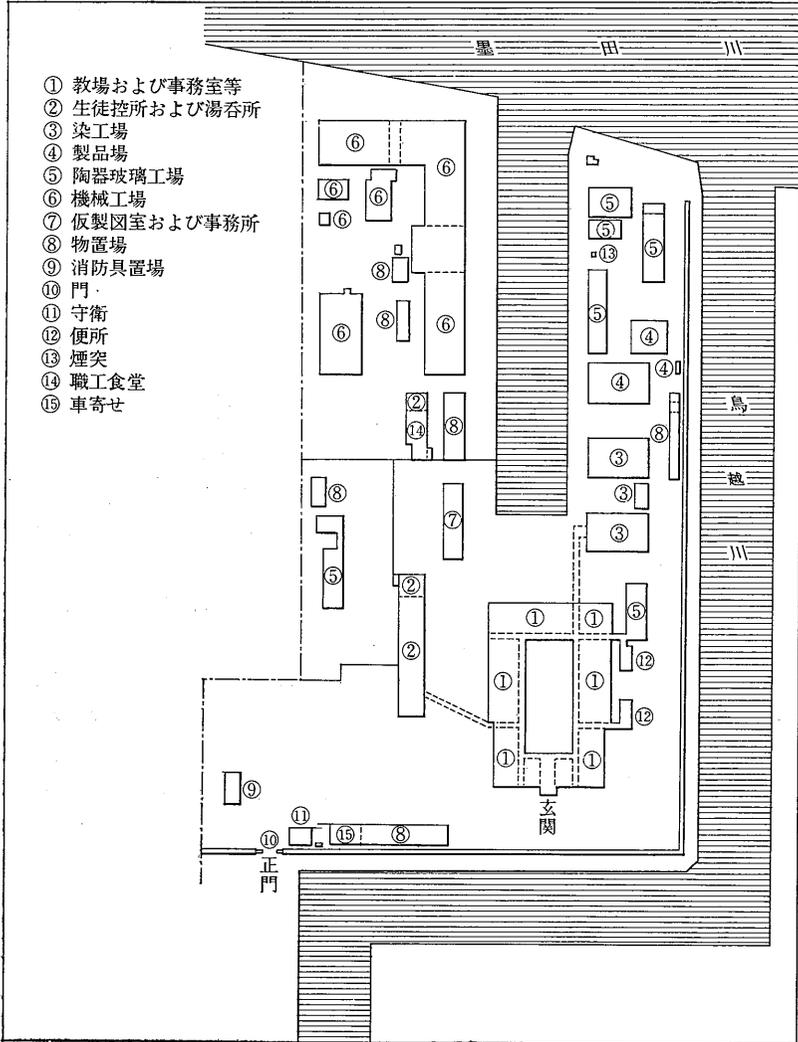
- 色 染 科** 生徒實驗室, 分析室, 原料實驗室, 光色試驗室, 日光曝露室, 漂白工場, 浸染工場及捺染工場等アリテ是等工場ニ於ケル諸機械運轉用トシテ2基ノ電動機ヲ備フ
- 紡 織 科** 撚絲, 紡績, 手織機, 力織機, 織物仕上, 洗毛ノ各工場並ニ纖維及織物試驗室, 實驗室, 分析室, 機械及織物標本室アリ而シテ是等工場ニ於ケル機械ヲ運轉スル動力ハ總テ電力ヲ使用シ仕上及洗毛ニ要スル蒸氣ハ第二動力所ヨリ之ヲ供給セリ
- 窯 業 科** 實驗場・工場・窯場アリ, 實驗場ハ化學分析, 瓦斯分析, 教官分析, 淘汰分析, 粘土實驗, 鑛物實驗, 研究品陳列, 生徒實驗, 教官研究, 陶磁器實驗, 硝子實驗, セメント實驗, 瓦斯窯, 電氣窯ノ各室ニ分チ工場ハ第一工場ニ於テ原料ノ粉碎水筈及坯土, 釉藥ノ調製試驗ヲ行ヒ第二工場ニ於テハ煉瓦, 敷瓦ノ成形, セメント粉碎其他耐火用品ノ製作試驗ヲ行ヒ, 窯場ニハ窯業品焼成及硝子熔融用各種窯ヲ備ヘ實驗室及應用作品ノ焼成ニ供ス而シテ是等各室ニハ必要ナル諸機械ヲ設備シ電力ヲ以テ運轉ス
- 應用化學科** 石鹼, 塗料ノ製造, 油脂ノ分解, グリスリンノ精製, 脂肪酸ノ蒸溜及製革, 製紙ノ各實修工場並ニ釀造, 精糖, ゴム等一般ノ化學工業ニ各實驗室ヲ備ヘ實習機械ノ運轉ニハ電力ヲ使用セリ, 又化學分析室アリテ定性定量ノ分析用ニ供ス
- 電氣化學科** 實修工場ニハ電爐, 電解, 電鍍, 電鑄等諸工業ニ關スル設備ヲ有シ且是等諸工業ノ基礎ノ知識ノ養成ニ必要ナル電氣傳導度測定電氣分

析等ノ設備ヲナセリ

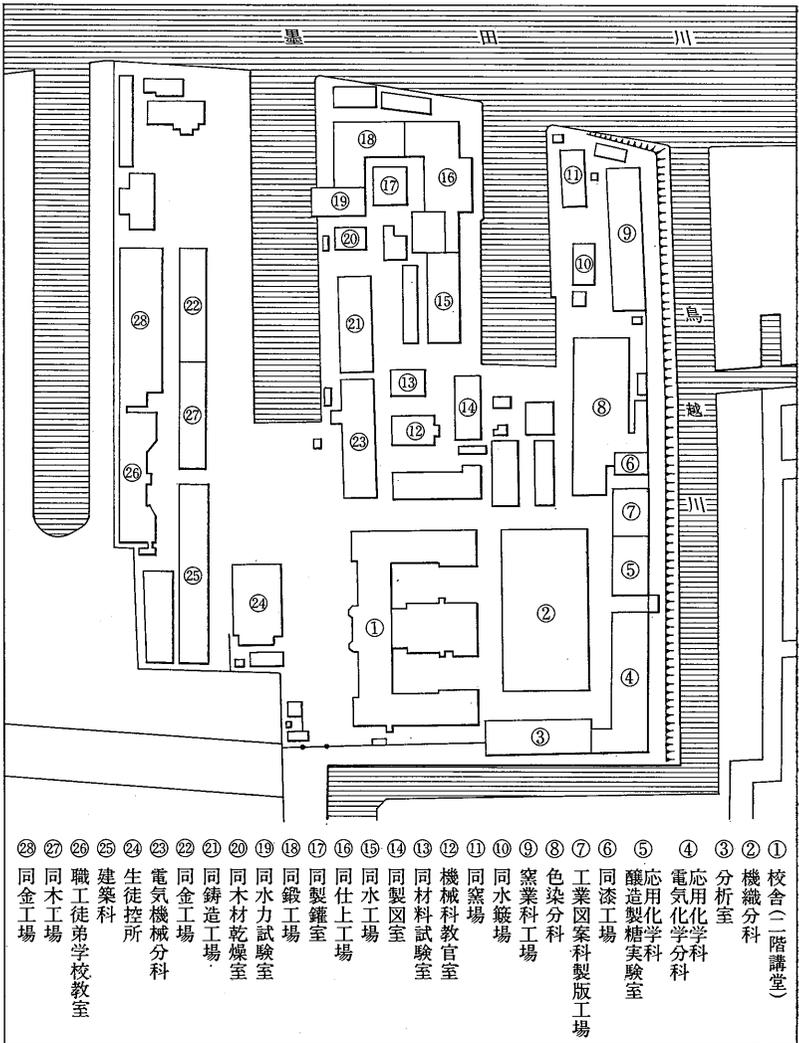
- 機 械 科 製圖室，木工場，鑄造場，鍛工場，仕上場，板金工場，木材乾燥室，水力及風力試験室，材料試験室，發動機試験室ノ設ケアリ而シテ是等諸工場ニ於ケル諸機械ハ工場備付ノ汽機及第一動力所ヨリ輸送スル電力ニテ運轉ス又各試験室ニハ必要ナル計器，器具ヲ備ヘテ試験及實驗ニ供ス
- 電 氣 科 實驗工場ニ各種發電機，電動機，變壓器等強電流實驗設備並ニ種々ノ弱電流實驗設備アリテ實驗ニ供シ尙製作ニ必要ナル機械工具類ヲ設備シテ電氣機械ノ製作用ニ供セリ
- 建 築 科 製圖室アリテ製圖及意匠ノ實修ニ供ス尙ホ標本室ノ設アリテ建築用材料及構造ヲ示スヘキ標本竝ニ既製日本，西洋建築ノ雛形ヲ備ヘテ生徒ノ參考ニ資セリ
- 第一動力所 英國「ベリス・モリエム」會社製造ノ110馬力噴水「ゴールデンソル」付復式機關，同機關直結ノ「プリチッシュ・トムソンハウストン」會社製造ノ75「キロワット」直流發電機及各種ノ汽罐4基ヲ備ヘ機械科，電氣科其ノ他ノ動力ヲ使用スル各科工場ニ動力ヲ供給シ同時ニ生徒ノ實驗ニ供ス
- 第二動力所 「ランカシア」蒸汽罐ヲ備ヘテ色染科・紡織科・應用化學科・電氣化學科等ニ蒸汽ヲ供給スルト同時ニ生徒ノ實驗用ニ供ス
- 以上各科工場ノ外圖書標本室ノ設アリ圖書ハ元來各科職員詰所ノ一部又ハ之ニ接近シタル一室ニテ各科教官ハ勿論生徒ニモ簡便ニ觀覽セシムルヲ効益多シスルヲ以テ圖書ノ如キハ既ニ各科ニ分割保管セシムルモノ多シ標本モ亦圖書ニ倣ヒ各科ニ於テ分割保管スルモノ少ナカラズ今日本校所藏ニ係ル圖書ノ數ハ2萬6,222冊此金額10萬3,646圓余標本ノ點數ハ3,592箇價格1萬8,152圓余ニシテ職員生徒共ニ是等ヲ利用セシメ以テ學業ノ上進ニ資セシメンコトヲ期セリ

この大正11年度の本校の状況を、先に見た明治39年度のそれと対照すれば、電気、機械、応用化学という重化学工業関連の学科の充実が顕著であり、明治後半期からの日本の重工業化に対応して発展していく本校の歩みを見ることができる。ちなみに、本校キャンパスの拡充の変遷を知る資料として、以下に略図を掲げておく。

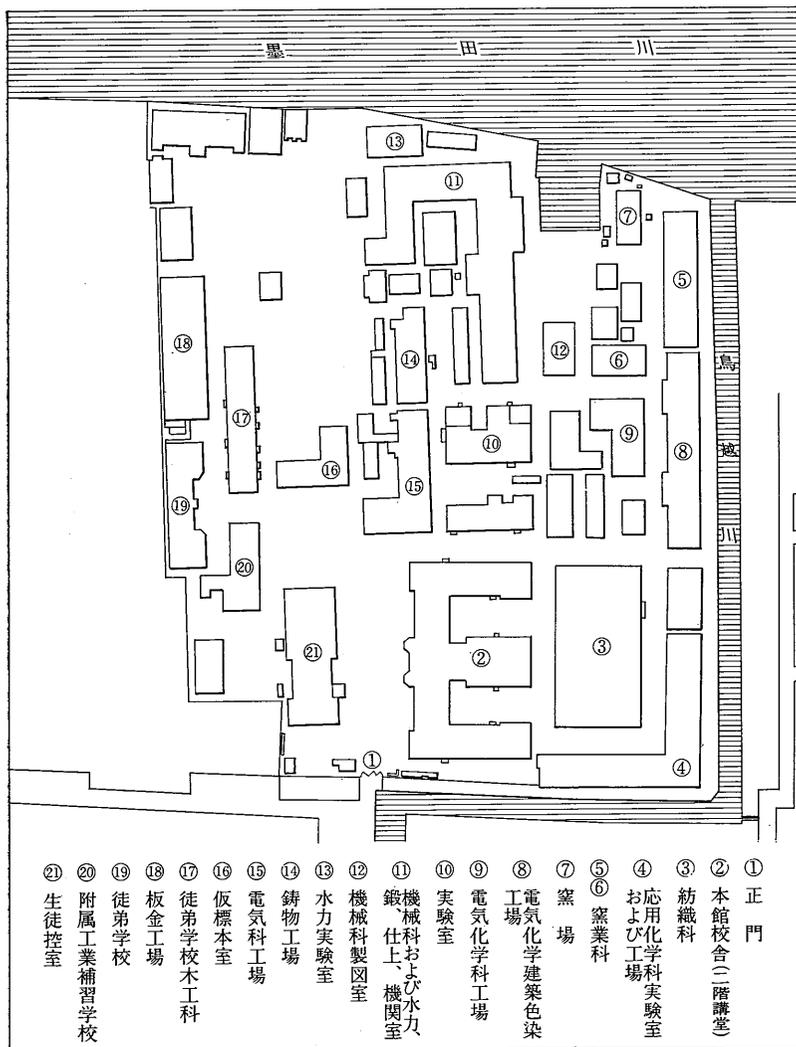
東京高等工業学校平面図(明治24年)



東京高等工業学校平面図(明治38年)



東京高等工業学校平面図(大正11年9月)



第4節 東京高等工業学校の生徒動向

先に創立25年に当たる、明治39年（1906）の東京高等工業学校時代の本校の校舎、工場、実験設備等の概況について見たが、ここでは同時代の学生の動向、具体的には(1)卒業生、在校生の地方的分布、(2)卒業生の進路別分布、(3)卒業生の就業地の地方的分布について、それぞれ見ておきたい。

まず表1は、明治41年11月30日段階での卒業生および在校生を出身地別に表にしたものである。この表で明らかなように、東京高等工業学校の本科の場合は、文字どおり、北は北海道から南は沖縄、台湾まで満遍なく卒業生、在校生を出していることがわかる。

これらの学生数のうち、東京が卒業生、在校生ともトップであることは当然だとしても、地方出身の学生も顕著なものがある。たとえば、新潟県（卒業生＋在校生95名）、山形県（同89名）、福島県（同76名）、宮城県（同41名）、長野県（同77名）等々、東北信越地方の出身が多いことがわかる。また、愛知県（同85名）、静岡県（同79名）といった比較的東京に近い東海地方の出身者も多いことがわかる。その他千葉県（同43名）、群馬県（同49名）、埼玉県（同52名）、茨城県（同61名）、栃木県（同33名）、神奈川県（同42名）といった東京周辺の各県も平均的な学生数を出している。

これに対し、大阪府の出身者は卒業生20名、在校生9名と極端に少ない数であるが、これはいうまでもなく、大阪高等工業学校の存在のゆえである。

大阪工業学校の創設は、すでに第3章で見たように、西日本の各県の出身者の便宜を図ることが謳われていたが、この表によれば、西日本各県からの出身者も、たとえば、岡山県（卒業生＋在校生66名）、広島県（同48名）、山口県（同53名）と比較的多数の学生を数え、四国各県も香川県の1県を除き、他の3県は40名以上の出身者数を数えている。

九州地方では、福岡県（同85名）、佐賀県（同62名）、長崎県（同48名）、大分県（同45名）、熊本県（同33名）、鹿児島県（同58名）という状況である。

表1 地方別卒業生並びに在學生表

(明治41年11月30日現在)

地方別	本 校		附 設 工 業 教 員 養 成 所		計	
	卒業生	在學生	卒業生	在學生	卒業生	在學生
北海道	22	9	1	—	23	9
東京府	309	98	12	7	321	105
京都府	31	10	4	—	35	10
大阪府	17	8	3	1	20	9
神奈川県	29	13	3	—	32	13
兵庫県	63	12	12	5	75	17
長崎県	44	4	—	—	44	4
新潟県	71	24	11	6	82	30
埼玉県	37	15	4	4	41	19
群馬県	40	9	9	2	49	11
千葉県	21	22	5	2	26	24
福島県	57	19	13	12	70	31
岩手県	23	5	12	1	35	6
青森県	14	8	3	4	17	12
山形県	68	21	17	3	85	24
秋田県	20	11	10	3	30	14
福井県	40	6	11	2	51	8
石川県	27	3	15	1	42	4
富山県	23	9	3	2	26	11
鳥取県	15	9	6	4	21	13
島根県	23	11	8	2	31	13
岡山県	53	13	16	2	69	15
広島県	37	11	6	1	43	12
山口県	46	7	3	1	49	8
和歌山県	17	4	3	1	20	5
徳島県	28	7	13	4	41	11
香川県	16	3	10	—	26	3
愛媛県	28	15	2	2	30	17
高知県	34	11	6	1	40	12
茨城県	31	30	7	3	38	33
栃木県	22	11	4	2	26	13
奈良県	16	9	1	—	17	9
三重県	36	15	5	3	41	18
愛知県	60	25	11	14	71	39
静岡県	52	27	14	4	66	31
山梨県	16	4	12	2	28	6
滋賀県	12	8	3	3	15	11
岐阜県	33	9	5	1	38	10
長野県	60	17	13	5	73	22

地方別	本校		附設工業 教員養成所		計	
	卒業生	在学生	卒業生	在学生	卒業生	在学生
宮城県	35	6	9	3	44	9
福岡県	69	16	13	3	82	19
大分県	34	11	5	—	39	11
佐賀県	40	22	7	1	47	23
熊本県	30	3	10	2	40	5
宮崎県	10	9	7	—	17	9
鹿児島県	45	13	9	3	54	16
沖縄県	4	5	—	1	4	6
台湾	1	1	—	—	1	—
計	1,859	638	356	123	2,215	761
韓国	7	4	—	—	7	4
印度国	5	6	—	—	5	6
清国	21	131	—	—	21	131
ネパール国	3	—	—	—	3	—
比律賓	4	1	—	—	4	1
暹羅国	1	—	—	—	—	—
計	41	142	—	—	41	142
総計	1,900	780	356	123	2,256	903

こうした点を考慮に入れてみると、大阪高等工業学校の評価は、少なくともこの段階では、東京高等工業学校よりもはるかに低かったということがわかる。大阪高等工業学校は創立後わずか十余年、学科、実験研究施設、実修工場等々の面で見劣りし、さらに拡張が期待された本校との差は歴然としたものがあったのである。

中国、四国、九州各地方の出身者が比較的多い背景には、本校と大阪高等工業学校をめぐる、こうした問題があったのである。

次に、アジア各地からの留学生数では、清国からの留学生が圧倒的に多い事実である。その背景はすでに述べたとおりであるが、これ以後も清国～中華民国の出身者は増加の一途をたどっている。

さらに、韓国、印度、フィリピン、シャムといったアジア諸国の留学生に交じって、ネパールからの3名の卒業生の存在が注目される。

附設工業教員養成所の場合について見てみると、全体の状況は本科とほ

は同様であるが、やはり機業地を持つ地方出身者の多い事実が目をはなす。

たとえば、機業地米沢を持つ山形県の場合は、卒業生＋在學生20名を数え、同じく機業地桐生を持つ群馬県の場合は11名、足利を持つ栃木の場合は6名となっている。

さらに、明治30年代以降の全国的な規模での工業学校の設立ブームを背景に、兵庫県17名、新潟県17名、福島県25名、石川県16名、岡山県18名、徳島県17名、愛知県25名、静岡県18名、長野県18名、福岡県16名といったところが目をひく。

東京の場合は、本科生は407名と他を圧倒しているが、附設工業教員養成所の方は19名と極端に少ないこともわかる。

さらに附設工業教員養成所の場合は、本科と比較して全く卒業生がゼロの県が長崎県、沖縄県、台湾とあり、在學生がゼロの県は北海道、京都府、神奈川県、長崎県、香川県、奈良県、大分県、宮崎県、台湾となっている。

こうした地方出身の學生が本校には多かつた事実を認め得るが、それは先にも指摘したように、本校では各種の奨学資金による貸与制度が整備されており、さらに、本校において適当と認めた中学校の卒業生の無試験入学制度も確立されているなどの事情が、全国各地から本校への志願となったものと思われる。

表2は、東京高等工業学校と附設工業教員養成所の卒業生の卒業後の進路を種類別にまとめたものである。

まず本科に限って見れば、この段階での本校卒業生の半分強が民間工場に就職している事実がある。これを、第2章に見た東京職工学校の第1回の卒業生と比較して見れば、官公庁よりも、民間企業に就職する率が飛躍的に高まった事実を指摘できる。

第1回卒業生の進路先には民間の工場は皆無に近かつたが、明治30年代後半以降のわが国の重工業化への歩みは、本校卒業生の大半を収容するだけの工業力を可能ならしめたのである。こうした事情は、これ以後、ますます顕著になり、民間工場における本校卒業生の活躍が本校の存在を内外に明示し、さらに民間工場からの需要を増すという事態を生み出していくのである。まさに、この段階以降本校の卒業生は、工業立国を支え、第一

表2 明治40、41年度卒業生進路別対照表（累計）

卒業生・進路別種類	本 校				附設工業教員養成所			
	明治40年		明治41年		明治40年		明治41年	
	人 員	%	人 員	%	人 員	%	人 員	%
官 庁 就 職 者	396	23.1	422	22.2	41	12.1	48	13.5
民 間 工 場 就 職 者	910	52.9	1,003	52.8	84	24.9	89	25.0
学 校 教 員 就 職 者	116	6.8	122	6.4	166	49.1	164	46.0
研究生並びに他学校入学者	5	0.3	4	0.2	—	—	—	—
海外留学・出張・在勤者	109	6.3	108	5.7	18	5.3	19	5.3
外 国 人	30	1.7	41	2.2	—	—	—	—
兵 役	33	1.9	58	3.0	4	1.2	7	2.0
未 定 ・ 未 詳	2	0.1	2	0.1	2	0.6	2	0.6
死 亡	120	6.9	140	7.4	23	6.8	27	7.6
合 計	1,721		1,900		338		356	

線に立つ技術者として工業界に磐石の地位を築いていくのである。

こうした民間工場への就職者に比較して、官庁への就職者は、卒業生全体の2割強となっており、官民への就職の状況は東京職工学校から東京工業学校時代の初期に比べれば全く逆転していることがわかる。

明治43年（1910）以降には、民間企業の雇用技術者数が諸官庁のそれを上回る（日本全体で）事態となるが、本校ではすでに明治30年代半ば以降から、こうした事態は進行していたのである。

たとえば、明治35年（1902）12月1日現在での卒業生の就業状況を見てみると、官庁就職者（227名）に対し、民間工場就職者（498名）となっていた。

本校の卒業生が民間企業に多く就職して行く状況は、そのまま近代日本の工業の発展、特に明治30年代以降の日本工業の重工業化への歩みに見合うものであったことは、以上の行論からも明らかにされたと思われるが、さらに、この段階では、官庁においては大学卒技術者がエリート層としてすべての面で優遇され、高工卒との間には明らかな差別待遇があったという事実も無視できなかった。

待遇や昇進の面で常に差別を受けざるを得なかった官庁勤務に対して、民間企業の場合には、技術者として工場や鉱山を指揮する立場に（もちろん、本人の能力や努力によろうが）立つことも可能であった。

明治30年代以降の本校卒業生の官民に占める割合の逆転は、以上のような事情を反映したものと思われる（さらに、こうした事情が東京高等工業学校の大学昇格への導火線となっていくのである）。

この明治40年代前後には、制度上は本校と同格の高等工業学校が各地に作られた時期でもある。

まず、本校に次いで創設された大阪高等工業学校もこの時期に学科の整備を行っていた。

明治34年（1901）5月10日大阪工業学校から大阪高等工業学校と改称されたが、発足の際の学科は「機械工芸科」「化学工芸科」の2科であり、明治30年「機械工芸部」「化学工芸部」の2部とし、「機械工芸部」に「機械科」を、「化学工芸部」に「応用化学」「染色」「窯業」「醸造」「冶金」の5科を置き、明治32年6月「造船部」を増設し、「船体」「機関」の2科を置いたが、明治36年に部制を廃止して、「船体科」を「造船科」に、「機関科」を「舶用機関科」に、明治39年5月「冶金科」を「採鉱冶金科」に改称し、同年9月「染色科」を廃止し、明治41年2月「電気科」を置き、大正3年「窯業科」は東京高等工業学校「窯業科」に吸収されて廃止となった。

明治38年（1905）には名古屋高等工業学校が設置され、「土木科」「機械科」「建築科」「機織科」「色染科」の5科が置かれた。

明治39年（1906）には、明治30年（1897）4月創設の第五高等学校工学部が第五高等学校より分離して熊本高等工業学校と改称され、「土木工学」「機械工学」「採鉱冶金」「電気工学」の4科が置かれた。

明治39年には仙台、米沢にも高等工業学校が設置されている。

まず、仙台高等工業学校は文部省直轄学校として「土木科」「機械科」「電気科」の3科を持つ専門学校であったが、明治45年（1912）4月より東北帝国大学の所管に移り、東北帝国大学工学専門部と改称され、さらに大正10年3月東北帝国大学の所管を離れ、再び仙台高等工業学校と改称された。

米沢の場合は、明治39年山形県知事より米沢市に高等工業学校を設置し

たい旨を文部大臣に上申し、建築費として40年より4年間、継続事業をもって10万円を寄付、米沢市は敷地2万坪を寄付する旨の申し入れを行い、明治42年3月米沢高等工業学校の設立となったのである。最初は、「染織科」「応用化学」の2科であったが、その後、「色染科」「紡織科」「応用化学科」「機械科」「電気科」の5科が置かれた。

明治43年秋田県は学校用地を、藤田伝三郎、岩崎久彌、古河虎之助の3名は創設費35万円を寄付して秋田鉱山専門学校の設立を議決し、同年3月設置が決まり、翌44年4月に開校した。初めは「採鉱」「冶金」の2科のみであったが、その後「鉱山機械」「燃料」の2科が増設された。

これらの専門学校は、この時期に創設あるいは拡充されたものであるが、工業専門学校の増加は当然、高等工業学校の卒業生の飛躍的増大をもたらす。たとえば、明治33年(1900)度の大学卒技術者、高工卒技術者の総計は1,500名だったのに対し、10年後の明治43年(1910)の大卒、高工卒技術者の総数は5,000名に達していた。この間、大学は東北帝国大学が設置されていたが、いまだ卒業生は出ておらず、増加分の大部分は高等工業学校の卒業生であったことがわかる。

このように全国各地に高等工業学校が設立されたが、その背景には本校の存在が無視できなかつたものと思われる。本校卒業生の特に民間企業における活躍は、大いに工業専門教育の有効性と、その必要性を知らしめるに十分だったのである。

本科や附設工業教員養成所の卒業生は、こうした地方に設立された高等工業学校の教官となる者も少なくなかつた。

高等工業学校新卒者の増加は、官庁や企業の組織の中で技術者の専門による職能の分化を生み出す結果となるが、歴史も古く、専門学科の種類も多い本校は、こうした変化にも十分対応しうるものをもっていた。専門による職能の分化と並んで、年功序列による昇進制度もこの時期から始まるが、前者の変化にはいち早く対応できた本校も、大学卒技術者が優遇される昇進制度(たとえそれが原則的に年功序列だとしても)には十分な対応はできなかつたものと思われる。こうした問題の解決は「大卒」の資格を確保すること、すなわち、大学昇格しかないことは当然である。その意味

表3 卒業生就業地方別表（累計）（明治41年11月30日現在）

地方別	本校	附設工業 教員養成所	計	地方別	本校	附設工業 教員養成所	計
北海道	51	2	53	大阪府	142	17	159
東京府	507	73	580	神奈川県	55	—	55
京都府	55	5	60	兵庫県	60	13	73
長崎県	34	2	36	山形県	14	14	28
新潟県	54	10	64	秋田県	14	7	21
埼玉県	18	4	22	福井県	5	4	9
群馬県	28	1	29	石川県	13	4	17
千葉県	6	1	7	富山県	7	1	8
茨城県	10	—	10	鳥取県	2	1	3
栃木県	26	1	27	島根県	1	3	4
奈良県	7	5	12	岡山県	17	8	25
三重県	17	7	24	広島県	30	9	39
愛知県	50	10	60	山口県	15	2	17
静岡県	32	2	34	和歌山県	3	1	4
山梨県	9	1	10	徳島県	7	5	12
滋賀県	6	2	8	香川県	3	7	10
岐阜県	7	2	9	愛媛県	14	1	15
長野県	7	1	8	高知県	6	1	7
宮城県	10	5	15	福岡県	93	18	111
福島県	21	3	24	大分県	5	3	8
岩手県	9	15	24	佐賀県	13	3	16
青森県	3	5	8	熊本県	15	8	23
宮崎県	3	4	7	海外留学・ 出張・在勤	109	19	128
鹿児島県	8	4	12	外国人	41	—	41
沖縄県	3	5	8	兵役	58	7	65
台湾	34	1	35	未定・未詳	2	2	4
樺太	1	—	1	死亡	141	27	168
研究生	1	—	1				
				計	1,900	356	2,256

では、明治40年代において本校の卒業生は、大学昇格の必要性を認識させられる場面に遭遇したと思われる。

次に、附設工業教員養成所の場合であるが、学校教員就職者が全体の半分弱であるのは当然だとしても、官民への就職者が4割近くあるというのは注目に値する。それだけ、民間における工業の発達、あるいは官庁における中間技術者の需要が多かったのであろう。

表3は、卒業生の就職地を地方別にまとめたものである。表1の出身者が多い県に卒業生の就業地が多いのは当然だとしても、上位を占める県は、それだけ民間企業の発達が順調な所であると推測される。

上位を挙げてみると、本科では東京507名、大阪142名、福岡93名、兵庫60名、京都55名、神奈川55名、新潟54名、愛知50名、静岡32名、台湾34名であり、反対に少ない県は、島根1名、鳥取2名、宮崎・青森・和歌山・香川・沖縄の各県が各3名、福井5名、滋賀・高知各6名となっている。いずれにしろ出身地の場合と同様、本校の卒業生は満遍なく全国各地に就職していることがわかる。

附設工業教員養成所の場合は、そのままそれぞれの県における工業学校、職工学校、あるいは実業補習学校の状況を反映していると考えられる。

上位を挙げれば、東京73名、福岡18名、大阪17名、岩手15名、山形14名、兵庫13名、新潟・愛知各10名、広島8名、岡山・熊本各7名、下位は神奈川がゼロ、茨城もゼロ、群馬・千葉・栃木・山梨・長野・富山・鳥取・和歌山・愛媛・高知が各1名となっている。

なお、この年、明治41年度の東京高等工業学校、附設工業教員養成所、職工徒弟学校、工業補習学校の生徒の総数を参考に掲げておく。

	正科生	研究生	選科生	特別生	計
東京高等工業学校	593	1	55	131	780
附設工業教員養成所	123	0	0	0	123
附属職工徒弟学校	180	0	0	0	180
附属工業補習学校	547	0	0	0	547
合計	1,443	1	55	131	1,630

この年度の本校の学生総数は実に1,630名に達し、手島校長は「未曾有

の最大たりし昨年の総数 1,455 名に比すれば 175 名を増加せり」と文部省に報告しているが、いかに本校が明治30年代の後半から40年代に入り活況を呈していたかの一端をうかがい知るであろう。

手島校長は次のように述べている。

上表の如く本學年生徒の總數は創立以來の最多數にして其増加したるは本校建築科の實施及電氣機械分科擴張の爲め生徒を増收したるに因ると雖も此の如く多數且優等の生徒を得るは世の子弟の工業教育を修めんとする者の數も亦増加したるに因らずんばあらず殊に歡ふべき現象は職工輩の其業務に必須なる學科を修めんとする向學心増加し補習學校に入學したると又多年工業に従事したるも之に關する學理と技術とに於て修得の不足を感じ選科生として入學を志望する者多きに至りたるに在り殊に後者の輩に在ては熱誠に入學を希望し授業料の如き 1 學期10圓を徴し比較的多額なるに屈せず人員超過を以て之を謝絶するも肯せざるものなきにあらず此輩にも固より設備の許す限り入學を許可するを以て本學年に於ては55名に達したり由來此輩は固と志望學科の工業に關し實技の素養乏しからざるを以て本校の教育は彼等の腦裏に入り易く講話は聽きて忽ち思ひ半はに過ぎ約 1 箇年にて修了するにも拘らず既に本校に於て修得したる技術を以て成功を告げたる者少からず。

先に本校は高等工業學校時代に入り、「無試験選抜制度」を採用したことを指摘したが、その実態について、明治41年度の場合を見てみよう。

本校および工業教員養成所ではこの年 4 月、無試験選抜、5 月に試験選抜を行ったが、両者の総数は 1,394 名で、入学許可者は 269 名であった。入学者の百分比は本校19%、工業教員養成所21.9%であった。

応募者を見てみると無試験選抜、試験選抜に共通する現象として同時代のわが国の工業動向がそこに反映されている事実を指摘できる。東京職工學校以來の学科である染職科の色染分科や窯業科への応募者が少ないのに対し、日露戦争後のわが国の重工業化への歩みに対応して、応用化学科、機械科、電氣機械分科といった学科の応募者が多いことがわかる。さらに、無試験選抜の合格率が62.6%に対し試験選抜のそれは12.4%で、かなりの競争率であったこともわかる。

その内訳を表 4 に記しておく。

表4 明治41年度本校応募者・入学者内訳 (単位:人・%)

		無試験選抜			試験選抜			合計			
		応募者	入学者	百分比	応募者	入学者	百分比	応募者	入学者	百分比	
東京高等工業學校本科	染色科	1	1	100	31	8	25.8	32	9	28.1	
	機織科	11	11	100	66	15	22.7	77	26	33.8	
	業科	4	4	100	37	8	21.6	41	12	29.3	
	応用化学科	17	13	76.5	122	13	10.7	139	26	18.7	
	機械科	47	30	63.8	351	35	10.0	398	65	16.3	
	電気機械分科	68	28	41.2	335	25	7.5	403	53	13.2	
	電気化学分科	4	4	100	16	3	18.8	20	7	35.0	
	工業図案科	0	0	0	36	11	30.6	36	11	30.6	
建築科	11	11	100	86	16	18.6	97	27	27.8		
小計		163	102	62.6	1,080	134	12.4	1,243	236	19.0	
附設工業教員養成所	本科	機械科	11	3	27.3	25	4	16	36	7	19.4
		建築科	5	4	80	18	4	22.2	23	8	34.8
		染色科	1	1	100	6	1	26.7	7	2	28.6
		機織分科	2	2	100	11	1	9.1	13	3	23.1
		業科	0	0	0	3	1	33.3	3	1	33.3
		応用化学科	2	2	100	12	1	8.3	14	3	21.4
	工業図案科	1	1	100	6	1	16.7	7	2	28.6	
	電気科	15	4	26.7	33	3	9.1	48	7	14.6	
	速成科	金工科									
		木色機織器工科									
小計		37	17	46.0	114	16	14.4	151	33	21.9	
合計		200	119	59.5	1,194	150	12.6	1,394	269	19.3	

第5節 各科の変遷と設備研究試験の状況

大阪高等工業学校と本校

明治40年代に入り、東京高等工業学校の学科課程は建築科の授業が開始され、「東京高等工業学校規則」第3条により、「學科を分て染織科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣科、工業圖案科、建築科とし又染織科を分て色染分科、機織分科とし電氣科を分て電氣機械分科、電氣化學分科とす」と規定されているように、「7学科および4分科」を擁するものであった。

これは、当時、学科の拡充に努めていた大阪高等工業学校（「8学科」）と並び、東西の双璧で、この前後に創設された他の高等工業学校（これらの学校は「2学科」あるいは「3学科」といった比較的小規模なものであった）を、はるかに凌駕していた。

ここで、本校と並ぶ高等工業学校として整備されてきた大阪高等工業学校と本校との関係について記しておきたい。

すでに第3章で見たように、大阪高等工業学校の前身校、大阪工業学校の創設に当たり、その必要性を強調し、大阪の工業界あるいは教育界に働きかけ実現の契機を与えたのは手島精一であった。

大阪工業学校は井上文部行政の実業教育重視政策の具体化として、明治29年（1896）5月18日、北区玉江町および中之島5丁目に新設された。

初代校長に任命されたのは、当時東京工業学校応用化学科長伊藤新六郎であった。

さらに、東京工業学校の実修工場長であった池田久米が助教授として赴任し、大阪工業学校の実修工場の建設あるいはその運営に当たった。このように大阪工業学校は、その創設から学校運営にわたる面で、全面的に東京工業学校の指導と助力によるものであった。

創設直後の学科は「機械工芸科」および「化学工芸科」の2科より成っていたが、すでにこの学科構成が東京職工学校の学科構成（明治14年8

月)をそのまま踏襲するものであり、翌明治30年「機械工芸部」および「化学工芸部」となり(この改正も、東京工業学校のそれにならったものである)、明治32年(1899)6月「造船部」を増設し「船体科」と「機関科」を設け、化学工芸部におかれた「応用化学科」「染色科」「窯業科」「醸造科」「冶金科」、機械工芸部におかれた「機械科」と併せ、3部門8学科を有する専門学校となっていた。

こうした大阪工業学校の学科整備に直接尽力したのは、伊藤校長、池田実修工場長であったが、そのほかにも東京工業学校の多数の教授、助教授が本校より転任し、明治30年代に入ると、東京工業学校と大阪工業学校とはあたかも「兄弟校」のような関係となった。

明治32年応用化学科に入学した小野良三氏(戦後「蔵前工業会館会長」)は、3年生となり京阪地方に修学出張を命ぜられた際、本校の工場長相馬半治教授(応用化学科教授・工場長)から「万事大阪工業学校に依頼してあるゆえ、伊藤校長、池田久米助教授を訪ね指揮を仰ぐよう」と申し渡されたという。そして、「生れて初めて大阪に着し即刻兩先生を訪ねた所、一面識もなき未知の一學生の爲めに、直ちに工場見學のスケジュール紹介状を準備せられ、宿泊所の世話まで受け非常なる温情に接し、便宜を得たことは今尚記憶に残り、感激して居る。矢張り血は水よりも濃しである」と述懐されている。

むしろ、この逆の場合もあったであろうから、本校と大阪工業学校との関係は教授スタッフを媒介に親密なものがあったことを推測することができるのである。

大阪工業学校の修業年限は4年、創設当初の目的は「上等職工及び職工長を養成すること」にあって、入学資格も「高等小学校卒業以上のもの」と規定され、東京職工学校よりも一段低い学校として出発したが、明治32年6月の校則改正で、「工業に従事すべき者を養成することを目的とする」に改められ、修業年限も3年に短縮され、入学資格も「中学校卒業程度」となり、この時点で、東京工業学校に相当するものとなった。

大阪工業学校は明治34年(1901)5月10日、本校と同時に大阪高等工業学校と改称されたが、高等工業の初代校長に任命されたのは、かつて東京

工業学校の機械科の講師であった陸軍省技師（専門は「製造用諸機械」である）安永義章であった。

安永は大正7年（1918）4月まで在職して高等工業学校の創設期の困難な運営に当たり大阪高等工業学校の整備拡充に努めた。ちなみに、安永校長の後を受け、第2代校長に任命された土井助三郎は東京工業学校時代の助教授であった。

実に大阪工業学校から数えて大阪高等工業学校の3代にわたる学校長は、本校の関係者であったのである。

さて、大阪高等工業学校では明治36年（1903）6月部制を廃止し、「船体科」を「造船科」に、「機関科」を「船用機関科」と改め、明治39年5月には「冶金科」を「採鋇冶金科」に改め、9月に「染色科」を廃止し、明治41年（1908）2月には「電気科」が増設され、大正3年（1914）9月には「窯業科」が東京高等工業学校の「窯業科」に吸収されて廃止となった。この措置も本校と大阪高等工業学校の関係からすれば、スムーズに行われたものと思われる。

その後の大阪高等工業学校の発展は、大正期に入っの工業都市大阪の躍進に並行して目ざましく、大阪市民の工業教育機関を完備するため工科大学設立の熱望と相まって、大学昇格への運動となっていった。

第5章で詳述するように、大正12年（1923）第46議会で大阪高等工業学校の工業大学への昇格案は東京高等工業学校昇格案と同時に通過し、大正14年から開学の運びとなったが、関東大震災のため繰り延べになり、昭和4年（1929）4月1日大阪工業大学の官制が公布された。

大阪工業大学は、大阪高等工業学校の施設をそのまま使用し、大阪高等工業学校第3代校長であった堤正義が初代学長に任ぜられた。

大学発足時の学科は「機械工学科」「応用化学科」「醸造学科」「冶金学科」「造船学科」「電気工学科」の「6学科」で、別に共通科目の理科その他が設けられた。（東京工業大学の発足時は「染料化学科」「紡織学科」「窯業学科」「応用化学科」「電気化学科」「機械工学科」「電気工学科」「建築学科」の「8学科」と、「数学教室」「物理学教室」「物理化学教室」「分析化学教室」の「4教室」が設けられていた。）

大阪工業大学の修業年限は3年、入学資格は高等学校、高等工業学校卒業程度、学生定員150名で、昭和4年4月16日から開講した。大学の発足に伴い、従来の大阪高等工業学校および附設工業教員養成所は、おのおの大阪工業大学附属工学専門部および工業教員養成所として残存し、在学生の卒業（昭和6年3月）をまって廃止になった。こうした措置は、東京高等工業学校の場合も全く同様であった。

大阪工業大学は昭和7年（1932）3月、第1回の卒業生を出すとともに同8年3月27日大阪帝国大学（昭和6年「医学部」「理学部」の「2学部」をもって発足した）工学部として官制公布になり、新制大学発足以後は大阪大学工学部として現在に至るのである。

大阪工業大学の大阪帝国大学への編入に伴い、以後「官立工業大学官制」で規定されるのは東京工業大学のみとなるのである。

このように、東京高等工業学校と大阪高等工業学校とは「高等専門学校」として一括される学校の中で、一頭地を抜くものであったのである。

次表は官立工業専門学校の創立時の設置学科であるが、両校がいかに他の学校に抜きんできた存在であるかがわかるであろう。

特に、大阪高等工業学校の学科の充実ぶりは顕著なものがあり、数の上では東京高等工業学校をしのぐほどであったことがわかる。地元大阪のこの学校にかける意気込みを見ることができよう。

いずれにしろ、東京、大阪の両高等工業学校は他の工業専門学校をはるかに凌ぐ内容をもつ専門学校であり、両校の間には「兄弟校」としての親密さがあったのである。

そして、特に大阪工業学校～大阪高等工業学校の整備拡充に当たり、東京工業学校以来の本校関係者が校務、教授、実修というあらゆる面で活躍したのである。

大阪高等工業学校の整備拡充は、地元の要望に添う形で実現していったが、それを可能にしたものは、明治30年代に入ってから日本の工業の飛躍的な発展であったが、それは同時に、東京高等工業学校の場合においても同様であった。

むしろ、本校の関係者には本校が兄貴格で、大阪高等工業学校は弟分だ

官立工業専門学校

学 校 名	年 度	機 械 (精密 機械)	造 船	船 用 機 関	電 気	土 木	建 築	応 用 化 学
東 京 高 工	明36 (1903)	○			○		○	○
大 阪 高 工	明36 (1903)	○	○	○				○
京 都 高 工 芸	明36 (1903)							
名 古 屋 高 工	明38 (1905)					○	○	
熊 本 高 工	明39 (1906)	○				○		
仙 台 高 工	明40 (1907)	○			○	○		
米 沢 高 工	明43 (1910)							○
秋 田 鉦 専	明44 (1911)							
桐 生 高 染 織	大 4 (1915)							
横 浜 高 工	大 9 (1920)	○			○			○
広 島 高 工	大 9 (1920)	○			○			○
金 沢 高 工	大 9 (1920)	○				○		○
明 治 専 門	大10 (1921)	○			○			○
東 京 高 工 芸	大10 (1921)	○						
神 戸 高 工	大10 (1921)	○			○		○	
浜 松 高 工	大11 (1922)	○			○			○
徳 島 高 工	大11 (1922)	○				○		○
長 岡 高 工	大12 (1923)	○			○			○
福 井 高 工	大12 (1923)	○			○			
山 梨 高 工	大13 (1924)	○			○	○		

(注) 東京高工・大阪高工・京都高工芸は専門学校令制定時(明36.6),明治専門は官立移管時の学科を示す。京都高工芸の創立時の学科名は機械科であるが、実質は機織であり、のち機織科と改称。

という意識があったのではないかと思われる。学科の数の面では弟に1歩を譲るが、その内容においてはまだまだ兄貴格であるという自負が、そこにあったものと思われる。

本校各科の状況

ここでは、こうした時代の本校の各学科の状況を見ておきたい。

まず、明治41年度（明治41年11月30日現在）の校務関係について一瞥したい。

この年度の本校の職員とその定員は、

- | | |
|--------|-----|
| 1. 校長 | 1人 |
| 1. 教授 | 30人 |
| 1. 助教授 | 37人 |
| 1. 書記 | 8人 |

であり、その職掌は次のように規定されていた。

1. 校長は勅任又は奏任とす文部大臣の命を承け校務を掌理し所屬職員を監督す
1. 教授は勅任又は奏任とす生徒の教授を掌る文部省直轄諸學校教官にして5箇年以上高等官三等に在りて特に功勞ある者は27人を限り高等官二等に陞叙せらるゝことあるへし但し各校2人を超ゆることを得す
1. 助教授は判任とす教授の職務を助く
1. 書記は判任とす上官の命を承け庶務會計に従事す
1. 本校教官の中より附屬學校主事、教員養成所主事を命し其事務を掌らしむることを得

商議委員は次の9名であった。この商議委員は商議委員会の構成メンバーであり、年によって出入りがあるが、文部、農商務両省の委員と、民間からの委員とで構成されていた。商議委員会の職掌は「文部省直轄諸學校官制第19條に依り本校に商議委員會を置かる委員は文部省又は其所屬高等官2名農商務省高等官2名商工業の經歷ある者3名以上7名以下を以て之に充て學科課程重要の諸規則其他學校長に於て必要と認むる事項を審議し又は文部大臣の諮問あるときは意見を陳述するものとす」と規定されていた。

商議委員（就任順）

	河瀬 秀治（東京士）
	森村 市左衛門（東京平）
	村田 一郎（鹿児島平）
東京帝国大学工科大学教授 工学博士・理学士	渡辺 渡（東京平）
	松村 茂助（静岡平）
	莊田 平五郎（東京平）
農商務省商工局長 米国法学士・独逸哲学博士	大久保 利武（東京士）
東京帝国大学名誉教授 工学博士・理学士	高松 豊吉（東京平）
農商務省次官 農学士・農芸化学士	押川 則吉（鹿児島士）

（商議委員会は、東京工業学校時代は7名で構成されていたが、高等工業学校になってからは、7名の時代もあれば、9名の時代もあった。先の規定は東京工業学校のそれを踏襲している）

校務分掌は次のように規定されている。

校務を分て教務部及庶務部の2部とし教務部を分て染織科，窯業科，應用化學科，機械科，電氣科，工業圖案科，建築科，共通學科及教務掛，圖書標本掛とし各其主管事務を分掌せしめ庶務部を分て庶務掛，會計掛とし各其事務を分掌せしむ各部に部長を各科に科長を又便宜副科長を分科ある各科に分科長を圖書標本室に主幹を各科工場に工場長を又分工場ある工場に便宜分工場長を共通學科物理學實驗室及應用化學科化學分析室に便宜主幹を置き各教官より特選して其職務に當らしむ教務部長は校長の指揮を承け教務を庶務部長は校長の指揮を承け庶務を，科長，副科長，分科長及圖書標本室主幹は上官の命を承け，當該科，掛主管の事務を工場長は上官の命を承け當該工場一切の事務を掌理し分工場長は上官の命を承け工場長の職務を助け物理，化學分析室主幹は上官の指揮を承け當該實驗室一切の事務を掌理し各科所屬教官は上官の命を承け生徒教授の事を掌り教務掛，圖書標本掛及庶務掛會計掛は上官の命を承け各其職務に従事す

このうち教務部は東京高等工業学校になってから設けられたもので、初代の教務部長は外国生徒監督工学博士理学士の肩書をもつ阪田貞一教授が就任したが、明治39年以降は共通学科長の三守守教授が長く務めている。

以下、この時期までの各学科の状況について見ておきたい。

染織科

「染織科」は本校の学科の中で最も古い学科の1つで、明治14年5月東京職工学校創設時に「化学工芸科」の中の1専修科目として設けられたものがその源である。

その後、明治19年8月「化学工芸部」に「染工科」として独立の「学科」が設けられた。明治23年7月、「染工科」に「機織科」を増設するに際して、「染織工科」と改称された。

これは当時のわが国の染織界の実情は、染織業者の数だけは極めて多く全国にくまなく存在していたが、その営業規模は狭小で色染業者にして機織業を兼ねる場合が多かった。

そこで、色染だけをマスターしたものの需要は少なく、機織の1科目を増設する必要性が高まり「染織工科」となったものであった。

元来、織成品は色染の工程を要し色染と機織は相互に密接に関係するもので、染織工科の設置は産業界の需要に対応するものであったが、「染織」を学校で教授するものは本校の「染織工科」が嚆矢であった。

さらにこの「染織工科」の設置は、明治27、28年以降、「実業教育費国庫補助法」にもとづき全国各地に設立される「染織学校」の教員の供給を可能にすることでもあった。

民間の染織業に従事する技術者と、染織学校の教師の多くをこの学科は輩出していた。

明治32年(1896)6月、「染織工科」は「色染」「機織」の2分科として「染織科」と改称された。わが国の色染、機織はほとんど手工業に属し家内工業の域を出なかったが、機織はだんだんと力織機の効果を認めるようになり、色染も機械力を使用するものがあらわれるなど、ようやく工場工業への動きが見え始めた。こうした趨勢を背景に、「色染」「機織」の各専門に通じた技術者の需要はますます高まると予想され、そこで「染織工科」を2科に分け、それぞれに工場を備えて専門の技術者を養成しようとしたものである。

本校の場合は、商議員に民間の商工業者3名、民業育成を謳う農商務省から2名が選出され、民間の要請やら動向に速やかに対処すべく体制がで

きていたのである。

それゆえ、「染織科」では形式にとらわれることなく、民間の需要や趨勢に対応して学科組織の改正を頻繁に行ったのである。

「染織科」では、「木綿」「絹」「羊毛」等各種の原料を対象として授業を行ったが、文部省は明治35年（1902）京都に「京都高等工藝学校」を、38年（1905）には名古屋に「名古屋高等工業学校」を新設し、それぞれ染織2科（前掲の表参照）が設置され、東京高等工業学校は「毛織物」、京都高等工藝学校は「絹織物」、名古屋高等工業学校は「木綿織物」をそれぞれ中心に教授、研究、実験することにした。そこで本校の「染織科」は授業の方法および備付の機械類は「毛織物」を主眼とすることになったのである。

明治32年以降、4会計年度にわたる本校の第2次拡張計画のうち、その中心的な部分を占めたのは「染織科」の拡充であった。

染織業は本来わが国の主要工業であったが、製造法が未熟で、外貨獲得の手段たる絹織物の輸出量は振るわず、逆に木綿毛織物の輸入量は増加し入超の状態が長く続いたが、その原因の1つが、繊維工業全般に優秀な技術者が不足していることに起因するとみなされた。そこで国は13万7千余円を支出し、機織工場の新築および染織機械の増設が実現し、染織教育上の便益は飛躍的に増大したのである。

次に、「染織科」の設備等について見ておきたい。

「色染分科」では、明治18年4月「染工場」を新築落成したが、これは東京職工学校時代に建てられた最初の実修工場で、「色染分科」はこの工場で「実修授業」を行っていた。

この実修工場に設けられた諸器械は、いずれも動力を必要としない幼稚なものであった。

明治28年（1895）イギリスより「2色捺染機」を購入し、「綿布捺染」の試験を行ったが、この機械はわが国の捺染機の嚆矢で、民間の染色業者の注目を大いに喚起し、大規模な「機械捺染工場」の設立を生み出す契機となった。

本科に機織が設けられて以来、機械類の増設が続き工場は手狭になった

ので、そのたびに増築を重ねたが、それでも間に合わず、明治29年には新たに「色染工場」を建築した。

機械類では先の「2色捺染機」のほかに、明治30年頃「脱水機」、34年から35年にかけて「捺染機」「浸染機」を外国から購入している。

明治36年（1903）には「機織工場」が新築落成したので「機織分科」を移し、従来「機織工場」として使用していたものを改造して「色染工場」としている。

明治44年実験用として「捺染機」「蒸熱機械」を購入。

大正4年（1915）には、「ラビッドエージャーホットフルー」および「デイライトランプ」を購入している。前者は日本製、後者はイギリス製で、いずれも新式の構造で小型で研究上極めて便利であった。

翌5年には工場が新築落成した。この新築工場には「生徒実験室、分析室、原料実験室、光色実験室、日光曝露室、漂白工場、浸染工場、捺染工場」が設けられ、諸機械の動力として2基の「電動機」が備え付けられた。

大正7年には生徒実験室に「試験用1色両面捺染機」を購入し備え付けた。

大正8年にはアメリカ製のウルトラランプを購入している。これは、染色物の日光に対する「堅牢度」は、日光にさらして試験するのがもっとも実際的な方法であるが、天候いかんにより実験結果を得るまでに、相当の日数を費やすこともあり、このウルトラランプにより短時日に「堅牢度」を推知することが可能となった。

大正10年には時勢の進展に対応すべく、設備その他の面でさまざまな変更を行った。生徒実験室の拡張および教官実験室の新設に伴い模様替えを行い、さらにイギリス「アダムヒルガー会社」製造の「スペクトログラック・スペクトロメーター」という精密機械を購入して、光色実験室に備え付け根本的に染色の原理を究め、色の本質を闡明する資に供した。

機織分科

「機織分科」では明治23年（1880）7月、「染工科」に「機織科」を増設した際に「機織工場」として供用されたものは間口6間、奥行8間の「物

置小屋」を修理したものであり、これに窓を設けて日光を通しただけの粗造狭隘の工場であった。この狭い工場に小幅物を織る手織機4台、大幅物を織る手織機4台、都合8台を据え付けて、木綿および絹織物の授業を開始した。

このほかに洋式機台1台を据え付け、これに「ジャカード」機械を装置して紋織の「ハンカーチ」を織り出した。

明治24年から25年にわたり、洋式手織機台を増設し、同時に「ジャカード」を使用して、「絹紋織」を織成することとなり、機織工場の設備はやや面目をほどこすことになった。

それに伴い、工場の狭さはいっそう深刻となり、従来「染工場」の捺染施行に使用した部屋を修補して機台を据え付けた。この工場の図は当時アメリカ合衆国の市俄古（シカゴ）に開催された万国博覧会に出陳された。

明治26年から27年にかけ、機台の増設はますます増え、工場の狭さが再び問題となり、従来応用化学科の工場であったものを本科の工場として供用し、ここに全部の機台を移した。

明治28年には「染織工場」を新設したが、これは従来の「染工場」と「機織工場」との間にさらに1工場を設け、3棟を合併して1工場としたものであり、広さは180坪ほどで、機台の増設も順調に行われた。

この28年には力織機1台をイギリスより購入し、瓦斯発動機を据え付け、同時に木綿力織機の付属品たる「管巻機械」「糸繰機械」等を購入し、「力織機」の实地授業を開始している。

明治30年、さらに力織機3台および準備機械をドイツ、スイスの2国より購入した。

明治31年、フランスより絹撚糸機械を購入して捺染工場と力織機工場との間にさらに1棟の工場を増設し、ここに撚糸機械を据え付けて撚糸の实地授業を開始している。

明治34年、ドイツより力織機を購入。34年から35年にかけてドイツ、ベルギー、フランスの諸国より「毛織物仕上機械」を購入した。

明治36年、機織工場の新築落成に伴い、織物および仕上機械の全部をこの新工場に据え付けた。

明治39年、毛の「紡績機械」を購入し、紡績の実修を開始した。これに先立ち、本科は前記の設備に対し機織工場の汽機、汽罐を外国より購入して新工場の竣工とともに据え付けを終わり、本科の設備はほぼ完成の域に達するに至った。

研究試験

次に、本科での「研究試験」について見る。

まず、「色染分科」であるが、明治18年本科に染工場を設置した際、民間における色染業の状況ははなはだ幼稚で「染料」にしてもその種類は極めて少なく、かつその応用法を知るものは少なかった。

塩基性の色素は本校開設以前より、わが国は輸入していたが、民間の当業者は適切な応用法を知らなかったので、本科は応用法の啓発指導に努め、その結果、塩基性色素の応用法は初めて世に紹介されることになった。

「アリザリン」で赤色を、絹の黒染に「ログウト」を使用することはともに平賀義美教授の「研究試験」によるものであったが、民間実業界に紹介され、そのほか、外国流の「捺染」を日本流に応用すること、「アニリン」黒の「捺染法」を実験したのは高松豊吉教授で、実験結果はすべて世に紹介された。

明治24年より26年にかけて、^{らんてん}印度藍靛の輸入が年々増加する傾向があったのに対し、本科では蓼藍より藍靛を抽出製造する方法を研究し、研究の中心であった高松教授は沖縄地方に出張調査し、種々の資料を集め研究は前進し、蓼藍より藍靛を抽出製造し得ることを確認したが、十分な成果をあげるまでには至らなかった。

明治29年農商務省の依頼により「黄麻」「麦稈」「蘭草」の染色試験を行い、下記の結果を得た。

黄麻を染色するには實用上に於ては酸性又は鹽基性の染料を使用するを可とす
 麥稈を染色するには鹽基性染料を使用するを可とす
 蘭草を染色するには鹽基性染料に非ざれば染色し能はざること及び染浴中に醋酸又は膠、石鹼等を加ふれば好結果を得るものとす

さらに本分科において行われた試験を『二十五年史』（明治39年5月刊）より引用しておく。

第1 「シルケット（光澤綿絲）」ノ試験

本試験ハ本科ニ於テ行ヒタルモノヲ以テ我邦ニ於ケル該試験ノ嚆矢トス其成績ヲ世ニ發表シタル結果今ヤ汎ク世ニ行ハルハニ至レリ
因ニ云フ「シルケット」ナル語ハ平賀教授ガ命名シタルモノナリト傳ヘラル蓋シ「シルク」即チ絹ノ如ク光澤アルモノニ亞ク即チ「エット」ノ意ナランカ

第2 日本藍ト印度藍トノ比較

本試験ノ結果染色上ニ於テ日本藍ヲ使用スルトキハ價格ノ不廉ナルト工程ノ困難ナルトノ缺點アレドモ染色ハ堅牢ナリトス又印度藍ト人造藍トハ其結果相同ジキ事實ヲ確メ得タリ

第3 絹増料ノ試験

本試験ノ結果ハ絹ノ増料ハ或ル程度マデハ絲質ヲ損セズ又染色ニ影響ヲ及ボサルモノニシテ増料劑トシテハ錫化合物ト磷酸曹達トヲ使用スルヲ以テ最モ適當ナリトス然レドモ操作ノ如何ニ依リテ絲ノ強弱ニ影響ヲ及スモノトス

第4 石鹼ノ比較試験

本試験ハ農商務省ノ依頼ニ依リ行ヒタルモノニシテ其結果ハ絹ノ精練ニハ石鹼ノ性質ヨリモ寧ろ石鹼ニ含まレタル水量ノ多少ニ關係スルモノナルコトヲ確メタリ

第5 軍服用「カーキー」色ノ試験

本試験ノ結果ハ染料トシテ鐵及ビ「クローム」ノ化合物ヲ用ヒテ好成績ヲ得ルモノトス

第6 精練漂白ニ耐フル綿絲赤染ノ試験

本試験ノ結果ハ染料ハ「アリザリン」ヲ用ヒテ染色シ染法ノ如何ニ依リテ堅牢ニ染メ得ルモノトス

第7 絹精練ノ試験

本試験ノ結果ハ從來絹精練ノ良否ハ石鹼ノ性質如何ニ依ルモノナリトハ世間一般ニ認メラレタル所ナリシガ實際ハ石鹼以外操作ノ工程如何ニモ依ルモノナルヲ確メタリ

第8 染色ノ工程ガ絹絲ノ強靱ニ及ス影響ノ試験

本試験ハ頗ル複雑ニ涉リ茲ニ概記スベカラザルヲ以テ別ニ詳細ナル報告ヲ發表スルコト、セリ

第9 毛皮染ノ試験

毛皮染ハ日本ニ於テ漸次需要ヲ増シ、支那ヘノ輸出ハ特ニ期待サレルガ、毛皮ニ染色ヲ施スコトハ非常ニ困難デアリ、特別ナ注意ト染色法トヲ知ラネバ成功ハオ

ボツカナイ。當時我國ノ技術ハ幼稚デ、毛ヲ脆弱ナラシメ、毛皮ニ斑染ヲ生ジ易ク、日光ニ不堅牢且ツ皮ノ味ヲ損ウガ如キ缺點ガアツタノデ、コウシタ缺點ニツイテ研究ヲススメ、毛皮染ニ好結果ヲ得ルコトガ出來タ。

第10 硫化染料ノ染色ガ木綿ノ伸度強力ニ及ボス試験

硫化染料デ染色シタ木綿ガ時日ヲ經過スルト共ニ、ソノ強力伸度ヲテイ減スルコトハ周知ノ事實デアツタガ、ソノ原因及ビ矯正ノ方法ノ研究ハ、極メテ重要ナル問題デアリ、當該試験ヲ行ナッテ好結果ヲ得タ。

第11 木材染色法ノ試験

梨本宮青山御別邸ニ於テ京都ニアツタ約200年前ノ古建築物ヲ東京ニ移轉シ、前形ソノママニ建築シヨウトシタ際、用材中ニ腐蝕シタモノガアツタメ、新古用材ヲ混用シ、新材ヲ染メテ蒼然タル古色ヲ出ソウト種々ノ塗工ニ命ジテモ結果ハ悉ク失敗ニ終リ、ソノ研究ヲ本科ニ依囑シテキタノdeal。研究ノ結果ハ良好デアツタ。

第12 綠變セザルアニリン黒ノ試験

アニリン黒ハ多クノ特長ヲモッテオリ廣ク應用モキクガ、綿布無地染ニ應用スル際地布ヲ脆弱ナラシメルトモニ、時日ノ經過デ色相ガ綠變スルトイウ大キナ缺點ガアツタ。本科デハ、明治44年以來研究實驗ヲ重ネ、大正6年ツイニ完成サセタ。

第13 栗蟲繭解舒及色染法ノ研究

此研究ニ就テハ紡織科ト協力シ、本科ハ主トシテ繭ノ解舒及色染法ヲ擔當シテ研究實驗ヲ行ナイ、ソノ結果、紡織原料トシテ有効dealルコトヲ確認シタ。

第14 堅牢土耳其赤絲染及アリザリン緋金巾染法ノ研究

本緋金巾ハモッバラ英國ヨリ輸入サレ、我國デハ生産サレテナカッタ。ソレハソノ染色法ガ極メテ複雑デ特別ノ技術經驗ヲ必要トスルメデアツタ。ヨッテ本科デハ大正6年度ヨリソノ研究ヲ開始シ、先ズ最初ニ從來カラ研究シテキタ堅牢土耳其赤絲染法ヲ完成サセ、續イテ緋金巾染ノ研究ヲ目下繼續中deal。

第15 バラ赤及之ト類似色素ノ互變異性體ニ就テノ研究

バラ赤ノ化學反應ヲ研究シテバラ黃、バラ青ノ兩異性體アル事ヲ發見シ、從來バラ赤ノ化學構造式トシテ用イラレタモノハバラ黃ノ構造式dealルコトヲ證明シ、更ニ此等ノ異性體ハ互變性ナルコトヲ示シタ。ナオバラ赤研究結果ヨリ「オキシモノアゾ色素」ノ呈色ニツイテ一般法則ヲ發見シタ。

第16 「ダイアゾアシド」化合物分子内轉位ノ機作ニ就テノ研究

茶緋、白髮染其他色素製造ニ用イラレル「バラミン」製造ノ重要工程タル「ダイアゾアシド」化合物分子内轉位ニツイテ理論的研究ヲ重ネ、機作ノ真相ヲ明瞭ニ

シ色素製造工業ニ有効ナ1 指針ヲ與エタ。

次に、「機織分科」の研究試験についてであるが、その主なるものを上記『二十五年史』より引用しておく。

第1 柞蠶及び天蠶等ノ原絲ヲ織物ニ應用スルノ試験

柞蠶及び天蠶等ノ原絲ヲ以テ織物ニ應用スルコトヲ研究シ且ツ同時ニ染織試験ノ結果精練、漂白及び種々ノ色合ニ染ムルコトヲ得並ニ絞織等ニ應用シ得ルコトヲ確メタリ

第2 蝙蝠傘地ノ試験

明治23, 4年頃マデハ本邦ニ於テ未ダ精良ナル蝙蝠傘地ヲ織出スコト能ハザリキ故ニ優美ナル蝙蝠傘ハ皆之レヲ海外ノ輸入ニ仰ガザルヲ得ズ就中佛國ヨリ輸入スルモノ最モ多カリキ是ニ於テ本科ハ其ノ前年佛國ヨリ若干ノ蝙蝠傘地標本ノ送付ヲ受ケ同年中之レガ試験ニ従事セシガ分解試験ノ結果トシテ撚絲法、染法、織法等ニ至ル諸般ノ方法ヲ研究シ得タリ

斯ノ如ク僅カニ1回ノ試験ニ依リテ製出セル蝙蝠傘地ハ全ク從來輸入ヲ仰ギツ、アリタル外國製品ニ劣ラザル優等品ヲ製出スルニ至レリ即チ其防水力ノ如キハ外國製品ヲモ凌駕セリ其後益々進デ種々ノ染色法ヲ研究シ又織方ヲ改善シ之ヲ當業者ニ示シテ其製造ヲ誘導セシガ爾來民間ニ於テ此物品ヲ製造スルモノ漸ク多キヲ加ヘ海外ニ輸出スルニ至レリト聞ク今日ハ此傘地ヲ當業者間ニハ通稱シテ學校傘地ト云ヘリ

第3 各種蠶絲ノ染織試験

本試験ハ農商務省ノ依囑ニ依リ施行セシガ之ガ試験ノ結果ニ依リ蠶絲ノ種類ノ異ナルニ從ヒ織物ノ地合色染等ニ大ナル影響ヲ與ヘ異種ノ蠶卵ヲ飼育シテ混同スルノ不可ナルヲ示セリ

第4 女學生用袴地ノ試織

從來本邦ニ於ケル女學生用ノ毛織地袴ハ總テ之ヲ外國ノ輸入品ニ仰ギ稀ニハ之ヲ製造スル者ナキニアラザリシガ工程ノ不完全ナルガ爲ニ外國品ニ代フベキモノヲ製出スルニ至ラズ是ニ於テ本科ハ其ノ適當ナル代用品ヲ製出センコトヲ企圖シ34年中ヨリ之ガ試織ニ従事シ充分ナル仕上ヲ施タル結果袴地トシテ極メテ適當ナルモノヲ製出スルヲ以テ爾來民間ノ當業者ニ於テモ本科ニ其仕上ヲ依頼スルモノアルニ至リ民間ニ於ケル此製造業ハ今後益々擴張ノ形勢ヲ示セリ

第5 絨氈手織製造ノ試験

26年中ヨリ之ガ試験ニ従事シ爾來繼續近時ニ至リ「カーベット」ヲ本式ニ製造スルコトニ着手セリ

第6 天鵞絨製造ノ試験

天鵞絨ハ輸入額頗ル多額ニ上ルモノナルヨリ本科ハ夙ニ之ガ製造ヲ企テ28年ニ至リ佛國ヨリ其器具ノ一部ヲ取寄セ研究上大ニ好結果ヲ得爾來繼續試験ニ從事シツ、アリシガ舊來ノ方法ニテハ到底其製造高ノ僅少ナルコトヲ免レザルガ故ニ32年ニ至リ佛國ヨリ2枚織ノ手機ヲ購入シテ參考ニ供シ其後36年ニ至リ機械織ノ天鵞絨織力織機ヲ購入シテ其授業ヲ開始シ近日其結果ヲ見ルニ至ルベシ

第7 羽二重織ニ力織機應用ノ試験

34年ヨリ35年ニ互リ羽二重織ニ力織機ヲ應用スルノ試験ヲ行ヒ極メテ良好ナル成績ヲ得シガ爾來尙ホ之ヲ繼續シテ大ニ當業者ノ注意ヲ喚起セリ

第8 毛織物製造ノ試験

近時本邦ニ於テハ毛織物ノ需用次第ニ増加シ隨テ海外ノ輸入益々多額ニ上ルニ拘ラズ之ガ製造ニ從事スルモノハ極メテ少シ蓋シ是レヨリ先キ往往試織セルモノナキニアラザレドモ其結果概ネ皆不良ナリシガ故ニ之ヲ中止セシニ由ルナラン而シテ本科ハ其不良ノ結果ニ了リタルハ多クハ適當ナル仕上ヲ施サルニ由ルモノナルコトヲ看取シ35年中ヨリ當業者ヲ誘導シテ本科ニ設置セル機械ヲ用ヒテ之ガ仕上ゲヲ施シタルニ果シテ其仕上ノ爲ニ外國輸入品ニ劣ラザル製品トナリタルヲ以テ爾來民間ノ機業家ニ於テモ毛織物ノ製造額ヲ増加シ而シテ其仕上ハ東京又ハ附近ニ於ケル製品ハ多ク本科ニ於テ之ヲ施シ此種織物ニ一新生面ヲ開キタルモノ、如シ

「染織科」の研究試験は以上見たように、民間の需要や動向に対応した実用性を重視したものが多かった。むしろ、本校での実験や研究試験は民間の需要を先取りし、製品化を積極的に生み出すものであり、本校にはさまざまな要望をもった民間企業者が引きも切らず訪れ、手島校長はこうした本校と民間との結びつきを大いに歓迎したのである。

なお、「染織科」の創設以来25年までの卒業生は（第1回卒業生は明治19年の9人）総数230人で、その就職者の類別は次表のとおりであった。

「染織科」卒業生の職業類別（明治39年2月末日調）

織維業 (民間工場等に 従事するもの)	教員	技術 官吏	兵役	染織に 関する 商業	海外 留学	研究生	死亡	合計
90	62	37	13	8	5	1	14	230

窯業科

「窯業科」は「染織科」とならび、本校の学科の中で最も古い学科の1つで、明治14年5月職工学校創設時に「化学工芸科」の1専修科目として設置されたものに源を發した。

「窯業科」の以後の沿革と、同科で行われた研究試験について、上記『二十五年史』より引用しておく。

18年4月本科實修工場ノ新築竣成ス同年小玻璃窯1基ヲ築造シ専ラ玻璃熔融試験ニ供ス同年又石炭燒成磁器窯1基ヲ築造ス本窯ハ磁器ヲ石炭ニテ燒成セントスル爲メニ造リ石炭及ビ薪材ニテ燒成シ得ル階段火床ヲ有スル倒焰式角窯ナリトス

20年4月農商務省ノ陶器試験所ヲ本校ニ託スルニ當リ教師獨國人ワグ子ルハ其赤坂葵町ニ設置セル陶器試験所ノ事業ニ従事セシガ其建物工具等ヲ擧ゲテ之ヲ本科ニ移セリ是ニ於テ本科ノ設備ハ漸次實驗上ノ利便ヲ得ルニ至レリ即チ窯場、水簸場及ビ畫工場ヲ附設シ窯場ニハ錦窯2基及ビ「フリット」窯1基ヲ築造シ水簸場ニハワグ子ルノ考案ニ成レル改良水簸槽及獨逸ヨリ購入セル粘土壓搾機ヲ備フルコト、ナリシモ窯ハ少數ナルノミナラス其規模モ僅ニ小試験ヲ爲スニ過ギザルヲ以テ生徒ヲシテ實地試験燒成ヲ爲サシムルコト極メテ稀ナリキ

23年7月本科ニ陶器玻璃工科ノ名稱ヲ附セラル

ワグ子ル一旦歸國シテ25年1月再ビ來朝シ本科ノ授業ヲ擔當スルヤ新知識及ビ各種ノ標本ヲ應用シテ設備並ニ授業上ニ改善ヲカメ新ニ石炭窯大小2基骸炭窯、「フリット」窯、「セメント」窯各1基ヲ新設ス又試験窯、瓦斯窯及ビ最新試験用器具等ヲ獨逸ヨリ購入シ始メテ其使用ヲ示セリ

26年瓦斯燒成玻璃試験窯1基ヲ築造ス

27年10月本科々名ヲ更ニ窯業科ト改メラル

28、9年ノ交本科築造物ノ一部ヲ煉瓦造トシ及ビ木造ノ工場ヲ新築ス是レ本校擴張ニ際シ従前本科工場ノ校内ニ散在セシモノヲ一地區ニ移轉スルガ爲メナリ

31年大形石炭燒成磁器窯ヲ新築ス本窯ハ5室ノ連續窯ニシテ内3室ハ直接燃焼2室ハ瓦斯燃焼ヲナスモノニシテ稍々大規模ニ於テ石炭ヲ燃料ニ供スルノ試験ヲナサンガ爲メナリ

32年3月23日夜火ヲ失シ本科ノ窯場3棟及ビ畫工室、標本室並ニ之ニ設置セル諸機械ハ大概烏有ニ歸セリ

32年中本科實修工場、職員室、畫工室、標本室ノ煉瓦造2階家ヲ從來ノ煉瓦工場ニ接續増築ス又別ニ煉瓦造窯場ノ一字及ビ烟突ヲモ新築シ同時ニ玻璃熔融試験ノ爲メ「ジーマン」窯式ノ瓦斯窯ヲ増設セリ是等新築費ニ國庫ハ約3萬圓ヲ支出シ火災後

ニ於ケル本科ノ設備ハ大ニ其面目ヲ革メタリ

34年窯業原料處理ニ要スル機械類ヲ舊煉瓦室ノ西隣ニ増築シタル工場ニ移設シ數馬力ノ發電機ヲ使用シテ原料粉碎等ノ用ニ供セリ蓋シ當時ニ至ルマデ窯業モ亦手工業ニ屬スト雖モ勞銀ノ騰貴ト均一精確ノ製品等ハ機械力ニ藉ラザルベカラザルヲ以テ漸ク機械ヲ要スルノ時期ニ至レリ是ニ於テ本科ハ世間ニ率先シテ輕便ノ機械ヲ設備セルヲ以テ目下往々世間ニ行ハル、窯業機械ノ中、範ヲ本科ノ機械ニ取りタルモノ尠カラズ

又36年動力使用ノ水簸場ヲ機械室内ニ設ク38年ニ至リ試験窯倒焰式圓窯ヲ新設セリ

「窯業科」における研究試験

第1 玻璃ノ化學的研究及ビ適切ナル熔融窯築造ノコト

本項ヲ説明スルニハ先ツワグ子ルノ功績ノ多大ナルヲ忘ルベカラズワグ子ルハ玻璃ノ成分ヲ學術的ニ研究シ之ガ應用ヲカメ本邦産ノ原料各種ノ玻璃調合ヲ示シ且ツ本邦ニ適切ナル小規模ノ熔融窯ヲ考案シ實業家ノ參考ニ資セシコト頗ル多シ

第2 本邦陶磁器ヲ科學的ニ説明シタルコト

從來泰西ノ學者其ノ他陶磁器ニ就キ科學的ニ研究シタルモノアリシト雖モ本邦固有ノ陶磁器ヲ科學的ニ説明シタルモノハワグ子ルヲ以テ嚆矢トナス

第3 陶磁器製造試験ノコト

本邦ニ於ケル陶磁器製造ノ業ハ其由來久シト雖モ甚ダ小規模工業ニシテ舊來ノ製造法ヲ墨守シ曾テ學理ヲ應用スルヲ知ラズ到底日進月歩ノ時運ト相伴ハズ然ルニ此時ワグ子ルハ銳意熱心以テ能ク本邦ノ陶磁器製造業ヲシテ漸次進歩發達ヲ遂ゲシムベキ基礎ヲ築キタルモノト謂フベシ

旭焼ト稱スル一種ノ陶器ハ初メワグ子ルガ理學士植田豊橋ト共ニ研究シテ創始セルモノニ係リ爾後本科ニ於テ繼續其歩ヲ進メテ製造試験ニ従事セルモノナリ

旭焼ノ特色ハ釉下ニ色彩ヲ出スモノニシテ紙又ハ絹地等ニ畫キタルト均シク繪具ヲ其儘ニ現ハシテ毫モ神韻ヲ喪失セズ以テ裝飾用トシテ本邦ノ陶器界ニ一段ノ光彩ヲ添ヘタルモノナリ又近時淡路焼陶器畫ノ旭焼ニ髣髴シ大ニ見ルベキモノアルハ蓋シ旭焼ヲ參考シタルニ依ルカ

又陶磁器ノ素地及釉藥ノ製造上ニ學理ヲ應用スルノ研究モ本科ニ於テ之ヲナセリ即チ從來本邦ノ窯業家ニハ曾テナカリシ石灰石ヲ使用シテ製造費ヲ節減セルコト並ニ陶磁器用各種ノ繪具ヲ試験シタルコト等ハ皆ワグ子ルノ功績ニ歸セザルベカラズ

第4 陶磁器ヲ石炭ニテ焼成スル試験ノコト

陶磁器ヲ石炭ニテ焼成スルノ試験ハ從前専用セル薪材ニ代フルニ石炭ヲ以テシ燃

料ノ代價ヲ輕減スルコト多ク實ニ本邦ノ陶磁器界ニ根本的革新ヲ與ヘタルモノト謂フベシ殊ニ染付磁器ヲ燒成スルコトヲ試驗的ニ成功シタルモ經費ノ都合上之ヲ實際ニ施行スルコト能ハザルハ頗ル遺憾トスル所ナリ然レドモ此法一たび發表シテヨリ各地ニ於テ之ヲ實地ニ應用センコトヲ試驗シツ、アリ又本科ニ於テモ31年中農商務省ノ囑託ニ依リ之ガ試驗ヲ行ヘリ其成績ハ32年及34年ノ2回農商務省商工局臨時報告ニ詳カナリ

第5 硬質陶器試験ノコト

本邦ニテハ古來諸種ノ陶器ヲ製セント雖未ダ歐米ノ如キ日用食器等ニ供スベキ硬質陶器ヲ製出セシコトナカリシヲ以テ例ヘバ肉皿等ノ如キモノ皆之ヲ海外ノ輸入ニ仰カザルベカラザルノ状態ニアリタリ然ルニ本科ニ於テハ夙ニ此缺欠ヲ遺憾トシ研究試験ノ結果能ク斯種ノ硬質陶器ヲ製出スルニ至レリ

第6 「マジヨリカ」製造試験ノコト

「マジヨリカ」ハ陶器ノ一種ニシテ歐米各國ニ於テ中等裝飾品及ビ裝飾日用品トシテ盛ニ需用セラル、モノナリ本品ノ製造ハ敢テ規模ノ廣大ヲ要セズ加フルニ釉藥ヲ施スニ人工ヲ要スルコト多キモノナレバ本邦ノ如キ勞銀低廉ナル邦國ニ在テハ最も適當ノ製造業ナルヲ以テ尙之ニ本邦固有ノ意匠ヲ參酌應用セバ他日米國市場等ニ販路ヲ求ムル望アルモノナレバ本科ハ之ガ製造試験ヲ行ヒシニ其製品見ルベキモノアリ

第7 陶磁器製造上鑄込應用試験ノコト

現今歐米各國ニ於テ陶磁器ヲ製造スルニハ石膏ノ母型ニ鑄込ヲナスモノナリ本邦ニ於テモ從來鑄込法行ハレザルニアラザリシモ未ダ頗ル幼稚ノ境域ヲ脱セザリシヲ以テ本科ニ於テ之ガ研究ニ從事シ其成績不可ナラザルナリ

第8 陶磁器製造ニ機械ヲ應用スルコト

從來本邦ニ於テモ陶磁器ノ製造ニ機械ヲ應用セシモノ一二之ナキニアラザリシモ往々其興定宜シキニ適セズ又用法ニ熟セザルヲ以テ機械ノ効用稍々多カラザルノ憾ナキニアラズ故ニ本科ハ我陶磁器製造ニ最も適切ナル獨逸製ノ最新輕便ナル機械ヲ選擇購入シテ之ヲ本科ニ据付ケリ是レ本邦陶磁器ノ革新ヲ促シ以テ改良ニ資セシコトナシトセズ今下ニ數種ヲ列擧ス機械軋轆ノ成形、粉碎器、水簸及原料ノ調合ニ機械ヲ應用スルコト、素地土ヲ煉製スルコト、乾式法ヲ以テ電氣用ノ小磁器ヲ壓搾成形スルコト

第9 試験窯改良ノコト

窯業ニ於テハ適良ノ窯ヲ築造スルハ一大要件ト爲スヲ以テ本科ノ研究改良ニ係リタル試験窯ヲ築造シタルコト少カラズ地方窯業學校窯業家等窯業上參考資料トナリタルモノ蓋シ多カラズトセザルナリ

「窯業科」の創設以来25年までの卒業生は（第1回卒業生は明治19年の2人）総数71人で、就職者の類別は次表のとおりであった。

「窯業科」卒業生の職業類別（明治39年2月末日調）

窯業（民間工場等に 従事するもの）	技術官吏	教員	兵役	海外留学	死亡	合計
33	16	10	2	1	9	71

応用化学科

「応用化学科」も本校では古い学科の1つで、職工学校創設時の「化学工業科」の1専修科目にその源を発する。同科の沿革と研究試験について、以下、『東京高等工業学校二十五年史』より引用しておく。

18年4月木造ノ製品工場新築落成セシヲ以テ實修授業ヲ開始セリ

19年8月本校ノ規則ヲ改正スルニ方リ製品科ト稱セシガ23年7月ヨリ應用化學科ト改稱ス

26年硫酸精製室新築竣工翌27年3月煉瓦造分析室實修工場ノ新築落成ス

29年分析室ノ増築及び32年實修工場ノ増築落成ス又製糖及び酒類醸造ハ本邦ニ於ケル重要ノ化學工業ニ屬スルヲ以テ本科モ亦是等ニ重キヲ置キ特設ノ工場ヲ要スルニ至レリ故ニ32年従前色染工場ニ使用シタルモノヲ擧ゲテ是等兩業ノ實修工場ニ充用ス而シテ以上ノ分析室及び實修工場ハ數次ニ新築又ハ増築シタルモノニシテ其ノ建築費2萬4百餘圓ヲ計上セリ是レ化學工業ノ進歩ニ伴ヒ生徒ノ増収ヲ要シ隨テ設備ノ擴充ヲ要スルニ依ルモノナリ

尙ホ本科ニ關シ一言ノ要アルハ本邦ハ寒暖各種ノ季候ニ亘リ隨テ種々ノ天産物ヲ生ジ化學工業ニ於ケル原料豊富ナラザルニアラズト雖モ機械ニ關スル工業ニ比シ振ハザルハ1ハ適良ノ技術者乏シキニ依ラズンバアラズ是ヲ以テ本科ノ設備ハ從來ヨリ面目ヲ革メタルモノ尠カラザルモ更ニ進ンデ設備ヲ全クシ良技術者タルベキモノヲ養成スルノ要アラシ

「応用化学科」における研究試験

「応用化学科」では創設以来、化学工業に関する種々の研究試験を行い、民間における斯業の啓発や指導に努め、その発展に寄与するところ大であったが、以下、その主なる研究試験についてあげておく。

第1 海草ノ試験

本邦ハ四面環海ニシテ何レノ所ニテモ容易ニ多量ノ海草ヲ得ラルベシ故ニ之ヲ利用シテ沃素、臭素及ビ其鹽類ヲ製スルコトハ本科ノ夙ニ實驗ニカメシ所ナリシガ今ヤ之ガ輸入ヲ杜絶セシノミナラズ却テ其輸出ヲ見ルニ至レルハ本科ノ實驗與リテカアリト云フベキカ

第2 魚油及ビ魚膠ノ試験

本邦ニ於テハ多量ノ魚油ヲ産スレドモ其應用少キハ一種不快ノ臭氣ト暗褐色ヲ有スルヲ以テナリ故ニ本科ニ於テ之ガ脱色及ビ脱臭ノ方法ヲ試験シ又通常廢物ト看做サレシ魚鱗ヲ利用シテ魚膠ノ製法ヲ試験シ何レモ好結果ヲ得タリ

第3 牛骨ノ試験

牛骨ヨリ脂及ビ膠等ヲ分離シ其殘渣ヨリ骨炭及ビ過磷酸石灰ヲ製スル法ヲ試験セリ

第4 木材乾餾ノ試験

木材ヲ乾餾シテ木炭、木醋、木「タール」ヲ製出シ更ニ此等ヨリ木精、醋酸、醋酸鹽類、「アセトン」、「クレオソート」及ビ「タール」油等ヲ製造スル試験ヲ行ヒ其結果今ヤ廣ク世上ニ實施セラル、ニ至レリ

第5 石油ノ試験

我邦石油ノ産額ハ近來大ニ其數量ヲ増加ス故ニ本科ニテハ原油ヲ分餾シ因テ生スル揮發油、燈油及重油ノ精製應用ヲ試験シ兼テ其廢棄酸液ヲ利用シテ「イヒチオール」、丹礬及ビ明礬等ヲ製出スルノ法ヲ試験セリ

第6 樟腦ノ試験

樟腦ハ本邦ノ外他ニ産出スルモノナク隨テ之ガ輸出モ亦多額ナルヲ以テ本科ニ於テハ夙ニ之ガ研究ニ従事シ其製造法ノ改良試験及ビ從前ハ數十年以上ヲ經タル樟材ノミヨリ樟腦ヲ採集セシガ尙樟葉ヨリ之レヲ製スル法ヲ研究シ其他樟腦油蒸餾法ヲ實行シ好成績ヲ擧ゲ爲メニ當業者ニ資スル所尠シトセズ

第7 「コールター」ノ試験

石炭瓦斯製造業ノ盛大ニ赴クニ隨ヒ「コールター」ノ産出量益々増加スレバ「コールター」ニ就テ試験ヲ行フコト最モ必要ナリ本科ニ於テハ之ヲ分餾シテ「アムモニア」、「ベンゾール」、「クレオソート」、石炭酸、「ナフサリン」、「アンスラシン」油等ノ製出法ヲ試験セリ

第8 化粧品及ビ顔料ノ試験

社會ノ進歩ニ伴ヒ化粧品ノ需要モ亦増加スベキガ故ニ石鹼、香油、香水等其主ナルモノ、試験ヲ行ヒ又顔料ニ就テハ「ペイント」、「インキ」等ノ必須原料タル群青、朱、鉛白並ニ「レーキ」類ノ製造法ヲ試験セリ

第9 麥稈漂白ノ試験

麥稈ハ我邦重要輸出品ノ1ナルニ拘ラズ從來行ハル、漂白法ノ缺點ハ漂白後日ナラズシテ原色ニ復スルニアリ故ニ本科ニ於テハ通常使用スル亞硫酸ノ外過酸化「ソヂウム」、次亞硫酸曹達及漂白粉等ノ溶液ヲ用ヒテ漂白法ヲ試験セリ其結果過酸化「ソヂウム」ニ於テ最良好ナル成績ヲ得タリ

第10 砂糖精製ノ試験

砂糖精製ニ於テハ最モ容易ニ糖液ノ色ヲ脱スルヲ以テ目下ノ必要ナル研究事項トス本科ニテハ之ガ爲メ各種骨炭ノ比較脱色力、電氣漂白法及ビ機械的並ニ化學的ニ脱色スル方法等ヲ試験シ得ル所尠カラズ殊ニ本製品ハ國民生活ノ程度上進ニ伴ヒ其需要益々増加シ從テ斯業ノ振起ハ技術者需要ノ多キヲ加フベキヲ以テ本科ニ於テハ益々之ガ研究ニ留意シ以テ生徒ノ養成ニ資セントス

第11 醸造ノ試験

麥酒、葡萄酒、林檎酒、覆盆子酒等ノ實驗ヲ行ヒ殊ニ清酒醸造ニ關シテハ夙ニ之ガ研究ニ留意シ數年前大藏省醸造試験所ノ創設ヲ見クルハ世間當業者ノ爲メニ試験ヲ要スルコト多キニ因ルト雖モ亦本科ニ於ケル研究ハ實ニ之ガ端ヲ發シタリト謂フモ亦過言ナラザルナリ

第12 漆器ニ關スル試験

棧地改良試験 從來用ヒラレシ木材棧地ハ其乾燥不完全ナルガ爲メ塗漆後龜裂破損ノ虞アルニ因リ此等ノ缺點ヲ防ガンガ爲メニ蒸材法ヲ應用シテ樹液ヲ除去シ後火力ヲ以テ之ヲ乾カシ僅少ナル時間ニ於テ完全ニ乾燥セシムルヲ得タリ又木材及ビ紙製「ボール」以外ニ鑄鐵、「アンチモニー」、「ブリッキ」、陶器（素焼）等ヲモ棧地トシテ應用シ好成績ヲ得タリ蓋シ漆器ノ棧地ハ概ネ木材ノミヲ使用スルノ慣習ナリシガ良好ナル棧地ノ種類多キニ至ラバ漆器ノ形狀等多様案出セラレ從テ其需要モ亦多カラシカ

下地改良試験 漆器下地法ニハ繁簡種々ノ方法アレドモ何レモ得失アルヲ免カレズ本科ニテハ漆代用品トシテ土壓青、松脂、石膏ヲ用ヒ美濃紙麻布ノ代用品トシテ造紙ヲ用ヒ又足踏作用ニ依リテ自由ニ研磨シ得ベキ鑄研キ器械ヲ創製シ大ニ之ヲ改良スルヲ得タリ

髹漆改良試験 從來ニ髹漆法ニテハ金屬及ビ陶器ニ漆ヲ應用スルコト困難ナリシガ種々研究ノ結果漆液ニ高熱ヲ與ヘテ乾燥セシムルトキハ完全ニ固著セシメ得ルコトヲ發見シ大ニ髹漆ノ範圍ヲ擴張セリ又當業者ノ苦心シツ、アル漆液乾燥劑ニ就キ研究ノ結果炭酸「アンモニヤ」、「グリソリン」、豆汁、糖蜜、鉛丹等ノ適當劑ヲ得タリ

蒔繪改良試験 從來ノ蒔繪ニハ平蒔繪高蒔繪研出シ蒔繪等種々アレドモ何レモ手

敷ヲ要スルヲ以テ彫刻ヲ施シタル護謄判、銅版、型紙等ヲ用ヒテ簡單ニ且ツ完全ニ各種ノ蒔繪ヲ製作スルヲ得タリ又寫眞蒔繪法ヲ研究シテ自由ニ塗漆面ニ山水、人物ヲ描寫スルヲ得又顔料撒布器ヲ製作シテ「ボカシ」模様ヲ美麗ニ現ハス等蒔繪工程上ニ一進歩ヲ與ヘタリ

色漆研究試験 從來漆ニテ色彩ヲ現ハスコト甚ダ困難ニシテ色漆ハ僅ニ數種ニ過ギザリシガ研究ノ結果白漆其ノ他ノ色彩ニ於テモ得ル所尠カラズ

「応用化学科」の創設以来25年までの卒業生は（第1回卒業生は明治19年の3人）総数178人で、就職者の類別は次表のとおりであった。半数以上が民間の化学工業に就職していることは注目に値する。

「応用化学科」卒業生の職業類別 （明治39年2月末日調）

化学（民間工場等に 工業（従事するもの）	技術官吏	教員	鉱業	兵役	海外留学	死亡	合計
87	41	13	11	9	5	12	178

機械科

「機械科」は他の学科と同様、職工学校創設時の「機械工芸科」の1科目として設置されたことに源を發する。本校の卒業生を最も輩出したのが「機械科」であり、いわば蔵前の看板学科でもあった。「機械科」の沿革と研究試験について、他の学科同様、『二十五年史』より引用しておく。

18年4月木工、鍛工、鑄造、仕上等ノ實修工場落成ス19年8月本科ヲ機械科ト命名セラル22年5月製圖場及ビ工場監督室ノ建築竣成ス

27、8年ノ交製圖場、木工場、鑄造場、仕上工場ノ實修工場設備稍ト整フルニ至レリ是レ世間機械業ノ進歩ニ伴ヒ生徒ノ實技練習モ亦之ニ後レザランコトヲ期スルニ在リ

29年50噸材力試験機ヲ新設ス本機ハ工業用ノ鐵、木材其他材料ノ強弱ヲ測定スルノ用ニ供スルモノニシテ橋梁、機械、車輪等苟モ工作ヲ施スモノノ材料ノ強弱ハ豫メ測定スルノ要アルト生徒ノ練習ニモ必要ナルヲ以テナリ且廣ク世間ノ需ニ應ジテ其試験ヲ行フヲ以テ府下ノ橋梁用鐵材汽罐用鋼鐵等本科ノ檢定ヲ經タルモノ尠カラズ32年鋼鐵試験場ヲ設ク是レ世間鋼鐵ノ需要益々多キニ際シ此種製造ニ従事セントスルノ生徒ヲシテ製鋼ノ實修ニ供セシメンガ爲メナリ

同年本校ノ擴張ヲ議定セラル、ヤ本科ハ染織科ニ亞ギテ主力ヲ注ギ規模ヲ擴大ニシ

機械ヲ増設セリ32年ヨリ33年ニ亘リ鍛工場ヲ増築シ木工場ヲ2階建ニ改築シ及ビ水力試験場ヲ新築シタル等ノ工事ヲ竣功シ33年ヨリ34年ニ亘リ是等工場ニ諸種ノ新式機械ヲ増置シテ本科工場ノ面目ヲ革メ生徒ノ實技練習上ニ稍ト遺憾少キヲ得タリ今機械ノ主要ナルモノ2, 3ヲ擧ゲンニ水力試験場ニハ唧筒, 水車等ノ効率測定試験ニ要スル機械類ヲ設置シ將來電力ノ需要ト共ニ益ト利用セラレントスル水力ノ研究ニ資スルモノナリ又仕上工場ニハ米國製ノ機械工具ヲ備へ機械類ヲ精確ニ製造スルノ用ニ供ス今ヤ本邦ニモ此ノ種機械ノ需要多カルベキヲ以テ他日は等ヲ製造スルノ素因タラシメントス増築ノ鍛工場ニハ吸下通風鍛工機ヲ新設シ煤煙ノ室内ニ飛散スルヲ防止スルト共ニ燃料ノ節制ヲ圖レリ

35年始メテ米國ノ機械仕上師ヲ招聘シテ機械製造ニ就キ生徒ニ傳習セシメ授業ノ餘暇主トシテ精確機械ノ部分ノ製造ニ當リ兼テ本科ノ職工ヲ指導セシムレ米國ハ機械工具ノ製造上一大進歩ヲ爲シシモ我邦ハ却テ退歩ノ狀ヲ呈シ海外國ヨリ此等機械工具ヲ購致スルノ止ムヲ得ザルモノ尠カラズ是レ將來益ト機械ノ需要多カラントスル工業界ニ處スルノ途ニアラザルヲ思惟シ茲ニ米國機械師ヲ雇傭セシガ之レガ爲メ機械製造上ニ一生面ヲ開キタルコト尠カラズ未ダ世間ノ機械製造業ニ好影響ヲ與ヘタルモノ多カラズト雖モ此等ノ指導ヲ受ケタル生徒ガ他日世間ノ工業ニ従事スルモノ多キニ及ハバ機械業ヲ裨補スルコト蓋シ尠カラザルベシ

本科ハ本校ニ於テ比較的多數ノ生徒ト巨大ノ工場ト有シ世間モ亦本科卒業生ヲ歡迎スルモノ多キハ本科生徒ノ知識技能廣ク諸種ノ工業ニ應用セラルベキニ因ルナラン故ニ技能ノ練習ニ資センニハ本科ノ設備ヲ完成シテ世間ノ希望ニ背カザランコトヲ期セントス

「機械科」における研究試験

第1 双物鋼ノ製造法試験

双物鋼ハ機械製作上必要ナル材料ニシテ之ガ良否ハ仕上工場ノ工程ニ多大ノ利害關係ヲ有ス即チ品物ヲ切削スルニ適當ノ双物鋼ヲ用フレバ切削速度若クハ切削面積ヲ大ニシ隨テ製作工費ヲ節省シ得而シテ機械仕上ノ効果ヲ良好ナラシメントセバ精密ナル工作機械ト適當ナル工具用鋼ヲ用フルヲ要ス前者ハ歐米工業先進國ニ於テ之ヲ求ムルヲ便トシ後者ニ至テハ我邦產出ノ材料ヲ用ヒテ之ガ製造法ヲ研究スルヲ要ス此製造法ノ研究ハ製鋼法實驗ノ一部トシテ必要ナルヲ以テ本科ハ夙ニ之ガ研究試験ヲ遂ゲ好果ヲ收メタリ

第2 各種合金ノ鑄造法試験

工業上ニ用フル金屬ハ合金トシテ必要ナルモノ多シ此合金ナルモノハ單ニ調合量ヲ知りシノミニテハ所要ノ合金ヲ製スルコト能ハズ鑄造ノ際種種ナル變化ヲ生ズ

ルニ依リ時ニ其技術ヲ研究スルノ必要アリ本科ハ之ガ研究試験ヲ遂ゲタリ

第3 各種銅器ノ色附法研究

凡テ器物ハ製作法ノ良好ナルノミナラズ又外觀ノ美ヲ添フルノ必要アリ且場合ニ依リテハ酸化ヲ防グノ用意アルヲ要ス故ニ本科ハ金工小細工ノ一部トシテ此方法ヲ研究セリ

第4 米國製工作機械ノ應用研究

凡テ機械ハ勞銀ノ昇騰ト共ニ其必要ヲ増加スルモノナリ我邦ニテ從來用フル工作機械ノ多クハ其効果現時ノ需要ニ伴ハザルノ憾アリ依リテ本科ハ米國製ニ係ル斬新ナル工作機械ヲ購入シテ勞力節省上之ガ應用ヲ研究セリ然レドモ精良ナル機械ヲ廉價ニ且精巧ニ製作スルニハ單ニ良好ナル工作機械ノミヲ以テナシ得ベキニアラズ必ズ又熟練ナル良職工ヲシテ之ヲ使用セシメザルベカラズ故ニ本科ニ於テ米國新式工作機械ヲ購入スルト同時ニ米國機械師ヲ傭聘シテ實地ニ新機械ヲ使用セシメ該機ノ効果並ニ工作法ヲ研究セリ

第5 各種型板及計規ノ用法研究

型板ハ製作物ノ形狀ヲ刻シタルモノニシテ機械仕上場ニ於テ多ク用ヒラル、モノナリ又計規ハ大サヲ測定スル爲メニ缺クベカラズ凡テ同一ノ物品ヲ多數ニ製作スル場合ニハ此工具必要ナルガ故ニ本科ハ之ガ用法ヲ研究セリ

第6 各種機械ノ創製

本邦ノ機械工業ガ今日ノ如ク盛況ナラザル時代ニ於テハ本科ノ實修工場ハ單ニ生徒ノ實修場ノミナラズ一種ノ模範工場タラザルベカラザルノ必要アリ故ニ其ノ製作品ハ生徒實修用機械ノミナラズ世ノ需ニ應ジテ新機械ヲモ製作シ且ツ教官研究上數種ノ新機械ヲ製作セリ就中本科ノ創製ニ係ルモノハ「ロール」研磨機、滑車平衡機、「タービン」等ヲ以テ其ノ主要ナルモノトス

第7 瓦斯、石油機關等ノ製造法研究

此種内燃機關ガ始メテ我邦ニ輸入セラレシ當時ハ其運轉方法サヘ辨識スル者尠カリシガ此ノ機關ハ其簡便ナルト且ツ小動力ノ場合ニ經濟ナルトヲ以テ現今ニ至テハ原動機トシテ各種工業ニ使用セラル本科ハ夙ニ此ニ見ル所アリ十數年前之ガ製作法ヲ研究シ其製作セシ機關ハ或ハ博覽會ニ出品シテ世人ニ其効用ヲ示シ或ハ私立會社ノ需ニ應ジテ之ヲ製作シ實地ニ使用シテ其成績ヲ研究セリ此等機關ノ製作法ヲ研究セシハ實ニ本科ヲ以テ嚆矢トス

第8 材料試験機ノ試験

本校ニ於テ教授スル専門學科ハ皆實地ト關係ヲ有シ或ル種ノ科目ニ至リテハ講義ノミニテハ到底生徒ヲシテ充分其知識ヲ會得セシムルコト能ハザルモノアリ材料強弱論ノ如キ殊ニ然リトス是ニ於テ英國ヨリ50噸材料試験機ヲ購入シ種々ノ材料

ニ就キ實驗シ其結果ヲ學理ト對照セシメ且廣ク世間ノ需ニ應ジテ瀛壚、橋梁、鐵骨建築等ノ材料ノ強弱ヲ試驗シ已ニ其ノ數三千餘ニ達セリ此等ノ試驗ハ工業上最も必要ニシテ若シ之ヲ缺クトキハ或ハ過大ノ材料ヲ徒費シ或ハ材力過小ニシテ破損シ易キ虞アルヲ以テ本試驗ハ本科ノ率先施行セシ所ニシテ世間上記ノ瀛壚其他ヲ注文スルニ當リ之ガ材料ノ強弱ハ本校ノ檢定ヲ經タルモノナルヲ仕様書ニ記載シ往々世間ヲ裨益シタルコト尠カラズ

第9 油試驗機、壓力試驗機ノ試驗

機械工業ニ於テハ整滑料トシテ各種ノ油ヲ使用ス而シテ若シ之ガ選定ヲ誤ルトキハ器械ノ磨滅ヲ速ナラシメ保存期限ニ影響スルコト多シトス故ニ規模ノ稍々大ナル工場ニ於テハ之ガ選定ハ大ニ必要ナル事項ニ屬ス本科ニ備フル油試驗機ハ軸受ニ試驗油ヲ注入シ磨擦係數並ニ溫度ノ上昇ヲ測定スルナリ其他引火點粘度ヲモ之ニ關聯シテ實驗ス、壓力計試驗機ハ普通壓力計並ニ真空壓力計ヲ誤正スルノ用ニ供スルモノナリ元來壓力計ハ之ヲ製作セシ當初ハ正確ナルモノナリト雖モ時ヲ經ルニ從ヒ多少ノ狂ヒヲ生ズルコトヲ免レズ故ニ時ニ之ヲ試驗スルノ要アリ又新調ニ係ルモノモ其良否ヲ檢定スルヲ可トス本機ハ獨リ生徒ノ實驗用ニ供スルノミナラズ世ノ需ニ應ジテ工場用壓力計ヲモ檢定セリ

第10 木材乾燥ノ試驗

充分乾燥セザル木材ヲ以テ物品ヲ製作スルトキハ製作後變形ヲ免レズ故ニ之ヲ防グニハ豫メ木材ヲ乾燥スルヲ要ス本科所設ノモノハ所謂蒸氣乾燥法ニシテ先ヅ液汁ヲ含有スル木材ヲ罐内ニ入レ直接蒸氣ニ觸レシメ適當ノ時間經過ノ後液汁ノ流出ヲ待テ之ヲ取出シ蒸氣室ニ入レ其殘餘ノ水分ヲ除去スルナリ
本乾燥ハ本科工場實用木材ニ應用スルノ外廣ク世間ノ需ニモ應ゼリ

第11 水力ノ試驗

水力ハ原動力トシテ大ニ利用シ得ベキモノナリ殊ニ本邦ハ山岳多ク天然ノ水利ニ富ミ又輓近石炭ノ高價ヲ來シタルガ故ニ將來ニ於テハ此種原動力ハ益々工業上ニ應用セラルベシ故ニ之ガ實驗ヲナスコトハ極メテ急務ニ屬スルヲ以テ水力ノ學理ヲ實驗シテ生徒ニ説示シ確固タル知識ヲ會得セシムルコト、ス而シテ其實驗事項ハ流出係數、各種唧筒ノ効率「ベルトン」式水車ノ試驗等ニシテ水力利用ヲ促スニ裨補スルコトヲ得ンカ

第12 風車ノ試驗

本邦ハ風力少カラズト雖モ未ダ之ヲ原動力ニ應用シテ成功シタルモノアルヲ聞カズ然ルニ今ヤ燃料ノ騰貴ト勞銀ノ上昇トニ隨ヒ無償ノ風力ハ之ヲ風車ニ應用シ以テ原動力ト爲スノ要アラン而シテ風車ノ特性ハ農業用吸水唧筒其他力量ノ不同ヲ厭ハザルモノ、原動機ニ適ス故ニ米國和蘭國等盛シニ農業用ニ風車ヲ供セリ本科

ニ備フルモノハ米國ヨリ購入セル最新式風車ニシテ尙ホ之レニ製作ヲ加ヘ裝置ヲ終リタルモ日淺クシテ之ガ成績ヲ發表スルコト能ハザルヲ遺憾トス

「機械科」の創設以来25年までの卒業生は（第1回卒業生は明治19年の10人）総数762人で、就職者の類別は次表のとおりであった。本科の卒業生によって、同時代の日本の機械工業が担われていたといっても過言ではなかった。

「機械科」卒業生の職業類別 (明治39年2月末日調)

機 械 業 (民間工場等に 従事するもの)	技術 官吏	教員	兵役	造船	海外 留学	特許 代理	研究生	建築	未定	死亡	合計
508	56	47	44	30	18	4	3	2	3	47	762

電気科

「電気科」は明治23年(1890)7月、東京工業学校規則改正に当たり、「機械工芸部」中に「電気工業科」を加えたことに源を発する。以下、「電気科」の沿革と同科で行われた研究試験について見ておく。

明治23年時ノ文部大臣榎本子爵ハ本校ニ電気科設置ノ必要ヲ認マラレ特ニ機械設備費ヲ交付セラル、ノ訓令アリ同年7月本校規則改正ノ時機械工芸部中ニ電気工業科ヲ附加セラル、コト、ナレリ但シ當時創設ノ際ニハ其設備未ダ完カラザリシヲ以テ獨立ノ1科トシテ其授業ヲ開始スルニ至ラズ依リテ唯ダ應用化學、機械ノ兩學科中ニ於テ其梗概ヲ教授スルコト、セリ

23年9月ヨリ電気工場ノ新築ニ著手シ翌24年3月竣功セリ是レ即チ現在ノ電気機械分科發電室ニシテ坪數66坪ヲ有シ之ニ汽機、汽罐、發電機、蓄電池等ヲ備ヘ爾來數年間單ニ機械科生徒ノ電気實修場ニ供用セシガ29年5月ヲ以テ初テ電気工科ノ工場ト爲シ其一部ヲ電気機械分科工場其一部ヲ電気化學分科工場ニ充テタリ當時ハ現今ノ電気機械分科教官室ノ階下ヲ以テ電気科教官室、製圖室、實驗室トナシ現今ノ發電室ヲ以テ發電室及ビ電気化學分科工場トナセリ

同月本校規則ノ改正アリ化學工芸部機械工芸部ノ名稱ヲ廢シ同時ニ本科ノ名稱ヲ電気工科ト改メ且ツ電気機械、電気化學ノ2分科ニ分チ同年9月ヨリ獨立科トシテ授業ヲ開始セリ此ヨリ先キ電気機械ノ増設ト生徒ノ増員トヲ要スルニ依リ30年9月ヨリ在來ノ工場ヲ増築シ現今ノ電気機械分科工場ナル3階室ノ工事ニ著手セリ

31年6月本科ヲ電氣科ト改稱セリ

32年12月電氣化學分科工場ヲ應用化學科工場ニ移シ發電機、蓄電池等ヲ轉置シ發動機ヲ据付ケ配電盤ヲ新設シ電氣機械分科ノ送電ニ依リテ電動機ヲ回轉シ之レヨリ直ニ發電機ヲ回轉シテ生スル電流ヲ諸種ノ實驗ニ使用スルコト、セリ

33年電氣機械分科工場ナル3階室ノ増築竣功セリ此増築坪數ヲ在來ノモノト合算スレハ213坪トナル是ニ於テ教官室、製圖室、實驗室等ヲ擧ゲテ増築家屋ニ移轉セリ現今ノ電氣機械分科是レナリ

又電氣化學分科工場ハ應用化學科工場ニ連接スルヲ以テ普通ノ諸器具ハ共用ノ便アリト雖モ特殊ノ器械ハ極メテ僅少ニシテ實驗上不便ナレバ電氣化學工業ノ發達ニ伴ヒ漸次研究ニ必要ナル機械ヲ備ヘント欲ス

本科ハ爾後益々生徒ノ數増加シテ工場ノ狹隘ヲ告グルニ至リタルヲ以テ36年9月更ニ増築擴張シテ現狀ニ至レリ

本科ノ設備ハ校内ニ於ケル各種ノ電氣業ニモ應用シ校内各所ニ電話ヲ設置シ工場ニ諸種ノ發電機、蓄電池ヲ備ヘ他ノ工場ニ電力ヲ輸送シ又教室、事務室等ニ電燈ヲ點シ其他電氣機械ノ設計及ヒ製造ヲナシ以テ生徒實修ノ用ニ供セリ

今ヤ電氣ノ應用ハ水力ノ利用ト共ニ日ニ月ニ益々開ケ電力ハ各種ノ動力ニ代テ諸般ノ工業ニ應用セラレントスルヲ以テ技術者ノ需要益々多カルヘク又歐米諸國ニ於ケル種々ナル電氣機械類ノ發明最モ多キヲ以テ本科生徒ノ増員機械ノ増購ハ愈々急要ニ迫レリ故ニ本科ノ擴張ハ成ルヘク速ニ實行センコトヲ期セリ

「電氣科」における研究試験

電氣機械分科ニ於テハ電氣機械、器具、測定器、蓄電池等ノ製作ニ關スル諸種ノ試験研究ヲナシ直流、交流電動機、測定機、電氣器具、蓄電池等モ既ニ試作セシモノニシテ日常使用シツ、アルモノ或ハ試作中ノモノモ尠カラズ然レドモ本科ハ創設日尙ハ淺キヲ以テ新發明モ亦隨テ少シト雖モ今ヤ擔任ノ教官ハ其研究試験ニ從事シツツアルヲ以テ其結果ノ發表モ遠キ將來ニアラザルベシ

電氣化學分科ニ於テハ設置以來研究試験セシ事項尠カラズ中ニ就キ主ナルモノヲ擧グレバ左ノ如シ

第1 蓄電池製造ノ試験

從來本科備付ノ蓄電池ハ外國製品ニシテ其價格廉ナラザルガ故ニ本科ニ於テ之ガ製作試験ニ從事セリ其結果價格ノ廉ナルハ勿論使用ノ成績モ亦良好ナルモノヲ得ルニ至レリ

第2 電氣爐使用ノ試験

電氣爐ハ電氣ニ依リテ生ズル高熱ヲ利用スルモノニテ此爐ノ發明セラレシ後諸種

ノ化學工業ニ一大進歩ヲ來セリ而シテ電氣爐ヲ用ヒテ還元シ或ハ化合セシメ得ルモノ數多アリト雖モ本科ニテ實驗セルハ炭化石灰,「カーボランダム」,「アルミニウム」合金等ノ製造ニシテ就中炭化石灰最モ好結果ヲ得タリ當時本邦ニ於ケル炭化石灰製造業長足ノ進歩ヲナシ其産額モ亦尠少ナラズト雖モ往年始メテ舶齎セシトキ之ガ實驗ヲナセシハ本科ニシテ現今有名ナル某製造所ハ實ニ本科出身者ノ實驗ニ基クモノナリ

第3 電解漂白ノ試験

電流ヲ以テ分解セル食鹽溶液ハ其作用漂白粉ト大差ナシト雖モ其効力ニ至リテハ同日ノ比ニアラザルナリ本科ニ於テ諸物質ノ漂白試験ニ此液ヲ使用セシガ(木綿, 麻, 製紙原料糞, 三桎, 襪襪) 燐寸軸木等最モ好結果ヲ得タリ

第4 鹽類及ビ顔料等ノ製造試験

諸種ノ鹽類ヲ分解シ或ハ化合セシムルニ電流ヲ用フルトキハ極メテ簡單ニ且ツ迅速ニ成功シ得ベキ理ナレドモ之ヲ實行スルニ當リテハ種々ノ障礙起リ其効ヲ奏セザルコト亦少カラズ本科試験事項中好結果ヲ得タルモノハ鹽酸加里, 沃度, 沃度「ホルム」及ビ諸種顔料ノ電解製造, 砂糖ノ電氣精製等ニシテ電氣鞣皮, 電氣「アルカリ」製造等ハ當時實驗中ナリ

第5 電氣鍍金ノ試験

現今我邦ニ於テ金, 銀, 銅, 「ニッケル」等ノ電氣鍍金業盛ナリト雖モ其製品ヲ歐米ノ製品ニ比スレバ未ダ遜色ナキ能ハズ本科ニ於テハ此等ノ研究ヲナスト同時ニ眞鍮, 青銅等ノ合金電氣鍍金法, 鍍金著色法及ヒ非金屬(陶磁器, 木材, 貝殻類) 電鍍法ヲ實驗シ何レモ好成绩ヲ得ルニ至レリ

第6 電鑄及ヒ電氣象嵌法ノ試験

電鑄法ニ依リテ印刷用銅版ヲ製スルハ廣ク坊間ニ行ハル、所ニシテ敢テ珍トスルニ足ラズト雖モ本科ニ於テハ此等銅版ノ外種々ナル器物(額面, 置物, 盆類)ノ電鑄製作法ヲ實驗シ又銅ノ電氣象嵌法ヲ實驗シ好結果ヲ得タリ

「電氣科」創設以來ノ卒業生は(第1回卒業生は明治32年ノ18人)總數137人で、就職者ノ類別は次表のとおりであつた。

「電氣科」卒業生ノ職業類別 (明治39年2月末日調)

電氣業 (民間工場等に 従事するもの)	技術官吏	兵 役	海外留学	研究生	教 員	未 定	死 亡	合 計
87	17	16	4	4	2	2	5	137

工業図案科

「工業図案科」は明治30年（1897）3月、本校附設工業教員養成所内における「工業図案科」の創設に源を發し、32年9月、正式に学科の設置となり、大正3年（1914）9月、東京美術学校図案科に吸収合併されるまで、本校に置かれた学科であった。以下、「工業図案科」の沿革と研究試験について、『二十五年史』より引用しておく。

34年本科ニ新ニ製版工場ヲ附設シ特ニ志望ノ生徒ヲシテ之ヲ研修セシムルコト、セリ

始メ工業圖案科ノ名稱ヲ以テ本科ヲ新設シタルノ要旨ハ我工業ノ發達ニ件ヒ同一多數ノ物品ヲ製造シ之ガ販路ヲ擴ムルノ一方便トシテ適應ナル意匠圖案ヲ施スニ在リ由來美術工藝品ノ如キ意匠奇拔ニシテ之ヲ内外ニ誇ルニ足ルモノ尠カラズト雖モ捺染「ロール」、陶磁器ニ應用スル轉寫版ノ圖案ノ如キ一型ヲ以テ多數品種ニ應用シ得ルノ技能ヲ有シ且ツ製造上ノ學理ヲ知悉シタル圖案者ノ乏シキハ實ニ30年頃ニ於ケル狀態ナリトス殊ニ地方ノ染織、窯業學校ノ如キ圖案ヲ科目中ニ置キシモ適良ナル教員養成ノ途缺如セルヲ以テ先ツ本科ヲ工業教員養成所ノ學科中ニ併置シ圖案科ノ上ニ冠スルニ工業ノ2字ヲ以テシ主トシテ普通工業品ニ於ケル圖案者ヲ養成スルノ意ヲ明カニセリ故ニ本科生徒ニハ意匠圖案ヲ授クルニ止マラズ各自志望學科ノ工場ニ於テ實技ヲ練習セシメ其圖案ハ必ズ實物ニ應用セラルベキモノヲ作製セシムルニアリ

又34年ニ製版工場ヲ附設シタルハ石版其他各種ノ印刷術ハ輒近進歩シ尙ホ將來ニ於テ人文ノ開明ト共ニ寫眞轉寫、書籍挿畫其他ノ印刷業ハ益々進歩ヲ要スルモノアルニ拘ラズ僅ニ民間ノ工場ニ於テ此種當業者若干名ヲ養成スルノ外同業者ニシテ印刷ノ技能ヲ有シ兼テ印刷ノ原版タル寫眞術ノ實技ヲモ能クスルモノヲ養成スルノ途絶無ナルハ頗ル恨事ナルヲ以テ本工場ニ於テ製版、印刷、寫眞ノ諸實技ヲ教授シ此缺陥ヲ補ハンコトヲ期セリ

「工業図案科」における研究試験

本科ハ創設以來年ヲ閱スルコト未ダ久シカラズ隨テ社會ニ貢獻セル効果モ亦未ダ顯著ナルモノ尠シト雖モ今本科ノ研究試験ニ關スル事項ヲ擧グレバ左ノ如シ

本科製版工場ニ於テハ寫眞ヲ漆器ニ應用スルコトヲ研究成功シタリ是レ本邦ニ於テハ未知ノコトニシテ本科ノ研究ニ依リテ之ヲ創製シタルモノナリトス

又石版印刷畫ヲ陶器ニ應用スルコトハ從來本邦ニモ一ニ之レナキニアラザリシガ本科ノ研究ニ依リテ其畫線ヲ太ク明晰ニ且ツ些小ノ筆致ヲモ喪失セザラシムルコトヲ

得タリ是レ亦本科ノ創製ト云フモ敢テ失當ナラザルベシ此等ハ未ダ工業的圖案トシテ廣ク行ハル、ニ至ラズト雖モ蓋シ他日ノ流行ハ期待シ得ラル、コト、信ズ
其他3色版印刷ヲ工業的ニ應用スルコトハ本科ニ於テ目下猶ホ研究中ニアリト雖モ其成功ハ蓋シ遠キ將來ニアラザルベシ

又「ヘリオグラビール」(光線彫刻法)ノ應用ハ現今歐米ノ重モナル都府ニハ之レアリト雖モ我邦ニ於テハ則チ唯一ノ本科アルノミ

「工業図案科」は創設後日も浅く、卒業生の総数は25人(第1回卒業生は明治35年の8人)であったが、次表は就職者の類別である。

「工業図案科」卒業生の職業類別 (明治39年2月末日調)

図案業 <small>(民間工場等に 従事するもの)</small>	教 員	技術官吏	研 究 生	兵 役	海外留学	合 計
9	7	3	3	2	1	25

東京高等工業学校時代の学科は、これ以後明治40年4月より「建築科」、44年8月からは「色染科」、**「紡織科」**、「電気化学科」がそれぞれ独立の1科として設置され、既存の「窯業科」、「応用化学科」、「機械科」、「電気科」、「工業図案科」を合わせ、明治末年から大正期にかけて9学科を擁するものとなった。

そして、東京美術学校に吸収された「工業図案科」を除いた8学科が、旧制東京工業大学の発足時にそのまま学科として残されたのである。

創立25年に当たる明治39年度には以上見た学科のほかに、本校には附設工業教員養成所、附属職工徒弟学校、さらに工業教員養成所附属工業補習学校が所属していた。

以下、それぞれの沿革、卒業生の就職状況等について記しておく。

附設工業教員養成所

本所ハ明治27年6月14日文部省令第12號工業教員養成規程ニ據リ設立シ東京工業學校長ノ管理ニ付セラル其目的ハ工業學校、徒弟學校ノ校長又ハ教員タルベキ者ヲ養成シ兼テ工業教育ノ方法ヲ研究スルニアリ抑々我邦ノ如ク諸工業ノ未ダ充分發達セ

ザル邦國ニ在テハ最モ力ヲ工業教育ノ普及ニ盡サマルベカラズ而シテ工業教育ノ普及ヲ圖ルハ則チ之ガ教育ノ任ニ當ルベキ恰當ナル教員ノ養成ニ待タザルベカラズ是レ本所設立ノ止ムベカラザル所以ナリ

今ヤ農、商業兩教員養成所モ設置セラル、ト雖モ工業教員養成所ハ他ノ養成所ニ先キダツコト數年ニ設置セラレタリ

是レ工業教員ノ供給ハ特ニ急要ナルニ依レリ
當初本所ニ本科及ビ速成科ヲ置キ本科修業年限ヲ2箇年トシ速成科修業年限ヲ1箇年トス又本科ノ教科ヲ分テテ金工科、木工科、染織工科、窯業科及ビ應用化學科ノ5科トシ速成科ノ科目ヲ金工、木工、染色、機械及ビ陶器ノ5種トス

本所ハ所屬東京高等工業學校ト學科ニ於テ唯電氣科ノ1科ヲ缺キ建築科ノ1科ヲ加フルノミニシテ他ハ皆同一ノ學科ニ屬シ其授業ハ同校教官ノヲ擔任シ教室、實修工場、器具、機械、標本等ニ至ルマデ悉ク共用スルヲ以テ其沿革ノ如キモ概ネ之ニ伴隨スルモノトス

建築科ハ明治27年6月本所創設ノ際木工科ノ名稱ヲ以テ設置セラレ所屬學校内ナル舊米廩ノ石造倉庫ヲ改修シテ其實修工場ニ充テタリ

29年5月本所規定ヲ改正ス其要旨ハ從來本科修業年限2箇年ナリシヲ3箇年トナシ其他學科目ヲ増設スルニ在リ其修業年限ヲ延長シタルハ從來ノ修業年限ニテハ學業技術兩ナガラ熟練ヲ缺クヲ以テナリ

30年3月本所規程ノ改正ニ依リ工業圖案科ヲ新設セリ

32年3月文部省令第13號實業學校教員養成規程ノ發布ニ依リ本所附屬トシテ工業補習學校ヲ新設セラル6月本所規程ヲ改正シ入學者ノ資格中本科ニ工業學校卒業生ヲ速成科ニ徒弟學校卒業生ヲ加ヘ及ビ地方長官ノ薦學生ニ對シテモ入學試験ヲ施行スルコト、セリ

35年3月文部省直轄諸學校官制ヲ改正セラレタル結果本所ハ從來東京高等工業學校長ノ管理ナリシヲ改メテ同校ノ附設トセラレ同時ニ本所ニ主事ヲ置カル12月本所規程ヲ改正シ從來本科ノ修業年限3箇年ナリシヲ3學年2學期間ニ改メタリ其2學期間ニ在テハ生徒卒業後就職スベキ學校所設ノ學業ニ就キ特修ヲ主トスルコト、セリ又此改正ニ於テ金工科ヲ機械科ト木工科ヲ建築科ト改稱セリ

38年9月本所規定ヲ改正ス其主ナルモノハ師範學校ヲ卒業シタル者ニシテ最終學年ノ學科成績其學級ノ及第者中首位ヨリ起算シ全數ノ10分ノ1ニ至ル迄ノ席次ヲ有スル者ニ就テハ地方長官ニ於テ英語、三角法ノ學科目ニ對シ中學校卒業ノ程度ニ依リ試験ヲ行ヒ其試験問題及ビ答案ヲ添ヘ薦舉シタルトキハ該試験ノ成績及ビ在學中ノ學業其他ノ要件ヲ檢定シテ入學ヲ許可シ又中學校卒業生ニシテ前顯ノ席次ヲ有スル者ハ無試験入學ヲ許可スルコト、セリ但此等ノ入學ヲ許可スル者ハ各科募集定員ノ約半數トス

本所生徒ハ入學ノ當初ヨリ毎月金5圓ヲ學資金トシテ國庫ヨリ補給シ卒業後ハ在學

年數ニ1ケ年ヲ加フル期間ハ教職ニ従事スベキ義務ヲ付セラル今ヤ各地ノ工業學校及ビ徒弟學校ノ教員ハ皆本所ヨリ卒業生ノ供給ヲ受ケ本所設立ノ目的ハ漸次之ヲ達シツ、アリ

附設工業教員養成所は開所以來、総數277人の卒業生（第1回卒業生は明治28年の16人）を出していたが、次表は卒業生の職業類別である。

「附設工業教員養成所」卒業生の職業類別（明治39年2月末日調）

教員	民間工場等に於て各専門業に従事する者	技術官吏	兵役	海外留学	未定	死亡	合計
169	57	17	7	6	4	17	277

附属職工徒弟学校

工業ノ進歩ニ資センニハ先ヅ直接製造ニ従事スル良工ヲ得ルヨリ急ナルハナシ凡ソ製造業ハ其ノ設計及ビ指導者タル技術者モ亦必要ナリト雖モ職工ニシテ善良ナラザルトキハ適良ノ技術者モ何ノ効カアラン且ツ我工業モ漸次大規模ニ推移シ家内の工業者ノ數ヲ減ズルト共ニ從來是等當業者ガ年期徒弟トシテ自家ニ於テ養成セシモノノ數ヲモ減ジ之レニ反シ諸工場ニ於テ幼年職工トシテ使役スルモノ、數ハ大ニ増加セント雖モ幼年職工ハ年期徒弟ノ如ク親方トシテ一定ノ指導者アルコトナキヲ以テ往々年長職工ノ爲メニ雜役ニ使役セラレ技術練習ノ途頗ル缺如シ是等幼年職工ガ他日成年職工トナル時ニ於テ其技術ノ巧拙如何ヲ想フトキハ寒心ニ堪ヘザルモノアリ加之我邦ニ於テ學ヲ修ムルモノ、風潮ハ勞働ニ資スベキ實學ヲ厭ヒ坐業ニ益スベキ虛學ヲ尊ブノ弊ハ往々全國ニ瀰漫シ產業界有爲多數ノ人ヲ要スルノ世態ニ於テ却テ是等ノ人ヲ減セントスルノ傾向アリテ多數良工ノ輩出ノ如キハ遠ニ望ムベカラザルヲ思フトキハ工業界ノ前途ハ轉々憂慮ニ堪ヘザルモノアリ

以上ノ理由ニ依リ小學校トノ聯絡ヲ有スル低度工業學校ニシテ將來良工タラントスルモノヲ養成センガ爲メ職工徒弟學校ヲ附屬セラレ且ツ其創設ノ當時ニ於テハ各地方低度工業學校ノ設ケナカリシモ本校ノ成績佳良ナリシニ鑑ミ爾來地方ニ多數創設セラレシ工業學校ハ本校ノ事跡ヲ參考セザルモノナシ是レ本校ガ間接ニ地方工業教育ニ貢獻シタル効果ト謂フヲ得ベキカ

本校ハ明治19年1月高等商業學校附属商工徒弟講習所内ニ職工科トシテ設置セラレタルモノニ濫觴同年10月始メテ徒弟ヲ募集シ翌20年11月ヲ以テ授業ヲ開始シ主トシテ大工タルベキ者ヲ養成セリ當時教科ハ單ニ木工ノ1科ニ過ギズ授業料ヲ徴收セ

ズ却テ生徒ニ筆墨紙ヲ支給スルコト、爲セリ是レ當時定員ノ生徒數ヲ得ベカラザリシガ爲メナリ

23年1月文部省ハ本科ヲ職工徒弟學校ト改稱シ東京職工學校ノ附屬タラシム爾來木工工場、仕上場及鍛工場ハ所屬學校ニ於ケル從前ノ生徒控所ノ内部ヲ改修シテ之ニ充用シ教場モ亦同校ノ教場ヲ使用シ又鑄造場及ビ銅工場ハ一時同校機械科工場ヲ使用シテ實修ニ供シタリ

同年同月更ニ職工徒弟學校ト改稱シ規則ヲ制定シ新ニ金工科ヲ置キ鑄工、鍛工、鍍工、仕上ゲノ各業ヲ教授スルコト、ス且ツ此時始メテ授業料月額50錢ヲ徴收スルコト、ス是レ入學者稍々多キヲ加フルヲ以テナリ

24年勅令第137號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正ノ時ヨリ特ニ教官中ヨリ主事ヲ命ズルコト、ス

25年8月鑄造場及ビ銅工場ノ新築ニ着手シ同年11月落成セリ

26年7月規則ヲ改正シテ從來ノ如ク木工、金工各數種ノ實技ヲ併修セシムルコトヲ止メ更ニ木工科ヲ大工、指物、木型ノ3分科ニ又金工科ヲ鑄造、鍛冶、仕上、板金工附鉛工ノ4分科ニ區分シ最初第1年ニ限り各其一般作業ヲ豫修セシメ第2年ヨリ志望ノ1科ヲ專修セシムルコト、セリ又授業料ヲ半減シテ月額25錢トナシ第1年生ノ外ハ之ヲ徴收セザルコト、ス但シ當時ニ於テモ適當ノ入學者ヲ得ルノ多カラザルヲ以テ1學年在學シタルモノニ對シ獎勵ノ意ヲ寓シタルニ依レリ且ツ職工認定證書授與ニ關スル規定ヲ設ケ本校ヲ卒業シタルモノハ職工ニ適當ナル證明ヲ與ヘ本校教育ノ効果ヲ世間ニ明示シ卒業生ノ就職ニ便ニス

31年9月ヨリ工業教員養成所生徒實地授業練習ノ爲メ本校教科ノ一部ヲ教授セシムルノ制ヲ定ム

同年12月本校教場ヨリ失火シ校舍及ビ工場ノ一部ヲ延焼シ器具、機械、圖書、記録ノ類殆ンド皆烏有ニ歸セリ

32年12月校舍及ビ煉瓦造工場ノ新築竣功ス現在ノ建物是レナリ其建築費3萬餘圓ハ國庫ヨリ支出セラレタルモノニ係レリ此ヨリ先キ徒弟教育ノ如キハ官民共ニ之ニ重キヲ置カズ從テ入學志望者多カラズ當局者モ此種教育ノ設備等ニ留意スルコト勤カリシガ是ニ至テ我工業ノ發達ハ良工ヲ需求スルノ急ナルト共ニ入學者モ増加シ工業ニ對スル世論一變ノ時機ヲ生シタルハ實ニ此時代ヲ以テ然リトス本校ヲ改築スルニ當リ數萬圓ヲ投ジ又機械ヲ増設スルヲ得タルガ如キハ人心變遷ノ一兆トシテ見ルヲ得ベキカ

34年4月規則ヲ改正シテ從來木工科ニ屬セル木型科ヲ金工科ニ移シ更ニ木工科ニ建築製圖ノ1科ヲ加ヘ前來設置ノ大工、指物ノ2科ト併セテ3分科トシ又金工科ニ機械製圖ノ1科ヲ加ヘ前來設置ノ鑄造、木型、鍛冶、仕上、板金工附鉛工ト併セテ6

分科トナス

37年3月更ニ機織科ヲ増設ス其要旨ハ今ヤ力織機漸ク行ハレントスルニ際シ實技ト學理トヲ兼修シタル職工缺如セルモ幸ヒ所屬學校ノ機織工場ハ力織機ノ設備充實シ實技練習ノ便多キヲ以テ本校ノ1科トシテ併置セリ

同年7月規則ヲ改正シテ鑄造、木型、板金工附鉛工、建築製圖、機械製圖ノ5分科ヲ廢止ス是レ鑄造、木型共ニ入學者少數ナルヲ以テナリ鉛工ハ板金業ト共ニ授業シ建築機械ノ兩製圖科ハ世間多少製圖ヲ修ムルノ途アルノミナラズ實際製造ノ技ニ通ズルモノヲ養成スルノ更ニ急ナルニ依レリ又同時ニ授業料ヲ増額シテ月額50錢トス其他學業獎勵トシテ成績優等ノ者ニ授業料ヲ免除シ實技ニ勵精ノ者ニ金品ヲ給與スルノ制ヲ定メタリ

本校設立以來規則ノ改正ニ伴ヒ定員ノ増減アリシガ明治39年3月末日ニ於ケル生徒數ハ木工科ノ大工分科47人家具分科3人金工科ノ仕上分科73人鍛工分科17人機織科16人合計155人ナリ是等生徒ノ家業別ヲ見ルニ左表ノ如ク過半數ハ工業ニ従事スルモノ、子弟ナリ之ニヨリテ現今工業家ガ徒弟教育ノ必要ヲ認識スルヲ知ルニ足ラン

生徒父兄職業別

職業別	木工科	金工科	機織科	計	百分比例
工業ニ従事スルモノ	33	51	4	88	56.75
商業ニ従事スルモノ	4	17	3	24	15.50
其他	13	21	9	43	27.75
計	50	89	16	155	100.00

本校卒業者ハ創設ヨリ明治39年3月末日マデ346名内木工科109名金工科237名ニシテ其就職ノ類別左ノ如シ

卒業者就職別

科別	工場及會社	自營	補習	外国	兵役	他學校ノ生徒	死亡	計
木工科	51	46	—	1	4	2	3	109
金工科	143	44	2	3	24	5	16	237
計	194	90	2	4	28	7	19	346

前表ニ照スニ卒業者ノ内其大多數即百分比57ハ工場ニ作業シ26.5ハ自營シ各其専門ノ工業ニ従事セルモノナリ是等ハ主トシテ實技ノ職工トシテ工場ニ就業セルモノニシテ卒業以來同一工場ニ於テ一意其業ニ従事セルモノハ概ネ成績良好ニシテ其工場ニ缺クベカラザル有要ノ地位ニ進ミ1工場ヲ支配スルモノアリ又自營者ニシテ相應ノ業務ヲ營ムモノ亦少ナカラズ今ヤ工業界ハ無教育ナル労働者ヲ以テ満足セズ圖ヲ引キ之ヲ解シ讀、書、算ニ通ジ理科ノ心得アルモノニシテ而カモ常識ニ富ミ誠意ナル職工ヲ要スルノ急益ト迫リ本校卒業者ノ如キ年々其需要ニ應ズルコトヲ得ザルノ

現況ナリ

附設工業教員養成所 工業補習学校 養成所 附属

本校ハ明治32年工業教員養成所附属トシテ設置セラレ主トシテ晝間業ニ服スル職工ニ必須ナル知識技能ヲ補習セシメ兼テ工業補習学校ノ組織及び其教育法ノ研究ニ資セン爲メニ設立セルモノニシテ主ニ晝間實地事業ニ従事セル大工、指物師、鍛冶師、仕上師、鍍盤師、染物師、電氣業者、陶工、玻璃工其他各種ノ工業ニ従事セル者ニ各自ノ業務上ニ必要ナル學理ヲ夜間ニ授ケ又同時ニ普通教育ヲ補ヒ善良ナル職工ヲ養成シ其業務ニ資シ兼テ社會ニ於ケル位置ヲ高カラシメントスルニ在リ

抑々工業ノ健全ナル進歩ハ直接其工業ニ従事スル職工ノ技能ノ進歩ニ待タザルベカラズ殊ニ我邦工業界ノ現状ハ此點ニ關シテ遺憾尠カラズ故ニ本校ハ所屬学校ノ完全ナル設備ヲ更ニ夜間二重ニ使用シテ此ノ缺ヲ補ハントスルモノニシテ經費尠キモ教育ノ効果ハ尠カラズトセザルナリ

初メ本校ハ純然タル晝間学校ノ制ニ倣ヒ課程ヲ分テテ金工科及木工科ノ2科トシ教科目ヲ修身、國語、算術、理科、圖畫、工具及ビ製作法ト定メ修業年限ヲ2箇年トシ毎週教授時數ヲ8時間トシ之ヲ1週3日夜間ニ配當シ學期試験、學年試験、卒業試験ノ制ヲ定メ授業料ハ一般ニ之ヲ免除シ且ツ必要ナル圖書、器械等ハ之ヲ貸與シテ就業ヲ獎勵セリ

然ルニ此ノ如キ組織ハ既ニ晝間一定ノ業務ニ勤勞セル餘暇ニ補習セントスル本校生徒ノ如キモノニ對シテハ頗ル嚴酷ニ失スルノ傾向アリ生徒中1箇年間其通學ヲ繼續スルモノ甚ダ少ク殊ニ入學者ノ學力年齢等著シク不同ニシテ之ヲ1學級ニ編入スルハ實ニ教授上不便尠シトセザルノミナラズ生徒自身ニ於テモ適切ノ教ヲ受クルコト能ハザリシヲ以テ自然中途退學者續出セシカバ早クモ其改正ノ必要ヲ感ズルニ至レリ是ニ於テ本校ハ35年9月根本的改正ヲ施セリ其要ハ第1學年ノ制ヲ廢シ各教科目ヲ獨立セシメ總テ隨意科目トシ生徒ヲシテ其希望ノ教科目ヲ其時間ニ出席シテ聽講スルコトヲ得セシム、第2從來工業ニ關スル科目ハ金工具、木工具及ビ製圖ノ3科ニ過ギザリシヲ今回ノ改正ニ依リ更ニ物理、化學、木工具製作法、金工具製作法、金工材料、木工材料、家屋構造、規矩法、機械力學、發動機、染色法、機織法、製造化學、建築製圖、機械製圖及ビ工業圖案ノ16科目ヲ増設シテ一層工業ニ緊切ナル知識ヲ授クルコトニセリ、第3從來修業期間2箇年ナリシヲ改正ノ結果教科目ノ難易事項ノ繁簡ニ應ジテ之ヲ參酌シ最短期ヲ4週間最長期ヲ1學年トセリ、第4從前授業料ヲ徴收セザリシヲ本改正ニ依リ之ヲ徴收スルコトニ爲シタルハ其金額ハ僅

少ニシテ經費ノ補助タルニ足ラズト雖モ既ニ之ヲ納付シタルモノハ其期間通學ヲ怠
 タラザルハ實驗ノ徹スル所ナルヲ以テナリ爾後再び規則改正ヲ行ヘリ其要ハ各教科
 目ヲ便宜初歩普通等ノ程度ニ分チ同時ニ2級又ハ3級ヲ開講シ生徒ヲシテ各自ノ選
 擇ニ依リ自己ノ學力相當ノ級ニ入ラシムルノ便ヲ圖レリ是レ1ニハ學力不同ヨリ生
 ズル授業上ノ困難ヲ輕減シ2ニハ生徒ヲシテ中途退學ノコトナク其志望ヲ貫徹セシ
 メントスルノ主旨ニ出ツ又修業證明書、修業證書及ビ精勤證書ヲ附與スルノ制ヲ設
 ケ各其合格者ニハ之ヲ附與スルコトトシタルハ本邦職工間ニハ退職證明書ナルモノ
 行ハレザルヲ以テ時ニ甲ノ工場ニ於テ不良ナル行爲アリタルモノモ容易ニ乙工場ニ
 採用セラルコトアリテ良不良ヲ混同スルノ弊アリ、以上ノ諸證書ノ如キハ學業若
 クハ行爲ヲ證明スルモノニシテ受領者ヲ裨補スルコト尠ナカラザルベシ

本校ハ概ネ以上ノ如キ沿革ヲ經テ現今ハ其ノ教科ヲ普通科目及ビ工業科目ニ分チ普
 通科目ハ修身、國語及ビ算術ノ3科目トシ工業科目ハ物理、化學、實用幾何、自在
 畫、用器畫、木工材料、木工具及製作法、家屋構造、規矩法、建築製圖、金工材
 料、金工具及製作法、機械力學、發動機、機械製圖、電氣、染色法、機織、製造化
 學、工業圖案等是レナリ

本校ノ授業ハ専ラ夜間ニ屬スルヲ以テ特殊ノ科目ヲ除ク外ニハ別ニ本校専用ノ設備
 ヲ要セス教室ヲ始メ器具、模型、標本等皆之ヲ所屬學校ノ附屬職工徒弟學校設備ノ
 モノヲ使用セリ又講師ノ如キ主任教官ヲ除ク外ハ毎學年ノ初メニ開講スベキ教科目
 ヲ定ムルニ當リ所屬學校長ニ於テ其教官中ヨリ之ヲ選任スルモノトス

本校ノ生徒ハ日々ノ授業ガ直接自己ニ幾何ノ利益ヲ與フルヤ否ニ依リテ其學修ノ勤
 怠ヲ異ニスルヲ以テ苟モ直接ノ利益顯著ナルニ於テハ遠路ヲ厭ハズ孜孜シテ力學
 スルコト却テ晝間ノ學校生徒ニ勝ルモノアリト雖モ其直接ノ利益顯著ナラザルトキ
 ハ忽チ學業ヲ拗擲スルガ如キ状態ニ陥ルヲ免カレズ故ニ此種ノ教育ニ熟練ナル教員
 ガ實地適切ノ事項ヲ選擇シテ教授スルト否トハ大ニ其成績ニ關係スルモノトス

本校ハ創立以來卒業者ヲ出スコト258人ニシテ此等ノ卒業者及ビ生徒ノ成績ハ他ノ
 高等ナル學術ヲ修ムルモノ、如ク一時ニ矚目スベキ顯著ナル効果ヲ示サルハ勿論
 ナリト雖モ其學修セシ所又ハ日々學修スル所ヲ以テ之ヲ各自ノ職業ニ應用シ日常ノ
 工業上ニ開進的技能ヲ注入シツ、アリ

本校生徒ハ入學前ヨリ概ネ既ニ職業ニ従事セルモノナレバ卒業後ノ狀況ニ關シテハ
 茲ニ敘説セズ

抑ク工業補習教育ナルモノハ本邦ニ於テハ其施設以後日極メテ淺ク且夜間主トシテ
 職工ノ通學スルモノナルヲ以テ世人ハ此種教育ノ存在ヲ知ルモノ尠シト雖モ凡ソ職
 工ナルモノハ其自家ノ境遇上専門ノ知識技能ヲ修ムルノ途ニ乏シク幼年ヨリ他ノ徒
 弟トナリタルモノニシテ當初ヨリ職工タルヲ好ムモノ、ミニハ非ザルベシ而シテ此

等ノ中巧妙ノ手工ト明晰ノ腦力ト有シ職工タルノ適オモ其業務ニ就キ學ブニ所ナク天才ヲ空フスルモノナキニ非ザルベシ此ノ如キ天才ヲ有スル者ハ勿論其他篤志ノ輩ニシテ實技ノ素養アルモノニ業務上支障ナキノ時ニ於テ當業ヲ裨補スベキ學業ヲ授クルトキハ容易ニ之ヲ會得シ直ニ實地ニ應用シ得ルヲ以テ技能ノ進歩ハ期シテ待つベキナリ故ニ此種教育ノ如キ經費僅少ニシテ教育ノ效果多大ナルヲ以テ將來大ニカヲ注グベキモノハ實ニ工業補習教育ヲ以テ其最ナルモノトス殊ニ目下職工教育ヲ急要トスルハ時代ノ要求ニシテ本校教育ノ有效ナル成績ヲ證スルニ餘リアルモノト謂フベシ

明治40年代以降の教務関係の変遷

ここで明治40年代以降の教務関係の変遷をまとめておきたい。

明治40年（1907）7月より、先に新設が決定していた「建築科」では生徒を募集し、正式に授業が開始された。

元来、「建築科」は本校附設の工業教員養成所の「木工科」に源を發し、後にこれを「建築科」と改め、もっぱら工業教員の養成を主としていたが、建築技術者の需要の拡大に伴い、本科にも設置することになったものである。

「建築科」の設備、研究試験は以下のとおりであった。

明治41年他ノ舊米糶倉庫ノ一部ヲ修築シ諸種ノ設備ヲ施シテ製圖室ノ擴張ヲ圖ツタ。

大正5年當校内ノ西南側ニ新築シタ3階建築ノ第3階178坪ヲ新タニ製圖室・教室及其他ノ附屬室トシテ設備シ從來ノ倉庫内ヨリ移轉シタ。標本室ハ從來ノ倉庫内及附近家屋ニ其儘遺存シテ置イタガ、時勢ノ進展ニ從ッテ、鐵筋コンクリート家屋模型・鐵骨家屋模型・建築架構實驗用模型・七層鐵筋コンクリート共同家屋模型・西洋式臺所模型・裝飾用各種石膏原型・同人體・首像原型等ヲ購入シテ教課ノ參考ニ供スル事トシタ。又別ニ自在畫室ヲ當校ノ本館第3階ニ設置シタ。

研究試験

1. 膠ノ強力試験
2. 日本住宅各部ノ防寒値ノ實驗 從來ノ日本住宅ニ在ッテハ冬季ハ寒冷デアッテ、日常坐臥スルニ缺點ガ多イ故ニ、其ノ邪殊ニ壁・障子・襖・硝子障子・疊・

硝子及紙両面障子等ニ就テ熱消失量ノ試験ヲ行ヒ、之ニ對スル改良法及煖房器具ノ放熱量ニ關スル所要ノ面積等ニ就キ研究シテ何レモ良好ノ成果ヲ得ル處ガアツタ。

3. 日本産石材ノ耐火力試験 本邦産花崗岩・安山岩及ビ凝灰岩等ノ各種ノ石材二十數種ニ亘ツテ、窯業科備付ノ竈ヲ使用シ耐火試験ヲ行ツタ結果、大體ニ於テ凝灰岩ガ最も強ク、安山岩之ニ次ギ、花崗岩ノ耐火力ガ最も弱イコトヲ確メル事ヲ得タ。
4. コンクリート及鐵筋コンクリート梁ニ關スル實驗 コンクリート・ブロックニ在ッテハ、水量ノ多少及製作後時日ノ影響等ニ就テ、鐵筋コンクリート梁ニ在ッテハ其強サニ就テ夫々實驗シテ得ル所ガアツタ。
5. 鐵筋コンクリート共同家屋ノ研究 近代都市ノ發展ニ伴ツテ、其人口ハ益々集中スル結果、土地ヲ十分利用スル必要ヲ生ズルニ至ツタ。共同家屋ハ一定面積ノ土地ニ多數ノ人ヲ收容シ得ラレルノデ、今後ハ益々共同家屋ノ建設ハ多クナルコトヲ豫想シ本科ニ於テハ夙ニ之ヲ研究シ、ソノ一例トシテ鐵筋コンクリート建モノヲ作ッテ世ノ識者ニ示シタ。

明治40年9月には学校規則が改正された。その要点を記すと、中学校卒業生にして入学試験を受け得るものの資格を、本校において適当と認めた中学校に改めたことである。この改正は、公立私立学校認定に関する規則により、まだ認定されない中学校、または認定を取り消された中学校からの卒業生の入学を避けるための措置であった。学校規則改正の背景には、本校への入学志願者の順調な増加があったことは前にも見たとおりである。

明治42年(1909)10月、商議委員会規程を改正し、従來の文部省またはその所属高等官2名、農商務省高等官2名を各3名と改めた。

明治43年(1910)3月、勅令第66号文部省直轄諸学校官制改正により、附設工業教員養成所附属の工業補習学校を本校附属とした。

明治44年(1911)3月、学校規則を改正し、授業料を1学年金25円を30円に増額した。朝鮮、台湾、樺太からの生徒のうち、学力規則第15条の入学試験が無理で特別生規程による特別予科の課程を履修せしめる要ありと認定されたときは、試験の上、該予科に入学を許可することにした。

同年8月、規則が改正された。その要点を記すと、(1)「染織科」の「色染」、「機織」の2分科を「色染科」、「紡織科」に、「電気科」の「電気機

械」，「電気化学」の2分科を「電気化学科」，「電気科」にそれぞれ1科として独立させた。(2)工場実修ならびに工場実修とみなす学科目に欠席多いものに対し，便宜の日時に補修させることにした。これは本校の教育は実技に重きを置くという創立以来の教旨を徹底させることを目的とするものであった。(3)無試験検定で入学できなかった者に対し，試験検定に応募する道を拓いた。

大正3年(1914)9月，規則を改正し，工業図案科を廃止し，現有生徒の教育を卒業まで東京美術学校に委託することになった。同時に，大阪高等工業学校窯業科の廃止に伴い，同科生徒24名を本校に転校させた。

大正4年(1915)5月26日，本校創立35年の祝典を挙行し，これを記念して本校出身者等の出品による第1回工業品展覧会を開催し，東宮殿下の台臨親閲を賜わった。

同年11月，規則を改正した。その要点は，(1)学年暦を従来9月より翌年8月を，4月より翌年3月に改め，中学校等の卒業者に，卒業後，直ちに入学の便を図ることにした。(2)入学志願者の志望学科の指定を，従来3学科より2学科に改正した。これは従来，第3学科志望は実現されることがないゆえの措置であった。

大正5年9月22日，手島精一校長，依願免官に伴い，阪田貞一教授が校長に任命された。

大正7年(1918)9月，第一次世界大戦後のインフレに伴い，授業料が年額35円に増額された。

大正8年(1919)11月10日，皇后陛下が本校に行啓された。

大正9年(1920)9月，規則を改正し，外国人の授業料を本科および選科とも邦人と同額とし，内外人の差別を撤廃した。

同年12月1日，阪田貞一校長の死去に伴い，同月2日，吉武榮之進教授が校長事務取扱いを命ぜられ，同月21日，正式に校長に就任した。

大正10年(1921)3月，勅令第49号官制改正により，附属工業補習学校は廃止された。

大正11年(1922)5月，本校規則を改正した。その要点を記すと，(1)無試験検定で入学を許可される者の資格は，従来，中学校卒業で最終学年

の成績が学級の及第者中、全体の1割の席次を有するものであったのを、第3学年以上の各学年で上記の席次を有するものに改め、優秀な生徒の確保に努めることになった。(2)品行善良、遅刻早退欠席なく学業に励精するものに従来与えていた賞牌の授与は、奨学上の効益は少なくなかったが、反面、弊害もあり、この際、廃止することになった。(3)本校の授業料を他の実業専門学校の増額と歩調を合わせ、年額35円を50円に増額した。

大正13年(1924)3月29日、勅令第58号により附属職工徒弟学校を廃止した。

大正15年(1926)6月30日、吉武校長の依願免官に伴い、中村幸之助教授が校長に任命された。

東京高等工業学校は以上見たような変遷を経て、昭和4年(1929)4月1日、旧制東京工業大学の発足に伴い、大学附属工学専門部に改組され在校生の卒業まで存置された。

以下、東京高等工業学校最後の学校規則(昭和3年度末)を掲げておく。

東京高等工業学校規則

第1章 目 的

第1條 本校ハ工業ニ従事スル者ノ爲ニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス

第2條 附設工業教員養成所ハ工業ニ關スル學校ノ教職ニ従事スル者ノ爲ニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス

附設工業教員養成所ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第2章 學 科 課 程

第3條 學科ヲ分テ色染科・紡織科・窯業科・應用化學科・電氣化學科・機械科・電氣科・建築科トス

第4條 各科ノ修業年限ハ各3學年トス

第5條 各學科ノ學科課程及毎週教授時數左ノ如シ

各科學科課程中數學ニ配當シタル時數中便宜若干時ヲ割キ演習ニ充ツルモノトス

第6條 各學科目ノ性質ニ依リ授業定時數ノ内外ニ於テ又ハ授業時間配當上工場實修時間ニ零碎ノ時間ヲ生シタル場合ニ於テハ教官監督ノ下ニ必要ナル學科目ヲ自修セシム

第7條 工場實修並ニ工場實修ト看做ス學科目ニ缺席多キモノハ便宜ノ日時ニ於テ之ヲ補修セシム

工場實修ト看做ス學科目ノ種類ハ學校長之ヲ定ム

色 染 科

學 年	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第 1 學期 每週 授時數	第 2 學期 每週 授時數	第 3 學期 每週 授時數	第 1 學期 每週 授時數	第 2 學期 每週 授時數	第 3 學期 每週 授時數	第 1 學期 每週 授時數	第 2 學期 每週 授時數	第 3 學期 每週 授時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
數 學	2	2	2						
物 理 學	4	4	4						
機 械 學				2	2	2	3	3	3
機 織				3	3	3			
織 物 原 料	1	1	1	1	1				
織 物 仕 上							2	2	2
無 機 化 學	3	3	3						
有 機 化 學	3	3	3						
應 用 化 學				燃料 裝置 2	石炭 瓦斯 2				
色 素 化 學							2	2	2
應 用 物 理 化 學				1	1	1			
色 染 用 藥 劑				3					
精 練 漂 白					3				
浸 染							2	1	
色 混 合 及 色 合							1		
捺 染							2	3	
色 染 機 及 工 場									3
圖 案	2	2	2						
機 械 製 圖				5	5	5			
○物 理 學 實 驗				隔週 3	同 3	同 3			
○化 學 實 驗	定性 分析 12 工業 化學 3	12 3	定量 分析 12 3	隔週 1	同 1	同 1			
工 場 實 修				浸染 12	12	14	捺染 19 原料 2 發動機 取扱 1	捺染 19 仕上 3	特修 19 3
工 場 建 築							1	1	1

學年 學科目	第1學年			第2學年			第3學年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
工業經濟							1	1	1
工業簿記							1	1	1
工業衛生							1	1	1
每週教授時數計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

紡織科

學年 學科目	第1學年			第2學年			第3學年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英語	6	6	6	5	5	5			
代數	2	2	2						
解析幾何	3	3	3						
微積分				2	2	2			
物理學	4	4	4						
化學	2	2	2						
機械及電氣力學	1	1	1	材料 強弱 發動機 2	2	內燃機 3	機械 2	工場 設備 2	電氣 2
機構學				2	2	2			
機織法	1	1	1	2	2	2	1	1	
力織法				2	2	2			
色染法							3	3	3
織物原料	1	1	1						
織物仕上							2	2	2
木綿紡績				1	1	2			
麻紡績				1	1				
絹紡績				1	1				
毛紡績	紡毛糸紡績 梳毛糸紡績			2	2				

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
圖 案	2	2	2						
機 械 製 圖	5	5	5	5	5	5			
分 解 及 意 匠	2	2	2	2	2	2	3	3	3
○物 理 學 實 驗				隔週 3	同 3	同 3			
○分 析							3	3	3
工 場 實 修	7	7	7	6	6	6	18	18	19
工 場 建 築							1	1	1
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

窯 業 科

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
數 學	2	2	2						
物 理 學	4	4	4						
機 械 學				2	2	2	3	3	3
鑛 物 學	2								
地 質 學		2	2						
冶 金 學				鐵冶金 2					
無 機 化 學	3	3	3						
有 機 化 學	3	3	3						
應 用 物 理 化 學				1	1	1			

學年 學科目	第1學年			第2學年			第3學年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
燃料, 燃燒裝置				2					
石炭瓦斯					2				
陶磁器				2	2	2			
硝子及瑇瑯				2	2	2			
セメント				2					
普通煉瓦					2				
耐火用品						2			
築窯法							2	2	2
自在畫	2	2							
圖案	1	1	1						
機械製圖				5	5	5			
築窯製圖							6	6	6
○定性分析	10								
○定量分析		10	12						
○物理學實驗				隔週3	同3	同3			
地質學實驗		3	3						
工場實修	3			10	12	14	21	21	21
工場建築							1	1	1
工業經濟							1	1	1
工業簿記							1	1	1
工業衛生							1	1	1
每週教授時數計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ
 (表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

應用化學科

學年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第 1 學期 每週教授 時數	第 2 學期 每週教授 時數	第 3 學期 每週教授 時數	第 1 學期 每週教授 時數	第 2 學期 每週教授 時數	第 3 學期 每週教授 時數	第 1 學期 每週教授 時數	第 2 學期 每週教授 時數	第 3 學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
數 學	2	2	2						
物 理 學	4	4	4						
機 械 學				2	2	2	3	3	3
鑛 物 學	2								
冶 金 學				2	2	2			
無 機 化 學	3	3	3						
有 機 化 學	3	3	3						
應 用 物 理 學				1	1	1			
電 氣 化 學				1	1	2			
製造化學第一 { 顏料・脂肪 { 鑛油 { 塗料				2	2	2	2	2	2
同第二 { 燃 料 { 石 炭 瓦 斯				2	2				
同第三 { コールタール { ・色素							2	2	
同第四 { 酸・アルカリ { 肥				2	2	2			
同第五 { ゴム・紙・セル { ロイド・火薬							2	2	2
同第六 { 製 革 ・ 膠				2	2	2			
同第七 { 澱粉・砂糖 { ・醱							2	2	2
機 械 製 圖				5	5	5			
○定 性 分 析	16								
○定 量 分 析		18	18						
工 場 實 修				12	12	13	21	21	23
工 場 建 築							1	1	1
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

電 氣 化 學 科

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
數 學	2	2	2						
物 理 學	3	3	4						
無 機 化 學	3	3	3						
有 機 化 學	3	3	3						
應 用 物 理 化 學					1	1	1		
機 械 學				2	2	2	3	3	3
鑛 物 學	2								
冶 金 學				2	2	2			
電 氣 磁 氣	3	3	2						
應 用 化 學				燃料・燃 燒酸・アル カリ 4	石炭瓦 斯 3		ゴム 2	紙 2	
電 氣 工 學				2	2	2	電燈 4	4	
電 氣 化 學 總 論				1	1				
電 鍍 電 鑄				1	1				
電 解 工 業						2			
電 氣 冶 金							2		
電 氣 爐								2	
窒 素 肥 料									2
機 械 製 圖				5	5	5			
○定 性 分 析	14								
○定 量 分 析		16	16						
工 場 實 修				13	15	17	21	21	23
工 場 建 築							1	1	1
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

機 械 科

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
代 數	3	3							
解 析 幾 何	3	3	3						
微 積 分			3	2	2	2			
物 理 學	4	4	4						
電 氣 工 學				直 流 發 電 機 · 電 燈 2	交 流 發 電 機 變 壓 機 2	電 動 機 電 蓄 池 其 他 2			
機 械 製 作 法	2	2	2	2	2	2			
力 學 · 圖 法 力 學	1	1	3						
材 料 強 弱				2	2				
機 構 學				2	2	2			
水 力				2	2				
汽 罐				1	1	1	2		
水 力 機						2			
汽 機				1	1	1	2	2	2
內 燃 機						3			
機 關 車								1	1
製 造 用 諸 機 械 (製 紙 · 製 糖 製 粉 · 製 油)								2	2
紡 績							1	1	
ポン プ 及 水 壓 機							2		

學年 學科目	第1學年			第2學年			第3學年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
實 驗 工 學							2	2	
機 械 製 圖	5	5	5	5	5	5			
○物 理 學 實 驗				隔週 3	同 3	同 3			
工 場 實 修	12	12	10	9	9	8	23	24	26
工 場 建 築							1	1	1
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

電 氣 科

學年 學科目	第1學年			第2學年			第3學年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
代 數	3	3							
解 析 幾 何	3	3	3						
微 積 分			3	2	2	2			
物 理 學	3	3	4						
機 械 製 作 法	2	2	2	2	2	2			
汽 機 汽 罐				2	2	2			
水 力 機									2
內 燃 機						3			
力 學・圖 法 力 學	1	1	2						
材 料 強 弱				2	2				
機 構 學				2	2	2			

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
水 力 學							2	2	
電 氣 磁 氣	3	3	2						
發電機・電動機・變 成機				2	2	2	2	2	2
電 機 設 計					2	1	2	2	2
交 流 理 論			1	2					
電力 (發電所・變壓所 及電力輸送)							1	1	2
電 信 電 話							2	2	2
電 燈 電 氣 鐵 道							8	8	8
電氣器具及測定 電氣測定器 磁氣測定	1	1	1	1	1	1	1	1	1
機 械 製 圖	5	5	5	5	5	5			
○物理學實驗				隔週 3	同3	同3			
工 場 實 修	9	9	7	8	8	8	14	14	15
工 場 建 築							1	1	1
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 合 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

建 築 科

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
體 操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英 語	6	6	6	5	5	5			
代 數	2	2	2						
解 析 幾 何	3	3	3						

學 年 學科目	第 1 學 年			第 2 學 年			第 3 學 年		
	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數	第1學期 每週教授 時數	第2學期 每週教授 時數	第3學期 每週教授 時數
微 積 分				2	2	2			
物 理 學	4	4	4						
材 料 構 造 強 弱				2	2	2			
建 築 用 材 料	2	1	1						
日 本 建 築 沿 革							1	1	1
西 洋 建 築 沿 革	2	2	2						
日 本 家 屋 構 造	1	1	1	1	1				
西 洋 家 屋 構 造	2	2	2	1	1	1			
特 殊 建 築		1	2						
施 工 法 (施 工 法 附 仕 樣 見 積)							1	1	1
規 矩 法				2	2	1			
衛 生 建 築							1	1	1
日 本 建 築 製 圖			4		20				
西 洋 建 築 製 圖	6	6	4	20		22	26	24	27
自 在 畫	5	5	5						
用 器 畫	3	3							
○物 理 學 實 驗				隔週 3	同 3	同 3			
測 量							1	3	
○現 場 實 修							3	3	3
工 業 經 濟							1	1	1
工 業 簿 記							1	1	1
工 業 衛 生							1	1	1
每 週 教 授 時 數 計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ日本建築製圖及西洋建築製圖ニ充ツ
 (表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

第8條 毎年1回上級生徒ニ工業地方ヲ見學セシメ歸校後之ヲ報告セシム此ノ場合ニ於テハ旅費ヲ補給スルコトアルヘシ

第3章 學年學期及休業

第9條 學年ハ4月1日ニ始リ翌年3月31日ニ終ル

第10條 學年ヲ左ノ3學期ニ分ツ

第1學期 { 4月1日ヨリ
8月31日ニ至ル

第2學期 { 9月1日ヨリ
12月31日ニ至ル

第3學期 { 翌年1月1日ヨリ
3月31日ニ至ル

第11條 休業期日左ノ如シ

夏期休業 { 7月11日ヨリ
9月10日ニ至ル

冬期休業 { 12月25日ヨリ
翌年1月7日ニ至ル

春期休業 { 4月1日ヨリ
4月10日ニ至ル

第12條 授業ハ毎日午前第8時ニ始メ午後第4時ニ終ル但土曜日ハ正午ニ終ル

第13條 左ニ掲クル日ハ休業トス

日 曜 日

大祭日・祝日

本校創立記念日 5月26日

第4章 入學在學休學及退學

第14條 各學科第1學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ且入學檢定及身體檢査ニ合格シタルモノニ限ル

1. 中學校ヲ卒業シタル者
2. 専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
3. 實業學校ヲ卒業シタル者、但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限5年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限3年若ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ニ限ル
4. 前號ニ該當スル者ノ外専門學校入學者檢定規程第11條ニ依リ一般専門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

第15條 入學檢定ハ入學志望者ノ前條各號ノ1ニ於ケル學業成績及選抜試験成績並

身體検査ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム選抜試験ハ左ノ學科トシ中學校卒業ノ程度依リ之ヲ施行ス

1 英語 1 數學 1 物理 1 化學

第16條 第14條ニ規定シタル資格ニ該当シ1箇年以上志望學科ノ工業ニ實地從事シタル者ハ入學檢定ニ依リ選抜ノ實際地ニ於ケル成績ヲ考査シテ學業成績同位者中ニ於テハ優先選抜スルモノトス

第17條 入學檢定ヲ受ケント欲スル者ハ檢定料トシテ金5圓ヲ本校收入官吏ニ納ムヘシ但シ一旦納付シタル後ハ之ヲ返付セス

第18條 入學志望者ハ第3條ニ掲グル學科中ニ就キ志望學科ヲ選定スヘシ但シ志望學科ノ便宜2箇以內ヲ限り指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其志望ノ順序ヲ定ムヘシ

第19條 入學志望者ハ別ニ掲グル入學願書式ニ依リ各欄ニ所要ノ事項ヲ記入シ學業成績ノ證明ヲ受ケ檢定料ヲ添へ本校ヘ差出スヘシ但シ出願期日內ニ第14條第1, 第3, 第4各號ノ資格ヲ得サル者ハ最終學年第1第2學期ノ學業成績及卒業見込ノ證明ヲ受ケ差出スコトヲ得

第20條 入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日內ニ尊屬親又ハ監督者ノ連署シタル誓書ヲ差出スヘシ

第21條 生徒實業學校教員養成規程ニ依リ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ從事セントスル志望ニテ學資ノ補給ヲ受ケルモノニハ附設工業教員養成所規程ヲ準用ス前項ノ生徒ハ卒業ノ後實業學校教員養成規程ニ定ムルコロノ義務ヲ負フヘキモノトス

第22條 生徒氏名ヲ變更シ又ハ轉籍シタルトキハ速ニ届出ヘシ

第23條 生徒ハ本校制定ノ帽及被服ヲ着用スヘシ

第24條 生徒疾病或ハ已ムヲ得サル事故アリテ遅刻若ハ早退スルトキハ其旨速ニ届出ヘシ

第25條 生徒疾病或ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ缺席スルトキハ速ニ届出ヘシ但シ疾病ノ爲6日以上ニ亙ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第26條 生徒在學中兵役ニ服スル者ハ本校ノ許可ヲ得テ其間休學スルコトヲ得前項ニ依リ休學ノ者服役終リタルトキハ直ニ原級ニ復歸スヘシ

生徒疾病ニ罹リ1學期以上修學シ能ハスト思料スル者ハ本校ノ許可ヲ得テ1學年以內休學スルコトヲ得但シ出願ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第26條ノ2 生徒已ムヲ得サル事由ニ依リ退學セントスルトキハ其事由ヲ具シ尊屬親又ハ監督者連署ノ上願出テ本校ノ許可ヲ受クヘシ但シ疾病ノ爲退學セントスルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第5章 賞 罰

第27條 學年中學業拔群ニシテ特ニ工場實修ヲ勵ミ平素品行善良ノ者ハ次學年ノ間特待生ニ選定ス

第28條 特待生ニシテ其資格ニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ直ニ特待生タルコトヲ止ム

第29條 平素品行善良ニシテ學年中學業ヲ勵精シ其成績佳良ナル者ニハ學年ノ終ニ於テ賞金、賞品ヲ付與スルコトアルヘシ

第30條 生徒本校ノ規則命令又ハ職員ノ命令指示ニ背反シ若ハ學校ノ内外ヲ問ハス風紀秩序ヲ紊ス等ノ行爲アルモノハ其情狀ニ依リ戒飭ヲ加ヘ又ハ停學退學ヲ命ス生徒左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ學籍ヲ除ク

- 1 成業見込ナシト認ムル者
- 2 課業ニ怠慢ナリト認ムル者
- 3 正當ノ理由ナクシテ引續キ30日以上缺席シタル者

第6章 進 級 及 卒 業

第31條 進級及卒業ハ學業檢定及卒業試験ノ成績ニ依リテ評定ス

各學科目ノ學業檢定ハ筆記試験・口述試験・平素ノ成績又ハ宿題ニ就キ每學期末之ヲ行フ但シ教官ノ見込ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルヘシ卒業試験ハ各科専門學科目及工場實修ノ學理ト其應用トヲ綜合シ選擇シタル問題ニ就キ第3學年末ニ於テ之ヲ行フ

第32條 各學科目ノ學業檢定ノ成績ハ每學期末之ヲ評定ス

各學科目ノ學年成績ハ每學年末ニ於テ該學年3學期間ノ成績ヲ參按シテ之ヲ評定ス

諸學科目ノ學年總成績ハ每學年末ニ於テ各學科目ノ學年成績ヲ參按シ教官會議ニ於テ之ヲ評定ス

第33條 凡ソ成績ハ甲・乙・丙・丁ノ4等ニ分テ之ヲ評定ス

第1學年及第2學年ニ於テハ工場實修並ニ工場實修ト看做ス學科目ハ乙以上其ノ他ノ學科目ハ丙以上ニシテ諸學科目ノ總成績乙以上ニ達スルモノハ進級セシム
第3學年ニ於テハ前項ニ該當シ且卒業試験ノ成績乙以上ニ達スルモノハ卒業セシム

第34條 疾病或ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ試験施行ノ際缺席セシ者出校後1週間に内ニ追試験ヲ受ケンコトヲ願出ルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第35條 最終學年ノ成績卒業ノ格ニ合フ者ニハ卒業證書ヲ授與ス品行善良成績優等ノ者ニハ特ニ優等卒業證書ヲ授與ス

最終學年ノ總成績又ハ卒業試験成績丙若ハ丁ニ該當スル者ニハ詮議ノ上修業證書

ヲ授與スルコトアルヘシ

修業證書ヲ授與シタル者ニハ爾後ノ實績ヲ考查シテ更ニ卒業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第7章 研究及現業練習

第36條 卒業生ニシテ既修ノ學科ニ就キ更ニ研究センコトヲ出願スルトキハ其性行學力ヲ考查シ2箇年以内研究生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第37條 研究生研究ヲ了リタルトキハ其成績ヲ考查シテ證明書ヲ與フ

第38條 生徒卒業ノ後現業練習生トシテ尙1箇年以上本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ現業ヲ練習セシムルコトアルヘシ

第39條 現業練習ヲ了リタル者ニハ製造所又ハ實業者ノ證明ニ基キ其成績ヲ考查シ實業ニ練熟シ品行善良ナル者ニハ現業練習證書ヲ與フ

第8章 授業料及學資貸付

第40條 授業料ハ1學年金65圓ト定ム左ノ割合ニ依リ毎學期始業後1週間以内ニ納付スヘシ但シ既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ還付セス

4月 22圓 9月 22圓 1月 21圓

授業料ノ納付ヲ怠リタルモノハ登校ヲ許サス

第41條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ授業料ヲ徴收セス

1 特待生

1 第21條ニ該當スル者

1 休學ヲ許可セラレタル者

第42條 特待生ニシテ第28條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒學期ノ半ヨリ就學スルモノハ1箇月金6圓50錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ該學期間ノ授業料ヲ一時ニ納付スヘシ

第43條 本校生徒中學資ノ借受ヲ出願シ本校ニ於テ承認シタルモノニ對シテハ適宜ノ檢定ヲ行ヒ若干名ヲ限リ年額300圓以内ノ金額ヲ貸付スルコトアルヘシ

第14條第1第3第4各號ニ該當シ入學ノ當初ニ於テ學資ノ借受ヲ出願セントスルモノハ當該學校長ニ於テ人物學業優秀ニシテ學資借受ノ必要ヲ認メ本校ニ通牒スルモノニ限リ前項ノ檢定ヲ受ケルコトヲ得

研究生ニシテ學資ノ借受ヲ願出ルモノアルトキハ月額25圓以内ノ金額ヲ貸付スルコトアルヘシ

第44條 第43條ニ依リ貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後(研究生ニ在テハ終業後)第4箇月ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタル期間ニ2倍ノ期間内ニ月賦若ハ數回ニ返納スヘキモノトス但シ卒業又ハ終業後兵役ニ服シタル期間ハ之ヲ除算ス

第9章 選科生及聽講生

第45條 工業ニ従事スル者又ハ本校竝實業學校若ハ中學校卒業生ニシテ本校各科ノ學科目ニ付キ特修セント欲シ入學ヲ願出ルトキハ學期ノ始ニ於テ都合ニ依リ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第46條 外國人ニシテ明治34年文部省令第15號文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ願出ルモノアルトキハ都合ニ依リ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ニ依リ入學スル者ハ第47條第2號第3號及第48條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得
第47條 選科生トシテ入學スル者ハ左ノ各號ノ資格ヲ具ヘ且本校ニ於テ檢定ノ上適當ト認メタル者ニ限ル

- 1 品行善良身體強健ナル者
- 2 年齢滿17年以上ノ者
- 3 3箇年以上引續當該工業ニ従事シ居ル者又ハ本校竝實業學校若ハ中學校卒業生（工業ヲ除ク他ノ實業學校及中學校卒業生ハ1箇年以上當該工業ニ従事シタル者ニ限ル）

第48條 選科生ノ修業年限ハ3箇年以内トス

選科ノ就業時間ハ別ニ之ヲ定ム

第49條 選科生ハ制服ヲ着用スルヲ要セス

第50條 選科ノ授業料ハ1學期金22圓ト定ム

每學期始業後1週間以内ニ本校收入官吏ニ納付スヘシ選科生ノ授業料ハ學校長ノ見込ニ依リ其一部若ハ全部免除スルコトアルヘシ

第51條 選科生ノ實習費用ハ各自ヲシテ負擔セシムルコトアルヘシ

第52條 選科生當該科目ノ特修ヲ了リタルトキハ其成績ヲ勘合シ又ハ報告書ヲ徴シ成績佳良ナル者ニハ證明書ヲ與フ

第53條 本校生徒ノ學籍ニ在ラサルモノニシテ各科専門學科目中ノ講義ヲ傍聽センコトヲ願出ルトキハ都合ニ依リ適當ノ素養アリト認ムル者ニ限り學期ノ始ニ於テ聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第54條 聽講料ハ1専門學科目ニ就キ1學期金5圓ト定ム

聽講料ヲ納付シタルモノニハ聽講券ヲ交付ス

第55條 第40條第42條及第50條授業料ニ關スル改正規定ハ大正14年入學ノ者ヨリ實施シ現ニ在學ノ者ニ對シテハ舊規定ヲ準用ス

第5章 大学昇格運動

第1節 高等教育拡張計画

「教育調査会」の設置

東京高等工業学校の「工業大学」への昇格運動は、学内的には学校当局、在校生、卒業生を「三位一体」として展開された文字どおり「昇格の叫」の実践であったが、学外的には、明治末期から始まる大正期の高等教育の再編成あるいは高等教育の拡張計画の一環として位置づけられるものであった。

明治末期から大正への時代転換は、政治、社会、文化、教育、あるいは経済のそれぞれの分野で顕著な形をとって現れた。

日露戦後の経済不況と軍備増強政策との狭間にあって、廃減税は政友会をはじめとする政党の共通のスローガンであり、藩閥打破が高唱され、一般大衆が新たな政治勢力として登場するなど、「大正」は明らかに「明治」とは異なる時代の様相を示していた。

第二次西園寺内閣は、明治44年（1911）の組閣以来、緊縮財政を第一義とし、陸軍の増師要求に対しても世論の支持を背景に拒否しつづけたのであるが、このため陸軍大臣上原勇作の天皇への単独辞表提出（大正元年12月2日）をまねき、これを契機に西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。

その後をうけ長州藩閥の桂太郎内大臣兼侍従長が12月21日、第三次桂内閣を組閣した。

この組閣による政変（いわゆる大正政変）に憤慨した反藩閥の政党政治家、新聞記者、あるいは自営業者、実業家らによって第一回憲政擁護大会（12月19日、桂への大命降下は12月17日）が東京に開かれ、以降、全国各地に「閥族打破、憲政擁護」の運動が拡大され、一般大衆の政治的不満を

一層高めることになった。

こうした状況下、大正2年(1913)2月11日桂内閣は院内における政友会、国民党連合、院外における数万の大衆の議事堂包囲に抗しきれず、わずか50日で総辞職した。大衆運動が内閣を倒すという未曾有の事件——大正政変が、その後の政治状況と思想(大正デモクラシー)に与えたインパクトは決して少ないものではなかった。これによって、薩摩閥の山本権兵衛が政友会の援助によって後継内閣を組織した(2月20日)。

こうした事態は、一挙に政党内閣の出現を望んだ一般大衆の期待に反するものであったが、このことによって、山本内閣は首相、外相、陸相、海相を除く全閣僚は政友会員となり、政友会の政策綱領を実現するということで、世論の不満の解消をはかった。したがって山本内閣は、その意味でも西園寺内閣以来の政治改革を実行することを迫られていたのである。それは、行財政の大幅整理、軍部大臣任用範囲を予後備役まで拡大、文官任用令の改正、枢密院の改革などとなって実行されていった。

こうした情勢のなかで、教育政策も新たな方向をとらざるを得なかった。山本内閣の奥田義人文相は、高等中学校令(中学校と高等中学校とを1つの総合的な教育段階として位置づけ、広範かつ詳細にわたって規程したもの)の施行を無期延期した際、枢密院に対して、その理由を述べ「内閣ハ今般特別ノ調査機関ヲ設ケテ教育制度ヲ攻究スベキコトヲ決定シタ」と言明していた(3月12日)。それは明治29年(1896)来の高等教育会議を廃止し、新たに教育調査会を設置することを意味した。

奥田文相は4月5日、教育調査会官制案を請議しているが、その理由書は以下のように述べている。(久保義三著『天皇制国家の教育政策』)

我邦ノ教育制度ハ幾多ノ沿革ヲ経テ今日ニ到レリト雖社会ノ実況ニ鑑ミ一層教育ノ施設ヲ適切ナラシメンカ為ニ更ニ調査攻究ヲ要スル問題1ニシテ足ラス然ルニ教育ノ事タル至重至大ニシテ2,3者ノ意見ヲ以テ輒ク之ヲ決定スヘキニアラス之カ為ニ特殊ノ調査機関ヲ設ケテ学識経験世ノ信望ヲ繋クニ足ル者以テ之ヲ組織シ教育ニ関スル重要事項ニ付調査審議ヲ為サシムルハ目下ノ急務ナリト信ス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

ここには、至重至大である教育のことは、少数者の意見によって軽々に決定されてはならず、「学識経験世ノ信望ヲ繋クニ足ル者」で構成される調査機関によって審議されなければならないことが強調されていた。

この請議案件は閣議決定され、6月13日裁可され、勅令第176号教育調査会官制と高等教育会議規則廃止が同時に公布された。

この間、帝国議会の第30議会（大正元年12月24日召集）において、貴族院は3月19日松平康氏、山田春三、木場貞長提出、正親町実正ほか105名賛成の「教育調査機関設置に関する建議案」を賛成多数をもって採択し、政府に提出している。この建議に先立って、すでに3月12日、政府は調査機関の設置を決定したことを言明していたことからすれば貴族院の建議が教育調査会を設置させる直接的契機であったとはいえない。むしろ、明治後半から学制に関する諮問機関設置の世論に対処するものとして、生み出されたものであった（久保前掲書）。

この教育調査会官制は全文11条から成っているが、そのうち主なる点を見ると、

第1条 教育調査会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ審議ス

第2条 教育調査会ハ教育ニ関スル重要ノ事項ニ付文部大臣ノ諮詢ニ応シテ意見ヲ開申ス

第3条 教育調査会ハ教育ニ関スル重要ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第4条 教育調査会ハ総裁1人副裁1人及会員25人以内ヲ以テ組織ス

などであった。これによって任命された委員は、帝国大学総長、教授、直轄学校長、官僚から構成された高等教育会議とは全く異なった構成員であった（ちなみに、手島精一は明治38年1月以来、この高等教育会議のメンバーであった）。

それは、請議文の理由書にあった「学識経験世ノ信望ヲ繋クニ足ル者」として、「枢密顧問官、貴衆両院議員、私立学校代表者及実業家中ヨリ総裁及会員ヲ命シ後更ニ陸海軍ノ代表者ヲ会員中ニ加ヘタリ、而シテ副総裁ハ文部大臣ニ対シ之ヲ命セラレタリ大正3年7月勅命第142号ヲ以テ官制中ニ改正ヲ加ヘ会員25人以内ナリシヲ30人以内ト改メ新クニ帝国大学総長、高等師範学校長、高等工業学校長等ヲ会員中ニ加ヘタリ」が選考の基準で

選ばれたことにも明白であった。

メンバーは総裁樺山資紀（枢密顧問官）、副総裁奥田義人（文相）、会員九鬼隆一（枢密顧問官）、加藤弘之（同）、菊池大麓（同）、小松原英太郎（同）、貴衆両院議員として、江木千之、高木兼寛、岡田良平、水野直、桑田熊蔵、杉浦重剛、関直彦、箕浦勝人、改野耕三、花井卓三、村野常右衛門、三土忠造、私立学校代表者として高田早苗（早稲田）、鎌田栄吉（慶応）、成瀬仁蔵（日本女子大）、実業家中より、渋沢栄一（第一銀行）、豊川良平（三菱銀行）、中野武営（東京商工会議所）、早川千吉郎（三井銀行）、さらに陸海軍の代表が後にそれぞれ任命されている。

そして、大正3年（1914）の改正により、新たに官学代表として山川健次郎（東京帝国大学）、嘉納治五郎（東京高等師範学校）、手島精一（東京高等工業学校）が加えられた。このように、枢密院や貴族院代表が加わっているが、同時に実業界や私学代表が参加していることは、山本内閣が政友会をその基盤としていることの反映でもあった。

さて、この教育調査会に奥田文相が諮詢し実現したものは、帝国大学、高等学校および官立専門学校の学年開始期の変更に関する件で、従来9月であったものを4月に変更し、帝国大学法科大学の修業年限を4年から3年に短縮した2件のみであった。

奥田文相は主たる学制改革案については、諮詢することなしに翌年（大正3年）3月その職を去ったのである。この間、教育調査会のメンバーから以下のような建議案がそれぞれ提出された。

大正2年（1913）7月、杉浦重剛会員「皇道ニヨリ国民精神ヲ帰一セシムルコト等ニ関スル建議案」

同年10月、渋沢会員外3名「修業年限短縮ニ関スル建議案」、高田早苗会員外1名「立憲的及世界的精神ヲ国民教育ニ普及スル立法ニ関スル建議案」、花井会員外3名「学制改革ニ関スル建議案」、成瀬会員外1名「学風改善ニ関スル建議案」、同成瀬会員外2名「女子高等教育ニ関スル建議案」

しかるに、教育調査会は杉浦会員建議案中の「試験制度改正ニ関スル件」と「徴兵令中改正ニ関スル件」だけを、大正3年2月と7月にそれぞれ

れ決議して文部大臣に建議したのみであった。

山本内閣がシーメンス事件で倒れたあと、大正3年(1914)4月16日第二次大隈重信内閣が成立し、文相には一木喜徳郎が就任した。

一木文相は同年6月20日、以前から文部省で起草にかかっていた「大学校令及学位ニ関スル規定」が成案だったので、これを教育調査会に諮詢した。これは、帝国大学、高等学校の現行制度そのものには手を触れないで、官公私立の単科および総合制の大学を認めるものであった。「大学校令」の要項の主なる点は、「1、高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ本令ニヨリテ之ヲ大学校ト為スコトヲ得ルコト、2、大学校ハ官立公立私立ヲ通シテ之ヲ認ムルコト、5、大学校ノ修業年限ハ3箇年以上トシ医学ヲ教授スル学校ニ在リテハ4箇年以上トスルコト、6、大学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校ノ予科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者タルヘキコト」などであった。

この諮詢案は、年来の学制改革の課題であった官公私立大学を一律に取り扱おうとするもので、その意味で原則的には現状を大きく前進させる画期的な内容をもつものであったといえる。

こうした諮詢案が出現する背景にあるのは、東京高等商業学校をはじめとする各地の官立専門学校の熾烈な大学昇格運動、さらには専門学校令によりながらすでに大学の名称を得ている私立大学が、名実ともに大学化を図ろうとする動きであり、それに対処しようとする文部当局の意向であった。

しかしながら、一木案には帝国大学および高等学校に触れるところは全くなかった。つまり一木案は帝国大学および高等学校の現行制度に触れないでひとまず単科大学、公私立大学にかぎって問題を解決しようとするものであった。

この一木案と前後して、江木会員は「中等教育制度改正ニ関スル意見」(6月11日)、菊池会員は「教育制度改正ニ関スル意見」(7月3日)をそれぞれ提出した。

そのうち、菊池大麓提出の「教育制度改正ニ関スル意見」は

1. 高等学校ハ之ヲ廃止スルコト

1. 中学校本科又ハ補修科ヨリ進入スル学校ハ総ヘテ大学校 (College) ト称シ其ノ卒業生ニハ学士ノ称号ヲ許可スルコト

1. 大学校ノ修業年限ハ2箇年及至4箇年トスルコト

1. 大学校ハ公立、私立ヲ許スコト

1. 現在ノ高等学校ハ之ヲ修業年限4箇年ノ大学校トシ各般ノ学科ヲ教授スル所トスルコト (仮ニ之ヲ学芸大学校ト命名ス)

1. 現在ノ各専門学校ハ夫々法科、医科、工科、商科、農科或ハ学芸大学校等トナルコト

1. 帝国大学ハ其ノ下部ニ学芸学部ヲ設ケ (或ハ都合ニ依リ所在地ノ高等学校ヲ合併シテ之ニ充ツ) 其ノ上ニ高等ナル研究部ヲ置クコト

1. 帝国大学内ニ法学部、医学部、工学部等ヲ設ケ或ル条件ノ下ニ学芸部或ハ学芸大学校2箇年修了以上ヨリ進入ヲ許シ別ニ修業年限ヲ定メサルコト

などであった。菊池はこれについて、「大学及高等学校に関する余の提案」と題して長文の提案理由を公表している。

いまその主要部分を久保前掲書より引用しておきたい。

余は同会に於て本案の主旨を説明したるが此に其の説明の概要を述べんと思ふ。抑教育調査会の設立されたるは世間に於て今日の教育に対する不平の声が頗る高く当局に於ても其の不平の中に相当の理由あるを認め之が匡済の方法を得んとしたるに外ならずと信ず。

其不平の一つは大学を卒業して世間に出て活動するに至るまでの年限が余りに長きに過ぎると云ふことなりしは疑を容れず (中略) 之れ実に国家の人物経済の上に於て堪へ難き事ならずやと言ふのが現今の教育に対する不平の起る一つの原因である。今一つは教育の効果が面白くないと云ふ不満である。大学を卒業した者でも中には手紙も十分に書き得ないとか又は洵に非常識である、常識が足りないと言ふ様な小言がある。此以外にも尚種々有る可しと雖此等が重なるものならんと思惟す。(中略) 日本人は兎角大学卒業と言ふ名がなければ何とやら学校教育を十分に終了したる気がせざるものなり、故に専門学校に大学と云ふ名を付けて之を卒業すれば学士の称号を与ふることとすれば、今日はひたすら高等学校を経て帝国大学に入らんと押し寄せる者も其方に傾く様になる可しと思ふ。余は35年 (明治) に一の学制案を高等教育會議に提出したり、其主意は大学にのみ入らんと志望する者を幾分か専門学校の方へ向けんと企てたりしが是は否決されたり、之に付て余は考ふるに其失敗の一原因は大学なる名称を与へずして、専門学校にして置きたるが策の宜しきを

得ざりしものなりしなり、今之を大学と名づけ其の卒業生に学士の称号を与へんとせざりしか為なりしなり。(中略) 要するに日本人は兎角出来得るだけ高き教育を得んと希望する、是れ決して悪きことに非らざるも自己の資力も能力も計らず何人も無謀にも最高の教育を受けんとする、一方に大学なるものがある以上は以下の教育を得てそれにて満足する能はざるなり、是れ一つの争ふ可からざる事実なり、然れ共之れは實際教育内容の如何よりも寧ろ名称特権より起り来るものならずや。(中略) 我日本の大学は余りに各専門に走り過ぎて居るに非ずやと余は考へる、勿論高等の研究は何所までも専門、何所までも深く行く可きであるが一般の卒業生に対しては今少し普通に、基礎的に為して年限の短縮を計りたしと思ふ。余は余の案は頗る根本的革命的の改正なることを知る。今日まで大学なるものは頗る程度の高きものなりとし、中学校を卒りて更に2、3年の予科を経ざれば這入れぬものなり居りしを中学校より直に進入するものとせんとするものにして、今日の専門学校を皆大学と称せんとするものなれば、頗る根本的の改革と思ふ、余は大学制度に就ては数年の間熟考したる末斯くの如くせざれば実に年数を短縮して而かも良き教育を授くることは不可能なりと断定するに至れり、而して斯くすれば年限短縮も出来る、余り専門的にならざる基礎学科も授け得られる。且常識の養成にもなる、実に今日の高等教育の弊を一掃する唯一の案なりと考ふるを以て之は教育調査会に提出したり。(「東洋学芸雑誌」大正3年9月5日)

高等学校を廃止し、中学校から連続する学校をすべて大学校とし、現行の専門学校を大学化させることで、高等教育の拡大を計ろうとするこの菊池案は、自ら自負するように、まさに「根本的革命的の改正」案であった。高等学校制度の改革に全く言及していない一木文相案と比較して菊池の学制改革案は、高等学校への入学者の急増という事態に対処する点で具体的でもあった。

そして、一木文相諮詢案、江木会員案、菊池会員案は10月17日、一括して「大学校令等ニ関スル特別委員会」に付託されることになった。この特別委員会の委員長には秘書顧問官である候爵蜂須賀茂韶が、委員には小松原、辻、菊池、山川、江木、鎌田、三上、岡田がなった。この特別委員会は、大正4年(1915)6月まで33回の審議を重ね、同月30日、審議の結果を加藤弘之総裁に報告した。

それは次のようなものであった。

「曩ニ審査方法御付託相成候文部大臣諮詢大学校令及学位ニ内スル規定制定ノ件及之ニ牽聯セル会員提出ノ諸建議案ハ審議ノ結果別紙ノ通議決致候ニ付参考書類添付此段及報告候也」として、「大学校令ニ関スル特別委員会議決」を「中学校ノ部」（大正4年5月19日議決）、「高等学校ノ部」（大正4年5月28日議決）、「大学校令修正案ノ部」（大正4年6月10日議決）の3部に分けて学制案改正としていた。

特別委員会案では大学は一木案をほぼそのまま踏襲して、大学校を大学と改め、第1条の目的規定に「国家ニ須要ナル」を加えている。この点では一木案が専門学校令第1条の規定を採用して「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」は大学校とするとしたのに対し、委員会案は帝国大学令第1条をそのまま生かそうとした点が注目される。この案は「教育調査会経過概要」が「曩ニ提出セラレタル菊池会員ノ学芸大学案トハ其ノ逕庭甚大ナルモノアリ」と指摘するように、菊池案とは全く異質のものとなっている。

そこで、菊池、淡沢、嘉納、鶴沢、成瀬、高田の6会員は（これらの会員は財界、あるいは私学の代表者であった点に留意）、11名の賛成者の署名を連ね、先の蜂須賀特別委員長の報告に先立って、大正4年6月12日大学制度等に関する8カ条の建議案を提出した。

客年6月大学令及学位令ノ特別委員ニ附託セララルヤ委員諸氏熱心調査ノ結果一部ハ已ニ其ノ議決ヲ経ルニ至レリ今其ノ成案ヲ見ルニ従来ノ弊処ヲ矯正シタル点尠カラサルヲ認ム然レトモ余輩ノ最モ重要ナリト感スル点即チ画一主義ノ打破大学卒業年間ノ短縮常識ノ涵養收容人員ノ増加等ニ於テ尚未タ十分ニ改善セラレサル所アルハ頗ル遺憾トスル所ナリ本来余輩ハ特別委員会ノ総会ノ議ニ附セララルヲ俟ツテ平素懷抱スル意見ヲ陳述センコトヲ期セシカ特別委員附託以来已ニ1年今ヤ特別委員会案ノ大要ヲ知り得タル以上ハ空シク時日ヲ費スヘキニアラス茲ニ本案ヲ提ス先ツ第一項ヲ総会ニ附セラレ幸ニシテ可決セララルニ於テハ第2項以下ヲ附議セラレシコトヲ希望ス 右建議ス

そして、建議案は8項目にわたっているが、そのうち主なる点をあげれば、次のとおりである。

1. 中学校卒業生及ヒ同等以上ノ学力アル者ヲ收容シ4箇年以上ノ教育ヲ施ス学校ハ大学ト為スコトヲ得ルコト
2. 大学ニ修養ニ重キヲ置クモノト學術技芸ノ専攻ニ重キヲ置クモノトノ区別ヲ設

- ケ又其ノ2種ヲ兼ネシムルコトヲ得
3. 大学ノ設立者ハ政府、地方自治体又ハ私立団体（財団）タルヘキコト（4—7略）
 8. 現在ノ諸官立学校ヲ大要左ノ通処分スルコト
 - (1) 高等学校ハ之ヲ大学ニ改造スルコト
 - (1) 高等師範学校及ヒ重ナル専門学校実業専門学校ハ大学ニ改ムルコト
 - (1) 帝国大学ハ大学院ヲ本位トシテ専ラ研究ノ場所トシテ大学ヲ附設スルコト

この建議案に賛成し署名した者は花井卓蔵、早川千吉郎、豊川良平、改野耕三、辻新次、中野改啓、九鬼隆一、江原素六、手島精一、箕浦勝人、関直彦の11名であった。この建議案は、先にみた菊池案を骨子としてできたものであることは明らかであろう。

建議案は、先の特別委員会の決議とともに7月7日の総会において審議され、引き続き4回、菊池建議案が先議され、同月19日ついに菊池案の第1項「中学校卒業生及同等以上ノ学力アルモノヲ收容シ4箇年以上ノ教育ヲ施ス学校ハ大学ト為スコトヲ得ルコト」が可決された。

そして、一木文相は「該決議ノ趣旨ニ基キ更ニ当局ニ於テハ学制案ノ調査ヲ為スヘキ旨表明」した。こうして一挙に高等教育機関としての「大学」の存在が大幅に認められる可能性が生まれることになった。

その直後、大隈内閣は大浦兼武内相の選挙法違反事件によって、7月28日総辞職したが、再び大隈改造内閣が8月10日に成立し、一木文相の内相転出に伴い、先の建議案提出者の1人であった高田早苗が文部大臣に就任した。

高田文相は直ちに前回議決の趣旨に基づき「大学令要項」を立案し、9月21日教育調査会に諮詢した。この「大学令要項」は「別記ノ要項ニ依リ大学令ヲ定メントス」として18項を列記している。そのうち主なるものをあげれば次のとおりである（久保前掲書）。

大学の目的規定として、(1)「大学ハ高等ノ学識及品格ヲ備ヘ社会ノ指導者タルヘキ須要ノ人材ヲ養成シ及學術ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト」を謳っている。これは、帝国大学令や、先の特別委員会の「大学令修正案」の目的規定にある「国家ノ須要ナル」というものとは異質であり、

高田文相年来の自由主義的の大学観の表明であった。大正デモクラシーの時代思潮をそこに見ることができる。

- (2) 北海道地方費、府県又ハ市ハ大学ヲ設立スルコトヲ得ルコト
- (3) 私人ハ大学ヲ設立スルコトヲ得ルコト
- (4) 大学ノ修業年限ハ4箇年以上トスルコト
- (5) 大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校若ハ修業年限5箇年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者タルコト

この要項には高等女学校の卒業生にも大学入学の道を開くなど、文字どおり画期的な内容を含んでいた。高田文相の「大学令要項」は先に見た菊池大麓の「学芸大学校案」に基づいて作成されたものであることは間違いなく、5年制の中学校卒業生を入れる4年制以上の高等教育機関を官公私立を問わず、すべて「大学」とする点において、従来の大学観の「コペルニクスの転回」であったといえる。

当然のようにこの「大学令要項」に対する対応はさまざまであった。

まず、教育調査会では9月27日、29日、10月1日の総会で審議され、これを下記9名の特別委員に付託して審議することを議決した。この委員会は「大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会」と称され、菊池大麓委員長以下、成瀬仁蔵、鎌田栄吉、三土忠造、早川千吉郎、花井卓蔵、鶴沢総明、嘉納治五郎、岡田良平の8名で構成されていた。

この特別委員会は11月3日の第5回目の委員会で原案の一部を修正して可決した。

すなわち、大学の目的規定で「高等ノ学識及品格ヲ備ヘ社会ノ指導者タルヘキ須要ノ人材ヲ養成シ云々」とあったのを「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ云々」に修正、さらに大学入学資格では高等女学校卒業者を削除した。高田文相の「大学令要項」の原案からすれば後退は明らかであった。そこには帝国大学の水準の低下に危惧の念を抱く帝国大学側の委員や、帝国大学の教授たちの意向を無視できないという事情があった。

「大正4年10月2日菊池男が態々大学に至り、31番教室に於いて学芸大学案を説明せる場合の如き、法科の教授を中心に痛烈な質問反駁を加へて、

その撤回を迫」ったほどであった。

特別委員会の決議は大正5年(1916)3月23日の総会に提出され、菊池委員長は委員会の審議経過の報告を詳細に行ったが、結局、結論をみるに至らなかった。

先の蜂須賀特別委員会の「大学令修正案」(起案者、小松原英太郎、江木千之、岡田良平、山川健次郎など)と菊池特別委員会の「大学令案」とでは、あまりに隔たりがありすぎた。当然、両者の意見を調整し一本化することは困難をきわめる作業であることは、想像に難くない。

この総会が開催された直後、高田文相は「大学令案」に賛成する側、反対する側それぞれ数名の委員と懇談会を計画したことが当事者間の書簡によって明らかである(久保前掲書)。

高田文相は3月25日付で岡田良平宛に書簡を送り、教育調査会について相談したいといっている。

またこの件に関し、江木千之、小松原英太郎はそれぞれ岡田良平に対し、書簡を送っている。江木は審議中の「大学令案」に絶対反対であり、岡田にも懇談会において絶対反対するよう要請している。

この年1月13日に枢密顧問官になった小松原英太郎も「大学令案」に反対であり、この点については岡田とも十分気脈を通じ合っていることを述べていた。

教育調査会のメンバー中、「大学令案」に強硬に反対している側は、江木、岡田の貴族院グループ、小松原の枢密顧問官、山川の帝国大学の代表者といった面々である。

枢密顧問官といっても菊池自身が顧問官であり、九鬼隆一顧問官も菊池建議案(つまりは高田文相の大学令案)に賛成し署名さえしていた。おそらく菊池、九鬼といった人々は枢密院においては少数派に属していたと思われる。

こうした状況下で、たとえ「大学令案」が教育調査会を通過しても、枢密院審議においては大修正をほどこされるか否決されるかのいずれかになることは、明らかであった。

高田文相の主催になる懇談会の3カ月後、6月12日前回に引き続き「大

学令制定ノ件ニ関スル特別委員会決議」を審議するための総会が開かれたが、そこでは、その審議を延期する申し合わせをする事態になった。依然として「大学令案」に対する激しい対立が続いていたことがわかる。

教育調査会は「大学令案」の審議を延期したまま同時に15名より成る「帝国大学改正案等調査特別委員会」を新たに発足させ、菊池大麓が委員長に選出された。これは大正6年（1917）1月18日まで10回の審議を重ねたが、結論はついに得られなかった。

この間、大正5年10月9日大隈内閣が倒れ、寺内内閣となり、文部大臣に就任したのは「大学令案」に絶対反対の立場に立つ岡田良平であった。

岡田文相は教育調査会をそのままにしておいて、小松原枢密顧問官の執拗な教育調査会改革の勧告を受けて、その準備に取りかかっていた。

大正5年10月29日、岡田に対して小松原は書簡を送り、教育調査会の所管の変更か、あるいは教育調査会で学制問題を解決するかのいずれかの選択を強く迫っている（『資料臨時教育会議第一集』）。

小松原をはじめとする枢密院が志向する学制改革のためにも、また将来の教育大方針決定のためにも、内閣所管の有力な調査機関を作って元老、政府を動かさなければ何も実現できないこと、今がそれを決断する秋である^{とき}と迫っていたのである。

そこには、教育調査会における菊池大麓や高田早苗の大学改革案に対する否定はもちろんのこと、意見の対立を克服できない教育調査会そのものへの否定的発想が根底にあることを読みとることができる。

小松原は、この構想を同じ山県有朋直系の内務官僚平田東助にも進言し、これに賛意を示した平田は、岡田に教育調査会の改造を促している。

翌大正6年（1917）1月27日、小松原は教育調査会改造の具体的手順、人事等も示してその断行を強く岡田文相に促した。小松原は、先の書簡において「元老を動かし政府を動かす」とあったように、教育調査会を有力な機関にし、教育の大方針を決定するためには、権威づけの象徴としても元老が必要であるとしていた。

さらに、委員に関しては、高等教育の拡大大衆化を目指す前文相高田早苗を委員から除く意向を表明していることも、改造の性格をよく示してい

るといえる。また、改造によって教育大方針の決定、学制改革実行に多額の経費を要するが、これは文部当局には実は好機会なのだから、閣議において決定しておけばよいと進言している。

小松原は寺内首相をはじめ平田東助とともに山県有朋直系の官僚であり、また文部大臣長期経験者（3年、次官岡田良平）であり、枢密顧問官でもあった。教育政策に関する限り、政府と枢密院の調整役を演じるには格好の人物であった。

岡田文相は、小松原ら枢密院の多数派の支持を背景に、教育調査会の改造の具体的行動に移っていった。岡田は改造につき菊池大麓の元を訪れた。菊池は岡田の提案した教育調査会の改造について、その所属の移管すなわち内閣直属にすることや、議題等については至極結構だとしたが、教育調査会を設置した当初の大目的は大学制度の問題解決であったし、また菊池建議案の第1項は総会ですでに議決されているのであるから、改造でそれを消滅させたり、させようとするような意図があっては甚だ遺憾であるとした。つまり菊池は当面の学制改革の中心的課題は低度大学の創設にあることを強調してやまなかったのである。

また、教育調査会を設置した時点で、枢密顧問官の有志は、内閣に対して大学制度の問題解決がこの調査会の大目的であることを申し入れた経緯からして、この点を無視すれば、後に枢密院と衝突を起こすことにもなりかねないから十分注意されたいと助言している。

枢密院は大学問題に対しては、菊池案のような大衆化された「学芸大学案」には同意できなかったが、帝国大学のほかに公私の大学設立を認めることは、時代の要請としてやむなしとの見解に立っていた。

こうして、教育調査会の改造は、小松原が岡田に提案してから約1年後の大正6年（1917）9月21日に教育調査会官制の廃止と臨時教育会議の官制公布となって実現された。

教育調査会は、高等教育機関のあり方において、従来の帝国大学を中心とする官学独占の体制を否定し、公私立大学の設置、大学の国民化大衆化を促進する高等教育機関の制度改革を打ち出した点、試案の段階では高等女学校卒業生の大学入学への道を開くなど、その多くは実現されなかった

にせよ、近代日本教育史上、注目に値する調査会であった。一方、岡田はこれ以後、内閣総理大臣直属の諮問機関としての「臨時教育会議」を通して多年の懸案たる「学制改革」に結着をつけようとのり出すのであった。

「臨時教育会議」と単科制大学

すでに見たように、寺内内閣の文部大臣に就任した岡田良平は、低度大学の創設へつながる「学芸大学校案」や「大学令要項」に正面から反対であり、従来、文部大臣の諮問機関であった「教育調査会」を廃止し、内閣総理大臣直属の諮問機関として「臨時教育会議」を設置し、多年の懸案たる「学制改革」を一気に結着をつけようとした。

この間、教育調査会以来の経緯もあり、岡田文相の当初のもくろみは、必ずしも順調には運ばず、貴族院や枢密院グループの根回しもあって、1年近くの精力的な働きかけの結果、大正6年(1917)9月21日、臨時教育会議の官制公布にこぎつけたのである。この臨時教育会議官制制定の文部大臣請議は、3月12日付ですでに提出されていた。請議書では設置の意義を次のように述べている。

現下ノ時局ニ鑑ミ広ク関係ノ部局ニ亙リ根本的ニ教育ニ関スル制度ヲ調査セシムルハ勿論国家ノ進展ニ伴ヒ適當ナル諸般ノ計画ヲ確立シテ将来ノ大計ヲ定メサルヘカラス故ニ今回教育調査会ヲ改メテ臨時教育会議トシ内閣総理大臣ノ直属トナシ其ノ組織ヲ改造シテ調査上一層ノ周到ヲ期シ且ツ速ニ学制其ノ他教育上ノ施設ニ関スル諸般重要ノ審議決定セシメントス(前掲『資料臨時教育会議第1集』)。

この官制によって「総裁1人、副総裁1人及委員40人以内」の構成組織が決められ、委員の人选は主として小松原、平田(東助)によって行われた。

総裁は平田東助、副総裁は男爵久保田譲(この年11月3日枢密顧問官となる)が任命された。

委員には文部大臣、内務大臣をはじめとして、枢密顧問官(小松原、一木)、貴衆両院議員(各5名)、関係各省次官等(6名)、官立学校長(7名、そのうちの1人が手島精一)、陸海軍代表、私学学校長(2名)、財界

人（4名）、一般教育家（2名）など36名が任命された。

委員の人選の過程で、教育調査会で菊池、高田案を支持した主たる人物は除外された。大学制度における大衆化路線は排除されたのである。

菊池大麓はこの年8月に没しているが、生存していたとしても、参加しなかったと思われる。また、菊池の学制改革に賛意を表していた前文相高田早苗、渋沢栄一、中野武宮、豊川良平、九鬼隆一などは委員に任命されなかった。したがって、ここでは枢密顧問官や政府高官およびそれらと意見を同じくする貴衆両院議員が多く、彼らが過半数を占め、特に平田、小松原の関係で山県有朋系の委員が多かった。

臨時教育会議は大正6年（1917）10月1日第1回総会を行い、以後、9つの諮問事項の審議と、2つの建議を、30回の総会と83回の主査委員会でを行い、大正8年（1919）3月28日に閉会した。

ここでは「高等教育」に関する論議を中心に見ていきたい。

「高等教育」に関しては、諮問第2号「高等普通教育ニ関スル件」と諮問第3号「大学教育及専門教育ニ関スル件」が答申された。

諮問第2号は「高等学校制度の改革」に関するもので、高等学校の性格決定と年限短縮および7年制高等学校設置の問題を中心に審議が行われ、その結果、高等学校の性格は、一方では帝国大学へと連絡する基礎教育機関であると同時に、他方、高等普通教育の完成機関であるという二重の性格をもつものとされた。同時に、7年制高等学校を設置し、また中学校第4学年から高等学校への進学を許可することによって、修業年限を1カ年短縮する措置をとることが決められたが、これは建前はともかく、形式上は従来の高等学校制度をそのまま認めた形となった。ここにおいて、教育調査会にかけられる菊池・高田の国民的、大衆的・大学令案(高等学校の大学化)は完全に断ち切られたのである。

諮問第2号が審議されたのは、大正6年12月7日の第10回総会であったが、その折、久保田譲は高等学校制度案として、以下のような草案を提出した。

1. 現在ノ高等学校大学予科ヲ廃止ス
1. 新ニ高等中学校ノ制ヲ設ケテ高等普通教育ヲ為ス所トス

1. 高等中学校ノ修業年限ハ3年ト4年, 2年ト5年ニ區別シテ7年トス但分立スルコトヲ得
1. 高等中学校ノ学科ヲ上級ニ於テ之ヲ文科理科ニ分ツ
1. 高等中学校ノ卒業生ハ大学ニ入学スルコトヲ得
1. 高等中学校ハ官立及財団法人ノ設立トス

久保田案は彼が文相時に提唱した学制改革論に基づくものであり、教育調査会における蜂須賀茂韶特別委員会案とほとんど一致するものであった。

この久保田案をもとに審議は進められ、高等学校の性格決定に関する問題、および年限短縮と7年制高等学校設置の問題が審議された。

前者に関しては、大学予科の存在、高等学校の大学予備教育機関化への批判を通じて、新しい高等学校を人格養成に重きをおいた高等普通教育の完成教育機関、そして大学の基礎教育機関とする二重の性格をもつものとされた。そしてそれは、中学校教育と一貫させることによって、答申にある「国家ノ中堅タル中流階級ニ対スル教育」たるべきことが強調されていた。

この見解は、久保田、江木、沢柳政太郎などによって強調され、真野文二（九大総長）、北条時敬（東北大総長）、水野錬太郎（内務大臣）らが賛同した。

これに対して、木場貞長（行政裁判所）は「帝国大学ハ帝国ノ最終ノ学力テアリマス」というように、帝国大学の学術水準を維持するためには、大学予備教育が必須であり、そのためには現行制度が必要である、と反対論を展開した。同様の見解は山川健次郎（東大総長）、阪谷芳郎（貴族院議員）にも共通するものであった。

12月8日の第11回総会で主査委員15名、委員長一木喜徳郎が任命され、答申案作成に入った。主査委員会は、12月10日から25日にかけて7回の会議を開いて答申案を作成決定した。答申案の内容は、久保田案を骨子にして、修正されたのは、名称を高等中学校から高等学校に、修業年限を年限短縮の観点から尋常科4年、高等科3年に一律にした2点だけであった。

また、官立のほかに公私立の高校を認める理由は、「現在ノ高等学校ハ帝国大学ノ予科ナルカ故ニ官立ニ限ルモ高等普通教育ヲ施スヘキ高等学校ハ中学校ト等シク公立及私立ヲモ許スノ要アルニ因ル」と答申している。

答申案に対する審議は、第12総会（大正7年1月16日）と第13総会（同年1月17日）において行われ、山川は「今ノ高等学校制度ト云フモノハ我日本ノ国情ニ適シテ居ルモノテアル」として、現行制度を維持する立場から答申案に対する反対の態度を示し、木場も山川に同調したが、結局、答申案はそのまま可決答申された。

高等学校教育と直接関係をもっている大学教育については、諮問第3号「大学教育及専門教育ニ関スル件」として、大正7年（1918）5月3日の第16回総会から審議され始めた。

諮問第2号が、建前はともかく、形式上は従来の高等学校制度をそのまま認めた形となり、したがって諮問第3号においては、初めから専門学校自体の改正はほとんど問題として取り上げられなかった。

かくして、明治末期以来問題になっていた中学校から「低度大学」「学芸大学」に直接連絡させようとする学制改革の方向は論議にのぼることなく否定されてしまった。つまり、ここでも教育調査会における蜂須賀特別委員会案を立案した枢密顧問官グループの意図する方向に、大学改革案は導かれていったのである。

したがって、問題の所在は、官立総合大学だけではなく単科大学の設立をどの程度まで許容していくか、さらには、当時すでに大学の名称をもちながら、法令上は「専門学校令」に基づく専門学校であったものを、名実ともに大学として認めるかどうかに向けられていた。つまり、枢密顧問官グループといえども、帝国大学と同列ではないが、官立専門学校や私立専門学校の大学昇格要求を、したがって単科大学の設立を四囲の状況からいって認めざるをえないところまで追い込まれていたのである。

したがって、審議の過程や答申の作成においては、その事情がそのまま反映されている。

諮 問

「大学教育及専門教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」

答 申

（大正7年6月22日答申）

大学教育及専門教育ノ改善ニ関シテハ別記ノ綱領ニ基キ当局者ニ於テ適當ノ措置ヲ

講セラルルノ必要アリト認ム

右及答申候也

- 1 大学ノ分科ハ文科，理科，法科，医科，工科，農科，商科等トスルコト
- 2 大学ハ綜合制ヲ原則トスルモ単科制トナスヲ得シムルコト
- 3 分科大学ハ国家ニ須要ナル學術ヲ教授シ及其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト
- 4 分科大学ノ在学年限ハ3年以上トシ医学科ニ就テハ4年以上トスルコト
- 5 分科大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等学校卒業者トスルヲ常例トスルモ其ノ大学ノ情況ニ依リ之ト同等以上ノ学力アル者ヲモ收容スルヲ得シムルコト
- 6 大学ハ特別ノ理由アル場合ニ於テハ予科ヲ置クヲ得ルコト
- 7 大学予科ハ高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルコト
- 8 大学予科ハ中学校第4学年修了ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ3年トシ中学校卒業ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ2年トスルコト
- 9 大学予科ノ定員ハ當該大学ニ該予科卒業者ヲ收容スルヲ以テ限度トスルコト
- 10 分科大学ニ研究科ヲ置き分科大学卒業者ヲシテ引続き研究ニ従事スルヲ得シメ及分科大学ニ於テ適當ト認ムル者ヲ收容シテ研究ニ従事スルヲ得シムルコト
一分科大学ノ研究科ニ入リタル者ハ他ノ分科大学ニ就キ研究スルヲ得シムルコト
- 11 分科大学ノ研究科ヲ綜合シテ大学院トシ各研究科間ノ聯絡ヲ完カラシムルコト
- 12 分科大学ニハ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルカ為必要ナル設備ヲナスコト
- 13 大学ハ官立及財団法人ノ設立トスルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公共団体ノ設立ヲ認ムルコト
- 14 公共団体及財団法人ノ経営ニ係ル大学ノ設立ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ經ヘキコト
- 15 公共団体及財団法人ノ経営ニ係ル大学ハ文部大臣之ヲ監督スルコト
- 16 財団法人ニ於テ大学ヲ設立スルニハ其ノ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル資産相當ノ設備及相當員數ノ専任教員ヲ備フヘキコト
- 17 財団法人ノ経営ニ関スル大学ヲ總轄スル者及其ノ教育ノ任用ハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘキコト
前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ヘキコト
- 18 帝国大学分科大学ニ於テハ教授助教授ノ俸給ヲ増加スルコト
- 19 帝国大学分科大学ニ於テハ教授ノ停年制ヲ設ケ停年制ニ依リ退職スル教授ニ相當ノ退職俸ヲ支給スルコト
- 20 学年ノ始ヲ4月トスルコト

21 専門学校ニ関スル現制ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト

希望事項

- 1 大学ニ於テハ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ一層意ヲ致サムコトヲ望ム
- 2 大学ニ於テハ受動的学習ノ風ヲ改メ学生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ研究セシムルノ方針ヲ取ラムコトヲ望ム
- 3 成ルヘク学級制ヲ廢シテ科目制トナシ学生ヲシテ其ノ選フ所ノ科目ヲ学習セシムルノ途ヲ開カムコトヲ望ム
- 4 科目ノ種類ニ依リテハ並行講義ノ制ヲ設ケムコトヲ望ム
- 5 大学ニ於テハ学士ノ称号ヲ得ントスル者ノ為ニ一定ノ試験科目ヲ設ケムコトヲ望ム
- 6 試験ハ其ノ成績ヲ点数ニ依リテ評定スルノ例ヲ廢セムコトヲ望ム
- 7 総合大学ニ在リテハ十分ニ各分科間ノ聯絡ヲ保タシメ綜合ノ実ヲ挙クルニ遺憾ナカラシメムコトヲ望ム
- 8 大学各分科ノ均等ナル発達ヲ期スルカ為適當ナル施設ヲ為シ人材ノ登用ノ如キモ各科ヲ通シテ公平ナラシメムコトヲ望ム

理由

- 1 大学ノ分科ハ學術進歩ノ趨勢ト大学制度ノ沿革トニ由リテ之ヲ定ムヘク必スシモ一定ノ理論ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得ス歐洲大陸ニ於ケル大学ノ如キハ概ネ神学科、哲学科、法学科及医学科ノ四分科ヲ具フルヲ常例トナスト雖或ハ国家学科、經濟学科等ヲ設クルモノナキニアラス我帝国大学令ニ於テハ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学及農科大学ノ六分科大学トナセリト雖京都帝国大学ニハ嘗テ理工科大学ヲ設置セルコトアリヌ商業、經濟ニ関スル学科ノ如キモ大学ノ一分科タルニ至ルベク其ノ他學術ノ進歩発達ニ伴ヒ時勢ノ要求ニ応シ更ニ大学ノ一分科ヲ為スニ至ルヘキモノ亦之ナキニアラサルヘシ故ニ「大学ノ分科ハ文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科等トスルコト」トシ現在ノ帝国大学ノ各分科大学ノ外尚将来新ナル大学分科ノ成立スヘキヲ認メヌ此等各分科ノ間ニ於テ適宜分合按排セラレタル分科ノ成立ヲモ認ムル趣意ヲ以テ本項ヲ議決セリ
- 2 歐洲大陸ニ於ケル多クノ大学ハ従来四分科ヨリ成ル綜合制ヲ原則トスルモ工科ノ如キハ単科制トナスモノアリ元来大学ハ専門ノ學術ヲ授クルト同時ニ又學術ノ蘊奧ヲ究ムル所ニシテ各専門學術ノ間ニハ密接ノ關係アルヲ以テ綜合制ノ単科制ニ比シテ適當ナルヘキハ論ヲ俟タスト雖時勢ノ要求ニ隨ヒ単科大学ノ成立ヲ認ムルコト亦已ムヲ得サルナリ是レ大学ハ綜合制ヲ原則トスルモ単科制トナスヲ得シムルコトトナシタル所以ナリ若シ夫レ如何ナル分科ノ綜合シタル大学ヲ以テ綜合

制ノ目的ニ適合シタル大学組織ト為スヘキモノナルカノ点ニ至リテハ近年學術ノ發達ニ依リ往々學者ノ間ニ見解ヲ異ニスルモノアルニ至リタルヲ以テ劃一旦ツ抽象的ニ之ヲ定ムヘキニアラサルヲ認メ綜合トハ単ニ二分科以上ノ結合セルモノヲ指稱スルモノトセリ

- 3 現行帝国大学令ニ依レハ分科大学ハ単ニ學術技芸ノ理論及應用ヲ教授スル所ニシテ學術ノ研究ヲ目的トスルモノニアラサルカ如ク解セラルルノ感ナキニアラス然レトモ大学カ他ノ学校ニ對シ其ノ特色トスル所ハ學術ノ研究ヲ以テ其ノ本旨ト為スノ点ニアルハ言フ俟ササル所ナルヲ以テ分科大学ハ獨リ學術ノ理論及應用ヲ教授スルノミナラス又學理ノ蘊奧ヲ研究スルヲ以テ其ノ目的ト為スコトヲ明ニスル必要アリ是レ特ニ「分科大学ハ國家ニ須要ナル學術ヲ教授シ及其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト」ト定メ其ノ綜合制タルト單科制タルトヲ問ハス均シク學術ノ教授及研究ヲ目的トスヘキモノナルコトヲ明ニセル所以ナリ
- 4 分科大学ハ其ノ性質上他ノ学校ト趣ヲ異ニスルハ勿論ナルモ大体ニ於テ學生ノ一般在学年數ヲ規定スルノ必要アリ而シテ從來ノ經驗ニ依レハ大学ニ於ケル一部門ノ學術ヲ修了スルニハ少クトモ3年ノ期間ヲ要スヘキヲ以テ「分科大学ノ在学年限ハ3年以上」トシ医学科ニ在リテハ3年ヲ以テ専門ノ研修ヲ了スルコト到底不可能ナルヲ以テ之ヲ4年以上トナセシナリ
- 5 大学教育ハ其ノ基礎ヲ高等普通教育ニ置カサルヘカラサルヲ以テ分科大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等学校卒業生トスルヲ常例トスト雖分科大学ノ種類ニ依リテハ専門學校卒業生ノ為ニ入学ノ途ヲ開クモ不可ナカルヘク其ノ他高等ナル教育ヲ受ケタル者及篤志ノ独學者等ノ大学ニ入ルコトヲ全然拒否スヘキニアラサルヲ以テ其ノ大学ノ狀況ニ依リ高等学校卒業生ト同等以上ノ学力アル者ヲモ收容スルヲ得シムルコトト為セル所以ナリ
- 6 大学教育ノ基礎タルヘキ高等普通教育ヲ授クル高等学校ノ制度ヲ設クルハ曩ニ本會議ノ決議セル所ナルヲ以テ大学入学ノ予備教育ヲ授クルヲ目的トスル特別ノ課程ヲ認ムルハ制度ノ本体ト為スヘキニアラスト雖特別ノ理由アル場合ニ於テハ予科ヲ置クヲ得シメ以テ宜シキヲ制セムトスルニ因ル
- 7 大学予科ノ教育ハ大学入学ノ準備ヲ為スヲ目的トスト雖大学教育ハ其ノ基礎ヲ高等普通教育ニ置クヲ必要トスルヲ以テ大学予科ニ於テモ亦高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルモノト為セリ
- 8 大学予科ハ高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルモノナルカ故ニ其ノ入学資格及修業年限モ亦自ヲ之ニ適應セルモノナラサルヘカラス
故ニ大学予科ハ中学校第4学年修了ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ之ヲ3年トナセリ然レトモ大学予科ハ當該大学ニ附屬シ之ト直接ノ聯絡ヲ

保ツヲ目的トスルモノニシテ独立シテ高等普通教育ヲ授クルヲ目的トスルモノニアラサルカ故ニ中学校卒業ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ヲ2年トスルモ其ノ学科課程ノ安排ヲ適當ナラシムルニ於テハ其ノ学力ニ於テ取テ不足スルコトナカルヘク且ツ学校ニ於テハ従来特殊ノ沿革事情ヲ有スルモノモ之ナキニアラサルヲ以テ大学予科ノ修業年限ハ其ノ入学資格ニ応シテ之ヲ二様ニ定メタリ而シテ其ノ孰レニ在リテモ7年ノ高等普通教育ヲ受ケシムルニ於テ其ノ揆ヲ一ニスルモノナリ

- 9 大学予科ハ大学ノ必要ニ応シ特別ノ理由アル場合ニ於テ之ヲ設置スルモノナルカ故ニ其ノ卒業者ハ専ラ之ヲ当該大学ニ於テ收容スルヲ目的トセサルヘカラス從テ大学予科ノ定員モ亦当該大学ニ該予科卒業生ヲ收容スルヲ以テ限度トナスヘキハ当然ノコトトス若シ夫レ該予科卒業生ヲ当該大学ニ收容シ得ルノ限度ヲ超エ予科ノ定員ヲ定ムルカ如キハ決シテ大学予科特設ノ必要ニ出ツルモノト謂フヲ得サルナリ
- 10 分科大学ニ於テハ之ヲ卒業シ引続き研究ニ従事セントスル者ノ為ニ必ス研究科ヲ置クコトヲ要ス此ノ如クニシテ始メテ學術ヲ授クルト共ニ學理ノ蘊奧ヲ究ムルヲ以テ目的トスル大学ノ職能ヲ完ウスルヲ得ヘキナリ是レ分科大学ニハ必ス研究科ヲ置クモノト為セル所以ナリ而シテ研究科ニ入りテ學術ノ研究ニ従事スルモノハ相当ノ學術ヲ修メタル者ナラサルヘカラス是レ分科大学卒業生及分科大学ニ於テ適當ト認ムル者ヲ收容シテ研究ニ従事スルヲ得シムルモノト為シタル所以ナリ而シテ分科大学卒業生ニ就テハ引続き研究ニ従事スト謂ヘルハ大学ニ於テハ學生ノ分科大学在学中ト雖常ニ學術ノ研究ヲ目的トスルモノナレハナリ又分科大学ニ於テ適當ト認ムル方法ニ関シテハ教授會ノ議ニ依リ或ハ卒業生ニアラサル者ニ對シテハ特ニ學力ノ考查ヲ為スコトモアルヘク或ハ一般ニ他ノ大学又ハ専門學校ノ卒業生ニ就テ認定スルコトモアルヘシ學術ノ蘊奧ヲ究メムトスルニハ單一分科ニ限ラス數分科ニ屬スル学科ニ涉リ相牽聯シテ攻究スルニアラサレハ到底其ノ完全ヲ期スルコト能ハサル場合アリ綜合大学ノ一ノ特長ハ實ニ茲ニ存スルカ故ニ一分科大学ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ分科大学ノ研究科ニ就キテモ自己ノ目的トスル研究事項ニ関シ自由ニ攻究スルヲ得シメサルヘカラス但シ當該教授ノ承認ヲ要スル等相当ノ手續ヲ為スヘキハ勿論ノコトナリト是レ即チ「一分科大学ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ分科大学ニ就キ研究スルヲ得シムルコト」ト為シタル所以ナリ
- 11 綜合大学ノ特長ヲ發揮シ學術研究ノ府タル実績ヲ挙ケムト欲セハ各分科大学ニ於ケル研究科ノ間ノ聯絡ヲ密接完全ナラシメ以テ研究上最モ便宜ナル組織ヲラシメサルヘカラス是レ即チ二分科以上ヲ具ヘタル大学ノ研究科ヲ綜合シテ大学院ト

- シ其ノ聯絡ヲ完カラシメムコトヲ望ム所以ナリ又大学院ノ名称ヲ用ヒタルハ現行帝国大学令ニ於テ多年用ヒ来レル名称ハ之ヲ存用スルヲ可トスルニ因ル
- 12 現時帝国大学ノ狀況ニ就テ見ルモ或ハ図書館ヲ設ケ或ハ各種ノ實驗室ヲ置キ或ハ諸種ノ研究室ヲ備フルモノアリト雖學術ノ蘊奥ヲ十分ニ攻究スルノ目的ヲ果サムカ為ニハ其ノ設備ニ於テ未タ充実完備セリト謂フヲ得サルナリ殊ニ研究室ノ設備ノ如キハ寧ロ甚タ不完全ナル状態ニ在ルカ如シ斯ノ如キハ經費ノ關係ニ因ルヘシト雖真ニ大学ノ職能ヲ發揮セムト欲セハ今後大学ニ於ケル學術研究ノ設備ノ充実完成ニ最モ力ヲ致ササルヘカラス又将来官立大学ノ外公共団体及財団法人ノ大学設立ヲ認ムルニ際シテハ此ノ方面ニ於ケル設備ニ関シ特ニ注意ヲ要スルモノアリ是レ即チ本項ヲ掲ケテ分科大学ニ於テハ學術研究ノ為メ必要ナル設備ヲ為スコトヲ要スルノ旨趣ヲ明ニシタル所以ナリ又研究ニ関スル設備ヲ有効ナラシムルニハ研究費ヲ十分ナラシメサルヘカラサルハ勿論ノコトナレハ此ノ点ニ就キテモ当局者ニ於テ一層意ヲ用フルノ必要アルハ言フ俟タサル所ナリ
- 13 大学ハ国家ニ須要ナル學術ヲ教授シ及其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ目的トスルモノナルカ故ニ国家自ラ之ヲ設立シ經營スルコトノ必要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリ然レトモ他ニ資産ヲ提供シ確實ナル基礎ノ上ニ最高ノ学府ヲ設ケテ學術ヲ研究シ人材ヲ養成セムトスル者アラハ国家ニ於テ宜シク之ヲ認メサルヘカラス是レ即チ「大学ハ官立及財団法人ノ設立トナスコト」トナシタル所以ナリ而シテ府県郡市町村ノ如キ公共団体ニ至リテハ法律上国家ヨリ課セラレタル義務トシテ幾多ノ事業ヲ有シ此等ノ義務ヲ完全ニ履行スルニハ多額ノ經費ヲ要スルカ故ニ更ニ巨額ノ費用ヲ必要トスル大学ヲ設立經營スルカ如キハ特殊ノ理由アル場合ニアラサレハ之ヲ認許スヘキモノニアラス是レ即チ公共団体ニ對シ大学ノ設立ヲ認ムルハ特別ノ事情アル場合ニ限ルコトトナシタル所以ナリ
- 14 大学ノ設立ハ事態極メテ重要ナルヲ以テ最モ鄭重ナル手續ニ出テサルヘカラス之ヲ外国ノ事例ニ徴スルニ大学ノ設立ハ議會ノ協賛ヲ經テ法律制定ノ手續ニ依ルモノアリ或ハ帝王ノ勅許ニ依ルモノアリ我官立大学ニ在リテハ其ノ設立ニ関スル予算ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スルノミナラス勅令ヲ以テ官制等ヲ制定スルヲ必要トス故ニ公共団体及財団法人ノ經營ニ係ル大学ノ設立ニ関シテモ鄭重ナル取扱ヲ為シ将来万一不完全ナル大学ノ容易ニ設立セラルルカ如キ弊ニ陥ルコトナカラシムルノ必要ヲ認メカ設立ニ付テハ文部大臣ニ於テ特ニ勅裁ヲ經ヘキモノト為シタルナリ
- 15 国家カ一定ノ制度ノ下ニ大学ヲ認ムル以上ハ之ニ對シテ相当ノ監督ヲナスヘキハ当然ノコトニ屬ス而シテ最高学府ニ對スル監督ノ如キハ之ヲ行フニ適當ナル機關ヲ有スルヲ必要トスルヲ以テ大学ハ文部大臣直接之ヲ監督スルコトトナセル所

以ナリ

- 16 大学ノ経営ハ頗ル多額ノ經費ヲ要シ從テ其ノ基礎最モ確實ナルモノニアラサレハ大学ノ目的ヲ達成スルコト難シ故ニ財団法人ニ於テ大学ヲ設立スルニハ其ノ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スルニ十分ナル基本財産ヲ備ヘ又學術研究ノ府タルニ相当ナル設備若ハ之ニ要スル資金ヲ備フルノミナラス尚大学ノ規模学科ノ種類性質等ニ応シ大学教育ノ実ヲ挙クルニ於テ相当ナル員數ノ專任教員ヲ置クコトヲ必要トス故ニ若シ資産設備共ニ備ハラサルノミナラス專任教員ノ數ニ於テモ相当ノ員數ヲ欠クカ如キアラハ之カ設立ヲ許スヘキニアラサルハ固ヨリ論ヲ俟タサル所ナリ
- 17 大学ヲ統轄管理シ又大学教育ノ局ニ當ル者ハ重大ナル責務ヲ有スル者ナルヲ以テ財団法人ノ経営ニ係ル大学ヲ統轄スル者及其ノ教員ノ任用ハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトシ又此ノ認可ハ一旦之ヲ与ヘタル後ト雖文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ヘキモノトシタル所以ナリ
- 18 最高ノ学府ニ於ケル學術ノ研究ヲ旺盛ニシ益々其ノ上進ヲ図リ以テ國運發展ノ基ヲ鞏ウセムニハ學術ノ研究ニ従事スル學者ヲ待ツニ相当ノ道ヲ以テセサルヘカラス然ルニ現制ニ於ケル帝国大学分科大学教授及助教授ノ俸給ハ甚タ菲薄ニシテ予算ニ就キ之レヲ見ルニ各省ニ於ケル高等官官等俸給令別表第2表第1号ニ依リ俸給官等ノ相当スル諸官即チ參事官、秘書官、書記官ノ平均年俸ハ2,270円ナルニ分科大学教授ノ平均俸給ハ多数ノ勅任教授ヲ含ムニ拘ラス本俸及講座給ヲ合セテ平均2,370円ニ過キス而シテ助教授ノ本俸平均年額ハ640円ニシテ職務俸ヲ合セテ平均年額1,040円ニ過キサルナリ斯ノ如ク菲薄ナル俸給ヲ以テ専心學術ノ研究ニ従事セムコトヲ望ムモ得ヘカラス且ツ有為ノ人材ヲ教授助教授ニ招致スルノ甚タ難キハ勿論現ニ教授助教授ノ職ニ在ル者ニシテ他ニ職ヲ轉セムトスル者アルモ亦之ヲ防止スルニ由ナカラムトス斯ノ如キハ国家カ學者ヲ遇スル所以ノ途ニアラサルナリ因テ分科大学教授助教授ノ俸給ヲ増加シ少クモ普通ノ高等文官ノ俸給ト逕庭ナカラシメ以テ學者ヲシテ各其ノ職ニ安シテ専心學術ノ攻究ニ従事セシムルハ大学教育ヲ改善スルノ第一著手トシテ一日モ措クヘカラサル要務タルヲ認ム
- 19 學者ニシテ學術ノ蘊奥ヲ究ムルコト年ト共ニ益々精深ナルニ至ルモノ少カラサルヘシト雖新進有為ノ學者ヲシテ斬新ナル研究ヲ行ハシメ先進教授ノ後繼者タラシムルト共ニ前人未發ノ新境ヲ拓カシメ学界ニ於ケル新陳代謝ヲ行フコト亦學術ノ進歩ヲ図ルカ為ニ極メテ緊要ナリ是レ帝国大学分科大学ニ於テ教授ノ停年制ヲ設ケ教授ニシテ一定ノ年齢ニ達シタル者ハ特別ノ場合ヲ除ク外職ヲ後進新鋭ノ學者ニ讓ラシメ学界ヲシテ常ニ清新ナル氣風ニ富マシムコトヲ望ム所以ナリ然レトモ學者ヲシテ老後ニ於ケル後顧ノ憂ナカラシムルニアラサレハ常ニ研究ニ專念

ナラシムルコト能ハスレレ停年制ニ依リ退職スル教授ニハ相当ノ退職俸ヲ支給スルコトトシ学者ヲシテ平素安シテ学問ノ研究ニ従事スルコトヲ得シメムコトヲ要スル所以ナリ

20 大学ヲ卒ヘルニ至ルマテノ教育年限ヲ短縮シ且ツ高等学校ト大学トノ聯絡ヲ密接ナラシムルカ為大学ニ於ケル学年ノ始ハ之ヲ4月ニ改メ互ニ学年ヲ連続セシメムコトヲ要ス然レトモ之カ実行ハ高等学校学年開始ノ時期ノ変更ニ伴フヘキハ勿論ナリトス

21 現行制度ニ於テハ大学教育ノ機関ハ帝国大学ヲ除クノ外他ニ之カ存立ヲ認メス帝国大学以外ノ学校ハ仮令高等ナル學術ヲ授クルト共ニ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルモノト雖均シク之ヲ専門学校令ニ依リテ支配セリ然レトモ将来ニ於テハ此等ノ学校ニシテ大学ニ関スル新制ニ則ラムコトヲ欲シ国家モ亦之ヲ適當ト認ムル場合ニ於テハ進ンテ大学トナルニ至ルモノ 尠カラサルヘシ而モ亦一方ニ於テ從來ノ如ク専門学校程度ノ学校ノ存スルアリテ高等ナル専門ノ學術技芸ヲ教授スルハ国家ノ須要ニ応スル必要ノ施設ヲラスンハアラス故ニ前各項ノ綱領ニ拠リ大学ヲ設クルノ途ヲ開クト雖現行ノ専門学校ニ関スル制度ハ之ヲ改正スルノ必要ヲ認メサルナリ但シ其ノ教職ニ対シ俸給ヲ厚ウスルコト及生徒ノ人格ヲ陶冶シ国家思想ヲ涵養スルニ一層意ヲ致スコトハ大学ニ於ケルト同シク其ノ必要ヲ認ムル所ナリ

又現時専門学校令ニ支配セラルル学校ニシテ大学ノ名称ヲ附スルモノアリ将来大学ニ関スル新制度実施後ニ於テハ大学ニ関スル規定ニ依ルモノニアラサレハ新ニ大学ト称スルコトヲ得サラシムルハ勿論ナリト雖從來大学ト称スルモノニ対シテ施スヘキ過渡ノ措置ニ至リテハ当局者ニ於テ緩急宜シキヲ制シ實際ノ事情ニ照シテ適宜ノ処置ヲナサムコトヲ要ス

又前述ノ如ク現在ノ専門学校ニシテ大学ノ新制度実施後進ンテ大学トナルニ至ルモノアルヘキモ専門学校ノ制度ハ固ヨリ教育上必要ナルモノナレハ専門学校カ徒ニ競ウテ大学トナラムトスルカ如キ弊害ハ嚴ニ之ヲ防制セサルヘカラス就テハ夫ノ通信省令タル電気事業主任技術者資格検定規則ノ如ク大学及専門学校ノ卒業者間ニ電気事業主任技術者タル資格等級ニ関シ甚クシキ等差ヲ設クルトキ或ハ之カ為ニ専門学校ヲシテ妄ニ其ノ修業年限ヲ増加シ或ハ大学ニ進格セムトスルカ如キ傾向ヲ生セシムルコトナキヲ保セサルヘシ故ニ資格認定等ノ關係ニ就テハ出来得ル限り両者ノ間ニ衡平ヲ得シメスノ如キ弊風ヲ生セサルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

又現在専門学校令ニ依ル私立学校ニシテ大学ト称スルモノノ中ニ於テ最も多キハ法政ニ関スルモノナリ我国ノ如ク多数ノ法政ニ関スル学校ヲ一都会ニ集中セルハ他ニ殆ト其ノ比ヲ見サル所ナレハ将来成ルヘク之ヲ併合シテ完備セル大学ヲラシ

ムルハ最モ希望スヘキコトナリス之カ為ニ国庫ヨリ相当ノ資金ヲ支出スルノ必要アレハ政府ニ於テ相当ノ資金ヲ支出シ併合ヲ促スニ於テ適當ノ措置を取ラレムコトヲ望ム又近時地方資産家ノ子弟等ニシテ中学校ヲ卒業シ法政ニ関スル一般ノ素養ヲ得ンコトヲ望ムモノ尠カラスト雖地方ニ適當ノ教育機関ナキヲ以テ相率ヒテ都市集中ノ弊ヲ生スルモノノ如シ将来高等学校ノ新制ヲ実施スルニ於テ地方ノ情況ト将来ノ趨勢トニ鑑ミ法政ニ関スル専門教育ヲ地方ニ施設スルノ要アルヘキヲ信ス

希望事項

- 1 大学ニ於テハ従来人格ノ陶冶、国家思想ノ涵養ヲ等閑ニ附シタルニアラサルモ尙未タ尽ササル所アルヲ免レサルカ如シ故ニ今後此等ノ点ニ一層意ヲ致サムコトヲ望マサルヲ得ス然レトモ大学ヲシテ高等学校等ニ於ケルカ如ク修身科ヲ設ケテ修身ノ教授ヲ為サシメムトスルニアラス畢竟人格ノ陶冶、国家思想ノ涵養ニ於テ大学トシテノ方法施設ノ尙大ニ備ハラムコトヲ求ムルノミ夫ノ外国ノ大学ニ於テ壯嚴ナル講堂、完備セル寮舎ヲ備ヘ以テ学生人格ノ修養陶冶ニ資シツツアルカ如キハ宜シク鑑ムヘキ点ナルヘシ若シ大学ノ出ス人材ニシテ佻令學術ニ秀ツルモ人格ノ点ニ於テ劣ル所アラム歟社会ノ上流ニ立チ国家枢要ノ地位ヲ占ムヘキ人材ノ養成上一大欠点ヲ存スルモノナリト謂ハサルヘカラス又大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ教授攻究ヲ目的トスル最高ナル学府ナリ而シテ其ノ學問ニ基ツク所ノ思想見解即チ學理學說ナルモノハ一國ノ文化ヲ左右シ法律、政治、經濟、宗教、国家、社会等ニ関スル諸般ノ問題ヲ解決スルニ与リテ力アルモノナルハ言フ俟タズ畢竟學問ハ國民ノ思想界ニ無限ノ影響ヲ及ホスモノニシテ此ノ學問ト國民ノ思想界トノ間ニ存スル關係ハ兩者ヲシテ互ニ影響シテ已ムコトナカラシメ遂ニ學問ヲシテ其ノ國ニ特有ナル發達ヲ遂ケシムル所以ナリ故ニ今後我大学カ能ク國風ノ美点ヲ存シ其ノ間本邦特有ノ国家思想ノ磅礴タルモノアリテ真ニ帝國ノ大学タルノ資質ヲ備フルコト愈々完全ナル域ニ達セムコトヲ期セサルヘカラス維新後精神教育ノ振ハサリシハ或ハ當時廣ク知識ヲ世界ニ求ムルノ為ナルモノアリシカ如キ特殊ノ事情ニ因ルモノナラムカ近時漸ク此ニ意ヲ用ヒ学生ノ氣風亦將ニ作興セムトスルノ情況ナキニアラサルモ尙未タ十分ノ効果ヲ見ルニ至ラス殊ニ方今歐洲ニ於ケル大戰亂ノ教訓ハ此ノ教育ノ振興ヲ促シテ已マサルモノアリ是レ大学ニ於テ人格ノ陶冶、国家思想ノ涵養ニ一層意ヲ致ス所アラムコトヲ希望スル所以ナリ
- 2 大学ニ於テハ學術ノ攻究ヲ目的トスルヲ以テ学生自ラ學術ヲ研究スルノ風ヲ存セサルヘカラサルニ拘ラス我国從來ノ學風ハ実験ヲ主トスルモノヲ除クノ外概ネ教授ノ講義ヲ聽聞筆記シ之ヲ記憶シ試験ニ及第スルヲ以テ能事レリトスルノ弊ニ陥リ自修獨創ノ學風ノ不振ヲ來セルハ大学教育上ノ一大欠点ニシテ而モ此ノ弊

風ハ独リ大学ニ止マラス其ノ余弊ノ及フ所総テノ学校ニ通シテ其ノ風ヲナスニ至レリ故ニ今後ニ於テハ大学制度ノ改正ト共ニ從來ノ受動的學習ノ風ヲ改新シ学生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ學術ヲ研究セシムルノ方針ヲ取り大学ノ學風ヲ一新セムコトヲ望マサルヲ得ス

- 3 學級制ハ学生ヲシテ自ラ學修スルノ自由範圍ヲ狭小ニシ自發的ニ研究スルノ風ヲ起サシムルコトヲ得サルノミナラス亦学生ヲシテ徒ニ試験勉強ノ弊ニ陥ラシムルモノノ如シ其ノ他學級制ニ依ルトキハ学生ハ其ノ試験科目中1科目ノミニテモ落第点ヲ取レハ進級スルヲ得サルヲ以テ勢ヒ講義ノ筆記、記憶ニ全力ヲ傾注セサルヲ得サルナリ然ルニ之ヲ科目制トナストキハ学生ニ於テ自由ニ各學科目ニ就テ試験ヲ受クルコトヲ得ヘク隨テ各自研究セムト欲スル科目ニ就テ十分ノ研究ヲナスコトヲ得ヘシ尤モ科目制ニ依ルモ全然学生ノ自由選擇ニ放任スルヲ得サルヘキヲ以テ或ル制限ノ下ニ之ヲ採用セムコトヲ要ス是レ大学ニ於テハ成ルヘク學級制ヲ廢シテ科目制トナシ学生ヲシテ其ノ選フ所ノ科目ヲ隨意ニ學修セシムルノ途ヲ開カムコトヲ望ム所以ナリ
- 4 大学ニ於テ数人ノ教授ヲシテ同一科目ニ就キ並行講義ヲ行ハシメ学生ヲシテ其ノ選フ所ニ從ヒテ聽講スルヲ得シムルハ教授ヲシテ競ウテ學術ヲ攻究セシメ其ノ發達ニ貢獻セシムル所以ナリ故ニ科目ノ種類ニ依リテハ成ルヘク廣ク並行講義ノ制ヲ設ケ以テ大學教育ノ振興ヲ促サムコトヲ望ム又現在ノ帝國大學分科大学ニ於ケル講座ノ制ハ分科大学ニ依リテハ或ハ學術ノ進歩ニ伴ヒテ將來講座ヲ増加セサルヘカラサルニ至ルモノモ之レアルヘシト雖他ノ分科大学ニ在リテハ從來既ニ過度ニ講座ヲ細分シテ其ノ範圍甚タシク狹隘ニ失スルノ弊ニ陥リタルカ如シ故ニ講座ノ制ニ就テハ當局者ニ於テ適當ニ之ヲ整理セラレムコトヲ望ム
- 5 科目制ヲ採リテ学生ヲシテ隨意ニ科目ヲ選擇學修スルコトヲ得シムルモ例ヘハ現今ノ制ニ依ル學士ノ称号ノ如キ之ヲ得ントスル者ノ為ニハ一定ノ科目ヲ修メシメ之カ試験ヲ行フノ要アリト認ム是レ一定ノ試験科目ヲ定メラレムコトヲ望ム所以ナリ
- 6 試験ノ成績ヲ点数ニ依リテ評定スルトキハ学生ハ專ラ試験ノ得点ニノミ汲々トシテ自學自修ノ氣風ヲ滅殺シ常ニ筆記帳ノ作製誦誦ニ齟齬タルニ至ルヘキヲ以テ仮令試験科目ヲ設クルモ点数ニ依リテ成績ヲ評定スルカ如キ制ヲ廢セラレムコトヲ望ム
- 7 從來綜合大學ニ於テハ各分科大学間ノ聯絡ニ依リ學術研究上相當ノ利益ヲ取メツツアルハ疑ヲ容レサル所ナリト雖尚未タ十分ナラサルノ感ナキニアラス是レ綜合大學制ノ運用上尙ニ遺憾トスル所ナリ學理ノ攻究ニ就テハ言フマテモナク諸科ノ學問ニ涉リ相關聯シテ攻究スルニ於テ始メテ遺憾ナク其ノ效果ヲ擧グルヲ得ヘ

ク総合大学ノ特長モ亦茲ニ存スルヲ以テ総合大学ニ在リテハ十分ニ各分科間ノ聯絡ヲ保チ共通協同ノ基礎ノ上ニ研究ヲ為スコトヲ得シメ総合大学ノ実績ヲ挙クルニ於テ遺憾ナカラシムコトヲ望マサルヲ得ス又総合大学タルト単科大学タルトヲ問ハス大学ノ設備ハ十分ニ之ヲ利用シ大学収容人員ヲ増加スヘシ但シ利用トハ之ヲ善用スルノ謂ニシテ例ヘハ将来科目制ヲ採用スル場合ニ於テ学生ヲシテ午前午後ニ涉リ交互ニ実験室ヲ使用セシムルカ如キハ大ニ設備利用ノ度ヲ増進スルモノニシテ従テ大学ノ収容人員ヲ増加スルヲ得ヘキナリ

8. 大学ノ各学科共ニ国家ニ須要ナル學術ヲ教授シ且ツ之ヲ攻究スル所ナルカ故ニ何レノ分科タルヲ問ハス其ノ設備内容共ニ等シク其ノ發達ヲ遂ケ益々完成ノ域ニ達セサルヘカラス然ルニ従來各分科ノ間ニ發達ノ程度自ラ同シカラサルノ觀アルヲ免レシ是レ固ヨリ卒業生ニ対スル社会ノ需要ノ程度等諸種ノ事情ニ因リ自然ニ馴致セラレタモノナキニアラスト雖綜合大学ノ性質ニ鑑ミ學術ノ教授研究ヲ完全ナラシムムカ爲諸般ノ施設上適切ナル改善ヲ促シ以テ各分科均齊ノ發達ヲ期セシメサルヘカラス而シテ大学ヲ卒ヘタル人材ヲ登用スルニ當リテモ一層周密公正ナル調査ヲ遂ケ文官任用ノ制度上ニ遺憾ナカラシムルハ勿論其ノ實際ノ運用ニ就テモ各分科ノ出身者ニ対シ最モ公平ナラシメテ常ニ適材ヲ適処ニ置クニ於テ万遺憾ナキノ途ニ出テシメ大学ノ各科ヲ通シテ其ノ出身者ハ最モ公平ニ各方面ノ事業ニ用ヒラレ国家ノ爲十分ノ活動ヲ期セシムムコトヲ要ス

高等教育、専門教育に関する「臨時教育会議」の答申は、引用に見られるように21項目と8つの希望事項にまとめられ、それぞれに理由が付されていた。審議の経過の詳細については後に触れるとして、本校との関連で注目すべきは「答申21」の理由である。

「答申21」の理由は現行の「専門学校制度ハ固ヨリ教育上必要ナルモノ」とする一方で「専門学校ニシテ大学ノ新制度実施後進ンテ大学トナルニ至ルモノ」として、専門学校の大学化にも言及したものであるが、同時に「専門学校カ徒ニ競ウテ大学トナラムトスル如キ弊害」についても言及していた。

その際、弊害の具体例として取り上げられたのは、本校卒業生の運動であった。この点は346～347ページで触れられるが、本校卒業生は「通信省電気事業主任技術者」の資格問題で大学卒業者や私学の卒業者にくらべて不利な取り扱いを受けており、こうした事態を打開するには、年限延長と大学昇格とが必須であるとして、明治末期から運動を展開していた。「臨時

教育会議」、あるいは文部当局としては、こうした本校の運動が全国各地の専門学校の特格運動に波及することを懸念して特に答申の理由の中で言及したものと思われる。

審議の経過を具体的に見ていくと、専門学校の制度については「答申21」により、だいたいにおいて改正を要しないとされ、現行制度がそのまま認められることになった。

「答申2」および「答申13」によって、大学を旧来のように官立の帝国大学のみに限らず、新たに「単科大学」、「公私立大学」をも認めて、その結果「専門学校」が進んで大学となり得る道が開かれることとなったが、「而モ亦一方ニ於テ従来ノ如ク専門学校程度ノ学校ノ存スルアリテ高等ナル専門ノ學術技芸ヲ教授スルハ国家ノ須要ニ応スル必要ノ施設タラスンハアラス」（答申「理由」21）と考えられたからにはかならない。

つまり、総会での論議の焦点は大学制度の幅を広げて、当時すでに大学の名称をもちながら実は専門学校令による専門学校であったものを、名実ともに大学として認めるかどうかに向けられていて、専門学校の制度自体の改正は、ほとんど問題として取り上げられなかったのである。なかには嘉納治五郎のように、専門学校もしくは専門教育をもって高等教育の制度を立てようという意見もあったほどで、一般に専門学校の制度は、何ら改正を要しないことを前提として論議が進められたとみられる。ただ1人湯原元一が医学専門学校について疑義を提し、主査委員会での審議状況を質している（『資料臨時教育会議第四集』）。

（湯原） 法科ノ専門学校、若クハ実業専門学校ニ於キマシテハ制度ヲ設ケルノモ必要カト思フノデアリマスガ、技師ヲ造ルトカ、技手ヲ造ルト云フヤウナ必要カラナッテ居リマスガ、此人命ヲ扱ヒマス医者ノ教育ニ等差ヲ付ケマスノハ是全ク変態ナコトデ、外国ノ例ナドデモ余リ聞カヌヤウニ伺ッテ居リマス……何レ早晚医育統一ガ行ハレルデアラウト期シテ居リマスガ、果シテサウ云フ御希望ガ主査委員会デアリマシタカ、或ハ将来専門学校ニ対スル規程モ尚ホ一考ヲ要スルト云フヤウナ御意見ガ或ハ出タデハナイカト推測ヲ致シマスガ、其辺ノコトヲ伺ヒタイト思ヒマス

しかし、これも、専門学校の制度全般に關しての疑問ではなく、またそ

の発言が医専の問題に関して主査委員会で何か意見が出たかという問い方であったため、主査委員長小松原英太郎の「医学専門学校ヲドウスト云フヤウナ議論ハナカッタ……専門学校令ニ依ッテヤッテ居ルノハ無論専門学校令ニ依ッテヤル、此ノ制度ハ今日之ヲ改正スル必要ガナイ、斯ウ云フ趣意デアリマス」という答弁で、そのまま立ち消えている。

なお、専門学校に関しては、答申「理由」において、以下のような事項が要望されていた。

- (1) 其ノ教職ニ対シ奉給ヲ厚ウスルコト及生徒ノ人格ヲ陶冶シ国家思想ヲ涵養スルニ一層意ヲ致スコトハ大学ニ於ケルト同ジク其ノ必要ヲ認ムル所ナリ
- (2) 将来大学ニ関スル新制度実施ニ於テ（中略）専門学校ガ徒ラニ競ウテ大学トナラムトスルカ如キ弊害ハ嚴ニ之ヲ防制セサルヘカラス

従来大学と称している専門学校に対して施すべき過渡の措置は、当局者において緩急宜しく実情に照らして適宜に処置すること、また、大学と専門学校卒業者の資格認定等については、卒業後の待遇に差別が生じる原因ともなるので「出来得ル限り両者ノ間ニ衡平ヲ得シメ」ること、さらに、現在専門学校令による私立学校で大学と称するもののうち最も多いのは「法政」に関するもので、これが特に一都会に集中しているが、将来は政府において相当の資金を支出して併合を促し、完備した大学とすると同時に、また地方にも法政に関する専門教育を施設する必要があると要望している。

先にも見たように、主査委員会に審議を付託する前の総会で、最も熱心に討議されたのは、大学本来の在り方との関連において「単科大学」を認めるべきかどうかという問題であった。

まず、岡田良平文相は、大学教育および専門教育の問題は範囲が広く、これを全般にわたって研究することは容易ならぬこととして、従来委員会等でも問題となり、すでに研究もなされていてなお解決をみていない問題を取り上げたいと述べ、「綜合大学制、単科大学制」の問題を提出した(大正7年5月3日)。

(岡田) 従来文部省ノ執り来リマシタ所ハ先ヅ綜合大学制ト申シテ宜イカト思ヒマス既設ノ官立大学ト云フモノハ総テ是ハ綜合ト云フ趣旨ヲ以テ着手イタシテ居

リマス、無論其ノ中デモダ綜合ノ実ヲ挙グルコトノ出来ナイモノモアリマスケレドモ、其理想トスル所ハ皆綜合大学デアルノデゴザイマス

ところで、今日この問題について以下のような諸説が出ている。

- (1) 此綜合大学ト併立シテ単科大学ノ存在ヲ認メテ宜イチャナイカト云フ説デアル、從來御承知ノ通ニ専門学校令ナルモノガアリマシテ、此ノ単科大学ト云フモノハ此専門学校令ノ支配ヲ受ケルト云フコトニナツテ居リマシテ、大学ト自称スルコトヲ許シテ居リマスケレドモ、併シ法令ノ上ニ於キマシテハ之ヲ専門学校ノ一種類ト認メ来ッテ居ルノデアリマス、是ヲ矢張り専門学校ト云フコトデハナク大学ノ一種類デアル、大学デアルト云フコトニ認メタ方ガ宜カラウト云フノガ此世間ノ一部ニ行ハレテ居ル所ノ説デゴザイマス
- (2) 中学卒業生ヲ收容イタシマシテ3年以上ノ教育ヲ施シマス所ノ……専門学校……是等ヲ総テ大学ニシテシマフ方ガ適當デアラウト云フヤウナ説ヲ唱ヘル人ガアル
- (3) 或ハ又ソレハ宜シクナイ、大学ナルモノハ更ニ高等ナル程度ノ教育機関トシテ其下ニ中学生ヲ直チニ收容スル所ノ特別機関ト云フモノガ必要デアルト云フ意見ヲ主張スル人ガアル

この問題について、最初にしかも最も詳細に論議を展開するのは江木千之である。総じて会議における発言の最も多いのは江木であった。彼はまず、わが国の大学はヨーロッパことにドイツ風の大学制度を受け入れて、すでに長い歴史を経過しており、いまさらこれを軽々に変更することはできないと述べる。

今日我国ノ大学ハ高等ナル職業教育ヲ授ケルト共ニ学理ノ研究ヲスルト云フコトノ主義ヲ執ツテ居ルノハ大陸諸國ノ制度ニ余程近イモノト考ヘラレルノデアリマス、大陸に於テモ仏蘭西ノ如キハ所謂単科大学ト申シマスカ、専門学校的ノ制度ヲ近來マデ執ツテ居ッタノデ『ユニヴェルチテー』ト云フモノデナクシテ『ファカルテー』ト云フモノデ、即チ我国ノ分科大学ノ如キモノガ散在シテ居ッタヤウナ有様デアリマシタガ、近來仏蘭西ハ大陸諸國ニ行ハレテ居ル所ノ制度ニ做ッテ從來散在シテ居ッタ分科大学ヲ綜合シテ之ヲ『ユニヴェルシテー』トスルヤウニナツテ……大陸諸國ノ制度ハ何レノ國モ殆ド同一デアルノデ、元ト伊太利ニ生レ独逸ニ依ッテ改善サレタト云フ此制度ハツマリ大陸諸國一般ノ制度トナツテ居ル、……我国ハ既ニ大陸

風ノ制度ガ今日成立ッテ居ルノデアルカラシテ之ヲ打壊ス必要ヲ見ナイ以上ハ益々之ヲ改善シテ行カナクテハナラヌト云フコトハ今日ノ事情カラ考ヘテモサウナクテハナラヌコトデアラウト考ヘラレル

江木によれば、わが国の大学制度は欧米の正統な大学制度に立脚した完全なものであるにもかかわらず、今日、現在の大学制度を改めて大学を専門学校風に、つまり「単科大学」にしてしまおうとする論議があるが、これは大学の本質を知らないものの論であるとして、以下のように述べる。

(江木) 世間デハ大学ナルモノハ今日ノ實際カラ見テモ専門学ノ教授ヲシテ居ル所デアル、是ハ名ハ大学デ専門学校風ノモノニシテシマハウト云フ論ガ段々アリマスルシ、又学者社会モ其論ヲ採ラル、人ガ段々アルヤウデアリマスルガ、私ハ斯ノ如キ議論ハ是ハ専門学校論デアッテ大学制度ノ議論デハナイト考ヘル

(江木) 大学ト専門学校ト異ル所ハ専門学校ハ『インストラクション』ヲ教ヘル所デアル、大学ハ『インボジゲーション』ヲ主トシテ研究スル所デアル、(中略) 大学ハ研究ノ場所デアルガ、研究ハ何ノ研究デアルカト云ヘバ、是ハ私ハ学者ノ説ヲ信ジテ、所謂人間ノ真理ヲ研究スル所デアル、人間ノ真理ト申セバ自然ニドウ分レテ来ルカト申セバ、我国デハ天ト申シマスルカ……人間ト天或ハ神ト云フモノノ関係ヲ説クモノハ、其ノ関係ニ付テノ真理ヲ研究スルモノハ即チ神学……神学部ト云フーツノ哲学部ヲナスモノデアル、又人間ト人間トノ間ノ真理ヲ研究スルモノハ即チ法学部……大学ニ於テハ法学部トナルモノデアラウト思フ、又人間主体ノ関係ニ付テ真理ヲ研究スルモノハ即チハ医学部ト云フモノニ自然ナルデアラウト思フ、又人間ト此空間即チ『スペース』、人間ト時間、即チ『タイム』此関係ニ付テノ真理ヲ研究スルモノガ即チ、此理学部トナルデアラウト思フ、是ガ人間ノ真理ヲ研究スル上ニ付テノ自然ノ別チデ理論上ヨリ自然ニサウ分レルモノデアラウト考ヘル斯ノ如ク説ク学者ノ説ハ私ハ最モ之ヲ信ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ農学、工学ナド云フモノハ何レモ此理学部ノ研究シタル真理ヲ応用シテ行フモノデアッテ、ツマリ応用学デアルガ、併シ是ガ近來学問ノ進歩ニ連レテ農学、工学ノ如キハ決シテ唯々応用ト云フコトニハ見ラレナクナツノデ、是ガ又応用ノ中ニ真理ヲ見出シ、或ハ専ラ真理ヲ研究スルト云フコトデ是等モ矢張り研究スル方ノ学部トナルニ至ル傾向ガアルト考ヘルノデアリマス、ソレ故ニ大学ナルモノハ自然ニ綜合ナラザルヲ得ヌ、大学ガ果シテ人間ノ真理ヲ研究スルモノデアルトスレバドウシテモ自然ニ四学部ニ分レザルヲ得ヌ、又農学、工学ノ如

キハ自然真理ヲ研究スルヤウニナツク以上ハ是ガ綜合大学ニ這入ッテ『ウニフェルジテート』ヲナシテ適當ナルモノデアルト言ハナケレバナラヌヤウニナツテ參ルノデアリマスカラ、我国ノ現在綜合大学ナルモノハ是ハ理論ヨリ考ヘテモ、最モ能ク其理論ヲ成シタモノト考ヘルノデアリマス

(江木) 大学ハ4学部……我国ハ6学部ニ分レル、4学部、6学部ニ分レマスルガ、即チ分レテ居ル6学部ト云フモノハ互ニ『ヒント』ヲ与ヘル、互ニ提携スル、奨励スル、サウシテ初メテ進ムコトガ出来ルノデアッテ、是ハ単独ニ分レテハ十分ニ發達セヨウト云フコトハ出来ナイノデアル、現ニ我国デハ単科大学トシテ名ヲ付ケテ居リマセヌガ、専門学校トシテ4学部離レテ教育ヲシテ居ッタ所ハアル、熊本ノ医学校ノ如キハ学校長自ラ常に嘆息シテ居ル、ドウモ綜合デナクシテ単ニ医学ヲ教ヘルト云フコトデハ到底本当ノ医学ノ教育ハ出来ナイ、少クトモ理学部ヲ備ヘヌデハ……少クトモ理科大学、尤モ大学ト云ハヌデモ理科専門学校トナラナクテハ本当ノ仕事ガ出来ナイ即チ此ノ医学上ニ於テドウシテモ理科ノ動植物ノコト、化学、理学ト云フモノガ結付イテ来ナケレバ本当ノ医学ヲ進メルト云フコトハムツカシイ、又理科ノ方カラ申シテモ單純ニ動物ノ解剖ダケデハ甚ダ困ル、込入ッタ人間ノ身体ニ付テモ解剖ヲヤラヌヤウナコトガナクテハ困ル、ドウシテモ医学ノ如キハ少クトモ理科ト提携シナケレバ出来ナイノデアル、自分等ノ学校ハ大学トシテデナク、ドウカ専門学校デモ理学専門学校ト少クトモ結付クヤウニシナレバナラヌト云フコトヲ熊本ノ医学専門学校ノ谷口博士ナドハ却ッテ主張シテ居ルヤウナ次第デアル

江木は以上のように述べてきて、「ソレ故ニ理論カラ申シテモ、實際カラ申シテモドウモ人間ノ真理ヲ研究スル範圍ニ属スル學問ヲ分科大学トシテ引離シテヤルト云フコトハ頗ル困難デアル」と結論し、大学は本質上學問研究を主とする綜合大学であるべきことを強調する。

江木はさらに論を進め、實際問題として考える場合、大学は綜合大学を原則とするがやはり今日、「単科大学」を認めなければなるまいと妥協する。

今日大學問題ヲ解決スルニ當ツテ如何ナル說ヲ執ルカト申スト、理論カラ申シ……實際カラ申シテ困難デアルガ、一方ニ於テ綜合大学ヲ十分ニ發達サシテ行クコトヲ囿ルト同時ニ単科ト云フモノハ勢ヒ我国ニ於テハ認メザルヲ得マイト考ヘル今日大學ト名ヲ付ケテ居ル所ノ私立ノ専門学校デモ大キナモノハ既ニ此綜合大学ノ組織ニ

扱アウト云フ計画ヲ進メ居ルモノハ東京市内ニ於テモ既ニ確カニニツアル……尚ホ併シ単独ニ離レテ経営シナクテハナラヌト云フモノガ大分マダ数ガアル……是レガ決シテ十分トハ申サレヌガ、是等ニ対シテハ暫ク単科大学トシテ大学ノ点数ヲ与ヘルヨリ外ハアルマイ。

今日斯ノ如キ処置ヲスルコトハ時宜ニ適シタモノト考ヘルノハ今日東京市内ニアル所ノ十幾ツト云フ大学ノ名ヲ付ケテ居ル私立大学ナルモノハ文部省ニ行ッテ法律上是ハ大学デアルカト云フト、大学デハナイト答ヘル、統計上ニ於テモ専門学校ニ編入シテアル、然ラバ大学ト云フノハオカシイジャンイカト云フト、是ハオカシクテモ沿革ガアッテ以前菊池文部大臣ノ時ニ此名称ヲ許シタノガ始マリデソレ以来大学ト云フ名ヲ付ケサシテ居ルノデアル、其実ハ専門学校デアル、斯ウ云フモノガ数箇所アリマスルシ、近年ハ又大阪ノ方ニモ公立トシテサウ云フヤウナモノガ出来ルト云フヤウナ訳デアリマスカラ、是ハ私ハ……総合大学ト同一ノ入学資格ヲ付セラレテ男性ヲ収容スル学校ヲ今日ノ場合ニ於テハ之ヲ単科大学トシテ大学ヲ称ヘサセル外ハアルマイ、是ガ今日デハ適當ナル処置デアラウト考ヘル

江木は以上のように述べながらも、最後につけ加えて「併ナガラ学理上カラ申セバ斯ノ如キモノハ『ユニフェルジテート』デハナイ、即チ単科大学ト云フモノハ『ユニフェルジテート』デハナイ、斯ウ云フ意味デ以テ大学ノ名ヲ付スルコトヲ許スト云フコトニシタイト考ヘルノデアリマス」と述べ、大学はあくまでも総合大学が正統であるという立場を明確にし、さらに「私立ノモノト雖モ既ニ総合大学ニ進ム真理ニ入ッテイルモノモアルノデアリマスルカラ、是ハ能ク工夫ヲシテ総合大学ニナルヤウニ成立テ、参リタイ」と付言することを忘れていない。

要するに、江木の主張は、大学は「ユニフェルジテート」であることを原則とするが、実際問題の上で単科大学を例外的に認めざるを得ないという考え方である。したがって、単科大学は今日やむを得ず認めるもので、いずれは大学の正統である総合大学にもっていくべきとする考え方が、その根底にあったものと思われる。

こうした江木の見解に同調するものは、山川健次郎（東大）、荒木寅三郎（京大）、真野文二（九大）など各帝国大学の総長が多く、いずれも同様に大学は総合大学を本体とし、理想とするが、現状からして単科の大学を認めなければなるまいと述べている。その中で特に真野は現行の大学に

における学年制度では学生の自由な研究はできないとして、科目制度へのカリキュラムの変更を主張している。

(山川) 大学教育ノ改善ニ付テイロイロゴザイマシヨウガ、私ノ元来ノ考ハ万已ムヲ得ナイ場合ノ外ハ余リイジラズシテ内容ヲ改良シテ行ツタナラバ改良ノ道ガ沢山アラウト云フ考ヲ有ッテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ其中幾分ニ於テハ最早万已ムヲ得ナイ場合ニ立チ至ッテ居ルモノデアルカノヤウニ承知イタシテ居ルノデアリマス、其一ツ……単科大学ノ如キハ目下棄テ置クコトノ出来ヌヤウナ場合ニ立至ッテ居ルカト思フノデアリマス、大体ハ先刻江木委員カラ申サレタ綜合大学ト云フモノヲ本体ニ置キタイケレドモ、併ナガラ今ノ日本ノ国情ニ於テ単科大学ト云フモノハ必要ニ迫ッテ居ルカラ是非許サナケレバナラスト思フ……現今ノ如ク名称ハ大学デモ之ヲ支配スルモノハ大学デナク専門学校令デアルト云フ名実相違ハヌヤウナコトハ、是亦制度ノ上ニ於テ改良スルコトガ目前ニ迫ッタコトデアラウカト思フノデアリマス

(真野) 私ハ綜合大学ヲ理想ト致シマス者デアリマシテ、単科大学モ尚ホ場合ニ依リマシテハ其設備総テノ点ニ於キマシテ大学ト認ムルコトノ出来ルト思フモノハ単科大学トシテ設ケルコトハ差支ナイト考ヘルノデアリマス(中略)今日大学制度ノ上ニ学年制度ガ科目制度ニ変リマスルナラバ綜合大学ノ利益ト云フモノガ一層見ルト云フコトガアリハシナイカト思ヒマス(中略)学年制度ヲ廢シテ科目制度ニ致シマシタナラバ、学生ハソレガ為ニ綜合大学ノ利益ヲ十分今日以上ニ得ルコトガ出来ルト考ヘルノデアリマス

(荒木) 私モ山川委員ト同意見デアリマス……綜合大学ノ利益ノアルコトハ勿論デアリマスケレドモ今日単科大学ヲ認ムルコトハ已ムヲ得ヌコトデアラウト思ヒマス

こうした見解に対して、むしろ積極的に単科大学を認め、これを育成していこうとするものは、小山健三、嘉納治五郎、古市公威、鎌田栄吉、北条時敬らである。

小山はまず、これまでの大学は総合大学を建前としてきているが、事實は必ずしも総合の実をあげなかったことを指摘し、総合制の利益とされる点もまた単科制において可能であるとして以下のように述べる。

(小山) 従来帝国大学令ノ下ニ制セラレテ、帝国大学ハ東京大学、次ニ京都大学、東北、九州、北海道ト云フ所ニ大学ガ出来テ居ル、所謂帝国大学、所謂綜合制ノ規定ノ下ニ皆成立ッテ居リマスガ、事實ニ於キマシテハ反対ナル現象ガ表ハレテ居ルヤウデ、唯今京都大学ニ、工科、医科ト云フモノガ付テ居ッタト云フコトデアアル、東北ノ大学ニ北海道ノ大学ガ付クト云フヤウナ奇觀ガアッタヤウデアリマス、是ハ果シテ綜合大学制トシテノ効果ガアルカ、効果モ何モナイノデ、唯々制度其モノニ束縛セラレテ、唯々事實ノ上ニ於テ所謂綜合制ヲ執ルニ付テハ絶対ニ閉却セラレテ居ル……先刻26番(江木)ハ綜合制ノ段々利益ナル点ヲ述ベラレマシタ、是ハ御尤デアリマスルガ、併シ私共門外漢トシテハ比較的綜合制度ト云フモノハ余リ利益ニナツテ居ラナイト考ヘル、或ハ甲ノ方ノ教授ガ乙ノ方ニ行ッテ講釈スルトカ云フヤウナ便利ハアリマセウ、ソレハ随分学校ガ別ニナツテ居ッテモ必ズシモ出来ヌコトモナイ、現ニ私立ノ大学ト云ヒマスカ、専門学校ト云ヒマスカ、是等モ随分教授ガ方々カラ兼務シテ行ッテ居ラレル事實上差支ヘナク行ッテ居ル、必ズシモツ大学ノ者デナクテモ単科大学ニ於テ事實上差支ヘナイノデアアル

次いで小山は、今日「唯綜合大学ト云フ方ヲ標榜シテアル為ニ實際ニ於テ其大学ト同等若クハ較近イモノニ發達シテ来タモノヲ大学ノ待遇ヲスルコトガ出来ヌ、矢張り専門学校制度ニ納メテ置カナケレバナラヌト云フコトハ事實ニ於テ学問ノ進歩ヲ妨ゲルモノデアアル」と述べ、その一例として東京高等商業学校や大阪医科大学のような施設、設備も備わり、その実体も決して大学に劣らず、また卒業生もそれぞれ立派な業績をあげている学校を、「制度ノ上デ抑ヘテ、サウシテ大学デナイ、斯ウ云フモノガ備ッテモ大学ニシナイ」でいる事実をあげ、このように「区々タル法文ニ拘泥シテ事實發達スベキモノヲ抑ヘ付ケテ居ルト云フコトハ甚ダ策ノ得タルモノデナイ」として、単科大学の制度実施を積極的に主張している。なお、それに付け加えて制度は「大体の立場」を定めればよいので「内容ニ立入ッテ政府カラ余リニ此『プログラム』見タイナモノヲ出サナイ」方がよいことを希望している。

(小山) 主査委員ガ指定セラレタナラバ、主査ニ於カセラレマシテハ、ドウゾ此ノ単科大学ト云フモノヲ定メヤウト云フコトハ第一急務デアル……ドウカ此ノ単科大学制度ヲ此ノ機会ニ於テ御立案ニナツテ而モ此ノ制度ガ行ハレテ今日マデ法

令ノ為ニ抑ヘ付ケラレテ居リマシタガ此自然ノ発達ヲ早ク遂ゲサセルト云フコトヲ希望シマスト同時ニサウ云フ案ガ出来マシタナラバ文部大臣ハ速カニ御実行ニナルコトヲ私ハ希望シテ已マヌ次第デアリマス

小山の見解は、大学が本来いかにあるべきかに関して、必ずしも明瞭に述べていないが、少なくとも江木が述べたような総合制を本体として単科大学はやむを得ず認めようとする論に対しては、十分に批判的であり、むしろこれまでの小山の経歴からして単科大学の設置の方に力点がおかれていたと思われる。

こうした小山の見解に対し、さらに一步を進めたのが嘉納治五郎の見解で、単科大学の承認はもちろんのこと、むしろ単科大学もしくは専門教育を基本にして、大学の制度を立てようという、従来の制度をかなり大胆に改造する考え方を述べている。

(嘉納) 私ハ大体小山委員ノ述ベラレタヤウニ単科大学ヲ許スガ宜カラウカト云フ意見デアリマス、併シ私ノ意見ハ成ルベク殊更ニ多クノ分科ヲーツニ集メテーツ大学ニスルコトヲ避ケタイ……其訳ハ大体ニ於キマシテ今日ノ東京帝国大学ノ如キ永年一ツノ学校トシテ成長シテ来ツタ学校ニ於テモ其内部ニ於テ互ニ分科ト分科トノ間ノ関係ハ格別親密ニナツテ居リマセヌ……勿論元来一分科ノ学生ガ他ノ分科ノ講義ニ出ルト云フコトハ承知イタシマスガ、ソレガ余リ広ク行ハレテ居ラヌヤウデアル、殊ニ農科大学ノ如キハ遠隔ノ地ニ置イテアリマシテ僅ニ或ル教授ガ兼任シテ居ルヤウナコトデ、学生ガ互ニ講義ニ出ルト云フコトハ能ク存ジマセヌガ恐ラクハナカラウト思フ……若シサウシテ綜合ト云フコトハ成ルベク5分科ナリ6分科ナリ揃ハナケレバナラヌト云フコトニ考ヘテ纏メテ参リマスルト實際其地方ニ於テ其分科ノ必要ガナクテモ其綜合大学ハ不完全デアルカラ是非斯ウ云フ科モ設ケタイト云フコトデ、不必要ナ学科ヲ無理ニ増サユナコトガ起ツテ来ル、ソレニ反シテ単科大学ヲ自由ニ許シマスレバ、必要ナ所ニ必要ナ学校ガ出来ルト云フコトデ極自由ノ発達ガ出来マス

嘉納の発言の趣意は、必要な場所に必要な分科学を自由に発達させることにあったが、これは当時の帝国大学の教育効果に対する次のような批判と結びついて考えられていた。

(嘉納) 今日現在ノ帝国大学ノ現状ハ申サバ一般ノ者ニ対シテハ程度ガ高過ギル、

サウシテ本当ノ学者ヲ作ル、専門家ヲ作ルトシテノ方法ガ不十分デアル
 ソレ故ニ私ノ考ハ、本当ニ学問ヲ能クスル人関ニハ十分学問ヲサセテ、一般世ノ
 中ニ出テ働ク人間ニハ成ルベク早ク教育ヲ卒ラセル、大勢ノ人間ヲ成ルベク早ク
 世ノ中ニ出スト云フコトガ必要デアラウト思フ、ソレニハドウシテモ今日ノ大学
 ノ年限デハ長過ギル、併ナガラ又世ノ中ノ需要ト云フコトハ、ソレヨリモ幾分か
 高い人ヲ要スルコトモアルニ依ッテ大学ト云フモノハ必ズ画一ニシナイ

次いで、嘉納は彼自身の高等教育制度の構想を以下のように述べる。

(嘉納) 今ノ5年ノ中学ヲ卒業シ、今ノ高等普通教育ノ諮問案ニ対シテ其答申案
 ニ依ッテモ4年カラ高等中学ニ入ルト同時ニ5年ノ中学卒業生ト云フ者ガアル訳
 デアリマスルカラ、私ノ考デハ其5年ヲ卒業シタ者ニ尚ホ4箇年専門教育ヲ受ケ
 テ、サウシテ其4箇年専門教育ヲ受ケタ者ヲ広ク世ノ中ニ出テ務ニ従事スル、斯
 ク云フコトニ致シタイト思フ、併シソレト同時ニ又5年或ハ6年……此ノ度ノ高
 等普通教育ノ答申ニアリマスル所ノ高等中学ヲ卒業シテ其中ニ尚ホ専門教育ヲ受
 ケタル者ガ世ノ中ニ出ル、ソコデ各種ノ専門教育ヲ受ケタ者ガ必ズシモー一定シタ
 制度デナク社会ニ出ルコトガ必要デアラウト考ヘル、サウ致シマシテ此大学ト云
 フ名前ハ必ズ4箇年ダケ……中学卒業以上4箇年教育ヲ受ケタ者ハ直チニ大学ト
 スルト云フコトニナリマスト、或ハ其学校ノ教育ノ力ヲ弱クスルト云フ虞ガアリ
 マスカラ、ソレニ相当ノ研究機関ヲ設ケ、即チ今日ノ大学デ申スナラバ大学院ト
 云フモノヲ設ケマシテ其4箇年ノ課程ヲ卒ヘタ後、5箇年ノ課程ナラ5箇年ノ課
 程ヲ卒ヘタ後……研究スル機関ヲ置イテ、サウ云フ4箇年程度ノ学問ヲシテ其以
 上ニ研究機関ノアル学校ヲ大学トスル、斯ウ云フコトニ致シマシタナラバ濫ニ其
 大学ガ出来ルト云フ弊ヲ防グコトガ出来、又大学ト云フモノ、教育ガ貧弱ニモナ
 ラス、相当ノ値打ノアル卒業生ヲ出スコトモ出来、又社会ノ需要ニ応ズルコトガ
 出来ル、今日ノ学校不足ト云フヤウナコトハ、如何ニ政府ガ此教育ニ経費ヲ注グ
 ト云フコトニナリマシテモ国力ニ限りガアルカラ、サウ限リナク学校ヲ開クコト
 ガ出来マセヌ、斯ノ如キ道ヲ開イタナラバ多数ノ大学ニ向ッテ来ル者ヲソレニ依
 ヲテ段々捌ケル道ガ開ケルト考ヘマス、サウシテ研究機関ノナイ学校ヲ専門学校
 ト云フコトニ致シマシタナラバ、今日ノ時勢ニ応ズルコトガ出来ル、又今日ノ弊
 ヲ改メルコトガ出来ヨウ

ここには、江木、山川らの学問研究を中心にした総合大学論とは対照的に、高等教育への進学者の増大という現実を踏まえて専門教育を中心にし

た単科大学、もしくは分科大学をもって大学制度を立てようとする考え方が明確にうかがわれる。しかし、こうした見解は、総会でただ陳述されただけに終わってその後全く発表をみななかった。

古市公威の場合は、小山、嘉納とやや異なり各分科の発達のために総合制はよくない、ことに工科教育の発展のためには単科大学の方が利益が多いという見解を述べている。

(古市) 工科教育ニ対シテハ単科大学制度ノ方ガ利益デアル、併シ総合大学ノ利益アルコトハ勿論認メテ居ル、唯々工科教育ニ対シテハ総合大学ノ利益ヨリハ単科大学ノ利益ノ方ガ多イヤウニ自分ハ考ヘルノデアリマスガ、是ハ其総合大学ハ大学デ単科大学ハ専門学校デアルト云フヤウナ問題デナイト自分ハ考ヘル、是ハ教育方法次第デ大学ト云フモノニ所謂専門学校デモナルデアラウト自分ハ考ヘテ居リマス、唯今然ラバ強ヒテ単科大学ヲ主張スルト云フ訳デハナイノデアリマスガ……主査委員ニ希望スルノハ成ルタケ各分科大学ハ出来ルダケ自由ヲ与ヘテ御賞シタイト思フノデアリマス、同ジ鑄型ニ種類ノ違ッタ学制ヲ嵌込ムト云フコトガ総合大学ノ利益デアルト云ウテ宜イガ、総合大学ノ一ツノ害モ大イニアル、之ガ為ニ或ル分科ノ発達ヲ妨ゲルト云フコトニナリハセヌカト思フ、セヌカト思フドコロデハナイ、確カニサウナルト考ヘマス

次に、鎌田は小山と同様な見解で「制度ニ於テ余リ事実ヲ曲ゲルト云フコトニ致シマシタ所デソレ程ノ効果ハ見エナイ」ので、実際の状態に即して「大学トシテ待遇スベキモノハ是ヲ取ル」ものとし、総合大学、単科大学は「無論私ハ両方トモ認メテ総合、単科ト云フモノヲ両方併行スル」ことが望ましいとし、さらに、制度は大体のことを決めて「其各学校ノ内容、其各学科内容ト云フコトニ付キアハシテ成ルベク自由ノ方針ヲ執ッテソレゾレ学校ノ経歴、学校ノ運命ヲ考ヘテ、各々発達スベキ所ノ方向ニ向ッテ発達サセルト云フ所ノ方針ヲ執リ、又余地ヲ与ヘテ置クト云フコトハ制度トシテ最モ大切ナコト」だと述べている。

北条はまた、やや異なった見地から単科大学の設立を主張している。彼は第一次大戦後の今日のわが国は、国力の発展につれて、学問的にも経済的にも国威を大いに海外に発揚すべき時機に際会しているとし、そのためには、第一に大学の品質を高め、第二には高等教育機関を拡張しなければ

ならない。高等教育機関の拡張は、すでにそうした機運が進展してきているので、総合大学の増設と同時に、設立しやすい単科大学の制度を定めることが急務であると述べている。

このように、臨時教育会議において、総合大学と単科大学の問題については、以上のような各委員の意見陳述があって、直ちに主査委員会に付せられ、結局、答申2のように、新たに単科制が認められることとなったが、やはり総合制を原則とすることに落ち着いて、江木、山川らの意見が通った格好になっていた。

しかしながら、少なくとも単科大学の存在はここに初めて認められ、本校をはじめとする専門学校の昇格の根拠が初めて確保されることになったのである。

「大学令」公布と本校年限延長問題

文部省は、臨時教育会議での論議と答申を得て、大正7年(1918)12月6日勅令第388号をもって「大学令」を制定公布したが、この新「大学令」において、初めて「単科大学」の存在が認められることになった。

新大学令は第1条に答申の希望事項1をとり入れ従来の帝国大学令第1条の目的に加えて「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」を附加したこと、さらに単科大学、公私立大学を認めたこと、分科大学の名称を学部に変更、臨時教育会議の議論を踏まえ、単科大学を認めると同時に大学の総合制を徹底することの強調などに特色が見られた。

第1条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシテ人格ノ陶冶及国家思想ニ留意スヘキモノトス

第2条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得

新「大学令」の第2条の規定により大正9年(1920)以降、東京高等商業学校ならびに官・公・私立の医学専門学校が相次いで「商科大学」、「医科大学」として「単科大学」に昇格したが、「工業大学」の創設にはかなり

の曲折があった。

すでに前章で見たように、東京高等工業学校の昇格運動は、明治40年代にすでにその端緒が見られた。それは本校卒業生の官民それぞれの分野における活躍にもかかわらず、帝大卒の技術者と高専卒の技術者との間には、抜き差しならぬ差別が存在したことに由来していた。技術者間の差別問題は、「通信省電気事業主任技術者」の資格問題として具体的に現れた。

従来、通信省では、前記主任技術者の資格として、「大学卒業には1級」、「専門学校卒業者には3級」を与えていたが、本校の卒業生たちは技術者として大学卒業者とならぬ遜色ないという自信と自負を抱いており、官庁におけるこうした措置に対しては、はなはだ不満であった。

ところが、早稲田大学理工科の卒業生が出るに及んで、この卒業生に「2級」の資格を与えるという情報が広まり、本校の電気科の関係者からすれば、早稲田大学理工科は同程度もしくはそれ以下と考えていたから、早稲田大学が「予科」を有するというだけで「2級」となるのは不当であると、通信省に働きかけるとともに、「予科1年」を設けて「4年制」とする学年限延長運動に力を注ぐことになった。

その際、本校よりもはるかに後発の私立明治専門学校（明治40年7月）および旅順工科学堂（明治42年）のいずれもが4年制であったことは、本校の「学年限延長運動」の基盤を強くするものであった。

この電気科の年限延長運動に対しては、電気科の教授はこぞって賛意を示し、その実現を熱望したのであるが、手島精一校長は年限延長にはむしろ反対であった。手島校長の反対理由は、「本校の目的はあくまでも実用的かつ実践的な技術者を養成することであり、年限を延長すると理論偏重に陥る危険があり、本校の建学の精神にそぐわない」というものであった。電気科では、日本の電気事業がおかれている現状や、将来への展望を説いて、年限の延長を熱心に説いたが、その実現は遅々として進展しなかった。

電気科を中心とした年限延長の要望とならび、校内からのカリキュラムの再編成の声が並行して起こってきた。それは校内においてかねてより3年間に基礎学科、専門学科を混合して学習することの欠陥について非公式に問題とされてきていたが、大正2、3年ごろドイツより帰朝した窯業科

の平野耕輔教授が、新しい学問分野である「^{フイジカル・ケミストリー}物理化学」が今後「工業化学」を修むる場合の必須の基礎学科であり、このような基礎学科をカリキュラムに組み入れるためにはどうしても修業年限を1年延長する必要を強く訴えた。

卒業生の資格の問題と、カリキュラムの再編成とが結びついて、明治末期から大正初期にかけて本校では「修業年限延長問題」が展開されたのである。運動の発端が本校の卒業生の利害に関連して起こったものであるから、卒業生の懇親団体「蔵前工業会」も、この問題には強い関心を示した。

蔵前工業会は早速、年限延長のための調査会を設け、関係諸方面にも働きかけたが、種々の事情、特に手島校長の反対の意向は固く容易に実現しなかった。

年限延長問題が校内外で種々論議されるなか、手島精一校長は大正5年(1916)9月22日老齢の故をもって、前後28年間にわたる本校校長の職を辞し、機械科長の阪田貞一教授が校長に就任した。

こうした手島校長から阪田校長への交代という動きの中で、蔵前工業会を中心とする年限延長運動は活発に展開された。

蔵前工業会では、手島前校長が亡くなった後(手島精一は大正7年1月21日死去、享年70歳)、同年6月15日、内村達次郎実行委員長ほか6名の実行委員が文部省に出向き、本校の年限延長の実現につき、岡田良平文相に陳情した。

蔵前工業会ヨリ文部大臣へ提出セル陳情書

蔵前工業会ハ東京高等工業学校及其前身タル東京職工学校並東京工業学校ノ卒業生4,700餘名ヲ網羅セル一團體ニ有之常母校タル東京高等工業学校ノ教育施設ニ就テハ出來得ル限りノ注意ヲ拂ヒ居ルモノニ有之候
然ルニ輒近ニ於ケル工業ノ顯著ナル發達ニ比シ母校ノ教育施設ニ件ハサルヤノ疑ヲ生シ候ニ付本會ハ過ル大正元年以降特ニ調査委員ヲ設ケ之レカ研究調査ニ従事仕候處其結果同校ノ修業年限ヲ延長スルニ非レハ時代ノ要求ニ適スル技術者ヲ養成スルコト能ハサルヲ認メ大正5年10月東京高等工業学校長ニ意見ヲ提出シテ其考慮ヲ促シ更ニ同年11月同校商議委員會ニ學年延長ノ必要ナルヲ開陳仕候次第ニ有之候
今ヤ時局ノ進展ト共ニ同校ノ學年ヲ延長スルノ必要一日モ忽諾ニ附スヘカラサルヲ痛切ニ感シ候マ、敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒瀆シ左ニ狀ヲ具シテ卑見ヲ開陳仕候冀クハ國

家ノ爲メ速カニ此讓ヲ採用セラレンコトヲ恐惶謹言

大正7年6月15日

文部大臣 岡田良平閣下

藏前工業會員

高等工業學校ノ修業年限延長ノ必要

1. 中學校ト専門學校トノ關係

現制度ニ於ケル我邦ノ専門學校ハ一般ニ入學資格ヲ中學校卒業者ト定メタルヲ以テ中學校卒業者ハ中學校ニ於テ學修セシモノノ外何等ノ豫備ノ學修ヲ爲サスシテ直ニ専門學校ニ入學シ得ルノ規定トナレリ而モ斯ク中學校ニ於ケル普通教育ト専門學校ニ於ケル専門教育トヲ直ニ連絡スルコトカ教育上果シテ其當ヲ得タルモノナリヤ將又専門學校ハ如何ニシテ普通教育ト専門教育トヲ聯絡シ以テ能ク其目的ヲ達スルヲ得ルヤ是レ識者ノ深く考慮スヘキ問題トラスムハアラス

之ヲ事實ニ徴スルニ我邦中學校ノ學科程度ハ歐米諸國ノソレノ如ク爾ク進歩シタルモノニ非ス從テ之ヲ以テ直ニ専門教育ノ豫備タラシムルハ殆ント不可能ノ事ニ屬ス特ニ高等工業教育ヲ受クル者ニ取りテハ物理化學數學圖畫及外國語等ノ知識ニ於テ著シク不足スルヲ以テ其素養ノミニテハ到底工業ノ専門教育ヲ受クルニ堪ヘス然レハ必然ノ結果トシテ高等工業學校ハ一方ニ於テ専門教育ヲ授クルニ必要ナル豫備教育ヲ施スト同時ニ他方ニ於テ其本來ノ目的タル専門教育ヲ施スノ已ムナキ状態ニ陥ラサルヲ得ス換言スレハ高等工業學校ハ同一校ニ於テ二種ノ教育ヲ並施スルノ立場ニ到レルモノナリ

抑モ同一學校ニ於テ豫備教育ト主教育トヲ併セ施スコトハ兩者間ニ適當ノ時間ヲ配當シ相互ノ教授ヲ充全ニ聯絡シ得タル場合ニ於テノミ最モ良好ノ成果ヲ收メ得ヘシト雖モ然ラサル場合ニ於ハ之カ爲メニ甚シク教授ノ能率ヲ低下シ豫備教育モ主教育モニツナカラ完全ニ遂行スルヲ得ス其結果修學者ハ殆ト何等ノ纏リタル知識技能ヲ習得シ能ハサルニ到ルヘキナリ

2. 我高等工業學校ノ修業年限

熟々我邦ニ於ケル高等工業學校及之ニ準スル工業専門學校ノ修業年限ヲ觀ルニ私立早稻田大學理工科ハ豫科2ヶ年本科3ヶ年私立明治専門學校及旅順工科學堂ハ孰レモ4ヶ年ニシテ文部省直轄ノ各高等工業學校ハ總テ3ヶ年ナリ然而シテ他ハ暫ク之ヲ措キ文部省直轄ノ高等工業學校ノミニ就テ考フルモ其修業年限タル3ヶ年ヲ以テ果シテ高等程度ノ工學専門教育ヲ施スニ遺憾ナキヤ否ヤ是レ吾人ノ大ニ疑ナキ能ハサル所ナリ

該直轄學校中最モ古キ歴史ヲ有シ且ツ最モ成績顯著ナリトノ定評アル東京高等工業學校ノ學科課程ヲ見ルニ(別表東京高等工業學校學科課程表省略)大凡第1學年ノ

全部ト第2學年ノ一半トヲ豫備教育ノ學科ニ當テ其餘ヲ以テ之ヲ專門教育ノ學科ニ充テタルカ如シ然ルニ我邦ノ專門學校1ケ年ノ有効教授日數ハ平均34週間ナレバ豫備教育ヲ施ス日數ハ假令1ケ年半ト稱スルモ其實ハ約50週300日ニ過キス從テ斯卡ル僅少ノ時日ヲ以テ能ク高等工學ノ豫備教育ヲ完フシ得ルヤ將又之ニ於テ研究的自發的ナルヘキ高等程度ノ工學ヲ修得シ得ルヤ否ヤ

惟フニ工學ノ基礎的學科ハ多ク自發的研究ノ性質ヲ有スルモノニシテ彼ノ記憶的學科ノ如ク數多ノ時間ヲ短期ニ集中シテ一氣ニ學修スルコト不可能ナリ從テ之ヲ確實ニ習得セムニハ必スヤ相當ノ長キ時間ヲ以テセザル可ラス又高等程度ノ工學ハ確實ナル基礎的知識ノ上ニ立チ實驗ト研究トニ依リテ其智識技能ヲ修得セザルヘカラサレハ300日ノ過半ハ勢ヒ之レヲ各種ノ實驗ニ費ササルヲ得ス從テ專ラ學科ノ修得ニ充テラルルハ僅ニ150日ノ短日子ニ過キス而モ同校ノ專門學科目ハ帝國大學ノ工科大學ニ於ケルモノト殆ト異ナラサルノ觀アルニ於テヤ斯克ノ如クムハ縱令學生ニ一般工學ノ知識ヲ注入スルモ其知識ノ大部分ハ到底不徹底の不消化的ニ了ルノ外ナカルヘシ

今詳カニ同校ニ於ケル教授ノ内容ヲ思フニ一方ニ於テ相當長キ期間ヲ要スル基礎的學科教授ノ必要ニ迫ラレ他方ニ於テ教授時間ノ明カニ不足ヲ告ケツ、アルニ拘ラス幾多專門諸學科教授ノ必要ニ會セルカタメ苦心焦慮ノ跡歷々算フヘシト雖モ尙且ツ豫備教育ト主教育トノ連絡ヲシテ適當ナラシムル能ハス相率キテ兩者ノ教育能率ヲ低下セシムルカ如シ

例ヘハ機械工學科・電氣工學科等ノ如キハ一方ニ於テ基礎學科タル數學物理學等ヲ教授シツツアルト同時ニ他方ニ於テ數學物理學等ヲ完全ニ修了セル後ナラテハ到底理解シ難キ專門工學ヲ授ケツツアリ斯克ノ如ク矛盾セル教授法ヲ採レルヲ以テ基礎的學科ノ一部ハ明カニ豫備教育トシテ意義ヲ失ヒ又其專門工學ハ或程度マテノ基礎ナクシテ強ヒテ注入セラルルコトトナレリ尙斯種ノ實例ハ工學化學ニ屬スル諸學科ニ對スル化學ニ於テモ之レヲ得ヘク其他ノ豫備的學科ト專門學科目トノ關係ニ於テモ亦概ネ此傾向アルヲ認ムルヲ得ヘシ

夫レ既ニ學修時間ノ必要以上ニ切詰メラレタル上更ニ斯克著シク教授能率ヲ低下セシムルカ如キ手段方法ヲ採ルノ已ムヲ得サルモノアリトセハ我カ高等工業學校ノ修業年限ノ當ヲ得タルモノニアラサルヤ明ナリト謂フヘシ

3. 歐米ノ高等工業教育機關ト我カ高等工業學校

歐米諸國中特ニ工業教育ノ發達セルハ獨逸及米國ノ二者トス今此等二國ノ高等工業教育系統ニ就テ之ヲ見ルニ獨逸ニ於ケル高等工業學校ハ同國最高ノ高等工業教育機關ニシテ之ニハ3ケ年ノ小學校ト9ケ年ノ中學校トヲ經タル者入學シ其修業年限4ケ年ナリ次ニ米ニ於ケル高等工業教育機關ハ工科大學及高等工業學校（或種ノ

「インスティテュート及ポリテクニックスクール」等ニシテ此等ハ孰レモ8ケ年ノ小學校ト4ケ年ノ中學校トヲ經タル者ヲ收容シ其年限ハ概ネ4ケ年ナリ今此等ヲ我邦ニ於ケル高等工業學校ノ教育系統ト比較スレハ左ノ如シ

	(獨逸)	(米國)	(日本)
小 學 校	3ケ年	8ケ年	6ケ年
中 學 校	9ケ年	4ケ年	5ケ年
高等工業學校	4ケ年	4ケ年	3ケ年
合 計	16ケ年	16ケ年	14ケ年

上表ニ就テ之ヲ觀ルニ獨逸並米國ノ如キハ其國語及外國語ノ習得上我邦ノソレニ比シテ學修年限ノ1ケ年乃至2ケ年ヲモ短縮シ得ヘキ便宜ヲ有スルニ拘ハラス尙且ツ準備時代ノ教育ニ我邦ヨリモ1ケ年多クヲ費シ更ニ專門教育ニ移リシ後ニ於テモ尙我邦ヨリモ1ケ年多ク充當セリ故ニ先進國ノ施設ニ一步ノ長アリトセハ我邦ニ於ケル高等工業學校ノ教育系統ハ明カニ年限ノ不足ヲ告グルモノト認ムルヲ得ヘシ若シ夫レ我邦ノ工科大學ヲ以テ彼レニ比セムカ此ハ中學校卒業後更ニ3ケ年ノ豫備教育機關ヲ加フルカ故ニ大體ニ於テ彼レニ匹敵スルモノト謂フヲ得ヘキモ而モ斯克テハ我高等工業學校ノ立場ハ歐米ノ如何ナル學校ト對比シテ可ナルヘキヤ斯克ノ如ク究メ來レハ我邦ノ高等工業學校ハ殆ト我邦獨特ノ教育機關ニシテ歐米先進國ニ其類例ヲ見ル能ハサルモノト謂ハサルヲ得ス我邦ニハ果シテ斯カル特殊ノ工業教育機關ヲ特ニ必要トスル事情ノ存スルヤ否ヤ

抑モ工業ニ従事スル者ハ之ヲ勞働ヨリ分類シテ技師(設計勞働ニ従事スル者) 技手(指圖勞働ニ従事スル者) 及ヒ職工(作業勞働ニ従事スル者)ノ3階級トナスハ歐米諸國ニ於テモ我邦ニ於テモ同様ナリ然ルニ我邦ニ在リテハ徒弟學校及ビ或種ノ工業補習學校ハ職工ヲ養成スル機關ニシテ中等工業學校(府縣立工業學校)ハ中等技術者即チ技手ヲ養成スルノ機關タリ而シテ工科大學ハ其目的トシテ學者ノ養成ヲ標榜スルモ而モ其實ハ高級技術者即チ技師養成ノ機關タルコト明カナリ然ラハ則チ我高等工業學校ノ如キハ技師養成ヲ目的トスヘキカ抑モ亦技手養成ノ機關タルヘキカ其目的甚タ明カナラス目的既ニ不明ナリトセハ從テ其修業年限ニ何等ノ根據ナキ寧ロ當然ノ事ト謂ハサルヘカラス

然レトモ之ヲ事實ニ徵スルニ我カ高等工業學校(主トシテ東京高等工業學校ニ就キテ之ヲ述フ)設立ノ初期ニ在リテハ其目的トスル所技師トモ又技手トモナリ尙又職工長トナリ得ヘキ變通自在ノ技術者ヲ養成スルニアリキ蓋シ其當時ハ我邦ニ於ケル工業ノ過渡時代ニ屬セシカ故ニ斯カル特殊技術者ノ必要アリシコト何人モ首肯スル所ナラム然レトモ爾來30年ニ涉レル長足ノ進歩ハ今ヤ工業立國ノ實ヲ舉クルノ機運ニ逢着セルヲ以テ工業界ハ最早過渡時代ニ於ケルカ如キ特殊事情ノ存在ヲ許サス從

テ工業教育機關ニ於テモ何等特殊學校ノ必要ヲ認メサルニ到リシヤ明カナリ
 顧フニ過クル明治33年政府カ工業教育ノ系統ヲ整理シ從來ノ工業學校テフ名ニ冠ス
 ルニ「高等」ノ2字ヲ以テセルハ此ヲ以テ高級技術者即チ技師ノ養成機關タラシム
 ルコトヲ宣明スルモノニ外ナラス現ニ高等工業學校ノ教授ノ任ニ當レル者ハ技師ヲ
 養成スル信念ヲ以テ常ニ其力ヲ盡クシ學生モ亦將來技師トシテ立ツヘキ使命ニ對シ
 テ何等ノ疑念ヲ挿ムコトナク從テ其卒業生ノ如キハ孰レモ技師トシテ若クハ技師タ
 ラム者トシテ就職シツツアルハ是レ豈ニ大ナル證左ニアラスシテ何ソヤ
 然ラハ則チ我カ高等工業學校ノ目的トスル所ハ別ニ歟マテ須キスシテ明カナルモ而
 モ吾人ハ現行制度ニ基ク修業年限學科課程ノ不足不備カ只タ其目的ニ副ハサルヲ太
 タ遺憾トスルノミ

4. 我高等工業學校修業年限不足ノ由來

上來述フル所ニ據リ我カ高等工業學校ノ修業年限課程ノ不足不備トナレル事由ハ自
 ラ明白トナレルモ更ニ東京高等工業學校ノ歴史ニ就テ見レハ一層明カニ之ヲ認知ス
 ルヲ得ヘシ東京高等工業學校ノ前身タル東京職工學校カ明治14年我邦唯一ノ工業教
 育機關トシテ設立サルルヤ豫科1ケ年本科3ケ年ノ課程ナリシモ越エテ明治23年東
 京工業學校ト改稱スルニ及ヒ1ケ年ノ豫科ヲ廢シテ3ケ年ノ本科ノミトナセリ然ル
 ニ當時其職ニ當リシ人マノ言ニ據レハ其頃我邦ノ工業漸ク緒ニツカムトスルノ際ナ
 レハ工業ノ知識ヲ有スル人物ノ拂底甚タシキヲ以テ其急需ニ應スルノ必要上年限ヲ
 短縮シテ達成ヲ圖リシニ外ナラスト爾來今日ニ至ルマテ約30年間我邦ノ工業ハ異
 常ナル發達ヲ來タシ殆ト昔日ノ觀ナキニ至レリ然レトモ獨リ高等工業學校ノ教育ハ
 其間多少ノ廢合分立等ナキニアラサリシモ而モ教科ノ根本タル修業年限學科課程等
 カ恰モ工業界ノ進歩ト相關セサル如キハ縱令其間ニ如何ナル事情ノ存在セルニモセ
 ヲ吾人ハ我カ高等工業教育ノタメニ甚タ遺憾トセスムハアラス
 顧フニ30年前ニ於ケル我邦ノ工業ハ僅ニ其萌芽ヲ發シタルニ止マリ其組織ノ多クハ
 小規模ノ家内工業ニシテ作業方法ノ如キモ主トシテ手工ノモノニ過キサリシカ明
 治37, 8年ノ交ニ至リ頓ニ勃興ノ機運ニ向ヒ爾來今日ニ至ル迄急轉直下ノ勢ヲ以テ
 長足ノ進歩ヲナシ其多クハ大規模ノ工場組織ト變シ技術ハ模倣的ヨリ獨創的ニ經驗
 本位ヨリ科學本位ニ進ミ殆ト昔日ノ觀ヲ止メサルニ至レリ
 更ニ翻テ從前ニ於ケル高等工業學校ノ教育方法ヲ見ムカはレ恰モ其當時ノ工業界ノ
 情況ニ適合セルモノノ如ク爾リ卒業生ハ之ニ依リテ大ニ足ヲ伸フルヲ得タルノミナ
 ラス實ニ我邦ノ工業界ニ貢獻セシ所尠少ナラサリキはレ世人カ高等工業學校ノ成績
 ヲ認メテ以テ良好ナリトスル所以ナラムモ然モ今日ノ工業界カ昔日ノ比ニアラサル
 コトハ既ニ前述ノ如シ故ニ此情況ニ對シテ時代ニ適應セル技術者ヲ出ラセムトセハ今
 日ノ高等工業學校ナル者ハ宜シク大ニ基礎學科ノ修養ニ力ヲ盡シ以テ専門學ノ自

發的研究的教授ニ努ムヘキナリ然而シテ斯クノ如キハ工業ノ過渡時代ニ適應セル修業年限學科課程ニ於テシテハ到底其實ヲ擧グルコト能ハサルハ茲ニ吾人ノ噉マヲ要セサル所ナリ近時卒業生ニ對シ往日ノ如キ好評ヲ聞カサルハ畢竟時勢ニ副ハサル教育之レカ因ヲナスニアラサルナキ乎

5. 結 論

以上論述スル所並ニ來ルヘキ戰後ノ工業戰ニ鑑ミ吾人ハ我邦ノ高等工業學校カ此際一日モ早ク修業年限ヲ延長スルノ必要ナルヲ認ム而シテ其幾何程度ニ延長スルヲ可ナリトスルヤハ種々ノ關係上容易ニ之ヲ定メ難カルヘシト雖モ而モ少クモ1ヶ年以上ノ豫科ヲ置クコトハ萬難ヲ排シテモ之ヲ決行スルノ必要アルヲ認ム而シテ豫科本科ヲ併置スル學校ノ特長ヲ發揮シ基礎學科ト主學科トノ聯絡統一ヲ圖リ以テ其學科課程ヲ適當ニ定ムルヲ得ハ庶幾クハ高等工業學校ノ目的ニ對シテ能ク今日ノ時勢ニ副フ底ノ教育ヲ施行シ得ヘシト信ス

(藏前工業會誌, 第182號, 大正8年2月)

ここで注意すべきは、この藏前工業会の要望書は、前節に見た臨時教育會議における「大学教育が専門教育」に関する答申が出るちょうど1週間前に文部省に提出された点である。

臨時教育會議の諮問に対する答申は、大正7年6月22日に出された。その答申の理由「21」は、明らかに本校の修業年限延長を受けて追加されたものであろう。

21 現行制度ニ於テハ大学教育ノ機関ハ帝国大学ヲ除クノ外他ニ之カ存立ヲ認メス帝国大学以外ノ学校ハ仮令高等ナル學術を授クルト共ニ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルモノト雖均シク之ヲ専門學校令ニ依リテ支配セリ然レトモ將來ニ於テハ此等ノ学校ニシテ大学ニ関スル新制ニ則ラムコトヲ欲シ国家モ亦之ヲ適當ト認ムル場合ニ於テハ進ンテ大学トナルニ至ルモノ勸カラサルヘシ而モ亦一方ニ於テ従来ノ如ク専門學校程度ノ学校ノ存スルアリテ高等ナル専門ノ學術技芸ヲ教授スルハ国家ノ須要ニ応スル必要ノ施設タラスンハアラス故ニ前各項ノ綱領ニ拠リテ大学ヲ設クルノ途ヲ開クト雖現行ノ専門學校ニ関スル制度ハ之ヲ改正スルノ必要ヲ認メサルナリ但シ其ノ教職ニ對シ俸給ヲ厚ウスルコト及生徒ノ人格ヲ陶冶シ国家思想ヲ涵養スルニ一層意ヲ致スコトハ大学ニ於ケルト同シク其ノ必要ヲ認ムル所ナリ

又現時専門學校令ニ支配セラルル学校ニシテ大学ノ名称ヲ附スルモノアリ將來大学ニ関スル新制度実施後ニ於テハ大学ニ関スル規定ニ依ルモノニアラサレハ新ニ大学ト稱スルコトヲ得サラシムルハ勿論ナリト雖從來大学ト稱スルモノニ對シテ施スヘ

キ過渡ノ措置ニ至リテハ当局者ニ於テ緩急宜シキヲ制シ實際ノ事情ニ照シテ適宜ノ処置ヲナサムコトヲ要ス

又前述ノ如ク現在ノ専門学校ニシテ大学ノ新制度実施後進ンテ大学トナルニ至ルモノアルヘキモ専門学校ノ制度ハ固ヨリ教育上必要ナルモノナレハ専門学校カ徒ニ競ウテ大学トナラムトスルカ如キ弊害ハ嚴ニ之ヲ防制セサルヘカラス就テハ夫ノ通信省令タル電気事業主任技術者資格検定規則ノ如ク大学及専門学校ノ卒業者間ニ電気事業主任技術者タル資格等級ニ関シ甚タシキ等差ヲ設ケルトキ或ハ之カ為ニ専門学校ヲシテ妄ニ其ノ修業年限ヲ増加シ或ハ大学ニ進格セムトスルカ如キ傾向ヲ生セシムルコトナキヲ保セサルヘシ故ニ資格認定等ノ關係ニ就テハ出来得ル限り両者ノ間ニ平衡ヲ得シメスノ如キ弊風ヲ生セサルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム（後略）

蔵前工業会ノ要望書ニ對シテ文部省から直接ノ回答はなかつたが、この臨時教育會議ノ答申が、いわば要望者ニ對スルノ回答となつてゐる。

すなわち、文部省としては、(1)専門学校は現行のままとすること、つまり本校に關していえば「年限」ノ延長は認められないこと、(2)専門学校ノ大学昇格は原則として認めないこと、本校に關していえば、高等工業ノ大学化ではなく、工業単科大学ノ創設が將來ノ問題としてあり得ること、(3)専門学校はあくまで専門学校として存在させること、等々を打ち出したのである。

こうした文部當局ノ考え方ヲ前に、本校ならびに蔵前工業会ノ運動も修正ヲ余儀なくされることになつた。つまり、専門学校としての充實よりも、工業単科大学ノ創設という新たな運動ヘノ轉換である。

先に見た新「大学令」ノ規定公布は、まさにこうした「轉換」ノ法的根柢ヲ与えるものであつた。

すなわち、臨時教育會議ノ答申ノ趣旨とは裏腹に、本校ノ「年限延長問題」は一変して「大学昇格（工業単科大学創設）」問題となつたのである。

高等教育機関ノ擴張と単科大学ノ創設

寺内内閣は、臨時教育會議（小学教育、男子高等普通教育、大学専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度ノ9答申および2建議ヲ行フ）によつて、明治末以來ノ「学制改革」問題に結着

工学系学部および工業大学の学部数、学科数の変遷

年度	学部数	学科数	帝国大学 工科系講座数
1893 (明26)	1	9	21
1897 (明30)	2	11	42
1901 (明34)	2	14	49
1905 (明38)	2	14	51
1909 (明42)	2	15	58
1913 (大2)	3	21	87
1917 (大6)	3	21	89
1921 (大10)	5	32	144
1925 (大14)	6	37	181
1929 (昭4)	9	51	189
1933 (昭8)	10	55	216
1937 (昭12)	10	56	222
1941 (昭16)	11	73	284
1945 (昭20)	14	96	321

- (注) 1. 官(国)公、私立のすべてを含む。
 2. 工業単科大学も1学部とみなす。
 3. 設立されていても予科のみの場合は除く。
 4. 旅順工科大学は学科に分けないので学科として計算。

から18校に、高等農業学校を5校から10校に、高等商業学校を5校から12校に、外国語学校を1校から2校に、薬学専門学校を2校まで増やすとともに、その他既設の学校を拡張または大学予科を新設するなど「前代未曾有」という形容にふさわしい大規模なものであった。これに用する費用は4,450万円が計上された。

この拡張計画に伴い、高等工業学校の設立が相次いだ。

大正9年(1920)に横浜、広島、金沢の3高等工業学校、10年に神戸高等工業学校と東京高等工芸学校、11年に浜松と徳島の両高等工業学校、12

年夏につけたが、大正7年夏の米騒動による政情不安の中で退陣を余儀なくされ、代わって9月29日わが国初の純政党内閣(原敬内閣)が成立し、文部大臣には実業家で教育行政には全くの素人であった中橋徳五郎が就任した。中橋文相は素人文相らしく臨時教育会議の決議事項を忠実に実施していたが、文部行政の重点は欧米列強との緊張した国際競争を担い得る有能な人材を大量に開発するための「高等教育機関」の大拡張におかれた。

この拡張計画は、大正8年度(1919)から大正13年度(1924)に至る6か年間に、高等学校を8校から25校に、高等工業学校を8校

年に長岡と福井の両高等工業学校、13年に山梨高等工業学校が新設されるとともに、大正10年、明治専門学校が官立に移管された。

また大正8年、桐生高等染織学校は「応用化学科」を加え、翌9年、桐生高等工業学校と改称された。

臨時教育会議以後に設立されたこれら官立高等工業学校の設置学科を、それ以前の学校の学科と比較してみると、この拡張計画によって設立された高等専門学校の教育が、第一次大戦を契機に急激な発展をみた重化学工業の要請（電気科、応用化学科の設置）に対応するものであったことがわかる。

官立の工業専門学校の数は大正末に20校を数えたが、このほか、大正7年3月以来、北海道帝国大学に附属工学専門部が設置された。

さらに、外地では明治42年、関東都督の管理に属する官立工業専門学校として旅順工科学堂（機械工学科、電気工学科、採鉱冶金学科）が設置され、大正11年（1922）、旅順工科大学の設置に伴い廃止され、これに代わる教育機関として同年、満鉄が大連に南満州工業専門学校を設立した。

公立の工業専門学校は1校もなかったが、私立には東京写真専門学校（大正12年創立）、日本大学専門部工科（土木科、建築科、機械科、電気科、昭和4年創立）があった。

原内閣の高等教育拡張計画には、こうした工業専門学校の新設、拡充のほか、帝国大学学部4学部、医科大学5校、商科大学1校の新設と、帝国大学学部6学部の拡張が含まれていた。その結果、大正8年（1919）には東京、京都の両帝国大学に「経済学部」、東北帝大に「工学部」、北海道帝大に「医学部」が新設され、大正13年には同大学に「工学部」が設けられた。こうした学部の新設と並行して、既設学部における講座の拡張、増設が進められた。

こうした講座数の増加の背景には、第一次大戦後から大正末期にかけて、新しい領域の学術研究の発展と、大戦後の産業界からの要請があり、「航空学」「化学工学」「応用機械学」といった新しい講座の開設が目立っている。

大正4年（1915）から大正15年（昭和元・1926）の間の各領域別の講座

数の増加は以下のとおりであった。

「応用化学」(応用化学, 工業化学, 電気化学, 火薬・化学工学)

14講座→26講座

「機械」(機械工学, 造兵学, 熱機関学)

17講座→34講座

「造船」(造船学, 船舶用工学)

3 講座→11講座

「航空」

0 → 4 講座

「電気」(電気工学)

11講座→25講座

「採鉱冶金」(採鉱学, 冶金・応用地質学)

19講座→37講座

「土木」(土木工学)

13講座→24講座

「建築」(建築学)

6 講座→10講座

「応用力学」(応用力学, 構造力学)

4 講座→ 8 講座

拡張計画の一環として東北、北海道の各帝大に設けられたのは「工学部」であった。まず、東北帝国大学に工学部が設置されたのは大正8年(1919)であったが、その準備作業は明治末期にすでに始められていた。

明治45年(1912)の仙台高等工業学校(明治39年創立)の東北帝大移管がそれである。

仙台高工には、東北帝大工科大学の教授予定者として宮城音五郎、八木秀次講師が明治42年、43年に相次いで赴任し、まもなく教授に昇進し、同校が東北帝大附属工学専門部となる日を迎えた。附属専門部になる直前、秋田鉱山専門学校が新設された(明治43年4月)ので、これまでの4学科のうち採鉱冶金学科が廃止され、土木、機械、電気の3学科で構成されることになり、設立予定の工科大学はこの3学科を基礎として建設される予

定であった。

ところが、東北地方は工業が未発達であるから工科大学の設置は不必要だという意見が出てきたばかりでなく、土木工学のようなあまりに実用的な学科を大学に置くのは問題だという議論が出てきたりして意見はまとまらなかった。

そこで、既設の臨時理化学研究所を基盤に、理科大学に应用化学科を開設し、これを拡充して工科大学に移し、機械工学科、電気工学科と併せて3学科で構成することになった（機械工学3講座、電気工学3講座、化学工学4講座、内力及弾性学1講座）。

機械および電気の両科は大正8年(1919)9月に授業を開始したが、化学工学科は実質的には大正6年に発足しており、大正9年7月に早くも第1回卒業生を出している（機械工学科、電気工学科の第1回卒業生は大正11年であった）。化学工学科は他大学の応用化学科あるいは工業化学科に相当するもので、ケミカル・エンジニアリングを意図するものではなかった。機械工学、電気工学のそれぞれの学科名称になぞらえて化学工学という名称を採用したものと思われる。

その後、大正10年(1921)に機械工学1講座と内燃機関学1講座が増設され、大正12年には金属工学4講座が設置され、翌13年4月から金属工学科が授業を開始した。これらの講座増は原内閣の高等教育拡張計画の一環であった。

大正14年に金属工学2講座と電力応用工学講座とが増設されたが、その後十年余にわたって学科講座の増設はなかった。なお、工学専門部は工学部が設立されても存続し、大正10年独立して仙台高等工業学校の旧に復した。

臨時教育会議の答申の趣旨である、専門学校の存置にかかわる措置であった。

次に、北海道帝国大学工学部の設置も、原内閣の高等教育拡張計画の一環であった。

開設に先立って大正11年、初めての工学部進学予定生徒を予科に迎え、大正13年の工学部の開設を待った。同年9月、工学部の開設となり、橋梁学、水工学、電気機械学、原動機学、鉄道学、鉱山学の6講座が設けられ

た。そして、翌年4月から土木工学科、鉱山工学科、機械工学科、電気工学科の4学科に分けて授業を開始することになった。

授業開始の大正14年に13講座、翌年には6講座が追加され、当初予定の25講座が完成された。

大正7年の新「大学令」によって公私立の大学が認められることになり、慶応、早稲田、明治、法政、中央、日本、同志社、国学院などが相次いでこの「大学令」による大学となった。

これらの私立大学のうち、早稲田大学理工学部は明治42年に開設をみた「理工科」を改組拡充したもので、機械工学科、電気工学科、採鉱冶金科、建築学科、応用化学科の5学科よりなり、早稲田高等学院（中学4修3カ年または中卒2カ年）の課程を経て、3カ年の教育が行われた。

ちなみに、早稲田の理工科の設置にあたり、本校関係者が大いに協力していた。

もともとこの理工科は早稲田の創立25周年記念の一環で、それまで法文経を中心とした大学の経営理念を、時代の要請に対応すべく、第2期の拡張計画として「理工科」と「医科」の開設を発表し、その第一着手として理工科が新設されたものである。しかるに、当時の早稲田は理工系学科に関しては全く門外漢で、皆目見当がつかかねた。大隈総長の懇請を受けて、手島精一が高田早苗学長の相談相手となり、その実現のために手助けすることになった。高田は東京工業学校の拡張計画の国会審議に当たり、常に好意的に支援し協力を惜しまなかったが、手島はこうした高田の好意をこの際理工科の設置の実現で応えようとした。

早稲田の理工科の科長には手島の意を受けて本校の機械科長であった阪田貞一が兼務し、教務主任には教員養成所出身の牧野啓吾を抜擢して、学科の編成から教授要項の作成にいたるまで、万端の準備に当たらせた。

牧野は手島や高田の信頼に応えるべく、昼夜をわかつたず、よくその職責を全うしたが、明治42年9月、機械工学科、電気工学科の開始の報を病床で聞きながら、ついに不帰の客となった。

牧野の後任には手島の意を受けて文部省から転勤した本校電気科の中村康之助が就任した。こうした人事に明らかなように、本校と早稲田の理工

学部とは密接な関係であったのである（それゆえ、先にも見た、早稲田の理工科の卒業生の資格は2級、本校卒業生の資格は3級という報を耳にした際、本校卒業生の不満が一気に爆発したのもむべなるかなと思われる）。

日本大学には理数系学科としては高等工学校（大正9年創立）、専門部歯科（大正10年創立）、専門部医学科（大正13年創立）だけしかなかったが、昭和3年（1928）4月に工学部（土木工学科、建築学科、機械工学科、電気工学科）、翌年に専門部工科（土木科、建築科、機械科、電気科）の設置が認められ、東大教授で、連合工業調査委員会第二特別委員会（工業教育改善）委員、文部省工業教育調査委員であった佐野利器が初代工学部長に就任した。早稲田に次ぐわが国の私学で第二番目の工学部であった。

以上見たように、原内閣の高等教育拡張計画の大学レベルにおける新設、拡充は目ざましいものがあつたが、この拡張計画のもう1つの柱は「単科大学」の創出にあつた。

原内閣の中橋徳五郎文相は、「単科大学」6校の設置を計画し、以下の声明を発表している。

現在高等程度の学校の収容力は官立学校6千人公私立学校8千人計1万4千人にして之に既定計画に属する未開校の官立学校の収容人員2千2百人を加ふるも総数1万6千2百人に過ぎざるを以て前記2万人を収容せんが為には其差数3千8百人に対する拡張を要す而も従来入学志願者官立学校の門に蟄集するの傾向より見るに今後公私立学校収容力の増大は容易に之を期待すること能はざるを以て新に官立の高等学校10校実業専門学校17校専門学校2校を増設且つ既設学校に就き若干の拡張を行ひ収容力の補充を図らんとす又高等学校増設に伴ひ其卒業生約2千人を増加するに至るを以て大学の収容力を拡充するの必要を認め新に帝国大学に4学部を増設し又既設の学部即ち分科大学の拡張を行ふと共に東京高等商業学校及医学専門学校5校を昇格して単科大学たらしめんとす。（東京朝日、大正7年12月27日）

この中橋文相の声明のうち、帝国大学の学部増、工業専門学校の新設については、すでに見たとおりであつたが、「単科大学」の具体的構想が、文部当局者によって初めて言及された。

つまり、文部省が「単科大学」として設立を計画しているのは、東京高

等商業学校と5校の医学専門学校の計6校のみだという点がここに明らかにされたのである。

5校の医学専門学校の昇格とは、明治34年（1901）4月、高等学校医学部より分離独立させて医学専門学校とした「千葉医学専門学校」を「千葉医科大学」に、「仙台医学専門学校」を「仙台医科大学」に、「岡山医学専門学校」を「岡山医科大学」に、「金沢医学専門学校」を「金沢医科大学」に、「長崎医学専門学校」を「長崎医科大学」にとそれぞれ「単科大学」として昇格させることであった。

これらの医学専門学校は「専門学校令」における官立専門学校の中核を形成しており、臨時教育会議の答申の趣旨と抵触すると思われるが、医師の絶対数の不足、あるいは医療技術の高度化、さらには公衆衛生観念の普及、軍医等の需要といった理由で、「医学専門学校」の「単科大学」がいち早く実現したものと思われる。

さらに、この文相声明に高商の名があって蔵前の名前がなかったことは、本校関係者にとっては大きな衝撃であった。

高商と5医専の単科大学への昇格の報に接して起きた本校関係者の対応は以下のとおりであった。

惟ふにこの単科大学昇格の発表に依って従来『一橋』及『蔵前』と世に並称されて来た母校のみが、独り昇格より取り残されたと云ふ現実は、折も折、母校の学年延長問題に対して、その目的達成に努力しつつありし本会及本会員にとりては、我が「蔵前」といふ自尊と矜持とを甚だしく毀損せられしものにして、真に最大の恨事であった。去りながら一方に於ては、今回の昇格発表は或は第一次の発表にして、近く第二次の発表中には、多分母校名を発見し得るに相違ないと、斯様な思料までしたのであるが、何れにしてもこの件に関しては、阪田母校長を通じて、文部当局に其真相を確むる必要を認めたので、小林理事長及内村委員長等は、12月25日母校長を訪問して、上記の趣旨を述べ、速やかに文部大臣に会見せられんことを依頼した。さうすると同月28日に至り、母校長より「中橋文相と会見の結果、蔵前の昇格は絶望なることが判明した」との悲報に接した。是に於て本会は問題の極めて重大性なるに鑑み、急遽31日の除夜に理事会を開きて、之が対策に就て種々協議を重ねた。而して其席上に於ける意見としては、(1)是迄運動して来た母校修業年限延長の目的は、結局に於て、今回の新大学令に依る単科大学制と全く合致するを以て、此

機会に従来の運動を打ち切り、今後は母校の昇格を期すべく運動すべきであるとの転向説と、(2)縦令終局の目的は合致するにもせよ、今更従来の学年延長運動を放棄して、事新しく際物的に昇格運動に転向するは、世間から見て如何にも学士号獲得の爲めに、新運動を起せるものの如く看做される虞あるが故に、矢張り従前通りの運動継続を妥当とするとの保守説に分れたが、結局既に単科大学制の新設されしのみならず、その目的に於ても全く合致せる以上、今後は母校の昇格を目ざして邁進することに一決し、尚之に関連して来る1月6日に常議員会を、同じく17日午前に全国支部代表者会を、午後より臨時総会を開くことに決したのであった。(蔵前工業會誌、第441號)

こうした思いはひとり蔵前工業会のみではなかった。当時機械科3年生の竹前源蔵氏は以下のように述べている。

初め臨時教育調査会^(ママ)に於て単科大学の設立を認め現内閣之を實行せんとするの意志あることを発表するや、各新聞紙は一斉に本校の工科大学に東京高商の商科大学に昇格せらるべきを報じたりき。而して世人と共に吾人も又之を信じ疑はざりき。恐らく我が八百の健兒中昇格を以て当然と見做せし者決して少からざるべきを信ずるものなり。然るに旧臘此れが具体的予算案の紙上に発表せらるるに及んで吾人の期待は大なる失望に終わり。即ち意外にも左程世人に昇格の必要を認められざりし各医専の昇格と東京高商の昇格を発表し、……十指に垂んとする高工中一として単科大学に昇格せしものあるを見ず。(大正8年1月21日、「蔵前自治」)

本校が昇格から取り残された理由の1つは、やはり先に見た帝大における工学部の新設(東北・北海道)あるいは既設学部の講座増といった措置との関連において、文部当局の意図が大学重視にあった点に求めることができると思われる。

さらに臨時教育会議では、高等教育機関の東京への集中に注文をつけ、地方への設置を打ち出していた点も考慮されるべきだろう。

それが東北・北海道各帝国大学における工学部の新設となり、東京には東京帝大工学部が存在する以上、新たな工業大学の設置は必要ないという考えであったと思われる。しかし、こうした事態は本校の昇格運動をますます高揚させることになったのである。

第2節 昇格運動の展開

昇格実行委員会の設置

専門学校の大学昇格に後れをとった本校関係者の衝撃は、以上、見たとおりであったが、こうした文部当局の措置に対して、本校の大学昇格への動きは一段と激化していくことになった。

すでに、中橋文相は大正7年(1918)9月、文相就任直後、本校を視察した際、阪田校長の年限延長の必要性の要請に対して、「文部省に唯今大学令改正の議があり、改正『大学令』に於ては単科大学が認めらるるに付き、斯る設備の充実せる学校は、年限延長よりも設備をより充実して大学に昇格したら如何」と、十分期待をもたせる発言をしており、本校関係者が、こうした文相の発言に昇格への手応えを感じとったとしても無理からぬことであつたと思われる。

この折の文相と本校校長との会談は、「中橋氏は以前に大阪商船社長をしてをられ、阪田校長も実業界に関係が深かったので、両氏の交渉は文部大臣と直轄学校長との関係でない形式張らない親しみがあつた」と評される会談で、阪田校長としては、その数カ月後の文相声明(高商と5医専の大学昇格)に本校が漏れたということは、どうてい納得しえない措置と思われた。

これ以後、本校の昇格運動は、学校当局、蔵前工業会、在校生とを「三位一体」とする運動に結集していった。

まず、学校当局は大学令改正、単科大学の設置の承認、高商と5医専の大学化といった事態の中で、本校の大学昇格への対応をしばしば教授会を開いて研究した。

蔵前工業会では、大正8年1月17日に臨時総会を開いて、本校の大学昇格をいち早く決議した。

1月17日午前、……全国支部代表者を開いた。此日招集に応じて参会せる代表者は、両毛支部1名、新潟支部1名、静岡県支部1名、東海支部2名、大阪地方代表

1名（当時は大阪支部は未設）、兵庫支部2名、呉支部2名、福岡支部1名、朝鮮支部1名、台湾南北両支部1名、満州支部1名、支那山東省在住会員代表1名等であって、開会劈頭本会側より従来及最近に至る問題につき、その経過を詳細聴取し、種種協議の末満場一致を以て、今後の運動については、之を本会当事者に一任することに決した。次で同日午後より母校講堂に於て臨時総会を開き（当日小林理事長病氣欠席に付き理事相馬半治君を座長に推薦）、先づ母校学年延長問題に関する従来ノ経過と、新大学令公布に伴へる単科大学昇格洩れの件とを報告の後改めて母校を単科大学に昇格せしむるの件を上議せるに、熱烈なる賛意表示の下に、満場一致を以て、起草委員の起草せる決議案を承認した。即ちその決議は、

決 議

1. 本会ハ工業立国ノ国是ト母校発達ノ歴史トニ鑑ミ母校ノ現制度ニテハ時勢ニ適切ナル工業教育ノ効果ヲ挙クルコト不可能ナリト信ス仍テ速ニ現制度ヲ改メテ単科大学ト為スノ必要緊切ナルヲ認メ極力其目的ノ貫徹ヲ期ス
2. 本会ハ母校ヲ単科大学ト為スニ当リ必要ナル時ハ之ヲ要スル資金ヲ提供ス

右決議ス

大正8年1月17日

社団法人 蔵前工業会

この決議を実行するため、蔵前工業会は早速、昇格実行委員100名（うち半数は常議員をもって充てる）を指名し、母校の大学昇格を前面に掲げて運動を開始した。

1月23日には早くも第1回の実行委員総会が開催され、100名の実行委員のうちより、30名を常務実行委員に選出し、選出された委員は直ちに常務実行委員会を開き、互選のうえ、常務実行委員長に内村達次郎を、副委員長に相馬半治以下5名を指名し、常務実行委員の分担事項を以下のとおりに決定した。

常務実行委員分担事項

1. 学制調査及研究係
2. 文部省及各大臣係
3. 貴衆両議院係
4. 新聞記者係
5. 実業家係（母校商議委員及工業倶楽部等を含む）

6. 学会係（工政会及如水会等を含む）

こうして蔵前工業会では、常務実行委員会を組織して本格的に役割分担を決め母校の大学昇格の実現に向け、運動を展開することになった。その際、

1. 今日以後の運動に於て、文部省対蔵前工業会のみ相対的交渉を続けるならば、将来問題の紛糾し事件の複雑せる場合に当り、若し第三者たるべき証人の介在なしとすれば、双方の所言は所謂水掛け論に終り、その結果問題の解決に一層困難を来すべきは、火を観るよりも明かである。
2. 之に反して文部当局も本会との間に、第三者を介在せしむる時は、之に依って当局の言質を取り得るのみならず、本会側が当局に対して直接陳述し難き事も、第三者を通じて容易に之を言ひ得るの便宜があり、同時に又文部当局にしても、本会に対して同様の便宜を得べきは明かである。

という見地から、蔵前工業会では、信頼に値する第三者機関を物色したが、その結果、「我邦工業会の最高権威団体たる日本工業倶楽部を第三者に推し、以てその援助を請ふ」ことに決定した。

日本工業倶楽部を昇格運動の一翼にかつぎ出すことに成功したことは、本校の大学昇格が、単に本校関係者、関係団体の私的な運動より、一層公的な運動へと展開することを意味し、これ以後の運動にとって極めて有効な策であった。

蔵前工業会からの要請を受けた日本工業倶楽部では、早速2月3日、以下の建議書を総理大臣並びに文部大臣に提出した。

東京高等工業學校ヲ單科大學ト爲スノ議

今ヤ世界大戰ハ既ニ其終焉ヲ告ケ列強ヲ擧ケテ各々其戰後經濟上ノ施設ニ急ナラントスルノ秋ニ當リ我國亦工業立國ノ國是ヲ定メ以テ百般工業ノ獨立ヲ企圖セサル可カラサルハ朝野ノ齊シク認ムル所ナリ既往ニ於ケル本邦工業ノ發達ハ頗ル顯著ナルモノアリト雖海外ノ學問技術ヲ模倣シ其知識經驗ヲ移植セルモノ多ク畢竟泰西文明ノ恩澤ト謂フニ止リ之レカ進歩改善ノ上ニ創作的研究的ノ本能ヲ缺如スルモノアルハ大ニ遺憾トセサルヲ得ス然ルニ這次大戰ハ列國ノ産業政策上ニ一新紀元ヲ畫シ今後ハ其學問技術ヲ我レニ採リ其發明改良ノ實益ヲ我レニ收メント欲スルモ亦容易ナラサルニ至ラントス是レ吾等カ我國ニ於ケル高級技術者ノ養成ヲ最モ急務ト爲ス所以ナリ

吾邦ノ工業ガ最近10年其技術竝ニ經營上ニ於テ漸ク組織的ナラントスルニ對シ工業

進歩ノ先驅タルヘキ工業教育ノ施設却テ工業ノ實績ニ後ルルノ觀アルハ寔ニ一奇ト謂ハサルヲ得ス殊ニ工業學校ノ卒業生カ概シテ其専門知識ニ對スル基礎教育ニ於テ十分ナラス隨テ實際ノ技術上ニ當リテ創作力ニ乏シク研究的素質ニ於テ關ケル所有ルハ眞ニ已ムヲ得サル次第ニシテ工業ニ於ケル最高教育機關ノ増設ハ最モ其ノ急用ナルヲ認メスンハアラス我ガ帝國大學ニ於ケル工科大学ハ吾邦工業教育ノ最高機關トシテ固ヨリ其組織ニ於テ間然スル所無シト雖何奈セン未タ以テ全國多數ノ入學志願者ヲ收容スルニ十分ナラス現ニ主トシテ工科志願者ト見ルベキ高等學校第二部ニ於ケル入學率ニ就テ之ヲ觀ルニ大正5年度入學志願者ノ數ハ3,610人ニシテ内入學許可ヲ得タル者726人大正6年度ハ3,885人ノ入學志願者ニ對シテ入學許可ヲ得タル者814人昨大正7年度ハ4,155人ノ入學志願者ニ對シテ入學許可ヲ得タル者841人ニシテ最近3ケ年間ニ於ケル合格率ハ何レモ僅ニ2割内外ニ止ルノ狀況ナル而已ナラス更ニ高等學校卒業生ニシテ工科大学ノ志願ヲ有スル者ノ工科大学入學率ニ就テ之ヲ觀ルニ昨年度ニ於ケル東京工科大学入學志願者295人ノ内入學許可ヲ得タル者233人京都大學ニ於テハ入學志願者110人ノ内99人九州大學ニ於テハ入學志願者93人ノ内79人ニ向テ入學許可ヲ與ヘタルノミ然ルニ昨年發表セラレタル文部省ノ高等教育機關ノ擴張計畫ニ依リテ之ヲ察スルニ其結果工科大学ノ施設ハ他ノ專門大學ト相比較シテ更ニ一層不權衡ヲ甚シカラシムルノ虞無キニ非ス豈ニ我カ工業教育ノ爲ニ歎惜セサル可ケンヤ

熟ラ戰後列國ノ大勢ヲ觀察スルニ其産業上ニ於ケル發展ノ特質トシテ發明ハ發明ヲ生ミ應用ハ應用ニ繼キ躰テ百般工業ノ進歩ハ社會一切ノ現象ヲ蔽ヒ一切ノ變化ヲ支配スルー一大動力タルニ至ラスンハ止マサラントス斯カル世界的産業革新ノ機運ヲ眼前ニ控ヘ發明應用ノ新希求愈々加ハリ各個人ノ知識技能ニ於ケル競争益々甚シカラントスルノ時代ニ際シテハ工業教育ノ趣旨方法ニテモ亦一新生面ヲ開キ從來ノ一齊的受動的ナルモノヲ去リ總テ發動的修業ヲ中心トシテ高級技術者タルノ獨創力ヲ養成セシメ科學ノ應用ニ於ケル活識實能ヲ發達セシムルモノヲラサル可カラス即チ學校ヲ以テ實際ノ工場ト見做シ此中ニ於テ自然的學習訓練ヲ爲サントスルモノニシテ帝國大學工科大学ト相駢テ更ニ此種ノ特色有ル工科大学程度ノ教育機關ヲ認ムルモノ亦新時代ノ要求ニ應スル所以ナラスンハアラス

言フマテモ無ク工業學校ニハ實驗實修其他研究上ニ於ケル形而下的設備ヲ要スルコト多ク隨テ之レカ擴張ニ依リテ直ニ其規模ヲ大ナラシメ以テ此種教育機關ノ闕乏ヲ補ハント欲スルモ能ハスレ吾等カ假令政府ニ於テ新ニ工科大学ヲ設ケ以テ多數ノ入學志願者ニ對スル收容能力ヲ増加セント欲スルモ大ニ其ノ難キヲ認ムル所以ナリ是故ニ吾等ハ現下ノ急用ニ應スルカ爲東京高等工業學校ヲ昇格セシメテ新制度ノ下ニ於ケル單科大学ト成シ之ニ具フルニ適當ナル基礎教育ヲ以テシ仍テ學生ヲシテ將

來其ノ高級技術者タルニ必要ナル創作的研究的知能ヲ開發セシムルノ素ヲ作サシメ更ニ進テ其從來ノ特色有ル教育法ヲ擴充セシメ之ニ依リテ吾等カ上級ノ教育理想ヲ實現スル所アラント欲ス現在ニ於ケル同校ノ教育程度ハ俗ニ所謂帶ニ短ク襪ニ長ク戰後ノ國際的競争ニ應スヘキ高級技術者トシテ固ヨリ其素養ニ於テ十分ナラス左レハトテ一般ノ營業工場ニ於テ最も多數ヲ必要トスル所謂現業員トシテハ大ニ其純知識ノ所得ニ於テ餘ル所有リ蓋シ東京高等工業學校ハ創立以來歳ヲ閱スルコト三十有九年克ク時代ノ必要ニ應シテ進歩發達シ卒業者ヲ出スコト既ニ 4,000 人其多數ハ現ニ工業界ノ要路ニ立テ日夜國家ノ進運ニ貢獻スル所有リ其組織竝ニ設備ニ於テ優ニ新大學令ニ據ル一單科大學トシテ經營スルニ足ルヘキ素質ヲ備フルヲ認若シ單科大學タルカ爲ニ何等カ補充ノ必要有リトセハ僅少ノ經費ト時日トヲ以テ足ルヘシ國家ノ教育上ヨリ觀ルモ經濟上ヨリ察スルモ吾邦ノ今日ニ於ル高等工業教育組織ノ闕陥ヲ補ハシカ爲ニ之ヲ昇格セシメテ大學ト成スノ一大捷徑ナルニ如カサルナリ況ンヤ同校ノ教育ハ既ニ其固有ノ特長ヲ有シ之ヲ發達セシメテ以テ能ク新時代ノ要求ニ應セシムヘキニ於テヲヤ

吾等ハ本社團設立ノ趣旨ニ基キ日夜我カ工業ノ進歩改善ヲ以テ念トシ殊ニ這次大戰ノ結果世界列國ヲ舉テ其工業政策上ニ於ケル一新氣運ヲ迎ヘ科學應用ノ競争更ニ愈々激甚ナラントシ吾邦工業ノ獨立上高等工業教育機關整備ノ要最モ急ナルヲ感スルノ際恰モ政府ニ於テ大學令ヲ發布セラレ其教育刷新ノ方針ヲ確立セラレタルヲ機トシ茲ニ新大學令ニ據リ東京高等工業學校ヲ昇格セシメテ單科大學トナスノ議ヲ建テ謹而奉煩清鑒候也

社團法人日本工業俱樂部

理事長 工學博士 團 琢 磨

日本工業俱樂部では、上の建議の趣旨を徹底させるため、翌2月4日同俱樂部理事長工學博士團琢磨、同専務理事男爵中島久万吉の兩名が原総理大臣を訪問、その翌5日には専務理事和田豊治と中島の兩名が中橋文部大臣を訪問し、建議の趣旨を詳細に説明し、実行を強く要望したのである。これに対して政府当局は以下のように答えた。

1. 政府は蔵前を單科大學と為すことには何等の異議なく、寧ろ之を至當と認めてゐるが、併し之が為め本年度の追加予算中に、その計画の一端を含ませることは為政者の立場から又其他の已むなき事情からしても、絶対に不可能である。
2. 夫故此件は、来る大正9年度の予算に計上することにし、夫等の御相談については改めて4月に入ってから応ずることにしたい。

つまり、政府当局としては、日本工業倶楽部という第三者機関からの本校の大学昇格の要望に対して、これを無下に断るわけにはいかなかったのである。これまでの経緯からして、本校の大学昇格は至当であるときえ認める文部当局の態度は、あくまで日本工業倶楽部の顔を立てた発言であり、文部当局の真意は、後半の「已むなき事情からしても、絶対に不可能である」という部分にあった。

工業倶楽部側では文部当局の回答を得て、「首相及文相の所言既に斯くの如くである以上、此際政府当局に対して更に難きを強ひ、徒らに其感情を害するは不得策なるを認め、右の建議を以て一先運動を中止し、新年度の4月に入りてから、再び政府当局への交渉を継続すべき」旨を本会（蔵前工業会）に助言した。

こうした日本工業倶楽部の大学昇格要望と連動して、蔵前工業会自身も本校の大学昇格に向け声明文を発表し、文部省に「理由書」を提出していた。その意味で、先に見た日本工業倶楽部の「東京高等工業学校ヲ単科大学ト為スノ議」と、この蔵前工業会の「理由書」とは本来一対のものであったといえる。

蔵前工業會ノ聲明

1. 工業立國ヲ國是トシテ工業ノ獨立ヲ急務トスル今日之ニ從事スヘキ高級技術者益々多キヲ要スルハ言ヲ須キス而モ其高級技術者タル從來ノ模倣的移植的工業界ニ處セシ者ト異ナリ必スヤ進歩セル現時ノ工業界ニ適應セル獨創的研究的ノ素質ヲ有スル者タラサル可ラス而シテ斯クノ如キ素質ヲ有スル技術者ハ工科大学程度ノ教育ニヨリテ始メテ之ヲ養成スルヲ得ヘシ然ルニ我國今日ノ工科大学程度ノ教育ヲ見ルニ規模ニ於テモ校數ニ於テモ明カニ其不足ヲ示セリ
2. 東京高等工業學校ハ創立以來歳ヲ閱スルコト三十有九年其間克ク時代ノ必要ニ應シテ進歩發達シ今日ニ在リテハ其設備ニ於テモ研究成績ニ於テモ之ヲ新大學令ニ據ル1單科大学トシテ經營スルニ足ルノ基礎ヲ具備セリ若シ單科大学ト爲スタメニ何等補充ノ必要アリトスルモ極メテ僅少ノ費用ト時日トニテ足ル故ニ最モ經濟的ニ高級技術者養成ノ機關ト爲スコトヲ得以テ工業教育組織ノ缺陷ヲ補フニ足ル殊ニ之ヲ大學ト爲サハ從來ノ歴史ニ徴シ益々同校固有ノ特色ヲ發揮シ國家ノ爲一層ノ貢獻ヲ爲スヘキヤ疑ナシ
仍テ速ニ同校ヲ單科大学タラシメムコトヲ望ム

大正8年2月

社団法人 藏前工業會

東京高等工業學校ヲ單科大學ト爲スベキ理由

1. 現下ノ國情ニ照ラシ工科大学ノ不足セルコト

從來ノ工業ハ主トシテ歐米先進國ノ工業ヲ模倣移植セシニ過ギザリシモ今後ハ獨創的研究のナラザル可ラス是レ工業ノ獨立ヲ必要トスル我國時勢ノ要求ナリ要求ハ事實ヲ生ミ我國ノ工業ハ之ヲ10年以前ト比較スレバ其技術及經營上ニ於テ著シク組織の獨創的ノ傾向ヲ示シツツアリ

然ルニ工業進歩ノ先驅タルベキ工業教育ノ施設ハ之ニ件ハズ却テ工業界ノ實績ニ1歩ヲ輸スルノ奇觀ヲ呈セルガ如シ大勢ハ暫ク措キ吾人ガ最モ著シキ缺陷ト認ムルモノハ工科大学ノ不足ナリ而シテ昨年發表セラレタル文部省ノ高等教育機關ノ大擴張計畫ニ就テ之ヲ見ルニ他ノ專門大學ニ比シ工科大学ノ施設ハ一層不均衡ヲ來スノ恐ナシトセズ

第3表ニ據リテ見ルニ大正7年度ニ於テ各工科大学併セテ約400人ノ收容力ニ對シテ高等學校卒業ノ工科志願者500人アリ即チ現在ニ於テモ明カニ工科大学ノ不足ヲ示セリ一面ニ於テハ高等學校第2部(主トシテ工科)ハ入學志願者ノ5分ノ1ノミ入學シ得ルニ過ギザルニ今後高等學校増設ノ曉假リニ其不入學者ノ2分ノ1ガ專門學校ニ向ヒ他ノ2分ノ1カ高等學校ニ收容セラルルトセハ高等學校第2部卒業生ニシテ工科大学ニ入ルヘキ者少クモ現時ノ3倍トナルコト明ナリ然ル時ハ工科大学ノ收容力モ亦3倍トナラサルヲ得ス然ラハ即チ各工科大学ハ現在ノ規模ヲ3倍以上ニ擴張スルカ又ハ新タニ6個乃至7個ノ工科大学ヲ設クルノ必要アリ

是レ豈工業立國ヲ國是トシ大戰後ノ經濟界ニ處スルノ道ナランヤ

2. 工科大学ハ工業ノ盛ナル大都市ニ設クルヲ可トスルコト

工科大学ノ教育ハ實驗ト研究トヲ主トシ從ヒテ之ニ必要ナル人物設備及對照ニ資スベキ工業ノ實例ノ豐富ナルヲ要サレバ地方的感情ヨリ又ハ家庭ヨリ通學ノ便宜ヲ主トセル教育機關分布方法ノ如キハ之ヲ工科大学ニ充當スルヲ得ズ工科大学ハ須ラク工業隆盛ニシテ優秀ナル學者技術者等ヲ得ルニ便ナル工業發展ノ大都市ニ設立スヘキナリ此理ニ由レハ東京ノ如キハ單ニ1ノ工科大学ノミナラス2,3ノ工科大学ヲ設クルモ毫モ不可ナルヲ認メス

3. 東京ニ工科ノ單科大學ヲ置クトセハ東京高等工業學校ノ組織ヲ變更シテ之ニ充ツルハ國家ノ教育及經濟上最モ適切有効ノ措置ナルコト

東京高等工業學校ガ38年ノ歴史ヲ有シ其過去ニ示セル成績ノ顯著ニシテ又世間一般ガ同校教育ノ効果ニ期待スル所アルコトハ別表ニ依リテ之ヲ窺フコトヲ得ベシ而シテ同校ノ設備ノ内容ハ僅少ノ經費ト時日トヲ以テ之ヲ單科大學ト爲スニ足ル

モノアルハ是亦何人モ認メテ疑ハザル所ナリ然ラバ之ヲ以テ單科大学ト爲スハ實ニ刻下ノ急務ニシテ國家教育機關ノ著シキ缺陷ヲ補フノ一助タルベシト確信ス

4. 工科大学ニハ各特色アラシムルヲ必要トスルコト

1ノ工科大学アラバ之ヲ擴張シテ以テ此種教育機關ノ缺乏ヲ補フモ可ナリ然レドモ其擴張ニ依リテ達シ得ベキ規模ニハ自カラ限度アルベシ實驗實修其他研究上必要ナル形而下ノ設備ニ於テ多クノ必要ヲ見ザル文學法律等ノ専門ヲ授クル大學ニアリテモ教育上行政上經濟上1大學ノ規模及其學生收容力ニ於テ自ら制限アリ況ンヤ如上ノ設備ノ最モ多キヲ要スル工科大学ニ於テテヤ且ツ工學ノ研究ハ1ツノ専門中又數多ノ専門ニ分ル、モノニシテ其各ヲ研究スルニモ或ハ學理的或ハ實驗的トイフガ如ク頗ル多岐ニ互ラザルヲ得ズサレバ工科大学ノ教育ハ統一ナルベカラズシテ各自特色ヲ發揮セシムルヲ可トス東京高等工業學校ハ已ニ大學教育ニ接近セル教育ヲ施シ來リ且ツ特色ヲ有セリ故ニ之ヲ以テ特色アル單科大学トラシムルハ時勢ノ要求上極メテ有効適切ナルヲ疑ハス

5. 東京高等工業學校ノ歴史ト之ヲ單科大学トラシムルノ必要

明治14年5月文部省ガ創メテ東京職工學校ヲ東京ニ興スニ濫觴シ爾來幾多ノ變遷ヲ經テ明治23年3月文部省直轄學校官制改正ノ時東京工業學校ト改稱シ明治34年5月専門學校令ノ發布ト同時ニ東京高等工業學校ト稱シ官制等亦幾多ノ改正ヲ經テ以テ今日ニ至レリ

之ヲ要スルニ我國工業ノ發達ニ應シ其要求ニ適切ナル教育ノ効果ヲ擧グル様改良進歩ヲ爲シ來リシモノニシテ其成績ノ一斑ハ同校卒業生ノ多數カ工業界ノ要路ニ立テル事實ニ徴シテ知ルニ足ルヘク又世人カ如何ニ同校ノ教育ニ期待スル所アルカハ別表入學志願者ノ數ヲ見レハ之ヲ推知スルヲ得ヘシ

然ルニ37、8年急速ノ發展ヲ遂ケタル我國ノ工業ハ這般ノ世界大戰ニ依リテ更ニ未曾有ノ發展ヲ加ヘ今ヤ工業立國ノ旗幟鮮明トナリ工業獨立ヲ以テ急務ト爲スニ至リ同校ノ學制ハ明カニ時勢ノ要求ニ適應スル教育ヲ施スコト不可能ナルヲ示セリ

本會ハ夙ニ此事ヲ憂ヘ明治45年來母校タル同校ノ内容改善組織改良ニ就テ調査研究ノ結果先ツ修業年限延長ノ必要ヲ認メ最近兩三年間母校當局者及文部當局ニ對シテ建議上申請願等百方力ヲ盡ス所アリシモ遂ニ目的ヲ達セスシテ今日ニ至レリ然ルニ大正7年12月單科大学ヲ認ムル新大學令ノ發布セラル、ニ及ヒ母校ハ1歩ヲ進メテ之ヲ單科大学トラシムルニ非サレハ能ク從來ノ歴史ト世人ノ期待トニ添フヘキ教育ヲ施スコト不可能トナレリ是レ本會カ速カニ母校ヲ單科大学トラシムルヲ切望スル所以ナリ (以下、省略)

こうして蔵前工業会としては日本工業倶楽部からの助言を受け、「暫く政府当局への運動を中止し、4月の新年度に入りてから、改めて運動を開始すること」にし、運動は当面、本校昇格賛同者への理解と同情を得る方向へと転回した。

3月中旬実行委員総会を開き、従来の経過を報告の後、その実行方法に就て協議を重ねた結果、此際議会に向つて、建議若くは請願等の方法を採らずその代り本問題に関し多大の理解と同情とを有せる、帝大教授工学博士子爵大河内正敏氏に依頼し、その所属貴族院に於て、昇格に関する質問提出の勞を執つて貰はう、と云ふことに一決した。そこで理事長及実行委員長等は直接同子爵を訪問して、此件を懇請に及んだ処子爵には之を快諾され、何れ機を覩て提出しようとのことであつたが、其後子爵は本問題に関し、親しく中橋文部大臣及兩次官を訪問意見を交換され、その結果として有利なる諒解を得られたので、前記の質問提出は一先ず見合わせる事になつた。

貴族院で本校の昇格問題をいち早く取り上げたのは、大河内正敏よりも高田早苗であつた。

高田は大正8年2月20日の貴族院予算委員会において、本校の昇格に関し政府当局に質問したが、これは議会における本校昇格問題に言及した最初の質問であり、その後も高田は一貫して本校の昇格に対し、好意的な態度を取り続けた。

さらに、高田は3月25日、貴族院上程の教育機関拡張に関する追加予算案に対し、反対意見を陳述したが、高田はその理由として追加予算案に本校の昇格が含まれていないことを挙げ、次のように質問している。

高田早苗氏の質問

(前略) 一體教育ト云フモノハ校外ノ感化・學校ノ外ノ感化ヲ無視シテハ效果ノ擧ガラヌモノデアル、高等商業學校ヲ置クノハ商業地デアツテ、學校デ教ヘ外ノ空氣ガ之ヲ承認スル内外相俟ツテ好成绩ガ擧ガル、高等工業學校ヲ置クト云フコトニナレバ矢張りソレトク外ニ工場ガ澤山アツテ往ツテ見ルコトモ出來ルシ自然ト其空氣ノ感化ヲ受ケテ相當ナ卒業生ガ出來ルト云フモノデアラウト思フ、所ガ田舎ニ置ク地方分布ト云フコトカラシテ委員會デ承ツク所ニ依ルト、隨分不適當ナ少シモ商賣氣ノナイ所ニ高等商業學校ガ設ケラレル、工場一ツナイ所ニ高等工業學校ガ設ケラレルト云フヤウナ結果ニナリツツアルノデアルカラ、此點モ亦不安ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアル、又種類此種類ニ付テモ種々委員會ニ於テ議論モアリマシタガ、

例へば大學ノ法學部ヲニツマデ設ケルト云フコトハ委員ノ質問ノ中ニモ反對ノ意見ノ方ガ多クツタヨウデアルガ、私モ亦餘リ同意ノ出來ヌコトデアリマス、綜合大學ト云フコトニナツテ西洋ノ歴史のカラ云へば法學部ヲ設ケルト云フコトハ已ムヲ得ナイト云フカ知レヌガ、必シモ西洋ノ大學ノ歴史ニ日本ガ拘泥スル必要ハナカラウト思フ、現ニ奥田君ガ文相ノ局デアツタ時分ニ、法律ハ今日以後ハ私立學校ニ一任シテソレデ十分デアルト云フコトヲ屢々明言サレタノデアリマシタガ、果シテ充分カドウカ知レナイガ、此上ニ法學部ヲ設ケルナント云フコトハ蓋シ不急ナコトデハナイカト思フ、サウ云フヤウナ事ヲ舉ゲルト種々設クベキ學校ノ種類若クハ置クベキ學部ト云フヤウナ其性質ニモ尠カラズ異論ヲ唱ヘナケレバナラヌ譯デアル、斯ウ云フコトヲスル位ナラバ36年ノ歴史ヲ有ツタ藏前高等工業學校ノ如キ日本ノ今日工業ガ是マデニ發達シ戰時中ニ於テモ大ナル魔誤付ガナカツタト云フコトハ其勲カラザル部分ハ此學校ノ功績デアルト言ハレテ居ルスノ如キ學校ヲ擴張シテ大學ニスルト云フコトハ遙ニ増シデアルガ、是ハ幾ラ眼ヲ皿ニシテモ今日ノ案ノ中ニハ見エヌ、斯ウ云フ譯デアリマスカラ學校ノ此ノ種類地位ト云フ點カラモ亦反對ヲ唱ヘナケレバナラヌ譯デアル（後略）

大正8年4月以降、藏前工業会と本校当局者とは、先に見た日本工業俱樂部への文部当局の解答にある4月に入ってから応ずることにしたいとの意向を実現すべく、活発に各方面に向け、本校の昇格を働きかけた。

藏前工業会の実行委員長および副委員長は、母校側昇格調査委員（吉武栄之進、中村幸之助、根岸政一の3教授）と連合協議会を開き、昇格に要すべき諸設備等につき調査研究し、同時に日本工業俱樂部の幹部を訪れ、重ねて今後の援助を要請した。同年5月下旬、工業俱樂部専務理事男爵中島久万吉は、特に藏前工業会のために中橋文相を訪問し、本校昇格に向けてすこぶる有望な回答を引き出し、その結果を藏前工業会へ報知した。

翌6月、文部省は本校に吏員を派遣して、設備その他の事項について調査させた。これは昇格への前提と関係者には思われた。

その間、阪田校長は藏前工業会に対して、「文部省の空気は極めて我に有利なれば、此際運動がましき事は一切見合はされたい」との注意を促し、さらに日本工業俱樂部からは「その後、当俱樂部専務理事和田豊治氏が、文部大臣訪問の予定であったが、同省内の空気非常に良好なるが故に、斯かる際殊更当局を訪問することは、却って不利を招来するの虞あれば、一

先づ之を中止した」と報せがあるなど、本校の昇格に関して、四囲の情勢はきわめて有利に推移しつつあった。

こうした状況を受け、蔵前工業会としては「更に一步を進め母校昇格予算の大蔵省へ廻付せらるる場合を顧慮し、同省に向って、今より予め諒解を求め置くことの緊密なるを認め、その結果7月中旬山口副委員長は、時の大蔵大臣高橋是清氏を訪問し、詳細に事情を具陳して諒解を求める所があった。」

このように大正8年4月以降、本校の大学昇格実現への動きは、きわめて順調に進展していると思われたのであるが、11月6日になって、意外にも本校の昇格は困難であるという情報もたらされた。

蔵前工業会では即時に実行委員会を開き、善後策を協議する一方、真相を把握するため、山口実行委員会副委員長を高橋大蔵大臣の下へ派遣した。その結果、来年度の予算に本校の昇格を計上することはとうてい困難である旨が明らかになったのである。

蔵前工業会は早速、この旨を日本工業倶楽部の幹部に伝えるとともに、阪田校長にも報告し、文部大臣と阪田校長との会見を要請した。

11月8日、阪田校長は文部省に大臣および次官を訪問し、本校の昇格に関して種々折衝した結果、「蔵前の昇格予算は、大正9年度より他の数校と共に計上し、大正12年度に完成せしむる予定である。昇格は僅少の予算にて済むこと故、結局単に時日の問題に過ぎない」との文部省側の意向を引き出した。

阪田校長からの報告を受けた蔵前工業会では、日本工業倶楽部との従来の関係からして一応同倶楽部の意見を確かめ、しかる後に対策を講ずることとし、11月19日内村委員長、大石、山口両副委員長は専務理事男爵中島久万吉氏を、翌20日内村委員長、山口、相馬両副委員長は専務理事和田豊治氏をそれぞれ訪問し、阪田校長と中橋文相との会見の顛末を報告し、さらにこの際、中島、和田両氏を煩わして文相と会見し、文部当局の最終的な考えを確認してほしい旨を懇請した。この要請に対して、両氏は快諾された。

11月26日、蔵前工業会では常務実行委員会を開き、これまでの経過報告

を行うとともに、今後の方針について検討することにしたが、ちょうど同じ日、本校の生徒は突然「生徒大会」を開いて、熱烈な「昇格の叫」をあげ運動に直接、参加することになったのである。

昇格運動の激化と総退学騒動

本校の在校生が突然、「生徒大会」を開き昇格運動の前面に登場する契機となったのは、中橋文相の不用意な発言とその新聞報道であった。

これまで本校の在校生は昇格に関し、先輩や当局者に信頼を寄せ、運動の前面に出ることを避けてひたすら沈黙を守っていたが、たまたま大阪高等工業学校を訪問した中橋文相が、大阪高工の設備の充実ぶりを目の当たりにしてリップサービスのつもりか大学への昇格をほのめかし、それを受け「大阪高等工業学校が大正9年度の追加予算にて、単科大学に昇格することに決定」という新聞報道がなされたことに端を発し、本校の学生が急に昇格運動の前面に登場することになったのである。

大正9年度の予算に本校の昇格を含むことは不可能であるとした文部、大蔵両省の措置に深い失望と落胆を禁じえなかった本校関係者、特にそれまで学校当局、文部当局、あるいは関係団体（蔵前工業会、日本工業倶楽部）の動きを見守り、具体的な行動を差し控えていた在校生たちは、一斉に行動を開始した。

11月26日、生徒大会を開き、各科各級より委員を選出して、宣言書および決議文の作成を議し、翌27日には各科会および委員会を開いて、それぞれ協議した結果、各科より1名ずつの実行委員を選出し、これに校友会幹事2名を加え、合計10名の者が運動の先頭に立って活動することになった。

そして、直ちに生徒大会を開き、

1. 蔵前工業会及学校当局ト連絡ヲトリ本年度内ニ昇格確定ヲ期ス
2. 生徒全体其ノ進退ヲ一ニシ紳士の行動ヲ取ル事

の2項を決議して、以下の宣言書を発表して、ここに全面的に運動を開始するに至ったのである。なお、上の決議の第2項の趣旨を貫徹するため、先の生徒大会では、全校生の総退校が提案されていた。

宣 言 書

今ヤ我国ノ現状ハ工業ノ独立ヲ急務トシ從來ノ如キ模倣的ナルヲ許サズ進ンデ獨創的工業時代ニ入レリ其ノ結果ニハ從事スベキ高級技術者ノ必要愈々切ナルモノアリ加フルニ労働問題解決ノ1捷徑トシテ生産率増進ノタメ高級技術者ノ養成ハ1日モ忽ニスベカラザルハ論ヲ俟タズ而シテ斯ノ如キ技術者ハ大学程度ノ教育機関ニ依リテ始メテ養成スルヲ得ベシ然ルニ我国今日ノ工科大学程度ノ教育機関ヲ見ルニ其ノ規模ニ於テ其ノ校数ニ於テ不幸ニシテ時代ノ趨勢ニ伴ハザルモノアリ從ヒテ此ノ際新大学令ニ依ル大学程度ノ教育機関ヲ増設スルハ刻下ノ急務タルヤ明カナリ翻ツテ本校ヲ顧ルニ明治14年創立以來歲月ヲ閱スル事茲ニ30有9年其ノ間時代ノ要求ニ応ジ時勢ノ進運ニ伴ヒ遂ニ克ク今日ノ名聲ト実績トヲ贏チ得タルナリ而モ今日ニアリテハ其ノ設備ニ於テモ研究成績ニ於テモ新大学令ニ依ル1単科大学トシテ經營スルモ何等ノ支障ヲ見ズト断言スルニ憚ラズ唯其修業年限延長ニヨリテ本校教育ノ欠陥ヲ補ハンカ庶幾クバ現下ノ急務ニ適応スル工業教育ノ効果ヲ挙グルヲ得ン

曩ニ昇格問題ハ生徒間ニ論議セラレ其ノ運動モ具体化サレントシタルモ先輩ノ斡旋ニ依リ各自ガ其ノ理性ニ訴ヘテ冷靜ノ態度ヲトリ学校当局並ニ先輩ヲ信賴シテ之ヲ一任シ來ルベキ日ノ旭光ヲ嚮望シツツ靜ニ時ノ至ルヲ待テリ爾來問題ハ順調ニ進歩シ先輩並ニ学校当局モ其ノ前途ヲ樂觀セルモノアリタルニ現下ノ情勢ハ吾人ノ樂觀ヲ許サザルモノアルニ至レリ茲ニ於テカ我等一千ノ学友ハ内ニ燃エル熱誠ヲ以テ蹶起シ学校当局及蔵前工業会ト歩調ヲ一ニシテ斯ノ目的ヲ貫徹セズンバ已マズ嗚呼鳴カズ蜚ハズ茲1年我等奮起スベキ秋ハ遂ニ來リ然レドモ30有9年ノ光輝アル歴史ト其ノ間鍛ヘ上ゲラレタル蔵前氣質トハ輕拳妄動ヲシテ事ニ当リ徒ニ世人ノ擯斥ヲ招クガ如キ愚ハ為サシメズコノ目的ノ為正々堂々行動シ帝國工業界百年ノ計画ヲ誤ラザラン事ヲ期ス

敢テ宣言ス

大正8年11月27日

退 校 届

○○科○○学年 姓 名

右者今般本校死活ニ係ル
昇格問題ニ際シ凡テノ努
力ノ水泡ニ歸シタレバ爾
後学籍ニ在ルニ忍ビズ茲
ニ及退校候也

大正8年○月○日

こうした校内における在校生の動きを受け、蔵前工業会では、直ちに同日（大正8年11月27日）実行委員会を開き、在校生の動きに呼応するため、小林理事長、内村委員長以下、実行委員一同は、阪田校長のもとを訪れ、蔵前工業会側の断乎たる決意を告げ、同時に「事既に茲に及べる以上、校長には最後の大決心を以て文部大臣と折衝せられたき」旨を強く要請した。

こうしたなか、校内の行動は日を追って激しさを増していった。

28日には学友会の音楽部が『昇格の叫』の歌詞と曲とを発表し、在校生一同は幾度も合唱して、愛校心を奮い立たせた。

昇 格 の 叫

1. 北風叫ぶ地の果に
見よ蛟龍は雲を巻き
血潮を湧す幾歳の
雌伏を破る時は来ぬ
2. 墨堤に立つ四十年
国の基と誇りたる
我が此の歴史この花は
今永久に散らんとす
3. 散らば小暗き行く末の
悲しき日をば如何にせん
ああ久方の光をば
闇に包まん嘆かな
4. さなり今こそ興廢の
軍の庭に鹿島立ち
旗風強く翻へる
其の旗の下我死なめ
其の旗の下我死なめ!!

この11月28日には、阪田校長が文部省に赴き、文部省側と交渉を重ねており、在校生一同はその結果を固唾をのんで待ち受け、夜に入っても講堂を去る者は誰1人としてなく緊張を破るかのように、時折『昇格の叫』の合唱が講堂に満ちたという。

そして最後に

1. 昇格成らずんば潔よく退校すべし
2. 退校届は所定の形式に認め明日持参すべきこと

を決議し、一応、この日は解散ということになったのであるが、たまたまこの日の夕刊で中橋文相が明夜西下することを知った在校生たちは、会見の機会を逸してはならないとして生徒側の実行委員および学友会幹事を代表者として、文相を麴町中六番町の私邸に訪問させ、本校の昇格予算確定について陳情請願させた。

学校に残った生徒たちも、文相会見の結果を寸時も早く聞こうとして代表者の後に続き文相邸前まで行き、その成否いかんを待った。

ところが、会見を終えた生徒側の代表委員は文相邸前に集まった生徒たちを近くの靖国神社の広場に誘い、涙ながらに「昇格絶望」の報告をした。文相邸前の混乱を避けたのである。

文相会見に昇格への一縷の望みを託していた生徒一同の失望は大きく、悄然として学校の大講堂に帰った面々は、期せずして「激越憤慨の叫」と「沈痛悲壮の叫」をこもごもあげた。そしていずれも皆男泣きに泣いたという。

在校生たちは時折『昇格の叫』を悲壮な調子で合唱して、11月末の寒夜を講堂に明かしたうえ、いよいよ『退校届』を提出する準備に着手したが、一方において、その夜半、生徒側委員は蔵前工業会幹部に向け電話をもって今夜突然文相を訪問の已むなきに至った旨を報告し、次いで翌29日早暁、生徒委員は工業会の理事で常務実行副委員長でもあった大石鉄吉氏宅を訪問して、前夜来の顛末を報告して了解を求めたところ、同理事はこの際、決して軽挙妄動しないようにと強く論じた。

こうして29日早朝より生徒側実行委員は学校当局者と前後して文部省に赴き、午前より午後にわたって次官および局長と会見し、種々陳情請願したが、結果は少しも好転せず、前夜と同様であった。

そこで一同は、翌30日に最後の生徒大会を開くこととし、連日の徹夜で疲労困憊しているのでこの日は解散して休養することに決定した。

日を追って白熱化する生徒側の運動は、今やまさに「総退学」を執行しようとするまでに切迫していたが、こうした運動は当然のように学校内の

教授たちに大きな刺激を与える結果となった。

11月29日、本校の教授たちの一団が昇格に向け決起した。いわゆる「少壮団」の決起である。

当時、本校には本校出身の「少壮教官」と同じく本校出身にして在学研究中の「研究生」とを合わせて約30名ほどの数をかぞえていたが、これらの少壮気鋭の教官、研究生は前日来の形勢がますます不利となるのを傍観するに忍びず、この日、「午前奮然相結束して所期の目的を達成すべく、『蔵前工業会少壮団』なるもの」を組織したのである。

そして、少壮団は

1. 学校および蔵前工業会の幹部を激励すると共に学校、工業会および生徒側3者間の意思疎通を図ること
2. 生徒の運動が方向を誤ることのないように指導すること
3. 飢えと寒さを忍び不眠不休で目的のために奮闘しつつある生徒に対し出来るだけの物質的援助をすること

を方針として、その実行のために5名の委員が選出された。

こうして少壮団は即刻前記3者（学校、蔵前工業会、生徒）にその旨を伝えて了解を得るとともに、少壮団本部を構内の補習学校内に置いて、3者の連絡役とし、同時に生徒の相談相手となったのである。

この少壮団は校内の非常事態に対応する一時的な措置とはいえ、蔵前工業会そのものに対して、党中党を立てるの意味において、一般から誤解を招く恐れがあると思われたので、少壮団幹部は蔵前工業会幹部と会見して、十分の了解と承認とを得た上で、なお団として蔵前工業会と提携して運動を援助するため、29日以降団員4、5名を、交代で丸ノ内工業会事務所に派遣し、昇格関係の事務を手伝わせ、また一方、蔵前工業会の幹部と同行して、日本工業倶楽部をはじめ関係諸団体を歴訪し、生徒の現状および校内の状況を詳細に説明した。

しかし、肝心の昇格問題の推移については、周囲の形勢は刻々不利になるばかりで、とうてい少数の現団員だけでは有効な策を講じ得ないとして、その結果、12月1日午後6時、本校大講堂に在京蔵前工業会員の参集を請い、その力を結集することに一決し、翌30日には少壮団の幹部は文部省に

南次官および山崎実業学務局長を訪問し、少壮団の組織由来を説明し、また昇格実現の意志を表明したが、一方において、少壮団員は、補習学校内の本部および丸ノ内の工業会の事務所にため、ひたすら3者間の連絡を密にして、目的の貫徹に努力を重ねたのであった。

一方、蔵前工業会側では生徒側の「総退学」の決行という事態のなかで、29日の早朝、小林理事長、内村実行委員長、大石、山口、笹村の各副委員長らは、中橋文部大臣を私邸に訪問し、母校昇格の実現につきそれぞれ意見を交換し、この際万難を排して昇格予算を決定するよう重ねて強く要望した。

これに対し、中橋文相は以下のような回答を与えた。

1. 専門学校昇格に関し研究調査の結果、第一次の既定各学校は大正12年を以て完結すれば、第二次に属するものは大正10年度より着手し、大正13年度に於て完結せしむるの便なるを認め、蔵前を始め他の適当と認むる学校の昇格計画は、総て大正10年度に於て着手することに方針を定めた。
1. 前述蔵前外数校の昇格を大正10年度の予算に計上することは、実は来る12月11日の臨時教育委員会を開いた後に、之を発表する予定であったが、本日特に責任を以て此事を明かにして置く。
1. 政府は昇格に要する財源として、必要な設備を充たすに足る20余万円の資金を有してゐる。此資金は教育機関以外、全然他に使用するを得ざるものであるから、縦令政府が更迭するも、昇格増設計画の確定せる以上は、此目的に使用するの外はない。此意味に於て昇格は、確実に成立せるものと認めることが出来よう。
1. 大正9年度の予算に計上することは、困難である。
1. 追加予算にすることも、その性質上困難である。
1. 蔵前出身の先輩諸君は、此政府当局の苦心と立場とを諒察されて、生徒其他を能く慰撫されたい。

中橋文相の回答に対して蔵前工業会側は、「母校教職員及生徒の決心は非常に堅い故吾等は斯かる条件の下に、到底責任を以て慰撫することは出来ない。従つて其結果として或は廃校の不祥事を惹起する虞れなしとは、断言し得ない。故に其辺の事情を十分に諒察されて、再応の考慮を煩はしたい。就ては我が蔵前工業会としては、兎に角至急母校職員及生徒の代表者と会見した上で、更に本日中に最後の御挨拶を致すことにしたい」旨を

述べて退邸した。

一方、学校当局は同日、阪田校長および各科長が打ちそろって文部省に次官ならびに実業学務局長を訪問し、昇格に関する意見を交換したが、結局は前記の文部大臣の回答を出るものではなかった。

阪田校長らは帰校のうえ、この旨を生徒側に伝え、慰撫に努めたが、熱狂した生徒たちは文部当局のこうした単なる回答のみでは容易に満足するはずもなかった。

しかも、この日結成された少壮気鋭の「少壮団」は、「学校は宜しく本問題と共に運命を決すべきである」と生徒顔負けの強硬な玉碎説を主張したので、四囲の形勢はますます急を告げ、ために本校の教授会も決議を容易にとりまとめることができない状態であった。

こうした状況のなかで、蔵前工業会では文部大臣が西下する以前に、こちらから適当な挨拶をする約束があったので、生徒側の代表者を集めたうえ、吉武栄之進教授は母校を代表し、内村達次郎実行委員長は蔵前工業会を代表し、それぞれ文部当局との会見顛末を報告して慰撫に努めたが、生徒側は文部当局の一片の回答だけでは満足せず、なんらかの形において、これに代わるべきものを要望して止まなかった。

ここに至り、小林理事長および内村実行委員長は、大石、山口、笹村、登阪の4副委員長とともに、直ちに中橋文相を訪問して、母校および生徒側の現状を詳述し、また「形勢既に斯くの如く切迫せるに依り、是非今夕の西下を中止された上、その対策として今一層何等かの進んだ方法を講ぜられたい」と要望したところ、中橋文部大臣も蔵前工業会の意を了承して西下の延期を承諾した。

そこで蔵前工業会では、取りあえず前記文相の回答を内地および海外の全支部に打電報告し、更に協議のうえ、この際、改めて工業倶楽部の助力を得ることの緊要なるを認め、翌30日の早暁、小林理事長、山口、登阪の両副委員長および沢委員は、団、和田、中島の3氏の邸を訪問し、これまでの経緯を詳細に報告するとともに、より一層の援助を願いたい旨を懇願し、いずれも多大の同情を寄せて快諾された。

またこの日、大阪高工出身者の団体「大阪工業倶楽部」より蔵前工業会

あて、「昇格の成功を祈る」旨の来電があり、大阪高工昇格運動委員江田邦太氏が工業会事務所を訪問した。

大阪高工も本校同様、昇格に向け活発な運動を展開していたのである。

一方、連日連夜を徹して昇格に向け熱狂しつつあった生徒側は、いよいよ11月30日午前10時より生徒大会を開き、最後の実力行使—「総退校」の拳に出ようとしていた。

学校当局も、同時刻より「商議委員会」を招集して対応策を協議することになった。

こうした緊迫した校内に、従来より本校の昇格に関し多大の同情と援助を寄せていた東京帝国大学教授工学博士子爵大河内正敏、同工学博士男爵斯波忠三郎、同工学博士佐野利器の3教授が、本校生徒の昇格運動が危機に瀕し総退学という事態を憂慮し、文部当局と本校との斡旋調停をなさんがため駆けつけてきた。

商議委員会の協議の結果として、莊田平五郎、曾禰達蔵、高松豊吉の3商議委員は文相を訪問し、同時に、寺野精一商議委員は、前記の帝大側、大河内、斯波、佐野3教授とともに、同じく文部省に次官および実業学務局長を訪問し、それぞれこの難局の收拾について意見を交換し、その結果、いずれも本校の大学昇格につき相当の了解を得て帰った。

かくて、この日の夕刻に至り、前記本校商議委員及び帝大側3教授は、本校の本館階上の会議室において、本校全教官および蔵前工業会理事長以下実行委員長等一同に対して、それぞれ文部当局との会見顛末を報告し、かつ問題解決の意見を開陳した。

その要旨を総合すれば、「文部当局の今次の声明は、徹頭徹尾誠意あるものと認めたから、之を承認されたい。同時に吾等（商議委員及帝大3教授）は、当局をして必ず実行せしむべきことを、茲に責任を負うて約束する。若し是れ以上運動を継続するに於ては、自然社会の同情をも失ふことになるから、此辺の処にて学校側及生徒側の諒解を得ることにしたい」というものであった。

そこで本校側では、この報告に基づき、直ちに会議室において教授会を開き、種々協議の結果、「文部当局ノ声明ヲ信頼スルコト」を決議し、一

方、蔵前工業会側も教授会と前後して教官食堂階上において実行委員総会を開き、当面の打開策につき協議した結果、「母校商議委員及仲介3教授ヲ信頼シテ文部当局ノ声明ヲ承認スルコト」を決議した。

それぞれの決議をみたのは、蔵前工業会では午後11時半を過ぎ、本校教授会にあっては翌12月1日午前零時過ぎであったという。

これより先、生徒側では最後の生徒大会を開いて「退学届を出すか出さぬか」の最終手段を決定しようとしたが、決定に先立ち、まず実行委員会を開き委員の一部は夕方から文相を訪問して、文部当局の最後の腹を確かめるとともに、一方では、本校教授会および蔵前工業会実行委員総会の決議を聴取し、その後には生徒側としての最終的な態度を決定することにした。

連日の不眠不休にもかかわらず、初一念を通して昇格実現の貫徹に努めつつあった一千余名の生徒は、本館大講堂に参集して、正面に大書して張られた楽譜付『昇格の叫』の歌の前に、夜の更けてゆくにつれ、寒さが身にしみるのも意に介さず静肅に前記三者の決議報告を待っていた。

こうしたなか、生徒側実行委員会の協議も、ようやく午前1時過ぎにまとまったので、同2時上記講堂において全生徒に対し、まず大石理事が工業会を代表して「生徒諸君の冷静なる批判を乞ふ」と冒頭して、工業会の行動および実行委員総会の決議を報告したうえ、懇々と一場の慰撫演説を行い、さらに教官を代表して吉武教授が教授会の決議を報告し、併せて学校としては直ちに昇格準備を実行すべき旨を声明し、生徒の軽挙妄動を慎しむべきことを強調し、反省を促した。

これを受け、生徒側実行委員は「退学届提出見合せ」の提案をしたところ、生徒間の不満は頂点に達し、険悪な空気が講堂中を覆い、俄然「委員不信任」を絶叫する生徒が続出し、一時喧騒を極める事態となったが、やがて再度生徒委員の経過報告を冷静に聴くに及び、ようやく生徒一同は諒解するとともに、このうちは学校商議委員および仲介3教授の意見を直接聴き、その後で最終決定をすることになった。

そこで学校当局は、生徒側の考えを了解し、同日（12月1日）早朝再び商議委員および帝大3教授の来校を請い、蔵前工業会の幹部を参集して午前10時、全校生徒を講堂に集め、荘田、高松、寺野の3商議員、大河内、

斯波、佐野の3教授はそれぞれ前日の文部当局との交渉顛末を述べたうえ、「吾々は文部当局との会見に於て、当局今次の声明の真実なるを確認した。依て諸君は此声明を信頼して、現在の運動を中止し、学問の修得に専念されたい。吾々は蔵前の昇格については、今後とも全責任を以て、その達成に十分努力する覚悟である」と情理を尽くして懇々と慰撫に努めたところ、さしも熱狂した生徒一同も、諸氏の誠意ある言葉に感動し、その勧告に従い、快よく一切の運動、活動を打ち切ることになり、ここに数日間をわたって校内を激動させた在校生の昇格運動は、幸いにも生徒の総退学という不祥事を見ることなく、ようやく落ち着いたのである。

学校当局、蔵前工業会は直ちに文部省に大臣および次官を訪問し、生徒の運動の終結を報告し、さらに日本工業倶楽部、商議委員、および帝大3教授を歴訪し、今日までに寄せられた厚意と援助に対して、深く謝意を表した。

本校の生徒一同は11月27日以来、学校内に立てこもって、不眠不休の猛烈な運動を展開したのであるが、この間、少壮団の人々はもとより、新聞報道等で聞き知った母校出身の在京有志は、在校生の健康を憂慮し、ある者は滋養品の供給に、他の者は交通費その他の活動費のため、それぞれ応分の費用を寄付して昇格運動を援助した。

次に、少壮団について見れば、同団においては前記のように団の手不足を感じた結果、学校以外の在京会員の助力を得るために、12月1日夕刻本校講堂において、在京会員大会を開催することになっていたが運動の終結により、当夜の大会は、結局、報告大会に一変した。

すなわち、同大会においては、少壮団の山本勇氏がまず開会の辞を述べ、次いで工業会理事大石鑠吉氏が工業会側の経過を、関口八重吉教授が学校側の経過を、野上一郎が生徒側の経過を、それぞれ報告し、最後に沼田玉吉が少壮団の成立由来および運動経過を詳説し、併せて事の落着とともにひとまず少壮団を解散すべき旨を宣言し、在京有志会員の昇格に関する意見発表等があった閉会した。こうして、11月29日成立以来、昼夜の別なく活動を続けつつあった本校少壮団はこの日をもって解散したのである。

中橋文相の大阪での発言に端を発した、本校在校生を中心とした昇格運

動は、総退学という強行手段が憂慮されるなか、本校商議委員および帝大3教授の斡旋調停によって、ここに落着を告げると同時に、一方においては、本校の昇格も今次の文部大臣声明により、いよいよ大正10年度の予算に計上されることになったので、ここに本校多年の要望であった（明治末年の学年限延長問題より、単科大学昇格問題に至る）問題はようやく達成の一步手前までこぎつけることができたのである。

そして、今後は前記文部大臣の声明に対して、これが確実に実行されるのを見守っていればよかった。

ところが、またしても文部当局と本校との約束は反古にされる結果となった。

昇格運動に対する文部当局の対応

本校生徒の大学昇格への運動は極めて真摯に、かつ激しい情熱をもって行われたのであるが、それは、一方において新聞報道を通じて一大センセーショナルな話題を社会に提供することになった。

府下の新聞は、こぞって本校生徒の昇格運動を報道し、そのよって来たところを本校生徒の愛校心によるものとして、好意的に取り扱っていた。

文部当局も、本校の昇格問題が社会的センセーショナルな話題になるにおよび、弁明の必要があるとして11月30日の『時事新聞』紙上に、南次官の以下のような声明が発表された。

（前略）政府は昇格問題に就ては十分研究中で何かの機会に声明を発表しようと考えてゐた処で其声明は左記の通りである。即ち専門学校昇格に関しては従来より慎重に考慮しつつありしが今や大體の見込つきたるを以て左の如く声明す。

政府は大正10年に於て専門学校中設備規模等適當なるもの數校を選びて之を単科大学に引直すことに着手せんとす。

次いで、中橋文部大臣は本校の昇格問題が生徒の強要によるものと世間に誤解されるきらいがあるとして、12月13日付の「時事新聞」紙上に、先の次官声明よりも、具体的な声明を発表し、本校をはじめ數校の直轄専門

学校組織変更に対する文部省の方針は、生徒や同窓会の運動によって左右されたものでない旨を重ねて強調した。本校の昇格運動の拡大に対する文部当局の危惧の念をそこに見ることができると思われる。

東京高等工業学校問題が無事に落ち着いたと云ふ挨拶を得た一日の晩早速予定の旅行に出掛けて帰って見ると大分世間に意外な誤解が伝はって何でも当局が蔵前の生徒や関係者に強要されて何物かを与へたやうに伝へて居るのは甚だ遺憾である。従て自分は此所に該問題の顛末を明かにし世の誤解を解く必要があると思ふ。当局は高等教育機関の拡張計画の外に尚直轄専門学校中其の組織を変更する必要あり其の数校に付き本年4月以来頻りに調査研究を進めて居るのである。元來拡張計画に依つて大学となる学校は大正12年に開校するものを最終とする故当局としては新に組織変更を必要とする者の開校期は之を13年以後とする事が妥当であると信ずる。尨が大正13年度に開校せんとするものを大正9年度の予算に計上する事にすると4箇年の継続費となるが拡張計画の方では原則として3箇年継続となつて居るから彼是对應して以て3年計画となし9年度の予算に計上する事を見合せて之を10年度に譲ることにしたのである。御承知の通り新大学令に依つて単科大学等の制度が認められてから東京高等工業関係者間に同校を工科大学に変更するの希望を生じ大正9年度の予算に多大の期待を抱いた様であるが遂に其事のないのを聞くに至つた矢先偶々11月26日の某大阪新聞に大阪高等工業学校が大正9年度の追加予算で工科大学に変更する事に決定したと云ふ訛伝が記載されたので此の記事に刺激されて同校生徒に動揺を生じ遂に同校組織変更を必ず大正9年度追加予算に計上さるやう尽力して貰いたいと云ふ事を阪田校長の所迄申出たのである。当局は29日に校長並に教授数名を文部省に招き文部次官から前記直轄学校組織変更に関する当局の調査の経過並に大正9年度の追加予算に計上する事の出来ない理由を詳細に説明した。尨が一同は諒解し諸君は一致協力して此の主旨の徹底に力むる事になり29、30両日に亘りて卒業者団体の諒解を得、次いで生徒の訓諭に當つたのであるが、生徒一同も亦十分に之を諒解するに至つたのである。要するに当局の説明した事柄を十分に会得したと云ふに過ぎないのであつて世間に伝へて居るやうな強要とか約束等の如き事実は少しもないのである。

本校関係者、蔵前工業会は大正9年度に入り、前年11月29日の文部大臣の昇格声明を信頼し、以來運動がましい行動を慎しみ、ただひたすら静観の態度をとつてきた。

3月に入り、文部当局は阪田校長に対し以下のような方針を明らかにし

てきた。

1. 文部当局としては、蔵前を始め大阪高工及神戸高商の3校を昇格させるに止め、秋田鉦専は臨時教育委員会を通過する見込なきにより、之を中止すること。
1. 文部当局は、臨時教育委員会を前途の難関として、恐れつゝある模様であること。
1. 文部当局に於ては、本問題を成るべく静穩に保ち置き一気呵成に遂行せんとする方針のやうであること。

阪田校長はこうした文部当局の方針を受け、昇格問題の解決には多少の難関はあるにせよ、本校の昇格については、まず大丈夫であろうとみなしたようである。

これに先立ち、本校では新年早々より諸般の昇格準備（用地問題を含む）に着手し、種々研究調査のうえ、6月の交には、早くも昇格予算を編成し文部省に提出した。

その際、本校の大学昇格に当たり、工業補習学校と工業教員養成所付属の職工徒弟学校の存在が問題となった。

これらの両校は低度工業教育機関の模範として長年にわたり本校において運営されてきたが、同種類の学校が全国各地につくられた結果、両校のような標準的模範学校は必要としなくなってきたのである。したがって、昇格を目前に控えた本校に、こうした低度工業教育機関を付属せしむることは意味がなかった。

そこで本校では、文部当局の了解を得たうえ、6月中旬、工業補習学校を財団法人労資協調会の経営に移し、職工徒弟学校は次年度よりの生徒募集を中止することにした（その後、工業補習学校は東京工業専修学校となり、職工徒弟学校は東京高等工芸学校の付属となる）。

さらに、本校では昇格後の大学本科と専門部の併立を決め、昇格後の拡張に要する敷地についても、着々準備を進めつつあった。

昇格にそなえ、今後の学年課程（カリキュラム）についても、単科大学に入学しようとする学生に便ならしむるよう配慮していた。

ところが9月に入ると、「文部省は母校昇格に関する10年度予算を、大蔵

省に提出せるも、右は単に申訳的に計上せるもので、文部当局の誠意疑はしいものがある」との情報が蔵前工業会にもたらされた。本校と蔵前工業会の実行委員の幹部は早速、文部当局の意向を確認したところ、文部省としては本予算については誠意をもって努力中である旨を伝えたので、この際「我方より運動がましき行動を為すは、却って文部当局の反感を買ふに過ぎない」と判断し、静観することにした。

11月に入り、政府の予算編成期も近づき、本校関係者の活動はにわかに活発となった。

本校長代理吉武教授（阪田校長の病気につき吉武教授が校長代理に就任していた）は11月10日、化学工業協会に本校側（吉武、中村、疋田、波多野4教授）、本校商議委員側（高松博士、寺野博士、莊田氏）、帝国大学側（斯波博士、佐野博士）、日本工業倶楽部側（中島男爵）、蔵前工業会側（小林理事長、内村実行委員長、大石および相馬両副委員長）の連合協議会を開催した。この協議会での種々協議の結果、文部大臣としては昇格予算を提出しても、閣議で否決されたとの言訳の下に責任を回避されるおそれが多分にあるので、予算閣議に先立って、各国务大臣を訪問し諒解を求め、本校の昇格予算の閣議通過を図るのが得策であると判断された。

そこで、11月15日莊田商議委員、大石および山口両副委員長の3人は、高橋是清大蔵大臣を訪問し昇格を懇請したところ、同大臣は「自分は一橋が単科大学に昇格した時、蔵前は何故ならぬのかと思ってゐた位である。若し閣議に上った場合は、十分努力しよう」とすこぶる同情ある言を明らかにされた。

さらに、翌々日（11月17日）の日本工業倶楽部の中島男爵の訪問に対しても、高橋蔵相は「蔵前の昇格予算は、未だ大蔵省へ廻付されて居らぬ。従って閣議にも、無論上らない。夫故此場合としては、一日も早く予算を計上して、大蔵省に廻付せしむるやう、文部当局を督促するのが一番緊要である」との注意を与えた。そこで同日、莊田、曾根の両本校商議委員、相馬副委員長の3人は中橋文部大臣を訪問し、昨年11月末の声明どおり、本年は是非とも昇格を実現してほしい旨を懇請した。

これに対し、同大臣は「本問題の通過には幾多の難関があるから、実は

大に困却してゐる」と繰り返すばかりで、問題の核心に触れることを極力避けた。要するに、文部大臣は、本題が部内はもちろん、一般にもれるのをおそれたのである。

19日には大河内子爵、中島男爵、小林理事長、内村委員長、相馬副委員長の5人は、原敬総理大臣を訪問し、本校の昇格を強く懇請したところ、原首相は「今日の如く諸学校に昇格問題の喧しくなりし際、独り蔵前だけを昇格させるといふ訳にはいかぬ。要するに、昇格希望の学校全体に亘つて、右するか左するかを決定すべき問題である」と述べた。

この日は日本工業倶楽部の団博士も、同じく原総理を訪問し、本校昇格に関して了解を求めた。

大河内、中島の両氏は、この際なお一層文相を督促する必要がある旨を力説されたので、本校側の吉武、中村両教授、工業会側の小林理事長、内村委員長、大石、高田、山口の3副委員長は相会し、文部省に働きかけることにした。

それは11月21日の中橋文相への上申書として発表された。

上 申 書

本会ハ母校昇格問題ニ関シ茲ニ一書ヲ奉呈シテ閣下ノ御清鑒ヲ仰ギマス母校昇格問題ニツキマシテハ閣下ノ御配慮ニ依リ昨冬一先ツ段落ヲ告ゲ其結果トシテ明10年後ノ予算ニ計上スベキ旨ノ政府声明ヲ得マシタノハ本会ノ深ク満足スル所デアリマス從テ母校教職員生徒ハ勿論本会5,000ノ全会員ハ一ニ閣下ヲ信頼シ孰レモ其声明ノ実現ヲ確信シテ疑ハヌノデアリマス就テハ右実現期モ追々切迫シテ来マシタノデ此際重ネテ閣下ノ御高配ヲ仰ギ之ニ依テ是非本会多年ノ宿望ヲ貫徹シタイノデアリマス是レ単ニ母校及ビ本会ニ関係スルバカリデナク国家工業教育ノ發展上寔ニ焦眉ノ急務ダト思ヒマス万一ソレガ閣下ノ熱誠ナル御同情ニ反シタ結果ニ陥ツタ暁ニハ独リ對母校ノ小問題ニ止マラズ其影響スル所頗ル大ナルモノガアリマス杞憂カモ知レマセヌガ考ヘテ見レバ實ニ寒心ニ堪ヘヌノデアリマス
右政府声明ノ実現期ニ際シテ敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒瀆シテ本会ノ衷情ヲ開陳致シマス幸ニ意ノ在ル所ヲ御賢察願ヒマス 恐惶謹言

大正9年11月21日

社団法人蔵前工業会

理事長 小林 懋

文部大臣 中橋 徳五郎 閣下

こうしたなか、28日東京朝日新聞は、中橋文相提出のいわゆる5校昇格予算(東京・広島両高師、東京・大阪両高工、神戸高商)は、既報のように去る24日の閣議において承認を得たが、確聞するところによれば、以上は現内閣最高政策の一として大正10年度より断行すること、さらに盛岡高農ほか6専門学校には、新たに専攻科を設けることに決定した旨を報道した。

この東京朝日の報道は、全国各地の専門学校の昇格運動を勇気づけ、文部省に対して続々と昇格運動を開始せしめるに至った。文部省がもっとも危惧した事態となったのである。

そこで本校としては、蔵前工業会と相謀り11月30日協議会を開き、今日まで昇格問題に関して配慮斡旋の労をとられた諸家に対しては、吉武校長代理より非公式に感謝の挨拶をなすこと、また臨時教育委員会委員への運動は、同委員会と懇親の間柄にある人は適宜運動を試みるも差し支えないが、その他の人々は見合わせることにし、他の専門学校の手前、派手な運動は差し控えることにした。この間、蔵前工業会側では全国各地の支部に本校の昇格問題につき委曲説明していた。

大正9年12月初旬までは、本校の昇格問題は順調に推移し、学校当局者あるいは工業会関係者も今回はほぼ大丈夫だろうという確信を抱いていた。

ところが、12月18日に至り、確かな情報として、「臨時教育委員会の委員間には、母校昇格に関する支部当局の措置に対して、異議を唱へる者が尠からずある」という情報がもたらされたのである。

臨時教育委員会の設置と本校昇格問題

「臨時教育委員会」は文部大臣の諮問機関として大正8年(1919)5月23日に設置された。本校の昇格を含む高等専門学校の大学昇格問題は、一括してこの臨時教育委員会に諮問されていたのである。

そもそも臨時教育委員会は、政友会の教育政策—高等教育大拡張計画を実施に付するに当たり、貴族院での可決条件であった諮問機関の設置によるもので、久保田讓総裁、一木副総裁以下15名の委員をもって構成され、大学令等の実施に関する件、および高等諸学校創設および拡張計画を審議

することを主たる目的とするものであった。

その意味で、臨時教育会議での審議を踏まえ、高等教育拡張計画を具体的に実施に付する諮問機関であった。当然、臨時教育会議での論議がそこに反映された。

つまり、この臨時教育委員会では伝統的な大学観に基づいて「工業単科大学」は認めがたいという意見が支配的であったのである。

昇格実行委員長であった内村達次郎は、臨時教育委員会の雰囲気について、以下のように述べている。

文部大臣の蔵前昇格の言明も、実を言へば其当時政府には、臨時教育委員会と云ふ大きな難関がありました為に、事はスラスラと順調には運ばず、其結果大正10年1月に至りまして「昇格困難」の情報に接しましたので、私は郷里の先輩であり、又臨時教育会議総裁たりし故平田伯爵（其頃は子爵）を逗子に訪問して、先方の意向を打診しました処伯爵には「聞けば西洋には工業関係の単科大学はないさうだ。従って蔵前の昇格は今度甚だ困難と思はれる」との言葉でありました。

要するに、臨時教育委員会では、欧州においては工業単科大学がなく、総合大学の一部門となるか、あるいはドイツのように Hochschule でいくかという次元で問題にされたのである。

臨時教育委員会は文部大臣の諮問機関であり、その構成委員の間に、文部当局の昇格計画——高等専門学校の大学昇格——に異議を唱える者が少なからずあるということは、本校の昇格問題の前途に暗雲が立ち込めることであった。

こうした形勢一変の状況を打開すべく、12月25日、工業会の小林理事長、内村実行委員長、大石副委員長の3人は、中橋文部大臣と会見し、昇格案のその後の経過と、前記教育委員会委員の異議とについて、これを質したが、文相は以下のように回答した。

1. 文部当局に於ては、可及的努力をなし居るも、未だ臨時教育委員会委員との交渉つかざるを以て、諮問機関たる同委員会を開くの運びに到らない。従って今議会に於て、昇格問題を解決し得るや否やを、今日茲に断言し得るのを遺憾とする。
1. 但し右教育委員会の方は、多数決を以て通過し得ることは可能と信ずるも、尚

ほ此外に貴族院及枢密院等の関門もあるから、此等全部の諒解を得る必要があり、目下折角交渉中である。

1. 右の交渉が纏る上は、議会開会中に追加予算として提出することは、容易である。
1. 臨時教育委員会の委員に対して、運動されるのは御随意である。

文相の回答を得た蔵前工業会は、昇格常務実行委員会を招集し、文相回答に対する対策を協議し、

1. 昇格問題今後益々紛糾する場合に於ては、昨年11月末の文相声明に対して、本会の立場を明かにする為め、従来の経過を世間に発表して、広く世論に訴へる必要あること。

1. 此際母校職員の結束を、一層鞏固にする必要あること。

1. 母校側実行委員と本会側実行委員と、相互間の連絡を緊密に保つこと。

の3項を決議した。本校側実行委員はこれまで中村、加藤、関口、正田の4教授であったが、今回新たに斉藤教授が加わり5人となった。12月28日、本校側の実行委員一同は文部省に南次官および山崎実業学務局長を訪問し、重ねて昇格実現を要請している。

本校の昇格問題が微妙な状況にあるなかで、9月以来、病気引籠中の阪田貞一校長が、12月1日逝去された。本校にとっては重ね重ねの痛手であった。

阪田校長の後任には12月2日付で吉武栄之進教授が校長事務取扱を命ぜられ、同月21日、正式に校長に就任した。

年が明け、大正10年(1921)1月12日本校の昇格実行委員は文部省に南次官を訪問し、大正8年11月末の文部大臣声明の実行を督促したが、文部省側の回答は以下のとおりであった。

1. 文部当局は臨時教育委員会に対しては、昇格案を具体的に提出せず、単に其趣旨だけに止める方針を採れること。
1. 右教育委員会へは、来る2月下旬か又は其以後に於て、提案の見込なること。
1. 同委員会委員に向って運動がましき事は絶対に避けられたきこと。

こうした文部当局の回答に、本校関係者は、臨時教育委員会に対する文部当局の弱腰ぶりを知らされ、昇格の実現に暗澹たる思いを抱き、急ぎ工

業会側に連絡をとり、本校商議委員、帝国大学3教授を招き、協議会を開催すると同時に、蔵前工業会監事で政友会所属の代議士矢野丑乙（大阪在住）の上京を促す電報を發した。

10年1月14日、当面の急策として本校昇格問題に関する由来と今日までの経過を印刷して、その真相を広く社会に發表して、世論の喚起に努めることとし、学校当局、工業会側あげて昇格実現に向け強力な運動を展開することになった。

内村委員長、中村副委員長、市川編集主任は翌朝、直ちに本校昇格問題に関する経過報告書の起草に着手し、即夜これを脱稿した。

1月16日、内村委員長は前臨時教育会議総裁平田（東助）子爵を逗子の邸に訪問し、本校昇格に関する同子爵の意見と、臨時教育会議における決議の様態等につき事情を聴取したところ、その結果、昇格実現の前途に甚だ悲観すべきものがあつた。そこで、内村委員長はこの際前日脱稿の経過報告書を、1日も速やかに印刷發表する必要を痛感し、即時帰京のうへ、これを実行委員会幹部に報告した。

翌17日には、本校側の商議委員と帝大関係者との協議会が開催され、同時に、連合工業調査委員会と工政会とが、本校をはじめとし設備完全なる工業専門学校の大学昇格の建議書を、原首相および中橋文相に提出することが決議された。

本校の昇格問題は、先に日本工業倶楽部の支援を取りつけていたが、ここに至り工政会、連合工業調査会といった有力な工業関係団体の支援を受けることになったのである。

建 議 書

時勢ノ進運ニ鑑ミ我国工業教育ノ改善度量衡及ビ工業品規格ノ統一工業振興策等ニツキ考究スルノ必要アルヲ認メ工業関係ノ14学会並ニ協会ハ工学主催ノ下ニ各委員3名ヲ選出シテ以テ聯合工業調査会ヲ組織シ慎重調査ヲ遂ケテ先キニ工業教育刷新案ヲ議定シ大正9年3月之ヲ閣下ニ呈シテ清覽ヲ乞ヒタリ。

思フニ工業教育ノ制度ハ最高學術ノ研鑽教授ニ当ルベキ高等教育機関ト簡易ナル専門教育ヲ施シテ早く実務ニ就クヲ得ベカラシムベキ中等教育機関ト職工ノ教養ニ任ズベキ初等教育機関トノ三種トナスヲ以テ理想トス。而シテ現行工業教育ハ過渡期ノ制度ニシテ生徒ノ素養充分ナラザルガ故ニ卒業後ニ於テモ學術の發達ヲ期スルコ

ト困難ニ即技師ノ養成機関トシテハ欠クル所多ク又之ヲ技手養成機関トシテ見ルトキハ程度年齢自ラ相当セスシテ能率却テ悪シキモノアリ。故ニ現専門学校ニシテ設備教員等ノ具足セルモノハ漸次之ヲ向上シテ単科大学トナスベク然ラザルモノハ寧ロ低下シテ教育能率ノ増進ヲ計ルヲ可トセシ。

政府茲ニ見ル所アリ。現専門学校中設備教員等充実セルモノ数校ヲ選ビ其ノ組織ヲ変更シテ単科大学トナスノ計画ヲ立テ大正8年11月30日ソノ方法ヲ声明セラレタルハ誠ニ時勢ニ適応スルモノトイフベシ。希クハ速カニ実行シテ工業教育ノ振興ヲ期セラレン事ヲ右建議候也。

大正10年1月

聯合工業調査委員会理事長

(ママ)
工業博士男爵 古市公威

内閣総理大臣 原 敬 殿
文 部 大 臣 中橋徳五郎 殿

建 議 書

工業教育ノ施設ガ工業界ノ状況ニ順応スベキモノタルヤ論ナシ。熟ヲ熟ヲ較近我國工業界ノ状態ヲ觀ルニ其進歩發展ノ速カナル實ニ著シキモノアリ。而カモ我工業教育ノ施設ハ果シテヨク之ニ順応スルモノナルヤ否ヤ疑ナキ能ハズ。惟フニ現時ノ我國工業ハ之ヲ技術ノ方面ヨリ觀レバ已ニ模倣ヨリ独创ニ粗放ヨリ精巧ニ進メリ。故ニ現時ノ工業界ニ必要ナル技術者ハ専門工学ニ於テ徹底セル知識ヲ有スルモノト經驗的ニ習熟セル技能ヲ有スルモノ及ビ職工ナリト思料ス。今ヤ我國ノ工業界ハ此等中間ニ位スル技術者ノ如キハ漸次其必要ナキニ至ラントスル状況ニアリ。是ニ於テカ我國ノ工業教育機関ハ工学者トシテ並ニ技師トシテ将来世ニ立ツベキモノヲ教育スベキ工科大学ト職工長ノ養成機関タル中等工業学校ト職工ノ養成機関タル職工学校トノ3種ニ漸次統一セラルベキモノタルヲ信ズ。然レバ我國工業教育ノ過渡ノ施設ト認ムベキ今ノ工業専門学校ハ必要ニ応ジ漸次之ヲ単科大学ト為スカ又中等工業学校ニ組織ヲ変更スベキ立場ニアルモノト謂フヲ得ベシ。

翻ツテ觀ルニ現工業専門学校中ニハ設備整ヒ教育等モ亦具ハレルモノアリ。之レヲ過渡期ノ教育機関トナシ置クヨリハ寧ロ直ニ組織ヲ変更シテ単科大学トナスノ遥ニ優レルヲ認ム。一昨年11月30日政府ガ之レニ関スル実行方針ヲ声明セラレタルハ誠ニ時宜ニ適スルモノト謂フベシ希クハ其方針ニ依リ速ニ実行セラレンコトヲ望ム。右本会總會ノ決議ニヨリ謹ンデ建議ニ及ビ候也。

大正10年1月20日

内閣総理大臣 原 敬 殿
文 部 大 臣 中橋徳五郎 殿

蔵前工業会側では1月18日、常務実行委員会および常議委員会を開き、大阪より上京した矢野代議士も交え、本校昇格問題経過報告書発表の件を協議し、満場一致これを可決した。印刷に付せられた報告書は吉武校長の閲覧を経たうえで、1月20日、国务大臣（次官および局長を含む）、貴衆両院議員、臨時教育委員会委員、学会および協会、あるいは新聞社といった関係各方面に発送された。

この報告書は『東京高等工業学校昇格問題に関する報告』と題し、菊判75頁より成る冊子で、その冒頭に、次のような配布の趣旨が述べられていた。

東京高等工業学校ヲ単科大学ト為スノ議、則チ世ノ所謂蔵前高工昇格問題ハ、決シテ東京高等工業学校ノ1校ニノミ関スル単ナル問題ニアラズ。將又其間特殊ノ政治的意味ヲ含メル問題ニモアラズ。要ハ我邦産業界革新ノ現状ニ鑑ミ、国家百年ノ大計ヲ樹テムトスル最モ緊急ナル教育施設ノ問題ナリトス。是ヲ以テ同校出身者ノ団体タル本会ハ、茲ニ其真相ヲ一層明確ナラシムガ為メ、本会ガ大正5年以來其筋ニ建言セン所並ニ工業教育ニ関係アル諸団体、又ハ有識者ノ本問題ニ関シテ発表セラレタル意見等ヲ収録シ、謹ミテ之ヲ座下ニ呈ス。希クハ寸暇ヲ割キテ瀏覽ヲ賜ラムコトヲ。

大正10年1月

社団法人 蔵 前 工 業 会

次にその内容であるが、

1. 所謂昇格問題の概要
2. 大正5年10月本会より東京高等工業学校長に提出せる陳情書
3. 大正7年6月本会より文部大臣に提出せる陳情書
4. 大正8年2月本会の声明せる東京高等工業学校を単科大学と為すの議
5. 大正8年2月社団法人日本工業倶楽部より内閣総理大臣及文部大臣に提出せる東京高等工業学校を単科大学と為すの建議
6. 工政会其他工業関係の14学会並協会の組織せる聯合工業調査委員会の

調査発表に係る工業教育刷新案

7. 第41議会に於ける貴族院議員高田早苗氏の質問
8. 東京高等工業学校関係者と文部当局との交渉顛末
9. 文部大臣の東京高等工業学校昇格に関する声明及其以後に於ける同校の施設
10. 文部大臣の声明実現に関し本会より文部大臣に呈せる上申書

より編成され、明治45年の本校学年延長問題に端を發してから、今日に至るまでの昇格運動の起源、経過および最近の情勢等について収録したものであった。

この報告書を内外に發表することで、本校および蔵前工業会の関係者は、本校の昇格が明治末年以来の長い経緯をもつもので、原内閣の高等教育拡張計画に安易に便乗する類のものではないことを強調したかったと思われる。

これより先、大阪在住の工業会監事で政友会の矢野代議士は、本工業会からの招電に応じて、1月18日上京、翌日文部省に中橋文相を訪問し、本校の昇格につき意見を交換したが、その際文相から、

1. 此際臨時教育委員会を開いて、問題を諮問するといふ訳にはいかない。従って解決は却々困難である。
1. 蔵前工業会の運動は差支ないが、生徒の運動は困るから、止めるやうにして貰いたい。

という回答を得た。この日は本校商議員の高松、和田の両氏が同じく文相を訪問したが、両氏に対し中橋文相は、

問題が進捗せぬので、大に困却してゐる。誠に申訳がない。併し文部省としては、決して放棄してゐる訳ではない。只だ其間に種々の事情があつて、未だ教育委員会に諮問する運びになつてゐない。その理由については、追究を免じて貰ひたい。尤も同委員会へ提出すれば、賛成者は多いかも知れぬが、兎に角提出方に努力しよう。又昇格案の洩れしは、今日となりては取返しがつかぬが、実は右の案は、閣議で決定したものではない。只だ此上は時機を待つて貰ひたい。教育委員会の委員に面会されるのは先づ見合せて貰ひたい(文相は斯く言ひし後、「イヤ或は面会した方が、却つて好いかも知れない」と補足した)。

と述べたが、いずれにしる文部当局者の臨時教育委員会に対する遠慮ぶり

がみられた。

文部当局の臨時教育委員会に対する配慮は理由があることであった。

先にも見たように、寺内内閣時代に設置された臨時教育会議では、専門学校制度の改革につき種々論議したが、審議の結果は、「現状維持」のままとされ、教育会議を継承した教育委員会においても、「現状維持」という先の決議がそのまま継承されたからである。

しかし、文部省は先に1高商、5医専を単科大学に昇格せしめ、今また第二次として2高師、2高工、1高商の5校昇格を計画しつつあるのをみて、臨時教育委員会の委員間には、文部省側のこうした計画は、専門学校は現状のままで維持するという決議に反するとして反対する者が多かったのである。

さらに、教育委員会の久保田総裁、一木副総裁は、文部省の昇格案は決議を無視するものとして、辞任がうわさされるなど、文部省と臨時教育委員会との間は微妙な関係にあったのである。

こうしたなかで、1月20日、日本工業倶楽部の団理事長は原首相を訪問したが、この会見において原首相は「文部省より未だ何等の提出もなき故、蔵前の問題については、今のところ何とも言ふことが出来ぬ」と説明していた。

翌21日には、矢野代議士が南次官と会見したが、結局、不得要領に終わり、何ら得るところがなかった。

一方、本校の生徒は大正8年11月末の運動以来、昇格運動の前面に出ることはなかったが、昇格問題の「形勢一変」という事態に再び活動を開始した。

1月21日、生徒の代表として学友会幹事狩野春一および寺崎豊治の2名は、工業会の内村委員長と面会、「吾等生徒側は、何時匙を投げて然るべきか。又万一廃校の暁には、蔵前工業会は吾等の骨を、如何にして捨ひ呉れるや」と詰問に及んだ。これに対し、同委員長は「形勢は日々変化するから、何時と云ふ時期を断定することは困難である。瀕死の病人の枕頭に於て、葬儀の相談は為すべきものでない。目下の処は所謂人事を尽くして天命を待つて、只だ本問題の解決に向って、一意奮進するのみである。故に

此際生徒諸君は、何処までも自己の本分を守り、返す返すも軽拳盲動を慎むやうにされたい」旨を強調された。

帝大側の大河内博士は22日、「実は此問題解決の為に、去る17日以来昼夜奔走してゐる。自分は文部当局と臨時教育委員会との間に、然るべき仲裁者を物色して、円滑に解決を図らうと思つてゐるが、まだ適當の人物が見つからない。貴族院の研究会側議員の多数は、いずれも蔵前の昇格は当然と認めてゐる」と回答を寄せた。

この日、商議員の高松、和田の兩名は臨時教育委員会副総裁一木喜徳郎を訪問し、本校の昇格について懇請したが、これに対し一木は以下のように回答した。

文部省からの昇格案は、未だ教育委員会へ提出されてゐない。併し自分は、専門学校は何処までも専門学校として、之を保存發達させて行きたいと考へてゐる。その専門学校を一々昇格させれば大学ばかりになり、専門学校としての本領や特色を失ふことになる。蔵前を昇格させれば、他の専門学校も昇格させなければならぬ故、結局専門学校は無くなることになる。又何故蔵前を一橋と同時に昇格させなかつたかと云ふに、従来商科は大学に無かつたから、そこで新に商科大学としたわけで、蔵前の如き工科の方は既に他に幾個所も大学がある故、一橋とは趣を異にしてゐる。それを是非蔵前だけを昇格させると云ふには、他の工業専門学校と對比して、何か截然たる区画特色あるを必要とするが、それが果して蔵前にあるかどうか、要するに、目下の処文部省より教育委員会には、未だ提案になつて居らぬから、昇格は到底不可能と推測される。何れ議會にて質問も出るであらうから、其時になれば不可能の理由も、自然明白になるであらう。

一方、蔵前工業会側では翌23日、小林理事長および内村実行委員長が前文部大臣岡田良平を訪問し、協力を要請したが、これに対し岡田は次のように述べた。

若し蔵前が大学とならば、蔵前従來の特色を失ふことにならずや。加え文部当局としては、専門学校令及師範教育に関する、前の臨時教育會議の決議を無視することになる。自分は専門学校を、極めて必要のものと認めてゐる。併し14学会及協會調査の工業教育を大中小の三者になす案も、亦不可なきものと認めてゐる。蔵前の學生が自分の処へ来て、『此際吾々は如何なる態度をとつて可なりや』と問ひし故、自分は『文部大臣の声明は未だ実行されぬから、此際徒らに沈黙し居れよとは言はぬ

が、さりとて又旗幟を建て、騒ぎ立てよとも言はぬ。結局代表的の実行委員を以て、文部当局者を時々刺激するのが最良の方法であらう」と答へて置いた。次に注意すべきは、文部当局の大学に対する認識で、貴会の希望しつつある大学の如きは、文部当局に於ては恐らく未だ諒解し居らず、大体赤門の支店位に考へてゐるに相違ない。是は要するに文部当局が、此教育上の大問題に就て、何等の研究調査をも為さぬからで、従つてそれより生れる計画案が、杜撰極まるものであるべきは、固より当然のことである。故に自分は、斯様な杜撰な案は之を白紙に戻し、改めて新規に計画を立てるより、外に方法はないと思つてゐる云々。

こうした一木、岡田の専門学校観は、先にみた臨時教育会議以来のものであり、「大学令」に基づき「単科大学」の存在が公認されたとはいえ、一木、岡田流の考えでは、それはあくまでも専門学校の大学化、つまり本校をはじめとする昇格運動とは、次元を異にするものであったといえる。

1月23日には、蔵前工業会側の笹村および中村両副委員長が元文部大臣高田早苗を訪問し、昨年以來の経緯を説明して本校の昇格につき援助を要請したが、高田は「文部当局が実行を躊躇しつつあるは、大に不都合である。自分は休会明けの議会に於て早速質問を為し、堂々と蔵前昇格の必要を述べる積りである」として、極めて好意ある態度をとつた。

本校の昇格に対して、一木、岡田と高田との間には、以上見たとおりの認識の違いがみられたが、それは両者の「大学観」の違いの反映でもあつた。高田は早くから大学の大衆化を唱えるリーダーであり、一木、岡田は伝統的な大学観を代表するリーダーであつた。

このように文部当局と臨時教育委員会との狭間にあつて本校の昇格問題は進展せず、いわば暗礁に乗り上げた状態に陥つていたが、こうした状態に業をにやした本校の生徒たちは、ついに再び実力行使に出ることになった。

議会における本校昇格問題

昇格問題は以上述べたような形勢の下、その前途は暗澹と危惧をもたらしつつあつたが、この問題は休会明けの第44議会において果然、取り上げられることになった。

1月25日の衆議院予算委員会において下岡忠治氏は文相に次のように質問した。

(下岡氏) 一近來の教育界が精神訓育に於て退歩せるは、無論種々の原因はあらうが、国民道徳の儀表たる文部大臣の行動が、世間から彼れ此れ批難を受けるやうでは、此精神訓育の遂行は出来ない。近來諸方に勃発せる専門学校の昇格問題は、畢竟文部大臣が或る点に於て愛嬌を振廻して、昇格手形を濫発したものと見做すことが出来る。(中略) 文部大臣は大正10年度予算に於て、秋田鉱山を除外し蔵前の高工、大阪の高工、神戸の高商、東京及広島の高師等所謂5校昇格案を作製したが、此等の事は臨時教育會議の決議に反せざるや否や、又既に過去に於て公約を為せる以上、大正10年度の予算に計上すべきものと信ずるが、追加予算を提出する積りなりや否や。

(中橋文相) 一下岡君の御質問中、或学校に付して昇格を口約したとか、又は単科大学令の出た場合、秋田鉱専を昇格させるとの秘的公約をしたとか言はれたが、一体この学校の組織、計画、規模等については、世間に話をしたこともあり、又貴族院に於て話をしたこともあるが、未だ約束をしたことはない。又此5校昇格案が、臨時教育會議の決議に反するや否やは、案が出てからの話であるから、返事は出来ない。高師を大学に昇格するなどは、明言していない。目下調査中である。従つて大正9年度と10年度との案の相違などと云ふことは、お答へするわけにいかぬ。況や追加予算を提出するや否やと云ふが如きは、未だよく決定して居らぬ。是は將來のことである。

これに対し下岡氏は、「文部大臣は、甚だ怪しからぬです。何も約束して居らぬと、言つてござる。実に文教の中心に在る人で、さう云ふ虚言をお吐きになつては、困るではないか」と喝破した後、当時神戸高商における中橋文相の昇格公約演説の要点を朗読して、その証拠をあげ、次いで、「蔵前の高等工業学校に就ても、同様である。大正10年度に於ては、確に着手すると云ふので、尚それに御念の入つたことが書いてある」として、前記『東京高等工業学校昇格問題に関する報告書』中、文相が本校および蔵前工業会に与えた、昇格声明を朗読し、かつ右報告書に記載された帝大3教授および本校商議委員と文相との交渉顛末を述べた後、「是は明らかに文部大臣が、公約をなされたものと云はずして何ぞや」と断じ、「兎に角文相が各方面に公々然と約束を為しながら、今日に至つて何等左様な約束をしな

いと言ふのは、全く白を黒と云ひ、無を有と云ふものであって、実に不都合千万の答弁である。此上追及しても効なき故、これで文相への質問を打ち切りにする」と結んでいる。

これに対する中橋文相の答弁は以下のとおりである。

(中橋文相) 一只今朗読されたものは、多分某校関係の人が配った報告書だろうと思ふが、その報告書の中には、大抵事実合っているも、中には多少事実より進んだやうな記事もあるが、是は学校関係者としては、免かれぬ所と思ふ。高等教育機関拡張計画はその当時諸方に於て話し、又10年度に於て、或学校は着手しようと思ふ話はしたが、是は前述の如く、臨時教育委員会を通過せざれば、完成はしない。文部当局は其調査を終れば、実施する積りである。

この中橋文相の答弁に対して、湯浅凡平氏は次のような質問をしている。(湯浅氏) — (前略) 下岡君の話された学校関係者又は学生等から、吾々に屢々告白してある事實は、確に下岡君の所言の通りである。然るに文相は、斯くの如き約束したことは、断じてないと言明してゐる。然らば学校の関係者も学生も、文相の言はざることを言ったので吾々を偽ってゐることになる。この文相の答弁は、若し文相の所言が正しいとすれば、今日の学校教育上、重大問題である。若し文相が左様の約束を為さざるとしても、尚且つ文相の言を偽って天下を騒がすのは、今日教育界の大問題である。文相は此問題に対して、果して如何なる処置をとる積りであるか。

この質問は、明らかに文相の発言は食言問題であるとして、その態度をきびしく追求したものである。

(中橋文相) 一自分の神戸に於ける話とか、又は蔵前高工の或人々に話した事柄を、私が否認したやうに取られたかも知れぬが、是は決して否認はしない。(此時議席から「虚言を言ふな」と叫ぶ者があつた) 計画を話したのであるから、それを約束と考へなされても一向に差支ない。此案は只今調査中で、まだ十分に纏まってゐない。当局は出来るだけ、之を委員会にかけるやうにしたいと考へてゐる。

翌26日には、本会議において昇格に関する質疑応答が行われた。

(安藤正純氏) 一今日の教育方針は、大学として先年決定した、5医専及1高商の昇格だけであるか。或は昇格運動に依つて、ドンドン大学に昇格させて行く方針であるか。

(中橋文相)一今日学校で申してゐる昇格は前の6年計画の高等教育機関拡張の主義と、主義が違つてゐるかとの質問と思ふが、主義は變つて居らぬ。今調査を進めてゐる。本省に於ては、昇格とは申して居らぬ。組織を変更する必要を認めれば、変更することに考へてゐる。併し是は未だ確定になる案を、提出してゐない。

(安藤氏)一文相は今度の計画と、前の6年計画とは、主義が違はぬと云ふが、是は前の臨時教育會議の決議に反して、高工とか高商とか高師を昇格させるのは主義の変化と考へてゐるか如何。

(中橋文相)一臨時教育會議の決議に反するとか、反せぬとか、種々新聞紙上に出てゐるが、当局の考は、別に反した方法を採る積りはない。併し是は今日未だ案を提出してゐない。

次いで質問に立つた鈴木富士弥氏は、その質問中に「今や原内閣は、内に二枚舌使つて平然たる文部大臣があり」と述べ、奥繁三郎議長より「二枚舌」云々の発言は穩當を欠くとの注意があつたが、鈴木氏は納得せず、翌27日の議会で、鈴木氏は議院法第87条により懲罰委員会に付せられるハブニングとなつた。

衆議院と並行して、昇格問題は貴族院でも取り上げられた。1月27日、高田早苗氏によって質問の口火が切られた。

(高田早苗氏)一所謂昇格問題は、左程重大の問題とは思わぬ。只だ文部当局の是迄の行掛り上、頗る困難の問題となつたやうに察せられる。自分は臨時教育委員會諸君と同様に専門学校の必要を認めるが、同時に現在の不足せる大学に対しても、亦其増設の必要を認める。大学の必要を認めて之を設けるには、新らしく作るか、又は専門学校や其経歴、功績、設備、専門の種類等諸点を考へ、一番其目的に副ふものを引上げて、之を大学にするかの二方法がある。只だ此問題に関して、地方の人が運動に来るから學生が騒立てるから教師が希望するからと云つて、無暗に専門学校を大学にすることは、勿論反対である。そこで問題は、藏前の高等工業と大塚の高等師範の如きは、其専門の種類、経歴、設備、功績等の上からも、大学にする価値は十分にある故、それを大学にしたら宜しいではないか。又当局に於て、此等を大学にする意向もあつたやうに承知してゐる。それを何故今日迄しなかつたか。此点を伺ひたい。(高田は藏前の歴史的功績を詳細に述べた後)殊に今日一橋高商が大学になつた一方、この藏前を閑却せるは、常識から云つても變である。此藏前の昇格に就ては、文部大臣が衆議院でも問題になつたが、此に関しては文部大臣にも行掛りがある(と云つて先の配布『報告書』の内容に言及し、大正8年11月末、

文相が蔵前工業会の代表者に示した昇格声明の件を朗読した上、仲介者たる本校商議委員及帝大3教授の氏名と、その保障的言辞とをあげて)斯かる行掛りがある以上、之に対する答弁を望む。

(原内閣総理大臣)一所謂昇格問題に就ては先年の6年計画は最小限度の計画なれば、何れ相当の改革改正はしなければならぬ。高田君の所言通り、どの学科、どの大学を必要とするかは、十分に調査を遂げた上、教育会議の如き重要機内に諮問して、案が確定した後に実行するのが、適当と考へてゐる。是は無論学校の生徒や教員の運動等に依つて、左右されるものでなく、目下調査中である。

(中橋文相)一大体総理大臣の答弁で、尽くしてゐると考へる。昇格は何日からの見込みかと云ふ質問に対しては、目下調査中であるから、完了の上でなければ、その時期は申上げ兼ねる。

(高田氏)一首相及文相の答弁は、自分の質問の趣旨に副はない。首相も文相も、調査しなければならぬとのことだが、自分は文相が蔵前工業会の代表者に対して、此10年度の予算に計上すること、又財源は云々と責任を以て声明されたから、10年度に提出されることと思つてゐたが、それが出していない。であるから、何日から実行するのかと、質問したのである。之に対して単に調査中との返事では殆ど要領を得るに苦しむ次第であるが、兎に角質問はこれで打切る。

(中橋文相)一高田君は蔵前と大塚2校の事を申されたが、当局の考は2校だけでなく、全体について調査を進めてゐるから、此2校だけを何う斯うと云ふことは、残念ながら行き兼ねる。又学校自体に行つて、自分が話をしたことを、或は声明と申し、或は公約と申して報告した人があるが、それはどうでも宜しいが文部当局は、此学校以外の計画もやつてゐるから、之を遂行するには、各種の機関を経た上始めて決定するので、今日は未だ其処までは行つて居らぬ。

次いで、岡田良平氏が質問に立った。

(岡田良平氏)一前の臨時教育会議に於て審議決定したものの中、最も重要なものは大学令及高等学校令である。然るに最近文部当局は、2高師3実業専門学校を大学に変更し、更に11個の専門学校に、専攻科を設ける由なるが、如何であるか、臨時教育会議では高師は現在の儘に存置し、又専門学校も、是又依然専門学校として存置し、大学増設を必要とする場合には、別に之を増設すべきことも決議したのである。蔵前の如きは創立以来、応用方面に種々の特色を有してゐる。然るに其特色を全然滅却して、之を本郷の工科大学の出店の如きものに為さうと云ふのが、文部当局の計画である。単科大学令に基いて高工を変更すれば、自然左様の組織にならう。故に学校関係者も此計画を審かに知つてゐたら決して此所謂昇格を歓迎する道

理はないと信ずる。高田君は蔵前や大塚を、論功行賞的に昇格せよとの意見であったが、これだけを特別に大学にする理由は見当らない。従って他の専門学校が蔵前以外に大阪も神戸も、昇格を希望するのは当然である。要するに高師又は高工を大学に変更するが如きは教育会議の決議に全然違反してゐる。実業専門学校には専門学校としての特色があり、高師には高師としての特色がある。高等教育機関拡張費は御下賜金の性質上、この第2回計画には充當出来ぬと思ふが、政府は充當する考であるか。政府は教育会議の決議を尊重するのか、又は其決議を変更するとせば、如何なる必要あって之を変更するのか、其理由を伺ひたい。此問題に関して文相が、学校関係者に種々約束されたと聞いてゐる。是は衆議院でも既に発表され、当議場でも発表されたが、自分は之を今日此処で吟味しようとは思わぬ。併し学校関係者殊に数千人の学生が、果してそれで満足するかどうか。自分の明かに知って居る範囲では、この学校の職員なり学生なりは、皆文部当局が昇格実行を約束したことと信じてゐる。又学校関係者は此約束を信じて、学生を鎮撫してゐる。それが若し未だ調査中である、是から調査して決定すると云ふ返事であつたら、学校関係者も仲介者も、悉く欺かれた形になる。最早学生の鎮撫は出来なくなる。その結果青年血気の学生は、如何なる事を仕出かすか、是が自分の最も憂慮に堪へぬ所である。之に対して当局は、如何なる処置を執る考であるか。のみならず此昇格問題一たび起るや、多くの専門学校は熱中し、其間大切な授業を放擲するばかりでなく、学生が多数合同して運動すれば、如何なる目的でも達し得ると云ふのでは、教育上学生の思想悪化が、甚だ憂慮される。故に自分は文部当局に伺ひたいのは、此教育の權威を如何にして恢復するか、此規律を如何にして恢復するか、又此国民思想善導を、如何にして教育方面から図るか、それ等の点を伺ひたい。

(原総理大臣)一臨時教育会議の決議尊重は屢々明言しました。但し自分はその都度、同会議が如何に有力の人によって、調査決定せられたにもせよ、実行上時勢の変遷其他の關係を見て、多少変更も加へなければならぬこと勿論である旨を、申添へたのである。従って当時同会議關係の人々も、それは当然のことであると言はれてゐた。今回の昇格問題は、容易ならぬ問題である。今日此議場で高田君は蔵前の高工と大塚の高師を大学にせよと、極めて単純に言はれ、又岡田君は其沿革や理由を詳述されたやうに、此方面には種々議論がある。文部当局には又其部内には、学校関係者に向つて希望を申したり、又意見を交換したこともあらうが、自分は左様の行掛りに基いて、この問題を解決するのは、國家に不利益と考へる。此問題は根本的に、十分解決しなければならぬ。目下調査中故調査が纏まつたら、重要な諮問機関にかけ、又其他の人々の意見を徴し、将来國家の爲めに、最も利益であると云ふ所の決定を見たいと思つてゐる。従つて蔵前がどう、大塚がどうであると云ふこ

とは、茲に申す次第ではない。又昇格問題につき、教師や生徒の運動がましいことは、絶対に排斥する。如何に運動するも、又如何なる行掛りがあらうが、此調査の決定せぬ間は、何れの学校も昇格はさせぬ考である。要するに何か計画がましきものが、世間に洩れたのは、決して文部当局が新聞を通じて、世間に発表したものではない。只だ下僚の者より出たか、何れの所から出たか、一部計画がましきものが出たが、是は確定的のものではない。兎に角一部洩れたことに因って、昇格騒ぎが再起したのは、甚だ遺憾である。

(岡田氏) — 総理大臣の御返答を承って、甚だ満足した。只だ懸念に堪へぬのは其趣旨が文相の諸所で言明せる所に、齟齬するなきやの点であったが、只今の答弁を信じて、質問を打切ることにする。

高田、岡田の質問を見ると、両者とも教育調査会、臨時教育会議以来の持論を展開していることがわかる。

翌28日には、坂本鈺之助氏が『報告書』を材料として文部大臣の所信を求めた。

(坂本鈺之助氏) — 所謂昇格問題に就ては、昨日も高田、岡田両君と、政府当局との質疑応答があったが、自分は先日来の衆議院及本院に於ける問答を綜合して、此問題に就ては(1)政府は尚白紙に属して居り、(2)政府の方針として世上流布のものは、文部当局の与り知らざる所である、と云ふやうに聴取された。自分等の耳にする所では、高等師範では既に一昨年冬、夫々文部当局と交渉があつて、当局も多少の言質を与へたやうに承知して居り、又現勅任参事官三上忠造君は、同校出身者の關係から、其間に立って非常に周旋もされ、又生徒の鎮撫にも努められたやうに聞いてゐる。特に蔵前の高工に至つては、其行掛りが一層深く且つ複雑になつて居り、莊田平五郎君を始め4人の紳士と、3人の博士等7人までが、文部当局との間に仲介の役を勤めてゐる。此等仲介者などの行動は、工業会と云ふ同窓会の印刷配布した報告書の中に、詳記されて居り、自分も其報告書の配布を受けたから、恐らく文部当局も亦見られたことと思ふ。殊に其7人の仲介者中には、本院に議席を有する某子爵、某男爵の氏名も見え、何れも非常に尽力された様子であるが、此等の立派な紳士方の言はれた事が、それでは虚言であつたか。虚偽の言を以て、学校の人々を鎮撫されたと云ふ結果になつては、実に由々しき事である。只今此処でその某子爵、某男爵を証人として、証拠裁判をして戴きたいと言はぬが、兎に角立派な紳士と政府大臣との間の交渉が、何れかに虚言があつたとなつては、大変な事になる。何れにしても其結果には、相違があつた。世間で伝へる文部の方針及計画は、文部当局の与り知らざる所であるとして、左様な事が皆虚偽又は相違であり風説であつ

たとすれば、さなきだに青年の思想が、非常に変化しつつある際、益々その悪化を煽るべきを、自分は大に憂慮する。従って吾々よりも数倍憂慮しなければならぬ文部大臣は、之を如何に観察するか、それを伺ひたい。

(中橋文部大臣) 一昇格問題に就ての御憂慮は、自分も同感である。故に出来るだけ相当の処置を執る積りである。此問題に就ての首相の答弁は、白紙ではない。自分は文部当局に於て目下調査中で、未だ十分に決定するまでに行かないが、併し是非調査を決定した上臨時教育委員会にかけて進行したいと、折角熱心に従事して居る、と云ふことを申上げたのである。

(坂本氏) 一昨年来の各学校の昇格運動に対しては、一時的鎮撫策か知らぬが、文部当局は相当に言質らしいものを与へてゐた。その的確の一例は、前に申した蔵前高工の事で仲介の7人の紳士が、文部当局の意を聴取して学校との間に立て、十分信ずるに足るからと、保証的に言明されてゐるし、又学校側の者にも文相が直接引見して、話されたやうにも聞いてゐる。高師についても、同様のことを耳にしてゐる。其節左様の事を当局者が言明しておいて、今日は未だ調査中であると答弁せられしは、其結果が学校の教官及生徒の思想上に、非常の影響を与へ、或は不測の動揺を惹起するかも知れぬ。此点は如何に考へられるか。一昨年の言明は如何であったか。又その結果等について、今少し明答を願ひたい。

(中橋文部大臣) 一蔵前高工について話をしたこと付、7人の紳士と云ふお話があったが、此7人の方は私の方へ来訪され、其時に是は文部当局として、此施設は斯様にやって見たいと云ふことを、申上げた次第である。

(坂本氏) 一昇格問題で蔵前高工のことについては、何度質問を繰返しても、只今の如き答弁を得る外はないと思ふから、これで質問を打切る。

以上、貴衆両院における昇格問題に対する質疑の応答を見た。議員たちへの『東京高等工業学校昇格問題に関する報告』の事前の配布が効を奏したのか、両院とも比較的本校の昇格に関しては好意的であったが、政府当局の態度は「調査中」の一点ばかりで、全く埒があかなかつた。

総退学再決議と蔵前工業会の活動

こうした状況下、特に1月25日の文相発言が新聞報道されるや否や、蔵前工業会の全国各支部、地方の出身者団体、あるいは個人会員より激励の電報、書簡が殺到し、工業会の事務所には各新聞社の記者が詰め、さらに

浅草南元町署、日比谷署の特等係が警戒にあたっていた。また工業会の理事長、および実行委員長には私服刑事の警戒があったほどであった。

学生たちの動きも、にわかには活発となってきた。学生たちも文相発言に憤慨し「苟も文教の司長たる国务大臣が公約を無視して食言を敢てするが如きは社会風教上由々敷き大問題である。斯くなりては母校昇格の能不能は別問題として吾等は社会風教を廓清する為め蹶起せねばならぬ」との檄をとばし、校内では集会が頻繁に行われた。

こうした状況を打開すべく、工業会の内村委員長と幹事で政友会の代議士であった矢野丑乙氏の2人は、1月31日、中橋文相を訪れ「此際母校の昇格がどうしても出来ぬならばせめて文部省として出来るだけ何等かの方法を以て、之を緩和させる方策はなきや。例へば母校に、改めて2年の予科を設立するやうにしては、如何」と提案し、なんとか打開の糸口を見いだし、学生たちの騒ぎを未然に防ぐべく懸命の努力をしたが、文相は「御厚意は多謝するも、今日となつては、左様の事を決定するは至難である。併し乍ら、兎に角十分考慮して見よう」との返答に終わった。

校内の騒ぎはますます拡大される一方で、大正8年の秋と同様の形勢となつてきた。学生たちは再び「総退学」を最後の手段として行動することを決め、学校当局に働きかけた。

こうした事態を憂慮した本校の商議委員の各氏は、2月1日、日本工業倶楽部において商議委員会を開いて、「生徒の退学届提出に対しては之を絶対に鎮圧すること」を決議した。

2月2日、団琢磨、和田豊治、大河内正敏の3氏は、生徒側昇格実行委員を招集し、「此際軽挙盲動を慎むべき旨」を強く戒告し、工業会側でも、内村委員長が同様に戒告したが、学生たちの不満を解消することはできず、校内のそこかしこに集会が催され、不穏な雰囲気包まれていた。

学校側では、勢の赴く所、不測の事態に発展することを恐れ、仲介者たる寺野精一、佐野利器両博士の来校を請い、両博士より深更に至る間、生徒一同に対して懇々訓戒するところがあった。工業会の幹部も校内にとまり込み、退学届提出の不可を説得し続けた。

学生たちは2月3日の生徒大会で退学届の提出を予定していたから、仲

介者の帝大関係者、商議委員、工業会関係の面々は、それぞれ時を忘れて説得に当たったのである。

関係者の説得はついに時間切れとなった。明けて2月3日、本校大講堂に開かれた生徒大会は、退学届提出による「総退学」を決議した。この日も寺野、佐野、斯波の3博士は生徒側実行委員に対し、前日同様軽拳妄動を慎しむよう説得に努め、生徒大会が開催されると、前記3博士、大河内、和田の両氏、さらには本校商議委員、工業会幹部の面々は生徒大会の会場に赴き、生徒一同に対してもごも慰撫懇諭したが、学生たちは一昨年11月末とは異なり、諸氏の懇切なる訓戒は諒としながらも、事態を打開するため断固、「総退学」の挙に出たのである。

学校当局は無論のこと、関係者各位が善後策を協議したが、特に工業会側では具体的な提案を行って学生たちの慰撫に努め、復校のきっかけをつかもうとした。

2月4日夜より翌5日の早朝にかけての実行委員会の協議の結果、以下の申し合わせを得た。

申 合 事 項

本会は母校をして其特色を失はざる単科大学たらしめんが為め直に之が準備に着手すること。

1. 大正8年1月17日の本会臨時總會決議に基き資金を募集すること。但し差当り約10万円を調達することとし其用途は別に定む。
2. 若し大正13年度迄に官立大学完成の見込なき時は直に本会は必ず之に相当する私立大学の創立に着手すること。
3. 予科設置を期すこと。
4. 少くとも現在の各分科を存置すること。

この申し合わせと同時に、工業会側は、学生を説得し復校させるには、各科別に行うのが効果的であるとし、各実行委員は自己所属科の学生に対し説得活動を行うことにした。

2月5日、工業会の小林理事長、内村委員長らは生徒側実行委員と会い、極力慰撫復校を勧告すると同時に、前記申し合わせを示し、かつその内容について説明し、生徒側も諒解した模様であった。

その晩、工業会では実行委員会総会を開き生徒の復校策につき協議の結果、(1)明6日委員全部は母校に赴いて生徒を慰撫すること、(2)右慰撫の内容は、去る3日の実行委員会総会における申合事項のほか、次の趣旨によることを決議した。

(A) 文相の食言問題

- (1) 既に生徒としては一応其所信を示したること。
- (2) 且つ此問題は既に公に問題となり居るが故に其責任を明かにするは議会及一般社会に任せ学生としては此以上の行動を執るの必要なきこと。
- (3) 況や文相は必ずしも誠意なきにはあらざること。

(B) 昇格問題

- (1) 生徒の退学は昇格のために却て害ありて益なきこと。
- (2) 本年度の昇格は見込なきも、商議委員、大学3教授其他学会、協会等有力者の熱誠なる援助に依り近き将来に於て昇格の見込十分あること。
- (3) 文相の声明実行上逢着せし障害を芟除せんが為めに有力者の努力が着々奏功しつつあること。
- (4) 万一昇格不可能の場合には蔵前工業会は私立工業大学を設立するに決したること。

(C) 社会覚醒問題

- (1) 国民一般の責任ある問題にして敢て生徒のみにて処決すべきものにあらざること。
- (2) 青年の前途を犠牲とし歴史ある母校の廃校を賭して之に当たるとも其効果は意外に少きこと。

翌六日、実行委員会のメンバーは決議にもとづき本校に赴き、各科生徒の集会所を訪れ、生徒の慰撫に努めた。一方、小林理事長名で生徒側実行委員に下記の書状を送付し、全生徒に対して退学届撤回について強く再考を促した。

拝啓 2月3日の生徒大会に於て母校商議委員及大学関係の方々を始め諸先輩の熱誠なる勧告ありしにも拘らず一同退学を決議せられしは其衷情を察せざるにはあらざるも本会の最も遺憾とする所に有之候。願ふらくは国家の為め將又母校の為め御再考を煩はし度と存じ候。

右本会員一同の赤誠を以て得貴意候 敬具

大正10年2月

社団法人蔵前工業会理事長

小 林 懋

生徒たちはこの間、府内の各所に学科別に分かれて集会を開いていた。

1. 機械科生徒集合所（神田区北用賀町駿台倶楽部）
2. 紡織科生徒集合所（上野公園精養軒）
3. 色染科生徒集合所（牛込区喜久井町感通寺）
4. 電気化学科生徒集合所（神田区錦町文房具店三成社）
5. 建築科生徒集合所（浅草区須賀橋際閻魔倶楽部）
6. 窯業科生徒集合所（浅草区森田町真行院）
7. 電気科3年生集合所（浅草区蔵前第二向土舎）
同 2年生集合所（下谷区桜木町栃木県学生寄宿舎）
電気科1年生集合所（本郷区追分奥井館）
8. 応用化学科生徒集合所（神田区仲猿楽町明治会館）
同 3年生会（牛込区若松町高橋方）

これらの学生を慰撫勧告に当たった実行委員の報告を総合すれば、説得に応じる気配とそうでないものは半々で、とりわけ機械科の1年生は強硬で、最も不穩の状態を呈していた。

これより先、工業会側では生徒の決意を翻させることは容易ならざることとし、昨年卒業の在京会員は、在学中一昨年秋の昇格運動に関係した経験から、これら在京会員の援助を仰ぐこととし、2月8日工業会事務所に来会を求めた。その結果、清水組設計部勤務の相原信をはじめとする22名が参集した（この中には、事態を憂慮して仙台より上京した東北帝大学生もあった）。

小林理事長、内村委員長は、これまでの経過を説明したうえで、一昨年大正8年の母校昇格運動に、上級生として直接関係された諸君の援助を得て、母校の紛糾を救いたい、かつ生徒の復校については明日を過ぎれば、時期を失すおそれがある旨を述べ、先輩として後輩への働きかけを強く要請した。参会者一同は工業会幹部の意を諒し、各自意見を交換した後、分かれて生徒の集合所に赴いて説得に当たった。

すでに生徒の退学事件が報道されるや、各支部からの会員、および東北帝国大学在学中の多数会員をはじめ、東京周辺在住の有志会員は、それぞれ個人的に学生の鎮撫斡旋の勞をとり、それなりの効果をあげていた学科もあった。学生たちの集合所の経費も、こうした先輩たちのポケットマネーで賄われた。

かくして2月8日の夜、学生説得に努めていた実行委員たちは参集のうえ、学生たちに対して以下の決議を申し合わせた。

本会実行委員は、数日来本会の意志を代表し、諸君の諒解を求むることに、最善の努力を尽くせるも、今や四囲の事情は時日の遷延を許さざるに至れり、仍て已む得ず今夕（8日）10時を期し、諸君の回答を求め、之に依って本会の態度を決せんとす。

そこで小林理事長および登阪副委員長は、直ちに浅草須賀橋際の閻魔俱樂部に赴き、生徒側代表委員と面会して、右の申し合わせを述べて最後の回答を求めた。その結果、午後11時50分、生徒側委員寺崎、土井、川村、沢辺の4学生が工業会事務所を訪れ、全生徒の4分の3くらいは「無条件復校」を承諾せる旨を回答した。

翌9日、本校生徒は復校の賛否を投票で決めることとし、投票の結果は賛成560名、反対143名、白票32名であった。そこで全生徒復校の見通しがついたものと判断し、小林理事長名で生徒側に対し、

拝啓 過日来各科毎に御相談申上候件は幸に諸君方多数の御諒解を得候。就ては是迄の諸君御行動の精神に基き更に御一同と会して公式に万事決定致度候間明10日午前10時までに母校講堂に御参集相成度此段得貴意候 敬具

大正10年2月9日

蔵前工業会理事長 小林 懋

と、明日本校講堂への参集を通知すると同時に、実行委員全員および鎮撫応援にかけつけた昨年卒業の在京会員一同に向けて、生徒の復校の見通しのついた旨を報告し、明10日午前10時本校講堂において、工業会主催の下に生徒大会を開くに付き参会されたい旨を要望した。

2月10日、工業会主催の下、本校講堂に生徒大会が開かれた。本校の教職員はもちろんのこと、商議委員、大学関係者、工業会の幹部および実行

委員あるいは先輩たち多数が列席した。

大会は小林理事長の開会の辞に始まり、生徒代表、建築科3年狩野春一が、次の復校決議文を朗読した。

我等社会風教廓清ノ為メ蹶起シタリ。今ヤ我等ノ微衷ハ満天下ニ認識セラレタルヲ信ジ、且先輩諸氏ノ切実ナル情誼ニ感激シ茲ニ深ク就学以テ蔵前学生ノ本領ヲ完フセントス。

大正10年2月10日

東京高等工業学校学生一同

次いで、小林理事長が本校商議委員および大学関係者に対し、一昨年11月末の調停斡旋に加えて、再び労を執られたことは実に感謝に堪えない、本日ここに全学生の復校が実現したことは同慶の至りであると述べた。そして小林理事長は、次のように述べて生徒一同を激励した。

母校昇格運動に関して我が蔵前工業会は、一昨年以來出来得る限りの方法を執り、各方面の諒解と同情とを得て来たにも拘らず、不幸にして今回其実現を裏切られたのは、諸君と共に甚だ遺憾とする所である。此問題に対して先般米諸君の執られた行動は、吾等の深く諒とする所で、その純潔なる意気精神には吾等は勿論世間は悉く同情を寄せたのである。去り乍ら之が為め、諸君の多望なる前途を犠牲にすることは、吾等先輩の到底忍ぶ能はざる所である。夫故吾等は学校の商議委員大学関係の方々の御趣旨に基き諸君に向って強ひて反省を促し再考を求めた処、幸ひに諸君は吾等の衷情を諒とし、茲に一切を挙げて吾等に一任されたのは、甚だ本懐の至りである。而も議会に於ける昇格問題が、諸君の蹶起に因って既に社会の大問題となった今日に於ては、諸君並吾等の面目は十分に立ったものと信ずる。我が蔵前工業会に於ては、今日の急務たる工業教育革新に関し、従来よりも尚一層其責務を果たすべく、全力を挙げて最善の方法を尽くし、母校をして特色ある単科大学たらしむる為めに、直ちにその準備に着手する覚悟である。右に就ては学校商議委員の方々、又大学3教授の方々には、前同様に厚き御援助を賜はらんことを特にお願ひして置く。ついては生徒諸君には此の事柄を能く諒解して、今後は一意専心学業に精進し、以て我が蔵前の声名を益々発揚されんことを切望とする。

次いで、商議委員を代表して高松豊吉博士が、大学関係者を代表して大河内博士がそれぞれ円満なる解決を喜び、昇格実現に関しては今後もでき

るだけの尽力を約束された。大河内博士は特に「今回の事件に就て、蔵前工業会が母校生徒を愛し、且つその前途を憂ふる為め、数日間徹夜してまで復校に尽力せしが如きは、外国の大学にも類例のない美挙美風である。又生徒諸君が打算的行動に出でず、無条件で総てを一任されし所に、蔵前学生の美しい本領がある」と述べて、工業会および本校生徒の取った行動を称賛された。

生徒大会は次いで吉武校長の挨拶があり、生徒代表の狩野春一の答辞をもって終了した。終って一同は本館正面入口前に整列して、退校届の燃えるのを見送った。

かくして全学生徒総退学決行事件とでもいうべき大正10年2月の運動は一応、円満な解決をみることになった。これ以後、本校の昇格問題は政府と議会側に委ねられ、生徒が運動の前面に出ることはなかった。

文部当局も、他の専門学校との兼ね合いもあり、生徒が前面に出る昇格運動に対しては、不快の念を明らかにしていたから、そのあたりを配慮したのであろう。なお、今回の総退校騒動に関して、吉武校長は大正10年9月1日付で文部省より「本年二月其校生徒間ニ動揺ヲ来シ遂ニ多数退校セントスルニ至リタルハ畢竟平素ノ訓育十分ナラサルノ致ス所ニシテ職務ヲ怠リタルモノトス仍テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス」という処分を受けた。前回、大正8年秋の総退校騒動の場合は、阪田校長はお咎めなしであったが、今回の場合は本校の昇格運動が引き金となって他の専門学校へ波及せぬかという文部省の危惧の念を、この処分に見ることができる。

第3節 大学昇格の実現

「教育評議会」の設置と本校昇格問題

大正10年2月の全校生徒総退学騒動も一応の結着を見た後、本年度昇格の実現は不可能なることを学校関係者、工業会関係者も認めた。しかしな

がら、昇格問題をそのまま等閑視することは、これまでの経緯からしてできなかつた。そこで、学校関係者は文部省の手前もあって内々に昇格準備に関する調査研究に着手していた。

5月に入り、本校の昇格調査委員会は、中村幸之助、加藤与五郎、関口八重吉の3教授の手になる昇格調査書を承認して吉武校長に提出した。学校側の調査研究と並行して、蔵前工業会側でも昇格問題に関するその後の推移を知るべく、関係者に打診したところ、近日中に貴族院の建議になる新教育調査機関の設置の情報を得た。そこで、学校側と工業会側では、

1. 政府の新教育調査機関成立するまで運動を差し控えること
2. 校長に直接文相と会見してもらい、提出予算について説明をうけること
3. 万々の場合に応ずる策をも相当考慮して置く必要があること

等を決定した。その際、中村教授は先の調査書の内容を説明したが、本校側の要望として、

- (イ) 第一の希望としては予科を設置すること、ただし、万已むを得ない場合には単独設置とすること
- (ロ) 新教育調査機関の委員決定発表の場合は其顔触れに応じて相当の対策を講ずること
- (ハ) 工業大学としての特色を文部当局はもちろん、貴衆両院議員に一層注入して置く必要があること

等の3点を強く訴えた。

大正10年7月8日、政府は新教育調査機関として、勅令第309号をもって「教育評議会」の設置を決め、翌9日、以下の諸氏が委員に任命された。

会長	岡野敬次郎（後に鎌田栄吉）			
委員	内田 嘉吉	神野勝之助	小笠原長幹	上田 万年
	荒木寅三郎	小橋 一太	寺野 精一	古在 由直
	沢柳政太郎	南 弘	横田千之助(後に馬場鉄一)	
	鎌田 栄吉	関 直彦	大河内正敏	田中 隆三
	三土 忠造	吉植庄一郎	井上準之助	団 琢磨

鶴沢 聰明 郷 誠之助 樋口 秀雄 手沼 淑郎
 和田 豊治 麻生 正蔵

この委員の顔触れを見て、本校および工業会になじみの何人かを確認できる。

工業会側では早速、工業会としての立場を明らかにするため、教育評議会のメンバーに対し、以下の書面と『東京高等工業学校昇格問題に関する報告』とを送付した。

肅啓 時下愈々御清穆の段奉慶賀候。陳者東京高等工業学校出身者の団体たる本会が帝国工業界の趨勢に鑑み母校の組織改善を唱導せしは遠く明治45年の事にして決して一朝一夕の挙には無之候。爾来本会は当局に対し屢々陳情懇請し只管之が達成に努め来り候も不幸にして未だ其目的を達する能はざるのみか延いて前期議会の大問題と相成り候は返す返すも遺憾の次第に有之候然るに今般新に教育評議会の官制公布せられ同時に貴下亦其委員に御任命せられ候由承知仕候に付此際御参考までに本会が従来母校組織改善の爲めに執り来りし行動及文部当局に陳情仕候もの等を一括致し別封を以て之を座右に敬呈仕候間幸に御瀏覽の榮を賜はり度候。要するに本会は単に母校の一校のみに即して主張する儀には無之全く工業立国の見地よりして国家百年の大計を樹立せんが爲めの意図に有之候間其辺篤と御賢察の上多年の懸案たる該問題に対し幸に貴下の御尽力に依って円満なる御解決を得候へば邦家の爲め大慶之に過ぎずと奉存候。先は右御願まで得貴意度如斯に御座候。

敬具

大正10年7月

社団法人 蔵前工業会

秋に入り本校関係者、工業会関係者は教育評議会のメンバーを訪問し、本校昇格に関して理解と協力を求める一方、昇格後の校内組織の整理に向け調査研究を開始した。すなわち、本校の昇格に関連して、附設工業教員養成所および徒弟学校の処置を前もって研究しておく必要があったからである。

その結果、以下の諸氏がこの問題に対する調査委員に任命された。

秋保 安治 関口八重吉 疋田桂太郎 斉藤 俊吉
 米村 鍵一 津田 信良 大石 鏡吉 登阪 秀興
 内村達次郎 山口 武彦

この調査委員会は12月27日、以下の結論を得た。

1. 養成所は母校昇格後に於ても附設し同一科目を教授する以外専門の学科を修めしめて高等工業学校教授及中等程度工業学校教諭を養成するものとする事
但し本校設備の許す範囲内に於て収容し別に独立の建物等を用いざること
2. 徒弟学校に関しては之を切放して善後策を講ずること
3. 以上の2件に関する調査起草委員を秋保（主任）及津田両委員に依頼すること

明けて大正11年1月27日、秋保、津田委員の起草になる以下の各案を吉武校長、小林理事長以下、各調査委員の出席のうえで、慎重に審議した。

第1号案 国立工業教員養成所を特設する案 附 成案理由書

第2号案 東京工業大学に工業教員養成所を附設する案 附 成案理由書

第3号案 同上専門程度のみを他の工業専門学校に委託する案

第4号案 東京工業大学の課程中にて便宜工業教員を養成する案

これら4案につき調査委員会は、「4種の調査案中第3号案最も妥当と思はるに依り之を第2号案の体裁にして今少し詳細に追記補説し且つ蔵前に設置する必要あり旨の理由を附すること」を決議した。

「教育評議会」の5校昇格案の答申

こうしたなか、2月17日教育評議会は前年10月1日に諮問された「5校昇格案」に対し、これを承認するに至った。

大正10年10月1日の「諮問案」

記

1. 東京高等工業学校、大阪高等工業学校、神戸高等商業学校ノ組織ヲ変更シテ東京及大阪ニ工業大学、神戸ニ商業大学ヲ設置スルコト（以下略）

単科大学創設ニ関スル経費

東京工業大学 1,032,720円

機械・電気・応用化学・建築ノ4学科

学生定員 450人

大正11年2月17日の「答申」

工業大学及商業大学ノ設置其ノ他6項ニ関スル諮詢ノ件左記ノ通答申ス

記

1. 東京高等工業学校、大阪高等工業学校、神戸高等商業学校ノ組織ヲ変更シテ東京及大阪ニ工業大学、神戸ニ商業大学ヲ設置スルコト

右ノ諮詢ニ対スル答申

可 但シ

1. 新設大学ハ各応用ヲ主トスル特色ヲ發揮スルニ努ムルコト
2. 専門学校卒業者ニ高等学校卒業者ト同等ノ入学資格ヲ認ムルコト

東京、広島ノ両高師に関しては、以下のとおり答申された。

東京及広島ニ文理科大学ヲ内容トスル単科大学ヲ設置スルコト 可 但シ

1. 高等師範学校専攻科ヲ文理科大学ノ組織ニ改メ高等師範学校ハ其ノ附属トシテ之ヲ存置スルコト
2. 文理科大学ニ於テハ教育者ニ必要ナル特種ノ教育ヲ施スコト
3. 高等師範学校卒業者ニ高等学校卒業者ト同等ノ入学資格ヲ認ムルコト

議會における5校昇格案の承認

教育評議會の答申を受けて、文部省は、開会中の第45帝国議會に、東京および大阪に官立工業大学を、神戸に官立商業大学を、東京および広島に官立文理科大学を設置するための追加予算案を組み提出した。

その際、文部省が準備した説明書に、文部省の新設工業大学觀をみることができる（この資料は議會との想定問答集であり、文理科大学の場合においても同様であった）。

高等教育機關整備計畫説明

1. 工業大學及商業大學ニ關スル件

今回工業大學及商業大學ヲ新設セントスル所以ハ大體大學ノ收容力ノ増加ヲ圖カントスルコト、應用ニ重キヲ置ク所ノ特色アル大學ヲ設ケントスルコトノ二點ニ存スルモノナリ元來先ニ議會ノ協賛ヲ經テ目下其ノ實施中ニ在ル高等教育機關擴張計畫即チ6年計畫ナルモノハ中學修了者ニシテ尙ホ進ンデ教育ヲ受ケントスル者ノ爲ニ高等教育機關ノ收容力ヲ増加スルノ目的ヲ以テ高等學校・實業專門學校其ノ他ノ學校ノ新設擴張ヲ行ハントスル者ニシテ就中等學校ニ在リテハ10校ヲ新設シ在來ノモノト併セテ之ヲ25校トスルノ豫定ナルガ既ニ高等學校ヲ増設スル以上ハ其ノ卒

業者ニシテ進ンデ大學ニ入學ヲ希望スル者モ亦増加スベキガ故ニ之ニ應ズルガ爲ニ大學々部ノ收容力ヲモ増加セザルベカラズ故ニ6年計畫ニ於テハ大學各學部ニモ相當ノ新設擴張ヲ行フコトトナセルヲ以テ法學部・經濟學部及文學部ヲ通ジタル所謂文科の學部ノ總體トシテハ高等學校文科卒業生全部ヲ收容スルニ足り又理學部・工學部・醫學部及農學部ヲ通ジタル所謂理科の學部ノ總體トシテハ高等學校理科卒業生ノ全部ヲ收容スルニ足ル筈ナリ然ルニ高等學校學生ニシテ卒業後大學各部ニ入學ヲ希望スル趨勢ヲ見ルニ工業及商業經濟方面ノ學科ヲ修メントスル者頗ル多ク高等學校増設完成後ニ於ケル卒業生ニシテ此等學科ヲ希望スル者ノ數ハ遙ニ帝國大學工學部及經濟學部ノ收容力ニ超過スベキ狀態ニ在リ且ツ實業專門學校卒業生ニシテ尙ホ進ンデ大學教育ヲ受ケントスル者ニ入學ノ便宜ヲ與フルコトノ如キハ工學部經濟學部ニ於テハ今後之ヲ爲スノ餘裕無キニ至ルベシ故ニ何レカノ方法ニ依リテ大學ノ收容力ヲ増加シ可成入學希望者ニ満足ヲ與フルハ必要ノコトナリト言ハザルベカラズ而シテ大學收容力増加ノ必要アル以上ハ既設大學ノ擴張ヲ爲スヨリモ此ノ際應用ニ重キヲ置ク所ノ特色アル新大學ヲ設置スルコトノ最モ時勢ノ進進ニ應ズル所以ナルヲ認メ茲ニ東京高等工業學校及大阪高等工業學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用シテ工業大學ヲ又神戸高等商業學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用シテ商業大學ヲ設置シ高等學校卒業生ト共ニ實業專門學校卒業生ヲモ入學セシメ帝國大學ノ學部ト異ナル組織及研究方法等ニ依リ職業上最適切ナル教育ヲ施サントス

問、工業大學ニ關シテハ元來工學ナルモノハ理學ノ應用ニ外ナラザルガ故ニ既ニ帝國大學工學部ニ在リテモ根本ノ學理ヲ授クルモノニハアラズシテ應用學ヲ授クルモノタルニ過ギズ然ルニ之ヨリモ一層應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ナルモノガ如何ニシテ造ラレ得ベキヤ若シ強テ應用ノミヲ授ケントスレバ此レ大學ニアラズシテ一箇ノ專門學校タルニ過ギザルニアラズヤ

答、此レ必ズシモ當ラズ固ヨリ工學ハ純正理化學ノ應用ニ外ナラズト雖然モ現今帝國大學工學部ニ於テ行ハルルガ如キ學科ノ組織教授及研究方法等ガ必ズシモ工學最高教育機關トシテノ唯一ノ方式ニハアラズシテ此ノ範疇ノ外ニ於テモ工業の大學教育ノ存立ヲ認ムベキモノナルコトヲ知ラザルベカラズ試ニ一例ヲ舉ゲテ言ハンカ帝國大學工學部ノ應用化學科ニ於テハ染色・陶磁器・醸造等種々ノモノヲ包含セル應用化學ノ全範圍ニ互リテ一般ノ學理ヲ授ケツツアルモノ新設工業大學ニ於テ應用化學ヲ授クル場合ニハ學生ヲシテ染色・醸造ト言フガ如キ特種ノモノニ就テ深ク學修研究ヲ爲スヲ得シムルノ組織ト爲サントスルナリ如此帝國大學工學部ニ於テ行ハル、ガ如キ普通的ノ教授ト異ナリテ寧ロ專門ニ深キ素養ヲ有スル專門家ヲ作ラントスルコトガ新設大學ノ特色ニシテ應用ニ重キヲ置クト言フハ即チ此ノ意味ニ外ナラズ應用ニ重キヲ置クト言フコトヲ學理ノ考究ニアラザル單純ノ實

地練習ヲ爲サシムルガ如キ義ニ解シテ如此ハ専門學校ノコトニシテ大學ノコトニアラズト言フガ如キハ未ダ新設大學ノ本旨ヲ解セザルモノナリ

問、若シ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ヲ造ルノ必要アリトセバ全然別箇ニ之ヲ設置スレバ可ナリ、既設専門學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用シテ新大學ヲ設置セントスル結果從來最モ其ノ効果ヲ擧ゲツツアリシ實業専門學校殊ニ東京大阪ノ兩高等工業學校ノ如キ犠牲トシテ之ヲ廢滅セシムルハ不可ナラズヤ

答、前述ブルガ如キ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ノ如キハ其ノ設備ニ於テハ帝國大學ノ工學部ヨリハ寧ロ多クヲ要シ全然新ニ之ヲ設置セントセバ巨額ノ費用ヲ要スルガ故ニ既設學校ノ設備ヲ利用スルノ方法ヲ取ルヲ得策トス而シテ今回ノ計畫ニ依リ東京・大阪兩高等工業學校及神戸高等商業學校ノ組織變更ニ件ヒ減少スベキ各學科ノ收容力ハ之ヲ他ノ工商ノ實業専門學校ニ分配シ實業専門學校各學科ノ總體ノ收容力ハ毫末モ減少セザルコトト爲セルガ故ニ大學ヲ設クルガ爲ニ決シテ實業専門教育ヲ侵害スルノ事實ナシ單ニ實業専門學校ノ先進タル三學校ニ就テ見レバ其ノ廢止ハ惜ムベキニ似タレドモ之ニ代ルベキ他ノ實業専門學校モ漸次發達シテ三學校ニ劣ラザル成績ヲ擧ゲ得ベキハ明カナルガ故ニ別ニ此等ノ點ニ付テ顧念スル必要ナキナリ

問、高等學校卒業者ニシテ帝國大學ノ工學部經濟學部ニ入學ヲ希望スル者ノ數ガ此等學部ノ收容力ニ超過スル狀況ト中學校卒業者ニシテ工商ノ實業専門學校ニ入學ヲ希望スル者ノ數ガ此等ノ學部ノ收容力ニ超過スル狀況トヲ比較シテ後者が遙カニ前者ニ過グルノ事實ヲ指摘シ學生ノ希望ニ應ズルノ必要ヨリ言ヘバ寧ロ實業専門學校ヲ擴張シテ其ノ收容力ヲ増加スルヲ急務トスベキニ拘ハラズ之ヲ爲サズシテ却テ比較的不急ナル工商單科大學ノ新設ヲ圖ルガ如キハ緩急ノ順序ヲ誤ルモノニアラズヤ

答、如此キハ抑モ比較ノ標準ヲ誤マルモノナリ高等學校ハ大學教育ヲ受ケントスル者ノ通過スベキ中間ノ路ニ過ギズ故ニ眞ニ某學科ニ關シテ大學教育ヲ受ケントスルモノガ其ノ志望ヲ達シ得ザル程度ト該學科ニ關シテ實業専門教育ヲ受ケントスル者ガ其ノ志望ヲ達シ得ザル程度トヲ比較セントセバ高等學校ノ收容力ニ對スル入學志願者超過ノ割合ト實業専門學校ノ收容力ニ對スル入學志願者超過ノ割合トヲ比較セザルベカラズ然モ高等學校ニ於ケル超過ノ割合ハ實業専門學校ニ於ケル超過ノ割合ニ比シテ寧ロ勝ルトモ劣ルコトナシ而シテ既ニ高等學校ニ入り其ノ業ヲ卒ヘタル者ニ對シテハ可成其ノ希望ヲ達セシムル便宜ヲ與フハ當然ノコトナリ勿論實業専門學校ノ收容力ヲ増加スルノ必要アルハ言フ俟タル所ナルモ曩ノ擴張計畫ニ於テハ多數ノ學校ヲ新設スルコトト爲セルガ故ニ其ノ完成ノ曉ニ於テハ今日ノ入學難ヲ緩和スルニ至ルベキヲ疑ハズ兎モ角現在實業専門學校ノ收容力ニ

不足アルノ事實ハ毫モ單科大学新設ノ必要ヲ否定スル理由トハナラザルナリ
問、實業専門學校中二三ノモノノ組織ヲ變更シテ大學トナスノ結果他ノ同程度ノ學
校ニ於テモ競フテ大學タラントスル運動ヲ惹起シテ教育界ニ大ナル紛擾ヲ來スノ
虞ナキヤ

答、國家ガ大學ヲ設立スルハ一定ノ必要ニ基キテ之ヲ爲スモノニシテ漫ニ専門學校
ノ昇格ヲ行フモノニアラズ専門學校ハ専門學校トシテ存立セシメ出來得ル限り其
ノ發達ヲ爲サシムル必要アリ今回實業専門學校ヲ設ケントスル專攻科ノ如キ亦此
ノ趣旨ニ出テタルモノニ外ナラズ從テ學校ガ競ウテ大學タラントスル運動ヲ惹起
スルガ如キコトナカルベシト信ズ若シ其レ學校關係者等ニシテ強ヒテ此等ノ運動
ヲ起シ其ノ本分ヲ紛リ紀律上差措キ難キ行動ニ出ゾル場合ニ於テハ之ニ對シ相當
ノ處置ヲ採ルノ外ナシ専門學校ノ職員ニ對シテハ相當優遇ヲ行ヒ現ニ大學トノ間
ニ存スル懸隔ヲ少カラシムルコトニ就キ種々考慮ヲ費シツツアリ

問、國家社會ノ必要上特ニ帝國大學ノ外ニ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學商業大學
ヲ新設シ其他文理科大學ヲモ新設スルナラバ我國主要産業ノ一タル農業・蠶絲業
等ニ就キテ研究ヲ行ヒ又之ニ關シテ造詣深キ人材ノ供給ヲ爲ス所ノ農業大學・蠶
絲大學等ヲ新設スルコトモ又國家社會ノ上ヨリ極メテ必要ノコトト思ハル政府ハ
此等ノ大學ノ新設ニ關シテ如何ナル意志ヲ有スルヤ

答、將來如此キ特別ノ大學ヲ設クルノ必要ヲ見ルニ至ルヤモ圖ラレズト雖各大學ノ
農學部ニ對スル入學希望者ノ狀況等ニ徴スルモ今日其ノ必要ニ迫レルモノトハ認
メズ

こうした文部省の想定問答集に政府当局の専門学校の昇格に関する本音
を見ることができる。つまり、政府としてはあくまでも5校昇格問題は、
専門学校の昇格というよりは、旧専門学校を廃止して、別に大学令に基づ
く単科大学を新設するというものであった。

この点に関しては、当時文部省にあって専門学校の大学昇格問題に直接
実務者として携わっていた松浦鎮次郎氏（『六十年史』に文部省某高官と
して登場する人である）は次のように述べている。

東京高工を昇格させるといふことになると他の専門学校の昇格運動を刺激すること
になるので、本省の方針としては教授や学生に「大学に昇格するといふことは母校
の廃止を意味する」ことを示し、従って、予科専門部等は残さない方針で、教授達
には「大学に昇格すると退職せねばならぬ」ようにして、新しく大学を創設すると
いふ意味で案を練った。

ここに明らかなように、専門学校の大学化は専門学校の廃止を意味することであった。

こうした事情は、議会と政府側とのやりとりにおいて、より一層明白にされた。

衆議院予算委員会は3月14、15の両日昇格予算案を審議し、15日、予算委員会委員長田辺熊一氏は「本院ニ於テ可決スヘキモノト議決」した旨を本会議に報告した。その際、専門学校の昇格に関して、何人かの議員が次のように発言している（昇格予算案の衆議院提出は3月6日であった。後に触れるように、6日から審議までの10日間、工業会と本校関係者はさまざまな陳情を繰り返した）。

(田邊熊一君) 只今日程ニ上リマシタ本案ノ豫算委員會ニ於ケル審査ノ大要及其決定ヲ極テ簡單ニ申スコトニ致シタイト存ジマス……今回昇格スベキ大學ハ實用ヲ主トスルモノナリト言フケレドモ、帝大ト其間幾許ノ差ガアルカ、斯ウ云フ質問デアリマス、之ニ對シテ政府ノ答辯ハ帝大ハ一般的ニ必要ナルモノナルモ、今回ノ工業大學ハ特殊ノ部門ニ付テ深キ知識ヲ授クルコトヲ目的トスルモノナルガ故、其成績ハ必ず見ルベキモノアルヲ信ズルト云フコトヲ明言シテ居リマス

(下岡忠治君) 本員ハ本追加豫算ニ對シテ反對ノ意見ヲ有スル……工業大學ニ付テモ亦然リ、藏前ノ高等工業學校ト云ヒ、大阪ノ高等工業學校ト云ヒ、中々設備モ立派デゴザイマス、教員モ立派ナ人ガ澤山出テ居リ、多年工業界ニ貢獻シテ居ルコトノ多キコトハ、吾々之ヲ認メテ居ルノデアリマス、若シ出來得ベクンバ之ヲ昇格シテ、眞ニ昇格シテ、此學校ノ程度ヲ高メルト云フコトニ付テハ敢テ吾々異存ハナイノdeal、所ガ本案ハ如何デアリマスカ、昇格デアリマセヌ、工業學校ハ廢止ニスル、而シテ別ニ大學ヲ建テル、高等學校ヲ卒業シタ者ヲ收容シテ3年間ヤル所ノ學校、丁度本郷ノ工科大学ト少シモ違ハヌト云ウテ宜イ譯deal、當局者ニ聞キマスト多少應用ヲ主トスル、本郷ノ學校トハ特別ノ特色ヲ持ツタ所ノ學校ヲ造ルノdeal、斯ウ云フ説明デゴザイマスルケレドモ、僅ニ3年間ノ教育ニ於テ、學科ヲ配置スル上カラ考ヘマシテ、僅カ3年間ニ於ケル總テノ専門教育ニ付テ、本郷ノ學校ハ藏前ノ學校トハ大ナル徑庭・差別・即チ特色ヲ有スルモノヲ造ルト云フコトハ、是ハ到底不可能ノ事deal。委員會ニ於テ國民黨ノ大口君ガ此點ヲ政府委員ニ段々色々尋ネラレマシタケレド殆ド政府委員ハ言葉窮シテ答フルコトガ出來ナイ、……中學校ヲ卒業シタ者ニ對シテ一定ノ豫備教育、化學ナリ、理學ナリ、數學ナリ、所謂應用——ニ必要ナル豫備教育ヲ行ウテ、而シテ此者ニ對シテ3年間、眞ニ應用的

ノ専門教育ヲ施スト云フノナラバ、眞ニ本當ノ特色アル所ノ應用大學ガ出來ル譯デア
アル

(小田切磐太郎君) 本案ニ……賛成……工業大學ヲ設ケル理由ハ、政府ノ説明ニ依
ルトニツノ理由ガアルノデアリマス、即チ一ニハ大學ノ收容力ヲ増加スルト云フコ
ト、一ニハ應用ニ重キヲ置ク所ノ特色アル所ノ大學ヲ設置スルト云フコトニ相成ッ
テ居ルノデアリマス」

(砂田重政君) 委員ハ……政府ニ之ヲ返附シテ編成替ヲ要求スルト云フ意味ニ於テ
反對ヲ致シタイ……東京ノ各専門學校ガ昇格ノ運動ヲ爲シ、昇格ヲ希望シタル所以
ノモノハ何レノ點ニアルカト云ヘバ、彼等ハ眞ニ應用ヲ目的トシタル大學ヲ設立シ、
而シテ現在ノ専門學校ヲ大學組織ニ昇格ヲシテ賞ヒタイト云フコトヲ希望シタノデ
アリマス、

然ルニ此案ニ依リマスト、東京大阪ノ高等工業學校ハ、其教育ヲスル内容ニ於テ
ハ、東京ノ帝國大學及京都ニ於テ教ヘテ居リマスル科目ト、何等其間ニ差異ハ無イ
ノデアリマス、……其一例ヲ申上ゲマスレバ、東京ノ高等工業學校ニ於テ、今回新
ニ出來ル此高等工業ヲ大學ニシタ分科ハ、機械・應用化學・建築及電氣、此外ニ大
阪ハ造船ノーツガ含マルダケデアリマス。ソレガ爲ニ從來東京ノ高等工業ニ於テ
教育ヲ附シテ居リマシタ窯業部デアルトカ、或ハ紡織デアルトカ、染織等ニ屬スル
科目ト云フモノハ、全部東京ノ工業學校中ヨリ無クナツテシマツテ、是等ノモノハ
何處ニ之ヲ持ツテ行クカト云フコトヲ質問致シマス、窯業ハ京都ニ持ツテ行ク、
紡織ハ米澤カ何處カニ持ツテ行ク、斯様ナル風ニ全く東京ニハ斯様ナルモノヲナク
シテシマツテ、サウシテ機械デアルトカ應用化學デアルトカ建築デアルトカ電氣デ
アルトカ云フモノハ、總テ東京ノ帝國大學ニ於テ、特ニ分科ヲ設ケテ教育ヲシツ
アルモノト同一ノモノヲ造ラウト云フノガ本件ノ案ノ内容デアリマス……斯様ニシ
テ東京ノ帝國大學ト何等差異ノ無イ教育ノ仕方デスルナラバ、何ヲ苦ンデー市町村
内ノ中ノ一ノ市ノ中ニニツノ大學ヲ別々ニ造ルト云フ必要ハ全然認メラレナイノデ
アリマス、……

東京ノ高等工業ノ如キハ、最モ古イ歴史ヲ持チ日本ニ於ケル専門學校中ニ於ケル
最モ古イ歴史ヲ持チ而モ此學校ニハ各々獨立シタル淳良ナル校風ヲ持ツテキル學校
デアリマス……而モ……非常ナ古イ歴史ヲ持ツテ居ル、此學校ヲ卒業シタト云フコ
トハ、他ノ田舎ノ高等工業學校ヲ卒業シタル者トハ、全く其權威ヲ異ニシテ居ルガ
故ニ、多數ノ希望者ガ之ニ集マルノデアリマス、斯様ナ淳良ナル校風ヲ持チ、而モ
多數ノ卒業生ヲ出シテ、今日ハ社會ニ出テテ一ノ大權威ヲ成シテ居ル、此専門學校ヲ
根抵ヨリ覆シテ了ッテ、茲ニ單純ナル單科大學ヲ造リ上ゲテ、新シキモノヲ造ルト
云フコトハ、餘程ノ考慮ヲ拂ハナケレバナラスノデアリマス

(東武君) 私ハ……賛成スル意見ヲ述ベル者デアリマス……校風ヲ維持スル上ニ於テ惡イト言フガ、校風ヲ維持スルニハ之ヲ大學ニスルナラバ、尙ホ一層校風ヲ維持スルコトガ出來ルノdeal

(議長) 討論ハ終結サレマシタ……記名投票ヲ以テ採決致シマス

投票總數 304

可トスル者 216

否トスル者 88

(議長) 委員長報告通り可決確定致シマシタ

議會の大勢は、政府案に賛成を投じたが、単科大学の新設に伴い、明治以来、営々として築き上げた本校の「建学精神」が損われるのを危惧する意見も強かったことがわかる。

昇格予算を含む追加予算案が衆議院に提出されるや、本校関係者、工業会関係者は各方面に本校の昇格実現の陳情と協力を仰いだ。

東京高等工業学校昇格ニ関スル陳情書

本會ガ母校タル東京高等工業学校組織改善ノ爲メ大正5年以來政府當局ニ向テ銳意實現ニ努メ來リシ願末書並ニ其昇格條件トシテ母校現在ノ特色ヲ保有シ應用ヲ主トスル工業大學タルベキコトヲ主張セル宣明書ハ昨年1月下旬ソレゾレ座右ニ奉呈シテ清鑒ヲ仰ギ候。從テ本會ノ母校昇格ニ關スル行動ト主張トハ既ニ十分御諒承ノ事ト奉存候。然ルニ本會ノ多年希望シ主張シ來レル工業應用ノ大學ハ幸ニシテ政府當局ノ立案ト合致シ其ノ結果教育評議員會ノ決議ヲ經今ヤ追加豫算トシテ議會ニ提出セラルルニ至リ候ハ本會ノ衷心ヨリ深く欣幸トスル所ニ有之候。就テハ華府會議軍縮解決ニ伴フ國家産業ノ革新ヲ急務トスル今日我邦工業教育發展ノ上ヨリ大觀セラレ何卒右昇格案ノ首尾ヨク可決通過スル様此際特ニ御賢慮ヲ奉仰候。幸ニ御高配ニ依テ多年ノ宿志ヲ達スルヲ得バ獨リ本會ノミナラス實ニ我が工業及工業教育界ノ大慶事ニ有之候。

以上本會ノ所懷ヲ陳シ重ネテ及悃願候也。

大正11年3月9日

社團法人 藏前工業會

追テ別紙ハ本會ノ主張スル應用ヲ主トスル工業單科大學ニ就キ其特色ヲ略記セルモノニ候御參考迄瀏覽ニ供シ候。

應用ヲ主トスル工業大學ノ特徴

工業上ニ於ケル高級技術家ノ養成機關ニ二種アリ。一ハ綜合大學ニ包含セラルル

工科大学即チ現在ノ工學部ニシテ他ハ單科大学トシテ認メラレントスル工業大學ナリ。此兩者ハ共ニ大學ノ名ヲ冠スルヲ以テ世人之ヲ混同シテ往々誤解ヲ生ズルコトアリ。然レドモ兩種大學ハ各特色ヲ有シ其間割然タル區別ヲ有ス。左ニ之ヲ明ニセントス。

第1 綜合大學ニ於ケル工學部

1. 教育方針 工學ノ基本原理ノ研究ヲ主トシ成ルベク汎用シ得ル學理ヲ授ケ之ガ應用從トス。
2. 分科例示 應用化學科, 機械工學科, 電氣工學科等。
3. 工業界ニ於ケル卒業生ノ配置 前記工學ノ應用シ得ル範圍内ニ於テハ何レノ工業ニモ配置シ得ベク從テ特ニ如何ナル専門ノ工業ニ適當セルヤニ關シテハ確言シ難シ。

第2 應用ヲ主トスル工業單科大学

1. 教育方針 工業上ニ於ケル應用ヲ主トシ之ニ必要ナル學理並ニ技術ヲ授ク。
2. 分科例示 染色科, 窯業科, 醸造科(應用化學), 紡織科, 機械製作科, 製造機械科(機械工學), 電氣機械科, 電力工學科(電氣工學), 其他。
3. 工業界ニ於ケル卒業生ノ配置 前記各種工業ニ於ケル應用ヲ主トシテ教育セシヲ以テ當該専門ノ工業ニ配置スルヲ最モ適當トナス。

上記工業單科大学ノ分科名ハ單ニ趣意ヲ明カニスル爲メ例示セシモノニ之ガ實施ニ際シテハ當該大學ニ於テ其最モ特長トスル分科ヲ設置スルコト勿論ナリ。前述ノ如ク兩大學ハ明カニ各特色ヲ有ス。例ヘバ教育方針ノ如キモ前者ノ綜合大學ニ於ケル工學部ニアリテハ基本學理ヲ主トスルヲ以テ極メテ一般ノニ活用シ得ル様ニ教育シ後者ノ應用ヲ主トスル工業單科大学ニアリテハ専門ノ工業ニ最モ適當ナル様教育ス。之ヲ要スルニ兩種大學ハ恰モ等シキ坪數ヲ有スル土地ノ如キモノニシテ前者ハ間口廣ク奥行狹ク後者ハ間口狹ク奥行深キモノニ當該スト謂フヲ得ベシ。

サレバ我邦工業ノ發展ニ關シ兩大學ハ共ニ必要ニシテ二者其ノ一ヲ缺ク時ハ健全ナル進歩ヲ期スルヲ得ズ。然モ第一種ノモノハ既ニ4個ノ官立大學ヲ有シテ工業界ノ需要ヲ滿タセシガ第二種ノ應用ヲ主トスル工業單科大学ハ皆無ニシテ僅ニ高等工業出身者中優良者ヲ以テ辛フジテ其缺ヲ補ヒツツアルノ状態ニアリ。然レドモ我工業ノ進歩ハ此ノ如キ姑息ヲ許サズ現時ニ於テハ第二種大學程度ノ高級技術家ヲ要スル極メテ切ナルモノアリ。是レ今回政府ニ於テ工業大學設立ヲ提案セル理由ナリト信ズ。而シテ該大學ハ専門ノ工業ノ高級技術家ノ養成ニアルヲ以テ新タニ之ヲ設立スルハ極メテ困難ニシテ寧ロ其設備土地ノ狀況過去ノ歴史等ニ鑑ミ最モ適當ナル高等工業學校ヲ昇格セシムルヲ便トス。政府ガ東

京大阪兩高等工業學校ヲ改メテ各自從來ノ特色ヲ保有セシメツツ大學程度ノ教育ヲ施サントスルハ蓋シ時世ニ最モ適應セル計畫ト謂フ可シ。吾人ハ此第二種大學ノ實現ガ第一種ノモノト兩々相俟ツテ我邦工業界ノ發展ニ資センコトヲ切望シテ已マザルナリ。

この陳情書に付せられた「應用ヲ主トスル工業大學ノ特徴」は、高等工業の理念を継承しつつ、既成の総合大学工学部とは違った大学を構想していた本校の昇格調査委員会の結論でもあった。先に総合大学の工学部拡張計画が推進されるなかで、専門学校の昇格は不必要という文部当局の考えを見たが、今回は総合大学工学部とは性格を異にする大学の必要性を強く前面に出して、各方面に陳情したのである。

さて、追加予算案は衆議院において多数をもって可決されたが、貴族院に回付された時は、すでに議会の会期は切迫し、ついに3月26日の閉会となり、「5校昇格案」はついに審議未了ということになった。またしても本校の昇格は肩透かしをくうはめになった。

しかしながら、今回の見送りはあくまでも手続き上の問題にすぎず、本校の大学化は日程にのぼったも同然であった。

翌大正12年、加藤友三郎内閣は第46帝国議会上に昇格予算を初めから総予算の中に組み、1月24日の衆議院予算委員会に提出した。予算案は2月13日に本会議に上提され、大学昇格に関しては何らの議論なく即日通過して貴族院に回付された。

貴族院では、予算委員会の討議を経て、3月23日本会議に上提された。本会議では岡田良平氏の修正意見、野村益三氏の原案支持意見の演説の後、146名対46名の大差をもって修正案は否決され、大正12年度の総予算案が通過し、ここに本校多年の宿望は達成されることになったのである。

大学準備委員会の設置

昇格決定の報は工業会を通して内外の支部に早速報告された。3月25日、工業会幹部は手島、阪田両元校長、および荘田、寺野両商議委員の墓前へ昇格案通過の報告を行った。

4月に入り、昇格問題が起こって以来、長きにわたって本校のために尽力された商議委員、帝大関係者、日本工業倶楽部の幹部を帝国ホテルに招き、本校関係者、工業会関係者主催の祝賀会が開催された。

5月18日には学友会主催の昇格祝賀会が校内で開かれ、あとは昇格実現の日を待つばかりであった。

この間、学校関係者、工業会関係者は、昇格準備および昇格後の施設その他について研究調査に着手し、そのための委員会が5月5日発足していた。

この委員会は6月6日の総会で、「(1)現在の学校敷地は甚だ狭く、かつ其の位置及び環境よりみるも、将来東京工業大学を設置するのに不相当と認め、委員中より校舎移転調査委員を選出、さらに、(2)本校昇格後に於ける分科種目の如何は、将来東京工業大学としての特色を発揮する上に於て、最も重要なを認め、委員中より分科制度調査委員を選出、(3)以上の2件の外に昇格後にそなえ、教授養成の必要を認め適當の処置を講ずる」ことを決定した。

(1)の校舎移転調査委員は、工業会幹事の山口武彦氏を委員長に、(2)の分科制度調査委員は関口八重吉教授が委員長として、それぞれ慎重に調査研究を行った。

7月31日の第3回委員総会に、分科制度調査委員会よりの報告に基づき、昇格後の東京工業大学における設置学科の件を付議し、その結果、次の2項を決議した。

1. 東京工業大学に於ける分科は左の8科を設置するを至当と認む。
(1)機械工学科 (2)電気工学科 (3)紡織工学科 (4)応用化学科 (5)電気化学科
(6)色染化学科 (7)窯業化学科 (8)建築工学科
2. 尚右の外将来に於て土木工学科及経営工学科を設置するの必要あるものと認む。

次いで、校舎移転に関しては同調査委員長の報告に基づき、協議したが、この時点で決定を下すことは不可能とされた。

その理由は、移転候補地として物色の結果、陸軍糧秣廠跡(3万坪)、越中島水産講習所前(8万坪)、駒場帝大農学部(18万坪)の3カ所が挙がっ

たが（なかでも、農学部敷地の最も有望とされた）、以上の敷地につき最小限度の地積を取って本校所要の敷地とし、その敷地代に移転費をプラスした価格は本校現在建物および敷地の評価価格と昇格年度割交付金とを合算したものに比較して、その差額がすこぶる大きかったこと、さらに文部当局の考えでは最初より移転の計画はなかったこと、それに加えて、官有財産の交換には会計法規上、両者の差額に一定の制限ある等々、移転実現に幾多の支障があったからである。

なお、先の委員総会で決議された③教授養成の件に関しては、文部当局と数次の交渉を重ねたが、所期の目的を貫徹し得なかった。そこで学校側と工業会側とが協議し、本校出身者中の優秀な人材を抜擢して外国に留学せしめ、将来、東京工業大学に教鞭を執らしむるべき予定をもって、出来得る限りの方策を講じた。

以上見たように、昇格決定以降、本校関係者および工業会関係者は祝賀気分にはたまる暇もなく、昇格に伴う当面の二重要問題について、その大綱を決定し、今後はやがて設置されるべき文部省側の工業大学創立委員会に対し、適切な交渉をなさんものと、ひたすらその設置の日を待つことになった。

こうした学内外における昇格準備が着々と進行し、昇格実現がタイム・スケジュールにのぼりつつあった時、突発したのが、9月1日の関東大震災であった。

関東大震災による本校の罹災

関東大震災で、本校は明治14年以来のすべての建築物を灰燼に帰した。本校長は文部省へ、以下のように報告している。

大正12年9月1日稀有ノ大震災ノ爲應用化學科化學實驗室棚上ニ存在シタル化學用諸藥品類落チ破壊シタルヲ以テ藥液相化合シテ發火シタルニ至ル職員生徒極力鎮火ニ努メシモ奏功セス何等施スヘキ策ナキ折柄消防隊ノ出動ヲ見ルニ至リ火勢稍々衰ヘタル模様ナリシモ猛火ハ本館屋上ニ延焼シテ最早消防隊モ鎮火セシムル見込ナキニ斷念シ引上ヲ決行シタルヲ以テ狂火ハ縦横ニ勢力ヲ逞ウシ遂ニ校舎全部ヲ始メ機

械機具及圖書悉皆烏有ニ歸シ午後7時30分頃鎮火セリ
 發火ト同時ニ重要書類ハ悉ク校庭ニ搬出セルモ火勢猛烈ナリシ爲多少ノ焼失ハ免レ
 サリキ
 御眞影並ニ勅語ハ校長並ニ職員數名ニテ警護シ千葉縣國府臺野戰銃砲兵第一聯隊
 内ニ奉遷セリ

震災時の校内の状況を、何人かの学校関係者の証言で記録しておきたい。
 当時、色染科の教授であった植村琢氏は次のように回顧しておられる。

大正12年9月1日は今でもはっきり記憶に残っているが、朝から雲足のはやい、むしろ荒れ模様の不安定の空であったが、午前11時58分という地震突発の時には蔵前の旧校舎の煉瓦造りの本館の裏にあった木造3階建の色染科教室内の1室に助手1人と共に読書して、まさに食堂に行こうとしていたときであった。おどろくべき最初の大ゆれで外にしようとしたが歩行は困難を極め梯子段につかまり、あちらこちらにふりとばされそうになりながら、漸くのことに屋外にとびでて辺りを見渡したら、もうすでに応用化学科の1室から黒煙がもうもうと上っていた。吉武校長は食堂から出てこられるのを見たが、大地は間断なくゆれて、色染教室に移りかけた火事を消しとめるために半日、工場内の貯水を利用して消防に大活躍した。夕方になって火を全く消しとめた。今日から考えると、よくもあれだけの重労働を半日ぶっとおしてやったことと、20年昔の若い時代をなつかしくふりかえっている。現在大岡山で元気に働いている岩崎老人の呼子の音に注意されて、刻々増水した学校裏の隅田川につながれて高工職員の避難をまっていた1隻の大きなテナ船に全職員が収容されて両国橋まではこぼれた。正門前は大火事で出られなくなっていたので漸く川に沿って活路を求めたのであった。(中略) 4、5日たって徒歩で番町から蔵前にいったときには、完全に消火の目的を達成して帰ったつもりで我教室はおろか、全校校舎はあとかたなく消え失せて、いたずらに瓦礫の山を見る計りで涙なきを得なかった。しかし一度は消火したという理由で最高の賞金貳拾円をいただいたことは一生忘れられないエピソードである。

蔵前を失った我々は、一寸上野の美術学校に仮住いをしたが、そこから駒場の旧帝大農芸化学科の1室に流浪した。1室に校長以下全職員がおしこめられて、午前午後の二部教授をした。講義案を失った自分は、焼け残りの参考書を2、3冊かき集めて、代々木富ヶ谷に下宿して徹夜で講義案を作り上げたことも、当時は笑えない苦しみであった。ただ幸なことにはこの災厄が関東地方南部に限られていたために、国内の他の地方をはじめ、米国からも温い救いの手がのびて段々と秩序が恢復して

来た。我等の高工では、吉武校長は御真影を奉戴して河川を利用して千葉方面に逃れられ、高工校長行方不明の記事さえみられた位であった。御真影は事なきを得たが、煉瓦建の本館も、図書館も、数多い設備も全く烏有に帰して無一文となった。（「在職20有余年」）

また、機械科の竹内時男助教授は次のように述懐しておられる。

9月1日は余は當番にて7時頃より和服にて出勤、雇の村井哲五郎君も出勤せり。余は圖書室下の土蔵造りの室、村井君は2室離れたる準備室にみたり。大地震と共に室外に出るに、庶務の人達中庭に避難。正木洗氏もあり、語らふ。再び甚しき震動にて表玄関の硝子戸が今にも歪げ潰されるやうなり。その中、應化より出火の報あり。吉武校長に出會ふ。消火困難の由。余は先づ己の室を閉め、器械室に入り、村井君と共に極力硝子戸棚を破りて器械を取り出し、器械室の窓より外に運び出し、カード・書類、福田福井兩教授の机の中の物をも取り出し、建物の外に出で、村井君と共に校裏の河畔に運ぶ。福井教授の原稿紙は一陣の風に飛散し困却せり。已にして本校舎は火に包まれ、物理學教室も炎焼し、對向せる補習學校に延焼せんとす。小使2名しきりにこれに防戦すれど遂に及ばず。我等河畔に到り、器械類を番す。廳で避難すべき命あり、次々に大なる河船に乗ず。この際村井君も共に乗船せんとせしが、それ程急を感ぜざりしたため、村井君は一足遅れて行くといふ。よつて余は書類を包みて船に乗り、對岸に到着す。下船せんとするも、崖高し。同時に猛烈なる旋風來り、身を以て岸に飛び上り、うつぶせたり。風少しく靜まりたるを以て、兩國の方に向ひ歩む。市中方々に火の手上るを見る。三原肇君余を顧みて顔の黒きをいふ。夏帽子も傘も室に置き、草履履きて、袴を穿つ異形は定めし奇怪なりしならん。

余の家は大久保なり。兩國橋を渡る頃、齋藤澤治君と一所になり、山本勇教授と本郷まで同行す。後に齋藤君と共に春日町・飯田橋を通り、夕歸宅す。齋藤君と共に一夜を明かす。

翌日齋藤君と共に學校に到るに、全部烏有に歸し、河畔には器械類多く火を被り居れり。河中に溺死體多し。哨兵2、3立ち居れり。2、3日にして福井教授宅へ來訪、翌日より學校に到り、幾干か整理す。福田・福井教授に會す。高藝の竹尾教授慰問せらる。村井君遂に行衛不明、甚だ惜しむべし。村井君は性質溫和にして又毅然たる處ある好青年なりしに。

後日、物理教官追甲會に列す。余器械搬出の功を以て金一封を前校長より受く。

次に、当時窯業科の学生であった山内俊吉氏の回顧をみてみたい。

私はその頃機械の白倉教授に引きつけられ猪越、吉井の両君と共に対支文化事業の第1回の文部省交換学生として満州支那の視察旅行中であつた。丁度万里長城、八達嶺から帰舎したところ大地震のため東京、横浜全滅、津波は今品川を洗い流しつつあるとの号外を手にして啞然としその災害の少ないことを祈念した。地震の起つた午前11時58分といへば我々が八達嶺の城壁上に休息しその偉業に感嘆の目をみはっていた時刻であつた。楽しい旅が一瞬にして憂うつな旅に変わった。兎に角予定の道順を経て急いで帰国の途についた。

清水港から船で横浜についた。全くの焼野カ原に驚いた。更に母校の惨状も全く想像以上であつた。

丁度私は学友会の関係上当時の学校の進み方について色々の手伝いをさせられ又如何にして早く学生を集め授業をつづけるかに苦しんだ。当時の教授会もこの善後策に熱心な検討をされていた。学生を地方の高工に分散委託して学生の修学への支障を軽減しようという案が可なり優勢になりかけたとき、学校は建物ではない無形の有機的つながりをもつ団体である、建物はなくとも学校は厳然として存在している、学生の地方分散委託は廃校の前提となる危険性があるとの提唱に学友会も同調し、兎に角地方分散は問題外におかれ鋭意再建への努力につとめた。そして遂に東大農学部（駒場、一高のあつたところ）の教室を借り11月から気持だけは力強く授業への段階に入った。間借り生活の不便やつらさはあつたが、兎に角学園が一つにまゝまって授業が開始された時には涙ながらのえも云えぬ深い感激であつた。

それまでに下宿を焼かれた学生の住居に対して生徒監方をはじめ学校当局は勿論であるが学友会としても色々と画策した。渋谷の松濤、神山その他に新しい家が立つのを見ては学校の寄宿舎に或は又下宿にと交渉をして歩いた。しかし焼き出されの多い当時その成功する率は非常に少なくほとんど困つた。生徒監佐伯好郎先生の友人矢島哲二氏が佐伯先生と共に献身的な努力によって巢鴨の方に50人程度入れ得る家が借りられ修理の上寄宿舎になつた今日尚おその時の嬉しかったことを覚えている。

私は当時農学部正門横の八起館といふ下宿屋にいた。学友会本部をおく室がどうしても学内に見当らずいつの間にか私の部屋が「蔵前自治」の謄写刷場になつたり（印刷が出来ないので謄写刷にして数回発行した、現「工大新聞」の旧名）又学友会の会議の場所になつたりしていたことを思い出す。

学校は借家住いで教室を転々と移り歩いて講義をきくなど色々の不便はあつたが気持よく熱心に講義がつづけられた。しかし卒業研究だけは焼け残りの他の学校、試験所、会社等に分散する以外に良策がなかつた。（「蔵前から駒場へ」）

次は、当時庶務係として勤務され後に附属図書館課長となった大越謹吾氏の回顧である。

当時私は毎日手紙と書類を持って、各科に配達して歩くのが日課であった。(中略)私は当日例の如く手紙をくぱりながら建築の3階事務所に差しかけた瞬間一大やなりがすると、同時に3尺もゆれ初め直ぐ目の前にあった石膏の模型が柵の上から落ちあやうくつぶされる所であった。

その時少し先きの階段の所で植村先生が居られこれは大きな地震だと言われて下りて行った。私もその後につき下の通りに出た時、応用化学教室の2階からもくもくと黒いけむりが出て居ったので、これは火事だと思い直ぐに自分の室にもどり、それから校長室に行き書類を運んで居ったが、その内に本館の講堂に燃えうつったので、吉武校長がもう危ないからやめたまえと、言われたので止めて川岸の方に行き暫く眺めて居ったが、そこも危険に成って来たので、遂に専売局の伝馬船に乗せてもらい向岸にたどりついたが突風の為進めず、安田邸内に避難したがとたんに旋風が起り邸内は一面に暗黒になり、唯見えるものは安田邸の燃える火焰と火粉と聞えるのは親兄弟を呼ぶ声、泣叫ぶ声のみで、此時ばかりは此が本当の地獄の様相かと思ひ、自分もこれで終りかと心細くなったが、途端に一寸明るくなったので、大急ぎで一緒に居た職人風の人と飛び出し川端に出た時は空は青々として太陽は焦つく様に暑かった。

後で聞いたが僕等2人以外の人全部死んだとの事であった。

そこから両国橋を渡って学校の様子を見ようと思って、前まで来たが本館は焼け落ち最早見る蔭もなかった。(「蔵前時代の思出」)

次は、当時守衛として勤務された岩崎辰二郎氏の回顧である。

其の日は附属の徒弟学校の始業式の当日でありましたが、幸い、生徒の帰った後だったので、生徒には被害はなかったのです。然し応化実験室から出火したので、すぐに電話をかけようとしたのですが、電話が通じないので私が消防署にかけ込み、ポンプを引き連れて来ました。すぐに応化実験室を消し取めてポンプが帰ってしまったから再び燃え始め、私達があれよあれよと云っている間に、ものすごい勢で紡織工場、木造講堂、本館、学生控室、徒弟学校に順々に燃え移って行って全焼してしまいました。応化実験室にその時実験中であった真々田さんが責任を感じて、火の中に飛び込もうとしていたのを2、3人の学生が引き取っていました。その後彼の姿を見る事が出来なかったのです。やっぱり彼は飛び込んだらしかった。(「守衛としての思出」)

これらの回顧に明らかのように、本校はこの震災で、本館をはじめとする建物、研究・実験用の施設、設備、実験工業あるいは図書や標本の類のすべてを失ったのである。場所から、官立学校中、本校の被害が甚大であったが、先の回顧にみられるように、9月1日は徒弟学校のみが始業式で土曜日でもあり、学生は早々に帰った後であったこと、さらには、本科と工業教員養成所の始業式は9月10日で、学生の大半は夏期休暇中であったために、人身の被害を最小限に食い止めることができたのである。

9月8日、上野公園内の東京美術学校の教室の一部を借り受けて仮事務所とし、学校事務を再開したが、震災直後のことゆえ市内の交通機関が途絶して不便極まりなく、11日に小石川区大塚の東京高等師範学校附属小学校第三部の校舎内に事務所を移転した。

10月に入り、目黒区駒場の東京帝国大学農学部敷地の建物の一部を借り受けることが決定し、10月15日、本校ならびに附設工業教員養成所は同地に移転し、大正13年4月大岡山の仮校舎に移るまで、駒場の地で授業が行われた（授業再開は11月1日からであった）。

徒弟学校は東京高等工芸学校へ移転した。

震災の被害を最も深く負い、一時は廃校のうわさまでとび出た本校であったが、先にみた山内教授の回顧にあるように、校内をあげての復興への意欲のなか、11月1日からは東京帝大農学部教室で授業は再開された。

授業はこうしてなんとか再開の運びに至ったが、困ったのは実験実修であった。設備、器具をすべて失い、その補充もままならぬ状態にあり、特に卒業を控えた3年生にとっては深刻な問題であった。

学校当局は市内の研究機関、工場等に依頼してなんとか実修課程を終えようとした。

大岡山キャンパスへの移転

この間、学校用地の獲得も進められ、大正13年1月に入り、東京高等工業学校用地として田園都市株式会社の所有になる市外碑倉町平南大岡山に決まった。土地委員長であった中村幸之助教授は、大正13年（1924）4月

21日、土地取得のいきさつを以下のように報告している。

東京高等工業學校敷地報告

振古未曾有ノ大震ニ遭遇シ猛烈ナル火烟ノ裏ヨリ萬難ヲ排シ御眞影ヲ奉戴シ數名ノ教官ト共ニ危難ヲ市川ノ兵營ニ避ケラレタル吉武校長ノ歸京ニ因リ9月5日午前11時校長自宅ニ於テ震災後第1回ノ協議會ヲ開キ假事務所ノ設置、職員並ニ生徒罹災者ノ調査及ビ救護、燒跡整理ニ關シ決定スルトコロアリ更ニ進ンデ學校ノ將來ニ關シテ討議スルトコロアリタリ。偶々9月12日大詔喚發セラルルニ及ビ御仁慈ノ優渥ナルニ感激シ恐懼措ク所ヲ知ラズ。後更ニ内閣總理大臣並ニ文部大臣ノ告諭ニ接シ敢テ自揣ラズ校長以下職員全カヲ擧ゲテ學校復興ヲ實現スルコトヲ以テ目的トシ生徒授業ノ方法及ビ震災後ノ東京ニ於ケル生徒收容ノ方法ニ關シテ大方針ヲ決定スルコトヲ得タリ。而シテ學校復興ノ方針ノ決定スルト同時ニ發生シタルハ學校敷地ノ問題ナリキ。蓋シ藏前舊校舍ハ多ク3階建ニシテ1萬2千餘坪ノ地域ニ約7千5百坪ノ校舍ヲ建築シタルモノナリ。若シ7千5百坪平家建假校舍ヲ建築スルモノトスレバ建物間ニ必要ナル間隔ヲ取ル爲メ少クトモ約2萬坪ノ敷地ヲ要スト云フ専門家ノ意見アリ。

更ニ藏前ノ地ガ教育上竝衛生上ノ見地ヨリ學校ノ敷地トシテ適當ナルモノニアラズトノ意見モ亦有カトナリ遂ニ學校移轉ヲ以テ學校復興第一義トスルニ至レリ。

是ヲ以テ校長ハ大正12年10月1日中村・加藤・關口・疋田・波多野ノ五氏ヲ擧ゲテ土地選定委員トナシ、之ニ委囑スルニ密ニ將來學校ノ敷地トスルニ足ルベキ候補地ヲ調査報告スベキコトヲ命ジタリ。因テ委員諸氏ハ日夜精勵、東奔西走、10月3日ニ至リ3個所ノ候補地ヲ校長ニ報告シ荏原郡碑倉村及馬込村ノ現在ノ土地ヲ以テ第一ノ候補地トシ掲ゲタリ。

此ノ委員諸氏ノ報告ニ基キ學校長ハ之ヲ各科長ニ諮リ10月17日學校長及土地選定委員並ニ各科長ハ實地ヲ踏査シ、更ニ進デ土地ノ所有者ニ田園都市株式會社ト正式ニ交渉ヲ開始スルコトトセリ。

其交渉委員トシテ中村・波多野・佐伯ノ三氏ヲ任命シ、之ニ條件ノ確定交換契約ノ原案作成等ヲ命ジタリ。

斯クテ11月15日學校長ヨリ文部省ニ申請シ12月19日附ヲ以テ文部大臣ヨリ土地交換ノ許可ヲ得タリ。

其結果トシテ藏前ノ舊敷地1萬2千2百35坪ニ對シテ9萬1千7百93坪ヲ得タリ。此ノ國有財産ノ交換ニ關シテ土地委員等ハ學校長ト共ニ文部省當局者並ニ大藏省當局者ニ謝意ヲ表スルト同時ニ其交換ノ條件ヲ確定スルニ當リ無償ヲ以テ土地ノ評價ニ關シテ多大ノ勞ヲ採ラレタル東京稅務監督局、神田橋稅務署當局者日本勸業銀行當局者並ニ荏原郡碑倉村長ノ好意ヲ深謝スルモノナリ。

又委員等ハ深く宮城在原郡長並ニ池上村長・碑倉村長・馬込村長・玉川村長ノ斡旋ヲ深謝スルモノナリ。

委員等ハ此ノ機會ニ於テ衷心ヨリ確立ヲ速成セシメ且ツ有利ニ土地交換條件ヲ解決スルコトヲ得ルニ與ツテカアリシ臺灣銀行總裁中川小十郎氏並ニ同銀行調査課長小笠原三九郎氏ノ援助ト澁澤子爵ノ盡力ヲ深謝スルモノナリ。

以上ノ外土地ニ關シテ直接間接ト盡力セラレタルモノ多シ、今一々之ヲ明示セズト雖モ其盡力ニ對シテ深謝スルコト同一ナリ。

右報告候也

大正13年4月21日

土地委員長 中 村 幸 之 助

土地取得に伴い、校舎の建築が急ピッチで行われた。むろん、バラック建ての仮校舎ではあったが、この年4月、仮校舎は竣工となり、駒場の仮住まいから移転して来た。この年の入学試験は駒場の農学部で行われたが、入学式はバラック建ての新校舎で挙行された。

新築の仮校舎として、以下の建物が建築された。

假校舎	94棟	7千5百41坪餘
1. 事務所		251.00
1. 宿直及小使室		20.00
1. 同渡り廊下		4.00
1. 物理實驗室		50.00
1. 共通學科教室		538.00
1. 同渡り廊下		3.00
1. 圖書館		205.00
1. 同渡り廊下		3.00
1. 事務所貯藏室		32.00
1. 電氣化學科教室		205.00
1. 同 實驗工場		175.00
1. 同 物置		20.00
1. 窯業科教室		205.00
1. 同 實驗工場		175.00
1. 應用化學科教室		205.00
1. 同 實驗工場		350.00

1. 紡織科教室	205.00
1. 同 實驗工場	350.00
1. 同 石炭置場	24.00
1. 色染科教室	205.00
1. 同 實驗工場	175.00
1. 電氣科教室	205.00
1. 同 實驗工場	350.00
1. 同 物 置	28.00
1. 機械科教室	205.00
1. 同 實驗工場	175.00
1. 同 實驗工場	205.00
1. 同 石炭置場	24.00
1. 門 衛 所	36.00
1. 便 所	30.00
1. 窯業科實驗室	28.00
1. 應用化學科同	40.00
1. 紡織科貯藏室	40.00
1. 機械科製圖室	104.00
1. 電氣科 同	112.00
1. 建築科製圖室	140.00
1. 生徒集會所	68.00
1. 色染科貯藏室	20.00
1. 道 場	68.00
1. 便 所	8.00
1. 建築科教室	205.00
1. 同 實驗工場	80.00
1. 生徒控所	205.00
1. 物 置	10.00
1. 機械科工場	301.20
1. 電氣科變電所	50.20
1. 電氣科工場	73.10
1. 機械科動力室	53.80
1. 講 堂	150.70
1. 官 舍	66.00

1. 寄 宿 舎	258.75
1. 便 所	10.50
1. 浴 室	9.00
1. 渡り廊下	8.33
1. 物 置	6.00
1. 色染科乾燥室	8.00
1. 紡織科動力室	48.00
1. 應用化學科工場	80.00
1. 窯業科窯場	80.00
1. 應用化學科危険物倉庫	16.00
1. 事務室倉庫	40.20
1. 書 庫	30.10
1. 自動車々庫	6.70
1. 體 育 場	32.00
1. 第二寄宿舎	233.50
1. 附屬便所并物置	6.50
1. 傭人假官舎	36.25
1. 生徒控所附屬便所	2.00

大岡山の校地は目蒲電鉄の線路を狭んで南北両側にあったので、とりあえず、線路の北側に全学科の教室、研究室、工場を配置し、南側の正門より正面道路の左右に学校本部および共通学科の建物等を建設することになった。なお、仮校舎の建築に当たっては、本校の建築科職員が設計、監督に与り、大林組の手により約6カ月で完成した。

4月21日には始業式と移転開校祝賀式が行われ、翌22日からは大岡山での授業開始となったのである。移転祝賀会に関し、本校の学生新聞「蔵前自治」は以下のように報道している（大正13年5月20日）。

移 轉 祝 賀 會

春霞朧なる4月21日、我校は其の永遠の歩みへの第一歩を記念すべく盛大なる祝賀會を催した。午前10時始業式を終へたる生徒は眼前に展開された眺望とその間を綴點する自分の學校に歡喜を滿面に溢せて祝賀會の至るを待った。午後に入るや來る電車毎に漸く我が校へ向ふ貴顯の數をまし、午後1時といふや1發の花火を合圖に

生徒の整列したる新講堂に來賓諸子の着席あり、中央壇上には江木文部大臣、左方に校長並に關係委員前田教授・佐伯教授着席せられた。來賓席には粟屋専門學務局長・武部實業學務局長・窪田文部會計課長・木村文部書記官等の文部省關係の方々を始め東京高師校長三宅米吉氏・横濱高工校長鈴木達治氏・陸軍工科學校三浦常太郎氏等の學校關係の方々、又府下荏原郡長宮城氏・玉川村長・馬込村長・碑倉村長・目黒警察分署長等が見えて居た。此等來賓の方々が百人も御光臨あつたのを見ても如何に盛會であつたか判る。

式は先づ君が代の合唱に始り新築の講堂を動かして藏前の基礎を振はして堅むるかの觀があつた。次いで中村教授代理で佐伯教授の土地に關する報告あり前田教授の建築物に關する報告を以て報告は終り、續いて校長の挨拶、江木文部大臣祝辭朗讀、藏前工業會祝辭朗讀と之に對して學生側より吉岡恆夫君答辭を述べて非常な謹嚴さのうちに式を閉ぢた。

式後は直に校庭に設けられた園遊會場に先づ來賓より入り立食の宴にて盛に我が校の前途を壽ぐ祝杯を傾けた。其の間絶えず打揚げられた花火に今迄靜かであつた田園も爲めに打ちふるはされ鄙人の鼓膜を破つた事であらう。ビールの滿に酔ひたる來賓生徒は至るところ歡聲をあげて夕刻に至るも會は終る可くもない程であつた。當日の盛會さは到底紙上に描き得べきところではない事を追記す。

當時の大岡山については「荏原郡碑倉村といった全くの田舎で、見渡すかぎり緑一色の麦畑の中に引越してきたのであるから学校の附近にはほとんど人家もなく、銭湯へは目黒まで電車で行ったものだった。今は風月堂の辺りから道路の東側商店街のところはずっと学校の敷地になっていて、建築、窯業、電化、応化、紡織、色染の6科(6華)の建物が並んでおり、精研の所は電気料と機械料になっていてこちらを白鷗と呼んでいた。」(白樫 侃氏「思い出その頃」)と述べられている。

大岡山へ移転後の印象を、ある生徒は次のように述べていた。

大麥の穂が柔かな出た許りの先を、風に揺られる春日、菜の花盛りの田圃と新緑が觸れば雫らうとする雑木林の間を分けて電車は、全く郊外氣分を溢れるばかり乗せて大岡山に止まつた。眞先に吾等の目に映つたのは電車道を挟んで幾棟とも知れぬバラックであつた。其の瀟灑たる貌は新裝の學校としては好い感じを呼び起した。校門のアーチも嶄新な美感を與へ、白木の木材も郊外の自然味を掬んであるので面白。

敷地と校舎を一巡すると先づ雄大な感じと次に起つて来る喜びの情で感慨の大なるものに打たれた。それは今迄藏前の狭小な制限された生氣のない陰鬱な土地に跼蹐として居た自分等は、かゝる自由な天地を憧憬する事久しく、今此に眼前に母校として植ゑたばかりとは言へ、多くの八重櫻が咲き誇るのを見ては無理からぬ事である。心の奥底から湧き出る聲は四十餘年の舊套を脱して全く新しい途に第一歩を踏み出さうとする喜びの叫びであつた。去る大震災は吾が都、吾が母校を灰燼に歸したが今それは建設のための破壊であつた事を思ふと急に轉禍爲福の様に感じた。全く今建設の時代にあるのだ。新時代に適した技術者を作る可く陣容を整へつゝあるのだ。今や逡巡する暇は持たない筈である。大に翼を張り擴げて目的に向つて空高く飛翔する秋が到來した。(中略)。眞理の探究に、正義の追跡に努力し、紳士たるには先づ人格者たる事が大切であらう。健全なる人に限つて人格者があり得る。吾等はエンヂニアであると共に人格者であり度い。吾等の前には廣い運動場があり、心には已むに已まれぬ生氣がある。(電三五水生、「藏前自治」大正13年5月20日)

大岡山に移転した直後の学校用地は、約9万坪の不規則で不整形のしかも飛び地を有するなど用地としては必ずしも満足すべきものではなかつたが、バラック建てとはいえ、駒場の仮住まいの身からすれば、めぐまれたものであつた。しかしながら、清水窪の6科(6華)と出穂山の2科(白鷗)とが分離されたことは、校内の連絡等の面で不便であり、移転後の大きな課題として残つた。

そこで昭和3年12月22日に、中村校長(吉武校長は大正15年6月30日依願退職)は、翌春の大学発足に先立ち、目蒲電鉄株式会社専務取締役五島慶太氏と交渉して、本部所在地と出穂山敷地との間に介在せる民有地1万8千余坪を取得し、その代償として呑川以西の玉川村、碑衾町石川端および清水窪等の3万2千余坪を提供することを内容とする土地交換仮契約を結び、文部大臣の認可を申請し、昭和4年4月9日、所管大臣の認可があつて、この課題は一応の解決をみた。そして同年7月12日前記仮契約の内容を本契約として更に契約書を交換した。

目蒲電鉄株式会社は各土地所有者より土地を買取して大学に提供し、かつ二百数十戸の民家の撤去および東京電燈株式会社の送電線の移転等を行い、大学の校舎建築に支障を来すことのない旨を契約内容とするものであつたから、土地取得に伴う困難は並大抵ではなかつた。

契約内容のすべてが履行されたのは昭和9年10月22日で、これにより現在の大岡山用地が完成したのである。

移転当時の回顧として、山田良之助教授の述懐を記録しておく。

私が本学に赴任して来たのは昭和5年1月である。その前昭和2年頃時々講義に来たこともあった。今の本館その他の建物は昭和9年以後に出来上ったのであるから当時は勿論関東大震災後の急造バラックであった。目蒲線の北側と南側とに分れて建物が出来ていた。本館のある辺はまだ人家が少しくあって本館が出来るために立退いて貰ったのである。本館の前の今の斜面のある所は相当深い谷になっていて門の所から見ると人家の屋根が漸く見える程度であった。(中略) 当時の機械工学科は今の建築材料研究所の南側の工場のある所にあった。学校中の最南端にあった訳である。機械工学科に限らず、何の建物も相当ひどいバラックで今日国立の何の新制大学の建物でもこれ程ひどい建物はまづあるまいと思われる程度のものであった。(「大岡山今昔」)

「官立工業大学設立委員会」の設置

この間、関東大震災により本校の昇格実現は延期のやむなきにいたった。大正14年度は行政整理および財政緊縮のあおりを受け再度の延期、一向に昇格の実現は進展しなかった。震災復興に全力を傾注せざるを得ない政府当局とすれば、本校の昇格などは後回しにされるのはやむをえないであろうが、長年にわたって昇格実現に向けすべてを傾注しついに国会承認を獲得した本校関係者にとっては、大岡山への移転も無事に終わった今、どうしてもその実現を期することは当然であった。そこで本校関係者は直接、間接、文部省側の昇格準備開始を促したのである。

本校の従来 of 昇格調査委員会は震災後、復興委員会と改組されたが、昇格にそなえ、学科課程、入学資格、学則等の面にわたって調査研究をすすめて、東京工業大学の実現に万端、怠りなかった。

文部省もこうした事態の中、昭和2年7月ようやく「官立工業大学設立委員会」の設置を決めた。この委員会の委員長には文部次官、委員には東京、大阪両高等工業学校長、それに本校の大学昇格に多年にわたって尽力された東京帝国大学の大河内、斯波、佐野の3博士がこぞって任命されて

いた。本校にとっては願ってもない委員の人事であった。

新設工業大学の基本方針、学科課程、入学資格等の事項はすべてこの委員会の討議に委ねられることになった。

最初、文部省原案では、本学に設置予定の学科としては「機械学科」「応用化学科」「建築学科」「電気学科」の4学科にすぎず、東京職工学校以来の歴史と伝統をもつ「紡織学科」「窯業学科」などは新設東京工業大学の学科には予定されていなかった。

そこで本校としては、「工業大学ハ便宜上之ヲ物理工学部ト化学部トノ二大部ニ分チ、前者ニハ当初機械学科・電気工学科・紡織学科並ニ建築学科ノ4科ヲ置き後者ニハ無機応用化学科・有機応用化学科・窯業科・染料科・電気化学科ノ5科ヲ置ク」ことを要望し、官立工業大学創立委員会において主張した。

本校と創立委員会とのさまざまな折衝の結果、文部省の予算4学科分を当初直ちに増額せず「染料化学科」「紡織学科」「窯業学科」「応用化学科」「電気化学科」「機械工学科」「電気工学科」「建築学科」の8学科の設置で妥協することになった。

新設工業大学の基本理念について、本校より「官立工業大学創立委員会」に提出した資料を、以下にあげておきたい（『六十年史』より引用）。

工業大學ハ高等工業學校ノ昇格ニヨリテ創立セラルル事トナツタノデアルカラ、其創立ニ當ツテハ其前身タル高等工業學校ノ諸事情ヲ參酌スル事ガ自然デアルト共ニ、又名實共ニ大學タルニ恥ヂザルモノヲ實現スル事ニカメナクテハナラス。（中略）

日本ノ工業者技術者ノ仕事ガ専ラ泰西工業ノ移植ニ在ツタ時代ニハ、此種ノ工業者ヲ養成スルニ適應セル育英機關ガ必要デアツタニ相違ナイ。然レドモ今後日本ノ工学技術者ハ獨自ノカニヨリ新工業ヲ開發樹立スルコトヲ要スベク、從テ此種ノ工業者ヲ養成スル事ヲ本務トスル新設工業大學ノ育英方針ハ、學生天賦ノ獨創力ヲ涵養シ専攻セル技術知識ヲ誤リナク自由ニ使ヒコナス能力ヲ附與スルニアリ、即チ根本學理ノ素養ニ重キヲ置キ之ヲ活用シテ實地ノ問題ニ關スル判斷ヲ誤ラザル實際的有能ノ技術家ヲ作ルニアル。根本ノ學理的素養ナクテハ之ガ活用即チ工業ノ實際ノ指導啓發・進歩改良ノ實現・乃至新工業法ノ發見ガ不可能ナルハ識者ノ一致シタル意見ニシテ現今各大學ガ専ラ學理ノ素養ヲ附スル事ニ腐心シテ居ルノハ此ノ理由ニヨル。（中略）

根本的素養ノ深遠ナル學者ヲ教授トシテ育英ノ任ニ當ラシムル事ノ必要ナルハ論ヲマタザル所デアルガ、斯ノ如キ學者ノ陥リ易キ缺陷ハ、深遠ナル學理ノ討究ニ耽溺シテ工業ノ現状ニ暗ク、其研究スル所モ亦科學ノ色彩ノミ濃厚ニシテ工業ノ實際ニ縁遠キ嫌ガアルコトデアル。然ルニ新設工業大學ハ其前身タル高等工業學校時代ヨリ積年一貫シテ努力セル大方針ニ則リ、工業ノ實際トノ接觸ヲ密ニシ實地問題ヲ實際的方法ヲ以テ討究スルニ努メ、教授モ學生モ専ラ實地ニ重キヲ置ク事ヲ特色トスルガ故ニ、今後モ亦益々此特長ヲ發揮シ、教授ハ日本ノ實地工業ノ指導ヨリ進ンデ新工業ノ誘致展開ヲ目標トシテ常ニ研究ヲ進メ、學生ヲシテ此方面ノ實力ヲ備ヘシメ、斯ル方面ノ研究ヲ行フ習慣ヲ養ハシムル事ヲ眼目トシタイ。蓋シ本學ノ努ムル所ハ知識ノ注入ニ非ズシテ知能ノ啓發ニアリ。知識ノ死藏ニ非ズシテ自由ニ活用スル能力ヲ涵養スルニアルカラデアル。幸ニ新設大學ニハ工業ノ實地ニ關スル研究ヲ進ムルニ必要ナル諸設備諸機關諸裝置ノ完備セル事他ニ其類ヲ見ザル程デアルカラ、適者良ク之ヲ使用シテ實地問題ノ討究ヲナスナラバ、日本ノ工業ヲ實際的ニ指導シテ行ク事ガ出來ルノミナラズ、大學ニハ一種ノ學風ヲ作り學生ハ冥々ノ中ニ進取ノ意氣・探究ノ趣味ヲ體得シ、他日工業界ニ出ズル時ニ工場ノ各操作各機械悉ク研究ノ對象タラザルナク進歩改良止ム所ヲ知ラザルニ至ルデアラウ。

大學ハ教育所ナリ研究所ニハ非ズ、從テ大學教授ハ教育者トシテ博識ナル事ヲ要スルガ、必ズシモ研究ノ能力アル事ヲ要セズト主張スルモノガアル。此種ノ謬論ノ起ルノハ技術的知識ノ流入ヲ以テ教育ノ全般ナリト解シ技術的知識ト技術的能力トノ區別ヲ明ニスル事能ハザルニ基因スルモノト考ヘラレル。大學ハ疑モナク人材ノ教育所デアル。然シナガラ此教育トハ單ニ知識ノ貯藏者ヲ作ルト云フニ止ラズ、更ニ獨創ヲ有シ判断力ニ富ミ、時ト場合ニヨリテハ誤ラザル解決ヲナシ得ル能力ヲ具備スルモノヲ作ル種類ノ教育デナケレバナラス。知識ハ知藏ニ非ズシテ知識ノ自由ナル活用ヲナシ得ルモノデナケレバナラス。充分ナル根本的素養ヲ有シ、卒業ノ上ハ如何ナル特殊ノ工場ニ入ツテモ又如何ナル問題ニ遭遇シテモ、最短ノ時日内ニ之ヲ咀嚼含味シテ其道ノ専門家トナリスマシ解決ヲツケ得ル丈ノ素養ヲ附與セラルル事ヲ眼目トセネバナラス。此ノ如キ知識ノ自由ナル活用ハ、唯實地問題ノ専門的研究ニヨツテニ最モ容易ニ最モ短時間ニ體得セラルルモノデアツテ、此ノ如キ教育ヲナス爲メニハ、教授自ラ有力ナル研究者トナリ、學生ノ薰陶ニ膺ルヲ最良ノ方法ナリト思考スル。本大學ガ實驗研究設備ト參考文獻ノ充實ヲ圖リ、教授ノ研究ヲ獎勵スル所以モ亦實ニ爰ニ存スル。(中略)。要之大學ハ有能ナル人材ヲ育て上グル所ナリトスレバ、「物知り」ノ教授ヨリモ寧ロ有力ナル研究者タル教授ヲ要スルモノト考ヘラレ、此點ハ教授選任ニ關シテ最モ注意ヲ要スルモノト考ヘラレル。

なお、昇格決定から官立工業大学創立委員会の設置にいたる間の、本校関係者、蔵前工業会関係者の動向については、内村昇格特別委員長の昭和3年9月28日の「本会臨時報告」に見ることができる。特に昇格後の教官選考等について、微妙な問題が存在したことをうかがい知る資料である。

昇格確定後における内村特別委員長の報告

顧みれば大正12年5月母校昇格に關する事務を處理する爲め昇格特別委員が設置せられ理事長より夫々委員を囑託されたが不肖私はその委員長の席を汚すことゝなつた。この委員は前年來の實行委員なるものと資格及權限等に於て意味を異にしたものである。扱て就任後約10回に互り委員會並に小委員會を開會し昇格後の分科制度、教授の養成、校舎の移轉敷地等に關する問題の大體方針を定め衆智をあつめて研究を重ね着々準備行動を急いだのであつたが偶々勃發した彼の未曾有の大震災の爲めあらゆる機關が破壊され従つて委員會の仕事もまた一頓挫の形となつて終に昨年の5月に及んだ。勿論その間委員又は會員のいづれよりも昇格の其後に於ける進捗状態に就いて質問を受けることが殆どなかつたのである。

御承知の如く母校並に大阪高工は明年から看板を改められる。而も此の兩大學は本邦に初めて設けられるものであるから果して如何なる制度組織の下に又如何なる内容を有する單科大學として實現せらるるか直接關係者は勿論の事世間一般からも尠からず注意を拂はれて居るのであるが吾々直接關係者としては今回の昇格は表面の理由は別としても所謂蔵前の昇格、蔵前高工の延長であると云ふことを其前後の事情に照らして何等疑ひを容れないところである。既に今回の昇格が蔵前の昇格、蔵前の延長であるとすれば少くとも出来る丈蔵前從來の學科を存置し又教員を残し假令新しく採用するにしてもなるべく關係者の間から人選せらるゝところに吾々の目的を達し昇格の意義を全うすることが出来るものとして常に甚大の注意を怠らなかつた。併しながらそれがまた假令蔵前出身の者であらうと或はそれが從來の蔵前關係の教授であらうと苟くも大學教授として不適任のものであれば吾々は斷じてこれを歡迎することは出来ない。この點も同時に拂はれた注意の要項であつたのである。元來學校の價值なるものは或は歴史の古い點に於て又設備の完全した點に於て若くは位置の宜しき點等に於ても決せられるであらうが、其最重要性を帯びるものは何と云つても適當の教授を多數に收容してゐると云ふ點でなければならぬと思ふ。適當の教授を多數有する學校には期せずして優秀なる學生が集り立派なる卒業生を出すことが出来るのであつて私共母校昇格後の百年の計としては是非共立派なる教授を多數に得ることを只管希望して止まない次第である。

さて然らば工業大學に設けらるべき學科又は最初の教授の採擇、學校の敷地、乃至

校舎の建築設備等は何なる方法に定められるかと云ふにこれは權威ある工業教育家及兩學校關係者で組織される委員會に於て充分に審議した上如上のすべてを解決することが最も適當であるとして當時文部省側に於ても將又藏前側に於ても疾くに意見の一致を見てゐたのである。爾來5,6年其間大震災火災の發生の爲めに昇格實現の上にも大頓挫を來たし準備が一向に進捗しないので吾々は申すに及ばず昇格問題勃發以來十年一日の如くに藏前の爲に同情を寄せ盡力を惜まれなかつた斯波、大河内、佐野の3博士に於ても或は大臣に或は次官局長に絶えずその委員會設置のことを迫られたのであるが時の文部當局は種々の事情に制せられ容易に決定せず終に昨年5月に至り漸く正式の所謂權威ある工業大學創立委員會の設置を見た云ふ譯である。而してその委員中には吾々の最も深く信頼する前記3博士を始め田中、齋藤の2博士、東京大阪兩高工校長がありこれに文部省側の次官、専門、實業兩局長とが加つてゐる。當時3博士よりは藏前工業會と大阪工業俱樂部とから各1名の委員を是非に入れたしとしてこれにも大に盡力されたのであつたが時の文部當局の容るゝところとならず遂に兩會よりの選出を見ることが出来なかつた。これは洵に遺憾のことであるがまた止むを得ぬ次第であると思ふ。そこで昨年の5月中に發會を見たその委員會はその後折柄の炎暑にも係らず各委員共異常なる精勵振でそれぞれ決定されたことは吾々の大に感謝せねばならぬことゝ考へる。今日のところ彼の大岡山の地形が如何にも凹凸烈しく且つ中央を電鐵線が横斷してゐる爲めに大學の敷地として不適當とされその移轉問題が委員の間に起るに至つた結果敷地問題は決定せず同時に建物の問題も片付かずにゐるやうな状態であるが最近中村校長の談に依ればこれも近いうちに解決がつくであらうとのことであつた。

次に工業大學に設備すべき學科目は如何と云ふに從來母校に於ける各分科は色染科が染料工業科に改稱される丈で皆なこれを存置される事になつたさうでこれは我特別委員會の希望通り決定した譯である。又これに携はる教授の數は共通科を合せて教授27名、助教授26名であるが最初の年即ち明年には先づ教授14名を採用し順次第2年3年に至つて27名迄増加されることになつてゐる。更に又これに要する設備其他の諸經費は通計4百萬圓で本年にはその一部分丈支出される。尚ほ教授採用の標準とも云ふべきはその學歷、經歷に重きを置くは勿論であるが能力についてもまた充分に詮議せられるさうである。さうして又此の能力銓衡の標準としては博士の稱號を有するものか或は必ずしも博士の學位を獲得せざるもそれぞれの専門に係る研究事項を發表された人と云ふことに委員會の内規を作られたやうに仄聞した。尤もこの事は過日當支部役員會に於て可也御議論があつたことと傳聞してゐる。私一個人の意見を申上ぐれば教授選任の場合斯くの如き標準を定めらるゝことは如何にも當然のことであるまいかと考へられる。高工に入學するにはそれぞれ適當な資格試

驗を必要とする。大學に入るに當つてもまた同じであるとすれば工業大學に教授たるべきものゝ資格を定むることは今日の場合また止むを得ないことではあるまいか。然るに此際強いて斯の種の標準を定める必要なしと云ふやうな注文が若しありとすればそれはとりもなほさず何でも藏前のものを入れると云ふのと同じやうな意味ともなつて如何にも聞苦しい言葉のあるのではあるまいか。而も將來百年の計をなす學校教育として斯くの如き狭い考へを持つことは決して結構なことではない。聞く所に依れば現在の教授中にも大に論文を提出することを勧誘されて學校内にも夫々資金を與へ研究を奨励してゐるさうであり又藏前出身者や現在の教授中にも既に論文を提出されて近く學位を得らるゝ迄になつてゐるものもあるかに承知してゐる。事情は大體斯くの通りであるのに何故に採用の標準を撤回せよとか範圍を擴大せよなどと云ふ様な聲を聞くのであるか私はその點の眞意が那邊にあるやを解釋するに苦むのである。又藏前出身者又は教授にして學位こそ有してゐないが眞に大學教授として學識、人格、經歷の點に於て完備し且つ専門の學科に於てその人を措いて他にこれを求め難いと云ふやうな場合には無論臨機の處置が出来る事は前記内規の精神に照して明なる事であつてこれも常識的によく考へ得らるゝ事柄である。教授採擇の範圍を全く除去した擴張することは一面論者に都合のよいことになる代りに同時に他の一面に於て都合の悪いことになり得るのであつて此點は深く吾々の考慮すべき要項であらうと思ふ。

尙ほ豫科問題に就いて洩れ聞くところに依れば學校當事者よりは既に提出されたことは事實である。然るに今日之を提出するは穩當ならずとして撤回された趣である。併しながらこの問題は蓋し全會員の一致的希望であると思ふから今日は差控へるも更に適當の時機に之れが實現を期する事に努力する方がよいと考へる。要するに今や權威ある文部省の工業大學創立委員會に於ては引續き熱心に考究論議されその間人事又の敷地選定等のデリケートなる問題に互つても可也考慮は拂はれてゐるのであるから其大綱は既に大部分吾人の主張を容れられたる今日吾々としては飽くまでその權威ある機關に信頼し餘り注文がましい態度に出たくないと思ふて居るのである。

矢野大阪支部長對中村母校長往復文書

昭和3年8月4日

藏前工業會大阪支部

矢野 丑 乙

東京高等工業學校長

中村 幸之助 殿

拜啓先般は支部總會に御出席被下候段御禮申上候

陳者所謂母校昇格問題に付き大阪支部にても彼れは是れ論議するもの有之候如斯問題に付ては真相を誤り當局に迷惑を掛け爲めに不利益を發生すること有之候ものに御座候大阪支部にても或は何等かの決議をなす情勢に有之小生も支部長として之れに善處致し度存居申候

就ては御多用中恐縮に奉存候へ共左の八件に付き御回答に預り度可成速に御返事奉待候

第一、新設工業大學は幾分科にして其名稱如何。

第二、新設大學は昭和何年より開校するや。

第三、新設大學は生徒募集の方法如何。

募集者の資格如何。

第四、新設大學に豫科を設置するや。

第五、新設大學の教授は博士に限ると言ふ内規ありや。

第六、東京高等工業學校は其儘存置するや。

何等かの條件の許に廢止するや今後の募集或は現生徒は如何に處分するや。

第七、新設大學と東京高工とは何かの連絡ありや。

從來稱へられたる昇格なる言葉は意味なきものとなり居るや。

第八、東京高工の卒業生は新設大學に入學する資格ありや。又何等特別に優遇する道ありや。

追て未定の問題或は發表し難きもの有之候はば其他に付き可成速に御返事被下度候

拜啓愈御清祥大賀の至に奉存候、陳者此度母校昇格問題に付き御下間に預り早速御返事可申上の處旅行中にて昨日歸京初めて貴翰に接し候爲遂延引及今日候段御了承被下度候

御下問順序により左の通り御回答申上候

- (1) 新設大學の分科數は従前通り8科にして機械工學科、電氣工學科、紡績學科、建築學科、應用化學科、窯業學科、染料化學科、電氣化學科
- (2) 昭和4年4月開校。
- (3) 専門學校卒業者に高等學校卒業者同等の入學資格を認むることは決定事項なるも高等學校は理科出身に限るか又専門學校は高等工業に限るか等の點は未定。
- (4) 豫科は設置せず。
- (5) 新設大學教授は學識經驗の外に既設工業の改良進歩は勿論未來の工業を誘致展開し得る能力ある士を集むるを本旨とする見地より學理に限らず計畫經營其他の論文に於て其の技能を認められたる士を選定するを原則とする事博士論文は

目安として間違なしの意見なり。

- (6) (東京高等工業學校、大阪高等工業學校、神戸高等商業學校の組織を変更して東京及大阪に工業大學神戸に商業大學を設置す)と言ふのが昇格と稱する所以なれば、高等工業生は來年より募集せず現在の1年生が卒業する迄は大學と高工とが併置さるゝものなり。
- (7) 現在の高工生卒業し藏前工業會員となりて連絡を保持するものなり。
- (8) 特別の優遇の道なきも第3項に掲げたる通り高等學校卒業者と同一資格を以て入學し得るものなり。

人によりては藏前が昇格したるものなれば教職員も其儘昇格するが當然なる如き口吻を漏す如きあるも此等の人に対しては實質は昇格なるも體面上は高工の組織を変更して大學を設置すと言ふことになり居れば看板掛け替だけにする譯には行かぬと言ひたる事が原因となり昇格に非ず別の大學設立を云々するなど片言のみを捉へて彼是論議する人も有る由聞及び甚だ迷惑に存居候右御下問の要點のみ取急ぎ記入仕り候

亂筆の段御寛容被下度願上候 敬 具

8月8日

中 村 幸 之 助

矢 野 丑 乙 様

第6章 旧制東京工業大学時代

第1節 教官スタッフの任命と大学官制の発布

官立東京工業大学の発足

「官立工業大学設立委員会」の設置と並行して行われたのは、昇格後の教官スタッフの人選であった。先に見た内村委員長の報告にもあったように、教官選考に当たっては、なによりも研究能力が重視され、その基準としては学位の有無が必要条件とされた。それゆえ、東京高等工業学校時代の教官スタッフが、そのまま昇格後のスタッフとして必ずしも継続されなかった。昇格決定後、将来を見越して高等工業学校の教官たちの何人かは海外留学を経験し、学位取得の準備をなしつつあった。

こうした教官選考に中心的役割を果たしたのは、理研所長で東京帝国大学教授の大河内正敏氏と理研研究員で東北帝国大学教授の真島利行氏であった。ここで、どんな経緯で教官選考がなされたかを、何人かの場合について見ておきたい。

真島利行教授は直接「官立工業大学設立委員会」のメンバーではなかったが、本校の昇格がスケジュールにのぼりつつあったころ、中村幸之助校長と加藤与五郎教授の訪問を受け、昇格後の教官選考への協力を依頼された。

それは昇格後に予定された学科に、旧来の色染科に代わって「染料化学科」の設置がほぼ決まっており、そのための教官選考と、理科教室の教官選考を真島教授に一任するものであった。

依頼を受けた真島教授は、東北帝国大学工学部応用化学科の井上仁吉教授と相談し、井上教授自身が兼任教授となることを承諾され、さらに応用化学科講師であった林茂助氏を助教授として推薦した。ところが、井上教授は東北帝国大学総長に選出され兼任教授となることは不可能となったの

で、真島教授自身が兼任教授となることになった。

真島教授はその際、将来の教授候補として同研究室の囑託であった上野繁蔵氏を強く推薦された。上野氏は三重県松阪の県立工業学校を卒業後、海軍造兵廠、日本染料を経て理研真島研究室に採用された経歴を持っていた。上野氏はドイツのアゾ系統の直接および酸性染料の化学構造探知の研究に従事し、その研究成果を理研の研究会で発表した後、学位論文として東北帝国大学に提出し、昭和3年8月に理学博士の学位を取られた。真島教授は、この上野氏を昇格後の教官スタッフとして推薦されたのである。つまり、学位さえあれば、大学卒や高専卒の肩書に関係なく、研究能力のみを唯一の標準とする教官選考を真島教授は身をもって示したのである。その後、助教授として赴任した上野氏は染料化学科の主任（真島教授）代理として講義を1学期間担当し、1年間の海外留学を経て赴任後2年にして教授に昇任された。

さらに、真島教授は、理科教室の教官スタッフの選考にも尽力され、発足時の分析化学教室の助教授には東北帝国大学助手の加藤多喜雄氏を、電気化学科の助教授には東北帝国大学金属材料研究所助手の武井武氏を、さらに当時真島研の研究生であった星野敏雄氏をドイツに留学させたうえで有機化学教室の助教授にそれぞれ推薦するなど、本学の教官選考に大いに尽力された。

星野教授の回顧談を引用しておこう。

ある日先生は、私の実験台へ巨体を運ばれ「君一寸 何事ならんと懼る懼るお伺いすると「君、先生になる気はないかね」と聞かれた。「とんでもございません、先生になれると思った事も勿論なろうと考えた事ありません。私は秀才とは逆の道を歩いた者で先生など勤まりそうもありません」「やって見て詰らなかつたら辞めてもいいじゃないか」「辞めてもよいのですか」「どうしても勤まらないものなら仕方がない。実は蔵前が昇格する事になり、体が丈夫な若い一人立ちの出来る人を求めている、決ればドイツ留学という事になる」

語学の苦手が反射的に頭に来たが「辞めてもよい」の一言で、私にも不思議と背水の陣を敷く覚悟が出来た。（「真島先生の追憶」）

発足時の教官には、従来から本学の昇格に当たり深い関係を有した東京

帝国大学の佐野利器教授が兼任教授となり、建築学科を担当し、応用化学科、電気工学科はそれぞれ東京帝国大学の田中芳雄教授、鯨井恒太郎教授が兼任教授として担当するなど、東京帝国大学教授の兼任が目につく。さらに、大河内正敏氏の関係からは、理研研究員で本学に赴任するものが(特に発足後であるが)多く、理化学研究所も本学教官の供給源の1つであった。

むろん、東京高等工業学校の教官たちの何人かは、昇格に当たり東京工業大学の教官として残ったことはいうまでもない。しかし、教官選考に当たっては外部の人材が多く求められた事実は否めない。

このように見てくると、昇格後の教官選考に当たって、中心的な役割を果たしたのは、東北帝国大学の真島利行教授であったと思われる。

この時期の真島教授は、北海道帝国大学理学部、東京文理大、台北帝国大学といった諸大学の開設に深く関係していたが、本学の創設に当たっても、真島教授の果たした役割は極めて大きいものであったといえる。

教官選考が進められる中、いよいよ昭和4年4月1日、勅令第36号をもって「官立工業大学」の官制発布となり、ここに東京工業大学は正式に発足することになった。大学の名称は、以前より本校関係者、あるいは蔵前工業会の要望どおり東京工科大学ではなく、東京工業大学が採用された。旧制東京工業大学の発足に伴い、従来の東京高等工業学校および付設の工業教員養成所は各々東京工業大学附属工学専門部および工業教員養成所として残存し、在校生の卒業(昭和6年3月)を待って廃止ということになった。

官立工業大学官制

第1條 官立工業大學ハ左ノ如シ

東京工業大學

大阪工業大學

第2條 官立工業大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大 學 長

教 授

助 教 授

事 務 官

學 生 主 事

助	手
書	記
司	書
技	手

第3條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立工業大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第4條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第5條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第6條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命令ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第7條 學生主事ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第8條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第9條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第10條 司書ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第11條 技手ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ技術ニ従事ス

第12條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第13條 官立工業大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第14條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 1 學科課程ニ關スル事項
- 2 學生ノ試験ニ關スル事項
- 3 學位ニ關スル事項
- 4 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第15條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授、學生主事又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第16條 官立工業大學ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第17條 官立工業大學ニ功勞アリ又ハ學術上效績アルモノハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

第18條 官立工業大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス圖書館長ハ大學長ノ監督ヲ承ケ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

(別表)

官立工業大學職員定員表								
	大學長	教授	助教授	事務官	助手	書記	司書	技手
東京工業大學	1人	14人	14人	1人	33人	15人	1人	2人
大阪工業大學	1人	13人	13人	1人	30人	14人	1人	2人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内東京工業大學及大阪工業大學ニ附屬工學専門部及附屬工業教員養成所ヲ置ク

工學専門部ニ教授及助教授ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル東京工業大學附屬工學専門部教授ハ專任29人、同助教授ハ專任22人、大阪工業大學附屬工學専門部教授ハ專任23人、同助教授ハ專任21人ヲ以テ定員トス

工學専門部ニ主事ヲ置ク工學専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ工學専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

工業教員養成所ニ主事ヲ置ク工學専門部教授中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ承ケ工業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ教授又ハ助教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東京工業大學附屬工學専門部又ハ大阪工業大學附屬工學専門部ノ教授又ハ助教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東京工業大學又ハ大阪工業大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京工業大學名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

ここで特に注目されるのは、附則の最後にある「現ニ東京高等工業學校名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京工業大學名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ」という規定である。この附則が加えられた背景にはおそらく、昇格に際して（官制では施行に際して）大学教授たる条件を満たしながらも、種々の事由で大学に残ることのできなかった教官に対する形式的な配慮があったと思われる。この規定に従って、古く東京工業学校以来、共通学科長と教務部長を長い間勤められた三守守教授が初

代名誉教授の称号を授与された。

官制と同時に、4月1日付で以下の教職員の任命が行われた。

	正四位勳三等	中 村 幸 之 助
任東京工業大學長兼東京工業大學教授 叙高等官一等	東京帝國大學教授 從四位勳三等	佐 野 利 器
	同	田 中 芳 雄
(各通)	同	鯨 井 恆 太 郎
	東北帝國大學教授 正四位勳三等	眞 島 利 行
兼任東京工業大學教授 叙高等官一等	東京商科大學教授 兼東京商科大學豫 科教授陸軍歩兵少 尉正五位勳三等	渡 邊 孫 一 郎
任東京工業大學教授兼東京商科大學教授 兼東京商科大學豫科教授如故 叙高等官二等	從四位勳三等	關 口 八 重 吉
	同	加 藤 與 五 郎
(各通)	從四位勳四等	淺 川 權 八
任東京工業大學教授 叙高等官二等	神戸高等工業學校教授 從四位勳四等	福 田 勝
兼任東京工業大學教授 叙高等官二等	東京工業大學附屬工學專 門部教授 從四位勳三等	齋 藤 俊 吉
陸 絛 高等官二等	水産講習所技師兼農 林技師從四位勳三等	岡 村 金 太 郎
	從 五 位	松 井 元 太 郎
	陸軍工兵軍曹 正 五 位	山 本 勇
任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授 叙高等官三等	電氣試驗所技師兼 逓信局技師從五位	別 宮 貞 俊

兼任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官三等

(各通) 正六位 永海佐一郎
 松本容吉

任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官四等

神戸高等工業學校教授 正七位 田邊平學

任東京工業大學教授兼神戸高等工業學校教授
 敍高等官六等

陸軍歩兵少尉 從五位勳五等 大住吾八

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官三等

東京工業大學附屬工學專門部教授從五位 奥田寛太郎

兼任東京工業大學助教授
 敍高等官三等

陸軍歩兵少尉 從六位勳五等 太田勤治

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官四等

勳八等上 野繁藏

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官五等

東京工業大學附屬工學專門部教授從六位 菱川衡平

兼任東京工業大學助教授
 敍高等官五等

桐生高等工業學校教授 正七位 金丸競

正七位 榎本修二

(各通) 海老原敬吉
 古賀逸策

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官六等

東京工業大學附屬工學專門部教授正七位 久末啓一郎

兼任東京工業大學助教授
 敍高等官六等

金屬材料研究所助手 陸軍工兵少尉正八位 武井武

東京帝國大學助手 谷 口 忠
 兼地震研究所助手
 (各通) 東北帝國大學助手 加 藤 多 喜 雄
 從 七 位 二 見 秀 雄
 鈴 木 松 雄

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官七等

東京工業大學教授 關 口 八 重 吉
 從四位勳三等
 同 加 藤 與 五 郎
 東京工業大學教授 淺 川 權 八
 從四位勳四等

兼任東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官三等

文部屬兼東京 石 井 茂 助
 商科大學書記

任東京工業大學事務官
 敍高等官七等

昭和4年4月1日付で発令された人事のうち、旧東京高等工業学校より
 継続して任命された教官は、中村学長、関口、加藤、浅川、斎藤、山本、
 永海、海老原の各教授であった。

初代事務官には文部省予算掛長、決算掛長で東京商科大学書記の石井茂
 助氏が就任し、石井氏はこれ以後、旧制時代の学科の増設や付置研究所の
 設立に大いに尽力され、本学草創期の功労者の1人であった。

なお、附属工學專門部には主事がおかれることとなり、斎藤俊吉工學專
 門部教授が工業教員養成所の主事とともに兼務することになった。

官立工業大学第1回入学試験の施行と入学式

「官立工業大学」官制の発布、教職員人事の発令に先立ち、この年1月
 より工大第1回学生募集が行われていた。

各学科の募集人員は以下のようであり、1学年定員は150名であった。

染料化学科	12	電気化学科	12
紡織学科	15	機械工学科	30

窯業学科 12 電気工学科 25

応用化学科 24 建築学科 20

初年度の応募者数は228名で、試験の結果153名の入学が許可され、そのうち147名が入学した。

第1回学生募集要項を下に掲げておきたい。

学生募集要項

本校ハ昭和4年4月1日ヨリ東京工業大学トナルベキ豫定ナリ仍テ左記要項ニヨリ同大学官制公布後本年4月同大学ニ入學セシムベキ学生ヲ募集ス

昭和4年1月

東京高等工業学校

1. 募集人員凡左ノ如シ

學科別	人員	學科別	人員	學科別	人員
染料化学科	12	應用化学科	24	電気工学科	25
紡織學科	15	電氣化学科	12	建築學科	20
窯業學科	12	機械工学科	30	總計	150

2. 入學志願者資格 同大學規則第8條乃至第10條ニ該当スル者(規則書参照)
3. 入學願書受理期間 自2月1日至2月16日(自午前9時至午後3時)但土曜日ハ正午迄
4. 入學試験檢定場所及期日 當校内ニ於テ昭和4年3月15日ヨリ施行ス(入學試験檢定日割ハ該受験番號票ニ明記シアリ)
5. 入學試験檢定科目左ノ如シ

志望學科	入學試験檢定科目
染料化学科, 窯業學科 應用化学科, 電氣化学科	數學, 物理, 化學, 外國語(英, 獨語ノ内1)
紡織學科, 機械工学科 電氣工学科, 建築學科	數學, 物理, 圖畫, 外國語(英, 獨語ノ内1)

備考, 外國語ハ(英, 獨語ノ内1)ヲ撰擇スベキモノニ付入學願書提出ノ際必ず明記スルコト

6. 入學願書類及提出方法

入學志望者ハ左記書類等取揃ヘ出身學校ヲ經由シテ檢定料金5圓相添ヘ所定期日迄ニ本校ニ提出スベシ

但シ第8條第9號ニ依ル學科試験ニヨルモノハ直接本校ニ提出スベシ

イ, 入學願書 用紙ハ本校ヨリ交付ス入用ノ者ハ本校ニ出頭スルカ又ハ郵便切

手貳錢ヲ添へ送付方ヲ申出ツベシ

ロ、履歷書

ハ、出身學校ノ卒業又ハ卒業見込證明書

但卒業見込證明書ヲ提出シタル者ハ當該學校卒業ノ後直ニ卒業證明書ヲ提出スルヲ要ス若シ之ガ昭和4年4月10日迄ニ本校ニ到達セザルトキハ當該者ノ入學許可ヲ無効トス

ニ、同學業成績證明書

ホ、手札形寫眞最近3月以内ニ撮影シタル半身脱帽ノモノニシテ臺帳ヲ附セズ裏面ニ姓名及年月日ヲ明記スベシ

7. 檢定料、入學料、授業料及研究料（學則ニ掲載ニ付省略）

8. 注意事項（省略）

入学試験は3月15日に実施され、153名の入学許可者となったが、昭和4年9月の調査では、そのうち147名が入学している。

本学の入学資格はきわめて広く門戸が開かれ、高等学校、高等工業学校のみならず、一般の専門学校卒業生をも包含していた。これは広く優秀な人材を専門学校卒業生に求めるためであり、また新設直後の本学に果たしてどのぐらいの応募者があるのかが、はなはだ不分明であるという理由からでもあった。

昭和4年9月調査の入学志願者および合格者の出身学校種別、志望学科等の一覧を下に掲げておきたい。

募集人員、入學志願者、入學者

人員 學科	募集人員	入學志願者	入 學 者	外 國 人	
				入學志願者	入 學 者
染料化學科	12	14	12	1	—
紡績學科	15	17	15	—	—
窯業學科	12	9	11	1	—
應用化學科	24	34	21	2	—
電氣化學科	12	15	12	—	—
機械工學科	30	49	30	5	—
電氣工學科	25	52	26	1	1
建築學科	20	38	20	3	1
計	150	228	147	13	2

入學志願者，入學者，出身校別

出身校 學科	志願者 入學者別	高等學校	大 學	實業専門	工業教員養	其ノ他	計
		卒業者	豫了	専門	成所卒業		
染料化學科	志願者	1	—	11	2	—	14
	入學者	1	—	9	2	—	12
紡織學科	志願者	3	—	12	2	—	17
	入學者	4	—	9	2	—	15
窯業學科	志願者	4	—	4	1	—	9
	入學者	1	—	8	2	—	11
應用化學科	志願者	8	—	23	3	—	34
	入學者	4	—	14	3	—	21
電氣化學科	志願者	—	—	14	1	—	15
	入學者	—	—	12	—	—	12
機械工學科	志願者	6	1	30	12	—	49
	入學者	4	—	18	8	—	30
電氣工學科	志願者	8	—	41	3	—	52
	入學者	4	—	20	2	—	26
建築學科	志願者	14	—	20	4	—	38
	入學者	11	—	8	1	—	20
計	志願者	44	1	155	28	—	228
	入學者	29	—	98	20	—	147

備考 入學志願者数は第一志望學科の志望者数であつて、入學者欄には第一志望學科より第二志望學科へ入學した数を合算した。

東京工業大学第1回入学式は、昭和4年4月15日午前9時半より挙行された。入学式の模様を「蔵前自治新聞」(昭和4年4月24日号)は次のように報じている。

本学にては去る3月施行の入学試験の結果150名の入学者を選抜し入学を許可したが、本月15日午前9時半より本校教官食堂において新入学生全部出席し中村学長始め新任諸教授列席のもとにいと盛んに宣誓式を挙げた。まづ中村学長の訓辞に次いで誓詞に対する学生の自署に移り150名の学生全部謹んで自署を終へ、ここに首尾よく宣誓の式を閉じた。その誓詞を記せば左の如し。

生本大学入学ノ上ハ謹シテ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ学業ヲ励ミ以テ国恩ニ奉答センコトヲ誓フ依ツテ茲ニ姓名ヲ自署ス

尚当日午後2時より本学講堂において専門部始業式を行ひ、式後再び教官食堂にお

いて新入大学生の茶話会あり，各々長学生主事等のテーブルスピーチありかつ学生も愉快なる歓談を交換し和氣藹々裡に午後5時過ぎ散会した。

学科と学則の制定

先にも見たように、官立工業大学設立委員会では本学におかれる学科は文部省予算との兼ね合いで4学科とされたが、種々の折衝の結果、予算規模はそのままにして染料化学科、紡織学科、窯業学科、応用化学科、電気化学科、機械工学科、電気工学科、建築学科の8学科がおかれ、このほかに数学教室、物理学教室、物理化学教室、分析化学教室の4教室がおかれた。

ちなみに、8学科の沿革は以下のとおりである。

染料化学科 明治14年5月前身校東京職工学校創立の際化学藝工部中の1専修科目として設置せられたるに濫觴し明治19年8月同部中染工科の名稱を附せられたのを以て本科の起原とする。其後明治23年7月機織の1科目を増設するに及び名稱を染織工科とし、明治32年6月色染・染織の2分科とし染織科色染分科と改稱し、明治44年8月色染及紡織を獨立せる2科とするに至り改めて色染と稱して來たが、今回名稱を更に染料化学科と定めたのである。

紡織學科 明治23年7月化學工藝部中の染工科に機織の1科目を増設し同時に染織工科と改稱せられたるを起源とする。其後明治32年6月染織科と改め色染及機織の2分科となし本科は染織科機織分科となし、明治44年8月規則の改正と共に獨立して紡織と稱して來たが、今回名稱を紡織學科と定めたのである。

窯業學科 明治14年5月前身校東京職工学校創立の際化學工藝部中の1専修科目として設置せられたるに其端を發する。其後明治23年7月陶器玻璃工科と改稱し明治27年10月更に化學工藝部窯業科と稱して來たが、今回名稱を窯業學科と定めたり。

應用化學科 明治14年前身校東京職工学校創立當初化學工藝部中の1専修科目として設置せられたるに創まるのである。其後明治19年規則の改正と共に化學工藝部製品科と改稱し、明治23年7月更に應用化學科と改稱して來たものが今日の應用化學科となつたものである。

電気化學科 明治29年5月從來の電気工業科を電気工科と改め其の1分科として電気化學分科の設置せられたのが本科の起原である。其後明治44年8月本科を獨立せる1科とし電気化學科と改稱したものが今回電気化學科となつたのである。

機械工學科 本科は前身校東京職工学校創立當初機械工藝部中の1科目として設置せられたるに濫觴する。其後明治19年以來機械科と改稱して來たが、今回名稱を機

械工學科と定められた。

電氣工學科 明治23年7月電氣工業科を附加せられたるに其の端を發する。然しながら當時未だ其の設備がなかつたので獨立の1科として其の授業を開始するに至らず、單に應用化學及機械の兩學科中に於て其の梗概を教授するに止まつた。其後明治29年5月設備が成ると共に科名を電氣工科と改めて授業を開始し、明治31年6月名稱を更に改めて電氣科電氣機械分科とした。明治44年8月電氣機械分科と電氣化學分科とを各獨立せしめ前者を電氣科としたものが今回電氣工學科となつたものである。

建築學科 本科は附設工業教員養成所に木工科として設置したるに濫觴し、其後之を建築科と改め専ら工業教員の養成に當つたものであるが、社會の進展に伴ひ建築技術者の需要が漸次に多きを加ふるに至つたので、明治35年12月獨立して建築科と稱したものが、今回建築學科となつた。

大学の發足とともに、4月1日付で以下の「學則」が制定された。

東京工業大學々則

第1章 學年、學期及休業

第1條 學年ハ4月1日ニ始リ翌年3月31日ニ終ル學年ヲ分チテ左ノ3學期トス

第1學期 4月1日ヨリ8月31日迄

第2學期 9月1日ヨリ12月31日迄

第3學期 1月1日ヨリ3月31日迄

第2條 休業日ハ左ノ如シ

1. 祭日、祝日
2. 日曜日
3. 春季休業 4月1日ヨリ4月7日迄
4. 夏季休業 7月11日ヨリ9月10日迄
5. 冬季休業 12月25日ヨリ翌年1月7日迄
6. 創立記念日 5月26日

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第2章 分科及授業

第3條 本學ニ左ノ學科ヲ置キ學生ヲシテ各其ノ1學科ヲ專修セシム

染料化學科

紡織學科

窯業學科

應用化學科

電 氣 化 學 科
機 械 工 學 科
電 氣 工 學 科
建 築 學 科

第4條 各學科ノ 授業科目ヲ分チテ必修科目選擇科目及隨意科目トス

第5條 各學科ノ 授業科目ハ3 學年ニ配當ス

其ノ 科目ハ別表ニ依ル

第6條 學生ハ第5條ニ定ムル各學科ノ 授業科目中選擇科目及隨意科目ニ付テハ任意ニ選定シテ履復スルコトヲ得但シ授業開始前豫メ學科主任教員ノ許可ヲ受クルヲ要ス

他ノ 學科ニ屬スル授業科目ニ付テモ前項ニ準ス

但シ當該學科所屬學生ニ履修ノ先取權ヲ與フ

第3章 入學, 在學, 休學, 退學, 轉學及除籍

第7條 入學期ハ每學科ノ 始トス

第8條 入學ヲ許可スヘキモノ 左ノ如シ

1. 高等學校高等科ヲ卒業シタル者
2. 高等工業學校ヲ卒業シタル者
3. 東京高等工業學校附設工業教員養成所及大阪高等工業學校附設工業教員養成所ヲ卒業シタル者
4. 大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者
5. 高等師範學校ヲ卒業シタル者
6. 大學豫科ヲ修了シタル者
7. 京城帝國大學, 臺北帝國大學, 旅順工科大学ヲ卒業シタル者又ハ其ノ 豫科ヲ修了シタル者及臺北高等學校ヲ卒業シタル者
8. 專門學校令ニヨル第2號以外ノ 專門學校ヲ卒業シタル者
9. 大學豫科學力檢定規程ニヨリ高等學校高等科卒業者ト同等以上ノ 學力アリト檢定セラレタル者

第9條 入學志願者ニ對シテハ高等學校高等科理科ノ 授業科目中ニ就キ學力選抜試驗及身體檢査ヲ行フ

但シ詮衡ニヨリ入學ヲ許可スル事アルヘシ

學力選抜試驗及身體檢査ニ就テハ其ノ 日割及試驗科目等ヲ豫メ本學内ニ揭示シ且官報ヲ以テ公告ス

第10條 左ニ掲グル者ハ缺員ヲ生シタル場合ニ限り前2條ノ 規定ニ拘ラス教授會ノ議ヲ經テ相當學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

1. 本學卒業者ニシテ他ノ學科ニ入學ヲ望ム者
 2. 已ムヲ得サル事故ニ依リ退學シタル者ニシテ更ニ同一學科ニ入學ヲ望ム者
- 第11條 入學志願者ハ履歷書、學業成績證明者、卒業又ハ修業證明書、手札形寫眞及入學檢定料ヲ添へ出身學校ヲ經由シ願出ツヘシ
選科生トシテ入學ヲ志願スルモノモ亦前項ニ準ス
入學ニ關スル出願期限等ハ其ノ都度之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス
入學ヲ許可セラレタル者ノ氏名ハ官報ニ揭示ス
- 第12條 入學者ハ本學所定ノ方式ニ依リ宣誓ヲ爲シ且保證人1名ヲ立テ指定ノ期日迄ニ誓書ヲ差出スヘシ
之ヲ爲ササル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス
- 第13條 保證人ハ成年ノ男子ニシテ本學所在地又ハ其ノ附近ニ於テ一家ヲ立テ學生ノ身分ニ關シ一切引受クルニ足ルヘキ關係及資力ヲ有スル者ニ限ル保證人ニシテ氏名變更、轉籍、轉居、死亡等ノ異動アルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出テ且場合ニヨリテハ誓書ノ差換ヲナスヘシ
- 第14條 學生ノ最短在學期間ハ3學年トス
- 第15條 學生ノ在學期間ハ6箇年ヲ同一學年ノ在學期間ハ2箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ休學ヲ許可シタル期間ハ之ヲ算入セス
- 第16條 學生疾病又ハ避ク可カラサル事由ニ依リ缺席スルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ
- 第17條 學生疾病其ノ他ノ事故ニ因リ2箇月以上修學スルコト能ハスト認ムルトキハ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得
休學ハ1年以上ニ互ルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ尙引續キ之ヲ許可スルコトアルヘシ
休學期間ハ通シテ3箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ兵役ニ服スル場合ヲ除ク
休學期間内ニ於テ其ノ事故止ミ復學セムトスルキハ其ノ旨届出ツヘシ
- 第18條 學生退學セントスルトキハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ具シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ他ノ大學ニ轉學セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ
- 第19條 學生ニシテ左記各號ノ1ニ該當スルトキハ之ヲ除籍ス
1. 前條各項ノ許可ヲ與ヘタルトキ
 2. 缺席久シキニ互リ又ハ疾病及其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナキトキ
 3. 授業料又ハ研究料ノ納付ヲ怠リ督促ヲ受ケテ仍納付セサルトキ

第4章 學士試験及稱號

- 第20條 學士試験ハ第1學年、第2學年、第3學年ノ課程ヲ履修シ其ノ學科試験ニ

合格シタルモノニ對シ之ヲ行フ

第21條 學士試験ハ論文、計畫、實驗報告ノ審査及口頭試問トス

學士試験ヲ受ケムトスルモノハ豫メ研究題目ヲ定メ所屬學科主任教員ヲ經テ學長ニ申出ツヘシ

學生ハ研究題目ニ關スル指導教員選定ニ付其ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得指導教員ノ選定ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ行フ

第22條 學士試験ニ合格シタル者ハ工學士ト稱スルコトヲ得

第5章 檢定料、入學料、授業料及研究料

第23條 第11條第2項第38條第2項及第42條第2項ニ規定スル檢定料ハ金5圓トシ
第48條第3項ニ規定スル檢定料ハ金20圓トス

第24條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料金10圓ヲ納付スヘシ

第25條 授業料ハ總テ1學年金120圓トシ各學期分ヲ左ノ3期ニ納付スヘシ

第1學期分 4月 金40圓

第2學期分 9月 金40圓

第3學期分 1月 金40圓

研究科學生ノ研究料ハ1學年金120圓トシ每學年ノ初ニ前納スヘシ但シ學年ノ中途ニ入學許可セラレタル者ノ研究料ハ月割金12圓トシテ之ヲ前納スヘシ一旦納付シタル檢定料入學料授業料又ハ研究料ハ之ヲ返付セス

第26條 聽講生ニシテ特定ノ學期間ノミ聽講セムトスル者ノ授業料ハ其ノ學期分ノミヲ納付スヘシ

第27條 休學全學期ニ互ルトキハ當該學期分ノ授業料ハ詮議ノ上之ヲ免除スルコトアルヘシ

第17條第4項ニ該當シ學期中途ニ復學シタル者ノ授業料ハ月割金12圓トシテ之ヲ前納スヘシ

第28條 授業料又ハ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ其ノ間講義實習ニ出席シ及圖書ヲ閱覽スルコトヲ停止ス

第6章 選科生

第29條 本學所定ノ科目中其ノ1科目又ハ數科目ノ選修ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第30條 選科生ハ其ノ撰選科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス
前項ノ學力ハ試験檢定又ハ無試験檢定ニ依リ之ヲ認定ス

第31條 選科生ノ在學ハ1箇年トス但シ更ニ在學ヲ繼續セント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ受クヘシ

第32條 選科生ハ其ノ學修セシ科目ニ付試験ヲ受クルコトヲ得

試験ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第7章 聽 講 生

第33條 本學所定ノ科目中ニ付聽講ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ限リ詮議ノ上聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

聽講ハ學期又ハ學年毎ニ之ヲ許可ス

第34條 聽講生ハ聽講スヘキ學科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス

第35條 聽講生ニ對シテハ試験ヲ行ハス

第36條 聽講生ニシテ第45條ニ該當スルトキハ之ヲ除名ス

第8章 外 國 學 生

第37條 外國人ニシテ第3章ノ規定ニ依ラスシテ本學ニ入學ヲ志願スル者アルトキハ明治34年文部省令第15號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第38條 前條ノ第1項ノ規定ニ依リ入學シタル外國學生ニシテ本學ニ3箇年以上在學シ且本人ノ志望ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ檢定試験ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添ヘ願出ツヘシ

第9章 委 託 生

第39條 官廳公共團體ヨリ1箇年以上ヲ在學期間トシ履修スヘキ科目ヲ定メ入學ヲ願出ツルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ場合ニ限り詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第40條 委託生ニハ第7章ノ規程ヲ準用ス

第41條 委託生ハ其ノ學修セシ科目ニ就キ試験ヲ受クルコトヲ得試験ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第42條 委託生ニシテ本學ニ3箇年以上在學シ且志望ニ依リ學力ヲ檢定シテ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ檢定試験ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添ヘ願出ツヘシ

第43條 委託生ノ授業料及實修實驗等ニ要スル費用ハ委託者ヨリ之ヲ納付スルモノトス

第10章 服 裝

第44條 學生ハ本學所定ノ制帽制服ヲ着用スヘシ

第11章 懲 戒

第45條 學生本學ノ學規ニ違背シ又ハ學生ノ本分ニ反スル行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ謹責、停學及放學トス

第12章 研 究 科

第46條 研究科學生ハ本學指導教員ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ研究スルモノトス

第47條 研究科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ如シ

1. 本學ヲ卒業シタルモノ
2. 前號以外ノ入學志願者但シ其ノ學力ヲ檢定シ教授會ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第48條 研究科入學志願者ハ其ノ研究セムトスル事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ願出ツヘシ

前項ノ入學願書ニハ指導教員ノ選定ニ付希望ヲ記載スルコトヲ得

本學卒業者以外ノ者ハ第1項ノ書類ノ外ニ檢定料ヲ添付スヘシ

研究科入學ノ許可ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第49條 研究科學生ノ在學期間ハ2箇年トス但シ仍引續キ在學セントスル者ニ對シテハ教授會ノ議ヲ經テ1箇年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第50條 研究科學生ノ指導教員ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第51條 研究科學生ハ指導教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義實驗又ハ演習等ニ出席スルコトヲ得

第52條 研究科學生ニハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ研究料ノ免除、其ノ他適宜獎勵ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第53條 研究科學生ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ研究事項ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ差出スヘシ

第54條 研究科ニアリテ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムヘキ者ニハ願ニ依リ證明書ヲ授與スルコトアルヘシ

第55條 研究科學生ニシテ2箇年以上研究ニ從事シタル者ハ其ノ研究シタル事項ニ付論文ヲ學長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

第56條 研究科學生ハ研究ニ要スル費用ヲ負擔ス

第57條 研究科學生ハ本學所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス但シ學長ニ於テ教授會ノ議ヲ經テ特ニ許可シタルトキハ此限ニ在ラス

第58條 研究科學生ニシテ前2條又ハ第53條ノ規定ニ反シ若ハ研究ノ實ナシト認ムルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第13章 特選給費學生

第59條 研究科ニ特選給費學生ヲ置クコトアルヘシ

特選給費學生ハ研究科學生中學力操行優秀志操堅固ニシテ永ク學術ノ攻究ニ從事セムトスル者ヨリ之ヲ選抜シ研究料ヲ免除シ且學費ヲ給與ス

第60條 特選給費學生トナスニ適當ナル者アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ

命スルモノトス

- 第61條 特選給費學生ニシテ休學又ハ其ノ資格ニ缺クル者アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス
- 第62條 特選給費學生ニ給與スヘキ學資ハ1人月額50圓以内トシ期間ヲ定メテ之ヲ給ス
但シ休學期間ハ之ヲ除ク
- 第63條 特選給費學生ニ付テハ本章ニ規定スルモノノ外ハ總テ第12章ノ規定ニ依ル
第14章 獎學資金及貸給費
- 第64條 本學學生及研究科學生ニ給費又ハ貸費ヲ爲シ若ハ金員又ハ物品ヲ賞與其ノ他獎學ノ爲ニ資金ヲ寄附セムトスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
前項ノ寄附金ハ總テ之ヲ獎學資金トス
- 第65條 寄附者ハ獎學資金ニ一定ノ名義ヲ付スルコト、給費貸費又ハ賞與ヲ付スヘキ學科及其ノ他特別ノ希望條件ヲ指定スルコトヲ得
- 第66條 給費及貸費ハ學力操行優秀志操堅固ニシテ學資支辨ノ困難ナル學生ニ支給スルモノトス但シ寄附者ニ於テ特別希望條件ヲ指定シ學長ノ許可アリタルモノハ此ノ限ニ在ラス
給費、貸費及賞與ヲ付スヘキ學科之ヲ受クヘキ者並其ノ金額及期間ハ前項ノ規定ヲ參酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム
- 第67條 給費又ハ貸費ヲ受ケムト欲スル者ハ其ノ理由ヲ具シ願出ツヘシ前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ身元確實ナル保證人2名連署ノ上別ニ定ムル書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ但シ保證人中1名ハ第13條第1項ニ規定スル資格ヲ具備スルヲ要ス
- 第68條 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後1年ヲ經過シタル時ヨリ起算シ其ノ貸與ヲ受ケタル月數ノ2倍ニ等シキ期間ニ月賦ヲ以テ元金ヲ返納スヘシ但シ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得
已ムヲ得サル事情ニ依リ貸費返納ノ延期ヲ願出ツルトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ
貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リタルトキハ願ニ依リ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ
- 第69條 給費又ハ貸費ヲ受ケル者休學シタルトキハ其ノ期間ノカ支給ヲ停止ス但シ事情ニヨリ特ニ之ヲ繼續スルコトアルヘシ
學業ヲ怠リ品行不良ニ流レ成業ノ見込ナシト認定シタルトキ若ハ停學ニ處セラレタルトキハ以後ノカ支給ヲ廢止ス
貸費ヲ受ケルモノノ放學ニ處セラレタルトキ又ハ前項ニヨリ其ノ支給ヲ廢止セラレタルトキハ即時其ノ元金全額ヲ返納セシム

願ニ依リ退學シタルトキ亦前項ニ同シ但シ事情ニ因リ前條ノ規定ヲ準用スルコトアルヘシ

第70條 官廳公共團體又ハ個人ヨリ本章ノ規定ニ基キ學生ヲ指名シテ學資ノ貸給方ヲ本學ニ依頼スルトキハ之ニ應スルコトアルヘシ

第71條 獎學資金ノ管理ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第15章 副 手

第72條 學長ハ必要ニヨリ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ副手職務ハ助手ニ同シ

副手ハ無給トス但シ時宜ニ依リ手當ヲ給スルコトアルヘシ

第73條 副手ハ研究科學生、大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者若ハ學士ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ限ル

第74條 副手トシテ2ヶ年以上服務シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第6章 雜 則

第75條 選科生、聽講生、外國學生、委託生及研究科學生ニハ各其ノ章ノ規定ニ抵觸セサル限り學生ニ關スル規定ハ總テ之ヲ準用ス但シ第44條ノ規定ニ付テハ之ニ依ラサルコトヲ得

附 則

本學則施行ノ際現ニ東京高等工業學校及同校附設工業教員養成所ニ在學スルモノニ對シテハ仍從前ノ規則及規定ヲ適用シ其ノ卒業ニ至ルマテ本大學附屬工學専門部及附屬工業教員養成所生徒トシテ之ヲ教育スルモノトス

第5條別表

學科課程表

1. 學生ニハ其ノ入學前ノ學歷ニヨリ第5條ノ規定ニ依ラス特ニ授業科目ノ一部ヲ増減シテ課スルコトアルヘシ
2. ○印ヲ付セル學科目ハ學生ノ學歷ニヨリ主任教授取捨ノ上適當ト認ムル科目ノ時間ヲ割キ之ヲ課ス
3. 各學科ニ於テハ本表ニ掲載スル諸科目ノ外更ニ學外實習ヲ課スルモノトス

染料化學科、窯業學科
應用化學科、電氣化學科 第1學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
數 學 及 力 學 大 意	○ 2	○ 2	2
應 用 物 理 學	2	2	2
物 理 化 學	3	3	3
熱 力 學			2

無	機	化	學	2	2	2
有	機	化	學	3	3	3
分	析	化	學	2	2	
機	械	工	學	3	3	3
電	氣	工	學	2	2	2
物	理	學	實	3	3	3
鑛	物	學	實			3
化	學	分	析	16	16	14
機	械	設	計	3	3	
○語			製	5	3	3

染料化學科 第2學年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
應 用 化 學 大 意	3		
應 用 電 氣 化 學 大 意	1		
應 業 工 學 大 意	1		
化 學 工 學	3	3	3
合 金	2		
火 藥 學 及 實 驗	2		
工 業 化 學 測 定 法	2		
無 機 及 有 機 化 學 實 驗	6		
物 理 化 學 實 驗	6		
電 氣 工 學 實 驗 第 四	3		
染 料 化 學	2	2	3
色 染 化 學	2	2	3
織 物 織 維 化 學	2		
色 彩 學 及 圖 案	1	1	
織 物 仕 上			2
紡 織 大 意		2	
コ ー ル タ ー ル 分 溜 物 及 有 機 合 成 化 學		1	
有 機 化 學 特 別 講 義	1	1	1
染 料 化 學 製 圖		3	3
染 色 料 化 學 實 驗	2	21	21
化 學 工 學 實 驗		3	3
○織 物 織 維 化 學 實 驗			
○織 物 仕 上 實 習			
○紡 織 實 習			

染料化學科 第3學年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
建 築 構 造	2		

△工	場	管	理	3		
△經		濟	學	3		
△法	制	大	意	3		
染色	染料	化學	實驗	31		
特別	別	講	義			
研究	及	卒	業		39	39
備考	△印中	2	科目	選擇		

窯業學科 第2學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
應用化學大意	3		
應用電氣化學大意	1		
染料化學大意	1		
化學工業學	3	3	3
化學工業實驗(隨意)		3	3
冶金學大意	2		
工業化學測定法	2		
無機及有機化學實驗	6		
物理化學實驗	6		
電氣工業實驗	3		
陶瓷磁器	2	2	2
建築用陶磁器			2
耐火材料		2	2
硝子及珐瑯	2	2	2
セメント	2	2	
工藝史(隨意)	2	2	
圖案	2		
窯業工業製圖			6
窯業工業實驗	2	23	19

窯業學科 第3學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
工 場 管 理	3		
△經 濟 學	3		
△法 制 大 意	3		
建 築 構 造	2		
火藥學及實驗(隨意)	2		
試金術大意(隨意)	3		
地 質 學	2		
地 質 學 實 驗	3		
築 窯 法	4		

窯業工學製圖	6		
窯業工學實驗	16		
研究及卒業論文		39	39
備考 △印中 2 科目選擇			

應用化學科 第 2 學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第 1 學期)	(第 2 學期)	(第 3 學期)
	窯業工學大意	1	
染料化學大意	1		
化學工業學	3	3	3
冶金學大意	2		
火藥學實驗	2		
工業化學測定法	2		
建築構造學	2		
電解化學	2	2	2
電熱化學			3
工業化學(無機)	2	2	2
工業化學(有機一)	3	3	4
工業化學(有機二)	2	4	2
無機及有機化學實驗	6		
物理化學實驗	6		
電氣工學實驗 第四	3		
化學工學實驗		3	3
工業化學實驗		19	17
應用化學製圖		3	3

應用化學科 第 3 學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第 1 學期)	(第 2 學期)	(第 3 學期)
	△工場管理	3	
△經濟學	3		
△法制大意	3		
工業化學(有機二)	2		
試金術及實驗	3		
應用化學實驗	5		
工業化學實驗	23		
特別講義			
研究及卒業論文		39	39
備考 △印中 2 科目選擇			

電氣化學科 第2學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
應用化學大意(有機)	2		
窯業工學大意	1		
染料化學大意	1		
化學工程學	3	3	3
冶金學大意	2		
冶金學及實驗	2		
火藥化學測定法	2		
工業化學測定制	2		
建築構	2		
電氣工程學第二	2	2	2
電解化學	2	2	2
電著化學		2	
電熱化學			3
高壓放電化學			2
工業化學(無機)	2	2	2
有機電氣化學		1	
無機及有機化學實驗	6		
物理化學實驗	6		
化學工業實驗		3	3
電氣工程學實驗第三		4	4
電氣化學實驗圖		20	18
電氣化學製圖	4		

電氣化學科 第3學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
△工場管理	3		
△經濟學	3		
△法制大意	3		
試金術及實驗	3		
電氣化學實驗	30		
特別講義			
研究及卒業論文		39	39
備考 △印中2科目選擇			

紡織學科 第1學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
數	5	3	3
應用物理學	3	3	3
同實 驗	3	3	3

力			學	2	2	2
應	用	力	學	2	2	2
化			學	2	2	2
工	業	分	析	1	1	1
同		實	驗	3	3	3
機		構	學	2	2	2
械	製	圖	第	3	2	2
金	屬	材	料	2	2	
紡	織	原	料	1	1	1
同		實	驗	2	3	5
織	物	構	造	1	1	1
織	維	工	學	3	3	3
織	物	分	解	1	2	2
色	彩	及	圖	1	1	
同		實	驗	2	3	4
○語			學	3	3	5

紡織學科 第2學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
機 械 製 圖 第 三	3	2	2
熱 力 學 熱 機 關	2	2	2
△煖 房 及 換 氣	2		
△水 車 設 計 第 二	2	2	2
機 械 工 作 法	2	1	1
機 械 工 學 實 驗 第 二	3	3	3
色 染 學 第 一	2	2	3
同 實 驗 第 一	3	3	2
紡 績 學 第 一	2	2	2
△微 生 物 及 遺 傳 學	1	1	
紡 績 學 第 二	2	2	2
織 維 工 學 實 驗 第 一	3-4	3-4	4
織 物 構 造 學	2	2	2
織 維 工 學 實 驗 第 二	2-3	3	2-3
織 機 構 造 學	2	2	2
織 維 工 學 實 驗 第 三		3-4	3-4
織 物 分 解 學	2	2	2
織 物 仕 上 學	2	2	2

備考 △印中 2科目以上選擇

紡織學科 第3學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
電 氣 工 學 第 一	2	2	2

同	實	驗	第	三		4	4
建	築	構	造	第	三	2	2
法	制	大	意		3		
工	場	管	理	法	3		
經	濟	學	第	三	3		
△	紡	績	學	第	三	1	1
△	同		第	四	1	1	
工	場	設			1	1	1
織	維	工	學	實	第	3	3
同			第	二	3	3	
同			第	三	3	3	
同			第	四	4	4	
△	織	物	分	解	學	2	2
△	織	物	設	計	學	1	1
△	編	組	學		1	1	
△	日	本	工	藝	史		1
△	紡	織	製	造	學	3	3
卒	業	計	畫	及	論	6-10	11-15
備	考	△	印	中	3	科目選擇	29-30

機 械 工 學 科 第1學年

(學 科 目)		(每週教授時數)		
		(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
數	學	5	3	3
應	用 物 理	3	3	3
同	實 驗	3	3	3
力	學	2	2	2
應	用 力	2	2	2
水	力 學		1	1
熱	力 學 及 熱 機	2	2	2
機	構 學	2	2	2
機	械 工 作 法	2	1	1
金	屬 材 料	2	2	
機	械 設 計 第	2	2	2
機	械 製 圖 第	6	9	9
○	化 學 及 實		4	4
機	械 工 作 實	8	7	9
○	語 學	3	3	5

機 械 工 學 科 第2學年

(學 科 目)		(每週教授時數)		
		(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
建	築 構 造 第	2	2	2
電	氣 工 學 第	2	2	2
內	燃 機 關	2	2	2

蒸 汽	タ	一	ビ	ン	2	2	
水 車	及	啣	筒		2	2	2
工 作	機	械	學		2	2	2
機 械	力	工	學		1	1	1
實 驗	工	學			2	1	
機 械	設	計	第	一	2	2	2
△紡			織		2	2	
△鐵	道	車	輛		2	2	
△製	造	用	諸	機	2	2	
△化	學	機	械		2	2	
機 械	工 學	實 驗	第	一	6	4	6
電 氣	工 學	實 驗	第	三		4	4
機 械	製	圖	第	一	12	11	14
精 密	機	械					2
備考	△印中2科目選擇						

機 械 工 學 科 第 3 學 年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第 1 學 期)	(第 2 學 期)	(第 3 學 期)
△煖房及換氣	2		
△冷凍及冷藏	2		
△壓縮空氣機	2		
△操重機	2		
△電力應用	2		
△工場設計	2		
△原動所設計	2		
△自動車工學	2		
經 濟 學	3		
工 場 管 理	3		
特 別 講 義	2	2	2
法 制 大 意	3		
內 燃 機 關 特 論	2		
機 工 學 實 驗 第 一	8	8	
工 作 機 械 特 論	2		
卒 業 計 畫 及 論 文	12	29	37
備考	△印中2科目選擇		

電 氣 工 學 科 第 1 學 年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第 1 學 期)	(第 2 學 期)	(第 3 學 期)
數 學	5	3	3
應 用 物 理 學	3	3	3
同 實 驗	3	3	3
力 學	2	2	2
應 用 力 學	2	2	2

水	力	學		1	1
熱	力	學	及熱機	2	2
電	氣	磁	氣學及交流理論	4	4
同			演習	2	2
電	氣	磁	氣測定法	1	1
電	氣	磁	氣實驗	5	5
電	氣	機	械器具第一		4
機			構	2	2
機	械	工	作法	2	1
△金	屬	材	料	2	2
機	機	設	計第二	2	2
△機	械	製	圖第二	3	2
○化	學	及	實驗	4	4
△測	量	及	演習	3	3
○話			學	3	5

備考 △印中2科目選擇

電氣工學科 第2學年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
電氣機械器具第二	4	4	4
△過渡現象論	2	1	
電氣機械設計第一	2		
同第二		2	2
電力輸送及配電	3	3	3
電力測定及測定器具	2	2	2
電燈及照明	2	1	
電氣鐵道		2	2
蓄電池	2		
發電所及變壓所設計	2	2	2
電氣工學實驗第一	6	7	8
水車及唧筒	2	2	2
計畫及製圖第一	5	5	7
電信電話學	2	2	2
△電解化學	2	2	2
△機械工學實驗第二	3	3	3
△建築構造第三	2	2	2
蒸氣タービン	2	2	

備考 △印中2科目選擇

電氣工學科 第3學年

(每週教授時數)

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
電氣材料	1		
高壓工學	2		

電氣機械設計	第三	2		
△電氣磁氣學特論			2	
△高周波工學特論			2	
△電氣機械器具特論			2	
△電力應用學		2		
△電熱工學		1		
高周波工學		3		
電氣工學實驗	第二	11		
計畫及製圖	第二	8		
△高周波工學實			4	
△經濟管理學法		3		
工場管理學法		3		
工業制大論		3		
卒業計畫及論文			33	39
備考 △印中2科目選擇				

建築學科 第1學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
	數 學	5	3
應 用 物 理 學	3	3	3
同 實 驗 學	3	3	3
構 造 力 學	2	2	2
法 制 大 材 意 料	3		
建 築 材 史	2	2	2
建 築 計 畫	3	3	3
建 築 構 造 第 一 畫	4	4	4
自 在 實 驗 圖 學	3	3	3
○化 學 及 實 驗		4	
○設 計 及 製 圖	8	13	13
○語 學	3	3	5

建築學科 第2學年

(學 科 目)	(每週教授時數)		
	(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
建 築 學 構 造 第 二 畫	4	4	4
建 築 計 畫	3	3	3
援 房 及 換 氣 飾 學	2		
家 具 及 裝 飾 學		2	2
地 震 及 演 習		2	2
測 量 及 設 備 學	3	3	
建 築 設 備 學	2	2	2
經 濟 學 演 習	3		
構 造 學 演 習	6	6	6

設計及製圖		16	17	20
建築學科		第3學年		
(學科目)		(每週教授時數)		
		(第1學期)	(第2學期)	(第3學期)
建築	施工	4	4	
都市	計畫及建築法規	3	3	
民法	及商法	3	3	
構造	學演習	6	6	
衛生	工學	2	2	
△工	藝史	2	2	
△庭	園學	2	2	
△社	寺建築	2	2	
△機	構學	2	2	2
△電	氣工學第一	2	2	2
設計及製圖		11—17	11—17	
卒業計畫及論文				35—39
備考	△印中2科目以上選擇			

各学科スタッフと担当科目

各学科の教官スタッフと担当科目は、昭和6年度、一応、学年が全部そろった段階では以下のとおりであった。昭和4年4月1日付の教官スタッフと比較すると、その充実ぶりが顕著である。特に、若いスタッフの多いのが特徴であろう。海外留学から帰国早々の新進気鋭のスタッフが精力的に集められた結果であろう。そして、これらのスタッフの多くは外部に求められた人材であったことは、先にも記したとおりである。

染料化学科

教授(兼)	有機化学特別講義, 研究及卒業論文	東北帝國大學教授 理學博士 理學士	眞島利行	就任時日 4. 4. 1
教授	染料化学, 染料大意, 染料化学實驗第一, 同上第二, 染料化学製圖, 夏季實習第一, 同上第二研究及卒業論文	理學博士	上野繁藏	4. 4. 1(助教授) 6. 3. 30(教授)
助教授	織物纖維化学, 色染化学, 色染化学實驗第一, 同上第二, 同上第三, 染料化学製圖, 夏季實習第一, 同上第二		菱山衡平	4. 4. 1

助 教 授	コーラール分溜物及有機合成化學，染料化學，染料大意，染料化學實驗第一，同上第二，染料化學製圖，夏季實習第一，同上第二	理學博士 工學士 林 茂 助	5. 1. 27
講 師	膠質化學，同上實驗	理 學 士 安 藤 暹	6. 3. 31
紡 織 學 科			
教 授	紡績學第二，織物仕上學，纖維工學實驗第二，同上第三，紡織仕上學大意，卒業計畫及論文	齋 藤 俊 吉	6. 3. 25
助 教 授	紡織原料學，紡績學第一，纖維工學實驗第一，同上第二，同上第三，紡織大意，紡織	大 住 吾 八	4. 4. 1
助 教 授	織物構造學第一，同上第二織機構造學，織物分解學第一，同上第二，同上第三，纖維工學實驗第一，同上第二，同上第三，紡織實習	太 田 勤 治	4. 4. 1
助 教 授	編組學，纖維工學實驗第一	中 原 虎 男	6. 5. 6
講 師	圖案，色彩學及圖案，同上實驗第一，同上實驗第二	東京高等工藝學校 教 官 下 孝 雄	4. 4. 30
講 師	工場設備	工 學 士 渡 邊 周	6. 3. 31
講 師	紡績學第四	鈴 木 鈴 馬	6. 6. 21
講 師	紡績學第三	佐 竹 規 方	6. 6. 30
窯 業 學 科			
教 授	窯業大意，陶磁器，建築用陶磁器，耐火用材料，セメント，窯業工學實驗第一，同上第二，窯業製圖，夏季實習第一，同上第二，研究及卒業論文	工學博士 工學士 近 藤 清 治	4. 4. 1
助 教 授	燃料及燃燒裝置，硝子及珓瑯，窯業工學實驗第一，同上第二，窯業製圖，夏季實習第一，同上第二	工學博士 工學士 田 端 耕 造	7. 1. 30
助 教 授	陶磁器彩飾法，築窯法，窯業工學實驗第一，同上第二，窯業製圖	榎 本 修 二	4. 4. 1
講 師	鑛物學實驗，岩石學，同上實驗	理 學 士 末 野 悌 六	7. 10. 1
講 師	窯業工學實驗第一，同上第二	工 學 士 山 內 俊 吉	5. 4. 15
講 師	硝子及珓瑯	工 學 士 三 角 愛 三	"
講 師	工 藝 史	特許局技師文學士 奧 田 誠 一	6. 4. 27

應用化學科

教授(兼)	工業化學有機第一, 工業化學實驗第一, 同上第二, 應用化學設計製圖, 研究及卒業論文	東京帝國大學教授 工學博士 工學士	田中芳雄	4. 4. 1
教授	工業化學有機第二, 有機工業化學大意, 工業化學實驗第一, 同上第二, 應用化學設計製圖, 研究及卒業論文	工學博士 工學士	內田壯	4. 9. 30
教授	工業化學測定法, 工業化學無機, 工業化學實驗第一, 同上第二, 應用化學設計製圖, 研究及卒業論文	工學博士 工學士	松井元太郎	4. 4. 1
助教授	化學工學, 化學工學特論, 化學工學實驗第一, 同上第二, 同上第三	工學博士 工學士	內田俊一	6. 3. 30
助教授	工業化學有機第一, 纖維素, 工業化學實驗第一 同上第二, 應用化學設計製圖	工學博士 工學士	金丸競	4. 4. 1
助教授	在外研究中	農學士	清水誠	5. 5. 14
助教授	工業化學實驗第一, 同上第二, 應用化學設計製圖	工學士	野田稻吉	5. 10. 16
講師	纖維素, 工業化學有機第一	東京帝國大學教授 工學博士 工學士	厚木勝基	5. 4. 15

電氣化學科

教授	電氣化學第一, 第二, 電熱化學第一, 第二, 高壓放電化學, 高壓化學, 電池, 電氣化學大意, 電氣化學實驗第一, 同上第二, 夏季實習第一, 同上第二, 研究及卒業論文	理學博士 理學士	加藤與五郎	4. 4. 1
助教授	合金, 應用X線, 電氣化學實驗第一, 同上第二 電氣化學製圖	理學士	武井武	"
講師	光化學, 電氣化學實驗第一, 同上第二	理學士	速水永夫	4. 4. 13
講師	電着化學, 試金術及實驗		瀨谷準造	5. 3. 21
講師	電氣化學第二, 電氣化學製圖	工學博士 工學士	浦野三朗	6. 4. 28

機械工學科

教授	機械工作法, 工作機械, 機械工學大意, 機械工學實驗第一, 同上第二, 同上第三, 機械工作實習, 卒業計畫及論文	工學博士	關口八重吉	4. 4. 1
----	--	------	-------	---------

教 授	機構學，實驗工學，內燃機關，機械設計及製圖第一，機械工學特別講義，機械工學實驗第一，同上第二，同上第三，卒業計畫及論文	工 學 博 士 淺 川 權 八	”
教 授	水力學，水力原動機，水力機械，機械設計及製圖第一，機械工學演習，機械工學實驗第一，同上第二，同上第三，卒業計畫及論文	工學博士 工學士 松 本 容 吉	”
教 授	熱及熱機關，火力原動機，蒸汽タービン，機械工學特別講義，機械設計及製圖第一，機械工學演習，機械工學實驗第一，同上第二，同上第三卒業計畫及論文	工學博士 工學士 石 川 政 吉	6. 1.30
教 授	材料強弱學，金屬材料及組織學，機械工學演習機械工學實驗第一，同上第二，同上第三，卒業計畫及論文	工學博士 工學士 山 田 良 之助	5. 1.13
助 教 授	機械力學，流體力學，機械工學實驗第一，同上第二，同上第三	工 學 士 富 田 久三郎	5. 5.14
助 教 授	機械工作法，精密機械工學，機械設計及製圖第三，機械工作實習，實驗第一，二，三	工學博士 工學士 海老原 敬 吉	4. 4. 1
助 教 授	冷凍機及壓縮機關，機械設計及製圖第二，機械製圖，機械工學實驗第一，同上第二，同上第三	工 學 士 川 田 正 秋	5. 5.14
講 師	機械設計	東京帝國大學助教授 限 部 一 雄	4. 4. 1
講 師	鐵道車輛	鐵道技師 工學士 島 秀 雄	4. 4.25
講 師	煖房及換氣	專賣局技師工學士 北 浦 重 之	5. 4.15
講 師	操重機	工學博士 工學士 永 雄 節 郎	6. 4.15
講 師	機械工學實驗第一，同上第二，同上第三，機械製圖	理 學 士 原 正 健	6. 4.20
電 氣 工 學 科			
教授(兼)	電氣機械器具第二	大學長 工學博士 工學士 中 村 幸 之助	4. 4. 1
教授(兼)	電氣過渡現象論，卒業計畫及論文	東京帝國大學教授 鯨 井 恆太郎	”
教 授	電氣機械器具第一，電動力應用，電氣工學實驗第四，同上第五，電氣工學第一，同上第二，卒業計畫及論文	工學博士 工學士 福 田 勝	4. 4. 1

教 授	電氣磁氣學，交流理論，高周波電氣工學第一， 電氣工學實驗第三，卒業計畫及論文	理學博士 理學士 山 本 勇	”
助 教 授	電氣測定及測定器具，電力輸送，配電及蓄電池 電氣工學實驗第二	ドクター・インヂニア (獨逸ダラムシュ タット工業大學)	大 槻 喬 5. 5.14
助 教 授	電氣機械器具第二	工學博士 工學士 尾 本 義 一	7. 1.30
助 教 授	在外研究中	工 學 士 十 合 晋 次	6. 3.30
助 教 授	電氣測定及測定器具，高周波電氣工學第二，電 氣工學實驗第一，電氣工學大意	工學博士 工學士 古 賀 逸 策	4. 4. 1
助 教 授	在外研究中	工 學 士 鈴 木 松 雄	”
講 師	電氣工學實驗第一	工 學 士 藤 高 周 平	6.11.10
講 師	電信及電話 電氣試驗所技師工學士	肥 田 丈 夫	5. 4.14
講 師	電氣工學設計第一，同第二，電氣工學製圖第一 同第二，電氣材料	工 學 博 士 竹 內 壽太郎	”
講 師	發電所及變電所 通信技師 工學士	工 藤 正 平	”
講 師	電氣鐵道	工 學 士 米 澤 政治郎	5. 4.15
講 師	電氣工學實驗第三，第四，第五，電氣工學製圖 第一，第二	小 澤 省 吾	”
講 師	電氣工學實驗第一，第二	森 田 清	6. 3.31
講 師	高電壓工學	工學博士 工學士 別 宮 貞 俊	”
建 築 學 科			
教 授	建築計畫第一，工藝史，庭園學，設計及製圖第 一，同上第二，同上第三，卒業計畫及論文	工學博士 工學士 前 田 松 韻	6. 3.25
教 授	建築構造第三，同上第四，建築計畫第二，設計 及製圖第一，同上第二，同上第三，卒業計畫及 論文	工學博士 工學士 小 林 政 一	4. 6.22
教 授	建築構造第一，構造學實習第一，同上第二，設 計及製圖第一，同上第二，同上第三，卒業計畫 及論文	工學博士 工學士 田 邊 平 學	4. 4. 1
助 教 授	建築構造第二，構造學實習第一，同上第二，設 計及製圖第一，第二，同上第三	工 學 士 二 見 秀 雄	”

助教授	構造力學, 建築材料, 構造學演習第一, 同上第二, 地震學, 設計及製圖第一, 同上第二, 同上第三					
助教授	建築意匠, 衛生工學, 設計及製圖第一, 同上第二, 同上第三	工學博士	谷口忠			”
講師	建築史	工學士	谷口吉郎			6. 5. 6
講師	自在畫	工學博士 工學士	伊東忠太			4. 4. 5
講師	測量及演習		南薰			”
講師	建築計畫第一	東京帝國大學助教授工學士 工學博士 工學士	關信雄			4. 5. 31
講師	建築施工, 構造學演習第一, 第二, 設計製圖第一, 同上第二, 同上第三		佐野利器			4. 12. 20
講師	建築施工	工學士	狩野春一			6. 3. 31
講師	都市計畫及建築法規		武富英一			”
講師	社寺建築	警視廳技師工學士	北澤五郎			”
講師	彫塑	內務技師 工學士	角南隆			6. 4. 14
			堀進二			6. 4. 22
物理化學教室						
教授	物理化學, 同上實驗, 化學熱力學, 冶金學大意	理學博士 理學士	田丸節郎			4. 4. 20
分析化學教室						
教授	分析化學, 同上實驗	理學博士 理學士	永海佐一郎			4. 4. 1
助教授	分析化學實驗	理學士	箱守新一郎			4. 4. 1
助教授	分析化學實驗, 化學分析實驗	理學士	加藤多喜雄			”
物理學教室						
教授	物理學, 物理學實驗	工學博士 理學士	木下正雄			5. 10. 18
助教授	物理學特論, 物理學實驗	理學博士 理學士	竹內時男			5. 5. 24
講師	物理學實驗	理學士	福井私城			4. 4. 1
數學教室						
教授	數學第一, 應用數學特論	理學博士 理學士	渡邊孫一郎			4. 4. 1

助 教 授	數學第一, 同第二, 力學, 物理學實驗				
		理 學 士	久 末 啓一郎	5. 5. 14	
講 師	數學第二	理 學 士 文 學 士	梶 島 二 郎	7. 10. 1	
講 師	數學, 物理學實驗				
		理 學 士	有 山 兼 孝	6. 3. 31	
無 機 化 學 教 室					
助 教 授	無機化學, 同上實驗, 錯鹽化學, 稀元素化學, 分光化學				
		理 學 士	植 村 琢	5. 6. 24	
有 機 化 學 教 室					
助 教 授	化學, 有機化學第一, 同上第二, 有機化學實驗 第一, 同上第二, 有機電氣化學				
		理 學 士	星 野 敏 雄	5. 10. 3	
共 通 學 科 擔 任 教 員					
助 教 授	經濟學, 工場管理法, 特許法				
		學 生 主 事 法 學 士	奧 田 寬 太 郎	4. 4. 1	
講 師	外國語	文 學 士	青 木 宗 太 郎	"	
講 師	化學工學	東京帝國大學助教授 工學博士 工 學 士	友 田 宣 孝	5. 4. 13	
講 師	火藥學及實驗	東京帝國大學教授 工 學 士	西 松 唯 一	5. 4. 15	
講 師	電燈照明及電熱, 建築設備				
		工 學 博 士	伊 藤 奎 二	5. 4. 15	
講 師	法制大意, 民法及商法				
		東京商科大學教授 法學博士 法 學 士	孫 田 秀 春	6. 4. 10	
講 師	工場管理法		川 西 正 鑑	6. 7. 23	

大学の発足に当たり、教官スタッフの多くが外部の人材に求められ、旧東京高等工業学校の教官の大半が大学発足と同時に強制退職を余儀なくされたことに対し、発足直後には学生たちに旧高工の教官たちの不平不満が感染したようであった。特に、附属工学専門部の学生たちは、大学昇格が結果的に自分たちにとってなんらの利益をもたらさなかったので、不満は大きかったようである。こうした学内の雰囲気打破したのは、若いスタッフたちの存在であった。

稲村耕雄氏は、以下のように回顧しておられる。

1929年、工大第1回の学生がはいってきた。こちらも東京高工が工大附属専門部ということに改められた。丸帽が角帽を羨しく思った記憶はふしぎにない。化学系の大学生が白い実験服をきているのがひどくスマートにみえた。われわれの実習服がねずみ色の小倉織で、みすぼらしいのがなさげなくなった。(中略) 昇格によって半数以上の先生がたが強制退職になって去られ、その前後は多少学生にも不平不満が感染した。ことに附属専門部の学生にはそれがひどく響いて退廃的な気分が漂ったようである。そのころは実に外国から帰りたての先生が多かった。ドイツから持ち帰られた星野敏雄教授のソフトはりボンがまうしろに結ばれていて飛行船の舵のようでミュンヘンの武勇伝のめざましさをしのばせた。教授の過半が新帰朝者気分であったことはたしかに若い工大にふさわしかった。いまのように教授総会はなかったから学校の運営にはそれがひびかなかっただろうが、先生方の私的交際の水準は今のわれわれのような質実なものとは、まったくかけはなれて明るいものであったとのことである。(「大岡山一九二九～一九五一」)

たしかに大学の発足直後には教官選考をめぐる若干のしこりがあったであろうが、外部から招聘された教官スタッフの多くは若い優秀な人材であり、かつ母校たる東京高等工業学校の出身者であり、東北帝国大学などに進学して学位をとり海外留学を経て本学に赴任したものが多かったから、わだかまりは附属専門部の自然消滅とともに、だんだん薄らいでいった。

先にも見たように、発足直後は本学への入学者の出身コースは多種多様であり、各学科の授業、実験はそれに応じてなされなければならなかった。

たとえば、電気工学科の実験グループはその前歴に応じて、Aグループは高校理科卒業生、Bグループは高工電気科卒業生、Cグループは他の学科からの転学生といった具合に、グループ分けをして実験コースをとらせるといった状況であった。

さらに本学の場合は、発足直後には学年制が採用され、科目制への切り替えが焦眉の急とされたが、カリキュラム的には旧高工以来の伝統が尊重され、十分な対応がとれなかったばかりでなく、工業大学にふさわしい科目制度の研究がかなり遅れていたという問題があった。

この制度改革に当たり、活躍したのは東京帝国大学との兼任教授たちであった。特に、鯨井恒太郎教授の東京帝大における長い経験は学年制から科目制への制度改革に適切な処置を与える結果となったのである。

第2節 大学カリキュラムの制定

学年制から科目制へ

昭和4年4月1日付で施行された、本学最初の「学則」では、本学のカリキュラムは旧高等工業学校時代の「学年制」であった。

「学年制」とは、各学科の授業科目をあらかじめ「3学年」に配当した、いわば「お仕着せ」のカリキュラムであった。この学年制カリキュラムは、実用に供する学生の養成に重きを置く専門学校のカリキュラムとしては適当であった。しかし、工業に関する広範囲な研究と教育を目的とし、各学科目に関して更に深い研究活動に従事する研究者の養成にとっては「お仕着せ」カリキュラムは不適當であった。学生の自由で独創的な個性の尊重のためにも、カリキュラムの再編成は必要であった。

研究重視の立場からすれば、「学年制」よりも「科目制」（単位制度）のほうが有効とみなされ、昭和6年3月31日の学則改正で、「科目制」によるカリキュラムに変更された。

その際、カリキュラム編成の変更に当たり、実質的な推進者は、先にも指摘したように、東京帝大と本学との兼任教授であった鯨井恒太郎教授であった。

その間の事情を当時、鯨井教授の下で助教授であった山本勇先生の回顧に見ておきたい。

昭和4年4月に東京工業大学設立の官制が発表せられると同時に鯨井博士は兼任教授に任命せられ、爾来6箇年以上に亘り、電気工学科主任教授として、学制の確立、研究設備の充実、研究の一般的指導、並に学生の教育に御尽力になった。博士は東京帝大に於ける本務の外、諸方面に関係せられ、非常に御多忙でありましたが、毎週1回は大岡山に御出でになり過度電気現象論の講義をなされ且つ卒業研究の指導や電気工学科内の重要事項に関しては極めて御熱心に尽力せられた。本大学は昭和4年4月に創立されたのであるが、昭和6年3月までは大学と工学専門部とが併置されて居りました関係上学生教育上に於ても又科内の事務上に於ても種々複雑な事項が多い状態であった。又、本大学は創立当初は殆んど学年制度に近い学課目履修

方法を採用して居たのであるが、其後時勢の進運に伴ひ、科目制度を採用することになり、之に関連して調査委員会や教授会等が屢々開催せられました。鯨井博士は東京帝大に於ける永年の御経験に基き、極めて適切な御意見を述べられ、現行制度の確立にあたり貢献すること甚だ大であった。(山本勇氏「東京工業大学に於ける鯨井博士」)

なお、「科目制」採用に当たり、その理由としては以下のように説明された。

昭和6年3月31日学則改正事由概要学生ヲシテ各其ノ長所トスル処ニ向テ研学セシムル為各其ノ専攻学科ノ修得上差支ナキ範囲内ニ於テ履修学科目ノ選択ヲ自由ナラシメントシ又一二学科目ノ成績不十分ナル学生ヲシテ再ヒ同一学年ニ止リ同一学科目ヲ重複履修セシムルノ不合理ヲ避ケントスル等人ニ依リ現行学則ニ拠ル学年制ヲ学科目制ニ改メ且試験制度ノ改善ヲナスノ必要アリ

「学年制」カリキュラムから「科目制」カリキュラムへの変更に基づき、学士試験の条項が改正された。これ以降、学士試験の受験資格は必要単位を満たすことが条件とされるようになったのである。

旧 (第20条) 学士試験ハ第1学年、第2学年、第3学年ノ課程ヲ履修シ其ノ学科試験ニ合格シタルモノニ対シ之ヲ行フ

新 (第26条) 2箇年以上在学シ所属学科標準課程ノ定ムル所ニ拠リ40単位以上ノ科目試験ニ合格シタル者ハ学士試験ヲ受クルコトヲ得 (第30条) 50単位以上ノ科目試験ニ合格シ且学士試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

さらに昭和4年の学則には転学科の規定はなかったが、この6年の学則では第18条に「学生他ノ学科ニ転科ヲ志望スルモノアルトキハ欠員アル場合ニ限り教授会ノ議ヲ経テ銓衡ニヨリ之ヲ許可スルコトアルヘシ」と規定され、学生の転科が学則上、認められた。

以下、昭和6年の学則第4条による科目制カリキュラムを掲げておく。(なお、戦前戦後の学則である昭和17年度のものによれば、単位数はそれぞれ60単位、70単位以上とされた)

東京工業大學學則第 4 條授業科目

科目 番號	授業科目	單位數	每週授業時數			備 考
			第 1 學期	第 2 學期	第 3 學期	
101	數 學 第 一	4	4	4	3	
102	數 學 第 二	2	2	2		
103	應用數學特論	2	2	2		
104	力 學	2	2	2	1	
111	物 理 學	2	2	2	2	
112	物 理 學 特 論	2	2	2	2	
113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3	染料化學科，紡織學科， 窯業學科，應用化學科， 電氣化學科，機械工學科， 電氣工學科及建築學科
121	分 析 化 學	2	2	2		
122	分 析 化 學 實 驗	11	a 12	12	6	染料化學科
			b 12	12	9	電氣化學科
			c 12	10.5	9	窯業學科及應用化學科
123	化 學	2	2	2	2	紡織學科
			2	4		電氣工學科，機械工學科 及建築學科
124	分 析 實 驗	3	3	3	3	
125	無 機 化 學	2	2	2		
126	無 機 化 學 實 驗	1			6	染料化學學科，窯業學科， 應用化學科及電氣化學科
127	有 機 化 學 第 一	3	3	3	3	
128	同 上 第 二	3	3	3		
129	有 機 化 學 實 驗 第 一	1			4	
130	同 上 第 二	2	6			染料化學科，窯業學科， 應用化學科及電氣化學科
131	物 理 化 學	3	3	3	3	
132	物 理 化 學 實 驗	2	6			染料化學科，窯業學科， 應用化學科及電氣化學科
133	化 學 工 學	2	2	2	2	
134	化 學 工 學 特 論	1	2			
135	化 學 工 學 實 驗 第 一	3		4	4	
136	同 上 第 二	2		3	3	
137	同 上 第 三	1			4	

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第1學期	第2學期	第3學期	
138	鑛 物 學 實 驗 } }	1			3	染料化學科及電氣化學科
		1		1.5		窯業學科及應用化學科
139	化 學 熱 力 學	1			2	
140	錯 鹽 化 學	1			2	
141	稀 元 素 化 學	1			2	
142	分 光 化 學	1	2	1		
143	岩 石 學	1	2	2	2	
144	岩 石 學 實 驗	1	3	2	2	
145	冶 金 學 大 意	1	2	2	2	
146	有 機 電 氣 化 學	1		1		
147	圖 案	1	2			
148	色 彩 學 及 圖 案	1	1	1		
149	同 上 實 驗 第 一	2	2	2	3	
150	同 上 實 驗 第 二	1	2			
151	經 濟 學	1	2			
152	工 場 管 理 法	1		2		
153	特 許 法	1			2	
154	法 制 大 意	1	2			
155	民 法 及 商 法	1		2	2	
201	有 機 化 學 特 別 講 義	1	1	1	1	
202	コ ー ル タ ー ル 分 溜 物 及 有 機 合 成 化 學	1		2		
203	染 料 化 學	2	2	2	3	
204	染 料 大 意	1	1			
205	織 物 纖 維 化 學	1	2			
206	膠 質 化 學	1		1	1	
207	膠 質 化 學 實 驗	1			3	
208	色 染 化 學	2	2	2	3	
209	染 料 化 學 實 驗 第 一	5		8	6	
210	同 上 第 二	5	15			

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第1學期	第2學期	第3學期	
211	色染化學實驗第一	5		8	6	
212	同 上 第 二	5	15			
213	同 上 第 三	3	3	3	3	
214	染料化學製圖	2		3	3	
215	夏季實習第一	1				
216	同 上 第 二	1				
301	紡織原料學	2	2	2	2	
302	紡績學第一	2	2	2	2	
303	同 上 第 二	2	2	2	2	
304	同 上 第 三	1	2			
305	同 上 第 四	1	1	1		
306	織物構造學第一	1	1	1	1	
307	同 上 第 二	2	2	2	2	
308	織機構造學	2	2	2	2	
309	織物仕上學	2	2	2	2	
310	織物分解學第一	1	1	1	1	
311	同 上 第 二	2	2	2	2	
312	同 上 第 三	2	2	2		
313	編 組 學	1	1	1	1	
314	紡織特別講義	1	2	2		
315	微生物及遺傳學	1	1			
316	工場設備	1			2	
317	纖維工學實驗第一	8	7	7	9	
318	同 上 第 二	9	13	17	18	
319	同 上 第 三	3	27			
320	紡 織 大 意	1		2		
321	紡 織 實 習	2	2	2	2	
322	紡 織	1	2			
323	紡織仕上學大意	1			2	

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第1學期	第2學期	第3學期	
324	夏季實習第一					
325	同上第二					
401	燃料及燃燒裝置	1		2		
402	工 藝 史	1	2			
403	窯 業 大 意	1		1		
404	陶 磁 器	2	4			
405	陶磁器彩飾法	1			4	
406	建築用陶磁器	1		2		
407	耐火用材料	1			4	
408	硝子及瑤瑯	3	2	4	2	
409	セメント	2		4		
410	築 窯 法	1			4	
411	窯業工學實驗第一	14	3	21	18	
412	同上第二	5	13			
413	窯 業 製 圖	3	9			
414	夏季實習第一					
415	同上第二	1	2	1	1	
501	工業化學測定法	2	4	2	2	
502	工業化學無機	2	2	2	2	
503	工業化學有機第一	4	4	4	4	
504	同上第二	4	4	4	4	
505	有機工業化學大意	1	1			
506	織 維 素	1		2		
507	火藥學及實驗	1	2			
508	工業化學實驗第一	8		11	13	
509	同上第二	8	22			
510	應用化學設計製圖	3		4	4	
511	夏季實驗第一	1				
512	同上第二	1				

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第 1 學期	第 2 學期	第 3 學期	
601	電 解 化 學 <small>第一 第二</small>	2	2	2	2	
602	電 熱 化 學 <small>第一 第二</small>	1		2		
603	電 着 化 學	1	2			
604	高 壓 放 電 化 學	1	1			
605	高 壓 化 學	1	1			
605	電 池	1		1		
607	合 金	1	2			
608	應 用 X 線	1		1		
609	光 化 學	1		1		
610	電 氣 化 學 大 意	1	1			
611	電 氣 化 學 實 驗 第 一	9		14	21	
612	同 上 第 二	7	30			
613	電 氣 化 學 製 圖	1	3			
614	試 金 術 及 實 驗	1	3			窯業學科，應用化學科及 電氣化學科
615	夏 季 實 習 第 一					
616	同 上 第 二					
701	材 料 強 弱 學	2	2	2	2	
702	機 構 學	2	2	2	2	
703	機 械 力 學	1	2	1	1	
704	實 驗 工 學	1	1	1	1	
705	水 力 學	2	2	2	1	
706	流 體 力 學	1	2			
707	水 力 原 動 機	2	2	2	2	
708	水 力 機 械	2	2	2	2	
709	熱 及 熱 機 關	3	2	3	3	
710	火 力 原 動 機	2	2	2	2	
711	內 燃 機 關	2	2	2	2	
712	蒸 汽 タ ー ビ ン	2	2	2		
713	冷 凍 機 及 壓 縮 機 關	1	2			

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第1學期	第2學期	第3學期	
714	煖房及換氣	1	2			
715	金屬材料及組織學	2	2	2	1	
716	機械工作法	2	2	1	2	
717	工作機械	2	2	2	2	
718	精密機械工學	2	2	2	1	
719	鐵道車輛	2	2	2		
720	操重機	1	2			
721	機械工學大意	3	3	3	3	
722	機械工學特別講義 {航空機、自動汽車、 機械工學特論}		4	4		
723	機械設計	2	2	2	2	
724	機械設計及製圖第一	6	11	11	12	
725	同上第二	2	3	3	3	
726	同上第三	2	3	3		
727	機械製圖	4	6	7	11	
728	機械工學演習	1		2	1	
729	機械工學實驗第一	3	6	3	6	
730	同上第二	1	6			
731	同上第三	2	3	3	3	
732	機械工作實習	2	6	3	3	
733	夏季演習	2				
801	電氣磁氣學	4	5	2	3	
802	交流理論	2	3	2	2	
803	電氣測定及測定器具	3	3	3	3	
804	電氣機械器具第一	1			4	
805	同上第二	4	4	4	4	
806	電力輸送	2	2	2	2	
807	配電及蓄電池	1	1	1	1	
808	發電所及變電所	2	2	2	2	

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第 1 學期	第 2 學期	第 3 學期	
809	電 氣 鐵 道	2	2	2		
810	電燈照明及電熱	2	2	2		
811	電氣過渡現象論	1	1	1	1	
812	電 信 及 電 話	2	2	2	2	
813	高周波電氣工學第一	1	1	1	1	
814	同 上 第 二	1	3			
815	電氣工學設計第一	2	2	2	2	
816	同 上 第 二	1	2			
817	電氣工學製圖第一	4	5	5	5	
818	同 上 第 二	2	8			
819	高 電 壓 工 學	1	1	1	1	
820	電 氣 材 料	1			2	
821	電 動 力 應 用	1	2			
822	電氣工學實驗第一	$\left\{ \begin{array}{l} a \ 5 \\ b \ 3 \end{array} \right.$	6	6	6	
			4	4	4	
823	同 上 第 二	6	7	7	7	
824	同 上 第 三	3	12			
825	同 上 第 四	2		4	4	
826	同 上 第 五	1	3			
827	電氣工學第一	2	2	2	2	
828	同 上 第 二	2	2	2	2	
829	電氣工學大意	2	2	2	2	
830	輪 講		3			
831	電氣工學特別講義		2	2		
832	電氣工學實地演習 (夏 期)					
901	構 造 力 學	2	2	2	2	
902	建 築 材 料	2	2	2	2	
903	建 築 構 造 第 一	4	4	4	4	
904	同 上 第 二	4	4	4	4	

科目 番號	授 業 科 目	單位數	每週授業時數			備 考
			第1學期	第2學期	第3學期	
905	同 上 第 三	2	2	2	2	
906	同 上 第 四	1	2			
907	構 造 學 演 習 第 一	3	6	6	6	
908	同 上 第 二	3	6	3		
909	建 築 史	3	3	3	3	
910	建 築 計 畫 第 一	3	3	3	3	
911	同 上 第 二	3	3	3	3	
912	建 築 意 匠	2		2	2	
913	地 震 學	2		2	2	
914	建 築 設 備	2	2	2	2	
915	測 量 及 演 習	2	3	3		
916	建 築 施 工	3	4	4		
917	都市計畫及建築法規	2	3	3		
918	衛 生 工 學	2	2	2		
919	工 藝 史	2	2	2		
920	庭 園 學	1	2			
921	社 寺 建 築	2	2	2		
922	自 在 畫	3	3	3	3	
923	彫 塑	2	3	3		
924	設 計 及 製 圖 第 一	5	8	13	14	
925	同 上 第 二	5	15	15	20	
926	同 上 第 三	4	15	10		

染料化學科標準課程

第 1 年 度

	科目 番號	科 目 名	每週時間數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
A	102	數 學 第 二	2	2	0	2
A	111	物 理 學	2	2	2	2

B	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
A	121	分 析 化 學	2	2	0	2
B	122A	分 析 化 學 實 驗	12	12	6	11
A	125	無 機 化 學	2	2	0	2
B	126	無 機 化 學 實 驗	0	0	6	1
A	127	有 機 化 學 第 一	3	3	3	3
B	129	有 機 化 學 實 驗 第 一	0	0	4	1
A	131	物 理 化 學	3	3	3	3
B	138	鑛 物 學 實 驗	0	0	3	1
A	721	機 械 工 學 大 意	3	3	3	3
B	726	機 械 設 計 及 製 圖 第 三	3	3	0	2
A	829	電 氣 工 學 大 意	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	2	2	4	0
		合 計	39	39	39	38

第 2 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
B	130	有 機 化 學 實 驗 第 二	6	0	0	2
B	132	物 理 化 學 實 驗	6	0	0	2
A	133	化 學 工 學	2	2	2	2
B	136	化 學 工 學 實 驗 第 二	0	3	3	2
A	148	色 彩 學 及 圖 案	1	1	0	1
B	150	色 彩 學 及 圖 案 實 驗 第 二	2	0	0	1
A	201	有 機 化 學 特 別 講 義	1	1	1	1
A	202	コーラル分溜物及有機合成化學	0	2	0	1
A	203	染 料 化 學	2	2	3	2
A	205	織 物 織 維 化 學	2	0	0	1
A	206	膠 質 化 學	0	1	1	1
B	207	膠 質 化 學 實 驗	0	0	3	1
A	208	色 染 化 學	2	2	3	2
B	209	染 料 化 學 實 驗 第 一	0	8	6	5

B	211	色 染 化 學 實 驗 第 一	0	8	6	5
B	214	染 料 化 學 製 圖	0	3	3	2
A	320	紡 織 大 意	0	2	0	1
B	321	紡 織 實 習	2	2	2	2
B	323	紡 織 仕 上 學 大 意	0	0	2	1
A	501	工 業 化 學 測 定 法	4	0	0	2
A	507	火 藥 學 及 實 驗	2	0	0	1
B	826	電 氣 工 學 實 驗 第 五	3	0	0	1
		餘 裕 時 間	4	2	4	0
		合 計	39	39	39	39

第 3 年 度

	科目 番 號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
A	152	工 場 管 理 法	0	2	0	1
B	210	染 料 化 學 實 驗 第 二	15	0	0	5
B	212	色 染 化 學 實 驗 第 二	15	0	0	5
A	906	建 築 構 造 第 四	2	0	0	1
		研 究 及 卒 業 論 文	0	35	35	0
		餘 裕 時 間	7	2	4	0
		合 計	39	39	39	12

注意 學士試験受験者資格ハ第1年度及第2年度標準課程中A印20單位以上, B印20單位以上合格シタルモノタルヲ要ス

紡織學科標準課程

第 1 年 度

	科目 番 號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	101	數 學 第 一	4	4	3	4
	104	力 學	2	2	1	2
	111	物 理 學	2	2	2	2
	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
	123	化 學	2	2	2	2

	124	分 析 實 驗	3	3	3	3
	148	色 彩 學 及 圖 案	1	1	0	1
○	149	色 彩 學 及 圖 案 實 驗 第 一	2	2	3	2
	301	紡 織 原 料 學	2	2	2	2
	306	織 物 構 造 學 第 一	1	1	1	1
	310	織 物 分 解 學 第 一	1	1	1	1
○	317	織 維 工 學 實 驗 第 一	7	7	9	8
	702	機 構 學	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	7	7	7	0
		合 計	39	39	39	33

第 2 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	208	色 染 化 學	2	2	3	2
	213	色 染 化 學 實 驗 第 三	3	3	3	3
	302	紡 績 學 第 一	2	2	2	2
	303	紡 績 學 第 二	2	2	2	2
	307	織 物 構 造 學 第 二	2	2	2	2
	308	織 機 構 造 學	2	2	2	2
	309	織 物 仕 上 學	2	2	2	2
	311	織 物 分 解 學 第 二	2	2	2	2
○	318	織 維 工 學 實 驗 第 二	12	17	18	9
		餘 裕 時 間	10	5	3	0
		合 計	39	39	39	26

第 3 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	152	工 場 管 理 法	0	2	0	1
	313	紡 織 學	1	1	1	1
○	319	織 維 工 學 實 驗 第 三	27	0	0	3

	卒業計畫及論文	0	23	26	0
	餘裕時間	11	13	12	0
	合計	39	39	39	5

備考 ○印ハ必修科目

窯業學科標準課程

第 1 年 度

	科目番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
A	102	數 學 第 二	2	2	0	2
A	111	物 理 學	2	2	2	2
B	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
A	121	分 析 化 學	2	2	0	2
B	122	分 析 化 學 實 驗	12	10.5	9	11
A	125	無 機 化 學	2	2	0	2
B	126	無 機 化 學 實 驗	0	0	6	1
A	131	物 理 化 學	3	3	3	3
B	137	化 學 工 學 實 驗 第 三	0	0	4	1
B	138B	鑛 物 學 實 驗	0	1.5	0	1
A	401	燃 料 及 燃 燒 裝 置	0	2	0	1
A	721	機 械 工 學 大 意	3	3	3	3
B	726	機 械 設 計 及 製 圖 第 三	3	3	0	2
A	829	電 氣 工 學 大 意	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	5	3	7	0
		合 計	39	39	39	36

第 2 年 度

	科目番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
A	112	物 理 學 特 論	2	2	2	2
B	130	有 機 化 學 實 驗 第 二	6	0	0	2
B	132	物 理 化 學 實 驗	6	0	0	2
A	133	化 學 工 學	2	2	2	2

A	147	圖	案	2	0	0	1						
A	402	工	藝	史	2	0	0	1					
A	404	陶	磁	器	4	0	0	2					
A	405	陶	磁	器	彩	飾	法	0	0	4	1		
A	406	建	築	用	陶	磁	器	0	2	0	1		
A	407	耐	火	材	料	0	0	4	1				
A	408	硝	子	及	珪	瑯	2	4	2	3			
A	409	セ	メ	ン	ト	0	4	0	2				
A	410	窯	業	工	學	實	驗	第	一	3	21	18	14
A	501	工	業	化	學	測	定	法	4	0	0	2	
B	826	電	氣	工	學	實	驗	第	五	3	0	0	1
		餘	裕	時	間	3	4	3	0				
		合	計	39	39	39	38						

第 3 年 度

科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數							
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期								
143	岩	石	學	2	0	0	1					
144	岩	石	學	實	驗	3	0	0	1			
151	經	濟	學	2	0	0	1					
412	窯	業	工	學	實	驗	第	二	13	0	0	5
413	窯	業	製	圖	9	0	0	3				
614	試	金	術	及	實	驗	3	0	0	1		
906	建	築	構	造	第	四	2	0	0	1		
	卒	業	論	文	0	39	39	0				
	餘	裕	時	間	5	0	0	0				
	合	計	39	39	39	13						

注意 學士試驗受験者資格ハ第1年度及第2年度標準課程中A印20單位以上、B印20單位以上合格シタルモノタルヲ要ス

應用化學科標準課程

第 1 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
A	102	數 學 第 二	2	2	0	2
A	111	物 理 學	2	2	2	2
B	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
A	121	分 析 化 學	2	2	0	2
B	122B	分 析 化 學 實 驗	12	10.5	9	11
A	125	無 機 化 學	2	2	0	2
B	126	無 機 化 學 實 驗	0	0	6	1
A	127	有 機 化 學 第 一	3	3	3	3
B	129	有 機 化 學 實 驗 第 一	0	0	4	1
A	131	物 理 化 學	3	3	3	3
B	138B	鑛 物 學 實 驗	0	1.5	0	1
A	721	機 械 工 學 大 意	3	3	3	3
B	726	機 械 設 計 及 製 圖 第 三	3	3	0	2
A	829	電 氣 工 學 大 意	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	2	2	4	0
		合 計	39	39	39	38

第 2 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
B	130	有 機 化 學 實 驗 第 二	6	0	0	2
B	132	物 理 化 學 實 驗	6	0	0	2
A	133	化 學 工 學	2	2	2	2
B	135	化 學 工 學 實 驗 第 一	0	4	4	3
A	501	工 業 化 學 測 定 法	4	0	0	2
A	502	工 業 化 學 無 機	2	2	2	2
A	503	工 業 化 學 有 機 第 一	4	4	4	4
A	504	工 業 化 學 有 機 第 二	4	4	4	4

A	507	火 藥 學 及 實 驗	2	0	0	1
B	508	工 業 化 學 實 驗 第 一	0	11	13	8
B	510	應 用 化 學 設 計 製 圖	0	4	4	3
A	601	電 解 化 學 第 一, 第 二	2	2	2	2
A	602	電 熱 化 學 第 一, 第 二	0	2	0	1
B	826	電 氣 工 學 實 驗 第 五	3	0	0	1
		餘 裕 時 間	4	4	4	0
		合 計	39	39	39	37

第 3 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
A	134	化 學 工 學 特 論	2	0	0	1△
A	152	工 場 管 理 法	0	2	0	1
B	509	工 業 化 學 實 驗 第 二	22	0	0	8
B	614	試 金 術 及 實 驗	3	0	0	1
A	906	建 築 構 造 第 四	2	0	0	1
		卒 業 論 文	0	37	39	0
		餘 裕 時 間	10	0	0	0
		合 計	39	39	39	12

注意 學士試験受験者資格ハ第1年及第2年度標準課程中A印20單位以上, B印10單位以上合格シタルモノタルヲ要ス △印第2年度ニ聽講スルモ可

電氣化學科標準課程

第 1 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
A	102	數 學 第 二	2	2	0	2
A	111	物 理 學	2	2	2	2
B	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
A	121	分 析 化 學	2	2	0	2
B	122A	分 析 化 學 實 驗	12	12	9	11
A	125	無 機 化 學	2	2	0	2

B	126	無機化學實驗	0	0	6	1
A	128	有機化學第二	3	3	0	3
A	131	物理化學	3	3	3	3
B	138A	鑛物學實驗	0	0	3	1
A	721	機械工學大意	3	3	3	3
B	726	機械設計及製圖第三	3	3	0	2
A	827	電氣工學第一	2	2	2	2
		餘裕時間	2	2	8	0
		合計	39	39	39	37

第 2 年度

	科目 番號	科 目 名	每週時間數			單位數
			第1學期	第2學期	第3學期	
B	130	有機化學實驗第二	6	0	0	2
B	132	物理化學實驗	6	0	0	2
A	133	化學工學	2	2	2	2
B	136	化學工學實驗第二	0	3	3	2
A	146	有機電氣化學	0	1	0	1
A	204	染料大意	1	0	0	1
A	403	窯業大意	0	1	0	1
A	501	工業化學測定法	4	0	0	2
A	502	工業化學無機	2	2	2	2
A	505	有機工業化學大意	1	0	0	1
A	601	電解化學第一, 第二	2	2	2	2
A	602	電熱化學第一, 第二	0	2	0	1
A	603	電着化學	2	0	0	1
A	604	高壓放電化學	1	0	0	1
A	605	高壓化學	1	0	0	1
A	606	電池	0	1	0	1
A	607	合金	2	0	0	1
A	608	應用 X 線	0	1	0	1
A	609	光化學	0	1	0	1

B	611	電 氣 化 學 實 驗 第 一	0	14	21	9
B	613	電 氣 化 學 製 圖	3	0	0	1
B	825	電 氣 工 學 實 驗 第 四	0	4	4	2
A	828	電 氣 工 學 第 二	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	4	3	2	0
		合 計	39	39	38	40

第 3 年 度

	科目 番 號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
A	152	工 場 管 理 法	0	2	0	1
B	612	電 氣 化 學 實 驗 第 二	30	0	0	7
B	614	試 金 術 及 實 驗	3	0	0	1
		卒 業 論 文	0	37	37	0
		餘 裕 時 間	6	0	2	0
		合 計	39	39	39	9

注意 學士試験受験者資格ハ第1年度及第2年度標準課程中A印20單位以上, B印20單位以上合格シタル者タルヲ要ス

機械工學科標準課程

第 1 年 度

	科目 番 號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	101	數 學 第 一	4	4	3	4
	104	力 學	2	2	1	2
	111	物 理 學	2	2	2	2
	113	物 理 學 實 驗	3	3	3	3
	701	材 料 強 弱 學	2	2	2	2
	702	機 構 學	2	2	2	2
	705	水 力 學	2	2	1	2
	709	熱 及 熱 機 關	2	3	3	3
	715	金 屬 材 料 及 組 織 學	2	2	1	2
	716	機 械 工 作 法	2	1	2	2

	723	機 械 設 計	2	2	2	2
○	727	機 械 製 圖	6	7	11	4
○	732	機 械 工 作 實 習	6	3	3	2
	827	電 氣 工 學 第 一	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	0	2	1	0
		合 計	39	39	39	34

第 2 年 度

科目 番號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數	
		第1學期	第2學期	第3學期		
703	機 械 力 學	2	1	1	1	
704	實 驗 工 學	1	1	1	1	
706	流 體 力 學	2	0	0	1	
708	水 力 機 械	2	2	2	2	
711	內 燃 機 關	2	2	2	2	
712	蒸 汽 タ ー ビ ン	2	2	0	2	
717	工 作 機 械	2	2	2	2	
718	精 密 機 械 工 學	2	2	1	2	
○	724	機 械 設 計 及 製 圖 第 一	11	11	12	6
○	729	機 械 工 學 實 驗 第 一	6	3	6	3
	733	夏 期 實 習				2
	825	電 氣 工 學 實 驗 第 四	0	4	4	2
	828	電 氣 工 學 第 二	2	2	2	2
		餘 裕 時 間	5	7	6	0
		合 計	39	39	39	28

第 3 年 度

科目 番號	科 目 名	毎 週 時 間 數			單 位 數
		第1學期	第2學期	第3學期	
152	工 場 管 理 法	0	2	0	1
322	紡 織	2	0	0	1
713	冷 凍 機 及 壓 縮 機 關	2	0	0	1
714	煖 房 及 換 氣	2	0	0	1

	719	鐵道車輛	2	2	0	2
	720	操重機	2	0	0	1
	906	建築構造第四	2	0	0	1
		卒業計畫及論文	20	30	35	0
		餘裕時間	7	5	4	0
		合計	39	39	39	8

備考 ○印ハ必修科目

電氣工學科標準課程

第 1 年 度

科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	101 數 學 第 一	4	4	3	4
	111 物 理 學	2	2	2	2
	104 力 學	2	2	1	2
	701 材 料 強 弱 學	2	2	2	2
	707 水 力 原 動 機	2	2	2	2
	710 火 力 原 動 機	2	2	2	2
	801 電 氣 磁 氣 學	5	2	3	4
	802 交 流 理 論	0	3	2	2
	803 電 氣 測 定 及 測 定 器 具	3	3	3	3
	804 電 氣 機 械 器 具 第 一	0	0	4	1
○	822 電 氣 工 學 實 驗 第 一 (A/B)	6 4	6 4	6 4	5 3
	餘 裕 時 間 (A/B)	11 13	11 13	9 11	0 0
	合 計 (A/B)	39 39	39 39	39 39	29 27

第 2 年 度

科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	805 電 氣 機 械 器 具 第 二	4	4	4	4
	806 電 力 輸 送	2	2	2	2
	807 配 電 及 蓄 電 池	1	1	1	1
	808 發 電 所 及 變 電 所	2	2	2	2

	809	電 氣 鐵 道	2	2	0	2
	810	電 燈 照 明 及 電 熱	2	2	0	2
	811	電 氣 過 度 現 象 論	1	1	1	1
	812	電 信 及 電 話	2	2	2	2
	813	高 周 波 電 氣 工 學 第 一	1	1	1	1
	815	電 氣 工 學 設 計 第 一	2	2	2	2
○	817	電 氣 工 學 製 圖 第 一	5	5	5	4
	819	高 電 壓 工 學	1	1	1	1
	820	電 氣 材 料	0	0	2	1
○	823	電 氣 工 學 實 驗 第 二	7	7	7	6
		餘 裕 時 間	7	7	9	0
		合 計	39	39	39	31

第 3 年 度

科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數	
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期		
	814	高 周 波 電 氣 工 學 第 二	3	0	0	1
	816	電 氣 工 學 設 計 第 二	2	0	0	1
○	818	電 氣 工 學 製 圖 第 二	8	0	0	2
	821	電 動 力 應 用	2	0	0	1
○	824	電 氣 工 學 實 驗 第 三	12	0	0	3
	830	輪 講	3	0	0	0
	832	電 氣 工 學 實 地 演 習 (夏 期)				0
		卒 業 計 畫 論 文 實 驗	0	30	30	0
		餘 裕 時 間	9	9	9	0
		合 計	39	39	39	8

○印ハ必修科目

建築學科標準課程

第 1 年 度

科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單 位 數	
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期		
	101	數 學 第 一	4	4	3	4

	111	物	理	學	2	2	2	2
	113	物	理	學	實	驗	3	3
	901	構	造	力	學	2	2	2
	902	建	築	材	料	2	2	2
	903	建	築	構	造	第	一	4
	909	建	築	史	3	3	3	3
	910	建	築	計	畫	第	一	3
	922	自	在	學	3	3	3	3
○	924	設	計	及	製	圖	第	一
		餘	裕	時	間	5	0	0
		合	計		39	39	39	31

第 2 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
	714	暖 房 及 換 氣	2	0	0	1
	904	建 築 構 造 第 二	4	4	4	4
○	907	構 造 學 演 習 第 一	6	6	6	3
	911	建 築 計 畫 第 二	3	3	3	3
	912	建 築 意 匠	0	2	2	2
	913	地 震 學	0	2	2	2
	914	建 築 設 備	2	2	2	2
	915	測 量 及 演 習	3	3	0	2
○	925	設 計 及 製 圖 第 二	15	15	20	5
		餘 裕 時 間	4	2	0	0
		合 計	39	39	39	24

第 3 年 度

	科目 番號	科 目 名	每 週 時 間 數			單位數
			第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期	
○	908	構 造 學 演 習 第 二	6	3	0	3
	916	建 築 施 工	4	4	0	3
	917	都 市 計 畫 及 建 築 法 規	3	3	0	2

	918	衛 生 工 学	2	2	0	2
	919	工 藝 史	2	2	0	2
	920	庭 園 学	2	0	0	2
	921	社 寺 建 築	2	2	0	2
○	926	設 計 及 製 圖 第 三	15	10	0	4
		卒 業 計 畫 及 論 文	0	10	35	0
		餘 裕 時 間	3	3	4	0
		合 計	39	39	39	19

備考 ○印ハ必修科目

単位制度に基づく科目制カリキュラムは、旧制大学時代には学科の新設あるいは科目増に応じてそのつど微調整されたが、基本的にはこの昭和6年度採用のものが踏襲されている。

科目別カリキュラムの採用という点では、たとえば東京帝大工学部での採用は大正中期に始まっていた（単位制度の採用は先にも見た臨時教育会議の大学改革の答申の1つであった）。それまでは東京帝大工学部でも学年制カリキュラムであった。

先にも見たように、本学の科目制カリキュラムの採用に当たり、鯨井教授の果たした役割の大きさが指摘されたが、本学の科目別カリキュラムは東京帝大工学部にならったものであった。むしろ、昭和6年度の東京帝大工学部における学科は「土木工学」「機械工学」「船舶工学」「航空学」「造兵学」「電気工学」「建築学」「応用化学」「火薬学」「鉱山学」「冶金学」の11学科を数え、本学におかれた学科と比較するとき、国策的色彩が一段と濃いものであったことがわかるが、本学におかれた学科と共通する学科では、東京帝大工学部のカリキュラムを参考に本学の科目制カリキュラムが作成されたものと思われる。

学年制カリキュラムから科目制カリキュラムへの変更は、本学が名実ともに工業大学として整備されていく過程を示すメルクマールであった。

官立工業大学第1回卒業式

昭和7年3月31日には大学として発足後、初めての卒業生を送り出すことになった。この年の卒業生は128名、その内訳を記すと以下のとおりであった。(カッコ内は各学科の入学時の学生数である)

染料化学科	8名(12名)
紡織学科	13名(15名)
窯業学科	10名(11名)
応用化学科	20名(21名)
電気化学科	9名(12名)
機械工学科	29名(30名)
電気工学科	23名(26名)
建築学科	16名(20名)

卒業式当日の様様と学長告辞を掲げておく。

大岡山を巣立つ初の工學士

學生生活に盡きぬ名残を惜みつゝ懐しの學園を去って實社會の鬭争的生活圏内に飛込んだ本學最初の工學士^(ママ)130名を送る榮ある第1回卒業證書授與式は去る3月31日午前10時より本學講堂において教職員參列の下に壯嚴裏に舉行された。當日開式に續いて大學長の、教育勅語奉讀、卒業證書授與、次に別項の如き學長の告辭があり、これに對し卒業生總代として機械科平尾浩(舊姓星野)君が謝辭を述べ、閉式後教官食堂において卒業生を始め參列者一同會食したが、送る者送られる者又は西に東にたもとを分つ者、さすがに別離となれば感傷的にもなるらしく、賑やかな裡にも一まつの哀愁が漂って居た。

學長告辭

本日ココニ本學第1回ノ卒業式ニ當リ職員一同ヲ代表シテ祝辭ヲ陳ルハ余ノ欣幸トスル所ナリ。諸子ハ永年學生ノ本分ヲ守リ心身共ニ健全ニ學業ヲ卒ヘラレタルコトヲ茲ニ祝福スルト同時ニ、偉大ナル希望ヲ抱キツツ學園ヲ出ル諸氏ノ將來ニ對シ幸アランコトヲ祈ル。

現代ノ文化ハ吾人ノ祖先ガ數千年ニ涉リテ織出シタルモノニシテ、中ニハサンランタル光輝ヲ放ツモノアリ、改良ヲ要スルモノ、未解決ノマ、永ク放置サレタルモノ、現代ニ解決ヲ迫ラレツ、アルモノ等雜然タリ、吾人ハ速ニ解決ヲツケ一層光輝アル

文化トシテ引續ク義務ヲ存ス。コレヲ自覺シ進シテソノ解決ヲ引受クルト否トハ國民精力優劣ノ分ルル所ニシテ國家優越權ノ獲得ハ解決能力ノ多少ト遲速トニヨルハ歴史ノ教フル所ナリ。人類文化ノ各部門ニ涉リ常ニ研究ノ態度ヲ以テ臨ミ研究能力ヲ最高度ニ傾注スル國民ハ過去ニ於テ然リシ如ク現在ニオイテモ優勢ナル地位ヲ保持ス。資源ト資金ト勞力ナル三要素ニ於テ世界ニ冠タル米國が現状ニ於テ國民生活ノ安定ヲ保持シ得ルニ拘ハラズ、現在獲得セル優越ノ地位ヲ繼續センガ爲國民學テ各種問題ノ解決ニ向テ遺憾ナク研究能力ヲ發揚シツ、アリ。資源ナク資金乏シク徒ラニ勞力ノミ多キ我國ノ現状ニ於テハ生活ノ安定ヲ初メトシ、政治經濟思想等各部門ニ涉リテ解決ヲ迫ラレツツアル問題頗ル多シ。是等ノ解決ノ能否ト遲速トハ國家優劣ノ分岐點ニシテソノ解決ニ向ツテハ國民學テ全能力ヲ傾注シテ研究セズンバ非ザル重大時期ナリト信ズ。斯ル時期ニ際シ工業部門ニ於テ指導階級ヲ以テ自他共ニ許ス所ノ士ハ、常ニ涵養セル研究能力ヲ最高度ニ發揮シ工業部門ニ屬スル事項ノ改良進歩創造ニ向ツテ努力セズンバ非ズ。諸子ヲ迎フル社會ノ現状ハ斯ル環境ニ置カレタリ。然ルニ諸子ノ多クハ研究繼續可能ナル場所ヲ希望スト聞キ大イニ意ヲ強セリ。(中略) 斯ル研究心ノ旺盛ナル士ヲ社會ニ送ルハ產業界將來ノ發展ニ期待スル所蓋シ僅少ニ非ズト信ズ、研究心ノ發動スル處必ズ進歩改善トナリテ現ハルモノナリ。(中略) 今後ノ諸子ノ研究ハ涵養セル研究心ヲ學術ナル直線ノ素質ヨリソノ應用トイフ平面的領分ニ進メ更ニ經濟ヲ加味セル立體的企業ニ迄發達セズンバ非ズ、我國ノ現状ハ諸子ノ研究心ノ發動ニヨリソノ解決ヲ期待スル問題頗ル多シ。願クハ暫クモ停滯セシムル事ナク益々旺盛ナラシメ國民ノ福祉ト國運ノ隆盛トニ向ツテ大ニ貢獻サレシムルコトヲ希望ス。(「工業大學藏前新聞」昭和7年4月14日)

各科卒業生ノ就職狀況

第1回ノ卒業生ノ就職狀況を見ておきたい。

「染料化学科」ノ卒業生ハ8名であつたが、染料工業1名、化学工業3名、学校2名、商事会社1名、その他1名となつてゐる。

「紡織学科」ノ卒業生ハ13名、その内訳ハ染織工業5名、官庁2名、学校3名、商事会社1名、その他1名となつてゐる。

「窯業学科」ノ卒業生ハ10名、その内訳ハ化学工業3名、土木建築業1名、官庁3名、学校3名となつてゐる。

「応用化学科」ノ卒業生ハ20名、卒業後ノ就職狀況ハ化学工業4名、飲

食料品工業1名、官庁7名、学校4名、その他4名であった。

「電気化学科」の卒業生は9名、その内訳は化学工業4名、官庁1名、学校3名、その他1名であった。

「機械工学科」の卒業生は29名、就職先の内訳は、染織工業1名、化学工業3名、機械工業10名、鉄道業1名、飲食料品工業2名、官庁3名、学校3名、商事会社1名、その他5名であった。

「電気工学科」の卒業生は23名、その内訳は化学工業1名、機械工業2名、鉄道業1名、電燈電力事業3名、飲食料品工業1名、官庁4名、学校6名、その他5名であった。

「建築学科」の卒業生は16名、その内訳は土木建築業5名、官庁3名、学校5名、その他2名、不明1名となっている。

第1回卒業生の出た昭和7年は、前年秋の満州事変の影響でようやく景気も上向き傾向にあったとはいえ、相変わらず文科系大卒者にとっては就職難の時代であった。本学第1回卒業生の順調な就職状況を見ると、やはり蔵前以来の伝統と実績がものをいったものであろう。就職状況の良さは、本学への入学志願者の増加となって現れた。

本学および帝大工学部入学志願者動向

次表は、昭和8年度より12年度までの帝国大学工学部と本学の入学志願者および入学者数の変遷である。やはり満州事変後の軍需景気を反映して、工学系への学生志願はおしなべて順調な推移をたどっていることがわかる。この間、本学では学生定員は据え置かれ、学科の新設はなかったのであるから、本学への入学志願者の増加はそのまま競争率の増加となって現れた。(北海道帝国大学の志願者と入学者がほぼ同数であるのは、同大学工学部には予科があったためである)

帝國大學工學部及東京工業大學入學志願者入學者調

大 學 名	昭和8年度		昭和9年度		昭和10年度		昭和11年度		昭和12年度	
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
東京帝國大學工學部	818	324	881	324	927	324	1,005	324	923	329
京都帝國大學工學部	231	186	278	182	360	185	377	186	349	201
東北帝國大學工學部	108 ×29	79 ×9	170 ×72	77 ×18	187 ×106	79 ×32	231 ×147	81 ×49	248 ×180	81 ×45
九州帝國大學工學部	146	113	142	116	151	115	199	115	186	116
北海道帝國大學工學部	99 ×3	98 ×3	101 ×2	101 ×2	109 ×10	99	100	100	99	99
大阪帝國大學工學部	174 ×43	125 ×22	204	129	203	130	233	128	218	134
東京工業大學	291	147	317	146	405	154	380	155	409	166

備考 ×印ハ第二次募集ニ依ルモノニシテ内數ナリ

次表は、同年度の入学志願者を専攻別に見たものであるが、一般的にいて東京帝大をはじめ各大学とも機械、電気の志願者が多いことが目をひく。本学について見れば、機械、電気、建築、応化が、染料、紡織、窯業、電化を圧倒しているのがわかる。こうした傾向はこれ以後も続き、ちなみに昭和12年度では機械応募者101名（合格者37名）、電気83名（26名）、建築39名（20名）、応化65名（26名）、染料32名（12名）、紡織38名（18名）、窯業22名（13名）、電化29名（14名）となっている。

本学入学志願者の出身学校動向

次に、昭和8年度の本学入学志願者を、その出身学校について見ると、次表のようになっている。

旧制高等学校卒業生の合格率は76%、入学者に占める割合は47%、以下、高等工業専門学校卒業生の合格率は40%強、入学者に占める割合は42%強、その他の実業専門学校卒業生の合格率は32%強で、1%を占めていることがわかる。昭和12年度では旧制高等学校123名（76名）、高専176名（65名）、その他の専門学校110名（25名）となっている。

昭和8年度入學志願者入學者學校別調

種 別	染料化學科		紡織學科		窯業學科		應用化學科	
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
第一高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
第二高等學校	—	—	—	—	1	1	—	—
第四高等學校	—	—	—	—	—	—	1	1
第五高等學校	1	1	—	—	—	—	—	—
第六高等學校	—	—	—	—	—	—	3	3
第七高等學校造士館	—	—	—	—	1	0	—	—
第八高等學校	—	—	—	—	1	1	3	3
松本高等學校	1	1	—	—	1	1	—	—
山口高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
水戸高等學校	1	0	—	—	—	—	—	—
山形高等學校	—	—	—	—	—	—	1	0
佐賀高等學校	—	—	1	1	—	—	—	—
弘前高等學校	—	—	—	—	1	1	—	—
松江高等學校	—	—	1	1	—	—	—	—
東京高等學校	—	—	—	—	2	1	—	—
靜岡高等學校	—	—	—	—	—	—	1	0
姫路高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島高等學校	1	1	—	—	—	—	—	—
臺灣總督府校	—	—	—	—	—	—	1	1
臺北高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
府立高等學校	1	1	—	—	—	—	—	—
浪速高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
富山高等學校	1	1	—	—	—	—	—	—
武藏高等學校	—	—	—	—	—	—	—	—
成城高等學校	—	—	—	—	—	—	3	3
成蹊高等學校	—	—	—	—	—	—	1	0
學 習 院	1	1	—	—	—	—	2	2
小 計	7	6	2	2	8	6	16	13
本學附屬工學專門部 (元東京高等工業學校)	—	—	1	1	1	1	1	0
元大阪工業大學 附屬工學專門部	—	—	—	—	—	—	—	—
京都高等工藝學校	—	—	2	1	4	2	2	0
名古屋高等工業學校	1	0	1	1	—	—	—	—
熊本高等工業學校	—	—	1	1	—	—	—	—
米澤高等工業學校	2	1	2	1	—	—	1	1
桐生高等工業學校	—	—	—	—	—	—	3	1
橫濱高等工業學校	2	1	—	—	1	0	4	3
廣島高等工業學校	—	—	—	—	—	—	1	1
金澤高等工業學校	—	—	—	—	2	0	2	0

種 別	染料化學科		紡織學科		窯業學科		應用化學科	
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
仙臺高等工業學校	—	—	—	—	—	—	—	—
明治專門學校	—	—	1	1	—	—	—	—
東京高等工藝學校	1	1	—	—	—	—	—	—
神戶高等工業學校	—	—	—	—	—	—	—	—
濱松高等工業學校	1	1	2	1	1	1	3	3
德島高等工業學校	—	—	1	1	—	—	—	—
長岡高等工業學校	1	1	—	—	2	0	2	0
福井高等工業學校	1	0	—	—	—	—	—	—
山梨高等工業學校	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田鐵山專門學校	—	—	—	—	2	0	2	0
朝鮮總督府 京城高等工業學校	1	0	1	0	—	—	—	—
日本大學專門部工科	—	—	3	0	1	0	—	—
小 計	10	5	15	8	14	4	21	9
慶應義塾大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—
第一早稻田高等学院	—	—	1	1	—	—	—	—
日本大學豫科	1	0	—	—	1	0	—	—
中央大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—
旅順工科大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉醫科大學 附屬藥學專門部	1	0	—	—	—	—	—	—
富山藥學專門學校	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本藥學專門學校	2	0	—	—	—	—	—	—
上田蠶絲專門學校	1	0	—	—	—	—	—	—
水產講習所	1	1	—	—	1	1	1	1
東京高等獸醫學校	1	0	—	—	—	—	1	0
東京高等商船學校	—	—	—	—	—	—	—	—
東京物理學校	—	—	—	—	—	—	1	0
高等學校高等科 學力檢定受験	—	—	—	—	—	—	1	1
小 計	7	1	1	1	2	1	4	2
合 計	24	12	18	11	24	11	41	24

電気化学科		機械工学科		電気工学科		建築学科		計	
志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
1	0	4	2	2	1	—	—	7	3
1	1	1	0	—	—	—	—	3	2
—	—	—	—	1	1	1	1	3	3
—	—	—	—	2	2	2	1	4	3
—	—	5	1	8	3	—	—	20	10
—	—	1	0	—	—	—	—	2	1
1	0	1	0	1	1	—	—	8	2
1	0	1	0	—	—	9	3	12	3
—	—	2	2	5	0	—	—	7	2
—	—	—	—	1	0	—	—	5	0
—	—	1	0	—	—	—	—	3	0
—	—	2	1	2	0	1	0	9	1
8	4	31	10	37	17	17	5	153	62
—	—	1	0	—	—	—	—	1	0
—	—	1	0	—	—	—	—	2	1
1	0	3	1	7	2	7	2	20	5
—	—	—	—	1	0	—	—	1	0
—	—	—	—	1	0	—	—	1	0
—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
1	1	—	—	—	—	—	—	1	1
—	—	—	—	—	—	—	—	2	0
—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
1	1	1	1	—	—	—	—	5	5
—	—	—	—	—	—	—	—	2	0
—	—	2	0	—	—	—	—	2	0
—	—	—	—	2	1	—	—	3	1
1	0	—	—	2	1	—	—	4	2
4	2	8	2	13	4	7	2	46	15
17	11	67	31	56	25	44	22	291	147

昭和8年度帝國大學工學部及東京工業大學入學志願者入學者數調

科別	東京帝大		京都帝大		東北帝大		九州帝大		北海道帝大		大阪帝大		東京工大	
	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者	志願者	入學者
土木機械	99	40	53	35	—	—	26	15	39	25	—	—	—	—
船舶航空	229	78	54	35	22	21	29	16	28	25	51	40	67	31
造船兵衛	51	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電氣建築	40	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
應化	43	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工業化學(化學工學)	97	35	58	50	26	22	30	18	20	25	27	19	56	25
火藥	81	34	19	15	—	—	—	—	—	—	—	—	44	22
鑛山冶金(採鑛冶金)	88	28	—	—	—	—	21	15	—	—	24	20	41	24
採鑛(鑛山)	—	—	26	24	39	20	—	—	—	—	—	—	—	—
冶金	12	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金屬造船	78	47	21	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釀造	—	—	—	—	—	—	11	21	12	23	—	—	—	—
染料織業電	—	—	—	—	—	—	—	—	×3	×3	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	17	18	—	—	25	15	—	—
	—	—	—	—	21	16	—	—	—	—	×16	×8	—	—
	—	—	—	—	—	—	12	10	—	—	20	13	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×9	×4	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	18	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×18	×10	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	12
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	11
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	11
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	11
計	818	324	231	186	108	79	146	113	99	98	174	125	291	147
					×29	×9			×3	×3	×43	×22		

備考 ×印ハ第二次募集ノモノニシテ内數ナリ

第3節 大学発足以後の教務関係の変遷

教職員の増員と附属予備部の設置

昭和4年4月の官立工業大学官制の発布以後の本学における学科、教室、あるいは教職員の増員といった教務関係の変遷を、ここにまとめておきたい。

まず、本学の大学発足は先にも見たように、官立工業大学創立委員会での段階では4学科として発足が予定されたが、東京職工学校以来の伝統ある学科を是非とも残したいという学内関係者、あるいは蔵前工業会の強い要望の結果、予算規模はそのままに据え置き、8学科で構成されるものとなった。それゆえ、各学科ともスタッフの不足は甚だしく、教職員の増員は本学にとって緊急の課題であった。

本学の発足時は政府財政は逼迫し、全国官吏の1割減俸、物件費の1割削減といった措置が発表されるなど、厳しい情勢下にあったが、文部省予算係長の職にあった石井事務官の尽力によって、昭和5年4月18日の勅令第79号をもって「官立工業大学官制」の改正となり、教授、助教授の増員が行われ、その際、学生主事が専任として置かれた。

官立工業大学官制中左ノ通改正ス

第2條中「書記」ノ次ニ「學生主事補」ヲ加フ

第7條 學生主事ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第9條ノ2 學生主事補ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ學生主事ノ職務ヲ助ク

別表ヲ左ノ如ク改ム

官立工業大学職員定員表

東京工業大学	大学長	教授	助教授	事務官	學生主事
	1人	25人(14人)	25人(14人)	1人	1人
	助手	書記	學生主事補	司書	技手
	52人(33人)	16人(15人)	1人	2人(1人)	2人
大阪工業大学	大学長	教授	助教授	事務官	學生主事
	1人	21人(13人)	21人(13人)	1人	1人

助 手 書 記 學生主事補 司 書 技 手
 44人(30人) 14人(14人) 1人 2人(1人) 2人

()内は昭和4年官制による定員

なお、専任学生主事の設置に関して、本学より文部省へ申請した理由書には、以下のように述べられていた。

戦近社会思想ノ混乱ニ伴ヒ學生生徒ノ思想ニ動搖ノ傾向アルハ寔ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ文部省ハ茲ニ見ル所アリ昭和4年度ニ於テ學生生徒ニ對スル思想善導ノ見地ヨリシテ新ニ直轄學校ニ學生主事ヲ設置シ學生生徒ノ指導監督上遺憾ナキノ方途ヲ樹テラレタルハ寔ニ時宜ニ適シタル措置ニシテ生徒訓育上ノ効果蓋シ大ナルモノアリト謂フヘシ然ルニ本學ニ於テハ未タ斯種専任機關ノ設置ナク大學助教授ヲシテ之カ職務ニ補シ其ノ掌ニ當ラシメツアルモ斯クノ如キ姑息ナル方法ヲ以テシテハ到底訓育ノ實ヲ擧グル事困難ナリ殊ニ本學ニ於テハ特設予科ノ設アリテ多數ノ支那學生在學シ之等ノ指導監督ハ寔ニ重大ナル任務ニ屬スルヲ以テ新ニ専任學生主事ヲ設置シテ専ラ學生生徒ヲ指導誘掖シ善導助長セシムルノ必要アルニ依リ之ニ要スル左記ノ經費ヲ要求ス

初代の学生主事には共通学科の奥田寛太郎助教授が任命された。

教官スタッフの増員は昭和6年度にも行われ、両工業大学の定員表は以下ようになった。

東京工業大学	大学長	教 授	助教授	事務官	学生主事
	1人	32人	32人	1人	1人
	助 手	書 記	学生主事補	司 書	技 手
	63人	15人	1人	2人	2人
大阪工業大学	大学長	教 授	助教授	事務官	学生主事
	1人	25人	25人	1人	1人
	助 手	書 記	学生主事補	司 書	技 手
	49人	13人	1人	2人	2人

昭和7年9月30日勅令第285号をもって、本学に附属予備部が置かれることになった。これは第4章で詳述したように、外国人留学生、特に中華民國からの留学生を教育する機関が本学の大学発足と同時に特設予科とし

て学内措置で存在していたものを、官制第15条ノ2として追加し正式に認知したものであった。これに伴い、従来、講師名義であった教官は主事以下8名の教授、助教授となり、外国人教育の制度化が実現したのである。

なお、初代の附属予備部主事には物理学教室の福井私城講師が任命された。

以下、予備部の設置に関し、文部省より法制局に提出された設置理由書を引用しておく。

東京工業大学附属豫備部並學部授業改善

東京工業大学ノ前身タル東京工業学校ニ明治33年文部省令第11號（文部省直轄学校外國委託生ニ關スル規定）ニ依リ選科生トシテ5人ノ支那留學生ヲ入學セシメタルハ同學ニ支那留學生ヲ入學セシメタル濫觴トス、爾來東京高等工業学校ヲ經テ現東京工業大学ニ至ル迄卒業生ヲ出スコト704人ニ及ヒ何レモ民國ノ官界・教育界又ハ實業界ニ於テ重要ナル地位ヲ占メツツアリ、現在如斯國際情勢ナルニモ不拘學生々徒ノ在籍ハ105名ヲ算シ本邦斯種教育機關ノ隨一ナリ、然ルニ從來ハ講師制度ヲ採リ他學科ニ屬スル教官ノ余暇ヲ利用シ又ハ單ニ講師ヲ招聘シテ之ニ充ラシメタルヲ以テ教授並實習ノ徹底ヲ欠ケルハ明白ナル事實ナリキ依ツテ之ヲ教官制度ニ改メ内容ヲ充實シ、教育ノ徹底ヲ圖リ中國學生ノ修學ニ便利シ優良ナル人材ヲ養成シ中國文化開發ニ寄與スルハ目下ノ緊急事ナリト認ム。

附属予備部の定員は教授8人、助教授1人、助手2人とされた。

以下、昭和7年10月1日付で發布された附属予備部規則と予備部の教官スタッフ、その後の主要な変遷を記しておきたい。

東京工業大学附属豫備部規則

第1章 目的及修業年限

第1條 東京工業大学附属豫備部ハ同大學學部ニ入學セムトスル外國人留學生ニ對シテ高等学校規程ニ準シ必要ナル豫備教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第2條 附属豫備部ノ修業年限ハ3箇年トス

第2章 學科課程

第5條 附属豫備部ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

學 年 學科目	每 週 授 業 時 數		
	第 1 學 年	第 2 學 年	第 3 學 年
修 身	1	1	1
日 本 語 1. 讀方 1. 書取 1. 會話 1. 文	10	2	
英 語 1. 譯文 1. 讀法 1. 譯文 1. 讀法	6	7	7
獨逸語 1. 譯文 1. 讀法	4	3	3
數 學 代三 數角 2. 2. 4	4	解 析 幾 何 3. 6 微 積 分 3.	微 積 分 4
力 學			2
物 理		4	講 義 3. 5 實 驗 2.
化 學		4	講 義 3. 5 實 驗 2.
植 物 及 動 物		植 物 2	動 物 2
鑛 物 及 地 質	2		
圖 畫	自 在 畫 2. 4 用 器 畫 2.	用 器 畫 2	用 器 畫 2
體 操	3	3	3
計	34	34	34

第 3 章 入 學, 休 學 及 退 學

第 7 條 附屬豫備部ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ滿16歳以上ノ男子ニシテ在本邦外國公館又ハ外務省若ハ在外公館ノ紹介書ヲ添ヘテ出願シタルモノトス

第 8 條 入學志願者ニ對シテハ入學檢定ヲ行ヒ合格者ニ入學ヲ許可ス

入學檢定ハ分チテ學科試驗, 口頭試問及身體檢査トス

第 1 學年ニ入學セシムヘキモノノ學科試驗ハ本邦中學校 4 學年修了ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

1. 日 本 語 (讀方, 書取, 作文, 會話)
1. 數 學 (代數, 幾何)
1. 物 理
1. 化 學
1. 英 語 (英文和譯, 和文英譯)

第 9 條ニ據ル特別入學檢定ノ學科目及程度ハ其ノ都度之ヲ定ム (中略)

第 6 章 檢 定 料, 入 學 料 及 授 業 料

第 20 條 授業料ハ 1 學年金 80 圓トシ各學期始業後 2 週間以內ニ左記ノ額ヲ分納スヘシ

第 1 學 期 分	金30圓
第 2 學 期 分	金25圓
第 3 學 期 分	金25圓

附 則

本規則ハ昭和7年10月1日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ東京工業大學特設豫科ニ在學スル生徒ハ各相當學年ニ編入シ其ノ授業料ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據ル

主 事	教 授	福 井 私 城
教 授		
日本語, 物理, 物理實驗	理 學 士	福 井 私 城
數 學	理 學 士・文 學 士	梶 島 二 郎
英 語	(兼)學生主事 法 學 士	奥 田 寛 太 郎
化學, 同實驗	理 學 士	村 山 梅 吉
力 學	(兼)助教授 理 學 士	久 末 啓 一 郎
鑛物及地質	(兼)助教授 理 學 士	末 野 悌 六
物理, 同實驗	理 學 士	阿 部 邦 彦
助 教 授		
體 操		高 橋 重 太 郎
講 師		
數 學		馬 杉 肇
動 物	理學博士・理 學 士	飯 塚 啓
植 物	農學博士	今 井 喜 孝
日 本 語	マスターオブアーツ(北米タスクイラム)	市 川 藤 市
英 語		江 川 清 道
體 操		中 田 清 次
自 在 畫		海 野 正
化學, 同實驗	理 學 士	狩 野 春 一
用 器 畫	講 師	町 山 治 躬
日 本 語	學 醫	足 立 謙 吉
獨 逸 語		飯 野 稻 城
修身, 英語, 日本語	文 學 士	

豫備部における教務上の變遷

1. 昭和9年11月20日に學科課程表中「第2學年植物二」及「第3學年動物二」を

「第1學年植物二」「第2學年動物二」に改めた。

1. 昭和12年7月20日に豫備部教授定員を1名増員して9名に改正した。これは1學級の生徒數23名を30名に増加することが認められ、それに伴い教授定員を増員したのである。
1. 昭和12年4月1日より學科目及每週時數を改正して
 1. 外國語の授業時數を減じ日本語の時數を増し
 2. 數學及物理の授業時數を増し
 3. 植物及動物を廢止し生物を新設
 することに改めた。

1. 昭和12年7月 支那事變が勃發するや支那派遣生徒に歸國者が續出し多少の動搖を生じたが、幸に教官の適切なる指導に依つて事無きを得た。

1. 昭和12年7月20日勅令第350號を以て官制中改正が行われ教授1人を増員した。これは豫備部生徒の入學志願者の増加に伴い、募集人員を30人に増加した爲である。その理由書並官制改正は下の通りである。

本學附屬豫備部ハ近時入學志願者逐年著シク増加シ昭和11年度ノ如キハ23人ノ募集定員ニ對シ其志願者170人ノ多數ニ上リ將來漸次増加ノ傾向顯著ナルモノアルニ依リ其ノ收容力ヲ増加スルハ現下極メテ適切ナル措置ナリト認ムルニ依リ之ニ要スル經費ノ内昭和12年度ニ係ル左記經費ヲ要求ス

官制改正

官立工業大學官制中左ノ通り改正ス

別表中附屬豫備部教授ノ欄「8人」ヲ「9人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1. 昭和13年5月3日勅令第311號を以て學生主事補1人を増員した。その理由書は次の通りである。

學生主事補増員理由

豫備部生徒ハ中華民國人及滿洲國人ナルモ日本ノ國狀其ノ他ノ事情ニ通セサルノミナラズ誤レル認識ヲ抱ケルモノ無キニシモアラズ而モ右豫備部修了者ハ引續キ我國ニ於ケル最高ノ工業教育ヲ修メテ母國ニ歸リ工業教育界又ハ産業界ノ有力ナル地位ヲ占ムベキ者ニシテ我國ニ在留中ノ修學ニ關シテハ適切ニシテ慎重ナル指導監督ヲナスノ必要アリトス從來豫備部ニ於ケル學生主事補ノ職務ハ專任者ナカリシニ依リ兼任者及囑託員ヲ以テ分擔處理セシメ來リタルモ近時各般ノ事情變化ニ伴ヒ生徒ノ指導監督上ニ關聯スル事務モ愈々複雑多岐ニ涉リタルト昭和12年度ヨリ新ニ生徒ノ收容力ヲ増加シタル等トニ依リ益其ノ事務ノ範

圍ハ擴大セラレ甚敷増加シタルヲ以テ其ノ完璧ヲ期センガ爲之等ノ職務ヲ助ク
ヘキ學生主事補1人ノ増員ヲナサムトス

此の結果本學官制に次の改正が行われた。

官立工業大學官制中左ノ通り改正ス

別表中學生主事補ノ欄「1人」ヲ「2人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

この官制中改正は、その理由書に示す如く予備部生徒の指導監督の徹底を期するためであつた。

昭和14年5月福井主事は字部高等工業学校長に転じ、梶島教授が後をついだ。次に大学昇格以後の入学志願者入学者の状況は次の通りである。

(年 度)	(入學志願者)	(入 學 者)
昭和4年	124	20
同 5年	145	20
同 6年	83	23
同 7年	10	9
同 8年	25	21
同 9年	30	21
同 10年	99	22
同 11年	170	24
同 12年	157	29
同 13年	26	17
同 14年	29	23
同 15年	43	29
合 計	1,022	283

豫備部の教育

予備部の教育は、明治以来の本学における外国人教育の伝統をついだもので教育方針を次のようにうたっている。

附屬豫備部ニ於テハ規則第1條ノ目的ヲ達成スル爲學理ト實驗トノ適當ナル調和ニ依リ確實ナル知識ヲ授クルト共ニ常ニ諸學科ヲ通シテ日本語ノ習熟ニ努メ以テ大學入學後ノ修學ニ充分ナル基礎ヲ與ヘ併セテ人格ヲ陶冶シ本學ノ傳統タル誠實勤勉ノ精神ヲ涵養センコトヲ期ス

1. 規律ヲ守リ責任ヲ重シ誠實勤勉ノ習性ヲ養フヘシ
2. 師長ヲ尊敬シ學友ヲ信愛シ和衷協同ノ實ヲ擧クヘシ
3. 心身ヲ鍛鍊シ學術ヲ研修シ獨創進取ノ氣風ヲ振作スヘシ

當部は生徒をして此の「心得」を遵守せしめ以て將來眞に興亞の大業に貢獻すべき有爲の人材たらしめんが爲、常に教室内に於ける生活に止まらず教室外の生活状態にも常に注意を拂ひ、教職員は親しく生徒と接觸して此が指導に當つてゐる。更に後述の如く「豫備部會」を設け之を通じてともすれば寂寥を感じ易い留學生生活に活氣と潤ひとを興へ、以て一層彼我の國情の理解を正しく懇親を深めて精神的融合を圖つてゐる。

予備部教育の成否は基礎である日本語教育いかんにかかつており、そのために周到に準備された日本語教育カリキュラムが用意されていた。以下に日本語教育の教授要目を引用しておく。

教授要目

教授要旨

正確ナル讀書カヲ與ヘ會話ニ熟達セシメ聽講並ニ筆記ノ能力ヲ養成シ兼ネテ我國情ニ對スル正シキ理解ヲ得セシムルコトニ努ム

教授要項

第1學年ニアリテハ讀方、會話、書取、作文、文法ヲ課ス

讀方ハ主トシテ現代文ニ就テ教授シ尙地理及歴史ニ關スル教材ニヨリテ我が國情ヲ明カニス

會話ハ讀方ト相關連シテ教授スルハ勿論、標準語地方語ニ於ケル日常用語、諸種ノ儀禮等ニ關スル事項ヲ教授シ以テ聽取ト發表トノ習熟ニ努ム

書取ハ聽講並ニ筆記能力ノ養成ヲ目的トスルモノニシテ一定時間ニ課スル外、尙隨時之ヲ施行シテ其ノ上達ヲ期ス

作文ハ各種ノ文ノ外、手紙、願届書等ノ書方ヲ教授シ文法ニ於テハ特ニ、助詞助動詞ニ重キヲ置キ文ノ構成ヲ知ラシムルヲ以テ主眼トス

第2、3學年ニアリテハ主トシテ讀方、會話、書取ヲ課シ讀書、聽講並ニ筆記能力ノ充實ヲ期ス

讀方ニ於テハ現代文近代文ノ外ニ韻文ヲ加ヘ指定シタル圖書ニ就テ自讀セシメ或ハ題目ヲ選定シテ研究セシメ結果ヲ報告セシメ以テ發表方法ヲ演練ス

書取ハ講義筆記ノ練習トシテ科學的講述ノ筆記ヲ主トス

尙第2學年ニ於テハ衛生常識ヲ與フル爲、生理衛生ニ關スル事項ヲモ教授ス

豫備部在學生の出身地 (昭和15年5月1日現在)

	(第1學年)	(第2學年)	(第3學年)	(計)
滿洲國 奉天省	9	7	3	19
” 吉林省	1	1	4	6
” 關東州	2	2	0	4
” 間島省	1	2	0	3
” 安東省	1	0	1	2
” 興安東省	0	2	0	2
” 北安省	0	1	0	1
” 計	14	15	8	37
中華民國 河北省	8	3	2	13
” 江蘇省	1	1	3	5
” 浙江省	3	0	2	5
” 山東省	1	2	1	4
” 廣東省	1	1	0	2
” 福建省	0	2	0	2
” 安徽省	0	0	1	1
” 計	14	9	9	32
蒙古 巴彥塔拉盟	1	1	0	2
” 計	1	1	0	2
合 計	29	25	17	71

昭和15年8月末日現在の「東京工業大学附属予備部規則」と担当教官を以下に掲げる。

東京工業大学附属予備部規則

沿革 昭和7年10月1日制定
 昭和9年11月20日改正
 昭和12年2月4日改正

第1章 目的及修業年限

第1條 東京工業大学附属予備部ハ同大学學部ニ入學セムトスル外國人留學生ニ對シテ高等學校規程ニ準シ必要ナル豫備教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第2條 附属予備部ノ修業年限ハ3箇年トス

第2章 學年、學期及休業

第3條 學年ハ4月1日ニ始リ翌年3月31日ニ終ル (中略)

第3章 學科課程

學 年 學科目	毎 週 授 業 時 數		
	第 1 學 年	第 2 學 年	第 3 學 年
修 身	1	1	1
日 本 語 1. 讀方 1. 會書 1. 取文	12	6	2
英 語 1. 譯文 1. 文法	4	4	5
獨 逸 語 1. 譯文 1. 文法	4	2	2
數 學 代三演 數2. 角2. 習2.	6	解析幾何3. 微積分3.	6 微積分 4
力 學			2
物 理		4	講義4. 實驗2.
化 學		4	講義3. 實驗2.
生 物		2	
鐵 物 及 地 質			2
圖 畫	自 在 畫2. 用 器 畫2.	4	用器畫 2
體 操	3	3	3
計	34	34	34

第5條 附屬豫備部ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

第4章 入學、休學及退學

第6條 入學期ハ每學年ノ始トス但シ第9條ノ場合ハ此ノ限りニアラス

第7條 附屬豫備部ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ滿16歳以上ノ男子ニシテ在本邦外國公館又ハ外務省若ハ在外公館ノ紹介書ヲ添ヘテ出願シタルモノトス

第8條 入學志願者ニ對シテハ入學檢定ヲ行ヒ合格者ニ入學ヲ許可ス
入學檢定ハ分チテ學科試驗、口頭試問及身體檢查トス

第1學年ニ入學セシムヘキモノノ學科試驗ハ本邦中學校第4學年修了ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

1. 日本語（讀方、書取、作文、會話）
1. 數 學（代數、幾何）
1. 物 理
1. 化 學
1. 英 語（英文和譯、和文英譯）

第9條ニ據ル特別入學檢定ノ學科目及程度ハ其ノ都度之ヲ定ム

第9條 附屬豫備部ヲ退學シタルモノニシテ1年以内ニ原學年以下ニ再入學ヲ志望

スルモノ又ハ中途入學ヲ出願スルモノアルトキハ缺員アル場合ニ限り特別入學檢定又ハ銓衡ニ依リ相當學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第10條 入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ入學ニ關スル一切ノ手續ヲ完了スヘシ但シ無斷之ヲ遲滯スル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第11條 生徒疾病又ハ避クヘカラサル事由ニ依リ遅刻、早退又ハ缺席スルトキハ其事由ヲ具シ届出ツヘシ

第12條 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ依リ2箇月以上修學スルコト能ハサルトキハ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

休學期間ハ1箇年以内トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ尙引續キ之ヲ許可スルコトアルヘシ

休學期間ハ通シテ3箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

休學期間内ニ於テ其ノ事故止ミ出席セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第13條 生徒退學又ハ他ニ轉學セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第14條 左ノ各號ノ1ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

1. 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
2. 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
3. 引續キ1年以上缺席シタル者
4. 正當ノ理由ナクシテ引續キ30日以上缺席シタル者
5. 出席常ナラサル者

第5章 成績考査及修了

第15條 每學期ノ學業成績ハ其ノ學期又ハ學年中ニ履修シタル學科目ニ就キ試験ヲ行ヒ其ノ成績及平素ノ學業成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

每學年ノ學業成績ハ各學科目ニ就キ每學期ノ學業成績ヲ平均シテ之ヲ定ム學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ示シ1百ヲ以テ最高點トス

第16條 各學科目ノ學年評50點以上ニシテ學年平均點60以上ヲ得タルモノハ其ノ學年ノ課程ヲ修了シタルモノトス但シ學科目ノ學年評點50未滿40以上ヲ得タルモノニ就キテハ學年平均點良好ナルモノニ限り其ノ學年ノ課程ヲ修了シタルモノト認ムルコトヲ得

第17條 第3學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ附屬豫備部修了證書ヲ授與ス
3學年間成績優秀ニシテ品行善良ナルモノニハ特ニ優等修了證書ヲ授與ス

第6章 檢定料、入學料及授業料

第18條 入學ヲ出願スル者ハ檢定料トシテ金5圓ヲ納付スヘシ

第19條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金3圓ヲ納付スヘシ

第20條 授業料ハ1學年金80圓トシ各學期始業後2週間以内ニ左記ノ額ヲ分納スヘシ

第1學期分 金30圓

第2學期分 金25圓

第3學期分 金25圓

授業料ノ納付ヲ怠ル者ハ其ノ出席ヲ停止シ尙引續キ滯納久シキニ互ルトキハ其ノ學籍ヲ除ク

第21條 第27條ノ處分ヲ受ケタル者及中途入學者ニ對シテハ1ヶ月金8圓ノ割合ニ依リ其ノ月以後該學期間ノ授業料ヲ直ニ納付セシム

第22條 全學期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其ノ學期分ノ授業料ヲ免除ス學期間ノ一部出席シタル者ト雖授業料ハ其ノ學期分全額ヲ納付スヘシ

第23條 一旦納付シタル檢定料，入學料及授業料ハ之ヲ返付セス

第7章 服 裝

第24條 生徒ハ本學所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ

第8章 特 待 生

第25條 1學年中學業ヲ勵精シ其ノ成績拔群ニシテ平素品行善良ナル者ハ選ヒテ次學年間特待生トス

第26條 特待生ハ授業料ヲ免除ス

第27條 特待生ニシテ其ノ資格ニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ廢罷ス

第6章 懲 戒

第28條 生徒本學ノ學規ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責，停學及放學トス

附 則

本規則ハ昭和7年10月1日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ東京工業大學特設豫科ニ在學スル生徒ハ各相當學年ニ編入シ其ノ授業料ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據ル

附 則

本改正規則ハ昭和10年4月1日第1學年ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本改正規則ハ昭和12年月4日1ヨリ之ヲ施行ス

主 事

教 授 梶 島 二 郎

教 授

數 學

理 學 士 ・ 文 學 士 梶 島 二 郎

化學, 同實驗, 日本語		理學士	村山梅吉
修身, 英語	(兼)學生主事	文學士	石井信二
力學	(兼)大學助教授	理學士	久末啓一郎
化學, 同實驗		理學士	海野正
日本語		文學士	吉田仁作
鑛物及地質	(兼)大學助教授	理學士	末野悌六
物理, 同實驗		理學士	河合紀雄
物理學實驗	(兼)大學助教授	理學士	大石二郎
日本語, 英語		文學士	蓬澤武夫
用器畫	(兼)大學助教授	工學士	藤岡通夫
物理, 數學		理學士	早川康弼
助教授			
體操			高橋重太郎
講師			
數學			馬杉肇
日本語, 英語	マスターオブアーツ (北米タスキユラム大學)		市川藤次
自在畫			中田清一
用器畫		大學講師	狩野春一
日本語	學醫	醫學士	町山治躬
獨逸語, 日本語		文學士	内田貢
生物	東京高等學校教授	理學士	吉岡俊亮
獨逸語		文學士	前田利道

建築材料研究所の設置

昭和8年3月27日、本学と同時に官立工業大学として発足した大阪工業大学は、前年3月第1回の卒業生を出しただけで、昭和6年5月1日、医学部と理学部の2学部をもって発足した大阪帝国大学工学部として編入されることになり、ここに官立工業大学官制に規定されるのは、本学のみとなった。昭和9年2月28日勅令第29号をもって、本学初の附置研究所として建築材料研究所の設置が決定した。これに伴い、本学の職員定員中、助教授3人、助手6人、書記2人の増員が行われた。

3月1日付で加藤与五郎教授が初代の建築材料研究所長に任命され、所員には近藤清治、木下正雄、小林政一、内田壯、山田良之助、田辺平学の各教授、河上益夫、谷口忠、武井武の各助教授がそれぞれ任命され、石井茂助事務官が総務課長、小林政一課長が調査課長に任命された。以下、同研究所の設置理由書と、官制のうち研究所に関する条項、研究テーマを掲げておく。

建築材料研究所新設ニ關スル理由書

我國現時ニ於ケル建築界ノ趨勢ヲ視ルニ計畫意匠構造方面ニ於テハ相當ノ研究ヲ積マレタリト雖材料ニ關スル方面ニ於テハ研究未タ十分ナラス進歩改良ヲ要スルモノ極メテ多シ例ヘハセメント及コンクリート等ノ如キハ廣ク一般ニ普及セラレタリト雖更ニ之ヲ建築ノ施工上ヨリ見レハ尙將來大ニ研究改善ノ餘地尠カラズ即チ高級セメント耐酸セメント等ノ如キ一層優良ニシテ而モ低廉ナル材料ノ發明製出ヲナシ得ヘク又木材ニ於テモ其ノ耐久、耐火及蟲害ニ對スル處理ニ就テハ現今物理的研究ヲナシタルモノアリト雖其ノ應用ニ至リテハ一般ニ顧慮セラレサルハ甚タ遺憾ニシテ1ヶ年ノ使用數量約5千萬石ニ達シツツアル我國ノ現状ヨリ視ルモ極メテ重大ナル問題ナリトス又煉瓦テラコツタ及瓦等ノ粘土製品ニ就テハ大震災ニ因リ耐震の價値ニ乏シキコトヲ認メタルカ故ニ之ニ適當ナル處置ヲ施スコトニ依リテ更ニ我國情ニ適應スルモノノ製出ヲ企圖スルコトヲ得ヘク又仕上材料ニ就テハプラスチック類、ラソリ、ワニス、ペンキ類ノ如キモ濕潤ナル我國ノ氣候風土ニ適應スルモノト爲スニハ更ニ新ナル製出法ノ研究ヲナスノ餘地アルヘク更ニ又漆類ノ如キ古來ノ我國產品ニ科學的處理ヲ施スコトニ依リテ特色アル建築塗料ヲ製出シ得ルカ如シ其ノ保温材、防音材、防水劑、紙ボード、人造石等新材料トシテ製出セラレ日尙淺ク更ニ進ンテ發明工夫ヲ要スルモノ尠カラズ又電氣配線用金屬管、錠前、硝子類、エレベーター、煖房汽罐及放熱器、リノリューム、敷物、壁紙、染料、藥品類等ノ如キハ現ニ相當金額ノ輸入ヲナシツツアルモ品質ノ改良ヲ施スニ於テハ我國產品ヲ以テ充用スルハ決シテ至難ノコトニアラス又疊、襖、障子、金具等我國古來ノ材料器物ニシテ更ニ科學的研究ヲナシ用途ノ擴張ヲ圖リ得ヘキモノ決シテ尠カラズ

玆上ノ如ク建築工作ニ使用スヘキ諸材料ノ研究ハ其ノ範圍極メテ廣汎ナルノミナラス研究事項ノ内容亦複雑ニシテ専門學術ノ範圍ニ於テハ到底完全ナル研究ヲ全フスルコト能ハス理學及化學並ニ工學的諸方面ヨリ綜合的研究ニ依リ之カ完成ヲ圖ラサルヘカラス然ルニ從來之等ノ研究ヲ使命トスル適切ナル研究機關ノ設置ヲ見サリシハ寔ニ遺憾トスル所ナリ依テ速ニ之カ研究機關ヲ特設シテ其ノ研究ニ着手シテ學術ノ進運ヲ圖リ進ンテ建築施工上ノ經濟化ニ寄與スルノ方途ヲ講スルハ我國刻下喫

緊ノ要務ナリトス

而シテ東京工業大學ハ建築學科ヲ有スルノ外セメント類粘土製品、硝子、陶磁器、金屬類等ヲ專ラトスル窯業學科及電氣化學科、建築用ノ機械及器具類、煖房及電氣設備等ノ研究ヲナシツツアル機械工學科及電氣工學科各種ノ顔料及敷物類等ニ關スル研究ヲナシツツアル紡織學科及染料化學科各種ノ塗料及藥品類等ノ研究ヲナシツツアル應用化學科ヲ有シ又應用物理學、物理化學、分析化學、有機化學、無機化學等ノ獨立セル各教室ヲ併設シアリテ絃上ノ研究ヲナスニ適ナル専門家ヲ網羅スルヲ以テ本學ニ之カ研究機關ヲ附置シ之等各方面ノ知識ヲ綜合傾到セシメ以テ之カ攻究ヲナスニ於テハ必スヤ其ノ效果ヲ擧ケ得ヘキヲ確信ス之レ東京工業大學ニ建築材料研究所ヲ附設セントスル所以ナリ

大學官制の改正・職員の任命

研究所の正式設置に先立ち、昭和8年3月には本学の南隅に、白亜鉄筋3階建（一部1階および4階）の建物（延705坪）が完成した。建築材料研究所の設置に伴い、本学官制は以下のように改正された。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第19條 東京工業大學ニ建築材料研究所ヲ附屬セシム

建築材料研究所ハ建築用材料ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

建築材料研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學ノ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築材料研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築材料研究所ノ事務ニ従事ス

別表中助教ノ欄「34人」ヲ「37人」ニ、助手ノ欄「63人」ヲ「69人」ニ、書記ノ欄「16人」ヲ「18人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業用素材、建築用材料に関する総合的な研究所が官立大学に設置され

たのは、もちろん本学が初めてであった。資源省国のわが国にとって、工業用の素材や材料の開発は国策上も必須の課題であり、比較的速やかに設置は認められたようである。

研究状況・現職員

次に本研究所の研究事項をあげると、次の通りである。

木下研究室

1. 建築電気材料の耐久耐熱性に關する研究	教授	木下正雄
	助手	稻井猛
1. 建築材料の吸温滲水防止に關する研究	同	前
1. 耐寒材料の研究	同	前
1. 漆の工業的研究	同	前
1. 合成並代用材料に關する物理化學的研究	同	前
1. 耐熱絶縁材料の研究	同	前
1. 工業材料の熱傳導に關する研究	教授	木下正雄
	助手	西藤一郎
1. 諸種放熱體の對流に依る傳熱に關する研究	同	前
1. 工業材料の常温附近に於ける熱輻射に關する研究	同	前
1. 工業材料の分光反射能に關する研究	同	前
1. 外氣々象狀況に依る屋内熱變化に關する研究	同	前
1. 建築材料の吸音に關する研究	同	前
1. 工業材料の吸濕に關する研究	同	前
1. 金屬電気材料の研究	同	前

内田・相研究室

1. 耐火木材に關する研究	教授	内田壯
	助教授	相三衛
1. 天幕地質の防火防水加工法に關する研究	同	前
1. 耐火塗料に關する研究	助教授	相三衛
1. 「トタン」及「スレート」代用品に關する研究	同	前
1. 耐火木材の規格に關する研究	同	前
1. 發火點測定方法に關する研究	同	前
1. 防空材料に關する研究	同	前

田邊研究室

- | | | | |
|------------------------------|-----|-----|----|
| 1. 耐震耐風木構造に関する研究 | 教授 | 田邊平 | 學 |
| 1. 建築材料並に構造部材の衝撃に對する抵抗に関する研究 | 同 | | 前 |
| 谷口研究室 | | | |
| 1. 黄土の建築材料としての適性の研究 | 教授 | 谷口 | 忠 |
| 1. 滿洲地盤の凍害防止に関する研究 | 同 | | 前 |
| 1. 北支に適する建築構造に関する研究 | 同 | | 前 |
| 武井・星野研究室 | | | |
| 1. 金屬熔射被覆法に関する基礎的研究 | 教授 | 武井 | 武 |
| | 助教授 | 星野 | 愷 |
| 1. 人造偏光板の製造法、光學的性質並に應用に関する研究 | 同 | | 前 |
| 河上研究室 | | | |
| 1. マグネシウム合金の物理化學的性質の研究 | 助教授 | 河上 | 益夫 |
| 1. 強力耐蝕マグネシウム合金の研究 | 同 | | 前 |
| 1. 鋼材の光輝焼鈍に関する研究 | 同 | | 前 |
| 1. 鐵鋼に對する氣體及融體の物理化學的作用 | 同 | | 前 |
| 1. 合金の電着 | 同 | | 前 |
| 鈴木研究室 | | | |
| 1. 滑石磁器の研究 | 助教授 | 鈴木 | 信一 |
| 1. チタニウム化合物に関する研究 | 同 | | 前 |
| 1. アルミナセメントの研究 | 同 | | 前 |
| 1. アルミナ磁器の研究 | 同 | | 前 |
| 1. 耐火耐熱性建築用ガラスの研究 | 同 | | 前 |
| 1. ムライト磁器の研究 | 同 | | 前 |

建築材料研究所は昭和9年度より研究が開始されたが、研究完了の題目及研究者氏名をあげると、次の通りである。

研究完了題目

- | | | | |
|----------------|-----|----|----|
| 1. 電氣絶縁理論の研究 | 助教授 | 清水 | 定吉 |
| | 助手 | 稻井 | 猛 |
| | 同 | 西藤 | 一郎 |
| | 同 | 高橋 | 昇 |
| 1. 火災の研究 | 助教授 | 清水 | 定吉 |
| 1. 建築材料の熱傳導の研究 | 教授 | 木下 | 正雄 |
| | 助教授 | 清水 | 定吉 |
| 1. 建築材料の耐火度の研究 | 同 | | 前 |

1. 耐火木材に關する研究（工業化される）	教授	内田	壯
	助教授	相三	衛
1. 天幕地質の防火防水加工法に關する研究	同		前
1. 建築用可塑性材料に關する研究	同		前
1. 耐火塗料に關する研究（工業化される）	助教授	相三	衛
1. 木材の防腐劑注入と耐火度について	同		前
1. 毛管に依る分析法	助教授	相三	衛
1. 熔接部の振動強度並に衝撃に對する信頼度の研究	教授	谷口	忠
	助手	今井	光雄
1. 木造建物外周壁の耐火度に關する基礎的研究	同		前
1. 火熱せらるゝ鐵筋コンクリート版及墻體の表面溫度並にその溫度傳導に關する研究	同		前
1. 高熱を受けたるモルタル、コンクリート及び鐵筋コンクリートの強度に關する研究	教授	谷口	忠
	助手	今井	光雄
1. 建造物の振動減衰性に關する研究（鐵筋コンクリート、木造、鐵骨造）	教授	谷口	忠
1. 鋼材の表面硬化に關する研究	助教授	河上	益夫
1. 鐵鋼の酸化脱炭に關する研究	同		前
1. 耐蝕マグネシウム合金に關する研究	同		前
1. マグネシウム合金防蝕法の研究	同		前
1. 流體透過物の研究	同		前
1. 食鹽釉の研究	教授	近藤	清治
	助教授	鈴木	信一
1. セメント硬化促進劑の研究	同		前
1. 水和ポルトランドセメント中の水分の形態と之が水和體の膨脹收縮に及ぼす影響	同		前
1. 窯業品の高温荷重能力に關する研究	同		前
1. 滑石磁器の研究	同		前
1. 粉體の加壓成形作業に關する基礎的諸問題	助教授	鈴木	信一
1. チタニウム化合物に關する研究	同		前
1. 高誘電率誘電體の研究	助教授	森田	清
		鈴木	信一
1. 高周波用絶縁物の研究	同		前

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 伊豆神津島産石英粗面岩について | 助教授 鈴木 信一 |
| 1. 潜水艦フューズ碍子 | 教授 近藤 清治 |
| | 助教授 鈴木 信一 |

復興事業と新キャンパスの整備

次に、ここで本学の復興事業について記しておきたい。

昭和6年2月7日付で新設された復興部は、震災復興事業の執行を本学長に委任されたのに際し設けられたものであったが、実際は、学内キャンパスの整備拡大に伴い、校舎、工場、研究所等の新設工事を円滑に行うために設けられたものであった。

復興部の部長には石井事務官が任命され、技師には工学専門部の教授であった橘節男氏が文部技師兼東京工業大学技師として任命された。復興部の組織は総務課と工務課の2課が置かれ、総務課は大学会計課所属職員の一部兼務として事務上の職務を管掌し、工務課は新たに採用任命された技師が技術者として技術上の職務を管掌し、事務官、文部技師が課長の職についていた。復興部は顧問あるいは囑託として50名もの職員を擁し、仮校舎から大学新築校舎への転換に精力的に取り組むことになった。

こうした復興部の事業を可能にしたのは、文部省一般会計予算の執行を本学長に委任するという異例の措置と、大学発足直後からくすぶっていた大学敷地問題の解決であった。

大学発足後の学校用地については、先にも見たように、発足に先立ち昭和3年12月22日、中村校長と目蒲電鉄株式会社専務取締役五島慶太氏との交渉で、本部所在地と出穂山敷地との間に介在する民有地1万8千余坪を本学用地として取得し、その代償として呑川以西の玉川村、碑衾町石川端、清水窪等の3万2千余坪を提供することを内容とする土地交換仮契約を締結し、文部大臣の認可を申請し、昭和4年4月9日付で所管大臣より認可されたものである。そこで、昭和4年7月12日付で前記仮契約の内容を本契約として更に契約書を交換したのであるが、目蒲電鉄と土地地権者との交渉は難航し、遅々として進まない状況の中で、本学では大岡山における

キャンパスの整備を断念する声さえ聞かれるようになった。

こうした事態は、本学とともに大岡山に移転して来た商店街の人々や、新たに本学の教職員や学生を目標に商売を計画していた人々にとっては死活問題であった。

運動の常として、地元の商店街や地権者にもさまざまな思惑もあったようで、以下の資料は地元でまかれたビラである。

大岡山の運命旦夕に迫る

工業大學は他に移轉する？

東京工業大學敷地問題の危機

に際して関係諸君に訴ふ

3年來の懸案であつた東京工業大學の敷地擴張問題も愈々破綻の瀬戸際まで押寄せました。

池上、碑衾、馬込の3町長を始め有ゆる方面の有志家が此の問題の爲めに、而かも長時日に亙り今日まで惡戰苦闘を續けて來たにも拘らず、一強慾なる地主は矢でも鐵砲でも持つて來いと云ふ氣勢で頑として不當なる土地値段を主張し、全く協調の餘地なきまでに行詰つたのであります。

専門學校以上の敷地を得るに當つて、土地收用法を適用したことは曾てないと言われる程一般地主は土地の提供に精進したのであります。當地は大岡山の工業大學か、工業大學の大岡山かとまでに親しみと因縁のある當地です。此の工業大學の敷地を得るに當りまして斯くまでに頑張る地主と云ふものも亦日本全國未だ曾て其類例を見たことはないと確信するのであります、即ち此の類例のない強慾地主に向つて類例のない收用法を適用するのは誰れか其の當然を疑ふものがありませうか。

聞く處によると工業大學と目黒蒲田電鐵會社との土地交換契約は此7月11日が満限であつて此の満限までに地主の承諾がない限り工業大學は大岡山に居るか居らぬかが餘程緊切の問題となつて來る模様であります、若しも此の工業大學が大岡山から其の姿を隠して或は三鷹へ行くとか或は國立へ移るとか云ふ事になりましたなら大岡山の繁榮、大岡山の隆昌は果して如何に成行くでせう。

我々は茲に斷然として起ち上る必要があります、我々の正義觀念はこの強慾地主の膺懲を要求するのであります。我々の生存權は工業大學の本建築を此の地に要求するのであります。そして斯くも重大性を帶ぶる此二つの目的を達成するの道は一に懸つて此の強慾地主に收用法を適用し以つて工業大學を満足に

得ることより外に何ものもありません。

皆さん7月11日は目前に迫りました、1日遅るれば1日の危機を増す譯であります。多くの有志家も無論大車輪で動いて居ることでありませう。我々も到底安閑としては居られません。

そこで、左記の事項によつて移轉反對期成大演説會を開き一路目的に向つて邁進せんとするにあるのみです。當日は晴雨に拘らず是非共御來會御聲援の程御願致します。

左 記

1. 時日 来る7月7日午後7時
1. 場所 大岡山南本通り赤松稻荷裏（河野方）
1. 辯士 代議士高木正年氏外地方有志多数

さらば諸君よ

我が、大岡山を救へ！

我が、大岡山を守れ！

昭和5年7月5日

東京工業大學移轉反對期成同盟會

聲 明 書

吾人は東京工業大學が他に移轉せざる事を確信す

依つて東京工業大學移轉反對期成同盟會に参加せざることを茲に聲明すると同時に關係當事者を監視鞭撻し以て同校建築の達成を期す

昭和5年7月6日

親友會
商和會
地元商人團

御 通 知

昭和5年7月6日附の地元商人團親友會商和會の聲明書に據れば東京工業大學は他に移轉せざること確實なる由に付き本夕開催豫定の東京工業大學移轉反對大演說會は其必要なしと認め之を中止する事に致しました

昭和5年7月7日

東京工業大學 移轉反對期成同盟會

地元商店街を中心とした東京工業大學移轉反對期成同盟會の運動などにより、交換用地の地権者の中にも目蒲電鉄との交渉に応じるものが現れ、その後、昭和9年10月22日まで前後5回にわたって二百数十戸の民家の撤去は、ようやくにして実現したのである。

なお、この間における大幅な大学敷地の異動は昭和7年11月25日東京府知事との間に交わされた道路その他の相互管理換えの措置であった。

本学の敷地内には町村道、溝渠、水塘等の私権の対象外の施設が土地台帳上存在し、大学の管理の面で不便であっただけでなく、中には既に原形もなく効用なき存在となっていたものもあったので、それらを大学敷地にとり入れ、大学は付近住民の利便を考慮し境界に沿って道路を新設、拡張して敷地内道路の廃止による一般利用を目的とする施設を作った。これに

伴う用地の移動は、約2,400坪を提供し2,800坪を取得した。

昭和6年度時点では、本学のキャンパスは546ページの図と基本的に変わりなく、未整備の状態にあり復興部の設置が決まっただけで、建物の多くは旧高等工業学校時代のバラック建てであり、土地の交換も完全には実現していなかった。現在の北口商店街に染料以下の各学科の教室と実験工場が置かれ、かつての精研の跡に機械以下の各学科の教室と実験工場が置かれた。6年度段階での本学の敷地等について見てみると以下のとおりであった。

1. 敷 地

本學ハ東京府荏原郡碑衾町大岡山ニ在リテ地積92,679坪ヲ有シ敷地中幾分起伏アリト雖比較的景勝ニシテ其ノ中央ヲ目黒蒲田電車貫通シ交通運輸ノ便略々備ハリ學園トシテノ環境亦良好ナリ

2. 建 物

本學ノ建設物ハ假建物ニシテ其ノ總積ハ8,765坪餘ニシテ其ノ分類ヲ擧レハ左ノ如シ

事務所（本部）	266,000
中央計算室及事務所	41,066
中央工作場	20,000
印刷室	20,000
講 堂	162,700
教 室	2,183,000
圖 書 館	270,100
物理實驗室	50,000
特設豫科教官室研究室	28,000
建築材料研究室	30,000
染料化學科實修實驗工場	175,000
染料化學科研究室	48,000
紡織學科實修實驗工場	466,000
同 動力室	48,000
窯業學科實習實驗工場	287,564
應用化學科實修實驗工場	490,500
無機化學研究室	20,000
應用化學科教官實驗研究室	75,000

電氣化學科實修實驗工場	175,000
機械工學科實修實驗工場	692,830
同 動力所	53,800
電氣工學科實修實驗工場	423,100
高壓高周波實驗室	24,000
建築學科實修實驗工場	89,000
物理學實驗研究室	80,000
製圖室 (電氣112 機械104 建築155)	371,000
變電所	69,200
學生控所	205,000
學生ホール	116,500
學生集會所	50,000
雨天體操場	64,000
艇庫	98,250
寄宿舎	794,266.0
附屬諸建物	778,496.5
計	8,765,372.5

上記ノ建築物ノ築造ヲ區分スレハ木造平家建7,812坪餘鐵骨建物953坪3合餘ナリトス

3. 設備 (教室實修實驗室等)

前述ノ如ク各科共假建物ノ關係上内部ノ施設ニハ多少遺憾ノ點無キニ非スト雖本學ハ最善ノ方法ヲ講シ教育上ノ完璧ヲ期セリ今各學科教室等ニ於ケル設備概要ヲ左ニ記述スヘシ

染料化學科ニ專屬教室、實驗室 (染料化學及色染化學) 實修工場、染色品試驗室、光色實驗室ノ外染料化學、色染化學等ノ特別研究室ノ設アリ

紡織學科ニ專屬教室、紡績、手織機、力織機、織物仕上ノ各工場並ニ纖維及織物試驗室、分析室分解室、意匠室、研究室、纖維及織物標本室並ニ洗毛、乾毛汽罐室アリ、未タ各室トモ設備完成セサレトモ漸ヲ逐ヒ其ノ完成ヲ期セントス而シテ此等工場ニ於ケル機械ヲ運轉スル動力ハ總テ電力ヲ使用シ仕上及洗毛ニ要スル蒸汽ハ汽罐室ヨリ之ヲ供給ス

窯業學科ニ專屬教室、實驗室、工場、窯場アリ實驗室ハ原料分析、燃料分析粘土實驗、鑛物地質實驗、彩畫、研究ノ各室ニ分チ工場ニハ陶磁器硝子ノ實修室及セメントノ試驗室アリテ實修ト試驗トヲ行ヒ工場ニハ窯業品燒成及熔融用各種ノ石炭窯、

瓦斯窯及電気爐アリテ窯爐作業ノ實修ニ供ス而シテ是等各室ニハ必要ナル諸機械ヲ設備セリ

應用化學科ニ専屬教室、製圖室、有機實驗室、天秤室、測定及工業分析室並ニ皮革及ゴムノ實修工場ノ設ケアリ各室ニハ必要ナル器具機械及裝置ヲ備ヘ實修並ニ研究ニ便セシメ各種特別實驗室ヲ設ク

電気化學科ニ専屬教室、實修工場アリ其工場ニハ電爐、電解高壓放電、電鍍、電鑄等諸工業ニ關スル設備ヲ有シ且是等諸工業ノ基礎的知識ノ養成ニ必要ナル電動力、電気傳導測定、物理化學實驗、電気分析等ノ設備ヲナシ電気化學ハ勿論化學工業全般ニ互ル應用物理化學ノ練習ニカヲ用フ

化學共通學科教室 化學關係ノ共通學科タル物理化學、無機化學、有機化學及分析化學ノ四教室アリテ各實驗室ヲ設ケ又分析教室ハ之ヲ定性定量ニ分ツ

機械工學科ニ専屬教室、製圖室、木工室、鑄造場、鍛工場、仕上工場、工作試驗機械室、内燃機關試驗室、材料試驗室、水力試驗室、蒸汽機關試驗室、汽罐室等ノ設ケアリ各工場及試驗室ニハ必要ナル機械及器具ヲ備ヘテ實修及實驗ニ供フ

電気工學科ニ専屬教室、製圖室、強電流實驗室、弱電流實驗室、特別高壓實驗室、照明實驗室並ニ強電流研究室、高周波研究室、特別高壓研究室ノ設アリ尙此ノ外ニ中央變電所アリ校内一般ノ電燈電力ニ要スル配電ヲ行フ

建築學科ニ専屬教室、製圖室、自在畫室、實驗室、標本室、寫眞室等アリ製圖室ハ參考圖及製圖臺ヲ備ヘテ學生ノ設計製圖演習ニ充テ自在畫室ハ彫刻及畫架ヲ備ヘテ學生ノ自在畫演習ニ充ツ、標本室ニハ各種建築ノ模型、及材料標本ヲ陳列シ實驗室ニハ500噸、60噸、50噸ノ耐壓及耐伸試驗機磨滅試驗機恆溫槽微動計及コンクリート試驗機其他各種試驗機ヲ備ヘテ構造方法及材料ノ實驗研究ニ充テ尙ホ化學分析室ヲ設ケテ材料分析ヲ行フ寫眞室ハ必要ニ應シ學生ノ使用ニ充ツ

物理學教室及數學教室等 物理學、數學、語學ノ教室及物理學試驗室ヲ設備ス
特設豫科ニ専屬教室製圖室及博物標本室ヲ有シ又物理化學ニ關スル學科ニ就テハ大學部ノ當該設備ヲ共用ス

附屬圖書館、以上各科ノ外圖書館アリテ職員學生生徒各別ノ閱覽室ヲ設備セリ今ヤ藏書35,040有餘冊ヲ算ヘ之ヲ職員學生並ニ生徒ノ閱覽ニ供シ研究上ニ資益セシム

復興部の設置に伴い、本館を中心とする大学校舎の新築工事が開始され、昭和6年5月26日には本館建築の地鎮祭が行われ（本館の建築過程は口絵参照）、同年9月分析化学教室の竣工をはじめとして次々に本建築が実現していった。復興事業による本学の新築工事は予算も相当豊富に支出され、折からの低物価にも恵まれ順調に進展していった。

本館を中心とした大岡山キャンパスの整備と新築工事について復興部工務課長の橘節男氏の回顧を記しておく。

東京工業大學復興建築に就いて

本大學の前身東京高等工業學校が大正12年の大震火災によつて烏有に歸したのは誠に措しむべきことである。然し乍ら當時既に大學の昇格問題が論議せられて居り、其の實現の暁に於ては、何分にも1萬坪に足りぬ藏前の敷地のこととて、現在の大岡山に於ける本大學の建物其他の施設の何分の1をも収むる事が出来なかつたであらう。加之その周囲の状況は少しの擴張をも許されぬ状況にあつたのであるから、或は當然起るべき土地移轉問題をしてこの震災が促進せしめた結果となつたのである。……

昭和4年本學が大學に昇格後、漸く震災復興建築の機運が熟し昭和6年2月本學に復興部が設置せられ、はじめて大學としての建築が計畫せらるゝに至つた。而してこの本建築を計畫するに當つて、その根本方針として先づ第一に議せられたことは各學科を別々の建物とするか、或は全學科を統一した一建築とするかといふことであつた。従つて最初は別々の建物とする計畫も種々設計せられたのであるが、結局各科の聯絡、學校の管理統制、經濟等の諸點に於て、之を纏めて一つの建築とするの尤も適切なるを考慮し、先づ各學科教室、研究室講義室等の全部を一丸とした大建築を本館として建築することに決定された。只、分析化學教室のみは有毒ガスを發散する故を以て、別に一個の獨立した建物として建築されることになつたのである。

本館は鐵筋コンクリート造3階建一部4階地下室付で、約7千8百坪の延坪を有する現代式建築であるが、之の位置が決定せられた當時は、本館前は幅廣き谷間となつてゐたので、自然建物を前に出すことは不可能であつた。その後この谷間を埋立たゝめに、現在の如き割合に廣き前庭を有するに至つたのである。而して本館設計の内容に就て申すと、正面北側中央部を事務系統本部に屬する各室とし、其の左東側を物理部系統、右西側を化學部系統とし、本部と相對する南側を圖書館に當てた。一般教室の大きさは幅4米、奥行6米半を以て1單位とし、必要の大きさに應じて之を綜合したものである。而して防火上の關係から約3單位程度に鐵骨コンクリートの間仕切とし、其他要所には防火扉を設けた。各階の高さは床上の間隔4米であるが反響の關係及び各附帯工事の配管掩蔽等の都合に依つてタイガーボードの天井を設けたゝめに多少天井の高さを減じたことは止むを得ない次第である。構造上特殊なる點としては、主要部分を耐震壁としたこと、又實驗上特に震動を避くべき室に對しては、各壁の厚さを増大して堅固なる構造としたこと等であるが、化學系統に於けるドラフトチェンバーの設計に對しては特に研究を重ね、已に本館建築の以

前復興建築の最初の建物として竣工した分析化学教室設計の際、帝大、理研等其他此の種の設備あるものを調査研究した結果、屋上にマルチブレード型排気機を設けたが、現在極めて良好な結果を得てゐるなどに依つても、其の設計設備が最も適當なるものであつた事の一斑を證明してゐる。同じく化学系統の實驗室排気設備に於ては、特にドラム・トラップの装置を床上に設け、水銀等の流出又は塵埃等の流出防止上の施設に留意した。斯くして昭和6年3月起工に際しては明治神宮の祭官に依頼して極めて莊嚴なる地鎮祭を舉行し、同9年8月延坪7,300坪の本館は竣成した。其の後地下室の改造に依つて、坪数は増加し、今日では約7,800坪に達してゐる。尙前述の分析化学教室は延坪411坪、鐵筋コンクリート2階建は本館の一部として獨立に昭和6年9月竣工した。

次いで本館に附屬すべき各科の實驗工場は本館の南側に、之れ亦本館と同様東側に物理關係の各科を、西側に化学關係の各科工場を配置した。各工場共坪数は各140坪の平家建で、構造は化学科のものは乾式構造で鐵骨構造周囲セメント、ボート張りとしたが、本邦の如き雨量の多き國土に於ては、極めて適當な方法といふことは出来なかつたやうである。従つて次いで建築した物理部關係の工場に於ては、凡て之を鐵骨コンクリート構造とした。以上述べた本館、分析化学教室並に各科の附屬實驗工場の地帯は、本學の中央部でその本體をなすべき建築物となる譯である。

次に本學附屬の研究所地帯は、此本部の前出穂山方面に在る。最初に出来たのは昭和8年3月竣工した建築材料研究所、鐵筋コンクリート造3階建延坪700坪で、特殊な研究室として恆溫恆濕、耐寒槽、音響研究室等の設備が完備してある。この建物の南側には120坪單位の附屬工場數棟を配置した。次いで昭和13年11月精密機械研究所、同年12月に資源化学研究所が竣工した。

其他本學敷地の西側一帯の方面は運動場地帯として、第一運動場に野球、庭球等の諸施設があり、この運動場の東側には柔劍道場がある。この道場は144坪、木造平家建であり、本學唯一の日本式建築である。尙其の隣には50坪の弓道場が目下建造せられつゝある（昭和15年3月1日落成）。第二運動場は、第一運動場の北方目蒲線々路を距てたる處にあり、馬場、自動車運轉の練習等に使用せられてゐる。西北隅の高臺には寄宿舎の設備がある。尙目蒲線路の北側に接して残存する地帯は主として、學生集會場、學友會の各部室等の學生關係の建物に充當されて居る。

惟ふに本學の敷地は約8萬坪近くに不拘、高低起伏多き爲、平地として利用し得る面積比較的少きは、建物敷地撰定に際して少なからず苦心せしめられた處である。然し乍ら之が爲に自然風致に富み、森あり、水あり、之を利用して適當なる建物を配置し又は庭園を築造する等の便がある。現に線路の北側西方の森林地帯には、植物温室の設備があり、その中腹にはワグネル氏の胸像があり、前面の瓢箪池を見下

して居るなど一大庭園を形成して居る。且つ敷地の大部分は、地盤は粘土層にして堅固なるため、殆んど假粹なしにコンクリートを打つことが出来る程度のもので、本館の如きその全部に地下室を設けたるに不拘、尙且耐力十分なる地盤の上に簡單なる地形を以て足りたといふことは、本學全般の建築について考へると少からざる節約を得てゐるものと云はなければならぬ。

斯くの如くして復興諸建築、其の他着々として建設せられ、今や復興建築としては講堂を餘すのみとなつたが、今次の支那事變に遭遇して諸物資の拂底、諸物價の騰貴著しく特に鐵材、セメントの使用上に一大支障を來すに至り、鐵筋コンクリート造りの建物の建設には着手出來ぬ状態となつたので、最近建築しつゝある化學工學科、其の他二三の建物も凡て木造建築となすの止むを得ざるに至つたことは、防火上の見地に於て頗る寒心に堪へぬ次第である。

本館竣工後の本學における主要な建物の構造、坪數、價格、竣工年月日および請負業者を以下に掲げておく。

(名 稱)	(構 造)	(坪 數)
本 館		坪 延 7,779.191
内 譯		
第 1 期 工 事	鐵筋混凝土造 3 階建一部 4 階地下室塔屋付	” 7,134.591
第 2 期 工 事		
追 加 工 事 銃器格納室其他新營		” 163.713
航空學科地下室補工		” 480.887
分析化學教室	鐵筋混凝土造 2 階建一部地下室 塔屋付	” 411.282
水力實驗室本館	鐵筋混凝土造平家一部 2 階建	” 149.707
紡織學科實驗室	木 造 平 家 建	” 266.000
	鐵骨鐵筋混凝土造平家建	” 503.118
染料化學科 實驗工場	”	” 147.423
應用化學科 實驗工場	”	” 137.214
應用化學科 實驗工場	鐵 骨 造 平 家 建	” 80.000
物理化學、化學工學教室 實驗工場	”	” 143.748
電氣化學科 實驗工場	”	” 137.214
窯業學科 實驗工場	”	” 146.062
” 窯 室	”	” 80.000

機械工學科 實驗工場	鐵骨鐵筋混凝土造平家建	”	200.920
”	”	”	137.214
”	”	”	137.214
”	”	”	156.816
”	鐵筋混凝土造平家建	”	102.700

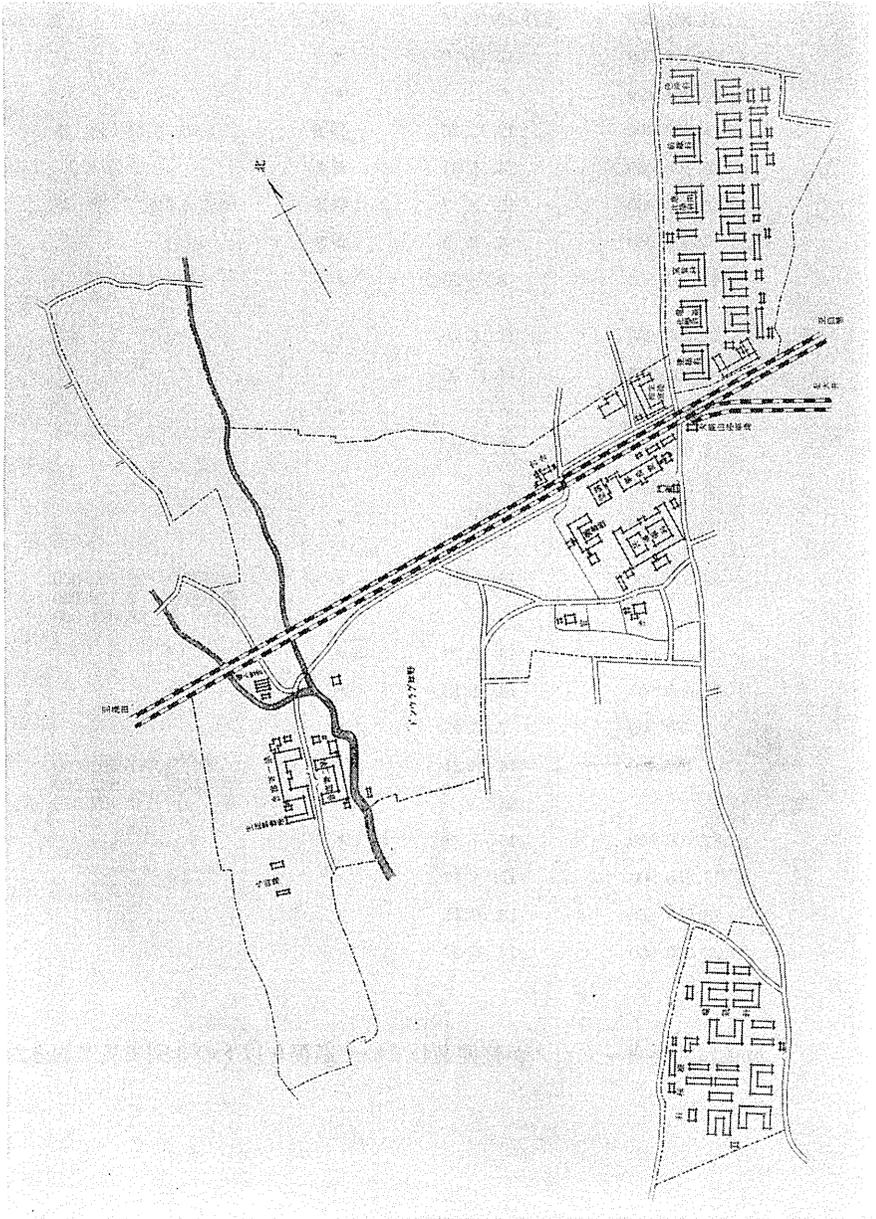
(價格)	(竣工年月日)	(取得事由)		(備考)
		新築	着手	昭和 6. 3.28
圓 1,446,919.000				
891,099,000	昭和 7. 10. 30	主體新築	請負人	清水組
547,950.000	9. 8. 18	仕上	”	安藤組
3,370.000	10. 3. 30	補工	”	清水巖
4,500.000	14. 3. 31	補工	”	金川堯
65,129.480	6. 9. 7	新築		
34,839.300	7. 8. 20	新築		
12,820.900	10. 6. 30	移築	大正13. 3.20	新築
88,300.000	10. 6. 30	新築		
25,500.000	10. 6. 30	”		
24,593.000	”	”		
4,496.080	10. 11. 11	移築	大正13. 3.31	新築
27,670.000	10. 6. 30	新築		
25,144.000	”	”		
26,993.000	”	”		
4,465.000	10. 6. 30	移築	大正13. 3.31	新築
38,560.000	11. 9. 14	新築		
30,951.500	11. 12. 19	”		
26,629.500	”	”		
29,819.000	11. 12. 19	”		
17,870.000	11. 6. 29	”		

(名 稱)	(構 造)	(坪 數)
電氣工學科 實驗工場	鐵骨鐵筋混凝土造平家建	延 坪 80.465
”	”	” 137.214
”	”	” 137.214
” 工 場	鐵 骨 平 家 建	” 73,100
建築學科 實驗工場	鐵筋混凝土造平家建一部2階建	” 134.763
化學工學其他研究室	木 造 平 家 建	” 162.000
建築學科研究室兼實驗工場	”	” 120.000
建築材料研究所	鐵筋混凝土造3階一部1階及4階建	” 705.218
建築材料研究所工場	木 造 平 家 建	” 120.000
” 標 本 室	”	” 120.000
” 研 究 室	”	” 120.000
”	”	” 120.000
”	”	” 120.000
精密機械研究所	鐵筋混凝土3階建一部2階建	” 807.675
” 研 究 室	鐵筋混凝土造平家建	” 117.612
資源化學研究所研究室	木 造 平 家 建	” 150.000
柔 劍 道 場	”	” 144.000
附屬豫備部植物溫室	鐵骨硝子張一部木造平家建	” 27.000
耐 彈 建 築 研 究 室	木造平家建一部塔屋鐵骨	” 19.662
化學工學教室	木 造 2 階 建	” 776.000
弓 道 場	木 造 平 家 建	” 50.500
臨時工師養成部教室	木 造 2 階 建	” 120.000
分析化學實驗室及化學 分析工員養成部教室	木造2階建(2棟)	” 180.000

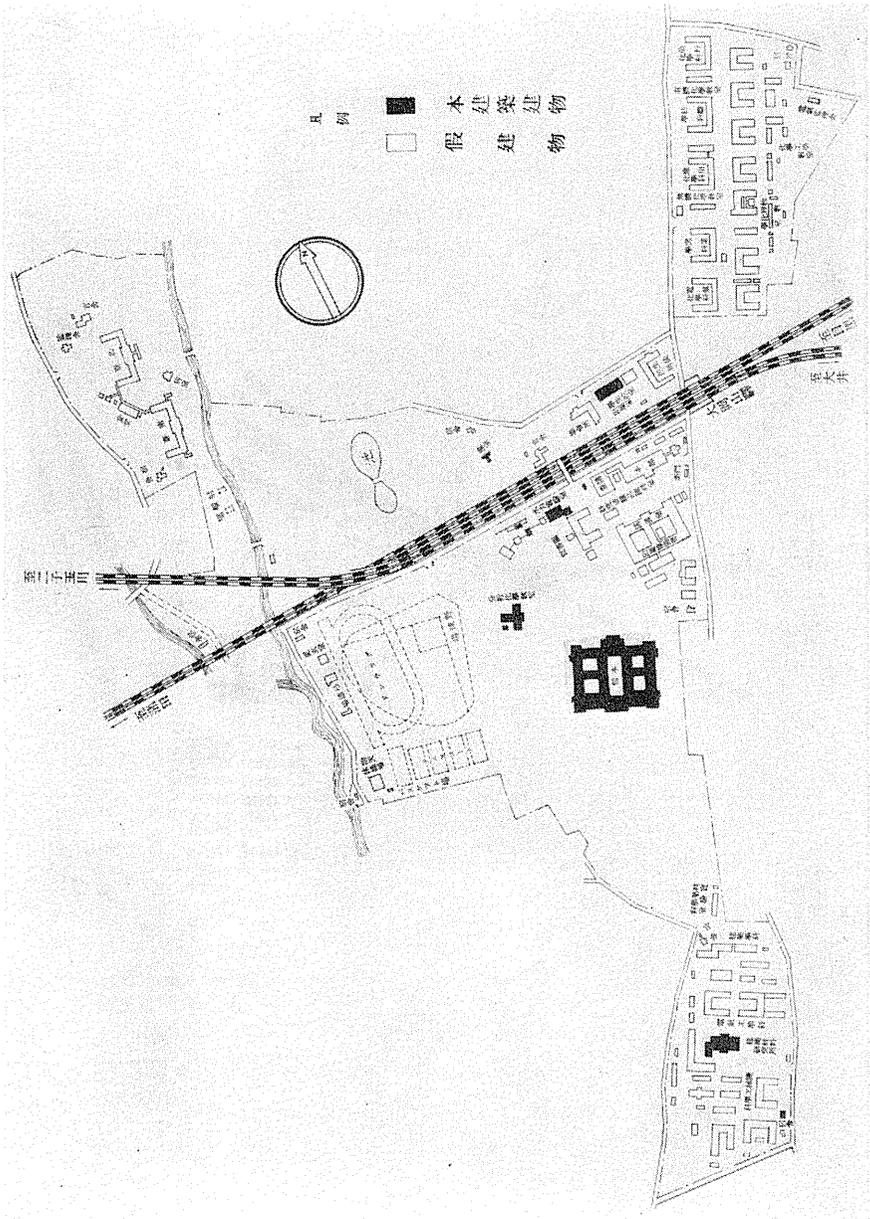
(價格)	(竣工年月日)	(取得事由)	(備考)
34,844.250	昭和12. 9. 5	新築	
39,188.600	12.11.30	〃	
34,261.100	〃	〃	
3,866.000	12.12.26	移築	大正13. 3.31 新築
36,500.000	14. 5.31	新築	
6,334.200	12. 3. 7	移築	昭和 6.12. 7 新築
4,508.000	6. 8. 2	新築	
111,191.000	8. 3.20	〃	
11,750.000	11. 6.29	〃	
7,137.135	11.11.30	〃	
8,101.340	〃	〃	
6,680.910	12. 7.27	〃	
8,500.380	〃	〃	
198,000.000	13.11.14	〃	
26,321.000	15. 3.25	〃	元請負金 28,500.000 變更残額 2,179.000 更正 26,321.000
21,750.000	13.12.20	〃	
28,490.000	13.11.15	〃	
2,980.000	7. 3.25	〃	
7,157.420	14. 3.31	〃	元請負金 7,500.000 變更減額 342.580 更正 7,157.420
82,700.000	15. 1.31	〃	
13,850.000	15. 4.16	〃	
13,503.660	13.10.11	〃	
22,200.000	14. 6.27	〃	

最後に大学キャンパスが整備されていく過程を以下の3図で見てください。

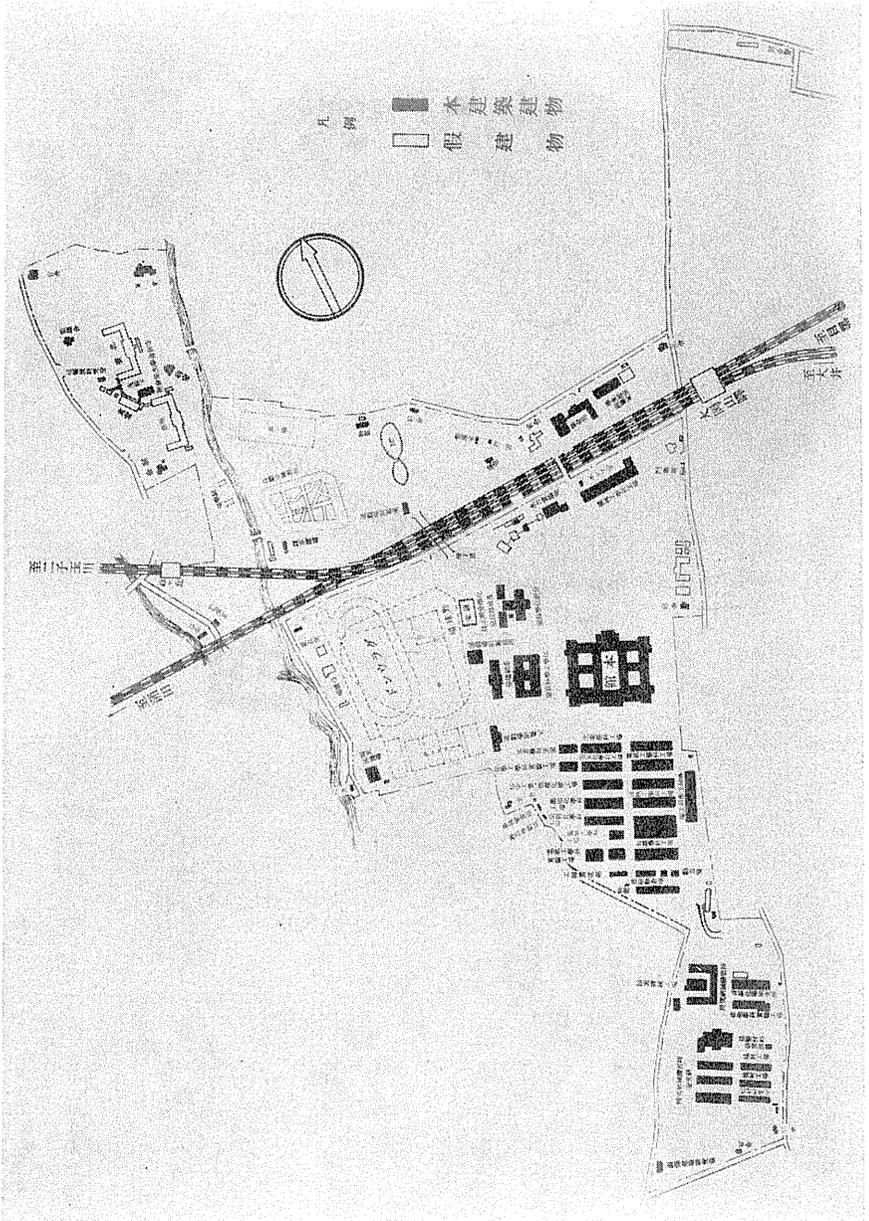
東京工業大学建物配置略図（昭和4年度）



東京工業大学建物配置略図（昭和8年度）



東京工業大学建物配置略図（昭和14年度）



理科教室の増設と工業調査部の設置

新校舎の建築と並行して理科教室の増設が計画され、昭和5年には7月に無機化学教室、10月に有機化学教室が設置され、翌6年9月には化学工学教室が設置され、昭和15年4月1日付で化学工学科の新設に伴い廃止されるまで存続した。化学工学教室では応用工学の研究を進め、後の経営工学の研究を開始した。昭和9年4月には工業調査部が設けられ、政府その他の調査資料の収集・整理、および外国文献の収集、翻訳等に当たり、実際に供するための機関であった。化学工学教室あるいは工業調査部の新設は本学における応用工学、あるいは応用工業的研究の一端を示すものであった。

昭和10年6月には工業経済学教室が設けられた。この工業経済学教室は従来からあった共通学科教室を改称したものであったが、経済学、特許法、民法および商法、工場管理法といった工業経済学関連課目を総括する教室であった。以下、工業調査部設置に関する資料、同規程、調査状況等を引用しておく。

工業調査部設置ノ趣旨

内外ニ於ケル各種工業ノ一般ノ狀況及其ノ動態並將來性ニ關シ適切ナル資料ヲ蒐集調査シ

- (1) 教官ノ研究ニ對シ嶄新ナル實際ノ素材ヲ供給シ以テ授業及研究上ノ效果ヲ増大セシメ
- (2) 學生ノ閱覽ニ供シテ實際工業ニ關スル根本的觀念ノ培養ニ資シ以テ卒業計畫及論文等ノ研究資料タラシメ併セテ
- (3) 一般工業家ニ開放シテ學理ト實際トノ近接ヲ圖ル且ツ本學創設ノ使命タル新工業ノ誘致展開ニ對スル資材供給ノ一助タラシメ以テ社會工業ノ進展ニ寄與スヘキ施設ヲ講スルハ刻下喫緊ノ事業ナリ仍テ昭和年度ヨリ新ニ工業調査部ヲ特設スルモノトス

東京工業大學調査部規程（昭和9年4月13日制定）

第1條 東京工業大學ニ工業調査部ヲ置ク

工業調査部ハ工業及工業經濟ニ關スル調査研究ヲ掌ル

第2條 工業調査部ニ部長及部員ヲ置ク

部長ハ高等官ノ中ヨリ部員ハ職員ノ中ヨリ大學長之ヲ命ス部長ハ大學長ノ命ニ

依り 部務ヲ掌理シ 部員ハ部長監督ノ下ニ於テ工業調査部ニ於ケル調査研究ニ關スル事務ヲ掌ル

第3條 工業調査部ニ總務課及調査課ヲ置ク各課ニ課長ヲ置キ部員ノ中ヨリ大學長之ヲ命ス

總務課ノ管掌事項左ノ如シ

1. 企畫ニ關スル事項
2. 調査研究ニ伴フ庶務事項
3. 他課ニ屬セサル事項

調査課ノ管掌事項左ノ如シ

1. 調査研究資料ノ蒐集ニ關スル事項
2. 各種調査研究ニ關スル事項
3. 調査研究ノ發表ニ關スル事項

第4條 工業調査ニ於テ調査研究ニ係ル事項ハ定期又ハ隨時之ヲ發表スルモノトス

第5條 工業調査部主管ノ事務ニシテ他部局ノ事務ニ關涉スル事項ハ合議スヘシ

第6條 特ニ本規程ニ定ナキ事項ニ關シテハ東京工業大學處務規程ヲ準用ス

昭和9年4月10日付で工業調査部長に奥田寛太郎助教授、總務課長に石井茂助事務官、調査課長に川西正鑑講師が発令された。

調査状況

工業調査部の調査要項は次の通りである。

工業調査部調査要項

1. 工業資源ノ調査
1. 工業原料ノ調査
1. 原料移動ノ調査研究
1. 新奇原料ノ調査研究
1. 産業ノ一般の調査
1. 工場建設地ノ研究調査
1. 工業經營調査
1. 新經營法ノ研究調査
1. 工業製品市場調査
1. 新技術ノ研究調査
1. 新發明ノ研究調査
1. 特許應用範圍ノ調査
1. 産業統制ノ實狀調査

1. 産業統制法ノ改進ニ關スル研究
1. 労働條件ノ調査研究
1. 福利施設ノ調査研究
1. 工業勞力移動ノ調査研究
1. 工場法ノ實施狀態ニ關スル調査研究
1. 労働組合調査研究
1. 工業資本調査
1. 工業會計ノ研究
1. 一般工業政策ノ研究
1. 日本工業ノ將來ニ關スル一般的研究
1. 各國關稅政策ノ調査研究
1. 中小企業經濟狀態ノ調査
1. 對中小企業政策ノ研究調査
1. 工業教育ニ關スル調査研究
1. 工業従業員公民教育ニ關スル調査研究

工業調査部発行の調査報告

工業現勢（月刊）第1號發行	(昭9. 7. 9)
日本工業品躍進の技術的基礎	(昭10. 2. 15)
新興工業の吟味	(昭12. 7. 20)
日蘭貿易概勢	(昭10. 3. 1)
日濠貿易の發展と其將來性	(昭11. 8. 5)
世界工業現勢	(昭12. 1. 1)
シベリア極東林産資源詳解	(昭11. 7. 10)
シベリア極東地下燃料及び水力資源詳解	(昭11. 7. 31)
外蒙中央亞細亞燃料及び水力資源詳解	(昭12. 5. 1)
外蒙中央亞細亞金屬資源解説	(昭13. 9. 5)
アルミニウム工業の現勢と動向	(昭14. 6. 20)
南洋資源略解	(昭14. 6. 28)
日本工業分布の調査研究第1卷	
金屬機械器具工業	(昭14. 7. 18)

戦時体制が進行していく中で、工業調査部の調査も戦時色を色濃く反映せざるを得なかったが、昭和15年度以降における調査研究テーマを以下に掲げておく。

農村工業調査

北支鑛工業開發ニ關スル調査研究
沿海洲ノ資源調査
工業ニ於ケル最適度ノ經濟容量ノ調査研究
新興工業ノ立地研究
東亞協同體ト工業立地ノ統制
國防ト工業立地計畫
東亞ブロック内ニ於ケル新資源ノ調査研究
各種工業別原價計算ノ調査研究
工業指導精神ト工業教育論
戰時體制下ニ於ケル技術員ノ配置ニ關スル調査研究
技術員ノ經濟的教養ニ關スル調査研究
新興工業法規ノ適用ト此ガ社會經濟的影響ニ關スル調査研究
經濟統制ト適正價格構成ノ調査研究
國防ト工業ノ地方分散化ノ調査研究
間宮海峽埋立ニ依ル寒流遮斷ニ基キ工業配備ガ如何ニ變動スルカニ關スル豫測的
調査研究
重化學工業ノ災害防止ト海上工場ノ可能ニ關スル調査研究
工業地帯ニ於ケル空襲災害ノ調査研究
東亞ブロック内ニ於ケル重工業及化學工業ノ最適立地ノ研究

第4節 戦時体制下の学科、研究所・養成部等の新設

航空機工学科の新設と学生増募

昭和10年代に入り、戦時体制が全面的に整えられるなかで、本学もまた激しい時代の波にあらわれることになった。特に12年の日中戦争の全面的拡大に伴い、本学は戦時体制下に組み込まれていった。

航空機工学科の新設は、こうした状況を背景にしたものである。日中戦争を契機として各航空機工場は規模を拡大し、生産能力を倍増していたが、こうした状況に対応すべく、本学では機械工学科に航空工学に関する1講座の新設を企画し、その内容および担当教官の人選について、東京帝国大学航空研究所の和田小六所長に依頼した。和田所長は1講座の開設よりも、むしろ学科の新設が望ましいとし、航空研究所としてもできる限りの応援をするという意見を述べられた。この和田所見が受け入れられ、本学に航空に関する学科が新設されることになったのである。

その際、当時、東京帝国大学に航空学科、九州帝国大学に航空工学科があり、本学の場合は機械工学科において工作関係に特色をもっていたため、その特色を生かした航空の学科を作るということで、飛行機的设计・製造・工作に重点を置いた航空機工学科という名称の学科の新設となったのである。

昭和13年3月7日創設準備委員会が設置され、和田小六航空研所長が委員長、石井茂助事務官が専務委員、関口八重吉教授、佐々木重雄助教授ほかが委員に任命され、昭和14年度よりの開設を目指し、カリキュラム、設備等の編成が始まった。

昭和14年4月1日、航空機工学科が開設され、15人の学生が入学し、学科主任には東京帝国大学航空研究所の田中敬吉教授が併任となり、同研究所の岡本哲夫氏が助教授として本学に赴任した。

以下は、本学より文部省に提出した設置理由書である。

航空機工學科設置ノ理由

1. 我國航空機工業ノ概況

航空機ハ今ヤ世界ノ寵兒トシテ平戰時共ニ缺クヘカラサルモノナリ世界列強ハ優秀ナル航空機ノ製作ニ激烈ナル競争ヲナシ以テ國防ニ備フルト共ニ交通文明ニ一步ヲ先ンセントシツツアリ

而シテ我國航空機工業ハ近時漸ク盛大トナリタリト雖モ之ヲ先進諸國ニ比スレハ其ノ歴史モ淺ク規模モ少ニシテ航空ニ關スル總ユル統計ハ遺憾乍ラ劣勢ヲ示スモノナリ

斯クテハ國防上ニ於テモ將又民間航空ノ發展ノ上ニ於テモ遺憾不尠ヲ以テ近時民間各航空工業會社擧ツテ其ノ擴張改善ヲ行ヒ又新設諸會社ヲ企圖セラルルニ至レリ

然レトモ之ニ最モ必要ナル高級技術者ハ其ノ數極メテ少クノカ不足ヲ如何トモスル能ハサル状態ナリシモ今回東京帝國大學工學部航空工學科ヲ擴張シ又新ニ大阪九州兩帝國大學工學部ニ航空工學科ノ新設セラレシヲ以テコノ危惧ハ著シク輕減セラレタリト雖モ尙仔細ニ斯業界ヲ觀察セハ未タ十全ヲ期シタリト云フヲ得ス幾多ノ不備缺陷アルヲ確認シ得ヘシ

2. 我國航空機工業ニ於ケル缺陷

我國航空機工業ヲ質ノ方面ヨリ觀察スルニ東京帝國大學航空研究所ニ於テ爲サレシ幾多ノ基礎的研究ノ結果並ニ之カ應用ニ依リ斯界カ大ニ啓發セラレ漸ク獨創的境地ヲ歩マントスルニ至リシ結果今次亞歐連絡記録飛行機ノ如キ優秀機ヲ製作スルニ至リシト雖モ我國産航空機ノ性能及ヒ價格ヲ諸外國ノソレト比較セハ一般ニ我ノ未タ及ハサルヲ知り得ヘシ其ノ原因ハ多クアルヘシト雖モ就中現場技術ノ貧困ヲ以テ最大ナル原因ナリトス

此ノ現場技術ノ貧困ハ從來航空工學專攻ノ高級技術者養成機關タル東京帝國大學工學部航空工學科ノ收容カ少ニシテ其ノ出身者ハ研究者設計者ニ對スル需要ヲ充足スルニ足ラス從ツテ現場技術カ多ク航空工學ノ素養ヲ有セサル現場技術者ノ手ニ委ネラレ指導者ヲ缺キシ結果ニ外ナラス之識者ノ一致セル意見ニシテ前記亞歐連絡記録飛行使用機カ航空工學專攻ノ高級技術家ヲ現場ニ有スル三菱重工業會社ニ於テ完成セラレタルモ故無キニアラサルナリ

航空機ニ關スル専門知識ヲ有スル現場技術指導者ノ養成ハ實ニ我國航空機工業發展上緊急不可缺ノ要件ナリ既ニシテ今次航空機工學專攻ノ高級技術家養成機關大イニ擴張セラレシト雖モ其ノ實狀ニ徴スルニ東京帝國大學ニ於テハ研究者ノ養成ヲ大阪九州兩帝國大學ニ於テハ設計者ノ養成ヲ主眼トセルモノノ如ク、高級現場技術者ノ養成ヲ主眼トセルモノ全然缺除セルヲ遺憾トス

勿論之等研究者或ハ設計者トシテ教育セラレシモノト雖モ之ヲ現場ニ從事セシムレ

ハ彼等ハ各技術ノ效果ヲ目的ノ上ヨリ適當ニ判斷シ得ヘキヲ以テ前記亞歐連絡記録飛行使用機ノ場合ノ如ク或ル程度ノ效果ヲ擧ゲ得ヘキコト論ヲ俟タス然レトモ彼等ハ工作技術ニ關シ専門的並ニ基礎的知識充分ナラサルノ憾アリ從ツテ設計者ニ忠言ヲ與ヘ徒ラニ高價格ヲ約束スル構造ヲ避ケシムルカ如キ役目ヲ果シ得サルノミナラス工作法ノ改善ニ依リテ積極的ニ精度ノ向上信頼度ノ増加單價ノ低減等ヲ計ルコト困難ナリ唯航空機發動機ニアリテハ本學並ニ各帝國大學機械工學科出身者カ現場技術者トナレルモノ多キヲ以テ現場技術ノ貧困ハ機體ノ場合程著シカラスト雖モ從來ノ機械工學出身者ハ單ニ一般內燃機關並ニ一般機械工作法ノ授業ヲ受クルノミニシテ航空發動機ノ専門知識ヲ缺クルノミナラス本學出身者ヲ除キテハ精密機械工作法ノ知識モ充分ナラサルヲ以テ製品ノ精度向上信頼度増加單價低減等ノ實況ニ遺憾ノ點尠カラス即チ機體ノ場合ト相去ル遠カラサル状態ニアリト云フヲ得ヘシ現在我國ノ航空機ハ諸外國ノソレニ比シ遙カニ高價ナリ既ニ述ヘタル如クコレ主トシテ現場技術ノ貧困ニ起因スルモノニシテ我國航空機工業ノ現在ニ於ケル最大ノ缺陷ナリ航空機ノ單價低減ヲ計ラサレハ到底財政ト國防トノ兩全ヲ期シ難キヲ思ヘハ航空機ニ關スル専門知識ヲ有シ且工作技術ニ關シ充分ナル素養ヲ有スル高級現場技術者ノ養成亦國家喫緊ノ要事タルコト敢テ贅言ヲ要セサルヘシ

3. 東京工業大學ニ航空機工學科設置ノ理由

東京工業大學ニ於テハ夙ニ茲ニ留意シ航空機ニ關スル講義實驗ヲ可及的豊富ニシ以テ航空機製作現場技術家トシテノ適應性ヲ増加セシコトニ努力セリ即チ其ノ一例ヲ擧クレハ機械工學科流體實驗室ニ1米風洞ヲ設備シ關係事項ノ研究ニ從事スル一方航空機製作上最モ必要ナル精密工作法等ニ關シテハ東京工業大學機械工學科カ其ノ前身東京高等工業學校時代ヨリ最モ特色ヲ有セルカ如ク又特別ノ講義トシテ飛行機工學概論及飛行機々體構造等ノ授業ヲ實施シ來レリ

然レトモ内外諸般ノ狀勢ハ航空機工業ノ飛躍ヲ促シ優秀航空機ノ多量出現ヲ待ツモノアルノ秋ニ至リ斯ル消極的ナル姑息手段ヲ許サス少クトモ3ケ年ハ航空機ニ關スル諸學科ヲ專修セシメサレハ時代ニ適應スル優秀ナル航空機製作現場技術家タルヲ得サルヲ認メ斯種機關ノ設置ハ國家喫緊焦眉ノ急務ナリト確認スルニ至レリ

茲ニ於テ東京工業大學ハ航空機工業ニ於ケル現場技術者養成ヲ主眼トセル航空機工學科設置ニ關シ最モ適合セル諸條件ヲ具有スルモノナリ即チ東京工業大學ハ前述ノ如ク夙ニ航空機工學ノ重要性ヲ認識シ授業及研究上ニモ直接航空機ニ關スル事項ヲ考慮シタルヲ以テ多年ノ經驗ト蘊蓄ヲ有スル教官ト之カ實驗研究ニ必要ナル諸設備モ少シトセス又之ト密接ナル關係ヲ有スル精密工作其ノ他ノ精密機械並ニ內燃機關等ニ於テハ東京工業大學ノ最モ特色トスルモノニシテ斯界ノ權威者ヲ網羅シ其ノ施設ニ於テハ實ニ冠絶スルモノアリテ航空機工學科設置ニ關スル質的條件ニ全く適合

スルモノナリ

次ニ東京工業大學ノ位置スル處ハ近クニ重工業地帯アリ又飛行場飛行機製作所飛行機研究所其他トノ關聯セル各種機關トノ連絡上最モ利便ナル場所ニシテ航空機工學科設置ニ關スル地理的條件ニモ適合スルモノナリ又其他ノ各種施設ハ航空機工學科ニ於テモ使用シ得ルモノ多キヲ以テ航空機工學科設置ニ關スル經濟的條件ニモ適合スルモノナリ

其他内部ニ於テハ各學科互ニ知識ノ交換トナリ外部ニ於テハ會社工場等トノ連絡ヲ緊密ニナシ得ル等各種ノ利便アルヘシ

而モ東京工業大學ハ我國ニ於ケル唯一ノ應用工業大學ニシテ工業立國、工業報國ヲ使命トシテ工業各部門ニ涉リ之カ研究ト技術者ノ養成ヲナシ我國工業界ニ貢獻シツツアルニ獨リ國家最緊要ナル航空機工業ニ就テハ之カ研究ト技術者養成ノ施設ヲ有セサルハ寔ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ新ニ航空機工學科ヲ設置シ學生15人ヲ募集セムトセルモノナリ

航空機工學科の新設に伴い、本学の学科構成は9学科となった。同時に、理工系学生に対する需要はますます増加する一方で、本学では、昭和14年度に学生増募を文部省に要請した。以下は、文部省に提出した理由書である。

學生増募理由書

時局ノ影響ニ依リ我國工業界ハ益股賑ヲ極メ工場數、從業者數並生産額等ハ驚クヘキ増加ヲ來シ而カモ益生産力ノ擴充ヲ急務トスル現狀ナルヲ以テ各工場會社等ニ在リテハ之等操業ノ中心トシテ最モ必要ナル高級技術者ノ獲得ニ腐心シツ、アリ本學ニ於ケル卒業生採用ノ申込ハ卒業生數ヲ遙ニ突破シ甚シキハ數倍ニ達スルモノアリテ其ノ謝絶ニ暇無キ現狀ナリ

而カモ斯クノ如キ狀況ハ將來益高度化スルノ狀勢顯著ナリト認メ得ヘキヲ以テ此ノ際各學科ノ收容力ヲ増加シテ人的資源ノ涵養ニ努メ以テ多端ナル工業界ニ對シ其ノ供給ヲナスハ刻下最モ適切緊要ナル事項ナリトス

學生増募の要請は承認され、昭和14年度より59名の定員増となり、次のように各科に配分された。

昭和14年度學生増募各科別人員數

	(従來募集定員)	(昭和14年度より増募人員)	(改定募集定員)
染料化學科	12	—	12
紡織學科	15	—	15
窯業學科	12	—	12
應用化學科	24	16	40
電氣化學科	12	8	20
機械工學科	30	20	50
電氣工學科	25	15	40
建築學科	20	—	20
計	150	59	209

學生増募に伴い、教官の増募も実施し、助教授7名、助手14名の定員増加となり、以下のように各科に配分された。

	助 教 授			助 手		
	(従前定員)	(増員數)	(改正定員數)	(従前定員)	(増員數)	(改正定員數)
染料化學科	2	—	2	3	—	3
紡織學科	3	—	3	5	—	5
窯業學科	2	—	2	4	—	4
應用化學科	3	1	4	7	2	9
電氣化學科	2	1	3	3	1	4
機械工學科	5	1	6	11	2	13
電氣工學科	5	1	6	8	2	10
建築學科	4	—	4	7	—	7
數學教室	1	1	2	2	2	4
物理學教室	1	1	2	2	2	4
物理化學教室	1	—	1	2	1	3
分析化學教室	2	1	3	3	2	5
無機化學教室	1	—	1	2	—	2
有機化學教室	1	—	1	2	—	2
化學工學教室	1	—	1	2	—	2
建築材料研究所	3	—	3	6	—	6
合 計	37	7	44	69	14	83

化学工学科の新設

昭和14年度予算では、翌年度本学に化学工学科を新設するための準備として24万4千円が計上された。化学工学科の新設に当たっても、石井事務官の果たした役割は特筆すべきものがあった。

以下は文部省に提出した設置理由書である。

化學工學科設置理由書

概説

化學工業ニ於ケル技術の要素ハ之ヲ専門的ニ觀テ應用化學及化學工學ノ二者ヨリ成リ應用化學トハ化學工業ノ核心タル化學應用ノ學術ニシテ化學工學ハ應用化學ノ成果ヲ工業の規模ニ於テ實際ノ生産ニ移シ且之ヲ運轉スル場合ノ裝置機械並ニ之等ヲ綜合セル諸問題ヲ取扱フ學術ナリトス

然ルニ從來本邦ニ於ケル化學工業ヲ目標トスル高級技術者ノ養成ハ應用化學ノミニ偏シ化學工學ヲ全然閉却シ來リシ爲斯工業ノ進展上洵ニ憂慮スヘキ結果ヲ招來シ居ルノ現状ニシテ今ニシテ之ヲ是正シ化學工學ヲシテ應用化學ト對立スヘキ地位ニ置カサレハ將來化學工學技術者ハ益拂底シ我國ノ最重要工業ノ一タル化學工業ハ依然トシテ歐米依存ノ状態ヲ持續シ獨自資源ニ立脚セル化學工業ノ如キハ到底實現不可能トナルニ至ルヘシ特ニ現下喫緊ノ要務タル石炭液化、石油合成、合成ゴム其他各種ノ重要事項ノ工業化ニ於テ應用化學者ト提携シテ活動スヘキ化學工學技術者ノ養成ハ實ニ焦眉ノ急務ニシテ之カ重要性ハ本學創設當初既ニ認識シ昭和6年化學工學教室ヲ創設シ銳意之カ研究ニ努力シ來レルヲ以テ現在之カ養成ニ當ルヘキ人的要素ト準備トヲ有スルハ本學ヲ以テ本邦第一トス

故ニ本學ニ化學工學科ヲ創設シ刻下切實ニ要求セラレツツアル之等技術者ト將來斯工業ノ中心技術者トナルヘキ人物ノ養成ニ當ラントス以下本問題ニ關シ詳説セントス

1. 化學工業發展狀況

本邦ニ於ケル化學工業發達ノ跡ヲ顧ミルニ明治ノ初年産業移殖ノ目的ヲ以テ諸先進國ヨリ硝子セメント製紙硫酸及「アルカリ」並ニ肥料等ノ工業ヲ輸入セシヨリ大正6~7年（歐洲大戰）迄ハ全ク技術輸入ノ時ニシテ諸先進國ヨリ我國ノ輸入シタル化學工場設備ト技術トハ茲ニ其ノ金額ヲ明カニシ得サルモ恐ラク莫大ノ金額ニ上ルモノト推思セラル故ニ本邦ハ之等ノ國ニ對シ最上ノ顧客ニアリ彼等モ亦喜シテ其ノ技術ヲ開放セシ所以モ亦此處ニ存スルモノナリ

然ルニ歐洲大戰ヲ契機トシテ勃興セル我國ノ化學工業ハ其ノ基礎ノ薄弱ナリシヲ痛感シ各方面ニ於テ盛ニ研究ヲ見ルニ至リタルノ結果漸次進歩シ續々トシテ各種ノ研究業績カ専門雜誌ニ發表セラレ最近ニ於テハ其ノ數歐米ノ夫レニ比スルモ何等遜色ナキマテニ至レリ而シテ斯業ノ進展モ大正ノ末期ヨリ昭和ノ初年ノ不況時ヲ經テ今ヤ生産額（昭和13年商工省工場統計）年額22億圓ニ及ヒ且斯業ニ密接ナル關係ニアル窯業製品、砂糖其ノ他ヲ加算スレハ實ニ26億圓ニ達シ紡織工業ノ36億圓餘ニハ及ハサルモ金屬工業ノ22億圓機械工業ノ17億圓ヲ突破スルニ至レリ金屬工業モ亦化學應用ノ工業ナルヲ想起セハ思半ハニ過キルモノアリ而シテ應用化學研究ノ興隆ト

業界ノ發展トハ唇齒ノ關係有スルカ如キナルモ必シモ然ラス多クノ新規化學工業ノ創設並ニ在來工業ノ改善進歩ハ依然トシテ先進國ヨリ方法及使用設備即チ裝置ト機械トノ輸入ニヨリタルモノニシテ多クノ研究ハ恰モ研究ノ爲ノ研究ノ觀ヲ呈シ其ノ目的カ化學工業改善若クハ創設ニ存スルニ其ノ目的ヲ達シ得タルモノ極メテ稀ナリキ之カ基因スル所ハ主トシテ應用化學ノ研究即チ基礎化學反應ニ關スル研究ニ終始シ之ヲ基礎トシテ生産ヲ行フ場合ノ裝置機械勞働手段ニ關スル研究及訓練ヲ閉却シタル爲ナリシナリ而シテ輒近ノ國際情勢並ニ經濟機構ニ於テハ昔日ノ如ク之等裝置機械等ハ輸入ハ期待シ得サルヲ以テ之カ研究ハ最重要性ヲ帶フルニ至レリ從來本邦ノ化學工業ニ關スル教育施設トシテハ主トシテ應用化學科アルノミニシテ（東北帝國大學工學部ニ於テハ之ヲ化學工學科京都帝國大學部ニ於テハ之ヲ工業化學科ト稱スルモ其ノ内容ハ殆ント變リナク名稱上ニ於テモ之ヲ統一スルノ必要アリ）其ノ重點ヲ化學反應ノ應用方面ニ置ク關係上本邦ノ化學工業ヲ目標トスル諸研究カ上記ノ如キ結果ニ偏スルモ故ナキニアラス之ヲ他種ノ工學ニ對比センカ機械工學カ直接機械ノ設計製作並ニ運轉ヲ對象トシ土木工學カ直接土木工事ノ諸問題ヲ對象トスルニ對シ應用化學ハ基礎化學反應ニ主カヲ注キ之ヲ直接生産ニ移ス場合ノ手段ニ對シテハ研究ヲ行ハスコノ點其ノ趣ヲ異ニス然ルニ化學工學ハ本質上コノ種ノ研究ノミヲ以テシテハ充分ナル技術的發達ハ望ミ得サルモノナリ以下順ヲ追フテコノ間ノ關係ヲ説明セントス

2. 近代化學工業ト應用化學

化學工業程各種工業ト廣汎ナル關係ヲ有スルモノハ他ニ其ノ例ヲ見サル處ニシテ現代ノ化學工業ハ其ノ總テノ部門ニ於テ微ニ入り細ヲ穿チ其ノ技術ノ改良進歩ヲ圖リツ、新規發見ノ方法カ舊法ヲ一朝ニシテ舊式化シ競争不能ノ狀態ニ蹴落シ其ノ進歩發展ニ關スル研究ハ如何ナル工業ニ於テモ重要ナルモ化學工業ニ於テハ特ニ甚シク之無クシテハ結局ニ於テ劣敗者タルノ地位ニ甘ンセサルヘカラス從來ハコノ種ノ研究ハ主トシテ化學反應ノ立場ヨリ行ハレシモノアルハ前述ノ通ニシテ我國ニ於ケル應用化學的研究モコノ種ノモノタリト思考セラルカカル研究ノ結果ヲ實際工業化スルニハ尙幾多ノ研究ヲ要スルモノニシテ即チ研究室ニ於ケル硝子細工其他ノ裝置ヲ使用シテ極メテ良ク環境ヲ統制シテ行ヒシ基礎研究ノ結果ヲ大量生産化スル場合ニ於テハ之等ニ使用セシ器具裝置ヲ單ニ大型ニセシノミニテハ不可能ナルハ明ニシテ使用材料ノ如キモ全ク異リタル立場ヨリ大量生産ニ適シタルモノヲ撰擇スルヲ緊要トスルハ論ナキ所ニシテ又使用裝置機械等ノ設計モ研究室ノ如ク常推量ヲ作り不可ナランカ直ニ作成替ヲナスカ如キコトハ出來得サルト經濟的ニシテ能率的性能ヲ具備スル機械裝置トヲ考案セサルヘカラス而シテ研究室ニ於テハ何等支障ナカリシ新法モ之ヲ大型化スル場合全ク實際化萬能ナルヲ發見シ或ハ採算上不可トナリ若クハ

基礎研究ニ要セシヨリモ遙カニ多額ノ費用ト年月トヲ費シタル實例枚舉ニ違アラス勿論應用化學ノ研究ハ重要ニシテ斯業開發ノ第一歩タリ而シテ之ト共ニ大型裝置機械ニ關スル研究モ亦實際化スル上ニ於テ緊要缺クヘカラサルモノナリ故ニ兩者相協調シテ進歩發達ヲ畫スルニ非ラサレハ化學工業ノ隆興ハ期シ得サル所ナリ基礎化學ノ研究ヨリ幾歩モ出テサリシ我國ノ研究ノ結果ヲ實際化ニ際シ常時設計裝置又ハ機械等ノ輸入ヲ國外ニ仰キシ原因モ亦化學工業ニ關スル研究並人材ノ養成ニ於テ缺陷甚タシキモノアリシハ精神ノミヲ重視シテ肉體ヲ輕視シタルニ等シキモノナリト謂フヲ得ヘシ然レトモ移入工場ノ運轉ニ關シテハ支障ナカリシモノ新研究ノ工業化或ハ其ノ製造裝置ノ自主的發達ニ關シテハ不用意千萬ニシテ前途眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリカノ有名ナ「ハーバー」「ボツシュ」カ水素ガスト窒素ガストヨリ直接アムモニアヲ次イテ硫酸ヲ合成スル空中窒素固定工業ノ應用化學的研究ヲ「ハーバー」カ解決シ大規模製造ニ移ス場合ノ研究ヲ「ボツシュ」カ完成セシモノニシテ洵ニ現代ノ化學工業ハ往時ノ夫レト比スレハ嘗テハ夢想タニセサリシ手段ヲ用ヒ例ヘハアムモニアノ合成、メタノールノ合成、石炭油化、石油合成等ノ工業ニ於テハ數百氣壓ヨリ1千氣壓ニ至ル高壓ト數百度ノ高溫トヲ併用セラレ又潤滑油ノ製造ニハ殆ント眞空ニ近キ低壓カ使用セラレ居レリ材料腐蝕ノ問題ハ化學工場ニ於テハ決定的重要性ヲ有シ爲ニ高價ヲモ不顧特殊合金類カ使用セラレ今回ノ事變ニ際シ幾多ノ研究問題ヲ提供シ居レリ應用化學ノ研究ハカ、ル場合如何ナル壓力溫度原料ノ調査並時間ヲ以テ反應ヲ行フヘキカノ指導ハナシ得ルモ之ヲ如何ナル設計ニ依リ如何ナル材料ヲ使用セシ裝置ヲ以テセハ最安價ニ欲スル所ノ生産ヲ擧ケ得ルカニ關シテハ何等教フル所ナシ

3. 化學工學ト化學工業

斯業ノ缺陷ヲ充サンカ爲生セシ工學カ即チ化學工學ニシテコノ工學ハ19世紀ノ末期米國ノ二三ノ大學ニ於テ創始セラレ歐洲大戰後ニ至リ内容全ク整備シ完全ナル工學ノ1分科ヲ構成スルニ至レリ米國ハ化學工業ニ於テモ當初全ク歐洲ニ依存シ其ノ技術ヲ移セシ點ハ我國ト全ク軌ヲ一ニシタリ然ルニ近時米國斯業ノ發展ハ驚異的ニシテ斯工業ノ研究ニヨリ工業界ニ甚大ノ貢獻ヲ齎シタルハ各國ノ等シク認ムル所ニシテ英獨共ニ教育上ニ於テ其ノ體系ヲ採用スルニ至レリ

化學工學ハ他ノ専門工學ト等シク機械工學土木工學或ハ電氣工學等ノ如ク一般基礎工學或ハ理學上ニ立ツコトハ當然ナルモ他ノ専門工學ヲ以テ之ヲ代用又ハ置換セシムルハ不可能ナリ例ヘハ土木工學ハ機械工學ノ代用トシテ成立セス電氣工學カ應用化學ノ代用トシテ成立セサルモ亦同様ナリ

最近一部ニ於テ化學機械ナル語ヲ化學工學ト同様ノ意味ニ使用セラレ居ルモ之カ化學工場ニ於テ使用セラレ居ル機械ヲ研究對象トスル意ナルニ於テハ甚敷認識不足ナ

リ化學工場ニ於テモ在來ノ機械工學ニ於テモ充分研究シ得ル多クノ機械ノアルハ勿論ナルモ化學工學ニ於テ研究ヲ要スルモノハ極メテ少部分ニシテ化學工場或ハ在來ノ機械工學其他ニ於テハ手ヲ下シ居ラサル一群ノ製造手段カアリ之カ一般ニ裝置ナル語ヲ以テ呼ハレ二三ノ例ヲ擧グレハアムモニア合成器、石炭液化用反應管、各種塔狀反應器、蒸發蒸溜、濾過器其他各種ノ反應器等之レナリ而シテ之等ノ研究ハ其ノ性能ヨリシテ化學ヲ主トシ物理化學ノ十分ナル基礎ト基礎工學ノ知識トヲ必要トシ數學物理ノ素養ハ現今ノ應用化學ニ於ケルヨリ更ニ一段ノ高級ノモノヲ必要トス上述ノ如ク裝置ナルモノハ之ヲ決シテ機械トハ稱シ得サルニ不拘現今一般ニ機械ノ語ヲ以テ呼ハレ他ノ純機械ト混同スルニ至リ機械工學ヲ理解スレハ容易ニ之ヲ取扱ヒ得ルモノトノ感ヲ抱カシメタルモ之等ノ設計上ノ諸問題ニ關シテハ在來ノ機械工學ニ於テハ全然攻究シ居ラサル所ナリ然ルニ一部人士ノ考ヘシ如ク應用化學ト機械工學トヲ兼修スルハ可ナリト云フ説カ不當ナルコトハ化學工學ノ初期米國ニ於テ此ノ種ノ試ヲ行ヒタルモ全部失敗ニ歸セシニヨリテモ明カナリ

大體機械工學ノ或部分ト化學工學トノ類似點ハ存スルモノハ恰モ土木ト機械トニアルト同様ニシテ化學工業ニ於テ最モ重要ナル裝置ハ機械工學ノ範疇外ニアリ全ク別個ノ發展経路ヲ取り寧ロ類似點ハ基礎工學ニ存スルモノト考ヘルヲ以テ正當ナリトス即チ化學工學ハ獨立セル一個ノ専門工學ニシテ之ヲ専門ノ工學トシテ發達セシメテコソ始メテ其ノ效果ヲ發揮シ得ルモノナリ事實化學工學ハ悉ク基礎化學ノ上ニ實際研究ヲ積ミ建設セラレタルモノニシテ將來モ亦斯クアルヘキモノニシテ我國ハ米國ニ比シ此種工業ヲ20年後ニ採用シタルタメ甚シク遅延シ居ルヲ以テ我國ニ於ケル化學工業ノ重要性ニ鑑ミ早速授業及研究機關ノ實現ヲ緊急トスル所ナリ

4. 化學工學ノ採用スル研究方法

化學工業ノ多種多様ナルハ前述ノ通ニシテ化學反應ノ立場ヨリ之ヲ觀察スルニ於テハ實ニ無限ノ専門ニ分レスル廣汎ナル各部門ニ互ルカ如キハ不可能ナルモノ之ヲ作業上ヨリ通觀スルニ於テハ粉碎混合、分離濾過、蒸發蒸溜、吸收、抽出、乾燥、結晶或ハ吸着ノ如クサシテ多カラサル作業ニ分ツコトヲ得ヘク化學工學ニ於テハ之等ヲ單位操作ト稱シコノ單位操作ヨリ見ルトキハ各種工業ノ種類ニ依リ取扱フ物質モ亦種々廣汎ニ渉ルモ其ノ原理ハ皆同一ナリ又之ヲ特殊技術ヨリ分類セハ高溫處理（工業用爐）、高壓處理、低壓處理、低溫處理等ニシテ之カ原理モ亦共通ノモノニシテ對象ノ如何ニヨリ變化スルコトナシ如何ナル化學工業モ以上ノ如キ單位操作或ハ處理ノ適當ナル組合ニヨリ構成セラル、モノナルヲ以テ之ノ研究ヲ進展セシムルニ於テハ化學工業全般ニ對シテ應用無限ナル工學ヲ形成シ合理的發達ヲナシ得ルニヨリ斯學ヲ充分ニ修得シタル技術者ヲ輩出スルニ至リ之等技術者ハ化學工業ノ如何ナル部門ニ於テモ基礎研究ノ製造規模化完全ナル管理並ニ使用裝置ノ改良進歩ニ貢獻シ

得ル素地ヲ有スル優秀ナル者ニシテ應用化學者ト連携スルコトニ依リ如何ナル新規工業ヲモ創設シ得ルニ至ルヘシ

5. 化學工學技術者ノ活動範圍

以上ノ如キ素養ヲ有スル化學工學專攻者ノ活動範圍ハ如何ナルモノナリヤ化學工業ハ現在ニ於テハ勿論將來ニ於テモ益々其ノ製造設備ノ優秀ヲ確保シテ競爭相手ニ對シテ之ヲ秘密ニセントスヘシ故ニ製造家ハ自己ノ團體内ニ優秀ナル化學工業者ヲ保持シ絶ヘス其ノ裝置機械ノ改良進歩ヲ計ラシメ其ノ新規設計ナルモノヲ外部ニ依頼スルニ當リテモ出來得ル限り其ノ内容ヲ製作者ニ知ラシメサル様努力スルハ當然ナリ

而シテ又製作モ設計部ニ優秀ナル化學工學者ヲ擁シテ注文ノ要求ニ合致スル裝置機械ノ設計ヲナシ得ル實力ヲ有セサレハ製作者トシテ優位ヲ保持シ得サルニ至ルヘシカ、ル傾向ハ今日ニ於テモ既ニ現ハレ機械工場ニシテ化學者ヲ要求スルモノノ少ナカラサルハ紋上ノ理由ニ存シ之ニ最モ適應セルモノカ化學工學修得者ナリ又化學工場ノ現場運轉ニ於テモ化學工學專修者ハ在來ノ應用化學出身者ヨリモ遙カニ優レタル素養ヲ有シ且彼等ハ製造部ニ於テ常ニ裝置機械ニ接スルモノナルヲ以テ之ニ對シテモ亦専門家カ適任者ナルハ明カナリ

各研究所ニ於テハ化學者又ハ應用化學者ノ行ヒタル基礎反應ノ工業化第一階梯タル中間實驗ニ於テ化學工學者ハ之ニ協力シテ活動スヘキ任務ヲ有シ化學工學ノ立場ヨリ行フ測定並經驗カ次ノ工業生産ニ於ケル設備設計ニ重要ナル基礎トナルモノナリ又一般化學工學ニ於テモ研究未到ノ分野ハ極メテ多キヲ以テ化學工學者ノ一部ハ當然カ、ル問題ニ付テモ研究ヲ必要トス斯ノ如ク重要ナル任務ヲ有スル化學工學技術家ハ本邦化學工業ノ重大ナル缺陷ヲ充スモノニシテ工業界ニ於テ齊シク待望シツ、アル所ニシテ年ト共ニ其ノ聲擴大セラル、現状ナルヲ以テ之カ需要ハ現時ニ於テ極メテ確實性ヲ有シ而シテ又我國ノ直面シツ、アル幾多ノ困難ナル化學工業上ノ諸問題ノ解決ニ甚大ナル援助ヲ與ヘ得ルハ明ナル所ナリ

6. 東京工業大學ニ化學工學科ヲ設置スルヲ可トスル理由

本學ハ開設當初既ニ化學工學ノ重要性ヲ認識シ昭和6年化學工學擔任ノ教官カ斯學ヲ專攻シテ歸朝スルヤ應用化學科機械工學科ニモ屬セシメサル化學工學ノ獨立教室ヲ創設シ教授、助教、助手等銳意斯學ノ研鑽ニ邁進シ幾多ノ輝カシキ業績ヲ發表シ斯學ノ助長發達ニ努メタルト之カ設備ノ改善トニ努力シタルノ結果カ施設ハ本邦第一ニシテ且又本邦ニ於ケル最強力ナル教室トシテ嚴然タル存在ヲ自他共ニ許シ斯科開設ノ準備成リタルト斯學ノ研究上密接ナル學問ノ關聯ヲ有スル機械工學科、應用化學科ヲ始メテ各種學科教室及研究所等ト併置シアルヲ以テ本學ニ本邦最初ノ化學工學ノ授業及研究機關ヲ新設シ優秀ナル技術者ノ養成ニ努メ以テ斯界ノ要

望ヲ充スト共ニ斯業ノ躍進的助長發達ヲ企圖セントス

建築学科の増設

建築学科には時代を反映して防空建築学がおかれ、これに伴い、教授、助教授各1名、助手2名の増員となった。以下は文部省に提出した申請書である。

防空建築學授業開始理由書

建築物ノ災害トシテ地震、颱風乃至火災等ニ關スル實驗研究ハ既ニ略完成ノ域ニ達シ遺憾ナキマテ之カ對策ヲ講セラルルニ至リタルモ投下爆彈ニ對シテハ果シテ如何、之カ現下ノ最モ急ヲ要スル研究問題ナルヲ以テ本學ニ於テハ耐彈建築研究室ヲ新營シ銳意之カ實驗研究ニ邁進シ幾多ノ業績ヲ擧ケ得タリ、而シテ本邦建築物ハ其ノ約90パーセント迄木造ニシテ開放的ナルヲ以テ燒夷彈ニヨル被害、瓦斯彈ニヨル人畜ノ傷害等容易ニ推察シ得ルニ依リ之カ對策ハ刻下ノ急務ナリ、然ルニ防空建築ノ耐彈材料及耐彈構造等ニ關シテハ今尙全然未知ノ領域ニ屬シ現ニ世界大戰當時空襲ノ苦杯ヲ嘗メツクシタル歐洲諸國ニ於テスラ諸説間矛盾撞著ヲ免レ難キモノアリ殊ニ彼レト建築材料及乃至構造法ニ於テ著シキ差異アル我カ建築物ニ國外ニ於ケル研究ノ結果ヲ直チニ適用シ得ルハ極メテ稀ナルニ依リ我國ニ於テハ我國ノ建物ヲ目標トスル獨創的防空建築ノ研究ヲ緊切トスルハ論ナキ所ナリトス

而シテ從來ノ科學的根據ヲ以テシテハ爆彈ノ侵徹力ガ構造物ニ及ホス作用即チ集中荷重ニ依リ衝擊次イテ之ニ依ル起ルヘキ應力變形乃至破壞狀況等ハ在來ノ靜荷重ニ關スル研究ノ結果ニ於テハ到底豫想サヘ許サス實ニ其ノ威力タルヤ驚クヘキモノアリ（投下爆彈ト日本家屋 1. 爆彈ノ種類 2. 爆彈効力ノ分析 3. 鐵筋コンクリート建物ニ對スル投下爆彈ノ効力 4. 木造家屋ニ投下サレタ爆彈ノ効力參照）ト雖モ自然落下ナル故其ノ勢大砲ノ發射彈ノ如キニアラサルヲ以テ建築技術の見地ヨリ防止可能ナルモ一般的ニ實行容易ニシテ、而モ經濟的ニシテ加フルニ近代の建築ノ要求並ニ進歩ニ背馳セサル耐彈的施設ノ實施ニ必要ナル各種建築材料及構造物ノ抵抗特ニ我國建築物ノ實狀ニ即シタル之等材料ノ實驗研究ヲ組織的系統的ニ究明シテ眞ノ防空的研究ノ徹底ヲ期スルノ秋ナリト確信スルヲ以テ從來ノ施設ヲ擴張強化シ授業及研究上ニ遺憾ナカラシメントス

金属工学科の新設

金属工学科の創設計画は、昭和13年ごろより始まっていたが、正式には15年1月10日、「金属工学科創設準備委員会」の発足をもって具体化した。この委員会の委員長には、東北帝国大学金属材料研究所の村上武次郎教授が任命され、専務委員として石井茂助事務官、委員として山田良之助教授、河上益夫助教授、臨時委員として復興部の橘節男技師、幹事として板谷健吾書記がそれぞれ任命された。

1年にわたる準備期間を経て、昭和16年4月1日付で、金属工学科は設置された。山田良之助教授が学科主任となり、当初は4講座であった。

以下は、文部省に提出した学科設置理由書である。

金属工学科設置理由書

1. 金属工業發展ノ状況

昭和5年ノ國勢調査ニヨレハ我國ニ於ケル工業従業者ハ5百50餘萬人ニシテ有業者總數ノ約2割ナリ之ヲ工業先進國ノ事情ニ比較スレハ英國ハ有業者總數ニ對シ工業従業者ハ約5割米國ハ3割強獨逸ハ4割強ニシテ我國工業ノ發展ハ歐米先進國ニ比シ未タ遠ク及ハサルヲ知ルヘシ然レトモ我國ニ於ケル國內狀況ニ就キ考フレハ農業ハ明治初年ト大差ナキモ工業ニ於テハ搖籃ノ時代ヨリ年々増加ノ一路ヲ進ミツツアリ例ヘハ昭和8年ノ統計ニ依レハ農産林産畜産等ノ生産總額ハ30億圓以內ナルニ工業ニ於ケル生産額ハ約79億圓（職工5人以上ノ工場統計ニ依ル）トナレリ工業部門ノ動向ヲ一瞥センニ昭和8年ノ生産額ノ統計ニ依レハ世界不況開始前ノ昭和3年ニ比較シ約1割ノ増加ナルモ紡織業ノ1億5千2百萬圓（5%）木工業ノ1千5百萬圓（5%）印刷製本業ノ1千4百萬圓（7%）食料工業ノ1億1千9百萬圓（10%）ハ夫々減少ヲ來シ金属工業ノ3億4千3百萬圓（63%）機械器具工業ノ1億7千5百萬圓（27%）化學工業ノ3億6千百萬圓（39%）窯業ノ9百萬圓（4%）其ノ他ノ工業ノ3千萬圓（12%）ハ夫々増加ヲ來セシモノニシテ金属工業、機械器具工業、化學工業ノ發展ノ著シキモノアルヲ知り得ヘシ而シテ列強諸國ノ最モ意ヲ用フル所トナリ其結果帝國民族並ニ權益ノ擁護上軍備擴充ノ必然性ニ迫ラレツツアリ殊ニ日支事變以來帝國ノ使命ハ東洋6億ノ友邦國民ノ眞ノ幸福ヲ増進セシムル爲ノ治安ニ當ルヘキ重大任務ヲ帶ヒ速カニ軍備擴充ニ迫ラレツツアリ而シテカカル状態ハ世界平和ヲ確保セラレル迄持續ストモノト推察致サレ目下ノ現状ヲ以ツテシテハ我カ國生産ノ全機能ヲ動員スルモ尙足ラサルコトハ餘リニモ明白ナリ

而シテ軍需工業ノ基礎ヲナスモノハ重工業ニシテ重工業ノ原動力ハ材料ニ存ス材料中ニテ最も重要ニシテ主要部分ヲ占ムルモノハ金屬材料ナリト云ヒ得ヘキヲ以テ之カ研究ハ世界各國ノ最も意ヲ用フル所ナリ

2. 重工業用金属材料ノ現状

重工業用金属材料ノ重ナルモノハ鐵鋼材料、非鐵合金、特種合金、輕合金等ナリ今一例ヲ航空機材料ニ就キ考フレハ航空機ノ約9割ハ金属材料ニシテ其主ナルモノハ即チ鋼鐵材料トシテハ炭素鋼、強靱鋼、肌燒鋼、窒化鋼、耐熱鋼等用ヒラレ其他輕金屬材料ニハ「アルミニウム」輕合金「マグネシウム」輕合金等採用セラレ又銅合金、軸受合金等モ特殊部分ニ使用スル主要ナル材料ニシテ注目セラレツアリ而シテ我國ニ於ケル鐵鋼ノ需要ハ近年著シク増加シ鐵鋼飢饉ノ聲サヘ聞クノ現状ナリ先ツ鋼材ニ就キ見ルニ昭和元年ニハ鋼材需要額ハ216萬噸ナリシモ其後逐年増加ノ趨勢ヲ辿リ昭和4年ニハ280萬噸ニ増加セリ然ルニ昭和6年ニ至リ財界ノ不況ヲ反映シ需要ノ激減トナリ186萬噸トナリシモ其後再び活況ヲ呈スルニ至リ昭和8年293萬噸昭和9年332萬噸昭和10年382萬噸ト各年共前年ノ記録ヲ更新シ昭和11年ハ416萬噸トナリ昭和6年ニ比シ實ニ230萬噸ノ増加ナリ今年年産銑鐵1千萬噸ノ自給自足ハ今後ノ帝國ノ死活ヲ決スル重大問題トナレリ

鋼材生産額ノ増加ニ伴ヒ其ノ原料タル銑鐵ノ需要ノ増加ハ必然ナルモ其ノ著シキニ驚クモノナリ昭和元年ノ需要額130萬噸ハ昭和11年ニハ318萬噸トナリ昭和8年以後ハ毎年前年ノ記録ヲ破リツ、アリ

銑鐵事業ニ最も必要ナルモノハ鐵礦石ナルモ我國ハ鐵鋼石ノ資源ニ恵マレス大部分ヲ海外ニ仰クノ現状ナリ昭和元年ノ鐵礦石需要額130萬噸ハ昭和11年ニハ505萬噸トナリ其ノ中383萬噸ヲ海外ヨリ供給ヲ受ケツ、アリ

次ニ價格ニ就キ之ヲ見ルニ歐洲大戰後不況ニ沈滯セル鐵鋼界ハ昭和6年ニ於ケル金輸出禁止ノ實施ヲ契機トシ活況ヲ呈シ各鐵鋼工場ハ極力増産ニ務メ來ルモノノ目標ハ内地需給ノ満足ニ置キ目下ノ國情トハ著シク趣ヲ異ニセリ即チ鐵鋼價格ハ昭和10年初頭マテハ順調ニ進ミタルモ其彼一時下落ノ傾向ヲ示セリ然ルニ11年末ヨリ世界的軍備擴張ノ氣配表レ歐米ニ於ケル國內需要ノ激増ヲ招キ漸次輸出價格ノ昂騰ヲ見ルニ至レリ

翻ツテ我カ帝國ニ於テハ原料高ノ懸念ニ依リ市場ハ非常ナル暴騰ヲ來シ貧鐵ヨリノ精鍊ノ經濟的價值ヲ生シ冶金技術者ノ質的向上並ニ量的増加ノ要望ハ切實トナレリ之ヲ世界ノ鐵鋼業ニ就キ考フレハ一般の復興ニ基ク鐵鋼ノ需要増加ト歐米諸國ノ軍備強化ニ依リ生産ノ増加ヲ來シ昭和11年鋼塊ノ産額ハ1億2千萬噸ヲ數ヘ昭和4年世界好況時代ニ於ケルヨリモ5百萬噸ヲ超ヘ最大記録ヲ作り銑鐵ニ於テモ昭和4年ノ生産高ヲ除キ之亦最近ノ新記録ヲ作レリ未タ確實ナル統計ニ接セサル爲數量的ニ

斷言シ能ハサルモ此ノ傾向ハ近年益々急速ノ伸展ヲサレツ、アルコトハ疑ハサル所ナリ

昭和11年ノ銑鋼及ヒ鋼塊ノ生産高ヲ示セハ左記ノ如シ

種 類		銑 鐵 生 産 高	鋼 塊 生 産 高
國 別			
		百萬噸	百萬噸
英	國	7,782.4	1,178.6
米	國	399.0	4,775.7
獨	逸	1,544.4	1,930.5
佛	蘭	630.0	670.6
白耳義	ルクセンブルグ	528.3	518.2
露	西 亞	1,422.5	1,626.0
日	本	221.0	520.0
其	ノ 他	830.6	922.5
總	計	9,063.2	12,141.8

我國ニ於ケル現在ノ狀況ハ世界列強ノ鐵鋼材料ノ生産ニ比シ甚々貧弱ニシテ以上縷述セル所ニテモ明ナル如ク金屬材料ノ知識豐富ナル技術者ヲ養成シ之カ対策ヲ樹立スルハ國家喫緊ノ急務ト言ハサルヘカラス

其ノ他ノ金屬ニ付キ昭和9年ノ統計ヲ求ムレハ世界産額ニ於テ鐵非鐵ノ關係ハ2對1トナリ又本邦ニ於ケル産額及輸入ノ合計ヲ以テ本邦ニ於ケル消費額トスレハ鐵ト非鐵トノ關係ハ3.5對1トナルヘシ非鐵金屬中注目スヘキモノハ飛行機ノ主要材料タル「アルミニウム」ニシテ昭和11年ノ世界産額ノ統計ニ依レハ左表ニ示ス如ク貧弱ナル狀況ナリシカ國際關係ノ對立ハ現状ニ安ンスルコトヲ許サス自給自足ノ必然性ニ迫ラレ近年國産「アルミニウム」ノ晝期ノ大事業ヲ生ミ其ノ製品ハ外國品ニ比シ些カノ遜色無ク此種工業ノ發展ノ爲ニ新シク數會社ノ設立ヲ見ル事トナリ技術者ノ需要ハ益々増加シツ、アリ

國 別	數 量
	千噸單位
日	7.0
米	102.0
獨	95.2
ソ	30.0
加	26.9
佛	26.5
英	20.0
伊	15.9
瑞	15.7
諾	15.4
總計 (其ノ他)	359.6

其ノ他國防ヲ中心ニ卑金屬類ノ自給自足ヲ慎重ニ考慮スル時ハ之等ノ不足ハ金屬工業製品ノ全機能ニ關係シ忽セニスルコト能ハス今昭和11年度ノ金属材料ノ資源ノ狀況ヲ表示スレハ左ノ如シ

主要原料品國產割合（昭和11年）

品名	國產	移入	輸入	内滿洲國ヨリ	需要
鐵 鑛	12.5	5.3	82.2	0.0	100
銑 鐵	64.6	4.0	31.4	8.8	100
鋼 鐵	91.6	1.6	6.8	0.0	100
銅	61.7	0.8	87.5	2.7	100
アルミニウム	40.5	—	59.5	—	100
亜鉛	37.0	—	63.0	—	100
鉛	8.0	—	92.0	—	100
ニッケル	—	—	100.0	—	100
錫	28.8	—	71.2	—	100
×マグネシウム	100.0	—	—	—	100
*硫化鐵 鑛	100.0	—	—	—	100
燐 鐵	10.7	—	89.3	—	100

×印ハ昭和10年 *印ハ金額ノ比較

上表ヨリ明ナ如ク帝國ノ金屬資源ハ微マタルモノニシテ之ノ難局ノ打開ハ代用品ノ研究ニ俟タルヘカラス今ヤ日支事變ハ世界事變ニ變化シ商工省ハ己ニ戰時體制ヲ整備シ重要金屬ノ統制ニ着手シ之等代用品ノ創造ノ必要ハ豫想外ノ極致ニ達シツ、アリカクシテ歐洲大戦當時獨逸ニ於ケル鉛ノ不足ハ水道管ノ鉛ノ回收ヲ企畫シ非金屬代用品ニテ置キ代ヘテ餘儀ナカラシメシモ現ニ帝國ニ於テモ之ニ優ルトモ劣ルマシキ境遇ニ立ツコトヲ覺悟シ之ノ擴充ヲ企畫セサルヘカラス

3. 金屬合金ノ最近ノ進歩

合金ノ進歩ハ實ニ多岐ニ互リ複雑ヲ極メ優良ナル技術者並ニ研究者ノ切望日々深刻化サレツ、アリ昔單ニ未知ノ合金ヲ發見セルノミナラス在來周知ノ合金ニアリテモ其製造方法ノ進歩セルモノアリ又學術ノ解説ノ進歩ニモ見ルヘキモノ多ク生レタリ例ヘハ不銹鋼ハ「ブレアライ」氏ノ發明シタルモノナルモ日本ステンレス工場ハ獨特ノ方法ニ依リ法外ニ廉ク製造シ銅真鍮ノ地盤ハ元ヨリ鋳力トタン板ノ領域迄肉迫シ不銹鋼ノ大衆化ヲ圖リツツアリ之ニ類セル精鍊加工方面ノ進歩ニモ見ルヘキモノアリ一面學術ノ進歩ハ在來合金ノ發見ノ基礎原動力トシテ重要視セラレツツアリ例ヘハ金屬組織ニX線ノ研究ヲ應用セルカ如シ1920年前後ノ金相學ハ「ギブス」ノ相律ヲ合金ニ應用シ一進歩ヲ見タルモ1930年前後ノ金相學ハ合金結晶ノX線ノ研究ニ依リ著シキ進歩ヲ遂ケ居レリ近年金相學關係ノ書籍ノ引續キ出版セラル、ハ之カ爲ナリ實ニ固體金屬合金ノX線ノ研究ニ依リ其原子配列ヲ知り從來窮知スル能ハサ

リシ變化ヲヨク解説セラレ居レリ例ヘハ鋼ノ焼入ノ變化ノ如キ其最タルモノナリ又近年新合金ノ發見モ枚擧ニ遑アラス先ツ「デュラルミン」ノ發見ハ航空機材料トシテ「ノーベル」賞ニモ値スルモノナリ、抗張力僅カ 10kg/mm^2 ニ足ラサル「アルミニウム」ヨリ硬鋼ニ匹敵スルカ如キ強力ナル新合金ノ出現ハ誰シモ想像シ得サリシモノト云フヘシ不銹鋼ノ發明モ亦畫期的ノモノニシテ吾人ノ家庭ニ於テ鐵鏽ヲ見サルニ至ル時代ハ遠カラサル事ナルヘシ

工具材料トシテ「ウイデア」モ亦一大發明ト言ハサルヘカラス金屬類ノ切削加工ニ用フル工具材料トシテハ高速度鋼ヲ以テ一應行止リカノ如ク思考セラレ居リタレ共實ニ「ウイデア」ハ「オスラム」電球會社ニ於テ硬キ炭化「タングステン」ヲ「コバルト」ニテ粘結セル合金ノ發明ニ始リ「クルツプ」製鋼會社ニテ完成セルモノニシテ「ダイヤモンド」ノ硬サニ匹敵シ鑄鐵ヲ削ルニ炭素工具鋼ノ5倍ノ速度ヲ以テスルコト可能ニシテ硝子ハ元ヨリ陶磁器ノ類ヲモ削リ得ルニ至レル事ハ驚クヘキ事ナリ

金屬ノ處理方法トシテノ窒化法ノ發明モ亦特筆スヘキモノアリ鐵ハ窒素トノ化合力極メテ微弱ニシテ鐵材ノ表面硬化ヲ増加シ得サルモ鐵ニC 0.5%, Al 1.2%, Cr 1.5%程度ヲ入レタル所謂窒化鋼ハ溫度ヲ約500度 (Oc) ニ保チ「アンモニア」氣流中ニ2日間放置セハ表皮0.5耗迄窒化シ窒化層ノ硬度ハ「ダイヤモンド」ニ近ク耐酸、耐「アルカリ」性ヲ有シ、齒車人絹紡績機械發動機シリンドラーノ内面等ニ實施サレツツアリ

次ニ著シキハ我國ニ於テ建設セラレタル磁石鋼ノ發明ナリ磁石鋼トシテハ高炭素鋼、クローム鋼、タングステン鋼等用ヒラレ居リタルモK.S磁石鋼ノ發見ニヨリ強サ約3倍ニ増加シM.K磁石鋼ノ創造ハ約10倍ニ増加シ引續キ新K.S鋼ノ發見ニ依リ12倍ニ向上サレタリ此ノ外電磁氣材料トシテノ「パーマロイ」ノ發見ハ電信電話線ノ裝荷ニ用ヒラレ送信語數ヲ普通「ケーブル」ニ比シ千倍ニ上昇セシメ居レリ

以上ヲ要約スレハ最近ノ合金ノ發見ハ學理ヲ通シテノ合理的ノ努力ノ結晶ニ依ルモノニシテ高遠精緻ナル學理ヲ以テスルニアラサレハ此種新合金ノ開發ハ期待スルコトヲ得ス而シテ之等ノ合金ノ性質ハ日進月歩日々改良セラレ各國ノ研究者ハ先ヲ爭ヒテ之カ研究ヲ進メツツアリ讎ツテ我國ノ國情ヲ考フレハ金屬材料ノ研究ハ近年著シク進歩シタリト雖モ其研究者數甚タ少ク歐米ノ各種階級研究員ノピラミット型ノ擴充ノ莫大ナル研究資金ニ依ル發展ニ對シ帝國ノ現状ハ三角形的研究者數ト極メテ貧弱ナル研究資金ノ下ニ苦闘シツツアリ目下ノ國情ハ浪費ノ節約ノ極度ニ高調セラルル一面金屬工業ノ發展ニ關與スル技術者ノ養成ノ如キ將來ノ國防ヲ支配スル重大事項ニ對シテハ惜ミナキ投資ニ依ル養育ノ識見ヲ有セサルヘカラス一度諸外國ニ此ノ種研究ノ先鞭ヲ着ケラレンカ多額ノ特許料ヲ支拂ヒツツ而モ追從の模倣ヲ繰返ササ

ルヘカラス

コノ見地ヨリスルモ之カ研究ト優良ナル研究者ノ養成ハ忽ニス可カラサルモノナリ

4. 東京工業大學ニ金屬工學科設立ノ理由

以上詳説セル如ク我國ノ現状ハ金屬材料ノ原料並ニ加工ニ於テ解決スヘキ幾多ノ難問題カ目下組上ニアケラレツツアリサレハ最近成立セル金屬學會ニ於テハ創立早々約4千人ノ全員ヲ集メ學術學會ノ主要集團トナリシ事ハ社會ノ要望ノ切ナルコトヲ暗示スルモノナリ各大學ノ工業部門ニ於テ長年間ノ養成ニヨル人材ト建設ノ努力ニ依ル教育機關ノ存在ニ顧ミ金屬ノ加工工業ヲ主體トセル金屬工學科ハ約10年前東北帝國大學工學部ニ創立セラレタルノミニシテ他ハ冶金學科ノ1部門ニ於テ補充セラレタルニ過キス而シテ10年前ノ金屬工學科設立ニヨリ社會ニ送ラレタル人材ハ非常時局ニ際會シ絶大ナル偉力ヲ發揮シツツアリ

我東京工業大學ニ於テハ工業ノ各部門ニ涉リ主要ナル學科ヲ有スレ共未タ我國重工業ニ最モ密接ノ關係アル金屬工學科ノ存在セサル事ハ國策上ヨリ見ルモ甚タ遺憾トスヘキ事柄ナリ而シテ本學ニハ現代工業ニ密接ノ關係ヲ有スル10學科（電氣、機械、紡織、建築、窯業、染料、電氣化學、應用化學、航空機工學科、化學工學科）アリテ更ニ本學ニ金屬工學科ノ設立セラレタル場合ニ於テハ各種工業ニ使用セラルル機械ノ實際ノ知識ト材料ノ知識トノ融合セル活用性ニ富メル有能技術者ヲ養成スルコトヲ得又各學科トノ連絡ヲ緊密ニスルコトニ依リ金屬工學科學生ハ豊富ナル基礎知識ト實際的ニ必要ナル工業教育ヲ受クルコトヲ得ルニ至ルヘシ例ヘハ紡織機械材料、化學機械材料、建築用金屬材料、金屬電氣材料等金屬ト其ノ金屬使用狀態上ニ通曉セル技術者ヲ得ルニ至ルスクシテ從來ノ知識ニ一層ノ活用性ヲ加フルモノトス而モ本學ハ之カ設立ニ充分ナル敷地ヲ有シ各種ノ設備モ之ニ流用シ得ルモノ多ク經濟的條件ニ恵マレ又人的要素ニ於テモ斯界ノ權威者少カラス最モ金屬工學科設置條件ニ適合ス之ニ加フルニ本學60年ノ歴史ハ實社會又ハ他ノ諸研究機關トノ連絡上モ極メテ有利ナル立場ニアルカ如ク金屬工學科設立ニ關シテハ總ニル條件ヲ具有スルモノナリ

燃料工學科の新設

金屬工學科の新設と並行して燃料工學科の新設も計画された。すでに戦時体制に入っていたわが国にとって、航空機用ガソリン、戦車・艦船用燃料の国産化は国家的急務であった。本学はそれに必要な技術者と研究者の養成を目的として、昭和14年夏以来、応用化学科1講座を基幹とした燃料

工学科の新設を文部当局に陳情していた。金属工学科の場合と同様、15年1月「燃料工学創設準備委員会」が正式に発足し、準備委員長には本学応用化学科の教授を兼任していた東京帝国大学の田中芳雄教授が任命された。燃料工学科は金属工学科同様、1年にわたる準備期間を経て、16年4月1日付で設置された。設立直前の3月まで本学応用化学科兼任教授で停年退官した田中芳雄講師が学科主任事務取扱に任命された。

以下は、文部省に提出した学科設置理由書である。

燃料工學科設置理由書

燃料ハ人類生活ニ最モ主要ナル關係ヲ有スルモノニシテ家庭燃料トシテ木炭、石炭、石炭ガス、煉炭、薪ノ如キ或ハ工業燃料トシテ石炭、褐炭、發生爐ガス、水性ガス、重油、コークスノ如キ又ガソリン、ディーゼル油、アルコール、其ノ他代用燃料及高オクタン價燃料ノ如キ即チ是レナリ

而シテ天然燃料資源ノ増産ト其ノ有利ナル加工利用トハ最モ重要ナル事項ニシテ殊ニ石油ノ如キ液体燃料ニ關シテハ其ノ資源乏シキ我國ニ於テハ内油及外油ノ科學的利用ヲ完全ナラシムルヲ要シ其ノ他頁岩油及人造石油ノ増産ヲ要シ又天然ガス、アセチレンヲ利用シテ高級航空燃料ヲ生産スルカ如キ研究ノ完成ヲ緊要トス今ヤ我國ハ非常時局ニ直面シ燃料対策トシテ新油田ノ開發井底ニ於ケル殘油ノ回收、満支ニ於ケル油田ノ可能性並輸入原油ニ依ル製油工業ノ擴充ヲ計ルヲ必要トシ一方人造石油ハ昭和18年ニ於テ200萬疋以上ノ豫定生産ニ邁進セサルヘカラス又燃料アルコールノ増産モ夫々期待セラレツアリ更ニ高級ナル航空機燃料ノ合成各種代用燃料研究ニ對シテモ速カニ完成ヲ要スルモノナリ尙潤滑油ハ其ノ使用並ニ資源ニ依リ燃料ト密接ノ關係ヲ有シ其ノ増産並ニ品位向上ニ關シ研究ヲ要スル事項極メテ多シ此等ノ燃料界ノ諸狀勢ニ對シ將來ハ益々多數ノ専門技術者並研究者ノ需要増大ヲ必須トシ此等研究機關ノ擴充ヲ喫緊トスルニ依リ本學ニ燃料工學科ヲ設置セントスルモノナリ

資源化学研究所の設置

日中戦争の進展に伴い資源問題が重要な研究課題となり、その一環として、資源を化学的方法によって創造し育成し利用し活用する方途を探究すべきことが緊急問題となった。たまたま本学教授加藤與五郎氏より同教授発明の「アルミナの新製法」に関する特許実施料を資源化学研究所創設資

金として25万円、同研究所における電気化学に関する研究に要する経費充用として5万円の寄付があった。そこで、本学では資源化学研究所を附設することを企画し、案を具して次の設置理由書を文部省に提出した。

資源化学研究所新設ニ關スル理由書

1. 總説

凡ソ國家ノ興隆ハ學術ノ振興發達ニ俟ツヘキヲ以テ宜シク獨創的研究ニ依ル偉大ナル文化ノ創造ト其ノ應用ニ依ル産業ノ創設ヲ企圖スヘク殊ニ今ヤ非常ノ時局ニ際會シ更ニ之ヲ強化シ其ノ成果ヲ大ナラシムルタメ極力之ヲ鼓舞促進シ以テ富國強兵ノ實ヲ擧ケサルヘカラス

惟フニ輓近我國ノ學術研究大ニ振興シ産業ノ發達及國防ノ充實ニ寄與スル所極メテ顯著ナルモノアリ專ラ學術ノ輸入又ハ模倣ヲ事トシタル時代ニ比シ眞ニ隔世ノ感ナキ能ハサル所ナリト雖モ今之ヲ歐米諸國ニ比スルニ一般學術ノ普及發達ニ關シテハ何等ノ遜色アルヲ認メサルモ之カ獨創的研究ニ關スル限り未タ彼ニ及ハサルコト僅少ナラサルヘク世界ニ誇ル發明發見ニ至リテハ寔ニ寥々タルノ感ナキ能ハサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

2. 資源化学ノ重要性

國運ノ進展ト國民ノ福祉増進トヲ念慮スヘキ現代文化國ニ於ケル最大關心事ハ其ノ源泉タル資源ノ利用獲得ニ在リ資源ハ嘗ニ平時ノ關係ニ於テ國利民福ト本質的ニ相關聯スルノミナラス非常時局ニ際シテハ其ノ全資源ハ即チ其ノ儘直接國防力ヲ構成スルモノニシテ資源ノ利用獲得ハ平時戰時ヲ問ハス國家社會存榮ノ中樞問題ナリト謂ハサルヘカラス我國ニ於テハ資源寡少ヲ論セラルルコト既ニ久シト雖モ右ハ歐米ヨリ輸入シ又ハ模倣シタル歐米ヲ對象トシ研究シ發達シタル學術ヲ基礎トスル今日ニ於テハ寔ニ已ムヲ得サル所ナリ然レトモ今日ノ資源ハ必スシモ明日ノ資源タリト言フヲ得ス今日資源タラサル物モ明日ノ重要ナル資源タリ得ヘク要ハ資源ヲ創造シ育成シ利用シ又ハ活用スルノ施設ニ於テ間然スル所ナキヤ否ニ存スルモノト謂ハサルヘカラス資源化学ハ化學的手段ニ依リテ資源ヲ創造シ育成シ利用シ活用スルノ方途ヲ探究スルニ在リ近代ノ戰闘ハ極メテ多量ノ物資ヲ必要トスルヲ以テ一國ノ資源ト工業力コソハ其ノ勝敗ヲ決定スル最後の條件ナリ而シテ資源ヲ創造シ利用スルノ途ハ化學ノ力ニ俟ツコト大ニシテ化學工業ノ充實ナクシテハ國防ノ充實ナシト稱スルモ敢テ過言ニ非サルヲ信ス

今歐洲大戰ニ例ヲトルニ歐洲大戰ニ際シテハ諸種ノ化學工業創設セラレ擴張セラレタレトモ就中化學工業ノ各部門ニ於テ重要缺クヘカラサル地位ヲ有スル電気化学工業著シク勃興シ從來不可能トセラレタル各種資源ノ開發利用ニ成功シテ戰爭勃發

ト共ニ獨逸ハ幾許モナクシテ聯合國ノ封鎖スル所トナリ銅ノ入手ニ困難ヲ來シタルヲ以テ之カ回收方法及代用品ノ研究ニ努メタリ即チ電氣分解法ニ依リ銅ト錫トノ分離ニ成功スルコトニ依リ鐘・銅像等ヲ利生シ又銅代用ノ金屬トシテ送電線ニ用ヒタル「アルミニウム」ハ電氣化學製品ニシテ戰前ニ於テハ國內産額極メテ少ク佛、英、米等ヨリ輸入シツツアリタルモ戰時中國内資源ヲ開發シ多量ノ製出ヲ爲シ得タリ又砲彈ニ使用スル銅帶ニ代用シタル電解鐵ハ「フィッシャー」教授ノ研究ニナル電解法ニヨリ始メテ製造シ得ラレタルモノナリ窒素化合物ニ關シテモ合成「アンモニア」法ニ依リ窒素ヲ固定シ「アンモニア」ヨリ硝酸及硝酸「アンモニウム」ヲ製造シ火藥ノ材料トナシタルモ他方石灰窒素法ニテ多量ノ窒素ヲ固定セシムルタメ政府自ラ石灰窒素工場ヲ設立シタリコノ方法ニ於テハ一旦「カーバイト」ヲ製造スルモコノ「カーバイト」ノ製造ハ電氣爐ノ高溫度ヲ以テセサレハ到底工業化スルヲ得サルナリ

以上ハ單ニ 1, 2 ノ例ヲ舉シタルニ過キサルモ斯ノ如キ事例ハ枚擧ニ暇ナキ所ナリ

3. 資源化學研究所ヲ東京工業大學ニ附置スルヲ可トスル理由

東京工業大學ニ於テハ夙ニ化學工業ノ一部門タル電氣化學ノ重要性ヲ認メ前身東京高等工業學校時代ヨリ電氣化學科ヲ設置シ學生ノ指導教授及研究ヲ爲シ來リタル所ニシテ我國電氣化學工業發達ノ源泉タルノ自負ヲ有スルモノニシテ今ヤ本工業ハ研究ノ分野益々廣汎トナリ國防上又産業上極メテ重大ナル關係ヲ有スルニ至リタルヲ以テ從來ノ如キ姑息ニシテ部分的ナル無統制ノ研究ノミニテハ到底國家社會ノ要望ニ應フルニ至ラス殊ニ今次事變ノ進展ニ伴フ建設事業ノ大眼目タル「東亞資源ノ開發」ナル使命遂行上統制アリ實力アル國家ノ研究機關ヲ設置シ系統的ニシテ秩序アル研究ヲ爲スノ必要アルヲ以テ茲ニ資源化學研究所ヲ創設セントスルモノナリ而シテ東京工業大學ハ我國大學ニ於ケル唯一ノ電氣化學工業ノ授業及研究施設ヲ保有シ本工業ニ關スル學識經驗豐富ニシテ幾多ノ業績ヲ擧ケタル數多ノ人材ヲ網羅セルヲ以テ東京工業大學ニ資源化學研究所ヲ附置スルハ最モ効果的ニシテ時宜ニ適スル方策ナリト認ム

昭和14年2月21日勅令第32号をもって本学官制を改正して資源化学研究所を付設し、同時に本学に助教授・助手・書記を増員することが発令され、即日施行された。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第20條 東京工業大學ニ資源化學研究所ヲ附屬セシム

資源化學研究所ハ資源ニ關スル化學ノ學理及應用ノ研究ヲ掌ル

資源化学研究所ニ所長，所員，助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ，所員ハ東京工業大學助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス，所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ資源化学研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ資源化学研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長ニ補セラレタル者及東京工業大學助教授ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ，書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化学研究所ニ於ケル研究ニ従事し書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化学研究所ノ事務ニ従事ス

別表中助教授ノ欄「37人」ヲ「39人」ニ，助手ノ欄「69人」ヲ「74人」ニ，書記ノ欄「18人」ヲ「19人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次いで，所長に本学教授加藤與五郎氏，事務官には本学事務官石井茂助氏の兼務，所員に本学助教授杉野喜一郎，同山村金保の2氏が任命された。資源化学研究所には3つの研究部門が設置され，第一部門(鉱山資源関係)，第二部門(動植物資源関係)，第三部門(水産資源関係)であった。昭和19年に微生物資源の一部門が増設された。

次に，本研究所の研究事項は次のとおりである。まだ研究の完了したものはないが，一部研究終了したものはあり，△印がそれである。

バガスよりパルプの製造に関する研究	教授	加藤 與五郎
	助教授	杉野 喜一郎
	助手	水口 純
リグニン利用法の研究	教授	加藤 與五郎
	助教授	杉野 喜一郎
	助手	水口 純
合成新含窒素繊維の研究	教授	加藤 與五郎
	助教授	杉野 喜一郎
	研究補手	白井 孝三
磷酸礬土鉱より純アルミナ及び磷酸の製造工業確立に関する基礎的研究補遺	教授	加藤 與五郎
	助教授	杉野 喜一郎

	研究助手	舟木 好右衛門
	”	山 谷 正 二
含水アルミナ及無水アルミナの物理化学的諸性質に関する研究		
	教 授	加 藤 與五郎
	助 授	杉 野 喜一郎
	研究助手	舟木 好右衛門
	”	山 谷 正 二
諸種アルミナ原料より「硫安法」純アルミナ製造法に関する研究		
	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	矢 島 亮一郎
△炭素中の灰分除法に関する研究	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	矢 島 亮一郎
△稀有金属冶金の研究	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	矢 島 亮一郎
△製塩副産物としての硫安の製造	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	矢 島 亮一郎
醋酸纖維素に関する研究	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	宮 澤 三 郎
アセトン合成に関する研究	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	鈴 木 貞 雄
耐湿肥料に関する研究	教 授	加 藤 與五郎
	助 手	伊 藤 卓 爾
△廃糖蜜より加里四収法の研究	教 授	加 藤 與五郎
	研究助手	相 川 秀 雄
△製塩に関する諸問題の研究	教 授	加 藤 與五郎
	研究助手	相 川 秀 雄
	研究助手	石 井 浩
乾電池に関する研究	教 授	加 藤 與五郎
	研究助手	冠 木 三 郎

最後に現在（昭和17年11月）の主なる職員は次のとおりである。

所 長	大學教授	理學博士理學士	加 藤 與五郎
所長附	大學事務官		石 井 茂 助
所 員	大學助教授	理學博士理學士	杉 野 喜一郎

大學助教授	理學博士理學士	山村金保
大學助教授	理學博士理學士	竹内時男
大學助教授	工學士	水野滋

精密機械研究所の設置

昭和7年ごろわが国の精密工作機械器具、精密測定器具、内燃機関、精巧機械などの輸入が増大するに伴い、本学では精密機械に関する総合研究機関として精密機械研究所を設置して、わが国の工業の進展と国策に寄与すべく、関係当局にその設立を要望し、ようやく昭和12年度を初年度とする継続事業として研究所設立が議会の承認を得た。その予算は要求額の半分にも満たなかったが、当時産業界にもこの種の研究機関設立の期待は大きく、橋本宇太郎、野沢一郎、藤原銀次郎など各氏、あるいは東京高等工業学校時代から本校の指導のもとに機械類の製作を行っていた池貝鉄工所、唐津鉄工所などの企業からの資金面の援助を受けることで設置にこぎつけた。以下、設置に関する理由書を引用しておく。

精密機械研究所新設ニ關スル理由書

1. 精密機械研究所設置ノ必要

我國ノ工業カ既ニ模倣ノ時代ヲ過キ獨創ノ時代ニ入ルノ必要ナルコトハ識者ノ常ニ唱道スル所ニシテ政府ハ夙ニ陸軍化學研究所、海軍技術研究所、理化學研究所、逋信省電氣試験所、同船舶試験所、東京帝國大學航空研究所、京都帝國大學化學研究所、東北帝國大學金屬材料研究所、東京工業大學建築材料研究所、東京工業大學資源化學研究所、内務省土木研究所、鐵道省大臣官房研究所、商工省燃料研究所等ノ研究機關ヲ特設シテ一般理化學工學及各専門ノ學術研究ノ進歩ヲ圖リツツアリ然ルニ精密機械工業ノ如ク産業及國防等ニ極メテ密接重要ナル關係ヲ有シ而モ現在幼稚ニシテ多額ノ製品ノ供給ヲ國外ニ仰キツツアル工業ニ關シ何等ノ研究機關ヲモ有セサルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ

歐米諸國ニ於テハ既ニ何レモ統一的國立研究機關ヲ特設シテ國內精密機械工業ノ進歩ニ必要ナル研究ヲ行ヒ一方工業用ゲージ、精密測定機械等ノ檢定ヲ併施シテ其一元的統一ヲ圖リ一朝有事ノ際ニ備ヘツツアリ

凡ソ精密機械工業ニ關スル研究ハ現下ノ如キ有事ノ際ニ於ケル機械工業方面ニ於ケル工業動員ノ能率ヲ増進スルニ必要ナルノミナラス平時ニ於テモ亦我國機械工業ノ

國際市場進出ニ重大ナル影響ヲ有スルモノナリ

近時我國ニ於テモ漸ク精密機械工業新興ノ機運ヲ見ルニ至リシト雖歐米ノ現状ニ比スレハ未タ幼稚ニシテ今之ヲ事變前ニ於ル輸入狀態ニ就キテ見ルモ精密工作機械及工具類、精巧器械類ニ於テ年額四千數百萬圓ノ外國品ヲ輸入シ又自動車及航空機用發動機並ディーゼル機關ノ如ク精密工作ヲ必要トスルモノニ於テ年額約5千萬圓ヲ國外ノ供給ニ仰キツツアル狀態ナリ

今一般機械ニ就キ考察スルニ「リミットゲージ」工作法未タ充分ニ普及セラレス且ツ「リミットゲージ」ソレ自身ノ製作技術甚タ幼稚ニシテ嘗テ我國ニ於ケル「リミットゲージ」規格制定ニ當リテモ歐米各國ト同程度ノ製作公差（精度）ヲ採用シ得サリシ狀態ナリ即チ我國ノ機械嵌合部分ハ外國品ニ比シ幾分大ナル「ガタ」ヲ有スルコトヲ容認セサルヲ得サル狀態ニシテ國產市場ニ於テ外國品ヲ凌駕シ販路擴張等得テ望ムヘカラス「ゲージ」其ノ他精密測定器具ノ優秀ナルモノ考案セラレ其ノ製作技術亦進歩シ外國品以上ノ精度ノモノヨリ廉價ニ市場ニ供給セラルルニ至ラハ一般機械ノ製作精度ヲ向上セシメ得ルノミナラス製造業者ハ自然之等ノ使用法ニ習熟スルニ到ルヲ以テ有事ノ際彼等ヲシテ直ニ彈丸其ノ他各種軍需品ノ製作ニ當ラシメ得ヘク「ゲージ」類ノ一元ノ統一ト相俟ツテ充分ノ能率ヲ機械工業動員計畫ニ期待シ得ヘシ故ニ精密機械ニ關スル研究ヲ行ヒ獨自ノ精密機械設計ヘノ資料ヲ提供シ其ノ製造工業ヲ促進シ以テ輸入ヲ防キ併セテ一般機械ノ工作精度ヲ高メ國際市場ニ於ケル競争ニ備フルハ現下喫緊ノ要務ナリト殊ニ我國民ハ特ニ精緻ナル技術ニ堪能ナルヲ以テ精密機械工業ハ我國ニ最モ適應セル工業ト謂フヲ得ヘク適當ナル指導ト獎勵ヲナスニ於テハ必スヤ將來國際市場ニ雄飛シ得ルモノト信ス然ルニ精密機械ノ研究ハ充分ナル設備ヲ必要トスルヲ以テ一般民間ニ於テ能クスル所ニアラス宜シク國立ノ研究機關即チ精密機械研究所ヲ特設シテ學理ノ探究ト之カ應用ノ途ヲ講シ以テ國運發展ニ資スルノ必要アリ

2. 精密機械研究所ヲ東京工業大學ニ附置スルヲ可トスル理由

凡ソ精密機械ノ進歩發達ハ優秀ナル獨創ノ精密測定法ノ發明考案ニ負フ所頗ル多シ然ルニ精密測定ハ世人ノ考フルカ如ク容易ナルモノニアラス例ヲ長サノ測定ニ採リテ説明センカ長サノ測定ニ於テハ實ニ千分ノ1耗乃至萬分ノ1耗ヲ單位トスル測定ヲ行フ然ルニ10種ノ棒ハ一度ノ溫度差ニ依リ千分ノ1耗強ノ長サヲ増減ス萬分ノ1耗單位ノ測定ヲ行フ場合ニハ測定者自身ヨリ發スル輻射熱ヲ考慮セサルヘカラス程度ナリ之ニ依リテ見ルモ精密測定法ノ研究ハ如何ニ困難ニシテ深奥ナル知識ト充分ナル設備ト細心ノ注意トニ依リテ初メテ可能ナルカヲ知ルヘシ

東京工業大學ノ歴史ヲ顧ルニ其ノ前身タル東京高等工業學校ハ日露戰爭當時我國工作機械カ全部外國ヨリ輸入セラレ居ル狀態ニ鑑ミ工作機械工業獨立ノ急務ヲ痛感シ

米人C・A・フランシスヲ招聘シ14吋旋盤ノ規格ヲ作成セシメ其ノ指導ノ下ニ池貝鐵工所ヲシテ之カ製作ニ従事セシメタリ之レ我國ニ於ケル本格的ノ工作機械製造ノ嚆矢ナリトス次テ唐津鐵工所ニ旋盤ヲ製作セシメ同校實驗室ニ於テ關口教授指導ノ下ニ之カ細密ナル検査ヲ實施スル等工作機械製造工業ノ進歩發達ヲ圖リテ今日ニ及ヘリ今日一般工作機械ハ最早外國品ノ輸入ヲ必要トセス其ノ製造工業ハ全ク獨立スルニ至リシト雖精密工作機械ニアリテハ未タ之ヲ盡ク國外ニ仰キツツアルノ現状ナルハ既ニ前項ニ於テ記述シタル所ナリトス

東京工業大學ハ其ノ創設ノ當初ヨリ夙ニ茲ニ留意シ精密機械研究ノ急務ヲ痛感シ精密機械ニ關スル授業及研究設備ノ充實ニ努メタル結果今日ニ於テハ他ノ各大學ニ比シ遙カニ勝レタリト雖モ此程度ノ設備ヲ以テシテハ未タ充分ナル研究ヲナスコト能ハサルニ依リ更ニ之カ施設ヲ擴張整備ヲ圖ル爲新ニ綜合統一シタル研究機關ヲ附設セシメテ之カ學理ト其ノ應用ニ關スル研究ヲ爲シ以テ精密機械ニ關スル學術的研究ノ進歩ヲ圖リ併セテ我國精密機械工業進展ニ寄與スル所アラントス而シテ東京工業大學ニ於テハ工作機械「ゲージ」精密工作法ヲ初メトシ精密機械及工作機械ノ研究ヨリ金屬組織ノ研究ハ既ニ東京工業大學既存ノ設備ヲ以テ着手シツツアル現状ニシテ此方面ノ人材極メテ豊富ナリ依テ精密機械研究所ハ之ヲ東京工業大學ニ附設シムルヲ以テ最も適切ナリトス。(以下略)

昭和14年12月27日勅令第882号をもって、本学に精密機械研究所を付設することとなり、かくて、同時に本学の教授，助教授，助手，書記の定員が増加された。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第21條 東京工業大學ニ精密機械研究所ヲ附屬セシム

精密機械研究所ハ精密機械ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

精密機械研究所ニ所長，所員，助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ，所員ハ東京工業大學ノ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教授ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ，書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ノ事務ニ従事ス

別表教授ノ欄中「34人」ヲ「36人」ニ助教授ノ欄中「43人」ヲ「45人」ニ、助手ノ欄中「81人」ヲ「89人」ニ、書記ノ欄中「21人」ヲ「23人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次いで、翌28日に初代所長に本学教授佐々木重雄、事務官に本学事務官石井茂助、所員に本学教授山田良之助・同海老原敬吉・同古賀逸策・本学助教授横山均次・同中田孝の諸氏が任命された。当初の組織は、研究関係では材料、基礎、工作、計測の4部門があり、図書館、庶務掛、付属工場が設けられ、予算定員では教授4、助教授4、兼任教授5、兼任助教授5、助手16、嘱託12、技術雇10、職工10を合わせて66、他に事務関係24、総計90名であった。

精密機械研究所における研究事項を挙げると以下のとおりである。

1. 精密機械に関する総合的研究

高速度精密軸受に関する研究	教 授	山 田 良之助
	教 授	海老原 敬 吉
	教 授	佐々木 重 雄
	教 授	古 賀 逸 策
	助 教 授	横 山 均 次
	助 教 授	中 田 孝

2. 精密機械用材料に関する研究

ゲージ材料に関する研究	教 授	山 田 良之助
	助 教 授	横 山 均 次
精密機械用耐磨性鋳鉄に関する研究	教 授	山 田 良之助
	助 教 授	横 山 均 次
熱処理歪に関する研究	助 教 授	横 山 均 次
化学的研磨に関する研究	教 授	山 田 良之助
精密機械材料のX線の研究	教 授	山 田 良之助

3. 精密測定に関する研究

ブロックゲージ及限界ゲージの精度検査に関する研究	教 授	海老原 敬 吉
	教 授	佐々木 重 雄
仕上面の精度検査に関する研究	教 授	海老原 敬 吉
歯車の測定法に関する研究	教 授	佐々木 重 雄

- | | | | |
|------------------|-------|-----|-----|
| 歯車の運転精度に関する研究 | 助 教 授 | 中 田 | 孝 |
| 電気マイクロメーターに関する研究 | 教 授 | 古 賀 | 逸 策 |
| 万能歯車嚙合試験機に関する研究 | 教 授 | 海老原 | 敬 吉 |
| | 教 授 | 佐々木 | 重 雄 |
4. 精密工作に関する研究
- | | | | |
|----------------|-------|-----|-----|
| 歯車の精密工作法に関する研究 | 教 授 | 佐々木 | 重 雄 |
| | 助 教 授 | 中 田 | 孝 |
| ねぢの精密工作法に関する研究 | 教 授 | 佐々木 | 重 雄 |
| 摩擦伝導に関する研究 | 教 授 | 佐々木 | 重 雄 |
| 精密目盛に関する研究 | 教 授 | 海老原 | 敬 吉 |
5. 研究実験装置の試作

本研究所で研究を完了したのは次のものである。

- | | | | |
|------------------|-------|-----|-----|
| 1. 歯車の運転精度に関する研究 | 教 授 | 佐々木 | 重 雄 |
| | 助 教 授 | 中 田 | 孝 |

最後に、現在（昭和17年11月）の主なる職員は次のとおりである。

所 長	教 授	工学博士工学士	佐々木	重 雄
(兼務)	事 務 官		石 井	茂 助
所 員	教 授	工学博士工学士	山 田	良之助
	同	工学博士理学士	海老原	敬 吉
	同	理学博士理学士	伊 藤	直
	教 授	工学博士工学士	古 賀	逸 策
	同	工学博士工学士	横 山	均 次
	助 教 授	工学士	中 田	孝
	同	工学士	瀧 澤	益 二
	同	工学士	岡 本	正 三
	同	工学士	板 谷	松 樹
	同	工学士	作 井	誠 太
	同	工学士	林	杵 雄
	同	工学士	水 村	善太郎
東京帝国大学助教授兼東京工業大学助教授		工学士	竹 中	規 雄
嘱託 大阪帝国大学教授			篠 田	軍 治

窯業研究所の設置

窯業が日用必需品、高温度工業材料、種々の構築素材として産業界に占める地位は非常に高いものであるが、これらの高温を要する無機質材料は、原料、製造、用途等の面において不可解の点が多く、セメント、陶磁器、ガラス、耐火材料、炭素製品等の諸研究課題を総合的に研究し、戦時体制下、自給産業としての窯業の科学技術を一段と進歩発達させることは、緊急の課題であった。こうした事情にかんがみ、本学では、昭和16年以來、窯業学科主任講師平野耕輔、教授田端耕造、教授山内俊吉の諸氏が中心となって、本学に窯業研究所の設置を熱望し、中村学長の了解のもとに、森村市左衛門、大倉和親、浅野総一郎、大野政吉、黒田泰造といった窯業界の有志にその意向を披瀝し、諸氏の賛同と支援を得た。そこで中村学長は、昭和17年文部省に対し、研究所の設置を要望し、以下の設置理由書を添えて、設置費70万円、経営費30万円の予算をもって、正式にその設置を要請した。戦時体制下における本学関係の史料はきわめて少なく、その実態を明らかにするのは困難であるが、窯業研究所に関しては、幸いにも山内俊吉教授が史料を残されており、以下、戦時体制下において附置研究所が設置される経緯を知る史料として収録しておきたい。

窯業研究所設置理由書

我國の窯業は明治維新前の固有工業たる陶磁器工業竝に維新後に於て政府の指導獎勵により他工業の興隆と共に發達して來れる移入工業即セメント、硝子、瑠璃、耐火物及研磨材等多くの部門を包含するものにして近年其進歩發達は極めて著しく支那事變前に於る總産額は5億圓を越え其中輸出額は1億圓内外を算するに至れり。絃上の如く本邦に於る窯業は化學工業の一部分として産業上重要な地位を占め又輸出品工業として貿易上極めて重大性を有し産業上最緊要の資材たることは全く想像以上のものなり。今その一、二を例示すれば飛行機及自動車等の心臓部たる發火栓、各種高級光學機器用、各種測定器用、及寫眞器用等の各種光學硝子、濾光板、安全防彈硝子、無線通信用特殊陶磁器、特殊濾水器、特殊及一般工業用耐酸耐熱特殊陶磁器、重工業の基礎材料たる鐵鋼其他各種金屬の製産量及品質を左右すべき各種耐火物、構築用各種セメント等々總て窯業の擔當すべき分野にして此等窯業製品の性能如何は一國の産業の發展に影響するところ甚大なり。其使命や寔に重大にし

て實に近代科學工業の一重心をなし將來益々他方面よりの研究を必要とする。従って世界各國は之が優秀品の製作に努力し、その科學的研究に全力を傾注しつゝある現状なり。而して窯業は何れも其製品竝に用途等を全然異にせるも、その製造科學上の系統は同一にして總て無機物の燒成熔融等の熱變化たる高温物理化學を主體とせる學理に基くものなり。

然れどもこれ等の反應至難なるを以て先進國たる歐米各國に於ても常に有機化學工業等に比し其發達遅々たるものあり。又他方窯業機械の如きも未だ科學的に充分なる進歩改善を見ず、その製産能率の向上に遺憾とするところ極めて多し。吾々は此際窯業に關する綜合的研究機關を設置し、之が基礎的研究改善をなし各種應用技術との連繫を圖り以て世界的優秀なる製品と新規發明品の製造考案に努力するに非ざれば、假令原料資源を確保し得ると雖も我國窯業の將來の發展に支障をきたすこと明白なるを痛感すると共に現時の國際情勢の窮りなき變轉に想到する時は寔に寒心に堪えざるものあり。即ち、窯業研究所の創設は國家的大要請にして刻下緊急の要務と謂はざるべからず、想うに本學は我國唯一の工業大學にして其前身學校以來六十餘年の古き歴史を有し専ら實際工業の創成發展に努力し、特に窯業に關しては前身校たる東京職工學校の創設と共に窯業科を設置し銳意斯學の發達を圖り窯業技術者の育成に努めきたれり。そもそも我國に於て初めて窯業の科學的智識開發と専門的技術者の養成に力を致したるは明治維新當時我國に渡來せる化學者獨逸人ワグネル博士にして同博士は明治14年本學の前身たる東京職工學校の創設せらるゝや窯業學科の主任として教鞭を執りその教育は當時の大學教育に比し遜色なかりしなり。同博士歿して四十餘年を閲する今日尙東京工業大學に窯業學科の存續せるは實に同博士の築ける基礎によるものにして我國窯業の今日の發展をみたるは全く同博士に負うところ極めて大なると共に六十餘年に亘る本學窯業學科卒業者の努力に俟つところ決してすくなしとせず。本學窯業學科は右の如き傳統的歴史を有すると同時に現今我國に於ける特色ある唯一の大學窯業教育機關として窯業技術者養成の中核なり。誠に本學は窯業研究に當るべき人的要素と設備を具有したる最高の機關と謂うを得べし。之に加うるに斯學と密接なる學問的關連を有する應用化學科、電氣化學科、化學工學科、燃料工學科、機械工學科、電氣工學科を始として建築學科、染料化學科、紡織學科、航空機工學科、金屬工學科竝に物理數學有機化學、無機化學、分析化學、物理化學の基礎學教室を併置し更に建築材料研究所、精密機械研究所及、資源化學研究所を附設しあるを以て、これ等の諸設備と連繫を圖り、綜合的研究に一層の便益と効果をもたらすことは必然は即ち、窯業研究所は本學内に設置するを以て最適なりとす。

敘上の理由により本學に我國最初の窯業研究所を新設し斯學の研鑽に益々努力を拂

うと共に此種工業の躍進的發展に貢獻せんとす。

本学の要望と並行して、産業界でも大日本窯業協会会頭金子堅太郎伯の名前で、文部大臣宛に窯業研究所設置の重要性を述べ、その設置方を陳情していた。

窯業研究所設置ニ關スル陳情書

我國ノ窯業ハ近年著シク擴大セラレ事變前ニ於テハ其ノ總産額5億圓ヲ超エ内輸出ハ1億圓内外ニ達シ輸出工業トシテ産業上貿易上極メテ重要ナル地位ヲ占ムルニ至リ候而シテ最近一般研究用トシテハ勿論近代科學戰勝負ノ決ヲ左右スト言ハルル光學硝子、重工業基礎資材ノ生産及品質良否ノ鍵ヲ握ル耐火物、飛行機戰車自動車等ノ心臓部タル點火栓硝子竝ニ其ノ眼タル防彈硝子、通信用必須ノ特殊絶縁磁器及防曇防空用超急硬特殊セメント等々各種窯業品ガ高度國防國家ノ建設ニ關シ益重大使命ヲ帶ビツツアルハ實ニ想像以上ノモノアリテ其ノ性能如何ハ懸テ一國ノ運命ヲ左右スルコトナシトセザル所ニ有之其ノ分野ハ頗ル廣汎ニ涉リ從ツテ新ナル研究事項ハ日ニ日ニ其ノ數ヲ加ヘツツアルノ現状ニ有之候依テ速カニ之等窯業各般ニ亘ル研究陣ヲ整備擴充シテ之ニ備フベキハ刻下喫緊ノ要務ト被存候

然ルニ我國ニ於テハ未ダ之等ノ部門ニ關スル有力ナル綜合的且ツ基礎的研究機關皆無ノ現状ニシテコノ儘放置スルニ於テハ我國國防上竝ニ産業上甚大ナル支障ヲ招來スルコト無キヲ保シ難シト被存候

我國窯業界唯一ノ團體タル本協會ハ彼上ノ見地ヨリ此ノ際窯業研究所急設ノ必要ヲ痛感シ之ヲ我國唯一ノ窯業ニ關スル大學教育及研究機關ヲ有シ且ツ之ト關聯スル他ノ専門諸學科及附屬ノ諸研究所ト併有スル東京工業大學ニ附屬セシメ業界ト緊密ナル連繫ノ下ニ刻下ノ要望ニ應ゼシムベキヲ以テ最モ適切有效ナル方策ト認メ右急速設置方ニ關シ此際格別ノ御高配相煩度此段及陳情候也

昭和16年7月 日

社團法人大日本窯業協會會頭 金子 堅太郎

文 部 大 臣 橋 田 邦 彦 殿

窯業研究所は国費多端の折にもかかわらず、昭和17年度追加予算として文部当局の承認するところとなり、その設置が予定された。

しかし、予算は専任教授2名、専任助教授2名と経常費6万円で、建物、設備の費用は認められなかった。

研究所の建物、設備に要する費用は、少なくとも建物30万円、設備費20

万円、合計50万円が必要と見積られた。そこで本学では早速、窯業界の有志に諮り、昭和17年5月窯業研究所建設後援会を組織してもらい、産業界の篤志を仰ぎ、研究所の設立を側面から援助してもらうことになった。

以下は募金趣意書、発起人名簿、会則等の資料である。

謹啓 益々御清適之段奉賀候

陳者今般東京工業大學内ニ窯業研究所設置方決定相成タルハ各位既ニ御承知ノ所ト存候 現下各種窯業ハ高度國防國家建設上重大ナル使命ヲ帯ヒ更ニ新分野ノ開拓ニ邁進スヘク期待セラレツアルニ不拘其ノ基礎的研究機關寥々タルハ甚タ憂慮スヘキ状態ニ有之此ノ實情ニ鑑ミ窯業ノ研究ニ關シ最モ古キ歴史ト最モ深キ關係ヲ有セラルル東京工業大學當局ニ於テ其ノ要望ニ應ヘ研究機關ノ設立ヲ企圖セラレ曩ニ設立費70萬圓經常費30萬圓ノ豫算ヲ以テ其ノ設置方ヲ文部省ニ請願セラレ候 又社団法人大日本窯業協會々頭故伯爵金子堅太郎閣下モ御在世當時其ノ急設ノ必要ヲ痛感セラレ文部大臣ニ對シ熱誠ナル陳情ヲ致サレ更ニ又軍部並ニ業界有志各位モ深く其ノ企ニ賛セラレ多大ノ聲援ヲ寄セラレタル結果政府當局ニ於テモ其ノ適切且ツ緊急ナルヲ確認同大學内ニ窯業研究所ノ設立ヲ決定シ經常費豫算6萬圓ヲ第79議會ニ提出セラレ議會亦其ノ必要ヲ認メ協賛ヲ與ヘラレタルヲ以テ愈々同研究所ヲ新設シ同所専任教授2名助教授2名ヲ置クコトト相成タル次第ニ御座候

然ルニ同研究所ノ建設費ハ時局柄極力低減ヲ圖ルト雖最少限度金五拾萬圓ヲ要スル處國家財政上之ヲ國費ニ仰クコト能ハス之カ爲經常費豫算ノ決定ニ依リ折角研究所ノ陣容整ヒタルニ不拘之ニ伴フ諸設備ノ建設遷延スルニ於テハ所期ノ成果ヲ期シ得サルヘク國防上並ニ産業上洵ニ寒心ニ不堪候

就テハ有志相諮リ窯業研究所建設後援會ヲ組織シ業界篤志諸賢ノ御懇情ニ訴ヘ特ニ御援助ヲ仰キ以テ同研究所ヲシテ時局ノ要望スル國家的使命達成ニ貢獻セシメ度念願スル次第ニ御座候 何卒敝上ノ趣旨御賛同ノ上格別ノ御高配賜度奉懇願候 謹言

昭和17年5月

東京工業大學窯業學科内

窯業研究所建設後援會

發 起 人 (五十音順)

淺 野 總一郎

青 木 均 一

岩 崎 清一郎

江副 孫右衛門

大 友 幸 助

大	野	政	吉
狩	野	宗	三
加	藤	孝	治
久	保	正	吉
倉	田	昌	倅
黒	田	泰	造
島	田	一	郎
高	良		淳
西	村		直
藤	岡	幸	二
不	破	橘	三
三	浦	嘉	一
山	田		馨

東京工業大學窯業研究所建設後援會會則

第1條 本會ハ東京工業大學窯業研究所ノ建設ニ關シ一切ノ後援事業ヲ行フヲ以テ
目的トス

第2條 本會ハ東京工業大學窯業研究所建設後援會ト稱シ其ノ事務所ヲ東京工業大
學内ニ置ク

第3條 本會ハ第1條ノ目的達成上必要ナル經費ニ充ツル爲關係者ノ申込ニ係ル寄
附金ヲ取經ムルモノトス

第4條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長

理 事 若干名

理事ハ會長之ヲ委囑シ内2名ヲ常務理事トス

第5條 役員ノ職掌左ノ如シ

會長ハ會務ヲ總理統督ス

理事ハ會務ヲ掌理シ常務理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ遂行ニ當ルモノトス

第6條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ會長之ヲ委囑シ會長ノ諮問ニ依リ會務ニ參與ス

第7條 本會ハ會務處理上必要アルトキハ事務囑託ヲ置クコトヲ得

第8條 本會則ニ規定セザル事項ハ會長其ノ都度之ヲ決定ス

附 則

本會則ハ昭和17年ヨリ之ヲ實施ス

その後、後援会の募金は極めて順調に進み、50万円の資金の援助は可能であるとの見込みもついた。そして昭和18年2月1日、勅令第52号官立工業大学官制の改正により、「窯業に関する学理及び応用の研究」を目的とする窯業研究所の設置が実現した。

そして、平野耕輔講師が所長事務取扱を命ぜられ、研究事務は山内俊吉教授、一般事務は石井茂助事務官がそれぞれ分担し、所長を補佐することになった。専任教授としては、河嶋千尋、鈴木信一の両氏、専任助教授としては清浦雷作、川久保正一郎の両氏が任命され、兼任教授として田端耕造、山内俊吉の両氏、兼任助教授として山田久夫氏が任命された。

なお、学外の窯業に関係深い大学並びに諸研究機関との連係をはかるために外来研究嘱託として、永井彰一郎、高松亨、伊藤亮、森谷太郎、小川建男の諸氏を依頼した。窯業研究所では研究目的達成のため、3部門制を採用し、第1部（基礎研究部門、部長山内俊吉）、第2部（製造工程研究部門、部長田端耕造）、第3部（製造部門、部長平野耕輔）と、それぞれの研究項目および担当を定めて研究活動を開始した。

その後、昭和18年12月窯業研究所建設後援会は所期の目標額50万円の募金を完了したので、これらの寄附金を建設資金として本学に寄贈した。

以下、窯業研究所建設後援会解散に関する資料を収録しておく。

拜啓 嚴寒の候愈々御多祥の段奉賀上候

陳者東京工業大學窯業研究所建設寄附金募集の儀は各位の御盡力に依り極めて順調に進捗致し別紙添付の現計表通大體所期の目標に達し候段御同慶至極と存候就ては愈々本寄附金を以て同研究所の建設に取掛る事と相成たるを以て其の事務取扱の便宜上之を大學側へ引繼ぎ新たなる機關に依り之が建設事業を遂行する事とし本年12月其の一切の引繼を了し、茲に従來の窯業研究所建設後援会は其の使命を完して一先ず解散致事と相成たるに就ては寄附者各位に對し其の経過並結果を別紙案に依り報告致度候間此の儀御諒承賜度願上候 先は右御報告旁々得貴意候 敬具

昭和18年12月

大野 政吉
黒田 泰造

様

黨業研究所建設寄附金現計表

昭和18年12月末現在

御 寄 附 者 芳 名	御 寄 附 申 込 額	御 払 込 額	御 未 払 込 額	備 考
	円	円	円	
旭硝子株式会社殿	50,000	50,000	0	
大阪窯業株式会社殿	35,000	10,000	25,000	第2回払込未済
黒崎窯業株式会社殿	30,000	30,000	0	
浅野セメント株式会社殿	30,000	15,000	15,000	第2回払込未済
東京芝浦電気株式会社殿	25,000	25,000	0	
品川白煉瓦株式会社殿	20,000	10,000	10,000	第3, 第4回払込未済
日本磚子株式会社殿	20,000	0	20,000	2回払申込
小野田セメント製造株式会社殿	20,000	20,000	0	
日本光学工業株式会社殿	20,000	5,000	15,000	第2, 第3, 第4回払込未済
川崎窯業株式会社殿	20,000	10,000	10,000	第2回払込未済
岩城硝子株式会社殿	15,000	15,000	0	
岩南硝子株式会社殿	15,000	15,000	0	
秩父セメント株式会社殿	15,000	15,000	0	
磐城セメント株式会社殿	15,000	15,000	0	
松風工業株式会社殿	15,000	5,000	10,000	第2回払込未済
松風陶歯製造株式会社殿	15,000	15,000	0	
西村工業株式会社殿	10,000	10,000	0	
南満鋳業株式会社殿	10,000	10,000	0	
日本陶器株式会社殿	10,000	10,000	0	
株式会社小糸製作所殿	10,000	10,000	0	
日本硝子株式会社殿	10,000	10,000	0	
日本板硝子株式会社殿	10,000	10,000	0	
日本坩堝株式会社殿	10,000	10,000	0	
富士写真フィルム株式会社殿	10,000	10,000	0	
日本製鉄株式会社殿	10,000	10,000	0	
伊奈製陶株式会社殿	10,000	6,000	4,000	第4, 第5回払込未済
東洋陶器株式会社殿	10,000	2,500	7,500	第2, 第3, 第4回払込未済
日本特殊陶業株式会社殿	10,000	0	10,000	4回払申込
宇部興産株式会社殿	10,000	0	10,000	2回払申込
株式会社島田硝子製造所殿	5,000	5,000	0	
高山耕山化学陶器株式会社殿	5,000	5,000	0	
株式会社小原光学硝子製造所殿	5,000	5,000	0	
日鉄炉材製造株式会社殿	5,000	5,000	0	
九州耐火煉瓦株式会社殿	5,000	2,500	2,500	第2回払未済
徳永硝子株式会社殿	5,000	0	5,000	2回払申込
計	490,000	346,000	144,000	

寄 附 申 込 書

1. 窯業研究所研究室其他

但シ金參拾萬圓也ヲ以テ木造2階建4百坪ヲ貴學敷地内ニ指定ニ依リ建築ノ上
寄附スルモノトス

1. 窯業研究所用設備品

但シ金19萬圓也相當額ノ設備品ヲ寄附スルモノトシ其ノ内譯明細書ハ追テ提出
スルモノトス

右ハ貴學窯業研究所ノ研究ニ資スル目的ヲ以テ別紙寄附者名簿ノ通窯業研究所建設
寄附金ノ寄附申出アリタルニ依リ本會ニ於テ取纏メノ上首書ノ通建設寄附致度此段
及申込候也

昭和18年12月28日

東京都目黒區大岡山一番地東京工業大學内

東京工業大學窯業研究所建設後援會

會 長 八 木 秀 次 郎

東京工業大學長 八 木 秀 次 殿

寄 附 者 名 簿

金 5 万 円 也	東京都麴町区丸ノ内2ノ6	旭硝子株式会社
金 3 万 5 千 円 也	大阪市北区堂島浜通2ノ14	大阪窯業株式会社
金 3 万 円 也	八幡市大字藤田535	黒崎窯業株式会社
金 3 万 円 也	東京都深川区清澄町1ノ8	浅野セメント株式会社
金 2 万 5 千 円 也	東京都京橋区銀座西5ノ2ノ1	東京芝浦電気株式会社
金 2 万 円 也	東京都麴町区丸ノ内2ノ2ノ1	品川白煉瓦株式会社
金 2 万 円 也	名古屋市昭和区堀田通2ノ1	日本碍子株式会社
金 2 万 円 也	小野田市大字小野田6276	小野田セメント製造株式会社
金 2 万 円 也	東京都大森区入新井5ノ345	日本光学工業株式会社
金 2 万 円 也	神奈川県川崎市扇町6	川崎窯業株式会社
金 1 万 5 千 円 也	東京都蒲田区矢口町535 大連市栄町2	岩城硝子株式会社 南满洲硝子株式会社
金 1 万 5 千 円 也	東京都麴町区丸ノ内1ノ2ノ1 日本工業クラブ内	秩父セメント株式会社
金 1 万 5 千 円 也	東京都麴町区丸ノ内2ノ2ノ1	磐城セメント株式会社
金 1 万 5 千 円 也	京都市東山区福稲岸ノ上町14 京都市東山区福稲上高松町11	松風工業株式会社 松風陶歯製造株式会社
金 1 万 円 也	東京都日本橋区本町4ノ7	西村工業株式会社

金 1 万 円 也	東京都小石川区小石川町1ノ1 熱研ビル	南満鋳業株式会社
金 1 万 円 也	名古屋市西区則武新町1ノ1	日本陶器株式会社
金 1 万 円 也	東京都品川区東品川4ノ26	株式会社小糸製作所
金 1 万 円 也	東京都京橋区京橋3ノ1	日本硝子株式会社
金 1 万 円 也	大阪市東区北浜5ノ22	日本板硝子株式会社
金 1 万 円 也	東京都渋谷区山下町53	日本坩堝株式会社
金 1 万 円 也	東京都京橋区銀座西2ノ3	富士写真フイルム株式会社
金 1 万 円 也	東京都麴町区丸ノ内2ノ20	日本製鉄株式会社
金 1 万 円 也	愛知県知多郡常滑町扇面新田中 300	伊奈製陶株式会社
金 1 万 円 也	小倉市大字篠崎458	東洋陶器株式会社
金 1 万 円 也	名古屋市昭和区堀田通1ノ17	日本特殊陶業株式会社
金 1 万 円 也	山口県宇部市大字小串1,976ノ1	宇部興産株式会社
金 5 千 円 也	大阪市西淀川区海老江下3ノ47	株式会社島田硝子製造所
金 5 千 円 也	京都市下京区朱雀宝蔵町20	高山耕山化学陶器株式会社
金 5 千 円 也	東京都蒲田区荻中町422	株式会社小原光学硝子製造所
金 5 千 円 也	東京都麴町区丸ノ内2ノ2	日鉄炉材製造株式会社
金 5 千 円 也	岡山県和気郡伊部町大字浦伊部 1,175	九州耐火煉瓦株式会社
金 5 千 円 也	大阪市北区与力町2ノ18	徳永硝子株式会社
寄附金合計	金 49万円也	

謹啓 嚴寒の候益々御健勝の段奉賀上候

陳者本學窯業研究所の建設に關しては先年來格別の御高配を賜り以御蔭先般窯業研究所建設後援會世話人並に八木會長より寄附者各位に御挨拶申上置たる通り昭和18年12月末現在の御寄附金を後援會世話人殿より大學側へ御引継ぎ相成たるを契機として八木東京工業大學長を會長とする新たなる窯業研究所建設後援會の設立を見愈々本研究所建設の本格的段階に入り申候段誠に難有奉感謝候 所員一同に於ても御寄附者各位の御厚志に副ひ申す可く目下研究目的の達成に或は建設の建築及設備等夫々折角努力中に有之候間何卒御了承被下度 尚今後共何分の御支援賜の様特に御願申上候 先は右御禮旁々御挨拶申上度如斯に御座候 敬 具

昭和19年2月

東京工業大學窯業研究所

所長事務取扱 平野 耕 輔

本学では、八木秀次学長（前年3月31日学長就任）を会長とする東京工業大学窯業研究所建設後援会を発足させ、建設の推進につとめた。以下は建設後援会の資料である。

謹啓 寒冷の候愈々御健勝の段奉賀上候 陳者本學窯業研究所の設立に關しては毎々格別の御高配を賜り以御蔭開所以來着々研究の成果を挙げつゝあるは邦家の爲寔に御同慶の至と存候

就ては各位の御盡力に依り取纏中なりし同研究所建設寄附金は別紙の通關係各位の絶大なる御盡力に依り豫定の通進捗し今般愈々建設に取掛る事を得るに至り候に就ては世話人各位とも話合の上其の事務取扱の便宜上別紙會則に依る機關を設け別紙記載の各位に役員として更に御援助を願ふ事とし今後建設後援事務の一切を行ふ事と致度尙ほ御推舉に依り僭越ながら小生會長の事務を採る事と相成候間誠に御迷惑の儀とは存候へ共貴下には理事「常務理事」として此の上共御後援相賜度御願申上候先は右御挨拶旁々御願迄如斯に御座候

敬 具

昭和18年12月

東京工業大學窯業研究所建設後援會

會 長 八 木 秀 次

山 内 俊 吉 殿

寄附者芳名録

旭硝子株式会社
西村工業株式会社
南満鑛業株式会社
黒崎窯業株式会社
岩城硝子株式会社
南満洲硝子株式会社
日本陶器株式会社
株式会社小糸製作所
日本硝子株式会社
秩父セメント株式会社
株式会社島田硝子製造所
大阪窯業株式会社
日本板硝子株式会社
東京芝浦電気株式会社

高山耕山化学陶器株式会社
 株式会社小原光学硝子製造所
 日本坩堝株式会社
 富士写真フイルム株式会社
 日鉄炉材製造株式会社
 日本製鉄株式会社
 小野田セメント製造株式会社
 磐城セメント株式会社
 品川白煉瓦株式会社
 伊奈製陶株式会社
 日本光学工業株式会社
 浅野セメント株式会社
 松風工業株式会社
 松風陶歯製造株式会社
 川崎窯業株式会社
 九州耐火煉瓦株式会社
 東洋陶器株式会社
 徳永硝子株式会社
 日本碍子株式会社
 日本特殊陶業株式会社
 宇部興産株式会社

役員名表

会 長	八 木 秀 次
理 事	平 野 耕 輔
同	大 野 政 吉
同	黒 田 泰 造
同	大 倉 和 親
同	西 村 直
同	大 友 幸 助
同	倉 田 昌 倅
同	不 破 橘 三
同 (常務理事)	山 内 俊 吉
同 (同)	石 井 茂 助

東京工業大學窯業研究所建設後援會會則

第1條 本會ハ東京工業大學窯業研究所ノ建設ニ關スル後援事業ヲ行フヲ以テ目的トス

第2條 本會ハ東京工業大學窯業研究所建設後援會ト稱シ其ノ事務所ヲ東京工業大學内ニ置ク

第3條 本會ハ第1條ノ目的遂行上必要ナル寄附金ノ取纏及研究所ノ建設等ヲ行フモノトス

第4條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長

理事 若干名

理事ハ會長之ヲ委囑シ内2名ヲ常務理事トス

第5條 役員ノ職掌左ノ如シ

會長ハ會務ヲ總理ス

理事ハ會務ヲ掌理シ常務理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ常時會務ノ遂行ニ當ルモノトス

第6條 本會ハ會務處理上必要アルトキハ事務囑託ヲ置クコトヲ得

第7條 本會則ニ規定セザル事項ハ會長其ノ都度之ヲ決定ス

附 則

本會則ハ昭和18年12月20日ヨリ之ヲ實施ス

窯業研究所の研究施設は、設立時に大学本館内窯業学科の一部のほか、工業技術員養成所窯業科の建物（木造2階建、延150坪）を使用することとし、窯業実験工場（平家建、88坪）、窯場（鉄骨平家建、80坪）を大学窯業学科と共通使用することになっていた。

窯業研究所では、先の寄付金をもって研究所の建設に着手したが、時節柄、コンクリート造は資材その他の関係で不可能の状態にあったので、30万円をもって木造本館400坪と、20万円をもって設備費にあてることとし、計画をすすめた。しかしながら、戦争の激化に伴う諸般の事情の悪化により、何回も設計書、工事使用書も変更しながら、ようやく本館と工場地帯との境の道路をはさんで建てるどころまで決定し、着手の段階にきていたが、本土空襲の激化に伴い、木造建築は不許可となり、ついに終戦を迎えた。

終戦後は物価の高騰、貨幣価値の下落によって研究所建設の見込みはた

たなくなった。そこで、後援会は建設予定費を他日の基金として保存することに決定したのである。

電子工学研究所の設置

本研究所は昭和17年6月、横河電機製作所社長横河時介氏から「高周波計測ならびに電子応用に関する研究」に資するため金10万円をもって、木造2階建200坪の「高周波計測研究室」を建築し、かつ同年以降4年間に合計20万円の研究費を寄附するとの申し出に端を発し、主として電波関係の計測を上記の研究室で行う予定であった。

しかるに、同研究室は基礎工事を完了して建築用材の大部分を入手しながら、戦争激化のため建築不能となり、予定された研究費の寄付も約半額に切られることになった。

本学では、上記の寄付と関連して、かねてから「電子工学研究所」の設置を文部省に申請中であったが、昭和19年1月6日勅令第760号をもって、「電子工学に関する学理および応用」を総合的に研究することを目的とする研究所の設置として実現した。

研究所は教授3、助教授3の専任所員と教授、助教授、講師合計9名の兼任所員により組織され、初代の所長には電気工学科の山本勇教授が任命された。

電子工学研究所は、その後、昭和21年3月22日名称を「電気科学研究所」に改め、その目的を「電気科学に関する学理および応用」に改められた。

研究所の機構は3部門制をとり、第1部門（超短波）は、超高周波における電波吸収壁、超短波無饋電中継に関する研究、磁電管の跳躍現象、波長1—3cmの磁電管の研究等が行われ、第2部門（超音波）は強力超音波の応用に関する研究、反響測探機深度誤差の研究が行われ、第3部門（電気計測）では高周波電力計、衝撃音速測定器とその応用、建築材料応力の電氣的測定、特殊真空管による直読高周波電力計等の研究が行われた。

臨時工業技術員養成所の設置

臨時工業技術員養成所は昭和15年4月、既設の臨時工師養成部、臨時化学分析工員養成部と新設の臨時窯業工員養成部とを統合して出来たものであった。

臨時工師養成部の設置

まず、臨時工師養成部は、日中戦争の拡大に伴う生産力拡充に対処するための熟練工の養成施設として、昭和13年4月1日設置された。以下は、本学から文部省に提出された設置理由書である。

臨時工師養成部設置ノ理由書

産業生産力ノ充實ハ刻下非常時克服ノ唯一無二ノ手段タルハ既ニ一般ニ容認セラレタル所ニシテ之カ充實ノ基礎ハ人的要素ノ擴充ニアルコトモ亦多言ヲ要セサル所ナリ就中熟練工養成ノ緊要ナルハ局外者ト雖モ容易ニ看取シ得ヘキ實狀ニアルヲ以テ既ニ國家的對策樹立ノ氣運ニ向ヒツ、アルモ之ト同程度否ソレ以上ニ重要ナル幹部職工ノ養成ノ必要ナルハ局外者ノ容易ニ窺知シ得サル性質ノモノナル關係上各製作會社ハ之カ對策ニ腐心シツツアリ然ルニ適當ナル手段ナク政府モ亦コノ點ニ關シテハ未タ何等ノ考慮モ拂ヒ居ラサルノ現狀ナリ而シテ從來ノ幹部職工即チ職長伍長ハ長年月勤績セル熟練工ノ占ムル所ニシテ之等ノ大部分ハ固陋ニシテ自己ノ經驗ヲ過信シ技師ノ意圖ヲ蔑視スル傾向アルノミナラス工學的素養ヲ缺クヲ以テ技師ノ言ヲ咀嚼シ得サルノミナラス最近ノ高能率工作機械等ハ自己ノ經驗外ナルヲ以テ之ヲ敬遠シ甚敷ニ至リテハ部下職工ヲシテ舊式ノ低能率ノモノト同様ニ改惡セシムルカ如キ事尠ナカラス一方中等工業學校卒業者ヲ幹部職工トシテシメントスルモ工作機械ノ知識十分ナラサルヲ以テ相當ノ現場實習ヲ課スルノ緊要ナルモノアリ而シテ實習ニ際シテ職工ニ種々ノ教示ヲ受クルノ結果後日幹部職工トシテ職工ヲ十分ニ驅馳セシメ得サル慊アルヲ以テ一般機械工場ニ於テハ工學的ニアル程度ノ素質ト工作技術トニ關スル十分ナル知識ヲ有シ技師ノ言ヲ技術的ニ咀嚼シ之ニ自己ノ工夫ヲ加ヘ實現ヲ期スル能力ヲ有スル幹部職工ノ要望切ナルモノアリコノ要望ハ現時ノ如ク工作機械ノ進歩著シキ時代ニ於テ特ニ甚敷感セラル、モ機械設備ノ能率ヲ大ニシテ且生産ノ經濟化ヲ計ル上ニ於テ當然必要缺クヘカラサルモノナルヲ以テ之カ養成ニ恆久的ノ對策ヲ講スルノ緊要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリト然レトモ之カ新設ヲナスニ於テハ莫大ノ經費ヲ要スルヲ以テ國家財政ノ現狀ニ照シ果シテ適當ナリヤ否ヤ疑ヒナキ

能ハス然ルニ之ヲ本學ニ附置スルニ於テハ人的要素ト既有ノ施設トヲ利用シ得ルニヨリ最モ經濟的ニシテ容易ニ有能ナル人材ヲ短時日ニ養成シ以テ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スルノ確信アルニヨリ之レカ機關ヲ本學ニ附設シ創意的産業ノ開拓ニ資セントス

昭和13年4月1日付で「臨時工師養成部規則」が制定され、養成部の目的、修業年限、学科課程、入学資格等が規定された。それによると、当部の目的は「機械工業ニ従事セムトスル者ニ須要ナル学理及技能ヲ授クル」ことと規定され、修業年限は1年、入学資格は中学校卒業程度とし、国語、数学、物理学の学科試験、身体検査、人物考査を経て入学者を決定することとされた。授業料は1学年80円であった。

養成部には主事が置かれ、初代主事には本学機械科の関口八重吉教授が任命された。4月13日には約80名の応募者中、29名の入学を許可し、同月19日に入学式が行われ、授業が開始した。その後、兵役、病気その他の中途退学者があり、養成部の第1回卒業生は22名であった。

養成部では、昭和14年3月関口主事の退官に伴い、本学機械工学科の浅川権八教授が主事に任命された。

昭和14年度には志願者80名中より31名の入学を許可し、27名が卒業した。

臨時化学分析工員養成部の設置

臨時化学分析工員養成部もまた臨時工師養成部と同様、日中戦争の拡大に伴う生産力拡充の中、化学工場等において薬品の分析操作を扱う三等技術工の不足を補うために設けられた施設で、昭和14年4月1日、開設された。以下は本学から文部省に提出された設置理由書である。

臨時化學分析工員養成部設置ノ理由書

現下ノ我國ニ於テ化學工業ノ進歩發達ハ最モ重要視セラル可キハ言フ俟タサル所ナリ

然ルニ「化學工業ハ分析ニ始マリ分析ニ終ル」ト言ハル、カ如ク化學工業ノ進歩發達改良新工業創設ニ於テ最モ重要ナル基礎ノ一ハ之ヲ化學分析ニ關スル學理ト技能トニ歸セサルヘカラス 化學工業ニ於テ化學分析トハ只單ニ原料ヲ分析シ藥品ヲ分

析スル事ノミヲ其ノ職分トナスカ如キハ元ヨリ皮相ノ見解ト言ハサルヲ得ス尙一步進ミテ安價ナル原料ニ化學反應ヲ適用セシメコレヲ高價ナル製品トナスコトコソ實ニ化學工業ノ神髓タルヘシ即理想的ナル化學工業ハ化學反應ニ關スル正シキ判斷力ニ依リテ進歩發達スヘキモノナリコノ化學反應ニ對スル正確妥當ナル判斷力ノ養成ハ之ヲ化學分析ニ依リテ爲スヲ最モ確實ニシテ最モ迅速ナルヘキト信ス茲ニ於テ化學分析者ノ擔當スヘキ任務ノ重且大ナルヲ知ルヘシ

然ルニ現下ノ實狀ヲ鑑ルニ單ナル化學分析ノ技能ヲノミ有スル者ニ於テサヘ各工場並ニ研究室等ニテソノ需要ヲ充スヲ得サル状態ニアリ況ンヤ前述ノ如キ化學工業ノ神髓ヲ會得シソノ推理カト正確ナル判斷力ヲ以テ化學工業ノ將來ニ貢獻シ新工業ノ樹立ニ關與シ得ルカ如キ有能ナル化學分析技術員ノ不足甚シキ實狀タリ故ニ之カ技術員ノ養成ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナルニ依リ分析化學工員養成施設ヲ講スルノ必要ヲ認ム

4月1日付で「臨時化学分析工員養成部規則」が制定され、養成部の目的、修業年限、学科課程、入学資格等が規定されたが、これらはおおよそ前述の臨時工師養成部に関するものと同様であった。

すなわち、当部の目的は「化學工業ニ従事スル者ニ須要ナル化學分析ニ關スル基礎學及其ノ技術ヲ授ケ兼テ化學研究ノ能力ヲ涵養スル」こととし、入学試験科目は工師養成部の物理学のかわりに化学が課せられた。

4月1日付で初代主事に本学分析化学教室の永海佐一郎教授が任命された。初年度の応募者は106名、そのうち52名の入学を許可し、実際の入学者49名をもって、同年4月4日入学式が挙行され、授業が開始した。

初年度の学生はその後1年間に退学者3名、応召出征者2名を出し、昭和15年3月、44名の第1回卒業生が巣立った。

臨時窯業工員養成部設置の計画

昭和15年度には窯業工員養成部の設置が企画された。これは窯業技術員の広範な需要を満たそうとするものであった。本学からは文部省に以下の設置理由書が提出された。

臨時窯業工員養成部設置ノ理由書

窯業ハ軍需工業ト密接ナル關係ヲ有ス即チ耐火物工業ニアリテハ製鐵製鋼等ニ必要

ナル耐火材料及艦船ニ裝備セラル、汽罐爐材、硝子工業ニアリテハ望遠鏡、觀測機、双眼鏡レンズ、軍艦航空機裝甲板車等ニ使用セラル、防彈又ハ燒入硝子、探照燈信號器用反射鏡レンズ其他ガラス電極、ガラス纖維及義眼硝子、陶磁器工業ニアリテハ高速度内燃機關用點火栓硝子、濾水器用陶管、陶板高周波絶縁用特殊磁器及耐酸磁器等、カーボン工業ニアリテハ輕金屬等、製鍊ニ必要ナル電極等々々生産供給スルモノシテ其ノ他研磨材料、研削砥石或ハ金屬代用品ノ製造等實ニ廣範圍ニ涉ルモノナリ而シテ更ニ大陸開發ニ必要ナルヘキ土木建築材料ノ殆ト總テハ窯業製品ナラサルハナキニ思フ致セハ近キ將來ニ於テ愈々窯業技術員ノ需要激増スヘキハ當然ナリト謂フヲ得ヘシ而シテ窯業技術者養成機關トシテハ本學窯業學科ト京都高等工藝學校ノ2校及中等工業學校ニ於テモ僅ニ數校アルノミニシテ需要ノ數ノ一ニ足ラサル卒業生ヲ出スノ止ムヲ得サル現状ニアリ一方我國窯業ノ現状ヲ見ルニ2、3ヲ除クノ外ハ中小工業ニ屬スル小規模ノモノ多ク是等ノ要求スル技術者ハ多ク専門學校若クハソレ以下ノ卒業者ニアリテ現下ノ非常時局ニ際シテハ殊ニ其ノ傾向顯著ナルモノアルニ鑑ミ本學ハ窯業技術員ノ短期養成施設ヲ爲サントスルモノナリ

文部省でも設置の趣旨を認めたが、ここに至り、本学では臨時工師養成部、臨時化学分析工員養成部、および新設予定の臨時窯業工員養成部の3部をそれぞれ運営するよりも、目的、課程等において同趣旨の3部を統合するほうが好ましいという意見が大勢を占めた。

臨時工業技術員養成所へ改組・統合

そこで、昭和15年4月1日より既設の養成部を統合して臨時工業技術員養成所を設置することになった。これに伴い、既設の臨時工師養成部は当養成所機械科に、臨時化学分析工員養成部は化学分析科に改組され、新設予定の臨時窯業工員養成部は当養成所の窯業科に組み込まれた。

4月1日には「東京工業大學臨時工業技術員養成所規則」が制定された。

東京工業大學臨時工業技術員養成所規則

第1章 總 則

第1條 臨時工業技術員養成所ハ工業ニ從事セントスル者ニ須要ナル學理及技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第2條 臨時工業技術員養成所ニ左ノ學科ヲ置ク
機 械 科

化學分析科

窯業科

第3條 臨時工業技術員養成所ノ修業年限ハ1箇年トス

第2章 學年，學期及休業

第4條 學年ハ4月1日ニ始リ翌年3月31日ニ終ル（中略）

第3章 學科課程

第6條 各學科ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

機械科

學 科 目		每 週 授 業 時 數		
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期
修 體	身 操	隔週 1	隔週 1	隔週 1
外 國	語 學	隔週 1	隔週 1	隔週 1
數 學	學	2	2	2
金 屬	材 料	2	2	2
機 械	工 作 法	3	2	2
工 作	機 械	2	3	3
機 械	設 計 講 義	2	2	2
機 械	設 計 製 圖	4	12	12
工 場	實 習	24	12	12
機 械	工 學 一 般 第 一	2	3	3
機 械	工 學 一 般 第 二	0	4	2
電 氣	工 學 一 般	0	2	2
特 別	講 義	0	0	2
計		44	48	48

化學分析科

學 科 目		每 週 授 業 時 數		
		第 1 學 期	第 2 學 期	第 3 學 期
修 體	身 操	隔週 1	隔週 1	隔週 1
獨 逸	語 學	隔週 1	隔週 1	隔週 1
理 論	化 學	3	3	2
有 機	化 學	0	0	4
無 機	化 學	0	2	3
無 機	化 學 第 一	4	2	2
分 析	化 學 第 二	0	4	2
分 析	化 學 第 一	2	0	0
分 析	化 學 第 二	2	0	0
定 性	化 學	0	3	0

定量分析化學	0	3	4
特殊分析化學	0	0	1
化學工業大意	0	0	2
分析實驗	32	30	27
計	44	48	48

室業科

學科目	學期			每週授業時數		
	第1學期	第2學期	第3學期	第1學期	第2學期	第3學期
修身操	隔週	1	隔週	1	隔週	1
體操	隔週	1	隔週	1	隔週	1
英文研究抄錄	1	1	1	1	1	1
無機化學	2	2	2	2	2	2
分析化學	2	2	0	0	0	0
礦物及地質學	2	2	0	0	0	0
X線及顯微鏡實驗法	0	0	1	1	0	0
燃料及燃燒	1	1	1	1	0	0
陶瓷磁器	2	2	0	0	0	0
耐火材料	0	0	2	2	0	0
硝子及珪瑯	0	0	1	1	0	0
セメント	2	2	0	0	0	0
機械製圖	0	0	4	4	0	0
窯施工及製圖	0	0	0	0	14	14
化學分析實驗	20	20	5	5	0	0
窯業實修	15	15	26	26	26	26
計	48	48	44	44	44	44

第4章 入學，在學，休學及退學

第8條 臨時工業技術員養成所ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良志望鞏固ナル滿17

歳以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノニ該當シ且入學檢定ニ合格シタルモノトス

1. 中學校ヲ卒業シタル者
 2. 專門學校入學者檢定規程第11條ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者
 3. 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 入學檢定ハ之ヲ分チテ學科試験，身體檢查及人物考査トス
學科試験ハ國語，英語，數學，物理學，化學及用器畫ノ中3科目以內ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

臨時工業技術員養成所の初代主事には本学長の中村幸之助教授，初代事

務主事には本学事務官石井茂助氏，機械科長に浅川権八教授，化学分析科長には永海佐一郎教授，窯業科長には平野耕輔講師がそれぞれ任命された。

養成所の初年度には機械科約30名，化学分析科約50名，窯業科約30名を募集し，機械科34名，化学分析科47名，窯業科28名，合計109名の入学が許可された。

昭和17年5月現在調査によると，臨時工業技術員養成所の在籍者113名，卒業者69名，休学者13名，退学および除籍5名，死亡4名となっている。

最後に，昭和15年度開設当初と昭和17年10月現在（本校に残る最後の教職員録による）の教官並びに担当科目を掲げておく。

〔昭和15年度〕

主 事	大学教授	中 村 幸之助
事務主事	事務官	石 井 茂 助
講 師		
機械科長	大学教授	浅 川 権 八
工 作 機 械	同	海老原 敬 吉
数 学	大学助教授	原 正 健
機 械 設 計	同	川 田 正 秋
金 属 材 料	同	横 山 均 次
英 語	同	中 田 孝
水 力 学	同	板 谷 松 樹
特 別 講 義	大学助手	原 田 幸 夫
機 械 工 作 法	同	林 則 行
機構学，機械製図	同	山 田 治 雄
電 気 工 学	大学講師	小 沢 省 吾
熱機関材料強弱，製図及実習		斎 藤 繁 喜
工 作 機 械	大学助手	浅 枝 敏 夫
化学分析科長	大学教授	永 海 佐一郎
修身，無機化学第一	大学教授	永 海 佐一郎
無機化学第一	大学助教授	箱 守 新一郎
定量分析化学，独逸語	同	加 藤 多喜雄
化学工業大意	大学助教授	野 田 稻 吉
定性分析化学	同	山 村 金 保

有機化学	予備部教授	海野正
分析実験		加藤文夫
独逸語		橋口貞幹
窯業科長	大学講師	平野耕輔
硝子及珪瑯燃料及燃焼	大学教授	田端耕造
窯業実験	大学助教授	榎本修二
同	同	末野悌六
X線及顕微鏡実験法	同	山内俊吉
耐火物	大学助教授	河嶋千尋
英文研究抄録		稲生謙次
修身	予備部教授	石井信二
体操	予備部助教授	高橋重太郎
無機化学理論化学	予備部教授	村山梅吉
分析化学実験	大学助手	三島長太郎
嘱託		
窯業科実験指導		田中洗
同		宮川愛太郎

〔昭和17年度〕

主事	大学教授	渡辺孫一郎
事務主事	大学事務官	石井茂助
機械科		
講師		
特別講義	大学教授	松本容吉
工作機械, 工場実習	大学教授	海老原敬吉
金属材料	大学教授	横山均次
数学	大学助教授	原正健
機械工学一般第二	大学助教授	板谷松樹
外国語	大学助教授	中田孝
電気工学一般	大学講師	小沢省吾
機械設計製図, 機械工学一般第一, 同第二		斎藤繁喜
修身	附属予備部講師	石井信二
体操	附属予備部助教授	高橋重太郎
機構学	大学助教授	水村善太郎

機械工作法	大学助手	林 則 行
工作機械	大学助手	浅 枝 敏 夫
機械設計講義，特別講義	大学助手	服 部 誠一郎

化 学 分 析 科

講 師

修身，無機化学	大学教授	永 海 佐一郎
化学工業大意	大学教授	金 丸 競
無機化学第二，特殊分析化学	大学助教授	箱 守 新一郎
分析化学第二，定量分析化学，独逸語	大学助教授	加 藤 多喜雄
分析化学第一，定性分析化学	大学助教授	山 村 金 保
理論化学	附属予備部教授	村 山 梅 吉
有機化学	附属予備部教授	海 野 正
体操	附属予備部助教授	高 橋 重太郎
分析実験		加 藤 文 夫
無機化学第一	大学助手	吉 田 幸 人
独逸語		橋 口 貞 幹
特別講義	大学助手	服 部 誠一郎
嘱 託	大学助手	萩 野 堅

窯 業 科

講 師

窯業特別講義	大学講師	平 野 耕 輔
燃料及燃烧，硝子及珪瑯，窯業実修	大学教授	田 端 耕 造
X線及顕微鏡実験法，窯業実修，耐火材料	大学教授	山 内 俊 吉
分析化学，窯業実修，化学分析実験，陶磁器	大学助教授	河 嶋 千 尋
無機化学	附属予備部教授	村 山 梅 吉
セメント，築窯施工製図，窯業実修		稻 生 謙 次
修身	附属予備部講師	石 井 信 二
体操	附属予備部助教授	高 橋 重太郎
機械製図	大学助手	山 田 治 雄
嘱 託	大学助手	宮 川 愛太郎

戦前最後の職員録による本学の教職員

戦争の拡大は本学にもさまざまな影響を与えたが、用紙等の逼迫、あるいは教職員等の出征応召といった事情により、正式な職員録は昭和17年10月を最後に作られることはなかった。ここで、戦前最後の職員録によって、本学の教職員を収録しておきたい。

大学長	工学博士	八木秀次	京都
事務官	総務部長 復興部長 工業調査部長	石井茂助	福島
学生主事			
(兼)事務取扱	教授	山田良之助	
(兼)	学生部長兼 助教 附属予備部教授	久末啓一郎	
名誉教授			
		関口八重吉	東京
		中村幸之助	東京
		加藤与五郎	愛知
		斎藤俊吉	東京
		浅川権八	東京
総務部			
部長	事務官	石井茂助	
技師(兼)	文部技師	橘節男	
学務掛			
書記	掛長	渡辺末藏	新潟
(兼)		小野寺永藏	宮城
(兼)	学生主事補	吉田和夫	
(兼)		穂積幸之助	東京
(兼)		五十嵐正雄	新潟
(兼)	司書	大越謹吾	
嘱託		鈴木定光	福島
雇		高梨賢一	静岡
雇		佐久間三郎	福島

					稲葉実	静岡
	文書掛					
書記		掛	長	若松	弥熊	福島
(兼)				渡辺	末藏	
				小林	剛三	東京
雇				根本	勝吉	東京
	規画掛					
書記		掛	長	板谷	健吾	佐賀
(兼)				吉岡	善衛	富山
嘱託		助	手	佐藤	次郎	
				佐々木	於節	東京
雇				森田	キノエ	東京
				金子	梅三郎	東京
				笛田	ハナ	北海道
				地田	義明	静岡
				山口	凱子	東京
				松木	照之	福島
				山北	清子	岐阜
				加納	保久	群馬
				斎藤	清	福島
				加藤	豊治郎	三重
				平田	敬三	東京
	監査掛					
書記		掛	長	南川	栄高	福井
(兼)				若松	弥俊	
				前田	夫	三重
	用度掛					
書記		掛	長	大塚	八郎	東京
(兼)		司	書	三原	肇	

(兼)	文 部 属	田 村 茂 穂	
		剣 持 輝 雄	東 京
		小 林 篤 二	岡 山
		鈴 木 春 雄	福 島
(兼)	附属予備部助手	吉 田 正 司	
		清 水 武 夫	東 京
		秋 元 祥 吉	北 海 道
(兼)	司 書	大 越 謹 吾	
(兼)	助 手	小 茂 鳥 喜 作	
		山 田 清	静 岡
		玉 沢 堯	北 海 道
技 手			
(兼)	助 手	永 田 武 夫	
		県 信 太 郎	静 岡
(兼)	助 手	富 士 精 一	
嘱 託			
		丑 田 弥 三 郎	東 京
		岡 田 源 左 衛 門	岡 山
		辻 正	香 川
臨時嘱託		安 田 秋 三 郎	栃 木
雇			
(兼)		根 本 勝 吉	
		岩 崎 辰 二 郎	東 京
		杉 原 政 勝	大 阪
		石 松 幹 夫	熊 本
		安 井 潔	東 京
		神 原 経 政	千 葉
		上 倉 菊 太 郎	長 野
		野 口 二 郎	茨 城
		出 石 正 夫	岩 手
		上 野 一 雄	群 馬
		京 極 好 雄	大 阪
		飯 村 松 代	栃 木
		小 口 光	長 野

技術 雇

入江 節子 福岡

大石 登希夫 東京
 薦田 滝男 香川

出納 掛

書 記

掛 長 藤井 機一郎 東京
 杉田 源四郎 埼玉
 金沢 源 福島
 金田 清美 山形
 助 手 長岡 伸章
 鯨岡 達郎 福島

(兼)

雇

総務部所属各科事務員

嘱 託

柏 邦四郎 東京
 岩本 雄三 福島
 二見 袋藏 神奈川

雇

八木田 令 東京
 志多 清一郎 岐阜
 前川 友三郎 東京
 井上 守人 兵庫
 吉井 正男 静岡
 池沢 長三 栃木
 入江 精一 福岡
 鈴木 春吉 東京
 鈴木 永喜 福島
 池田 嘉 東京

学 生 部

部 長

学 生 主 事 山 田 良 之 助
 学 生 主 事 久 末 啓 一 郎

学 生 掛

学生主事

掛長事務取扱 久末啓一郎

学生主事補兼書記(兼)

吉田和夫

雇

(兼)

細木一三

(兼)

笛田ハナ

森経広 愛媛

井原省三 東京

教務掛

学生主事補兼書記

掛 長 吉田和夫 新潟

書記

神田吉一 福島

(兼)

助 手 木村一郎

武川三郎 岐阜

嘱託

(兼)

江川清道

三浦政次 熊本

臨時嘱託

椿武之 三重

雇

細木一三 兵庫

(兼)

森経広

土田ミイ 東京

資料掛

学生主事補書記(兼)

掛 長 高橋重太郎

復興部

部長

事務官 石井茂助

部長附

書記

(兼)

藤井機一郎

(兼)

若松弥熊

(兼)

大塚八郎

(兼)

板谷健吾

顧問

教授 小林政一

総務課

課長		事務官	石井茂助	
	司計掛			
書記		掛長	南川栄高	
(兼)			杉田源四郎	
(兼)			鈴木春雄	
	監理掛			
書記		掛長	剣持輝雄	
(兼)			前田俊夫	
(兼)	工務課			
課長		技師	橘節男	
嘱託(兼)		教授	大槻喬	
			大谷義徳	東京
	設計掛			
嘱託(兼)		掛長	丑田弥三郎	
書記(兼)		附属予備部助手	吉田正司	
技手				
(兼)		助手	永田武夫	
(兼)		書記	小林篤二	
(兼)			梶信太郎	
雇				
(兼)			杉原政勝	
(兼)			石松幹夫	
(兼)			安井潔	
	工管掛			
嘱託(兼)		掛長	岡田源左衛門	
書記(兼)		附属予備部助手	吉田正司	
技手				
(兼)		助手	永田武夫	
(兼)		助手	富士精一	
(兼)		書記	清水武夫	
雇(兼)			杉原政勝	

工業調査部

部長

事務官 石井茂助

総務課

課長

事務官 石井茂助

書記(兼)

渡辺末藏

調査課

課長

講師 川西正鑑

書記

助手 皆吉千圃

(兼)

助手 手平栗政吉

(兼)

嘱託

山本晴雄 長崎

雇

中井大四郎 東京

附属図書館

館長

教授 植村琢

司書

三原肇 広島

大越謹吾 東京

雇

下平春子 東京

染料化学科

教授

染料化学, 染料化学実験, 研究及卒業論文

理学博士 上野繁藏 三重

有機合成化学, 毒瓦斯化学, 有機合成化学実験, 化学工業第三部, 研究及卒業論文

工学博士 林茂助 東京

助教授

色染化学, 色染化学実験第一, 同上第二

菱山衡平 東京

膠質化学, 膠質化学実験, 染料膠質学, 化学工学第四部

理学士 安藤暹 秋田

講師

繊維処理化学

関戸実 東京

助手

工学士 大島好文 大阪

工学士 柴田武雄 静岡

工学士 岡崎光雄 栃木
高関俊一 東京

嘱託

理学博士 真島利行 京都
青木良吉 愛知
土田清三郎 新潟

臨時嘱託

雇

(兼)

富永忠男 山形
鈴木永喜
竹内研一 長野
伊野部宏 高知
水野俊彦 静岡
篠原全一 栃木
池田嘉

(兼)

臨時雇

鈴木千草 静岡
小田幸子 東京

紡織学科

教授

紡織原料学, 紡織機構学, 紡織試験法, 工業博士 棚橋啓三 徳島
繊維工学実験第一, 同上第二, 紡織, 卒業計画及論文 工学士

紡織原料学, 紡績学第一, 繊維工学実験第一, 同上第二, 紡織大意, 卒業計画及論文 工学博士 大住吾八 兵庫

紡織原料学, 人造繊維化学, 繊維工学実験第二, 同上第三, 微生物及糊料, 卒業計画及論文 理学博士 祖父江寛 愛知
工学士

紡織構造学, 繊維工学実験第二, 同上第三, 卒業計画及論文 工学博士 内田豊作 埼玉
工学士

助教授

繊維構造学第一, 同上第二, 編組学, 繊維工学実験第三 中原虎男 山形

繊維設計学第一, 繊維工学実験第三 工学士 田中耕一 滋賀

紡績学第一, 同上第二, 繊維工学実験第二, 同上第三 工学士 石川章一 東京

講 師

色彩学及図案	東京高等工芸学校 教 授	宮 下 孝 雄	東 京
織物構造学第二, 織物設計学第三, 織維工 学実験第一, 同上第二, 同上第三, 紡織実験		太 田 勤 治	東 京
織物仕上学, 織維工学実験第二, 同上第三		東 昇	東 京

助 手

		池 田 章	東 京
工 学 士		山 田 治 雄	神 奈 川
工 学 士		牧 島 邦 夫	長 野
工 学 士		新 井 芳 郎	群 馬
工 学 士		大 沢 源 一 郎	群 馬
工 学 士		青 木 朗	山 形

囑 託

		齋 藤 貞 治	広 島
--	--	---------	-----

雇

(兼)

		宮 沢 郡 治	長 野
		八木田 令	
		渡 辺 幸 広	福 島
		石 川 順 佳	東 京
		栗 原 実	埼 玉

窯 業 学 科

教 授

燃料及燃燒汎論, 硝子及珐瑯, 化学工業第
四部, 窯業窯炉設計製図, 工業分析実験第
二部, 窯業工学実験第三部, 研究及卒業論
文

工 学 博 士		田 端 耕 造	和 歌 山
---------	--	---------	-------

耐火物, セメント, 窯業冶金学, 窯業工
学実験第二部, 同上第四部, 窯業窯炉設
計製図, 研究及卒業論文

工 学 博 士		山 内 俊 吉	鹿 児 島
---------	--	---------	-------

助 教 授

建築用陶磁器, 陶磁器, 窯業工学実験第四
部, 窯業製図, 築窯法, 研究及卒業論文

工 学 士		河 嶋 千 尋	愛 知
-------	--	---------	-----

特殊陶磁器

工 学 士		鈴 木 信 一	東 京
-------	--	---------	-----

結晶学, 珪酸塩固相論, 窯業工学実験第一部

理 学 士		山 田 久 夫	東 京
-------	--	---------	-----

講 師

陶磁史		平野耕輔	東京
陶磁史	特許局技師兼商工 技師 文 学 士	奥田誠一	三重
耐火材料	工 学 士	黒田泰造	東京
硝子工業	工 学 士	中村能一	福岡
窯業原料	理 学 士	末野悌六	大阪
硝子特殊照明用電氣用硝子工業	工 学 博 士 理 学 士	不破橋三	東京
助 手		吉田博	新潟
		宮川愛太郎	東京
	工 学 博 士	清浦雷作	東京
	工 学 士	耕山菊郎	京都
	工 学 士	草間保	東京
	工 学 士	素木洋一	東京
	工 学 士	中村八助	山口
	工 学 士	河井信雄	宮城
副 手	工 学 士	笹沼宗一郎	東京
雇		入江精一	
(兼)		森本博	京都
		和田茂	大阪

応 用 化 学 科

教 授

工業化学有機第一部, 化学工業第二部, 工業化学実験第三部, 応用化学設計製図 研究及卒業論文	工 学 博 士 工 学 士	内田 壮	東京
工業化学測定法, 工業化学無機, 工業化学 実験第一部, 応用化学設計製図, 研究 及卒業論文	工 学 博 士 工 学 士	松井元太郎	東京
工業化学有機第二部, 応用化学特別講義第 二部, 工業化学実験第二部, 応用化学設計製 図, 纖維素, 工業化学特論, 研究及卒業論文	工 学 博 士 工 学 士	金丸 競	東京

助 教 授

工業化学有機第三部, 応用化学特別講義第一部, 工業化学実験第三部, 応用化学設計製図	農学博士	清水 誠	栃木
工業化学有機第四部, 工業化学実験第二部, 応用化学設計製図	工学士	神原 周	東京
工業化学実験第三部	工学士	野口 達弥	茨城
講師			
火薬学及実験	東京帝国大学教授 工学	西松 唯一	愛媛
工業化学実験, 工業化学製図	大阪帝国大学助教授 工学博士	久保 輝一郎	群馬
火薬学及実験	工学士	中谷 達次郎	東京
助手			
	工学士	武田 裕雄	大阪
	工学士	松島 実	東京
	工学士	畑 敏雄	東京
		小島 達三	群馬
嘱託(兼)		柏 邦四郎	
雇			
		中村 孝義	東京
		新井 正	東京
臨時雇			
		古山 徳二	東京
		和田 明	広島
		清水 ルリ	岩手
		新井 ふみ	東京
		黒川 勝子	大阪
		今井 健治	山梨
		黒田 繁司	新潟
		山瀬 清雄	東京
		森 千代子	埼玉
		一条 十郎	宮城
		常 名悦子	東京

電気化学科

教授

理論電気化学, 電気冶金, 応用放射線, 金属総論, 電気化学実験第一, 同上第二, 同上第三, 電気化学製図, 軽金属冶金	理学博士	武井 武	埼玉
--	------	------	----

非金属電気化学, 有機電気化学, 高压化学工業, 電気化学実験第一, 同上第二, 同上第三, 電気化学製図	理学博士	杉野喜一郎	三重
助教授			
理論電気化学, 電気化学実験法, 電気材料化学, 応用放射線, 電気化学実験第一同上第二, 同上第三	工学士	星野愷	群馬
電気化学要論第一部, 同上第二部, 電気化学実験法, 非金属電気化学, 界面電気化学電気化学実験第一、同上第二, 同上第三	工学士	水野滋	
講師			
電着化学, 電気化学実験第一, 同上第二同上第三, 試金術及実験		瀬谷準造	東京
非金属電気化学	工学博士	浦野三朗	東京
高压化学工業	理学博士	富山保	茨城
電気冶金	工学博士	石川等	神奈川
電気化学要論第一部, 同上第二部	工学士	水口純	東京
助手			
	工学士	室谷寛	石川
	工学士	鈴木貞雄	福島
	工学士	向正夫	東京
(兼)	工学士	佐藤正雄	
		大戸敬二郎	群馬
		鎌田幸男	宮城
雇			
(兼)		志多清一郎	
		斎藤酉三	千葉
		田中正	静岡
機 械 工 学 科			
教授			
水力学, 水力機械, 水力原動機, 機械工学大意, 機械工学演習, 機械工学実験第一部, 同上第二部, 同上第三部, 同上第四部, 卒業計画及論文	工学博士	松本容吉	京都
機械製作法, 機械工学演習, 工作機械特論, 工作機械, 機械力学, 機械製作実習, 機械工学実験第一部, 同上第二部, 同上第三部, 同上第四部, 卒業計画及論文	工学博士	海老原敬吉	栃木

精密機械工学, 機械製作法特論, 卒業計画及論文	工学博士	佐々木 重雄	
応用弾性学, 蒸汽原動機第一, 機械工学演習, 機械工学大意, 機械設計及製図第一部	工学博士	富田 久三郎	東京
機械工学実験第一部, 同上第二部, 同上第三部, 同上第四部, 卒業計画及論文	工学博士		
材料強弱学, 機械設計, 機械工学演習, 機械製図第一, 機械工学実験第一, 同上第二	工学博士	津村 利光	和歌山
同上第三, 同上第四, 卒業計画及論文			

助 教 授

機械工学演習, 機械設計及製図第一部, 内燃機関, 圧縮機, 火力原動機, 機械工学実験第一部, 同上第二部, 同上第三部 同上第四部	理学士	原 正健	鹿児島
機械工学演習, 実験工学, 応用流体力学, 水力学, 水力機械, 機械設計及製図第一部 同上第二部, 同上第三部, 機械工学実験第一部, 同上第二部, 同上第三部, 同上第四部	工 学 士	板谷 松樹	東京
機構学, 機械製作実習, 機械製図第二, 機械工学実験第一部, 同第二部, 同第三部, 同第四部	工 学 士	水村 善太郎	埼玉

講 師

暖房及冷房	宮内省御用掛	工学士	北浦 重之	大阪
操重機		工学博士	永雄 節郎	東京
鉄道車両		工学士	細川 泉一郎	東京
蒸汽原動機第二		工学士	吉村 国士	静岡
熱力学	東京帝国大学教授	工学博士	石川 政吉	東京

助 手

工学士	有江 義憲	北海道
工学士	林 則行	熊本
工学士	浅枝 敏夫	広島
工学士	服部 誠一郎	三重

嘱 託

(兼)

東京高等工芸学校教授	二見 袋藏	
	岩浪 繁藏	東京

雇

宮崎 圭三	東京
山田 邦三郎	東京

奥山勝治 東京
 齋藤淳 東京
 新山正 東京
 橋谷友雄 熊本

電 氣 工 学 科

教 授

電気磁気学, 交流理論, 電子工学, 電気工学演習第一, 電気工学実験第三, 研究及卒業論文 理学博士 山本 勇 東京

送配電工学, 送配電特論, 発電所及変電所電気工学製図第一, 同上第二, 建築設備, 電気工学演習第二, 研究及卒業論文 工学博士 大槻 喬 兵庫

電気機械器具第二, 同上特論, 電燈照明及電熱, 電気機械器具試験法, 電気工学実験第二, 電気工学演習第二, 研究及卒業論文 工学博士 尾本 義一 東京

電気回路理論, 高周波電気工学, 同上特論, 電気工学演習第二, 同上第三, 研究及卒業論文 工学博士 古賀 逸策 佐賀

電気材料通論, 電力応用, 同上特論, 高電圧工学, 電気工学汎論, 電気工学実験第四, 同上第五, 研究及卒業論文 工学博士 鈴木 松雄 神奈川

電気測定及測定器具, 有線通信工学特論, 電気工学実験第一, 研究及卒業論文 工学博士 森田 清 東京

助 教 授

電気測定及測定器具, 電気工学第一, 電気工学実験第四, 同上第五 工学博士 齋藤 幸男 徳島

電気磁気学, 交流理論, 電気音響学, 電気工学演習第一, 電気工学実験第三, 同上第四, 同上第五 工 学 士 粟屋 潔 東京

電気工学第二, 電気工学演習第三, 電気工学実験第四, 同上第五 工 学 士 橋 三夫 山形

講 師

電気工学汎論, 電気工学実験第四, 同上第五 小沢 省吾 東京

電気工学設計, 同上特論, 電気材料通論, 電気工学製図第一, 同上第二 工学博士 竹内 寿太郎 東京

電気法規 通信技師 森 秀 千葉

電気鉄道 鉄道技師 小林 謙二 岡山

有線通信工学 通信技師兼浜松高等工業学校教授 工学博士 篠原 登山 梨

発変電所特論 工 学 士 徳田 巽 岡山

電気機械器具第一, 同上特論	東京帝国大学教授 工学士	藤岡周平	奈良
助手			
	工学士	斎藤健一	神奈川
	理学士	田代堅太郎	栃木
	工学士	西巻正郎	新潟
	工学士	藤岡良介	山口
	工学士	磯正純	東京
	工学士	川野董	広島
	工学士	飛弾康二	石川
	工学士	大河内正陽	東京
		永田武夫	東京
雇		池沢長三	
(兼)		佐々木猛	熊本
		長田孝男	静岡
		椿昇	東京
		則末一郎	東京
建築学科			
教授			
建築計画第一, 工芸史, 庭園学, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 卒業計画及論文	工学博士 工学士	前田松韻	東京
建築計画第二, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 建築学汎論, 卒業計画及論文	工学博士 工学士	小林政一	茨城
建築構造第一, 防空建築, 構造学演習第一, 同上第二, 同上第三, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 卒業計画及論文	工学博士 工学士	田辺平学	東京
建築構造第二, 構造学演習第一, 同上第二, 同上第三, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 卒業計画及論文	工学博士 工学士	二見秀雄	京都
構造力学, 建築材料, 構造学演習第一, 同上第二, 同上第三, 耐震学設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 卒業計画及論文	工学博士	谷口忠	東京
助教授			
建築史, 建築意匠, 建築衛生, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三	工学士	谷口吉郎	石川
設計及製図第一, 同上第二, 同上第三, 建築史	工学士	藤岡通夫	東京

建築衛生, 構造学演習第一, 同上第二, 同上第三, 設計及応用第一, 同上第二, 同上第三	工 学 士	勝 田 千 利	東 京
講 師			
建築施工	工 学 士	武 富 英 一	北 海 道
自在画	東京美術学校教授	南 薰 造	広 島
建築計画第一	工 学 博 士 工 学 士	佐 野 利 器	山 形
都市計画及建築法規	工 学 博 士 工 学 士	北 沢 五 郎	長 野
建築材料, 建築施工, 設計及製図第一, 同上第二, 同上第三		狩 野 春 一	滋 賀
社寺建築	神祇院技師 工 学 士	角 南 隆	岡 山
彫塑		堀 進 二	東 京
助 手			
		富 士 精 一	徳 島
	工 学 士	加 藤 六 美	愛 知
	工 学 士	三 井 高 国	東 京
		小 茂 鳥 喜 作	埼 玉
	工 学 士	後 藤 一 雄	東 京
	工 学 士	田 治 米 辰 雄	兵 庫
嘱 託		磯 崎 伝 作	神 奈 川
雇			
		山 崎 恒 吉	東 京
		野 口 晃	茨 城
		木 下 正 男	東 京
臨 時 雇		青 山 政 吉	新 潟
航 空 機 工 学 科			
教 授			
原動機力学, 航空原動機第二, 航空機製図 航空機設計及製図, 航空工学実験第一	(兼) 東京帝国大学教授 工学博士 工学士	田 中 敬 吉	三 重
飛行機構造理論第二, 飛行機強度及振動, 同演習, 航空工学演習第二, 航空機製図, 航空機設計及製図, 航空工学実験第一, 同上第二	工 学 博 士 工 学 士	倉 西 正 嗣	奈 良

助 教 授

飛行機設計及同演習，航空機製図，航空機設計及製図，航空工学実験第一

(兼) 東京帝国大学助教 工学士 小 川 太一郎 京 都

航空力学汎論，飛行機力学，航空機設計及製図，航空工学演習第一，航空機製図 工 学 士 近 藤 政 市 滋 賀

航空力学汎論，空気力学第一，航空機製図，航空機設計及製図，航空工学演習第二，航空工学実験第一，同上第二 工 学 士 岡 本 哲 史 鳥 取

航空原動機第一，同上特論，航空機製図，航空機設計及製図，航空工学実験第一，同上第二 工 学 士 山 田 英 夫 山 口

講 師

航空原動機汎論 東京帝国大学助教 工学士 渡 部 一 郎 東 京

航空原動機工作法 工 学 士 三 枝 定 福 岡

飛行機工作法 工 学 士 中 川 守 之 新 潟

飛行機構造理論第一 横浜高等工業学校教授 工学士 池 田 健 長 野

装備及兵装 航空研究所技師兼東京帝国大学助教 工学士 木 村 秀 政 東 京

水上機 海軍技師兼特許局技師 山 田 三 人 大 阪

航空気象学 気象技師 理学博士 荒 川 秀 俊 福 島

空気力学第二，推進機構学 東京帝国大学教授 工学博士 河 田 三 治 東 京

助 手

工 学 士 岡 義 忠 東 京

工 学 士 渡 辺 英 世 静 岡

工 学 士 毛 利 浩 新 潟

三 尋 木 実 神 奈 川

岡 田 毅 八 郎 新 潟

鶴 見 明 愛 知

雇

(兼)

国 分 清 東 京

吉 井 正 男 東 京

白 崎 五 郎 東 京

村 川 二 三 男 東 京

土 肥 一 郎 東 京
 佐 瀬 佳 司 東 京
 下 村 富美子 東 京

化 学 工 学 科

教 授

化学装置設計製図, 化学工場設計, 經濟最適問題, 化学工学第一部, 化学工学汎論, 化学工学緒論, 化学工学演習第一, 同上第二 工学博士 内 田 俊 一 岡 山
 化学工学実験第一, 化学工学製図, 化学装置設計製図, 化学工場設計, 化学工学第二部, 化学工学汎論, 化学工学実験第二 工学博士 大 山 義 年 茨 城

助 教 授

工業化計画実験, 化学工場設計, 工業窯炉經濟最適問題, 化学工学第三部, 製造化学実験, 化学工学演習第二, 化学装置設計製図 工 学 士 矢 木 栄 東 京
 高压化学技術, 化学工学製図 工 学 士 末 沢 慶 忠 京 都
 化学工学演習第一 工 学 士 藤 田 重 文 東 京

講 師

化学工学演習 理 学 士 佐 藤 一 雄 東 京
 金属腐蝕及防蝕 理 学 士 山 本 洋 一 東 京

助 手

工 学 士 小 川 茂 東 京
 工 学 士 葛 岡 常 雄 福 島
 江 口 誠 之 東 京

雇

(兼) 鈴 木 春 吉 大 阪
 岩 崎 弘 大 阪
 矢 倉 信 男 大 阪
 柴 田 善 太 郎 東 京
 五 十 嵐 治 信 東 京
 中 谷 修 二 大 阪

金 属 工 学 科

教 授

加工学, 材料力学, 材料試験法, 金属材料及組織学, 物理冶金学実験, 材料試験演習, 金属工学実験, 金属工学特別講義, 金属工学設計及製図, 金属材料学第一, 卒業論文 工学博士 山 田 良 之 助 京 都

金属化学第一, 同上第二, 冶金学第三, 金属化学实验, 金属化学演習, 金属工学实验, 物理冶金学实验, 金属分析实验, 金属工学設計及製図, 金属工学特別講義, 卒業論文

理学博士 河上益夫 富山

物理冶金学, 物理冶金学实验, 金属工学实验, 金属工学特別講義, 金属工学設計及製図, 卒業論文

工学博士 横山均次

助 教 授

冶金学第二, 金属材料学第二, 金属工学設計及製図, 物理冶金学实验, 金属工学实验, 金属工学特別講義, 卒業論文

工 学 士 伊 沢 猛 三 郎 栃 木

冶金学第一, 金属材料学第一, 金属工学設計及製図, 物理冶金学实验, 金属工学实验, 金属工学特別講義, 卒業論文

工学博士 岡本正三 岡山

加工学, 冶金学汎論, 金属工学設計及製図, 物理冶金学实验, 金属工学实验, 金属工学特別講義, 卒業論文

工 学 士 作 井 誠 太

鑄造学, 物理冶金学实验, 金属工学設計及製図, 金属工学实验

工 学 士 桶 谷 繁 雄 東 京

講 師

金属物理学

東京帝国大学教授
工学博士 理学士

真 島 正 市 香 川

鋳物及鋳床学

第一高等学校教授
理 学 士

坪 谷 幸 六 東 京

助 手

工 学 士 井 手 正 俊 長 崎

工 学 士 小 松 和 藏 長 野

雇

(兼)

前 川 友 三 郎

大 島 一 郎 東 京

萩 原 可 人 群 馬

阿 部 勝 定 宮 城

呂 戊 辰 台 湾

山 本 正 重 大 分

林 田 健 次 郎 福 岡

木 田 渥 子 福 島

臨 時 雇

秋 田 康 穂 山 口

燃 料 工 学 科

助 教 授

燃料工学第三部, 燃料工学演習, 燃料工学実験第三, 燃料工学特別講義第二, 燃料工学基礎実験, 燃料工学設計製図, 燃料工学汎論, 採油 工 学 士 小 林 良之助 秋 田

燃料工学第二部, 燃料工学演習, 燃料工学実験第二, 燃料工学基礎実験, 燃料工学設計製図 工 学 士 滝 沢 益 二 東 京

燃料工学第四部, 工業触媒化学, 燃料工学基礎実験, 燃料工学実験第四, 燃料工学設計製図, 燃料工学特別講義第一 工 学 士 崎 川 範 行 東 京

燃料工学第一部, 工業触媒化学, 燃料工学基礎実験, 燃料工学実験第一, 燃料工学設計製図, 瓦斯体燃料

(兼) 工業試験所技師 理 学 士 斯 波 忠 夫 東 京

講 師

燃料工学第三部, 同上第五部, 化学工業総論, 石油, 採油 工 学 博 士 田 中 芳 雄 埼 玉
工 学 士

助 手

工 学 士 鹿 島 晃 久 東 京
工 学 士 原 泰 信 和 歌 山
工 学 士 桜 井 俊 男 神 奈 川
岩 本 雄 三

嘱 託 (兼)
雇

吉 川 通 東 京
相 良 莊 三 郎 山 形
石 黒 政 治 神 奈 川
菊 地 章 五 東 京

数 学 教 室

教 授

数学, 応用数学特論 理 学 博 士 渡 辺 孫 一 郎 栃 木
理 学 士

助 教 授

数学, 数学解析, 力学, 物理学実験 理 学 士 久 末 啓 一 郎 東 京

数学, 数学解析, 力学, 力学特論第一, 物理学実験 理 学 士 早 川 康 弑 愛 知

助 手

理 学 士 秋 邦 雄 東 京

嘱 託

商 学 士 山 田 欽 一 京 都
理 学 士

物理学教室

教授

物理学, 应用物理学, 物理学実験 工学博士 木下正雄 東京

助教授

物理学特論, 物理学実験 理学博士 竹内時男 石川

物理学, 应用物理学, 物理学実験 理学士 大石二郎 東京

講師

力学特論第二, 物理学実験 附属予備部教授 理学士 河合紀雄

物理学実験 理学士 吉岡勝哉 東京

助手

理学士 加藤汎洋 徳島

理学士 岩柳茂夫 静岡

嘱託

理学士 柴田圭一 東京

工学士 和田英一 宮崎

臨時雇

中川博 長野

三橋一雄 福島

物理化学教室

教授

物理化学, 物理化学実験 (兼) 京都帝国大学教授 理学博士 堀場信吉 京都

助教授

物理化学, 物理化学特論, 物理化学実験, 化学第一部 理学士 永廻登 島根

物理化学, 物理化学特論, 物理化学実験 理学博士 田村幹雄 滋賀

助手

理学士 志田正二 京都

工学士 宮崎正蔵 東京

嘱託

理学博士 田丸節郎 東京

分析化学教室

教授

分析化学, 定性分析実験第一部, 同上第二部	理学博士	永海	佐一郎	島根
助教授				
定量分析実験, 工業分析実験第一部, 分析実験第二, 金属分析実験	理学博士	箱守	新一郎	茨城
定量分析実験, 工業分析実験第二部, 分析実験, 化学第一部, 同上第二部	理学博士	加藤	多喜雄	滋賀
助手				
	理学士	吉田	幸人	鳥取
		三島	長太郎	島根
	理学士	萩野	堅	東京
	理学士	川垣	恭三	東京
雇				
(兼)		井上	守人	
		富井	寛	台湾
		山根	亀二	栃木
		高木	英夫	朝鮮
		尾島	倭郎	東京
		和田	東麟	朝鮮
		佐藤	安男	福島

無機化学教室

教授	理学博士	植村	琢	神奈川
無機化学, 無機化学特論, 無機化学実験分光化学	理学博士			
助手				
	工学士	稲村	耕雄	東京
	工学士	阿部	望之	東京
嘱託 (兼)		柏	邦四郎	

有機化学教室

教授	理学博士	星野	敏雄	新潟
有機化学第一部, 同上第二部, 同上第三部, 有機化学実験第一部, 同上第二部, 化学第一部	理学博士			
助手				
	理学士	横尾	晃	新潟
	工学士	岩倉	義男	群馬

工 学 士 大 田 正 樹 東 京
 理 学 士 市 来 崎 巖 大 阪
 雇 (兼) 鈴 木 永 喜
 (兼) 池 田 嘉

工 業 經 济 学 教 室

講 師

經 济 学 总 論, 特 許 法, 工 場 立 地 及 管 理 法 經 济 学 博 士 川 西 正 鑑 東 京

法 制 大 意 国 民 精 神 文 化 研 究 所 所 員 井 上 孚 麿 長 崎
 法 学 士

民 法 及 商 法 法 学 博 士 岩 田 新 愛 知
 法 学 士

助 手

經 济 学 士 皆 吉 千 圓 栃 木

商 学 士 平 栗 政 吉 福 島

法 学 士 三 井 喜 悦 山 梨

佐 藤 次 郎 福 島

長 岡 伸 章 長 崎

木 村 一 郎 愛 知

配 属 将 校

陸 軍 大 佐 窪 島 新 七 東 京

附 属 高 等 工 業 教 員 養 成 所

主 事

教 授 山 本 勇

附 属 予 備 部

主 事

教 授 村 山 梅 吉

教 授

化 学, 同 实 験 理 学 士 村 山 梅 吉 栃 木

数 学 (兼) 大 学 助 教 授 久 末 啓 一 郎

化 学, 同 实 験 理 学 士 海 野 正 茨 城

物 理, 同 实 験 理 学 士 河 合 紀 雄 三 重

日 本 語, 英 語 文 学 士 蓬 沢 武 夫 東 京

用 器 画 (兼) 大 学 助 教 授 工 学 士 藤 岡 通 夫

物 理, 力 学 (兼) 大 学 助 教 授 理 学 士 早 川 康 弼

助 教 授

体操		高橋重太郎	岩手
講師			
数学, 数学演習		馬杉肇	京都
日本語, 英語	マスターオブアーツ	市川藤市	愛知
自在画		中田清次	東京
用器画	大学講師	狩野春一	
日本語	医学医士	町山治躬	
生物	東京高等学校教授	吉岡俊亮	東京
独逸語, 日本語	文学士	内田貢	静岡
独逸語	文学士	前田利道	熊本
英語, 日本語 (兼)	文学士	柴田明德	
修身, 日本語	文学士	石井信二	鳥取
物理	大理学助手	加藤汎洋	
物理	大理学助手	岩柳茂夫	
力学	大理学助手	秋邦雄	
鉱物地質学	大理学講師	坪谷幸六	
助手		吉田正司	福島
嘱託			
数学	理学文学士	梶島二郎	東京
特別講義	事務官	石井茂助	
体操		江川清道	高知
雇		木幡馨	福島
学 医			
	医学士	町山治躬	東京
師 範			
柔 道			
		飯塚国三郎	東京
		久原義之	佐賀
		相沢安定	新潟
剣 道			

弓道
空手道
音楽

高野佐三郎 東京
大村隆 静岡
浦上栄 東京
大塚孝一 栃木
内田栄一 京都

建築材料研究所

所長

大学教授 工学博士 小林政一

所長附

大学事務官 石井茂助

庶務掛

書記

掛長 大学書記 南川栄高 東京
大学書記 奥田連

所員

大学教授 工学博士 内田 壮
大学教授 工学博士 木下正雄
大学教授 工学博士 田辺平学
大学教授 工学博士 谷口忠
大学教授 理学博士 武井武
大学教授 工学博士 山内俊吉
大学助教授 工学士 伊沢猛三郎
大学助教授 工学士 相三衛 千葉
大学助教授 工学士 鈴木信一 東京
大学助教授 工学士 星野愷
大学助手 工学士 鈴木博高 東京
大学助手 工学士 西藤一郎 石川
大学助手 工学士 小島武 和歌山
大学助手 工学士 波多野一郎 新潟
大学助手 工学士 佐藤正雄 樺太
大学助手 工学士 多田彦二 東京

雇

臨時雇

坂井辰郎	東京
佐藤幸司	北海道
中垣静明	岐阜
光山精一	朝鮮
柴垣智太郎	東京
藤川康昌	鳥取
柏原繁幸	徳島
古橋清治	愛知
菅彰	山形
安孫子正	山形
山川光弘	山形
守岡外喜治	石川
金海英世	朝鮮

資源化学研究所

所長

事務取扱託 理学博士 加藤与五郎

所長附

大学事務官 石井茂助

庶務掛

書記

掛長 大学書記 劍持輝雄
大学書記 渡辺末藏

雇員

栗野安郎 静岡

大学助教授 理学博士 杉野喜一郎

大学助教授 理学博士 竹内時男

大学助教授 理学博士 山村金保 長崎

大学助教授 工学士 水野滋 東京

助手

大学助手 矢島亮一郎 東京

大学助手 工学士 宮沢三郎 長野

大学助手 工学士 室谷寛 新潟

(兼)

(兼)

大学助手		清水義勝	
大学助手	工学士	伊藤卓爾	千葉
大学助手	工学士	山内頼久	東京
大学助手		矢沢泰造	東京

精密機械研究所

所長	大学教授	工学博士	佐々木重雄	東京
所長附	大学事務官		石井茂助	

庶務掛

書記

掛長	大学書記	大塚八郎
	大学書記	穂積幸之助
	大学書記	金田清美

雇

		真船多四郎	東京
		川合卓子	岐阜

所員

大学教授	工学博士	山田良之助	
大学教授	工学博士	海老原敬吉	
大学教授	工学博士	古賀逸策	
大学教授	理学博士	伊藤直	静岡
大学教授	工学博士	横山均次	静岡
大学助教授	工学士	滝沢益二	
大学助教授	工学士	岡本正三	
大学助教授	工学士	板谷松樹	
大学助教授	工学士	中田孝	東京
大学助教授	工学士	作井誠太	富山
大学助教授	工学士	林杵雄	愛知
大学助教授	工学士	水村善太郎	

東京帝国大学助教授	工学士	竹中規雄	東京
兼東京工業大学助教授			

助手

	大学助手	工学士	岡田正秀	東京
	大学助手	理学士	松倉恒夫	東京
(兼)	大学助手	工学士	岡義忠	
	大学助手	工学士	田中実	東京
	大学助手	工学士	原義夫	佐賀
	大学助手	工学士	田中賢治	岐阜
	大学助手	工学士	山崎英三	神奈川
	大学助手	工学士	石川二郎	東京
	大学助手	工学士	関根重信	千葉
	大学助手	理学工	河鱒公功	東京
	大学助手		吉野晴太郎	群馬
	大学助手		酒井亮	茨城
	大学助手		局又太郎	福岡

嘱託
雇

大阪帝国大学教授 篠田軍治

	柴田好市	神奈川
	植木芳雄	京都
	森田義春	奈良
	後藤正敏	茨城
	斎藤俊彦	茨城
	高城健治	宮城
	萩原一良	東京
	寺下英幸	東京
	前田理	高知

附属工業専門部の設置

昭和18年(1943)以降、戦局はますます急迫し、学生の軍事動員が強化される一方、国内の労働力不足は深刻の度を加え、とりわけ生産技術者の確保が、戦局を左右するものとして焦眉の課題となった。

6月には「学徒戦時動員体制確立要綱」、10月には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定され、大学も戦時決戦体制下に否応なく完全に組み込まれていった。

閣議決定に伴い、高等学校文科の定員は3分の1に削減され、文科系学生への徴兵猶予は全面停止になり、文科系大学および専門学校は理科系に転換、私立の文科系大学および専門学校は教育内容を整備改善し、多くの大学が専門学校に転換、定員も従前の半分程度に削減された。

高岡、彦根、和歌山の官立高等商業学校が工業専門学校に転換したのは、この措置に基づくものであった。

こうした状況下、本学にも附属工業専門部が設置されることになった。昭和19年3月31日、勅令第200号をもって東京工業大学附属工業専門部の設置となり、機械科、電気科、電気通信科、航空機科、金属工業科、化学工業科の6科(翌20年4月、窯業科を新設し7科となる)がおかれた。官立大学にこの種の専門部が置かれたのは、本学と九州帝国大学工学部のみであった。

附属工業専門部には専任として教授12人、助教授7人、助手4人、生徒主事1人、生徒主事補1人、書記3人がおかれ、専門部主事には山田良之助教授が任命された。以下、文部省に提出した設置理由書を引用しておく。

一般に決戦体制下に急造された工業専門学校の多くは、劣悪な設備と教官不足で満足に授業らしい授業も行われないうまま、生徒は生産現場にそのまま動員される場合が多かったようであるが、本学の専門部の場合は専任教官も確保され、大学部の実験実習設備がそのまま利用できるという面で、比較的恵まれた状況にあった。

工業専門部設置理由書

第1. 沿革的理由

東京工業大学ハ明治14年5月設置セラレタル東京職工学校ニ濫觴シ東京工業学校ヲ經テ明治34年5月東京高等工業学校トナリ而シテ昭和4年其ノ組織ヲ變更シテ東京工業大学トナリタルモノニシテ六十有餘年間ノ工業教育ニ關スル光輝アル沿革ト深遠ナル體驗ト有シ其ノ卒業生ハ實ニ1萬人ニ垂ントス而シテ之等卒業生ハ何レモ極メテ重要ナル地位ニ活躍シ我國工業開拓上ノ人的要素トシテ看過シ得ザルハ既ニ衆知ノ事實ナリトス依テ此ノ歴史ト體驗ト出身者ノ背景トヲ有スル東京工業大学ニ更ニ工業専門部ヲ附設シ其ノ卒業生ヲシテ學部出身者ト相共ニ手ヲ携ヘテ大東亞廣域共榮圈ニ於ケル新工業ノ誘致開展ノ爲勇躍セシムルニ於テハ更ニ效益顯著ナルモノアルヲ確信ス

第2. 教育的理由

1. 工業専門部ヲ附設スルコトニ依リ學部トノ相互聯絡ノ實益アリ即チ教授力ノ融通施設研究ノ見聞及學生生徒相互ノ學習の提携並ニ學部ノ指導力ノ強化等諸般ノ特長ヲ有ス
2. 工業専門部ハ大學附屬ナルト藏前高工ノ實質の復活ナルトノ爲比較的優秀ナル生徒ヲ收容スルコトヲ得ベシ
3. 工業技術員ノ需要急ナル狀勢下ニ於テ工業専門部ハ充實シタル施設ニ依リ完全且急速ニ養成ノ實ヲ擧グルコトヲ得ベシ
4. 東京工業大學ニハ建築材料研究所、精密機械研究所、資源化學研究所及窯業研究所等ノ附屬研究機關特設シアリテ學習上直接之等ノ機關ヲ見聞利用スルコトヲ得ルノ實益アリ
5. 質實剛健ナル傳統ノ藏前學風ニ依リ健全ナル中堅技術員ヲ養成スルコトヲ得ベシ

第3. 經濟的理由

東京工業大學ニ工業専門部ヲ附設スルニ於テハ同大學ノ現有スル土地建物及設備品等或ル程度ノ共用ヲ爲シ得ベク又教職員等ニ於テモ之ヲ兼務セシムルコトヲ得ル者アルベキヲ以テ極メテ時宜ニ適セル方策ナリト思料ス

第4. 地獄的理由

我國生産工業發展ノ中心タル帝都ニ官立工業専門教育機關ノ設置ナキヲ以テ最少限度1校ノ創設ハ刻下喫緊ノ急務ナリト思惟ス而シテ東京工業大學所在地ハ帝都ニ於ケル工業地帯ノ中心ニシテ實際工業トノ聯絡上極メテ利便ナル地域ニ位シ工業學園トシテ好適ノ地ナリトス

しかし、工業専門部は本来、生産現場における労働力不足、技術者不足を打開する目的で設置されたものであったから、早期養成を図るべく、昭和19年(1944)5月からの第1期生の授業は、集約的カリキュラムによる超スピードで行われた。それでも1年時には工場動員もなく、大学部の学生の勤労働員で閑散とした大岡山キャンパスで学生生活を送った1期生は比較的恵まれた状況下にあったといえる。

2年時に進級してからは工場動員も本格的となり、中島飛行機製作所、陸海軍の研究所への勤労働員、あるいは芝浦埠頭での荷役作業等に駆り出され、授業どころではなくなった。

第1期生は曲がりなりにも1年時には授業を受けられたのに対し、昭和20年（1945）4月入学の2期生は悲惨であった。

第2期生は入学したものの授業開始のめどもつかず、学科単位でそのまま工場に勤労働員された。

たとえば、化学工業科は群馬県渋川にあった関東電化に派遣され、岩塩の電気分解による塩素と苛性ソーダの生産、あるいは航空機素材のマグネシウムの生産に動員された。学生は伊香保温泉の宿を宿舎として、昼間は工場に動員され、夜は付き添いの専任助手によりわずかな授業を受ける毎日であった。

化学工業科の場合は、学科単位で行動できただけ他の学科よりも恵まれていたというべきであるかもしれない。

金属工業科の第2期生の場合、大学の各研究室の研究補助をする者、出身の中学や工業学校での勤労働員先で継続して勤務する者などさまざまであり、時折、動員先を巡回する専任教官と接触するのが、工業専門部生としての唯一の証であった。

金属工業科の第2期生が一堂に会することができたのは、昭和20年7月末のことであった。本学の工業教員養成所出身者が経営する信州飯田郊外の多摩川精機に集合し、入学式と入所式を行い、昼間は航空機関係の計器の製造に従事し、夜間は専任教官から授業を受けるといった生活が始まったが、2週間程で終戦を迎えることになった。第2期生が授業らしい授業を受けることができたのは、終戦後の秋10月以降であった。

こうした事情は、他の学科においても同様であった。

結局、附属工業専門部は第1期、第2期の2回の募集で終わり、在校生の卒業を待って、昭和23年3月31日付で廃止となった。

工業専門部こそ、まさに時代の落し子であったが、過酷な状況に耐えて学んだ卒業生の多くは、現在、各分野で活躍されている。

以下、専門部化学工業科の第1期生T・O氏が『東京工業大学七十年記念誌』（創立七十年全学祭委員会編・昭和26年5月発行）に、専門部顛末記と題して発表した回顧を収録しておきたい。

戦争の孤児——専門部顛末記——

昭22専化 T・O

1944年5月、全学生勤労動員の為、ひっそりと静りかえった葉桜の工大で、附属工業専門部第1回の入学式が行われた。徴兵徴用を逃れようとする1万人にも達する必死の受験生の中から選ばれた300人の新入生は前途の希望と戦局の不安をたゞえて講堂に集った。八木学長は「昇格以来予科がなく寂しかったが、今度専門部新設はその念願がかなえられたもので、蔵前の復活とも云えよう」と言った意味の事を述べられた。このようにして戦争の孤児、八木学政の落し子、専門部は誕生したのである。

急設の為か徽章も夏までは決らず、その代り葉書大位の途方もなく大きい名札を国民服の胸に縫いつけるように命令された。授業も道義・人文・修練とか云う得体の知れない学科があり、謂わば典型的な戦時学徒としての道を歩ゆんだのである。

而し当時の社会一般の狂的な軍国主義を思えば、私達は恵れ過ぎる程であった。工大の長い自由の伝統と実力は、暖い防風林をつくって戦争や軍部の圧迫から私達を守って呉れた。山田学生主事、蓬沢専門部主事を始めとする学生部の方々は学生に対して実に親切丁寧であり、(この事は中学以来学生部とは怖い所と云う先入見を持った私達には実に嬉しかった)配属将校もだらしな位威張らず教練も1週1回、それものんびりしたものであり、教練と体錬を除いては整列する事もなく、たゞ私達は1週20時間もある数学や物理の超スピードの講義を勉強すればよかったのである。分析実験なども戦時中にも拘らず今と違って1人1つの実験台、豊富過ぎる位の器具や薬品を使って実験出来た。その頃、スロープに横穴の防空壕がつくられ、そのアルバイトに一高の生徒などが汗水たらして働いているのを窓越しに涼しく見ながら、私達は白い実験着を着て試験管を振っていたのを覚えている。スロープと云えば未だその頃は一面の緑の芝生で、私達は何時間もそこに寝そべて駄弁ったものである。徴用逃れの為か、その頃研究室にはお嬢さん達が多勢居て、昼休みの芝生は色彩りどりで満鑑色の様に美しく、スピーカーからベーターヴェンのシンホニーなど流れ、戦時中らしからぬ平和な風景だった。私達は芝生に寝そべる事に、学生生活の自由を感じていたようだった。やがて秋になりB29が澄み亘った空高く飛行機雲を引きながら飛んで行くのを、私達は矢張芝生に寝そべてのんびり眺めていた。学生ホールでは稀には音楽会も開かれ、講堂に日響が来り、秘密でアメリカの天然色映画が映されたり、正門前のアイドリスで昆布茶にトーストで何時間も粘ったり、農村アルバイトでロマンスを咲せたり、実際私達は戦争中唯一の学生として学園生活を享受したのである。勿論その頃の研究室は、戦時研究の為燈火管制下夜を徹して実験が行われていた。そして私達の吐け口の無い情熱は、秋の多

摩川までの駅伝競争に爆発し仮装行列まがいの応援をしたり、その夜当時工大の一部を占領していた海軍省の立札を焼いたり、便所に「工大専用便所、軍人入るべからず」等と落書して問題を起したりした。

而しこの様な自由な学生生活は颱風の中心のおだやかさに似ていた。まだ純真な子供であった私達の多くは、戦局の悪化に日本の前途を憂慮しながら、何をしてよいかわからずたゞその日その日を送っていたものである。そして入営は猶予されていたが私達の前には絶えず死の壁があった。3月10日の空襲の時は罹災の級友を乏しい持物を分けあって救済し、蔵前ゆかりの浅草区役所へ全員自発的に戦災者救助のアルバイトに出掛けたりしていた私達も、次第々々に惨めな戦争犠牲者になって行った。八木学長が技術院総裁になり、私達の敬愛していた蓬沢主事が悲壮な訓示を残して出征され、白堊の本館が醜く迷彩を施される頃から私達の生活は急激に悪化して来た。第2回生が4月に入学したが授業は何時始るかわからず、私達は空襲におびえながら防空服装で登学し、豆腹を抱え、雑炊食堂に並び、教練も竹槍で何処を刺せばもっとも効果的であるかなど実にリアルに人殺しの方法を教え始め、級の大半は空襲罹災者になって来た。5月末の空襲に工大は無数の焼夷弾をあび、風洞や航空実験室が日本の運命を象徴する如く焼けたが、本館は不沈艦の様に無事であった。交通機関が停り学生は歩いて登学し、その頃多分数学のI教授と思うが学生がひとりもない教室でそれでも平然と講義していたのを憶えている。やがて皆工場や研究所に動員され、張り切って行ったが、余りにも惨めな生産の現場を見せつけられ、私達はどうにもならない焦慮の念にかられたものである。

やがて8月15日、私達は死への行進から解放されたがその後の幾月かはたゞ呆然として日を送るのみであった。デマは乱れ飛び一時は工大廃止説などもまことしやかに伝えられた。10月頃授業は漸く再開されたが目的意識を失った学生は、まるで阿呆の様であった。いや戦争の為、つくられた専門部自体が目的を喪失してしまったのである。学部の学生が続々動員先から帰って来て忽ち教室は手狭まになり、専門部は附近のボロ中学に居候の身になった。完全な継子扱である。而し学生はたゞ唯々諾々とその通り動いて行った。却って教授方が同情されてその本館復帰が1、2カ月後になされた。しかしその様な虚脱状態は専門部だけでなく大学全体であり、実験室は水もガスも出ず完全に麻痺していた数ヶ月であった。学生の一部のものは闇屋やサッカリンメーカーやブローカーになった。たゞ奇妙に政治論争天皇制問題だけ盛んで講堂で屢々各政党討論会が行われた。共産党宮本顕治、社会党鈴木茂三郎、進歩党大田正孝、国民党児玉誉志夫その他群小政党の代表が入れ替り立ち替り演説をした。そして与論調査の結果は、もっとも右翼的な児玉誉志夫の国民党が全学的に圧倒的な人気があった。終戦直後の学生は一部廻れ右式の者を除いて大部分

長い戦争の結果、完全に政治的盲目にされていて社会党をすら白眼視していたのである。

而し終戦の年の暮頃から急速に学生は新しい希望に目醒めて来た。そして苦しい生活の中に夫々の道を求め始めたが、その時私達の夢を打ち砕くやうな事柄が起きた。文部省が一片の通牒を持って専門部廃止を決定したのである。これを知った専門部学生は憤激し、直ちに学生大会を開いた。同じ運命にある九大専門部の猛者達のはるばる上京し、私達を激励し、共闘を申し込んだ。私達は廃止絶対反対を決議し代表は文部省に坐り込み、当時の安倍文相、田中高専局長に陳情抗議した。廃止の理由は戦争中出来た学校だから、戦争の終わった今は経費節約の上からも当然廃校にすると云うのであるが、それは余りにも学生の立場を無視した処置であった。しかし私達必死の努力に拘らず廃止は確定され、21年度から募集停止。ここに先輩も後輩もいない2回だけの奇妙な存在が出来上ったのである。次いで私達は予科昇格の運動を起した。戦時中の学業の不足、専門部の科目の予科的な性格、戦後工業界の混乱等の様々の理由からもっと修業年限を延そうとする、私達の自衛の叫びであったが、これも成果はなかった。すべての運動は失敗に帰したが、実にこれが工大の其後の学生運動のきっかけとなった意義は大きい。ともあれ廃止と決った私達の間には、何となく刹那的なニヒルな感情が流れ、残り少い学生生活を享受しようとする者が多くなった。而しそれと共に新生活建設の意欲も旺盛になって行ったのである。21年4月には校友会が組織され、文化活動、スポーツ等学部にさきがけて盛んになって来た。野球部は殆ど専門部生であった。文芸部から「泉」第1号も発行された。ダンスも盛んに行われた。喫茶「角笛」が本館の一隅に開店されその上得意も専門部生であった。漸く学生生活に自由と情熱が甦って来たのである。そのクライマックスは何と云っても、その秋11月に行われた全学祭であろう。実に十有余の劇が2日間に亘り講堂で上演されたのである。学部劇研の「リリオン」社会部の「馬鹿」専門部劇研の「商船テナシティ」そして専門部各科参加の演劇コンクール、化工の「地獄の波止場」機械の「山のあなた」電通の「ども又の死」電気の「素戔之男の命」金属の「三つの宝」窯業の「タクト・ラブソディ」化工有志の「ストラースチ・モルダースチ」審査員は服部、安藤、稲村先生始め10人位、深夜2時まで立錫の余地もない大観衆で賑うと云う空前絶後の盛況であった。冷静に見れば底にデカダンの感傷があったかも知れないし、又戦争の為己むを得ず工科に来たと云う異端者が多かったせいかも知れない。

しかし長い戦争時代に圧迫に圧迫をされ通して来た若人達の生命の歓喜の爆發であった。すべてに濃いヒューマンイズムが漂い、その意味でこれは工大の文芸復興と呼んでよいであろう。

これを頂点として専門部生は次第に冷い現実と直面して行った。半数の者は大学受験の勉強に沈潜し、他の者は就職に奔走し、そして異端者は文科へ転出して行った。ちょうど2・1ストの前日、予算会議を行っている私達の部屋に、少壮の助教授十人位が乗り込んで来られ、そのゼネストの世界的意義を説かれ、協力を要請された時、こちらは唯拝聴するだけであった。その当時専門部生には未だ社会に対し目を向ける余裕はなかった。

やがて3月第1回生は卒業し、第3学年のみになった。「泉」は第3号4号と巻を重ね、劇研はなお活発に「山の喜劇」「プレイ・ボーイ」「戯れに戀はすまじ」と次々に上演し、音楽会も原智恵子を呼んだり、野球部は高専リーグで優勝し万丈の気を吐いたが、1学年だけの寂しさは蔽い切れず、昭和23年3月第2回生卒業と共に専門部は自然に消滅した。

思えば薄幸の戦争の孤児であったが、老成した嫌いのあった工大に、善いにせよ悪いにせよ、稚氣と情熱とそして幅のある学生生活の種子を播いた影響は決して少くない。学部へ進んだ百名以上の学生も、直ちに社会の荒波に乗り出した者達も、工大以外の母校のない卒業生として一番深く工大を愛しているのではなからうか。

学生の勤労働員と研究室疎開

戦局の悪化は生産現場への学生動員を不可欠なものとしていった。すでに満州事変から日中戦争へと拡大する戦局のなかで、人的および物的資源の確保は、国家の最重要施策となり、「国家総動員法」（昭和13年4月）が公布されていた。

学生の生産現場での労働力活用は、「国家総動員法」に基づく一方策として文部省でも採り上げられ、大学生を集团的に勤労働業に動員させることを目的として、集団勤労働業運動実践に関する次官通達が出されていた。この次官通達によると、学生の集団勤労働業は「実践的精神教育実施ノ一方法」として大きな意義をもつとともに、「特ニ現下ノ時局ニ処シ極メテ緊要」であるとし、年間の作業日数を中学校低学年では3日間、中学校高学年と専門学校では5日間、大学では別に日数を定めず臨時に従事することが求められていた。

言わば、この段階での学生の勤労働員は、戦時体制下の学生の意識の昂

揚を図るという意味合いのものであった。

戦局の拡大は、こうした学生の勤労働員の持つ意味を変えていった。

昭和16年（1941）8月には、労務緊急対策要綱が閣議決定され、「勤勞奉仕ヲ制度化シ、学生生徒及ビ一般青壯年ヲ動員シテ国家総動員業務ニ協力セシム」ことが求められるようになった。

文部省は同月、訓令を発して、これまでの学内団体である校友会、学友会を再編して、学校報国団をつくり、それを全国的に組織化することを図った。つまり学友会は、学生の勤労働員を行う単位として再編されたのである。

本学の場合には、文部省の訓令に先立ち、15年の秋以降、学友会の組織再編の準備を行い、16年1月15日、学友会の名称を「奉誠会」と改称し、「皇道に基きて心身一体の修練を計り、徳操の涵養に勉め自我功利の思想を排し以て報国精神に一貫する風を確定」という理念を謳い、戦時決戦体制下への再編を終えていた。

そして、文部省の訓令に添って、16年9月、奉誠会内に報国隊が結成され、集団的勤労働作業はこの報国隊を通して行われることになった。

昭和18年（1943）6月に学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定され、「学徒尽忠ノ至誠ヲ傾ケ、其ノ総力ヲ戦力増強ニ結集セシ」ことを求め、「教育練成内容ノ一環」として「有時即応体制ノ確立」と「勤労働員ノ強化」が強調された。これ以後、食糧増産、国防施設建設、緊急物資生産、輸送力増強といった生産現場での勤労働員が一般化していった。

しかし、昭和18年頃までの学生の勤労働員は、確かに決戦体制下の非常事態意識を喚起すべく、精神主義が強調されていたが、勤労働員そのものは比較的軽微なものであった。勤労働員の内容も、田植えや稲刈りといった農繁期、あるいは卒業研究や工場実習を兼ねた夏休みの工場動員といった具合に、季節労働的なものであった。

その間、学生をめぐる環境はますます厳しいものとなった。昭和18年10月、在学者の徴兵が閣議決定され、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」において「教育実践ノ一環トシテ、学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ、在学期間中1年ニ付概ネ3分ノ1相等期間ニ於テ之ヲ実施ス」と規定された。

ここに至り、勤労働員の比重は飛躍的に増し、もはや大学教育の正常な運営は不可能となったのである。

昭和19年に入ると、事態はますます深刻化していった。1月、政府は「緊急学徒勤労働員方策要綱」を閣議決定した。これは決戦非常事態に対応すべく、勤労働員体制を季節労働的なものから恒常労働力に転用するものであった。これに伴い、「通年動員」が実施されることになり、従来、学業優先の扱いを受けていた本学のような理工系学生も、本格的に動員されることになった。19年6月4日、文部省は「決戦非常措置要綱ニ基ク大学教育ニ関スル措置要綱ニ関スル件」を各大学に送付し、学生の勤労働員を教育の一環として実施し、専門技術をもって生産現場との一体化を図ることを強調した。

動員の実施基準は、本学の場合には、高学年は工場等に大学で習得した技能、技術を活用する通年動員を原則とし、低学年は技術を習得するため大学に残し、動員は臨時的なものとした。しかしながら、学科によっては1年時から動員されることも多かった。たとえば、電気工学科の1年生は、昭和19年4月から、「このままの状況が続けば日本は負けるにきているが、この大学は工業専門学校の卒業生が大多数であるから、すぐ工場に行って国家の役に立たなければならない」という八木秀次学長の訓辞を受け、学科長の山本勇教授が顧問をしていた東京第一陸軍造兵廠に動員された。学生は北浦和の陸軍の寮を宿舎として工場に通い、学業を全く放置するのはよくないという山本教授の意見で、週1回北浦和の宿舎から大岡山に講義を受けに行くという生活を入学早々から強いられたのである。電気工学科の1年生は、同年の秋から翌年1月まで、大岡山でようやく普通どおりの講義を受けることになったが、昭和20年2月から再び勤労働員に出ることになり、学科の研究室も信州その他へ疎開となり、大学生らしい生活に戻れたのは、終戦後の10月以降であった。

事情は他の学科でもほぼ同様であった。燃料工学科や応用化学科の学生の場合には、戦時研究補助員として陸軍燃料研究所、海軍技術研究所に動員され、大学に残った学生も陸海軍から本学に派遣された技術将校の研究補助員として動員されたのである。研究補助員として動員された学生は多少

とも恵まれた状況にあったといえる。多くの学生は、いうまでもなく軍需工場をはじめとする各種の生産現場や工場に動員され、研究や実験とは全く無縁の生活を強いられていたのである。

本学の学生が動員から解放され、大岡山キャンパスに帰されたのは、昭和20年7月末のことであった。おそらく敗色濃厚な気運のなか、より苛酷な前途が予想される学生たちにわずかでも大学生らしい生活を体験させようとする大学当局の親心であったと思われる。講義は5月の空襲で焼失をまぬがれた本館を中心にすぐに再開された。

8月15日の玉音放送を本学の学生の多くは、大岡山キャンパスで聴いたのである。

本学は昭和20年5月24日の夜、空襲により無数の焼夷弾を浴び、電気化学科実験室、航空機工学科風洞実験室および機体実験室、資源化学研究所研究室、建築材料研究所研究室および研究工場、職員集会所、学生控室、診療所、自動車車庫、門衛所、倉庫、寄宿舎およびその他の木造建物（建坪1,808.324坪、延坪2,085.824坪）を焼失した。この前後から研究室、研究所、図書館等の地方への疎開が具体的に問題となってきた。

本学の場合、本館やその他一部の建物を除き、講義室、実験工場、工作工場等、木造建築が多く、昭和20年4月には空襲による火災を避ける手段として、木造建築の取り壊しが決定していた。それに伴い、地方への疎開が日程にのぼっていたのである。

たとえば、金属工学科の場合、山田研究室は栃木県下都賀郡、河上研究室は千葉県柏、岡本研究室は長野県茅野、伊沢研究室は都下田無、作井研究室は栃木県鬼怒川、長崎研究室は福島県須賀川へとそれぞれ疎開した。

精密機械研究所の一部は信州富士見その他に地方疎開した。

図書館では5月の空襲以前から蔵書の一部を当時、図書館長であった植村啄教授の北軽井沢の別荘をはじめとして信州に疎開させていた。むろん、学内に残ることを希望する研究室も多く、空襲の危険にさらされる日々が8月15日の終戦まで続いていた。

以下、「東京工業大学学徒隊規程」とその編成表をかかげておく。

東京工業大學學徒隊規程

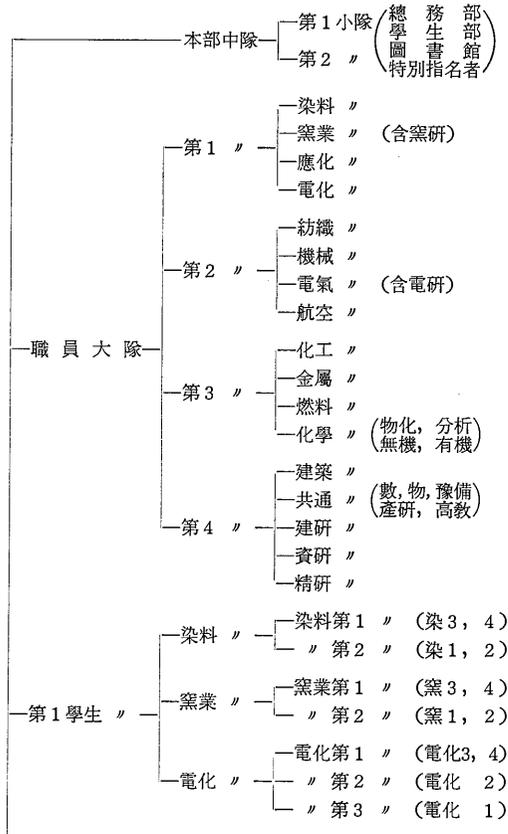
第1條 戰時教育令第3條ノ規程ニ依リ食糧増産，軍需生産，防空防衛，重要研究等戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戰時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ爲東京工業大學ニ東京工業大學學徒隊ヲ置ク

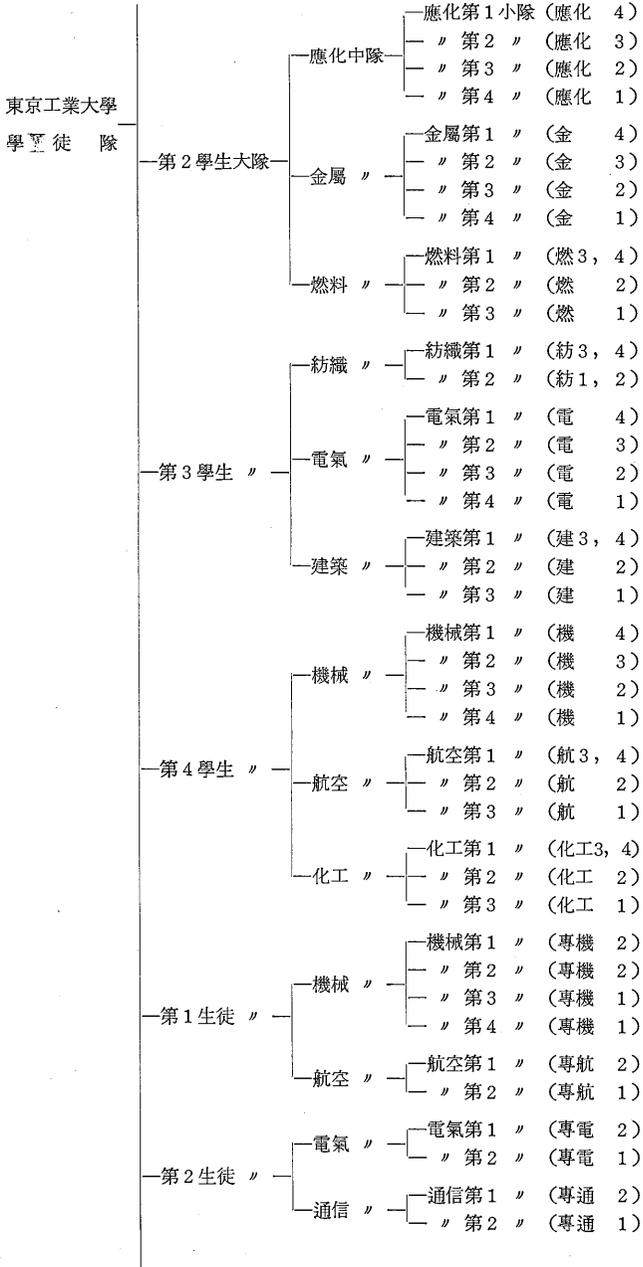
第2條 東京工業大學學徒隊ハ東京工業大學教職員及學生，生徒ヲ以テ組織ス

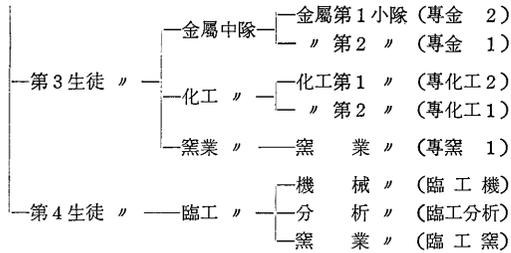
第3條 東京工業大學學徒隊ニ學徒隊長1人，學徒隊副隊長3人，大隊長，副大隊長，中隊長，副中隊長，小隊長，副小隊長，班長及副班長各別ニ1人ヲ置ク 必要アルトキハ隊長，大隊長，中隊長，小隊長及班長ニ各長附若干人ヲ置クコトヲ得

東京工業大學學徒隊編成表

(各小隊ヲ4班ニ分ツ但シ30人以下ハ3班トス)







第4條 學徒隊長ハ東京工業大學長ヲ以テ之ニ充ツ東京工業大學學徒隊ヲ統督ス
副隊長ハ教職員ノ中ヨリ隊長之ヲ命ズ隊長ヲ輔佐シ必要ニ應ジ學徒隊ヲ指揮ス
大隊長及中隊長ハ教職員ノ中ヨリ隊長之ヲ命ズ上司ノ命ヲ承ケ各隊ヲ指揮ス
小隊長及班長ハ教職員又ハ學生、生徒ノ中ヨリ隊長之ヲ命ズ上司ノ命ヲ承ケ小隊
又ハ班ヲ指揮ス

副大隊長、副中隊長、副小隊長及副班長ハ各隊長又ハ班長ヲ輔佐シ必要アルトキ
ハ其ノ隊又ハ班ヲ指揮ス

各長附ハ教職員又ハ學生、生徒ノ中ヨリ隊長之ヲ命ズ上司ノ命ヲ承ケ各長ヲ輔佐
ス

第5條 隊ノ編制ハ別表ニ依ル

第6條 隊員ハ上司ノ命ニ服シ各其ノ任務ニ挺身スベシ

第7條 東京工業大學ノ防空業務ハ學徒隊ノ全部又ハ一部ヲ以テ常時之ニ當ラシム
ベシ

前項ニ關シ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第8條 隊長ハ隨時隊員ヲ召集シ隊ノ使命達成上必要ナル教育訓練ヲ實施スベシ
大隊長以下ニ付亦同ジ

第9條 隊員引續キ7日以上旅行スル場合ハ旅行届ヲ提出スベシ

第10條 隊員戸籍及身分上等ニ異動ヲ生ジタル場合ハ7日以内ニ届出ヅベシ

附 則

本規程ハ昭和20年7月1日ヨリ之ヲ施行ス

大学院特別研究生制度の設置

教務関係でこの時期に注目すべきは、戦時体制がいよいよ激化するなか
で、昭和18年(1943)10月1日に設置された大学院特別研究生制度である。

これは大学教育の後継者や研究者を兵役をはじめとして、その他の軍事動員から守り、学費として助手の月俸をはるかに上回る月額90円を支給し、第1期2年間、第2期3年間の研究に従事させ、学術研究の維持発展を図るとともに、戦争後の人材を確保しようとするものであった。特別研究生制度を置くことが許可されたのは、7帝国大学と東京商科大学、東京文理科大学、早稲田大学、慶応義塾大学と本学の12大学に限定された。

本学では、昭和16年(1941)4月入学の学生がこの制度の第1回の対象となった。この年に入学した学生は戦時下の卒業繰り上げ措置により、翌17年9月には早くも卒業研究に入り、18年9月卒業となったのであるが、各研究室の教授から推薦された学生が試験を受け、各学科1名ないし2名が研究室に残った。

特別研究生制度は、戦後も新制大学院制度が発足するまで継続され、研究者の養成に果たした貢献は多大なものがあつた。

旧制大学時代の学長と事務官

昭和4年の旧制東京工業大学の発足から、この時期までの学長と事務官の略歴をここに記しておきたい。

本学初代学長の中村幸之助教授は、明治5年(1872)6月10日東京に出生。第一高等学校、帝国大学工科大学電気工学科を卒業し、同大学院に在籍のまま、明治32年(1899)9月5日東京工業学校教授に任命された。大正8年(1919)6月28日工学博士の学位を受け、翌9年10月28日東京高等工業学校附設工業教員養成所主事に就任、大正15年(1926)6月30日吉武栄之進校長の後を承け、東京高等工業学校長に任命された。昭和2年(1927)1月財団法人電気学会会長に就任、同年2月財団法人協調会東京工業専修学校長に就任。同年7月工業大学創立委員を委嘱され本学の創設準備に当たり、昭和4年(1929)4月1日官立東京工業大学の発足に際して東京工業大学学長兼東京工業大学教授に任命された。昭和8年(1933)4月照明学会会長に就任。この間、各地の官立高等工業学校の創立委員を委嘱された。昭和17年(1942)3月31日依願免官、同年5月25日工業大学官制第17条に

より勅旨をもって東京工業大学名誉教授の名称を受けた。昭和20年(1945)1月11日逝去。

中村学長は東京工業学校教授に就任以来、電気科、電気工学科を代表する教授として多くの人材を育成し、昇格運動期には本校側の昇格委員として大学昇格実現のため大いに尽力されたが、昭和4年の大学発足に当たり初代学長に就任してからは、石井茂助事務官とのコンビで、復興事業の実施、本館をはじめとする工場や実験場の建築や整備に当たる一方、学科や理科教室の新設、附置研究所や調査部の設置を次々と実現し、草創期の本学の基礎固めに果たした役割は測り知れないものがあった。たしかに戦時体制下で大学の研究体制が軍事、国防、重化学工業関連の学科、研究所の設置を積極的に拡大する時期と噛み合ったという事情があったにしろ、中村学長と石井事務官を中心とした大学首脳部が果たした役割は特筆に値するものであったといえる。

中村学長の後を承け第2代学長に任命された八木秀次学長は、明治19年(1886)1月28日京都に生まれ、第三高等学校を経て明治42年(1909)7月10日東京帝国大学工科大学電気工学科を卒業。同月26日仙台高等工業学校講師に任命され、翌年12月1日同校教授に就任。明治45年(1912)4月1日官制改正により東北帝国大学工学専門部教授となる。大正8年(1919)5月22日東北帝国大学工学部教授に就任。大正13年(1924)6月24日東北帝国大学工学部長に就任。昭和7年(1932)10月1日大阪帝国大学理学部教授兼任。昭和17年(1942)3月31日東京工業大学長に任命される。19年12月5日技術院総裁に就任。

八木学長の在任期間は2年6カ月と短く、戦時体制が激化の一途をたどり、学徒出陣、学徒動員が恒常化され、大学における研究教育の正常な運営を維持することはできない時期でもあった。こうしたなか、八木学長は大学発足当初からの懸案であった予科の設置を文部省に働きかけた。結局、予科の設置は実現しなかったが、その見返りのような形で先に見た附属工業専門部の設置となった。

以下、八木学長時代に文部省に提出した大学予科設置理由書を引用しておく。

大學豫科設置理由書

第1 教育上ヨリ視タル理由

1. 基礎學科教育ノ充實

學生天賦ノ獨創力ヲ涵養シ專攻セル知識ヲ誤リナク自由ニ驅使シ得ル能力ヲ附與シ根本學理ノ素養ニ重キヲ置キ之ヲ活用シテ實地ノ問題ニ關シ判斷ヲ誤ラザル實際の有能ノ技術家ヲ鍊成セントスルハ東京工業大學ノ創設當初ヨリ一貫堅持セル教育方針ニシテ時局ハ益之ガ徹底ヲ要望シテ止マザルモノアリ然ルニ斯クノ如ク高遠ナル學術ノ理論ト應用トヲ大學3箇年ノ課程ニ於テ修得センニハ學生モ優秀ナル頭腦ト不斷ノ努力ト相俟テテ周到ナル準備無カルベカラズ而シテ周到ナル準備トハ基礎學科修得ノ徹底ニシテ之ガ不徹底ナル者ニ於テハ徒ニ砂上ニ樓閣ヲ築クノ勞ニ終ルノミニシテ國家ノ待望スベキ人材ノ養成ハ到底不可能ナルベシ物理學、化學、數學、力學及圖學等ノ諸學科ハ工學學修上ノ根基ヲ爲スモノニシテ之等諸學科ニ關スル知識ノ深淺ハ工學學修上ニ影響スル所極メテ大ナルモノアリ故ニ豫科ヲ併置シ工學學修ニ必要ナルベキ基礎的學科ヲ充分ニ履修セシメテ實力ヲ養成シ以テ學部ニ於ケル専門學科ノ理解ヲ容易ナラシメ且又専門學科學修時數ノ増加ヲ圖ルハ學修能率ヲ増進セシムル所以ニシテ斯カル系統的計畫の一貫教育ハ刻下ノ緊要事ナリト謂フヲ得ベシ

2. 傳統精神ノ高揚

東京工業大學ハ創立以來質實剛健ノ精神ヲ學風トシ其ノ一貫セル人格主義教育ノ傳統ハ所謂藏前學風ト稱セラレ廣ク社會ニ認メラル、所ニシテ若シ1萬ノ出身者ニシテ聯カ國家ニ貢獻シ得タリトセバソハ一ニ此ノ傳統精神ノ賜ニ外ナラズ然レ共東京工業大學ガ現在ノ如ク豫科ヲ有セザル工業大學ノ儘ニテ存續スルコトハ理想的工業大學教育トシテ其ノ完璧ヲ期シ得ザルノ謗ヲ免ガレザルベク又延テハ傳統精神ノ失墜セラレ、慮之レ無シトセズ

3. 學部ノ見聞ニ依ル工業知識ノ涵養

東京工業大學ハ學部ニ於テハ染料化學科外工業各般ニ渉ル諸學科ヲ有スルノ外建築材料研究所、資源化學研究所、精密機械研究所及窯業研究所等ヲ附設シ其ノ完備セル施設ハ優秀豐富ナル教授ノ智的資源ト相俟ツテ實ニ我國工業ニ關スル教育竝ニ研究ノ一大殿堂タリ從ツテ之ガ附設ノ豫科ニ入學セル者ハ學部及研究所等ニ於ケル貴重ナル授業及研究ヲ見聞スル機會ヲ有スルヲ以テ不識ノ間ニ工業知識ノ涵養トナリ又工業精神ノ體得トナリ以テ優秀ナル工業人タルノ素地ヲ培養スルニ至ルベシ

4. 學部收容力ノ増大

東京工業大學ニ於テハ既設8學科ニ於ケル募集定員ハ150名ナリシ處時局ノ要

望ニ依リ昭和14年度ニ於テハ航空機工學科15名ヲ増設スルノ外學生59名ヲ増募シ昭和15年度ニ於テハ化學工學科20名ヲ増設スルノ外窯業學科學生8名ヲ増募シ昭和16年度ニ於テハ金屬工學科30名燃料工學科20名ヲ増設スルノ外建築學科及染料化學科ニ於テ學生18名ヲ増募シ更ニ昭和17年度ニ於テハ高等工業教員養成施設ニ於テ20名ヲ募集シ昭和17年度ニ於ケル既定ノ募集定員ハ總數340名ニ達シ昭和13年度ニ比シ實ニ2.2倍ヲ超エルノ狀況ニシテ飛躍的増加ト謂フヲ得ベク更ニ將來學科ノ擴張ハ必然ノ形勢ナリトス而シテ數ノ増加ト共ニ質ニ於テモ眞ニ國家ノ期待ニ添フベキ優秀ナル人材ノ養成ヲ計ルベキハ勿論ニシテ徒ニ數ノ増加ニ依リ質ノ低下ヲ來スガ如キコトアラバ收容力ノ増加モ意義無キニ等シク嚴ニ戒メザルベカラズ

5. 豫科設置ノ實例

北海道帝國大學、東京商科大學、大阪商科大學、旅順工科大學、神戸商業大學、神宮皇學館大學、藤原工業大學及興亞工業大學ハ何レモ豫科ヲ有シ豫科本科ヲ通ジ前後6ケ年ノ長期ニ互リ完成一貫教育ヲ施シ各獨特ノ效果ヲ擧ゲツ、アリ

第2 人的資源ノ國策的活用上ヨリ視タル理由

東京工業大學昭和17年度ニ於ケル入學者ノ出身學校種別ハ高等學校出身者2割4分ニ對シ高等工業學校出身者7割2分ニシテ全入學者ノ過半數以上ハ既ニ完成教育ヲ終了シタル者ヲ以テ占メツ、アルハ各部門ニ於ケル工業技術人不足甚敷現下ノ實狀ニ適合セザルモノト謂ハザルベカラズ依テ高等學校出身者不足ノ現狀ニ於テハ特殊ナル大學ニ對シ大學豫科ヲ設置スルヲ適策ナリトス

第3 沿革的ノ事情ニ基ク理由

東京工業大學ハ昭和4年東京高等工業學校ノ組織ヲ變更シテ東京工業大學トナリタルモノニシテ豫科ノ併置ハ改組計畫ノ當時最熱烈ナル要望ナリシモ財政的事情等ノ爲已ムヲ得ズ学部ニミ設置セラレ豫科設置ハ將來ノ問題トシテ殘サレタルモノナリ爾來十幾年ノ過去ニ於ケル實蹟ニ徴シテモ豫科ノ設置ハ益痛切ニ其ノ必要ヲ感得スルニ至レリ

予科の設置は、大学発足の前年、昭和3年に蔵前の伝統を残すためにも是非とも実現すべきものであるという立場から、運動が展開されたが、まず何よりも大学を発足させることが肝要であるとして、強力な運動にまで展開せず、実現には至らなかったという経緯があった。

昭和6年(1931)11月に、翌年3月末の附属工業専門部の廃止という日程のなかで、予科設置運動が積極的に展開された。翌年2月の本学への入

学志願者は旧制高校出身者が非常に少なく、入学資格問題が論議されるなかで予科の設置の是非が論議された。この問題は、この後もくすぶり続け、昭和11年（1936）11月には、入学資格問題をめぐって学生の署名運動にまで発展した。

昭和16年2月の入学志願者のうち43%は旧制高等学校、高等工業学校以外の出身者が占めるという事態のなかで、予科設置の要望はますます高まり、大学当局もついにこの年6月、予科設置の計画を立てるまでに至ったが、正式に文部省に要請するまでには至らなかったのである。

しかし、翌昭和17年1月、二次募集は高校、高工の出身者に限るという措置が取られることになった。

予科設置運動の背後にあった本学の入学志願者の資格問題については、『學友會十年史』（昭和14年6月刊）が学生間のさまざまな意見を収録している。以下、それを引用しておく。

入學志願資格問題

過去10年間、工業大學新聞上に現れた投書中、是を種類別にすると學友會自體に關すること例へば學友會幹部選出方法、學友會等に關するもの及び入學志願者資格問題に關するものが最も多い。然も毎年3學期になると現れる問題である。

創立直後の昭和4、5、6年はいずれも舊藏前出身者が多數内在した爲に、外部からの志願者の資格問題は大きく考へられなかつたであらう。然しながら文科系から或ひは農科系等からの入學をさへ許すのは多大の疑問を持たれて居た。

昭和7年2月25日の藏前新聞の報導に見るに、

尙本年度は高校、高工以外のその他の専門學校或ひは私大豫科等からの所謂傍系の出願者が相當多く、高等農林、高等商船、藥專等と凡そ畑違ひの所まで並んで居るのは、結局入學出来るのは特別優秀な少數であらうとは云へ、餘りに無制限で雜駁であり過ぎ、入學後學識程度の不均衡により授業の進展が阻まれはしないかとの意見多く、又高校卒業の浪人救済の意味から云つても例へば學力檢定試験を通過させるとか何とか入學資格者を限定することが望まれて居る。

以上

然して此の年から第2次志望を廢止した。

同月24日の同新聞はその合格者發表號に於て次の如く書いて居る。

本年は相當に悪い成績の所まで入學せしめたらしく、傍系からも可なりの入學者を出し、寄せ集めの感がある。

加之日大豫科よりも数名入つて居るが、元來私大の豫科から志願するのは、本學入學志願者資格の廣はんな所をねらつたとはいへ全く變格的で、かつ高校より年限も短く非常な得をするので今後も斯やうな所から入學者が増すようではと憂慮されて居る。 以上

昭和7年4月14日の新聞。

私大豫科からの受験資格問題結局「異法ならず」か。の見出しの下に、

本年度の受験者中、都下私立大學豫科特に日大豫科からの受験者は相當多數に昇りかつかなりの合格者を出した事は既報の通りであるが近來之に關して異議を稱へるもの多く今や輿論とならんとしつゝある、その理由とする所は元來日大豫科は2年修了でそれは飽くまで日大學部だけの豫科として始めて意味があるのであつて、そこを修了後他大學に轉ずるのは全く無意味であり、かつ年限を通常の高校高工に比し1年少いわけであるから此の點でも不公平なりといふのである。 以上

昭和7年4月28日の記事。

私大豫科からの入學非難の聲に鑑み文部當局でも考慮。

本年特に私大豫科並びに他の専門學校からの多數本學入學許可されたことに就いて學生、教授間に種々問題視されて居たがこれについて文部當局を訪へば

「私立豫科から東京工大に入學するのは目下の所別に違法では無い、だがこんな事が無制限に行はれ色々弊害がある様なら何とか一工夫しなければなるまい。東京工大が非常な廣範圍から入試を許可したとて學則に従つて居るのだから文部省からどうしろこうしろと嘴をさしはきむことは出来ないが、それにしても相互に研究して何とかしてよいやうにしたいものである。云々」

以上の如く當時の資格問題は積極的ではあれ現在云はれる理由と多少の差があつたと思へる。膨脹する高校浪人に對する對策として設立されたとも云へる官立單科大學に私大豫科や、専門外の専門學校からの入學許可は文部當局としても多少意外であつたと思へる。是ら一般情勢に刺戟されてか昭和7年も暮れるころ、高校出身者は後輩勧誘に宣傳文を送つた。

かゝる高校出身者の動きが次の投書に現れて居る。昭和8年1月14日の新聞である。

「入學志願者に就いて」

毎年少しづつ問題と成る本學入學志願者の廣範圍にわたる許可は本年度はどうなつたであらうか。

私が今更いふまでも無く大學は單に學問の切實のみではあるまい。然して大學といふものは全く切離された單獨な存在ではあるまいと思ふ。本學のみ全く別

の入學許可方針を取つて居るのは何か大きな考へが學校當局に有るのではないか、若しあるとせばそれを示して頂ければ非常に結構だと思ふ。以下略。

11年2月24日投書

申込總數 380 名の中高等學校より 106 名、工科の専門學校より 180 名、純傍系より 94 名とある。さて諸君全然フリーなる立場に我工業大學の將來に一抹の不安を感じないであらうか？

現在の工大の學生の歩調が支離滅裂で何等そこに一貫したる精神の無い最大の原因がこの入學者が餘りにも無統制なる點に存する事は何人も認めざるを得ない所であらう。學校當局の態度も現在の有様では永久的方針を定めて居る様でもなし、傳統を誇る藏前としてのプライドを自ら放棄することに成りはしないか。

昇格當時とは狀況が全然異つて居るのを明瞭に認識して貰ひたいものだ。現在のまゝでは高等學校出の連中も志願したがるぬ事は必定であるし優秀なる學生の集らぬ傾向のある事更ニ此れ等の運動は積極的となり3月に成つた。3月24日の新聞を見る。

「傍系清算せよ」

入學資格改正の叫び、先づ各科署名運動。本學入學志願者資格が現在の制度に於て餘りに廣範圍にわたり、ために他の大學の豫科卒業者その他の傍系専門學校よりの入學者が年々増加し本來大學に進むより以外道なき高校卒業者の進路が閉ざされつゝある。

傾向に關しては早くから學生の關心を喚起し、これを放置する時は將來本學はあたかもよろず屋の如き状態を呈するのではないかと危まれるに至り各方面に種々論議され毎年入學期が近づくとこれが問題となつたがいまだ具體的な運動とはなり得なかつた所、去月來本紙上に本年度入學志願者が學校別分類表が發表されるや從來の危惧が單なる危惧とし止らざる如き感あるのを裏書きされたゝめ俄然學生間に反對の氣運高まり先づ同日應化2年クラス會を催し、斯る状態では我々の迷惑のみならず延いては本學の社會上の名譽に關する事で放置出來ずと、從來の入學資格を

1. 高等學校理科卒業者
1. 高工及び教員養成所卒業者
1. 學力檢定者
1. 文部省令に依る學士號所有者

に限る様學則改正運動を起し一期に後顧の憂を斷つべく右意向の歎願書を作成署名し實行委員を選出して之を學當局に呈出することに決議した。

一方各科にアピールを發し機械2年が直に之に應じ應化と機械が先頭になつて各科の署名を集めかなり事態は進展したが、右資格の中例へば水産講習所、秋田鑛專等の可否如何が問題となつて多少意見のソゴを見たためもあり又あたかも學年末で試験期に入つた爲に學生の集る機會が少く各科代表が十分討論して署名を求めることが困難になつた。

主事の言明で打切りか

この學生側の動きを知つた學當局は同月末各科クラス幹事を呼出し歎願書等は不穩でありかつ提出されても學校として處理に困るから斯ることはせぬ様に、但し學校としても此の問題に關しては早くから注意して居た事であり學生の意向であればなほ更早く何とか研究することを約束し、更に應化、染料の實行委員に對しても奥田主事の同様の言明があつた爲に學校側の言を信用して歎願書及署名提出は見合せる事にし問題は學年試験開始と共にウヤムヤに消滅した。

以上

是れに對する反駁が同日の新聞の投書欄に現れて居り、一つの輿論として載せる。

昨日の思想

本學の入學資格に對する學則の範圍が餘りにも無制限であるといふ非難が問題になつて來たやうである。實際上大學教育を受ける爲に教育されて來た高等學校出身者が唯一片の入學試験答案によつて他校出身者と同様に入學を左右されるといふ事は從來の入學試験方法或ひは問題等が改められないかぎり私も同感出來ない。

然し今問題になつて居る一つに私學と官學出身者を同様に取扱ふ事を不當とすると云ふのがあるが、共にノルマルコースを取つて來て居ない點に於て同じであるはずで今更これを問題にせんとするのは官學萬能を説いた昨日の思想ではあるまいか、何故にこれが本學の名聲に關係して來るといふか、官學を出て私學出の者と同一視されるのを心よく思はないのは小さなひねくれであらう。

假令全く知違ひの所に育つたとはいへこゝに翻然その志を變へて斯業に大成せんとする者を何を嫌つて排斥するのであらうか。或ひは逆境にありてノルマルコースを取り得なかつた人々の爲に、本學の如き廣範圍な入學資格を與へもつて此の方面に人材を拾ふ學校が全國に一つ位あつても良いであらう。試みに之を數年後の世に問ひて名聲を待たう。

といふのである。

此の後新學期が進むと同時に再び此の問題は表面から姿を消した。

昭和9年2月12日に至つて亦もや新聞上に投書となつて現れた。

今まで工業大學の入學資格に付き多々論じられて來たが、一つ高校生の氣持を

聞いてもらひたい。我々高校生は工大の歴史、實質の優秀なる事も、又三流帝大の工科より遙に優れたることも知つて居る。

それで居て工大へ行く氣になれないのは次の様な理由があるからである。入學資格が種々雑多で、従つて「傍系入學者の工大」の感ありて、少くも「高校生の工大」であり得ない。

我々は1年や2年を棒に振つて苦心して高校に入つたのに、私大豫科や、工業のコの字も知らん私大の文科生等雑多にいり混じつた寄り合ひ工大よりも、高校生として優遇する所の「高校生の帝大」に行きたい氣分が多分にある。

工業の工大に於けるは商業の商大に對應する。商大では豫科生200に對して傍系入學は80名で此れとても官公立の高商に限られて居る。商大が赫々たる人氣を保つてゐるに反し工大は高校生に人氣が無い。無いやうにしてゐるからだ。我々は工大が思ひ切つて高校生に優先入學を許可されんことを希望する。云々。

是れも此のまゝの正直では有るが愚劣なるものとして葬り去られた。越えて昭和10年1月1日の記事に殆んど同様の意味の投書が見られる。唯變つた點は、

若し飽まで門戸開放を主張するならば、單に數の選抜試験の前に充分なる資格試験を行ふ必要がある。

昨年迄の如く殆んど一定の少數科目で然も割合に程度低き一度の試験を以て文科系も理科系も其の他にも一律に選抜するの等は全く非常識と云ふ以外言葉もない。

といふ點であらう。

是れに應じてか1月18日には次の様な事が報じられて居る。即ち

前略

學生募集要項は昨年通りに既に發表をみて残るは3月2日正式に發表を見るといふ試験科目の決定であるが、本年は此の科目に多少の變更を加へてはの議も一部にはある模様で來る18日開催の教授會に上提される様な事があれば相當慎重考究されるべき問題であらう。中略

教授會是迄の動向よりして受験者側に受け易くなることは有つても學び難くなる様な事は全然あるまいとみて信頼をかけてゐる向もあるが、一部では茲に餘りにも多岐にわたる志願者色わけを整理する意向があるのではあるまいかと觀て居るものもある。

同年2月11日の投書にも明瞭である。こゝに1つの緊急解決策を提唱する。先づ差當り來年度より純傍系を禁止して貰ひたい、尙進んでは豫科の設置の猛運動を起して貰ひたい。

1月1日日本欄に於て入學資格についての投書と全く同感である旨述べ、殆んど同

様な主旨の文が出て居る。

然して此の春は是れに對す反駁は見られない。

昭和11年は此の問題に關する限り平穩に春を過した様である。尠くとも新聞に現れる程度の動きは一切無かつたと見られる。然しながら全然平靜とは云へなかつた。新入學生も學園に馴れて來た頃の5月25日又もや新聞に表れて居る。

投書「再び資格問題に就いて」

資格問題がいまだにぶずぶすと餘燼の如く残つてる様であるが、かうした問題は速く消えて貰ひたいものである。資格問題に就いて論じる人は、入學資格を高校、高工に限るべしとして私學出身の人を拒絶しようと云ふのである。高工を此の中に入れなければならなかつた所に彼等論者の弱味もあるのであるが一體此の論はアナクロニズムである。

彼等論を爲す者は其の理由として、工大學風の不統一を第一に上げて居るのであるが、この統一に關する概念が既製品であるのに氣がつかないのである。統一統一ともつたいらしく云ふのも第一古いのであるが、同じ無色の人間をあつめた單純な氣分の統一が統一の凡てでない。吾々はこうした概念に其の發展を見なければならぬのである、私學と官學のことであるがかうした概念がいまだに一部に残つてるのは奇異な事である、官學なる故に私學をどうかうと云ふ問題は老朽帝大にこそふさわしけれ工大あたりではこんな事は云はない方がよい様である。もつと工大は開放的自由主義的であつて欲しい。だれでも入れられる明朗に學べる所でありたい。

昭和12年には此の問題は一度も表面には現れずに済んだ。

昭和13年も同様。12年、13年共に時局は多端に、學園亦多忙に、閑論は許されなかつたらしい。が然し全然無かつた譯ではなく3月24日の合格者發表號には、
傍系排撃の傾向漸く熾烈。

なる記事が出て居るが學生間の具體的の動きは何も書いて無い。

昭和14年の春。

3月27日 工大評論

窄き門をかこつ本學の入學試験も24日をもつて終了し、25日には合格者の發表を見た。今年は學内に收容し切れるだけせい一杯の増員を行つた爲め志願者の増加にもかゝらず競争はあまり激烈なものとはならなかつたが、その結果をみると高校系志願者の入學比率の増加と、比率から言へば遙に及ばぬものゝ、昨年の結果からかなりその將來を悲觀されてゐた傍系志願者の入學者の増加とが目につく。

傍系志願者については數年前より持續的に問題にされて來たもので、學生、職

員の一部に漠然としてはあるものゝ、反對氣運が持ち續けられて來た。昨年度の入學者發表の結果は傍系志願者の全面的衰退、殊に機械系志望者の全滅となり、傍系に對する入學資格剝奪の近きを豫想させ、反對氣運にある者をして歡喜せしめた。しかし今年の發表結果は前述した様にこの豫想を高めることにはならなかつた。

志望者の入學比率の増減を以て當局の方針を推測する事は志望者の質が同一状態を續け得ない以上もとより危険である。しかし數年來の傾向を考へる時、學校當局が傍系志望者に對してその程度はとにかく、何等かの嚴選主義を取つてゐる事は容易に考へられる。従つて問題はこの嚴選主義をどう見るか、この傾向が傍系志願者の入學を肯定するか否定するかそれぞれの立場から考へられるかといふ事でなければならぬ。

入學資格を廣い範圍にするといふ事はそれ自身少しも非難されるものではない。中等學校（甚だしくは小學校）卒業後選んだ學校によつて將來が劃然と定められ、それ以後の考慮を許さないといふ事が如何に不合理であるかは中等學校卒業當時の事を思ひ浮べる時は何人にも判然とするであらう。中等學校を卒業或は修業して上級學校を志望した時、當時の幼い頭を以てどれだけの考慮がその選定に對して拂はれてゐたか。俺は志望校を選定するに充分なる認識と考慮とを以て行ひ入學後その認識にいさゝかの誤りをも見出し得なかつた、と確言し得る者が果して幾人あるだらうか。この事より現在日本に於て採られてゐるあまりにも島國的な制度が批判されなければならない。現在この島國的な傾向にとらはれてゐない制度を持つてゐるのは本學のみと言つて良いであらう。此意味からして本學の制度の精神はあくまで擁護されねばならない。

傍系が排斥される原因は大體2つに大別が出来る。1つは前述の島國根性があらはれたと思はれるもので、高校系出身者にはこの傾向が相當に見受けられる。本學に高校からあまり優秀分子が來ないのは入學資格範圍が廣いからだとか或ひは傍系入學者には低劣な奴が多いとかいふ傍系排斥の理由をとり上げる者は此傾向の1代表者である。今1つは傍系中日大豫科や物理學校が殊に大量の志願者を出してゐる事に對する憤懣である。事實何十名といふ1傍系學校からの志願者は折角の門戶開放の意義を失はせないまでも非常に弱めるものとして慎重な考慮を要するであらう。殊に本學を最初より志望してゐた場合、高校、高工等の競争激烈な學校を經由せずに、私立の大學豫科にでも入學してそこから本學を受験する事は最も要領を得た方法である。そして事實最初からその様な考へを以て入學容易であり勉強する事の不要な學校に入り、首尾よく本學に入學してゐる者が、決して少くないのである。この様になつては折角の門戶開

放もその眞價を傷つけられ利用された愚かさを暴露する。

この意味よりして傍系の徹底的な厳選が要求されねばならない。厳選が充分に實行される時、この門戸開放の眞精神は少くとも現在の缺陷の多い状態から脱し得るであらう。かくして結論は現状の精神のよりよき發現といふ事に落ちつくのである。(福井 一)

4 月10日投書入學資格について

前號の新聞で入學資格の事に關する文章を拜見したが、それに就て傍系出身者として一言述べさせて頂きたい。我々所謂傍系出身者は傍系排斥の掛け聲の中で他の學生の思ひもつかぬ程遠慮し小さくなつてゐて、それに對する何らかの意志表示をもなし得なかつた。

裁かれる者の悲しさである。しかし我々に與へられる色々の非難の中には我々自身もつともだと思ふ事もあるが、あまりにもひどいと思はざるを得ない様な罵言もあびせかけられる。

その1つは傍系出身者はガラが悪くて他の學生から離れがちであるといふ非難である。この様な非難は冷靜に考へてみる時誰にでもその無意味さが判ると思ふ。眞面目になつて抗辯する氣にもなれない程である。實際傍系出身者の中でその様な非難を受ける者が居ないとは言へない。しかし、それだからと言つてどうして傍系出身者全體がその非難を受けなければならないのか。その様な者が高校、高工出身者には居ないとでも言ふのか。實際傍系出身者に較べて高校、高工出身者が一般にどれだけ優れて居ると言ふのか、それを見出すのに困難である。しかしこの無意味な非難は根強い力で繰返し繰返し聞かされる。この事實は實に耐へ得ぬ侮辱である。

なほこれは某私立豫科に限られる問題であるが、その豫科が2年制である事から、2年しかやらないで他の3年制の學校出身者と同一の受験資格を有するのは不公平だといふ事もよく聞かされる。この前の新聞で拜見した木村氏もこの非難を當然だとして居られる様である。しかしこの非難は事實をはつきりと知らないで物を言ふ不注意迂濶さを暴露するに過ぎない、何故ならば、その私大豫科はなるほど2年制ではあるが、入學資格は中學5年卒業である。従つて小學校からの教育年度を考へると、制度上中學4年から入れる高校と何等の相異はないわけである。高校は却々中學4年終業では入れない等といふ事は何等根據ある抗辯にはなり得ない。従つて教育年數からその私大豫科のみを非難する事は當らず、この點から非難するならば高工卒業者のみ入學資格を有し、高校卒業者は該私立豫科出身者と共に入學資格を與へられ得ない事になる。

最後に福井氏の言はれる大量志願者の事であるが、この様な數十名の志願者、

しかも高校でも高工でもない學校から多數の者が志願するといふ事は苦々しく思はれるであらうとは我々も充分推測し得るのみであるが、その數の志願者1人1人を考へてみた時その志願者が他の學校からの志願者とどれだけの心構への相異があると言ふのであらうか。目立つ様な相異を見出す事は出来ないと思ふ、自分の學校から澤山志願するからと言つて、それを自分でどう仕様もないではないか。これはごまかしであるかも知れない。しかし各人々々に取つては、少くともこの事は事實である。それにもかゝらず志願者が多いと言ふ事は本學へ入學するために高校高工等を選ばず、他の容易な學校へ入ると言ふ者のあるによつて相當強められてゐるのであらう。

しかし現在の制度がそれを許してゐる以上その様な道を進む事はむしろ當然な、賢明な事である。それ丈如何に利己的であるかは知らない。唯それを非難する人の内心に同じ氣持のある事を見出して失笑するのである。

以上1傍系出身者として言ひたい事を言はせて貰つた。いさゝか居坐つた感があり、これが却つて反感を高める結果にしかならないであらうとも考へられるが、これも知つて且つ投書した次第である。(1傍系出身者)

4月10日溶鑛爐、動搖する學内

最近屢々傍系云々の言葉を耳にするが其後一向新聞にも出ない——このまゝ立消えになる氣配も濃厚なので輿論の向ふ所を打診する爲に此處に筆を取る。

元來この問題に關しては新聞或は學友會本部が先頭に立つて學生の意見を尋ねて見るべき所であらうが、入學試験直後にその種の問題の發表はそれに該當する受験者に對する思ひやりからも見合せねばならぬ事を考へて差し控へた事と推察する。この様な問題が暗々裡に計畫されて闇から闇に消え去るのは批難する側もされる側も甚だ暗い氣持につままれて行くものである。正當な理由があれば正面を切つて述べるべきである。

何が故に2、3の學校が斥けられねばならぬか。それには感情がからんで居りはせぬかと考へるのが先づ普通であらう。

「同じ入學試験をパスしたのだから何も學力に優劣があるわけではない」と一部のものが云へば、他のものは「學力が問題なのではない、要は人間なのだ」と云ふ。

又或は「それよりも重大なのは、高校出の志願者の減少して行く事だ。1人か2人しか入學する可能性が無いのに四五十人も志願するのはどう見ても僥倖を頼んだ不眞面目な行爲だ。だから高校生も落武者しか來ないわけだ、連繋のある大學の無い場合ならともかく上に自分の行く道がありながら意に滿たないからと云つてそれを見捨てる事は面白くない」と云ふ者もある。

同情する方の立場に立つ者は次の様に云ふ「君達は私立大學豫科や専門學校の教育がどんなものか知らないからその様な無慈悲な事が言へるのだ、君達もその中に一度は入つて見給へ。必ず更に自由な幾分なりともアカデミックな感じのする方に轉向したくなるにきまつて居る」これに對しては「それなら新しく別の學校からやり直せば良いではないか」と反駁がある。苦勞性の人は傍系の問題が解決すれば次に來るのは高校と専門學校の對立に違はない等と今から氣に病んで居る、どうも寄合世帯とはやりにくいものと見える。もつと明朗に行かぬものか。

しかし結局結論は次の所に落ち着くらしい「3年間勉強したものと2年間しか勉強しないものとの同一資格をゆるす事は不合理である」この様な意見がこゝかしこにありながら一向表面に表はれて來ない、皆不満ではあるが遠慮して居るのだ。

だが今は遠慮しては居られない時期に立ち至つた。技術家の問題と聯關して工大生の質が問はれやうとして居る。時代は技術家濫造を止むを得ずとして肯定してゐるが別にそれは獎勵して居ることにはならない。やはり質はどこまでも良い方が良いにきまつてゐる。そうかと言つて高校生が優良で他がさうでない理由が一體どこにあるであらうか。それでもだがそのまゝに捨て、置けない所に工大の悩みがあるのではあるまいか。いつ迄もこの不安定な状態が續いたら氣の弱い學生は參つて仕舞ふかも知れない。

「本當に何とかしなければいけない」

「そう云つた所で何ともならないよ」

「いや今に何とかなるものだ」

以上述べた所が大體何迄の傾向であるが、この先どう變化するか分らない。讀者にも是非御一考をわづらはし度い次第である。

4月25日 投書、資格の批判

前號に拜見した1傍系子の抗辯は一應もつとも意見として受けとつたが更に検討して見るに何等根據なき詭辯である事が判明した故、以下にその論旨を要約する、中等教育と高等専門學校教育とは本質的に異なるものである、この質の異なるものをそのまゝ加へ合せようとするから不合理が起るのだ、中等學校5年に豫科2年加へたものが中等學校4年に高等専門學校3年を加へ合せたものと等しいとする考へは小人5人と大人2人の集合は小人4人と大人3人の集合に等しいとする考へと同一であり、推賞に値する甚だ便利な計算法である。次に傍系子の結論として現在の制度がある間は利用するのが當然であるとされて居るがそれは確にその通りであり、それに對して何等の非難も爲され得ない、し

かし問題はそこにはない、問題は過去にこうであつたと云ふのではなく將來かく爲さんといふ點にある、過去の制度に矛盾があるなら將來それを改善しようと云ふ意見に對しては前記の抗辯は何等力のない的外れである、制度が利用する事をゆるすならそれは好ましからぬ事であるが致し方ない、故に問題はその制度を改善しようと云ふ點にあるのである、以上2點を以て傍系側よりの反駁は何等の根據なき事になる、現在の工大に必要なのは一元的な統一である、その統一は現實の含む矛盾の克明な分析を通してその對立關係を明確に意識することが第一條件となつて遂げられるのである。資格の問題を無意味と考へる人はこの事を改めて一考すべきである。(木村正規)

4月25日 傍系論批判

平和な學園と唱はれて來た工大に、長い間根強い然も空漠たる容姿を以て漂ふてゐた暗雲があつた彼女は自ら生長しつゝ激しく凝縮し始めると共に其の現實的な姿を田園の花園に現はした。

彼女は自己の正體を現出する機會を常に覗つてゐたのだつた。全く必然的に彼女は現はれた。曰く傍系論。傍系論——こゝにこそ所謂日本的なるもの或ひは工大的なるもの本體がある。

過去に於いて論争せられた傍系入學に關する諸々の議論の一々の検討は到底少い紙數で盡きるものではない。それ故綜括的な理論的批判が要請される。我々にとつて此の問題の端緒となるものは傍系其のものでもなく、又傍系論其れ自身でもない。寧ろこれを成立せしむるところの根據としての社會である。即ち傍系が傍系となり、傍系論が登場せねばならないのは全く我々の住む社會が凡ゆる人間の間の基礎に横はつたためであり人間は全く此所を中心としてでなければ如何なる客觀的批判も無意味となるのである。

最も現實的に直面する問題から客觀的に分析して行かう。工大には高校系、高工系、その他の諸學校を一括した言はず第三系とも言へる一群との三者に分れたる學生群があるといふ。何故我々は斯く三者に分たねばならないのか。そこに全く日本的なるものゝ正體がある。中等學校を卒業するとき彼等の大部分は上級學校を志望する、一部は實業に就く。それは殆ど全く彼等の家庭の經濟的諸條件に支配されて、上級學校志望者は一は高等學校及び大學豫科へ、他は専門的諸學校へ、此處に於ても我々を制約する根本的なものは經濟的諸條件である。6ケ年の保證が可能か、3ケ年の保證が可能かは人々にとつては全く直接的な且つ具體的な問題である。或る一群の人々にとつては一生涯の生活が十分に保證されることもあるであらうし、又或る一群の人々にとつては3ケ年の保證すら疑はしい。一群々の人々にとつては幾ら喚かうと鐵の如き絶對的な力が

彼等を遮る。或る人々は健氣にも、いや涙ぐましくも自らをその弱い腕に託して大學の門迄攀ち上つて来る。學校入學は下層の人々にとっては全く問題とならず、只中層下部の一部の人々及び中層中部、中層上部、上層の人々にとってのみ可能なのである。インテリ階級の地盤は殆ど全くこの上に成立する。然も最も健全なるインテリこそは中層下部及び中層中部の比較的尨大なる人々の群である。彼等は激しい慾求に驅られつゝ、勞働によつて自らを保證しつゝ、學問獲得の道を辿る彼等には勞働するが故のイデオロギーが発生する。

一方日本には比較的生活の保證された人々及び全く保證された人々についての學問の公道がある。小學校—中學校—高等學校—帝大と進む所謂アカデミーシステムの存在である。この公道こそは國民の大部分にとっては殆んど全く閉ざされたる存在である。そしてこのシステムは自らその獨自性を獲得すると共に自己の性格を固化して行く。そしてそこに發生するものは高校—帝大イデオロギーである。一般的に言つて彼等は他の諸學校系と混合するを潔しとせぬところの觀念を包懷するに到る。

全く我々に於ける問題たる傍系論はかゝるイデオロギーの對立としてのみ客觀的な理解をなしうる。一般的に言つてこのイデオロギーに對しそれは全く經濟的な諸條件によつて發生するところの——解決は決して傍系論云々の議論によりなされるものではない。それは全く別個な問題である。安定した生活の元に歩む人々の進む道は幾らでもある。經濟的諸條件によつて首を絞められた人々が、その枷を斷ち切つても學問の道に進まうときへするとき、全く開かれたる道、それは門戸開放に外ならない。工大の健康なる發展は閉されることによる一部の人々の自由な公道となることではなく、一般に開放することにより國民的ならしめ、一部の特殊なる人々の專有より開放してることこそアカデミーシステム打破による新しき大學の意義の獲得となる。傍系論の問題は受験人員の多少によるのではなく、質の如何によるのではなく、年限の長短によるのではなく、全くかかる立場より考察することによりその客觀的な意義をかり得る。幸福にも工業大學は創立以來門戸開放主義であつた。これは所謂自由主義的な立場からではなくて全く時代の要求する社會的課題として再認識すべきではなからうか。

學校當局及び學生の穩健にして冷靜な立場に贊意を表すると共により積極的な支持の元に健全なる大學の建設に向つて邁進されんことを切望して止まぬ次第である。

要するに從來の記録を見るに、傍系排撃と呼ばれる運動は毎年、定期的に1月から4月にかけて現れる事でその時期を過ぎれば、又元の状態に還るものであり、1

年中一貫して続けられた例は今までの所では見當らない。

然しながら表面に現れないでも伏流としては毎年存在するものとも見られ、當局も今の所頼破り主義で通して居るとは云へ、いずれ、解決をつけるべき問題であらう。

若し現行制度のまゝで有るとすれば、今後永久に問題は生じるであらう——、それが決して愉快なる事柄で無い事は否定すべくもない。戦争は新たな建設を促す。此の積極性に富む時局下に一舉解決されることを要望して止まない。

八木学長時代の教務関係で注目すべきは、大学発足後、在校生の卒業とともに廃止された工業教員の養成機関が、昭和17年(1942)5月26日勅令第537号官制の改正により、本学に附属高等工業教員養成所として設置されたことである。初代主事には山本勇教授が任命され、戦時体制下、全国各地に設立を見た高等工業専門学校の教官養成が計画されたものであった。詳細は部局史の「教職学科目」を参照されたい。

八木学長の後をうけた和田五六学長の履歴は通史後篇に紹介されるが、昭和19年(1944)12月16日本学学長に任命された。

19年の暮には戦争も既に末期で敗戦の相はおおうべくもなく、空襲も本格化し、大学内は学生動員で学生の数も少なく、研究室も疎開などで混乱を極め、授業も研究も正常には運営できない状態であったが、和田学長は当時の事情の許す限りにおいて、正常な授業と研究活動の継続に努力された。昭和20年7月末、学生を勤労働員先から大学へ集め、授業を再開させたのも、和田学長の発意であった。かたわら、和田学長は来たるべき時代に向け、全く新しい大学の構想へと思いを馳せていた。その詳細は、通史後編に明らかにされる。

本学初代事務官(現在の大学事務局長のポストに相当)石井茂助氏が果たした役割も、前記の諸学長とならび特筆に値するものであった。

石井事務官は明治30年(1897)12月23日福島県に生まれ、福島県岩瀬郡立農学校を卒業後、大正5年(1916)5月28日文部省雇となり、大臣官房会計課に勤務された。その後、明治専門学校、東京商科大学、姫路高等学校等の書記を経て、大正15年(1926)9月6日文部省大臣官房会計課予算

掛長兼大臣官房会計課決算掛長に任命された。昭和2年(1927)7月21日新設官立大学創立委員補助を命ぜられ、本学の創設準備を担当することになった。昭和4年(1929)4月1日東京工業大学の発足と同時に本学初代事務官に就任され、昭和23年(1948)4月10日逝去されるまで、その職にあった。

この間、文部省にあっては東京商科大学経理事務講習所の講師として、多くの優秀な事務職員の養成にあずかり、そのうちの何人かは部下として本学の事務職員に採用した。

発足間もない本学が比較的順調に整備拡充を実現できた背後には、常に石井事務官の働きがあった。それには文部省時代のポストの経験が大いに幸いしたと思われる。

当時、石井事務官の部下として仕事をされた板谷健吾氏の回想を通して、石井事務官の働き的一端を記しておきたい。

石井さんは昭和4年文部省予算係長から当時創設(東京高等工業学校の昇格)されたばかりの東京工業大学初代事務官(今の事務局長)として赴任された。私はその2年前東京高等工業学校の会計課要員として配属されていた。従って石井さんに直接お仕えするのはその時以来である。

大学の創設ということは大変なことである。当時、法規・人員・予算等はある程度整備されていたといながら創設(昇格)された各大学には各々の特殊性があり、東京工業大学でも石井事務官の手腕にまつことが多かった。

石井さんは他大学(大阪高工、東京、広島高師、神戸高商、四医専の昇格による)の創設よりはどんなにご苦労されたかは想像に難くない。他大学は敷地も十分持っており、且つ震災にも遭っていなかったが、何しろ東京高工は関東大震災により蔵前より大岡山に引越し、バラック住いであったこと、敷地が十分でなかったこと等である。

石井事務官の最初で、しかも最も困難な仕事は敷地獲得の問題ではなかったろうか。敷地獲得交渉の相手は、関西においては阪急の小林一三氏に匹敵し、関東では田園都市計画や東横電鉄社長の五島慶太氏であり、相手としては不足はないとしてもこの猛者ではさぞ大変だったと思われるが、石井事務官の努力により今日のようにまとまったのである。

次に校舎建設の問題である。前述のように校舎は全てバラック造りであったから、一から出発しなくてはならない。当時校舎の建設は大蔵省の営繕管財局で設計・施

工ということになっていたが、東京工大には各専門の教授陣容が整っていたので、どうしても自らの手で設計・施工をしたいという希望が全学に満ち溢れていた。そこで大学の建築は当大学に任せて貰いたいという交渉を大蔵省始め各方面にして、その結果全く異例であった単科大学に施設部設置が認められ、木造2階建ての建物を復興部とし本格的に設計・施工にかかったのである。設計図は震災後のこととて耐震建築の研究をされていた谷口忠博士の手により出来上った。

現在本館の建っている辺りは地盤上最も安定している場所を選定し、その他の土地でも高低の度合により高きは削り低きは埋める等若干土地を均した。従って土地を均したところは直ちに建物を建てないでチューリップ等を植えて一時花園とし土地が固まる迄数年放置し安定を待った。今日ではそこに図書館が立派に建っている。

建物の建築もその1つ1つに石井さんは大変に気を配られた。こうしてでき上った今日の東京工業大学には、土地にしても建物にしても石井さんの精魂がこめられているのである。

土地や建物ばかりでない。こうして出来上ってゆく大学のキャンパスに石井さんは美を志向された。これは普通の人に考え及ばなかったことであろう。建物の建設が終ると石井さんはホッとする間もなく校庭造りの桜の植樹にとりかかった。苗木の選択、購入、植樹の配置等総てを直接指揮して大学創設の記念とされた。

昭和の初めに実施されたので今は50年を経過している。樹齢が50年近くなると花が最も美しくなるので工大の桜は数年前から美しく咲き出し、その花は大学本館に美を添え、逆に花は本館によりその美しさを引き立てられている。その美しい桜樹又桜並木は今日見る人の心をなごませ、或る人は大学の桜を西の大阪造幣局のそれと並び称え、関東一の桜の名所とさえ言う人もいる。4月の盛りには一般に開放すべきだという声すら年々増している。この桜の並木の一つには誰言うともなく茂助坂というのがある。石井さんの功績を偲ぶ人達から期せずしてあがった声であろう。

(文経会会報第10号)

石井事務官は本籍地を生まれ故郷から本学内(東京都大田区北千束町790番地)に移すほど、一身を本学の発展のために献げた事務官であった。

諸施設の充実、事務運営上の諸制度の整備といった面での働きも極めて顕著であった。

戦時中、石井事務官は是非とも本学に医学部を作りたいということをお親の方に語っていたということである。

後編

第1章 大学改革と新制大学の発足

第1節 終戦直後の大学改革の機運

昭和20年(1945年)8月15日、わが国はポツダム宣言を受諾し、連合国軍に無条件降伏をして第2次世界大戦に終止符をうった。今次の大戦により、わが国は領土の約45%を失い、工業の設備能力も戦前の約44%となり、かつ人口は、終戦直後は約7,200万人であったが、その後年々約150万人の自然増加と、約650万人の外地からの引揚げ人口が加わり、わずか2か年の間に終戦直後の人口を600万人も上回るという状況で、これらの国民に衣食住を与えなければならないという、極めて困難な状況にあった。

一方、理工系大学である本学の戦争末期の状況は、学生は各種工場の現場作業に動員され、各研究室は、それぞれ何らかの形で軍需工業の技術研究、あるいは戦時研究に動員され、大学自体は空洞化してしまっていたのである。それが一挙に敗戦を迎え、一種の虚脱状態に陥っていたことは無理からぬことであった。

しかし、当時の学長和田小六は、この敗戦の混乱事態のなかで、来るべき新しい時代への理工系大学のあり方を模索し、本学に刷新の空気を吹き込むべく、密かに想を練っておられたと思われる。和田学長は、昭和19年12月に技術院次長の職から本学学長に任ぜられたのであるが、同氏の残された各種の覚書のメモによると、技術院における科学技術研究との対比において、大学における研究・教育のあり方、特に基礎研究重視の方向、わが国の大学教育が職業教育に近いことの反省等が記されていることがわかる。そのなかで「問題の検討」と題された「覚え書」の一部を抜粋して引用することとする(原文のまま)。

1. 研究組織機構ノ根本的建直シヲ必要トス。
4. 今迄ノ研究組織、機構ヲ一應全面的ニ解消シ、新タニ大規模ヲ建直シヲヤラナ

ケレバナラヌガ、コレハ戦後第一ニ考ヘラレナケレバナラヌ重大問題デアル。コレト教育ノ建直シガ、兩々相俟ツテ國力ノ基礎ヲ築クベキデアル。

16. 大學ニ於ケル純基礎研究

大學トイフモノノ性格、雰囲気等ニ就テ再検討ヲ必要トシ、特ニ官設大學、教授ガ行政官吏デアル事等ニ就テ徹底的ノ研究ヲシナケレバナラヌガ、コレガ如何ナル形ヲトルニセヨ、大學教育ト研究トノ不可分ナル事ニ就テ考ヘテ決メナケレバナラヌ。

此場合、現在ノ大學ヲ議論ノ根據ニ置ク事ハ不可デアル。我國ニ於ケル大學教育ハ職業教育ニ近キモノガ大部分デアツテ、性格的ニ此點ハ再検討サレナケレバナラヌ。

國家最高ノ智能ヲ集メ眞理ノ追求ヲ目途シ學術ノ蘊奥ヲ究メ、コレヲ學生ニ授ケ國家最高ノ智能ヲ養成スルノガ大學ノ目的デアツテ、單ナル職業教育ハ専門學校ノ仕事デアル。

大學ハ本來ノ立場ニ還ツテ、假令規模ハ大ナラズトモ内容ノ充實ニヨリ上記ノ目的ヲ達成ヲ圖ラナケレバナラヌ。

上記ノ如キ目的デアルトスレバ、大學教授ハ自ら研究ヲ行ヒ常ニ新ナル知識ノ分野ヲ開拓スル事ガ必要デアリ、又其内容ガ授業ノ上ニ現レナケレバナラヌカラ、大學教育ト研究ハ不可分ノモノデアルト云ウ結論ニ達スル。

17. コウナルト工學教育トイフモノニ對シテ疑問ガ出テ來ル。工學ハ應用ノ範圍ニ屬スルモノデ、所謂前人未踏ノ宇宙ノ眞理ヲ究メルトイフトハ多少目的方法ヲ異ニシテ居ル。故ニ工學ヲ大學ノ内ニ於テ教授スルトイフ事ニ就テハ意ヲ有ツテ居ル人モアルヤウデアル。

現ニ獨乙ニ於テハ工學教育ノ主體ハ Technische Hochschule デアツテ、大學ニ於テモ講義ハアルガ主體デハナイ。同様ノ事ハ米國ニモ見ラルルノデアツテ、工學教育ノ主體ハ大學ヨリハ寧ロ M・I・T ト C・I・T ニアル。

此問題ハ充分研究ノ餘地ガアルト思ハレルガ、今迄ノ如ク綜合大學ノ名ニ囚ハレル事ナクシテ考ヘナケレバナラヌ。

應用ト基礎ヲ連繫セル工業單科大學ガ、T・H ノ形ニ於テ最モ適切ナルモノデハナイカ(?)

なお、M・I・T に関して検討された資料として、他の人の手になるメモではあるが、教官の定員、実員等を記したものが残されており、学長がこれらの資料をもとに当時の M・I・T (かなり古いものと思われるが) の内

容を検討して思考しておられた様子がうかがえる。

また和田学長は、当時からリリエンソール (David E. Lilienthal) の T・V・A に関する著書 (T. V. A., Democracy on the March, 1944) を愛読され、「科学技術を“草の根”に浸透させて、日本の民主化をはかる」ことに思いをよせていたことは印象的である [「TVA—総合開発の歴史の実験」(原書第1版への訳者序)より引用。同第2版は、和田小六・和田昭充訳、岩波書店、昭和54年として出版されている]。

折しもごく少数の本学の中堅的教授は、この和田学長の意を体して、本学の教育・研究体制の大改革に着手することになったのであるが、それはなんと敗戦直後の昭和20年9月早々のことであった。

一方文部省は、この敗戦という事態のもとで、とにかく学校教育の再開を昭和20年8月28日付で指令し、更に、教育における戦時色を払拭するため「新日本建設の教育方針」を9月15日付で発表した。その第1項には、国体の護持を基本とし、軍国的思想および施策を払拭し、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教養の向上、科学的思考力の涵養、平和愛好の信念の養成などを教育の重点目標とすることが述べられている。また、10月15日付で文部大臣の同様の「新教育方針」を発表し、その普及徹底に努めている(文部省刊『学制百年史』680～681ページ)。

しかし他方、総司令部による「軍国主義的、極端な国家主義的な思想および教育の排除」の政策は徹底しており、同年10月22日の「日本教育制度の管理政策」の指令ほか3つの指令が、相次いで出されたのである。

第1の「日本教育制度の管理政策」は、軍国主義および極端な国家主義的思想の普及の禁止、基本的人権の思想と合致する考え方を教育すること、職業軍人および軍国主義者等の罷免、新しい教科目、教材についての準備等を命じたものである。

次いで第2に、10月30日付で「教員及び教育関係者の調査、除外、認可」に関する指令が発せられた。これに基づき、翌昭和21年5月7日付で制定されたのが「教職員適格審査委員会規定」であり、これによっていわゆる「教職適格審査」が実施された。

第3の指令は、昭和20年12月25日付の「国家神道、神社神道に対する政

府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止」についてであり、第4の指令が12月31日付の「修身、日本歴史及び地理の停止」の指令であった。これらの総司令部の指令は、その前に発表された文部省の「新教育方針」と基本的に矛盾するものとは考えられないが、特に軍国主義、国家主義的思想の払拭に強い熱意をもっていた点が注目される。

さて本学では、このような文部省方針や総司令部指令とは直接関係がなく、和田学長の指導のもとに、昭和20年9月28日、全学の教授・助教授・専任講師を「教授・助教授懇談会」と称して集められ、自由討議を行った結果、「新学制委員会」を発足することとし、委員長に内田俊一教授が推された。更に和田学長は、10月5日午後の「教授・助教授懇談会」において、敗戦の事態のもとでの大学教育者の責務、教学の根本的刷新の必要性、旧来の立場を捨てて白紙から東京工業大学の新発足を期して、自主的改革により理想的な大学の建設に邁進すべきである旨を説かれ、教官の隔意なき意見を聴取したいと述べられたようである。この会議では、多数の教官が本学の戦争中にとった姿勢を自己反省し、今後の方向について形式主義の廃止、独創力の涵養、学科制の廃止等を含んで意見を開陳したために、午後8時までには及んだ。

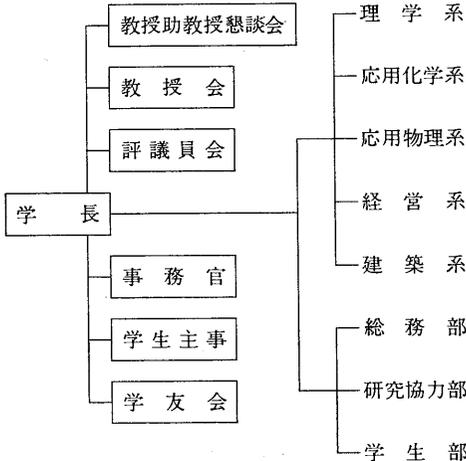
その結果、「新学制委員会」とは別に「教学刷新調査委員会」が設けられ、学長自ら委員長となり鋭意審議を続けられた末、11月2日の「教授・助教授懇談会」において、本学改革案の中間報告を発表する段階にまでこぎつけられた。この中間報告の骨子は、次の14項目から成っていた（資料「改革案要旨」より）。

1. 現在の学科別制度は之を廃止す。
2. 教授は各自研究室を所有し研究に従事し、助教授は研究室に於て教授指導の下に、或は独自の研究に従事す。
3. 「学問の体系が一応確立し且応用の広汎なる科目」の確実なる授業を確保するために右学科に対して教室を設置す。教室を担当する教授は教室毎に各1名とす。
4. 学生は学修の初年度に於て「後学年に於ける学修の基礎をなす科目」及び「工学及び工業に関し全般的見透しを与え爾後の修学に資し得る科目」を必修科目として共通的に履習し、後専門技術の基礎となるべき科目を修め、最終年度に於ては教授或は助教授指導の下に専門技術の知識を修め且教授・助教授の研究に参加す

るものとす。

5. 必修科目以外の履修科目は学生の自主的選択に任かす。但し設備の都合上履修者を制限することを得るものとす。
6. 社会の要請に応じその主なる分野に対しては標準コースを設け、授業時間表はこの標準コースの学修に便なる如く編成す。
7. 2学期，学期単位制を採用す。
8. 授業時間は1週32時間程度とし自学自修を建前とし，特に最終学年前の教育にありては演習宿題実験等を強化し訓練に主きを置く。
9. 入学志願者は本学に於て施行する入学資格検定試験に合格するを要するものとす。右試験は学力に就ては高等学校卒業程度とし，高等学校卒業者及同等学力検定試験合格者に対しては之を免除す。
10. 卒業資格審査は之を強化す。
11. 総務部学生部とは別個に研究協力部を設置し従来総務部に於て処理せられたる研究関係事項を同部に移管し併せて研究協力に関する事項を処理せしむ。
12. 教授その研究室及び実験室を理学系，応用物理系，応用化学系，経営系，建築系の5群に分つ。
13. 各系に長を置き右長と事務関係3部局の長とを以て学長の下評議員会を形成せしめ本学の運営に当らしむ。
14. 研究所は之を解体し学部機構に包含せしむるを原則とす。

附 本学の運営機構を次の如くす。



この「中間報告」に対しては、極めて多くの反対意見が述べられた。特に、学科制度の廃止と標準コース制の採用に対して批判が集中したようである。また文部省においても、非公式ながら学科の廃止については、制度上の疑問が表明されたことが伝えられている。加えて、すでに述べたように、同年の10月30日には、「教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する指令」が発せられ、また、越えて昭和21年1月早々に、総司令部から米国教育使節団が派遣される旨が発表され、いよいよ新しい教育制度の立案が問題とされていた時期でもあったので、大学における議論も熱心にならざるを得なかったと考えられる。

教学刷新調査委員会は、この昭和20年11月2日の「教授・助教授懇談会」における批判に対して、早速「改革案の趣旨及び骨子に就て」という文書を作成し、教官に配布した。それはこの改革案のよって来る思想的背景を述べ、改革を推進する必要性を説いたものであるが、いまその要点を示すと、次の2点に絞られる。

1. 何故改革を必要とするか

今次敗戦により明白となったわが国民の倫理性および知性の低さは、近代教育の欠陥に原因があるもので、ことに戦争中のわが国科学者および技術者の老化および非協力性は、明白に目撃された所である。かつ本学の組織が老化し活動力を失い、大学らしからざる混濁が存在するという。

2. 本学の欠陥

これについては次の3点をあげており、特にその第2、第3点を強調している。

- (1) 明治維新以降のわが国近代教育において、封建的思想が残存し、外国学問の進歩に追従するという植民地大学の形態が、今日に至っても改められることなく続いている。
- (2) 科学者・技術者の非協力性の根源的社会状勢は、藩閥・郷党・学閥等の存在であるが、本学においても、自己の殻の中に安易に居住し排他的となり協力意欲を失うという封建的割拠主義、学科における就職斡旋を機縁とする封建的師弟関係が存在している。
- (3) 学科を中心としたあたかも専門学校の寄合い世帯で、真の協力がな

く、各学科の独善主義、事務当局への各科の隷属、学生に対する教育面での各種の修学上の強制等、創造的研究者・技術者の教育にふさわしくない沈滞した大学らしからぬ雰囲気がある。

そこで、先に「中間報告」に示された改革案の趣旨を再度説明している。すなわち、

- ① 「学科制の廃止」は、学科別制度をそのままにしては、封建主義的割拠主義的諸相を除去しえないからである。
- ② 「東京工業大学の文化的使命」については、「真実なるもの及びより高きものの探求を基調とした他の文化的分野との関連に於てなされる健全なる価値判断に従って、科学技術の絶えざる発展に努力すると共に、工業技術者としての自主的思考力と創造的能力を持つ青年を養成し、以て人類文化の昂揚と人類福祉の増進に寄与せんとす」る所にある。
- ③ この使命達成の方法は、文化の薫り高き研究的雰囲気、各分野の第一線の創造的活動をしている人々を密接に接触させ、教授・助教授が独自の文化的価値判断に基づいて選択した研究題目について最善の努力をし、学生をもその学習の最終段階で研究活動に参加させる、いわゆる「大学的自由」(akademische Freiheit) が与えられなければならない。
- ④ 「研究室」は、教授の研究室を中心とするが、助教授は必ずしもこれに従属しなくてよい。
- ⑤ 「教室」は、ある種類の科目に対して設けた確実な授業の機構であり、「学問体系が一応確立し、且応用の広範なる科目」に対して設け、教授が責任をもち、その教授が研究室をもつものである。
- ⑥ 専門技術の知識は研究遂行に必要であるというような明確な目標のもとに、自発的に修業するとき最も効果をあげうる。学生には卒業研究に参加させることでもたせるべきである。
- ⑦ 入学時に学生を学科に分けることをやめ、進学するに従って自主的に専攻分野を選択させる。二学期制、学期単位制は、その効果を狙っている。

- ⑧ 施設の関係上、科目ごとに定員を設ける等ある制約はあるが、学修の自由意思を尊重し、選択制を拡大する。
- ⑨ 標準コース制度は、社会の要請に応じた分野に対して学生の履習に資するもので、それ以外のコースの選択も許されるべきである。
- ⑩ 卒業資格の審査は、修学を自由にする反面、安易な途を選ぶ学生をきびしく戒めるため、厳重にすべきである。
- ⑪ 講義内容を刷新し、訓練を強化する必要がある。自学自習を補助する体制を確立するため、講義を減らし、演習・宿題・実験による徹底的訓練を行うべきで、1週32時間程度を適当とする。
- ⑫ 入学資格については、高等学校出身者と工業専門学校出身者の両者がいることは標準コース制の実施の障害となるので、高等学校出身者を中心とすべきである。ただし工業専門学校出身者に対して、資格試験制度は残すべきである。
- ⑬ 研究協力部は、研究過程の能率化に奉仕させるためである。
- ⑭ 五系の代表者と事務局代表者による評議機関により、大学運営を行う。
- ⑮ 研究所については、この改革によって、学部を教育活動と包蔵する研究所形態に改組するのであるから、これを解消させ、学部内に融合するのが至当である。ただし、それには定員の減少等の政治的配慮が必要である。

その後、この改革案がどのような日程で審議されたかという点については、残念ながら明確な記録がない。ただ教授・助教授懇談会のメンバーに対して、更に文書による意見を求めたり、数回の懇談会がもたれたことは事実である。特に「学科制度」の存否については、最大の関心事であったことは明確であり、昭和20年11月20日付「第1回参考資料調査報告」(回答者114名)によると、学科の存続を否とするもの43名(37.7%)、可とするもの60名(52.6%)であり、学科の存続を可とするものの中でも、一般には何らかの改革を必要と認めているものが38名であった。なお「意見なし」と「可否不明」が11名であった。

この「報告」には、可否それぞれの理由がかなり詳細に掲げられている。

学科存続を可とする理由の主要なものは、第1に「大学としての立場」では、工業大学という特質から、わが国工業界と深い関係があるのが特長的で、かつ国家が必要とする主要工業分野を計画的に学生に専修させる必要があること等である。また、工業大学の研究陣縮小の第一歩となる恐れありという意見もあった。

第2に、「学修および指導」の面では、学科をなくすことは、学生の修学上の拠点が失われ、学生との親密な接触が不可能となる。また逆に、学生を安易な学修態度に陥れる欠点があげられている。

第3に、「就職斡旋、卒業後の関係」については、学科を廃止することが社会の卒業生評価の基準を失い、母校との有機的連絡を保ちがたいという危険が指摘されている。

第4に、研究および管理運営上でも、学科は所属教官が相互に便宜をうけており、経理・人事面でも相互融通性をもちえ、学科主任の専横を防ぐことは年限制・選挙制の導入で可能だとしている。要は「学科制が存続すると教学の刷新が不可能だ」という理由が考えられないということである。当時として極めて妥当な見解である。

これに対して学科制廃止に賛成の意見は、すでに記述した委員会の追加説明に賛成の意見が大部分であるので、特に記述することを省略する。

なお、「人事刷新の具体案」についても意見が徴されている。この「人事刷新」について当初委員会からどのような原案が提示されたのかは明確な記録がない。ただ昭和20年11月20日発表の「第1回参考資料調査報告」の内容からみて、教官人事を現任者をも含めて審査によって決定するという、かなりドラスティックなものであったようである。すなわち、学長指名もしくは教授・助教授互選の委員等から成る審査機関を設け、その審議によるか、もしくは教授会における投票により、勇退を求むべき候補者をその理由とともに申告させる等々の案が意見として出され、最も多い意見としては「裁決を学長に一任する」というものであった。なお、これに関連して停年制の実施についても論議されている。

第2節 東京工業大学刷新要綱

以上のように、「教授・助教授懇談会」における委員会の中間報告をめぐっての甲論乙駁の激論が続いた後、昭和21年1月31日の第6回の懇談会において、和田学長は、大要次のごとき発言をされ、起立採決によって、改革推進のための論議に終止符を打たれた。

すなわち、本学改革の根本は、敗戦の事実と大学教育者の責務の確認、そして教学の根本的刷新の必要性の自覚であり、旧来の立場を捨て白紙に立ち返って東京工業大学の新発足を図る必要がある、それを他動的でなく自主的な改革として行い理想的工業大学の建設に邁進することであるとした。そして、委員会の原案には種々不備な点があると思うが、大綱は次の3点であるとされている。すなわち、

- (1) 研究活動の昂揚
- (2) 学生の自発的研究意欲の発揚と修学の自由の拡大
- (3) これを実現するための措置としての学科別制度の廃止、これである。

そこでこの「大綱」について、まず賛否を起立で確かめ賛成をえ、更に今後具体的問題の詳細な討議を各科各教室の代表者を加えた拡大された委員会を進めることについても賛成をえられた。

かくして、東京工業大学の終戦直後の学制改革の方向は、この和田学長司会の「教授・助教授懇談会」により定まったことになった。これが本学にとって歴史的に極めて重要な「東京工業大学刷新要綱」(昭和21年2月1日)といわれるもので、ここにその全文を掲載する。

東京工業大学刷新要綱 (昭和21年2月1日)

(1) 刷新の必要性和その目標

平和日本の建設に於ては教育の改革がその基礎たるべきは識者の等しく認める處である。我國に於ける最高教育機關の一翼を擔當する我々は過去の自己に對して鋭い批判を加えると共に將來の建設に對して深い洞察を加え、その結果に基いて平和日本の建設に寄與し人類の福祉に貢獻し得る如く、當局の支援を得て學内刷新を圖らねばならない。過去を反省するとき我々は次の如き事を自認せざるを得ない。

1. 本學に限らず我國の大學教育に於ては講義の筆記が主體となつて居り、學修

時間の大部分が講義に費され自學自修の時間は著しく少く、多少の演習實驗を課していたとは言え、之だけは知らせて置かなければと言う考えで講義が必要以上に行われている傾きがあつた。

2. 本學のみならず諸大學の工學部に於ても就職斡旋機關的色彩が強く、爲めに制度上は學修の自由が認められていながらも、實際には、所謂「つぶしの效く」様な卒業生を出すための劃一教育が行われていた。之等の點は是非とも改められなければならぬ點である。

(2) 審議經過

教育の改善が如何に必要であるとは言え、事教育に關することであるから、最も慎重に考慮し處理されねばならない。依つて本學は昭和20年9月28日以後教授助教授懇談會を開催し、自由討議を行い、その結果特に教學刷新委員會を設置して之に刷新要綱の立案を依頼した。同委員會は全教授助教と密接なる連絡を取り、或る程度の成案を得る毎に教授助教授懇談會を開催して討議を重ねた。斯くして授業方針に對する成案を得るや、別に學制改正委員會を設置し、學修課程の改正を同委員會に依頼し、短時日に慎重審議を重ね最善の案を得べく努力した。現在までに刷新委員會を開くこと29回、教授助教授會を開くこと7回、學制改正委員會を開くこと19回、漸く以下にその概要を述べる如き案を得たので、茲に之を報告し、當局の了解を得て、之を實現せんと冀う次第である。

(3) 刷新の目的・方針

先ず我々は本學の目的を次の如きものとして再確認した。

本學は眞實なるもの及びより高きものの探求を基調とし、文化の他分野との關連に於てなされる健全なる價值判斷に従つて、科學技術の絶えざる發展に努力すると共に、工業技術に志す自主的思考力と創造的能力とを持つ青年を養成し、以て世界文化の昂揚と人類福祉の増進とに寄與せんとす。

而して、この目的を達するには次の如き方針を採用するのが最も適當であるとの結論に達した。

學内各方面に於て教學修學、研究の自由を擴大し、その活動を昂揚し、特に研究的雰圍氣を醸成し、この雰圍氣の中に振起される學生の自發的研究意欲を誘掖指導し、以て創造的能力を有する技術者研究者を育成する。

(4) 刷新の具體的措置

前節の目的方針に基き、取敢えず次の如き具體的措置を實施するのが適當であるとの結論を得た。

1. 従來の學科制を廢止し學習の自由を擴大すること
2. 教授陣を理學系、應用化學系、應用物理系、建築系、經營系の五群に分ち、

學務運営に當らしむること

3. 教授陣を研究上に於て自由競争場裡に置き研究活動の昂揚を計り、學生は、専門分野の第一線で活躍しつつある教授の下に於て、専門技術の基礎たる學問の総合的應用を體得し得る如くすること
4. 授業は學生の自學自修を誘導することを本旨とし、講義時間は最少限度に止め、演習宿題等を強化し知識の消化を確實ならしむること
5. 學生は、入學當初には共通的に工學の基礎たる科目を學習しつつ専門分野に對する概念を得、自己の志望と能力とに應じ自主的判斷に基いて専門課程を選択し得る如くし、次で夫々の専門技術の基礎たる科目に就て徹底的訓練を受け、最後に教授の研究に参加する如くすること
6. 學期單位制を採用し學年を二學期とすること
7. 入學資格に就ては、本學の施行する資格試験に合格せるものは學歷男女の別なく入學を認めること、但し資格試験の標準は高等學校高等科理科卒業程度とすること
8. 卒業資格審査を強化すること
9. 學長候補者の推薦制を確立すること
10. 教職員の待遇を實質的に改善することに努力すること

この「東京工業大学刷新要綱」は、先に昭和20年11月2日「教学刷新調査委員会」から発表された「本学改革案の中間報告」とほぼ同趣旨であり、更にその後で作成された「改革案の趣旨及び骨子に就て」という文書とは、文言的にも同一の部分が多い。なおこの「要綱」は、その後も本学が全学的に大きな改革を検討した際、たとえば昭和30年代後半の複数学部制とするか否かの議論の際にしばしば引合いに出され、その基本精神に立ち返るよう主張されるものであり、本学にとって重要な文書となっていることを付言しておきたい。

更にこの「要綱」のほかに、1月31日の「教授・助教授懇談会」では、「人事運営刷新要綱」その他が審議され、その文書が残されている。特にこの「人事運営刷新要綱」(案)については、「助教協会」と称する組織からの修正意見を記入した文書も残されている。しかし、この要綱案は最終的には1月31日には決定されず、次の機会にもち越されて、ついに全体的には承認を得るに至らなかったものである。

第3節 教授総会申合せ事項

昭和21年3月1日、第1回の教授総会が開催され、次いで3月19日の教授総会において、改革の具体的実施方法の内容をもった「教授総会申合せ事項」が裁定された。その内容は、先の委員会の各種原案を具体化し、または「申合せ」の形にしたものである。まず、その全文（原文）を掲げる。ただし、これは原案であって、総会の席上修正された部分がある。

教授総会申合せ事項（昭和21年3月19日）

1. 學長候補者推薦に關する件。
 - (1) 學長候補者の推薦は教授總會に於て之を行ふ。
 - (2) 學長の任期は4年とす、但し重任を妨げず。
 - (3) 學長の任期滿了その他教授總會に於て必要と認むる場合は同總會に於て學長候補者選定委員を選出し豫備詮衡を依囑す。
 - (4) 豫備詮衡の結果に基き教授總會は投票により候補者1名を選定し之を推薦す。
2. 教授助教授推薦に關する件。
 - (1) 教授助教授定員に補充すべき缺員を生じたるときは學長教授總會にその範圍を明示し候補者推薦を求む。
 - (2) 推薦候補者に對しては教授總會に於て5名の資格審査委員を選出し之に資格審査を依囑す。但し教授に對する資格審査委員は教授とす。
 - (3) 教授の資格は左の通りとす。

教育又は研究に經驗を有し學術的に優れたる業績を擧げ人格識見共に優れたる健康者。
 - (4) 助教授の資格は左の通りとす。
 - イ. 大學卒業後2ヶ年以上研究に従事し相當程度の能力を示し教育者及び研究者として前途を嚆望し得る健康者。
 - ロ. 前項に該當せざるも之と同等以上の資格を有する者。
 - (5) 資格審査委員の審査の結果に基き教授の場合は教授會助教授の場合は教授總會に於て投票により候補者1名を選定す。
3. 名譽教授推薦に關する件。

學長名譽教授に推薦するを適當と認むるものありし場合は教授總會にその可否を諮り承認を得るものとす。
4. 其の他の人事に關する件。

専任講師を置く場合は教授總會の承認を得るものとす。

5. 研究活動昂揚に關する件。

- (1) 學内研究活動の現状を明にし、且之が昂揚を圖るために必要な事務を處理し且機動性ある研究組織の確立を容易ならしむるため研究協力部を設置す。
- (2) 研究協力部に若干名の委員よりなる補佐機關を置き部長を輔けしむ。
- (3) 年1回學内研究發表會を開催す。

6. 學位請求論文の審査に關する件。

- (1) 學位請求論文の提出ありたるときは審査員選定に先立ち公聽會を開き提出者に論文内容を説明せしめ出席者と質疑應答を行はしむ。
- (2) 公聽會は學位請求論文提出志望者の希望により提出前に之を開催することを得るものとす。
- (3) 公聽會に出席し得る者は本學教授助教授講師及び招待せられたる學識経験者とす。
- (4) 學位請求論文たる研究の指導教授は原則として主査審査員となり得ざるものとす。

7. 學務運営に關する件。

- (1) 學務運営の便宜上系を置く。
- (2) 系の種類は理學應用化學應用物理建築經營の5種とす。
- (3) 系に運営委員及び運営幹事各1名を置き系の運営に當らしむ。
但し經營系には當分の間運営委員及び運営幹事を置かず。
- (4) 運営委員及び同幹事は當該系所屬の教授助教授専任講師の互選により之を選出す。
- (5) 運営委員及び同幹事の任期は2年とす。但し重任再任を妨げず。
- (6) 運営委員及び同幹事には事務職員を配屬す。
「附」 差當りの運営委員及び運営幹事の選舉に當りては系の所屬は各自の届出制とす。

8. 事務運営に關する件。

- (1) 事務運営の便宜上部を置く。
- (2) 部の種類は總務部學生部研究協力部の3種とし各部の所掌は別に之を定む。
- (3) 部は部長を置き部内所屬の事務を總括せしむ。
- (4) 總務部長は事務官を以て之に充て學生部長研究協力部長は専任教授の中より學長之を命ず。

9. 運営委員會に關する件。

- (1) 運営委員會は本學運営に關する學長の諮問機關とす。

- (2) 運営委員会は各系の運営委員及び同幹事総務部長学生部長及び研究協力部長を以て組織し學長之を司會す。
10. 學生の意見反映に關する件。
 學友會學生會議に於て互選により選出せられたる若干名の學生代表と運営委員會との定期的會合を行ひ本學運営に關する學生の希望を聴取し意志の疎通を圖る。
11. 入學資格に關する件。
 入學志願者は本學に於て施行する入學資格檢定試験に合格するを要するものとす右試験は學力に就ては高等學校高等科理科卒業程度とし高等學校高等科理科卒業者及び同學力檢定試験合格者に対しては之を免除す。
12. 學生服裝に關する件。
 學生の服裝に關する規定は之を設けず。
13. 各學年2學期制採用の件。
 各學年共每學期約15週間のもの2學期を以て構成すこれを前期及び後期と稱しその始まる月日等は別に之を定む。
14. 履修課程（學習コース）に關する件。
 次表の如く定め之以外のもの新設又は改廢は學内機關に於て爲し得る如くす。

課程番号	課程名称	内容説明
1	応用数学	
2	応用物理学	
3	化学	
4	機械工学第一	機械設計
5	機械工学第二	機械工作
6	電気工学第一	電気工学
7	電気工学第二	電子工学
8	化学工学	
9	工業化学第一	工学物理化学
10	工業化学第二	工業電気化学
11	工業化学第三	有機材料化学
12	工業化学第四	有機合成化学
13	工業化学第五	無機材料化学

課程番号	課程名称	内容説明
14	金属工学第一	冶金
15	金属工学第二	金属加工
16	繊維工学	
17	建築学第一	建築設計
18	建築学第二	建築構造

15. 単位に関する件。

- (1) 毎週2時間1学期の講義より成る科目にして格別補習又は準備を要せざるものは之を1単位とす同量の講義にして補習又は準備を要するものはその量に應じ2単位若くは3単位とすることを得るものとす。
- (2) 実験実習製圖等は1週1時間1学期を1単位とす。

16. 學士試験に関する件。

(1) 學士試験受験資格。

學生は2年以上在學し80単位以上の科目試験に合格したる時は學士試験の資格を得るものとす學士試験申請の細目は別に之を定む。

(2) 學士試験。

學士試験は卒業論文又は卒業計畫並に口答試問としその細目は別に之を定む。

全体は16項目から成る。第1項が「学長候補者推薦」に関することであり、これを教授総会の職務として第1に掲げたことは、官選学長時代の背景を考えると極めて重要なことである。なお教授総会において、学長候補者選定委員会の委員を選出し、その予備選考に基づき投票することもかなり合理性をもったやり方であった。

第2項の「教授・助教授推薦」に関することも教官人事として極めて重要である。ここでも資格審査委員会の委員を教授総会で選出し、その資格審査の結果に基づき、投票によって候補者1名にする方法であり、今日まで本学で踏襲されているやり方と基本的に変化がない。なお、当時の情勢の下での教授・助教授の資格が文章化されているのは注目される。

第3項は「名誉教授推薦」に関することで、これは後に昭和25年7月5日に「東京工業大学名誉教授に関する規程」として具体化された。第4項

は「その他の人事」として、専任講師の任用のことを述べている。

第5項は「研究活動昂揚」に関することで、第1に学内措置として研究協力部をおき、学内の研究活動の活発化、機動性を援助するものとしたことも、改革の大きな眼目であった。なお、研究の学内公開のため年1回学内研究発表会を開催することとしている。

第6項は「学位請求論文審査」に関することである。(1)から(3)までは公聴会に関するものであるが、(4)に学位請求論文の研究を指導した教授は原則として主査審査員にならないとしている点は、審査の公平を期するための措置と思われ画期的である。ただ、今日の新制大学院制度のもとで課程による博士号授与の場合、この原則が守られていないのは別の理由によると解せられる。

第7項は「学務運営」に関することで、系組織による大学の管理運営をうたったものである。系は理学、応用化学、応用物理、建築、経営の5つで、経営系は小規模のため便宜応用物理系にて事務を扱った。各系から運営委員および運営幹事各1名を選出し、運営委員会を構成し、これが大学長の諮問機関として、実質上大学の管理運営の最重要機関となった。もちろん、教授総会の最高意思決定機能を否定はしていない。ただ、各運営委員および幹事に事務職員を配するという(6)は、明確に実施されたわけではない。

第8項は「事務運営」に関することで、総務、学生、研究協力の3部とされた。総務部長は事務官であるが、他は教授が部長を併任した。これも本学独自の組織であろう。

第9項は「運営委員会」についてであって、系委員および幹事のほか、先の3部長が加わり、学長が司会する学長の諮問機関たることを明記している。

第10項は「学生の意見反映」に関することで、正規の学生代表と運営委員会が定期的に会合をもち、学生の希望をきき、相互の意思疎通を図るといふ、極めて民主的な申合せで、少なくとも当初実際に会合がもたれている。

第11項は「入学資格」に関するもので、高等学校高等科理科卒業程度の

資格検定試験を課することになっている。第12項は、学生の服装の自由化をうたったものである。

第13項以下は教育に関することで、まず学年2学期制（第13項）、学習コース制（第14項）、単位制（実験・実習・製図等を含む）（第15項）がうたわれた。なお、学習コースの中で「機械工学第3コース」と「経営工学コース」は議論により追加されたものと思われ、そのため特別の準備委員会が設けられた。この学習コース制により、学生の学習の自由と自主性を尊重しようとしたものである。

第16項は「学士試験」に関するもので、2年以上在学し、80単位以上の科目試験の合格者を学士試験受験資格者とし、学士試験そのものは卒業論文または卒業計画並びに口答質問によるとしている。今日の学部卒業資格と類似するが、卒業研究を重要視した姿勢がうかがえる。

なお同日、「東京工業大学教授総会規程案」も審議され、以後この規程によって教授総会が運営された。

東京工業大学教授総会規程

第1條 東京工業大学ニ教授總會ヲ置ク

第2條 教授總會ハ教授及助教授ヲ以テ之ヲ組織ス

第3條 教授總會ハ大學長之ヲ招集ス

教授總會ノ議長ハ大學長之ニ當ルモノトス

第4條 教授總會ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 1 學制其ノ他ノ刷新改善ニ關スル重要ナル事項
- 2 學科課程及試験ニ關スル事項
- 3 其ノ他大學長ノ諮問シタル事項

第5條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ講師ヲ教授總會ニ列席セシムルコトヲ得
附 則

本規程ハ昭和21年3月1日ヨリ之ヲ施行ス

以上の「教授総会申合せ事項」は、それ以前に審議されたと思われる草案の原文等と比較して、かなり簡素な表現のものとなっている。問題がある点は削除し、とにかく合意に達した事項だけを整理したと思われる。それにしても、終戦以来混乱のなかで本学が将来の大学のあり方を自ら方向

づけようとした努力は、この「申合せ事項」のなかに凝集されていると考えられ、以後その具体化に努力されることとなったのである。

第4節 改革の実践

上述したような大学における改革の努力が積まれている一方で、敗戦後しばらくを経過したわが国では、大きな経済社会の改革が断行されていた。すなわち、昭和20年10月20日の総司令部指令による「財閥の解体」、同年12月9日に制定された「農地調整法」による「農地改革」、および昭和21年3月1日に施行された「労働組合法」の制定による「労働改革」という三大改革がそれであり、それにより新生日本社会が誕生しつつあったのであるが、本学の改革は、これと時機をともにしている。しかも高等教育における実質を伴った改革として、一般の動向よりはかなり先行した改革として注目される。

本学が昭和21年4月1日から実施した改革を暦日的に整理してみると、大要次のようになろう。

1. コース別課程制の発足

これは昭和21年4月1日から実施された。コースは次の20が設置された。

- ① 応用数学コース
- ② 応用物理学コース
- ③ 化学コース
- ④ 機械工学第1コース（機械一般）
- ⑤ 機械工学第2コース（生産）
- ⑥ 機械工学第3コース（計測）
- ⑦ 電気工学第1コース
- ⑧ 電気工学第2コース
- ⑨ 化学工学コース

- ⑩ 工業化学第1コース (工業物理化学)
- ⑪ 工業化学第2コース (工業電気化学)
- ⑫ 工業化学第3コース (有機材料化学)
- ⑬ 工業化学第4コース (有機合成化学)
- ⑭ 工業化学第5コース (無機材料化学)
- ⑮ 冶金コース
- ⑯ 金属加工コース
- ⑰ 繊維工学コース
- ⑱ 建築学第1コース
- ⑲ 建築学第2コース
- ⑳ 経営工学コース

各コースの標準カリキュラムについては、別に「付録1」として掲載する。1年前期は各コース共通で、数学・物理・化学の基礎科目、工業概論および外国語等を含み最低26単位を準備したようであり、最終学年までの合計単位数は各コースごとに大体90から110単位が準備されている。これは「大学基準」(後の「大学設置基準」)が制定される以前の時代であり、各コースの特徴を生かし、自由な学修を勧めるものであった。

各コースごとのカリキュラムをみると、第1学年前期に11科目(26単位)が共通とされている。これを基礎科目的に履習するよう推奨したとみられる。それは数学第1および演習(6単位)、一般物理第1および演習(4単位)、一般化学および演習(4単位)、化学工業総論(1単位)、電気工業総論(1単位)、機械工業総論(1単位)、建築総論(1単位)、語学(1単位)、哲学史(1単位)、物理学実験(3単位)、化学実験(3単位)である。そこに工業概論的講義、外国語および哲学史が含まれている点は著しい特徴といえる。

更に2年次以後で、ほとんどのコースにおいて科学史・技術史、医学および生理学、心理学、芸術史が標準カリキュラムに組み込まれている。これらの科目の講義が、今日でいう一般教育的諸科目に該当することは明らかである。

なお、終戦当時における本学の学科は、染料化学科、紡織学科、窯業学

科、応用化学科、電気化学科、機械工学科、電気工学科、建築学科、化学工学科、金属工学科、燃料工学科、航空機工学科の12学科であったが、昭和20年12月31日付をもって、燃料工学科と航空機工学科が廃止され、10学科となった。それに基礎学教室、物理学教室、数学教室、有機化学教室、無機化学教室、分析化学教室、物理化学教室、生産工学教室、応用力学教室の9教室があった。ほかに研究所として、建築材料研究所、資源化学研究所、精密機械研究所、窯業研究所、電気科学研究所、燃料科学研究所の6研究所、および高等工業教員養成所と工業専門部が付設されていた。これらをすべて適宜「暫定仮設講座」もしくは「教室」として、教授と助教授も独立的に教育と研究に当たるよう仕組まれたのである。この「暫定仮設講座」の一覧表（要目表）を「付録2」に示す。

2. 系および運営委員会

昭和21年5月13日に第1回の運営委員会が和田学長司会により開催された。改革後の大学の管理運営の中心となるべきこの運営委員会は、昭和21年3月1日に裁定された「運営委員会規定」によるものであり、5系および研究所代表（新たに加えられた）の6名の系委員と総務部長および学生部長から成る。なお、4名の幹事がその構成メンバーとして参加していた。

初代系委員をあげると、理学系植村琢教授、応用化学系内田俊一教授、応用物理系（含経営系）松本容吉教授、建築系田辺平学教授、研究所代表佐々木重雄教授、総務部長石井茂助、学生部長（学内的には「教育部長」）山田良之助教授であり、幹事として林茂助、藤岡通夫、稲村耕雄、崎川範行の各助教授が当たられた。

運営委員会は、あくまでも学長の諮問機関として機能すること、当分の間毎週水曜日午後開催すること、委員会規定を次回に審議すること、およびすでに昭和20年10月30日に総司令部から発せられた「教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する指令」（その後昭和21年5月7日、文部省は「教職員適格審査委員会規程」を制定した）に基づき、本学における教職員適格審査の件を協議している。

なお、この適格審査の件は、5月15日の第2回運営委員会で再度審議さ

れ、5月17日の教授総会にかけられて「東京工業大学教員適格審査委員会」が発足した。

運営委員会の規定は、すでに3月1日裁定されたものがあり、これを正式に委員会で承認した。いまここでは、昭和24年11月1日に一部改正をしたものを掲げる。

運営委員会規程

(昭和21年3月1日裁定，5月1日施行)
(昭和24年11月1日改正)

第1條 東京工業大学運営に関する事項を審議するために運営委員会を置く。

運営委員会は大學長之を招集する。

第2條 運営委員会は各系の運営委員，幹事，研究所長の中1名，事務局長及び教務部長を以て組織する。

大學長が必要と認めたときに前項以外の者も運営委員会に出席せしめることができる。

第3條 運営委員会は大學長が司會するものとする。

但し大學長事故ある場合は運営委員中の上席者がその職務を代理するものとする。

第4條 運営委員会に書記1名を置く大學長之を命ずる。

書記は大學長の指揮を承けて庶務に従事する。

第5條 この規程に定めてない事項は大學長その都度これを決定する。

附 則

この規程は昭和21年5月1日より之を施行する。

また「教官の系所属について」は、第2回の委員会で、次の内容（昭和22年5月最終決定）のものが諮られた。これが先の「暫定的仮設講座」と称せられたものであり、旧制時代の単科大学には、正式には講座はなかったためである。

教官の系所属について

(昭和22年5月14日第40回運営委員会決定)

1. 各講座に属する教授助教授はその講座の所属に従い各系に配属されるものとする。但し定員流用その他必要の場合には教授会の承認を経て所属を変更することが出来る。

2. 専任講師の配属はその担当する授業が属する講座の所属に従い決定する。研究所の専任職員であって授業を担当する教授助教授は専任講師の場合と同様な方法でその配属を定める。
3. 研究所の専任職員であって授業を担当していない教授助教授専任講師の配属は本人の専攻事項に基いてなされた申告により教授会の承認を経てこれを決定する。
4. 各系に所属する講座は左の通りとする。

理 学 系 膠質学, 地質鉱物, 生物化学, 数学第1, 同第2, 実験物理学, 理論物理学, 有機化学, 無機化学, 分析化学第1, 同第2, 物理化学第1, 同第2

応用化学系 染料化学, 合成化学第2, 色染化学, 繊維化学, 窯業第1, 同第2, 同第3, 合成化学第1, 高分子化学, 有機材料化学, 無機工業化学, 工業物理化学, 燃料化学第1, 同第2, 電気化学, 応用電気化学第1, 同第2, 化学工学第1, 同第2, 化学装置第1, 同第2, 金属化学

応用物理系 繊維物理学, 繊維工学第1, 同第2, 機械学, 材料力学, 水力工学, 熱工学第1, 同第2, 機械工作, 塑性加工, 運輸機関, 基礎電気工学, 電気機械, 電力, 電気通信, 電気物性学, 電子工学, 鉄鋼材料, 非鉄材料, 金属加工, 応用力学第1, 同第2

建 築 系 建築計画第1, 同第2, 同第3, 建築構造第1, 同第2, 同第3

経 営 系 工業経営

3. 研究協力部, 同委員会と学内研究発表会

改革の重要な柱の1つは学内におけるすぐれた研究の促進であり, そのための事務機構として研究協力部を発足させたのが昭和21年5月1日であり, それは学内措置であった。この研究協力部を事務局として, 同年5月13日第1回の研究協力委員会が開催された。ここでは, 昭和24年に一部改正が加えられた「東京工業大学研究協力委員会規程」を掲げる。初代研究協力委員会の委員長には佐々木重雄教授が選出された。同委員会で議論されたと考えられる学内での研究発表会を開催する件は, 6月11日の運営委員会で審議されている。

東京工業大学研究協力委員会規程（昭和24年11月1日改正）

第1条 東京工業大学の研究活動を助長するため研究協力委員会を置く。

第2条 委員会は左の委員で組織する。

1. 各系毎に所属教授、助教授の互選により選出し、その数は理学系、応用化学系、応用物理系（経営系を含む）各2名、建築系及び人文科学系各1名とする。
2. 研究所専任所員により選出された研究所長1名
3. 事務局長

第3条 委員長は委員の互選によって定める。

第4条 委員長は会務を総理する。

第5条 選出委員の任期は2年とする、但し重任を妨げない。

第6条 委員会に幹事3名を置き研究協力課長、工学部事務長及び研究所事務長をもって充てる。幹事は委員長の命を承けて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和21年6月12日よりこれを実施する。

東京工業大学研究協力委員会規程改正案

東京工業大学研究協力委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条に次の項を加える。

特定の事項を処理するため必要があるときは委員会に専門委員を置くことができる。専門委員は必要の都度委員会が委嘱する。

第6条の次に左の1条を加える。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要の事項はその都度委員会が定める。

附 則

この規程は昭和26年4月18日から実施する。

第1回の学内研究発表会は、昭和21年11月4日、5日の両日、午前9時から午後4時まで開催され、合計160名の教官が4会場に分かれて研究発表を行った。これはまさに本学にとって画期的なことであり、専門の異なる教授・助教授・助手の人々が、他の分野の研究報告を聞き、自由に質疑を行うことは極めて異例であり、かつ有意義な刺激を得るものであった。なおこの学内研究発表会は、翌年から春秋2回行うことになった。

4. コース委員会

本改革により、コース別課程制の学習方法を発足させたが、当然大学全

体の立場で各学習コース間の授業およびそれに関連する事項の連絡・調整が重要となる。そのための「コース委員会」は、正式にはやや遅れて昭和22年4月23日の教授総会で設置が決定された。委員会規定は次のとおりであった。

コース委員会規定

1. 本委員会はコース委員会と称し、コース数と同数の小委員会と、小委員会から選出された委員を以て構成する全体委員会から成る。
2. 本委員会の担当する任務は次の通りである。
 - イ. コース内容の改善・監査
 - ロ. 教育施設の調査・改善
 - ハ. コース相互間の連絡・調整
 - ニ. 同一コース内教官相互の連絡
 - ホ. 外来講師候補者の選定
 - ヘ. 学生部との連絡
 - ト. その他必要なる事項
3. コース小委員会は各コース毎に関係教官の互選によって選出された3名の委員より成り、その内1名は互選によって全体委員会の委員となり、他の1名は学生部委員を兼務する。
4. 各委員の任期は1年とし、引続き3回以上重任することは出来ない。又小委員は3つ以上のコースから選出されることは許されない。
5. 全体委員会の委員は互選によって委員長及び幹事を選ぶことが出来る。
6. 全体委員会及び小委員会の内規は別にこれを設ける。

なおこの規定は、新制大学発足後の昭和26年4月に、内容を整備して「学習コース委員会規定」として制定され、引き継がれている。

5. 学部入学試験制度の改正

終戦直後の昭和21年度に、どのような方法で学部学生の募集をしたかは正確な記録を欠いている。本学は終戦直後の時代に大きな学制改革を断行はしたものの、十分な整備を行う時間がなかったこと、学徒出陣等から復員した学生を多数受け入れなければならなかったため、かなりの混乱を免れなかったと思われる。このため昭和21年度の入学試験も4月に入って実

施され、4月末に合格者を発表し、5月中旬に入学式を挙行した状態であった。

ただ昭和22年度については「東京工業大学学生募集要項」があり、それによって昭和21年度のものも推察しうる。

ここでは、専攻学科を区分して募集せず、「入学後第1年の前半に於て基礎学に付共通授業を行ひ、その上詮衡に依り各自の志望する課程に進むことになる」とし、標準課程名が20掲げられている。なお、学生入学定員は400名（うち20名は当時本学付属の高等工業教員養成所の課程を併修するもの分であった）であった。その「学生募集要項」を次に掲げる。

ただ昭和21年には、それ以前から実施されていた口頭試問が行われていた。

昭和22年度東京工業大学学生募集要項

1. 収容予定人員

約400名（内約20名は附属高等工業教員養成所の課程を併修するものである。）

予め専攻学科に区分して募集しない。入学後第1年の前半に於て基礎学に付共通授業を行い、その上詮衡に依り各自の志望する課程に進むことになる。その標準となる課程は次の通りである。

応用数学、応用物理、化学、機械（一般）、機械（生産）、機械（計測）、電気（強電）、電気（弱電）、化学工学、工業物理化学、工業電気化学、有機材料化学、有機合成化学、無機材料化学、冶金、金属加工、繊維工学、建築（設計）、建築（構造）、工業経営。

2. 入学出願資格

- (1) 高等学校高等科卒業生
- (2) 高等学校卒業検定試験合格者
- (3) 他の大学予科修了者 但し当該大学の受験許可がある者に限る
- (4) 男女専門学校本科卒業生及び実業専門学校卒業検定試験合格者
- (5) 高等女学校高等科卒業生 但し修業年限4年の高等女学校卒業又は修業年限5年の高等女学校第4学年修了を入学資格とする修業年限3年の高等科卒業生及び修業年限5年の高等女学校卒業を入学資格とする修業年限2年の高等科卒業生及び修業年限3年の高等女学校専攻科卒業生
- (6) 高等師範学校卒業生、女子高等師範学校卒業生及び修業年限3年以上の臨時教員養成所又は実業学校教員養成所卒業生

- (7) 昭和18年9月以降の師範学校本科及び専攻科卒業者 但し女子にあっては専攻科を卒りたる者とする
- (8) 元師範学校専攻科卒業者
- (9) 大正7年文部省令第3号第2条第2号に依り高等試験の予備試験を免除された者
- (10) 陸軍士官学校、陸軍航空士官学校及び陸軍経理学校卒業者、海軍兵学校及び海軍経理学校卒業者
- (11) 外国法令で設置された学校で内地の高等専門学校に相当する学校を卒業した者

3. 入学願書受理期間

昭和22年2月1日から2月28日までとする。

4. 入学考査

(1) 筆答試問

数 学	3月10日自午前10時至 正 午
物理学	同 日自午後1時至 同3時
化 学	3月11日自午前10時至 正 午
外国語(英, 仏, 独語の内) 1を選択させる	同 日自午後1時至 同3時

- (2) 身体検査
 - 3月12日自午前9時至午後4時
 - 3月13日自午前9時至午後4時

5. 入学志願手続

入学志願者は左の書類等を一括して入学検定料金100円と共に出身学校を經由して所定期日までに本学に到着する様提出すること、但し已むを得ない事由あるときは直接本学に出願した上其の旨出身学校に連絡して出身学校長調査書の送付方を依頼しても差支えない。

- (1) 入学願書(用紙は本学から交付する)
- (2) 出身学校長調査書(出身学校で調成するものであるが用紙は本学でも準備してある)
- (3) 写真(裏面に出身学校名、氏名を記入したもの) 1葉
半身、脱帽、手札型を標準として有合せのもので差支ない
- (4) 封筒(入学者決定の結果を各人に通知するものであるから受信先を表記して郵券を貼布したもの)

6. 附属高等工業教員養成所の解説

- (1) 本学所定の課程を履修すると共に工業専門教員に必要な技能を修めるものである。

- (2) 入学科及び授業料は徴集しない。
- (3) 学資として月額金25円以内を補給する。
- (4) 卒業者は指定する職務に所定の期間従事させる。

7. 注意事項

- (1) 附属高等工業教員養成所課程併修を入学志願する者は入学願書右側の欄外に「教員」と朱書すること。
- (2) 現に大学に在学する者はその在籍する大学の許可なくしては入学志願することが出来ない。
- (3) 同一期日に選抜を施行する他の大学と兼て入学志願することが出来ない。
- (4) 廃校又は罹災其の他の事情に依り出身学校長の調査書を得られない者は卒業証明書及び成績表其の他志願者から適宜提出する書類を以て代用し尚本人罹災等に依り前記の書類をも整えることが出来ない場合は出身地方長官（外国及び外地引揚者に於ては引揚事務所管官庁を含む）又は出身学校長の之に関する証明書を提出し、出身学校長調査書に代用しても差支えない。但し其の場合は何れも理由書を添付しなければならぬ。
- (5) 入学を許可した者に対しては本学内に告示し又本人に通知する。
- (6) 現在の状況では本校として入学志願者の考査受験中に於ける宿舎の紹介斡旋は到底為し得ない各自において適宜の方法で予定して置く必要がある。
- (7) 入学検定料郵送の場合は小切手、小為替等の受取人指定を「東京工業大学」とすること。
- (8) 入学に関して照会する場合は返信用封筒に郵券を貼付したものを封入し本学学生部に申込むこと。

昭和22年1月

東京都目黒区大岡山

東京工業大学

更に1年後の昭和23年度の「学生募集要項」によると、その内容が若干変更されている。すなわち、第1学年前半を4つの類に区分して共通授業を行うことになっており、第1志望から第3志望まで志望させ、それを十分考慮して入学者決定を行うとしている。

第1類は、機械・電気およびそれを主体とした経営工学・応用数学・応用物理で定員約120名、第2類は繊維工学、冶金、金属加工、機械を主と

する化学工学, および以上を主体とする経営工学・応用数学・応用物理で定員約80名, 第3類は, 化学を主とする化学工学, 工業物理化学, 工業電気化学, 有機材料化学, 有機合成化学, 無機材料化学, および以上を主体とする経営工学・化学で定員約160名, 第4類は, 建築(設計), 建築(構造), 建築を主体とする経営工学・応用数学・応用物理で定員約40名である。総定員数は約400名であり, うち約20名を附属高等工業教員養成所課程を併修するものとして入学させることにしている。

入学出願資格が, 当時の情勢を反映して, 高等学校高等科卒業者を主体としながらも, 大学予科修了者, 専門学校本科卒業者, 高等女学校高等科卒業者, 高等師範学校卒業者等々を並べあげているのは特徴であろう。なお, 筆答試験は数学・物理学・化学・外国語(英・仏・独語のうち1を選択)で行われ, 身体検査が全員に課せられている。

昭和23年度東京工業大学学生募集要項

1. 収容予定人員

予め専攻学科に区分して募集しないが, 入学第1年度前半は次の分類に大分けして共通授業を行い, その上選衡によって下欄の課程に進むものである。

第1志望以下第3志望まで第1年度の分類を志望することが出来る。

分類	収容予定人員	将来進み得る学修課程
第1類	約120名(約6名)	機械(一般), 機械(生産), 機械(計測), 電気(強電), 電気(弱電), 以上を主体とする経営工学, 応用数学, 応用物理
第2類	約80名(約3名)	繊維工学, 冶金, 金属加工, 機械を主とする化学工学, 以上を主体とする経営工学, 応用数学, 応用物理
第3類	約160名(約9名)	化学を主とする化学工学, 工業物理化学, 工業電気化学, 有機材料化学, 有機合成化学, 無機材料化学, 以上を主体とする経営工学, 化学
第4類	約40名(約2名)	建築(設計), 建築(構造), 建築を主体とする経営工学, 応用数学, 応用物理
計	約400名(約20名)	

備考 1. 括弧内は附属高等工業教員養成所課程を併修するもので内数である。

2. 第1志望のみを重視せず第3志望までを充分考慮して入学者を決定する見込である。

2. 入学出願資格

- (1) 高等学校高等科卒業者
- (2) 高等学校卒業検定試験合格者
- (3) 他の大学予科修了 但し当該大学の受験許可がある者に限る

- (4) 男女専門学校本科卒業者及び実業専門学校卒業検定試験合格者
- (5) 高等女学校高等科卒業者 但し修業年限4年の高等女学校卒業又は修業年限5年の高等女学校第4学年修了を入学資格とする修業年限3年の高等科卒業者及び修業年限5年の高等女学校卒業を入学資格とする修業年限2年の高等科卒業者及び修業年限3年の高等女学校専攻科卒業者
- (6) 高等師範学校卒業者、女子高等師範学校卒業者及び修業年限3年以上の臨時教員養成所又は実業学校教員養成所卒業者
- (7) 昭和18年9月以降の師範学校本科及び専攻科卒業者 但し女子の本科卒業者は昭和23年3月以降の卒業者に限る
- (8) 元師範学校専攻科卒業者
- (9) 青年師範学校本科卒業者
- (10) 大正7年文部省令第3号第2条第2号に依り高等試験予備試験免除の指定を受けた学校の卒業者
- (11) 陸軍士官学校、陸軍航空士官学校及び陸軍経理学校卒業者、海軍兵学校及び海軍経理学校卒業者
- (12) 外国法令で設置された学校で内地の高等専門学校に相当する学校を卒業した者

3. 入学願書受理期間

昭和23年2月2日から2月28日までとする。

4. 入学考査

昭和23年3月21日(日)から本学又は近接の学校の校舎を借用し次の事項について入学考査を行う。

(1) 筆答試問

数学、物理学、化学、外国語(英、仏、独語の内1を選択させる)

(2) 身体検査

前項の日割及び試験場は前日の3月20日(土)午前9時から本学内に掲示する。

5. 入学志願手続

入学志願者は左の書類を一括して入学検定料200円と共に出身学校を經由して所定期日までに本学に到着する様提出しなければならない。

(1) 入学願書(用紙は本学から交付する)

(2) 出身学校長調査書(出身学校で調成するものであるが用紙は本学でも準備してある)

(3) 写真(裏面に出身学校名、氏名を記入したもの)1葉

半身、脱帽、手札形を標準として有合せのもので差支えない

- (4) 封筒（受験番号票を送付するものであるから受信先を表記して郵券を貼付したもの）

6. 附属高等工業教員養成所の解説

- (1) 本学所定の課程を履修すると共に工業専門学校教員に必要な技能を修めるものである。
- (2) 入学科及び授業料は徴収しない。
- (3) 学費として月額金25円以内を補給する。
- (4) 卒業者は指定する職務に所定の期間従事させる。

7. 注意事項

- (1) 附属高等工業教員養成所課程併修を入学志願する者は入学願書左側上の欄外に「教員」と朱書すること。
- (2) 現に大学に在学する者はその在籍する大学の許可なくして入学志願することは出来ない。
- (3) 廃校又は罹災その他の事情に依り出身学校長の調査書を得られない者は卒業証明書及び成績表其他志願者から適宜提出する書類を以て代用し尚本人罹災等に依り前記の書類をも整えることが出来ない場合は出身地方長官（外国及び外地引揚者に於ては引揚事務所管官庁を含む）又は出身学校長のこれに関する証明書を提出し、出身学校長調査書に代用しても差支ない。但しその場合は何れも理由書を添付しなければならない。
- (4) 已むを得ない事由あるときは出身学校長調査書を除いた入学願書類を直接本学に提出し出身学校調査書は学校から後送しても差支えない。
- (5) 入学を許可した者に対しては本学内に告示し又本人に通知する。尚入学者の決定は3月30日頃の予定であるからそれまでに他の大学に入学許可された者は直ちに受験番号と氏名を学生部へ通知すること。
- (6) 現在の状況では考査受験中の宿舎を本学で紹介斡旋することは到底出来ないから各自で適宜の方法で予定して置く必要がある。
- (7) 入学検定料郵送の場合は小切手、小為替等の受取人指定を「東京工業大学」とすること。
- (8) 入学に関して照会する場合は返信用封筒に郵券を貼付したものを封入し本学学生部に申込むこと。

昭和23年1月

東京都目黒区大岡山

東京工業大学

ただこの4つの類に区分した学部入学試験も、その後新制大学の入学試験に置きかえられていったため、本学の教育にそれほど大きい影響をもたず、授業もコース別標準カリキュラムを中心に行われていたようである。むしろ32年後の昭和45年度から実施された類別入学試験制度に大きな関連があるといえる。

6. 部屋割調整委員会の発足

「部屋割調整委員会」は、建物施設を全学的立場で調整し合理的に使用することを目的として、昭和21年6月に発足した。戦争、特に昭和20年5月24日の爆撃により、本学は当時の建物延面積20,498坪から、約2,800坪を焼失した。また、戦時中に木造建物の強制疎開が実施され、金属工学科、燃料工学科等の建物が取り壊され、外部に移転したこともあり、戦後にそれを学内に吸収する必要があった。したがって教官居室、研究室、実験室、教室等について、相当な障害があったことは想像にかたくない。本委員会は、その困難な事態を調整し、かつ昭和24年度から創設を予定されていた新制大学との併存に備えなければならず、その作業はかなり苦勞なものであったと考えられる。

なお、この委員会は昭和22年7月9日には「東京工業大学部屋割実施委員会」、25年10月11日からは「東京工業大学部屋割委員会」と改称し、「建物、部屋等の利用を合理的に行うための具体案を作りその実施に当る」という、かなり実施権限をもつ委員会になった。委員は各系代表1名、付置研究所代表1名、事務局長、教務部長、施設管理課長で構成された。もちろん当委員会で作業されたものは、実施に着手する前に教授総会に提出されて、その承認を求めることになっていた。

本学が本格的に建物等の拡張をなしえたのは昭和30年代の後半からであり、それまではすべて既存の建物等のやりくりによる効率的利用によらざるをえず、この部屋割委員会の果たした地味な功績を多としなければならない。

ここでは、昭和25年10月11日付で改正された「東京工業大学部屋割委員会規程」を掲げる。

東京工業大学部屋割委員会規程（昭和25年10月11日改正）

第1条 東京工業大学における建物、部屋等の利用を合理的に行うため具体案を作りその実施に当らせるため部屋割委員会を置く

第2条 委員会は左の委員で組織する

1. 各系を代表するもの各1人
ただし当分の間経営系は応用物理系に体育系は人文科学系に含まれる
2. 附置研究所を代表するもの1人
3. 事務局長、教務部長、施設管理課長

第3条 委員長は委員の互選によって定める

第4条 委員長は会務を総理する

第5条 委員会で作製した案は、その実施前教授総会に提出してその承認を求めなければならない

第6条 委員会に幹事若干名を置き大学長がこれを命ずる
幹事は委員長の命を受けて事務に従事する

第7条 選出された委員の任期は2ヶ年とする

附 則

この規程は昭和25年10月11日から実施し、昭和22年7月9日制定の東京工業大学部屋割実施委員会規程はこれを廃止する

その他の大学改革に関連した重要事項としては、学内的には教務部長の下に学生部（教務部）委員会を設置し、教務関係の補佐的審議にあたったこと（昭和21年6月）、中等教員の再教育のための「科学教育研究室」を設置したこと（その第1回打合せは昭和22年10月15日に行われた）、等々がある。この点は後に若干述べる。なお「教員適格審査委員会」は設置以来鋭意審査作業を続けていたが、昭和22年1月に委員長の松本容吉教授が死去されたため、代わって内田俊一教授が委員長となり、結論的に不適格者として4名の教官を文部省に答申して審査を終了した。

以上のようにして、本学の終戦直後から始まった大学改革は、一応軌道に乗ったのであるが、上述したとおり、折しも総司令部の指令に基づくわが国教育制度全般の改革が、すでに昭和21年1月から指示されていた時機であり、それはやがて昭和24年からのいわゆる「新制大学制度の発足」に展

開していったのである。しかし、この新制大学制度における多くの改革内容は、実は本学が敗戦直後に行った改革と、少なくともその基本線において相通ずるものがあったのであり、幾多の問題点を含んでいたとはいえ、この改革に尽瘁された和田学長の先見の明と努力に敬意を表すべきであろう。

第5節 新制大学の発足

1. 新制大学の準備

昭和20年の年末に、総司令部より米国から教育使節団を招請する旨の通達が文部省からあり、翌21年1月9日文部省は「日本教育家委員会」を設置し、会長に東京帝国大学総長南原繁をあて、29名の委員でその受け入れ準備にかかった。「米国教育使節団」はストッダード(Dr. G. D. Stoddard)を団長とし、著名な教育専門家27名から編成され、3月上旬に来日し、精力的調査を続けて3月末日に総司令部宛報告書を提出して帰国した。その報告書を世に「第1次米国教育使節団報告書」と称し、昭和21年4月7日に公表された。

この報告書は6章から成り、第1章「教育再建の基本原則」、第2章「国語の改革」、第3章「初等及び中等学校の教育行政」、第4章「教授法と教師の改善」、第5章「成人教育」、第6章「高等教育」となっていた。特に大学に直接的関係をもつ第6章では、今日高等教育機関の果たすべき任務として、「自由な思想、大胆な探求、民衆のための希望ある行動」を示すことを要望し、必ずしも4年制大学に統一することを示していないが、とにかく大学の門戸開放と拡大、大学自治の尊重、高等教育への一般教育の導入、教員養成について新たに4年制大学で教員養成をすること等を指示^(注)していた。

(注) 第2次報告ともいべきものは、昭和23年8月に公表された「米国学術顧問団」(Scientific Advisory Group)の報告書であろう。これは日本学術振興会から「日本

における科学と技術の再編成」として原文と邦訳をつけて公刊された（昭和23年12月、教育出版刊）。その内容は日本の学術体制およびその行政の一般的刷新の3つの段階を指摘した点であり、(1)帝国学士院を純然たる名誉団体に改編すること、(2)学術研究会議および日本学術振興会を解消し、一定の資格のある選挙者から民主的に選ばれた諮問機関もしくは審議機関として「高等教育及び学術研究顧問会議」を設立すること、(3)1つの政府機関として「高等教育及び学術研究委員会」を設置し、文部省の現在の任務のあるものを移管すること、これである。したがって、学術研究体制そのもののあり方には大きな関係をもつが、新制大学発足に対しては直接的関連は薄いと考えられる。

昭和21年8月、先の「日本教育家委員会」は一応の使命を終えて解散し、新たに8月10日、内閣に「教育刷新委員会」が設置されることになった。この委員会は38名の委員から構成され、9月7日第1回の総会を開催した。委員長には引き続き東京帝国大学総長南原繁が推された。委員会は、昭和26年11月「中央教育審議会について」という建議を行って解散するまで、実に142回の総会を開き、21の特別委員会をもち、35の建議を行ったのであり、その建議にそってわが国戦後の教育体制が形成されたといっても過言ではない。

その建議のなかには、教育の理念および教育基本法の制定、6・3義務教育制度を昭和22年度から実施する建議、大学の地方委譲に関する事、大学の自由および自治の確立に関する事、教員養成に関する事等の重要事項が含まれており、それらがまず昭和22年3月に、新学制の基本となった「教育基本法」および「学校教育法」の制定となって実現したのである。

さて、当時のわが国の国家財政は、臨時軍事費の処理、食糧危機への対応、悪性インフレーションの進行等で極めて困難な状態にあり、わずかに米国の対日援助によって急場を凌いでいたのであるが、その時機に民間情報教育局（Civil Information & Education Section）（当時 C. I. E と略称された）の強い要請があり、「6・3義務教育9年制」が昭和22年4月から実施された。この義務教育に続いて、3・4年制の後期中等教育および高等教育の制度が確立され、高等教育の普及と学術の進展を図るため、大学の門戸を広く開放し、大学院を新学制の頂点に明確に制度化することとなったのである。

以上の事情は、この「教育刷新委員会」のメンバーとして重要な役割を果たされた本学和田小六学長から、早くも昭和21年12月の本学の運営委員会で報告されており、これに対応して学科課程その他を検討するため委員会を設けるべきであるが、当時本学は旧制時代における学制改革に手をつけたばかりであり、当分の間運営委員会がその任に当たらざるをえない旨述べられている。

その結果、昭和22年1月28日の運営委員会において、「新学制に対する本学学制改正要綱案」が配布、検討された。それは4年制大学を前提としたものであり、2月4日の運営委員会で更に審議が加えられ、2月18日の同委員会でそれまでの委員会を解散し、新たに「4年制学制改革委員会」を発足させる案が諮られ、同月の教授総会で承認された。

2. 新制大学の制度化

新制大学の制度化は、総司令部の指示と文部省の対応、更に教育刷新委員会の審議、各有力大学の強い反応等があったため、極めて複雑な経過をたどったことが各種の資料で明らかである。（『学制百年史』文部省刊、昭和47年、『大学基準協会十年史』大学基準協会刊、昭和32年6月参照）

今その経過の大筋を述べると、まず、文部省は前述した米国教育使節団の報告が出される前（昭和21年3月前）までは、全国を9の学区に分け、学区ごとに初等教育から大学までの学校教育および社会教育をつかさどる学区長を置き、その長官には当該地区にある帝国大学総長を充てる案を考えたようである。しかし、この案は「教育使節団報告書」によって立ち消えとなった。

次いで文部省は、総司令部から、帝国大学を7ないし9残し、他の国立大学、専門学校を地方に委譲するという案を示唆された。しかし、この案は大学関係者をはじめ各方面から強い反対があった。当時本学でも、学生代表が学長に対して反対の意向を表明し、また他の3大学（東京商科大学、東京文理科大学、千葉医科大学）の学生代表とともに総司令部等にも意見を述べた事実がある（昭和21年12月23日）（『工業大学新聞』、昭和23年1月25日号）。また、「教育刷新委員会」も高等教育機関の全国的な配置、大学

維持のための財政能力等の見地から、地方委譲には反対であった。

総司令部の民間情報教育局は、「1府県1大学」の方針を強く要請しており、その11原則なるものを示していたが、文部省もこれを受けて、昭和23年6月、新制大学設置に関し、1府県1大学中心の11原則を制定した。それは次のような内容のものであった。

- (1) 国立大学は、特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし、1府県1大学の実現を図る。
- (2) 国立大学における学部または分校は、他の府県にまたがらないものとする。
- (3) 各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置く。
- (4) 国立大学の組織・施設等は、さしあたり現在の学校の組織・施設を基本として編成し、逐年充実を図る。
- (5) 女子教育振興のために、特に国立女子大学を東西2か所に設置する。
- (6) 国立大学は、別科のほかに当分教員養成に関して2年または3年の修業をもって義務教育の教員が養成される課程を置くことができる。
- (7) 都道府県および市において、公立の学校を国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費等について、地方当局と協議して定める。
- (8) 大学の名称は、原則として、都道府県名を用いるが、その大学および地方の希望によっては、他の名称を用いることができる。
- (9) 国立大学の教員は、これを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定する。
- (10) 国立大学は、原則として、第1学年から発足する。
- (11) 国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方および学校の意見を尊重してこれを定める。意見が一致しないか、または転換の条件が整わない場合には、学校教育法第98条の規定により、当分の間存続することができる。

この11原則に基づき、多くの大学、高等学校、師範学校、専門学校等は、その統合や独立化を図ったが、その計画の実現に当たり極めて難航したものが多かった。しかしその結果は、昭和24年度から国立70校が新制大学として発足することとなり、ほかに公立で17校、私立で81校が同年（私立の場合には昭和23年に新制大学を発足したものもある）新制大学となった。

ただ旧制専門学校のなかには、教員組織、施設・設備等の整備が遅れたため、新制大学への切り替えが直ちに見込まれなかったものがあり、暫定的措置として「短期大学」として昭和25年から発足したものがあつた。

次に、大学の管理運営について、高等学校以下については「教育委員会制度」がつくられたが、新制大学について、新しい管理運営の基準が必要であろうということで、これも総司令部の意向により昭和23年10月「大学法試案要綱」が文部省でまとめられた。これはアメリカの大学の管理方式である理事会制度を大学に導入しようとしたものであつたが、各方面で反対意見が強かつた。そこで文部省は改めて協議会を設けて案を練り直し、法案のまとめに努力した。出来上がった法案は、おおよそ次のような内容をもつていた。なお、本学も昭和23年11月2日、5日に、特別に臨時教授総会を開催し、意見を徹している。

- (1) 文部省に「国立大学審議会」を設け、大学関係法令の立案、予算編成方針、学部・大学院・研究所等の新設・廃止、教員の意に反する任免等について、文部大臣に答申・勧告する。
- (2) 大学に「商議会」を置き、大学の教育、研究、運営について学長に答申、勧告する。
- (3) 数個の学部をもつ大学に評議会、単科大学の学部には教授会を置く。

これらの案は更に審議検討されて、昭和26年に「国立大学管理法案」、
「公立大学管理法案」として国会に提出されたが、継続審議ののち廃案となっている。それは昭和40年代の大学紛争時代に一時形をかえて問題とされたが、以後そのままに放置されているといつてよい。ただ、昭和28年4月に「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」が、国立大学協会等の要望もあり制定された。

第3に、新制大学の認可基準であるが、昭和21年11月文部省内に「大学設置基準協議会」が設置され、大学認可の基準の改正に着手した。昭和22年5月「大学設置基準に関する全国大学連合協議会」が開催されたが、この席上、大学自体が相互に協定する自主的基準を設けるべきであるという意見により、「大学基準協会」を設置することが決議され、同年7月8日に創立総会が開催され、会長に本学学長和田小六が推された。

この「大学基準協会」は、内外の大学に関する調査研究を行うとともに、大学基準等、諸基準の設定、改善、活用と、会員の自主的努力と相互援助とによって、わが国大学の質的向上を図り、併せて大学教育の国際的協力に貢献することを目的としてうたっている。そして、大学設置基準協議会が提案した案を基礎として検討を加え、協会の方針として「大学基準」を採択した。したがって、最初の「大学基準」はこの創立総会の日付（昭和22年7月8日）で決定されたことになっている。

以後この「大学基準」は、昭和31年10月に文部省令としての「大学設置基準」が制定されるまで、その内容を逐次改定、補正しつつ、実質的には法令的基準の役割を果たしたのである。また、昭和23年1月に「学校教育法」に基づく「大学設置委員会」が設けられ、それが昭和24年6月に「大学設置審議会」と改称された。その委員46名の約半数は、大学基準協会の推挙によるものから任命されることになった。

3. 本学の対応

本学ではすでに昭和22年2月に「4年制学制改革委員会」を発足させていたが、昭和22年9月「新学術体制に関する提案」を教授総会に提出し、その意見を11月6日、11月14日の運営委員会で検討した。そして昭和23年2月18日の教授総会において、次のような「昭和24年度東京工業大学新学制実施構想」が報告された。

昭和24年度東京工業大学新学制実施構想

1. 新学制実施に際して本学の目的は変更しない
2. 昭和24年度に新学制を実施する学年
 - 新学制に依る第1学年及び第3学年
 - 「備考」
 - 旧学制に依る第2学年及び第3学年は在学する
 - 新学制に依る第2学年及び第4学年は昭和25年度に新設される
3. 新学制を実施する学級に入学する者
 - (1) 第1学年 新制高等学校卒業より選抜された者
 - (2) 第3学年 旧制高等学校卒業より選抜された者

4. 新学制を実施する学級に入学させる学生数

- (1) 第1学年 300
 (2) 第3学年 400

5. 新学制を実施する学級に対する授業課程は概ね次の基準による

- (1) 第1学年（前・後期共通）

学科目	講 義		演習又は実験	
	1週時数	単位数	1週時数	単位数
数 学	3	3	3	1.5
物 理 学	3	3	3	1
化 学	3	3	3	1
生 物 学	2	2	3	1
外 国 語	2	2		
国 語	1	1		
人文科学	2	2		
社会科学	1	1		
工業図学	1	1	3	1
体 育				0.5
計	18	18	15	6

- (2) 第3学年

昭和24年度に於ては旧制高等学校卒業生及び専門学校卒業生に対する臨時措置として前期課程は次の4類に大別して教育し各類共毎週2～4時間の専門課程を含む講義12～3時間演習及び実験12時間及び体育0.5単位を課する外、夏期講習を開設して教養関係の補習を行う

分 類	所 属 学 生 の 種 類
第1類	主として数学物理学機械工学及び電気工学方面に進む学生
第2類	主として金属工学化学工学繊維工学方面に進む学生
第3類	主として化学工業化学工学方面に進む学生
第4類	主として建築工学方面に進む学生

但し経営系へは何れの類からも進むことができる

後期の課程は各専門コース別の課程による、設置すべきコースの種類及び内容

は別に決定するが各コース共教養学科約5単位及び体育0.5単位を課する

6. 昭和24年度入学者が卒業迄に獲得すべき単位数

- (1) 第1学年に入学する者 124単位以上

但し卒業論文の単位数を含み36単位以上は教養学科の単位数にあることを必要とする

- (2) 第3学年に入学する者 62単位以上

「備考」第3学年入学者の所要単位数を60としたのは入学試験に於て教養学科に対し20単位に相当する程度の素養あることを条件とし且つ夏期講習により補習することにより適格な教養を得させることが出来ると考えられる理由による

7. 新学制実施に伴い教養学科に対して昭和24年度次の各講座を完全講座として準備する

関係学科	講座数	担当教官数			
		教授	助教授	講師(専任)	助手
数 学	3	3	3	3	6
物 理 学	4	4	4	6	12
化 学	5	5	5		10
生 物 学	1	1	1		2
生産工学	1	1	1		2
工業経営	1	1	1		2
心 理 学	1	1	1		2
歴 史	1	1	1		2
経 済 学	1	1	1		2
社 会 学	1	1	1		2
計	19	19	19	9	42

外に次の各科目に対して講師を囑託する

学課程	講 師 数	
	専 任	兼 任
語 学	3	3
芸 術 史		2
哲 学		1

学課程	講 師 数	
	専 任	兼 任
生 理 学		1
計	3	7

8. 新学制実施に伴い次の施設を増設する

(1) 建造物 1棟 建坪630坪

内訳

教室 9 実験室 2

教官居室及び附属研究室 若干

その他必要設備 若干

(2) 設備の増強は勿論必要であるが具体的には予算編成に際して検討する

9. 外国人学生の便宜の為特別のコースを準備する

この「構想」は、既存の旧制大学と並行して新制大学を発足させなければならぬため、その移行措置を多く含んでいるが、本学が昭和21年4月に行った学制改革との調和を図ることに大きな苦心のあとがうかがえる。ただし、この構想にある第3学年に新規に学生を入学させることは、実際には実施されなかった。

かくしてこの構想に従い、関係の深い分野の教官の充足を促進するため、「教授・助教授詮衡委員会」を各系ごとに設置し、その結果を教授総会に報告することとし、昭和23年2月17日の教授総会で助教授6名（うち研究所2名）を補充することとし、10名の選考委員を選出するという措置をとった。

また昭和24年5月11日の教授総会では、学科目、時間数、担当教官を至急に決定する必要に迫られていたが、一般教育、特に人文社会科学、物理学、生物学については、新たに教授にふさわしい教官、その他適当な教官を臨時委員として審議して決定しなければならないとし、同日一般教育の充員として外国語3名、物理・生物各1名の助教授を決定している。

特に一般教育について、それが大学教育上どのような意義をもつかは議論の多い所であったが、和田学長はこれに重大な意味を与えて考慮されていたことは、同氏が『文部時報』（昭和26年12月号）に書かれた論説に明

らかである。それは大学基準協会の一般教育研究委員会の報告書(「大学に於ける一般教育—一般教育研究委員会中間報告」, 大学基準協会, 昭和24年7月), 更にハーバード大学の報告書(「General Education in a Free Society, Report of the Harvard Committee」)等を参考とされているが, 次のような内容を含んでいる。

「一般教育と専門教育の立場は, 互に張り合うものではないし, またそうあってはならない。一般教育は単に専門を選択するために必要な基礎を与えるばかりではなく, 専門の知識がその全能力を発揮できるような素地をつくるものでなければならない。専門の知識は, より広い一般的知識との関連において, 初めてその主要な目的を達成できるのであり, 両者の間の有機的関係を断つことはできない。

専門教育はどんなことがやれるか, またそれをどうしてやるかということを教え, 一般教育はどんなことをやらねばならないか, またそれはどんな目的のためであるかということを教えんとするものである。一般教育は相互に関連をもつ有機的複合体を判定評価することによって, 専門に意義と目的を与えるのに役立つのであるから, それは或程度あらゆる専門教育のうちに漲っていなければならないのである。」

以上の和田学長の一般教育観は, その正鵠をえたものであろう。そしてこの一般教育観を理工系大学である本学の新制大学化のなかに実現しようとされたと考えられる。

かくして昭和24年7月20日の教授総会において「人文科学系」を系として新設し, 大体の準備を終了した。なお, 人文科学系の運営委員には小林英夫教授, 同幹事には宮城音弥教授が選出された。また, 同年6月3日の「大学長の内議」についても審議し, 和田小六学長がとりあえず昭和25年4月25日まで新制大学長となることを承認した。

昭和25年10月刊の「学習案内」(昭和24年度は恐らく完全な印刷物を出せなかったようである)によると, 新制大学の基準にのっとり, 一般教養科目履修案内(人文科学, 社会科学, 自然科学), 外国語履修案内(英語, 独語, 仏語, 露語), 体育科目履修案内, 教職課程履修案内のほか, 基礎専門科目履修案内, 学習コース履修案内として, 数学, 物理学, 化学, 機械工学, 電気工学, 化学工学, 金属工学, 繊維工学, 建築学, 経営工学の10コースを定めている。その全文は「付録3」のとおりである。

そこで教育制度上重要なことは、最初の4学期間で一般教養科目、外国語・体育および基礎専門科目を履修し、残り4学期間で専門科目を主とし、併せて一般教養科目と外国語を履習するという、本学特有の制度を採用していたことであろう。また、すでに基礎専門科目、専門科目のうち、学習人員を制限する科目がやむをえない措置としておかれていた。更に経営工学コースは、機械工業、電気工業、および建築業等におもむく者のためのAコースと、化学工業（化学繊維工業を含む）、窯業、冶金工業等におもむく者のためのBコースとに区分されていたが、これも旧制大学時代のコース制度における処置を踏襲したものと考えられる。

なお卒業研究については、「学生をして特定のテーマについて、理論、実験、調査、計画等の諸手段を総合し、それまでに修得した専門的教養の学力を結集させることによって専修科目の理解を深からしめ、あわせて研究のまとめ方、報告の作成及び発表の方法を練習させる」ことを目的として、その重要性を強調していることも、大学改革の重要な柱であった学生の研究への参加の精神を受け継いでいるものと考えられる。

更に昭和25年度からは「教授要目」（2年までの分）が印刷され、一般教養科目、外国語科目、体育、基礎専門科目の授業の内容項目が学生に周知されることとなった。

かくして新制大学は、旧制大学の残存年限と並行して、かなりスムーズに出発することができたのである。

ここで、新制学部の入学試験にかかわる「学生募集要項」（昭和26年度）を掲げる。

昭和26年度東京工業大学学生募集要項

1. 募集人員

約300名

2. 選抜方法

進学適性検査、学力検査、出身学校長より提出の調査書及び身体検査によって行う。

(イ) 進学適性検査

昭和26年1月23日文部省によって全国一斉に施行される進学適性検査を受けな

いは入学を志願することができない。

(ロ) 第1次選考発表

志願者が募集人員の5倍以上に達した場合は、進学適性検査及び調査書の成績によって第1次選考をすることがある。その合格者は3月1日(木)午前9時本学に発表する。その際試験の諸注意及び試験場の指示をする。

(カ) 学力検査

左の教科につき新制高等学校卒業程度で出題する。

社 会——共通問題のほか「一般社会及び時事問題」、「日本史」、「東洋史」、「西洋史」、「世界史」、「人文地理」の中から受験者の選択した1科目。

国 語

数 学——「解析Ⅰ」、「解析Ⅱ」、「幾何」の中から受験者の選択した2科目。

理 科——「物理」、「化学」、「生物」、「地学」の中から受験者の選択した2科目。

外国語——「英語」、「独逸語」、「仏蘭西語」の中から受験者の選択した1科目。但し受験の際入学志願のとき選択した外国語の問題の一部を他の外国語に代えて解答することができる。

なお入学志願の際選択した科目以外は受験出来ないから注意すること。

3. 選抜に関する期日

(イ) 出願期日——自昭和26年1月25日(木) 至昭和26年2月24日(土)

日曜日を除いて毎日午前9時から午後4時まで但し土曜日は正午まで。

(ロ) 学力検査期日——当日は必ず午前8時半迄に集合すること。

昭和26年3月3日(土)

自午前9時	数 学	自午後1時	社 会
至正 午		至午後3時	

昭和26年3月4日(日)

自午前9時	理 科	自午後1時	国 語, 外国語
至正 午		至午後4時	

(ハ) 身体検査期日——3月5日(月)から概ね2日間において実施し、その日割は2の(ロ)の合格者発表の際掲示する。

(ニ) 入学許可者発表——昭和26年3月21日(火)頃本学内に掲示し且つ本人に通知する。

4. 出願資格

次の各項の1に該当し2の(イ)の進学適性検査を受けた男女

(イ) 新制高等学校を卒業した者。

(ロ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。(通常の課程以外の課程によ

りこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

- (イ) 新制高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- (ロ) 昭和26年3月末日迄に前3項の資格を得られる者。

備考 (イ)(ロ)の内容は相当複雑であるから、疑問の場合は本学の教務課に問合せられたい。

5. 出願手続

志願者は左の書類を一括して検定料金 400 円と共に出身学校を經由して所定の期日までに本学に到着するよう提出しなければならない。

- (1) 入学願書（用紙は本学で交付するが選択する科目名を必ず記入すること）
- (2) 出身学校長の調査書（出身学校で調製するものであるが用紙は本学でも準備してある）
- (3) 写真（裏面に出身学校名、氏名を記入したもの）1 葉
- (4) 封筒（受験票を送付するものであるから受信先を表記して郵券を貼付したものの） 但し志願者自身直接来学の上手続する場合は不要である。

資格試験合格者は、右の外当該試験の成績証明書を添付すること。高専卒業検定試験合格者は、当該試験の成績証明書を以て調査書にかえる。

廃校又は罹災等のため調査書を得られない者は、卒業証明書及び成績通信簿などを以てこれにかえることがある。

なお本人が罹災等のためこれ等の書類を整えられない場合は、出身地の教育長又は知事（外国及び外地引揚者においては引揚事務所管官庁の長も含む）又は出身学校長の証明書でもよい。但しこのような場合は特別な検査方法をとることがある。右の出願手続をした者に受験票を交付する。

6. 注意事項

- (1) 本学で交付した受験票と1月23日施行の進学適性検査の受験票と両方携帯していないと、学力検査も身体検査も受験することが出来ない。
- (2) 受験票の番号はよく覚えて置くこと。
- (3) 入学検定料郵送の場合は小切手、小為替等の受取人指定を「東京工業大学」とすること。
- (4) 現在の状況では受験中の宿舍を本学で紹介斡旋することは到底出来ないから、各自で適宜な方法で予定して置く必要がある。
- (5) 入学に関して照会する場合は、返信用封筒に郵券を貼付したものを封入し、本学教務課に申込むこと。

昭和25年12月

東京都目黒区大岡山

東京工業大学

電話番号 (08)0141-(6)

(08)0426(宿直)

なおこれらの学習コースの運営と実施について、前述したように、昭和26年4月から新「学習コース委員会」が発効している。委員会の規程は、次のとおりである。

学習コース委員会規程（昭和26年5月16日、教授総会）

第1条 学習コース委員会は学習コースの運営、実施に関する事項を取扱う。

第2条 委員会の取扱う事項の内容は左の通りとする。

1. コース内容の改善監査
2. コース相互間の連絡調整
3. 教育施設の改善調査
4. 講師候補者の選定
5. 教務部との連絡
6. その他必要と認められる事項

第3条 委員会は左の委員会を以て組織する。

1. 各コース毎にそのコースに関係ある専門科目及び基礎専門科目の教授、助教授及び専任講師（以下教官という。）の互選によって選出されたもの各2名。但し化学工学コースは4名とする。
2. 一般教養の中人文科学並びに社会科学、一般教養の中自然科学、外国語、体育及び教職課程各分野における教官の互選によって選出されたもの各1名。教務部長は委員会に出席して意見を述べることができる。

第4条 委員会に委員長を置き委員の互選によってこれを定める。

第5条 委員長は会務を総理する。

委員長に事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第6条 委員の任期は1年とする。

第7条 委員会に幹事をおくことができる。大学長がこれを命ずる。

幹事は委員長の命を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和26年4月1日からこれを実施する。

第6節 この時代の関連事項

1. 科学教育研究室の設置

昭和22年10月1日付で、本学に「科学教育研究室」が設置された。その設置目的は、小学校および中等学校教員の再教育であり、研究生5名程度を引き受けることとなった。当初星野愷助教授がその主事を担当し、整備を行った。

2. 附属工業専門部の廃止

昭和23年3月31日付で、附属工業専門部が廃止された。この専門部は、昭和19年3月31日付で設置され、機械科、電気科、電気通信科、航空機科、金属工学科、化学工学科の6科がおかれ、5月1日入学式を挙行了た。その後昭和20年4月に窯業科が増設されたが、終戦を迎え、その整理が問題とされ、大学の学制改革のなかで、昭和23年3月に廃止されることとなった。

3. 繊維技術研究工場の設置

昭和22年10月の運営委員会において、当時の繊維産業復興との関係もあり、本学に「紡織関係の研究所」を設置すべしとの要望があったが、研究所としては認可されず、昭和23年8月1日付で、「繊維技術研究工場」が設置された。その定員は3級技官2名、嘱託1名、雇10名であった。

4. 刊行物委員会および図書館委員会の設置

昭和24年1月10日付で、22年6月設置された東京工業大学学報刊行委員会を廃止し、新たに東京工業大学刊行物委員会が発足した。本委員会は「学術研究及び調査に関する論文報告等を編集刊行する」ことを目的とし、各系からの委員8名と事務局長が加わった。

また昭和23年1月10日から「図書館委員会」が「図書館の運営管理に関し調査審議する」ことを目的として設置された。委員は各系からの互選で8名であった。

5. 工業振興会、学術文献普及会

財団法人工業振興会は、昭和21年9月6日に、東京工業大学における「科学技術に関する研究を振興すると共に生産技術の総合的な向上を図り産業及文化の進展に貢献すること」を目的として、和田小六学長が設立代表者となって設立された。事務所は東京都大田区北千束3丁目34番11号におかれ、上記の目的に関連して、科学技術研究の振興上必要な援助または奨励、生産技術の指導、向上への協力、科学技術研究成果の試行およびその実施の援助、有為な科学技術者の養成および援護、科学技術に関する研究調査の受託または委託、科学技術文献の出版およびその援助等を事業とした。当初の寄付行為に掲げられた設立資金は180万円であった。

この工業振興会は、各種の委託研究等の受託の窓口となり、大学教官の研究の促進に大いに有効な機能を果たしてきた。

財団法人学術文献普及会は、古く昭和6年11月24日、財団法人最新工業普及会として設立され、藤山工業図書館内におかれたが、昭和17年5月本学内に移された。

その後昭和17年6月学術文献普及会と名称を変更し、戦後にはその目的も「日本の民主的文化国家確立のために必要な図書教育の研究、学術文献の国際交換並びに普及」にあるとし、その事業として次の6項目が掲げられている。

- (1) 図書教育に必要な資料の収集、調査及び研究
- (2) 内外学術文献の抄録、翻訳、複写及び刊行
- (3) 内外学術文献の国際交換
- (4) 未発表学術文献の抄録、刊行並びに国際交換
- (5) 印刷文化に関する研究
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

この終戦直後から数年にわたり一般的に研究用図書等の入手は困難であり、各研究者の文献入手の要望が多く、この会の活動に負う所が極めて多かったのである。昭和57年現在の理事長は神原周名誉教授である。

6. 東京工業大学協同組合

昭和24年12月「東京工業大学協同組合」が設立された。目的は「相互扶助の精神に基づき、生活の改善・向上をはかる」ことであった。当時敗戦後の物資不足から教職員および学生の生活困窮が甚だしく、その協同事業による緩和が目的であった。

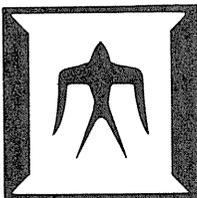
出発当初は購買部と理髪部のみであったが、後に外部業者の委託経営であった食堂を昭和25年9月から継承し、総務・施設・購買・事業・福利厚生部の5部とし、学生食堂、職員食堂、理髪所等の施設の経営、売店、時計修理等、事業部がアルバイト斡旋や謄写印刷、福利厚生部が古本売買、各種優待割引券の発行等を活発に行った。

7. 職員バッジの制定

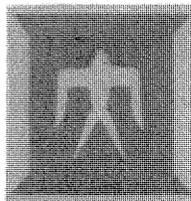
昭和23年1月末の運営委員会で、学内での職員の身分を明確にし、防犯にも役立つという趣旨で職員バッジの審査委員会を設置し、広く図案を懸賞募集することとなった。その結果70点の応募があり、委員会で優秀作8点に絞って、世論をきくため本館玄関前に展示し、投票を受けた。

しかし投票結果は、必ずしも公正な世論を反映したものとはいえないということで、審査委員会が改めて審査を行い、その結果、当時東京美術学校教授の堀進二（本学の「自在画」「彫塑」の授業を担当された）の図案を採用することとした。その図案は、下のおりであり、工の字につばめの犬の字を図案化して配したもので、工の字はまた窓を象ったものであり、学窓の意味をも象徴している。他方「つばめ」は瑞鳥として古くから喜ばれているものである。

この図案の職員バッジは、当時の全職員に配布された。また、学生バッ



バッジの図案



職員バッジ

ジも同じ図案で色彩をかえて制定された。その後この図案は、本学の多くのチャンスにそのシンボル・マークとして使用されている。

8. 学友会組織

戦前の本学の学生自治の組織は、「東京工業大学蔵前学友会」と称し、「会員ノ心身ヲ錬リ親睦ヲ厚ウシ、自治ノ学風ヲ發揮スル」ことを目的としてうたっている（同会則第2条）が、会員は本学学生生徒、卒業生および現旧職員であり、会長には学長が推戴されていた。ただ各部（運動および文化関係）の活動は、部長である教官のもとで、活発な部活動を展開していた。

敗戦後は全く様相を一変し、全国的に各大学の学生が自治会組織をもったが、本学でも新しい学生自治組織が活動を開始したと思われる。敗戦直後の政治的・経済的混乱のなかで、学生の勉学環境は著しく窮迫していたが、記録によると、昭和21年5月には、学友会代表が運営委員会のメンバーと会合し、食糧事情悪化のため夏季休業を1カ月早めてほしいといった要望をし、また9月には、秋期に大学記念祭（学内開放等）を実施する件で、同じく運営委員会と協議している。

このように大学としては学長自ら運営委員会という学長諮問機関と学友会との懇談を図ったほど、学生自治組織の健全な育成に力を入れたことが知られる。しかし、その後次第に全国的組織「[全日本学生自治会総連合]（全学連）は昭和23年に結成された」の力が大きくなるに従い、たとえば国立大学の地方委譲問題（昭和22年末）、大学法案問題（昭和23年末～24年）、大学授業料値上げ問題（昭和23年）等々と関連して、政治運動に傾斜していったため、本学としてもその対応に苦慮するようになった。なお、会則等をもって正式に東京工業大学学友会組織をつくったのは昭和30年である（第5章参照）。

9. 石井茂助総務部長の逝去

ここで石井茂助総務部長の逝去について一言しなければならない。石井茂助氏は、昭和4年本学大学昇格時から初代事務官として就任されて以

来、本学の充実と発展に献身的努力をされてきた。戦争中および戦後の混乱期にも、よく先を見通して学長を補佐し、本学のために尽瘁されてきたのであるが、不幸病を得、療養の甲斐なく昭和23年4月10日死去されたのである。

付録 1

改革後のコース別カリキュラム (昭和21年4月1日)

応 用 数 学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
数学第一及演習	6	6						
一般物理第一及演習	4	4						
一般化学及演習	4	4						
化学工業総論	1	2						
電気工業総論	1	2						
機械工業総論	1	2						
建築総論	1	2						
語 学	1	2						
哲 学 史	1	2						
物理学実験第一	3	3						
化学実験	3	3						
数学第二及演習	6		6					
一般物理第二及演習	4		4					
力学及演習	4		4					
物理化学及演習	4		4					
経済学及経済史	1		2					
幾何学及演習第一	4			4				
理論物理学演習第一	4			4				
代数学及演習第一	4			4				
社会思想史	1			2				
解析学及演習第一	4			4				
幾何学及演習第二	4				4			
代数学及演習第二	4				4			
解析学及演習第二	4				4			
理論物理学演習第二	4				4			
科学史及技术史	1				2			
数学特別講義中二課目	4					4		
物理学各論中一課目	2					2		
医学及生理学	1					2		
数学特別講義中一課目	2						2	
心 理 学	1						1	
芸 術 史	1						2	
合 計	90	32	20	18	18	8	6	

二年後期迄の単位数 77

数学特別講義は概ね下記科目中数課目を行ふ：高等幾何学，群論行列論，特殊函数論，応微分方程式，積分方程式論，確率論，統計学，数値計算法，物理学各論第一群，流体力学，振動論，熱力学

応用物理学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
数学第二及演習	6		6					
一般物理学第二及演習	4		4					
力学及演習	4		4					
物理化学及演習	4		4					
経済学及経済史	1		2					
物理学実験第二	3		3					
流体力学(物理学各論第一群中)	2			2				
熱力学(")	2			2				
実験物理学第一	4			4				
実験物理学第二	4				4			
理論物理学及演習第一	4			4				
物理学実験第三	6			6				
社会思想史	1			2				
解析学及演習第一	4			4				
一般量子論	2				2			
弾性力学(物理学各論第二群中)	2				2			
光 学(")	2				2			
電磁場論(")	2				2			
科学史及技術史	1				2			
理論物理学及演習第二	6				6			
物理学実験第四	6				6			
数学特別講義中一課目	2					2		
物理学特別講義中二課目	4					4		
医学及生理学	1					2		
物理学特別講義中一課目	2						2	
心 理 学	1						2	
芸 術 史	1						2	
合 計	107	32	23	24	26	8	6	

二年後期迄の単位数 96

物理学特別講義

振動論, 熱伝導論, 数理物理学, 統計力学, 物性論, 物理量測定法

化 学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
一般物理学第二及演習	4		4					
物理化学及演習	4		4					
分析化学	1		2					
分析化学実験	6		6					
無機化学	1		2					
有機化学	2		4					
有機化学実験第一	3		3					
物理化学実験第一	3		3					
化学反応速度論	2			2				
有機化学実験第二	6			6				
膠質化学	2			2				
物理化学実験第二	3			3				
分子構造論	2			2				
社会思想史	1			2				
化学史	1			2				
膠質化学実験	3			3				
科学史及技术史	1				2			
無機化学特別講義	2				2			
化学熱力学	2				2			
有機化学特別講義	1				2			
理論有機化学	2				2			
無機化学実験	3				3			
生物化学	1				2			
金相学第一	2				2			
物理学実験第二	3				3			
化学特別実験	6				6			
医学及生理学	1					2		
量子化学	2					2		
分光化学	1					2		
高分子化学第一	2					2		
心理学	1						2	
芸術史	1						2	
数学特別講義	2						2	
合 計	104	32	30	22	26	8	6	

二年後期迄の単位数 94

化学特別実験は下記実験中の二つを選択するものとする

分光化学実験, 有機化学特別実験, 物理分析実験, 物理化学特別実験, 膠質化学特別実験, 地質鉱物実験, 化学物理特別実験

機械工学第一（機械一般）

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
数学第二及演習	6		6					
力学及演習	4		4					
材料学及演習	2		2					
水力学及演習	2		2					
工業熱力学及演習	2		2					
機械設計第一	2		2					
金属材料汎論	1		2					
経済学及経済史	1		2					
機 械 製 図	6		6					
応用弾性学及演習	2			2				
流体力学及演習	2			2				
機械力学及演習	2			2				
機械工学汎論	1			2				
電気工学汎論	2			2				
蒸汽原動機	1			2				
社会思想史	1			2				
機械設計製図第一	6			6				
機械工学実験	3			3				
電気工学実験	3			3				
蒸汽及ガスタービン	1				2			
内 燃 機 関	1				2			
流 体 機 械	1				2			
塑 性 工 学	2				2			
燃料及燃焼論	1				2			
工業反応装置	2				2			
科学史及技術史	1				2			
機械設計製図第二	6				6			
機械工作実習第一	3				3			
原動機実験	3				3			
機械構造力学○	1					2		
運輸機関力学○							2	
伝熱学及演習○	(2)**							
荷役機械△								
自動車工学△	1					2		
暖房及冷房△								
振動学及演習×	(2)**							
鉄道車輛×						2		
送風機及圧縮機×	1							
医学及生理学	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	104 (105)	32	30	26	26	8	4	

二年後期迄の単位数 98

** ○, △, ×印より各一科目を選択するか又は○, ×印から各二科目を選択するを可とす

機械工学第二 (生産)

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
数学第二及演習	6		6					
力学及演習	4		4					
材料力学及演習	2		2					
水力学及演習	2		2					
機構学及演習	2		2					
機械設計第一	2		2					
金属材料汎論	1		2					
経済学及経済史	1		2					
機 械 製 図	6		6					
応用弾性学及演習	2			2				
振動学及演習	2			2				
切削工学	2			2				
機械工作汎論	1			2				
電気工学汎論	2			2				
材 料 試 験	1			2				
社会思想史	1			2				
機械設計製図第一	3			3				
機械工学実験	3			3				
機械工作実習第一	3			3				
電気工学実験	3			3				
機 械 計 測	1				2			
塑 性 工 学	2				2			
工作機械及演習	2				2			
流 体 機 械	1				2			
作 業 管 理	1				2			
火力原動力機	1				2			
金相学第一	1				2			
科学史及技術史	1				2			
機械設計製図第二	6				6			
機械工作実習第二	3				3			
機械製作法実験	3				3			
鋳 金 工 学	1					2		
鍛 造	1					2		
鑄 造	1					2		
熔 接	1					2		
医学及生理学	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	104	32	28	26	28	10	4	

機械工学第三（計測）

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
（共 通）	26	32						
数学第二及演習	6		6					
一般物理学第二及演習	4		4					
材料力学及演習	2		2					
機構学及演習	2		2					
機械設計第一	2		2					
経済学及経済史	1		2					
機 械 製 図	6		6					
実験物理学	4			4				
応用力学第一及演習	4			4				
計測工学	2			2				
機械工作法	2			2				
電気工学汎論	2			2				
社会思想史	1			2				
計測技術第一*	9			9				
応用力学第二及演習	2				2			
化学計測	1				2			
機 械 計 測	1				2			
電気測定学	2				2			
工業計測	1				2			
金属材料汎論	1				2			
科学史及技術史	1				2			
計測技術第二*	9				9			
計測工学特論**	1					2		
原動機汎論	2					4		
機械工作汎論	1					2		
化学工学汎論	2					2		
医学及生理学	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	100	32	24	25	23	12	4	

二年後期迄の単位数 91

* 計測技術第一，第二とも定員 16名

** 計測工学特論（A, B, C）6時間の中2時間を選択（実験弾性学，実験流体力学，誤差論，数値計算，数学機械，特殊実験法等）

電 気 工 学 第 一

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
電気磁気学及演習	6		6					
交 流 理 論	2		2					
電気測定学	2		2					
数学第二及演習	6		6					
経済学及経済史	1		2					
材 料 力 学	2		2					
電気磁気学実験	6		6					
回 路 理 論	2			2				
電気物性学	2			2				
電気機械学第一	4			4				
電子工学汎論	2			2				
原動機汎論	2			2				
電 気 材 料	1			2				
社会思想史	1			2				
電気工学実験第一	6			6				
機械工作汎論	1			2				
機械工作実習第一*	3			3				
機械工学実験*	3			3				
電力工学第一	4				4			
電力応用第一	2				2			
電気機械設計第一	2				2			
科学史及技術史	1				2			
電気機械学第二	4				4			
高電圧工学	2				2			
高周波工学汎論	2				2			
電気工学実験第二	6				6			
電気工学製図	3				3			
電力応用第二	1					2		
電力工学第二	2					2		
電気機械設計第二	2					2		
医学及生理学	1					2		
通信工学汎論	2					2		
電力工学実験	2					6		
電気機械製図	3					3		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	116	32	26	27	29	23	4	

二年後期迄の単位数 101

特別講義

* 印は何れか一をとる

電気事業及法規——8時間 後期

発変電所特論——14 ” ”

電 気 工 学 第 二

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
電気工学第一と同じ	25		26					
回 路 理 論	2			2				
電気物性学	2			2				
電 子 工 学	4			4				
電気機械汎論	3			4				
電 気 材 料	1			2				
社会思想史	1			2				
回路構成学	2				2			
機械工作汎論	1			2				
機械工作実習第一	3			3				
電気工学実験第一	6			6				
高周波工学	4				4			
変換制御学	2					2		
電 波 工 学	2				2			
電力汎論	1					2		
電力応用第一	2				2			
有線通信第一	2				2			
高電圧工学	2				2			
科学史及技術史	1				2			
電気工学実験第二	6				6			
電気工学製図	3				3			
高周波測定	1					2		
有線通信第二	2					2		
無 線 通 信	2					2		
音 響 工 学	1					2	2	
電気応用計測	1					2		
医学及生理学	1					2		
通信工学製図	3					3		
通信工学実験	2					6		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	115	32	26	27	29	21	6	

二年後期迄の単位数 101

特別講義

電話交換 16時間 後期

化 学 工 学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
物理化学及演習	4		4					
物理化学実験第一	3		3					
一般物理学第二及演習	4		4					
有機化学	2		4					
有機化学実験第一	3		3					
分析化学	1		2					
分析化学実験	6		6					
機械設計第一	2		2					
社会思想史	1			2				
伝熱学及演習	2			2				
流体力学及演習	2			2				
化学工学第一	2			4				
化学工学第一演習	2			2				
工業物理化学第一及演習	2			2				
物理化学実験第二	3			3				
化学装置設計製図第一	6			6				
科学史及技術史	1				2			
化学工学第二	2				4			
化学工学第二演習	2				2			
工業反応装置	2							
高压装置設計	2				2			
化学装置設計製図第二	3				3			
工業物理化学第四及演習	2				2			
化学工学実験	6				6			
流 体 機 械	2				2			
有機工業化学概論	1				2			
燃料及燃焼論	1				2			
無機工業化学概論	1				2			
医学及生理学	1					2		
工業窯炉及演習	2					2		
機械工作汎論	1					2		
腐蝕及防蝕	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	103	32	30	23	29	8	4	

工業化学第一（工業物理化学）

科 目 名	単位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
（共 通）	26	32						
物理化学及演習	4		4					
有機化学	2		4					
分析化学	1		2					
化学熱力学	2		2					
無機工業化学概論	1		2					
有機工業化学概論	1		2					
経済学及経済史	1		2					
分析化学実験	6		6					
有機化学実験第一	3		3					
物理化学実験第一	3		3					
化学反応速度論*	2			2				
膠質化学*	2			2				
電気化学*	2			2				
化学工学第一	2			4				
化学工学第一演習	2			2				
高分子化学第一	2			2				
社会思想史	1			2				
物理化学実験第二	3			3				
化学装置設計製図第一	6			6				
膠質化学実験	3			3				
工業物理化学第一	2			2				
同 第二	2				2			
同 第三	2				2			
同 第四	2				2			
応用膠質化学	1				2			
触媒論	1				2			
燃料及燃焼論	1				2			
物性論	2				2			
科学史及技術史	1				2			
工業物理化学実験	12				12			
無機材料化学第一	1					2		
医学及生理学	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
燃 料 化 学	1			1				
合 計	102	32	30	28	24	4	4	

二年後期迄の単位数 98

* 印は何れか一をとる

工業化学第二 (工業電気化学)

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
有機化学	2		4					
無機化学	1		2					
分析化学	1		2					
物理化学及演習	4		4					
生物化学	1		2					
化学熱力学	2		2					
鈹物鈹床学	1		2					
分析化学実験	6		6					
物理化学実験第一	3		3					
無機化学実験	3		3					
有機化学実験第一	3		3					
社会思想史	1			2				
電気基礎学	3			4				
化学反応速度論	2			2				
生物化学特論	1			2				
化学工学汎論	2			2				
電気化学	2			2				
電解化学第一	1			2				
物理化学実験第二	3			3				
生物化学実験	3			3				
電気実験	3			3				
化学装置製図	3			3				
科学史及技術史	1				2			
熔融塩電解化学	1				2			
電解化学第二	1				2			
電熱化学	1				2			
放電化学*	1				2			
電池学*	1				2			
界面電気化学	1				2			
電気材料化学	1				2			
金相学第一	2				2			
無機工業化学概論*	1				2			
応用膠質化学*								
電気化学実験第一	3					3		
同 第二	3					3		
同 第三	3					3		
同 第四	3					3		
医学及生理学	1						2	
無機材料化学第一*	1						2	
有機合成化学汎論*								
有機材料化学第一	1						2	
冶金学汎論	1						2	
芸術史	1							2
心理学	1							2
合 計	102	32	32	28	30	6	4	

二年後期迄の単位数 97

* 無機工業化学概論}二者選択 有機合成化学汎論}二者選択 放電化学}二者選択
 応用膠質化学}二者選択 無機材料化学第一}二者選択 電池学}二者選択

工業化学第三 (有機材料化学)

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
物理化学及演習	4		4					
有 機 化 学	2		4					
分 析 化 学	1		2					
化学熱力学	2		2					
無機工業化学概論	1		2					
有機工業化学概論	1		2					
経済学及経済史	1		2					
分析化学実験	6		6					
有機化学実験第一	3		3					
物理化学実験第一	3		3					
化学反応速度論	2		2					
工業物理化学第一	2			2				
膠 質 化 学	2			2				
電 気 化 学	2			2				
化学工学汎論	2			2				
高分子化学第一	2			2				
有機材料化学第一	1			2				
分子構造論	2			2				
無機材料化学第一	1			2				
有機合成化学汎論	1			2				
社会思想史	1			2				
金属材料汎論	1				2			
物理化学実験第二	3			3				
化学装置製図	3			3				
高分子化学第二	2				2			
有機材料化学第二	1				2			
同 第三	1				2			
同 第四	1				2			
電気材料化学	2				2			
物 性 論	2				2			
X 線	1				2			
理論有機化学	2				2			
科学史及技術史	1				2			
有機合成化学実験	6				6			
有機材料化学実験	6				6			
電 子 線	1					2		
医学及生理学	1					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
合 計	97~ 98 93~ 94	32	30	24	32	4	4	

二年後期迄の単位数

工業化学第四 (有機合成化学)

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
物理化学及演習	4		4					
化学熱力学	2		2					
分析化学	1		2					
無機化学	1		2					
有機化学	2		4					
生物化学	1		2					
無機工業化学概論	1		2					
有機工業化学概論	1		2					
物理化学実験第一	3		3					
分析化学実験	6		6					
有機化学実験第一	3		3					
社会思想史	1			2				
化学反応速度論	2			2				
膠質化学	2			2				
電気化学	2			2				
化学工学汎論	2			2				
有機合成化学第一	1			2				
分子構造論	2			2				
有機材料化学第一	1			2				
有機化学実験第二	6			6				
生物化学実験	3			3				
有機化学実験法	1			2				
科学史及技術史	1				2			
理論有機化学	2				2			
有機合成化学第二	1				2			
同 第三	1				2			
同 第四	1				2			
色 染 化 学	1				2			
有機合成化学実験第一	3				3			
同 第二	3				3			
同 第三	3				3			
色染化学実験	3				3			
医学及生理学	1					2		
分 光 化 学	1					2		
高分子化学第一	2					2		
心 理 学	1						2	
芸 術 史	1						2	
有機化学特別講義	1						2	
合 計	98	32	32	25	24	4	6	

工業化学第五（無機材料化学）

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
一般物理学第二及演習	4		4					
経済学及経済史	1		2					
物理化学及演習	4		4					
化学熱力学	2		2					
無機化学	1		2					
結 晶 学	2		2					
分析化学	1		2					
物理化学実験第一	3		3					
分析化学実験	6		6					
無機化学実験	3		3					
化学工学汎論	2			2				
膠 質 化 学	2			2				
工業物理化学第一								
分子構造論	2			2				
高分子化学第一								
社会思想史	1			2				
電 気 化 学	2			2				
岩 石 学	1			2				
無機工業原料	1			2				
顕微鏡実験	3			3				
物理化学実験第二	3			3				
無機材料化学第一	1			2				
同 第二	1				2			
同 第三	1				2			
同 第四	1				2			
珪酸塩物理化学第一	2			2				
同 第二	2			2				
珪酸塩工学測定法	2			2				
珪酸塩工学実験第一	6			6				
同 第二	3			3				
同 第三	3			3				
科学史及技術史	1				2			
無機工業化学概論	1				2			
燃料及燃焼論	1				2			
医学及生理学	1					2		
工業窯 炉	2					2		
冶金学汎論	1							
電 子 線								
化学反応速度論	2					2		
伝 熱 学								
物 性 論	2							
電気材料化学								
触 媒 論								
X 線	1							
心 理 学	1						2	
芸 術 史	1						2	
合 計	102 103	32	30	22	30	6	6	

冶 金

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
分 析 化 学	1		2					
分析化学実験	6		6					
物理化学及演習	4		4					
物理化学実験第一	3		3					
化学熱力学	2		2					
鋳物及鋳床学	1		2					
経済学及経済史	1		2					
金相学第一	2		2					
金相学第一実験	3		3					
金相学第二	2		2					
金属材料汎論	1		2					
伝熱論及演習	2			2				
社会思想史	1			2				
鉄冶金学第一	1			2				
非鉄冶金学第一	1			2				
金属加工学汎論	2			2				
物理冶金測定法	1			2				
電気工学汎論	2			2				
電気工学実験	3			3				
物理冶金実験	3			3				
金相学第二実験	3			3				
膠質化学	1			2				
冶金物理化学及演習	2			2				
冶金物理化学実験	3			3				
化学工学第二	2				4			
化学工学第二演習	2				2			
燃料及燃焼論	1				2			
電気冶金学	1				2			
炉材化学	1				2			
冶金学実験第二	6				9			
科学史及技术史	1				2			
鉄冶金学第二	1				2			
非鉄冶金学第二	1				2			
土木学大意第一	1					2		
医学及生理学	1					2		
工業窯炉	2					2		
量子化学	2					2		
心理学	1						2	
芸 術 史	1						2	
合 計	101	32	30	30	27	8	4	

金 属 加 工

科 目 名	単 位		一 年		二 年		三 年		備 考
	前	後	前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32							
分析化学	1		2						
分析化学実験	0		6						
物理化学及演習	4		4						
物理化学実験第一	3		3						
経済学及経済史	1		2						
材料力学及演習	2		2						
金相学第一	2		2						
機械設計第一	2		2						
金相学第一実験	3		3						
金相学第二	2		2						
金属材料学一ノ一	1			2					
金属材料学二ノ一	1			2					
物理冶金測定法	1			2					
冶金学汎論	1			2					
材料試験	1			2					
材料試験実験	3			3					
冶金物理化学及演習	2			2					
金属加工学第一	2			2					
社会思想史	1			2					
機械製図第二	6			6					
電気工学汎論	2			2					
電気工学実験	3			3					
科学史及技术史	1				2				
金属材料学一ノ二	1				2				
金属材料学二ノ二	1				2				
金属加工学第二	2				2				
塑性工学	2				2				
冶金物理化学実験	3				3				
工作機械	2				2				
物理冶金実験	3				3				
金属物理学第一	2				2				
金相学第一実験	3				3				
金相学第二実験	3				3				
熔 接	1					2			
金属物理学第二	2					2			
鑄 造	1					2			
鍛 造	1					2			
医学及生理学	1					2			
心 理 学	1						2		
芸 術 史	1						2		
合 計	107	32	28	30	26	10	4		

織 維 工 学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
力学及演習	4		4					
機械製図第一	6		6					
機械設計第一	2		2					
材料力学及演習	2		2					
機構学及演習	2		2					
織維化学	1		2					
織維物理学第一	2		2					
織維工学実験第一	3		3					
社会思想史	1			2				
機械工作汎論	1			2				
機械工作実習第一	3			3				
織維物理学第二	2			2				
紡績学第一	1			2				
紡績学第二	1			2				
織物構造学	1			2				
製 織 学	1			2				
製 系 学	1			2				
織維工学実験第二	9			9				
科学史及技術史	1				2			
機 械 計 測	1				2			
金属材料汎論	1				2			
織維工業化学	1				2			
編 組 学	1				2			
織維物加工	1				2			
織 物 設 計	3				4			
織維工学実験第三	12				12			
医学及生理学	1					2		
電気工学汎論	2					2		
電気工学実験	3					3		
心 理 学	1						2	
芸 術 史	1						2	
合 計	99	32	25	28	28	7	4	

二年後期迄の単位数 91

建築学第一

科 目 名	单 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史			2					
建築史第一	2		4					
建築設計第一	2		2					
建築設計製図第一	9		9					
建築構造学第一	3		4					
建築材料	2		4					
社会思想史	1			2				
建築史第二	1			2				
建築意匠	1			2				
建築意匠演習	3			3				
建築設計第二	2			2				
建築設計製図第二	9			9				
建築構造学第二	1			2				
建築設計理学	1			2				
都市計画	3			4				
科学史及技術史	1				2			
建築設計第三	2				2			
建築設計製図第三	12				12			
建築設備	1				2			
医学及生理学	1					2		
建築設計製図第四	12					12		
芸術史	1						2	
心理学	1						2	
構造力学第一	4		4					
構造力学演習第一	3		3					
合 計	105	32	32	32	18	14	4	

二年後期迄ノ単位数 90

選 択 科 目	单 位	前	後	備 考
建築図学*	2		2	
自在画第一*	2		2	
” 第二*	2	2		
彫 塑*	2	2		
電気設備*	1		2	
建築設計理学及建築設備演習*	3		3	
測量学及演習*	3	3		
建築史特論*	1	2		
建築意匠特論*	1		2	
工 業*	1	2		
庭 園*	1		2	
国土計画*	1		2	

建 築 学 第 二

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	26	32						
経済学及経済史	1		2					
建築設計第一	2		2					
建築設計製図第一	9		9					
構造力学第一	4		4					
構造力学演習第一	3		3					
建築構造学第一	3		4					
建 築 材 料	2		4					
社会思想史	1			2				
建築設計製図第二	9			9				
構造力学第二	4			4				
建築構造学第二	1			2				
建築構造学演習第一	3			3				
耐 震 学	2			4				
科学史及技術史	1				2			
構造力学演習第二	3				3			
建築構造学演習第二	9				9			
建築施工第一	2				2			
医学及生理学	1					2		
建築構造学演習第三	12					12		
建築施工第二	2					2		
芸 術 史	1						2	
心 理 学	1						2	
建築史第一	2		4					
鉄筋コンクリート構造	1			2				
鋼 構 造	1				2			
木 構 造	1				2			
合 計	109	32	32	28	22	16	4	

二年後期迄ノ単位数 92

選 択 科 目	単 位	前	後	備 考
土木工学大意第一*	1	2		
同 第二*	1		2	
測量学及演習*	3	3		
建築構造特論*	2	2		
建築材料特論*	1	2		

經 営 工 学

科 目 名	単 位	一 年		二 年		三 年		備 考
		前	後	前	後	前	後	
(共 通)	(26)	(32)						
(経済学及経済史)	(1)		(2)					
経済学原論	1		2					
外国経済書講読第一	4		4					
(心 理 学)	(1)		(2)					
(社会思想史)	(1)			(2)				
経営経済学	1			2				
統 計 学	1			2				
実験心理学	1			2				
外国経済書講読第二	4			4				
(科学史及技術史)	(1)				(2)			
工 業 政 策	1				2			
生産管理論	1				2			
原価計算及演習	2				2			
経済学演習	4				4			
(医学及生理学)	(1)					(2)		
経営管理論	1					2		
立 地 論	1					2		
賃 金 制 度	1					2		
景 気 論	1					2		
経 済 地 理	1					2		
産業革命史論	1					2		
経営学演習	2					2		
外国経済書講読第三	2					2		
心理学実験	2					2		
芸 術 史	(1)						(2)	
合 計	(32)	(32)	(4)	(2)	(2)	(2)	(2)	
	32		6	10	10	18		

1. 一年後期以降において他のコースに準拠して理工関係科目約60単位を任意選択すること
2. 括弧内は共通及び教養科目

付録 2

仮設講座，研究室等ニ関スル調査表

部 局 名	定 員			仮 設 講 座				研究室名(案)
	教 授	助教授	助 手	完 全	教 授 ノミ	助教授 ノミ	合 計	
染料化学科	2	5	7	2	0	2	4	3
紡織学科	3	3	6	2	1	1	4	4
窯業学科	2	3	6	1	1	2	4	3
応用化学科	4	5	9	4	0	1	5	5
電気化学科	2	3	5	1	1	2	4	3
機械工学科§	8	9*	17	8	0	0	8	8
電気工学科	4	5	8	3	1	2	6	5
建築工学科	5	4	9	3	2	1	6	5
化学工学科	4	4	8	4	0	0	4	4
金属工学科	4	4	8	4	0	0	4	4
燃料工学科	3	3	6	3	0	0	3	3
基礎理学	7	12	16					
物理学	1	2	2	1	0	1	2	2
数学	1	1	2	0	1	1	2	1
有機化学	1	1	1	1	0	0	1	1
無機化学	1	1	1	1	0	0	1	1
分析化学	1	3	3	1	0	2	3	3
物理化学	0	1	1	0	0	1	1	1
生産工学科	0	1	1	0	0	1	1	1
応用力学				1	1	1	3	2
高工教員養成所				1	0	0	1	1
研 究 所	15	22	52					
建築材料	0	3	6	0	(助手 ノミ) ²	3	5	3
資源化学	3	4	8	3	0	0	3	3
精密機械	4	4	8	4	0	0	4	4
窯業	2	2	4	1	1	1	3	3
電気科学	3	3	9	3	0	0	3	3
燃料科学	3	6	11	3	0	1	4	4

* 印ハ1名ハ特研生指導者定員。

§ 機械工学科中2講座ハ航空工学科ノ講座移管ニヨリ加ヘタモノデアリ，来年度以降消滅スルモノデアリマス。

(注) 「仮設講座，研究室等ニ関スル調査表」の説明(学制委員会)

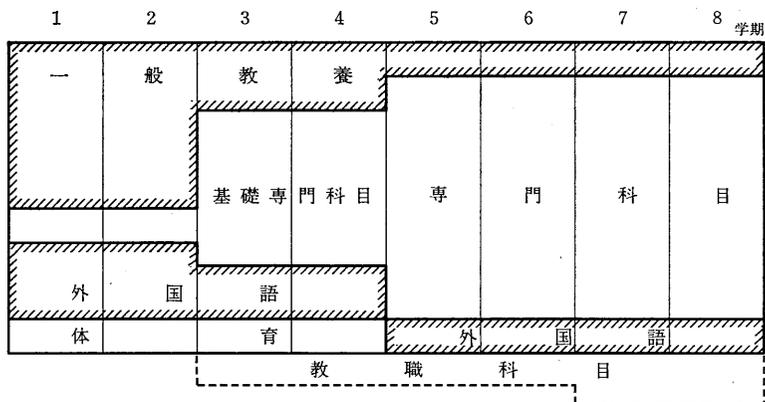
当時の学科にあった教授・助教授・助手の定員に対して，教授・助教授でペアとなる完全講座的なもの，教授のみまたは助教授のみで研究室をもつものとの組合せで，「仮設講座」と称したものである。原表のまま，計算のあわない部分もある。

付録 3

学 習 案 内 (昭和25年度)

1. 総 説

1. 学部における授業科目は、一般教養科目、外国語、体育科目及び専門科目からなりたつている。専門科目はさらに、工学及びそれに関連した理学の専門科目及び教職に関する専門科目にわけられる。工学及びそれに関連した理学の専門科目のうち、初めの学期のうちに修得することを推奨されている、比較的共通な基礎的科目を基礎専門科目とよぶ。
2. これらの授業科目は、8学期間若しくはそれ以上にわたつて適当に履修し、要求された以上の単位を修得すればよいのであるが、標準的な履習課程としては、初めの4学期間に一般教養科目、外国語及び体育科目の比較的多くの単位並びに基礎専門科目を修得し、残りの4学期間においては、それぞれの専門科目を主とし、一般教養科目及び外国語を併せて修得することが望ましい。この課程を図解すると次のようになる。



3. 本学の学部には、定員をきめた専門の「科」は設けていない。又教養学部と専門学部との判然たる区別もない。従つて学生は、自分で目標を定め、計画をたて、次第に専門化していけばよい。その目標の基準として10のコースを示してある。これらは、工業の諸分野と本学の教授能力とを勘案して定めたものである。学生は初めの4学期間に、共通的な授業科目のほかに、それぞれのコース案内に要求されている基礎専門科目を修得して、高学年に設けた専門科目を申告する資格を

整える必要がある。その資格を得たならば、コースの定めた標準課程を参考として、自分の目標に到達するのに必要な科目を修得し、最後にその専門分野についての卒業研究を完了すればよい。

4. 学生が希望する授業科目はできるだけ履修し得られるように計画しているけれども、実験、実習、製図、演習などを伴う科目は、設備の都合でどうしても人数を制限しなければならないことがある。そのような授業科目に履修希望者が集中したような場合には、履修できない学生を生じ、自分の希望するコースを専修することのできないような場合もおこる。

定員のある授業科目では、履修科目の成績を勘案して選抜されるから、平常より心掛けて優秀な成績をとっておくことが望ましい。

5. 各授業科目に対する単位数算出の基準は次の通りである。

イ 講義は1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備又は復習を必要とすることを考慮し、毎週1時間、15週を1単位とする。

ロ 演習は2時間の演習に対し、1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間、15週を1単位とする。

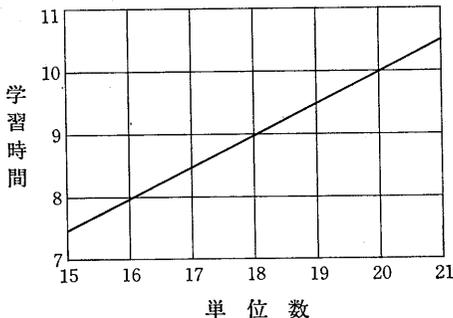
外国語の授業は演習なみに単位数を定める。

ハ 実験、実習、製図、体育実技の如き授業は、学習が凡そ実験室又は実習場等において行われるものであることを考慮し、毎週3時間、15週を1単位とする。

ニ 単位数記載例

1-0-1は、講義1単位、演習なし、実験実習等1単位を以て構成されることをあらわす。

6. 1学期に履修する単位数と1日平均学習時間数（日曜日を除く）との関係は、大体下図のようである。平均能力の学生にとって、1学期に履修可能な最大限の単位数は凡そ18単位であろう。



7. 卒業迄に履修する総単位数は学則第12条による。

(備考)

学則第12条 科目試験及び学士試験を通算して120単位以上、体育4単位以上に合格した者には教授会の議を経て卒業証書を授与し、工学士の称号を授ける。

前項の120単位中には、36単位以上の一般教養科目が含まれねばならない。

2. 一般教養科目履修案内

1. 一般教養科目に関しては、将来如何なる専門に進むものも、履修する方法は一樣である。
2. 一般教養科目は、人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の3系列に分類される。
3. 各系列に属する授業科目は、いくつかの講義、演習及び実験より成り立っている。

一つの授業科目に属する講義、演習或は実験の内から4単位以上とれば、その授業科目を修得したと認められる。但し言語学及び政治学概論は2単位を以て1授業科目とする。

授業科目の構成及び推奨履修学期は附表の通りである。

4. 上記3系列からほぼ同単位数をとることが望ましく、各系列から夫々3科目12単位以上合計36単位以上を卒業までにとらなければならない。第4学期の終りまでに18単位以上とつていないと、第5学期以後の授業科目の申請が受けられないことがある。

標準としては28単位から32単位を修得することが望ましい。

5. 上記3系列のうち、自然科学関係はなるべく低学年の間にとり、人文科学関係及び社会科学関係の一部は、高学年にもわたつてとることが望ましい。

[附 表]

人 文 科 学 関 係

授 業 科 目		単 位 数	推 奨 履 修 学 期
歴 史	文 化 史 第 一	1-0-0	1
	同 第 二	1-0-0	2
	同 第 三	1-0-0	5, 7
	同 第 四	1-0-0	6, 8

授 業 科 目		単 位 数	推奨履修学期
文 学	文学概論 第一	1-0-0	3
	文学概論 第二	1-0-0	4
	文学概論 第三	1-0-0	5,7
	文学概論 第四	1-0-0	6,8
言 語 学	言語学概論 第一	1-0-0	1
	言語学概論 第二	1-0-0	2
哲 学	哲学概論 第一	1-0-0	1
	哲学概論 第二	1-0-0	2
	哲学概論 第三	1-0-0	3
	哲学概論 第四	1-0-0	4
芸 術	美術史 第一	1-0-0	1
	美術史 第二	1-0-0	2
	音楽概論 第一	1-0-0	3
	音楽概論 第二	1-0-0	4

社会科学関係

授 業 科 目		単 位 数	推奨履修学期
心 理 学	心理学 第一	2-0-0	1
	心理学 第二	2-0-0	2
社 会 学	社会学概論	2-0-0	2
	社会思想史	2-0-0	5,7
経 済 学	経済学 第一	2-0-0	2
	経済学 第二	2-0-0	3
統 計 学	統計学 第一	2-0-0	3
	統計学 第二	2-0-0	4
法 学	法学概論	2-0-0	1
	日本国憲法	2-0-0	6,8
政 治 学	政治学概論	2-0-0	5,7

自然科学関係

授 業 科 目		単 位 数	推奨履修学期
数 学	数学 第一	2-1-0	1
	数学 第二	2-1-0	2
物 理 学	物理学 第一	2-0-0	1
	物理学演習 第一	0-1-0	1
	物理学 第二	2-0-0	2
	物理学実験 第一	0-0-1	2

授 業 科 目		単 位 数	推奨履修学期
化 学	化 学 第 一	2-0-0	1
	化 学 実 験 第 一	0-0-1	1
	化 学 第 二	2-0-0	2
	化 学 実 験 第 二	0-0-1	2
生 物 学	生 物 学 第 一	1-0-0	1
	生 物 学 実 験 第 一	0-0-1	1
	生 物 学 第 二	1-0-0	2
	生 物 学 実 験 第 二	0-0-1	2

3. 外国語履修案内

1. 外国語の授業は、聞き、話し、読み、書くと言う、言語使用の四つの面の調和的発達を期し、外国語の語法に習熟せしめることを目的とし、併せて外国の文化一般の知識を修得せしめる。
2. 外国語として、英語、独語、仏語、露語の授業を行う。授業科目の構成及び推奨履修学期は附表の通りである。
3. 英語は既に基礎的知識を修得して来たものと認めて初級を置かず、中級、上級Ⅰ及びⅡを設ける。上級Ⅰ、Ⅱには程度の差は殆どなく、上級Ⅱは主として高学年生のためのものである。
4. 独語、仏語、露語には何れも、初級、中級を設け、独語には更に高学年生のために上級を置く。なお仏語、露語にも将来上級を設ける予定である。
5. 未修の外国語二ヶ国を並行的に学習することは、効果上望ましくない。大体において、既修の外国語の学力の充実につとめつゝ、新しい外国語の修得を志すことが望ましい。
6. 外国語の授業の単位数は演習に準じ、1週2時間15週を以て1単位とする。
初級、中級は1週4時間2単位の学習を必要とし、単位の分割を許さない。上級は1週2時間（1単位）の学習で差支えない。
7. 外国語は初めの4学期間に、2ヶ国語12単位以上修得することが望ましいが、少くとも8単位以上を修得していなければ、第5学期以後の授業科目の申告が受け付けられないことがある。
更に高学年において学修の継続が期待され、卒業迄に2ヶ国語16単位内外の修得が望ましい。

〔附 表〕

授 業 科 目		単位数	推奨履修学期	授 業 科 目		単位数	推奨履修学期
英 語	英語 第一	0-2-0	1	仏 語	仏語 第一	0-2-0	1
	同 第二	0-2-0	2		同 第二	0-2-0	2
	同 第三 ^A	0-1-0	3		同 第三	0-2-0	3
	同 第三 ^B	0-1-0	3		同 第四	0-2-0	4
	同 第四 ^A	0-1-0	4				
	同 第四 ^B	0-1-0	4				
同 第五 ^A	0-1-0	5					
同 第五 ^B	0-1-0	5					
同 第六 ^A	0-1-0	6					
同 第六 ^B	0-1-0	6					
独 語	独語 第一	0-2-0	1	露 語	露語 第一	0-2-0	1
	同 第二	0-2-0	2		同 第二	0-2-0	2
	同 第三	0-2-0	3		同 第三	0-2-0	3
	同 第四	0-2-0	4		同 第四	0-2-0	4
	同 第五 ^A	0-1-0	5				
	同 第五 ^B	0-1-0	5				
同 第六 ^A	0-1-0	6					
同 第六 ^B	0-1-0	6					

4. 体育科目履修案内

1. 体育は保健体育の知識修得と実地訓練をするもので、必修として講義2単位、実技2単位を4ヶ年間に取ることが要請されているが、初めの2学年間にとることが望ましい。
2. 体育科目は講義並に実技とから成り、講義2単位以上、実技2単位以上とするものとする。
 体育科目の構成及び推奨履修学期は附表の通りである。
3. 講義並に実技の単位は、1ヶ年各々1単位宛しか取ることができない。
4. 実技は1学年45時間以上出席し、年2回の身体検査及び体力テストを受けることを要する。
5. 正規の時間以外に、夏期は水泳、冬期はスキー等の時間を設け、その出席者は正規時間として加算する。
6. 実技は球技、陸上、水泳、スキー、体操等を行う。
 なお健康上注意を要する者については学医と相談の上、適宜の方法により、実技時間の出席を考慮する。

〔附 表〕

授 業 科 目		単 位 数	推奨履修学期
体 育	保 健 衛 生 第 一	1-0-0	1
	同 第 二	1-0-0	1
	体 育 実 技	0-0-2	1~4

5. 教職課程履修案内

1. 将来、大学以外の教職を以て身を立てようとするものは、教育職員免許法に定める免許状をとらねばならない。そのため本学には、工業、数学及び理科の、中学ならびに高等学校教諭の免許資格を得るための教職課程を準備してある。
2. 免許法の詳細は省略するが、高等学校の教諭になるための所要資格は附表1の如くである。

なお中学校の教諭になるための所要資格は、高等学校の仮免許資格が二級普通免許資格に、二級普通免許資格が一級普通免許資格となる。

3. 本学には特に教職のためのコースは設けないから、それぞれのコースに沿って学習しながら、教職課程をあわせて修得するよう各自で計画を立てねばならない。
4. 免許資格に要求された一般教養科目については、工業、数学及び理科の各免許資格に対して共通である。

附表2に示すように二級普通免許状に対しては、一般学生に対する要求と同様であり、仮免許状に対してはその二分の一でよいが、教職課程の場合にはいずれの場合も、特に社会科学の系列の中に、日本国憲法2単位を含まねばならない点一般と異っている。

5. 教科に関する専門科目に対しては、各免許資格ごとに要求は異っている。
 - a. 工業の教科についての免許資格を得るためには、工業の関係科目（例えば機械工学の専門科目）を28単位以上（仮免許状の場合は13単位以上）と職業指導2単位以上合計30単位以上（仮免許状の場合は15単位以上）をとらねばならない。前者はそれぞれのコースに沿って学習すれば自らとれる単位であるから、教職課程としては、共通専門科目中から職業指導2単位をとることに注意すればよい。
 - b. 数学の教科についての免許資格を得るためには、数学の専門科目を16単位以上（仮免許状の場合は8単位以上）と統計学、測量、計測のうちから2単位以上合計18単位（仮免許状の場合は10単位以上）をとらねばならない。前者は数学コースをとるものには勿論容易であるが、物理学その他のコースをとるもの

にとつても、すこしの努力を以て修得可能であろう。後者については統計学概論第一（2単位）、同第二（2単位）、測量学（2単位）中より2単位以上修得すればよい。

- c. 理科の教科についての免許資格を得るためには、物理学及び化学の専門科目を26単位以上（註1）（仮免許状の場合は11単位以上）と生物学及び地学（天文学、気象学を含む）を各2単位以上合計30単位以上（仮免許状の場合は15単位以上）をとらねばならない。物理学及び化学は、それぞれのコースに沿って学習すれば自らとれる。

生物学（註2）については、生物学第三1単位と第四1単位を、地学については、地学第一1単位と地学第二1単位を修得すればよい。

註1）物理学を主とする場合は化学2単位以上を、化学を主とする場合は物理学2単位以上を含まねばならない。

註2）生物学第一及び第二は一般教養科目とし、専門科目とみとめない。

6. 教職に関する専門科目は教職課程に特有の科目で、教職を以て身を立てる人にとつて特に必要な授業科目である。これらは一部を除いて、各免許資格に対し共通に要求されている。教職に関する専門科目並に推奨履修学期は附表3の如くである。これらのうちから必修科目15単位を含め合計20単位以上（仮免許状の場合は15単位以上）を修得しなければならない。
7. 教職に関する専門科目を、一般専門科目を犠牲にしないで修得できるようにするため、一般科目の授業時間外に開講するが、なおこれだけで不足する場合には休暇中に補うこともある。
8. 高等学校教諭二級普通免許状を得るためには、前項までに解説した資格を得ればよいのであるが、なお基礎資格として学士の称号をもたねばならない。本学においては、それぞれのコースによつて修得すべき授業科目ならびに単位が規定されているからそれらを修得し、その余裕を以て教職に関する専門科目その他必要な科目をとるようにしなければならない。教職課程をとらない学生は、この余裕をもつて更に専門の科目を修得しているのであるから、この余裕をすべて教職課程にあてる時は、専門の学力については一般にくらべて低くなるものと思われる。それであるから、できるだけ一般専門科目の犠牲をすくなくしつつ、教職課程を修得するよう心掛けるのが望ましい。

〔附表1〕

高等学校教諭免許状所要資格

免許状の種類		所要資格	大学における最低修得単位数		
			基礎資格		
			一般教養 目	専門科目	
教科に関するもの	教職に関するもの				
高等学校 教諭	二級普通免許状	学士の称号を有すること	36	甲 30 乙 18	20
	仮免許状	大学2年以上在学し62単位以上(内2単位は体育を修得すること)	18	甲 15 乙 10	15

備考 1) 単位の規定は一般と同じ

2) 表中「甲」とは理科及び工業, 「乙」は数学の教科について免許状をうける場合をいう。

〔附表2〕

一般教養科目最低修得単位数

免許状の種類	自然科学系列	人文科学系列	社会科学系列
二級普通免許状	12	12	12
仮免許状	6	6	6

備考 社会科学系列中にはいずれの場合も日本国憲法2単位を含む。

〔附表3〕

教職に関する専門科目

必修科目			選択科目		
授業科目	単位	推奨履修学期	授業科目	単位	推奨履修学期
教育原理	3-0-0	3	教育哲学	1-0-0	7
教育心理学	3-0-0	4	教育史	2-0-0	8
青年心理学	3-0-0	5	教育評価 第一	1-0-0	7
*工業教育法	3-0-0	6	同 第二	1-0-0	7
*数学教育法	3-0-0	6	同 第三	1-0-0	7
*理科教育法	3-0-0	6	教育行政学 第一	1-0-0	8
教育実習	0-0-3	7, 8	同 第二	1-0-0	8
			同 第三	1-0-0	8
			教育社会学 第一	1-0-0	8
			同 第二	1-0-0	8
			同 第三	1-0-0	8

備考 1) 教科教育法については工業, 数学, 理科の各免許状に対しそれぞれ該当のものを一つとればよい。(※印のもの)

2) 教育実習は附属高等学校において行う。

6. 基礎専門科目履修案内

1. 基礎専門科目の履修方法は、将来進む専門コースの種類によって多少異なる。
2. 基礎専門科目は、将来進む専門コースの履修案内に記載してあるそのコースの推奨科目の中から要求された単位をとればよい。若し将来進む専門コースが決定出来なければ、いくつかのコースが共通に推奨する科目をとつて、しかも各コースが要求する条件を満足するようにとればよい。
3. 基礎専門科目とその推奨履修学期は附表の通りである。

〔附 表〕

授 業 科 目	単 位 数	推 奨 履 修 学 期	授 業 科 目	単 位 数	推 奨 履 修 学 期
数 学 第三	2-1-0	3	工 業 力 学 実 験	0-0-1	4
同 第四	2-1-0	4	応 用 電 磁 学	2-0-2	4
物 理 学 第三	2-0-0	3	建 築 製 図	0-0-1	4
物理学実験 第二	0-0-1	3	絵 画 第一	0-0-1	3
物 理 学 第四	2-0-0	4	同 第二	0-0-1	4
物理学演習 第二	0-1-0	4	工 業 総 論 第一	1-0-0	3
化 学 第三	1-0-0	3	同 第二	1-0-0	4
同 第四	1-0-0	4	図 学	1-0-1	3
分析化学 第一	1-1-2	3	地 学 第一	1-0-0	3
同 第二	1-1-2	4	同 第二	1-0-0	4
機 械 製 図	0-0-1	4	生 物 学 第三	1-0-0	3
工業力学 第一	1-1-0	3	同 第四	1-0-0	4
同 第二	1-1-0	4			

7. 学習コース履修案内

1. 本学の目的とする専門科目を履修する課程として、次の10学習コースを定める。
 1. 数学 2. 物理学 3. 化学 4. 機械工学 5. 電気工学
 6. 化学工学 7. 金属工学 8. 繊維工学 9. 建築学 10. 経営工学
2. 各学習コースの目標及び性格はそれぞれのコース案内に示す。
3. コース専門科目を履修する前に一般教養科目、外国語、体育科目及び各学習コースの推奨する基礎専門科目を修めておくことが望ましい。各学習コースの推奨する基礎専門科目は別表1に示す。
4. 基礎専門科目中、設備その他の都合により学習人員を制限する科目及び定員は別表2に示す通りである。
5. 4学期以上在学且つ一般教養科目18単位以上、外国語8単位以上、体育科目

- 2 単位以上及び各学習コースの推奨する基礎専門科目中よりそれぞれ所定の単位数以上合計56単位以上を修得したものは、コース専門科目中の実験、実習、製図の科目の申告をすることができる。
6. 第5項の資格を有するものは、各学期の開始前に、次後の学習計画を教務部長に申告する。
7. 学習の可能な範囲内に於て、最初に申告した学習計画を変更しても差しつかえない。但し変更するときはあらためて第5項を適用する。
8. コース専門科目中、設備その他の都合により学習人員を制限する科目及び定員は別表3に示す通りである。
9. 第5項の資格を有するものは、学習人員に制限のない専門科目については、学習コースの如何を問わず申告することが出来る。
10. 標準課程の科目中マークを付した科目は、その学習コースの基本的な科目であ

別表1 (推奨する基礎専門科目)

授 業 科 目	学 習 コ ー ス									
	数学	物理	化学	機械	電気	化工	金属	繊維	建築	経営
数 学 第 三	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
同 第 四	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
物 理 学 第 三	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
物理学実験 第 二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
物 理 学 第 四	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
物理学演習 第 二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
化 学 第 三		1		1	1		1	1		
同 第 四		1		1	1		1	1		
分析化学 第 一			4			4				
同 第 二			4			4				
機 械 製 図 一				1	1	1		1		
工業力学 第 一		2		2	2	2		2	2	
同 第 二				2	2	2		2	2	
工業力学実験				1				1		
応 用 電 磁 学					4					
建 築 製 図									1	
絵 画 第 一									1	
同 第 二									1	
工業総論 第 一				1	1	1	1	1		
同 第 二				1	1	1	1	1		
図 学 第 一				2		2	2	2	2	
同 第 二						1				

経営工学コース案内第二項による

るから、これは総て学習することが望ましいが、これらの中からすくなくとも各学習コース毎に要求された以上の単位数をとらねばならない。各学習コースの要求する単位数は別表4に示す通りである。

11. 各学習コースの要求する単位を修得し且つ専門分野の卒業研究に合格したものは、その学習コースを専攻したものとみとめる。
12. 標準課程は、その学習コースの一般技術者の基礎教育を目標として組んであるが、それ以外のコースを志すものは教務部委員会の認定を得て、独自の学習計画を立てることができる。

別表2 (基礎専門科目中学習人員を制限するもの) 第3, 4学期の分

授業科目	定員	選抜方法
応用電磁学	70人	電気工学コース案内第3項による。
工業力学実験	84	} 数学第三, 物理学第三, 物理学実験第二, 工業力学第一(又は化学第三), 工業総論第一, 図学の総得点の順に選ぶ。
機械製図	180	
分析化学第一	150	第2学期までの成績による。
同 第二	150	分析化学第一を修得したものを。
建築製図	30	建築学コース案内第3項による。

別表3 (専門科目中学習人員を制限するもの)

学期	授業科目	定員	学期	授業科目	定員	
第5学期の分	物理学実験第三	40人	第6学期の分	物理学実験第四	40人	
	物理化学実験第一	180		生物化学実験	50	
	有機化学実験第一	150		物理化学実験第二	150	
	機械工作実習	} 機械設計製図第一と共にとるもの		70	同 第三	150
				70	有機化学実験第二	150
	機械設計製図第一	} 機械工作実習と共にとるもの		70	機械工学実験第一	70
				20	機械設計製図第二	70
		その他のもの		20	一般電気工学実験	80
	電気工学実験第一	60		電気工学実験第二	60	
	結晶学実験	20		電気工学製図第一	60	
	金相学第一	30		工業有機化学実験	120	
	金属分析実験	30		工業物理化学実験	120	
	繊維工学実験第一	30		同 第二	120	
建築設計製図第一	30	化学装置製図第一	80			
		金属加工実験第一	30			
		金属化学実験	30			
		一般機械設計製図	60			
		繊維工学実験第二	30			
		建築設計製図第二	30			
		構造学実験第一	30			
		労働科 学	20			

別表4 (各学習コース毎に要求する最低単位数)

区 分		学 習 コ ー ス									
		数学	物理	化学	機械	電気	化工	金属	繊維	建築	経営
4 修 学 期 ま で に 修 得 す る 単 位	一般教養科目	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	外国語	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	体育科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	基礎専門科目	8	12	16	16	16	15	16	16	16	15
	総単位数	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
5 後 学 期 に 修 得 す る 単 位 以 上	コース専門科目	20	30	30	32	40	35	30	35	34	35
	卒業研究	10	8	8	6	6	5	6	7	5	6

1. 数学コース案内

1. 数学コースは、将来主として数学理論の研究者及びその技術的応用の分野で活躍しようとする者を教育することを目的とし、その何れにも進み得るように課程を組んである。

2. 数学コースを履修しようとする者の基礎専門科目は次の通りである。

数学第三，第四， 物理学第三，第四， 物理学演習第二， 物理学実験第二

上記科目中から修得すべき単位数は8単位以上である。

3. 第7，8学期において行われる卒業研究履修希望者が多数の場合には、適宜選考することがある。

4. 第5学期以後の標準課程は附表に示す通りである。但し下記5科目は隔年講義である。

整数論，変分法，トポロジー，積分方程式，数学史
標準科目中より20単位以上を修得し卒業研究に合格したものは、数学コースを履修したものと認める。

5. 6学期以上在学し、次の2学期間に所要の単位をとり得る見込のできたものは、指導教官を選んで卒業研究を申請することができる。

〔附 表〕

第 5 学 期		第 6 学 期	
函数論第一	2-1-0	解析学第二	2-1-0
幾 何 学	2-1-0	代数学第二	2-1-0
解析学第一	2-1-0	確 率 論	2-1-0
代数学第一	2-1-0	* 近代代数学	2-0-0
* 実 函 数 論	2-0-0	* 整 数 論	2-0-0
* 物理数学第一	2-0-0	* 積分方程式	2-0-0
* 変 分 法	2-0-0	* 解 析 力 学	2-0-0
* 応用微分方程式	2-0-0	* 演 算 子 法	2-0-0
* トポロジー	2-0-0	* 微分幾何学	2-0-0
* 観測値解析	2-0-0	* 物理数学第二	2-0-0
* 電磁気学第一	2-1-0	* 数 学 史	2-0-0
* 力 学	2-1-0	* 理論物理学演習	0-1-0
* 統計学概論第一	2-0-0	* 理 論 物 理	2-0-0
		* 電磁気学第二	2-0-0
		* 統計学概論第二	2-0-0
(*……一部又は全部を第7学期で選択してもよい。)		(*……一部又は全部を第8学期で選択してもよい。)	
第 7 学 期		第 8 学 期	
函数論第二	2-1-0	応 用 解 析	2-1-0
数理統計論	2-1-0	ポテンシャル論	2-0-0
卒業研究	5	卒業研究	5
(選択科目は第5学期と同じ。)		(選択科目は第6学期と同じ。)	

2. 物理学コース案内

1. 物理学コースは物理学の研究者、教育者及び物理学の教養豊かな技術者を養成することを目的とし、将来理論物理学及び実験物理学のいずれにも進み得るよう
に課程を組んである。
2. 附表にあげてある科目は、物理学に関係の深い科目で、その内*印がついてい
るものは標準的な科目である。
3. 物理学実験第三及び第四を履修するためには、それまでに、第三の場合につい
ては4学期以上、第四の場合については5学期以上在学し、次の科目(イ)、(ロ)の何
れかを修得していなければならない。

(イ) 第3、第4学期の課程における *印の科目より12単位以上。

〔附 表〕

第 3 学期		第 4 学期	
* 物理学第三	2-0-0	* 物理学第四	2-1-0
* 物理学実験第二	0-0-1	* 物理学演習第二	0-1-0
* 化学第三	2-0-0	* 化学第四	2-0-0
* 工業力学第一	1-1-0	工業力学第二	2-0-2
* 数学第三	2-1-0	応用電磁学	2-0-2
		数学第四	0-0-2
第 5 学期		第 6 学期	
* 力学	2-1-0	* 電気磁気学第二	2-0-0
* 電気磁気学第一	2-1-0	* 光学	2-0-0
* 実験物理学	2-0-0	* 熱力学	2-0-0
物理化学第一	2-0-0	* 理論物理学入門	3-1-0
* 機械工作法	2-0-0	* 物理学実験第四	0-0-2
* 機械工作実習	0-0-2	物理化学第二	2-0-0
× 解析学第一	2-1-0	× 解析学第二	2-1-0
× 代数学第一	2-1-0	× 代数学第二	2-1-0
* 函数論第一	2-1-0	× 確率論	2-1-0
* 物理数学第一	2-0-0	* 物理数学第二	2-0-0
* 物理学実験第三	0-0-2	×* 電子管及回路	2-1-0
統計学概論第一	2-0-0	統計学概論第二	2-0-0
結晶学	1-0-1		
同 実験	0-0-1		
第 7 学期		第 8 学期	
* 量子論第一	2-0-0	* 量子論第二	2-0-0
* 統計力学	1-0-0	* 物性論	2-0-0
* 原子物理学	3-0-0	* 原子核物理学第二	2-0-0
* 原子核物理学第一	2-0-0	応用 X 線	1-0-0
* 電気材料第一	2-0-0	高電圧工学	1-0-0
回路数学	2-0-0	流体力学	1-0-0
金属材料	2-0-0	* コロキウム第二	0-1-0
応用微分方程式	2-0-0	* 卒業研究第二	4
* 函数論第二	2-0-0		
数理統計論	2-0-0		
* コロキウム第一	0-1-0		
* 分子構造論	1-0-0		
* 卒業研究第一	4		

備考：以上の科目の中×印の科目は、担当教官の許可を得れば演習をはぶいて履修してもよい。

(ロ) 物理学第三, 物理学第四, 物理学実験第二を履修するほか各コースにおける基礎専門科目中より7単位以上。

4. 物理学実験第三及び第四の収容人員はそれぞれ40名である。もし履修希望者が収容人員を超える場合は第3, 第4学期において第3項に掲げた科目の成績を参考にして制限することがある。

5. 6学期以上在学し, さらに第5, 第6学期の課程において*印の科目の内から20単位以上をとつたものは, 物理学卒業研究第一, 第二及びコロキウム第一, 第二の履修を申請することができる。

これら20単位の科目の中には, 物理学実験第三, 第四が含まれていることが望ましい。

6. 物理学コースの卒業研究及びコロキウムの収容人員は15人である。これらの履修を希望するものが収容人員を超える場合は第5, 第6学期の課程における*印の科目の成績を参考にして制限することがある。

7. 物理学コース卒業の資格を得るためには物理学卒業研究第一, 第二及びコロキウム第一, 第二のほかには第5~第8学期(3年, 4年)の課程中*印の科目を30単位以上とることが必要である。

3. 化学コース案内

1. 研究及び教育に有能な化学者の育成を目的とする。物理化学, 無機化学, 分析化学, 有機化学, 生物化学の諸部門を将来専攻することが出来るが, 又工業化学の基礎研究を目標とする研究者にも適当なコースである。

2. 化学コースの履修を志望するものは附表に示す専門科目を修める前に下記の基礎専門科目を修めておくことが望ましい。

数学第三, 第四, 物理学第三, 第四, 物理学実験第二, 物理学演習第二, 分析化学第一, 第二

化学コースの実験を申請するためには, 4学期以上在学し上記基礎専門科目中より16単位以上を修得していなければならない。

3. 化学コースの実験志望者が定員を超えるときは, 上記基礎専門科目の成績によつて履修者を選考する。

4. 化学コースの標準課程は, 3年及び4年の講義並びに演習26単位のうち最低15単位を修めることを条件とするものである。化学コース以外の講義及び演習を主として, 数学及び物理学コースから或は化学工学コースからとる2種類の履修計画が考えられる。

5. 6学期以上在学し, 次の2学期間に所定の単位をとる見込のあるものは, 指導

教官を選んで卒業研究を申請することができる。化学コースの卒業研究を希望するものは、化学コースの実験18単位のうち15単位を必要とする。

6. 語学は第5学期以後においても継続し、卒業迄に少なくとも英、独、仏、3ヶ国語を修得することが望ましい。

[附 表]

第 5 学 期		第 6 学 期	
有機化学第一	2-0-0	有機化学第二	2-0-0
有機化学演習	0-1-0	物理化学第二	2-0-0
物理化学第一	2-0-0	物理化学演習第二	0-1-0
物理化学演習第一	0-1-0	生物化学実験	0-0-1
生物化学	2-0-0	膠質化学	2-0-0
物理化学実験第一	0-0-2	物理化学実験第二	0-0-1
有機化学実験第一	0-0-2	同 第三	0-0-3
		有機化学実験第二	0-0-3
第 7 学 期		第 8 学 期	
無機化学第一	2-0-0	無機化学第二	2-0-0
化学熱力学	1-1-0	分光化学	1-0-0
有機元素分析	0-0-1	化学史	1-0-0
分子構造論	2-0-0	化学特別講義	1-0-0
地球化学	2-0-0	コロキウム	0-1-0
化学特別講義	1-0-0	卒業研究	4
コロキウム	0-1-0		
卒業研究	4		

4. 機械工学コース案内

1. 機械工業はもとより一般産業における機械技術者の養成を目的とする。機械技術者としては、将来例えば原動機とか精密機械とかのように専門がわかるであろうし、又それらの中でも設計、現場、経営、研究、教育等に職種が専門化されるであろうが、それらに共通な基本的科目を全般的に学習するように計画してある。
2. 機械工学コースを志望するものは、機械工学の専門科目を修める前に下記の基礎専門科目を修めておくことが望ましい。

数学第三、第四、物理学第三、第四、物理学実験第二、物理学演習第二、工業力学第一、第二、工業力学実験、化学第三、第四、図学、機械製図、工業総論第一、第二

機械工学の専門科目に於ける実験、実習、製図を申告するためには、4

学期以上在学し上記の基礎専門科目中より16単位以上を修得していなければならない。但し工業力学第一と化学第三及び工業力学第二と化学第四は、いずれか一方の単位数を以て算える。

3. 機械工学の専門科目に於ける実験、実習、製図の学習志望者が定員(70)を超える場合には上記の基礎専門科目の総得点の順に選ぶ。但し工業力学第一と化学第三及び工業力学第二と化学第四はいずれか良い方の点数を採用する。

4. 第5学期以後の標準課程は附表の通りである。

(a) 標準課程中○及◎印を付した科目は機械工学の基本的科目であるから、これらは全部修めることが望ましいが、少くも○印中より22単位以上◎印中より10単位以上とらねばならない。

〔附 表〕

第 5 学 期		第 6 学 期	
○ 材料力学第一	1-1-0	○ 材料力学第二	1-1-0
○ 機械運動学	1-1-0	○ 水力学	1-1-0
○ 工業熱力学	1-1-0	○ 蒸気原動機第一	1-1-0
○ 機械工作法	2-0-0	○ 工作機械第一	1-1-0
◎ 機械工作実習	0-0-2	○ 実験工学	1-0-0
○ 機械要素	1-0-0	◎ 機械工学実験第一	0-0-1
◎ 機械設計製図第一	0-0-2	◎ 機械設計製図第二	0-0-2
○ 金属材料	2-0-0	○ 一般電気工学	2-0-0
人文科学 } 社会科学 }	2-0-0	◎ 一般電気工学実験	0-0-1
		人文科学 } 社会科学 }	2-0-0
第 7 学 期		第 8 学 期	
○ 機械力学	1-1-0	流体力学	1-1-0
○ 流体機械	1-1-0	圧縮機	1-0-0
○ 蒸気原動機第二	1-0-0	冷凍及空気調節	1-0-0
○ 内燃機関	1-1-0	運搬機械	1-0-0
○ 工作機械第二	1-0-0	自動車及鉄道車輛	1-1-0
○ 精密測定法	1-0-0	繊維機械	1-0-0
◎ 機械工学実験第二	0-0-2	◎ 機械設計製図第四	0-0-1
◎ 機械設計製図第三	0-0-2	人文科学 } 社会科学 }	2-0-0
化学機械	1-0-0	卒業研究	6
工業経営第一	1-0-0		
人文科学 } 社会科学 }	2-0-0		
◎ 工場実習*	0-0-1		

*夏期休暇中

- (b) 標準課程は一般機械技術者を対象として編成してあるから、大多数のものはこれによればよい。これ以外の特徴ある機械技術者を志すものは、教官に相談して前項に規定した科目のほかは適宜に他コースの科目をとりいれて課程をたてることもよい。

5. 6学期以上在学し次の2学期を以て所要の単位を取り得る見込の出来たものは、指導教官をえらんで卒業研究を申請することができる。

5. 電気工学コース案内

1. 電気工学コースは将来主として電力及び電気通信関係の分野で活躍する中堅技術者、研究者を育成する目的を持っている。本コースの標準課程科目の中、電力方面に必要なものをA類、通信方面に必要なものをB類に分類し、選択履修するものとしてある。

標準課程は、電気工業関係の製作若くは運営方面等に進む技術者を対象として作られているが、それ以外の技術行政、商事貿易等に進み、あるいは自から経営を行おうとする者は経営工学コースの科目を加えて履修すればよい。

2. 電気工学コースを履修しようとするものの中基礎専門科目は次の通りである。
数学第三，第四， 物理学第三，第四， 物理学実験第二， 物理学演習第二， 工業力学第一，第二（又は化学第三，第四）， 応用電磁学， 機械製図， 工業総論第一， 第二
3. 電気工学実験第一，第二の志望者が最大収容人員60名を超える場合には、それまでに合格した基礎専門科目及び外国語の総得点と平均点とを考慮し、なお応用電磁学，数学，物理，製図等の諸科目修了の有無を参考にして選考を行う。応用電磁学は実験を含むので志望者が最大収容人員70名を超えた場合は上記に準じて選考を行う。
4. 第5学期以後の標準課程は附表に示す通りである。*印は実験実習の科目で10単位の中8単位を，○印は電気工学の専門科目でA類37単位，B類38単位の中24単位を，◎印は電気以外の重要専門科目でA類18単位，B類16単位の中8単位を修得するを要する。
5. 6学期以上在学し最終学年迄に所要の単位を取り得る見込のできた者は，指導教官を選んで卒業研究を申請することができる。
6. 将来の活動分野の状況を体得するために，学外の諸方面において休暇中実習を行う。2週間以上若くは4週間以上実習に従事し報告を提出して可と認められた者は，それぞれ1若くは2単位が与えられる。

[附 表]

第 5 学期		第 6 学期	
○ 基礎電気工学	4-1-0 AB	○ 電力工学通論	3-0-0 AB
* 電気工学実験第一	0-0-2 AB	○ 通信工学通論	3-0-0 AB
○ 回路理論	2-1-0 AB	* 電気工学実験第二	0-0-2 AB
◎ 機械工作法	2-0-0 AB	* 電気工学製図第一	0-0-1 AB
◎ 材料力学第一	1-1-0 AB	○ 電気機械第一	2-1-0 AB
* 機械工作実習	0-0-2 AB	○ 電子管及回路	2-1-0 AB
◎ 工業経営第一	1-0-0 AB	◎ 一般機械工学	2-0-0 AB
◎ 水力原動機	1-0-0 A	◎ 火力原動機	1-0-0 A
一般教養科目	2-0-0 AB	電気音響学	1-0-0 B
		一般教養科目	2-0-0 AB
第 7 学期		第 8 学期	
○ 電気材料第一	2-0-0 AB	○ 高圧工学	1-0-0 AB
○ 回路数学	2-0-0 AB	○ 発送配電第二	2-0-0 A
* 電気工学製図第二	0-0-1 AB	○ 電力応用第二	2-0-0 A
○ 電気機械第二	2-1-0 A	○ 有線通信第二	2-0-0 B
○ 電気機械設計	2-0-0 A	○ 無線通信第二	2-0-0 B
○ 発送配電第一	2-1-0 A	◎ 応用電気化学第二	1-0-0 AB
○ 電力応用第一	1-0-0 A	◎ 品質管理	1-0-1 AB
* 電気機械及電力実験	0-0-2 A	◎ 量産工作技術	2-0-0 AB
○ 高周波機器	2-1-0 B	一般教養科目	2-0-0 AB
○ 有線通信第一	1-1-0 B	卒業研究	6 AB
○ 無線通信第一	1-1-0 B		
○ 伝送回路	1-1-0 B		
* 高周波工学実験	0-0-2 B		
◎ 応用電気化学第一	2-0-0 AB		
◎ 電気材料第二	1-0-0 AB		
一般教養科目	2-0-0 AB		

6. 化学工学コース案内

1. 化学工学コースは工業化学及び化学工学に重点を置き、主として化学工業に有用な技術者、研究者或は教育者の養成を目的とする。
2. 化学工学コースの履修を志望するものは附表第1に示す専門科目を修める前に、下記の基礎専門科目を修めておくことが望ましい。

数学第三、第四、物理学第三、第四、物理学実験第二、物理学演習第二、分析化学第一、第二、工業総論第一、第二、工業力学第一、第二、機械製図、地学第一、第二

〔附表第1〕

第 5 学 期		第 6 学 期	
○ 有機化学第一	2-0-0	○ 有機化学第二	2-0-0
○ 物理化学第一	2-0-0	物理化学第二	2-0-0
○ 無機化学工業概論	1-0-0	化学用金属材料	2-0-0
○ 工業化学計算第一	1-1-0	○ 有機化学工業概論	1-0-0
生 物 化 学	2-0-0	一般電気工学	2-0-0
材料力学第一	1-1-0	一般機械工学	2-0-0
結 晶 学	1-0-0	○ 工業化学計算第二	1-1-0
○ 物理化学演習第一	0-1-0	生物化学実験	0-0-1
機 械 要 素	1-0-0	○ 物理化学演習第二	0-1-0
◎ 有機化学実験第一	0-0-2	○ 化学装置設計第一	1-0-0
◎ 機械工作実習	0-0-2	◎ 工業有機化学実験	0-0-2
◎ 物理化学実験第一	0-0-2	◎ 工業物理化学実験第一	0-0-1
結晶学実験	0-0-1	◎ 同 第二	0-0-2
工業経営第一	1-0-0	◎ 化学装置製図第一	0-0-1
		◎ 一般電気工学実験	0-0-1
		工業経営第二	1-0-0
		岩 石 学	1-0-0
第 7 学 期		第 8 学 期	
○ 単位反応第一	2-0-0	○ 単位操作第二	1-1-0
高分子化学	2-0-0	応用電気化学第二	1-0-0
○ 無機工業材料	3-0-0	窯 業 第 二	2-0-0
窯 業 第 一	2-0-0	○ 単位反応第二	2-0-0
化学工場計画	1-1-0	高温電気化学	1-0-0
量子論第一	2-0-0	人 造 繊 維	1-0-0
電気材料第二	1-0-0	色 染 化 学	2-0-0
酸アルカリ	1-0-0	○ 有機工業材料	2-0-0
○ 単位操作第一	1-1-0	工業用炉	1-0-0
染料化学	2-0-0	応用 X 線	1-0-0
珪酸塩化学第一	2-0-0	化 学 史	1-0-0
燃 料 第 一	1-0-0	化学工場設計	1-1-0
応用電気化学第一	2-0-0	物 性 論	2-0-0
油脂塗料	1-0-0	珪酸塩化学第二	2-0-0
化学装置設計第二	1-0-0	燃 料 第 二	2-0-0
ゴム可塑性	1-0-0	膠 質 化 学	2-0-0
◎ 各種実験第一	0-0-3	皮 革 蛋 白 質	1-0-0
◎ 同 第二	0-0-3	卒 業 研 究	5
◎ コロキウム	0-1-0		
◎ 有機分析	0-0-1		
化学装置製図第二	0-0-1		
纖維工業化学	2-0-0		
織物仕上	3-0-0		
化学熱力学	1-1-0		
分子構造論	1-0-0		

【附表第2】

A			B		
有機化学実験第一	5	0-0-2	有機化学実験第一	5	0-0-2
物理化学実験第一	5	0-0-2	物理化学実験第一	5	0-0-2
工業有機化学実験	6	0-0-2	化学装置製図第一	6	0-0-1
工業物理化学実験第一	6	0-0-1	一般電気工学実験	6	0-0-1
化学装置製図第一	6	0-0-1	工業物理化学実験第二	6	0-0-2
C			Z		
機械工作実習	5	0-0-2	各種実験第一又は第二	7	{0-0-2 0-0-3
物理化学実験第一	5	0-0-2	コロキウム	7	0-0-1
化学装置製図第一	6	0-0-1	有機分析	7	0-0-1
工業物理化学実験第二	6	0-0-2	化学装置製図第二	7	0-0-1
一般電気工学実験	6	0-0-1			

化学工学コースの実験，実習，製図を申告するためには4学期以上在学し，上記基礎専門科目中より15単位以上を修得していなければならない。

3. 化学工学コースの実験，実習，製図の志望者が定員120名を超えるときは，上記基礎専門科目の成績によつて選考する。
4. 第5学期以後の標準履修科目は附表第1に示す通りである。標準履修科目中○及び◎を附した科目は，化学工学の基本的科目であるから，これらはなるべく多数修めることが望ましい。

○を附した科目中から少くとも25単位，◎を附した科目は附表第2のA，B，Cの各組の中1組を選び，これとZの科目との合計から少くとも10単位修めなければならない。

5. 6学期以上在学し次の2学期間に所定の単位をとる見込のあるものは，指導教官を選んで卒業研究を申請することが出来る。

7. 金属工学コース案内

1. 金属工学コースは工業全般に必要な金属材料を精錬（冶金工業），加工（金属工業）する技術者の養成を目的とする。
2. 金属工学コースを志望するものの基礎専門科目は次の通りである。

数学第三，第四，物理学第三，第四，物理学実験第二，物理学演習第二，化学第三，第四，図学，工業総論第一，第二

金属工学コースの実験，実習，製図を申告するものは，4学期以上在学し上記基礎専門科目中より16単位以上修得していなければならない。

3. 金属工学の専門科目の実験志望者が収容人員（30）を超える場合は、上記基礎専門科目の成績の総得点と平均点とを勘案して選ぶ。
4. 第5学期以後の標準課程は附表の如くである。標準課程は金属工学技術者として必要と認められる科目と履修の順序等を示したものであるが、特に○印を附した科目の中30単位以上修得することを必要とする。
5. 6学期以上在学し、次の2学期を以て所要の単位を取り得る見込のできたものは、指導教官をえらんで卒業研究を申請することが出来る。

〔附 表〕

第 5 学 期		第 6 学 期	
○ 金相学第一	2-0-1	○ 金相学第二	2-0-0
○ 冶金理論	2-1-0	○ 鉄冶金学	2-0-0
○ 金属加工学第一	2-0-0	○ 冶金原料	1-0-0
○ 金属分析実験	0-0-1	○ 非鉄冶金学	2-0-0
物理化学第一	2-0-0	○ 金属加工実験第一	0-0-1
物理化学演習第一	0-1-0	○ 金属化学実験	0-0-1
無機工業材料	2-0-0	一般機械設計製図	1-0-1
機械工作実習	0-0-2	一般電気工学	2-0-0
工業経営第一	1-0-0	一般電気工学実験	0-0-1
人文科学}	2-0-0	工業用炉	1-0-0
社会科学}		高温電気化学	1-0-0
		工業経営第二	1-0-0
		人文科学}	2-0-0
		社会科学}	
第 7 学 期		第 8 学 期	
○ 鉄鋼学	2-0-1	工場計画	1-0-0
○ 金属化学	2-0-0	卒業研究	6
○ 非鉄金属学	2-0-1		
○ 金属加工学第二	2-0-0		
金属加工実験第二	0-0-1		
○ 材料試験	2-0-1		
工作機械第二	1-0-0		
電気材料第一	2-0-0		
労働問題	1-0-0		
工場立地	1-0-0		
工場実習（休暇中）	0-0-1		
人文科学}	2-0-0		
社会科学}			
		（その他は適宜選択して履修すること。）	

8. 繊維工学コース案内

1. 繊維工学コースは繊維工業に関する優秀な技術者、研究者及び教育者になろうとするものを養成することを目的とし、主として繊維の加工及び応用即ち紡績、製織、編組、仕上加工に関する基礎的教育を行う。
2. 繊維工学コースの基礎専門科目は次の通りであつて、その中から16単位以上修得していなければならない。

数学第三，第四， 物理学第三，第四， 物理学演習第二， 物理学実験第二， 化学第三，第四， 工業力学第一，第二， 工業力学実験， 機械製図， 工業総論第一，第二， 図 学

3. 繊維工学コースにおいて履修する実験，実習には設備の関係上希望者が最大30名を超える場合には，上記の基礎専門科目中修得した科目の総得点，単位数を勘案して口頭試問その他の方法で選抜する。
4. 第5学期以後の標準課程は附表の通りであるが○，◎印を附したものは，繊維工学の基礎的な科目であるから，これらの全部を修めることが望ましいが，少くとも○印中より25単位以上，◎印中より12単位以上をとらねばならない。
5. 6学期以上在学し次の2学期に於て所要の単位を修得出来る見込の出来たもの

[附 表]

第 5 学 期		第 6 学 期	
○ 繊維物理学第一	2-0-0	○ 繊維物理学第二	2-0-0
○ 紡績学第一	2-0-0	○ 製織学第二	2-0-0
○ 同 第二	3-0-0	○ 編 組 学	2-0-0
○ 製織学第一	2-0-0	◎ 織物設計第一	1-1-0
○ 材料力学第一	1-1-0	○ 一般機械設計製図	1-0-1
○ 機械運動学	1-1-0	○ 一般電気工学	2-0-0
◎ 繊維工学実験第一	0-0-4	○ 一般電気工学実験	0-0-1
		◎ 繊維工学実験第二	0-0-2
第 7 学 期		第 8 学 期	
○ 繊維物理学第三	2-0-0	○ 人 造 繊 維	1-0-0
○ 織 物 仕 上	3-0-0	○ 品 質 管 理	1-0-0
○ 繊維工業化学	2-0-0	○ 生産管理第一	1-0-0
○ 染 色 学	1-0-0	○ 冷凍及空気調整	1-0-0
◎ 織物設計第二	2-1-0	○ 製 糸 学	1-0-0
○ 輪 講	0-1-0	○ 卒 業 研 究	7
○ 機械工作実習	0-0-2		
◎ 繊維工学実験第三	0-0-3		
工業経営第一	1-0-0		

は、指導教官を選んで卒業研究の申請をすることができる。

9. 建築学コース案内

1. 建築学コースは建築技術者、研究者及び教育者の養成を目的とする。建築技術者としては、基本的な知識を広く修得し、将来設計、強度計算、現場施工、建築行政、その他何れの部門でも活躍できるように学習課程を編成してある。
2. 建築学コースを履修しようとするものの基礎専門科目は次の通りである。
数学第三、第四、物理学第三、第四、物理学実験第二、物理学演習第二、絵画第一、第二、工業力第一、第二、図学、建築製図
上記基礎専門科目中より16単位以上を修得しなければならない。
3. 第4学期の開始に当り、建築製図の志望者が収容人員（30）を超える場合は、成績を勘案して選考を行う。第5学期において建築設計製図第一を申告するときに、建築製図を履修していないと許可されないことがある。
4. 第5学期以後の標準課程は附表に示す通りである。標準課程中◎印した科目の中から11単位以上、○印を付した科目の中から23単位以上を履修する必要がある。
5. 6学期以上在学し次の2学期を以て所要の単位を得る見込のものは、卒業研究

[附 表]

第 5 学 期		第 6 学 期	
○ 建築材料第一	1-0-0	建築材料第二	2-0-0
○ 構造力学第一	2-1-0	構造力学第二	1-1-0
○ 建築史第一	2-0-0	建築史第二	2-0-0
○ 建築計画第一	2-0-0	○ 建築構造第二	2-0-0
○ 建築意匠第一	1-0-0	○ 建築設備第一	2-0-0
○ 建築構造第一	2-0-0	○ 建築計画第二	2-0-0
膨 塑	0-0-1	◎ 建築設計製図第二	0-0-3
◎ 建築設計製図第一	0-0-3	◎ 構造学実験第一	0-0-1
第 7 学 期		第 8 学 期	
○ 構造力学第三	2-1-0	都市計画第二	1-0-0
○ 建築構造第三	2-0-0	○ 建築施工第二	2-0-0
○ 都市計画第一	2-0-0	建築防災	2-0-0
建築意匠第二	1-0-0	土木学大意	2-0-0
○ 建築計画第三	2-0-0	測 量 学	1-0-1
建築設備第二	1-0-0	◎ 建築設計製図第四	0-0-1
建築施工第一	1-0-0	◎ 構造学実験第三	0-0-1
◎ 建築設計製図第三	0-0-2	卒 業 研 究	5
◎ 構造学実験第二	0-0-2		

を申請することができる。

10. 経営工学コース案内

1. 経営工学コースは将来工場経営に従事せんとする技術者の養成を主眼とし、兼ねて貿易商社または行政官庁等において、技術的事務の担当者を養成することを目的とする。従つて本コースでは、生産工学と経営学を中心に、基礎的な工学その他の科目を適当に履修せしめる。

将来おもむく方面を考え、本コースは次の2グループに分類する。

A. 機械工業、電気工業および建築等におもむく者（貿易商社または行政官庁でこれ等の方面の技術的事務を担当する者を含む）のための経営工学。

B. 化学工業（化学繊維工業を含む）、窯業、冶金工業等におもむく者（貿易商社または行政官庁でこれらの方面の技術的事務を担当する者を含む）のための経営工学。

2. 経営工学コースの履修を志望するものは、第一学年、第二学年において、将来Aグループに進む者は電気、機械、金属、繊維、建築のいずれかの基礎専門科目を履修し、将来Bグループに進む者は化学工学の基礎専門科目を履修すること。但し単位数は適宜でよろしい。

3. 一般教養科目中社会科学関係については、第4学期の終りまでに経済学第一、第二、統計学第一、第二及び心理学第一、第二を履修することが望ましい。

4. 実験、実習（演習）の収容者の選抜方法は関連科目の成績による。

5. 第5学期以後の標準課程は附表の通りである。

標準課程中、㊦印は、A、B両グループに共通する科目、㊤印はAグループの履修科目、㊧印はBグループの履修科目であつて、これらは経営工学コースの基本科目であるから、全部履修することが望ましい。

このほか㊨は聴講推奨科目（共通推奨、Aグループ推奨、Bグループ推奨の3種の区別がある）はなるべく履修することが望ましい。標準科目のほか将来進もうとする分野に関連ある技術科目を、他コース標準課程中より任意選択して、少くとも35単位を履修する必要がある。

6. 6学期以上在学し次の2学期をもつて所要の単位をとり得る見込のできたものは、指導教育をえらんで卒業研究を申請することができる。

〔附 表〕

第 5 学 期			第 6 学 期		
⊕	経済学第三	2-0-0	⊕	労働科学	1-0-1
⊕	経営経済学	2-0-0	Ⓐ	生産管理第一	1-0-0
⊕	経営統計学	1-1-0	Ⓐ	一般電気工学	2-0-0
⊕⊕	外国経済書講読第一	0-1-0	Ⓐ	一般機械工学	1-1-0
⊕⊕	同 第二	0-1-0	Ⓐ	工作機械第一	1-1-0
⊕	機械要素	1-0-0	Ⓑ	生産計画第一	1-0-0
Ⓐ	金属材料	2-0-0	Ⓑ	工業化学計算第二	1-1-0
Ⓐ	機械工作実習	0-0-2	Ⓑ	有機化学工業概論	1-0-0
Ⓐ	機械工作法	2-0-0	Ⓑ	化学装置製図第一	0-0-1
Ⓐ	機械設計製図第一	0-0-2	⊕⊕	産業発達史	1-0-0
Ⓑ	物理化学第一	2-0-0	⊕⊕	外国経済書講読第三	0-1-0
Ⓑ	工業化学計算第一	1-1-0	⊕⊕	同 第四	0-1-0
Ⓑ	無機化学工業概論	1-0-0	⊕Ⓐ	一般電気工学実験	0-0-1
	人文科学}	1-0-0	⊕Ⓑ	化学用金属材料	2-0-1
	社会科学}			人文科学}	1-0-0
				社会科学}	
第 7 学 期			第 8 学 期		
⊕	工業政策	1-0-0	⊕	品質管理	1-0-1
⊕	人事管理	2-0-0	⊕	最近経済問題	0-1-0
⊕	簿記及原価計算	1-0-1	⊕	経営財務	1-0-0
Ⓐ	工作機械第二	1-0-0	⊕	工業法制	1-0-0
Ⓐ	生産管理第二	1-0-1	⊕	工場計画	1-0-0
Ⓑ	生産計画第二	1-0-1	⊕⊕	市場論	1-0-0
⊕⊕	金融論	1-0-0	⊕⊕	会計学	1-0-0
⊕⊕	工場立地	1-0-0	⊕⊕	量産工作技術	2-0-0
⊕⊕	労働問題	1-0-0	⊕Ⓐ	運搬機械	1-0-0
⊕Ⓑ	単位操作第一	1-1-0	⊕Ⓐ	冷凍及空気調節	1-0-0
	人文科学}	1-0-0	⊕Ⓑ	化学工場設計	1-1-0
	社会科学}		⊕Ⓑ	単位操作第二	1-1-0
				人文科学}	1-0-0
				社会科学}	
				卒業研究	6

8. 卒業研究案内

1. 新制大学各部における卒業研究は専門科目の一つの形態であつて、単位もあたえられている。この科目の目的は学生をして特定のテーマについて、理論、実験、調査、計画等の諸手段を総合し、それまでに修得した専門的教養の学力を結集させることによつて専修科目の理解を深からしめ、あわせて研究のまとめ方、報告の作成及び発表の方法を練習させることにある。学力の程度及び研究の時間を考慮すれば、テーマの質及び量は自らきまると思うが、以下に記した修士コースの趣旨から逆に考察して見ることも参考になるであろう。

「修士の学位を与える課程は（中略）広い視野に立つて、一定の単位を履修し、精深な研究を行うのである。しかし未だ独創的研究には到達せず、先人の研究を基礎にして、研究論文を作成しそれによつて研究の能力を養うことでたりる」

2. 6学期以上在学し、次の2学期を以て所要の単位を修得できる見込のできたものは、指導教官を選んで卒業研究を申請することができる。但し標準コースについては、第5学期以後において各コースの要求する単位数と卒業研究の単位数とを加えたものの二分の一以上の単位を、その時期において修得してあることを最低限とする。

3. 卒業研究を申請しようとするものは、学習履歴及び学習計画を添えて、研究題目を指導教官に申出て許可を求める。指導教官は学生の学習履歴と学習計画とにより研究題目の適否を判定して、適当ならばこれに許可をあたえ直ちに教務部長に報告する。

教務部委員会において資格並に研究題目について疑義を生じた場合は、学生並びに指導教官の意向を徴した上、不適當と認めた時は許可を取消すことがある。

4. 所定期間の研究を完了すれば、それをまとめて研究報告書を作成し、指導教官に提出して審査を求める。

5. 卒業研究審査会は、指導教官を含め三人以上の専門分野の教授、助教授、又は専任講師を以て構成する。審査会は研究報告書及び口頭発表を審査し、あわせて学生の専門的教養の程度と理解力とを判断し、卒業研究の合格、不合格を判定する。

この判定は直ちに教務部長に報告する。教務部委員会において卒業研究審査会の構成に疑義を生じた場合は、関係者の意向を徴した上、不適當と認めた場合は再審査を要求することがある。

第2章 大学院の設置と研究所の統合

第1節 大学院基準の制定

新制大学の特徴の一つは、学部とは別に、独自の目的と地位をもった課程制大学院が設置されたことであり、修士課程、博士課程から構成される大学院で、それぞれ修士、博士の学位を授与する権威をもった学術研究機関が置かれたことである。

すでに述べた大学基準協会の「基準委員会」は、昭和22年7月29日の第1回委員会から、早くも新制度による大学院の問題をとりあげていた。当時文部省は、大学院には専任の教官を置かず、学部の充実している所に研究所を設け、それを総合して大学院とすることを考えていた。そこで、当然総司令部からはアメリカにおける実情の資料も提供されたが、日本の事情を斟酌して、マスターに相当する学位に達する課程は2年以上在学し、30単位以上の単位取得と論文、論文博士に達する課程は通算4年以上在学のうえ論文を提出し口頭試験を受けるという案が考えられた。しかし、総司令部民間情報教育局（CIE）の担当官マグレール（Dr. T. H. McGrail）氏はこの案に不賛成であったという。

その後、この大学院設置のための基準については、大学基準協会の「基準委員会」と文部省の「教育刷新委員会」が並行して審議を進めたが、学位規定と分離して「大学院基準」を先に大学基準協会が定めることになり、本学の佐々木重雄教授（当時大学基準協会事務局長事務取扱を担当されていた）がCIEと折衝した結果、昭和24年4月12日これが制定をみた。それは以下のような内容のものであった。

大学院基準（昭和24. 4. 12決定，昭和30. 6. 7改定）

第1 趣 旨

1. 大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れ

る。

2. 修士の学位を与える課程は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を養うことを目的とする。
3. 博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第2 基準

1. 大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみ置くことができる。
2. 修士の学位を得んとする者は、全日制にては2ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専門分野について30単位以上取得し、研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。
3. 博士の学位を得んとする者は、5ヶ年以上在学し、専攻分野について50単位以上取得し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。
4. 大学院に入学することのできる者は、学士の称号をもつ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。
5. 大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。
6. 大学院を置く大学は、その目的使命を十分に達成し得るような大学教員組織を用意しなければならない。

備考 医学、歯学に関する大学院の基準は別に定める。

この大学基準協会の「大学院基準」は、その後長い期間わが国の大学院制度の根拠としての役割を果たした。文部省の「大学院設置基準」は、昭和49年6月20日、文部省令第28号として制定されたものであり、それまでは、学校教育法第68条第1項の規定に基づく「学位規則」（昭和28年4月1日、文部省令第9号）が、博士および修士の学位授与の唯一の法的根拠であったのである。また、昭和27年10月11日大学設置審議会が決定した「大学院設置審査基準要項」は、内規的に文部省内で運用されていた。したがって、この大学基準協会の定めた「大学院基準」の、新制大学院設置に対して果たした役割は極めて大きいものがあつたと評価されなければな

らない。

第2節 本学における大学院および研究所の検討

本学では、ともかく新制大学が発足して1年有余を経た昭和26年2月の運営委員会において、「大学院及び研究所に関する委員会」設置の件が諮られた。それは大学院および研究所の在り方について、本学としての理念、構想を樹立し、これを運営委員会で十分審議してから委員会を発足させようとするものであった。なお、それは上述した昭和24年の大学基準協会の「大学院基準」の設定に刺激されたことが大きいと思われる。

運営委員会は、同年9月14日に、大学院創設について再度諮り、「原案作成小委員会」を運営委員会内に設置し、植村琢教授、山田良之助教授、佐々木重雄教授と、事務局長がその任に当たった。この小委員会の努力により、11月30日の運営委員会では「大学院設置要綱(案)」が上程され討議に付されたが、翌昭和27年2月22日に後に掲げる「大学院設置に関する委員会規程」が作成され、同月27日の教授総会で承認された。なお、新委員会の委員長には植村琢教授が選出された。

東京工業大学大学院設置に関する委員会規程

(昭和27. 2. 27 教授総会決定)

第1条 東京工業大学大学院設置に関する事項を審議しその具体案を作製するため「大学院設置に関する委員会」を置く

第2条 委員会は左の委員で組織する

1. 教授総会において選出されたもの5人
2. 前号により選出された以外の者につき系所属専任の教授、助教授、講師の中から互選されたもの各系1人(但し経営系は応用物理系に、体育系は人文科学系に含まれる)
3. 職務上の委員として附置研究所長の互選により1人、教務部長及び事務局長

第3条 大学長が必要ありと認めた場合は専門委員を委嘱することができる

専門委員は委員会の諮問により専門の事項について調査審議する

第4条 委員会に委員長を置き委員の互選によって定める

委員長は会務を掌理する

第5条 委員会で作製した案は大学長に提出し大学長は之を教授総会の議に附する

第6条 委員会に幹事若干名を置き大学長之を命ずる

幹事は委員長の指揮を承けて庶務に従事する

附 則

本規程は昭和27年2月27日より施行する

委員会は、すでに運営委員会に上程されていた「大学院設置要綱案」を素材として審議を続けた結果、昭和27年3月26日の教授総会において、植村委員長から審議結果を報告し、承認されたのである。次にその「要項」を示す。

東京工業大学大学院設置要項

1. 目的及び使命

東京工業大学大学院には学術の研究者、指導者及び教授者を育成する目標の下に工学に関する修士の学位を与える課程と工学に関する博士の学位を与える課程とを置く。修士の課程は広い視野に立って工学に関する専攻分野を研究し精深な学識と研究能力とを養うことを目的とし博士の課程は工学に関する独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに工学に関する専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とし人類の福祉に貢献することを使命とする。

2. 名 称

東京工業大学大学院

3. 位 置

東京都目黒区大岡山1番地

4. 校 地

総坪数 88,737坪47

5. 校舎, 研究所建物

総坪数 18,400坪187

6. 図書, 標本, 機械器具等施設概要

図 書 138,608冊

和漢書 97,657冊

洋書	41,023冊
標本	2,512点
機械	11,303台
実験研究用	
その他用	
器具	67,674個
実験研究用	
その他用	

7. 大学院の組織と学部学科の組織との関係

大学院	修士課程	機械工学専攻 電気工学専攻 化学工学専攻 金属工学専攻 繊維工学専攻 建築学専攻 応用理学専攻	数学コース 物理学コース 化学コース 機械工学コース 電気工学コース 化学工学コース 金属工学コース 繊維工学コース 建築学コース 経営工学コース	工学部
	大学院	博士課程	目下検討中	

8. 研究科専門課程別科目概要

専門課程	学 科 目	
	修士課程	博士課程
機械工学専攻	目下検討中	同
電気工学専攻		
化学工学専攻		
金属工学専攻		
繊維工学専攻		
建築学専攻		
応用理学専攻		

9. 履修方法及び学位授与概要

(1) 修士課程

修士課程は2ヶ年在学し専攻科目を30単位以上を修得し且つ研究論文に合格したものに対して工学修士の学位を与える。

(2) 博士課程

博士課程は修士課程を修了した上更に3ヶ年以上在学し専攻科目20単位以上を修得し且つ最終試験に合格したものにして独創的研究に基く研究論文の審査に合格したものに対して工学博士の学位を与える。

10. 職員組織概要

大学院の指導は原則として教授がこれに当る。修士の場合も同様とする。その他の職員については原則として学部 of 全能力を挙げて活用する。

11. 研究科専門課程別学生基準定員

- (1) 毎年入学者定員 修士課程 120人 博士課程 30人
 (2) 総学生定員 同上 240人 同上 90人
 (3) 専門課程別学生の基本的定員

	毎年入学者定員							
	機械	電気	化工	金属	繊維	建築	応理	計
修士課程	20人	16人	36人	8人	8人	12人	20人	120人
博士課程	目下検討中							30人

(参考)

新制学部コース別人員調 (26.10. 1)

数 学 0人 物 理 学 3人 化 学 22人 機 械 工 学 56人
 電 気 工 学 42人 化 学 工 学 121人 金 属 工 学 4人 機 織 工 学 14人
 建 築 学 25人 経 営 工 学 4人 計 291人

12. 大学院設置者

文部大臣

13. 大学院維持経営の方法, 概要

国費支弁

14. 大学院開設の時期

昭和28年4月1日

————— 以上指示要項 —————

参考事項

1 入学資格

- (1) 修士課程

修士の課程に入学しようとするものは志望専攻科目と関連のある課程を修了した学士又はこれと同種同等以上の学歴若しくは学力を有するものとする。但し当分の間大学が行う特別の試験に合格して学士と同等以上の学力があると認められたものにも入学資格を与える。

(2) 博士課程

博士の課程に入学しようとするものは本学の認めた試験を経た修士の学位を有するもの又は旧大学令による学士の称号を有するものであって志望専攻科目と関連のある研究に3ヶ年以上従事し相当の業績を有するものとする。

2 大学院の運営

教授会によって承認を得た大学院履修科目委員会（仮称）を設ける。

3 施設

建物4,000坪を要求すること。

4 附置研究所との関係

大学院の研究のため利用すること。

この「設置要項」は、基本的には先の大学基準協会の制定した「大学院基準」に依拠して作成されているが、本学が学部を標準学習コース制としていたため、大学院の組織が学部のコースと基本的に対応した形となっているが、数学、物理学、化学コースには、専攻が考えられていない。更に、博士課程は修士課程の上に積み上げる形で規定されている。これは「大学院基準」と異なる点であるが、後には並列方式に変更されている。なお、この「要項」で計画された定員は、修士課程120名、博士課程30名であった。

最後に「参考事項」として、付置研究所との関係として「大学院の研究のため利用する」とあるのは、単に研究所が大学院に協力するというよりも、かなり大学院のために利用するという意図があったことがうかがえる。これは昭和26年2月の運営委員会で当初審議された委員会名が「大学院及び研究所に関する委員会」であったことから、大学院の設置と同時に研究所の在り方をも検討しようとする意図があったと考えられるからである。

かくして昭和27年10月17日の運営委員会の審議を経て、同年11月12日の教授総会において、本学最初の新制大学院（修士課程）の学生募集要項案が審議され、承認された。そこでは7専攻で、学生定員は140名であった。なお、化学と化学工学が一体となっているが、これは昭和30年「工学部」

が「理工学部」になった際に化学専攻と化学工学専攻に分離している。

昭和28年度東京工業大学大学院(修士課程)学生募集要項(案)

1 出願資格

- (イ) 志望専攻分野と関連のある課程を修了した学士
- (ロ) 本学が前号と同種同等以上の学歴又は学力を有するものと認めたる者
- (ハ) 本学が行う特別の資格試験に合格したもの

2 募集研究科・専攻及び募集人員

研究科名	専攻名	募集人員
工 学 研 究 科	応用物理学	約 20名
	機械工学	約 18名
	電気工学	約 18名
	金属工学	約 10名
	繊維工学	約 10名
	化学及び化学工学	約 50名
	建築学	約 14名
	計	約 140名

備考 専攻細目は別に定める

3 選考方法

入学者選考は書類選考により第一次合格者を決定し、その合格者に対して学力検査、身体検査及び面接を行い入学を許可する。

(イ) 書類選考

出願書類により志望専攻分野の課程を修めるに足るか否かを選考しその結果を発表する。

(ロ) 学力検査

学力検査は次の科目につき行う。

a 一般科目

基礎専門科目 数学, 物理学, 化学

外国語 英・独・仏語のうち受験者の選定した2ヶ国語
作文

b 専門科目……各専攻分野毎に行う。

(ハ) 身体検査

(ニ) 面接

4 選考に関する期日

- (イ) 出願期日 自 月 日, 至 月 日
日曜日を除き毎日午前9時から午後4時まで但し土曜は正午まで。
- (ロ) 学力検査期日

科目名	期 日
一般科目	
◎基礎専門科目	月 日 自 時 至 時
数 学	月 日 自 時 至 時
物 理 学	月 日 自 時 至 時
化 学	月 日 自 時 至 時
◎外 国 語	月 日 自 時 至 時
◎作 文	月 日 自 時 至 時
専門科目	月 日 自 時 至 時

- (イ) 身体検査期日
月 日午前 時から本学において行う。
- (ロ) 面接期日
月 日午前 時から本学において行う。
- (ハ) 入学許可発表
月 日本学内に掲示し、且つ本人にも通知する。

5 出願手続

志願者は次の書類を一括して入学検定料金 円(予定)と共に所定の期日迄に本学教務課へ提出すること。

- (イ) 入学願書 (用紙は本学で交付する)
- (ロ) 写真 一葉(名刺型, 出願前6ヶ月以内のもの, 裏面に出身大学名及び氏名を記入のこと)
- (ハ) 卒業証明書又は卒業見込証明書
- (ニ) 成績証明書
- (ホ) 身体検査書(出身大学で作成したもの)
- (ヘ) 封筒 (受験票を送付するものであるから受信先を表記して郵便切手を貼付したもの)
- (ト) その他
- a 現在他の大学院に在籍する者は当該大学院の受験許可書を添付すること。
 - b 外国人の場合はその国の大使館等の国籍証明書及び推薦状を添付すること。

6 注意事項

- (イ) 身体検査及び面接の場合も受験票を携帯すること。
- (ロ) 入学検定料はいかなる理由があっても払戻さない。
- (ハ) 入学検定料郵送の場合は小為替受取人指定を「東京工業大学」とすること。
- (ニ) 現在の状況では受験中の宿舍を本学で紹介斡旋することは不可能であるから、各自で適宜な方法で予定して置く必要がある。
- (ホ) 入学試験等に関して照会する場合は、返信用封筒に郵便切手を貼付したもの又は葉書を封入し、本学教務課に申込むこと。

昭和 年 月 日

東京都 目黒区 大岡山
東京工業大学

なおこれに関連して、同日「東京工業大学学則」も、総則、通則、学部、大学院、研究所の5編に分けて改正することが承認され、昭和28年4月1日から新学則が適用された。かくして昭和28年3月26日付で国立学校設置法の一部改正により、東京工業大学に大学院が設置され、4月1日より施行となった。また、3月31日付政令第51号により、研究科は「工学研究科」として指定され、同日付で旧制東京工業大学は廃止となった。また、教官の専攻担当の任命は4月1日付で行われた。大学院設置に関する文部次官通達を次に掲げる。この通達は、昭和28年4月10日の第17回運営委員会で報告され、かつ5月27日の教授総会でも報告されている。

学大第283号

昭和28年3月31日

東京工業大学学長 殿

文部事務次官 西 崎 恵

大学院設置について

東京工業大学大学院設置のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のように設置してさしつかえないことになりました。よってその運営については、遺漏のないようお取り計らい願います。

なお実施にあたっては、昭和28年度予算の範囲内において措置される様願います。

記

- 1 名 称 東京工業大学大学院
- 2 位 置 東京都目黒区大岡山1番地

3 研究科及び専攻

工学研究科 応用物理学専攻
 化学及び化学工学専攻
 機械工学専攻
 電気工学専攻
 金属工学専攻
 繊維工学専攻
 建築学専攻

4 課 程

修士課程
 博士課程

5 修 業 年 限

修士課程は2年以上
 博士課程は5年以上

6 開 設 時 期

昭和28年度

備 考

- (1) 数学、物理学、化学関係のものについては、論文の内容により理学修士、理学博士の学位を与えることができるようにすることが望ましい。
- (2) 機械工学専攻中の経営工学はその組織を強化して将来独立の専攻とすることが望ましい。
- (3) 大学院の管理については、大学院の授業を担当する教員をもって組織する大学院委員会とすることが望ましい。
- (4) 新たに博士課程、研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻等を変更しようとする場合は文部大臣（大学設置審議会）に協議すること。

なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施に関する報告を求め、または文部大臣（大学設置審議会）において調査することがある。

昭和28年5月に発表された大学院修士課程の入学試験結果は、定員135名に対し、志願者126名、受験者115名、合格者51名であった。

大学院修士課程の発足に伴い、各種の改正が必要となったのは当然であろう。

まず大学院の設置に関連して、昭和28年5月には従来の「学習コース委員会」を「学科課程委員会」（この規程は、付録1を参照）と改め、大学院の学習課程についてもとりあえず同委員会の大学院部会で審議すること

としたが、昭和29年4月には、「大学院設置に関する委員会」を一応解消し、更に学位や教官資格等につき審議するため、新しく「大学院の制規に関する委員会」を同年6月2日の教授総会で承認し、発足させた。その委員会規程は、下に掲げるとおりである。

同委員会は、昭和29年7月21日の教授総会で審議結果を報告し、修士課程には本学学部卒業者から約4分の1の定員を推薦により採用すること、博士号の授与、入学試験時期等について諮り、承認を受けた。また昭和30年度からは、大学院博士課程の入学定員が決定され68名と、修士課程の2分の1とされた。なお昭和31年4月1日付で、昭和30年に学部の名称が「理工学部」になった関係から、大学院研究科の名称も「理工学研究科」と改称されている。

大学院の制規に関する委員会規程 (29. 6. 1)

第1条 大学院の制規に関する事項を審議するため「大学院の制規に関する委員会」を置く

第2条 委員会は委員14人を以て組織する

第3条 委員は次の区分により選出する

- 1 大学院の各専攻の分野毎にその分野の教授、助教授及び専任講師により専攻に所属する教授、助教授及び専任講師の中1人（但し応用物理学専攻3人、化学及び化学工学専攻3人）
- 2 前号以外の分野に於ける教授、助教授及び専任講師の互選により1人
- 3 職務上よりするもの 事務局長
教務部長

選出された委員の任期は2年とする

第4条 委員会に委員長を置く。委員の互選による。委員長は会務を掌理する

第5条 委員会は審議事項に応じ特別部会を設けることができる。特別部会には其の事項に関して委員会の議を経て委員以外の者を加えることができる特別部会に主査を置く。委員長の指名による

第6条 委員会に幹事を置く。庶務課長及び教務課長をもって之に充て庶務に従事せしめる

附 則

第7条 本規程は昭和29年6月1日より施行する

更に、大学院工学研究科に関連して、とりあえず修士課程の修了が迫ってきたので、「東京工業大学学位規程」（修士課程）案が昭和30年2月25日の運営委員会で審議され、教授総会の審議を経て、同年5月1日から28年にさかのぼって施行された。規程は次のとおりである。

東京工業大学学位規程（修士課程）

- 第1条 本学大学院工学研究科の修士課程に2年在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、工学修士の学位を与える。
- 第2条 前条の規定による論文は大学長に提出する。
- 第3条 修士論文は自著1篇1通とする。
提出した論文は返付しない。
- 第4条 大学長が論文を受理したときは、大学院教官会議に附議し、当該学生の指導教官を含む3名以上の審査員を指名する。
審査員は論文の審査及び最終試験に関する事項を担当する。
- 第5条 論文の審査には公聴会を開かねばならない。
- 第6条 最終試験は筆記又は口頭で行う。なおその際1外国語の能力についての試験を併せて行う。
- 第7条 審査員は審査の結果を大学長に報告する。
大学長は前項の報告に基いて大学院教官会議に附議し、その合否を決定する。
- 第8条 合格と決定したものに対しては学位記を授与する。

附 則

- 第1条 この規程は昭和28年5月1日から施行する。
- 第2条 博士課程及び学位請求論文の学位規程については別に定める。

大学院の指導を担当する教官の資格審査については、昭和29年7月「大学院指導教官資格審査会規程」を設け、その審査を自主的に実施した。

大学院指導教官資格審査会規程（29. 7. 21 決定）

- 第1条 大学院に於ける指導教官の資格を審査するため「大学院指導教官資格審査会」をおく。
- 第2条 委員会は委員11人をもって組織する。
- 第3条 委員長は大学長をもって之に充てる。
- 第4条 委員は次の区分により選出する。

大学院の各専攻毎に指導教官の資格を有する教授、助教授及び専任講師の互

選により1人

(但し、応用物理学専攻3人、化学及び化学工学専攻3人)

第5条 委員の任期は2年とする。

第6条 委員会に幹事をおく。事務局長をもって之に充て庶務に従事せしめる。

附 則

第7条 本規程は昭和29年7月21日より施行する。

第3節 和田学長の逝去と内田学長の選出



和田 小六学長

(昭19.12.16~27.6.11)

和田小六学長は、昭和27年2月初めから健康を害され、運営委員会、教授総会等も植村琢教授が代理で司会をされていたが、3月に入り、病気療養期間が長期にわたるとの見通しから、最年長の山本勇教授が学長事務代理に任命された。

その後和田学長は鋭意病気の治療に専念されたのであるが、薬石効なく、ついに昭和27年6月11日午前0時20分逝去された。

和田小六学長は、明治23年8月5日木戸孝正氏の次男として誕生され、後に和田家を継がれて和田姓となられた。因みに木戸孝正氏は木戸孝允氏の子息である。明治45年東京帝国大学工科大学造船学科に入学され、大正4年7月同大学を卒業後大学院へ入学され、航空学を専攻されたが、大正7年7月東京帝国大学工科大学助教授に任ぜられた。大正8年12月、航空学研究のため、2年間、イギリス、アメリカ、フランスおよびドイツに留学され、帰国後大正12年11月東京帝国大学教授に昇任され、航空研究所所員として勤務された。

昭和7年10月航空研究所長に補せられ、かたわら内閣の発明奨励委員会委員、航空評議会評議員、學術研究会議会員、科学審議会委員、中央航空研究機関設立委員会委員、科学振興調査会委員、航空機技術委員会委員等の要職を兼任され、昭和11年9月には勲三等瑞宝章、同13年10月には旭日中綬章を授与された。

更に、昭和17年1月技術院設置に関する事務を囑託され、技術院次長に任ぜられ

た。なお、帝国議会政府委員を拝命し、また航空研究所の研究業務を委嘱されていた。昭和18年6月に理化学研究所理事、評議員も兼務され、同年9月勲二等瑞宝章を授与された。昭和19年11月、技術院総務部長事務取扱を命ぜられた折しも、東京工業大学長であった八木秀次氏が12月に技術院総裁として大学長を退任されたため、12月16日付で代わって東京工業大学長となられたのである。

以後は、本通史でしばしば指摘しているとおり、昭和20年8月終戦とともに、本学の大改革の事業に着手され、自ら「教学刷新調査委員会」委員長の大役を果たされ、かたわら全国の大学に呼びかけて「大学基準協会」の創設に当たり、会長の大役を勤められ、わが国新制大学の進むべき基本的方向を設定された功績は極めて大なるものがある。また、昭和23年3月には「大学設置委員会」の会長も勤められた。

和田学長は、昭和24年5月31日付でそのまま新制東京工業大学長となられ、以後大学設置審議会会長、私立大学審議会委員等も兼任され、また本学大学院の設置にも鋭意努力された。まさに昭和19年以来全心全力を本学の刷新と発展のために傾倒されたと申して過言ではない。内閣は学長の逝去に当たり、勲一等瑞宝章を授与されたが、本学も昭和41年5月26日付で、「東京工業大学名誉教授」の称号を追贈し、長くその功績をたたえることとした（東京大学の名誉教授の称号はすでに昭和23年8月に授与されている）。なお「大学葬」は、先生の生前の遺志に従い、特別の宗教によらない葬儀として、昭和27年6月15日、本学講堂でとり行われた。

和田小六学長の逝去により、昭和27年6月25日および7月2日の教授総会において、昭和21年3月19日の「本学教授総会申合せ事項」中の「学長候補者推薦に関する件」、および昭和25年4月12日の「大学長予定者の選考に関する教授総会申合せ事項」につき、十分な討議、検討を行った後、7月2日には「大学長予定者の候補者選考委員会」の委員を投票により決定した。なおこの際、昭和21年3月19日の教授総会申合せ事項中一部改正が実施された。

この委員会の結論は、7月28日の教授総会に報告され、それを参考として第2次投票が行われた結果、本学教授内田俊一氏が次期学長候補者として選出された。

ここで学長候補者選出に関する当時の規定を一括して掲げる。

昭和25. 4. 12, 大学長予定者の選考に関する教授総会申合せ事項

今回は次の方法によって大学長の予定者を選出する

1. 大学長予定者の候補者選考委員会（以下選考委員会と称す）を設ける
2. 選考委員会の委員は9名とし、教授総会に於いて専任の、教授、助教授、講師の互選によって定める
 - (1) 互選に於ける教授総会成立の定足数は定めない
 - (2) 委員の選出方法は5名連記無記名投票とする
 - (3) 投票の結果末位同票数のものあるときはくじで定める
3. 選考委員会の任務は次の通りとする
 - (1) 第一次候補者5名以内を選定する
 - (2) 第一次候補者を含めて大学長として最適任者と考える者に関して学内職員意向を調査し其の結果を勘察して第二次候補者3名以内を選定する
 - (3) 選定した3名以内を大学長予定者の候補者として教授総会に報告する。選考委員会は選考の際学内職員よりの文書による意見についてはこれを受けて参考に資する
4. 教授総会は選考委員会の報告に基き大学長予定者を選出する
 - (1) 教授総会に於ける選挙管理は選考委員会が此れに当る
 - (2) 選出の方法は単記無記名投票とする
 - (3) 投票に於ける教授総会の成立は公務出張を除き専任の教授、助教授、講師総数の $\frac{2}{3}$ 以上の出席あるを要する
 - (4) 投票の結果は有効投票数の過半数の得票ある者を以て決定する

附 記

昭和21年4月19日教授総会の決議による大学長候補者の選定に関する事項中今回決定する事項と異なる部分については今回の決定事項が優先する。

◎昭和21. 3. 19, 決定本学教授総会申合せ事項

学長候補者推薦に関する件

- (1) 学長候補者の推薦は教授総会に於て之を行う
- (2) 学長の任期は4年とす 但し重任を妨げず
- (3) 学長の任期満了その他教授総会に於て必要と認むる場合は同総会に於て学長候補者選定委員を選出し予備銓衡を依頼す
- (4) 予備銓衡の結果に基き教授総会は投票により候補者1名を選定し之を推薦す

◎昭和21.4.19, 決定本学々長候補者選定に関する教授総会の決議

1. 学長候補者選定委員の選挙資格は教授, 助教授, 専任講師とする
2. 右委員選出の際の定足数は決めない
3. 右委員は互選により5名とする
4. 右委員選挙の方法は無記名で3名を連記すること
5. 右委員選挙の結果同票数の場合は抽籤による
6. 右委員の任務は学長候補者2名を選定して教授総会に報告するにある
7. 予備銓衡の結果に基き学長候補者選定の為の教授総会の成立は公務出張を除き教授, 助教授, 専任講師総数の%以上出席あるを要する
8. 右選定の際の議長選出方法は互選とし無記名投票による
9. 学長候補者1名を選定する方法は無記名投票とする
10. 右選挙の結果は出席者数の過半数の得票ある者を以て決定する

以上

◎申合せ事項運用の方法に関する件(27.7.2)

第一次投票, 選定委員選出及予備銓衡の方法次の如し。

- (1) 第一次投票及選定委員選出の教授総会の定足数は定めない。
- (2) 教授, 助教授, 専任の講師は2名以内無記名をもって学長候補者を投票する。投票箱は其儘封緘の上事務局長之を保管する。
- (3) 学長候補者選定委員は9名とし教授総会が互選する。

先ず5名連記無記名投票により15名を選ぶ。但し末位得票同数の者あるときは之を加える。

次に右の結果につき5名連記無記名投票により9名を選ぶ。但し末位得票同数のものあるときはくじで定める。

- (4) 選定委員は委員長を互選する。選定委員会は委員長司会し第一次投票の開票をする。
- (5) 選定委員会は学内職員よりの記名文書による推薦を受けることができる。
- (6) 選定委員会は第一次投票によるもの, (5)の文書推薦によるもの及び其の他の候補者を調査審議して学長予定者の候補者3名を選定する。

第二次投票の方法次の如し

- (1) 教授総会は公務出張者を除き教授, 助教授, 専任の講師の%以上の出席あるを要する。
- (2) 教授総会は第二次投票を司会する議長を単記無記名により互選する。
- (3) 教授総会は選定委員会の報告に基いて学長予定者の候補者につき単記無記名

投票する。但し報告以外の者を投票することを妨げない。

教授総会の構成員であって選定委員会報告の学長候補者である者は総会から退席するを要する。

- (4) 投票総数の過半数を得た者を当選者とする。過半数を得た者がいないときは再び投票を行う。
- (5) 再投票の結果尚過半数を得た者がいないときは上位者2人につき決選投票する。但し得票同数の場合はくじで定める。

附 則

- (1) 本則は昭和27年7月2日より施行する。
- (2) 昭和21年4月19日決定に係る本学学長候補者選定に関する教授総会の決議は廃止する。

◎昭和21.3.19, 申合せ事項中改定案 (27. 7. 2)

学長候補者推薦に関する件中次の通り改定する

- (3) 学長の任期満了又は教授総会が必要と認むる場合同総会に於て学長候補者につき第一次投票を行う。
教授総会は学長候補者選定委員を互選し予備銓衡を依嘱す。
- (4) 予備銓衡の結果に基き教授総会は第二次投票により学長候補者1名を選定し之を推薦する。



内田 俊一学長
(昭27.8.1~33.8.1)

内田俊一学長は、明治28年12月3日、岡山県に生まれた。大正6年7月東京帝国大学工学部応用化学科に入学され、同9年7月同大学を卒業後、10月に農商務省の臨時窒素研究所技手となられた。同年12月から1年間陸軍兵役に服務され、大正10年11月臨時窒素研究所技師に復職されたが、昭和3年5月同研究所の廃止により工業試験所技師に転ぜられた。

昭和4年3月化学工学研究のため2年間アメリカ合衆国に外遊されたが、途中6月に東京工業大学付属工学専門部(昭和6年3月廃止)教授に任命されている。昭和6年3月東京帝国大学から工学博士の

学位を授与され、同月末日付で東京工業大学助教授に任ぜられた。帰国されたのは昭和6年8月であった。

昭和7年1月には東京工業大学教授に任ぜられ、化学工学教室において勤務され

た。昭和13年12月本学の化学工学科創設準備委員会の委員長をつとめられ、その設置に尽瘁され、15年4月から学科の主任教授になられた。また、昭和14年から内閣の「科学審議会」の委員をつとめられ、戦後の大学改革に当たっては「教学刷新調査委員会」の委員となられ、初代の応用化学系運営委員、教員適格審査委員会委員、部屋割調整委員会委員、大学院設置に関する委員会委員等の要務につかかれていたが、昭和27年8月1日付で、故和田小六学長の後を継がれ、学長に就任されたのである。

内田学長は昭和31年8月1日学長に再任されたが、2年間勤められた後33年8月1日で退職された。大学は同年6月24日付で「東京工業大学名誉教授」の称号を授与した。なお先生は、昭和49年11月3日勲一等瑞宝章を受章された。

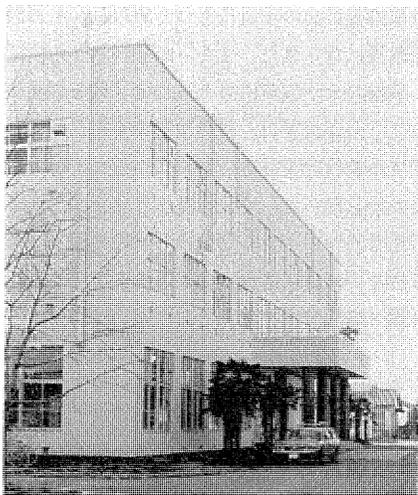
第4節 研究所の整備・統合

本学には戦時中増設された研究所を含め、終戦当時、建築材料研究所、資源化学研究所、精密機械研究所、窯業研究所、電子工学研究所、燃料科学研究所の6研究所が付置されていたことは前述した。なお、昭和21年3月に電子工学研究所は、電気科学研究所と改称した。

これら6研究所は、わが国の戦時経済体制下に設立されたため、定員等の規模が小さかったが、学部教官の協力によって、大きな研究業績をあげてきたことは事実である。しかし、独立の恒久的建物を建設しえたのは建築材料研究所と精密機械研究所のみであり、資源化学研究所は木造建物、その他は建物建設の計画を準備中に終戦を迎えることとなった。

昭和20年10月に発足した教学刷新調査委員会による大学改革の検討の際にも、同年11月2日の中間報告では、第14項に「研究所は之を解体し学部機構に包含せしむるを原則とす」という見解が述べられている。しかし学部とは別個に、もっぱら学術研究を職務とする研究所が、本学のような理工系大学に不可欠であることは言をまたない。そこで、その後このような極論は影をひそめ、もっぱら学部教育の改革と充実が、本学改革の中心課題となったのである。

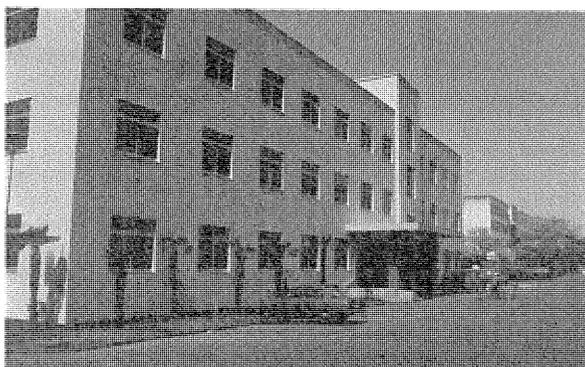
しかし前述したように、新制大学の発足、特に大学院の発足の準備と関



旧工業材料研究所



旧資源化学研究所



旧精密工学研究所

係して、大学院と研究所の関係が改めて問題にされざるをえなかった。それは、学部より一段と高度の教育・研究を行うべき大学院を設置することからして当然であった。それゆえに昭和26年2月の運営委員会に提案された委員会名も「大学院及び研究所に関する委員会」とされたものと思われる。ただ運営委員会での検討の結果は、当面差し迫った大学院の創設を急ぐこととなり、研究所の検討はしばらく後に回された。

昭和27年9月19日、運営委員会で「東京工業大学附置研究所に関する委員会規程案」が提案され、同年9月24日の教授総会で、この委員会設置が承認された。それはまさに本学研究所の在り方と運営に関して、大学院との関係から根本的に検討を試みる目的をもった最初の時期と考えられる。同委員会の規程は次のとおりであった。

東京工業大学附置研究所に関する委員会規程

第1条 東京工業大学附置研究所の在り方と運営に関して審議しその具体案を作成するため東京工業大学附置研究所に関する委員会（以下委員会という）を置く。

第2条 委員会は次の委員で組織する。

1. 各研究所長
2. 各系所属専任の教授、助教授、講師（研究所専任所員を除く）の中から互選されたもの各系毎に1人（但し経営系は応用物理系に、体育系は人文科学系に含まれる）
3. 教務部長 事務局長

第3条 委員会に委員長を置く。委員の互選による。

委員長は会務を掌理する。

第4条 委員会に幹事若干人を置き、大学長が命ずる。

幹事は委員長の命を承けて庶務に従事する。

第5条 委員会で作成した案は大学長に提出する。

大学長はこれを教授総会の議に附する。

附 則

本規程は昭和27年9月24日から施行する。

同委員会の委員長には海老原敬吉教授が選出された。委員会はその後十数回にわたり審議を重ねてきたが、昭和29年度概算要求の提出時期が切迫したので、昭和28年7月8日の教授総会において、委員長から次の4研究

所に整理・統合する案が経過報告された。

1. 機械と電気関係の研究所
2. 資源と燃料関係の研究所
3. 窯業関係の研究所
4. 建築関係の研究所

これに対して教授総会では、次のような意見が提出された。

- ① 窯業と建築関係の研究所は、内容的にみて統合が困難であるとのことであるが、従来の研究所を再検討して新しい研究所を作るのが建前であるから、窯業と建築材料の2研究所を統合することは必ずしも困難ではなく、全体を2つ位に統合することが望ましい。
- ② 性格の異なった研究所を単に寄せ集めるのではなく、時代に即した新しい研究所を作って総合的研究を行うことが必要である。そのためには、1つの研究所に統合することが望ましい。
- ③ 研究所の統合を行うには、まず研究所の名称とその内容を明らかにすることが必要である。単に6研究所を4研究所に統合するというだけではその目標が明確に把握しえない。したがって内容と名称を決定してから統合してはどうか。
- ④ 新しい見地から仮称「工業材料研究所」を作ることは、能率的に統合した研究を行うことができると考えるので、今後も本学としていかなる研究所を作ることが最も必要であるかを十分検討してほしい。

このような見解に対して、内田学長からは、研究所の名称、内容について今後十分検討することになるが、差し当たり、昭和29年度概算要求書提出の急に迫られているので、一応4研究所としたいこと、および今回統合する研究所は、性格の異なった研究所を単に寄せ集めるのではなく、研究の総合化、研究能率の向上等の観点から、その機能を統合するものである旨の答弁があり、結論として研究所を4つに統合することが承認されたのである。

そこで、昭和29年1月27日の教授総会において、次のような「附置研究所準備委員会規程案」が上程され、承認された。

附置研究所準備委員会規程（29. 1. 27, 教授総会）

第1条 本学附置研究所整備実施に関し諸般の事項を準備する為研究所に関する準備委員会（以下準備委員会という）を置く。

第2条 準備委員会は委員長1人，委員24人を以て組織する。

第3条 委員長は大学長をもってこれに充てる。

第4条 委員は次の区分に依り選出する。

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 精密機械研究所専任所員の中より | 2人 |
| 2. 電気科学研究所専任所員の中より | 2人 |
| 3. 資源化学研究所専任所員の中より | 2人 |
| 4. 燃料科学研究所専任所員の中より | 2人 |
| 5. 建築材料研究所専任所員の中より | 1人 |
| 6. 窯業研究所専任所員の中より | 1人 |

1乃至6の委員は当該研究所員の互選によるものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 7. 各研究所専任所員を除いた教授総会員により互選したもの | 14人 |
|-------------------------------|-----|

第5条 準備委員会に4個の分科会を置く。

分科会に配属する委員は委員長の指名による。

第6条 4分科会は次の通りとし各々主査を置く。各主査は当該分科会委員の互選により定める。

主査は委員長の命により当該分科会を掌理する。

第1分科会（精密機械，電気科学関係）

第2分科会（資源化学，燃料科学関係）

第3分科会（建築材料関係）

第4分科会（窯業関係）

第7条 準備委員会は委員長が召集する。

委員長必要ありと認める場合は主査会議を開く。

第8条 準備委員会は分科会の主査の申出により必要ありと認めた場合は臨時に専門委員を委嘱することができる。

第9条 準備委員会に幹事を置く。事務局長を以てこれに充てる。

附 則

本規程は昭和29年1月27日より施行する。

この規定により研究所専任所員とそれ以外の教授総会員の互選による者合計24名からなる同準備委員会が発足した。教授総会からは海老原敬吉教授，星野敏雄教授，谷口忠教授，斯波忠夫教授，津村利光教授，藤岡通夫

教授、山内俊吉教授、山田良之助教授、尾本義一教授、杉野喜一郎教授、二見秀雄教授、加茂儀一教授、高木豊教授、金丸競教授の14名が選出された。

同委員会は、鋭意審議検討を続け、昭和29年2月19日の運営委員会において、「附置研究所運営等に関する件、申合せ」(案)と「協同研究委員会規程」(案)を諮ったが、それは正式には3月10日の教授総会で審議承認された。その内容は次のとおりである。

附置研究所運営等に関する件、申合せ (29. 3. 10, 教授総会)

1. 所長に関する事項

(所長の資格・任期)

- 1 附置研究所長は東京工業大学教授でなければならない。
- 2 所長は研究所の専任所員とする。但し教授定員3名以下の研究所の長はこの限りでない。
- 3 所長の任期は3年とする。

(所長の選定)

4 所長候補者の選定

- イ 候補者は本学教授の中より当該研究所専任所員及び教授総会員の互選による若干名によって選出される。
- ロ 選出された候補者が専任所員でないときは大学長これが調整に当る。
- ハ 選出された候補者につき大学長は教授総会の議に附し所長予定者を定める。

(所長の職務)

- 5 所長は大学長の監督の下に於て当該研究所の事務を掌理する。

2. 所員に関する事項

(所員の種類)

- 1 所員を専任と兼任とに分ち、東京工業大学教授又は助教授の中より併任する。

特に必要ある場合は東京工業大学専任講師を兼任として併任することができる。

(所員の取扱)

- 2 既に本学教授又は助教授たるものを専任所員とするときは研究所定員の範囲内に於て当該研究所長の具状により大学長教授総会の議に附し定める。
- 3 兼任所員は原則として次の場合に置く事ができる。

- イ 専任所員でない協同研究主任者
 - ロ 協同研究主任者が必要と認めた者で担当研究所長の具状による協同研究者
 - ハ 専任所員のない部門を担当するものとして当該研究所長の具状による教授又は助教授
- 4 協同研究者である兼任所員は担当事項の終了の場合又は協同研究主任者の意向に基き解任するものとする。
3. 協同研究に関する事項
- 協同研究の運営、連絡、調整につき協同研究委員会を置く。(別紙)
- 附 則
- 本申合せは昭和29年4月1日より施行する。

協同研究委員会規程

- 第1条 協同研究委員会は大学長の方針に基き附置研究所に於ける協同研究の運営、連絡、調整(協同研究課題、協同研究主任者、担当研究所の選定・解任等を含む)を行い研究活動を助長するを以て目的とする。
- 第2条 協同研究委員会は次の委員を以て組織する。
- 1. 各系毎に所属教授、助教授及び専任講師の互選により選出されたもの
8人
(理学系、応用化学系、応用物理系(経営系を含む)各2人、建築系1人、)
(文科学系(体育系を含む)各1人)
 - 2. 職務上よりするもの
各研究所長及び事務局長
- 第3条 会務を掌理する為委員長を置く。
委員長は委員の互選による。委員長事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 第4条 選出委員の任期は2年とする。
- 第5条 協同研究委員会に幹事を置く。関係課長、事務長の中より大学長が命ずる。
- 第6条 協同研究委員会の会議の召集は随時委員長がこれを行う。
大学長は委員会に随時出席する。
- 附 則
- 本規程は昭和29年4月1日より施行する。

まず「附置研究所運営等に関する件、申合せ」では、所長候補者は本学教授の中から、当該研究所専任所員と、教授総会員の互選による若干名の互選で選出されること、選出された候補者が研究所の専任所員でない場合も、学長がその調整に当たることとし、学部と研究所との緊密な関係を保持するように配慮された。

また所員には、併任所員を置き、学部との研究面での協力を打ち出し、また協同研究を大いに進めることとした。この趣旨に基づいて、前掲「協同研究委員会規程」が制定されたことはいうまでもない。それは各系所属の教官の互選による者8名と、各研究所長および事務局長から構成され、附置研究所における協同研究課題の選定、協同研究主任者、担当研究所の選定等を行うことを任務とした。

このようにして昭和29年5月12日の教授総会において、新しく再出発した各研究所長候補者が紹介され、5月15日付で発令された。すなわち、建築材料研究所長は狩野春一教授、精密機械研究所長は海老原敬吉教授、資源化学研究所長は水野滋教授、窯業研究所長は山内俊吉教授であった。なお、新制大学院も同月に出発をしていることは、顧みて意義が深い。

更に、研究施設に関連することでは、昭和30年5月の運営委員会において、「印刷技術研究施設準備委員会設置の件」が諮られ、同委員会規程案を検討し、理工学部付属として出発した。また、昭和30年7月には「原子力に関するコース」を設立するため、各関係講座を増設するよう、昭和31年度で概算要求する件が運営委員会および教授総会で諮られた。

ここで特記すべきことは、この昭和30年7月1日をもって、工学部が「理工学部」と改められたことであり、また原子力関係のコースに関連して、結局、独立の研究施設を置くこととなり、昭和31年4月1日付で、理工学部に「原子炉研究施設」が設置され、原子炉研究施設委員会が7月11日の教授総会で承認された点である。

また、東邦レイヨンからの寄付により、岩倉義男教授の斡旋で、有機合成化学研究室が約15坪増築されたのは、昭和30年10月であった。

以上のような経緯で本学における研究所、研究施設等の整備が進んでいるときに、昭和33年1月22日の教授総会で、内田学長から昭和33年度の予

算により、本学の建築材料研究所と窯業研究所を統合し、「工業材料研究所」を創設することが承認された旨の経過報告があった。これは教授総会員にとってはかなり突然の報告で、山内俊吉窯業研究所長からは、教授総会に十分諮らないで概算要求をされたことについて、遺憾の旨発言があったほどであった。しかし内田学長としては、この建築材料研究所と窯業研究所が比較的小規模であり、これまでの研究所の整理統合の検討経過を踏まえ、本学として総合的に考えて、文部省も決定をみたものと思われるので、新工業材料研究所の創設に協力してほしい旨要請があり、教授総会としても、これを了承せざるをえなかったのである。

このように、この「工業材料研究所」だけは遅れて昭和33年2月12日の教授総会において、以下の「工業材料研究所実施準備委員会規程案」が諮られて、制定された。

東京工業大学工業材料研究所実施準備委員会規程 (33. 2. 12, 教授総会)

第1条 本学附置工業材料研究所設置に関し、諸般の事項を準備するため東京工業大学工業材料研究所実施準備委員会（以下委員会という）をおく。

第2条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 1 建築材料研究所長，窯業研究所長
- 2 次の研究所の所毎の専任所員の互選によるもの

建築材料研究所	3人
窯業研究所	3人
- 3 建築材料研究所，窯業研究所の所長及び専任所員を除いた教授総会員の互選によるもの 5人

第3条 委員会に委員長をおき、学長をもって充てる。

委員長は会務を掌理する。

第4条 委員会に幹事をおき、事務局長をもって充てる。

附 則

この規程は昭和33年2月12日より施行する。

この結果、昭和33年3月31日をもって、建築材料研究所と窯業研究所は廃止され、新たに「工業材料研究所」が、「工業材料に関する学理およびその応用の研究」を目的として発足し、学長内田俊一氏が所長事務取扱を

兼ねたが、6月山内俊吉教授が所長に選出され、その後8月1日内田学長の任期満了に伴い、学長選挙が行われ、山内俊吉教授が新学長に選出されたことは、後述する。

第5節 この時代の関連事項

1. 附属予備部および附属高等工業教員養成所の廃止

本学附属予備部は、昭和7年9月30日付で大学に設置されたものであるが、すでに「前編」で記されているように、その淵源的制度の歴史は極めて古く、明治34年にまでさかのぼる。とにかく附属予備部としては、昭和7年官制上の正式な発足以来、修業年限3年で、1学年23名の定員により、教授8名、助教授1名、助手2名の教官陣容をもち、主として中国人留学生に日本語のほか外国語、数学・物理・化学、植物・動物・鉱物・地質等の基礎教育を施し、その修了生を学部編入させていたものである。

昭和12年7月、日中戦争の勃発により、留学生が動揺し、帰国者も多く出たが、その後昭和15年までの実績をみると、13年の入学者が17名と著減しただけで、ほぼ第1学年の30名の定員を満たしていた。

終戦後この附属予備部の処置について、大学改革との関連で、数回にわたり運営委員会で論議され、昭和23年4月、「新学制委員会」と予備部との間の交渉がもたれたが、双方の意見が一致しなかった。その後、昭和24年7月20日の教授総会で、「予備部は数年間存置し、第1学年修了者を銓衡して大学に入学させる」ことで新制に移行したが、昭和27年4月1日、国立学校設置法一部改正により、この予備部はついに廃止された。

また、附属高等工業教員養成所は、昭和17年5月26日、戦時中における高等工業学校の教員養成の目的で本学に付置されたもので、教授1、助教授1、助手1の定員がつけられ、学生定員は20名であった。

専任助教授として山本晴雄が当たった。主事は山本勇教授が併任された。この学生には入学金および授業料が免除され、学費として年額150円が支

給されていた。なお、学生は各科に配属されて、通常の学生と全く同様に教育され、卒業後教員もしくは研究職につくことが義務づけられていただけである。

戦後この養成所に関して予備部との関連で廃止か存続かが運営委員会で議論されたことがあり、昭和23年4月9日の運営委員会では、更に1講座の定員増を要求することが審議されている。しかしこの教員養成所も、戦争中の教員養成の目的を果たし、かつ高等工業学校自体が新制大学の制度化のなかでその姿を消していったので、昭和27年3月31日付の国立学校設置法の一部改正に伴い廃止された。なお、昭和27年3月までの卒業生総数は101名であった。

2. 附属工業高等学校の接収

現在工学部付属となっている工業高等学校の歴史は、さかのぼると極めて古く、すでに「前編」にあるように明治19年1月に東京商業学校（現在の一橋大学の前身）附設商工徒弟講習所職工科として誕生した。その後、明治23年1月東京職工学校に「職工徒弟講習所」として移管されたのであるが、その歴史については部局史（4編5章）で詳しく述べられている。

とにかく、終戦当時東京高等工芸学校の付属高等学校としてあったものが、新制大学への移行の際、東京高等工芸学校が千葉大学工学部になったため、同校付属東京工業専門学校の付属の工芸高等学校と同電波工芸高等学校を本学が接収してほしいという申し入れが同大学からあって、和田学長が昭和25年6月の運営委員会に諮られた。同委員会では各系の意見をきくこととし、越えて昭和26年3月の運営委員会において、同校を付属高等学校として接収することについて、入学試験、教官、授業、設備等につきそれまでの経過報告が行われ、あわせて専攻科（夜間）併置の件にも審議がおよんだ。なおこの専攻科は、当時和田小六学長が校長をしていた「東京高等工学院」（手島工業資金団所管）を吸収しようというものであった。その結果、本学がこれらの諸校を吸収することとなり、昭和26年4月1日付で、正式に和田学長が、附属工業高等学校長事務取扱に任ぜられた。なお本学との間には、「東京工業大学附属工業高等学校に関する協議会規

定」が、昭和28年6月1日に制定され、学長を会長とし有力教授たちが委員となって、その内容の充実に努めたのである。

3. 名誉教授に関する規程の制定

戦前において本学がどのような名誉教授に関する規定をもっていたかは明らかでない。戦後において、運営委員会が学校教育法の規定に基づき、本学で規定を整備すべきことを取り上げ、海老原敬吉教授を委員長とした「名誉教授委員会」が設けられ、その審議結果が、昭和25年7月20日の教授総会に諮られた。原案の各条について訂正の意見があり、可決された。その規定の全文を次に掲げる。

ただし、この規定は、昭和35年12月1日付で改定された。なお、この規定により昭和25年12月13日付で上野繁藏教授および永海佐一郎教授が最初に名誉教授の称号を与えられた。

東京工業大学名誉教授に関する規程 (25. 7. 5)

第1条 本学名誉教授は学校教育法第68条の2、第108条の2及び次の条項により定める。

第2条 本学名誉教授の称号を授与することができるものは本学専任教授又は学長として勤務し退職のときにおいて次の各号の1にかゝる要件を満たすものでなければならない。

1. 本学専任教授として20年以上勤務したものを原則とするも右の勤務年数については、次の各項により換算された年数も、本学専任教授としての勤務年数と同様にこれを通算することができる。

但し、本項により難しい場合に於ても特に選考することができる。

- (イ) 本学以外の大学教授としての勤務年数はその2分の1を以て換算年数とする
- (ロ) 本学専任助教授、元東京高等工業学校教授又は元本学附属工業専門部教授としての勤務年数はその2分の1を以て換算年数とする
- (ハ) 本学専任講師又は本学以外の大学助教授としての勤務年数はその3分の1を以て換算年数とする。

2. 学長として本学にたいし特に功勞の顯著であったもの。

第3条 名誉教授の称号を授与する審議を行う為名誉教授審議会を置く。

第4条 名誉教授審議会の委員は5名とし、教授会に於て教授の中よりえらぶもの

とする。

第5条 審議会に委員長1名を置き委員の互選により定める。

名誉教授の候補者があった場合、教授会の議を経て審議会に付議する。

第6条 学長は審議会のすいせんに基いて名誉教授の称号を授与するものについて教授会にその可否をはかる。

第7条 教授会に於て本学名誉教授の称号を授与すべきものと議決したときには次の様式による辞令書を交付する。

様式

(番 号)

氏 名
生 年 月 日

上記の者にたいし、学校教育法第68条の2の規定に基き名誉教授の称号を授与する。
年 月 日
大 学 (校印)

附 則

この規程は昭和25年4月19日から施行し昭和25年4月1日から適用する。

東京工業大学名誉教授に関する規程

(昭和35年12月1日裁定)

第1条 学校教育法第68条の2による本学名誉教授の称号は本規程に従い授与する。
(候補者)

第2条 名誉教授候補者は本学教授又は学長として離職するとき次の各号の何れかに該当するものとする。

- 1 本学教授としての在職年数が17年以上に達したもの
- 2 学長として功労があったもの
- 3 本学教授として功績が特に著しく学長が発意するもの
(在職年数換算)

第3条 本学教授としての在職年数には次の各号による換算年数を教授在職年数として加えることができる。

- 1 本学助教授、本学専任講師、元東京高等工業学校教授、元本学附属予備部教授および元本学附属工業専門部教授としての勤務年数はその2分の1
- 2 本学以外の大学教授としての勤務年数はその2分の1
- 3 本学以外の大学助教授、旧制高等学校および旧制専門学校教授としての勤務年数はその4分の1

(審議会)

第4条 名誉教授候補者について審議するため毎年度始めにおいて名誉教授審議会をおく。

2 審議会の委員は5名とし教授会において教授の中より選ぶものとする。

3 審議会に委員長1名をおき委員が互選する。

第5条 学長は審議会のすいせんに基いて名誉教授の称号を授与するものについて教授会にその可否をはかる。

第6条 教授会において本学名誉教授の称号を授与すべきものと議決したときは次の様式による辞令書を交付する。

様 式

(番 号)

氏 名
生 年 月 日

学校教育法第68条の2の規定に基き東京工業大学名誉教授の称号を授与する
年 月 日

大 学 (校印)

附 則

本規程は昭和35年12月1日から施行する。

昭和25年4月19日制定の東京工業大学名誉教授に関する規程は廃止する。

4. 創立70年記念事業

昭和26年(1951年)5月26日は、本学の創立70年記念の日に当たっていた。前年の昭和25年9月に、茨城県古河にあった戦時中の航空機の格納庫を蔵前工業会を経由して本学の体育館資材として寄付するという話があり、創立70年記念事業の一部とすることが運営委員会で審議されていた。同年12月8日の運営委員会において「70年記念事業企画立案委員会」の設置が諮られ、体育館のほかに講堂を新設することが提案された。

昭和26年1月22日の運営委員会では、谷口忠教授が現地茨城県を視察し、その結果、新たに準備委員会を設置することとなり、林茂助教授以下18名の準備委員が任命された。この格納庫は正式には昭和26年7月本学に寄付され、昭和29年3月末に体育館として竣工をみた。

昭和26年5月26日は、午前10時から講堂で記念式典が挙行された。式は

和田学長の式辞に始まり、文部大臣天野貞祐氏、東京都立大学長柴田雄次氏、蔵前工業会理事長石川等氏の祝辞があり、多数の来賓が参列された。式後運動場に設けられた天幕の会場で祝宴が催された。

なお同日付で『七十周年を迎えて』という小冊子が出版されたが、同冊子の巻頭にある和田学長の挨拶を以下に掲載する。

七十周年を迎えて

東京工業大学学長 和田 小 六

七十年という人生にとつては古来稀れであるといわれている長い年月も、人間の知性の限りなき発展の場として既に千年に近い歴史をもつ近世大学の齢に比らべるならば、短いもので、本学はやつと青年の域に達したに過ぎないと言えるであろう。しかし、日本は、その短い期間に大きな変革に出会っている。その変革は結果においていろいろの形をとっているが、源をただせば、結局科学の発達、殊に自然科学及びそれと表裏一体をなす技術の異常な発達によるということが云えるのである。であるから、それは、当然の結果として、われわれの大学の生い立ちに大きな影響をもたらし、その発展の大きな推進力となつた。

明治、大正を通じてのわが国の長足の進歩に技術者の果たした役割り、従つて、技術教育のなした貢献とその責任の大きかつたことを否むものはないであろう。その点、われわれは、われわれの先輩の卓見と努力に心から感謝しなければならない。

技術及びそれが直接間接に生み出すいろいろの事象は、われわれの生活の根底に深く食いつて、今や、技術は、文化生活を支配し、それに不可欠の要素となつている。また、目前には、明暗二つの分野に通じる原子力の時代がひらかれようとしている。敗戦といういたましい現実には促がされなくても、今日、われわれとして、この、人類の発展社会の福祉に今後益々深刻な影響をもたらすであろう技術者の教育に反省を加え、将来に對し思いをめぐらすことは当然のことである。

わが国の教育制度及びその内容には、いろいろ不備の点もあり、欠陥もあるが、そのうちで一番大きな欠点として識者の間に広く認められていることは、それが画一的であり、詰込主義的であるということであつた。この、個性と知性の自由な発達を尊重しない教育のやり方に対し、先ず強い反省が加えられなければならない。

これまで、大学に学ぶものは、入学試験の柵を一度越えたら、その後は、エスカレーターに乗つたようなもので、自分で自分の行き方を考えなくても、とにかく、一応、行きつくところに連れて行つてくれる。そういった他人まかせの画一的なやり方も、見ようによつては、便利なやり方ではあるだろうが、また、そういった多量生産的のやり方で作つたものには使い易いということもあるだろうが、しかし、

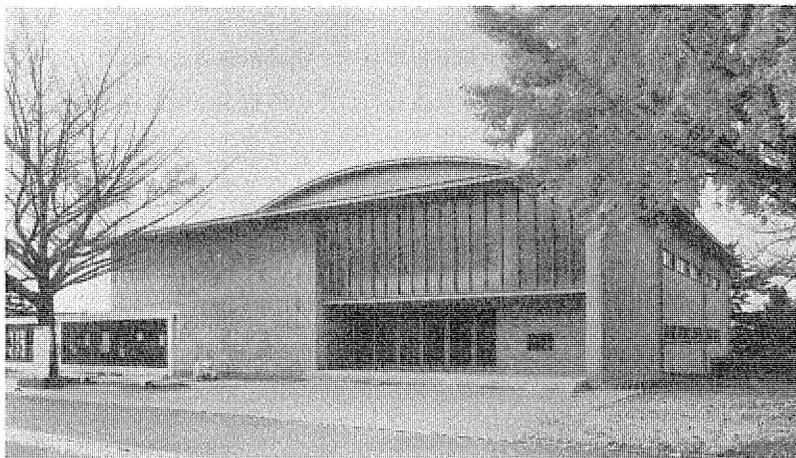
それは、少くとも大学の教育としては、修学に自主性を欠いた大学らしくないやり方である。修学にもつと選択の自由を与え、学生が、先ず、自分の修学の目的をはつきり認識した上、親しく先生の指導を受けて、広い視野と深い認識の下に、己の目指す目的に適った、順序あり秩序ある修学の総合計画を、自ら立てるようにしたいものである。そういつたことは、それ自体、大きな教育価値をもっていることであるし、また、そういつた形で結ばれる師弟の関係には、より深い理解と親しさが期待できると思う。また、今日の工業は、これまでの学科という観念で把握される分類以上に内容的変化に富んだものである。従つて、技術を修得するものが、各自の目的によつて、また、己の個性なり嗜好なりに随つて、いろいろのコースをとるといふことは、差支えないことであるばかりでなく、事実、非常に望ましいことなのである。

それで、この学科という枠を取り外すことが、本学で企てた教育刷新のうちに取上げられることになり、やかましい審議を経た結果、昭和21年の新学年から実施に移されることになった。

一般教育的の科目を大学教育のうちに取入れるということも本学の教育刷新の大きな目的の一つであつて、同じく21年から実施されているが、これは、旧制の大学としては、本学だけがやつていることだと思ふ。しかし、この問題は、その後、新制大学の制度として広く実施されることになつたから、ここに改めて述べる必要はないだろう。ただ、私は、本学がこの制度を取上げたのは昭和20年の9月終戦直後のこと、それを実施したのが、さきに述べたように、21年の5月で、新制大学の構想など、少くとも日本では、問題にもなつていなかった頃である、ということをつけ加えておく。

本学の教育刷新の根本理念、実施計画及びその経緯の概要は、本学が当局に提出した「東京工業大学刷新要綱」のうちに見られるので、それを茲に掲げることにした。(以下省略)

なお、創立70年記念事業としては、総額3,000万円以上の募金目標を立て、昭和26年12月末を期限として、本学関係卒業生、在学生、在職者その他の有志に広く呼びかけて募金事業を行った。その会長には学長和田小六氏が推挙された。このようにして集められた浄財は会社団体340件、4,609万9,050円、個人1,584件、512万4,620円、東京工業大学職員690件、87万20円、合計5,209万3,690円に達した。その資金をもつて70年記念講堂は、谷口吉郎教授の設計に基づき昭和29年10月に着工し、昭和30年10月31日竣



工し、大学に寄付されたのである。

5. 大学歌の制定

昭和29年2月に、4年次在学生のなかから新しい大学歌制定の要望があり、蔵前工業会の役員との協力により、同年4月、本学に「東京工業大学大学歌制定委員会」が設けられ、内田俊一学長が委員長とられた。委員には蔵前工業会理事小松翠氏と本学教官7名（佐々木重雄教授、岡本哲史教授、後藤一雄助教授、桶谷繁雄助教授、井上正蔵助教授、太田三郎講師、伊藤整講師）と安藤暹教務部長、それに学部および大学院から学生委員2名を加え、総勢11名がその任に当たった。

同委員会は、大学歌制定の目標期日を昭和30年1月末とし、基本方針として、次の3項目を掲げた。

- (1) 歌詞をできる限り本学関係者からの募集により決定することを原則とする。作曲は専門家に依頼する。
- (2) 明朗、軽快、上品であること、ただし荘重であり過ぎたり堅苦しいものは避けたい。
- (3) 本学関係者はもとより、それ以外の人にも親しまれるものになりたい。

募集結果は、応募件数37編に及んだが、慎重に審査した結果、作詞についても外部に依頼することになり、結局、詩人三好達治氏にお願いして承

諾をえた。

同氏の絶大な努力により昭和31年1月末に歌詞が完成したので、改めてその作曲について当時本学の一般教育科目である音楽の授業担当の経歴をもたれており、文部省社会教育局視学官であった諸井三郎氏に依頼し、創立75年の記念日（昭和31年5月26日）を期して発表することとした。

同氏は早速作曲にかかれ、昭和31年3月初旬に作曲を終了され、ここに今日の大学歌が完成したのである。

諸井氏の作曲は、総譜・オーケストラ伴奏付一部、混声合唱曲・ピアノ伴奏付一部、男声四部合唱曲・無伴奏一部の3つであった。全体として荘重な趣きをもった名曲であり、長く本学の大学歌として愛唱されるものと思われるが、昭和31年3月26日の卒業式において、職員合唱団により初めて正式に合唱された。その楽譜（混声四部・ピアノ伴奏付）を付録に掲載する。

付録 1

学科課程委員会規程

第1条 学科課程委員会（以下委員会と云う）は大学の学習課程及び大学院の専攻課程の運営実施に関する事項を取扱う。

第2条 委員会の取扱う事項の内容は次の通りとする。

1. 一般教育（外国語，体育を含む）の改善調査。
2. 学習課程及び専攻課程の内容の改善調査。
3. 学習課程及び専攻課程各相互間の連絡，調整。
4. 教育施設の改善調査。
5. 講師及び助手の必要性の検討。
6. 学長の諮問する事項。
7. その他必要と認められる事項。

第3条 委員会に大学部部会及び大学院部会を置く。

第4条 大学部部会は次の委員を以って組織する。

1. 各学習課程ごとに、その学習課程に関係ある教授，助教授及び専任講師（以下教官と云う）の互選によって選出されたもの各2名。但し化学工学課程は4名とする。
2. 一般教育の中人文科学並びに社会科学，一般教育の中自然科学，外国語，体育及び教職課程各分野における教官の互選によって選出されたもの各1名。
3. 教務部長

第5条 大学院部会は次の委員を以って組織する。

1. 各専攻課程ごとにその専攻課程に関係ある教官の互選によって選出されたもの各2名。但し化学及び化学工学専攻は3名とする。
2. 教務部長

第6条 大学部部会と大学院部会の委員は兼ねることが出来る。

第7条 委員会に委員長を置き毎年全委員の互選によってこれを定める。但し重任することが出来ない。

第8条 委員長は会務を総理する。

委員長に事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第9条 大学部部会及び大学院部会に各主査を置き毎年各部会の委員の互選によってこれを定める。但し重任することが出来ない。

第10条 主査は各部会の会務を掌理する。

第11条 委員の任期は2年とし各学習課程及び専攻課程委員は1年ごとにその半数を改選することを原則とする。

第12条 委員会に幹事を置くことが出来る。

大学長がこれを命ずる。

幹事は委員長の命を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和28年9月1日からこれを施行する。

第3章 学科制度の復活と学部の拡充

第1節 理工学部準備委員会の発足とその審議

1. 委員会発足までの状況

昭和25年6月25日勃発した朝鮮動乱を契機に、特殊需要の発生と輸出の伸長によって、わが国経済は急激な復興のチャンスに恵まれた。また、昭和27年4月28日、サンフランシスコ平和条約の発効により、わが国は独立を認められ、昭和27年度から国家予算も積極的安定的発展の対策をとるようになった。

更に当時、諸外国からの新しい革新的技術の導入の刺激もあって、鉄鋼・造船・電気機械・化学肥料・化学繊維・自動車等の諸工業が飛躍的發展を遂げようとする時代——いわゆる「神武景気」の時代に入ろうとしていたのであり、そこには新しい技術を身につけた科学的技術者を大量に養成する必要があったのである。「科学・技術の振興」の重要性が叫ばれたのが、この時代であった。

本学では、戦後の改革を通じて学科制度を廃止し学習コース制度を採用し、研究室を中心とする自由な研究体制を強調してきた。それは教育・研究に対して新風を吹き込んだものであったが、しかし他面、官制上あいまいな点が多くなり、大学の拡張を図る場合に障害となる点があった。このことはすでに和田学長時代、昭和22年1月に学長の方針として、講座制がないため、人事・施設その他の面が停滞していることを述べられたことがある。ただし、旧制単科大学ではすべて講座制は採用していなかったもので、それは本学だけの問題ではない。

内田俊一学長の時代となった昭和27年10月、文部省から「講座名称変更の件」という問い合わせがあった。これは新制大学院の発足も間近に控えて、単科大学にも講座制をしく準備とも考えられる。その後昭和29年9月

7日、文部省令第23号「国立学校設置法」により、本学にも講座制が施行され、合計67講座が定められた。その内容は明確ではないが、次表は昭和30年7月1日工学部を理工学部に変更したとき、講座増を伴って修正された表である。全体で75講座となっている。

講 座 一 覧 (昭和30年7月1日現在)

理工学部

数 学	4 講座	力 学	1 講座
物 理 学	6 講座	機 械 要 素	1 講座
工業物理学	1 講座	機 械 工 作	1 講座
化 学	7 講座	水 力 機 械	1 講座
有機化学	1 講座	熱 工 学	2 講座
地質鉱物学	1 講座	工業有機化学	1 講座
化学工学	7 講座	燃 料 学	1 講座
高分子化学	1 講座	染 料 化 学	1 講座
有機材料化学	1 講座	色 染 化 学	1 講座
窯 業 学	3 講座	工業無機化学	1 講座
工業電気化学	3 講座	電 気 機 械 学	1 講座
機 械 力 学	1 講座	電 力 工 学	1 講座
材 料 力 学	1 講座	電 子 工 学	1 講座
電 気 通 信	2 講座	電 気 物 性 学	1 講座
金 属 化 学	1 講座	非鉄金属材料	1 講座
金 属 加 工	1 講座	織 維 物 理 学	1 講座
鉄 鋼 材 料	1 講座	織 維 化 学	1 講座
応 用 力 学	2 講座	織 維 工 学	3 講座
工 業 経 営	1 講座	建 築 計 画	3 講座
生 産 工 学	1 講座	建 築 構 造	3 講座
基礎電気工学	1 講座	衛 生 工 学	1 講座

なお、この新講座に配置される現員調を行った資料があるので、付録1に掲げる。当時の講座、部門名および教官名を知るよすがとなろう。

そこで昭和29年9月の運営委員会において、昭和30年度の文部省に対する概算要求において、従来のコース（課程）を「学科」とし、併せて工学部を理工学部、工学研究科を理工学研究科と名称変更し、1学年学生定員

の55名増員を要望する旨が諮られ、了承をえて、9月8日の教授総会にも報告された。そして学内措置ではあるが「理工学部準備委員会」を設置することが認められた。

同委員会には、数学・物理・化学分野各1名、化学工学2名、機械工学、応用力学、電気工学、金属工学、繊維工学、建築学、経営工学分野から各1名、その他の人文・自然・社会・教職で1名、語学・体育で1名、研究所専任所員から2名、ほかに教授総会で選出された教授3名、助教授・専任講師2名、教務部長、事務局長が委員として参加することになり、総勢22名の大委員会であったが、昭和29年10月20日にその第1回の会合をもつ運びとなった。委員長には山田良之助教授が選出された。その委員会規程と委員名は次のとおりであった。

理工学部準備委員会規程

第1条 理工学部の準備に関する諸般の事項を審議し必要な諸案を作成するため「理工学部準備委員会」(以下委員会と称する)を置く。

第2条 委員会は次の委員で組織する。

1 次の分野に所属する専任の教授、助教授、講師の中から互選されたもの。

数	学	}	各1人
物	理		
化	学		
化	学		2人
機	械	工	学
機	械	工	学
電	気	工	学
金	属	工	学
繊	維	工	学
建	築	学	
経	営	工	学
其	他	の	分
			野
			2人(人文, 自然, 社会, 教職にて1人, 語学, 体育にて1人)

研究所専任所員 2人

- 2 前号により選出された以外の者につき教授総会において選出された教授3人及び助教授、専任講師の中2人
- 3 職務上の委員として教務部長、事務局長

第3条 委員会に委員長を置く、委員の互選によって定める。

委員長は会務を掌理する。

第4条 委員の任期は理工学部を設置に関する法令の公布に至る迄とする。

第5条 委員会で作成した案は大学長に提出し、大学長は之を教授総会の議に附する。

第6条 委員会に幹事を置く、課長、事務長の中より大学長が命ずる、幹事は委員長の指揮を承けて庶務に従事する。

附 則

本規程は昭和29年9月22日より施行する。

理工学部準備委員会構成員一覧 (29.10.20)

規程第2条1号による委員

数 学	教 授	河 田 龍 夫
物理学	”	三 宅 静 雄
化 学	”	星 野 敏 雄
化学工学	{ ”	山 内 俊 吉
	”	永 廻 登
機械工学, 応用力学	”	津 村 利 光
電気工学	”	尾 本 義 一
金属工学	”	山 田 良之助
繊維工学	”	内 田 豊 作
建築学	”	谷 口 忠
経営工学	”	磯 部 喜 一
その他の分野 (人文, 社会, 自然, 教職)	”	加 茂 儀 一
(語学, 体育)	助 教 授	東 宮 隆
研究所専任所員	教 授	佐々木 重 雄
	”	海老原 敬 吉

同2号による委員

教 授	杉 野 喜一郎
”	藤 岡 通 夫
”	金 丸 競
助 教 授	桶 谷 繁 雄
”	鶴 岡 信 三

同第3号による委員

事務局長 佐藤 憲三

教務部長 安藤 暹

同第6条による幹事

庶務課長 佐藤 智雄

教務課長 鈴木 春雄

2. 委員会の審議内容と理工学部設置

「理工学部準備委員会」では、当面理工学部になった場合、昭和28年4月1日施行の「学則改正案」を立案することが課題とされたが、これに関連して、「学科制」の実施についてかなりの時間審議が行われた。これは終戦直後の本学改革の根本にかかわることで、当然のことであった。結局、第4回の委員会（昭和29年12月1日）で内田学長の説明を聴き、特に理学系を強化する目的と関連して、理工学部設置のため「学科」をおくことの意味が了解され、第5回委員会で「学習課程」を「学科」と改めることを了承している。

なお「理工学部設置」の目的について、内田学長は次のように説明している。それは第1に、事実上本学は理学博士の学位を授与できる能力をもっていること、第2に、学部で理学士の称号を授与し得るような学習課程がおかれていること、第3に、理学系講座のうち、Cクラスのもの、Aクラスとなり予算が相当増加することであった。なお、ここでCクラスとかAクラスといっているのは、明確な説明がないが、他の講座と比較して不完全な定員配置になっているものが理学系講座に多かったことからして、いわゆる「不完全講座」をCクラスとよんでいると思われる。

以後この委員会では、学則改正について審議を続け、特に戦後本学が直ちに行った「学制改革」について再度反省を加え、その長所・短所の検討が行われたことは、極めて重要なことであった。すなわち、第12回委員会（昭和30年6月24日）で、山田良之助委員長提案により、(1)現制度の利害得失、(2)学科主任制度の廃止と学習の自由の問題、(3)縦わり（学科別のこと）の意味、(4)教官と学生の結びつきの問題、(5)学内浪人（2年次で希望の学科に所属できないため、1年次に留年する者）の問題、(6)学生間の

友情の問題という6点を主要問題として、各委員が意見書を提出し、9月から集中審議をすることとしている。

この委員会の審議途中で、昭和30年7月1日付文部省事務次官代理稲田清助氏から学長宛の通知があった。それは「大学学科増設並びに学部名称変更について」と題するものであり、内容は、学部名称を「理工学部」とすること、数学科、物理学科、化学科を増設し、入学定員を各10名とすること、開設時期は昭和30年度とすること、設置条件として「新たに学科（専攻を含む）を増設し、または既設の学部学科（専攻を含む）等を変更しようとする場合は、当分の間文部大臣に協議すること。以上大学の目的使命を達成するため、必要な整備拡充を行って、すみやかに大学としての完成を期すこと。なお、教員組織、学科履修方法、施設、設備その他について報告を求め、また必要がある場合には、文部大臣として審査し、変更を求めることがある」とあり、かつ「備考」として「工、理学関係とも同一組織を採るようにすることが望ましい」と付け加えられている。

この件については、昭和30年9月7日開催の第14回委員会で山田(良)委員長から説明があった。特に備考にある「工・理学関係とも同一組織を採るようにすることが望ましい」という点について「従来本学は学科制をとっていなかったが、同一学部内で学科と課程の両名称、両組織を混用しないことが望ましい」という意味である旨説明があり、これを了承している。なお、この文部省事務次官代理からの通知は、同年7月20日の教授総会でも報告された。かくして本学学部は、この7月1日をもって「理工学部」と改称され、同時に従来の学習課程制度（コース制）は学科制度に改める方向が確認されたのである。ただし、文部省への回答は、昭和30年7月1日付で、学則の一部改正により、10学科をおくとしていたが、学内的にはこの準備がおくれ、学習課程制度のまま推移せざるをえなかったのも、そこに種々の大学運営上および教官意識上のずれが生じたことはやむをえないことであった。なお10学科とは、数学、物理学、化学、化学工学、機械工学、電気工学、金属工学、繊維工学、建築学、経営工学の各学科であった。

さて「理工学部準備委員会」では、まだ学則改正も審議が完了していな

い段階であり、昭和30年11月16日の第18回委員会においてそれまでの議論を整理し、学科と定員、学科所属の方法等について小委員会を設置し、具体案の作成を急ぐこととなった。

昭和31年2月29日第20回委員会において、予め配布されていた小委員会の入学及び学科所属に関する3案について議論がかわされた。その概要は、第1案は入学を全学一本とし、各学科に学生収容定員を定め、第2学期初めに各学科に学生を所属させる、志望者が学科の定員を超過した場合は、全学共通の原則によって選考する、学生の教育、事務上の連絡のため数講座が集合した教室を認める、助言教官をおく等である。また第2案は、入学を学科別とし、単一志望のみで所属学科を定めること、各学科の学生定員を定めこれを厳守することで、他は、第1案と同じである。最後の第3案は、全学一本の入学で、学則の学科は学内では学習課程と同様に考え、各課程に基準定員をおく、実験・実習に収容定員を定め、志望学生数が収容定員を超える場合、各学習課程共通の原則により選考する、教室制度は考えないとなっていて、他はほぼ他の2案と同じである。

そこで同委員会は、この3案について順位をつける記名投票を行った結果、第2案(学科別入学)が第1位、第1案が2位、第3案が3位となったが、委員会では、「直ちにこの結果に基いて審議を進め」ず、各案について更に審議を続け、第28回の委員会(昭和31年9月19日)において、各案を勘案した「佐々木試案」(佐々木重雄委員提出)が披露された。これは、①学習課程別に基準定員を設け、②入学時には第1志望と第2志望を認め、まず総入学定員(予想されたのは355名)を成績順でとり、第1志望で各学習課程に振り当て、基準定員に達した課程が生じた場合は、第2志望をみて基準定員に達しない課程を埋めていく、第1志望で基準定員に達している課程を第2志望としているものは不合格とし、355番以下の者で、基準定員に達していない課程を第1志望もしくは第2志望にしている者から、成績順にその課程を埋めていく、ということを骨子としたものであった。なお当委員会は、10月3日の教授総会において、それまでの審議経過を中間報告している。

その後の審議は明確でないが、昭和32年3月末をもって、当委員会の委

員長であった山田良之助教授が退職され、委員会も一時中断された。しかし、昭和32年10月には、当面している学生増募の対策を検討する差し迫った必要から、「東京工業大学学部学生増募対策委員会」が新たに発足し、更に昭和33年2月には「東京工業大学管理運営に関する検討委員会」へと引き継がれていったのである。

第2節 学部学生増募対策の検討

昭和31年8月1日学長に再選された内田俊一学長は、本学が理工学部として名実ともに整備されることに力を入れられる一方、当面している「理工系学部学生増募の対策」を全学的に検討するため、昭和32年10月4日の運営委員会でその規程案を諮られ、10月9日の教授総会で承認された。

この「東京工業大学学部学生増募対策委員会規程」（付録2参照）では、設置の「趣旨」として、「近来産業技術は長足の進歩を遂げ、此れと同様に科学技術の進展も著しいものがある。然るに工業技術者の不足は年とともに増大しつつあり工業技術者育成のための理工系学部学生を増員すべしとの要望は産業界及関係方面はもとより一般の世論にまで至っている」とし、「この時に当って、工業技術に携はる者の需給関係を見透して、本学教官組織、施設の改善を図りつつ本学が自主的に学生増募の方途を講ずることは緊要のことと思料せられるので、臨時に委員会を設置して、これが施策を審議樹立せんとするにある」としている。すなわち、昭和30年代に入って、わが国工業がいよいよ近代化の波に乗り、一大飛躍を図ろうとしていた時代に対応し、本学もその工業技術者需要の増加の要請に対応する学生増募を図ることとなったのである。

そして、当時の学生定員（昭和32年度385名であった）を超えて増募する場合の基本的、並びにこれに関連する諸事項の審議策定を目的とし、発足の日（昭和32年10月9日）から1年以内に、結果を大学長に提出するものとしている（規程第1条、第2条）。また委員会委員として、理工学部

および付置研究所を通じて17名、それに職務上の委員として事務局長および教務部長が加えられた。なお、委員長には杉野喜一郎教授、副委員長には津村利光教授が選出された。

昭和32年10月30日の第1回委員会の冒頭、内田学長から一般的情勢について説明があったが、それは当時の理工系学生増募の内容を知ることができ、ここに要約する。すなわち、わが国全体で、今後3年間で約1万2,000名の科学技術系の学生を産業界に提供する必要があるとあり、各年約4,000名の増募が計画されているが、そのうち昭和33年度は、1,900名を国立大学で行う計画である。この際たんに人数だけではなく、質的にも、変化の激しい産業界の動きに対応しうる卒業生を世に送る必要があるとあり、それに応ずる大学教官の能力および施設・設備も充実する必要があるというものである。

そして本学は、昭和33年度には85名増募の内示を受けていること、更に本学として専門教育だけでなく、一般教育および語学の授業体制を整備しなければならないが、将来計画として実現性があり、大蔵省をも納得させるものを全学的立場で立案してほしい旨要望された。

これに対して総括的討議が行われ、また佐藤憲三事務局長から文部省への昭和33年度本学概算要求の概要について説明があり、85名増募の内容は、数学5名、物理学5名、化学5名、化学工学15名、機械工学20名、電気工学20名、経営工学15名であること、これに対応して講座増、教官・事務職員28名の増加、および建物・施設の増設要求を提出していること等が明らかにされた。また安藤暹教務部長からは、すでに昭和32年度に30名の学生を増募して教官と設備面で苦勞をしている事態にかんがみ、早急に来年度の教育上の対応策を当委員会でも検討してほしい旨強い要望があった。

第2回委員会（昭和32年11月6日）以後は、一般教育を含む低学年教育について現状の問題点を聴取し、今後の教育方法についても議論が重ねられた。更に専門教育についても検討が行われ、特に増募を予定されている各関連分野の委員から問題点が説明された。なお、本学の教育の特色として、各学習課程が、かなり共通で実験等を実施していたため、学生増募はその受け入れ体制において複雑な問題を生ずる恐れがあった。また、当面の増募問題と関連して、一体本学が少しく長期を考えた場合、いかなる姿

になるべきか、その時の建物等の計画はどうかといった「長期計画」が必要であるという意見が出された。そして第5回委員会で、低学年教育を中心とする小委員会（第1部会と称された）が組織され、若干の専門委員が追加された。

以後、この第1部会（主査津村利光委員長）で検討された主要なことは、①数学・物理・化学の1組当たり学生数を80人とし、外国語初級の1組当たり学生数は40人、組分け講義（人文・社会科学）は1組当たり40人とするが、将来は20人程度とする、②以上のような1組当たり学生数の授業を行う場合、教官の必要人数および受持時間がどの位になるか、各関係委員が検討・作業する、③教官の授業受持時間（実験・実習を含む）は、1週8時間～10時間と考え、10時間を限度とする、④以上に関連した施設および設備について必要量の具体案を作成し、部会に提出する、⑤現状のままですべて増員できるか、その限界を各関係分野で一応考えておくこと等であった（昭和33年1月14日第1回学部学生増募対策委員会第1部会議事要録による）。

このことは昭和33年1月16日に開催された第7回の本委員会でも報告された。更にこの委員会で、各専門毎の学生数が、表面上でも定まっていないと、予算要求の際に不利になるので、学生入学定員を500人とした場合の各専門の学生定員を一応次のように定めることにしている。

数学15, 物理学25, 化学25, 化学工学120, 機械工学100, 電気工学90,
金属工学30, 繊維工学30, 建築学45, 経営工学20, 計500（名）

ただし、今回の増募対策を考える場合の学生定員は、従来の学生志望数を考慮し次のように修正して、講座、施設、設備に関する具体案を専門側からも委員会に提出することとしている。

数学10, 物理学20, 化学20, 化学工学120, 機械工学120, 電気工学100,
金属工学25, 繊維工学25, 建築学40, 経営工学20, 合計500（名）

かくして本委員会は第9回を3月5日、第10回を3月19日に開催しているが、3月9日の教授総会に、「学部学生増募対策委員会報告」を提出している。その内容は付録3のとおりである。

この「報告」によると、当時の学部学生定員355名を145名増募する場

合に、新たに必要となる講座（教官数）、建物並びに設備案が示されているが、「この案が実現されれば本学が1学年定員500名どしても、一応不満の少ない教育を行い得る」と考えている。

概要は、建物等について講義室は755坪、実験室1,827.6坪、準備室・製図室等1,221坪、学生のための施設2,500坪、合計6,303.6坪増加が必要であり、講座増設および教官増員については、専門が41講座（うち学科目1）、一般教育等で教授・助教授12名、助手12名、雇員7名等であり、当時の専門の講座75講座に対して、115講座（ほかに学科目1）となる。そしてその所要経費は、講座・教官増加による当初設備費が11億2,400万円、学生実験当初設備費4,900万円、設備更新費3億6,250万円、合計15億3,550万円、低学年実験および共通実験当初設備費9,290万円、総合計16億2,840万円となっている。なお各方面の意見では、昭和33年度についても低学年の実験等の関係から50名増募が限度であり、85名の増募はかなり無理であるという空気が強かったようである。

ここで参考までに学部入学定員および大学院入学定員の変遷について、関係ある年度から比較的最近の年度までを表示すると、次ページの表のとおりである。

この学生増募とならんで、昭和33年3月12日の教授総会では、「東京工業大学管理運営に関する検討委員会」の設置が承認され、委員長に森田清教授、副委員長に大山義年教授が選出された。この委員会は当面差し迫った問題として「東京工業大学学長選考規程」の検討を行い、昭和33年5月27日付で第1回報告が行われた。これは昭和21年3月19日決定の「学長候補者推薦に関する件」および昭和27年7月2日の「申合せ事項運用の方法に関する件」等の改正であり、教育公務員特例法第4条に基づき制定されたもので、昭和43年7月に改正されるまで適用されたものである。

本件については、教授総会の意見をきき、33年7月4日の運営委員会で字句修正が行われ、7月30日の教授総会で最終的に決定されたが、6月4日にさかのぼって施行されている。その最大の改正点は、第9条で「学長の任期は4年とする。続いて再任することができない」としたことである。なお「運用方針」（昭和27年7月2日決定）も廃止された（本章付録4）。

学部学生入学定員

年度	入学定員	年度	入学定員	年度	入学定員
昭25	(旧) 460 (新) 300	昭32	385	昭40	705
26	300	33	465	41	750
27	300	34	465	42	825
28	300	35	505	43	855
29	315	36	545	44	855
30	355	37	605	45	895
31	355	38	625	46	779
		39	665		

(注) (旧)=旧制, (新)=新制

大学院学生入学定員

年度	入学定員	年度	入学定員	年度	入学定員
昭28	135	昭36	145(73)	昭44	279(143)
29	135	37	169(73)	45	294(149)
30	135(68)	38	169(73)	46	430(157)
31	135(68)	39	201(87)	47	460(165)
32	145(73)	40	213(87)	48	504(176)
33	145(73)	41	244(121)	49	555(188)
34	145(73)	42	252(128)	50	617(205)
35	145(73)	43	264(138)	51	619(221)

(注) () 内は博士課程で外数



山内 俊吉学長
(昭33. 8. 1~37. 7. 31)

きて、学長選挙は、基本的にこの規程に基づき、昭和33年6月18日学長選挙の第1次投票が、次いで7月2日第2次投票が行われ、山内俊吉教授が学長候補者となり、8月1日付で内田俊一学長が退任された。

新学長山内俊吉氏は、明治32年5月1日に鹿児島県で誕生された。大正10年本学の前身である東京高等工業学校附設工業教員養成所窯業科に入学され、13年3月同校を卒業後、宮城県仙台第一中学校教員等を歴任されたが、昭和2年4月九州帝国大学工学部採磁学科に入学され、昭和5年3月同学科を卒業後、東京工業大学講師に勤務され、応用化学科の授業を担当された。

昭和15年3月東京工業大学助教授に任ぜられ、窯業科に勤務されたが、かたわら臨時工業技術員養成所講師等を併任され、昭和16年5月には建築材料研究所員になり、同年10月教授に昇任された。

昭和17年1月窯業研究所創設の議が起こるや、その創設準備委員となられ、同18年2月1日窯業研究所の設置とともに同研究所員、第一部長の職を引き受けられた。なお、同氏は数度当時の満州国へ出張され、また陸軍の囑託等を引き受けられた。

終戦後、学内では昭和22年5月、窯業研究所長、25年6月応用化学系運営委員、27年大学院設置に関する委員会委員等を歴任され、外では文部省の教科用図書検定調査会、学術用語調査会、学術奨励審議会、大学設置審議会等、内閣の科学技術審議会、航空技術審議会、原子力委員会、科学技術会議、新技術開発事業団等々の委員を併任された。

昭和33年8月1日学長に任ぜられ、本学の拡充期に当たり、各部署の拡充の調整に妙をえて、次の複数学部制度実施に連なる基盤をつくられた功績は大なるものがある。昭和37年7月31日任期満了で退官され、9月5日名誉教授の称号を授与された。その後も科学技術庁無機材質研究所長等の大役を果たされている。

第3節 学生増募の進行と管理運営の検討

——学科制度の復活——

昭和33年3月12日に設置が承認された「東京工業大学管理運営に関する検討委員会」は、本学内の管理運営の組織全般に関する再検討を行うために発足したものであり、特に後述する「学科制度」について長期の審議を続けたのである。

その間、学生増募対策の一環として、当面一般教育等の担当教官を急遽増員しなければならなくなり、昭和33年4月23日の内田学長司会の教授総会において「臨時一般教育担当教官選考委員会規定」が承認され、委員として理学系教授3人、応用化学系教授1人、応用物理系教授1人、建築系教授1人、人文社会系教授3人、職務上より事務局長、計11名の「選考委員会」が発足し、一般教育の教官を補充することとなった。

なおこれに関連して、昭和33年5月2日の運営委員会では、学科課程委

員会、学生増募対策委員会との合同会議を開催したが、その席上で、「教授・助教授を一般教育関係に於て増加使用する員数取極めに関する件」が諮られた。これは、専門の教官の空席を一時的に一般教育関係に融通するもので、その後俗に「融通教官」と称された。この件は5月8日の運営委員会で再度審議され、施行を3月20日の日付とし、かつ「学長の心覚え」とすることとしていた。後、山内新学長になって昭和34年5月22日の運営委員会において、教授総会へ報告したい旨諮られたが、延期方要望があり、昭和35年3月11日、融通教官を各系の予算定員により均等負担することとし、学長の心覚えとすることで措置されている。その「心覚え」にされた予算定員による均等負担比率は、次のとおりであった。

専門教官の補充員数16名の各系の配分

系	負担比率	系	負担比率
理学系	3.48	人文系	2.12
応化系	3.265	経営系	0.326
応物系	4.571	研究施設	1.142
建築系	1.142		

暫定案

応化系 5.818 応物系 7.60 建築系 2.036

当分の間

応化系 4人 応物系 5人 建築系 1人

さて、昭和32年度から始まった学部学生の増募に対応して、文部省への概算要求のためには「学科」として学生定員を配置することが必要であり、「学生増募対策委員会」でも、仮定員として各専門ごとの定員を割り振っていた。なお、すでに述べたように、本学は昭和30年度から数学・物理学・化学の3学科増設に伴い、他の学習課程をすべて「学科」とし、同時に工学部を理工学部とする概算要求を申請し承認されていたのであるが、学内的には「学習課程制度」であるとしていたため、各方面で矛盾が生じていた。「管理運営に関する検討委員会」は、まさにこの学内的にあいまいであった問題に、決着をつけることを使命として設置されたと考えられる。

この間、前述したように昭和33年4月に「原子炉研究施設」が新設され、

また、建築材料研究所と窯業研究所が統合されて、「工業材料研究所」が発足した。更に大学院の学年進行に伴い、「学位規程の一部改正」により課程博士、修士の取り扱いについても、昭和33年10月に制定をみた（付録5参照）。

さて「管理運営に関する検討委員会」は、昭和33年12月10日の教授総会で当時検討中の事項の報告をしたが、半年後の昭和34年7月1日の臨時教授総会で、「系一学科制」についてかなり具体的な中間報告を行った。これについては、各系が十分検討のうえ意見をまとめることになった（付録6参照）。重ねて7月8日の教授総会において、質疑応答の末、「東京工業大学学部の系、学科に関する規定」（案）を審議し、採決の結果、賛成69票、反対29票で可決され、原案どおりこれを承認したのである。

昭和34年10月23日には、昭和35年度の80名の学生増募に関して、学科の拡充および改組計画案が運営委員会で検討され、それに対して、低学年教育の専任講師以上の増員の必要性が、体育、物理・化学、人文社会、語学等の順に検討された。昭和35年に入り、管理運営に関する検討委員会は、「運営会議規定」、「常置委員会規定」等の具体案の作成について、運営委員会を経て、1月20日の教授総会において原則的承認を得、運営委員会に付託した。なお昭和35年度で、制御工学科、電子工学科、経営工学科の3学科の新設が認められたと称せられているが、このうち経営工学科はすでに昭和30年7月の学則改正で2講座で学科となっており、他の2学科もそれ以前の昭和34年度に1講座ずつ講座増が認められている。したがって、昭和35年度の通称学科新設は変則的なものであり、学生定員は3学科で40名増にしかならなかった。

かくして、昭和35年2月24日および3月9日の教授総会において、本学の管理運営に関する諸規定が一括審議に付され、承認を得た。ここに本学は、昭和21年の学制改革以後、約15年を経て、学生数の急激な増大と、その教育責任の明確化のため、学内的にも再び「学科制」に復帰することとなった。ただし、それは学制改革以前の、古い学科制への復帰ではなく、系運営にもみられるように、できる限り全学的に民主的かつ弾力性のある運営が可能ないように工夫されたものである。

系学科に関する規程第3条（別表）

（35. 4. 1 より）

系	学 科	講 座	数	備 考	学 生 定 員
					35年度予算上
理 学 系	数 学 科	数 学	5		15
	物 理 学 科	物 理 学	6		} 25
		工 業 物 理 学	1		
化 学 科	化 学	7		} 25	
		有 機 化 学			1
材 料 工 学 系	金 属 工 学 科	金 属 化 学	1		} 25
		金 属 加 工	1		
		鉄 鋼 材 料	1		
非 鉄 金 属 材 料		1			
織 維 工 学 科	織 維 物 理 学	1		} 25	
		織 維 化 学			1
		織 維 工 学			3
無 機 材 料 工 学 科	窯 業 学	3		} 25	
		地 質 鉱 物 学			1
化 学 工 学 系	化 学 工 学 科	化 学 工 学	7		40
	工 業 化 学 科	高 分 子 化 学	1		} 60
		有 機 材 料 化 学	1		
		工 業 有 機 化 学	1		
		燃 料 化 学	1		
		染 料 化 学	1		
		色 染 化 学	1		
		工 業 無 機 化 学	1		
工 業 電 気 化 学	3				
機 械 工 学 系	機 械 工 学 科	機 械 力 学	1		} 70
		材 料 力 学	1		
		塑 性 力 学	1		
		機 械 要 素	1		
		機 械 工 作	1		
		水 力 機 械	1		
		水 熱 工 学	2		
		応 用 力 学	2		
	制 御 工 学 科	計 測 機 器	1	34年度は専攻 完成期6講座	40
	経 営 工 学 科	工 業 経 営	1	完成期 4講座	} 20
生 産 工 学			1		

系	学 科	講 座	数	備 考	学 生 定 員
					35年度予算上
電 気 工 学 系	電 気 工 学 科	基礎電気工学	1		45
		電気物性学	1		
		電気機械学	1		
		電力工学	1		
		電気通信	2		
	電子工学科	電子工学	1		34年度は専攻 完成期6講座
固体電子工学	1				
建 築 系	建 築 学 科	建 築 計 画	3		35
		建 築 構 造	3		
		建 築 材 料	1		
		衛 生 工 学	1		
(工業教員養成課程)					15
計					505

ここではその主要な規程等の内容を説明する。

① 東京工業大学学部の系、学科に関する規程（付録7参照）

（昭和35年3月9日教授総会決定，同年4月1日施行）

この改革では、学科制と、それをグループ分けした8系をおくこととした。すなわち、理学系、材料工学系、化学工学系、機械工学系、電気工学系、建築系、人文系、研究施設系がこれであり、その各系に属する学科等の区分は、別表のとおりとされた（この8系のうち研究施設系はその後削除された）。

大学全体の管理運営の基本は、運営会議と教授会となった。運営会議は、学長および各系の系委員10名（各系1名、ただし理学系・人文系各2名）、および職務上からする委員として附置研究所長、附属図書館長、事務局長、教務部長から構成され、学長の諮問に応じて、教授会に提示する事案の予備審議、予算、概算の方針および決算に関する事項、大学の長期計画に関する事項等を審議することにした（東京工業大学運営会議規程第3条）（付録8参照）。

また、「教授総会」を「教授会」に改称したが、教授、助教授・専任講

師をもって組織されることは従来と同様であり、学生の学習、定員、入学・退学・休学および卒業、試験に関する事項、称号・学位に関する事項、学生の厚生補導および身分に関する事項、学則その他重要な規則の制定改廃、学部・学科・研究所・研究施設その他重要な施設の設置・廃止、人事の基準、教育公務員特例法第2章第1節（大学の学長、教員及び部局長の任免、分限、懲戒及び服務）に関する事項、大学の長期計画に関する事項、その他学長が諮問する事項を審議することとなった（東京工業大学教授会規程第3条）（付録10参照）。

さて運営会議および教授会の下部組織については、前述した「系」が重要な単位となった。すなわち、「系内の教育研究ならびに管理運営の重要事項を審議するため」系会議がおかれ、その構成員は、当該系の教授、助教授および専任講師である。これは実質上運営会議で審議された事項を伝達し、また意見を徴する機関として機能した。系に関する概算要求等も、この系会議で論議され、まとめられた。

更に系内では、各学部および群ごとに、重要事項を審議するため学科・群会議がおかれた。学科・群会議については、特に規定はないが、学科内の人事・予算配当・カリキュラム等の原案審議に当たることとなる。なお、「理工学部の各系と研究所における関連専門分野との連絡のため懇談会を設ける」ことが規定されている（学部の系、学科に関する規程第9条）が、研究所の関連教官は、それぞれ学部教育および研究指導を併任していたため、関連学科等の会議に出席していたようである。

② 東京工業大学常置委員会規程

もう1つ、この改革で重要なことは、委員会の整理・統合である。当時においても、学内には各種委員会が数多く設置され、しかもそれは増加する一方であった。これに対しては「東京工業大学常置委員会規程」を制定し、常置委員会としては教育委員会、研究委員会、施設委員会、大学院委員会の4つとし、各系および研究所からの選出委員数を次表のとおり定めた（付録9参照）。

常置委員会委員選出区分表

区 分	常 置 委 員 会		
	教 育	研 究	施 設
理 学 系	3	2	2
材 料 工 学 系	3	1	1
化 学 工 学 系	2	1	1
機 械 工 学 系	3	1	1
電 気 工 学 系	2	1	1
建 築 系	1	1	1
人 文 系	3	1	1
研 究 施 設 系	1	1	1
研 究 所	1	3	1
計	19	12	10

なお大学院委員会については、各専攻ごとに1名、および人文系より1名とされた。各常置委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会—本学における教育体系、講座組織および教育方針並びに実施に関し、審議提案する。
- (2) 研究委員会—本学における研究の推進方策、協力体制、内外情勢調査、研究設備の拡充並びに実施に関し審議提案する。
- (3) 施設委員会—本学における教育、研究の施設拡充、その適正利用および厚生施設の整備拡充に関し審議提案する。
- (4) 大学院委員会—本学大学院に関する事項を審議提案する（常置委員会規程第2条）。

なお、これら4常置委員会に、従来までの多くの委員会が吸収整理されることとなった。その一覧は、次表のとおりであった。

(新委員会吸収先)	現行委員会
(教)	学科課程委員会 (大学部部会)
(教)	同 (大学院部会)
(教)	非常勤講師選考委員会 (第1分科会)
(教)	同 (第2分科会)
(研)	研究協力委員会
(研)	協同研究委員会

(研)	印刷技術研究連絡委員会
(研)	原子炉研究施設委員会
(図)	刊行物委員会
(研)	放射線障害予防委員会
(施)	部屋割委員会
(研)	工業所有権運用委員会
(施)	スピコンE型超遠心機管理委員会
(施)	ボールドウィン万能大型材料試験機(150吨)管理委員会
(施)	フィリップスX線回折装置管理委員会
(施)	光熱管理委員会
(施)	警防委員会
(施)	保健衛生委員会
(大)	大学院指導教官資格審査委員会
(大)	大学院の制規に関する委員会

この常置委員会は昭和35年4月下旬にそれぞれ発足し、各委員長、副委員長は、教育委員会—委員長遠山啓教授、同副委員長川上正光教授、研究委員会—委員長久保輝一郎教授、同副委員長川下研介教授、施設委員会—委員長石川章一教授、同副委員長本庄五郎教授、大学院委員会—委員長永廻登教授、同副委員長岩倉義男教授となった。

このように、昭和30年早々から始まった理工系学部学生の大増募に対応する本学の管理運営組織の対応は、ようやくその第一段階を完了したのであり、それはやがて第二段階としての複数学部制へとつらなるものでもあったのである。いま「昭和35年度東京工業大学要覧」により、昭和36年1月1日現在の状況を見ると、次のとおりである。

(1) 職員部局別現員数

学長1名、教授103名、助教授101名、講師13名、助手236名、
教諭28名、その他職員416名、合計898名

(2) 入学定員

学部505名、大学院修士課程145名、博士課程73名

(3) 学生数

学部1,855名、大学院修士課程117名、博士課程62名

(4) 昭和35年度入学者

学部 509名 (志願者数5,004名)
 大学院修士課程 71名 (志願者数136名)
 大学院博士課程 26名 (志願者数27名)

(5) 経常費決算額

昭和34年度 6億8,486万円
 昭和35年度(予算) 7億8,257万円

なお、大学昇格期以後若干の歴年の変化の統計を示すと、次表のとおりである。

創立以来の比較

(昭和36年1月1日現在)

区分	職員定員	入学定員	卒業生数	建 物	敷 地	蔵 書 数	経 常 費 額
	人	人	人	坪	坪	冊	円
昭和4年度	132	150	0	1,160		21,525	922,563
昭和10年度	176	150	163	11,892	79,637	35,389	1,075,927
昭和15年度	246	252	178	16,499	79,528	51,848	2,127,811
昭和20年度	397	400	358	17,056	88,737	72,555	4,851,639
昭和25年度	923	旧制 460 新制 300	392	17,696	94,444	92,925	188,297,017
昭和30年度	934	355	335	21,512	93,628	111,173	449,037,075
昭和34年度	968	465	375	23,907	93,619	136,411	684,863,876
昭和35年度	983	505		23,771	93,619	141,864	782,572,250

(注) 昭和35年度経常費決算額は予算額を計上した。

第4節 工業教員養成所の設置

本学が歴史的に古くから中等工業教育のための教員養成に努力し実績をあげてきたことは通史前篇でも明らかである。すなわち、明治27年東京工業学校時代には「工業教員養成所」が付設され、東京高等工業学校時代にも、明治35年に「附設工業教員養成所」が設置されている。更に、旧制東京工業大学には昭和17年から「附属高等工業教員養成所」が設置され、旧制大学の終了した昭和28年3月末まで続けられたのである。

ところで文部省は、昭和38年度以降、高等学校生徒の急増が予想されること、および池田内閣の長期経済計画、いわゆる「国民所得倍增計画」(昭和35年11月1日発表)に基づく初級技術者の需要の増加に伴い、高等学校における工業教員の新規需要は急激に増大すると予想されたが、他方、大学卒業者で工業教員となる者がほとんどない状況にかんがみ、全国9ブロックの国立大学に工業教員養成所を設置し、高等学校工業教員の養成と確保を図ることを計画し、本学にもその要請が昭和35年10月にあった。

学長の命により森田清教授が文部省大学学術局と打ち合わせた結果は、本学に修業年限3カ年の工業教員養成所を付設したいこと、学科は電気、工業化学、建築の3学科であり、学生定員は各科1学年40名であることが、10月21日の運営会議に報告された。本学としてもこの要請に応ずることはやぶさかではないが、文部省の考えている1学科2講座分の教官では不十分で、4講座分が適当であり、少なくとも3講座分が必要であること、また敷地としては田町の附属工業高等学校敷地内を希望するという意見がまとまり、その旨回答をした。ちなみに、文部省が提示した「高等学校工業教員養成について」(文部省案)によると、①高等学校工業課程新設に伴う教員需給計画、②工業教員養成機関の設置予定大学および学科調、③国立大学中現在工業教員養成課程をもつ大学の昭和34年度卒業生と就職の調は、次表のとおりである。

(1) 高等学校工業課程新設に伴う教員需給計画

新設高校		工業教員所要数(10年間)		養成所よりの供給数	1学年養成学生定員
年度	数	所要数	所要分野		
36	42	2,355	機械工学	2,240	280
37	42	2,355	電気工学	2,240	280
38	63	2,177	工業化学	2,240	280
39	63	934	土木工学	960	120
40	42	934	建築学	960	120
41	42				
42	42				
計	357	8,755		8,640	1,080

(2) 工業教員養成機関の設置予定大学及び学科調

国立大学名	設置学科					備考
北海道大学	電気工学	機械工学	工業化学			各四〇名とする 各学科共一学科入学定員は
東北大学	電気工学	機械工学		土木工学		
東京工業大学	電気工学		工業化学		建築学	
横浜国立大学		機械工学	工業化学		建築学	
名古屋工業大学		機械工学	工業化学		建築学	
京都大学	電気工学		工業化学	土木工学		
大阪大学	電気工学	機械工学	工業化学			
広島大学	電気工学	機械工学		土木工学		
九州大学	電気工学	機械工学	工業化学			
計	7	7	7	3	3	

(3) 国立大学中現在工業教員養成課程をもつ大学の昭和34年度卒業生と就職の調

大学名	昭和34年度卒業生	内免許状取得	教職就職	教職以外就職
室蘭工業大学	12	7	0	12
東北大学	14	14	0	14
東京工業大学	4	4	0	4
金沢大学	15	15	0	15
名古屋工業大学	31	31	0	31
広島大学	13	13	1	12
九州工業大学	14	14	0	14
計	103	98	1	102

運営会議では昭和35年11月4日に、更に大学学術局長の「意見」もえて、詳細な検討を加えた。その「意見」は前回の案とほぼ同様であり、建物が3学科分で、1,500坪、学生に対しては在学中全額給費制を考えている点を加えられた。これに対する本学からの回答は、次のとおりであった。

- (1) 修業年限はできるだけ4年とすることとし、学部と同等とする。
- (2) 設置学科および学生定員は原案どおりとする。
- (3) 教官組織は、最低4学科教授3、助教授3、助手3とする。
- (4) 建物は3学科併せて1,700坪を要する。
- (5) 設置場所は東京都港区西芝浦所在本学附属工業高等学校敷地内とする。したがって、運動場用地5,000坪の新規購入を要する。
- (6) 学生経費の単価は相当高額を要する。
- (7) 非常勤講師の1時間当たり単価は、現在の基準より更に高額とする。

これに対する文部省の回答は、特に明示されていないが、上述した「文部省案」が一般的回答とみられ、本学では運営会議で検討の結果、設置条件、内容等に余り好ましくない点も多いが、運営方法によっては付属学校的な取り扱いもできるので、やむをえないことと了解し、そのための準備として、特にカリキュラム等について関係分野で種々検討する必要がある、昭和35年12月27日の教授会にこの件が諮られた。教授会では各種の質疑が行われ、更に各系の意見を尊重して運営会議で検討をしていくこととなった。

その結果、昭和36年2月8日の教授会において、文部省の正式通知の報告があり、それに対して種々意見が開陳され、文部省との打ち合わせ会議の結果をまつこととした。そして、2月22日再度教授会に諮られたが、教授会としては特に賛否を決定せず、爾後の具体的措置を学長に一任したのである。かくして昭和36年5月19日、「国立工業教員養成所設置に関する臨時措置法」が国会を通過成立したため、本学もこれをうけて、工業教員養成所が設置されることとなった。

第5節 学科の新設と改組並びに教官の充実

昭和35年は、「安全保障条約」（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約）改定の批准書の交換・発効（6月23日）をめぐって、わが国全体が騒然たる動きを示した時代である。本学においても6月3日学生による「安保阻止、岸内閣総辞職、国会解散」をスローガンとする全学集会がもたれ、6月8日の教授会において、その動きをめぐり、教官の間でも激しい論議が交わされた。それはやがて6月11日および15日の「国民統一行動」にまで発展し、ついに6月23日岸内閣を退陣にまで追い込む事態に発展した。この間この統一行動に参加していた学生や労働組合員のなかから多くの負傷者を出し、かの樺美智子氏の死去といういたましい事件を発生せしめたものであった。

このような騒然たる政治情勢のなかで、本学の拡張は着々と進行した。まず、昭和35年度に新設された制御工学科、電子工学科および経営工学科（ただし、昭和30年に2講座で学科となっていた）に対しては、昭和35年度に自動制御（制御工学科）1講座および一般教育の教官定員1名、昭和36年度に制御機器設計（制御工学科）、電子回路学、電子管工学（電子工学科）、経営基礎（経営工学科）の4講座が新設された。なお昭和36年には、応用物理学が学部学生定員40名、6講座で新設され、「応用解析学講座」が増設された。

また研究所および研究施設については、昭和35年度に原子炉工学研究施設に放射線防御部門、36年度には資源化学研究所に化工設計部門、精密工学研究所に数値制御部門がそれぞれ増設された。なお、各学科の新設に当たっては、それぞれ「学科新設準備世話人会」がおかれ、その報告が運営会議に対してなされていた。たとえば制御工学科について文部省で認められた6講座は次のとおりである。

- (1) 計測機器（昭和34年度設置）
- (2) 自動制御学（昭和35年度設置）
- (3) 制御機器設計（昭和36年度設置）

- (4) 機械材料学（昭和37年度設置）
- (5) 流体制御（昭和37年度設置）
- (6) 熱制御（昭和38年度設置）

世話人会報告では、この講座名に必ずしもとらわれず、名実ともに制御工学の具体的内容をもって運用することを申し合わせている。

また応用物理学科についても、「応用原子物理学を中軸として、物理学、数学、化学のこの方面の専門学者が主体となって教育と研究を行う」ことを目的とし、次の6講座から編成されることを計画した。

- (1) 数理統計学（確率論，統計論）
- (2) 応用解析学（応用解析，数理物理）
- (3) 温度物理学（温度測定，低高温物理）
- (4) 応用電磁気学（固体物理）
- (5) 応用計測学（応用原子核）
- (6) 応用分光学（応用分光）

次いで昭和37年度には、高分子工学科，応用電気化学科，生産機械工学科の3学科が一挙に新設されたが、このうち前二者については、化学工学系の「色染化学」をふりかえ、高分子化学，有機材料化学，工業有機化学とともに高分子工学科の4講座とするという、いわゆる「改組拡充方式」をとっている。そのほか、昭和37年度に生産技術（経営工学科），鉄冶金学（金属工学科），流体制御（制御工学科），基礎電子工学，超高周波工学（電子工学科）が増設され、昭和39年度には、応用計測学（応用物理学科），合成化学科新設（改組拡充）による合成化学第一，高分子構造（高分子工学科），工作機械，流体工学（生産機械工学科）が増設された。

なお、原子炉研究施設が原子炉工学研究所に昇格したのも、昭和39年度であるが、これらについては後述する。

昭和40年に入って、いよいよ本学としては複数学部制を考慮しつつ、「東京工業大学拡充計画委員会」を3月に設置したのであるが、新たに土木工学科が新設され、また講座の増設も相次いで行われた。すなわち、物理冶金学，合成化学第五，高分子化学，応用熱学，土木構造第一，水工学第一，基礎化学工学の講座が設置された。

更に昭和41年度には、電子物理工学科が新設され、かつ、位相数学、合成化学第六、電子事象学、電子物理学、交通工学、土木構造第二の6講座、昭和42年には、量子電子工学、情報工学（以上電子物理工学科）、水工学第二、都市工学（以上土木工学科）が増設され、また社会工学科（学部学生定員40名）が新設され、社会工学、開発計画の2講座が設置された。これに伴い、学部学生定員も年々増加したことは前述した。昭和42年度には825名に達し、昭和30年度355名の2.5倍となった。また、大学院修士課程も252名、博士課程が128名となり、30年の定員それぞれ135名と68名が約2倍の入学定員となった。

また学部には、昭和36年度から、特定学科には配属されない講座で、「広範囲の学科の学生に対する工学基礎の授業を担当することを使命とする」「共通講座」が設置され始めた（昭和37年2月23日運営会議「共通講座に関する申し合せ」による）。工業力学講座が最初で、次いで昭和37年度一般電気工学、39年度一般材料力学、40年度基礎化学工学がその例である。

この共通講座の学内措置は、関連する系に配属させ、その教官は世話をする学科の会議にも出席する、また、学部の専門の授業は担当しないことを原則とするが、卒業研究および大学院の授業は他の教官と同様に行うことができるものとした。

更に附置研究所においても、部門の増設等が進められた。すなわち、昭和39年度には原子炉研究施設が原子炉工学研究所に昇格し、既設部門を振り替えて、原子炉物理、原子炉設計工学、原子炉熱工学、原子炉化学、原子炉化学工学、原子炉材料および保健物理の7部門をもって設立され、初代所長には学長大山義年氏が事務取扱いとなった。また昭和40年度には、工業材料研究所に合成無機材料部門、41年度には資源化学研究所に新金属資源部門、42年度には精密工学研究所に歯車工学部門、原子炉工学研究所には原子炉設計理論部門の各部門が増設されている。ここに昭和35年度から昭和43年度までの講座・部門の増加を一表にすると、次表のとおりである。

学科新設，講座・部門増の状況（昭和35～43年）

年 度	学科・研究施設等名	講座・部門名（カッコ内は設置年）	
昭和35年度	制御工学科（新設）	計測機器（34）	自動制御（35）
	電子工学科（新設）	制御機器設計（36） 流体制御（37）	機械材料（37） 熱制御（38）
昭和36年度	経営工学科（既設）	固体電子工学（34） 電子管工学（36） 超高周波工学（37）	電子回路学（36） 基礎電子工学（37） 電子材料学（38） 生産技術（37）
	原子炉工学研究施設 （39年原子炉工学研究所 昇格）	経営基礎（36） 経営システム工学（43） 放射線防衛（35） 原子炉設計工学（39） 原子炉化学（39） 原子炉材料（39） 原子炉設計理論（42）	原子炉物理（39） 原子炉熱工学（39） 原子炉化学工学（39） 保健物理（39）
昭和37年度	応用物理学科	応用解析学（36） 応用電磁気学（37） 数理統計学（38）	応用温度学（37） 応用分光学（38） 応用計測学（39）
	資源化学研究所 精密工学研究所	化工設計（36） 数値制御（36）	新金属資源（41） 歯車工学（42）
昭和39年度	高分子工学科（改組）	有機材料化学（37） 高分子化学（40）	工業有機化学（37）
	応用電気化学科（改組） 生産機械工学科（新設）	機械設計学（36） 工作機械（38） 溶融加工学（40） 鉄冶金学（37）	材料強度学（38） 流体工学（40） 応用熱学（41） 物理冶金学（40）
昭和40年度	金属工学科（既設）	合成化学第一（39） 合成化学第五（40）	合成化学第六（41）
昭和41年度	合成化学科（改組）	土木構造第一（40） 交通工学（41） 水工学第二（42） 合成無機材料（40）	水工学第一（40） 土木構造第二（41） 都市工学（42）
	土木工学科（新設）	電子線学（41） 量子電子工学（42） 電磁波工学（43） 印写物理（41）	電子物性学（41） 情報工学（42） 変換制御工学（43） 印写システム（45）
	工業材料研究所（既設）		
	電子物理工学科（新設）		
	印写工学研究施設（既設）		

年 度	学科・研究施設等名	講座・部門名（カッコ内は設置年）
昭和42年度	社会工学科（新設）	社会工学（42） 計画数理（43） 流体力学（43） 熱および熱力学（44） 応用物性学（45）
	機械物理工学科（新設）	開発計画（42） 産業計画（43） 固体力学（43） 運動解析学（44） 振 動 学（45）
昭和43年度	建築学科（既設）	建築基礎工学（43） 工業力学（36） 一般材料力学（39）
	共通講座	一般電気工学（37） 基礎化学工学（40）

（注）講座名，部門名等はその後名称変更をしたものがある。なお講座・部門は学科等の新設年度に付属させて，後年に設置されたものも付記した。

このように，昭和42年度初めまでに，学部，学部附属研究施設，附置研究所は，それぞれ異常なまでの規模拡張をみ，その管理運営について昭和30年代初期から検討していたことが，かなり予想に反した増勢のため見直しを必要とするに至った。大学としては，とりあえず一般教育等に関しては，学科増設に伴う一般教育関係の定員増加（昭和33年度教授2，助教授2，35年度助教授1，36年度教授1，助教授1，計7人，うち助教授2人は人文・社会科学に対してすでに割当済み）のうち5人について，今後の一般教育関係における定員増加をも合わせ，これらを充員する場合は，充員を要する学科目に固定要員として配分せず，学長が充員を考慮すること，定員の正規の配分は，融通教官の解消できる時期とにらみ合わせ，学生増募計画が一応達成する時期等を見て，後日検討することに決定した（昭和36年7月19日運営会議）。

更に36年10月末には，一般教育科目としての数学・物理・化学について，少なくともその教官組織は人文・社会科学とは一応別の観点から考えるべきであるという見解により，それぞれの科目に1講座相当の教官をおくこと，理学系・工学系の専門の教官が求めに応じて低学年教育に協力する義務をもつものとし，「低学年教育センター」（仮称）を設置することが考えられた（先の3講座の教官がセンター専任となる）。この「センター」の教官は，大学院教育には関係するが，専門学科の教育および卒業研究の指導は行わないほうが良いとされている。しかし，この運営会議での「センター」の議論は，その後立ち消えとなっている。

更に同年12月13日の教授会で、「臨時教官選考委員会規程」が承認された。これは人文・社会科学，自然科学，外国語，保健体育，教育学，工学の担当教官（これを「講座外教官」という）の候補者選考に当たる臨時の一括した選考委員会で，迅速かつ総合的見地から行うことを目的とするものであり，委員長は学長が当たり，委員は各系から教授1人（ただし理学系，人文系は教授各3人），教授会で互選する教授3人，教務部長の各委員から構成された。これにより一般教育等および低学年の基礎教育の教官面の補充が大いに推進される形となった。これらの運営会議での主たる議題提出者は，同会議内に設けられた「学生増募計画小委員会」（委員長 鶴岡信三教授）であった。

昭和37年度に入り，学生増募により学部学生定員は将来800名に達する予定となり，教官のみならず，雇，インストラクターの増員，必要実験設備等の予算を，36年度中に合計約100万円，37年度約240万円が必要である旨報告され，その手当てに苦心している。

また建物関係についても，昭和37年度予算で，本館南側の工場地帯を整理し，地上5階地下1階（2,485坪，今日の南棟）の建物新築が認められ，また第三新館の625坪増築が認められたのを手始めに，その後東棟（1,091坪），北棟（39年，40年の2期にわたり約3,730坪）の大増築が主として本館南側の工場地帯において行われた。

このように昭和41年までの間に，本学は学部，大学院入学定員のみならず，建物等においても著しく規模を拡大していったのであり，それに伴う大学の管理運営のあり方が，再び問題とされるに至った。このため運営会議の中で「学生増募計画小委員会」が設けられていたことはすでに述べたとおりである。ときあたかも昭和37年7月山内学長の任期が満了するため，6月に学長選挙が行われた結果，大山義年教授が学長候補者に選出され，8月1日学長に就任されるに及び，この問題が新しく「複数学部制問題」として取り上げられるに至



大山 義年学長
(昭37. 8. 1~41. 7. 31)

ったのである。この事項については、章を改めて述べることとする。

新学長に選出された大山義年教授は明治36年8月2日茨城県に生まれた。大正13年9月東京帝国大学工学部造兵学科に入学され、昭和2年3月同学科を卒業された。卒業と同時に財団法人理化学研究所に入所され、昭和6年5月、台北帝国大学助教授、兼同大学付属農林専門部教授に任ぜられた。台湾在任約10年で、昭和15年6月東京工業大学助教授に転任され、昭和17年8月には教授に昇任され、また19年4月からは東京帝国大学教授をも併任された。

戦後は、学内では各種委員会の委員を勤められ、学外では文部省学術奨励審議会委員、原子力委員会専門委員、日本原子力研究所参与等に任ぜられ、昭和33年3月から本学の「管理運営に関する検討委員会」副委員長、運営委員会委員等の重職を果たされ、昭和35年10月本学理工学部附属原子炉研究施設長となられたが、昭和37年8月、東京工業大学学長に選出されたのである。

大山学長の在任中の最大の業績は、後述する複数学部への発展の困難な論議をとりまとめられ、それを達成されたことである。昭和41年8月学長任期満了で退官され、名誉教授の称号を授与されたが、その後も財団法人大河内記念会理事長、日本化学会会長、政策科学研究所理事長、日本粉体工業協会会長等の要職を歴任されたが、昭和49年3月、環境庁国立公害研究所所長に就任された。また昭和52年5月には原子力学会会長に任ぜられたが、同年7月16日、心臓疾患のため73歳で急逝された。

第6節 この時代の関連事項

1. 印刷技術研究施設の新設

昭和29年3月31日、国立学校設置法施行規則の一部改正により、本学工学部に印刷技術研究施設が設置され、印写化学部門1部門がおかれた。この研究施設は、記録、複製など印写技術に関する工学的研究を目的としたもので、わが国におけるこの方面の研究の端緒を開いたものであった。

これに関連して、昭和30年11月末の教授総会で「印刷技術研究施設設置に伴う措置に関する件」が承認され、全学の研究・協力体制が諮られ、「印刷技術研究連絡委員会」が設けられている。

同研究施設は昭和39年にその名称を「印写工学研究施設」と改め、41年に「印写物理部門」、45年に「印写システム部門」を増設して、多くの学部学生、大学院学生、企業からの研究生の教育、研究指導に当たってきた。更に昭和47年度には、この研究施設の3部門の教官が中心となり、大学院理工学研究科に新しく「物理情報工学専攻」を設置し、今日の長津田地区の「総合理工学研究科」を開設する端緒となった。

なお、昭和50年度には名称を「像情報工学研究施設」と改め、同年9月総合理工学研究科物理系3専攻が大岡山地区から長津田地区へ移転し、かつ精密工学研究所が新設された建物に移転した折、この研究施設も同研究所と同じ建物内に移転した。

また昭和55年度の予算で、「応用画像部門」が増設され、ここに同研究施設は創設以来念願の4部門組織となることができたのである。

2. 原子炉研究施設の設置と研究所昇格

昭和31年4月、本学理工学部に「原子炉研究施設」が設置された。それは「原子力に関する研究を総合的に発展させ、あわせて原子力関係学者および技術者を養成する」ことを目的とした。そして昭和39年4月、「原子炉工学研究所」に昇格するまでに、「原子炉物理」、「原子炉工学第一」、「原子炉工学第二」、「原子核化学」、「原子核化学工学」、「原子炉材料」、「放射線防御」の7部門が設置された。初代研究所長は大山義年学長の併任であり、同年6月1日付で武田栄一教授が2代目所長となられた。

更に研究所への昇格に伴い、既設7部門を改称し、「原子炉設計理論」、「原子炉燃料」を加え、9部門となった。

この研究施設は当初から学部の化学、化学工学および機械工学等とも密接な関連をもち、昭和31年4月に大学院理工学研究科のなかに「原子核工学専攻」を設け、学部レベルのない大学院専攻として注目された。それは後の総合理工学研究科の創設の端緒をなすものとして大きな意義もっている。

3. 東京工業大学史料委員会

昭和30年6月の教授総会で、「東京工業大学史料委員会規程」が承認された。これは、本学創立75年（1956年—昭和31年）を期して、本学の沿革史料を収集整備する目的をもったものであり、理学系大石二郎教授、稲村耕雄助教授、応化系山内俊吉教授、崎川範行助教授、応物系内田豊作教授、森田清教授、建築系藤岡通夫教授、人文系加茂儀一教授、田中実講師、伊藤整講師が系所属教官の互選により、また研究所専任所員から海老原敬吉教授、舟木好右衛門教授が選出され、図書館長、教務部長、事務局長が役職上の委員となった。ただし、その後この委員会がどのような活動をしたかは明確ではなく、少なくとも75年記念の出版物等は残されていない（「委員会規程」を次に掲げる）。

東京工業大学史料委員会規程（30. 6. 17）

第1条 本学沿革史料を蒐集整備する為史料委員会を置く。

第2条 委員会は次の委員で組織する。

1. 研究所を除く各系所属教授、助教授、専任講師の互選によるもの

理 学 系	2人
応用化学系	2人
応用物理系（経営系を含む）	2人
建 築 系	1人
人文科学系（体育系を含む）	3人
2. 研究所の専任所員の互選によるもの 2人
3. 図書館長、教務部長、事務局長
4. 必要ある場合は委員会の議を経て専門委員を置くことが出来る。

第3条 委員長は委員の互選によって定める。

第4条 委員長は会務を掌理する。

第5条 委員会に幹事を若干名置き大学長が命ずる。

幹事は委員長の命を受けて史料の蒐集に従事する。

第6条 委員会の運営に関する細目は委員会に於て定める。

第7条 委員会は蒐集整備した史料を大学長に提出する。

第8条 （削除）

附 則

第9条 この規程は昭和30年7月1日より施行する。

4. 酵素化学研究施設の設置

昭和38年4月1日付の国立学校設置法施行規則の一部改正（文部省令第11号）により、本学に「酵素化学研究施設」が設置された。その目的は、天然生理活性物質の単離，構造決定，合成法の確立，生理作用機作の解明であり，化学科の教授であった佐藤徹雄氏の完成したビタミン B₂ 合成の工業化に関する特許実施料の国庫収入と関連して，同教授の強い要望により本学に設置されたものである。昭和40年4月，有機合成化学部門の増設に伴って同研究施設は天然物化学研究施設と名称を変更し，41年には天然物化学部門，43年には構造化学部門が増設された。

昭和42年6月，複数学部制の実施により理学部の所属となり，同年大岡山地区石川台地区に研究施設の新しい建物を建設したが，昭和52年8月に長津田地区 R1 号館へ移転した。また，大学院総合理工学研究科の設置に当たっては，生命化学専攻の協力講座となり，大学院学生の教育に従事している。

5. 東京工業大学創立80年記念事業と後援会の発足

本学は昭和36年5月26日に創立満80年を迎え，記念式典が挙行された。同年8月，創立80年を記念して，総合的科学技术の研究を，特に大学の研究者と産業界とが協力しながら行う場を提供するため，「東京工業大学総合研究館建設事業資金募金会」を設置し，本学卒業生元蔵前工業会理事長高田良作氏（当時東北パルプ株式会社社長）を募金会長として，8億円を目標として募金活動を開始した。なお，副会長には元蔵前工業会理事長野沢一郎氏（当時株式会社巴組鉄工所社長）と，学長山内俊吉氏の2人がなられた。募金趣意書は次のとおりである。

東京工業大学総合研究館建設事業資金募集趣意書

東京工業大学は明治14年5月26日東京職工学校として創立されて以来，すでに4分の3世紀を経過し，本年は80周年を迎えることになりました。その間東京工業学校，東京高等工業学校と名称組織は変わりましたが，一貫して欧米工業翻訳移植の旧套を脱し，先人未踏の境地を開拓して新しい工業の発展に努め，優秀な人材を教育して広く学界，産業界に送ってまいりました。従いまして東京工業大学発展の歴

史は、わが国工業成長発展の過程を如実に反映するものであるといっても過言でありません。

前述のように職工学校より今日の大学に至る迄の期間本学はよく狭隘な国土と貧弱な資源に順応して工業技術の発展に力を致して参りました。この経過を見ましても過剰人口を擁するわが国が先進各国に伍して発展するためには工業力に依存するほかないことは申すまでもありませんが、工業力の充実は科学技術の振興とともに多数の優秀なる科学技術者の育成にかかっております。東京工業大学においては、つとにこの点に着眼し一方において、学生の増募を着々実施して科学技術者の養成に努力するとともに他方において学内研究機関の強化を図り、各研究室間の協同研究を促進し、科学技術の進展と技術者の教育に努力しておりますが、優秀なる科学技術者の養成は産業界との密接なる連繫のもとにおこなわれる旺盛なる研究の雰囲気のもとにおいてはじめて達成できるものであります。ご承知のとおり、急速な科学技術の進歩にともなって共同研究体制の強化が著しく要望されるようになり、小にしては各研究室間、大にしては大学と産業界その他が各連繫して行う総合研究が強く推進されねばならぬ段階になりました。ここにおいて、東京工業大学は時代の要求に焦点を合せ、研究教育体制を更に強化し、研究の促進と学生の増加をはかりもって一大飛躍することを構想しつつあるのであります。然るに東京工業大学としてはその場に充てるべき施設は不足を極め、これを国に依存せんとしても、今日のわが国家財政によっては学生増募に伴う施設の充足すら不十分な実情にあってその実現は程遠いものがあります。

ここにおいて、私達有志相はかり広く大方の御賛同を得て総合研究館を建設して東京工業大学に寄付し、共同研究の場を与えひいては優秀なる多数の科学技術者の育成に資し、もってわが国科学技術の進歩発展に大きく貢献しようと考えたのであります。この計画を実施するためには、申すまでもなく巨額の資金を要することです。何卒右趣旨を諒とせられ本事業の達成に対し、絶大の御支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また同募金会会則は、付録12のとおりであった。

たまたま本学卒業生伊那製陶株式会社社長伊那長三郎氏が1,000万円の拠金に応ずる意向を早くから表明されていたが、山内学長の発意で、この1,000万円は別口として、「東京工業大学における教育・研究の活動に関し物的、財的の援助を行ない、あわせて大学と産業界との協同研究に寄与し、もって科学技術の振興をはかる」ことを目的として、「東京工業大学後援

会」を設置することとなった。理事長は同窓生の西済氏がなられた。その設立準備委員会の規約（寄付行為）案は、昭和35年5月20日の運営会議で審議されているが、後援会の正式の設置は、昭和37年2月1日文部大臣の認可によっている。「財団法人東京工業大学後援会寄附行為」がそれである（付録13参照）。

この段階では第4条の「目的とする事業」において、①教育・研究用器材および図書の援助、②教官等の海外渡航の援助、③大学と産業界との研究上の連絡あっせん、ならびに科学技術に関する研究資料の調査、④大学と産業界における科学技術に関する優秀な人材養成の援助、⑤大学における研究成果の刊行援助、⑥その他目的を達成するために必要な事業が規定されている。

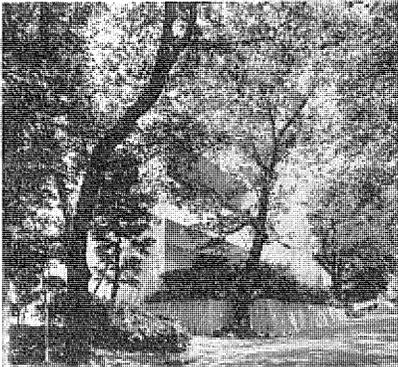
しかし、前述した総合研究館建設事業資金募金会との関係で、この後援会への寄付募集は一時中止された。昭和39年度には101万円を研究援助費等として、海外における研究のための渡航費の補助にあてられた。その後、この補助事業は昭和41年度まで継続されたが、大学紛争中、一時この海外渡航費援助への支出は中止され、学内における入学試験制度の調査その他学生の福利厚生費援助に用いられた。

更に昭和49年以降は、「大岡山現代講座」の開設の謝金援助、東京工業大学百年史刊行のための経費の一部援助、総合研究館主催シンポジウムの経費、大学内のグループ研究の経費等に補助されている。なお、80年記念募金である総合研究館募金会が終了した折、残金約4,000万円が、当後援会の基金に振り替えられた。

総合研究館の建設事業について、ここで関連して述べておこう。募金活動は昭和40年の経済界の不況の影響で停滞したが、昭和42年2月当時に、すでに約6億7,000万円の申し込みを受けた。募金会では昭和41年度から詳細な設計を開始し、文部省および大蔵省と東京都への諸手続を終了し、近く着工して43年末には竣工する予定となっていた。当時の計画では、大岡山地区に地上6階、地下2階の8階建、1万3,635平方メートルで建設する計画であった。しかし、昭和43年頃から活発となった大学紛争との関係で、募金活動が中断される事態となった。



総合研究館



総合研究館80年記念分館（大岡山）

昭和45年秋から募金会活動は再開され、45年11月9日の学内理事会、12月7日の会長・副会長会議の結果、①募金は昭和46年3月末で打ち切る、②学内教官については、募金会発足当時寄付されなかった教官、あるいは新任教官に賛同をえて、応分の拠金を仰ぐこととした。

たまたま新しい大学院制度を含む研究所移転を計画していた「長津田地区利用委員会」で昭和48年2月、「総合研究館部会」が設けられ、長津田地区の利用のためにこの総合研究館の建物を同地区に建設することとなり、大岡山地区にはその分館を建設することとなった。総合研究館は昭和49年10月に地鎮祭を挙行し、昭和50年9月、5,603平方メートルの建物が完成した。また分館は、昭和51年1月に竣工し「創立80年記念会議室」が正式名称であるが、通称「フォルラム」と名づけられ、その中に外国人用宿泊

施設と会議室が設けられている。総面積704平方メートルである。なお、卒業生野沢一郎氏の拠金を記念する「野沢記念室」が設けられている。

付録 1

新講座別現員調 (昭28. 2. 11)

講座名	定員				教授	助教授	助手	雇員	講師
	教	助教	助手	雇					
数 学 第一	1	0	2	1	池 原	早 川	本 間	福 田	皆 川
第二	0	1	2	1	遠 山		大 熊		丸 山
第三	1	1	2	0	河 田	国 沢	宮 崎		
第四	1	1	2	0	小 松	魚 返	奥 住		
(共 通)	0	0	2	0			渡 辺		
計	3	3	10	2	4	3	9	1	3
物 理 学 第一	1	1	1	0	原 島	野 市	廣 池	富 永	
第二	0	1	2	1		河 新	薦 田	林	
第三	1	1	2	1	大 石		上 大	小林(和)	
第四	1	0	1	0	高 木		大 栗		小 口
第五	1	1	1	0	三 宅	本 庄	望 月	小林(国)	
第六	1	0	1	0		武 田	岡 北	小 野	
(共 通)	0	0	6	0			間 白		
計	5	4	14	2	4	6	16	5	1
応用力学 第一	1	1	2	1	岡本(哲)	山田(英)	毛 三	齊 藤	
第二	1	1	2	1		近 福	上 松	東 郷	
						渡 辺	松 倉	酒 井	
							沢 清	阿 久	
							水 沢	津 田	

講座名	定員				教授	助教授	助手	雇員	講師
	教	助教	助手	雇					
(工場)	0	0	0	1				君島 塚村	
計	2	2	4	3	1	4	6	9	0
合計	7	6	18	5	5	10	22	14	1
化学第一	1	1	2	1	植村	稲村	近宮 藤川	青柳	阿部
第二	1	1	2	1	岩崎	吉田	三下 輪島	佐藤	萩野
第三	1	1	2	1	星野(敏)	佐藤	榎新内 谷田	星野(裕)	
第四	0	1	2	1		大田	市来 海崎		
第五	0	1	2	1		高宮	山荒石 井塚		
第六	0	1	2	1	安藤	田中	渡和 原藤	加藤	
第七	0	1	2	1		志田	大藤 須藤	福野	
(共通)	0	0	6	0			川中 村尾	村谷	上崎
(一般教育)	0	0	3	0			森野 谷里	鳥井	
計	3	7	23	7	4	8	26	9	3
地質鉱物学	0	1	2	1		山田	松浦	浅井	岩井
合計	3	8	25	8	4	9	28	10	4
化学工学第一 (工場)	1	1	2	1	永廻		石松 原本	山崎	
	0	0	1	1					

講 座 名	定 員				教 授	助教授	助 手	雇 員	講 師
	教	助教	助手	雇					
第二	1	1	2	1	内田(俊)		小 川 平 田	入 戸 野	
第三	1	1	2	1	大 山	葛 岡	伊 藤 吉	上 司 細 貝 市 堀 端 崎 吉 田	
(工 場)	0	0	1	1					
第四	1	1	2	1	矢 木	佐 藤	々 々 白 西 江 清 高 大	木 井 村 藤 水 木 塚	吉 田
第五	1	1	2	1		末 沢	斯 波	井 河	
第六	1	1	2	1		斯 波			
第七	1	1	2	1		鶴 岡		野口(昭)	
高分子化学	1	1	2	1	金 丸	畑	内 中 植 蒲 久 助 加 倉	木 村 松 生 田 野 井	野 口
有機材料化学	1	1	2	1	清水(誠)	野 口	久 助 加 倉	藤 浅 木 三 逸 吉 川 丸	木 沼 村 田 見 野 杉 山
(工 場)	0	0	1	0					
工業有機化学	1	1	2	1		原	池 辺	田 見 野 杉 山	
燃 料 学	1	1	2	1	西 川	崎 川	五 十 寺 石 小 笠 飯 小 神 長 谷	風 沢 川 丸 井 島 松 力 川	吉 田
染 料 化 学	1	1	2	1	林	岡 崎	石 小 笠 飯 小 神 長 谷	川 丸	
色 染 化 学	0	1	2	1		関 戸	飯 小 神 長 谷	増 泉	田 水
工業無機化学	1	1	2	1	久 保		飯 小 神 長 谷	田 岡 下 中	稻 生
窯 業 学 第一	0	1	2	1		川 久 保	長 谷	田 岡 下 中	吉 田
第二	1	1	2	1	山 内	素 木	鈴 近 太 境 大 佐 官	木 藤 田 野 原 藤 川	
第三	1	1	2	1	森 谷	草 間	河		
(工 場)	0	0	1	3			佐 官	平 大	野 場

講座名	定員				教授	助教授	助手	雇員	講師
	教	助教	助手	雇					
電気化学	1	1	2	1		星野(禮)		大 矢	
工業電気化学 第一	1	1	2	1	杉 野		佐 藤 並 河 白 井 関 根 外 島 井 上	市 川	大 戸
第二	0	1	2	1				元 井 大 沢	向
計	17	20	44	25	10	15	44	32	5
機械力学	1	1	2	1	谷口(修)			牧	
材料力学	1	1	2	1	津 村		山 田	小 林 津村(妙)	
機械要素	1	1	2	1	益 田	益 子	中 村 室 田 隈 部 岩 井 小 須 須 西 竹 中	坂 本	小 玉
機械工作	1	1	2	1	海老原	浅 枝	小 須 西 竹 辻	追 口 辻	
水力機械	1	1	2	1	板 谷	草 間	辻	伊 東 三 輪	
熱工学 第一	1	1	2	1	川 下	青木(弘)	青木(成)	鈴木(亮)	
第二	1	1	2	1	川田(正)	原	片 山 田 村 三 島 茂 岡 古 浜 奥 山 田	村 山	
(工場)	0	0	3	7				岩 崎 森 藤 齊 好 友 元 秋 香 花 香(宗) 花 香(常) 寺 尾	
(共通)	0	0	3	0					
計	7	7	20	14	6	5	18	18	1
基礎電気工学	1	1	2	1	山 本		丹 羽 山 下	若 井 竹 本	大 河 内

講座名	定員				教授	助教授	助手	雇員	講師		
	教	助教	助手	雇							
電気物性学	0	1	2	1	斉藤		横山	山中	松川	尾村	酒井
電気機械学	1	0	2	1	尾本	田代	高加山	井藤	福堀	田田	
電力工学	1	1	2	1	大槻	斉藤(健)	山松	藤口	山足	田立	
電子工学	0	1	2	1			泥	田堂	大妹	藤沼	
電気通信 第一	1	1	2	1					鈴	尾木	
電気通信 第二	0	1	2	1	古賀	川上		岸			
(工場)	0	0	2	4			斉藤		大	附	
									佐々	木田	
									津竹	内下	
									松三	塚川	
計	4	6	16	11	4	3		11		19	3
金属化学	1	1	2	1	河上	長崎	内染	田野	小萩	室原	
金属加工	1	1	2	1	山田	作井	金中	子村	古井	市手	
鉄鋼材料	1	1	2	1	岡本		飯	生	佐石	藤塚	
非鉄金属材料	1	1	2	1	森永	桶谷	依高	田橋	佐々	木永	
計	4	4	8	4	4	3		8		8	
繊維物理学	1	1	2	1	内田		三久	平世	飯	泉	石川
繊維化学	1	1	2	1	前田		砺松	波本	笹野	野	牧島
繊維工学 第一	1	1	2	1		白石	河口	山(正)	山口(冨)		
繊維工学 第二	1	1	2	1		櫻川	山口	木沢	湯本	細田	
							滝				

講 座 名	定 員				教 授	助教授	助 手	雇 員	講 師		
	教	助教	助手	雇							
第三 (工 場)	1 0	1 0	2 3	1 14		東	別 渡 宮 田 技 官 玉 石	宮 辺 沢 畑 井 橋	伊 栗 村 石 片 岡 塩 小 沼 砺 波 大 久 保	藤 山 山 渡 岡 本 谷 林 野 藤 保	
計	5	5	13	19	2	3	12 技 2	16	3		
建築計画 第一	1	0	2	1	藤 岡		平 大 青 大 石 小 坂 藤 木 高	井 野 木 石 原 林 井 本 下 橋	萩 池 大 浮	原 田 野 田 関	
第二	1	1	2	1	谷口(吉)	清 後	家 藤				
第三	1	1	2	1	田 辺						
建築構造 第一	1	0	2	1	谷口(忠)						
第二	1	1	2	1	二 見						
第三	0	1	2	1		加 勝	藤 田		上 佐 西	條 竹 堀	
衛生工学 (工 場)	1 0	0 0	2 1	1 0							
計	6	4	15	7	5	4	10	8	0		
工業経営	1	1	1	1	磯 部		小 藤 宮 熊	林 田 川 谷	藤 井	三 井	
生産工学	0	1	2	1		木 暮					
計	1	2	3	2	1	1	4	1	1		
教育学	1	2	3	1		高 岡	師 津	草 高	日 暮		
計	1	2	3	1	0	2	2	1	0		

講座名	定員				教授	助教授	助手	雇員	講師	
	教	助教	助手	雇						
哲倫	1	0	1	0	加 茂		山 崎	水 津	田 中	
歴史	0	1	1	0						
芸術	1	0	1	0						
文学	1	0	1	0						
政治学	1	0	1	0	宮 城		宇 留 野 湖	三 浦		
法学	0	1	1	0						
経済学	1	0	1	0						
社会学	0	1	1	0						
心理学	1	0	2	0	小 林	井 上 宮 沢	小 倉 部	小 笠 原	永 久	
統計学	0	1	1	0						
生物学	1	0	2	0						
外国語	1	3	0	0						
体育	1	1	4	1	浦 本	塩 谷	金 石	子 田	井 藤 田 村 木 倍 土 伊 太 武 佐 々 安	
(図学)	0	0	1	0	浦 本	塩 谷	金 石	子 田		
計	9	9	19	1						4
共通施設	0	0	5	0				赤 津 桜 北		堀 田 井 原
計	0	0	5	0	0	0	0	4	0	

付録 2

東京工業大学学部学生増募対策委員会規程（昭32.10. 9 教授総会）

委員会設置の趣旨

工業技術者、工業経営者、理工学の研究者、教育者としての指導者の育成と科学技術の水準を高揚し、もって文化の進展に寄与することは本学の教育目的とするところであるが、近來産業技術は長足の進歩発展を遂げ、此れと同様に科学技術の進展も著しいものがある。然るに工業技術者の不足は年とともに増大しつつあり工業技術者育成のための理工系学部学生を増員すべしとの要望は産業界及関係方面はもとより一般の世論にまで至っている。この時に當って工業技術に携はる者の需給関係を見透して、本学教官組織、施設の改善を図りつつ本学が自主的に学生増募の方途を講ずることは緊要のことと思料せられるので臨時に委員会を設置して、此れが施策を審議樹立せんとするにある。

第1条 現行学生定員（385）を超えて学生を増募する場合の基本的並にこれに関連する諸事項を審議策定する為「学生増募対策委員会」（以下委員会と称する）を置く。

第2条 委員会は審議策定の結果を委員会発足の日より1年以内に審議過程の報告書を添えて大学長に提出する。

第3条 1. 委員会は理工学部（研究施設を含む。）及附置研究所を通じて次の分野に所属する専任の教授、助教授、講師の中から互選されたもの（但し被選者の中より2.3.4.を除き互選するものとする。）

数 学	}	各1人
物 理 学		
化 学		
化学工学		2人
機械工学	}	1人
応用力学		
電気工学		1人
金属工学		1人
繊維工学		1人
建 築 学		1人
経営工学		1人
外 国 語		1人

- | | |
|-----------------------|----|
| 其他の分野（人文，社会，自然） | 2人 |
| （教職，体育） | |
| 2. 附置研究所長の中互選による | 1人 |
| 3. 学科課程委員長 | 1人 |
| 4. 室割委員会委員長 | 1人 |
| 5. 職務上の委員として事務局長，教務部長 | |

第4条 委員会に委員長及副委員長各1名を置き1.の委員の中より委員により選出する。

委員長は会務を掌理する，副委員長は委員長を助ける。

第5条 委員会が必要に応じ委員で組織する部会を設けて審議事項の促進を図ることができる。

第6条 議事進行上の細目は委員会に於て定める。

第7条 委員会に幹事を置く。本学会計，施設，教務の三課長及理工学部事務長をもって充て大学長これを命ずる。

幹事は委員長の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

本規程は昭和32年10月9日より施行する。

付録 3

学部学生増募対策委員会報告（昭33. 3. 9 教授総会）

ま え が き

この資料は本学学部の学生定員を一学年 500 名とした場合に増加すべき講座（教官数）、建物並びに設備概要の基準を示したものである。資料作製に当っては先づ各教室、各専攻の現状を十分把握し、次で、現定員を355名と考え、145名増募する場合に新たに必要となる講座（教官数）、建物並びに設備案を各教室、各専攻毎に作製し、それを調整綜合したものである。その間に行われた討論は全部速記録となって居り、両々相俟って一つの基準資料として役立つ事と思つて居る。

この表の数字は各れも増員に必要な実際の数字であり、決して、過大又は過小評價されたものではない。但し第3頁表中の新設講座当初設備費のみは概算であつて実施要求に当っては各講座の性格に応じ具体的な数字に変更を要する。

要はこの案が実現されれば本学が一学年定員 500 名としても、一応不満の少ない教育を行い得ると云えよう。但し各専攻の基準定員は次の如く定めてあり之から甚しく偏倚しないと云う条件下に於てである。

仮 設 定 員

数 学	10
物 理	20
化 学	20
化 工	120
機 械	120
電 気	100
金 属	25
織 維	25
建 築	40
経 営	20

 500

講義室・実験室等の所要坪数

専門別	講義室	実験室	準備室・製図室等	学生のための施設	計
共通	80坪×3=240坪 40"×5=200" 20"×8=160" 155"×1=155"		16坪(体育更衣室)	寄宿舎 500坪 (増募 200" 不足 300") 控室等 2,000"	3,271坪
図学			80坪(製図室)		80"
物理		48坪(物理学実験第3) 125"(原子核) 192"(低学年160×1.2)	30坪(工作室) 8"(準備室)		403"
化学		192坪(化学実験第3; 160×1.2) 192"(同上 第4; 160×1.2) 192"(同上 第5; 160×1.2) 192"(低学年; 160×1.2)	58坪(天秤室, 準備室, 酸室)		826"
化工		60坪	144坪(製図室)		204"
機械		80坪 20" 80"	74.5坪(準備室) 221.5"(製図室)		476"
電気		60坪(基礎電気工学実験) 60"(電気工学第1, 2実験) 180"(一般電気工学実験) (電力工学実験 通信工学実験)	120坪(製図室) 30"(同準備室) 20"(実験準備室) 20"(同上) 20"(暗室)		510"
金属		116坪	75坪(実験工場)		191"
繊維		0	0		0
経営			256坪(製図, 実習室)		256"
建築		28.8坪 9.8"	16坪(絵画, 彫塑室) 32"(製図室)		86.6"
合計	755坪	1,827.6坪	1,221坪	2,500坪	6,303.6坪

講座増設および教官増員案ならびにこれにともなう教官研究室増設案

(3月末現在)

854

専 門 別	講座数	教 授	助教授	講 師	助 手	雇 員	外人教師	教 研 室	現 在 の 講 座 数	増設後の 講 座 数	学生数/講座数
教 職 課 程		0人	0人	0人	0人	0人	人	0単位			
人 文 科 学		6		0	6	5		6			
社 会 科 学		6		0	6	5		6			
自 然 科 学		0	0	0	0	0		0			
外 国 語		4 (英語2 ドイツ語2)		0	2	2	2 (英語1 ドイツ語1)	6			
体 育		1			0	0		1			
図 学	1	1			4	0		6			
数 学	5	5	5	0	10	5		30(+6)	4	9	
物 理	3	3	3	0	6	3		30(+10)	7	10	
化 学	3	3	3	0	6	3		30(+10)	8	11	
地質鉱物学	0	0	0	0	0	0		0	1	1	
化学工学	3	3	3	0	6	3		30	20	23	120/23=5.2
機械工学	10	10	10	0	20	10		100(+10)	10	20	120/20=6
電気工学	10	10	10	0	20	10		100	7	17	100/17=5.9
金属工学	1	1	1	0	2	1		10	4	5	25/5=5
繊維工学	1	1	1	0	2	1		10	5	6	25/6=4.2
経営工学	3	3	3	0	6	3		18	2	5	20/5=4
建 築 学	1	1	1	0	2	1		6	7	8	40/8=5
合 計	41	40	40	0	92	47	2	383単位 (+36) 2,987.4坪 (+280.8坪)	75	115	
		12									

教官研究室欄の()の数字は既設講座に対する部屋の未配当分を示す。

増募のための所要経費

専門別	増設講座数	増加教官数			増加学生数	講座、教官増加による当初設備費	学生実験当初設備費	設備更新費	計
		教授	助教授	講師					
教職課程		0人	0人	0人	人	0万円	0万円	0万円	0万円
人文、社会科学		6		0		$100 \times 6 = 600$	0	0	600
自然科学		0	0	0		0	0	0	0
外国語		6				$100 \times 6 = 600$	0	0	600
体育		1				100	0	0	100
図学	1	1				100	0	0	100
数学	5	5	5	0	5	$1,500 \times 5 = 7,500$	0	$250 \times 4 = 1,000$	8,500
物理	3	3	3	0	5	$3,000 \times 3 = 9,000$	$35 \times 5 = 175$	$500 \times 7 = 3,500$	12,675
化学	3	3	3	0	0	$3,000 \times 3 = 9,000$	0	$500 \times 8 = 4,000$	13,000
地質鉱物学	0	0	0	0	0	0	0	$500 \times 1 = 500$	500
化学工学	3	3	3	0	15	$3,000 \times 3 = 9,000$	$35 \times 15 = 525$	$500 \times 20 = 10,000$	19,525
機械工学	10	10	10	0	50	$3,000 \times 10 = 30,000$	$35 \times 50 = 1,750$	$500 \times 10 = 5,000$	36,750
電気工学	10	10	10	0	40	$3,000 \times 10 = 30,000$	$35 \times 40 = 1,400$	$500 \times 7 = 3,500$	34,900
金属工学	1	1	1	0	5	3,000	$35 \times 5 = 175$	$500 \times 4 = 2,000$	5,175
繊維工学	1	1	1	0	5	3,000	$35 \times 5 = 175$	$500 \times 5 = 2,500$	5,675
経営工学	3	3	3	0	15	$3,000 \times 2 = 6,000$ $1,500 \times 1 = 1,500$	$35 \times 15 = 525$	$500 \times 1 = 500$ $250 \times 1 = 250$	8,775
建築学	1	1	1	0	5	3,000	$35 \times 5 = 175$	$500 \times 7 = 3,500$	6,675
計	41	40	40	0	145	112,400	4,900	36,250	153,550
		14							

低学年実験および共通実験初度設備費

実験項目	増加学生数	学生1人当りの経費	所要経費	備考
物理	145人	15万円	2,175万円	
化学	145	15	2,175	
物理学実験第三	26	15	390	新設
化学実験第三	15	15	225	
同 第四	15	15	225	
同 第五	15	15	225	
図学	145	5	725	
体育	145	5	725	
一般電気工学実験	75	15	1,125	機械, 金属 繊維, 経営
機械工作法	65	15	975	電気, 金属 繊維, 経営
機械製図	65	5	325	電気, 金属 繊維, 経営
計			9,290	

所要経費合計 162,840万円

付録 4

東京工業大学学長選考規程

(協議会)

第1条 学長の選考は、教育公務員特例法第4条に基き、協議会が行う。

(選考の時期)

第2条 学長の選考は次の何れかの場合に行う。

- 1 学長の任期が満了となるとき
 - 2 学長が辞任を申出たとき
 - 3 学長が欠けたとき
- 2 前項第1号の場合は原則として満期の日の1カ月前までにこれを行う。
前項第2号及び第3号の場合は速かにこれを行う。

(選考方法)

第3条 協議会は、学長選考のため予め本学の教授、助教授及び専任講師の投票により学長候補者を選出する。

- 2 前項の投票は第一次、第二次及び第三次に分けて行う。
投票に際しては公務出張者を除き、教授、助教授及び専任講師総数の $\frac{2}{3}$ 以上の出席を要する。
- 3 協議会は、第1項の投票の結果により学長予定者を選考する。
- 4 協議会は、前項により学長予定者を決定したときは、学長又は学長代理者に報告する。

(投票事務の管理)

第4条 投票に関する事務は管理委員会が行う。

- 2 管理委員会は別の規程に定める運営会議の構成員(学長を除く)をもって組織する。
- 3 管理委員会に委員長1名を置き委員の互選とする。
- 4 管理委員会は投票に関する事務及び候補者に関する資料の作成にあたる。

(投票)

第5条 投票の日は協議会が定める。

第6条 投票に際してはそれぞれ指定の単記又は2名連記により記載するものとする。これと異なる投票は無効とする。

(第一次投票)

第7条 第一次投票においては2名連記無記名により投票を行い、その結果を第一

次候補者として得票数と共に発表する。

(第二次投票)

第8条 第二次投票においては第一次候補者につき単記無記名投票を行い上位7名を第二次候補者として得票数と共に発表する。但し、末位同数の者はこれに加える。

2 管理委員会は第二次候補者に関する資料を調査作成し、第三次投票の3日前までに教授、助教授及び専任講師に配布する。

(第三次投票)

第9条 第三次投票においては第二次候補者につき単記無記名投票を行う。

2 投票総数の過半数を得た者を当選者とする。

3 前項の投票において過半数を得た者がいないときは、上位5名につき末位同数の者はこれに加えて単記無記名投票を行う。

4 前項の投票において過半数を得た者がいないときは、上位3名につき末位同数の者はこれに加えて単記無記名投票を行う。この場合教授、助教授及び専任講師で上記の候補者となった者は、学長選挙場より退席する。

5 前項の投票において過半数を得た者がいないときは、再投票を行う。再投票の結果なお過半数を得た者がいないときは、上位2名につき決選投票を行う。但し上位1名で下位同数の場合は下位の者につき単記無記名投票により得票多数の者1名を選ぶ。

(学長予定者の辞退)

第10条 学長予定者が学長となることに同意しないときは、更めて選考する。

(学長の任期)

第11条 学長の任期は4年とする。続いて再任することができない。

附 則

1 この規程は昭和33年6月4日から施行する。

2 昭和21年3月19日決定の東京工業大学申合せ事項学長候補者推せんに関する件及び昭和27年7月2日決定の申合せ事項運用の方針に関する件は廃止する。

3 此の規程施行の際現に在任する学長の任期は、在任年通計6年とする。

学長選挙に関する教授会申合せ事項

1 自由討議

教授会員は選挙に先立って学長の資格要件その他に関して自由討議を行う。

2 学長候補者の推せん

(イ) 学長選挙に際し本学職員は協議会の指定する日時、場所において、所定の用紙により学長候補者を無記名により協議会に対し推せんすることができる。

- (四) 本学職員から推せんを受けた候補者については氏名のみ五十音順に第一次投票の直前にその座において発表する。
- (五) これに関する管理事務は運営会議がおこなう。

付録 5

東京工業大学学位規程

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第11条の規定に基づき、東京工業大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、この規程の定めるところによる。

第2条 本学において授与する学位は、博士および修士とし、その種別は次のとおりとする。

博士	理学博士	工学博士
修士	理学修士	工学修士

第3条 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。修士課程を修了するには、本学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の科目を履修して30単位以上取得し、かつ、在学中に学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第4条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。博士課程を修了するには、本学大学院博士課程に3年以上在学し、所定の科目を履修して、修士課程において取得した単位中、本学が認めたものを含めて合計50単位以上取得し、かつ、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 前項に規定する以外の者が学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を経た者と同等以上の学力があると確認された場合には、前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与することができる。

第5条 学位論文の提出期日については、別に定める。

第6条 学位論文の審査を受けようとする者は、所定の申請書に学位論文（博士の場合は1篇2通、修士の場合は1篇1通）を添えて提出するものとする。

2 博士の学位論文を提出する者は、その要旨の欧文1通を併せて提出するものとする。

3 学位論文審査のために必要があるときは、参考資料を提出させることがある。

4 学長は第1項に規定する論文を大学院教官会議の審議に附するものとする。

第7条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、前条に規定するも

- のの外履歴書および所定の審査手数料を添えて申請するものとする。
- 2 提出した論文および納付した審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第8条 学長は、大学院教官会議の議を経て第3条による者については3名以上、第4条による者については5名以上の審査員を指名する。ただし、第3条および第4条第1項による者の論文審査については、当該学生を指導した教官を含むものとする。
- 2 学長は、前項の審査員のうち1名を主査として指名する。
- 第9条 第4条第1項による者の論文審査期間は、3月以内とし、同条第2項によるものは1年以内とする。
- ただし、特別の事情があるときは、大学院教官会議の議を経て審査期間を延長することができる。
- 2 論文審査が終了したとき、主査は、第3条および第4条第1項の規定による者については最終試験の成績、第4条第2項の規定による者については学力の確認の結果を添えて大学院教官会議に報告しなければならない。
- 第10条 第3条および第4条の規定による最終試験および学力の確認は、学位論文を中心としてこれに関連のある科目、および外国語科目（博士の場合は2外国語科目、修士の場合は1外国語科目）について口頭または筆答により行なうものとする。
- 第11条 大学院教官会議は、第3条および第4条第1項の規定による者については、それぞれ課程修了の認定を行なう。
- 第12条 博士の学位授与については、大学院教官会議における議決を必要とする。
- 2 前項の議決には、大学院教官会議の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 公務または旅行のため出席できない者は、これを前項の教官数に算入しない。
- 第13条 大学院教官会議において、学位授与に関する議決を行なったときは、主査は学位論文審査および最終試験または学力の確認の結果の要旨を添えて、学長に報告しなければならない。
- 第14条 学長は、第11条および第12条の規定による認定議決に基づいて学位を授与する。
- 第15条 大学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
- 第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位を授与される前にす

に印刷公表したときは、この限りでない。

第17条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、これを授与した本学名を「理学博士（東京工業大学）」、「工学博士（東京工業大学）」または「理学修士（東京工業大学）」、「工学修士（東京工業大学）」のように附記するものとする。

第18条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、大学はすでに授与した学位を取り消す。

2 大学院教官会議において、前項の議決を行なう場合は、第12条の規定を準用する。

第19条 学位記の様式は別に定める。

附 則

1 この規定は昭和32年10月9日から施行する。

2 東京工業大学学位規程（修士課程）（昭和28年5月1日制定）はこれを廃止する。

附 則

この規定は昭和33年11月12日から施行する。

附 則

この規定は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、昭和41年3月9日から施行する。

学位記様式

○大学院の課程を修了した場合

第 号	年 月 日	東京工業大学 印	学位を授与する	格したので○○修（博）士の 文の審査および最終試験に合 て所定の単位を修得し学位論 専攻の修（博）士課程におい 本学大学院理工学研究科○○ 氏 名	年 月 日生	学位記
						本籍（都道府県名）

○論文提出による場合

第 号	年 月 日	東 京 工 業 大 学 印	与 す る	所 定 の 審 査 お よ び 試 験 に 合 格 し た の で ○ 博 士 の 学 位 を 授 与 す る	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し た の で ○ 博 士 の 学 位 を 授 与 す る	氏 名	本 籍 (都 道 府 県 名)	学 位 記
								年 月 日 生

学位記の様式は昭和29年12月24日文大大第878号文部省大学學術局長通知による。

付録 6

管理運営に関する検討委員会報告（昭34. 7. 1 運営委員会）

教授総会

学科制について

管理運営に関する検討委員会はさきに中間報告で述べたように、学内の管理運営の組織全般について再検討しているが、その中で理工学部新たに学科を設けることに意見が一致した。学科を設けるか、否かは概算要求の内容、方式にかなりの影響がある。たまたま明年度概算要求を提出する時期がせまっております、運営組織全般の検討を終った後では時期を失すおそれがあるので、今回学科制を採用するに当って本委員会で結論の得られた基本的な方針を報告し審議を願う次第である。

1 系

- (1) 理工学部を系をおく。系は理工学の基礎的学問分野に従って区分され、同時に学生が卒業後にそれぞれの実状に応じて新しい領域に発展することのできる基礎的能力を養成する教育的考慮によつてきめられるものである。
- (2) 系内の教育研究ならびに管理運営の重要事項——たとえば系内人事の基準、系内予算の配分、および重要施設の改廃、新設、部屋割、教育方針等の企画立案——を審議し決定するために各系ごとに系会議をおく。系会議は当該系の教授、助教授、および専任講師で構成する。
- (3) 系を運営するために各系に委員をおく。

2 学 科

- (1) 各系はそれぞれいくつかの学科で構成される。各学科に学生定員を設け、その数は別に定める。
- (2) 学科内の重要事項を審議し決定するために各学科ごとに学科会議をおく。学科会議は当該学科の教授、助教授および専任講師で構成する。
- (3) 学科の運営のために学科主任をおく。

3 教育について

学科制を採用する場合、学生の教育については現行の学習規程および学習案内に示された方針を維持する。すなわち、

- (1) 学生は最初一般教育科目、外国語科目および保健体育科目を主として修得し、学年が進むにつれてこれらのほかに理工学の基礎教育科目、ならびに少数の専門教育科目を修得する。さらに高学年に進んで共通的な理工学の基礎論および専門教育科目を主として修得し、その間にも一般教育科目と外国語科目の学習を継続する。最終学年では卒業研究を主として行い、なお専門教育科目、一般教育科目ならびに外国語科目の学習を続ける。
- (2) 学生は現行の学習規程に示されている通り毎学期はじめ、その学期の学習計画を自主的に立て教務部長および授業科目担当の教官の許可を経て、その学習計画に従って学習する。学習計画を立てるに当たっては、教務部長、助言教育および関係する方面の教官の指導を受ける。
- (3) 標準学習課程以外の課程によって専門分野の学習を行う場合は、特に教務部長、助言教育および関係する方面の教官の指導を受けなければならない。
- (4) 標準学習課程の設定は上記の系の区分に従って行う。

なお、特別の場合2～3の系にまたがった標準学習課程を設ける場合も、系に一つ以上の標準学習課程を設ける場合も考えられる。

系の区分、学科およびその学生定員の案を示すと別紙のとおりである。

(別紙)

系	学 科		備 考
	名 称	学生定員	
理 学	数 学 科	10	生物を含む
	物 理 学 科	20	
	化 学 科	25	
工業材料	金 属 工 学 科	25	地学を含む
	繊 維 工 学 科	25	
	窯 業 工 学 科	25	

系	学 科		備 考
	名 称	学生定員	
化学工学	化学工学科	40	
	工業化学科	60	
機械工学	機械工学科	75	
	制御工学科	20	
	経営工学科	10	
電気工学	電気工学科	65	
	電子工学科	20	
建 築	建 築 学 科	35	図学を含む
人 文	社会工学科	} 10	学内仮設 ” 従来の教職課程
	科学教養学科		
	産業教育学科		

付録 7

東京工業大学学部の系、学科に関する規程（昭35. 3. 9 教授総会）

（区 分）

第1条 東京工業大学理工学部には次の系をおく。

理学系，材料工学系，化学工学系，機械工学系，電気工学系，建築系，
人文系，研究施設系

第2条 前条の各系に所属する学科等の区分は次のとおりとする。

理 学 系……数学科，物理学科，化学科および一般教育における自然
科学

材料工学系……金属工学科，繊維工学科，無機材料工学科

化学工学系……化学工学科，工業化学科

機械工学系……機械工学科，制御工学科，経営工学科

電気工学系……電気工学科，電子工学科

建 築 系……建築学科

人 文 系……人文科学，社会科学，外国語，体育，教育学

研究施設系……印刷技術研究施設，原子炉研究施設

第3条 講座令（昭29. 9. 7 文部省令第23号）による講座の学科別区分は別表の

とおりとする。

(委員等)

第4条 系を運営するために系委員をおく。

2. 系委員は理学系、人文系各2名、その他の系各1名とする。
3. 系委員は教授、助教授および専任講師の中から当該系において選出する。
4. 系委員は常置委員会委員を兼ねることができない。
5. 系委員の任期は2年とする。但し重任しない。
6. 前項の委員に欠員を生じた場合は委員を補充する。
補充の委員の任期は前委員の残余の期間とする。

第5条 各学科に学科主任1名および人文系における3群の群毎に主任1名をおく。

2. 学科および群主任は当該学科および群において選出する。
3. 主任の任期は1年とする。但し重任しない。
4. 前項の主任に欠員を生じた場合は主任を補充する。
補充の主任の任期は前主任の残余の期間とする。

(会議)

第6条 系内の教育研究ならびに管理運営の重要事項を審議するため系会議をおく。

2. 系会議は当該系の教授、助教授および専任講師で構成する。
3. 系会議は系委員が司会する。

第7条 学科および群内の重要事項を審議するため各学科および群毎に学科および群会議をおく。

2. 学科および群会議は当該学科および群の教授、助教授および専任講師で構成する。
3. 学科および群会議は学科および群主任が司会する。

第8条 系委員の事務を助けるため系委員補助をおく。

委員補助は理工学部所属事務官の中から学長が命ずる。

(懇談会)

第9条 理工学部の系と研究所における関連専門分野との連絡のため懇談会を設ける。

附 則

1. この規程は昭和35年4月1日から施行する。
2. 系委員の最初の選出については昭和35年3月21日までに選出を完了するものとする。

付録 8

東京工業大学運営会議規程（昭35. 3. 9 教授総会）

（設置）

第1条 東京工業大学の運営の円滑を図るため運営会議をおく。

（組織）

第2条 運営会議は次の委員をもつて組織する。

- 1 学 長
- 2 各系の系委員 10名
- 3 職務上よりする委員
附置研究所長，附属図書館長，事務局長，教務部長

（任 務）

第3条 運営会議は学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 教授会に提示する次の事案の予備審議
 - イ 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - ロ 学部，学科，研究所，研究施設その他重要な施設の設置廃止に関する事項
 - ハ 学生定員に関する事項
 - ニ 学生の厚生補導および身分に関する重要事項
 - ホ 人事の基準に関する事項
- 2 予算，概算の方針および決算に関する事項
- 3 大学の長期計画に関する事項
- 4 その他学長が諮問する事項

（運 営）

第4条 運営会議は学長が招集し司会する。

第5条 学長は必要に応じ又は申出により本会議に別に定める常置委員会委員長を出席させる。

2. 学長が必要と認めたときは委員以外の者を本会議に出席させることができる。

第6条 運営会議に幹事をおき，事務関係課長の中から学長が命ずる。幹事は学長の命を受けて庶務に従事する。

第7条 この規程に定めてない事項は学長その都度本会議に諮つてきめる。

附 則

1. この規程は昭和35年4月1日から施行する。
2. 昭和21年5月1日制定の運営委員会規程はこれを廃止する。

付録 9

東京工業大学常置委員会規程（昭35. 3. 9 教授総会）

（設置）

第1条 教授会の審議に資するため常置委員会をおく。

（目的）

第2条 常置委員会の種類は教育委員会、研究委員会、施設委員会および大学院委員会とする。

2. 教育委員会は本学における教育体系、講座組織および教育方針並びに実施に関し審議提案する。
3. 研究委員会は本学における研究の推進方策、協力体制、内外情勢調査、研究設備の拡充並びに実施に関し審議提案する。
4. 施設委員会は本学における教育、研究の施設拡充、その適正利用および厚生施設の整備拡充に関し審議提案する。
5. 大学院委員会は本学大学院に関する事項を審議提案する。
6. 審議提案の結果については委員長がこれを学長に報告する。

（組織）

第3条 各委員会の委員は本条第2項の区分および第4項に従い教授、助教授および専任講師の中から当該系および専攻毎に互選する。

2. 前条第1項の教育、研究、施設の委員会委員の数は次のとおりとする。

区 分	常 置 委 員 会		
	教 育	研 究	施 設
理 学 系	3名	2名	2名
材料工学系	3	1	1
化学工学系	2	1	1
機械工学系	3	1	1
電気工学系	2	1	1
建 築 系	1	1	1
人 文 系	3	1	1
研究施設系	1	1	1
研 究 所	1	3	1
計	19	12	10

3. 教育、研究、施設の各常置委員会委員はこの3つの委員会の委員を相互に兼ねることができない。

4. 前条第1項大学院委員会の委員の数は次のとおりとする。

各専攻毎に1名および人文系より1名

5. 委員の任期は2年とする。

6. 前項の委員に欠員を生じた場合は委員を補充する。

補充の委員の任期は前委員の残余の期間とする。

第4条 各委員会に委員長、副委員長各1名をおき、委員の中から教授会において選出する。

2. 委員長は委員会を招集し、委員会を代表する。

3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第5条 各委員会に幹事をおき、関係課長、事務長の中から学長が命ずる。幹事は委員長の命を受けて庶務に従事する。

(会議)

第6条 各常置委員会の連絡調整と総合計画立案のため委員長会議をおく。

2. 委員長会議は各委員会の正、副委員長で組織する。

第7条 関係部局長は必要に応じ各委員会および委員長会議に出席することができる。

附 則

1. この規程は昭和35年4月1日から施行する。

2. 次の委員会は逐次廃止する。

(以下略)

付録 10

東京工業大学教授会規程

(35. 3. 4 運営委)
(35. 2. 26 検討委)

第1条 学校教育法第59条の規程により本学に教授会をおく。

第2条 教授会は教授、助教授および専任講師をもつて組織する。

第3条 教授会は次の事項を審議する。

1 学生の学習に関する事項

2 学生の定員に関する事項

3 学生の入学、退学、休学および卒業に関する事項

- 4 試験に関する事項
- 5 称号、学位に関する事項
- 6 学生の厚生補導および身分に関する事項
- 7 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- 8 学部、学科、研究所、研究施設その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- 9 人事の基準に関する事項
- 10 教育公務員特例法第2章第1節に関する事項
- 11 大学の長期計画に関する事項
- 12 その他学長が諮問する事項

第4条 教授会に関する庶務は事務局が掌る。

附 則

1. この規程は昭和35年4月1日から施行する。
2. 学校教育法（昭和22法第26号）第98条第3項の規定に基づき、公布された従前の規定による大学の研究科の存続年限に関する省令（昭和28. 8. 17文部省令第28号）により旧制の教授会は旧学位令（大正 9. 7. 6勅令第200号）による学位授与に関する事項のみにつき昭和37. 3. 31迄存続する。
3. 昭和21年3月1日裁定の東京工業大学教授総会規程はこれを廃止する。

付録 11

印刷技術研究施設設置に伴う措置に関する件（昭30.11.30 教授総会）

1. 印刷技術研究施設の教授、助教授は物理化学（電気化学を含む）応用物理学その他印刷技術に関連する基本的学問分野から適任者を選ぶこと
2. 前項の実施に当り教授に適任者がいない場合は助教授をもつてこれに代え助教授2名を選ぶこと
3. 印刷技術の向上に資するため単に印刷技術研究施設に属するもののみならず関連分野の教授、助教授はできるだけ研究に協力すること
4. 印刷技術研究施設運営の円滑を期するため、当分の間印刷技術に関する学外の学識経験者を非常勤職員（非常勤講師）に迎えること
5. 印刷技術研究施設と関係業界との研究連絡の便宜上印刷技術研究連絡委員会を設置すること（別紙規程参照）

(別紙)

印刷技術研究連絡委員会規程

第1条 本学印刷技術研究施設運営の円滑を期するため当分の間「印刷技術研究連絡委員会」を置く

第2条 委員会は次の委員をもつて組織する

1. 印刷技術研究施設所属の教授，助教授
2. 無機化学，物理化学，電気化学，有機化学（染料化学を含む），高分子学，機械工学，電気工学，金属工学の各分野より1名宛選出された者
3. 学長が委嘱する学外の学識経験者
4. 職務上の者（研究協力委員長，事務局長）

前項第2号の委員の任期は2年とする。但し重任を妨げない

第3条 委員長は委員の中より学長が指名する

委員長は会務を掌理する

第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集する

第5条 委員会に幹事を置く。本学職員の中より学長が命ずる

附 則

この規程は昭和30年12月1日より施行する

付録 12

東京工業大学総合研究館建設事業資金募金会会則

第1条 本会は東京工業大学総合研究館建設事業資金募金会という。

第2条 本会の事務所は東京都目黒区大岡山1番地東京工業大学内におく。

第3条 本会は東京工業大学における総合研究を進展せしめるため総合研究館を建設して同学に寄付することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため広く各方面より寄付金を募集する。

第5条 本会の会務を処理するため左の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名 内1名は東京工業大学長をもつて充てる。

理 事 若干名 理事中常任理事若干名を，常任理事中専務理事若干名を置く。

監 事 若干名 内1名を常任監事とする。

会長、副会長および常任理事は理事の互選により、専務理事は常任理事の互選による。

役員は2以上の役職を兼ねることはできない。

第6条 会長は本会を代表し会務を統理する。

会長事故あるときは副会長、会長副会長共に事故あるときは予め会長の指名した専務理事又は常任理事之を代理する。

副会長は会長を補佐する。

常任理事は常任理事会を組織し通常の会務の処理にあたる。

専務理事は常时会務に従事し庶務会計を掌る。

監事は会計を監査し常任監事は会計上の常時監査を掌る。

第7条 本会に顧問および評議員若干名をおく。

顧問は役員の推せんにより会長これを依嘱し、会長の諮問機関とする。

評議員は評議員会を組織し重要な会務に参画する。

第8条 役員会は会長が必要と認めたととき、又は役員3分の1以上から会議の目的事項を示して請求したときこれを召集する。

常任理事会は会長が必要と認めたとときこれを召集する。

役員会、常任理事会とも会長が議長となる。

会議の議決は出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 本会の経費は寄付金の一部をもつてこれにあてる。

第10条 本会の事務を処理するため若干名の職員をおく。職員は会長が任免する。

第11条 本会の事務を処理するため必要な細則は常任理事会の議を経て会長がこれを定める。

第12条 本会は役員会において必要と認めたとときは解散する。

此の場合における財務処理は役員会の議決を要する。

付録 13

財団法人東京工業大学後援会寄付行為

(昭和37年2月1日 文部大臣認可)

第1章 総 則

第1条 この法人は、財団法人東京工業大学後援会という。

第2条 この法人は、事務所を東京都目黒区大岡山一番地東京工業大学内におく。

第2章 目的および事業

第3条 この法人は、東京工業大学における教育活動に必要な援助を行ない、あわせて大学と産業界との研究上の連絡をはかりもつて科学技術の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 教育・研究用器材および図書への援助
- (2) 教官等の海外渡航への援助
- (3) 大学と産業界との研究上の連絡あつせん、ならびに科学技術に関する研究資料の調査
- (4) 大学と産業界における科学技術に関する優秀な人材養成への援助
- (5) 大学における研究成果の刊行への援助
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、伊奈長三郎氏寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する伊奈長三郎氏提供の資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の議決によつて確実な有価証券を購入するか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは確実な銀行、ま

たは郵便貯金の定期預金として理事長が保管する。

第8条 基本財産を処分し、または担保に供してはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもつて支弁する。

第10条 この法人の事業計画、およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。

事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二か月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書、ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員、顧問および職員

第14条 この法人には次の役員をおく。

理事30名以上35名以内（うち理事長1名および常務理事4名）

監事3名以上5名以内

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長1名、常務理事4名を定める。

第16条 理事および監事は、評議員、顧問を兼ねることはできない。

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

第18条 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

第19条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第20条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあつた場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であつても評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

第21条 常任役員は有給とすることができる。

第22条 この法人には、評議員60名以上70名以内をおく。

- 2 評議員は理事会でこれを選出し、理事長が、これを任命する。
- 3 評議員には、第20条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第24条 この法人には、顧問をおくことができる。

顧問は、理事会の決議を経て、理事長が之を委嘱する。

顧問は、理事長の諮問に応え、又本会の運営に関して、理事長に建議することができる。

第25条 この法人の事務を処理するため、書記等の職員をおく。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会 議

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求のあつたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は理事長とする。

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもつて、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 収支予算および事業計画についての事項
- (2) 収支決算および事業報告についての事項

- (3) 不動産の買入、基本財産の処分および担保提供についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

2 第26条および前条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第26条および前条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第29条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名なつ印の上、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

第30条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数おのおのの3分の2以上の同意を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第31条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのおのの4分の3以上の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けなければならない。

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けて、東京工業大学に寄付するものとする。

第7章 補 則

第33条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 複数学部制の実施

第1節 複数学部制問題の淵源

本学は昭和4年大学に昇格以来、単科大学として、単一学部制のまま統一ある運営を続け、その間昭和21年に第2次世界大戦後の教育制度の大改革に先駆けて独自の学制改革をなしとげ、また昭和30年代に入ってから理工系大学の拡張期に当たり、「系・学科制度」の運用によって巧みな全学の統一的運営を続けてきた。しかし、この時代の理工系大学の拡張は異常な規模であり、そのため各種の矛盾と問題点を浮き彫りにしてきたことも、否定しえない事実であったことは、すでに前章で指摘したところである。

その間の事情を、昭和39年3月11日の教授会で報告された「常置委員長会議の報告について」という文書では、要約して次のように説明している。

学術研究の進展と社会的要請並びに昭和41年度をピークとする学生急増に関する国家的対策に則応して将来本学に設置されるべき新しい専門分野の講座、学科の増設を勘案するならば、本学の学生定員の規模を上記（注・学部学生の入学定員750名、大学院を含めて学生総定員約4,000名）の数に限定することがおそらく不可能となるものと考えられる。

学生定員の適正規模については、本学の校地、施設の拡充計画、講座、学科増設の具体的計画等とも関連して慎重に検討されるべきものであるが、これに伴う本学の管理運営の改善については、現在の単科大学形態を発展解消して、複数の学部編成に拡充改組しなければならないと思われる。

ここではもっぱら当時の理工系大学としての学生数の増大を中心とする規模拡大と、それに伴う管理体制の整備の必要性が、複数学部制検討の理由としてあげられているが、その動機となった学内管理運営上の問題点は、具体的には次の4点に要約されるであろう（「複数学部とした場合の管理運営

組織に関する中間報告」常置委員長会議，昭和39年11月11日教授会提出。全文は付録1参照。

- (1) 教授会の規模が極めて大きくなり，したがってその審議が十分に行われず形式的にならざるをえなくなったこと。
- (2) 昭和35年度の改革において，教育・研究・施設・大学院の4常置委員会の設置により，他の各種委員会を整理・統合して全学一元的運営を図ろうとしたが，規模の拡大は，その運営を必ずしも満足のいくように機能させなかったこと。
- (3) 細分化された専攻分野による学科ごとの運営を避け，数個の学科を集めた「系」をもって，学内の管理運営の単位としてきたが，この系組織はあくまでも学内措置であるため，系運営の実際はまちまちであり，また学部のように事務組織をもたないための不便が多かったこと。
- (4) 低学年教育について教養部等の特別の教官組織をもたず，できる限り全学一体的に運営してきたが，学科目制と講座制の格差は完全には除去しえず，また専門教育との不調和もあり，特にその管理責任が不明確なために生ずる問題が多かったこと。

以上の4点が，学内で次第に明確になってきたためと考えられる。

他方，折しも学外においては大学における管理運営に関連して，中央教育審議会の「大学の管理運営について」という答申をえて，文部省が「国立大学運営法」(案)を立案し，各大学の意見を求めたのが，昭和36年頃であり，これに対応して国立大学協会(以下「国大協」と略す)の第1常置委員会で検討した報告書が，「大学の管理運営に関する中間報告」として，昭和37年9月に公表された。この「中間報告」では，大学の管理運営の改善は，文部省が考えるような法令化によって行われるべきでなく，大学が「自らの自覚と反省によってよき慣行の樹立に努力するとともに，全大学が，相互に協力することこそ，大学の管理運営の改善のための最善の方途である」(昭和37年9月15日，国大協会長茅誠司氏談話による)という基本的意見をもっていたが，「国立大学運営法」(案)の提案した各章に対して，「国大協」としての意見を陳述している。

この中間報告は，昭和37年9月5日の本学教授会でも審議に付され，そ

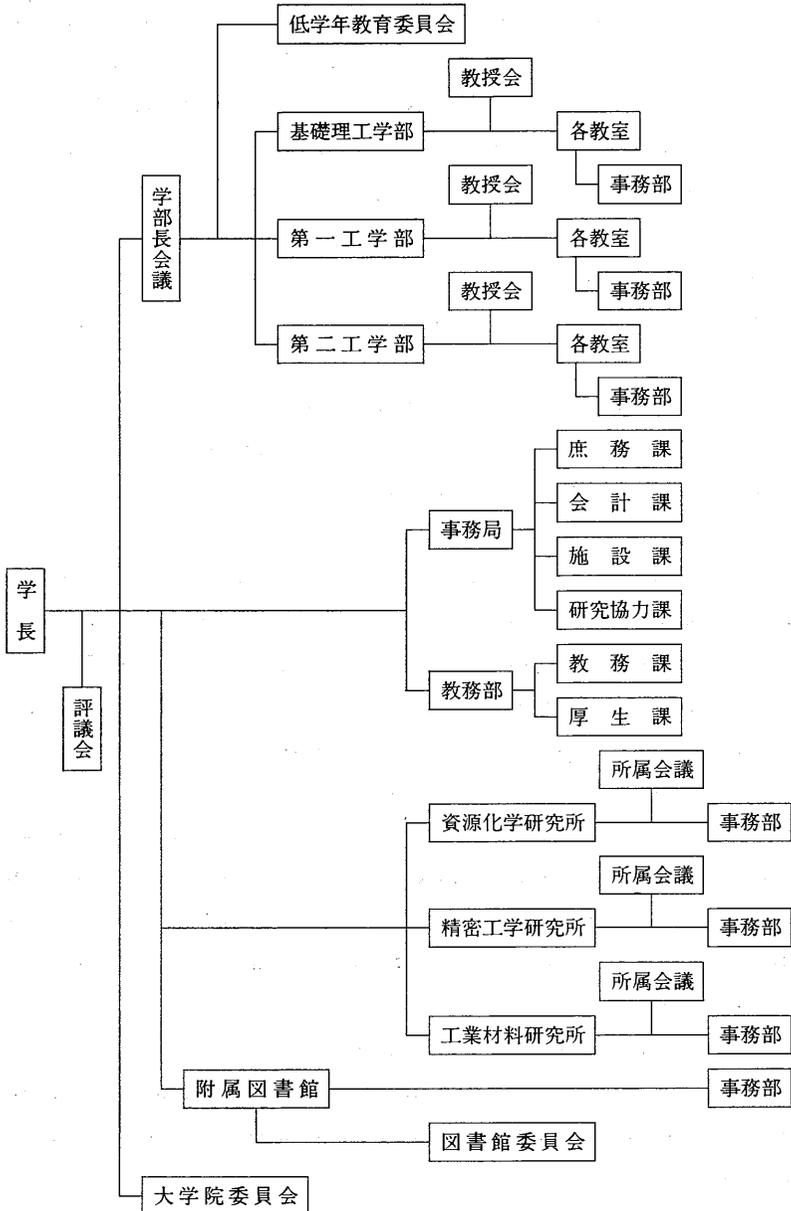
の意見をきいて、「国大協」に意見書を提出しているが、この中間報告の「第5 国立大学協会の役割」のなかにある国大協の内部組織として「仮称大学運営協議会」の設置についても、12月12日の教授会で審議している。この「大学運営協議会」は、大学の管理運営に関する調査研究、情報の収集・交換、管理運営のモデル方式の作成、各大学に対して必要に応じた助言援助、大学内部に対立紛争を生じたときに、申し出に基づく解決のあっせん、広く各方面の意見をきき、また意見を提出すること等となっており、昭和38年2月に設置された。なお国大協は、昭和41年3月23日付で「大学の管理運営に関する意見」（会長大河内一男氏）を発表していることを付言しておきたい。

このような学外における大学の管理運営の改善に関する一般的情勢も大いに与って力があつたと思われるが、本学複数学部制の実施については、やはり前述した本学独自の問題の解決が主眼であつたことは、いうまでもない。

さて本学では、すでに山内俊吉学長時代の昭和37年5月に、学部学生増募計画に関連して運営会議に対して、「理工学部改組再編成」（案）が同会議の第2小委員会（主査鶴岡信三教授）から提案され、検討されたことがあつた。それは「基礎理工学部」、「第1工学部」、「第2工学部」の3学部制を骨子とするものであつた。ここで「基礎理工学部」は、理学系4学科と経営工学科、および共通講座と一般教育等を含むものであり、「第1工学部」は機械、制御、生産機械、電気、電子、建築の諸学科、「第2工学部」は金属、繊維、無機材料の材料系諸学科と、化学工学、高分子工学、応用電気化学、合成化学の応用化学系諸学科、並びに原子炉研究施設と印刷技術研究施設を含むものであつた。審議に当たって配布された学科は、次表のとおりであつた。

また同年6月20日の教授会でも、山内学長から「本学が膨張してきたため、現在の学部について何らかの措置をとる必要があると思う」旨の提案があり、大学の極めて重要な問題であるため、教授会の自由な、時間をかけた討議が要望された。

東京工業大学管理運営機構(案) (運営会議第2小委員会)



理工学部改組再編成(案)

運営会議第2小委員会

学 部	学 科	講 座 等	学習 課程	教官 組織
基 礎 工 学 部	数 学	数 学第1 応用計測学 哲学(科学概論)		
	物 理	” 第2 応用分光学 倫 理		
	化 学	” 第3 歴 史		
	応用物理	” 第4 工業経営 美術(哲学概論)		
	経営工学	” 第5 生産管理 文学(文化人類学)		
	(工学基礎)	経営基礎 政 治 学		
	(科学教養)	物 理 学第1 生産技術 法 学		
		” 第2 経 済 学		
		” 第3 工業力学 社 会 学		
		” 第4 一般電気工学 心 理 学		
		” 第5 統 計 学		
		” 第6		
		” 第7 英 語		
		工業物理学 ド イ ツ 語		
		フ ラ ン ス 語		
		化 学第1 (科学教養) ロ シ ア 語		
		” 第2		
		” 第3 保 健 体 育		
		” 第4		
		” 第5 教 育 学		
		” 第6		
		” 第7		
		有 機 化 学 生 物 学		
		応用解析学 図 学		
		応用電磁気学		
		温度物理学		
		(数理統計学)		

理工学部改組編成 (案)

学 部	学 科	講 座 等	学習課程	教官組織
第一工学部	機械工学	機 械 力 学	基 礎 電 氣 工 学	
	制御工学	材 料 力 学	電 氣 物 性 学	
	生産機械	塑 性 力 学	電 氣 機 械 学	
	電氣工学	機 械 要 素	電 力 工 学	
	電子工学	機 械 工 作	電 氣 通 信 第 1	
	建築学	水 力 機 械	” 第 2	
		熱 工 学 第 1		
		” 第 2	基 礎 電 子 工 学	
		応用力学 第 1	固 体 電 子 工 学	
		” 第 2	電 子 回 路 学	
			電 子 管 工 学	
		計 測 機 器	超 高 周 波 工 学	
		自 動 制 御 学	(電 子 材 料 学)	
		機 械 材 料		
		制 御 機 器 設 計	建 築 計 画 第 1	
		流 体 制 御	” 第 2	
		(熱 制 御)	” 第 3	
			建 築 構 造 第 1	
		機 械 材 料 学	” 第 2	
		(機 械 設 計)	” 第 3	
	(塑 性 加 工)	建 築 材 料		
	(工 作 機 械)	衛 生 工 学		
	(液 体 工 学)			
	(鑄 造 溶 接 工 学)			

理工学部改組編成(案)

学 部	学 科	講 座 等	学習 課程	教官 組織
第2工学部	金属工学	金属化学 高分子工学 第1 原子炉物理		
	纖維工学	金属加工 ” 第2 原子炉工学第1		
	無機材料 工学	鉄鋼材料 ” 第3 ” 第2		
	化学工学	非鉄金属材料 ” 第4 原子核化学		
	高分子工学	鉄冶金学 (” 第5) 原子核化学工学		
	応用電気 化学	(” 第6) 原子炉材料		
	(合成化学)	纖維物理学 放射線化学		
		纖維化学 工業電気化学第1		
		纖維工学 第1 ” 第2 印刷技術		
		” 第2 ” 第3		
	原子炉 研究施設	” 第3 固体電気化学		
	印刷技術 研究施設	窯業学 第1 燃料学		
		” 第2 染料化学 (合成化学 第1~第3)		
		” 第3 工業無機化学		
		地質鉱物学 (合成化学第4)		
		(” 第5)		
		化学工学 第1 (” 第6)		
		” 第2		
		” 第3		
		” 第4		
	” 第5			
	” 第6			
	” 第7			

大山義年学長の時代（昭和37年8月以後）に入ってから、この問題が「常置委員長会議」の議題とされ、その結論が昭和38年3月8日の運営会議、3月13日の教授会において「東京工業大学拡充に関する当面の構想案」として諮られ、意見交換が行われた。

この構想案は、「現在の校地を利用して近い将来拡充しうると考えられる学部・大学院・研究所等に対する当面の構想」を昭和37年末現在の数字に基づいて作成したものである。

ここでは、学部は、学生入学定員を当時の605名から750名、総数3,000名まで増加し、将来3.5学科（入学定員140名）を新設する。そのため一般教育の授業を5組から4組の区分けにし、教官の増員・建物の新営を考慮・検討する。

専門教育も当時の94講座（ほかに共通講座2）から127講座（ほかに共通講座6）とし、新設学科および既設学科の建物基準に対する不足分約1万1,000坪を増築する。また、原子炉、印刷技術の各研究施設についても部門増を図り、用地として第2グラウンド地帯（注・現在の原子炉研究所の付近）を充てる。

更に大学院についても、修士課程を入学定員350名、博士課程を175名、総数約1,200名とし、1講座編成を教授1、助教授2、助手3として、建物基準を1講座150坪から180坪に改め、必要増加分4,000坪とする。

研究所については3研究所につき、部門の拡充と建物不足分を研究所地帯南側に建てる。図書館も、現有524坪に対し約330坪の不足分を拡充する。その他寄宿舎、学生会館、食堂、学友会部室等厚生施設を拡充し、管理部門もその運営方法とも関連して所要計画を検討するというのが骨子であり、それに付属してかなり詳細な資料が付されていた（本章付録2参照。これには研究所の将来計画が別につけられていた）。

ただ文書では明確でないが、議論では「管理運営組織」については、系組織はそのままとし、更に大規模化した場合は、対外的に学部組織をもつべきであろうというものであったが、系組織か学部組織かをめぐり、論議が分かれ平行線をたどったようである。

その後も運営会議において、この問題が引き続き検討され、また常置委

員長会議でも同じ問題が審議され、昭和39年3月11日の教授会において、「常置委員長会議の報告について」という1枚の文書が提出された。これが本学における複数学部制審議の公式の発端となったものであり、すでに本章の冒頭に一部分を引用したが、重複を顧みずここに全文を掲げることとする。

常置委員長会議の報告について

本学の将来計画については、昨年（昭和38年）当委員長会議において、当面の拡充計画として、学部学生の入学定員750名、大学院を含めて学生総定員数約4,000名を収容することを一応の目途とする大綱案を作成したのであるが、学術研究の進展と社会的要請並びに昭和41年度をピークとする学生急増に関する国家的対策に則応して将来本学に設置さるべき新しい専門分野の講座、学科の増設を勘案するならば、本学の学生定員の規模を上記の数に限定することがおそらく不可能となると考えられる。

学生定員の適正規模については、本学の校地、施設の拡充計画、講座、学科増設の具体的計画等とも関連して慎重に検討されるべきものであるが、これに伴う本学の管理運営の改善については、現在の単科大学形態を発展解消して、複数の学部編成に拡充改組しなければならなくなると思われる。

従って、当面の管理運営に関する改善策も、現在の運営組織を中心として、学部の具体的編成が将来円滑に行なわれ得るような方向付けをもって、考えられるべきである。

この最後の2節で明らかなように、この複数学部制の検討の必要性は、本学全体の本質的な将来計画の問題としてよりは、管理運営組織上の問題に主眼がおかれており、学部の拡張期に、いたずらに規模が拡大していった本学の管理運営を、何とか合理化することに中心があったということが明確であったのである。しかもこの時代は、論議の間に更に学科新設、講座の増設等による拡張が進行するという時代であった。とにかくこの時点を境にして、本学ではこの「複数学部制問題」に関する論議が澎湃として湧き上がったのである。

第2節 複数学部制「中間報告」と「経過報告」

この昭和39年3月の常置委員長会議の報告の直後、常置委員会委員の改選が行われ、教育委員会では藤田重文委員長、早川康弼副委員長が、研究委員会では崎川範行委員長、河嶋千尋副委員長が、施設委員会では石川章一委員長、清家清副委員長が、大学院委員会では鶴岡信三委員長、栗屋潔副委員長が、それぞれ選出・委嘱された。それにより常置委員長会議の主査は鶴岡信三大学院委員会委員長がとめることとなった。

その後昭和39年5月27日の教授会では、本学の将来計画を検討する場合、学部学生の入学定員を更に増加させて一応1,000名とすることが、口頭で報告された。それは昭和39年度の土木工学科の新設に続いて、昭和40年度電子物理工学科(40名)、昭和41年度社会工学科(40名)、昭和42年度機械物理工学科(40名)の新設が続き、8学科の増加を予測したことが現実化しつつあったのである。事実、その後昭和45年度に情報科学科、合成化学科、昭和48年度に情報工学科が新設されている。

そして、昭和39年11月11日の教授会の席上、常置委員長会議報告として「複数学部とした場合の管理運営組織に関する中間報告」(仮に「複数学部制中間報告」と称する)が、鶴岡主査から文書を配布して説明がなされたのである。その全文は付録1のとおりである。

この「複数学部制中間報告」は昭和40年度概算要求の資料に関連した事項を審議し、それとの関連で「複数学部を設置することを仮定した学内管理運営方式」を検討した案で、教授会の意向を伺ったものであるが、かなり具体的内容を整えたものであり、付図として「東京工業大学管理運営組織図」がつけられている。その内容についても一部先に引用したが、今その要点を示すと次の点であった。

(1) 現行制度の特徴と不利な点

① 教授会について

本学では、慣行上教授・助教授・専任講師全員が構成する教授会が、学内の管理運営に関する重要事項の最終審議機関とされてきたことが管理運

営上の大きな特徴であったが、近年その規模の拡大のため、教授会の討議が十分尽くされず、また会議の円滑な運営のため、運営が形式的になりすぎてきた。たとえば、教官選考委員会の委員選出などが、教官一覧表による形式的投票にならざるをえず、適任者の選出が困難である点をあげている。

② 常置委員会について

教官が多くの委員会への参加に時間を割きすぎるため、本来の任務である教育・研究に支障をきたすほどになった弊害を避ける目的で、昭和35年の改革で、各種委員会を整理統合し、事務関係との調整を図り、教官の過重な負担を軽減しようとして、常置委員会制度が採用された。これによって全学一元的運営の長所は生かされたが、それまでの各種委員会の惰性により常置委員会が日常的業務に追われ、長期的方針の立案に時間を割くことができなくなっている。ただし、これは制度自体の欠陥とはいえないと指摘している。

③ 系組織の運営について

当時余りにも細分化されていく専門学科ごとの運営を避けるため、系単位で学内の管理運営を図ったことは本学の特徴であったが、他方、系は学内措置であるため事務組織もなく、学部のような十分な管理機能を果たしえない欠点をもつ。

④ 低学年教育の組織について

本学が教養学部ないし教養部の組織をもたずに運営してきたことは、教養と専門といった教官相互間の格差を生まず、また教育上も調整がとりやすかった利点をもつが、他方、低学年教育を行うための中心的組織がないために、運営上の支障が時として生じている。

(2) 複数学部とした場合の利害得失について

ここでは複数学部とした場合、評議会がおかれ、教授会が各学部教授会、研究所教授会等に分割されることを説明し、他の総合大学で行われているような管理運営方式を前提として、その利害得失を次のように整理している。

① 利点

- イ. 大学としての機構が組織的になり能率の良い運営ができる。
- ロ. 管理運営の責任の所在が明確になる。
- ハ. 学長の事務的負担が軽減され、重要事項の処理に専心できる。
- ニ. 管理部門および図書館の使用面積が増加する。
- ホ. 施設の充実が期待できる。
- ヘ. 講座数に対応する学部事務部の拡充が可能になる。

② 不利な点

- イ. 学部単位の運営となり、全学一本の運営に対して将来障害となる。
- ロ. 全学的重要事項の最終決定段階で、教官が直接意見を述べる機会がなくなる。
- ハ. 低学年教育について慎重な検討をしないと、通常の教養学部又は教養部を設置する機運をつくりやすい。
- ニ. 学部長が独断的な運営をする可能性がある。
- ホ. 学部間の対立を生じやすい。

そこでこの報告書では結論的に、現在まで本学のとってきた管理運営制度の特徴を、①学内の重要事項の最終審議の段階で教官1人1人が直接意見を述べること、②全学一本の教育を行うことの2点にあると考え、複数学部としてもこの特徴を生かしうるような管理運営組織について検討したとして、「別紙」で次の事項を掲げている（以下原文を多少修飾してある）。

- (1) 全学教授会—その構成は全学の教授、助教授、専任講師とし、本学の重要事項について審議し、学長、評議会などは全学教授会の意見を尊重する。開催の時期は、学長あるいは評議会の発意によってきめる。
- (2) 常置委員会および常置委員長会議—構成は各学部および必要に応じ各研究所から選出された委員。その他は現行通りとする。
- (3) 評議会—役職による評議員の比率を小さくする。任務は学長の諮問機関であること、各学部・部局の意見の総合調整をおこなうことである。
- (4) 部局長会議—管理運営上の事務を処理するための学長補佐機関とする。
- (5) 教養部長—全学共通の低学年教育を行うための責任者。教養部には専任の教官はおかない。
- (6) 教務部長—教育に関する全学の統一調整の責任者。次長は事務官をもってあて

る。

- (7) 学部長—学部の代表者。教育・研究に直接かかわりのない専決事項以外は、教授会の議によってその職務をおこなう。学長・評議会・教務部長などと教授会との間の連絡を緊密にする。
- (8) 大学院の運営—各研究科ごとの運営を行うように考慮する。

この「中間報告」に対して、各系・研究所等の意見が求められ、それは昭和39年12月4日の運営会議で概要が披露された。そこにはかなり重要な意見が含まれているのでまとめると、次のような諸点であった。

- ① 具体的な複数学部案が示されないと判断が困難である。
- ② 現行の運営方法の欠陥は、是正するものも多く、「複数学部制」にする根拠として薄弱である。
- ③ このような大きな組織改革を行うためには本学の将来あるべきビジョンが必要であり、中間報告では「管理運営組織」のこののみがあげられている。
- ④ 一般教育、特に人文系のあり方が不明確で、この組織ではかえって低学年教育の質が低下する危険がある。
- ⑤ 全学教授会、所属教官なしの教養部等の機能があいまいである。
- ⑥ 大学院については、学部と研究所の教官を一体化した「大学院教官会議」が必要である。
- ⑦ 常置委員長会議がこれ以上検討することをやめ、別の全学的組織で検討することが適当である。

以上のような見解が、12月9日の教授会で披露され、これに対して自由な討議が行われ、この「各系・研究所の意見概要」が文書として各系委員・研究所長等を通じて全学教官に流されることになった。

越えて昭和40年1月27日開催の教授会で、その後の常置委員長会議の審議経過が文書で報告された（これを以下「経過報告」と称する）。その主要な点は、先の各系・研究所の意見に対して、委員会として回答を示したものと考えられる（付録3）。

(1) 本学の教育目的

本学は終戦直後いち早く学内刷新を行い、昭和21年2月に「東京工業大

学刷新要綱」を發表した。その基本的考え方は今日でもほとんど修正を要しない。ただ工業技術が予想も及ばないほど革新され、かつ多量の工業技術者が要求されている今日、大学院を拡充するとともに、学部教育において、その卒業生が技術者として常時学習を続け、新知識を吸収し新技術を開發しうる能力を養成することが大切な目的であり、そのためには狭い分野の工業技術教育だけではなく、自然科学、人文・社会科学、工学の3つの支柱の上に、基礎的な学力を養成することが必要である。複数学部制もこれら3分野の充実を図ること、しかもそれらが互いに協力できるよう考慮すべきである。

(2) 学部と大学院との関連

学部と大学院の教育を直結して考えず、学部学科を分割または統合した研究科も考えるべきで、学問の発展に即応し、かつ大学の实情により自由に考えられるべきである。大学院を学術研究の中核として充実させるべく、大学院の専有施設、設備をもつような制度化が必要であり、そのため学部と研究所とが協力して教育に当たるための大学院運営組織が必要である。

(3) 一般教育

一般教育について、高等学校教育の繰り返して、ただ断片的知識を集積させるような教育に墮さないため学生にその必要性和学習意欲を盛んにする対策が必要である。そのためには、自然科学系列の大部分の科目と人文・社会科学系列のうち工学の基礎となるような科目（たとえば論理学・統計学・社会学・経済学・人類学等）を内容とした基礎教育科目をおき、他方、基礎教育科目に繰り入れた以外の一般教育科目の教育は、それぞれの学問体系を理解させることを主眼として、高学年で専門科目の教育と並行しておこなうようにする。

(4) 今後の進め方

先の「中間報告」（昭和39年11月11日付）における管理運営方式は一例として考えたもので、今後の検討素材として提供したものである。今後は現在考えられる最善の複数学部の管理運営方式を立案し、単一学部のそれと比較検討して、その結果教授会で多数の賛成がえられれば、複数学部をおく方向に踏み切るのが良いと思われる。問題は極めて重要なので、「た

たとえば各系、各研究所からの選出委員に常置委員長会議の構成員が参加する臨時の委員会を構成して審議するのも一つの方法であろう(原文引用)。

以上の「経過報告」に対しても、前回の「中間報告」の時と、大同小異の疑問が提出された。特に複数学部制にした場合、大学が予算的に増強されるのか、単に事務系だけが強化される結果にならないか。理・工の中間領域の学部がもてないか、急いで結論を出す必要はないのではないか等等の慎重な意見が提出されていた。

これらの経過を踏まえて、運営会議では、新しい審議機関として、最初「東京工業大学制度検討委員会」(仮称)を考え、その構成を運営会議と常置委員長会議の合同とすること、現存の学部の分割でなく、新学部を創設すること等を配慮したが、再度検討した結果、「東京工業大学拡充計画検討委員会」(仮称)を臨時機関として設置する要綱(案)を昭和40年2月24日の教授会に提出した。それが更に運営会議で修正され、「東京工業大学拡充計画委員会規程」として昭和40年3月10日の教授会で承認された(付録4)。

3月20日の教授会で全委員が決定されたが、構成員は次のとおりであった。

委員長—学長大山義年

教授会選出委員—教授遠山啓，同永井道雄，同鶴岡信三，同杉野喜一郎，同藤田重文，同谷口修

運営会議委員の互選による委員—教授森川清，同森谷太郎，同藤岡通夫

教務部長—川上正光

なおこの間にも学科新設は続けられ、電子物理工学科新設(昭和40年4月)、酵素化学研究施設を天然物化学研究施設と改称(昭和40年4月)、大学院に应用物理学専攻が加えられた。また化学工学系を応用化学系に、化学工学課程を応用化学(工業化学、化学工学専修)課程と名称変更した(昭和41年)。

この新しい拡充計画委員会は、その後二十数回にわたり慎重に審議を重ねた結果、昭和40年10月20日の教授会に、「東京工業大学拡充計画案」を

提出した。これによって、本学の複数学部構想は、いよいよその内容を明確にしてきたのである。

第3節 東京工業大学拡充計画案

この「計画案」は、「基本方針」と「拡充計画要領」の2部から成り、「拡充計画要領」は更にⅠ学部教育について、Ⅱ大学院について、Ⅲ学内の管理運営についての3章から成る。そしてその内容を討議の結果、昭和40年12月22日の教授会でとにかく「複数学部制にふみ切る」決議をしたのであり、最終的な議論の素材となったものと考えられる。ただし、具体的な「拡充計画要領」は、先の「中間報告」に掲げられた内容を、やや詳しく述べたものとなっている。ここではやや重複する嫌いはあるが、その要点だけを述べることにする（全文は付録5参照）。

〔基本方針〕

I 本学の教育目的

- (1) 学部の教育—卒業生が科学者・技術者としてそれぞれの職場において学習をつけ、新分野を開発できる能力を養成することにある。そのために理学、工学および人文・社会科学の3分野を支柱とし、その上に立って基礎的学力と創造的能力を育成することに主眼をおく。
- (2) 大学院の教育—一層高度な研究と教育を行うことにより、視野の広いすぐれた専門家を養成する。

II 境界領域の研究の増強

本学の研究活動が上記3分野（理学、工学、人文・社会科学）において行われることはもちろんであるが、更に将来開発される科学・技術の新分野はそれらの総合研究から生まれる可能性が極めて大きいので、理学、工学および人文・社会科学の相互の境界領域の研究開発を目的とする分野を増強することが必要である。

III 一般教育の目標と改善

新制大学発足当時考えられていた新制大学の目標、すなわち「大学で修得した専門を通じて社会で活動し、その責任をはたすために高い教養をもち、専門に片寄らない視野を与える」という目標を実現すべきである。そのためには、専門教育、基礎教育、一般教育等の相互の関係を明確にし、創造性と世界的視野をもつすぐれた人間の育成を目的とする特色ある一般教育を確立しなければならない。そのため、たとえば高学年の専門科目の教育と一般教育とを並行して行うこと等の、科目構成、教育方法を深く配慮し、他方その実現のための責任体制を明らかにするとともに、教官の研究活動の強化を図ることが必要である。

IV 複数学部組織の必要性

本学は現在すでに単科大学としての規模が過大となり、その機能を十分に果たしえない。その改善のために、上述した研究と教育の分化と総合に対応して、組織上複数学部制などにより一方で分化を進め、他方で全学教授会を設けるなど総合を図り、各教官の研究と教育の自由を重んずるとともに、全学的な責任ある計画を立案実施する管理運営機構を確立する必要があるとしている。

ただこの文章は「分権化の管理単位を学部におき、総合化は評議会・部局長会議で行う」とすべきものであるが、いまだ複数学部の実体が不明確であったのか、あるいは急激な変革の印象を与えることを恐れたための意図された表現であったのかは不明であるが、あいまいさの多い表現であったと思われる。

V 複数学部の内容

複数学部の内容として、理学部、理工学部、工学部、社会工学部の4学部をおき、各学部を充実するとともに、既存の総合大学にみられるような学部間の障壁を排除し、教育・研究の面で各部局をあげて相互に協力できるような全学の総合運営方式を採用することが必要であるとの結論に達した。

ここで「理工学部」とは、理学と工学との境界領域の開発を目的とする新しい構想によるもので、その実現を円滑に行うためには、当初理工学部、工学部、社会工学部の3学部とし、理工学部の充実をまって理学部を分離

設置するという構想であった。

以上のようにこの「拡充計画案」において、初めて複数学部の内容が公式に示された点は、大きな意義をもつ。しかしその詳しい内容が、特に「社会工学部」については、明確な説明が欠けていた。教授会のなかの質疑においては工学と人文・社会科学との中間領域とも説明されたり、文明的な研究、建築・土木工学と社会とのかかわりあいの領域、経営工学・工業経済学の領域、情報・コミュニケーションの研究等を含むと説明されたりしている。

また教授会の議論のなかに、「研究と教育の分化と総合」の文句に関連して、複数学部制は専門分化のためとられるもので、それを総合するのに「全学教授会」という法制上根拠のないものを充てるというのは、反対意見を抑えるための説明であり、評議会が実際上全学的意思決定機関になる必然性がある、一般教育の責任体制について、教養学部をおかず教養部長と教養課程委員会で行うことがはたして可能なのか、学部は教育・研究の自律単位として設けられる、「学部間の障壁を排除する」というが、学部ができて、その教授会の権限が行使され、責任をもつこととなれば、恐らく当然学部間の障壁ができ、他の総合大学と同じ学部間対立の問題も生じるであろう、そのことを十分覚悟していかなければならない等々の極めて当然の意見が出された。これらは別紙「拡充計画要領」（付録5の後半にある）に示された、かなり具体的な内容に対応する疑問と考えられる。

その後教授会は、昭和40年12月15日までの2カ月間に5回開催された。その議論の結果は、12月22日の臨時教授会における文書「本学の拡充計画案に関連して教授会で討議された問題点に対する説明」から、逆に問題点の内容がうかがえる（付録6）。

(1) 複数学部を必要とする理由について

これは、従来の委員会の説明が、本学の規模拡大に応ずる管理運営の便宜上のことばかり取り上げられ、学問研究、教育の府としての大学がこの複数学部の実施により、学問的にどのような展望をもちうるかが不明確であるという疑問に答えたものと考えられる。

そこで第1に、「教育、研究の発展のために」複数学部が必要だとして

いる。それは、①技術革新に即応して新分野の研究・教育が要請されること（注・先の新理工学部を設置）、②基礎的学力の育成のため、理学および人文・社会科学分野の充実が必要であること、③飛躍的に多数の研究者・技術者を必要とする社会的要請に応ずること、④理学、人文・社会科学、工学が相互に協力することにより、各分野の研究・教育を充実し、かつ相互に関連する新分野の研究開発を行いうる体制を作ること（「社会工学部の設置」と思われる）が必要であるという。この見解は、従来に比べてかなり説得力をもつ内容のものである。ただ、ここで残される工学部について、他への協力ばかりが取り上げられ、その発展をどう考えるのか、また学部をつくる場合、その内容となる学科をどう育成するかが触れられていない憾みがある。

複数学部にする必要性の第2は、「管理運営の改善のため」ということであり、これは学部長という法的根拠をもつ役職者により、その責任体制が確立され、実質的審議が可能となり、また予算・定員・施設等の積算基礎などが有利となる点をあげている。これは、学部の独立性、自治を認めたものである。

(2) 学部の性格と学部教授会の任務と権限

第2の問題は「学部間の障壁」の問題であるが、これについては、本学に設けられる学部は、いわゆる総合大学におけるような異質の学問分野の学部と違い、広い意味で理工系に属するから、学部間の協力はえられやすいと考えているようである（ただし、文章では「協力がえられるならば」となっている）。そこで各学部の研究・教育の自治を尊重はするが、「最終的には全学統一の教育方針のもとに運営される」と楽観している。それは他大学の学部運営に関する慣行的了解とは相違するが、「全教官の一致した協力が得られるならば」この新構想の学部設置が可能だと考えている。この点は、学部分割しながら全学一本の方針に基づく教育を、更には研究までを行おうという、やや矛盾した考え方であるが、本学の「悲願」であったとも思える。そして、今日までなおこの見解は、本学の管理運営に根強い影響を与えており、ある意味で「学部制」も徹底しえない原因とさえなっている。

(3) 評議会と教授会の関係

第3は「評議会と教授会との関係について、曖昧な点が多い」という疑問に答えたもので、この時点になると、もはや明確に、しかも「国立学校設置法第13条」と昭和28年文部省令第11号（「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」）を引用して、学長の諮問に応じて行う審議事項を示した。ただ「学長の諮問機関」という法制上の位置づけと旧制大学の実態とは異なっており、旧制大学の評議会は実質的に最終的意思決定機関であることを考慮し、「複数学部制の大学における総合的な自律機関が評議会であり、学内における各学部の自律機関が各学部教授会といいうる」としている。しかし、評議会と教授会の相互の協力的な活用のための努力が必要であると結んでいる。

(4) 複数学部の構想をめぐる諸問題

第4に、複数学部の構想をめぐる諸問題として、①設置する学部および学科について、学内各方面の意見をきき慎重に検討すること、②一般教育の体制については、その教官の所属につき、設置されるべき学部が決定されるプロセスで十分検討すること、その研究費、定員、設備について、少なくとも現在の学内配分方法を維持し、できればその強化に努力すること、③基礎教育科目担当教官についても一般教育と同様配慮すること、④学部と研究所との協力体制は、現状を尊重し、その維持を図ることがあげられている。

このような拡充計画委員会の説明に対して、この12月22日の教授会では、なお長時間にわたる熱心な討議が行われたが、最後に決議が裁決され、可否投票の結果、可とするもの105票、否とするもの28票、白票6、合計139票という賛成多数で、次の文言が決議された。

昭和40年12月22日教授会における複数学部制に関する決議

教授会は、本学の拡充計画について慎重に審議した結果、本学の研究教育を一層充実発展させ、且管理運営の責任体制を確立するために、複数学部制にふみ切ることを確認する。なお、今後拡充計画委員会提出の本学拡充計画案の基本方針（1—4）の再検討を含めて、複数学部制に関する具体案の作成をすすめることとする。

昭和40年12月22日

確認 藤岡 通夫
 ” 森川 清
 ” 實吉 純一
 ” 田中 実(人文)

この結果、本学はいよいよ複数学部制の実現に向かって、大きな一歩をふみ出したことになり、その後約1年半の検討を経て、昭和42年6月1日、正式に複数学部の大学として出発することができたのである。

第4節 複数学部制委員会の審議と採決

東京工業大学拡充計画委員会が昭和40年12月22日の教授会決議をもってその任務の第一段階を終了したので、昭和41年に入って、実施の具体案の作成のため「複数学部制委員会規程」が立案され、1月26日の教授会に諮られた。この委員会は、目的(第2条)として、「教授会における複数学部設置の決議に基づき、本学の複数学部制実施に関する具体案を作成し、教授会の審議に資すること」を掲げ、委員は、次の各号のものから構成された。

1. 学長
2. 昭和40年12月31日に廃止された東京工業大学拡充計画委員会規定第3条第2号による委員であった者
3. 常置委員会委員長
4. 系委員
5. 付置研究所長
6. 付属図書館長
7. 教務部長
8. 事務局長

なお常置委員会委員長は、教育委員会が早川康弉教授、研究委員会が崎

川範行教授，施設委員会が藤岡通夫教授，大学院委員会が鶴岡信三教授であった。また昭和41年・42年度の系委員は，理学系が向山光昭，岡田利弘，材料系が山田久夫，応化系が野口達弥，機械系が浅枝敏夫，電気系が中野義映，建設系が清家清，人文系が川喜田二郎の各教授であった。

更に付置研究所長は，資源化学研究所が森川清，精密工学研究所が實吉純一，工業材料研究所が田賀井秀夫，原子炉工学研究所が武田栄一の各教授であり，図書館長は久保輝一郎教授，教務部長は川上正光教授，事務局長は原敏夫氏であった。

当時本学ではすでにいわれる「学寮問題」が発生していた時代であったが，同委員会は昭和41年1月21日第1回の委員会を開催し，できれば3月末日までに審議を終了するという目標で鋭意審議を重ねた。その間，昭和41年度に新たに社会工学科（6講座編成）が設置されることとなり，事務的には建設系に所属させられ，複数学部の各学部の内容の煮詰めが行われた。この間，系委員を通じて当委員会の議案について各系各学科の意見を徴し，これをまとめて，同委員会に報告され検討されるという反復経過をえている。特に，この議論のなかで，理学部，応用化学部，応用物理学部の3学部案も有力な試案とされ，また社会工学部は，時機尚早という意見もあった。これらの意見を踏まえつつ，昭和41年4月27日の教授会で，その審議状況につき学長から口頭報告があり，続いて5月11日の教授会で，「複数学部制委員会経過報告」が文書でなされた。その内容は概要次のとおりである（付録7）。

1. 設置する学部の構想

ここで社会工学部（仮称）の内容については，新設の社会工学科を中心として，それに工業経済および情報工学の分野を加える構想で，社会工学科はその内容を準備世話人会で検討し，工業経済および情報工学の内容についてはそれぞれ小委員会を設けて検討中であるということであった。

これに対しては，工業経済学科は果して工学士を出せる内容もちうるのか，また学部教育として適当か等の疑問が出され，現実の経済の統計的分析等による経済計画の立案ができる人材を養成する目的をもつという答弁がなされている。

理学部	工学部	社会工学部
数学科	金属工学科	社会工学科
物理学科	繊維工学科	
化学科	無機材料工学科	
応用物理学科	化学工学科	
	合成化学科	
	高分子工学科	
	応用電気化学科	
	機械工学科	
	生産機械工学科	
	経営工学科	
	制御工学科	
	電気工学科	
	電子工学科	
	電子物理工学科	
	建築学科	
	土木工学科	

2. 教育工学部について

昭和42年度から学生募集を中止した工業教員養成所との関連で、教育工学部（仮称）を新設するという構想である。これは「工業技術の基礎ならびに工業教育の原理、方法を研究教育し、さらに科学技術の自然科学的・人文科学的基礎を総合的に教授し、広い教養と創造的学力とをそなえた工業教育・科学教育諸分野の教育者・指導者・研究者を養成する」のがその設置趣旨である。学科は6学科（機械工学・電気工学・工業化学・建築学・教育工学・基礎科学）とし、附属工業高等学校を実験学校とするという構想であった。

これについては、たまたま工業教員養成所の廃止とからんで文部省の指導もあり問題とされたきらいがあり、それまでの複数学部制の議論からはややかけ離れたもので、東京工業大学から切り離して別個に考慮すべきではないかという意見が強かった。

3. 教養課程について

これについては、「自然科学関係の科目を担当する教官は理学部に所属し、その他の科目を担当する教官は社会工学部に所属する」と記載されている点特徴的である。これは今日の段階でみるとかなり重要な提案で、

結局社会工学部（仮称）の内容は、一部の工学と人文・社会科学との結合した新学科と、自然科学関係以外の一般教育等をすべて含むものと解せられ、社会工学部が実現しなかったため、それらがすべて工学部に所属させられてしまう結果となったからである。

複数学部制委員会は、矢継ぎ早に昭和41年5月25日の教授会に、「東京工業大学の改組拡充計画」（案）を提出した。これは、前回の5月11日の「経過報告」に対して、教授会等で提出された疑問を必ずしも十分踏まえたものとは考えられず、かなり杜撰な計画案といわざるをえなかった。なぜならば、従来の議論とは異質であるとの批判のあった「教育工学部」をも加えて、これを新設するとし、その理由を従来の構想であった理学部・工学部・社会工学部につけ加えて、工業教員養成所の廃止と結びつけて述べているにすぎない点、社会工学部の設置理由として、アメリカの M・I・T その他の工科系大学の例、西ドイツのベルリン工科大学等の例をあげ、ただ新しく、若干の説明を加えたにすぎない。

また「教育工学部」については、その構成をかなり詳しく説明しているが、それは前回の「経過報告」における「教育工学科」の内容、すなわち単に工業教員の養成を目的とする学科のほかに、「教育の能率化に資する工学的手段を開発する分野、および自然科学と人文科学の総合的研究・教育を行なう分野を併置することが不可欠の要件である」と付加しているだけで、その内容は先の「基礎科学科」を意味するものであり、経過報告と変わらない。

ただ「複数学部制委員会」としては、審議の内容をできる限り教授会に公開し、また教授会の意見を数多く求めようとした態度は、評価されるべきであった。

更に昭和41年6月8日の教授会には「東京工業大学の改組拡充計画」（案）が、5月24日提出のものとはかなり編成を変えた本格的なものとして提出された。それは6月22日に一部字句修正を施して、再度教授会の審議に付され、その最終段階で、採決が行われ、本学が理学部・工学部・社会工学部の3学部の設置を将来構想として複数学部の大枠を決めたものであり、歴史的文書である。ここではその全文を付録に掲げ、若干の説明を

加えたい(付録8参照)。

本報告は第1「基本方針」、第2「各学部の構想」、第3「本学の管理運営について」の3部分から成る。「まえがき」に「教育工学部」については、「別に報告する」とされているが、その後はついに取り上げられなかった。

第1の「基本方針」は、Ⅰ本学の教育目的について、Ⅱ技術革新と総合研究の必要性、Ⅲ一般教育について、Ⅳ管理運営について、Ⅴ拡充に関する提案から成る。これらの内容の基本的骨子は、昭和40年10月20日教授会の審議にかけられた拡充計画委員会の「東京工業大学拡充計画案」の「基本方針」と同じである。すなわち、Ⅰの「教育目的」については、「理学、工学、および人文・社会科学の3つの分野を支柱とし、その上に立って基礎的学力と創造的能力を育成すること」を学部教育の主眼とし、大学院は一層高度な研究・教育により、「視野の広い専門家」を養成することを目的としている。

Ⅱの「技術革新と総合研究の必要性」についても、結局上記3分野の相互関連による新しい研究開発の必要性を提唱している。Ⅲの「一般教育」については、文章も全く前記「拡充計画案」と同一で、「専門、基礎、一般教育等の相互関連」を強調し、高学年における一般教育の専門教育との並行的実施と責任体制の確立をうたっている。

Ⅳの「管理運営」については、昭和40年12月22日の「本学の拡充計画案に関連して教授会で討議された問題点に付する説明」(拡充計画委員会)の「複数学部を必要とする理由について」の(2)「管理運営の改善のために」の文章と同一である。そしてⅤに「拡充に関する提案」として、現在の単一学部で運営することが、これら3分野の学科の多様性と数の増加が必至であるため不可能に近いとし、更に今後開拓すべき新分野を計画的に設置し、教育・研究を充実改善するために、理工学部を改組拡充して、理学部・工学部・社会工学部を設置することを提案している。

第2の「各学部の構想」は、この報告で初めて草せられたものと考えられる。ここで3学部は相互交流が必要であり、既設の総合大学にみられるような学部間の障壁は排除していく管理運営が不可欠であること、かつ大

学院の研究・教育において研究所の協力をうることの必要性を強調している。なお、当面この学部の改組拡充は大岡山キャンパスで行うが、大体6学科程度しか増設しえないことも付記されている。

I「理学部について」は、通例の総合大学の理学部と異なり、工学の基礎となる理学分野を含み、また理学分野から工学分野に近接するために工学との総合研究を行い、両者の境界領域を開発する分野の担当学科の増設構想が述べられている。

II「工学部について」は、全分野の強化充実を図ると同時に、当面主として他分野（注・これは理学および人文・社会科学を指すと思われる）との境界領域の開発を重視するとしている。

III「社会工学部について」は2面が考えられるとし、一つは単純に理・工両学部を併置して人文・社会科学分野の学部をおく意味であり、他は、「理・工学と人文・社会科学とを総括した概念をもって、社会の機構を分析し、その上に立って社会の発展をはかるための理・工学的技術の研究開発をおこなう」意味である。本報告では明確に示されていないが、委員会として後者の側面を重視して考えていたと思われる。

その学科組織としては、社会工学科、情報工学科および経済工学科の3学科をあげ、現在の人文系教官はこの学部にも所属するとしている。

ここで新しく登場した情報工学科と経済工学科について、本文に即して簡単にいえば、情報工学科は当時進展しつつあった情報革命に対処し、情報収集、分析管理という情報処理の専門家を養成することを目的とし、経済工学科は、「科学技術および工業と社会経済との関係を解明し、経済政策の手段を作成する新しい工学分野」であると規定し、産業政策および産業計画の担当者、工業組織体の管理・企画担当者、経済分析技術者、工業調査の担当者、エンジニアリング・コンサルタント等を養成する学科としている。この面では、既設の経営工学科が企業等の個別組織体の管理・企画担当者の養成を行っているのとかかり重複し、また社会工学科の目的とする社会経済分野の諸問題の分析とも重複するもので、疑問点を残したものであるが、当時教授会等の論議で経営工学科が「社会工学部」への参加に反対する態度をとっていたため、新しく考慮されたものと思われる。

以下の第3「本学の管理運営について」は全学教授会、学部の性格と学部教授会の権限（ここで従来からの全学統一の教育方針のもとに学部教育を運営することが重ねて強調されている）、評議会と学部教授会との関係が説明されているが、委員会が従来から主張・説明していたものと同じ内容である。

すでに6月8日の教授会で会議に先立ち、大山庄長は「昭和42年度概算要求との関連で、ある合意がえられた部分については、要求をしていきたい」旨発言された。6月22日の教授会の議論も前回の6月8日の議論と大同小異であったことは否めない。すなわち、一般教育の内容的検討が不十分であること、理学・工学教育と人文・社会科学教育の密着性の理解が必ずしも徹底しないこと、経済工学科が内容が不明確であること、特に卒業生の就職先等に不安が大きいこと、「教育工学部」を特別扱いとして、昭和42年度に概算要求をすることは避けてほしいこと等々である。これに対して委員会からは、「すでにならりの内容が検討されており、不十分な点は今後煮つめること、教育工学部を直ちに概算要求しないこと等が答弁されている。

かくして昭和41年6月22日の教授会で、学長は一部教官の提案を受け、下記のような決議文について採決を諮ることとなった。

東京工業大学の改組拡充計画案第一基本方針に則り、本学に理学部、工学部および社会工学部の3学部を設けることを将来の構想として認める。

学部を構成する学科その他全学の組織・運営等については、今後さらに検討する。

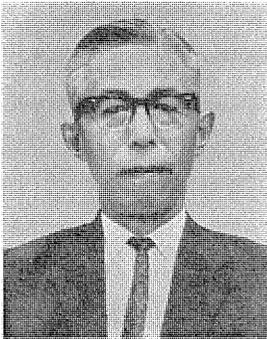
この議案に対する可否投票結果は、

可とするもの	101票
否とするもの	30票
白票	1票
合計	132票

であり、投票総数の3分2である85票を遙かに超えた賛成をえたので、ここに、3学部制を将来構想として、具体的に文部省へ概算要求をすることに決定したのである。

第5節 複数学部の体制整備

すでに大山義年学長の任期は、昭和41年7月31日までであり、その改選のための選挙が、第1次、第2次投票を6月15日、第3次投票を6月29日に行っていた。選挙の結果は、精密工学研究所長であった實吉純一教授が新学長候補に選出され、8月1日就任された。



實吉 純一学長
(昭41.8.1~43.8.5)

實吉純一氏は、明治40年11月18日、東京都に生まれた。昭和3年4月東北帝国大学工学部電気工学科に入学、6年3月同大学を卒業され、そのまま研究室に副手として残られた。昭和7年5月日本電気株式会社に入社されたが、12年1月再度東北帝国大学助教授として帰任された。昭和17年8月同大学教授として通信工学第一講座を担当、海軍技師、陸軍兵器行政本部等も兼任された。

昭和24年5月東京工業大学教授に転ぜられ、電気科学研究所に勤務された後、精密機械研究所に配置替えとなった。昭和33年には精密工学研究所長になり、39年から再度所長をつとめられていた。その間文部省学術奨励審議会委員、日本工業標準調査会臨時委員、放送技術研究委員会委員等を兼務されていたが、昭和41年8月大山義年学長のあとをうけて、東京工業大学長に就任されたのである。

ところで重大なことは、先の昭和41年6月22日の教授会決議にもかかわらず、概算要求の説明に対して文部省は、本学の3学部構想に必ずしも賛意を表せず、本学としてはやむをえず理学部および工学部の2学部分割案を呑まざるをえなかったことである。この事態はかなり早めに大学の当局者には了承されていたようであるが、複数学部制委員会に対しても8月中に連絡があり、9月7日に開催された第18回の同委員会では、もはや理工学部分離の問題として昭和42年度概算要求が文部省から大蔵省に提出されている旨報告されている。なお、この点は實吉新学長から、昭和41年9月28日の教授会で、文部省が大蔵省に対して2学部になる概算要求をしている旨報告をされている。

そこで翌昭和42年4月から、理・工2学部になるとして、そのために必要な諸事項の煮詰めの審議が山積していたわけである。特に社会工学部の設置が断念されたことにより、一般教育全体の組織をどうするのが最大の問題点であり、管理運営分科会（主査鶴岡信三教授）、教育体制分科会（主査早川康弐教授）等が、すでに夏休み前から検討を始めていた。

特に一般教育の責任体制をどのようにするかは、最大の問題であった。これについて、①教養部を設ける案、②学内措置の教養部を設ける案、③学部別入学の案、④教養部を設けず、理学部に全員入学させる案等々の諸案が考えられたが、本学の伝統として全学の教官が1年次の教育に関与する必要性から、教養部を設けず教務部長が窓口となり、理・工両学部長が協力して全教官がその問題の解決に当たるという案が提出された。その際「教養課程担当教官会議」を置くこと、これには学科目、講座の別なく、教養課程の教育を担当する全教官が参加し、教養課程教育実施上の諸問題、施設・設備の充実と管理に関すること、教官配置などのほか、1年次学生の厚生補導にも当たることが考えられていた。

また事務関係についても、複数学部制実施後庶務・経理関係も、学部へは最少限度を移行させ、できる限り現在の事務組織を維持することが提案されていた。

なお、本学学則（案）の審議が昭和41年11月16日の教授会で行われた。これは理・工両学部への分離のための暫定案であり、次年度以降、評議会で各教授会の意見をききながら本格的なものを決定すべきであるとしている。したがって、現行学則の必要最少限の修正にとどめてあった。

ただし当然のことであるが、組織で両学部、理工学研究科、付置研究所、研究施設のことをうたい（第1章第2節）、また第4節で評議会、協議会および教授会のことを新たに規定している（付録9）。

また「東京工業大学評議会規則」が、昭和41年12月21日の教授会で審議されているが、両学部の規模の相違から、工学部の評議員数を多少増加するという提案があった。しかし、これは各学部同数の原則（ただし、1学部5人まで増加しうる）があるため、不可能となった。更に法文（「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」、昭和28年4月22日文部省令

第11号) 第6条における評議会の権限については、学長の諮問機関になっているが、旧制帝国大学の慣行は、むしろ評議会の議を経て学長が執行するものであり、全学の最高意思決定機関の機能を果たすと解釈されること、また業務的な問題は部局長会議で決定執行されることが、大綱において合意された。なお、同教授会では「東京工業大学教授会通則」も審議されている(付録10)。

更に同日「本学の教育に関する報告」(付録11)が複数学部制委員会の小委員会から報告された。これは学部学生の入学、1年次学生の教育、一般教育および学科進学などについて、実施上の要項をとりまとめ、昭和41年11月9日に「教育体制に関する覚書」として教授会に報告されたもの等を確認したものである。

① 学部学生の教育については、全学一本の教育方針を維持し、現状からの変化を必要最少限度に止めるため、入学試験は全学一本の選抜方法により、学科別・類別の選抜は行わないこと、成績順に入学定員の合計数までとること。1年次教育のカリキュラムは全学1本とし、その教育には全学の教官がこれに関与し、教養部はおかないこと。一般教育については、4年間を通じて行い、責任体制を確立することとしている。

② 教育実施上の組織については、評議会の専門委員会として教育委員会をおき、教育の方針やカリキュラム編成の原則を審議する。委員長は学長、学部長、研究所長を除いた評議員の互選によるとしている。また、一般教育の実施の責任体制を確立するため、「共通科目教官会議」をおき、そこには一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目担当教官のほか、学長、学部長、教務部長、理学部代表2名、工学部代表5名が参加し、通常每学期1回程度開催するが、議長は学長とする。副議長は人文・社会科学科目、外国語科目、保健体育科目担当教官の互選により1人、自然科学科目および基礎教育科目担当教官の互選によるもの1人となっている。なお、ここで「副議長は評議員となるよう措置する」と書かれているが、最終的には各学部教授会できめることにしていた。そしてその努力はついに実らなかったのである。

なお1年次学生の所属については、「理学部および工学部のいずれかに

所属する」とのみ記されていた。したがって、2年次に学科に所属する際、初めて所属学部が正式に決まるという奇妙な結果となった。

昭和42年1月18日の教授会では、「東京工業大学の学内管理体制について」という文書が報告されている（付録12）。これも複数学部制への移行のための暫定措置であった。ここでは、①学長（職務内容の説明）、②評議会（前述した旧制大学の慣行を考慮し、重要事項の意思決定、学内諸機関の連絡調整、学長の諮問事項の審議としている）、③学部、研究所、大学院の運営について、本学の従来からの特長である「全学一本の教育方針を維持し、一般教育への全学的関与、施設計画およびその使用管理についても全学的方針にもとづくこと、良い研究環境のもとで教官の自主性にもとづく研究の助長」という点を踏まえ、各学部・研究所および大学院の自主性を尊重しつつ評議会で調整し最終決定を行うことを堅持するため、教育・研究・施設の専門委員会を評議会のもとにおくとしている。また大学院についても専門委員会をおくこととしている。

これらの諸報告の審議に当たって、教授会は必ずしも十分な時間を割いたとはいえない。またそれが報告事項の了承であるのか、最終決定をみたのか、必ずしも明確でなかったのであり、これが後日具体的な運用に当たってかなり不明確な問題点を提起してきていたと考えられる。

昭和42年3月29日の教授会で、「学部長予定者および各学部評議員予定者の選挙についての申し合わせ」が審議決定され、選挙は4月19日実施された。初代理学部長予定者には遠山啓教授が、また工学部長予定者には鶴岡信三教授が選出された。なおここで4月24日、本学の管理運営に対して多大の功績を残されてきた稲村耕雄教授が急逝されたことを記録しておきたい。

昭和42年5月に入り、複数学部制の実施が6月となる見通しとなったが、評議員予定者10名（学部6名、研究所4名）と実吉学長とで第1回仮設評議会が開催された。そして、すでに教授会で審議を経た評議会規則案、教授会通則、理・工両学部、研究所の教授会内規、協議会規則、教員選考基準、図書館長選考規則、部局長会議規則等を仮審議し承認した。また複数学部制委員会においても、「東京工業大学全学教授会設置に関する申し合

わせ」(42年4月14日)、「複数学部制になった場合の常置委員会について」(42年4月14日)、「複数学部制と厚生補導」(42年4月27日)等を教授会に報告している。そして最後に、昭和42年5月24日の教授会に対し、それまでの諸報告をまとめて「複数学部制委員会報告」が提出された。これは同委員会の最終報告書とみられるので、全文を掲げることとする(付録13)。ただし、この報告も採決等により内容を決定したというものではなく、あくまでも委員会の報告を全教授会メンバーがきき、委員会の労を多としたものであることを明記しておく必要がある。その文中になお社会工学部を設置することが記されているのは、将来の目標であり、かつ本学の悲願とも考えられる。なお仮設評議会は、その後5月17日、5月26日に開催されているが、特に評議員の増員(「前述した共通科目教官会議の副議長」を評議員とすること)は困難とされ、継続審議とされている。かくして昭和42年6月2日付で、国立大学設置法の改正により、本学は理学部・工学部の2学部をもつ複数学部制大学として曲がりなりに新たに発足することとなったのである。

なお本章の付録として、一応教授会に報告された文書として次の5文書を掲げる。

- (1) 複数学部となった場合の常置委員会について(昭和42年5月24日)
(付録14)
- (2) 大学院の運営(昭和42年5月31日)(付録15)
- (3) 教官選考について(昭和42年5月31日)(付録16)
- (4) 理工学部学生の身分取扱方法について(昭和42年5月31日)(付録17)
- (5) 教務会議の移行措置について(昭和42年5月24日)(付録18)

付録 1

複数学部とした場合の管理運営組織に関する中間報告

(昭39.11.11 教授会提出)

常置委員長会議

本年3月11日の教授会で、「本学の管理運営の改善については、現在の単科大学形態を発展解消して、複数の学部編成に拡充改組しなければならないと思われる。」という前年度の常置委員長会議の報告に関連し、複数学部制にした場合、現行の制度の利点がどの程度まで維持できるか、また、そのためにはどのような考慮が必要か、この点に重点をおいて、複数学部を設ける場合を仮定して、管理運営方式を新年度の委員長会議で立案して、教授会に報告してもらいたいとの要望があった。

本年度の常置委員長会議は、この線にそって検討しているが、その一部として、さる5月27日の教授会に、本学の将来計画を検討する場合、学部学生の入学定員を一応1,000名とすることを中間報告した。

それ以後40年度の概算要求の資料に関連した事項を審議し、引続いて複数学部を設置することを仮定した学内管理運営方式について検討し、一応の案を得たので中間的に報告し、この段階で教授会の意向をうかがうことにしたい。

I 現行制度の特長と不利な点

現在の本学の規模は複数学部をもつ他の大学に十分ひっ敵するものと思われるが、従来の慣行によって他の大学とはかなり違った管理運営方式を採用している。現行の制度の特長と不利な点をあげると次のとおりである。

1. 教授会について

教授会の審議事項については法令上の規定は必ずしも明確ではないが、本学は慣行によって、教授会が学内の管理運営に関する重要事項の最終審議機関となっており、教授会の構成員である教授、助教授、専任講師は、学内の重要事項の最終審議の段階で意見を述べ得るわけである。

教授会の審議事項について、現在法令によって示されている点は、(1)学校教育法第59条に「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とあり、(2)学校教育法施行規則第67条に「学生の入学、退学、転学、休学、進学の課程の修了および卒業は教授会の議を経て学長がこれを定める。」とある。また(3)教育公務員特例法においては、教員の採用及び昇任の選考、学部長の選考、教員および学部長の勤務成績の評定などをあげている。これら以外には、教授会で審議する重要事項がどんなものであるかは明確に示されていない。本学では、

従来慣行によって教授会を学内管理運営上の重要事項の最終審議機関としてきたのであるが、昭和35年度から教授会規程が作られ（それ以前は教授総会規程）審議事項が明らかにされた。その根拠は法令によるものではなくむしろ慣行によるものと解釈するのが妥当であろう。

このような慣行は本学運営上の大きな特長であるが、大学の規模が大きくなるにつれて欠陥が生じてきている。すなわち、教授会の構成員がふえるに従って、教授会の討議が十分につくされないことや、会議の運行を円滑にしようとするため避けられないことではあるが運営が形式的になりすぎることなどがそれである。たとえば、教官選考委員会の選出の場合、教授会の構成員の専攻分野が広がるにつれて投票者にとってはまったく関連のない分野の適任者を選ぶことは不可能に近いことであり、教官一覧表にたよる以外に方法がなく、形式的な投票にならざるをえない点などがそれである。

2. 常置委員会について

昭和35年度から実施された本学の管理運営機構の一環として教授会に、教育、研究、施設および大学院の4常置委員会が設けられた。これらの委員会の任務は主に方針の審議と将来計画の立案であり、これらに関連する教授会での審議に資することを目的としたものである。

戦後のある時期には、本学では学内運営をもっぱら教官で構成された委員会でおこなってきた。いわゆる民主的運営をおこなうためにとられた形態であったが、必要に応じ次から次へと各種の委員会が作られ、相互の連絡を欠き、委員会に参加するため教官本来の任務である教育、研究に支障をきたすほどにさえなった。また、元來事務関係で処理する事項まで教官の参加する委員会であつかう傾向さえ生じ事務能率の甚だしい低下をきたすことともなったほどである。

これらの反省にもとづいて、各種の委員会を整理統合し、事務関係との調整をはかり、教官の過重な負担を軽減しようとしたのが現行の常置委員会制度である。

このような経過により設けられた常置委員会であるが、これによって明らかのように、本学の運営上の特長として、教育、研究についてはもちろん施設関係をも全学一元的に考えることと、大学院についても一本の運営をおこなっている点あげられる。これらは単科大学であるから当然であるとも考えられるが、たとえば、教育の面では細分化された専攻分野—学科—の範囲内で考えるのではなく、広い視野に立って基礎科目の教育に重点をおく教育方針をとろうとするものである。ただ、組織を改めた当時の欠陥が根強く残っており、委員会が日常的業務に追われるようなこともあったが、漸次改善の方向にむかっており、制度の欠陥ではなく、時間をかすことによって本来の趣旨を実現できると考えるべきであろう。

さらにまた教育の立場から学生と教官との接触の機会が少なく、学生相互の話し合いの場がないというような批判があるが、これもまた教育の基本方針を変えるのではなく、運用上の考慮によって是正されるものと思われる。

3. 系組織の運営について

上述のように細分化された専攻分野による学科ごとの運営をさけるため、数個の学科を集めた系をもって学内管理運営上の単位としたのも本学の特長である。

しかし、系組織が学内措置であって法令による根拠がないため、系運営に当る系委員の任務に対する解釈の相違があつて統一を欠くことや、学部のような事務組織を持つことができなかつたり、学部に相当する管理運営組織とするためには検討不十分などところもあり、今後の研究によって改善すべき点が少なくない。

4. 低学年教育の組織について

本学には他の大学にあるような教養学部ないし教養部に相当するものがなく、低学年教育のみの教官組織がないのが特長である。

低学年教育を担当する組織をもつことによって生ずる欠点、たとえば教官相互におこる格差、専門教育との不調和などが本学では見られないのであるが、低学年教育を行なうための中心となる組織がないために運営上の支障が時として生ずることがあり、これが今後改善を必要とする点であろう。

II 複数学部とした場合の利害得失について

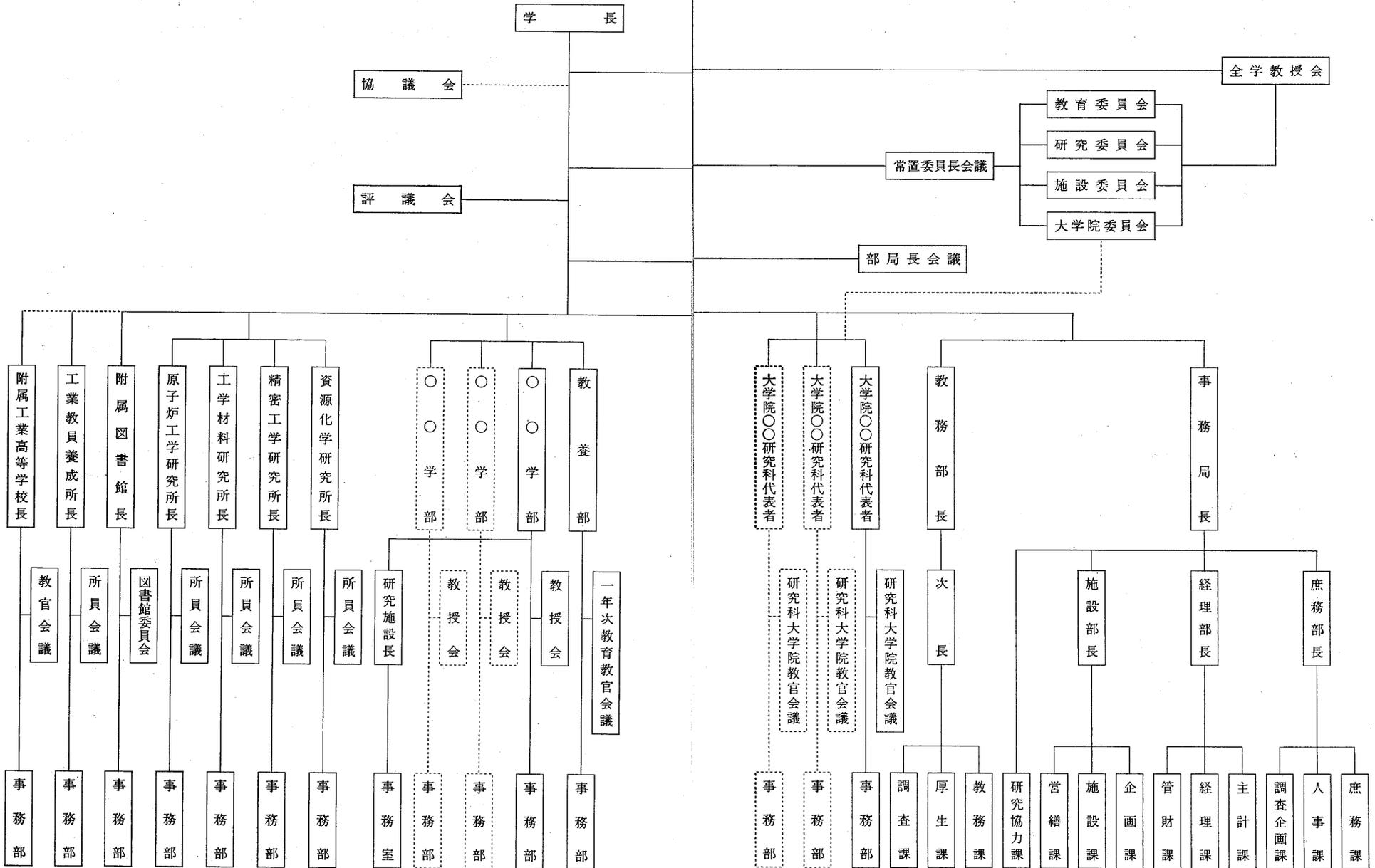
単科大学と複数学部をもつ大学との制度上の最も大きなちがいは学部長がおかれる点であろう。国立学校設置法施行規則第3条に「国立大学の学部に学部長を置き、その大学の教授をもって充てる。ただし、1個の学部を置く国立大学（単科大学）にあつては、学部長を置かないものとする。」とあつて、単科大学の場合は管理運営上学部長をおいた方がよいとみとめたとしてもおき得ないわけである。

その他、昭和28年文部省令第11号によって評議会がおかれることになり、教授会は研究所を分離して、各学部の教授会となり、研究所ごとに教授会ないし所員会議をおくのが一般的におこなわれている方式である。さらに、協議会の構成についてもちがう場合もある。教育公務員特例法第25条によると単科大学の場合、協議会は教授会の構成員と部局長で構成し、複数学部をおく大学の場合は、評議員と部局長で構成することになっている。本学では教授会の全員で協議会を構成しているので、学長選挙の方式もまた検討を要することになるであろう。

このように複数学部をおく場合は好むと好まざるとにかかわりなく、現在の管理運営方式の変更はあるが、一般的に他の総合大学で行なわれている方式そのままを採用するとして、その利害得失はおおよそ次のとおりであろう。

まず有利と思われる点は、(1)大学としての機構が組織的になり能率の良い運営が

(別紙) 東京工業大学管理運営組織図 (昭和39年11月11日 教授会)



できる。(2)管理運営の責任の所在が明確になる。(3)学長の事務的負担が軽減され、重要事項の処理に専心できる。(4)管理部門および図書館の使用面積が増加する。(5)施設の充実が期待できる。(6)講座数に対する学部事務部の拡充が可能になることである。

これに対し不利と思われる点は、ことに現行制度と比較した場合、(1)他の複数学部をもつ大学では教育、研究などの面で学部単位の運営をおこなうのが通例となっているので、全学一本の運営に対して将来障害となることが考えられる。(2)全学的な重要事項の最終決定の段階で、教官が直接意見を述べる機会がなくなる。(3)低学年教育について慎重な検討がおこなわれないと、通念的な教養学部ないし教養部を設置する機運を作りやすい。(4)学部長が独断的な運営をする可能性がある。(5)学部間の対立を生じやすいなどである。

Ⅲ 複数学部とした場合の管理運営組織案について

今まで述べてきたような検討を経て、常置委員長会議は

(1) 学内の重要事項の最終審議の段階で教官の一人一人が直接意見を述べ得る機構を考える。

(2) 全学一本の教育をおこなう。

の2点が、現在本学でおこなってきた管理運営制度の総合的な特長であると考え、仮りに複数学部とした場合、この特長を生かすような管理運営組織について検討して、一応別紙のような案を得た。

(別紙)

全学教授会：構成員は全学の教授、助教授、専任講師。本学の重要事項について審議し、学長、評議会などは全学教授会の意見を尊重する。

開催の時期は、学長あるいは評議会の発意によってきめる。

常置委員会および常置委員長会議：構成は各学部および必要に応じ各研究所から選出された委員。その他は現行どおり。

評議会：役職による評議員の比率を小さくする。任務は学長の諮問機関であることと、各学部、部局の総合調整をおこなう。

部局長会議：管理運営上の事務を処理するための学長補佐機関。

教養部長：全学共通の低学年教育をおこなうための責任者。教養部には専任の教官はおかない。

教務部長：教育に関する全学の統一調整の責任者。次長は事務官をもってあてる。

学部長：学部の代表者。教育、研究に直接かわりのない専決事項以外は、教授会の議によってその職務をおこなう。学長、評議会、教務部

長などと教授会との間の連絡を緊密にする。

大学院の運営：各研究科ごとの運営をおこなうように考慮する。

付録 2

東京工業大学拡充に関する当面の構想案

(38. 3. 13 教授会
常置委員長会議 作業)

これは現在の校地を利用して近い将来拡充しうると考えられる学部・大学院・研究所等に対する当面の構想を昭和37年12月現在の数字に基づいて作業したものである。

I 理工学部

(1) 学生定員

学生入学定員を750名とする。(現在の入学定員605名) 従って、学部学生総数は750名×4 = 3,000名となる。

将来3.5学科(140名)を新設する。

(2) 一般教育関係

(a) 授業計画

現在1年生の組分け5組を4組とする。

(b) 教官

教官の増員計画は教育委員会において検討するものとする。

(c) 新営を必要とする建物

学生750名の場合、基準に対する不足坪数は約450坪となる。この不足分は第1新館(150坪)第2新館(180坪)の代替とあわせて第3新館の延長として増築する。

(3) 専門教育関係

(a) 講座数

将来127講座(他に共通講座6講座)とする。

{現在94講座(他に共通講座2講座)}

(b) 新営を必要とする建物

新設学科及び旧工場(5棟)の代替 7,500

既設学科の建物の基準に対する不足分 約 3,500

合計 11,000坪

- (4) 原子炉研および印刷技術研はそれぞれ部門を拡充する。

それに伴う建物は第2グラウンド地帯を当てることが望ましい。その具体的計画案は研究委員会において検討するものとする。

- (5) 共通研究設備

現在の共通研究設備は拡充して一個所にまとめ、その管理運営を改善するための考慮を必要とする。

II 大学院

- (1) 学生定員

修士課程 入学定員を350名とする

博士課程 入学定員を175名とする

従って大学院学生総数は約1,200名となる。

- (2) 教 官

1講座の編成は、教授1，助教授2，助手3とする。

- (3) 建 物

教官及び学生の増加に伴ない、1講座の基準坪数を従来の150坪から当面30坪増の180坪に改める。

増加のための所要坪数は4,000坪

備 考

1. 既設学科の大部分は基準坪数より低位にあるので、大学院の分としての不足を早急に建設することが望ましい。
2. 講義演習室・実験室等は学部と別に考慮する。

III 研究所

現在の3研究所はそれぞれの部門を拡充する。そのための建物（基準に対して不足分約1,500坪を含む）は研究所地帯南部において総合的な考慮を払い、建設する。その計画は研究委員会が3研究所長会議と協議の上検討する。

IV 図書館

学生増員に伴ない図書館の拡張も当然考慮されねばならない。図書館の建物は現有524坪に対し、学生定員の増加に対応して基準に対しても、約330坪が不足となる。図書館の運営方法とも関連して、その拡充計画を検討する必要がある。

V 厚生施設

寄宿舎、学生会館、食堂、学友会部室などは、学内建物の総合的配置を勘案して、その設置を計画する必要がある。

第1グラウンドは、大略現状のままとする。

VI 管理部門

本拡充案に伴ない管理部門もその運営方法とも関連して所要計画を検討する必要がある。

(参考)

研究所将来計画(案)

精研、資源研、工材研の3研究所は、過去の6研究所を統合し、広い研究分野について時代の進展に応ずる新研究を強力に推進する機能を有する大研究所として発足したものである。

この機能を発揮するためには若干の部門増が必要であり、研究所地帯の効果的な利用をはからなければならない。したがって、特殊な分野を対象とする新規の研究のために、研究所地帯の面積を割く余地は、ほとんどないものと考えられる。

(1) 部門数(別表1参照一略一)

現在 27(精研12 資源研9 工材研6)

(ただし昭和38年度新設予定を含む)

増加 21(今後数年間に概算要求を出すもの)

計 48

(2) 部門の編成 教授1 助教授2 助手4 雇員技官等の教務職員7

(3) 建築物(別図参照一略一)

現在 精研本館 880坪 資源研本館 939坪 工材研本館 705坪 計2,524坪
工場その他 約1,000坪 合計約3,500坪

これは基準(1部門200坪)に対し約1,900坪(200×27=3,500)不足している。

将来 9,600坪(200×48)

新築建物

研究所地帯南半部に3研究所共通の高層の建物を新築する。現在ある木造その他の工場などは大部分とりこわしとなるので、その代替を含め、新築建物の坪数は約7,100坪(9,600-2,524)である。

新築建物の建設順序

差当り、基準に対し現在不足する1,900坪(これに、この工事でとりこわしとなる工場などの代替約300坪を加算する)を第1期工事として建設し、部門数の増加とともに、数期に分けて建設する。

(4) 共通施設(別表2参照)の運営

共通施設の協同運営をはかり、その利用効率を高めるものとする。

(5) 研究所地帯にある学部所属建物の処置

原則として研究所地帯外に移すものとする。

(別表2) 共通施設

この表は、1単位を10坪としている。ただし、現在の坪数欄のうち、資源研関係及び工材研関係は正規の坪数計算によっている。

分 類		室 の 種 類	坪 数	現 在 の 坪 数			
区 分	坪数			精 研	資源研	工材研	
事務的管理 を行なうもの	坪 1,240	図 書 室	200	40			
		事 務 室	40	20			
		小 使 室	20	10			
		講義室(準備室を含む)	90+30×3	30			
		複写・印刷室 (タイプ室を含む)	30				
		会 議 室	40+20×3	20			
		ゼミナール室	20×6				
		応 接 室	10×2				
		食堂(調理室を含む)	120				
		電 源 室	30				
		圧搾空気源室 (空気調和を含む)	100	(石炭置 場を含)			
		共通機器保管室	40×3	80			
		材 料 倉 庫	40×3	20			
薬 品 倉 庫	40						
技 術 的 管 理 が 必 要 な も の	精 測 研	標準周波教室	20				
		中央計算室	90	20			
		アナコン室	20	70			
		精密測定室(恒温恒湿)	120	20			
		音響実験室	60	(屋外)5			
	超音波水槽室	40					
	資 源 研	坪 440	分析計測センター	200			
			技術調査室	20×3			
			液体窒素室	50			
			回析格子型赤外分光室	10		19.98	
			質量分析室	10		18.63	
			X線回析装置室	10		18.63	
			E S R 室	10			
			N M R 室	10			
超遠心装置室			10				
アナコン室	10						
定 室 (1,210坪)	坪 440	高圧実験室	10				
		高真空実験室	10				
		電波暗室	20				
		暗 室	10		27.19		
		元素分析室	10		19.98		

分類		坪数	室の種類	坪数	現在の坪数			
区分	精研				資源研	工材研		
技術的 管理が 必要な もの	工 材 研	420	クリープ試験センター	80	60			
			X線室	10				7.865
			構造および材料試験室	200				13.730
			精密発光分光回析装置室	10				
			恒温恒湿室	30				31.460
			高温実験室	20				
			低温実験室	20				7.865
			研究機器設計室	10×2				
			示差熱分析室	10				3.9325
	写真室	20	3.9325					
工 材 研	420	機械工作工場	120	100				
		調整仕上工場	120					
		精密工作工場	120					
資源研	340	試験工場	100×3					
		ガラス工場	40					
工 材 研	380	木工室	60	110		20.00		
		非金属材料工作室	120					
		熱処理室 (炉室を含む)	200					
共通研究室	200	共通研究室	20×5+10×10					

- 備考 1. 精研，資源研，工材研，とあらわしたものは，それぞれ精研，資源研，工材研が中心となって技術的管理を行なうことを示す。
2. 共通研究室はテーマに応じ離合集散するものである。一度入った研究室が以後立ちのかぬことが過去においてしばしばあったので，これをふせぐ機構とする。
- 共通施設の合計坪数
 $3,790$ 坪 ($1,240+1,210+1,140+200$)
 共通施設を差引いた部門あたりの居室および研究室の坪数は，約 121 坪となる。

付録 3

常置委員長会議の報告（40. 1. 27 教授会）

昨年11月11日の教授会に提出した「複数学部とした場合の管理運営組織に関する中間報告」は、複数学部を置いた場合を仮定して現行制度との利害得失を比較検討したものであった。

これに対し、運営会議を通じて各系、各研究所からの意見が出され、さらにまた、12月9日の教授会での討議があり教官各位の意見が明らかにされた。

このようにして示された多くの意見にもとづき常置委員長会議は数回の審議をおこなってきた。いまその主な経過をとりまとめてみると次のとおりである。

1. 本学の教育目的について

新制大学が発足して約15年を経た今日、大学教育の再検討が必要であることは、国・公立大学のみならず私立大学までを含めた共通の問題として取上げられている。ことに、理工系大学では新技術開発の要請、理工系学生の増員などに関連して改善を必要とする多くの問題があり、本学が複数学部をおくかどうかにかかわらず「本学がどうあるべきか」は早急に再検討しなければならぬことがらである。

本学は終戦直後、いち早く学内を刷新する必要をみとめ、比較的短時日の間に慎重審議をおこない、昭和21年2月に別紙のような「東京工業大学刷新要綱」を発表している。

この中の“刷新の目的・方針”は今日でもその基本的な考え方は殆ど修正を必要としないものと考えられるが、ただ当時においては予想もおよばなかったほどに工業技術の革新が急速に進み、それにもなって多量の工業技術者が要求される情勢に対処する若干の補正が必要であると思われる。

それは、大学院を拡充することが必須である現実にかんがみ、学部教育の目標を具体的にどのように考えるかという問題である。これを簡明にいうならば本学の学部卒業生が工業界にあって技術者として常時学習をつづけ、新知識を吸収し新技術を開発できる能力を養成することを学部教育の目的とすることである。そのためには狭い分野の工業技術の実際を教えるのに終始することは無意味であって自然科学、工学ばかりでなく人文・社会科学の三つの支柱の上に乗って基礎的な学力を養成する訓練に主眼をおくべきである。

したがって複数学部をおく場合は、これら三分野を充実することと、たがいに協力ができるように考慮することが必要である。

2. 学部と大学院の関連について

大学院修士課程を学部教育の延長として考えるのは疑問である。この関連については今後なお検討を必要とするが、学部と大学院研究科、学科と専攻を必ず対応させなければならないという考え方は適切ではない。学部を分割ないし統合した研究科があって良いし、学科を分割または統合した専攻が作られることがあっても良い。これらは学問の発展に即応し、かつ大学の实情によって自由にきめられるように考慮されなければならない。

大学院の現状については多くの問題があり、改善のための真剣な努力がなされなければならないが、大学院を学術研究の中核として充実させるため、大学院の制度化とこれによって大学院専有の施設、設備をもつことが必要である。

さらに、大学院教育には学部と研究所が協力してこれに当らなければならないが、そのためには、学部組織とは別に学内一本の大学院運営組織が考えられなければならない。

3. 一般教育について

一般教育の問題については各大学共通して

- (1) 断片的な知識の集積ではないか
- (2) 高等学校での教育のくり返しが多い

という批判がある。新制大学発足の当初考えられた「大学で修得した専門を通じて社会で活動し、その責任をはたすために高い教養をもち、専門に片寄らない視野を与える」という理想は実現されていない。その原因についてはいろいろ考えられるが、大学基準にきめられた一般教育の授業科目を大学の種別や实情を考慮することなく画一的におこなうところに問題があると思われる。

一般教育について重要なことは、学生にその必要なことを認識させ、かつ学習意欲を盛んにすることである。そのための措置としては、まず、自然科学系列の大部分の科目と人文・社会科学系列のうち工学の基礎となるような科目（今後の検討をまっせきめるべきであるがたとえば論理学、統計学、社会学、経済学、人類学など）を内容とした基礎教育科目をおき、他方、基礎教育科目に繰入れた以外の一般教育科目の教育はそれぞれの学問体系を理解させることを主眼として高学年で専門科目の教育と並行しておこなうようにする。また、一年次の教育はおもに数学、物理、化学ならびに外国語科目などの教育を徹底的におこなうような考慮もまた必要であろう。

4. 今後のすすめ方について

さきに提出した中間報告の中にある複数学部をおいた場合の管理運営方式は一例として考えたもので、検討不十分というよりむしろ今後の討議の素材として提供したものである。

どんな案を得ることができるとしても、複数学部をおくことは絶対に不可である

という決定が教授会でなされた場合は別として、今後の本学のあり方を審議する一段階として現在考えられる最善の複数学部の管理運営方式を立案してみ、さらに単一学部の管理運営方式と比較検討して、その結果教授会で多数の賛成が得られた場合に複数学部をおく方向にふみきるのが良いと思われる。しかし問題は極めて重要であり、十分検討をするために諸分野の教官の協力が必要であるので、たとえば各系、各研究所からの選出委員に常置委員長会議の構成員が参加する臨時の委員会を構成して審議するのも一つの方法であろう。

付録 4

東京工業大学拡充計画委員会規程（昭和40. 3. 10 制定）

（設 置）

第1条 東京工業大学（以下「本学」という。）に臨時に拡充計画委員会（以下「委員会」という。）をおく。

（目 的）

第2条 委員会は、学生増募にも関連して、複数学部問題等を含め本学の充実発展に関する具体的計画を立案し、教授会の審議に資することを目的とする。

（組 織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 学 長

二 教授会において、教授会構成員（運営会議委員である者を除く。）の中から選出された者 6名

三 運営会議委員の互選による者 3名

四 教務部長

第4条 前条による委員のほか、事務局長は委員会に出席するものとする。

（運 営）

第5条 委員長は、学長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、司会する。

第6条 委員会は、必要があると認める場合は、本学教官の出席を求め、その意見をきくことができる。

第7条 委員会に幹事をおき、事務関係部課長の中から学長が命ずる。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の庶務を処理する。

(報告)

第8条 委員会で審議・立案された事項は、教授会に報告する。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年3月10日から施行する。
- 2 この規程は、昭和40年12月31日までに廃止するものとする。

付録 5

東京工業大学拡充計画案（昭和40.10.20 教授会提出）

拡充計画委員会

〔基本方針〕

新制大学が発足して10数年を経た今日、大学の教育・研究のあり方や管理運営の方法について再検討が必要であることは各方面から指摘されているところである。特に理工系大学では科学・技術の革新が進み、教育・研究について改善を必要とする多くの問題が生じた。

本学でも「どのように学生を教育すべきか」、「大学における研究はいかにあるべきか」などの点を再検討し、さらに本学を将来どのような性格・規模のものとするべきかについて早急に基本的な方針を確立しなければならない。

このような見地から本学では数年来主として常置委員長会議で長期計画を審議してきたが、本年3月教授会の決定にもとづいて、学生増募にも関連して複数学部問題等を含めて本学の充実発展に関する具体的計画を立案するため拡充計画委員会が設けられた。本委員会はこの問題を今日まで慎重に検討し、その結果本学の拡充方針についておおよそ次のような考えに到達した。

I 昭和21年2月に発表された東京工業大学刷新要綱に示されている「刷新の目的・方針」^{注1)}は今日でも修正する必要はないと思われるが、その後の情勢に対処して本学の教育目的については具体的に次のように規定する。

学部の教育目的は、卒業生が科学者・技術者としてそれぞれの職場にあって学習をつづけ、新分野を開発できる能力を養成することにある。そのためには狭い分野の教育に終始することは無意味であって、理学、工学および人文・社会科学の三つの分野を支柱とし、その上に立って基礎的学力と創造的能力を育成することに主眼をおくべきである。さらに大学院にあっては一層高度な研究と教育をおこなうことによって視野の広いすぐれた専門家を養成する。

Ⅱ 次に、本学における研究活動が上記3分野においておこなわれるのはもちろんであるが、将来開発される科学・技術の新分野は、それらの総合研究からうまれる可能性が極めて大きい。そのためには理学、工学および人文・社会科学の相互の境界領域の研究開発を目的とする分野を増強することが必要である。

Ⅲ 一般教育について重要なことは、新制大学発足当時考えられた「大学で修得した専門を通じて社会で活動し、その責任をはたすために高い教養をもち、専門に片寄らない視野を与える」という目標の実現である。このためには、本学の実情に即して専門教育、基礎教育、一般教育等の相互の関係を明確にし、本学としては、創造性と世界的視野をもつすぐれた人間の育成を目的とする特色ある一般教育を確立しなければならない。それには、たとえば高学年の専門科目の教育とも並行しておこなうなど、一般教育等の科目の構成、教育の方法についても深く配慮し、他方、これを実現する責任体制を明らかにするとともに、助手などを含めた教官組織を確保し、教官の研究活動の強化をはかることが必要である。

このことは、基礎教育科目についても同じように配慮されるのももちろんである。

Ⅳ 本学の発展とともに現在すでに単科大学としての規模が過大となり、その機能を十分にはたし得ないことはしばしば指摘されていることである。

これを改善するために上述した研究と教育の分化と総合に対応し、組織の上では複数学部制など一方で分化を進め、他方では全学教授会を設けるなど総合をはかり、各教育の研究と教育の自由を重んじるとともに、全学的な責任ある計画を立案実施する管理運営機構を確立することが必要である。

Ⅴ 上述の考え方にもとづいて、本学がなおいっそうの発展を期するためには理学部、理工学部、工学部および社会工学部の4学部をおき、各学部を充実するとともに、既存の総合大学にみられるような学部間の障壁を排除し、教育・研究の面で各部局をあげて相互に協力できるような全学の総合的運営方式を採用することが必要であるとの結論に到達した。

ただし、ここにいう理工学部は理学と工学との境界領域の開発を目的とする新構想によるもので、このような理工学部の実現を円滑にするために、当初は理工学部、工学部、および社会工学部の3学部とし理工学部の充実をまって理学部を分離設置する。

〔拡充計画要領〕

I 学部教育について

1. 一般教育について

(a) 一般教育の目標

一般教育は、科学・技術の創造性への目を開かせ、あわせて専門分野と他の分野との相関について知見をひろめるとともに、よき社会人としての人間形成を目的として教育する。

(b) 教養課程

各学部共通の教育課程^{注2)}として、教養課程を設ける。

本学の教養課程は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目をもって編成する。

ただし1年次ないし2年次で教養課程が終了するのではなく、4年間を通じて前記科目を履修するようにする。

(c) 教養部

教養課程の教育、管理のために教養部^{注3)}を設けることとし、教養部長をおく。教養部長は、教養課程の教育実施上の責任者となる。

教養課程の教育をおこなうために教養課程委員会を置く。その構成は教養部長を委員長とし、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目の担当教官の代表者を委員とする。この場合、専門教育科目の教官も委員として加わることが望ましい。教養部は事務組織をもつ。教養課程担当教官はいずれかの学部にも所属する。

2. 基礎教育科目について

数学、物理、化学、生物、地学、図学をもって編成する。

3. 専門教育について

専門教育課程は、細分化をさけ、できるだけ数を少なくする。専門教育の計画ならびに実施は全学的におこない、各学部間の障壁を設けない。

4. 選抜方法および1年次学生の所属について

選抜方法は、全学1本の入学試験によっておこない、1年次学生は教養部に所属させる。

II 大学院について

1. 各学部を基礎とする複数の研究科をおく。

大学院においても各研究科間の障壁を設けない。

各研究科ごとに学部所属の大学院担当教官と関連のある研究所所属の大学院担当教官とで構成する大学院教官会議をおき、学位論文の審査についての最終の結論を出す場とする。なおこの会議を各研究科内の管理運営の機関とする。

2. 大学院設置審査基準要項にしたがって「大学院委員会」をおく。

各研究科大学院教官会議で論文審査および学力試験に合格したものについて、大学院委員会で所定の要件を検討して学位授与の可否を決定する。

Ⅲ 学内の管理運営について

1. 全学教授会

全学にわたる重要問題について協議し、その基本方針を検討するために本学の教授、助教授、および専任講師で構成する全学教授会をおく。全学教授会は毎年2～3回開催するものとし、学長が召集し、議長となる。

主な議題はおおよそ次のようなものが考えられる。

- (1) 学長のおこなう年次報告および年間計画の発表
- (2) 教養部長、教務部長、および図書館長の選考
- (3) 専門課程委員長、大学院委員長および総合計画委員会の委員長、副委員長の選出
- (4) その他大学の重要事項

2. 教授会

「教育公務員特例法」(昭和24年法律第1号)に定められた事項のほかに、全学共通の基本方針にしたがい学部の管理運営に関する事項を審議する。

3. 研究所教授会

4. 協議会

5. 評議会

- (a) 「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」(昭和28年省令第11号)にもとづき評議会をおく。評議会は、教育公務員特例法や前記の省令に定められた事項のほかに全学の一体的運営に関する事項を審議する。

(b) 組織

- (1) 学長
 - (2) 各学部長および教養部長
 - (3) 各学部ごとに教授2人
 - (4) 各附置研究所長
 - (5) 教務部長
 - (6) 図書館長
 - (7) 専門課程委員長
 - (8) 大学院委員長
 - (9) 総合計画委員長
6. 教養課程委員会
 7. 専門課程委員会
 8. 大学院委員会
 9. 総合計画委員会

本学の総合計画を審議立案するための全学的機関として、総合計画委員会をおく。

10. 部局長会議

注 1. 本学は真実なるもの及びより高きものの探求を基調とし、文化の他分野との関連に於てなされる健全なる価値判断に従って、科学技術の絶えざる発展に努力するとともに、工業技術に志す自主的思考力と創造的能力を持つ青年を養成し、以て世界文化の昂揚と人類福祉の増進とに寄与せんとす。

而して、この目的を達成するには次の如き方針を採用するのが最も適当であるとの結論に達した。

学内各方面に於て教学修学・研究の自由を拡大し、その活動を昂揚し、特に研究的雰囲気を醸成し、この雰囲気の中に振起される学生の自発的研究意欲を誘掖指導し、以て創造的能力を有する技術者、研究者を育成する。

注 2. 大学設置基準第28条「教育課程は、各授業科目を必修科目選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」

改善要綱Ⅶ, 1. 第28条に次のような規定を加える。

「大学は、年次ごとに又はこれに代わる適当な区分ごとに履修すべき授業科目および単位数を定めることができる。」

改善要綱Ⅴ, 1. (2) 「一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び必要に応じて基礎教育科目をもって教養課程を編成することができるものとする。」

注 3. 改善要綱Ⅹ, 1. (2) 「大学は教養課程の教育上、管理上必要があるときは、特別な組織を置くことができるものとし、これを教養部と称することができる。」

付録 6

本学の拡充計画案に関連して教授会で 討議された問題点に対する説明

(40. 12. 22 教授会)

I 複数学部を必要とする理由について

(1) 教育、研究の発展のために

世界的な科学技術の飛躍的発展に対処するために

- (a) 技術革新に即応して新分野の研究・教育が要請される。
- (b) 基礎的学力の育成が重要となり、そのためには理学および人文・社会科学分野の充実が必要となった。
- (c) 飛躍的に多数の研究者および技術者を必要とする社会的要請にこたえなければならぬ。
- (d) 理学および人文・社会科学と工学とが相互に協力することによって各々の

分野における研究・教育を充実すると同時に、相互に関連する新分野の研究開発をおこなうことができるような体制を作る。

などの諸点を重要な課題として取り上げなければならない。これを実現するためには、講座および部門の多様性と数の増加が必至となり、それらを一学部に取り入れることは不可能である。

さらに今後特に開拓しなければならない新分野を計画的に設けてその発展をはかり、かつ、教育・研究の改善のためには、責任ある中核組織が必要である。そのための措置として、本学に複数の学部をおくことが必要であるとする。

(2) 管理運営の改善のために

大学の管理運営上、複数の学部をおき、研究所とあわせて大学を構成することは、現行の単一学部の場合にくらべ多くの点で本学の充実発展に資するところが大きいと考える。即ちその利点とされる主な点を列挙すれば次のとおりである。

- (a) 制度上研究所に所長がおかれていた同じように学部にも管理運営上の責任者として学部長がおかれ、学長が学部長を兼ねる不合理が是正される。
- (b) 学部長の任務には法規的根拠があり、かつ、学部長に所属する事務組織が設けられるので学部内の責任体制が確立される。
- (c) 学部単位の教授会となり、現行の教授会にくらべて構成員が少なくなり、提出議題の焦点が比較的限定されてくるので実質的な討議をおこなうことが可能となる。したがって教官にとっては共通する議題が多くなり、そのために教官の参加度が大きくなることが期待される。
- (d) 各学部が学問上の分野に応じて教育・研究を実施するための中核となり、現在よりも教育・研究を進展させる討議が多くなる。
- (e) 予算・定員・施設等の積算基礎などが有利となる。

II 学部の性格と学部教授会の任務と権限

学部はそれぞれ定められた定員の学生をもつものと考えられるから、学部には当然学生を教育する責任がある。ただし、本学に設けられる学部は、いわゆる総合大学において見られるほど大きな学問分野のちがいが無い。したがって学部間の協力が得られるならば本学の長を生かして研究・教育の目的を十分に達成することができる。このような見地から本学では教育方針決定の過程においては各学部の教育方針を尊重するのももちろんであるが最終的には全学統一の教育方針のもとに運営される。

このような学部の性格は、他の大学で慣行的に了解されているもとは相違する点があるが、全教官の一致した協力が得られるならば新しい構想による学部の設置は

可能であろう。

なお、本学で長年にわたって努力し、きずき上げられた特長を維持するために全学教授会を設け、全学問題について広く全学教官の意見発表および討議の場とすることを考えている。

Ⅲ 評議会と教授会の関係

評議会は国立大学設置法第13条の規定により、国立大学の組織および運営の細目については命令で定めることが委任され、文部省令によりおかれた機関であり、学長の諮問に応じて、下記の事項を審議する。

- a 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項。
- b 予算、概算の方針に関する事項。
- c 学部・学科その他重要な施設の設置、廃止に関する事項。
- d 人事の基準に関する事項。
- e 学生定員に関する事項。
- f 学生の厚生補導およびその身分に関する重要事項。
- g 学部、その他の機関の連絡調整に関する事項。
- h その他大学の運営に関する重要事項。
- i 教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項。
 - イ 教員の選考基準の審議
 - ロ 教員の意に反する転任の審査
 - ハ 教員の意に反する降任の審査
 - ニ 教員の意に反する免職の審査
 - ホ 教員の懲戒処分 of 審査
 - ヘ 教員の停年についての審議

評議会と教授会の関係については、両者ともに大学自治の強化保障のための必置の機関であり、この意味でその関係を一言で言うならば、複数学部制の大学における総合的な自律機関が評議会であり、学内における各学部の自律機関が各学部教授会といえる。

なお、評議会と教授会の相互の協力的な活用をはかるために努力しなければならない。

Ⅳ 複数学部の構想をめぐる諸問題

(1) 学部および学科

上述の基本方針に沿って、かつ学内各方面の意見をきき、設置する学部およびそれに所属する学科について慎重に検討して決定することとした。

(2) 一般教育の体制について

今後より良い体制とするため検討を続ける。

a 一般教育担当教官の所属について

今後設置される学部がきまる経過で十分検討する。

b 一般教育担当教官の研究費、定員、設備について

(イ) 研究費については教官の研究活動を強化するため今後努力するが、少くとも現在の学内配分方法を維持するようにする。

(ロ) 教官（助手を含む）の定員についても前項の方針と同様に考える。

(3) 基礎教育科目担当教官について

前項と同様に配慮される。

(4) 学部と研究所の関係について

学部と研究所の協力体制については、現状を尊重しこれを維持するように努める。

(参考)

協議会

協議会とは教育公務員特例法によって定められた大学管理機関の一つであり、構成は評議員と部局長で構成され（この場合の部局長とは学部長、教養部長、研究所長、附属病院長、附属図書館長をいう。）主として学長の採用の選考をおこない、他に、①学長の選考基準の審議、②学部長以外の部局長の選考基準の審議、③学長、教官、部局長の心身の故障のため長期休養を要する場合の休職期間の審議、④学長および部局長の任期の審議、⑤服務、(勤務条件……国公法第106条関係)の基準および勤務成績の評定を行う基準の審議などをおこなうことになっている。

付録 7

複数学部制委員会経過報告（昭和41年5月11日）

複数学部制委員会は去る5月4日の第10回委員会までに次の各項目についておおよそ意見が一致した。

1. 設置する学部の構想

理 学 部	工 学 部	社会工学部
数 学 科	金 属 工 学 科	社 会 工 学 科
物 理 学 科	繊 維 工 学 科	
化 学 科	無 機 材 料 工 学 科	

理 学 部	工 学 部	社会工学部
応用物理学科	化学工学科 合成化学科 高分子工学科 応用電気化学科 機械工学科 生産機械工学科 経営工学科 制御工学科 電気工学科 電子工学科 電子物理工学科 建築学科 土木工学科	

なお、社会工学部の構想については、本年度から新設された社会工学科を中心とし、それに工業経済および情報工学の分野を加えて学部を構成する考えで、社会工学科については、同学科の準備世話人会と連絡しつつ検討し、工業経済および情報工学については、それぞれの小委員会を設けて検討中である。

2. 教育工学部について

去る2月23日の教授会で工業教員養成所の廃止に関連して、学部を設けるかどうかの検討を付託され、審議の結果、一応名称を教育工学部（仮称）とし、次のような構想が実現されるならば、来年度から本学に設置しても良いとの結論に達した。

1) 趣 旨

工業技術の基礎ならびに工業教育の原理・方法を研究教育し、さらに科学技術の自然科学的・人文科学的基礎を総合的に教授し、広い教養と創造的学力とをそなえた工業教育・科学教育諸分野の教育者・指導者・研究者を養成する。

2) 組 織

教育工学部に機械工学科、電気工学科、工業化学科、建築学科、教育工学科および基礎科学科の6学科をおく。

なお実験学校として附属工業高等学校を置く。各学科には大学院修士課程、博士課程をおく。

3) 教育工学科の目的

教育工学科は技術・技能の学習課程の工学的・自然科学的研究をとおして、工業教育の能率化に資する工学的手段を開発し、また現代産業の要請にこたえる企業内教育の制度・方法の研究と教育を行なうことを目的とする。

4) 基礎科学科の目的

基礎科学科は自然科学の理論と実験，科学・技術の歴史・方法論・社会的関係等に関する総合的，基礎的研究と教育を行なうことを目的とする。

3. 教養課程について

- 1) 教養課程の科目は低学年に集中することなく，ある科目は高学年で履修させるように配慮する。
- 2) 自然科学関係の科目を担当する教官は理学部に所属し，その他の科目を担当する教官は社会工学部に所属する。

付録 8

東京工業大学の改組拡充計画（案）

（昭和41. 6. 8 教授会報告）
 （ ” 41. 6.22 一部字句修正）

複数学部制委員会

（目次）

〔まえがき〕

- 第 1. 基本方針
- 第 2. 各学部の構想
- 第 3. 本学の管理運営について

（備考）

本報告書の資料は次のとおりである。

- 資料 1. 昭和40.12.22 教授会の決議
- 資料 2. 別表（各学部の構成および所属学科）
- 資料 3. 東京工業大学拡充計画案（昭和40.10.20 教授会提出）
- 資料 4. 本学の拡充計画案に関連して教授会で討議された問題点に対する説明
 （昭和40.12.22 教授会提出）
- 資料 5. 複数学部制委員会の審議経過図表（昭和41. 5.25 教授会提出）

東京工業大学の改組拡充計画（案）

〔まえがき〕

昨年12月22日の教授会で本学の単一学部制を改めて複数学部制とすることが決定

され、その具体的な計画を作成するために拡充計画委員会を改組して、複数学部制委員会が設けられた。本委員会は1月21日以来15回の委員会を開催し、審議をつくした。その間、昨年10月20日に拡充計画委員会から教授会に提出された「東京工業大学拡充計画案」中の基本方針についても再検討をおこなった。このようにして、本学の複数学部制の基本的構想について、本委員会としての結論を得たので、これを「東京工業大学の改組拡充計画案」として教授会に報告することとした。この報告の内容中には、さきの「東京工業大学拡充計画案」と重複するところがあるが、これは本委員会で再検討して、修正を必要としないとみとめた部分である。

今回の報告は複数学部制の基本的な考え方を述べたものであって、細部については今後の検討にまたなければならぬ点が多くなる。本委員会は、これらについて、さらに審議を続けてゆくつもりである。

なお、教育工学部についても本委員会は検討し、基本的な構想について一応の結論を得たので、別に報告する。

第1. 基本方針

I 本学の教育目的について

本学の卒業生が科学者、技術者または教育者として、世界的に飛躍発展をつづける科学・技術を把握し、さらに進んで、専門の新分野を開拓するためには、それぞれの職場にあって不断の学習が必要である。本学では工学教育が中心であることはもちろんであるが、工学は理学を基礎として応用におよんだものであり、工学の基礎として理学教育は重要である。さらにまた、専門諸分野の調和ある発達をはかるためには、人文・社会科学と関連して総合的研究をおこなうことが必要であり、本学の教育に人文・社会科学教育は欠くことのできない要素である。学部における教育は、このような見地から、理学、工学、および人文・社会科学の三つの分野を支柱とし、その上に立って基礎的学力と創造的能力を育成することに主眼をおくべきである。さらに大学院にあっては一層高度な研究と教育をおこなうことによって視野の広い専門家を養成する。

II 技術革新と総合研究の必要性

現在、異常な速さで進行している技術革新に即応するためには、理学、および人文・社会科学と工学がそれぞれの分野における研究組織を充実するとともに、将来開発される科学技術の新分野は、これらの総合研究からうまれる可能性が極めて大きいので、本学においては上記三分野の相互に関連する研究開発をおこなう体制を作ることが必要である。

III 一般教育について

一般教育について重要なことは、新制大学発足当時考えられた「大学で修得

した専門を通じて社会で活動し、その責任をはたすために高い教養をもち、専門に片寄らない視野を与える」という目標の実現である。このためには、本学としては、実情に即して専門教育、基礎教育、一般教育等の相互の関係を明確にし、創造性と世界的視野をもつすぐれた人間の育成を目的とする特色ある一般教育を確立しなければならない。それには、たとえば高学年の専門科目の教育とも並行しておこなうなど、一般教育等の科目の構成、教育の方法についても深く配慮し、他方、これを実現する責任体制を明らかにするとともに、助手等を含めた教官組織を確保し、教官の研究活動の強化をはかることが必要である。

このことは、基礎教育科目についても同じように配慮されるのはもちろんである。

IV 管理運営について

大学の管理運営上、複数の学部をおき、研究所とあわせて大学を構成することは、現行の単一学部の場合にくらべ、多くの点で本学の充実発展に資するところが大きいと考える。即ち主な利点を列挙すれば次のとおりである。

- (a) 制度上、研究所に所長がおかれていると同じように、学部にも管理運営上の責任者として学部長がおかれ、学長が学部長を兼ねる不合理が是正される。
- (b) 学部長の任務には法規的根拠があり、かつ、学部長に所属する事務組織が設けられるので、学部内の責任体制が確立される。
- (c) 学部単位の教授会となり、現行の教授会にくらべて構成員が少なくなり、提出議題の焦点が比較的限定されてくるので、実質的な討議をおこなうことが可能となる。したがって教官にとっては共通する議題が多くなり、そのために教官の参加度が大きくなることが期待される。
- (d) 各学部が学問上の分野に応じて教育・研究を実施するための中核となり、現在よりも教育・研究を発展させる討議が多くなる。
- (e) 予算・定員・施設等の積算基礎などが有利となる。

本学は現在すでに単科大学としての規模が過大となり、その機能を十分にはたし得ないことはしばしば指摘されていることである。これを改善するために上述した研究と教育の分化と総合に対応し、組織の上では複数学部制など一方で分化を進め、他方では全学教授会を設けるなど総合をはかり、各教官の研究と教育の自由を重んじるとともに、全学的な責任ある計画を立案実施する管理運営機構を確立することが必要である。

V 拡充に関する提案

上記の要件を実現するためには、これら三分野の学科の多様性と数の増加が

必至となり、現在の単一学部で運営することは不可能に近い。さらに今後開拓しなければならぬ新分野を計画的に設け、かつ教育・研究の充実改善をはかるためには、わが国の現状では、責任ある中核組織として学部を設けることが適切な措置である。おおよそ、このような理由により、本学の理工学部を改組拡充して、理学部、工学部、および社会工学部を設置しようとするものである。

第2. 各学部の構想

理学部、工学部および社会工学部は、前記の基本方針に示したように、研究・教育のために相互の連絡交流が必要であり、ときとして既設の総合大学に見られるような学部間の障壁は、これを排除するような管理運営がなされなければならない。さらに大学院の研究・教育をおこなうためには研究所の協力が必要である。

改組拡充によって設ける上記の学部は現存する研究所と共に大岡山キャンパスにおくこととする。ただし、大岡山キャンパスは教育的環境を考慮すると大体6学科を増設するのが限度である。

I 理学部について

本学に設けられる理学部は、通例の総合大学のそれとことなる面をもつものである。すなわち、本学の理学部は工学の基礎となる理学分野を含み、さらに理学分野から工学分野に近接するために工学との総合研究をおこない両者の境界領域を開発する分野を担当する学科を増設してゆく構想をもつ。

II 工学部について

本学の工学部は今後も工学の全分野にわたって強化充実をはかるものであるが、当面主として他分野との境界領域の開発を重視する。

III 社会工学部について

1. 構 想

社会工学部の構想は、次の二面が考えられる。

- (a) 基本方針で述べたように理・工学の専門分野の調和ある発展をはかるためには人文・社会科学と関連した総合的研究と教育をおこなうことが必要である。そのためには諸外国に数多くの例があるように理学および工学の学部と人文・社会科学分野の研究・教育を担当する学部とを併置するのが必要な措置である。
- (b) 社会工学部の他の面は、理・工学と人文・社会科学とを総括した概念をもって社会の機構を分析し、その上に立って社会の発展をはかるための理・工学的技術の研究開発をおこなうことである。そのためには人文・社会科学の分野から理・工学分野に近接する境界領域の開発研究が必要である。また、これらの学科を構成する講座の中に、当然人文・社会科学関係の基

礎講座が設けられるから、前項(a)の目的をも達することができる。

2. 組織

社会工学部に社会工学科、情報工学科および経済工学科の3学科をおき、各学科には大学院修士課程および博士課程をおく。

現在の人文系教官はこの学部にも所属する。

3. 各学科の目的

イ. 社会工学科の目的

社会生活の開発計画に活用しうる人材の養成を目的とし、専攻分野の学問的基礎を確立するばかりではなく、今日わが国が直面する都市開発、公害対策、地域格差是正などの緊急課題の解決にも関係する諸学科と協力して貢献しようとするものである。

ロ. 情報工学科の目的

情報工学科は第2次産業革命といわれる情報革命に対処し、理・工学および人文・社会科学の方法によって、情報の収集、分析管理などについて、研究と教育を行ない、情報処理の専門家を養成する学科である。

ハ. 経済工学科の目的

経済工学科は科学技術および工業と社会経済との関係を解明し、経済政策の手段を作成する新しい工学分野であり、産業政策および産業計画の担当者、工業組織体の管理、企画担当者、経済分析技術者、工業調査の担当者、エンジニアリング・コンサルタント、などを養成する学科である。

第3. 本学の管理運営について

I 全学教授会

本学で長年にわたって努力し、きずき上げられた特長を維持するために、全学問題について広く全学教官の意見発表および討議の場として全学教授会をおく。全学教授会は毎年2、3回開催するものとし、学長が召集し、議長となる。

II 学部の性格と学部教授会の任務と権限

学部はそれぞれ定められた定員の学生をもつものと考えられるから、学部には当然学生を教育する責任がある。ただし、本学に設けられる学部は、いわゆる総合大学において見られるほど大きな学問分野のちがいが無い。したがって学部間の協力が得られるならば本学の特長を生かして研究・教育の目的を十分に達成することができる。このような見地から本学では教育方針決定の過程においては各学部の教育方針を尊重するのももちろんであるが最終的には全学統一の教育方針のもとに運営するように具体的方法を今後検討する。

このような学部の性格は、他の大学で慣行的に了解されているものとは相違

する点があるが、全教官の一致した協力が得られるならば新しい構想による学部の設置は可能であろう。

Ⅲ 評議会と学部教授会の関係

評議会と教授会の関係については、両者ともに大学自治の強化保障のための必置の機関であり、この意味でその関係を一言で言うならば、複数学部制の大学における総合的な自律機関が評議会であり、学内における各学部の自律機関が各学部教授会といい得る。評議会と教授会の相互の協力的な活用をはかるために努力しなければならない。

(注) 評議会とは国立学校設置法第13条の規定にもとづき文部省令によりおかれた機関であり、学長の諮問に応じて、下記の事項を審議することになっている。

- a. 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- b. 予算、概算の方針に関する事項
- c. 学部・学科その他重要な施設の設置、廃止に関する事項
- d. 人事の基準に関する事項
- e. 学生定員に関する事項
- f. 学生の厚生補導およびその身分に関する重要事項
- g. 学部、その他の機関の連絡調整に関する事項
- h. その他大学の運営に関する重要事項
- i. 教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項
 - イ. 教員の選考基準の審議
 - ロ. 教員の意に反する転任の審査
 - ハ. 教員の意に反する降任の審査
 - ニ. 教員の意に反する免職の審査
 - ホ. 教員の懲戒処分 of 審査
 - ヘ. 教員の停年についての審議

付録 9

東京工業大学学則 (昭41.11.16 教授会)

第1章 総 則

第1節 目的および使命

(目的および使命)

第1条 本学は、将来工業技術者、工業経営者、理工学の研究者、教育者として指導的役割を果たすことができる有能善良な公民を育成する目標のもとに、これに必要な一般的教養と専門的知識とを学生に修得させるとともに、理学および工学

に関する理論と応用を研究し、その深奥を究めて科学と技術の水準を高め、もって、文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献することをその目的および使命とする。

第2節 組 織

(学 部)

第2条 本学に、次の学部をおく。

理 学 部

工 学 部

(大学院)

第3条 本学に、大学院をおく。

2 大学院に次の研究科をおく。

理工学研究科

(附置研究所)

第4条 本学に、次の研究所を附置する。

資源化学研究所

精密工学研究所

工業材料研究所

原子炉工学研究所

(研究施設)

第5条 学部に、次の附属の研究施設をおく。

理学部 天然物化学研究施設

工学部 印写工学研究施設

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館をおく。

(附属工業高等学校)

第7条 本学に、附属工業高等学校をおく。

第3節 職員組織

(職員組織)

第8条 本学に、次に掲げる職員をおく。

学 長

教 授

助教授

講 師

助 手

教諭
事務職員
技術職員
教務職員

第4節 評議会，協議会および教授会

(評議会，協議会および教授会)

第9条 本学に，評議会および協議会をおく。

2 理学部，工学部および附置研究所にそれぞれ教授会をおく。

(組織および運営の細目)

第10条 前条に定めるものの組織およびその運営の細目に関しては，別に定める。

第2章 通 則

第1節 学年，学期および休業日

(学 年)

第11条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第12条 学年を，次の2学期にわけらる。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は，次に掲げるとおりとする。

一 日曜日

二 国の定める祝日

三 創立記念日(5月26日)

2 春期，夏期，冬期および臨時の休業日は，そのつど学長が定める。

第2節 入学，休学，転学および退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は，毎年4月とする。ただし，再入学の場合は後学期の始めにも許可することがある。

(入学志願の手続き)

第15条 入学志願者は，入学願書に所定の書類と入学検定料を添えて，願い出なければならぬ。ただし，一度納付した入学検定料は返付しない。

2 入学志願の時期は，そのつど決定して公告する。

(入学考査)

第16条 入学志願者に対しては，学力，健康，その他について考査のうえ入学者を

決定する。

2 前項の入学考査の方法、期日等については、そのつど決定して公告する。

(誓書)

第17条 入学を許可された者は、所定の誓書を提出し、これに記載された事項を守らなければならない。

(保証人)

第18条 前条の誓書には、保証人2人の連署を必要とする。

2 第1保証人は、父兄およびこれに準ずる者とし、第2保証人は、成年の者であって、原則として東京都およびその近接地に住所を有する者とする。

3 保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し一切の責任を負うものとする。

4 保証人の身分その他に異動があったときは、ただちにその旨届け出なければならない。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない理由のため2カ月以上学習することができないときは、許可をうけて休学することができる。

2 疾病のため、学習することが不相当と認められる学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学期間中でもその事情がなくなったときは、届け出て復学することができる。

4 休学の期間は、在学年数に算えない。

(転学)

第20条 他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならない。

(願いによる退学)

第21条 病気その他やむをえない事情があるときは、願い出て退学することができる。

(大学の命ずる退学)

第22条 成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることがある。

第3節 入学科および授業料

(入学科)

第23条 入学、再入学および転入学を許可された者は、所定の入学科を納付しなければならない。

(授業料)

第24条 授業料は、国の定めるところによるものとし、次の区分で納付しなければならない。

ならない。

前期分 (4月～9月) 4月中

後期分 (10月～3月) 10月中

(既納の入学料および授業料)

第25条 一度納付した入学料および授業料は返付しない。

(休学者および復学者の授業料)

第26条 休学が第24条に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

2 学期の途中で復学するときは、ただちにその月分から納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第27条 退学、除籍または放学的場合であっても、その学期に属する分の授業料は納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた場合にも、その期間中の授業料は納付しなければならない。

(授業料未納者に対する処分)

第28条 授業料を第24条の規定に定めた期間中に納付しない者には、出席停止を命じる。なお、引続き怠る者は、第52条第3号による。

(授業料の免除および徴収猶予)

第29条 授業料は、別に定める基準により、免除または徴収猶予することができる。

2 徴収猶予による月割額は、所定額の12分の1とする。

第4節 聴講生

(聴講生)

第30条 本学の定める授業科目中特定の科目を選んで学習を願い出る者があるときは、収容力のある場合に限って考査のうえ聴講生として学習を許可することができる。

2 学習は、学期毎に許可する。

(聴講生出願資格)

第31条 聴講生は、選んだ授業科目を学習するのに十分な学力がなければならない。

(聴講生に対する試験)

第32条 聴講生は、学習した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願いによって証明書を交付する。

(聴講生の授業料等)

第33条 聴講生は、所定の入学検定料、入学料および授業料を所定の期間内に納付しなければならない。

第5節 研究生

(研究生)

第34条 本学において特定の事項について研究することを願ひ出る者があるときは、本学が適当とみとめ、かつ、支障のない場合に限り、研究生として許可することがある。

(研究生出願資格)

第35条 研究生は、選んだ事項を研究するのに十分な学力がなければならない。

(出願手続き)

第36条 研究生になろうとする者は、研究事項および指導教官名を記載した願書、履歴書および所定の入学検定料をそえ学長に願ひ出るものとする。

(許可)

第37条 学長は、当該教授会の議を経て研究生となることを許可する。

2 研究生の指導教官は、当該教授会の議を経てきめる。

第38条 研究生の許可は、毎学期のはじめとする。ただし、特別の事情があるときは、学期の途中においても許可することがある。

(研究生の研究期間)

第39条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、研究を継続しようとするときは、理由を付して学長に願ひ出るものとする。学長は、当該教授会の議を経て期間の延長を許可することがある。

(研究生の授業料等)

第40条 研究生は、所定の入学検定料、入学料および授業料を所定の期間内に納付しなければならない。

(研究に要する費用)

第41条 研究に要する実費は、別に徴収することがある。

第6節 外国人学生

(外国人学生)

第42条 本学に入学を志願する外国人に対しては、第2章第2節各条の規定に準じ、別に定める選考方法により入学を許可することがある。

第7節 公開講座

(公開講座)

第43条 特定の授業科目について、公開講座を開設することがある。

2 公開講座の日時、授業科目およびその単位等は、そのつど定めて公告する。

(聴講料)

第44条 一般受講者は、所定の聴講料を前納しなければならない。一度納付した聴講料は、返付しない。

(単位の認定)

- 第45条 受講者は、履修の認定を経て、願いにより証明書を受けることができる。
- 2 本学の学生が公開講座で合格して取得した単位は、正規の課程の単位と同様に取り扱う。

第8節 寄宿舎および厚生保健施設

(寄宿舎)

- 第46条 本学に、寄宿舎をおく。
- 第47条 寄宿舎に寄宿する学生は、寄宿舎に関し本学が定めた規則に従わなければならない。
- 2 寄宿舎に関する細則は、別に定める。

(入舎および退舎)

- 第48条 寄宿舎に入舎しようとする学生は、願書を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 退舎の場合も前項と同様である。

(寄宿料)

- 第49条 寄宿舎に寄宿する学生は、所定の寄宿料を所定の期日までに納付しなければならない。一度納付した寄宿料は、返付しない。

(厚生保健施設)

- 第50条 本学に、厚生保健施設をおく。
- 2 厚生保健施設に関する細則は、別に定める。

第9節 懲戒

(懲戒)

- 第51条 本学の規則を守らず、誓書に反する行為のあった者は、懲戒する。
- 2 懲戒は、謹慎、停学および放學とする。

第10節 除籍

(除籍)

- 第52条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- 一 在学期間が第61条第1項、第73条第1項および同条第2項に規定する期間をこえるとき。
 - 二 休学期間が第61条第2項および第73条第3項に規定する期間をこえるとき。
 - 三 授業料の納付を怠り、督促しても、なお、納付しなかったとき。
 - 四 死亡の届け出があったとき。

第3章 学部

第1節 入学志願資格、学科および学生定員

(入学志願資格)

第53条 学部に入學を志願する資格のある者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部大臣の指定した者
- 五 大学入学資格検定規程（昭和26年6月22日文部省令第13号）により文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者
- 六 その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(学 科)

第54条 理学部および工学部に、次の学科をおく。

理学部

数 学 科

物 理 学 科

化 学 科

応用物理学科

工学部

金 属 工 学 科

織 維 工 学 科

無機材料工学科

化 学 工 学 科

合 成 化 学 科

高 分 子 工 学 科

応用電気化学科

機 械 工 学 科

生産機械工学科

機械物理学科

制 御 工 学 科

経 営 工 学 科

電 気 工 学 科

電 子 工 学 科

電子物理学科

土木工学科

建築学科

社会工学科

2 学習課程については、別に定める。

(学生定員)

第55条 毎学年度の入学定員は、 人とする。

第2節 再入学、転入学および転学部

(再入学)

第56条 本学の学部を卒業した者、またはやむをえない事情で退学した者がふたたび入学を願い出たときは、収容力のある場合に限り、第16条の規定にかかわらず、考査のうえ、入学を許可することがある。

(転入学)

第57条 他の大学に在学している者で本学に転入学を願い出た者があるときは、収容力のある場合に限って学力、健康、その他について考査のうえ入学を許可することがある。

(転学部)

第58条 他の学部にて転学部を志願する者については、別に定めるところにより転学部を許可することがある。

2 転学部を志願する者は、在籍する学部長の許可を得て願い出なければならない。

第3節 授業科目、単位数および履修方法

(授業科目)

第59条 授業科目は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目とする。なお、中学校および高等学校の数学、理科および工業の教育者となる者のために、教職に関する専門科目をおく。

2 授業科目、時間数および単位数については、別に定める。

(学習申告)

第60条 学生は毎学期の始めに、その学期における学習計画および学習しようとする授業科目を申告して、許可を受けなければならない。

第4節 在学年限、履修の認定、卒業および学士号

(在学年限)

第61条 学部の修業年限を4年とし、6年まで在学することができる。再入学者または転入学者の修業年限は、過去に修めた授業科目および在学期間等を考慮して定める。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、引続き許可

するが、通算して3年をこえることができない。

(履修の認定)

第62条 授業科目履修の認定は、別に定める試験その他の方法によって行ない、これに合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業および学士号)

第63条 4年以上在学し一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目について124単位以上修得した者には、当該教授会の議を経て卒業証書を授与し、理学士または工学士の称号を与える。

2 前項の124単位中には、一般教育科目36単位(人文科学、社会科学、自然科学の各系列ごとに各3科目、各12単位)保健体育科目4単位および卒業研究の単位が含まれなければならない。

第64条 学習に関する証明書は、願い出により交付する。

第4章 大 学 院

第1節 課 程

(課 程)

第65条 大学院に、修士課程および博士課程をおく。

- 2 修士課程は、学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに広い視野に立って各専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、各専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第2節 入学志願資格、専攻および学生定員

(修士課程の入学志願資格)

第66条 修士課程に入学を志願する資格のある者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 文部大臣が前号と同等以上の学力があると認めたる者

(博士課程の入学志願資格)

第67条 博士課程に入学を志願する資格のある者は、志望専攻分野と関連ある課程を修了した修士の学位をもつ者とする。

(専 攻)

第68条 理工学研究科に、次の専攻をおく。

数	学
物 理	学
化	学

応用物理学
金属工学
繊維工学
無機材料工学
化学工学
合成化学
高分子工学
応用電気化学
機械工学
生産機械工学
制御工学
経営工学
電気工学
電子工学
建築学
原子核工学

(学生定員)

第69条 毎学年度の学生定員は、次のとおりとする。

修士課程	人
博士課程	人

第3節 再入学および転入学

(再入学)

第70条 本学の大学院を修了した者、またはやむをえない事情で退学した者が再び入学を願い出たときは、収容力のある場合に限り、第16条の規定にかかわらず、考査のうえ入学を許可することがある。

(転入学)

第71条 他の大学の大学院に在学している者で、本学の大学院に転入学を願い出た者があるときは、収容力のある場合に限り、学力、健康、その他について、考査のうえ入学を許可することがある。

第4節 授業科目、単位数、在学年限、および履習方法

(授業科目および単位数)

第72条 授業科目および単位数は、別に定める。

(在学年限)

第73条 修士課程の在学期間は2年とする。ただし、特別の事情のある場合は、さ

らに1年を限り在学を許可することがある。

- 2 博士課程の在学期間は3年とし、5年を超えることができない。
- 3 各課程の休学期間は、それぞれ1年を超えることができない。

(履修方法)

第74条 修士課程の学生は、授業科目30単位以上を履修し、研究論文の審査を受け、かつ、最終試験を受けるものとする。

- 2 博士課程の学生は、授業科目50単位以上(修士課程で履修したもののうち本学が認めたものを含む。)を履修し、独創的研究にもとづく研究論文の審査を受け、かつ最終試験をうけるものとする。

(履修規則)

第75条 各専攻における履修に関する規則は、別に定める。

第5節 履修の認定および学位

(授業科目履修の認定)

第76条 授業科目履修の認定は、試験または研究報告による。

第77条 学習に関する証明書は、願い出により交付する。

(学位)

第78条 本学が授与する学位は、次に掲げるとおりとする。

理学修士

工学修士

理学博士

工学博士

第79条 学位の授与については、別に定める東京工業大学学位規程による。

第6節 教員組織

(教員組織)

第80条 大学院における授業および研究指導は、学部ならびに研究所所属の教授、助教授および専任講師が担当する。

第7節 大学院教官会議

(大学院教官会議)

第81条 本学に大学院教官会議をおき、大学院担当教官で組織する。

- 2 大学院教官会議については、別に定める。

第5章 研究所

(研究所)

第82条 研究所に関する規則は、研究所ごとに別に定める。

第6章 研究施設

(研究施設)

第83条 研究施設に関する規則は、研究施設ごとに別に定める。

第7章 附属図書館

(附属図書館)

第84条 附属図書館に関する規則は、別に定める。

第8章 附属工業高等学校

(附属工業高等学校)

第85条 附属工業高等学校に関する規則は、別に定める。

付録 10

東京工業大学教授会通則（昭42.6.12 制定）

(目的)

第1条 この通則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第59条ならびに東京工業大学学則第9条第2項および第10条の規定にもとづき、東京工業大学におかれる教授会について規定することを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、当該学部または当該附置研究所に所属する教授、助教授および専任講師で構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、本学の基本方針に基づいて、教育、研究およびそれらの組織運営に関する重要事項を審議する。

2 教授会は、前項に掲げる事項のほか、法令によってその権限に属せしめられた事項ならびに学長の諮問した事項を審議する。

(会議の運営)

第4条 教授会は、学部長または附置研究所長が招集し、その議長となる。

2 学部長または附置研究所長に事故があるときは、当該教授会が議長の職務代行者を定める。

第5条 教授会が必要と認めた場合は、教授会構成員以外の者を列席させて、その意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この通則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、当該教

授会が定める。

附 則

- 1 この通則は、昭和42年6月12日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。
- 2 東京工業大学教授会規程（昭和35年3月9日制定）による教授会は、理工学部に学生が在学する間は、存続する。

東京工業大学評議会規則（昭42. 6.12 制定）

（目 的）

第1条 この規則は、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭和28年文部省令第11号）第8条および東京工業大学学則第10条の規定にもとづき、東京工業大学評議会（以下「評議会」という。）の組織および運営の方法を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- 一 学 長
- 二 各学部長
- 三 各学部の教授 2人
- 四 各附置研究所の長

2 前項第3号の評議員は、各学部の教授会において選挙するものとし、その手続きについては、各学部の教授会において定める。

（会議の運営）

第3条 学長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、そのつど評議員の互選によって評議会の会議の議長を定める。

第4条 評議会は、評議員の2分1の以上の出席がなければ開会することができない。

2 評議会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については別段の定めをすることができる。

第5条 評議会が必要と認めた場合は、評議員以外の者を評議会に列席させて、その意見を聞くことができる。

第6条 事務局長および教務部長は、常時評議会に出席する。

（その他）

第7条 評議会に関する事務は、事務局庶務部庶務課において処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか、評議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、評議会が定める。

附 則

この規則は、昭和42年6月12日から施行する。

付録 11

本学の教育に関する報告（昭41.12.19 複数学部制委員会小委員会）

複数学部制委員会は学部学生の教育実施上の諸問題を検討し、その大綱についておおよそ意見が一致したのでここに報告する。

〔審議の経過〕

本年7月以降本委員会は、理工学部を改組拡充して理学部と工学部を設置する場合の学部教育について検討をおこない、まず入学、一年次教育などの審議からはじめて、一年次学生の教育形態をとりあえず3案（E、F'およびG案）にしぼり、中間報告を教授会に提出した（41.10.12）。引きついで、3案に対する賛成または反対意見をとりまとめ教授会へ報告し（41.11.9）、それと並行して3案を1つにまとめるため審議をつづけた。

3案のうち、いずれを採用するとしても、3つの案に共通する基本方針や、それぞれの案の具体的内容を明らかにし、比較検討することが必要であることをみとめ、学部学生の入学、一年次学生の教育、一般教育および学科進学などについて、実施上の要項を取りまとめて、「教育体制に関する覚書」として教授会に報告した（41.11.9）。

さらに本委員会は小委員会を設けるなどして、教育実施上の組織について検討した。

以上の審議検討を経て、主として学部教育実施の措置について結論を得たので、それを教授会に報告することになった。

§1 学部学生の入学、一年次学生の教育、一般教育および学科進学について
学部学生の教育については

1. 全学一本の教育方針を維持する。
2. 現状からの変化は最少限必要な範囲に止める。

ことを基本方針とし、上記各事項の実施は、当面下記の各項によることとする。

ただし、将来十分検討がおこなわれ、変更した方がよいとの結論が出れば、変更することもあり得る。

1) 入学について

- 1-1 全学一本の選抜方法による。
- 1-2 科別、類別の選抜はおこなわない。
- 1-3 成績順に入学定員の合計数までとる。

2) 一年次教育について

- 2-1 一年次のカリキュラムは全学一本とする。
- 2-2 一年次の教育は、全学的に関与する。
- 2-3 正式の教養部は作らない。

3) 一般教育について

- 3-1 一般教育は4年間を通じておこなう。
- 3-2 一般教育の責任体制を確立する。

4) 学科進学について

- 4-1 学科進学は一年次の成績による。
- 4-2 可能な範囲で転学部をみとめる。

§ 2 教育実施上の組織について

学部学生が4年間で履修する授業科目ならびに取得する単位の配分を想定するなどして、教育実施上の組織について検討し、その結果おおよそ、次のような組織とすることとした。

1) 教育委員会

- a 評議会の専門委員会として教育委員会をおく。
- b 主として教育の方針、カリキュラム編成の原則などを審議する。
- c 大学院教育まで含めるかどうかは今後検討する。
- d 委員長は学長、学部長、研究所長を除いた評議員のうちからあてることとし、その選出は評議員の互選によるものとする。
- e 委員は各学部、研究所から選出する。

2) 共通科目教育会議

- a 共通科目の教育を実施するための重要事項を審議するため共通科目教育会議をおく。
- b ここでいう共通科目は仮称であるが、その内容は次のとおりである。
一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目。
- c 構成は次のとおりとする。

学長、学部長、教務部長、理学部の代表2人、工学部の代表5人、共通科

目担当教官。

- d この会議は通常毎学期1回程度開催するが必要に応じて臨時に開催する。
- e この会議は学長が招集し、議長となる。
- f 副議長をおき、
 - (1) 人文・社会科学科目，外国語科目，および保健体育科目担当教官の互選によるもの1人
 - (2) 自然科学科目および基礎教育科目担当教官の互選によるもの1人
 - (3) 教務部長
 とし、副議長は評議員となるように措置する。
- g この会議に常任委員会をおき、担当教官の選定，新任教官の選考方針，経費の使用，新規施設・設備の計画などを審議する。構成および運営などの細部は共通科目教官会議できめるが，副議長が運営の中心となるものとする。
- h この会議に関連する事務は教務課で担当する。

3) 学生の厚生補導のための組織

- a 学生の厚生補導は全学一本の方針にもとづいておこない，教務会議がこれにあたる。
- b 教務会議は教務部長，教務部委員（現行のとおり）および一年次の組分け講義担当教官の代表5人で構成する。
- c 一年次から四年次までの学生の厚生補導およびその身分に関する事項を審議し原案を作り，それにもとづいて各学部の教授会で審議し承認する。

§ 3 全学一本の教育について

全学統一の教育方針にもとづいて運営される場合の具体的な構想を次のとおりと考えた。

評議会の専門委員会として教育委員会を設けて，この委員会で教育方針ならびにカリキュラムの編成の原則を検討立案して，評議会に報告する。評議会はその報告にもとづいて審議し，全学統一の教育方針ならびにカリキュラム編成の原則を決定する。各学部はこの原則にもとづいて実施案を作り（学部間にまたがるカリキュラム作成などについては，両学部で協議する。）評議会に報告し，その了承を得た後実施する。

§ 4 一年次学生の所属について

§1～§3の各項を前提とし，一年次学生は理学部および工学部のいずれかに所属するものとする。

付録 12

東京工業大学の学内管理体制について(昭42. 1. 18 教授会)

評議会規則および教授会通則の原案を作成するにあたって、本学の学内管理機関の性格、職務権限について一応検討したので、その骨子を報告する。

いうまでもなく本学が複数学部を設置して実際の運営をおこなう過程で一方では良い慣行を作り、他方では常に職務権限などについて検討しながら学内管理機関の体制を確立してゆく努力がなされるものとする。したがってここに書いた学内管理機関の職務権限は、さし当って複数学部制に移行するため、必要最小限の管理機関について検討したものであり、現時点で考えるとすれば本学が今まで作り上げてきた慣習を大きく変えることは避けるよう配慮することは当然の措置であろう。

§1 学長

学長の職務権限については、学校教育法第58条には「校務を掌り所属職員を統督する」とあり、中教審の大学の管理運営についての答申(以下“答申”という)には「学長は、大学の管理運営の総括的な責任者である。したがって、大学全体の管理運営に関しては、責任をもって処理すべきものである。この場合、評議会その他の学内諸機関と連携をもちつつ全学の総合調整を図り、かつ、その指導的機能を果たすべきものである」とある。

また国大協の大学管理運営に関する意見(以下“国大協の意見”という)では「学長は大学を総括し、かつ大学を代表するものである」といい、かつ「学長の職務は専決に属するものを除き、評議会の議によっておこなわれる」として答申とことなる見解を表明している。

本学においては、学長はその職務をおこなう場合、研究と教育に直接かかわりのない行財政上の事項で学長の専決に属するもの(たとえば事務組織の運営、金銭の収支など予算の実際の執行、物品の管理など)であっても運営会議の議を経て執行してきたが、従来の慣行によって次のことは学長の権限によるものとされてきた。

- (1) 概算要求の最終的決定
- (2) 一般教育を担当する教官の定員の配分
- (3) 教官選考委員会を設置する発議
- (4) 教官自身の意志による退職または転任の承認

このような慣習はあるが、国大協の意見にかなり近い形で学長の職務がおこなわれてきており、今後もこの慣行は引きつがれるものと思われる。(ただし、

上記(3)は学部長または研究所長の職務となるであろう。

なお、答申にいうような学長の指導的機能を否定するものではないが、評議会の議長として、または議案を発議する立場から、指導的機能を果すことができるし、大学の最高責任者としての職務をおこなうことができるものとする。

§ 2 評議会

国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（以下“暫定規則”と略称する。）によると評議会は明らかに学長の諮問機関であるが、国立大学における慣習や、前記の答申、国大協の意見などを総合すると、多くの場合評議会の任務はおよそ次のようなものとするのが妥当である。

- (1) 大学の重要な事項についての意思決定
- (2) 学内諸機関の連絡調整
- (3) 学長の諮問事項についての審議

一方、種々の議論はあるが、大学は学部、研究所および大学院の3つによって構成されるというのが一般的な考え方である。大学院の場合は現在では学部または研究所のように予算をとまなう組織になっていないので、大学の構成要素として学部、研究所と同列に考えられないという意見もあるが、大学院のもつ重要性からすると少くとも将来の方向として大学の構成要素の1つと考えるべきであろう。

学部とは、ある専門分野における研究と教育をおこなう組織であって、大学の使命である研究と教育に直接責任をもち、この見地から学部の自主性が保たれることによって大学の自治が確立されるものといわれている。ただし、大学全体の有機的な運営をおこなう場合、学部の自主性との関連で最近多くの議論がなされているが、上に述べたような学部についての考え方を変えるのではなく、全学的な運営方法を検討するのが本筋であろう。

本学においては、

- (1) 全学一本の教育方針を維持する。
- (2) 一般教育に全学が関与する。
- (3) 施設の計画ならびに使用管理については全学的な方針にもとづいておこなう。
- (4) 良い研究環境を作り、教官の自主性にもとづく研究を助長する処置を全学的な立場で実施する。

などが従来の特長であり、複数学部になった場合、このような全学的な立場からの処置を必要とする運営は、評議会がこれにあたることは当然であろう。すなわち各学部、研究所および大学院などの組織の自主性を尊重しつつ評議会が調整し

で最終決定をおこなうため、おおよそ次のような運営の具体的方法を採用することが妥当であろう。

- (1) 教育、研究および施設などについて基本的方針を審議し、連絡調整をおこなうために評議会に専門委員会をおく。

専門委員会の委員長は評議会において、学長、および学部長を除いた評議員の中からえらぶこととし、委員は専門委員会ごとに各学部および研究所から評議員とは別に選出する。

- (2) 各学部および研究所の教授会で専門委員会に関連のある事項が審議された場合は、教授会の決定とする以前に、専門委員会委員長に報告し、基本方針の変更をとまうような重要問題は、専門委員会と、さらに評議会の審議を経て、承認された後教授会の決定として実施される。基本方針の変更を必要とせず、かつさほど重要でない事項は専門委員会の議を経て教授会決定とする場合もあり得る。

- (3) 評議会に大学院関係の専門委員会をおき、大学院の重要事項を総括的に審議する。

運営上の評議会と教授会との関連は上記の通りであるが、さらに全学的な総合調整を円滑におこない、全学の重要問題について全学教官が直接意見をのべ、かつ討議するため、全学教授会を設ける。(昭和41年6月22日教授会に提出した「東京工業大学の改組拡充計画を参照されたい。)

全学教授会は正規の学内運営機関ではないが、これを活用することによって他大学に例のない本学独自の運営方法を確立することができると考えられる。

付録 13

複数学部制委員会報告 (42. 5. 24 教授会)

本学の起源は明治14年東京職工学校設立にはじまり、以来86年間に、東京工業学校、東京高等工業学校、東京工業大学の変遷を経て今日に至っている。この間工業の発展のために必要とする工業教育をおこなうことに努め、わが国工業の発達に貢献してきた。

昭和4年大学の発足に当って採用された授業方針は「学生天賦ノ独創力ヲ涵養シ専攻セル技術知識ヲ誤リナク自由ニ使ヒコナス能力ヲ附与スルコトヲ眼目トセザルベカラズ。仍テ本学ニ於テハ根本学理ノ素養ニ重キヲ置キ、之ヲ活用シテ実地ノ間

題ニ関シ判断ヲ誤ラザル實際的有能ノ技術家ヲ作ルヲ本旨トス」と明記されている。

さらに戦後の学制改革では、刷新の目的を次のようにうたっている。「文化の他分野との関連においてなされる健全なる価値判断に従って、科学技術の絶えざる発展に努力すると共に、工業技術に志す自主的思考力と創造的能力とをもつ青年を養成し、もって世界文化の昂揚と人類福祉の増進とに寄与せんとす。」この目的を達するには次のような方針を採用するのが最も適当であるとしている。「学内各方面に於て教学修学、研究の自由を拡大し、その活動を昂揚し、特に研究的雰囲気を醸成し、この雰囲気の中に振起される学生の自発的研究意欲を誘掖指導し、もって創造的能力を有する技術者、研究者を育成する。」

このような目的方針にもとづいて刷新の具体的措置がいくつかなされているが、その中の学生の教育に関連する項目に次のようなものがある。「授業は学生の自学自修を誘導することを本旨とし、講義時間は最少限度に止め、演習宿題等を強化し知識の消化を確実ならしむること。」さらにつづいて「学生は、入学当初には共通的に工学の基礎たる科目を学習しつつ専門分野に対する概念を得、自己の志望と能力とに応じ自主的判断にもとづいて専門課程を選択し得る如くし、次で夫々の専門技術の基礎たる科目について徹底的訓練を受け、最後に教授の研究に参加する如くすること。」

このような基本的な考え方にもとづいて昭和20年9月に設けられた新学制委員会は、学内教育制度の刷新のために次のような措置をきめている。

- (1) 人文科学，社会科学，保健衛生，外国語等の授業科目の設置
- (2) 専門科目，および単位の改正
- (3) 学科制度の廃止，標準となる学習課程の設置
- (4) 2学期制度の採用

上記のように本学は新学制の先駆をなすような改革を終戦直後断行したのであるが、新制大学が発足して18年を経た今日、大学の教育、研究のあり方や管理運営の方法について再検討が必要であること、各方面から指摘されているところである。特に理工系大学では科学・技術の革新が進み、教育研究について改善を必要とする多くの問題が生じた。

本学でも、これらの再検討をおこない、さらに本学を将来どのような性格・規模のものとするべきかについて昭和38年以来、常置委員長会議、拡充計画委員会さらに複数学部制委員会で慎重に検討し、ある程度の成案を得るごとに教授会に報告し、討議をかさね、ようやく本年6月から複数学部制を実施することになった。

§1 複数学部を必要とする理由

本学はその歴史が示すように、わが国の社会情勢とくに工業の発展に即応して、

その時代が必要とする工業教育をおこなうため、職工学校、工業学校、高等工業学校、さらに大学といくどかの変遷を経てきた。

このような変遷を必要とした理由は上記のような外的な情勢の変化によって上級学校へ発展して行く条件が生まれ、さらに内的にはそれを推進する能力がつけかわれていたことによるものであって、本学の変遷は「発展のための脱皮」ともいうことができるであろう。

今回本学が複数学部制を採るに至ったのも、このような「発展のための脱皮」であって複数学部を必要とする理由はおおよそ次に記述するとおりである。

1. 教育、研究の発展のために

世界的な科学技術の飛躍的發展に対処するために、

- (a) 技術革新に即応して新分野の研究・教育が要請される。
- (b) 基礎的学力の育成が重要となり、そのためには理学および人文・社会科学分野の充実が必要となった。
- (c) 飛躍的に多数の研究者および技術者を必要とする社会的要請にこたえなければならない。
- (d) 理学および人文・社会科学と工学とが相互に協力することによって各々の分野における研究・教育を充実すると同時に、相互に関連する新分野の研究開発をおこなうことができるような体制を作る。

などの諸点を重要な課題として取り上げなければならない。これを実現するためには、講座および部門の多様性と数の増加が必至となり、それらを一学部に取り入れることは不可能である。さらに今後特に開拓しなければならない新分野を計画的に設けてその発展をはかり、かつ、教育・研究の改善のためには、責任ある中核組織が必要である。そのためには、本学に複数の学部をおくことが適切な措置であると考えられる。

2. 管理運営の改善のために

大学の管理運営上、複数の学部をおき、研究所とあわせて大学を構成することは、現行の単一学部の場合にくらべ多くの点で本学の充実発展に資するところが大きいと考える。即ち、その利点とされる主な点を列挙すれば次のとおりである。

- (a) 制度上研究所に所長がおかれていると同じように学部に管理運営上の責任者として学部長がおかれ、学長が学部長を兼ねる不合理が是正される。
- (b) 学部長の任務には法規的根拠があり、かつ、学部長に所属する事務組織が設けられるので、学部内の責任体制が確立される。
- (c) 学部単位の教授会となり、現行の教授会にくらべて構成員が少なくなり、

提出議題の焦点が比較的限定されてくるので実質的な討議をおこなうことが可能となる。したがって教官にとっては共通する議題が多くなり、そのために教官の参加度が大きくなるのが期待される。

- (d) 各学部が学問上の分野に応じて教育・研究を実施するための中核となり、現在よりも教育・研究を発展させる討議が多くなる。
- (e) 予算・定員・施設等の積算基礎などが有利となる。

§ 2 教育・研究の目標について

1. 本学の卒業生が科学者、技術者または教育者として、世界的に飛躍発展をつづける科学・技術を把握し、さらに進んで、専門の新分野を開拓するためには、それぞれの職場にあって、不断の学習が必要である。本学の伝統では工学教育が中心であったが、工学は理学を基礎として応用におよんだものであり、工学の基礎として理学教育は重要である。さらにまた、専門諸分野の調和ある発達をはかるためには、人文・社会科学と関連して総合的研究をおこなうことが必要であり、本学の教育に人文・社会科学教育は欠くことのできない要素である。学部における教育は、このような見地から、理学、工学、および人文・社会科学の三つの分野を支柱とし、その上に立って基礎的学力と創造的能力を育成することに主眼をおくべきである。さらに大学院にあっては、一層高度な研究と教育をおこなうことによって視野の広い専門家を養成する。

2. 技術革新と総合研究の必要性

現在異常な速さで進行している技術革新に即応するためには、理学および人文・社会科学と工学がそれぞれの分野における研究組織を充実するとともに、将来開発される科学技術の新分野は、これらの総合研究からうまれる可能性が極めて大きいので、本学においては、上記三分野の相互に関連する研究開発をおこなう体制を作ることが必要である。

3. 一般教育について

一般教育について重要なことは、新制大学発足当時考えられた「大学で修得した専門を通じて社会で活動し、その責任をはたすために高い教養をもち、専門に片寄らない視野を与える」という目標の実現である。このためには、本学としては、実情に即して専門教育、基礎教育、一般教育等の相互の関係を明確にし、科学技術の創造性への目を開かせ、あわせて専門分野と他の分野との相関について知見をひろめるとともに、よき社会人としての人間形成を目的として教育する。

§ 3 具体的措置

1. 設置する学部

本学に理学部、工学部および社会工学部を設置する。

理学部、工学部、および社会工学部は、前記のように、研究教育のために相互の連絡交流が必要であり、既設の総合大学にときとして見られるような学部間の障壁は、これを排除するような管理運営がなされなければならない。

1) 理学部について

本学の理学部は、自然の本質を探求するのはもちろんであるが、同時に工学の基礎となる理学分野をも含み、理学分野から工学分野に近接するために工学の総合研究をおこない、さらに工学分野の研究を協力するなどして、両者の境界領域を開発する分野を担当する学科をも増設してゆく構想をもつ。

2) 工学部について

本学の工学部は今後も工学の全分野にわたって強化充実をはかるものであるが、当面主として他分野との境界領域の開発を重視する。

3) 社会工学部について

社会工学部の構想は、次の2面が考えられる。

- (a) 基本方針で述べたように理・工学の専門分野の調和ある発展をはかるためには、人文・社会科学と関連した総合研究と教育をおこなうことが必要である。

そのためには、諸外国に数多くの例があるように理学および工学の学部と人文・社会科学分野の研究・教育を担当する学部とを併置するのが必要な措置である。

- (b) 社会の発展をはかるための責任ある施策をおこなうには、従来の社会科学の方法をもってしては困難であり、新しい総括的な科学的概念のもとで、社会の構造を分析し、社会の発展をはかる新しい科学技術の研究開発が必要である。

そのためには人文・社会科学分野から理・工学分野に近接する境界領域の開発研究が必要である。

2. 本学の管理運営について

いうまでもなく本学が複数学部を設置して運営をおこなう過程で一方では良い慣行を作り、他方では常に学内管理機関の職務権限などを検討しながら、その体制を確立してゆく努力がなされるであろう。次に書く学内管理機関の職務権限および相互の関係は、さし当って必要な管理機関の一部について検討したものであり、この場合、本学が今まで作り上げてきた慣習を大きく変えることは避けるように配慮した。

(1) 学長の職務権限

本学では学長がその職務を行なう場合、研究と教育に直接かかわりない行財政上の事項で学長の専決に属するもの（たとえば事務組織の運営、金銭の収支など予算の実際の執行、物品の管理など）であっても運営会議の議を経て執行してきたが、次にあげる事項は学長の権限によるものとされてきた。

- a. 概算要求の最終的決定
- b. 一般教育を担当する教官の定員の配分
- c. 教官選考委員会を設置する発議
- d. 教官自身の意志による退職または転任の承認

今後もこの慣行は引きつがれるものと思われる。（ただし、上記cは学部長または研究所長の権限となるであろう。）すなわち本学の慣行によって学長の権限によるものとされてきた上記の場合を除いて、学長の専決に属するものの執行にあたっては評議会の議を経るものとする。

(2) 学部の性格と学部教授会の任務と権限

学部には、それぞれ学生が所属するから学部は当然学生を教育する責任がある。ただし、本学に設けられる学部の間には、いわゆる総合大学においてみられるほど大きな学問分野のちがいが無い。

したがって、学部間の協力が得られるならば統一した方針のもとに本学の特長を生かして研究・教育の目的を十分に達成することができる。

(3) 評議会と学部教授会の関係

評議会と学部教授会は、ともに大学自治の強化保障のための必置の機関であり、この意味で両者の関係を一言で言うならば、複数学部制の大学における総合的な自律機関が評議会であり、学内における各学部の自律機関が各学部教授会と心得る。

3. 学部と研究所との関連について

学部と研究所は全学の統一方針のもとで研究・教育をおこなうための相互の協力が必要である。その協力体制については現状を尊重してこれを維持するように努める。

4. 一般教育の実施について

前記の一般教育の目的を達成するためには、その教育には全学の教官が関与することが必要であり、他方一般教育実施の責任体制を明らかにするとともに、助手等を含めた教官組織を確保し、教官の研究活動の強化をはかる。

このことは、基礎教育科目についても同じように配慮されるのはもちろんである。

5. 学部学生の入学、1年次学生の教育、一般教育および学科進学について

学部学生の教育については

1. 全学一本の教育方針を維持する。
 2. 現状からの変化は最少限必要な範囲に止める。
- ことを基本方針とし、上記各事項の実施は、当面向記の各項によることとする。ただし、将来十分検討がおこなわれ、変更した方がよいとの結論が出れば、変更することもあり得る。
- 1) 入学について
 - 1-1 全学一本の選抜方法による。
 - 1-2 科別、類別の選抜はおこなわない。
 - 1-3 成績順に入学定員の合計数までとる。
 - 2) 1年次教育について
 - 2-1 1年次のカリキュラムは全学一本とする。
 - 2-2 1年次の教育は、全学の教官が関与する。
 - 2-3 正式の教養部は作らない。
 - 3) 一般教育について
 - 3-1 一般教育は4年間を通じておこなう。
 - 3-2 一般教育の責任体制を確立する。
 - 4) 学科進学について
 - 4-1 学科進学は所属する学部に関係なく1年次の成績による。
6. 共通科目教官会議について
- a 共通科目の教育を実施するための重要事項を審議するため共通科目教官会議をおく。
 - b ここでいう共通科目は仮称であるが、その内容は次のとおりである。
一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、教職学科目
 - c 構成は次のとおりとする。
学長、学部長、教務部長、理学部の代表2人、工学部の代表5人、共通科目担当教官
 - d この会議は通常毎学期1回程度開催するが必要に応じて臨時に開催する。
 - e この会議は学長が招集し、議長となる。
 - f 副議長をおき、
 - (1) 人文・社会科学科目、外国語科目、保健体育科目および教職学科目担当教官の互選によるもの1人
 - (2) 自然科学科目（図学を含む）および基礎教育科目担当教官の互選によるもの1人

とし、副議長が評議員となるように措置する。

- g この会議に常任委員会をおき、担当教官の選定、新任教官の選考方針、経費の使用、新規施設・設備などを審議する。構成および運営などの細部は共通科目教官会議で定めるが、副議長が運営の中心となるものとする。
 - h この会議に関連する事務は教務課が担当する。
7. 全学教授会について

本学が長年にわたって努力し、きずき上げた特徴を維持するために、全学問題について広く全学教官の意見発表および討議の場として全学教授会をおく。全学教授会は毎年2、3回開催するものとし、学長が招集し、議長となる。

付録 14

複数学部制になった場合の常置委員会について（昭42. 5.24 教授会）

常置委員長会議は本学に複数の学部が設置された場合の、現行の常置委員会について検討し、一応次のような考えに到達したので報告する。

1 教育委員会について

各学部それぞれの教育について検討するために、現在の教育委員会に相当する組織が作られるかどうかは今後各学部の教授会の意向によることであるが、各学部と共通科目教官会議で審議される教育方針、カリキュラムの編成、あるいは教育実施のための問題などについて連絡調整するための機関が是非必要であると考える。これをここでは仮に教育委員会ということとする。教育委員会は評議会の専門委員会ではないが、全学一本の教育方針のもとに教育を行なう建前から評議会と連絡する必要があるので、評議会は評議員の中に教育関係の担当者を設け、常時教育委員会に出席して審議の状況を知り、あるいは評議会から審議を依頼するなど考慮することが望ましい。

1. 構成 本年度複数学部の発足に当っては次のような構成とする。

- | | |
|-----------------|------|
| a. 理学部から選出される委員 | 3人 |
| b. 工学部 | ” 6人 |
| c. 共通科目教官会議 | ” 4人 |
| d. 研究所 | ” 4人 |
| e. 教務部長 | |

2. 委員長は委員の互選

2 施設委員会について

本学のキャンパスおよび施設の将来計画について全学的に検討して、それによって評議会の審議に資し、かつ施設の適正な利用について連絡調整を行なうため施設委員会を設ける。これと評議会との関連については教育委員会と同様に考える。

- | | | |
|-------|-----------------|------|
| 1. 構成 | a. 理学部から選出される委員 | 3人 |
| | b. 工学部 | ” 6人 |
| | c. 共通科目教官会議 | ” 2人 |
| | d. 研究所 | ” 4人 |
| | e. 厚生補導関係 | ” 1人 |
| | f. 教務部長 | |

2. 委員長は委員の互選

3 研究委員会について

本学の研究方針、研究体制、資料調査、研究設備の拡充等について全学的に検討する組織が是非必要であるが、これの任務などについては複数学部が設置された後に、学内の諸機関で十分検討されてその具体的構想をきめた方がよいと考える。

しかし、科学研究費申請、学内協同研究、工業所有権の取扱、共通設備の管理運営についての全学的な委員会が必要なので、とりあえず次のような構成による研究委員会を設ける。これと評議会との関連については教育委員会、施設委員会と同様に考える。

- | | | |
|-------|-----------------|------|
| 1. 構成 | a. 理学部から選出される委員 | 3人 |
| | b. 工学部 | ” 6人 |
| | c. 研究所 | ” 4人 |

2. 委員長は委員の互選

付録 15

大学院の運営（昭42. 5. 31 教授会）

複数学部制委員会報告

1. 研究科について

当分の間、単一の研究科をおくこととし、研究科を複数とするかどうかは、学内

の大学院の管理運営組織で今後慎重に検討する。

現在多くの大学では学部と研究科とが対応する形がとられているが、国大協で各大学について調査した結果によると、大学院を持つ大学の中には学部と研究科を必ずしも対応させる必要がないという意見がある。本学でも原則的にこのような態度を表明している。学部と研究科が対応している場合は、学部教授会で大学院の運営をおこなうことによって、学内管理運営組織を単純にする利点があるが、研究科の受持つ専門分野を固定化し、大学院の発展のため、どんな専門分野を基礎とする研究科を作るべきかという検討の自由度が少なくなり、かつ大学院の発展拡充のために制度化して学部と別な運営組織を作るといふ構想の障害となる。

さらにまた、大学院の拡充のために学部と大学院研究科とを対応させた方がよいという考えになった場合は、学部の専門分野やその形態について十分な検討が必要であり、本学の学部設置にはこのような検討がまだ不十分であると思われる。

以上の理由により、本学では当面現在の理工学研究科一つとして、学部の検討などを十分行なって、その上で研究科を単一にするか、あるいは複数とするかを決定することが正しい措置であろう。

2. 大学院の運営組織について

本学は大学院の運営についてはこれまでの方針を大きく変えることなく、当分次のような運営組織とする。

(1) 専攻の教官会議

- | | |
|------|--------------------------|
| 構 成 | 専攻に所属する大学院教官 |
| 職 務 | (a) 専攻の研究、教育ならびに運営のための審議 |
| | (b) 学位論文の審査 |
| | (c) その他必要な事項の審議 |
| 専攻主任 | 各専攻に専攻主任1名をおく。 |
| | 専攻主任は専攻の教官会議を招集し、議長となる。 |

(2) 大学院教官会議

- | | |
|-----|------------------------------|
| 構 成 | 全大学院教官 |
| 職 務 | (a) 学位授与に関する審議 |
| | (b) 大学院教官の選考 |
| | (c) 専攻の新設、改廃などの審議 |
| | (d) 研究科の研究、教育および運営に関する事項の審議 |
| | (e) 学生の入学、課程の終了および身分などに関する審議 |
| 議 長 | 大学院教官会議の議長は学長とする。 |

大学院教官会議の審議に資するために、大学院委員会をおく。大学院委員会

は専攻主任で構成し、互選によって委員長および副委員長をきめる。

(3) 評議会

大学院に関する重要事項、たとえば

- (a) 大学院の将来計画
- (b) 大学院の制度および施設、設備の改善整備
- (c) 研究科の設置

などは評議会で審議する。

付録 16

教官選考について (昭42. 5. 31 教授会)

複数学部制への移行にあたって、^{注1)}教官選考方法をどのようにするかを仮設評議会
で検討した際、本学で現在おこなっている教官選考は慣行によって実施されており、
規程ないし申し合せの形に明文化していないので、慣行によっておこなわれている
ものを書いてみる必要があるという意見が多かった。

本学の、教官選考方式は戦後学内刷新の一環として教授総会で審議をし、実施し
つつ、その経験にもとづく検討を積重ねて作ったものであって、細部については了
解の相違などがあると思われるが、おおよそ次の通りである。

注1 ここにいう教官とは本学の教授、助教授および常勤の講師である。

1. 定員の配置について

(1) 講座または部門関係

講座、部門の新設による定員は、その講座、部門が所属する学科、研究施
設および研究所に配置する。教官の退任によって生じた欠員についても同様
にする。

(2) 学科目関係

一般教育等担当教官の定員があらたに生じたとき、または欠員を生じた場
合は、それらの定員を一般教育等の^{注2)}いづれの方野に配置するかは学長がきめ
る。

注2 一般教育、外国語、保健・体育、教職学科目および低学年共通実験

2. 教官選考委員会設置の申出

前項によって生じた定員によって教官を選考する場合は、定員を配置された
専攻分野の関連教官3名以上の同意を得て^{注3)}文書により、教官選考委員会の設置

を希望する旨を学長に申し出る。その際選考する教官の専攻する分野を併記する。

注3 教官の定員が少く、かつ講座、部門制が確立されていない場合は、関連分野の教官の協議によって実施されていたが、最近では、学科、系または研究所などで審議される場合が多いようである。

3. 教官選考委員会の設置

学長は、前項の申し出にもとづいて、定員関係、教官の専攻する分野などを全学的な立場で検討し、その申し出が妥当であるとみとめた場合は教授会にはかり、その同意を得て教官選考委員会を設置する。選考委員会の構成は、教授の選考の場合は教授のみ、助教授または講師を選考する場合は教授、助教授および講師とし、教授会で全学教官中から5人を選出する。ただし、特別の必要がある場合は、教授会の同意を得て、構成員を5人以上にすることができる。

4. 候補者の公募について

教官選考委員会が成立した場合、委員長はその旨を学長に報告し、かつ候補者の推せんについて公示する。公示期間は少くとも2週間とする。

5. 候補者の決定について

委員会は、公示によって推せんされたもの、および選考委員によって推せんされたものについて審議し、単数の候補者を決定して学長に報告する。

(学長は、その審議の途中において必要ある場合は委員会に報告をもとめることがある。)

6. 教授会の選考について

教官選考委員会の委員長は、学長の承認を得て教授会に報告する。教授会は、その報告にもとづいて可、否の投票を行なう。この場合の投票は、教授選考の場合は教授会構成員中の教授のみ、助教授および講師の選考の場合は構成員全員が行なう。教授会の決定には、過半数の賛成を必要とする。

付録 17

理工学部学生の身分取扱方法について(昭42. 5. 31 教授会)

1. 昭和41年度以前に入学した学部学生の所属学部は、別段の定めがない限り、複数学部制発足後も、従前どおり理工学部である。しかし、従来の教授会は今後定例的には開かれないので、学生の休学・復学等、比較的頻繁に生じ、かつ緊急を

要する教務関係の事項については従来の教授会は理学部または工学部の教授会にその審議を委託する。

2. 前項の方法によって、理工学部学生の身分を審議する区分は下記のとおりとする。
 - (1) 学科に所属している学生（仮所属を含む）については、所属学科の属する学部の教授会
 - (2) 昭和41年度以前に入学し、まだ学科に所属していない学生については、本人の希望する学部の教授会
3. この決定を学生に周知させ、かつ必要な場合、学生の希望を聴取することに関する具体的な措置は教務部長に一任する。

付録 18

教務会議の移行措置について（昭42. 5.24 教授会）

1. 教務会議の所掌業務は中断できないので移行措置を考慮しておかねばならない。
2. 教務会議の構成は理工学部の改組に伴いどうしても変更しなければならない部分は少ないので、しばらく存続させ、適当な時期に規則を定める。とりあえずは構成員中で教育委員として参加している教官につき、もし必要なら交代を考える。
3. 教務会議の3つの部会は次のように扱う。
 - (1) 一般基礎教育部会——共通科目教官会議の常任委員会が発足すればそこに業務を移管して当分休会とする。
 - (2) 専門教育部会——教育経費の配分方針等をこの部会で審議するということがなれば開くが、まずは当分休会としておく。
 - (3) 厚生補導部会——教務会議に関する新しい制度ができるまで現行どおりの体制で継続。
提案は理学部教授会に対しては教務部長、工学部教授会に対しては佐藤主査が行ない、これを以て東京工業大学教授会への提案に代える。
 - (4) なるべく早い時期に新しい教務会議の構想を検討し組織を制度化する。
この検討の機関として、現行の厚生補導部会から若干名の委員を出し、これに理・工両学部長（あるいはその指名する教官）を加えた委員会をつくる。

第5章 大学紛争と大学改革

第1節 大学紛争前史

昭和40年代前半のわが国のほとんどすべての大学で、その歴史上特筆されるべき事件は、いわゆる「大学紛争」であろう。紛争の直接的原因は各大学によって異なり、大学キャンパスの移転（たとえば、東京教育大学の筑波移転等）、学生寮の管理（たとえば電気通信大学、東京外国語大学、京都大学、神戸大学、本学等）、学生処分（東京大学、大阪大学等）に端を発したものが多し。しかし、紛争の真因はより根深く、それは昭和20年の敗戦から昭和30年代までを通じての政治・社会の諸体制の変化にはぐくまれていた諸矛盾に対する学生の反発にあったと考えられる。

大学紛争の根底にある要因について、中央教育審議会答申の「当面する大学教育の課題に対するための方策について」（昭和44年4月）では、次の3点をあげているが、ほぼ妥当なものと考えられる。第1には、世代による価値観の相違、更には世代間の対立の意識である。それはこの時代までの社会の急激な変化とマスメディアの発達が「世代間の闘争」をまで刺激をし、更に大学生の著しい量的膨張、都市生活の孤独感からのがれて集団に帰属感と充実感を求める傾向が、いわゆる「スチューデント・パワー」に結集された。

第2に、戦後のわが国社会の特質としての伝統的権威の崩壊と民主化の過程のなかで、権利意識の高揚、責任感の軽視、イデオロギーの対立による社会生活各般における過度の政治意識、青少年の訓育に対する成人の自信喪失と過保護などにより、青少年の自己主張の態度・行動力が育った反面、責任転嫁と自己統御力の不足が目立つ点があげられる。

第3には、戦後学校教育界の思想的混乱、大学入学者選抜試験にかかわる高等学校以下の教育のひずみ等が、青少年の人間形成をゆがめてきた一

方、それに対応する制度の改革、教育内容・方法の改善および教育条件の整備が立ち遅れ、学生の不満が蓄積されてきていた。

更にこの「答申」で、「大学の特異な構造に由来する混乱の原因」として、大学関係者が、伝統的な大学のあり方を維持できないと感じながらも、新しいあり方の見通しがはっきりしないという苦悩のあったこと、大学が管理者、教員、職員および学生という異質な構成員からなる多元的社会であり、しかも大学は一面公共的管理のもとにある社会的機関であり、かつ学術研究者の自由な活動の場でもあり、更に知識・技術や資格を付与する機関であり、師弟と学友の教育的な人間関係の場でもあるという、多面性をもつということが、一面的なとらえ方による大学像の把握の混乱を招いたことを指摘している。

このような戦後の政治・経済・社会および大学の変化に対する学生の反発運動は、かなり早い時期から、特に左翼系学生集団によって行われてきた。すなわち、全国的な学生運動組織は、昭和23年の大学授業料値上げ反対運動を契機に結成された「全日本学生自治会総連合」（これが「全学連」と略称された）に結集され、それは全国329校、約25万人の学生が参加し、次第に連合軍の占領政策に反対する政治運動に傾斜していったのである。昭和25年5月のイールズ声明反対運動、同年10月のレッド・バージ反対闘争等がこれである。

本学においても、たとえば、昭和27年4月「破壊活動防止法案反対」の運動で学生大会が開かれ、同年5月1日のメーデーに際しての皇居前広場における警官隊との衝突事件に関連して、本学の学生が容疑を受けた事件があった。

昭和30年代に入り、理工系大学である本学の学科新設・学生増募等による膨張が急激であったことは前章で論述したところである。しかし、それに対応する大学による学生の掌握は、かなり手薄にならざるをえなかった。特に学生の厚生施設の充実は立ち遅れ、また低学年教育等も、教官の増員が不十分なため、多人数教育にならざるをえないという状況に陥っていたのである。

昭和35年6月の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保

障条約」の改定（昭和26年条約の改定，俗に「新安保条約」の締結という）にかかわる反対運動（いわゆる「安保騒動」）は，国民全体の規模に達し，ついにその条約成立とともに岸内閣が退陣するという事態にまで立ち至った。本学においても学生は「東京工業大学全学集会」をもったが，深刻な状況に立ち至らず経過した。

折しも昭和37年7月25日付で，文部省の「学徒厚生審議会」（会長 山政道氏）は荒木万寿夫文部大臣宛に「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」という答申を行った。この答申の内容は，学寮のもつ基本目的を学生の主体的な人間形成という教育面におき，併せて経済生活における援助の意義を認め，その管理運営に対して大学が責任をもち，具体的方針と内容を明確に決定すべきであるとしている。また学寮の自治については，寮生の自主性の尊重と共同生活の自律的運営についての教育的意義を強調している。そしてその管理責任を果たし，かつ学寮自治の教育的効果をあげるため，両者の関係の基本的な事項を学寮管理規則に明記すべきであるとしている。

更に経費負担区分については，一般的には大学が負担するのが適当と認められる経費として，施設・設備の新営・補修費，管理・運営の職員の人件費，業務処理のため必要な人員の人件費（たとえば保健婦，栄養士，調理士などの人件費），共用の光熱水料等をあげ，寮生が負担するのが適切な経費として，私生活のための光熱水料，食費の直接費，寄宿料をあげている。

この答申は，実は当時の大学学生寮が，その収容能力も希望者の約50％程度しかなく，特に施設として極めて劣悪なものが多く，建設後30年以上を経過したものが約3分の1という状態であったことから，大学の管理責任を明確にし，学生自治の教育上の効果を尊重して，施設の抜本的な整備を期待したものであった（同答申第4，学寮の施設の計画参照）。

この答申に基づき文部省は「学寮整備の長期計画の立案」について，各大学に意見を求めてきた。本学もこれに応じて，昭和37年10月に「学生施設専門委員会」を組織し，施設委員会，教務部委員会および運営委員会委員のなかから，学長指名による専門委員が任命された。

同専門委員会の審議結果は、昭和38年2月の運営会議において、主査であった当時の教務部長佐藤一雄教授から学長宛に報告された。「本学学寮の基本方針およびその整備目標について」がこれである（本章付録1）。

この報告書の骨子は、第1に、学寮の設置の意義・目的として学生の人間形成に対する教育的意義と、学生の生活に対する経済的意義の二つがあげられるが、前者を重視しなければならないこと、第2に、入寮者の範囲については、主として教育的見地から、低学年（1～2年次）の希望者を全員入寮させるべきこと、第3に、管理運営については、学寮に対する大学の管理運営上の機能と責任を明確にするため学寮規則を制定する必要があり、他方学寮の自治的運営のため学寮自治規則を整備する必要があること、第4に、経費の負担区分については、大学（国費）と寮生の負担区分を明確にする必要があること等を説いている。

一方、学寮の整備計画としては、1～2年次学生の希望者全員を収容するため最小限度750名の収容能力が必要であるが、現状が4寮で270名にすぎず、しかも甚だしく老朽荒廃している現状にかんがみ、これを段階的に整備・充実することが現実的であり、学外に敷地を求める必要があること、しかしこの学外寮が予算上困難な場合には、老朽化して緊急整備の対象となっている向嶽寮を建て直すことが提案されている。

ところで、昭和38年から40年にかけては、本学では、前章で述べたように、学部拡充計画からそれに続く複数学部制の実現に関する議論が最も盛んであった時期であり、このような学寮整備問題に関する答申をうけながら、これを早急に処理していく努力がなされなかったことが、後の本学の紛争が学寮問題に端を発する原因となったといえる。

第2節 新寮建設問題と交渉の決裂

本学では、前述した「学寮整備計画」に基づいて、昭和41年2月に「学寮計画委員会」を設置し、寮生と協議を続け、その結果、昭和41年度以後、恩田地区に、完成時点で300名を収容する鉄筋コンクリートの新寮を建設することとなり、その第1期工事が41年4月から開始された。それと同時に、向嶽寮の北寮の約半分を取り壊すこととなったが、寮生の要求によって、学内にも高学年用の新寮を建設することとなり、大学の立案した学寮整備の計画をめぐって、当時の教務部長であり、かつ「学寮計画委員会」代表の川上正光教授と、寮生側の「新寮実行委員会」委員長の安楽岡頭との間に「覚え書」がかわされた。その全文は付録2のとおりである。

この「覚え書」(昭和41年3月18日)によると、高学年用学内新寮は緑が丘地区西北部に最低収容人員100名とすること、この新寮建設まで如月寮を残すこと、現在の寮生は必ず収容し、また現在の新入生定員だけの寮生を毎年新入生から募集すること、学寮規則について学生側と合意に達するまで話し合うことが定められ、これらの事項を教授会が承認すれば、寮生側も大学の「学寮整備計画」(付表の日程計画を含む)を認めることになっていた。なお、この「覚え書」の内容は、同年3月23日の教授会で承認され、また3月24日の寮生総会でも承認された。

かくして、本学はこの長期計画に従い、昭和41年度および42年度にわたり、恩田新寮を建設し、向嶽寮(正式名はこれであるが、学寮規則では向岳寮となっている。以後向岳寮とする)を41年4月から43年度末までに取り壊し、かつ学内新寮を高学年用として建設するという、学寮整備計画の実現に手をつけることとなったのである。

そこで残されていた「学寮規則」について、寮生側と更に協議が続けられ、昭和41年6月に「東京工業大学寄宿舍規則」がようやく教授会で承認されることとなった。この「寄宿舍規則」は、本学学寮の長年の実績を踏まえ、かつ文部省の要望していた管理責任をも明確にして立案された苦心の作であり、学寮自治の実績をも尊重し、入退寮や経費の負担区分等につ

いて学生の負担額の増加を来さないような配慮が、「解釈」として付け加えられていた。これを寮生側も承認して、規則が制定されたのである（付録3）。

その後も、寮生の経費負担について、当時設置されていた「学生施設専門委員会」と寮生との協議が続けられ、特に大学側が負担しうる職員の定員について、大学としても最大限の努力をしてきていた。しかしこの時期あたりから、本学にもいわゆる「三派系全学連」の学生運動が活発化してきており、学友会執行部の指導権がこれらの活動家学生によって次第に左右される傾向にあった。なお、ここで「三派系全学連」とは、革共同マル学同中核派、社青同解放派反帝学評、共産同社学同諸派（この中に社学同ML派と社学同統一派とがあった）の3派をいうものであった。

事実昭和42年7月14日、本学講堂において「三派系全学連」の大会が開催されていたし、また同年8月31日には、ある学位申請論文発表会に対して、学友会執行部が妨害を行うという事件が発生した。更に42年11月12日、当時の佐藤首相の訪米阻止運動に関連して、本学学生が数名逮捕されたり、本学に他大学の学生が宿泊するという事件が発生していた。国立大学協会が会長大河内一男氏の名で、学生の暴力的行動について「会長談話」を発表し、その自覚を促したのも、この時期である（昭和42年10月28日発表）。

さて本学では、昭和42年4月に予定されていた恩田新寮の開設が約3週間遅延したことから、「この間の寮生の経済的負担を補償せよ」という要求が起り、それは学長および教授会の謝罪要求にまで発展した。この事件は、大学側の手落ちもあったことは認められるが、従来の良識ある学生であれば、大学の釈明を当然受け入れていたはずである。しかし、すでに寮生の背後に有力な活動家学生の力が及んでいたのであって、事態が簡単には解決しえない情勢にあったのである。

昭和43年に入って、「三派系全学連」の活動は一層活発化した。1月には本学でも米国軍艦エンタープライズ号の佐世保入港阻止運動の集会があり、2月には、寮生の電灯料支払拒否運動が生じた。しかし本学にとっても、新設された社会工学科の建物を緑が丘地区に建設することについて、文部省と協議する必要がある、向岳寮の取り壊しの促進は緊急の問題となって

いた。そこで昭和43年4月には、運営会議において、新たに「学内新寮建設準備会」をもつことが提案され、その解決に手を打とうとしていた矢先、5月2日に向岳寮南寮766平方メートルの建物が火災により焼失した。

この向岳寮焼失の原因は、今日判明しているところでは、外部者の無断宿泊による失火という明らかに寮生側の自治の無責任さにある。しかも、大学としては教官の寄付により36万円を見舞金として寮生に送ったほどである。しかし寮生側は、これを一方的に大学側の責任とし、学長の責任を追及してきた。そして、ついに5月13日の「新寮実行委員会」と学長との交渉において、「被災者の損害補償、プレハブの建設、向岳新寮の既定方針通りの建設」を記した文書に学長の確認を強制したのである。かねてから病状をおしてその重職を果たされてきた實吉学長は、ついに病のために倒れ、入院される身となった。



斯波 忠夫学長
昭43.10.12~44.5.27
(43.8.5~10.11学長事務取扱)

大学執行部は、このいわゆる「学長確認書」の取り扱いをめぐり苦悩した。他方、向岳寮の火災焼失のため、学内新寮建設の文部省への予算要求は極めて困難な事態となった。しかし、この事態を何とか打解すべく、7月に入って新たに「新寮建設特別委員会」を組織し、委員長に工学部浅枝敏夫教授、副委員長に理学部沢田正三教授が任命された。そして8月10日学長事務取扱となった斯波忠夫教授を中心に、評議会メンバーが一丸となって、学寮問題に取り組むこととなったのである。

ここで斯波忠夫学長の略歴を述べておきたい。

斯波忠夫氏は、明治41年4月9日東京府に生まれた。昭和8年3月東京帝国大学理学部化学科を卒業後、東京工業試験所の常勤嘱託、技手、技師を歴任されたが、昭和17年2月東京工業大学講師を嘱託され、同年5月兼任で助教授となられ、昭和18年9月には専任助教授となられた。また、昭和19年9月からは燃料科学研究所員を兼任された。昭和28年12月1日東京工業大学から工学博士の学位を授与されている。

戦後は応用化学系運営幹事、運営委員会委員等を歴任され、昭和28年12月教授に昇任された。その後も各種学内委員会委員、学科主任、附属図書館長等を歴任され、外では石油学会理事、学術奨励審議会専門委員・同委員、日本工業標準調査会臨時委員、工業技術協議会臨時委員等の職を果たされた。昭和43年8月5日付で、實吉学長の辞意表明により学長事務取扱となられ、同年10月12日に大学長に選出されたのである。

さて、この時期において学外における学生運動は、過激な行動にエスカレートする一方であった。そして、本学にも中核派を中心とする外部の学生が大挙して宿泊するという事態が起きてきた。また10月21日、「反戦デモ」に関連して新宿騒擾事件が発生した。このような険悪な事態のなかで、寮生を代表する「五寮委員会」と、新寮建設特別委員会との交渉は丹念に続けられていた。その経過については、「新寮建設特別委員会概要報告」（昭和44年1月16日、委員長浅枝敏夫）に詳細に述べられている。

この報告書では、43年5月の向岳寮の火災以後の事態の收拾について、評議会メンバーおよび厚生補導委員会のメンバーが、7月5日と8日の両日にわたり交渉した結果、7月22日から、寮生代表としての五寮委員会と新寮建設特別委員会が討議を開始した旨記されている。その中心問題は、①新寮の概算要求順位、②新寮に適用する規則、③火災に対する今後の処理、④向岳寮生の立ち退きの時期であった。その結果、8月21日斯波学長事務取扱より文部省に対し、新寮要求順位を緊急第1順位に変更する旨申請し、更にこの予算獲得のため文部省と十数回にわたり折衝するという努力を続けた。そして11月21日、第8回目の会議で、次の覚え書が交わされたのである。

覚 え 書

五寮委員会は文部省に提出した規則（覚え書含まず）は、予算獲得のためであると考え、新寮建設特別委員会はそのためのみであるとは考えていないという相違点はあるが、8回にわたる話し合いの結果、両委員会は下記のことを確認する。

記

新寮に適用する規則は昭和41年7月にとりかわされた覚え書の精神にもとづいて別につくるものとする。但し、それができるまでは恩田寮と同様に覚え書と東京工

業大学寄宿舍規則（昭和41年6月制定）を覚え書の精神にもとづいて運用するものとする。

昭和43年11月21日

新寮建設特別委員会委員長 教授 浅枝 敏夫
五寮委員会委員長 高橋 昌嗣

この覚え書に基づいて新寮の文部省予算が確定されることが確実になったのである。

しかしながら12月に入って、一部の寮生はこの五寮委員会と新寮建設特別委員会との交渉経過を不満とし、12月15日の寮生総会（これは当日は定足数不足の会合であったのに、「各寮の了解をとりつけた」と称していた）で、11月21日付の覚え書を否決した旨、翌44年1月13日に、五寮委員会の西多喜男新委員長から連絡してきた。この間の寮生側の動静は必ずしも明確でないが、要するに、その後の交渉をも拒否し、東京外国語大学、電気通信大学に呼応して「〇管規撤廃」闘争に決起することを決議したということから察して、裏面に過激派学生が暗躍し、五寮委員会の実権を掌握したことがうかがえる。そして1月13日夜に、五寮委員会主催による、学長を含む新寮建設特別委員会と寮生との「団交」を要求してきたのである。なお当時「団交」と称された協議方式は、いうまでもなく「団体交渉」の略称であるが、それ自体すでに暴力の威圧を伴った学生の主張の一方的押しつけ交渉方式で、「大衆団交」とも称された。大学としては、あくまでも新寮建設特別委員会と五寮委員会との交渉を希望したが、これは全く受け入れられず、やむなく、1月14日午後全学教授会を開催して、1月17日午後5時から学長と寮生との交渉をもつこととした。

なお、ここで「〇管規」とは、前述した文部省の「学徒厚生審議会」が行った昭和37年の答申「学寮の管理運営の改善及び整備について」をもとにして、文部省大学学術局で学寮管理運営規則の雛型として「〇〇大学学寮管理運営規則参考案」として示したものの略称である。

昭和44年1月17日、夕刻から多数の学生と教職員が講堂に集合した。その前に、一般学生から暴力否定の要求が強く出て、中核派等の活動家学生へのヘルメット・覆面をとらせるという事件があり、情勢を不利と判断した



封鎖解除当日の東大安田講堂（昭44. 1. 18）
（朝日新聞社提供）

ためか、活動家学生は別の第3新館305号教室に集まり、講堂の交渉集会に参加しなかった。大学側は、数度にわたり講堂の集会への参加を呼びかけたが、ついに応じないため、交渉は不着尾に終わった。

そこで改めて教務部長と寮生代表とで予備交渉を行うこととなり、1月20日に会合をもったが結論まで到達しなかった。ちょうどこの時期は、東京大学では、1月18日の早朝、安田講堂を占拠していた学生を排除するため、ついに機動隊が導入され、19日までに講堂およびそれ以外の工学部列品館、法学部研究室等で封鎖が解除された。また18日午後から夜にかけて東京都千代田区神田・御茶の水一帯で、学生の街頭における暴動があった時でもあった。

このような騒然たる事態のなかで、大学の執行部は、かねて学友会執行委員会および五寮委員会から提出されていた「団交要求書」を検討した結果、これを受け入れることとし、1月23日正午から、学長および評議会メンバーが講堂において交渉を開始した。議題は、いわゆる「〇管規完全白紙撤廃を学長が声明すること」、「向岳新寮建設の確約」等であった。この「団交」では終始学生側の一方的主張が続けられ、午後11時30分まで、約12時間のつるしあげが行われた。「団交」は、翌24日午前9時に再開され、議論は平行線のまま13時に中断され、明けて1月25日午前10時に再度開か

れたが、午前11時には、この実りなき交渉に対する大学としての態度を「学長声明」の形式で発表し、この交渉を決裂させた。

この1月25日の「学長声明」は、いわゆる「〇管規」については、これを撤回してほしい旨を文部省へ要望すること、また向岳新寮建設についても最大限の努力を続けるが、2日間にわたるいわゆる「団交」で、「公開と対等の民主的原則」が全く守られないことに対する大学人としての憤りが述べられており、至極当然のことであった。

昭和44年1月26日には、全学教授会が開かれ、「団交」の経過を踏まえて、この「学長声明」に関して熱心な討議が行われた。その結果は、「1月26日全学教授会声明」として文書化された(本章付録4)。この声明文では、冒頭に今回の交渉の決裂について、大学のとってきた立場の不明確性を反省するとともに、この「危機的状況にさいし、あくまでも学長を中心に団結して全学生諸君とともに問題解決への積極的努力をつづけることを確認し」ている。そして係争中の諸点について、全学教授会としての見解を大要次のように述べている。

- (1) 新寮建設については、タイム・リミットを超えてはいるが、なおできる限りの努力をする。
- (2) 「〇管規」については、文部省に対しその撤回を要求するが、学長が学寮の物的管理権をもつことは当然で、寮自治の原則を侵害しないための調和をはかる。
- (3) 交渉方法について、23日から25日にかけての交渉方法は、交渉当事者の一方がそのまま議長団であり、議事進行を独占し、発言を任意に封じ、または強要したことについて学生の反省を促している。
- (4) 今日大学の直面している急務は、たんに寮問題にとどまらず、大学自治を中心とした広範な学内改革であり、本学の教育・研究の諸問題を学生を含めて真剣に検討し、具体案をつくることを呼びかけている。

他方、学友会および五寮委員会は、1月28日学生大会を開催し、1月30日付で、再度団交要求書を学長に提出してきた。それは、1月29日の学生大会で、次の5項目の要求を掲げて無期限ストに突入することを決定した

旨述べ、「大衆団交」を要求している。これを学内では「5項目要求」と略称した。

記

要求5項目：

- ① ○管規完全白紙撤廃声明を要求する。
- ② 向岳新寮建設を確約せよ。
- ③ 1・25学長声明白紙撤回を要求する。
- ④ 学生のスト権・団交権を認めよ。
- ⑤ 以上4項目を大衆団交の場で確約せよ。

交渉対象：

学長，評議員・教授会全員

日時：

昭和44年2月4日 自午後0時

場所： 於講堂

(以上原文のまま)

これに対して、斯波学長は、2月1日付で「全学生諸君へ」という文書を公表した。これを学内では「2・1学長パンフ」と称した。これは先の「団交要求書」における5項目に対して学長としての見解を明らかにしたもので、本学紛争史において一つの転期を与えたものであった（本章付録5参照）。

この「2・1学長パンフ」では、1のいわゆる「○管規」については、文部省にその撤回を要望したこと、また対社会的にもその考えを公表することを述べ、2の「向岳新寮の確約」については、時期を別として確約しているが、それは当然向岳寮の残りの建物を取り壊し、緑が丘地区一体の整地を行うことについて、寮生が協力することを前提としていると述べている。3の「1・25学長声明白紙撤回」については、これを撤回するが、「大衆団交方式」を強く批判している。この点は、次の4、「学生のスト権・団交権」についての項目でも明確であり、まず「ストライキ」はそれ

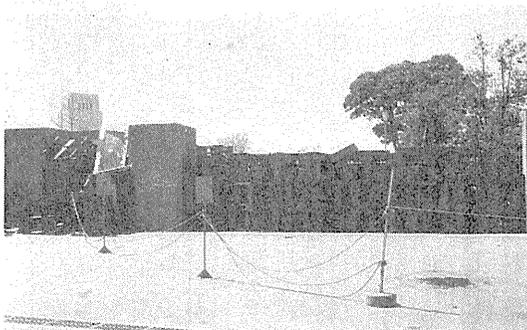
が大学側への不信ないし抗議の強い意思表示であることを認めるが、学生の授業を受ける権利の放棄を、「少なくとも在籍学生総数の過半数の同意が全学投票など民主的方法によって確保される必要がある」と戒めている。また「団交権」については、「学生の正規の自治組織が一定の範囲の問題について大学側と交渉を行なう権利」と解し、問題は「交渉の形式」にあるとされ、少なくとも公開、対等の2原則が堅持され、意見発表の自由が確保されなければならないことを強調している。そして1月23日から25日にかけての、いわゆる「大衆団交」の「野次、怒号、昂奮のふん囲気のなかで、また肉体的精神的疲労による思考停止状態において」交渉を行うような極めて不健全なものを、強く否定している。かくして、大学は寮生との民主的交渉を決して拒否したわけではなく、いわゆる「大衆団交」を明確に否定したのである。

なお最後に、学長として東京工業大学の現状、寮問題発生以来の大学側の対応の仕方について深く反省するとともに、本学の根本的な体質改善、広範な学内改革案の具体化に速やかに着手したいとして、全学の学生からも具体案の提示を要望されている。

第3節 大学封鎖と交渉継続の努力

「2・1学長パンフ」は、大学が従来までの対応を率直に反省し、かつ学生に向かって紛争打開のための将来の方向を示した極めて意味深いものである。しかし、それは当時の過激派学生や活動家学生にとって、そこにもられた大学の真意を読み取りうるものではなかったであろう。彼らはこれを単純に「交渉拒否」と受けとり、2月4日には教務部長本庄五郎教授ともたれた交渉の経過を不満とし、教務部長を第3新館305号教室に拉致し、そこで徹夜に近く身柄を拘束するという暴挙にでた。更に2月5日には学生大会がもたれ、2月13日に「団交」を行う要求を決議した。

大学としては、交渉形成の予備的折衝が整わないため、これを拒否せざるをえないとしているうちに、学生側は2月10日に至り、他大学の学生の協力もえて、大学正門に講義室の机を撤去して積み上げたバリケードを構築し、「大学封鎖」と称するに至った。同時に、すでに全講義室の鍵を教務部から持ち去り、また教務部長室、理学部長室および工学部長室、第一会議室、第三会議室を不法占拠し、「大学自主管理」と称した。このバリケードは2月14日一時撤去されたことがあったが、再度構築され、学生らは正門前で入構する教職員の点検を行い、教官を個別につるしあげる等の、全くの不法行為を重ねるに至り、事実上教官の入構が困難となったため、大学の機能は麻痺せざるをえなくなったのである。



学生側による「大学封鎖」

かくして大学キャンパスを学生によって占拠され、事務官のみが構内で執務するという異常状態となった大学は、もっぱら学外で、主として東京都港区芝浦（田町）にある附属工業高等学校の建物内で、その対応策を講ぜざるをえなくなった。その間、学生の間には、やや穏健派の「東京工業大学（全学）改革推進会議」（「革推会」と略称）や「東京工業大学を真に考える会」（「工真会」と略称）などの学生集団も生まれ、それが同じく大学当局に大衆団交を要求したが、大学側はそれとの「団交」をも拒否し続けた。

一方、大学改革に関する教官側の討議は、2月下旬からもたれ始めた。そして、3月初旬には「改革調査特別委員会」を設置することが全学に通報され、4月に入って「理念」、「学生参加」、「スト権・団交権」、「処分・学生施設」の4分科会が発足し、随時その「中間とりまとめ」を発表し、教官たちの討議資料を提供していった。そのある程度まとまったものが「東京工業大学改革基本方針(案)」（第1次検討会討議内容要約、東京工大クロニクル No. 4, 44年4月23日号掲載）であろう。

これらの大学側の努力は、ともすれば離散・無関心になりがちであった教官の態度を、紛争解決への方向に引きつけるのに与って力があつた。そこで、その概要だけを掲げることとしたい。

なお、「東京工大クロニクル」は昭和44年4月14日にその第1号が、広報委員会から刊行されたもので、正確、迅速に本学に関する報道を、できる限り総合的にまとめて行うことを目的とするとうたわれている。その後本学の一般的広報となっている。

ここでは、Ⅰ「大学の理念」として目的、大学の理念型、大学と政治、大学の自治、連合体の構成単位、連合体の管理運営、機構への参加と団体への参加、Ⅱ「連合体構成集団の自己規制ならびに相互規制に関する問題」、Ⅲ「2、3の具体的問題」として、教官と学生との関係、授業、授業放棄の問題、学寮問題が取り上げられていた。なお「学生要求項目に対する考え方」は、クロニクル第3号にも詳しく掲載された。それは学友会執行委員会・五寮委員会の要求と、革推会の要求にそれぞれ対応して、大学としての考え方が述べられていた。

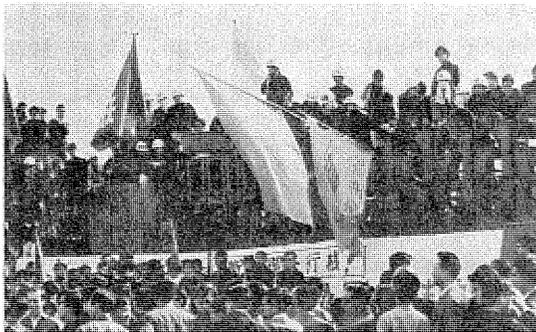
一方、大学の業務としては、昭和44年3月3日・4日の昭和44年度学部

入学試験は、大岡山キャンパスが使用不可能なため、都内代々木、原宿、池袋等の予備校等の校舎を借用して実施するという異常事態となった。ために、多数の教官が折しも大雪の中で試験場の警戒に動員された。また、3月末をもって卒業する学生に対して、どのような措置をとるかについても、十分討議された結果、各学科が卒業研究指導結果を教務部長に報告することで対処することになった。

大学と学生との接触は、3月24日、25日、27日と行われた。第1回の接触は、約100名の教官が正門前に集合し、約200名の学生と「今後の交渉の可能性、バリケード構築の理由」等について話し合いを試みたものであるが、学生らの暴力的威嚇により成果がなかった。これを俗に「門前集会」という。3月25日の第2回の集会は、規模も小さく、同様「全学闘争委員会」（以下「全闘委」と略称する）の学生に妨害され、3月27日第3回集会も、学生が正門前に撒水する等の暴挙に出て不成功に終わった。

また学生は、大学の行った「全学教授会」の会議場にしばしば乱入し、会議の妨害を行った。たとえば3月12日大雪の日の午後の御茶の水日本化学会における全学教授会や3月19日平河町の都道府県会館における全学教授会の妨害がこれである。更に3月23日には、事務局である教務部厚生課を封鎖する挙に出て、「入寮志望者への謝罪要求、入寮者選考の五寮委員会への全面的委任」を要求した。また3月末には、次第に多数の学外者学生が本学構内に入り、宿泊する事態となってきた。

これに対し、大学当局は、「学内正常化について5月初旬を目途とし、所



学校側による「門前集会」（クロニクル第2号より）

要の措置を進めることを確認」し、そのための準備を急ぐこととなった。4月3日の評議会でその方針が確認され、翌4日の拡大学科主任会議、および各学科の会議でそのことが討議され、4月5日の拡大学科主任会議および全学教授会でその了承をみた。その際、大学の力でバリケード撤去および正規の授業が可能な体制がとれない場合、やむをえず「外部の力」(警察力)をかりること、その状況判断および時期の決定については、学長を含む評議会に一任された。

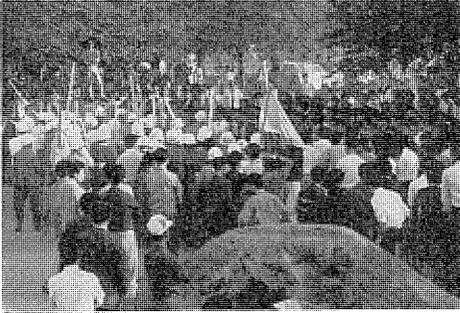


「寺子屋教育」の実施(朝日新聞社提供)

4月入学の新生生に対しては、各教官が自主的に八王子のセミナーハウスや蔵前工業会館、さしては教官の自宅に学生を招き、各種のオリエンテーションを行った。俗に「寺子屋教育」という。また4月21日から田町において「理工学特別講義」を開催しようとしたが、これも「全闘委」の学生の妨害により、意図したようには進行しなかった。

4月28日は「沖縄デー」と称され、過激派学生が全国的に運動をする日であった。その日の行動で本学学生の逮捕者は十数名といわれる。その直後、一部学生の間にはバリケード封鎖を解除する動きがあり、それが5月8日の講堂での学生間の激突にまで発展したのである。

5月7日、事態の険悪さを察知し、大学は学長名で「全学の諸君に告ぐ」という文書を学生に配布し、学内における暴力行為の発生を厳に戒めた。しかし、5月8日一般学生を中心に午後1時から講堂で学生大会が開催され、現在の学友会執行部の解任、暫定3役の選出等を行おうとした。また、その前に正門のバリケードが一般学生の手により撤去された。これに対して「全闘委」の学生は、ついに学内において公然とヘルメット・角材で武装し、外部の他大学学生の相当数の応援をえて、講堂において集会中の一般学生に対して、講堂玄関前のバリケードを破壊して突入し、逃げ遅れた学生に暴行を加え、30名以上の負傷者を出すに至ったのである。な



講堂前における学生同士の激突



お、「全闘委」は正門前のバリケードを再度構築した。

5月10日学長は、学生の「暴力行為の責任追及」の声明を出し、このような暴挙は本学紛争過程でいまだかつてなかった不祥事態であり、学園の秩序維持に関する大学の責任を痛感し、今後断固たる処置をとることを訴えた。ただ大学執行部の内部では、大部分の評議員がその責任をとって学長に対して辞表を提出し、学長が一応これを預るという事態に発展した。そして5月15日の評議会において、この学長の預った辞表がいったん評議員に返却され、改めて学長から「5月初旬を正常化の目標として協力願ったが、5月8日学生大会がもたれても授業再開に至らなかったのみならず、暴力が行使され負傷者も多数出たことは申しわけなく、自己の不明を詫び辞職したい」旨の発言がなされた。

この斯波学長の辞表提出に対し、各評議員は極力慰留に努めたが、学長の辞意は固く、5月17日、夜7時から田町において開催された全学教授会で、この件が報告され、やむをえないものとして了承された。なお、その際学長事務取扱として教務部長の石川章一教授が就任される予定であった



加藤 六美学長
 昭44. 10. 24～48. 10. 23
 (44. 5. 27～10. 23学長事務取扱)

副委員長等の任務を果たされ、更に学外においても、日本工業標準調査会臨時委員、教科用図書検定調査審議会調査員、財団法人工業振興会理事、高等専門学校審議会専門委員、建設省専門委員、産業構造審議会臨時委員、中央建築士審査会委員等を併任して活躍された。

昭和43年10月、工業材料研究所長となり、評議員の一員として本学の重大時期に活躍され、昭和44年5月27日、斯波学長の辞意表明により学長事務取扱となられ、同年10月24日、学長に選出されたのである。

加藤学長事務取扱を中心とする執行部は、5月20日の合同教授会において、全学一致で承認され、紛争解決のための基本路線として、従来までの「話し合いによる自主解決路線」を継承し、更に全学をあげての大学改革の巨歩を踏み出すべき時機に到達したことを訴え、全学の協力と援助を要請された。と同時に、執行部の組織について、渉外・交渉・設営・広報・厚生補導の5委員会の委員長・副委員長と、学長代行補佐を加えた「拡大連絡会議」と、5委員会間の「連絡会議」とを置き、その強化を図られた。

その後も大学としては、大学改革のための「改革調査委員会」における検討および紛争解決のための前向きな対応に、多数の教官を動員して日夜懸命の努力を続けた。そして「改革調査委員会」（以下「改調委」と略称する）のなかの1委員会（B・C案作成委員会—委員長谷口修教授）は、「学内改革案（その1）」をまとめ、また評議会としては、討議資料として「5項目要求に対する新回答」をまとめた。

が、翌5月18日に石川教授が辞退され、代わって工業材料研究所長の加藤六美教授が学長事務取扱に推された。加藤学長事務取扱は、10月24日正式に学長に任命された。

加藤六美氏の略歴は次のとおりである。

加藤六美氏は、明治44年3月20日愛知県に生まれた。昭和9年3月東京工業大学建築学科を卒業され、6月に本学助手として同学科に勤務された。昭和17年10月本学助教授になられ、23年1月からは建築材料研究所にも兼務された。昭和29年10月本学の教授に昇任され、学内における各種委員会の委員および

前者は、1. 教官の自己規制について、2. 諸事録の公開について、3. 学生室（仮称）の新設について、4. 学部のカリキュラムの改革についての4項目からなっている。第1の「教官の自己規制」については、教授・助教授・講師が5年ごとに、常置の審査運営委員会で、教官から提出された業績報告書に基づき審査を受け、辞職勧告や昇進推奨の判定を受けるという、極めてドラスティックなものであり、直ちに実行に移すには困難なものであった。第2の「議事録の公開」については、当面評議会・教授会および常置委員会の議事録を全学に公開するというもので、方法としては、「例えば図書館において常時閲覧できるように」することを考えており、これは一部実施された。

第3の「学生室（仮称）の新設」については、学生の希望や苦情をきいて、大学としてそれに対応するための学長直属の機関をつくるもので、これは同年7月に入って直ちに実施された。第4の「学部のカリキュラムの改革」については、主として一般教育等の低学年教育の改革に関するものであり、低学年の小人数クラスの編成、入学時の学科別または類別の区分け、低学年への共通の専門科目の繰り下げ、一般教育科目の高学年への繰り上げ等が提案されていた。これは昭和45年度入学の学生から、次第に実施をみたものが多い。特に、昭和45年度から導入された類別入学制度は、大きな改革であった。これらの改革案については、6月10日の全学教授会で約4時間にわたって活発な質疑が行われた。

他方、「5項目要求に対する新回答」は、執行部および評議会で、先に4月23日付で発表した「学友会五寮委の要求に対する評議会の基本態度」を修正したものであり、従来からの本学の主張を基本的には堅持しつつ、柔軟に対応する姿勢を示している。ただし、「団交」形式についてはこれを否定し、あくまでも民主的な交渉形式を要請している点を注目しなければならない。

このような大学側の努力と呼びかけに対して、紛争学生側はほとんど反応を示さず、大岡山キャンパスを封鎖し続けた。この当時において、大学紛争は次第に全国の大学に拡大し、一時は国立38大学、公立6大学、私立21大学、合計65大学に及んだ。そこで文部省は大学紛争を收拾するため、

「大学の運営に関する臨時措置法」案を5カ年の時限立法として国会に提出しようとした。

この法案では、国立大学長は大学紛争が生じた場合、直ちに文部大臣にその状況を報告し、文部大臣は「臨時大学問題審議会」に諮り、必要な勧告を行い、更に必要な場合には学長または適切な学長補佐機関に職務権限を集中させ、また6カ月の期間学部の教育・研究を休止しうることを、更に紛争発生後9カ月を経ても收拾されない場合には、「審議会」の議により、その学部等の機能を停止し得るという内容をもっていた（文部公報489号、昭和44年6月25日号参照）。

この法案に対して、多くの大学は反対の態度を表明した。本学も執行部内に反対の空気が強く、政党でも野党はこれに反対したが、8月7日法律が成立・公布され、8月17日から施行されることとなった。この法律の審議の進行も、大学執行部の紛争への対処の仕方について影響を与えたことは否めない。とにかく評議会としては、すでに入学以来3カ月間実質的に授業ができずにいる新1年生の立場を憂慮し、少なくともこの新1年生の授業は直ちに開始しなければならないという決断に立って、7月4日田町で全学教授会を開催し、激論の末、多数の教官の同意を得、7月7日田町校舎で新1年生への授業を開始することに決定したのである。

7月7日は、午前5クラス、午後3クラスの物理および化学の授業が行われ、出席者は午前の組が290名、午後の組が280名、計570名であり、約70%の出席率であった。午前10時半頃、大学院学生を主体とする約120名のデモ隊が田町校舎の正門を破って構内に侵入し、中庭に座り込んで抗議集会をし、また授業を妨害したが、法的措置の要請による機動隊の警備のもとで本学教官の献身的抑止により、大きな混乱に至らず、ほぼ完全に授業を終えたのである。

その後田町における授業は順調に行われ、7月9日からは保健体育および数学の授業が加わっていった。他方、大学執行部としては、当然大岡山キャンパスの正常化を図らねばならず、7月10日午前7時、法的措置の要請による機動隊の待機を得て、不法占拠中の学生に退去を命じ、同時に正門バリケードを撤去し、当分の間大学構内をロック・アウトすることに成



学生による不法占拠の封鎖解除

功した。同年2月10日一部の不法学生により正門を封鎖されて以来、実に5カ月に及んだ学園封鎖という不法行為は、この時点で一応のピリオドがうたれたのである。

第4節 大学機能の回復と改革案の提示と検討

昭和44年7月10日朝、大学構内に次の学長告示が掲示された。

昭和44年7月10日より当分の間大学の許可する者を除き本学構内へ立ち入ることを禁止します。許可なく立ち入る者は法律によって処罰されます。

東京工業大学学長事務取扱 加藤 六美

加藤執行部は、直ちに大学機能の回復に向かって、着々とその歩を進めた。まず破壊された講義室の修復、学部長室、会議室等の施設の復旧等が行われ、また教官の入構許可数も急速に増加された。他方、田町における新1年生の授業は、更に総合講義・図学・英語・ロシア語・フランス語が加わり、かなり充実したものとなった。授業は4週間続き、その後8月3

日から8月31日まで夏期休暇とされた。

他方大学執行部は、かねてから作業を続けていた「改革調査委員会」にその審議の速度を早めてもらい、かつて6月10日の全学教授会で発表された「改革案」を中心に、更に検討が加えられていった。これらは9月以降に正式に発表されたものが多いが、大学紛争という異常な事態のなかで検討されたものであるとはいえ、そこには短期間に多数の教官の英知が集約されたのであり、高度の精力集中のもとで練られた成案として貴重なものと思われるので、若干紙数を割いて後にまとめてその内容を述べることにする。

大岡山地区での授業の開始は、新1年生については9月1日からであった。しかし、早速大学院闘争委員会の授業妨害が始まった。9月2日からは大学院の授業、9月8日からは旧1年から3年までの授業が再開された。しかし、反対派の学生たちの授業妨害はかなりの数に上った。これらに対しては、大学側では本部に十分組織された教官群を確保し、適時適切に対応して授業継続に成功した。また、妨害学生のうち氏名の判明した者については、学長事務取扱名による警告を行い、「今後重ねてこのような行為をなす時は処分の対象となるので嚴重に警告する」という警告の掲示を行った。

他方、学友会執行委員会委員長として、大学紛争の中心的責任者となった山森茂夫に対しては、なんらかの学則による処分をせざるをえず、7月14日にその処分について厚生補導委員会に諮問された。同委員会は2カ月にわたり審議した結果、9月24日の教授会において報告があり、同人の学則第51条による「放学処分」が確定した。

さて、本学の紛争を契機とする改革案の検討成果は、6月10日にもその一部が発表されていたのであるが、しかし、学内改革を検討するための臨時委員会（改革調査委員会B・C案作成委員会一委員長谷口修教授）は、これらを整理して9月末に「学内改革案」を「審議経過報告」として発表した（東京工業大学資料 No. 1, 1969年10月2日 広報委員会発行、付録5）。

以下これらの改革案の要点を順次説明するが、原文を付録として掲げる

ので、ここでの説明は簡略なものとする。

(1) 学内改革案

これは6月10日発表のものと基本的には変わらない。特に1. 教官の自己規制について、2. 議事録の公開について、3. 学生室の新設について、4. 学部のカリキュラムの改革については、ほとんど同文である。ただ、5. として「学部制度の改革について」が追加された。

(2) 学部教育制度の改革案

ここでは、近年学生の自発的学習意欲が次第に稀薄となり、他方、自主的履習に対する適切な助言を欠くこと、新学科増設に伴って、国家予算制度や旧来の組織の枠の制約から、教育・研究両面にわたって不適当な学科群の構成になってきたことを指摘している。そしてこの際、教育と研究の組織を分離することを提唱し、学部教育においては、学部教育長（仮称）がこれを統轄し、全学の教官から適任者を選任し、学生はたとえば数学・物理系、化学系、化学工学系、材料系、機械系等々の系に所属して、系の提供する授業科目のなかから、各自のたてた在学期間中の学習プログラムに従い主要科目を選択する。その際、学生は助言教官のガイダンスを受けられる。

更に学期については1年3学期制が提案され、学生は毎学期10単位以上、1年に30単位以上を修得するものとし、連続3学期に30単位以上修得できなければ退学するとしている。卒業も学生の希望により認定を行うが、学士号は授与せず、教官は就職のあっせんに関与しない。更に課題研究、学部学生の大学院授業の履習の可能性、サマー・コースの開設等を提唱している。かなり基本的かつ根本的な改革で、他の改革と総合して昭和46年度入学から実施することを適当とするが、過渡的改革は、45年度入学からも計画してほしいと要望している。

この教育と研究の組織的分離は、ついに実行されなかった。しかし、この中にある学科と学生の履習カリキュラムの柔軟化は、その後かなりの学科で実現された。他方、学生の履習単位の最低限の規定もやや緩和された形（連続2学期で15単位）で昭和47年度から実施された。

(3) 大学院制度の改革案

学内改革提案の第3弾は、大学院制度と研究体制に関するもので、前者は「大学院制度検討特別委員会」（委員長川上正光教授）の手になり、後者は「研究体制検討特別委員会」（委員長谷口修教授）の手になる報告である（付録7および8）。

「大学院制度の改革」の骨子は、修士課程と博士課程を積み上げ方式から並立方式とすること、大学院においても、専攻は学部・研究所の教官組織とは独立として設置することである。並立方式の例として、全員まず基礎コースに入学させ、20単位を取得後、修士課程に所属するか、博士課程に試験を経て所属する。修士課程は通算2年で修了するが、修士論文の有無は専攻に一任する。博士課程進学者は、通算45単位取得後、総合試験を受けて合格すれば研究期間に入る。博士課程の希望者は大学院入学後通算5年目で修了し、論文を提出し最終試験に合格すれば学位を授与する。この制度は、今日「大学院設置基準」（昭和49年6月20日文部省令第28号）によって規定された博士課程（5年）、修士課程（2年）の改革とかなり関係があり、この改革案は、それに先じた本学の提案といえる。他の各種試験・審査のやり方の改革については省略する。

第2の柱の「大学院の組織」の改革は、専攻の内容を弾力化しようとするもので、学術の進歩に伴って、5～10年単位で流動的に改組できることを望んでおり、学生の学習計画は専攻の枠にとらわれず作成するようにし、論文作成も、その学生の所属する専攻の教官を指導教官とする必要をなくしている。また、現行大学院教官会議に代えて、専攻主任および各専攻1～2名の代表者からなる大学院会議により日常業務を決定し、大学院委員会をそのままとし、大学院教育の責任者として大学院長において、そのもとに事務局を統率させることとしている。これは今日の本学の「総合理工学研究科」の組織と類似した独立部局的な考え方である。そしてすでに岡部地区への研究所および研究施設の移転を配慮し、大岡山地区と岡部地区での大学院の担当教官数および学生数等について2つの案を提案している。

(4) 研究体制の改革案

次に、「研究体制の改革について」であるが、そこでは大学における研究が、昨今大学以外の研究機関の研究に量質ともに凌駕されている実情に

かんがみ、大学においては基礎的な面の創造性と体系化に重点をおいた研究を行うことが肝要であるとしている。そして、本学の研究のレベルアップとピークを作ることを助長するため、1. 研究組織、2. 研究組織の運営、3. 予算、4. 研究企画室、研究委員会その他、5. 対外関係の5項目をあげて、改革案を提示している（付録8参照）

最も重要なのは、第1の「研究組織」である。前述した学部および大学院における教育と研究の組織上の分離を前提とはしながら、当面実施上の混乱を避けるため、研究組織においては、現在の学部・学科および研究所の体制から出発し、漸進的に5年ぐらいの年月をかけて合理化を進めることを提案しているが、現行の両学部の学科を、研究上数個（たとえば8）の研究部（研究集団）に再編成することが一つの柱となっている。そして研究所についても、学部と切り離れて閉鎖社会をつくらないという配慮から、この再編成に参加し、学部研究集団との人事交流を活発にするよう勧められている。

研究行政については、学長のもとに「研究会議」という最高機関を新設する。それは学部長、研究所長、情報図書センター長を構成員とし、そのもとで、各学部および研究所単位に研究員会議を設け、人事・研究に関する事項や部局長の諮問事項を審議する。更にその下部機構として学科（センター）主任会議・学科会議がおかれる。

研究組織の運営については、教授・助教授のそれぞれの研究室を研究単位とすることを考え、教授・助教授の別なく「研究員」と称することにしている。そして教授もしくは助教授が、各助手1名、技術職員（教務職員、事務職員）1名、論文研究の大学院学生若干名からなる研究室を構成し、そこでの自由な研究を、大学研究の基本と考えている。これは昭和20年代初期の本学改革の基本的考え方にも近く、研究面では講座制の運営を打破しようとする見解である。なお必要に応じ、プロジェクトによって離合集散を自由に行い、研究チームを組むことも推奨している。

この研究室の構成員となる助手については、教育面の仕事以外に、教授または助教授の協同研究者となること、したがって今後の本学の助手採用の主体を博士課程修了者におく等の共通の基準をおく必要を説いている。

また、助手について採用してから1年以上経過後、その研究の進捗状況をみて「研究員」とすることも考えている。なお大学院学生については、あくまで指導教官の研究室の研究生として登録し、研究組織下に入ることを提案している。

特に研究のピークを生み、境界領域の研究を育て、あるいはやや大型な研究を行うなどの目的で、年間30チーム（1チーム平均研究員5人）程度のプロジェクト研究グループをつくり、研究会議で決定したプロジェクトを3年以内ぐらいで研究することを提案している。このプロジェクト研究は、研究室に配分する予算を若干抑えて、1課題1千万円以内で特別配当するよう配慮することになっている。その研究場所として主として岡部地区を考えていることは、長津田地区の建設との関係を考慮しているからである。

「むすび」として、本学が「つねに時代に先んじて改善しようとするような研究体制を5年以内に確立し、本学の特徴を活かした研究により総合的なレベル向上と共に、歴史に残るような優れた研究が育つような場を造りあげることが目標として研究体制の改革案を提案した」こと、「現状から発足できる形を考えた」ので、「昭和45年度から着手して漸進的に実施する」ことを要望している。

本学には以前から全学的委員会に「研究委員会」があることは前述（第3章 822 ページおよび同章付録9）した。また、研究所を主体としつつ学部教官が加わる共同研究が毎年実施されている。この共同研究は実質的にはこの報告書にいう「プロジェクト研究」に近い。また、講座単位よりも研究室を中心とする研究の推進は、昭和20年代初期の本学改革の精神であり、講座制や学科制が確立した今日でも、かなり実質的には残されている事態である。しかし3研究所、2研究施設が長津田地区に移転した今日、学部と研究所が一体となり、研究体制の再編成・強化を述べたこの報告書の意義を今後も再評価すべきであろう。

(5) 大学組織の改革案

組織検討特別委員会（委員長谷口修教授）は、昭和45年3月19日付で「東京工業大学組織案」なる文書を公表した（本章付録9参照）。これはその

序文にあるように、前述した「学部教育制度の改革について」、「大学院制度の改革について」、および「研究体制の改革について」の3提案（以下「改革3案」と呼ぶ）に対して、現行の大学制度自体が改革されうという前提のもとで、大学の研究・教育の組織的体制を検討したものである。実は、それ以前に長津田地区の研究・教育組織について新しい考え方が「岡部地区における研究・教育組織の新構想」として発表されている（これについては次章参照）が、それとの関係で、この組織改革についてA・B2案が提案された。

A案は、前述した「改革3案を矛盾なく実現するための組織として構想されたもので、研究と教育を組織上分離し、それぞれを最も効果的に機能させるよう配慮したものである。

まずA案の内容を明確に知りうる資料として図1をみよう。

この組織(A)においては、研究と教育の計画・実施の実質的権限がそれぞれ研究会議議長と教育会議議長に委譲されることが重要な柱である。まず教育組織では、大学院長、学部教育長、教務部長からなる教育会議の議長が、教育組織の最高責任統率者となり、副学長となる。教育会議には、学部・大学院を通じて、教育の内容、方法に関する短期・長期の計画を立案する教育企画室、系・専攻の改廃、カリキュラム・担当教官の立案、教育施設の拡充計画等を立案する教育委員会および入学者選抜委員会をおく。

大学院教育の最高責任者は大学院長であり、専攻主任会議および大学院会議（大学院教官会議に相当する）をおく。ただし、大学院会議は専攻主任と各専攻1～2名の教官で構成される代表者会議である。

学部教育の最高責任者は学部教育長であり、系主任会議が系間の連絡・調整に当たる。学部教育会議には系主任と各系1～2名の教官が出席し、学部教育の決定機関となる。

なお、教務部は学生部的色彩のものとし、教務事務については学部教育事務、大学院教育事務の職制が扱うものと考えている。

他方、研究組織については、組織図の左半分に示されている。本学教官は、この組織のどこかに所属して研究を行い、教育会議議長の要請によって、教育組織に組み入れられるという基本構想である。研究部は従来まで

の学部の各学科を改組して専門分野別に再編成する。長津田地区の研究グループは、横断的分類のもとに、現行学部および研究所の研究員がプロジェクトを中心に研究を行う。研究所については、学問のピークの推進、体系化、および境界領域の研究に当たり、約半数の専任研究員と残余の併任研究員とから構成され、5～10年ごとに必要に応じて改組される。

本部組織は、学長のもとに、研究、教育、および大学の制度、運営に関する長期計画を企画調整する企画調査室、および大学内の情報システムの中核となる広報室がおかれる。

副学長としては、教育会議議長、研究会議長、事務局長の3名をおく。なお、学長直属の補佐を数名おくことを提案している。更に学長のもとに、数個の常置委員会がおかれる。第1に人事委員会であり、「人員の各組織への配分、任用、罷免の基準など、人事の大綱を審議・作成する」。第2に予算委員会であり、「教育組織・研究組織など各組織への予算の配分計画の立案・決算を行なう」。第3に施設委員会であるが、これは「教育、研究その他への施設の配分・使用計画の立案、使用状況のチェックを行なう」。

その他協議会・全学教授会、評議会については、現行のものと大差がなく、ただ評議会の権限が監視機関として大幅に縮小された形となっている。

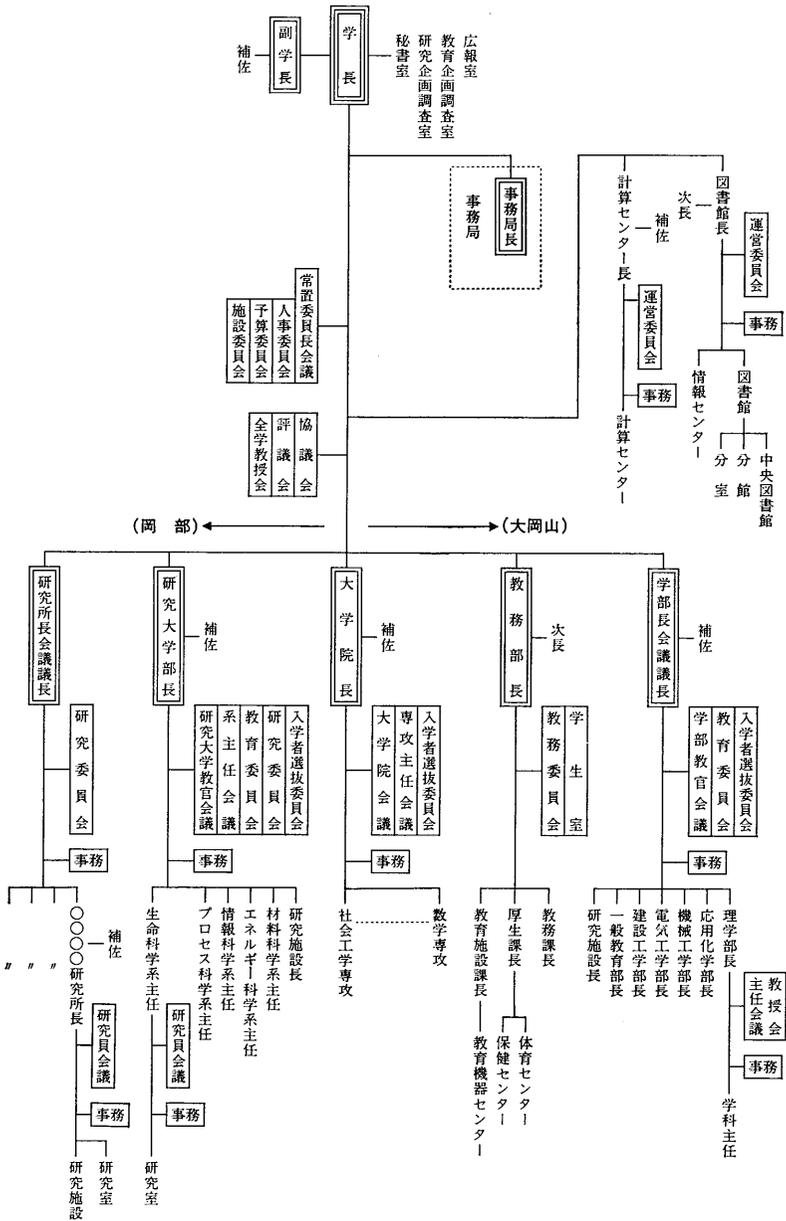
図書館は、教育図書館と研究図書館に分離することが計画された。特に研究図書館として、各研究部、研究グループ、研究所に分室を設け、長津田には分館を設置し、中央図書館とを加えた3区分を考えている。また、大型計算機を中心とした計算センターの設置が提案されている。

次に「東京工業大学組織」(B案)であるが、その組織図は、図2のとおりである。

このB案は、長津田地区の教育・研究部局の計画を含んで考えられている。すなわち、組織上大岡山学部(修士課程までを含む)、岡部研究大学院(修士課程中心)、研究所の3本柱が中心となり、その上に共通の大学院(博士課程)を考えていること、教育と研究の分離は、A案ほど明確ではなく、教官は学部、研究大学院および研究所のいずれかに所属し、そこで研究および教育に従事することとなっている。

このB案は、大学院を全学共通で博士課程のみとすること以外は、現在

図2 東京工業大学組織図(B)



の大岡山、長津田両地区に分離した組織と極めて類似のものである。その他の組織については、A案とほぼ同様のものである。

このような改革案は、今日の段階からみるとかなり理想像を描いた面がある。しかし、それは現行組織の改革と全く無関係なものではなく、部分的にはすでに実現されたものもある。更に、今後絶えず繰り返し検討する必要性のある組織改革を考慮する場合、省みて参考とされるべき貴重な資料となるであろう。

(6) 教務部組織

上述した「学部教育」、「研究体制」、「大学院」の3改革案と、「大学組織」の改革提案に関連して、現行の組織から将来組織に円滑に移行するための過渡的措置を検討した「組織検討特別委員会」は、昭和45年9月17日付で「東京工業大学教務組織」(案)を学長に答申、公表した。

本学は、複数学部制を施行した以後も、「全学一本の教育方針」を建て前としたため、教務部の実際上の業務において多くの矛盾と問題点もちながら、これに十分な検討を加えることなく推移してきた。本答申では「学部教育については、教育の計画、実施、学生の身分、厚生などの面において両学部と教務部との間に、権限、義務、業務分担について」問題が生じており、また大学院教育については、「従来からの固有の組織をもたないことによる問題に加えて、両学部の存在と単一研究科の運営との間の矛盾」が生じつつあることを指摘している。ただし大学院教育についてはその後、長津田地区の大学院組織が、「総合理工学研究科」として独立したこと、それを契機として大岡山地区理工学研究科も、実質的に理学研究科と工学研究科への分離運営を試行しつつあるため、かなり運営上はスムーズになってきた。しかし、基本的問題点は今日も残されたままになっているといえよう。

この答申では、「本学の教育体制に関する基本方針について」と題し、本学が第2次大戦後の大学刷新以来、全学一本の教育方針がとられ、学科制の再施行、複数学部制の施行以後においても、この方針が基調とされてきたこと、しかもそれは、今後の流動的な科学技術の進展に適切に対処するために、また、ややもすれば厚くなりがちな学部・学科間の壁を排除するためにも、今後とも堅持することが適当と考えている。問題はこの「全学

一本の教育方針」自体に問題があるのではなく、これを実現するための組織とその運用に欠陥があることを指摘している。ここでは、長津田地区を含めた本学の将来構想が不明確のため、理工両学部と単一の大学院研究科の存在を前提として、かつ「全学一本の教育方針」といかに調和させるかを根幹として、教務組織の改革を考えている（付図参照）。

第1の「教務組織の概要」では、教育の一元的責任者として「教育長」をおくことを提案している。これまでの改革案で「学部教育長」は提案されていたが、ここでは大学院教育をも含む点で、新しい提案である。その職務は、学部教育、大学院教育に関し、教育方針の立案、カリキュラムの編成など教育の計画に関する事項を扱うもので、具体的には、「学部・大学院教育の基本方針、カリキュラム、授業担当教官など教育の計画を立案する」ものとし、その計画を実現するのに必要な予算概算要求、予算配分案の作成などを行う。また、教育上必要な学科・講座の改廃について、学長に意見具申ができる。事務は教育長事務室で行う。

教育委員会および共通科目委員会（これは、当時の共通科目教官会議の下部機構である常任委員会を指している）が、教育長の配下の委員会となる。なお教育長は、全学の教授会構成員の選挙により選出され、任期2年で、評議会にも出席することとする。

第2の「教務部」については、一言にしていえば一般の大学の「学生部」に該当するものと考えており、学部・大学院学生の課外活動・厚生、教務部事務に関する連絡調整、教育施設の管理、および学部・大学院学生に関する記録のファイルを担当する。この記録とは学生の成績も含むと考えられるが、学生・教官の窓口ではなく、データは各学部・大学院の教務掛を通じて出し入れされるのである。

教務部長の配下には、教務部委員会（現行の厚生補導委員会で取り扱っている業務を受け継ぐ）をおき、学生の課外活動・厚生について審議をする。教務部長も評議会に出席する。

第3の「学部」の項目では、学部教育の実施・管理に関する事項、および学部学生の身分に関する事項は、各学部の責任とされ、学部学生の身分に関する事項は学部教授会で審議し、審議原案は専門教務会議もしくは委

員会が検討する。

第4の「大学院」については、「部局としての大学院」を考慮しており、大学院長を責任者とし、大学院教育の実施・管理、および大学院学生の身分に関する事項に責任をもつ。大学院学生の身分および学位授与等に関する事項の決定は、大学院教官会議またはこれに代わるものが行い、大学院委員会（専攻主任会議）がその原案を検討する。大学院長は大学院担当教官の選挙により選出し、任期は2年で、評議会に出席する。

これを要するに、本改革案の基本は、教育の基本的計画面で、「全学一本の教育方針」の精神を生かし、教育長のもとで、「教育方針、カリキュラム、担当教官」に関する事項を、教育委員会の審議を経て立案し、必要に応じて評議会の議を経て、各部局に伝えられる。この際「共通科目」についても、共通科目委員会を教育長の下部機構として考えている。そして教育の実施・管理は、各部局において行われる。この点が最大の特徴である。ただ学部の授業（卒業研究を含む）を担当する研究所教官は、当該学部に併任することを明確にし、併任すべき学部および併任教官への指示の方法については、教育長が立案するとしている。

なお、「成績など学生の記録」については、上述したようにデータは各部局が扱うが、これを「教務データセンター」が一括コンピューター処理をすることとしている。学部事務はその窓口事務を扱うこととなる。大学院教育事務についても同様である。

この答申の「あとがき」として「教務組織の問題は緊急の課題であって、本学の将来の組織が確立するまで放置することは許されない。過度的措置としての本組織案を至急検討の上、善処されることを要望する」とある。

この答申は、その後各部局の教授会および全学教授会でも検討され、種種の意見が提出された。特に「教育長」の設置について疑問が集中したようである。それをうけて、組織検討特別委員会では、昭和45年11月19日付で、更に「東京工業大学教務組織（案）について」の答申追記を学長宛提出した。それは、前記組織案にある教育長、教育委員会、理工学研究科長（大学院長）について、「申し合わせ」の形式で内容を明確化しようとしたものである。

「教育長に関する申し合わせ」(案)については、特に今までの説明以上に新規のことはない。「教育委員会規則改正(案)」については、現行のものに比べ、大学院教育を含ませるため、大きな改正となっている。「理工学研究科長に関する申し合わせ」(案)も、理工学研究科の管理責任者として、従来の学長の代わりに理工学研究科長をおくものであり、かなり抜本的な改革である。そして最後に訂正された「東京工業大学教務組織(案)」の図が掲げられたが、それを参考までに示す。(図3参照)

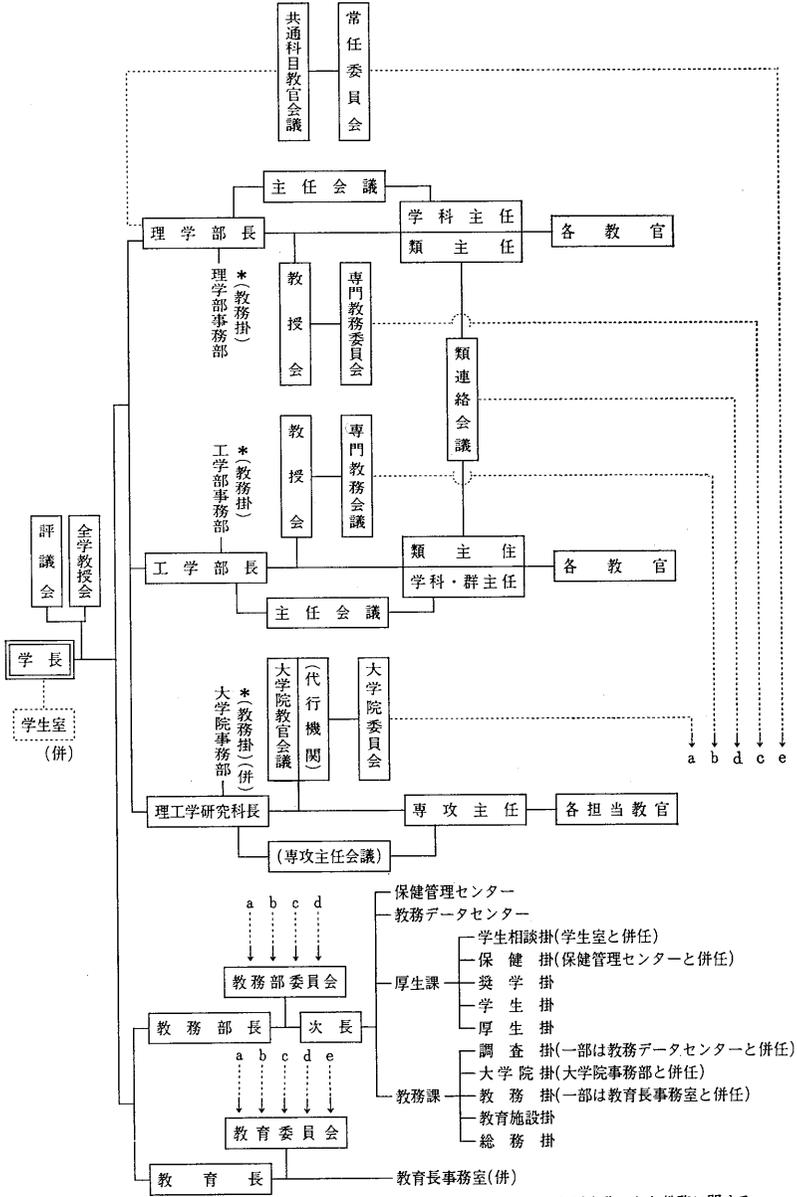
この「東京工業大学教務組織(案)」も、その後幾度が評議会においても議題とされ、あるいは、両学部と教務部との間で、その具体化について煮詰めが行われた。しかし折からの定員削減の実施もからんで、極めて困難な情勢となり、今日なお実現に至っていない。ただ今日まで幾度となく教務部のあり方が問題とされており、その折には貴重な参考資料とされている。

なお、本学の全般にわたる改革案の検討に関連して、同時期に進められた筑波大学の構想に触れておく必要がある。周知のように、筑波大学は、東京教育大学が筑波研究学園都市へ移転することを契機として、その伝統と特色を受け継ぎながら新しい総合大学として建設されたものであり、昭和48年10月1日設置された。そこにおける特徴は、大学制度の弾力化と称され、第1に従来の大学の基本的組織である学部の代わりに、学群・学系という新組織を導入したこと、第2に学長のほかに学長の補佐役としての副学長を制度化したことである。

特に第1の学群と学系とは、俗に「教育と研究の分離」といわれ、学群はもっぱら学生に対する教育上の配慮を中心に、筑波大学の場合第1群(基礎)、第2群(文化・生物)、第3群(経営・工学)、体育専門学群、芸術専門学群、医学専門学群の6群が設置された。そして、多様な能力適性をもつ学生の種々の希望に応ぜられるよう配慮している。

これに対して学系は教官が所属し、研究活動を行うための組織で、哲学・思想、歴史・人類学、数学、物理学等々の、学問の専門分野ごとに、26の学系がおかれた。それは学術の進歩につれて研究分野はますます専門分化し、学部段階の教育との関連が薄くなる一方、新分野が次々に開拓され、更に境界領域や総合的研究が重要になってくるので、第一線の研究を進め

図3 東京工業大学教務組織図(案)



*印は部局事務のうち教務に関する掛のみをここには記入してある。

ていくためには、教育上の配慮から一応離れて、もっぱら研究を中心とする組織をつくる必要があるという理由に基づく（「新構想をめざす筑波大学」、昭和48年3月、文部省刊18頁参照。ほかに「筑波大学の基本構想」昭和55年2月、筑波大学等の資料がある）

本学がその改革案を検討するに当たって、同時並行的に行われたこの筑波大学の構想に大きな関心を払ったことは当然である。しかし、時期としては本学の改革の検討は筑波大学の構想よりも早く、むしろ文部省や国立大学協会、大学基準協会等でもたれた高等教育全体の改革の検討に大きな関連をもっていたといえよう。

第5節 改革の実施と大学紛争の収束

昭和44年秋、大学は授業を一斉に再開すると同時に、上述した大学諸制度の改革を検討する一方、着々と紛争の収束に向かって歩を進めた。そのなかには、大学の基本的制度とも重要な関連をもつものもあったが、とにかく大学としては、紛争の一刻も早い収束と十分な教育・研究が可能な状態への復帰を願って懸命な努力を続けたのである。

1. 改革の実施

第1に、学部の類別入学試験制度の実施である。複数学部になっても本学の学部入学者選抜試験は全学共通の試験により、両学部を通じて一本で入学を許可し、2年次になって初めて学科に所属させる制度をとってきた。これは高等学校卒業の段階で、本学のように細分化された専門の学科別の志望を選択することが困難であるという従来からの事由に基づくものであった。しかし現実には、1年次を終了した段階での学生の進路志望は、父兄や先輩等の助言もえて、かつその時代の経済状況にも左右され、かなり特定学科に志望が集中する傾向があったのである。そのため、大学では第2年次の初めに、第1年次に履習した特定の科目に絞ってその成績上位の

ものから志望学科に所属させることが行われてきたが、これは更に入学後も学科所属のための受験勉強的な空気を醸し出し、なかには希望学科に所属できないため故意に留年する学生も相当数出ているのである。

そこで昭和44年11月5日の評議会において、関連するいくつかの学科をグループ分けした「類」別入学試験を実施することが検討され、「類」そのものの性格、類から学科への所属の方式等まで検討された。「類」そのものは、結局旧系運営時代の経営系、人文系を除く系の範囲と一致し、6類までの6つに区分された。ただし学科所属に関連しては、制御工学科と経営工学科が2つの類にまたがって所属できる弾力性をもたせ、また各学科定員の10%以下の範囲で、2年次に類を変更すること（これを「転類」という）も可能にした。

類制度の実施は、一方には1年次学生の掌握を確実にする目的も含んでおり、かつ早目に類共通の専門科目を1年次に組み込み、自己の将来進もうとする専門に興味をもたせることが試みられ、その分だけ人文・社会科学の科目を高学年で修学することが考えられた。また、1年次学生の助言について、各類の学科および関連する研究所の教官と、一般教育科目等の教官が多数加わることにしたのである。

更に類には類主任をおき、類間の連絡調整のため「類連絡会議」をおくこととした。また、各学部ごとの類主任会議がもたれ、類所属学生の助言、指導、休学・退学・復学等の身分に関する事、類の段階で行う専門科目教育に関する事等を審議することにした。更に類のなかを、学生数20~30人程度に区分し、「クラス」と称して、クラス担任教官とクラス担当助言教官を置いて、指導に万全を期することになった。かくしてこの制度は慎重に各部局で審議された結果承認され、昭和45年3月、この類別入学試験が初めて実施された結果、3月20日、上記のと通りの合格者を発表した。

	合格者	定員
第1類	165	125
第2類	67	70
第3類	165	165
第4類	205	205
第5類	144	145
第6類	145	145
合計	891	854

(注) 第1類には新設予定の情報科学科定員40名分を含んでいる。

その後昭和46年度の入学試験からは、志願者に対して、あらかじめ高等

学校からの調査書によって第1次選考を行い、その合格者に対してのみ学力検査を課することに改められた。これは「学部入学者選抜委員会第2分科会」からの答申（昭和45年7月9日）によるもので、高等学校在学中の勉学成績を重視し、かつ本学の行う学力検査を受験者数を絞ってきめ細かく実施するためのものであり、過去の資料を十分分析した結果とられた措置である。

第2に、学習規定の改正がある。それは学生が4年次で卒業研究申請の資格を得るまでは、継続する2学期間に15単位以上を修得するものとし（新学習規定の第3条）、この規定に違反した者については、両学部の修学指導委員会（これは仮称で、名称・組織等については両学部に一任された）を設けて十分カウンセリングを行うが、それでも再度この第3条に違反したものは、成業の見込みのない者として、学則第22条（成業の見込みのない者に退学を命ずる規定）に該当するものとして退学を命ずることとした（昭和46年2月1日教育委員長答申）。

これは大学教育規定において全国でも画期的な規定であり、昭和47年度入学者から適用されることになった。その精神は、従来在学年限六年間という学則の範囲内で、ややもすれば途中で緩みがちな勉学態度を戒め、「学生がたえず勉学に努め、開設された授業科目の履習を怠らないよう」（昭和46年3月5日評議会資料、「学則第22条の取扱いについて」参照）戒めたもので、連続2学期15単位というのは、実は卒業に必要な単位を勘案すると、その最低以下の単位数と考えられる。と同時に、教官の学生に対するガイダンスの任務が一層強化されたといえる。

第3に、学生相談室の開設である。すでに本学では昭和44年7月に「学生室」が設置され、学生が充実した学生生活を送るための各種相談に対応してきた。過去2年間の実績を検討してみると、学習・授業および課外活動に関する個人的な問題、学生施設改善の要望などが大部分であったので、学生の立場に立って本格的な相談に応ずるため、従来の「学生室」を「学生相談室」に改め、昭和46年4月から相談室長中村正久教授以下9名の教育を委員とし、事務を教務部厚生課で扱うこととした。

第4に、大学院における東京大学工学系研究科との授業科目履習の「相

互乗入れ」の実現がある。これは本学の理工学研究科と東京大学の工学系研究科との間で、それぞれ特色ある授業科目が開講されているので、その履修を相互に認め合うことにより、大学院教育を一層充実しようという趣旨にもとづくもので、両大学間で慎重に検討を重ねた結果、昭和46年5月17日付で「東京大学大学院工学系研究科および東京工業大学大学院理工学研究科相互間における授業科目の履修について」という協定が結ばれた。

その内容は、博士課程および修士課程において、それぞれ3授業科目5単位以下とし、原則として講義科目のみとする、授業科目は特に指定せず、当然相手方大学の大学院研究科の授業科目担当教官の許可を求めること、成績評価・単位認定は従来両大学でやっている方法をそのまま採用することとした。これは「大学間の相互交流制度」の一環となるもので、当時全国的に注目されたモデルケースとなった。

第5に、「工業高等専門学校卒業者の学部への編入学制度の実施」がある。本学は昭和4年大学昇格以来、旧制高等学校の卒業生のみでなく、旧制高等工業学校の卒業生に対してもこれを広く受け入れ、優秀な人材を多数世に送ってきた実績をもっている。昭和37年から新しく出発した工業高等専門学校は、中等学校卒業生に対して5カ年の完成技術教育を行ってきたが、その卒業生が更に高度の勉学を希望する場合、改めて4年制大学の1年次に入学する以外に進学の道がふさがれていた。

そこで、本学は文部省からの希望もあり、進んでこの工業高等専門学校の卒業生を学部3年次（内容によっては2年次）に編入学させることとし、昭和47年3月この編入学試験を実施した結果、工学部で7名に編入学の許可を与えることとなった。これらの編入学者はその後極めて真剣に勉学に努め、それぞれ優秀な成績で卒業をし、更に大学院に進学した者も出ている。

したがって本学では、昭和48年度8名、昭和49年度15名、昭和50年度13名とその合格者の数を増加させてきた。なお、昭和50年度からは理学部もその門戸を開き、物理学科1名、応用物理学科3名（先の13名の内数）を入学許可している。その後昭和51年度17名、52年度18名と増加したが、昭和53年度からは、豊橋および長岡の技術科学大学で第3年次への高等専門

学校卒業者の編入学を開始したため、本学の編入学志願者は減少し、前年度まで70名を超えていたものが急に16名となり、合格者も7名となった。更に54年度は11名の志願者に対して2名の合格者、55年度も7名の志願者に対して1名の合格者、56年度7名の志願者に対して2名の合格者という低調な状態となった。この編入学制度に対して今後の抜本的な対策が要望されている。

第6に、大学院学生の国際交流の実施があげられる。大学がその研究面において諸外国の大学と国際的交流を活発に行ってきたことはいうまでもない。しかし、教育面においても、学生を諸外国研究機関に派遣し、また相手大学の学生を日本の大学が受け入れることは、学生時代から研究上の国際的感覚をもたせるうえで極めて意義深いことである。また、本学は極めて多数の留学生を諸外国一特に東南アジア地域の諸国から受け入れてきた実績をもつ。しかし、先進国を含めて、学生を相互に交流させることは全く新しい試みであった。幸い文部省は昭和47年度から「学生国際交流制度」を発足させたので、本学としてもこれにに応じて留学希望の学生を当面大学院修士課程2年次に限定して募集し、学内での選考結果により文部省に推薦し、2名の留学が決定した。この留学期間に学生が相手研究機関で学習した内容は、その成果を検討して本学の履習単位に加えることも決定した。

当初は学長のもとに、教務部長を中心とする「国際交流に関する懇談会」を設けたが、その後それは整備され、昭和53年7月に「東京工業大学国際学術交流委員会」にまで整備され、学生の国際交流だけではなく、教育・研究全般にわたる国際協力および研究者の国際交流等に関する事項を審議することになっている。その後派遣留学生の数は、48年度5名、49年度～51年度7名ずつ、52年度6名、53年度5名、54年度4名、55年度6名、56年度6名で、今日までの合計は55名に達している。その留学生もアメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア等の大学および研究所等に広がっている。

2. 学寮問題の最終的処理

昭和44年9月から本学は一斉に授業を再開し、研究・教育活動の復活に努力してきたことは、上述してきたとおりである。しかし、本学紛争の根

源でもあった「学寮問題」は決して円満に処理を終えたわけではなかった。その後も過激派学生に煽動された一部寮生は、寮費不払い運動を続け、また学部新入生を勝手に入寮させる等の不法行為を続けてきた。

昭和45年当初の状況について、「本学学寮の現況」（東京工業大学資料特別号、広報室発行、昭和45年2月）は、その状況を詳細に報告している。それによると、第1に「学寮の利用状況」については、昭和44年12月現在で、恩田寮は定員300名に対し、現員144名、高津寮は定員36名に対し現員21名、如月寮は定員68名に対し現員35名、つばめ寮は定員10名に対して現員9名、向岳寮は定員16名に対し現員16名、合計定員430名に対して現員225名で、約52%の利用率であった。

第2に、学寮関係の諸費用の納入状況であるが、国庫に納入されるべき寄宿料（恩田寮は月額300円、その他の木造寮は月額100円）の納入は、学生の不払い運動のため極めて悪く、昭和45年1月29日現在で、総平均で73.3%の未納率となっていた。納入された26.7%というのも、大学がやむをえず保証人に対して、昭和44年度から納入督促をした結果、保証人から納入されたものであった。

更に問題は、寮運営に関する諸経費の負担である。学寮の諸経費には、各種備品・消耗品費、電気・ガス・水道料金、暖房費、風呂用燃料費のほか、炊事等寮で働く人々の人件費、建物の補修費等がある。このうち光熱水料や炊事人の人件費について、寮生自体が負担すべき部分がきめられており、その負担区分をめぐる問題が生じ、紛争の遠因ともなったのであるが、一応昭和42年2月の覚書のとりきめに従って、昭和43年度1年間の経費を計算してみると、建物補修費を除いて979万円余を国費でまかない、寮生負担分は165万円余、合計1,145万円となっている。これだけの経費をかけて、なおかつ上述したように利用率約50%の寮を維持し、かつ寮生は、この寮生の負担分すらごく一部しか支払わず、約100万円が、滞納金であり、教務部長個人が立て替えるという有様であった。

更に寮に架設されている電話について、公用電話の使用料と基本料金は大学が負担するが、私用電話の使用料は、当然寮生が負担すべきものであった。昭和43年9月に、寮生との交渉がつかず、公用電話が通話停止とな

った事件が生じ、12月5日寮生と学長との交渉で、公用電話を「常識的に使用する」こととして、全額大学が負担することになったが、紛争状態に入った昭和44年2月以降、この公用電話料金は異常な金額に膨張し、同年7月などは、電話電報料137人分が含まれるといった無秩序状態となったのである。

大学封鎖が解除された後も、寮生は学寮、特に大岡山キャンパス内の学寮を根拠地として、大学の教育と研究の正常化の努力に反対した。特に向岳寮は、食堂および学生集会所がかなりのスペースをもっていたため、昭和44年11月頃からは、東京近辺にかれらの目的とする行事があるごとに、多数の学外者が宿泊し、時には200名を越す宿泊があった事実が確認されるに至った。大学としてはそのつど教務部長が「学外者を宿泊させないよう」厳重に警告をしてきたが、寮生は一向に反省をみせなかった。

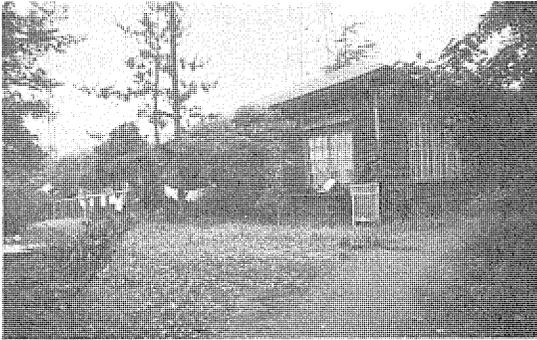
元来この向岳寮は、大正13年3月、別の場所に建築された建物（義和団事件の賠償物件であった）を、昭和5年10月現在の地に移築した建物であり、富嶽を望む意味で当初「向嶽寮」と名づけられたが、すでに建築後実に40年以上の年月を経て、老朽建築物となり、その故に、青葉台に鉄筋寮としての恩田寮を建設し、この向岳寮を取り壊す予定であったものである。この老朽建物に多数の学外者が無秩序に宿泊し、あまつさえここを根拠地として、ヘルメットを着用し、竹竿等の凶器を持ち出して、学内・外のデモや乱闘を行うに至っては、大学としての管理責任のみならず、対社会的にも重大な責任を感じざるをえなかったのである。しかも学内事情としては、紛争のためやむなく着工を延期していた社会工学科関係の建物の建設予定地が、この向岳寮の取り壊しの跡地であったのである。

このようにして昭和45年5月19日、大学は学長名をもって、向岳寮総務、五寮協議会議長および向岳寮寮生全員に対し、その入寮許可を取り消し、5月24日24時までには退去するよう文書で通告した。なお、他の寮への入寮を許可する用意のあることも併せて通知した。これに対して5月21日、五寮委員会名で学長あて団交要求書が提出されたが、大学としてはこの要求を拒否し、委員長から事情を聴取する用意がある旨だけ回答した。

5月25日、大学は入寮許可を取り消された向岳寮の寮生10名に対し、直

ちに寮から退去するよう警告を出した。これに対して5月28日に学生は「向岳寮退去命令粉碎，5・29全学ストライキ達成」等を提案する学生集会をもち、主催者の発表では、賛成857名，反対316名，保留206名，総計1,379名で可決されたと発表されたが，当日採決時の集会出席者は約350名であり，そのためか5月29日の全学ストライキも全く実施されず，平常どおり授業が行われた。

他方，寮生は大学の行った5月19日付入寮取り消しと退去命令に対して，弁護士を通じて東京地方裁判所に「地位保全」の仮処分を申請したが，調停により認めるところとならず，6月5日この申請を取り下げた。大学は本学の教育・研究活動のための学園整備計画の阻害，学外者の大量不法宿泊による公益上および国有財産管理の責任が果たせないことを理由として，向岳寮から寮生を退去させ，同時に同寮を取り壊すため法務省を通じて東京地方裁判所に「不動産仮処分」を申請し，これが認可されて，6月12日



向岳寮北棟



向岳寮集会所

に裁判所の手で執行されたのである。

すなわち、6月12日午前5時、東京地方裁判所執行吏と本学の部局長以下の教職員が向岳寮に赴き、再度退去命令を通告し、寮生および学外者数名が退去すると同時に、同寮の取り壊しに着手し、正午過ぎほぼ作業を完了し、その場所を立ち入り禁止とした。事件を知った一部過激派学生や助手達は、正午から本館玄関前に緊急抗議集会と称して集まり、向岳寮に向かってデモを始めたが、教職員および機動隊の阻止によって、解散させられた。抗議集会は、翌13日、14日と続けられたが、次第に集会者も減少し、6月に予定された日米安全保障条約改定反対運動へと切り替えられていったため、大岡山キャンパスはようやく平常の状態に立ち戻ったのである。

この向岳寮の取り壊しの実施は、本学紛争に終止符を打ったものである。それまで過激派学生および一部の寮生、それに同情的であった学生等も、本学執行部がいただく「大学本来の姿」の回復のための並々ならぬ決意に対して、完全に打ちひしがれた状態となり、その後大学が学内改革および学寮問題の解決を進めるのに、極めて有利な環境をつくり出したものと考えられる。

ここで学寮にのみ限定してその後の経過を要約すると、向岳寮取り壊し以後も、寮生は残された如月寮・つばめ寮・高津寮および恩田新寮において、寮費および光熱水料の不払いを続け、また各種の不法行為の拠点としていた事実がある。国有財産管理の責任はあくまでも大学にあることはいうまでもなく、昭和45年度の「自主入寮」と称するような行動は大学としてはあくまでも阻止する必要があるが、学寮が「学生の修学生活にふさわしい規律ある共同生活の場」として、大学が管理しうる状況に至るまで、当分の間学寮への入寮募集を停止する臨時措置を、昭和46年2月5日の評議会で決定し、各局部教授会の了承をえた。

これに関しては、同年3月20日の全学教授会で「学寮に関する臨時措置（入寮募集停止）について」（説明）が配布されているが、大学当局、特に教務部厚生課では早めに地方出身学生のための下宿についてあっせんの努力をし、新聞折り込み広告を大学周辺の地区に4万枚を配布し、想定必要者約350名の60%にあたる約200部屋の申し込みを受け、下宿あっせんに

効果を発揮した。

その後大学としては、残されている寮の実態把握に努め、各寮にかなりの数の正規の入寮許可者以外のものが居住している事実をつきとめ、そのつど寮委員長あて警告を発した。特に学外で過激派学生の集会・行動のある際には、学外者が宿泊する事実がしばしばあり、その事実を確認したつど、教務部長名で警告を発してきた。このような大学の毅然たる態度と、他方、過激派学生および寮生の数の減少によって、学寮の責任者たちも次第に大学当局と正規の交渉を行う態度に変化してきた。

その結果、昭和46年12月と翌年1月の2回にわたる交渉で恩田寮の寮生の負担すべき光熱水料等について、事務的に処理しうる見通しがつき、大学と寮生間での他大学における寮経費負担等の実態調査の結果も踏まえ、昭和47年10月30日に、「恩田寮寮生負担額に関する合意書」が、当時の教務部長小林靖雄教授と恩田寮委員長吉弘貢との間に取り交わされた。

これは、寮生の負担する光熱水料を当分の間月1人900円とすること、この負担額は年度末にその年度内の料金改訂を参考にして変更することがあること、給食業務に従事する大学の要員が欠けた時は、大学が補充するという3点の協定である。この合意書により寮生は昭和47年11月・12月分の負担額をとりまとめて厚生課に納入した。ここに過去4年以上の歳月にわたってこじれ続けた恩田寮光熱水料の寮生負担額の問題は、暫定措置とはいえ一応の解決をみたのである。

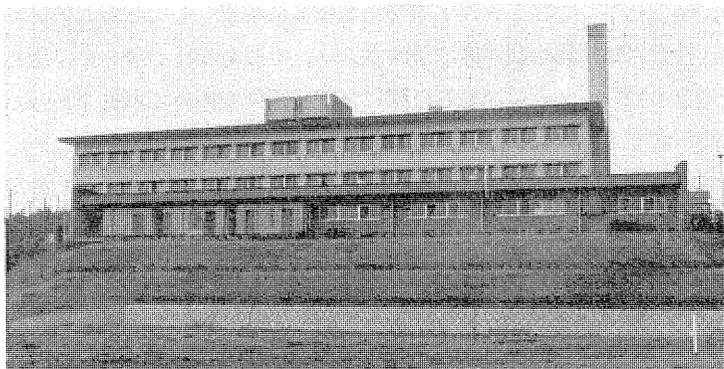
また、昭和15年に建築された木造建物を戦後に学寮として転用していた高津寮（神奈川県川崎市高津区二子所在）は、その老朽化が著しく、また入り口通路が狭いため火災発生等の際には消防等にも極めて困難であった。そこで昭和47年4月以降寮生が高津寮へ転寮することを禁止していたが、その措置後3年を経た昭和50年3月には正規の在寮生はゼロとなったので、3月27日学寮としての用途廃止を行い、3月31日に取り壊しを行った。

更に本学の将来の学寮のあり方については、当時の教務部長岡崎光雄教授を委員長とする「学寮検討特別委員会」が設置され、残る3寮（如月寮・つばめ寮・恩田寮）について、その将来計画が検討された。その結果は昭和51年1月31日「学寮の将来計画の基本方針について」という文書で学

長に答申がなされた。その後大学としてはこの答申を3月19日開催の全学教授会に諮り基本的了承をえたので、今後この基本方針にそって、計画実現をはかるべく、文部省当局とも交渉をすることになった。

この答申によると、基本方針として鉄筋構造の恩田寮は、合宿研修施設、臨時宿泊施設および当分の間は学生宿舎の3機能を兼ねた多目的な総合施設として改造することを勧告されている。すなわち、合宿研修施設は、当時の南棟を改造し、研修室、宿泊室、食堂、浴室を整備し、研究室または学科単位の合宿研修、会議等に利用できるようにする。なお、将来は敷地内に各種運動施設を逐次整備する計画である。また臨時宿泊施設は、北棟の一部をあて、主として長津田地区の学生、教職員のための短期間宿泊施設とする。最後に学生宿舎は、北棟の一部を学生のための宿舎として暫定的にあてるものである。

その後、文部省との折衝が重ねられた結果了承がえられ、改造工事が進められた。かくして昭和52年3月旧恩田寮は「松風学舎」（川上正光学長命名）という新名称を与えられて、新学寮として誕生した。学生宿舎部分は合計144室ですべて個室であり、1個室約13平方メートル、入居資格は、学部卒業研究申請資格を得た男子学生および大学院修士課程2年次の男子学生に限り、入居期間は1年限りで、更新は認められない。寄宿料は月額2,000円で、ほかに学舎内で生活に必要な光熱水料等月額5,000～6,000円程度を、学生が負担することとなった。

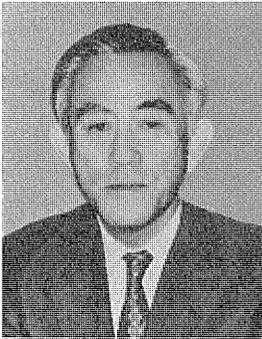


新装成った松風学舎

設備として食堂は設けず、共用の自炊設備を設け、別に談話室、洗面洗濯室等をおき、浴室は合宿研修施設のものを利用することになっていた。

こうして学内の2木造寮の処置を残してはいたが、学寮問題に端を發した本学の紛争は、昭和53年4月をもって、完全な形で結末を告げ、松風学舎には、前記条件を満たした学生が多数入寮し、勉学にいそしむ新学生生活施設と研修施設が出現したのである。

また如月・つばめの2木造寮も、その後昭和53年3月末と、54年9月末にそれぞれ廃止されて取り壊された。



川上 正光学長
(昭48. 10. 24～52. 10. 23)

なお、本学の大学紛争が一応収拾された昭和48年秋、加藤六美学長の任期満了が近くなったため、規則により学長選挙が実施され、本学名誉教授川上正光氏が、学長候補者に選出され、同氏はこれを承諾し、10月24日に就任された。同氏の略歴は、次のとおりである。

川上正光氏は、明治45年1月1日栃木県に生まれた。昭和7年東京工業大学電気工学科に入学され、同10年3月卒業後東京電気株式会社（昭和18年7月東京芝浦電気株式会社通信工業支社となる）に入社され、昭和20年には技術本部機器製造技術部長代理、兼測定機器整備課長を務められたが、昭和23年8月同社を退職、東京工業大学助教授となられ、電気科学研究所に兼務された。昭和28年9月同大学教授に昇任された。以後電気工学系委員、教育委員会副委員長等を務められ、昭和40年1月から41年10月まで教務部長、45年4月から工学部選出の評議員、46年4月から工学部長を歴任され、47年4月に定年退職をされた。本学は同氏の对本学に対する功績に対して名誉教授の称号を授与したが、なお横浜国立大学工学部教授として勤務され、日本学術会議第五部会長もなされていた。昭和48年10月請われて本学学長に選出されたのである。

第6節 この時代に関連した諸事項

1. ユネスコ国際大学院研修講座の開設

昭和40年10月13日付で、本学に化学および化学工学に関するユネスコ国際大学院研修講座が設置され、主として化学および化学工学系教官の指導のもとで毎年十数名の外国人研究生が1年間研修につとめている。これはアジア地区において最も古いユネスコ国際大学院研修コースである。

開設以来昭和56年10月までの総修了生は、224名(うち女子50名)である。

2. 新図書館の建設

本学の図書館は、昭和9年建設の本館の建物のなかの南側に付設されたスペースを利用していた。これは当時の教官の利用には大変便利であったが、次第に狭隘化してきた。

そこで昭和40年代初めから新図書館建設の議が起こり、昭和46年末に建設計画委員会をもち、48年4月1日に5,787平方メートルの図書館が竣工し、5月7日に開館、5月16日竣工記念式典を実施した。本図書館は俗に「オープンシステム」と称し、全館開架式で、職員および学生が自由に自ら図書書架に入りうるシステムをとっている。その後、48年には図書館の事務部制がしかれ、初代事務部長には藤井和夫氏が任命された。また長津田地区の建設に伴い、図書館分館が設置されたことは、前述したとおりである。また本学の図書館は、文部省の学術情報システムの整備事業に関連して、理工系学術情報図書館の拠点図書館に指定されている。

3. 学生災害対策の整備

高度の理工学の実験を伴う本学の学部および大学院教育においては、しばしば思わぬ災害が発生し、学生が負傷することが多かった。特に昭和45年3月30日有機化学実験室(第4新館103号)において発生した火災事故は、大学院修士課程の学生が大火傷を負うという事態に立ち至ったが、これまで学生の傷害に関して、大学として特に経済面で措置することはほと

んど不可能であった。

そこで昭和48年4月から、本学独自の災害互助制度として「東京工業大学学生災害互助会」を発足させ、教務部長を会長とし、その下に運営委員会をおいた。それは学生が授業、研究および課外活動中に負った負傷、疾病または死亡に対して医療費または死亡弔慰金を支給しようとするもので、最高額はいずれも30万円である。昭和55年1月現在で正会員4,180名（うち学部学生95.9%加入、大学院学生62.0%加入）であった。

なお、財団法人学徒援護会が保険契約者となり、損害保険会社との間に一括契約される傷害保険としての「学生教育研究災害傷害保険」は、昭和51年4月から発足しており、有志はこの両者に加入している。

付録 1

昭和38年2月7日

東京工業大学長 大山 義年 殿

学生施設専門委員会

主査 教授 佐藤 一雄

本学学寮の基本方針およびその整備目標について（報告）

学徒厚生審議会の「学寮に関する答申」ならびに文部省照会「学寮整備の長期計画立案」に関連して、本学における学寮のあり方およびその整備目標について慎重に検討した結果、別紙の結論を得ましたから、ここに報告いたします。

1. 学寮の基本方針

1・1. 学寮設置の意義目的

学生の人間形成に対する学寮のもつ教育的意義については異論のないところであり、また半面現実には学生生活に対して経済的効果をもっていることも否定できないが、この経済的意義を重視すると、本質的な教育的意義が見失われるおそれがある。従って貧困学生対策を目的としたような本学学寮の現状は早急に改善されなければならない。

（理由）

- ① 各種階層の家庭の子弟を混在させ、人間的接触を拡げることが教育的見地からも必要である。
- ② 貧困学生に対する経済的援助は、奨学金制度の拡充、授業料の減免など別途の方策によるべきであって、一部少数の学生が一度入寮することによって、在学期間中その在寮を保証されるような大きな特権を与えることは適当でない。

1・2. 学寮の類型

低学年（1～2年次）学生の希望者全員を入寮させるようにすることが望ましい。

（理由）

- ① 新入生に対しては、集団生活の体験を通じて人間形成の教育的効果が特に著しい。
- ② 高学年になるに従って個人的自由の欲求が高まり、さらにより広い一般社会との接触を体験させることも必要であり、教育効果からは寮生活の必要性が稀薄になる。

- ③ 全学生を対象とするいわゆる全寮制は、特別の教育目的がなければ一般的には必要としない。

1・3. 学寮の環境

教育効果をあげるためには、まず学寮の内外を快適な環境におくことが必要である。また団地型画一化を避け、できるだけ環境に変化をもたせるような配慮が望ましい。

(理由)

寮生活が快適に維持されなければ、教育の場としての効果があがらないことは言をまたぬところであろう。

1・4. 学寮の規模

1棟の居住人員を50名ぐらいに限定し、4棟200名を限度とした単位学寮を考慮する必要がある。また全単位学寮を一区画に集中せず、適当に分散させることが望ましい。

(理由)

- ① 単位人員が大きすぎ、また一区画に集中すると、自治運営の機能が阻害されやすい。
- ② 一区画に集中した場合、それに必要な共用、附属設備も過大になり、かえって効率的な管理運営が困難になることが多い。

1・5. 学寮施設の構造と設備内容

以上の基本方針から学寮施設の規模、構造、主要設備などを具体的に考えるとおおむね次のようになる。

- 1・5・1. 居室 1室収容定員4名 面積 33m^2 ($6\text{m}\times 5.5\text{m}$) 1名単位面積 8.25m^2
(*文部省提出図面は 39m^2 ($6\text{m}\times 6.5\text{m}$), 1名 9.75m^2)

(設備) 寝台(2段ベット)、ロッカー、洋箆筒、自習机、椅子、本棚など。自習机と寝室の間はカーテンなどで仕切り、それぞれの機能を果せるようにするとともに、各自習机の間を区切るなど落ちついて自習できるように配慮することが必要である。またここでいう寝室は単にベットを備えたいわゆる寝間ではなく、4人の居間として共にくつろげるような構造であることが望ましいから、2段ベットとせず押入付畳敷の和室風とすることも考えられてよい。

1・5・2. 居住棟1棟の規模

3階建とし、1階は共用施設および寮母などの居室にあて、2～3階に寮生居室6、予備室1(病室などに利用する)計7室あて14室を設ける。(寮生定員48名、予備室2室)

居室は南面、片側廊下とすることが望ましく、共用施設として各階に便所、洗面洗濯所およびダスターシュートを設ける。

昇降階段の位置によっては、別に非常用階段を外部に取り設けること。

- 1階 玄関、受付事務室、下足室（収容人員に見合う下足用ロッカーを設備する）、ラウンジ（居住棟内寮生総会などの集会にも使用できる広さとして、おおむね $6\text{m} \times 15\text{m} = 90\text{m}^2$ を必要とし、日常は3区画ぐらいに仕切って使用し得る構造とする。別に娯楽室用の和室を設けることも望ましい）。寮母居室（寝室用和室、居間兼食堂洋間、炊事場）、便所、洗面洗濯所、湯沸所、浴室、寮生荷物保管倉庫、暖房設備（簡易ボイラー）など。

1・5・3. 1区画単位学寮の規模と共用・附属設備

居住棟4棟（ $48\text{名} \times 4 = 192\text{名}$ ）をもって1区画単位学寮とし、次のような共用・附属設備を設ける。

食堂および調理室、従業員宿直室、集会室（卓球など屋内運動にも使用する）、寮務事務室、自治委員事務室、テニスコート、じん埃焼却炉など。

1・6. 学寮の管理運営

1・6・1. 寮母、助言教官

学寮に対する大学の教育的な機能を果たすために、各居住棟に寮母を配属するほか、すくなくとも単位学寮ごとに助言教官を配置する必要がある、従って区画内には助言教官用の住宅を設けることも必要である。

(理由)

寮生活の体験に乏しい低学年寮生の学寮内での個人生活と集団生活の調和など、人間形成のため教育的配慮のもとに助言、相談にあたる助言教官ならびに寮母を配置し、その機能を十分に果たすためには、それぞれ各居住棟ごとに寮生と起居を共にすることが最も望ましいが、助言教官はすくなくとも単位学寮区画内に居住し、常時寮生に接しやすい環境にすることが必要で、そのため快適な住宅を設置するように考慮すること。

1・6・2. 管理運営規則

学寮の管理運営に関する大学の機能と責任を明らかにするため学寮規則を定め、また寮生活の分野における自治運営のための学寮自治規則などを整備する必要がある。

(理由)

現在学寮の管理運営は従来慣行に従っているが、これを明文化し、また自治規則は一応各寮ごとに定めはあるが、さらに内容を整備して、大学の管

理運営の方針と学寮自治運営の関係を明確にする必要がある。

1・6・3. 経費の負担区分

学寮を維持運営するための経費を十分に積算し、同時に大学（国費）と寮生の経費負担区分を明確にする必要がある。

（理由）

- ① 一般的に学寮予算が少ないため、建物、設備の補修改善が行われず、放置される環境の悪さが貧困学生のみでの生活の場となる大きな要因となっている現状であるから、学寮に対する経費を文教予算の中に十分に積算されるように要望する必要がある。
- ② 施設の改善にともなって、居室の光熱料まで大学負担としている現状を改める必要があり、経費の負担区分は次のように考えることが妥当であろう。

大学負担 施設、基本設備の新嘗・維持補修、管理運営のために必要な基本経費（共用場所の光熱料なども含む）、大学が配置する職員の人件費など。

寮生負担 居室の光熱暖房料など私生活のために要する経費、食費の原価を構成する直接経費、寄宿料、自治活動のための経費など。

2. 学寮整備の目標

2・1. 完成目標

基本方針により1～2年次学生希望者全員を収容するためには、最少限度750名の収容力を必要とする。

（理由）

本学の近い将来における見通しとして、1学年学生定員を750名と仮定すれば、その50%を自宅外通学者とみて、基本方針からは $375名 \times 2(学年) = 750名$ が最少限度の必要数となる。

現有学寮は4寮収容定員270名に過ぎず、いずれもはなはだしく老朽荒廃している現状において、これを基本方針によって直ちに運営することは実際上不可能に近い。従って新たに交通、環境など諸条件を具備した適地を求め新学寮を建設し、その完成をまって現有学寮を逐次廃止する方向に進めることが最も望ましい。

しかしながら、敷地の入手、建設予算などについての見通しがなく、また現有学寮中特に向嶽寮の老朽化が著しい現状など諸般の条件を考慮するとき、整備計画として次の両案を考えざるを得ない。

2・2. 整備計画（第1案）

2・2・1. 完成目標

新たに学外に適地を求め、4区画に各1単位学寮（48名×4（棟）=192名）合計4学寮を建設し、768名（384名×2（学年））を収容する。

これに要する敷地面積は1区画1,500坪、4区画合計6,000坪ぐらいとなる。

2・2・2. 整備の段階目標

目標完成に至るまでには、実際問題としてこれを数段階に分け、逐次整備することとなろうが、その場合にはすくなくとも次のような段階による必要がある。

（第1段階） 2区画2単位学寮の新設

この段階において192名×2（学年）=384名。1～2年次自宅外通学者の約50%を収容可能にする。この第1段階の整備を年次区分する場合には毎年1区画1単位学寮あて2年間に整備されなければ、2年目において新入生の収容に支障を来す。

ただし単位学寮に対する共用、附属設備（1・5・3）はやむを得ない場合には第2段階において整備されても大きな支障はないが、そのうち食堂施設は立地条件によっては第1段階初年度において不可欠のものとなることも考えられる。（この段階完了時には現向嶽寮は廃止される）

（第2段階） 2区画2単位学寮の増設

この段階において、さらに2区画2単位学寮を整備して完成目標に達するが、第1段階同様1学寮あて2年間に整備されることが望ましい。整備完了時には残る現有旧学寮はすべて廃止される。

2・3. 整備計画（第2案）

現存敷地のうち、学寮に適するものは向嶽寮敷地のみであり、その向嶽寮が特に老朽化して、すでに文部省においても緊急整備の対象としてとりあげられつつあるため、この改築をベースとして学寮の早期整備を期する現実的な考え方にたつならば（第2案）として、完成に至る段階目標を次のように計画することが適当である。

（第1段階） 現向嶽寮の改築（1区画1単位学寮）

現在敷地向嶽寮に代わる1単位学寮を建設し、96名×2（学年）=192名、1～2年次自宅外通学者の約25%を収容する。この段階の整備を年次区分する場合は、半数あて2年間に整備されなければならない。

（第2段階） 2区画2単位学寮の新設

新たに学外に適地を求め、（第1案）整備目標の第1段階を（第2案）の第

2段階として、 192×2 (学年) = 384名を収容する。この段階において、第1段階と合せて1～2年次自宅外通学者の約75%が収容可能となる。

(第3段階) 2区画2単位学寮の増設

(第1案)の第2段階をこの案では第3段階として、2区画2単位学寮を整備して、1～2年次学生用にあてる。これによって第1段階で改築された1学寮は高学年用(大学院を含める)に切り替える。

整備完了時までには、残る旧学寮は段階的に逐次廃止される。

2・3・1. 現向嶽寮敷地について

現敷地を十分に整地することによって3割以上の面積増となり、最少限度必要とする4区画4単位学寮を収容するに足る坪数となる。従ってここに第1段階において1単位学寮を設けてもなお相当の空地を残し得る。本学の長期全体計画の見通し如何によっては、(第2案)整備目標第2段階以降の計画の一部をここに移すことも可能となろう。

2・3・2. (第2案)目標完成時における収容数

1～2年次用	4学寮	768名	(仮定学生数1,500名の約51%)
3～4年次用	1学寮	192名	(" の約13%)
合計	5学寮	960名	(" 3,000名の32%)

以上のように合計において学徒厚生審議会答申による学寮収容人員全学生数のおおむね30%の基準に合致する。

3. 基本方針を具体化するに当たって生ずる問題点

老朽化した現有学寮を直ちに基本方針に従って運営することはむずかしく、新設学寮に新入生を収容するときから、逐次切り替えることが必要であるが、その建設予算、用地獲得には相当の努力を要するほかに、基本方針を具体化するに当たっては、予想される次のような障害に対しても慎重な考慮が払われなければならない。

- 3・1. 「基本方針として経済的意義だけを重視しないこと」「1～2年次学生のみを対象とすること」「居室用光熱料を寮生負担とすること」などに対する学生の強い反対が予想されること。
- 3・2. 寮母の定員化、助言教官の優遇措置(助言教官用住宅の建設を含む)などについて、現状では困難があること。
- 3・3. 整備計画(第1案)は理想案であるが、文部省の緊急整備の対象とならないため、用地の入手、予算措置など具体化する目やすをもたないこと。
- 3・4. 整備計画(第1案)(第2案)とも、第1段階の整備がすくなくとも半数あて2年間で完了する前提がなければ、寮生の学年進行に対応できないこと。

- 3・5. 整備計画（第2案）では、第1段階着手の年度から、すくなくとも2年間は新入生の入寮を停止する必要があること。
- 3・6 学生むきの貸間、下宿の不足が激化している現状において、3年次になる者（目標完成時では384名、整備第1段階完了時では192名）の退寮が円滑に進行しないおそれがあること。また寮費と下宿費の間の格差が大きすぎるため、経済的に退寮できない者も相当生じることが予想され、1～2年次学生を対象する基本方針がくずれるおそれがあること。

付録 2

覚 え 書

学寮に関し、大学側（学寮計画委員会）と寮生側（新寮実行委員会）との話し合いにより、現在までに諒解に達した事項は下記のとおりである。

記

1. 学寮整備計画として、一つの寮を大岡山キャンパス内におく。
 - (イ) その寮は高学年用とし、位置は緑ヶ丘地区西北部とする。
 - (ロ) 収容人員は最低100名とし、両者の話し合いによって可能な限り多くするように努力する。
 - (ハ) 施設の内容については、今後の話し合いによって決める。
2. この第2新寮が完成されるまで、如月寮は残す。
3. 現在の寮生を出すようなことはしない。
4. 最低現在の新入生定員だけの寮生を毎年新入生から募集する。
5. 学寮規則については学生側と話し合い合意に達しない限り教授会で決定しないようにする。

以上の事項が教授会で認められるならば、寮生側は大学の学寮整備計画（附表参照）を基本的に認める。

昭和41年3月18日

学寮計画委員会代表 教授 川 上 正 光 ㊤

新寮実行委員会委員長 安 楽 岡 顕 ㊤

この覚え書きは、昭和41年3月23日の教授会ならびに3月24日の寮生総会においてそれぞれ承認されたことを確認する。

昭和41年3月25日

東京工業大学厚生課長

秋元祥吉 ㊟

〔付 表〕

	昭和40年度 3月	昭和41年度 4月～3月	昭和42年度 4月～3月	昭和43年度 4月～3月
向 嶽 寮	134名 →	北寮約 $\frac{1}{2}$ 取り壊し (-45) 89名 内(北寮の残り 35名) 訳南寮 54名	北寮の残り (-35) 取り壊し 南寮 54名 →	南寮取り壊し (-54)
第二 新寮			43年度分 (概算要求)	←-----
恩 田 新 寮		(1期工事) ←-----→	(2期工事) 1期完成分 100～200名 →	(2期完成分) +200～100 300名 →

付録 3

東京工業大学寄宿舍規則(昭41. 6)

(目的)

第1条 東京工業大学寄宿舍(以下学寮という)は、寮生の規律ある自治共同生活のもとに、寮生相互の啓発とこれに基づく人間形成を行ないあわせて学生の修学の便を図ることをその目的とする。

(学寮の名称・収容定員等)

第2条 学寮の名称、収容定員ならびに収容対象と在寮年限は別に定める。

(管理運営)

第3条 学寮の管理運営の責任は学長にある。

第4条 学長の委任により、教務部長は学寮の管理運営の任にあたる。

2 その任務の運用にあたっては、寮生代表の意見を聞くことができる。

(寮生の自治)

第5条 自治共同生活を円滑に行なうため、各寮に自治委員をおく。

2 自治委員は寮生の総意により、寮生の中から選出される。

3 寮生は、寮生活の自治に関する規約を作成することができる。

4 前項の規約を作成または改廃しようとするときは、教務部長に報告し、その承認を得るものとする。

第6条 必要に応じて各寮に学寮助言教官をおく。

(入寮願)

第7条 入寮を希望する者は、保証人連署の入寮願書および家庭調査書等所定の書類を教務部長に提出しなければならない。

(入寮許可)

第8条 入寮の選考および許可は教務部長がこれを行なう。

2 その選考にあたっては、寮生代表の意見を聞くものとする。

(入寮手続)

第9条 入寮を許可されたものは、所定の手続きをとり指定された期日までに入寮しなければならない。

入寮を許可された者が、正当な理由なく入寮手続きを怠り、または指定された期日までに入寮しないとき、および入寮の選考にあたり、虚偽の申し立てをしたことが判明したときは、その入寮許可を取り消すことがある。

(寄宿料)

第10条 寮生の寄宿料は、国の定める額とし、入寮を指定された日の属する月から退寮した日の属する月まで、毎月所定の期間中に、収入官吏に納付しなければならない。

2 所定の納付期間が、休暇中にあたるときは、休暇の始まる月の前月の所定の期間中に納付するものとする。

3 既納の寄宿料は理由の如何にかかわらず還付しない。

(経費の負担)

第11条 寮生個人の生活経費は、寮生の負担とする。

(施設等保全の義務)

第12条 寮生は、学寮の施設、備品等を保全し、防火ならびに保健衛生の管理、災害防止等に積極的に協力しなければならない。

2 寮生が学寮の施設、備品等を破損または紛失したときは、その状況に応じる額

を弁償しなければならない。

(退寮手続きと処置)

第13条 退寮を希望する者は、所定の手続きをとらなければならない。

第14条 寮生が次の各号の一つに該当するときは退寮しなければならない。

- 一. 本学の学籍を失なったとき。
- 二. 在寮年限を越えることとなるとき。
- 三. 第10条または第11条に定める経費の納入を怠ったとき。
- 四. 疾病その他により、保健衛生上共同生活が不相当と認められたとき。

(寮生以外の者の宿泊)

第15条 学寮に、寮生以外の者を宿泊させることは原則としてできない。ただし、教務部長がやむを得ない理由があると認めて許可する場合はこの限りでない。

附 則

この規則は昭和41年6月22日から施行する。

ただし、向岳寮、如月寮、つばめ寮、高津寮の4寮については当分の間従前の例による。

付録 4

1月26日全学教授会声明

寮生、大学双方の努力、自制、譲歩によってようやく開催の運びとなった交渉がついに、決裂の事態にたちいたったことを衷心より悲しむとともに、これまで大学側のとってきた立場が必ずしも明確でなく、その首尾一貫性においても欠けるところなしとしなかったことを、現在の交渉決裂の時点において深刻に反省する。大学側のこのような態度の結果、寮生諸君はもとより、全学生、院生、教職員の間に生じた誤解、疑惑、不信心については、あげて大学側がその責を負うべきものと考える。

この重大な責任を自覚して全学教官は26日午後3時より全学教授会を開き、本学の当面する問題を最も真剣に討議した。

まず25日の学長声明については教授会内に相当数の批判があった。

しかし、にもかかわらず全学教官は現在の危機的状況にさいし、あくまでも学長を中心に団結して全学生諸君とともに問題解決への積極的努力をつづけることを確認した。

もちろんわれわれとしては、大学側の態度をこのようなものとした一半の責任が交渉の一方の当事者である寮生側にもあったことを指摘したい。しかし、そのことを問題にするならば、まずその前に、41年寮問題が生じた時点からの大学側のこの問題に対する努力の不充分さ、とくに昨年恩田寮において起った電話問題、風呂問題等をめぐる大学側の落度についても卒直な自己反省が要請されるものとする。また1月14日以降の寮生側の「団交」要求に対する大学側の対応に学生対策的態度と見られる面があったことも反省する。

以上の観点からつきに係争中の諸点について大学側の見解を端的に表明し、全学の努力と熱意によって問題解決の端緒をさぐるための手がかりとしたい。

① 44年度予算による新寮建設について

1月25日の学長声明には44年度予算による新寮建設をあきらめざるを得ないとの判断が示されているが、種々の条件を考え合わせた場合、1月25日正午がほとんどぎりぎりのタイム・リミットであったとはいえ、なお44年度予算での新寮建設のための努力が一切無意味であると断定することはできない状況であり、その努力を継続する。

② ○管規について

われわれは1月21日付けの学長の「新寮建設に関する決意表明」にもられたいわゆる「○管規」に関する基本的態度を支持し、文部省に対して「○管規」の全面的白紙撤回を要求する。ただし、寄宿料、経費負担、入退寮は本学の慣行に従うものとする。

われわれとしては学長が学寮の物的管理権をもつことは「○管規」とはまったく関係がなく、むしろ国有財産法から当然に出てくる帰結であるとするが、しかし寮生側にこの「物的管理権」という概念が拡張解釈されて、学生自治の侵害を結果するのではないかという疑念のあることも事実である。このことにかんがみ、われわれはこの「物的管理権」が寮自治の原則の侵害に利用されないことを寮生諸君の納得できる形式で保証したい。

③ 交渉方法について

われわれは学生大会決議にもとづく1月23～25日の交渉が、他大学の同種のいわゆる「団体交渉」と異なり、たとえばヘルメット着用の自粛などにあらわれているように、直接的、物理的暴力「ゲバルト」を排除する線でもたれたこと、すくなくとも公開の原則が充たされたこと等を評価しなければならないとする。しかし、交渉当事者の一方がそのまま議長団であって、議事進行を独占し、発言を任意に封じ、あるいは強要できた点、とくに学長について退場の自由が保証されなかった点などはやはり批判すべき問題点として残っている。われわれとしては、23～25日

の交渉のこのような二面的性格が、交渉席上における学長の発言と、25日付け学長声明の内容との明らかな矛盾を生み出すひとつの根拠であったと考える。この観点からわれわれとしては、23～25日の交渉を一つの出発点として、学生、職員、教官の協力のもとに、真に自由で民主的な東工大独自の交渉方式の実現をはかる決意である。

④ 最後に、しかし、もっとも重要なことであるが、われわれは、今日、大学が直面している急務は、たんに寮問題にとどまらず、大学の自治を中心にした広範な学内改革であることを卒直にみとめるものである。

この意味からわれわれは本学における教育、研究の諸問題について学生、院生、助手、技官、事務職員の積極的な協力のもとに真剣に検討し、本学の根本的な体質改善の具体策をつくりあげる作業に着手する。

なお本声明の一部について教授会内に多少の異論があることを付記する。

付録 5

全 学 生 諸 君 へ

東京工業大学長 斯波 忠 夫

1月30日午後10時、五寮委員長西多喜男君より、つぎの「団交要求書」を受取った。

団 交 要 求 書

昭和44年1月30日

学長 斯波 忠 夫 殿

学友会執行委員長 山 森 茂 夫

五 寮 委 員 長 西 多喜男

1.29学生大会において、下記5項目をかかげて無期限ストライキに突入することを決定し、下記要綱で大衆団交を要求する

記

要求5項目：① ○管規完全白紙撤廃声明を要求する

② 向岳新寮建設を確約せよ

③ 1.25学長声明白紙撤回を要求する

④ 学生のスト権、団交権を認めよ

⑤ 以上4項目を大衆団交の場で確約せよ

交渉対象：学長・評議会・教授会全員

日 時：昭和44年2月4日 自午後0時

場 所：於講堂

以 上

右の「団交要求書」に盛られている5項目について、学長としての見解を明らかにする。

1. 「〇管規完全白紙撤廃声明」の要求について

いわゆる「〇管規」は、本学として容認できないものであり、文部省に対してはすでに、「〇管規」の完全白紙撤回を要望した。については、新聞記者会見を行なって、このことを社会的に表明する。なお文部省に対して寮規約を提出するなど誤解を招く行為は行なわない。

2. 「向岳新寮建設」の確約について

向岳新寮の建設を確約する。したがって、社会工学科建物など本学の一連の施設整備計画とくに緑ヶ丘向岳寮の残りの建物を取りこわし、焼跡を含めて緑ヶ丘地区の整地を行なうことについては、寮生諸君の協力が得られるものと信ずる。また新寮での寮生活が寮生諸君の良識ある自治にゆだねられることは言うまでもないが、1月26日全学教授会声明にも述べられているとおり、経費負担、寄宿料、入退寮については本学の慣行にもとづくことが、大学と寮生諸君との間で確認されるものと期待する。

3. 「1.25学長声明白紙撤回」の要求について

1.25学長声明はこれを撤回する。

私は、1月23日からの、寮生諸君のいう「団体交渉」には、団交申入れに対する私の回答にも述べているとおり、「公開と対等の民主的原則が守られることを信じて、」これに応じたのであるが、2日間の「団交」の過程で、たとえば発言の自由が封じられ、身体的拘束を受けるなど、寮生諸君の良識と信義に対する私の信頼が裏切られたことを痛感しなければならなかった。この声明は、そのような時点で、教育者としての絶望感と、人間的怒りにかられて書いたものである。しかしながら、この声明が主観に流れ、不隠当な表現をとることになり、寮生諸君のみならず、全学生諸君の誤解と不信を高める結果になったことを深く反省している。

4. 「学生のスト権、団交権」について

「スト権」、「団交権」は、労働法上の用語を、学生の自治組織に援用したものとされるが、その意味するところは必ずしも明確ではない。まず、ストライキについていえば、これは労働組合における就業拒否と異なり、むしろ学生による権利放

棄であり、したがって「スト権」とは、「権利放棄の権利」を意味することになりかねない。しかしながら、現実問題として学生のストライキは、授業ボイコットによる大学側への不信ないし抗議の強い意思表示であることはたしかである。学生諸君が、大学側との紛争処理の最後の手段として、ストライキに訴えることをいかにいい否定はできない。しかしながら、ストライキが行なわれれば、これがストライキに同調しない学生の授業を受ける権利を侵害する結果を招くことも明白である。この意味から、もし「スト権」を問題にするのなら、ストライキの実施には、充分の理由づけとともに、それが全学生、すくなくとも大多数の学生の意思にもとづくものであることを客観的に確認しうるようなしかるべき手続きを踏む必要があると確信する。たとえば、ストライキの実施には少なくとも在籍学生総数の過半数の同意が全学生投票などの民主的方法によって確保されることが必要であろう。

学生諸君が「スト権」を認めよという場合、大学側が授業強行などスト破り的な行動に出ないこと、また、ストライキについて処分を行なわないことなどを要求しているようにも受けとれるが、単に「スト権を認めよ」では、これらの点が不明確である。この点については提案者の説明を待ちたい。なお、ストライキという概念が、学生による講義室等のいわゆる「自主管理」や「大学封鎖」等を含むものでないことはいうまでもない。この意味から1月30日、いわゆる「行動隊」が教務課より、講義室の鍵を許可なく持ち去ったことは、違法な行為であるだけでなく、ストライキの範囲を越えた行動であると指摘せざるをえない。

「団交権」についていえば、学生の正規の自治組織が一定範囲の問題について大学側と交渉を行なう権利をもつことは自明であるが、問題はこの交渉の形式である。私としては、すでに再三言明しているとおり、この交渉においては少なくとも公開、対等の2原則が堅持され、意見発表の自由が確保されなければならないと考える。学生側は、処分権等をもつ大学側と、教官罷免権をもたない学生との間には、対等の関係は成立しないと言うが、わが東工大の学生諸君は、そのような自己卑下に陥る必要はいささかもない。少なくとも諸君が、大学の運命にかかわる重要問題の審議を、今後長く将来にわたって継続する意思をもつかぎり、23~25日のいわゆる「大衆団交」の場におけるような野次、怒号、昂奮のふん囲気のなかで、また肉体的精神的疲労による思考停止状態において、それを行なうことを望んでいるとは信じたくない。問題が重要であればあるほど冷静な空気のなかで、健全な思考力の保証される状況でこれを検討しなければならない。大学側としては、交渉当事者双方から、同数の議長団を出し、争われている問題の担当者に発言の自由をゆるす等（先のいわゆる「団交」において、新寮建設特別委員の出席さえ認められず、その発言が封じられたことは遺憾である）の条件がみたされることが確実に保証されて

はじめて諸君のいう「団交権」を認めるか否かを考慮することができる。

5. 右に述べたことから、最後の要求項目の「以上4項目を大衆団交の場で確約せよ」に対する大学側の対応は、おのずと明らかであろう。しかし、学生諸君との話し合いにつねに応じるという大学側の態度にはなんらの変化もない。いな、むしろ東工大が危機に立っている今こそ、そのような話し合いの場をもつ必要性を痛感している。2月4日に諸君が要求している「団交」を、公開、対等の原則にもとづく東工大独自の自由な交渉の最初のモデルケースとすることを提案したい。

最後に、東工大史上はじめての無期限ストライキという不幸な事態に直面して、私は、これを何物にもかえがたい全学の貴重な試練として本学の将来のために生かそうと決意していることを確言する。また、ストライキという手段に訴える以外に大学の古い体質を打破しえないと学生諸君に思いつめさせている東工大の現状と、諸君をしてそのような判断にかりたてる上に小さくない役割を果たしたと考えられる寮問題発生以来の大学側の対応の仕方に、学長として私は自責の念を禁じえない。すくなくとも私は、本学の現在と将来を憂える全学生諸君の純粋な情熱の高まりが、その表われ方こそ時に穏当を欠くものがあつたとはいえ、学長としての私を含めて全教職員の寮問題、広くは大学問題への関心を高めさせ、その認識を深化させた大きな原動力であつたことを否定しない。この認識の深化をまっしてはじめて、本文書にあらわれているようにこれまでの大学側の主張を数歩前進させることも可能になつたのである。

このことと関連して、私はこれまでにすでに何度か表明し、また1月26日の全学教授会声明にも述べられている本学の根本的な体質改善、広範な学内改革案の具体化に速やかに着手したい。このため大学側としても案を練っているが、私としてはむしろ全学の学生、院生諸君、教職員から具体案の提示を要望したい。これらの提案は当面、厚生補導委員会において取りまとめ、整理した上で、学生、院生、教職員がそれぞれの権利と責任をもって参加できるように改革準備委員会といった性格のものを早急に発足させたい。

付録 6

学 内 改 革 案

(東京工業大学資料 No.2, Oct. 8, 1969)

1. 教官の自己規制について

主 旨

現在大学を構成する1要素である教官集団は3権にぎっているが、これを規制する何等の機構も有しない点に大きな欠陥がある。組織としての自己規制は最も重要な問題の一つであるが、これは現在改調委において進められている本学の現状総点検にもとづいて、今後本学の管理運営をどのような形で行なうかを決定する段階において、それと関連して考慮すべき事柄であるので、決定には若干日時を必要とする。しかしながら集団を構成する教官個人個人の自己規制はそれに先立って、ただちに実施できる事柄である。集団を構成する各教官が、その責務を果しているか否かを常に自己批判し、あるいは相互批判することは、自由な批判と探究をその使命とする大学においては、当然行なわれていなければならなかったことであるが、日本的慣習におぼれて、これが実施を怠ってきた。今後本学の諸改革を企図するに当たってまず第一になすべきことは教官自身の自己規制から始め、自らの姿勢をたたくことにあると考える。

方 法

教授、助教授、講師（以下教官という。）はおおよそ5年ごとに教官適性審査を受ける。審査は常置の審査運営委員会を窓口とし、教官ごとに設けられた適性審議会において、教官から提出された業績報告書にもとづき研究については学会等、教育については学生・院生等からの情報を加えて審査し、辞職勧告から昇進推奨に至る各段の判定と、今後のオリエンテーションについての勧告を行ない、本人に通知する。教官は審査結果に対して異議申立を行なうことができ、その場合は全学的に別に設けた適性審議監査委員会において審査経過を調査し裁決する。

業績の内容は研究、教育および管理運営についての業績とし、適正な判定基準を設ける。

なお、これと関連して5年ごとに一定期間の有給休暇をあたえるようにし、休暇以外のときは全力投球する慣習をつくる。

実 施

この方法はわが国においては殆んど実施されていないので、実施にうつすにはいろいろな問題が起ることが予想される。

したがって実施にうつす準備段階として実施の細目を検討し、これを試行しながらよいものに仕上げるための若干の期間を必要とするので、ただちに教官適性審査準備委員会を設け、委員会の構成、審査の手順、判定の基準、教官の教育活動についての学生・院生からのフィードバック機構等について検討の作業に入る。

なお、助手に関しても同様なことが考えられるが、その地位、職務において教授会メンバーに比べ複雑な要素もっているので、助手の自主的検討の結果を待つことにしたい。

2. 議事録の公開について

大学の意志決定機関をどのような構成にすべきかは現在改調委において進められている本学の現状総点検にもとづいて作案されるので、それまで若干日時を必要とする。それに至る間はすくなくとも評議会、教授会および常置委員会の議事録は全学に公開する。公開の方法は、例えば図書館において常時閲覧できるようにし、重要な議事についてはさらに、広報の道を講じる。

なお、学科、群単位の教育会議についても上記に準ずる。

3. 学生室の新設について

主 旨

これまで学生（院生を含む。）が何か希望や苦情を申入れ、また相談をしたい場合、どこに持込んだらよいか判らない場合が多く、また持込んでも、それが方々にたらいまわしされている間にどこかに消えてしまい、学生に回答が返って来ないことが多い。こういうことで学生は大学に対して不信感をいだくようになる。

この問題の解決のためには大学の意志決定、執行、監視組織が改革されるさいに、この機能を充分織込んでいく必要があるが、新しい組織が動き出すまで、学生の意向を本学の意志決定に反映させる明確単一な窓口として学生室を新設する。

内 容

学生室は学長直轄の機関とし（事務的には教務部に附置）、委員は委員長、副委員長、委員をもって構成し専従事務員をもつ。部屋としての学生室には事務員が常駐し、学生はいつでも問題を持ちこめるようにする。

学生室委員の任務は、学生の希望、苦情、要求、相談などのいっさいを受付け学生の立場になって学生の意志を代弁し作業することにある。

学生室は学内の意志決定および執行機関等（学長、評議会、教授会、施設委員会、教育委員会、研究委員会、図書館委員会、大学院委員会、大学院専攻会議、学科会議、教務部、事務局、各個教官等）と等距離にあり、学生からの要求をこれらの機関に連絡、あるいは審議を依頼し、その結果を学生に回答する。さらに執行すべき事柄は当該機関に執行を依頼するとともにその執行を監視し、督促することができ

るようにする。また学生室は本学の意志決定機関において、学生に関係する事項について審議決定したことをつねに把握し、学生の要求とその回答に関する記録を整理し、適切なデータ処理を活用して、じみ速な回答と前後に矛盾のない処置が行なえるようにする。

実施

学長は委員長以下委員をただちに指名し、学生室開設の準備に着手する。

4. 学部のカリキュラムの改革について

主旨

新制大学の理念にもかかわらず、わが国大学の低学年教育の失敗は定評のあるところである。比較的良好といわれる本学の場合においても教官の非常な努力にもかかわらず、学生には単に高校の繰り返しとしか映じないのが実情である。このため、人文社会科学科目を高学年にあげたいということがしばしば提案されている。一方自然科学科目はさきにE. S. 専門委員会において検討してあった方式を早急に実施すべきであるとの声も出ている。学習体系としては広い範囲の基礎となる科目から次第に専門の科目へ——たとえば、工学のカリキュラムでは、基礎科学→工学基礎→専門基礎→専門のように積み上げていくのがオルソドックスな能率のよい方法であろうが、自然科学関係についても教官組織が必ずしもそれに適していない現状において、この方式を実施しようとするれば、低学年教育は多人数方式にならざるをえず、担当教官の熱心な授業にもかかわらず、問題意識の稀薄な低学年学生に学問的刺戟をあたえることは困難で、教育の成功は期待できない。

ここにおいて、多少の非能率をかえりみず、まず小人数クラスの専門から出発し、問題意識をかん養してのち、高学年において一般教育と基礎科学、基礎工学教育を実施する方式を採用することによって、かえて幅の広い指導が可能になる。しかしながら、低学年において専門のみに閉じこめることは人間形成上好ましくないことであるので、専門から離れて学生が自主的に横のつながりをとって学習する道を開く。このように配慮すれば急速な科学技術発展の未来社会を開拓する創造性豊かな青年を教育することができるのではなかろうか。

内容

- a) 低学年における専門のコースは、必ずしも学科にとらわれることなく、なるべく学習の焦点をあわせやすいような分け方をとり、1クラスをできるだけ小人数とすることが望ましい。
- b) 入学志願の時点においては一応学科別あるいは類別（両者混合でもよい）に入学させ、合格発表後、説明をへてコース分けするのが常識的であろう。この方法は、現在のような1年間の無分科時期をへて学科を決定する方法にくらべて、高

校卒業生にコース選択能力がない点が指摘されよう。しかし、この改革では、コース分けは極端ないい方をすれば学問意識をかん養するための例題（現在の卒研でも同様）と考えてよいもので、今後の科学技術の進展の急激な世界において、必ずしもこれによって一生の専門が決定されるというように考える必要はなく、選択の問題はある程度割りきって考えてよい。現実問題としては、相当数の学生はそのコースを一生の専門として選ぶであろうが、若干は在学中に自分の選んだコースが性に合わず、変更を希望する学生もでるであろうから、コース変更の道を開いておく必要がある。

- c) 低学年（1，2年）において共通科目は老ば心的に多くの科目を推奨することをせず、学部1，2年の学生がその専門を学ぶために実際に必要なもののみとする。そのようにすれば共通科目は多少多人数講義となっても学生は真面目に勉強するであろう。専門の各科目のなかに局部的に用いられる数学、物理学、化学等の基礎的な事項はその科目の教官が教えながら進む方法をとる。このため、能率が悪いことは確かで、現在2単位の科目は3～4単位を必要とするかもしれないが、このことは学習上のマイナスとは必ずしもいえない。
- d) 高学年（3，4年）においては、現在の卒業研究に入るのを3年から開始するとともに、1，2年における学習経験から、基礎学力強化の必要性を自ら感じ、また一方、視野の拡大の重要性を悟ったうえで、基礎科学科目、エンジニアリング・サイエンス関係科目（E. S. 専門委員会報告参照）等を学習する。この段階においては、すでに1クラスの人数の多少は学習効果のうえであまり問題とはならないであろう。この段階におけるこれらの科目は他所において行なわれているものより内容において高級なものが要求されるであろう。
- e) 一般教育科目は、低学年においてはその実施方法を大幅に改正し、主として高学年に配置する。問題意識をつかんだ後において一般教育科目をきくことは現在より以上にその効果のあがることが期待される。
なお、3，4年において人社特別コースを従来以上に強化することを計画する。
- f) 外国語科目は、重点的に能率のよい方法で学習するように計画する。また、専門書を読む授業を設けることによって読解力の実用化をはかる。学生は卒業までに1外国語の会話をマスターするように計画する。
- g) 全体として学生の履習する科目をへらし、内容の充実をはかるように指導する。
- h) 本学においては、学士の称号を廃止する。（外国への証明において必要ならばすべてB. S. とする。）
- i) 学内措置で教育用の予算を拡充し、院生・高学年生が実験や演習の指導を手伝った場合、報酬を支払えるようにする。

実施

昭和45年度入学者より実施するように教育委員会に専門委員会をつくとともに各学科等において学生の意見を反映しながらカリキュラム改革案を検討する。

なお、数年間実施してみて、ある時期において再検討することを当初より予定する。

全学教授会は、6月10日午後2時半より、約4時間にわたる積極的かつ建設的な質問、意見の交換をおこなった。その主な内容は次のとおりである。

1. 教官の自己規制について

- 趣旨には反対でないが、教官の質を云々するより、教官が雑務から解放され気持ちよく働けることを望んでいるので、実際の作業を十分検討してほしい。
- 理論的には結構であるが、実施は慎重に行ない、学内派閥抗争の具となることのないように。
- 適正な判定規準については、各専門分野、各学科ごとに内部事情が異なる。一律な規準を作りうるか、十分な検討を望む。
- 教官の業績主義を助長しないか。このため、研究室における締めつけが生じ、研究室が住みにくいものになる心配がある。
- 実際問題としては直ちに実行すると無理を生じる。自己申告、学生からのフィードバック等を資料として公開することにより、自己への戒めとするようなことから始めれば現在直ちに着手しうるのではないか。
- 外国でも同僚が同僚を審査していない。職場の平和が乱れないよう配慮を望む。
- アメリカのメリットシステムではたしかにいき過ぎに批判があるが、日本では足りないところに批判があろう。

2. 議事録の公開について

- 学科、群単位まで範囲を拡げることはどうか。
- 公開をするのであれば、速かであることが望ましい。

3. 学生室の新設について

- 他の改革案に優先して学生室の新設の承認が重要と考える。
- 学生についてのみでなく教職員についても考えて欲しい。

4. 学部のカリキュラムの改革について

- 理学系コースについて重点がおいてない。(これについては数学の一部を修正)
- プロジェクトを解くために小人数の相互研修集団を作るようにすることが効

果がある。

- 多人数教育にならざるを得ないときはテレビを使用することは効果がある。
- このような方式が改革に通じるとの考え方はうなずけない。ESを重視し、低学年に専門教育をおろすことは慎重に考えよ。
- この方式では科目の混乱が生じないか。1年生に徹底的なガイダンスをすれば必ずしも1年生に専門をおろす必要はない。

以上のような討論の後、この全学教授会では、次のことが確認された。

1. 改革案1については、趣旨にはほとんど全員一致で賛成。その実施案は、さらに慎重審議する。約1週間の期間において全学教授会で検討のうえ、審査準備委員会を発足させる。
2. 改革案2および3に関しては異論なし。直ちに実施することになった。とくに、学生室の予算上のうらづけについては、加藤代行より、直ちに明年度の概算要求のなかに含めたい旨の発言があった。
3. 改革案4に関しては、その基本的な考え方、趣旨については、多くの賛成があったが、なお、その実施方法の細目や、自然科学のカリキュラムの組み方については、さらに検討が必要であり、これは加藤代行と教育委員会との相談のうえで専門委員会を発足させ、45年度入学者から実施の方向で検討することに意見が一致した。

5. 学部教育制度の改革について

はじめに

本学は第二次大戦終戦直後、和田学長の提唱により学科別を廃止し、学習と研究の自由を拡大した。それ以来学生は標準学習コースあるいは各自の定めた学習コースに沿って自主的に科目を選択して履習してきた。また教官は運営上は系にわかれ、各自おもしろいものに研究活動に従事してきた。この方針は旧制大学から新制大学に受けつがれたが、わが国産業の膨脹に伴って理工系学生定員の増加が要請され、これを可能ならしめるために施設、設備、教職員の増加が必要となり、その結果として学科制度が復活され、学部の活動のよりどころは学科に置かれることとなった。しかしながら学生の履習の基本方針は最初からの方針を維持することが確認され、その後複数学部制に移行したさいにも、このことが再確認されて今日に至っている。

この方針にもかかわらず学生の自発的学習の意欲は年とともに次第に稀薄となり、特に最近では学生は自らをコンペアにのせて卒業の門へと運ばせる傾向が顕著になっている。これは学生数の増加と学科制度の復活に原因をもつことはいなめないが、

一方学生の自主的履習に対する適切な助言が行なわれなかったことにも原因があると思われる。

また学科増加によるいま一つの問題点は、新しい学科を設置するにさいして国家予算の制度や旧来の組織の枠に制約され、教育の面からみても、研究の面からみてもいづれに対してもまことに不適当な学科群の構成となってきたことである。

大学の目的は教育と研究にあり、両者が互にブレーキをかけることなく、互に助け合う形で運営されなければならないものであるが、従来の大学形式はあまりに前時代的であり、超工業化社会の大学へと発展するためにはまことに不適当なものとなってきたことは、最近各方面で指摘されているとおりである。このためには教育と研究それぞれが、その時点において常に前向きに改善できるような組織をもち得るように分離することである。このことは数年前、本学の拡充計画委員会において論議されたことがあるが、その後世界各国に設立された新しい形の大学はすべてこの形式をとっており、また学術審の答申、東大その他の改革案においてもこのことがひとしく基本方針の一つとして唱われている。本学においても研究と教育の分極化を是認しつつ、教育がこれを有機的に結合する形の教育と研究の分離を行なう必要がある。

大学においては学生は各自が自主的に目標を定めて勉学につとめることが、学習の基本的態度であって、つぶしの効くような卒業生を出す目的をもって、あるいは事務的な煩雑さを理由として画一的な教育を行なうことは避けなければならない。すなわち学生は各自入学当初から教官の適正な助言を得て大学生活4年間の学習メニューをもつことを基本方針とし、大学はこれを円滑に行なわせるように配慮するように教育体系を樹立する必要がある。これらの処理のためには電子計算機を大いに活用しなければならない。

今回の教育制度の改革には、以上のように、学生が各自の学習メニューをもって真剣に学習すること、教育と研究を組織上分離することを二本の柱とすることとし、それを実現するためのいくつかの点について検討し、新しい教育体制の素案を作成した。

教育組織のうちには学部の問題のみでなく、大学院の問題があるが、これについては別途に検討することになっているので、ここでは触れなかった。しかし学部学生の定員は大学院の強化に伴って減員されることを予想しながら検討し、また大学院と学部の相互乗り入れを考案した。カリキュラムの内容についてはすでに別途検討がすすめられているので、それにも触れずここでは体系のみについて検討した。両者を合わせることによって学部教育制度改革の全体を組立てることができる。

1. 教育組織

1・1 教育組織と研究組織の分離

学部教育の組織は教官の研究組織とは分離する。

1・2 学部教育の組織

学部のもとに学部教育長（仮称）をおき、これが学部教育を統轄する。
学部教育長のもとに教育委員会、教務課等をおく。

1・3 学部教育担当教官

学部教育には全学の教官のなかから適任者を選んで委嘱する。

担当を命じられた者は特別の事情がないかぎり、これを拒否しないものとする。教官の負担が不均衡にならないような手段を別途に講じる。

教育組織においては教授、助教授、講師、助手の別をとわずすべて学部教官と呼称する。

注1：学部という言葉は Faculty と Undergraduate の2通りに用いられるがここで
は後者の意味に用いた。

注2：研究組織は現行にとらわれることなく、学術の進歩に適した形に再編成する。
この再編成を実施するにあたり、現行の学部、学科等は学部教育に関しては法制上との矛盾のないように形式のみにとどめる。

1・4 教育委員会および学部教育事務組織

(1) 組織 教育委員会は学部教育長、同補佐、系主任および人文科学、社会科学、外国語、保健体育、教職課程担当の各主任等で構成し、学部教育長がこれを統轄する。

(2) 組織 教育委員会の職務はカリキュラムの立案、教育の長・中期計画、教育予算の立案、教育担当教官の選定等とする。

(3) 学部教育事務組織 学部教務課をおき、これが学部教育事務にあたる。教務課には総務、教務、調査・広報、経理、用度等の掛をおく。

注：現在の教務課の学生掛をのぞいたものを吸収する。

参考：学部の教育組織として次頁の図のようなものが考えられる。この図における系の名称は参考例である。

2. 学習プログラム

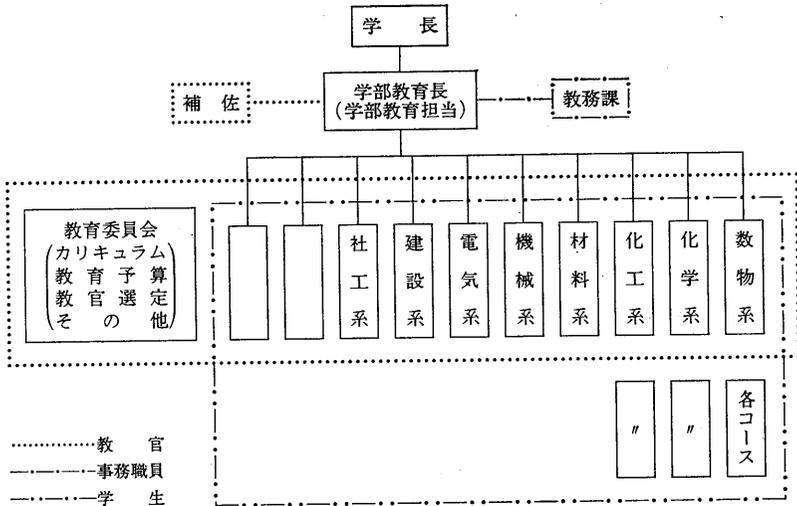
2・1 学習プログラム

学生は助言教官の指導に基づいて、在学期間中の各自の学習プログラムを作成する。

2・2 系

学生は各自の学習プログラムについての主要な授業科目を提供している系に所属する。

注：系入学の場合には、学生は所属する系が提供している授業科目の中から各自の在学期間中の学習プログラムの主要な科目を選ぶことになる。



2・3 学習プログラムの変更

学生は助言教官の指導に基づいて、各自の学習プログラムを学期または年度ごとに修正することができる。

2・4 系の変更

学生は助言教官の指導に基づいて、所属する系を変更することができる。

2・5 助言教官

助言教官は、学習上の指導をすることを任務とし、教務担当教官中より学部教育長が任命する。

助言教官1名について、たとえば学生3名を、あるいは助言教官2名の組に対して学生6名をあてるなどの助言組織が考えられる。

3. 学期, 時間割, 単位

3・1 学期

1年を3学期とする

例: 第1学期	4月1日～4月9日	オリエンテーション
	4月10日～6月26日	授業
	6月27日～7月3日	試験
	7月4日～8月31日	休暇
第2学期	9月1日～11月31日	授業
	11月14日～11月20日	試験
	11月21日～11月26日	休暇

第3学期	11月27日～12月24日	授業
	12月25日～1月7日	休暇
	1月8日～2月21日	授業
	2月22日～2月28日	試験
	3月1日～3月31日	休暇

3・2 時間割

90分の授業をもって1時限とする。

例： 第1時限	8時50分～10時20分
第2時限	10時30分～12時00分
第3時限	13時00分～14時30分
第4時限	14時40分～16時10分

3・3 単位

授業および自習を含めて45時間の学習をもって1単位と算定する。講義および演習については毎週1時限、10週間の授業をもって1単位とする。実験および実習については毎週2時限、10週間の授業をもって1単位とする。

注：単位の表示法 単位数は毎週の学習時間とともに表示する。

例：力学第1	1 (1.5—0—3.0)
化学実験	1 (0—3.0—1.5)
英語第1	3 (4.5—0—9.0)

この表示において、括弧外の数字は単位数、括弧内の第1の数字は毎週講義室または演習室で学習する時間数、第2の数字は実験室、実習室で学習する時間数、第3の数字は自習時間を表わす。1単位については括弧内の数字の合計は4.5になる。

4. 単位の修得と在学年限

4・1 単位の修得

- (1) 学生は各自の学習プログラムに沿って每学期10単位以上、毎年30単位以上を修得するものとする。連続3学期間に30単位を修得できなかったものは退学する。
- (2) 学生は每学期15単位をこえる学習プログラムを作成してはならない。
- (3) 課題研究を履習中の学生は、連続3学期間に修得した単位（課題研究の15単位は除く）の合計は15単位以上でなければならない。この条件を満足しない者は退学する。

4・2 在学年限

在学可能な最大年限は6年間とする。(転系および中間領域を専攻する場合を考慮してある。)

5. 卒業

5・1 卒業の認定

卒業の認定は学生が希望するときにかぎり行なう。

注：卒業の認定を行なわないときは、修得すべき単位についての制限がないので学習プログラムの作成の自由度が増す利点がある。卒業の認定を全面的に行なわないときは、大学院入学、官公庁への就職などの点で学生に不利を生ずることが予想される。

5・2 卒業認定の条件

在学年数が4年以上で、一般教育科目自然科学系列12単位、同人文科学系列12単位、同社会科学系列12単位、保健体育4単位、1外国語8単位、専門科目76単位以上（課題研究15単位をふくまねばならない）合計124単位以上を修得した者は卒業の認定を受けることができる。

5・3 学士号

学士の称号を授与することはしない。

5・4 就職

教官は学生の就職に関与しない。

注：厚生を扱う事務部に就職に関する機関を設ける。

6. カリキュラム

6・1 カリキュラムの編成

カリキュラムの編成は教育委員会で行なうが、その編成には学生参加の道を講じる。このための具体的な方法については別途考慮する。

6・2 専門科目

専門科目中に基礎専門科目をつくり、現行の一般教育科目自然科学系列の科目をこれに移行する。（現行の自然科学系列の科目は本学のような理工系大学では一般教育とは考えられない。）

6・3 一般教育科目自然科学系列

基礎専門科目中の2科目8単位を一般教育科目自然科学系列に数える。なお卒業認定の条件に不足する1科目4単位については新たに自然科学系列科目をもうける。

注：たとえば理工学総合講義、工業総論、近代物理学などが考えられる。

6・4 一般教育科目人文・社会科学系列

人文・社会科学系列についても、各自の学習プログラムを作成し、それに従って4年間を通じて平均して修得する。

6・5 外国語

1外国語8単位以上を修得することが卒業の認定に必要である。（1学期3

単位、3学期間の学習によりこれを満足することができる。)第1外国語8単位以外の外国語の修得単位は、4・1および5・2にあげた単位数には数えない。

注1：外国語教育については週一回は Language Laboratory を利用するようにする。

注2：外国語は短期間に集中的に学習するようにする。

注3：外国語単位の修得法は

- (1) 通常コース 本学の外国語授業により修得する。
- (2) 自習コース あらかじめ申告はするが、授業をうけないで、期末試験に合格することにより修得する。
- (3) サマーコース 本学で行なうサマーコースの授業により修得する。なお、サマーコースでは学生の希望により現行以外の外国語の授業も行なうことがある。

6・6 グループ学習

1, 2年次学生に対してグループ学習を行なう。グループ学習の目的は専門の教官に接触して学問のプロセスを理解させ、あわせて読み方、話し方、聞き方、討論のしかた、まとめ方などについて修練を行なうことにあり、助言教官2名、学生12名程度のグループで実施する。(グループ学習は教官室・ゼミ室等を利用することとし、時間表には発表しないが、その実施場所、時間等は別に公示する。グループ学習を実施する教官は予定表、終了報告書などを提出する。実施方法の詳細については別途考慮する。)

6・7 課題研究

- (1) 100単位以上を修得した学生は課題研究を申請することができる。
- (2) 課題研究の期間は2～5学期間を標準として、15単位をあてる。課題研究と併行してコロキウム、セミナー、特別実験等の単位を修得することができる。

6・8 大学院授業の履習

学部の授業科目のうちから110単位以上を修得した学生は大学院の授業科目を自分の学習プログラムに組み入れて単位を修得することができる。この単位は4・1および5・2の単位数には数えられない。

6・9 サマーコース

一般教育、外国語、基礎専門科目などの適当な科目については、サマーコースによって単位を修得することができる。

7. 教育の実施方法

7・1 授業人数

授業は小人数制とする。講義については100名以下、演習については50名以下を原則とする。

7・2 実験・実習等について

学生の自主的な学習プログラムを認めることによって生ずる実験・実習等の履習希望者の増加に対しては、実験・実習室等の週日全稼動を行なうことによって対処することができる。

7・3 ティーチング・アシスタント

前項を実施するために、大学院学生のうちから、ティーチング・アシスタントを増強する。

7・4 教育予算および施設・設備

教育に必要な経費は予算・決算などを明確にし大学予算のうちから優先的にわりあてて、なお学部教育長は文部省に働きかけて、予算獲得を進める。学生の自習のために必要な施設・設備を早急に充実させる。

むすび

細部についてはなお検討の必要があるが、教育と研究の組織上の分離と学生が各人各様の学習メニューを教官の助言のもとに持つことを二本の支柱とした学部教育体制の改革案を提案した。

この案は現行の大学の法規的な基本事項には反しない形で考えたものであるから、実現について支障はないが、相当根本的な改革であるから、他の改革と総合して、昭和46年度入学から実施することが適当で、45年度においてはこれを実現するための過渡的な改革を計画することが望ましい。

付録 7

大学院制度の改革について

大学院制度検討特別委員会報告

(東京工業大学資料 No. 1, Oct. 2, 1969)

1. はじめに

本学の大学院は昭和28年発足以来16年余を経過し、現在では在学者総数約1,100名を擁するまでに発展し、この間2,000名に及ぶ修士修了者、300名に及ぶ博士修了者を送り出し、わが国における科学技術の発展に大きく貢献してきた。しかしながら大学院は、発足以来その制度の検討を受けることなく現在に至っており、高等教育の大衆化、本格的な研究者および高級技術者に対する社会的要請の増大、学術の急速な進展など、著しい社会的学術的変貌の波に洗われるに及んで、改善をせまられる幾つかの問題点が指摘されるに至った。本学大学院におけるこのような問題点は

改調委資料¹⁾にくわしいが、その大筋は次のように要約されよう。

- (1) 近年、科学技術の進展は著しいものがあり、それに伴って、理工系知識職業人に対する学術的、社会的要請はきわめて強くなってきているにも拘らず、大学院における教育は、専門分野の研究活動を通じての徒弟的色彩の強い形で行なわれており、教育体制それ自体が著しく遅れている。
- (2) 大学院、とくに修士課程において、入学志願者の激増、收容人員の急増がみられ、これに伴って、学生の志向と能力の多様化が進行しつつある。この多様な志向と能力を持つ大学院学生を、現在のごとく、研究内訓練 (training within research) に頼って教育するならば、教育水準はもとより研究水準すら学生の能力の平均値と共に低下を続けざるを得ない。
- (3) 学術の専門分化が進み、かつ、学生の志向と能力の多様化が著しくなってきたにも拘らず、修士課程・博士課程の年限、取得単位数、論文作成などに関する規定がきわめて画一的であり、この画一性が学生個々の能力の発展に障害となっている分野が少なくない。これに対して、授業の内容、学問的水準、その成績評価は、担当教官の恣意のもとで、殆んど無秩序といってよい多様性のもとにおかれている。
- (4) 大学院学生の教育を、主として研究を通じて実現しているため、大学院学生は“学生”の身分と“研究者の卵”の身分が混淆したものとなり、その処遇があいまいなものとなっている。このことと、指導教官制のもとでの研究室所属とが、ややもすれば徒弟的色彩の強い教育体制を生み出す基盤となっている。
- (5) 大学院の研究科ならびに専攻が、大学の学部、学科の組織に高度に依存して設置されていることが、全学的な大学院教育の組織化と独立性を阻害している。

1) 改革調査特別委員会 中間報告 本学の現状と問題点の点検 B2C 大学院制度

これらの問題点を解決し、新しい大学院制度を確立するために以下の試案を提案する。

2. 本学大学院の目標と2,3の基本的考え方

本学における大学院教育の目標は、終戦直後に作られた「東京工業大学刷新要綱」²⁾に述べられた、いわゆる和田構想に則り、“本学は真実なるもの及びより高きものの探求を基調とし、文化の他分野との関連においてなされる健全なる価値判断に従って科学技術の絶えざる発展に努力すると共に、自主的思考力と創造的能力とを持つ青年を養成し、以て世界文化の昂揚と人類福祉の増進とに寄与せんとす。”を大学院において実現すること、と考えられる。科学技術が人類社会の進展において果す役割が益々増大する現状をみるとき和田構想を真の意味で実現するためには、大学院教育の充実、組織化が本学において急務であり、「岡部地区利用に関する申

し合せ事項³⁾も、この線に沿って意志統一がなされたものと考えられる。

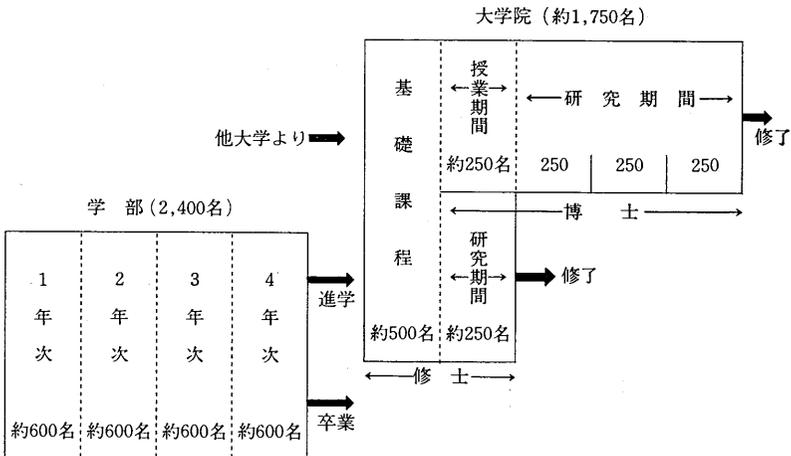
2) 東京工業大学刷新要綱：昭和21年2月

3) 「岡部地区利用に関する申し合せ事項」昭和43年10月11日評議会決定

本試案において、大学院教育の充実、組織化を考えるにあたって、次に述べる基本的考え方をとる。

- (1) 大学院における修士の学位は、研究者あるいは技術者などいわゆる理工系知識職業人としての基本的な学位として考える。
- (2) 博士の学位は、その専攻諸科目を中核とする広い分野の学術に精通し、かつ独創的研究を行なった者に対して与えられる学位であって、これを得た者は将来社会の各界で指導的立場に立って活躍することが期待される。
- (3) 前記の目標に沿って、大学院学生の志向の多様性を認め、特定のカラーを持つ大学院修了者を育成するというよりは、むしろ、学生自身が大学院において自己の能力を自ら啓発できるよう教育の体制と内容を整備する。
- (4) 大学院学生のもつ「学生」と「研究者の卵」との二つの性格を制度上分離する。
- (5) 大学院教育の組織と教官組織の分離をより明確にする。
- (6) 大学院教育に重点を傾斜して考えることから学部学生と大学院学生とをほぼ同数とし、当分の間の本学の適正規模を学部学生1学年600名程度、修士課程1学年500名程度、博士課程1学年250名程度として考える。図1はこれを示す。

図1 東京工業大学の学生数



3. 修士の課程と博士の課程

3・1 修士課程と博士課程の並立

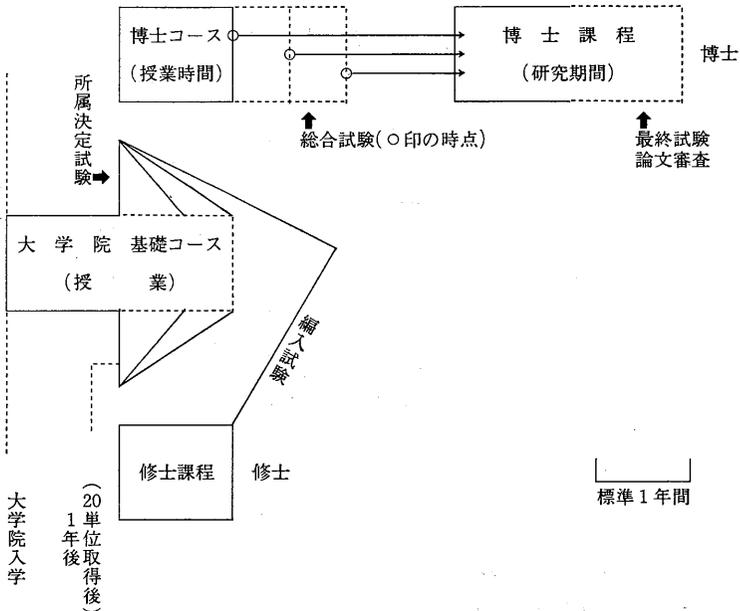
修士課程と博士課程をたて積みにしたときには、修士課程の目的が、(1)研究者として成長するための基礎的専門能力の獲得、(2)専門技術者としての専門能力とくに応用能力の獲得という、二つに分裂し、両者ともに徹底を欠き、それぞれ志向を持つ学生にとって不満のあるものとなる。また、博士課程進学者が修士論文を作成することについては改調委資料⁴⁾にも指摘されているように、(1)博士の学位を目標とし研究者として研鑽を積んでいるものが、修士論文のために研究題目の選定に制約を受け、あるいは研究途上で一旦結論を出すなどは、研究遂行上有害なことも多く、(2)博士課程進学者選抜において修士論文の内容が重視される傾向が生じ、修士課程において十分な基礎学力を付けるよりは、むしろ論文作成のための研究に専念しがちになるなどの問題点が存在する。

4) 改調委中間報告 B2C 大学院制度 4.4, 4.5

これらの問題点を解決するため、基本的には修士課程と博士課程を並立させるべきものとする。しかし、大学院入学初期における授業は、専門基礎学として、普遍性があるべきものであり、これを履修した時点で修士課程と博士課程のいずれかを選択することが適当と考える。

その一例を図2に示す。

図2 大学院の入学から修了までの経路



- I) 全員基礎コースに入学する。
- II) 20単位取得後* (標準1年後)
 - a) 修士課程に所属決定するか、または
 - b) 博士コース所属決定試験を受験する。合格者は博士コース(授業期間)に所属決定し、不合格者は修士課程に所属決定するかまたは1年以内に再受験する。受験は2回まで可能とする。
- III) 修士課程は通算2年後終了する。修士論文の有無**は専攻(後述)に一任する。
- IV) 博士コース進学者は通算45単位取得後*(標準1年後)総合試験を受験し、合格者は研究期間に入る。不合格者は1年以内に再受験できる(受験は2回まで)。最終的不合格者に修士を与えるかどうかは専攻に一任する。
- V) 博士課程希望者は大学院入学後通算5年目の終り以後、論文を提出し、最終試験を受験する。

それ以前に論文を提出した者は論文博士として処理する。

* 単位については、一応現在の授業科目・単位を基礎としたが、その数・内容は検討する必要がある。

** 演習・実験あるいは輪講などで代えることも考える必要があろう。

3・2 授業期間と研究期間の分離

修士課程、博士課程ともに授業の期間と研究期間とは分離する。

- 修士課程においては、通算25単位以上取得後(必要ならば)研究期間に入る。
- 博士課程においては、通算45単位以上取得し総合試験に合格した後研究期間に入る。
- 研究期間中の聴講は自由とするが、輪講・講究は必修とし、単位を与える。

3・3 助言教官(Advisor)と指導教官(Supervisor)の分離

基礎課程、博士課程の授業期間中における、学生の学習計画について助言するため、助言教官制を設ける。助言教官については、学生数名に対し数名の助言教官制、助言教官輪旋機関を設けることなどが考えられる。

研究期間中における研究指導のため、指導教官制を設ける。指導教官は1学生にとって1名でもよいが、研究の方向、進捗状況の検討のため、複数の教官による年1回程度の定期的審査を持つことが望ましい。研究期間中は、学生は“研究員(の卵)”の1人として研究組織に所属する。(研究組織において承認されれば実質的な指導教官をもたない場合もあり得てもよい。)

4. 大学院における各種の試験・審査について

4・1 大学院入学試験

大学院入学者は意見書、成績証明書、口述試問により選抜する。

- 意見書は出身大学の講座を異にする2名の教官から提出するものとし、その内容は、本人の成績、能力、性格、大学院への適性、特長と欠点、特記事項等よりなる。(必要ならば form を定めてもよい。)
- 成績証明書は学科(類, 系, コース)における順位(順位がつけられないときは個人平均点と学科平均および学科最高)を記入したものとする。
- 口述試問は基礎、専門に亘る学問的口述試問と人物考査を目的とした試問よりなるものとする。ただし、当分の間は学科試験も行なう。

4・2 修士最終試験, 論文審査

専門能力は、学業成績で判定することとし、論文審査(必要ならば)は従来通りとする。

4・3 博士課程に関する試験と審査

I) 博士コース所属決定試験

基礎コースでの学業成績、専門筆記試験、口述試問により選抜する。

- 専門筆記試験は専攻内の全分野、関連基礎専門を網羅した出題を行ない、全問解答、closed book の形式で約1日をあてる。
- 口述試問は専攻分野教官3名以上、関連分野の教官2名以上出席のもとで1名1~2時間をかけ専門知識の理解と将来の成長性の程度を検討する。

II) 博士課程総合試験

博士課程授業期間の学業成績、専門筆記試験、口述試問により評価する。

- 専門筆記試験は Question でなく Problem を出題し、選択解答、open book 形式とし約1日をあてる。
- 口述試問は専攻分野教官3名、関連分野教官2名出席のうえ、論文研究の計画を主題として問題に対する接近法、獨創性を評価する。

III) 博士課程最終試験

口述試問により判定する

- 口述試問は専攻分野教官(論文審査教官の一部を含む)3名、関連分野教官2名出席のうえ1名2~3時間をかけ、学位論文に関連しないで、専門に関連した広い分野の学力を評価する。

IV) 博士論文審査

- 発表会は従来通りとする。
- 審査会は審査教官が出席のうえ論文内容に関連して質疑応答する形式で1名1~2時間をかけて実施する。

注：審査教官の選定は専攻にとらわれずに、研究組織で行なうことも考えられる。
この場合は、審査結果を専攻主任に報告する。

V) 定期審査

研究期間中の学生は、発表会形式の定期審査を受ける。定期審査は研究開始当初においては、研究の方向づけ、接近法などのチェック、研究がまとまりだしたときには、論文の予備審査の意味を持つ。

定期審査は研究組織において実施し、審査員は研究組織で選定、専攻主任に審査（指導）結果を報告する。

5. 大学院の組織

5・1 専攻

専門分類を同じくする授業科目の幾つかを提供する教官を中心とする集まりとして「専攻」を設置する。専攻は学部・研究所の教官組織とは独立して設けられる。学生は専攻に所属するが学習計画は専攻の枠にとらわれずにたてる。また論文作成は研究組織において行なうので、必ずしも学生の所属する専攻の教官を指導教官とする必要はない。

専攻は学術の進展に伴って5～10年を単位として流動的に改組できるよう配慮する。専攻の規模は教官数10～30名程度とする。

専攻の運営は専攻主任が行ない、必要に応じて専攻会議を開く。

5・2 大学院会議

専攻主任および各専攻1名（または2名）の代表者よりなる大学院会議を設ける。現在の大学院教官会議の機能を持ち、主として日常業務における意志決定を行なう。

5・3 大学院（教育）委員会

専攻主任および大学院教育に関する学識経験者よりなる大学院委員会を設け、専攻の改廃、大学院の施設、など長・中期的施策を討議、立案する。

5・4 大学院長

大学院教育の責任者として大学院長を置く。院長は補佐数名を置き、大学院運営の全般を掌握する。

5・5 大学院事務局

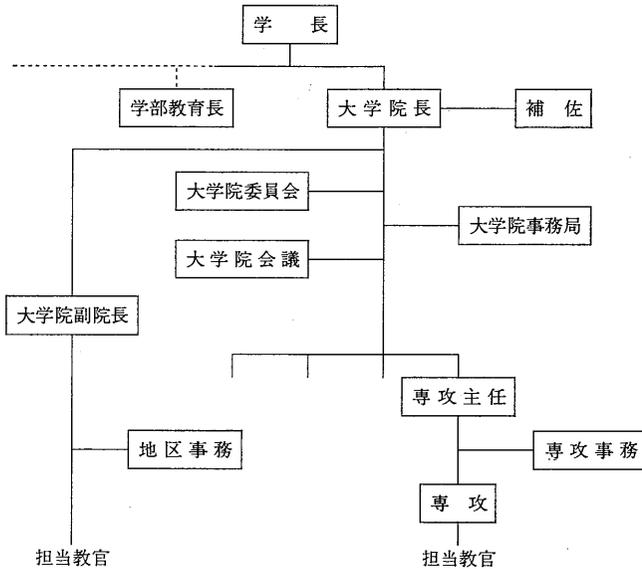
大学院教育における経理、庶務、教務、用度、施設などの諸事務を担当する。大学院長の統率のもとにある。

5・6 大学院副院長（岡部地区担当）

岡部地区においては、修士課程および博士課程の研究期間の学生のみが対象となろうが、その総括のために副院長を置く。

以上を図で示すと図3となる。

図3 大学院の組織



5・7 大学院担当教官

学部・研究所の教官組織より、助言、指導、授業、試験、論文審査のための教官として任命される。教授会メンバー以外に学位取得後数年の経験を有する助手も含まれる。呼称は一律に「大学院教官」とする。

6. 大学院学生数

6・1 教授会メンバー1名当り

大岡山地区

修士課程（研究期間）≒0.5名（×1ケ年）

博士課程（研究期間）≒0.5名（×3ケ年）

岡部地区

修士課程（研究期間）≒1名（×1ケ年）

博士課程（研究期間）≒1名（×3ケ年）

6・2 総数（積算の都合上、次の2つの仮の例をとった。）

I) 現状の研究所および研究施設の定員の教官数が岡部地区に移転した場合（表1）

II) さらに50名の教官が大岡山地区より岡部地区に移転した場合（表2）

(表1)

		大岡山地区	岡部地区	合計
現担当教官定員		280	94	374
修士課程	基礎コース	$D_1 + D_2 + M_1 + M_2$ 468	—	468
	研究期間	280×0.5 140M ₁	94×1 94M ₂	234
博士課程	授業期間	$D_1 + D_2$ 234	—	234
	研究期間1	280×0.5 140D ₁	94D ₂	234
	” 2	140	94	234
	” 3	140	94	234
修士総数		608(140)	94	702
博士総数		654(420)	282	936
		()内は研究期間		1638
研究期間者数 (教官1名当り)		2名	4名	

(表2)

		大岡山地区	岡部地区	合計
現担当教官定員		230	144	374
修士課程	基礎コース	518	—	518
	研究期間	230×0.5 115	144	259
博士課程	授業期間	$D_1 + D_2$ 259	—	259
	研究期間1	230×0.5 115D ₁	144D ₂	259
	” 2	115	144	259
	” 3	115	144	259
修士総数		633(115)	144	777
博士総数		604(345)	432	1036
		()内は研究期間		1813
研究期間者数 (教官1名当り)		2名	4名	

7. 大学院施設および設備

7・1 施設

講義室、実験室のほか、居室、セミナー室、談話室、助言教官室を設ける。

寮、レクリエーション室、教養室、運動施設などの厚生施設も必要である。

7・2 設備

大学院教育（講義、実験）のための設備を学部教育の設備とは別に設ける。

8. 大学院学生経費

授業期間については現在配当されている程度を学生経費とし、研究期間については、（万円／年・人）を講座・部門研究費の積算基礎として校費に加える。

9. その他

9・1 大学院学生給費

授業期間については、育英会奨学金のほかに Teaching Assistantship（学部教育経費負担）、Research Assistantship（教官研究費負担）などによる給費を大幅に拡充、新設することが望まれる。また研究期間については、大学院としての奨学金あるいは研究組織の研究費より人件費として支出される給費を考えるべきであろう。

注：研究体制にも関連するが、研究費はそこに人件費を含むものと考えて要求する必要がある。

付録 8

研究体制の改革について

研究体制検討特別委員会報告

はじめに

さきに提案された「学部教育制度の改革について」において、教育と研究の組織上の分離が改革の一つの柱として主張された。両者の組織上の分離は必要であるが、大学における研究と教育は互助的な関係にある。すなわち教育の側からみれば教育は研究の雰囲気なかでおこなわれ、教育内容は研究によって絶えず改善されることが必要であると同時に、研究の側からみれば、研究成果そのものの重要であることはもとよりであるが、同時に次代を担う人物を養成することに重大な意義がある。よってこの点に留意して改革を進める必要がある。

近時、研究の面においては、(1)専門分化の度合いが著しくなり、研究者が鋭角的に研究に打込んでいるときには、教育の仕事と両立しがたい面も生じ、(2)分化の度合いが著しくなるにつれて慣行的な学問の枠に包みきれない境界領域の重要性が増し、さらに(3)いわゆるビッグサイエンスとよばれる科学技術の総合を必要とする分野が各方面に拡大してきた。

大学は研究と同時に教育の義務を有するものであるから、大学における研究組織

は現在の学問体系に則しながら、研究分野を共通にもつ研究者の組織体とすることが適当であることはいうまでもないことであるが、学問の進歩のためには上述のような背景を無視することはできず、つねに時代に先んじて絶えず進歩改良して社会の要請に答え得るような体制をとらねばならない。

以前は研究の多くは大学から生まれたのであるが、最近では、大学のほかに研究のみを目的とする研究所や会社の附属機関としての研究所が数多くつくられ、それらにおいては豊富優秀な研究設備と技術を駆使し、量質ともに大学の研究を凌駕しているように思われる。しかしながら大学には大学としての研究があり、今後ますますその特長をいかして発展させる必要がある。

大学は各方面の人材をようしてはいるが、大学人の体質として組織力、総合力が弱く、かつ経済力において著しく貧弱であるから、これらのファクターを必要とする方面、特に大形プロジェクトの面で社会の要求に答えることは非常に困難であると思われる。しかし、基礎的領域においては大学の研究は他にくらべてなお優位に立つ場合が多い。よって大学においては基礎的な面の創造性と体系化に重点をおいた研究をおこなうことが肝要である。

本学は長年にわたる努力により、多くの研究成果が実り、全学に研究の空気がみなぎり、総体的に研究レベルの高いことは社会の認めるところであるが、残念なことには、きわだって独創性がすぐれ、歴史に残るような研究が育っていないように思われる。今後は全体のレベル向上に努めると同時にピークの助長にも心掛けるべきである。このためには研究組織、運営、研究企画、予算配分等について改善する必要がある、以下のように提案する。

1. 研究組織

本学の教官組織は旧来の組織の枠や国家予算の仕組に制約された状態で逐年積重ねられてきた関係で、研究体制として必らずしも適当な構成となっていない。しかしながら、今次の改革は実行できる改革であることを条件としているものであるから、教育と研究の組織上の分離にさいして、両者を同時に変革させて混乱を生じさせることを避け、急を要する学部および大学院の教育制度の基本的改善を先におこない、研究組織は原則として現在の学部学科および研究所の体制から出発し、漸進的に5年くらいの年月をかけて次第に合理化を進めることとする。

1・1 出発点における研究組織

理学部（4学科+情報科学科）

工学部（18学科）

（人文社会科学研究部 人文社会科学センター、言語文化センター、教育工学センター、体育センター）

資源化学研究所（天然物化学研究施設をふくむ）

精密工学研究所（印写工学研究施設をふくむ）

工業材料研究所

原子炉工学研究所

情報図書センター（図書館）

- (注) (a) 1・2に記した条件が早い時点で可能ならば、それによって出発する。
 (b) 研究施設は近い将来において研究所とするため、学部から切り離し、研究所群に移し、当分の間上記のような管理下にいれる。
 (c) 旧人文系は人文社会科学研究部として独立し、当分の間、工学部長が管理責任者を兼ねる。
 (d) 自然科学系列の一般教育教官および共通講座教官はいずれかの学科に所属する。

1・2 現在の学科の構成には学問研究体系からみて不自然なものがあるから、逐次講座の入換えや教官の入換えを行なう。

また、工学部は多数の学科をようし、管理上非能率であるから、これを数個の研究部に分割するように計画し、5年以内に再編成を完了する。

- (注) (e) 再編成にさいし、理学部・工学部をあわせて数個の研究集団とする方がより合理的と考えられる。

〔例〕 数学および物理学研究部(3)、化学および化学工学研究部(4)、材料科学研究部(4)、情報および管理研究部(3)、電気工学研究部(3)、機械工学研究部(3)、建設および開発研究部(3)、人文社会科学研究部

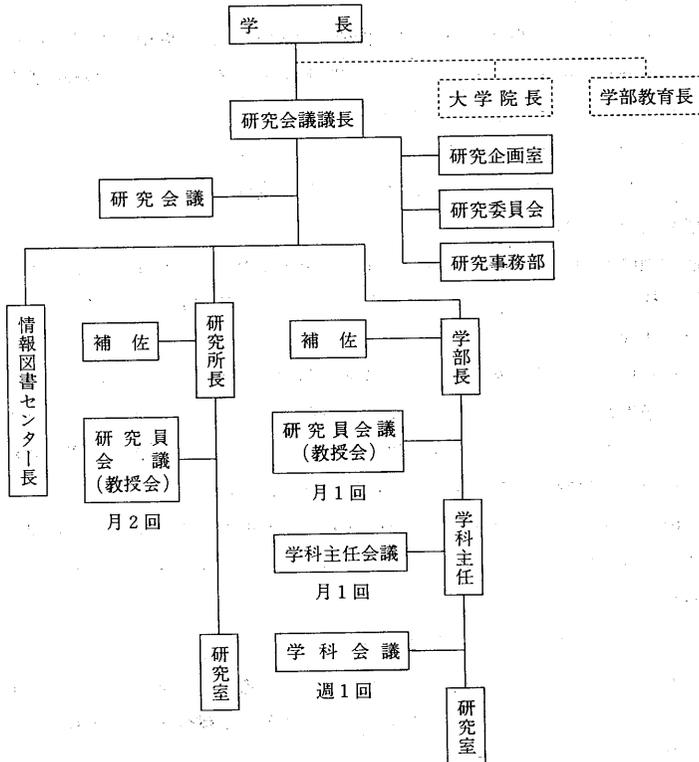
() 内は学科数

1・3 附置研究所、研究施設のあり方

学部教官が研究集団を構成し、現在の研究所と同様な運営で研究に従事する形をとるとき、附置研究所の存在意義がなおあるかという点に疑問を生ずる。現在本学の研究所は原子炉工学研究所のほかはその名称にとらわれることなく、特殊の目的をあらわには示さず自由に研究を行なっているのが実情である。各研究所とも発足の時点においては、単に学部の拡充というのみではなく、それぞれ特別の理由、目的をもっていただと思われるが、学部と共存する附置研究所の特性として、時間の経過とともにその目的は拡散し、学部の研究集団の研究との判然たる区別がなくなったのは自然のことである。そのような場合においても学部と切離して閉鎖社会をつくることは危険である。研究所も再編成に加わり、学部研究集団と人事の交流を活発に行なう必要がある。

しかしながら最初へのべたように研究においては平均的レベルの地道な向上もさることながら、飛躍によって学問の進歩がもたらされることを思うとき、優れたピークの積極的育成、新しい学問の体系化も必要であり、そのような場

研究組織・管理図



(備考) 再編成後は学部長を研究部長とよみかえる。

として研究所の意義がある。

研究施設は研究所新設の手段としても利用されるが、また本来の目的である特殊研究施設の設置は研究上大いに有用であるから、必要に応じて新設すべきと考える。

以上の観点により附置研究所、研究施設は今後ともさらに拡充強化されるべきものと考えられるが、既設研究所の内容については実質的に変更していくことも含め、十分検討する必要がある。

1・4 管理組織

(1) 研究会議

学部長、研究所長、情報図書センター長を構成員とし、研究行政の最高会議とする。議長は互選により決める(情報図書センター長が適任)。

研究企画室メンバーおよび研究委員会正副委員長は会議に参加する。

(2) 研究員会議

各部局ごとに設け、研究員が構成員となる。審議事項は人事（採用、選挙）、研究に関すること、部局長の諮問事項とする。このうち教授は教授会を構成し、法制的に形式をととのえる。

(3) 学科会議（センター会議）

学科（センター）ごとに設け、研究員が構成員となる。

2. 研究組織の運営

研究組織内の運営にはいくつかの問題点があるがここでは最小単位としての研究室の構成およびプロジェクト研究グループについて検討した。

2・1 研究室

法制単位（予算基礎）としての講座、部門制は維持するが、研究の分化と総合、境界領域への開拓という現在の方向を考慮するとき、教授あるいは助教授が別々に主宰する研究室を研究単位とすることが適当である。研究の場において教授、助教授の別なく研究員と呼称する（助手については2・2）。

理工学系統の1研究室の標準形はさしあたり教授または助教授1，助手1，技術職員（教務職員，事務職員）1，論文研究の大学院学生若干名からなるものとする。

（注） 将来は助手が2名，Post doctoral が若干名となるよう努力する。

大学の研究は研究員の自由な研究を基本とするものであるが、研究室では単位は小さいから、必要に応じプロジェクトによって離合集散を自由に行ない、研究チームを組んで研究する。

なお、教授、助教授の欠員補充にあたっては単に研究分野のみでなく、教育の面から授業上不可欠の分野が欠けることのないよう配慮しなければならない。

2・2 助手について

助手の任務は(1)研究の面においては教授、助教授との協同研究者であり、(2)教育の面においては学部教育長・大学院長の命令を受けて学部・大学院授業の演習、実験等の指導者あるいは補助者となる。(3)また特定の場合には高級な装置の運転管理要員となる。これらの任務の時間的割合は個人によりまた時期により異なり、ある時期は研究に専念することもあり、教育に専念することもあり、両者を併行させることもあるのは教授、助教授の場合と同様である。

これまで本学では助手の資格については大学卒業者あるいはこれと同等というのみで、明確な基準はなかった。今後は本学では助手採用の主体を博士課程修了者におき、修士課程修了者がこれに準じ、特定の技術者を必要とする場合

は、その能力によって採用することとする。助手の採用にあたっては共通な基準を設け、これによって判定する。

博士課程修了者の助手は採用後1年以上経過後、研究の進捗状況を見て「研究員」とする。その他の助手は論文提出により博士となれば「研究員」とする。研究員には大学院手当を支給する。

(注) 博士課程修了者は助手採用にあたって2号俸昇進するが、論文博士にはこの特典がない。今後は論文博士となった者も2号昇進するよう努力する必要がある。

研究員は協同研究者として研究に従事するのを建前とするが、研究室の学問の性質によっては全く独立した研究員として研究に従事することもあり得る。

助手の任用期間はあまり長期にわたらないよう流動性について配慮することが必要である。

(注) 研究員となった助手は講師の身分を獲得できるよう努力する。

なお、今後は奨学金による Post doctoral の制度を強化し、博士課程修了者が他の希望する地位を獲得するまでの間、短期間研究に従事できるようにする。

2・3 技術職員

大学においては技術系職員の昇進の道は暗い。たとえば共通施設等においてどうしても必要な技術系職員については昇進の道を講じて人員を確保する。一般の研究室における研究補助のための技術職員(教務職員、事務職員)は、必要に応じて賃金支弁によって雇用する方法を講ずるのが合理的である。このためにはこの種の技能者を供給する民間事業所の開設に努力する必要がある。

2・4 大学院学生について

大学院学生については修士論文、博士論文の研究に従事する学生は指導教官の研究室に所属し、研究生として登録され、研究面では研究組織下に入る。

2・5 プロジェクト研究グループ

研究のピークを生み、境界領域の研究を育て、あるいはやや大形研究を行なうなどの目的で年間30チーム(1チーム平均研究員5人)程度のプロジェクト研究グループをつくる。研究グループには研究室あるいは研究員個人で参加する。一つのプロジェクト研究の期間は3年以内とする。研究プロジェクトは研究企画室が提案し、研究会議が決定する。

プロジェクト研究のための予算は研究室配当予算とは別に計上し、これに参加者の研究室配当予算、科学研究費、その他の学外より獲得した研究費を加えて運営する。プロジェクト研究の場所は将来主として岡部地区をあて、岡部地区の管理者の管理をうける。

3. 予算

3・1 研究のための経常予算は研究室に配分する予算、研究所の使命遂行のための予算およびプロジェクト研究の予算とする。研究室に配分する予算はさしあたって昭和44年度程度に押え、プロジェクト研究および研究所用の予算を生み出す。

3・2 研究室に配分する予算

(1) 算定基礎

一律配分(a), 第一種人頭配分(b), 第二種人頭配分(c), 技術職員等代替分(d)
第一種人頭配分の対象は50歳未満の研究員

第二種人頭配分の対象は50歳以上の研究員, 研究員以外の助手, 博士課程の研究生, 技術職員等代替分は技術職員(教務職員あるいは事務職員)の配当のない研究室に一定額(たとえば20万円)を支給するもので, これを臨時職員を採用してもよいし, 研究費に使用してもよい。

[例] 助教授(1), 研究員でない助手(1), 博士課程の研究生(2)の研究室の配分
予算

$$(a+b+3c+d)$$

(注) 修士論文および課題学習の経費は教育予算よりあてる。

(2) (a), (b), (c)の単価には実験, 準実験, 非実験の別を設ける。

(3) 研究所と学部との区別はしない。

(4) 研究室配分予算は研究室別に使用することも, いくつかの研究室をあわせて使用することも運用は部局にまかせる。

3・3 研究所の使命遂行のための予算

研究所の使命遂行のための予算は研究所配当予算のなかから別途考慮する。

3・4 プロジェクト研究グループの学内配当予算は1課題1,000万円を超えないものとする。1,000万円を超えるものは概算要求, 科学研究費等で獲得するものとする。

3・5 乏しい予算を分けあって研究するものであるから, 研究費が有効に使用されるように法規的な検査とは別に研究組織自体の決算チェック機構を設け, 次年度以降の研究費配分方法の参考資料とする。

4. 研究企画室, 研究委員会その他

4・1 研究企画室

研究に関し, 学内外および世界の状況を把握し, 研究計画をたてて研究会議に建議すると共に, 公募により研究員から寄せられたプロジェクトのなかから将来のピークを予測してプロジェクト研究グループの計画をたて, 研究会議に提案し, これを推進することを任務とする。企画室は研究会議議長に

属し、委員にはある程度年配で、各方面の研究に通暁した教授数人に2、3年を限度として専念してもらおう。

4・2 研究委員会

研究組織の各部局に共通した研究関係業務を審議する。共同利用機器、研究サービスの改善、研究上の研修の計画および下記の対外関係なども含まれる。委員は各部局から選出され、研究会議議長に属す。

4・3 研究事務部

研究会議議長の命を受け、共通した研究関係諸業務を実施する。研究会議、研究企画室、研究委員会の幹事事務もおこなう。

4・4 その他

施設およびある程度以上の規模の設備を新設するときは、その都度教官と事務官のはいった建設本部を設け、計画から建設完了に至る間遺漏のないようにする。

5. 対外関係

対外関係については次のような点が指摘される。

- 5・1 外部の研究機関との協同研究、大形プロジェクトへの参加等を活発にする。
- 5・2 科学研究費等公共的性格の研究費獲得につとめる。
- 5・3 外部からの受託研究の受入れ制度を合理化し、受入れにあたっては大学の自主性を失わないように注意する。
- 5・4 教職員の発明に関する規定を統一的に整備する。
- 5・5 招聘研究員、交換研究員などの制度を拡充する。

むすび

細部についてはなお検討の必要があるが、学部、研究所を通じ、つねに時代に先んじて改善しようとする研究体制を5年以内に確立し、本学の特徴を活かした研究により総体的なレベル向上と共に歴史に残るような優れた研究が育つような場を造りあげることを目標として研究体制の改革案を提案した。現状から発足できる形を考えたから昭和45年度から着手して漸進的に実施することが望ましい。

附：岡部地区利用について

岡部地区の利用については、それを専門に検討する委員会が発足しているから、そこにおいて審議するさいの参考として研究体制の面からみての岡部地区利用について、必ずしも「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」にとらわれることなく検討した。

岡部地区には現在の4研究所のほか、研究施設が発展してできるであろうところの2研究所ならびに大学院用として獲得できる施設および総合研究館の大

部分を建設する。これらを利用するのは研究所に属する研究室およびプロジェクト研究グループが主体である。なお、教授および助教授が5年程度の間隔でサバティカルをもらえるようになった場合、海外あるいは国内の他の場所において研修するほか、岡部地区に一研究室を借りて思索にふけることも有効な利用方法であろう。

大学院学生は論文のための研究に入った学生の一部が岡部で研究する。

付録 9

東京工業大学組織案

組織検討特別委員会報告
 (昭和45年3月19日)

はじめに

組織検討特別委員会は、発足以来8回の会合を重ね、本学の研究教育組織の改革について検討を加えてきた。本学の研究・教育の改革に関しては、すでに「学部教育制度の改革について」「大学院制度の改革について」および「研究体制の改革について」の三つの提案（以下改革三案と呼ぶ）がなされてきているが、これらの提案はいずれも現在の大学制度に準拠しながらその枠内での改革を意図したものである。これに対して、本委員会は大学制度自体が改革され得るとの前提のもとで、本学の研究・教育体制を検討しておく必要のあることを認め、「岡部地区における研究・教育組織の新構想」を提案し、岡部地区の利用に関連して本学の全体の組織の基本的な枠組を提示した。

本委員会においては、前者、すなわち改革三案を実現するための組織案（以下A案という）と、後者の新構想を実現するための組織案（以下B案という）の両方について組織の枠組の検討をすすめてきたので、以下にこの内容を報告する。

この報告においては、組織の全体と、その構成部分を設置する目的のみを述べ、構成部分の内容、構成員の選出方法、機能の詳細に立入ることは避けた。

I 東京工業大学組織（A案）

1. 組織案の概要

A案の狙いは、すでに述べたごとく、改革三案を矛盾なく実現するような組織を構成することにある。これらの改革案の柱なるものは、研究と教育を組織の上で分離し、それぞれが、それぞれの目標を、最も効果的に達成できるような体制を持つことにある。

この目的のために、本学の組織を教育のための組織、研究のための組織を二本の柱とし、両者に共通する機能および中枢の機能を果す本部組織とによって構成されたとしたものが、図1東京工業大学組織図（A案）である。

この場合、研究・教育における計画・実行・チェックの実質的な権限は、それぞれ研究組織、教育組織に委譲されるものとし、学長を中心とする中枢においては、長期にわたる研究・教育の計画、研究組織間の調整、ならびに各組織の業務が円滑に進められるような援助などの機能を持つこととする。

2. 教育組織

図1において教育会議議長の下にある組織が、教育組織である。

教育会議

大学院長、学部教育長、教務部長よりなる教育会議の議長が、教育組織の最高責任統卒者となり、副学長となる。

教育会議は教育組織における最高の決定機関であるが、教育制度の重大な変更など本学全体に影響を及ぼす重要な事項については、学長の裁下を必要とするものとする。教育会議には、学部・大学院を通じて教育の内容、方法に関する短長期の計画を立案する教育企画室、系・専攻の改廃、カリキュラム・担当教官の立案、教育施設の拡充計画などを立案する教育委員会および入学者選抜委員会を置く。

大学院教育

大学院教育の最高責任者であり、大学院教育全般を掌握する大学院長を置く。従来の大学院委員会の役割を持つ専攻主任会議および従来の大学院教官会議の役割を持つ（大学院制度の変更、専攻の改廃を除く）大学院会議を置く。大学院会議は専攻主任および各専攻1～2名の教官より構成される。

学部教育

学部教育の最高責任者であり、学部教育全般を掌握する学部教育長を置く。系主任会議が系間の連絡・調整にあたり、系主任および各系1～2名より構成される学部教育会議が学部教育の決定機関となる。

教務部

本学の全学生についての庶務を取扱うもので、学生部的な色彩を持つ。成績などの教務事務は学部教務、大学院の事務が取扱うものとする。

3. 研究組織

図1において、研究会議議長の下にある組織が研究組織である。本学の全教官はこの組織に属しており教育会議議長の要請に従って教育組織に組み入れられる。

研究組織は大別して、研究部、研究グループ、研究所および共通施設よりなる。

研究部（大岡山）は従来の学部学科を改組して、専門分野の別に再編成したものである。

研究グループ（岡部）は横断的分類のもとに、現在の学部、研究所から研究員が集まり、プロジェクト的研究を3～5年の単位で遂行するものである。

研究所（岡部）は、学問のピークの推進、体系化、および境界領域の研究にあたるもので、約半数の専任研究員と残余の併任研究員より構成され、5～10年毎に必要に応じて改組されるものとする。

共通施設は研究上必要な共通的大型施設の管理運営にあたる。

研究組織における決定機関は、研究部長、研究グループ長、研究所長、および共通施設長より構成される研究会議であり、その議長は研究組織の最高責任者として副学長となる。研究会議には、研究部、研究グループ、研究所、共通施設などの改組、新設を検討し、また重点研究テーマの長中期計画を調査立案する研究企画室、および研究費の配分、チェックおよび研究機器の設置計画を検討する研究委員会を置く。

各研究部、研究グループ、研究所にはそれぞれ研究員全員が参加する研究員会議を置く。いくつかの学科を有する研究部には学科間の調整を図る目的の主任会議を置く。

4. 本部組織

学 長

研究・教育、および大学の制度・運営に関する長期計画を企画調査する企画調査室、ならびに大学構成員全員のための大学内の情報システムの中核となる広報室を置く。

副学長

教育会議議長、研究会議議長、事務局長の3名の副学長を置く。

補 佐

学長のブレインとして補佐数名を学長指名として置く。

常置委員会

学長のもとにいくつかの常置委員会を置く。

人事委員会は人員の各組織への配分、任用・罷免の基準など、人事の大綱を審議・作案する。

予算委員会は教育組織・研究組織など各組織への予算の配分計画の立案、決算を行なう。

施設委員会は教育、研究その他への施設の配分・使用計画の立案、使用状況のチェックを行なう。

協議会・全学教授会は従来と同じ目的・機能を持つ。

評議会

大学運営に対する監視機関の役割を果すものとする。

図書館

図書館は教育図書館と研究図書館に分離する。研究図書館は各研究部、研究グループ、研究所に設けられる分室、岡部に設けられる分館および中央図書館の三種よりなる。図書館内に情報センターを設け、科学技術情報サービスを行なう。これらを統括する図書館長を置き、管理運営の諸事項の審議のため運営委員会を置く。

計算センター

研究・教育のための数値計算，データ処理，情報処理，事務処理を目的とし，大型計算機とその運用に必要な組織を持つ計算センターを置く。計算センターには，センター長および管理運営上の諸事項の審議のため運営委員会を置く。

II 東京工業大学組織（B案）

1. 組織案の概要

B案においては，従来の学部レベルから修士レベルまでの一貫教育を目的とする学部（大岡山），従来の学部卒業程度の学生に対し，修士レベルの教育を行なう研究大学部（岡部），および研究所（岡部）が，三本の柱となり，それらの上に共通の大学院（博士課程）が設けられる。教官の所属は，学部，研究大学部，研究所のいずれかであり，そこで研究および教育を行なうと共に，大学院教育に参加する。A案と異なって，研究と教育の分離は学部および研究大学部のそれぞれの内部において，考慮実現されるものとする。

したがって，組織としては，学部，研究大学部，研究所，大学院が柱となる。

図2 東京工業大学組織図（B案）

2. 学部（大岡山）

図2における学部長会議・議長のもとにある組織が学部である。学部長により構成される学部長会議が，学部における決定機関である。学部教育に関する教育委員会，および入学者選抜委員会を学部長会議に置く。学部所属の全教官よりなる学部教官会議が，学部長会議の決定に対する監視機関である。

3. 研究大学部（岡部）

修士レベルの教育を横断的専門分類のもとで行なう。運営の融通性，流動性を高めるための系運営を行ない，系主任会議が実質的な決定機関となり，これに教育委員会，研究委員会，入学者選抜委員会を置く。研究大学部所属の全教官より構成される研究大学部教官会議が監視機関である。

4. 研究所（岡部）

現在の研究所を改組拡充した研究所群を置き，研究所長会議を制度化して，研究所間の調整を図ると共に，その議長を研究所群の最高責任者とする。各研究所は約半数の専任研究員と残余の併任研究員よりなり，学問のピークの推進，体系化，および境界領域の研究にあたり，5～10年毎に必要な応じて改組するものとする。

5. 大学院

学部，研究大学部，研究所に所属する教官が参加する大学院（博士課程）を置く。その運営はA案におけるものと同じである。

6. 教務部

本学の全学生についての庶務を取扱うもので、学生部的な色彩となる。成績などの教務事務は、学部、研究大学部、大学院の事務において取扱うものとする。

7. 本部組織

学長

本学全体の教育・研究および大学の制度・運営に関する長期計画を企画・調査する目的で、教育企画調査室、研究企画調査室を置く。広報室の役割はA案に同じである。

副学長

学部長会議議長、教務部長、大学院長、研究大学部長、研究所長会議議長、事務局長の6名の副学長を置く。

補佐、常置委員会、協議会、全学教授会

A案に同じ

評議会

学長・副学長により行なわれる大学の管理・運営に関する監視機関となる。

図書館

A案に同じ。ただし教育図書館、研究図書館の分割は行なわない。

計算センター

A案に同じ。

Ⅲ A, B案の比較

A案においては、教育組織、研究組織が分離され、それぞれにおいて意志決定のための会議が持たれるので、教官個人にとって会議負担が大きくなる。これを避けようとするとは教育と研究の分離が明確でなくなり、研究部と学部教育の系の一体化が発生する恐れがある。

B案においては、学部、研究大学部それぞれにおいて教育・研究が行なわれるので、各組織の独立性が大きくなり、上述の意味での問題はなくなる。しかしながらこれら各組織の疎外の増大につながる恐れがあり、全体としての人事の流動性を図る必要があろう。

図1 東京工業大学組織図(A)

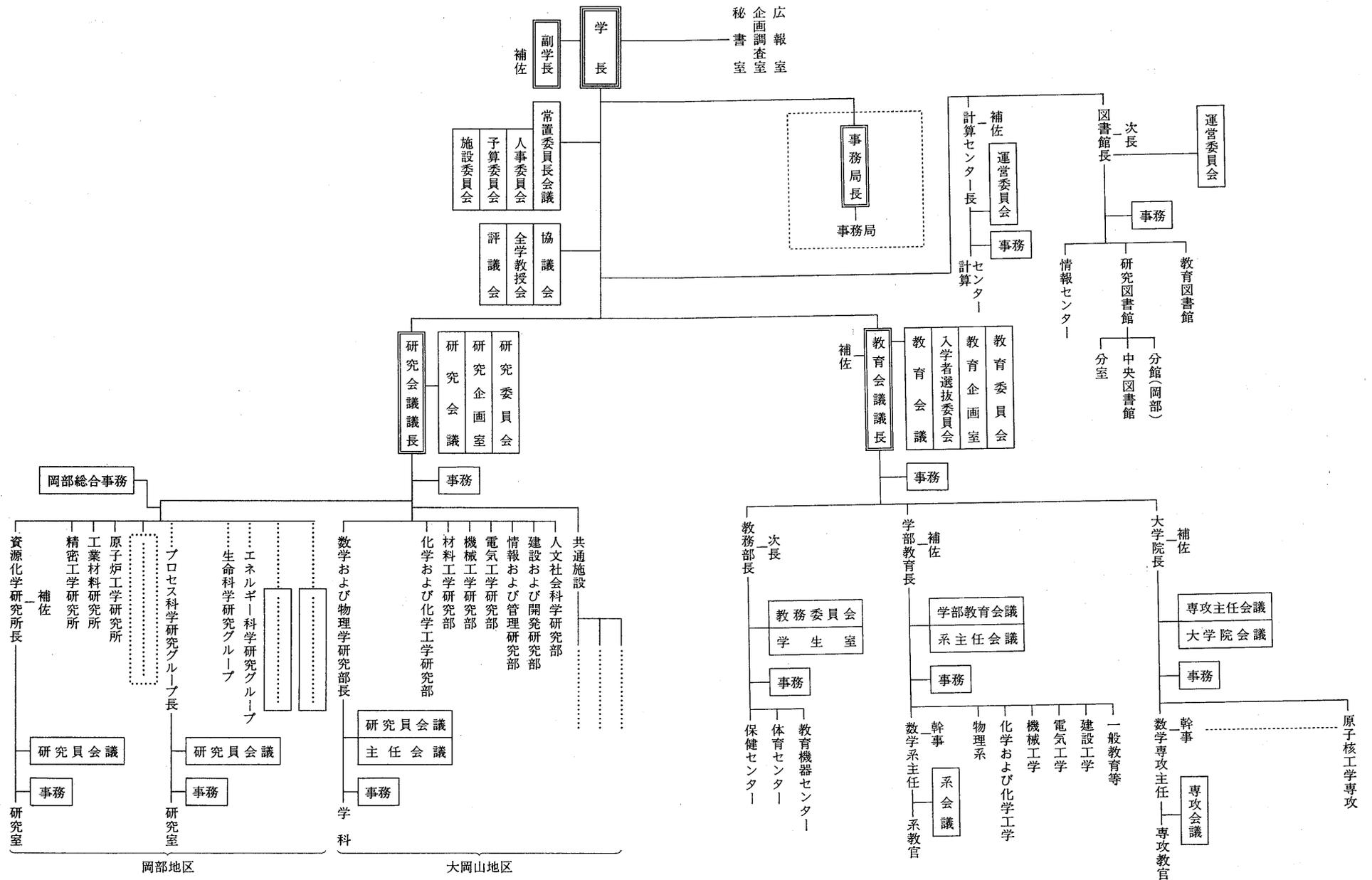
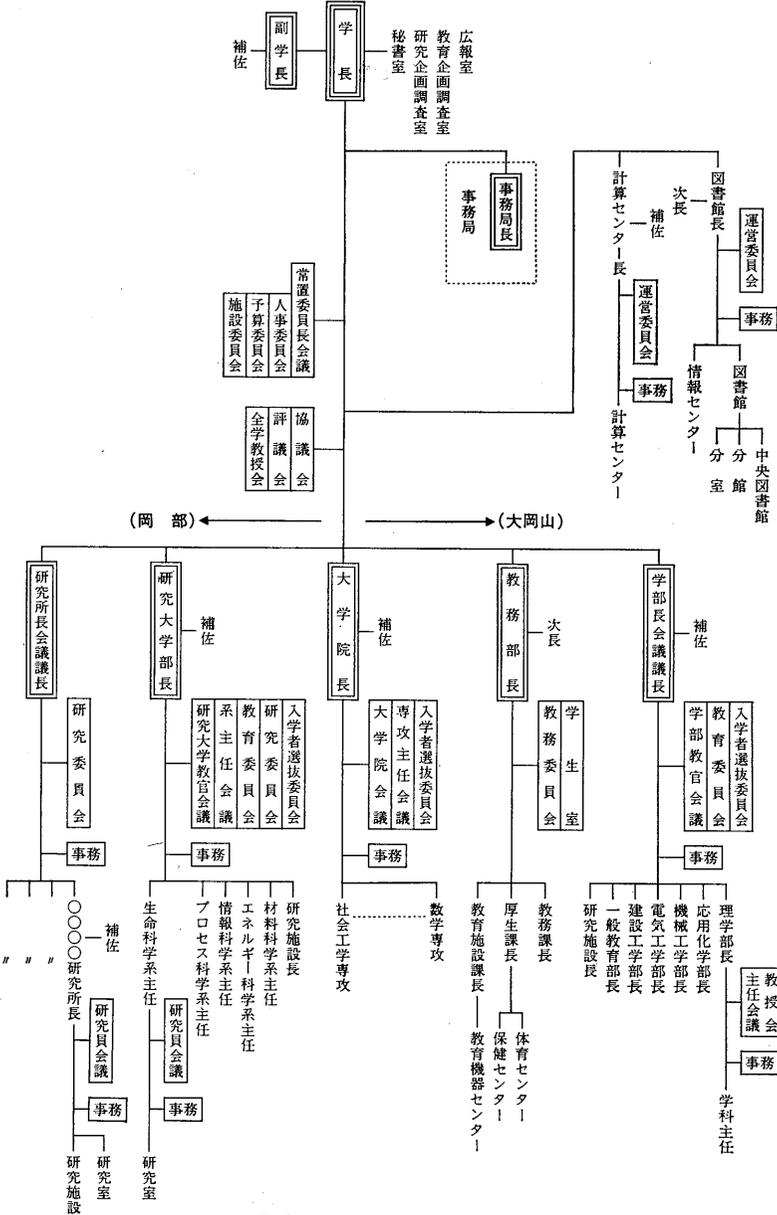


図2 東京工業大学組織図(B)



第6章 長津田地区建設と 総合理工学研究科の発足

第1節 岡部(長津田)地区新キャンパスの獲得

本学は関東大震災後大岡山地区にキャンパスを求めて教育・研究を開始したのが大正13年(1924年)であり、爾来五十有余年にわたり、このキャンパスを中心に活動を続けてきた。しかし昭和30年代の学科の増設等による拡張期において、大岡山キャンパスの狭隘化が懸念されてきたため、新しい第2キャンパスを求めることが考慮され始めた。

ただ昭和30年代末期は、本学ではもっぱら複数学部制の実現のための審議に追われ、この新キャンパス問題は充実した討議が中断されていた。もちろん、一部には複数学部制の実施と関連し、たとえば学部新設に当たってそのキャンパスをどう確保するか、あるいは工業教員養成所の廃止に関連して工業教育学部設置について文部省の要請もあり、キャンパスを大岡山以外に求めることも検討されている。

昭和42年6月1日付で、本学は理学部と工学部の複数学部から成る大学として新発足をしたが、その間の文部省との折衝で、再び新キャンパス取得の可能性が取り上げられ、文部省は本学が長期計画を立案することを要求してきた。そこですでに42年5月の運営会議および教授会において、この新キャンパス取得の基本問題が検討された。その結果、5月24日の教授会で、次の4項目にわたる結論が出されたのである。

1. 新キャンパスを獲得する理由は、大岡山キャンパスの過密状態を改善しようとするところにある。
2. ただし、新キャンパスを獲得するために複数学部制に関連する基本方針に影響をあたえることは避ける。
3. 新キャンパスを利用する具体的方法は今後評議会を中心として慎重

に検討する。

4. 以上の点を前提として新キャンパス獲得のための文部省に対する折衝は学長に一任する。

昭和42年6月の複数学部制移行後、大学は評議会・部局教授会等の規則や学則の整備に追われたが、同年7月の評議会で、實吉学長から新キャンパス取得を、一応研究所を移転させることで文部省と交渉しており、当面神奈川県横浜市緑区の岡部地区（この名称は、昭和43年12月から「長津田地区」と称することになった）を候補地として、県および市と折衝している旨の報告があった。これに対して研究所側では、当初必ずしも賛意を表さなかったようである。

その後、實吉学長の校務処理をめぐって評議会レベルの意見の不一致という学内問題が生じ、その責任をとって理・工両学部の学部長および評議員が辞表を提出する事態が発生した。これは全学にかなり大きな衝撃を与えたが、昭和42年11月に両学部で選挙が行われ、理学部では当時の学部長遠山啓教授、評議員岡田利弘教授、田中郁三教授がそのまま再任され、工学部では学部長に草間秀俊教授（新任）、評議員に浅枝敏夫教授（再任）、川上正光教授（新任）が選出され、事件も一段落を告げた。

ところが、その後は学生問題が次第に激化してきて、本学もその対応に忙殺された。特に本学では恩田新寮を建設中で、それとの関連で学内の老朽化した学生寮を整理する問題があり、学生問題は学寮問題として拡大していく情勢にあったことは、前章で述べた通りである。ただその間、新キャンパス獲得の文部省等への折衝は着実に進められ、昭和42年11月には関東財務局の評価も決定され、昭和42年度予算により、43年4月にも購入される見通しであることが評議会で報告された。

昭和43年1月末から、この新キャンパスの問題は、具体的内容について審議されるようになった。その結果、新たに「岡部地区使用計画委員会」を設置することになり、委員会規則案が両学部および研究所の教授会で審議されることになった。

2月9日には、全学教授会で實吉学長から岡部問題の経過報告が全学教官になされ、また2月15日から、評議会のなかで、特に岡部問題のみを審

議する時間帯を設け、これを「岡部評議会」と略称し、具体的検討を急ぐことになった。折しも文部省からは、学寮問題との関係で社会工学科の建物予算が、岡部地区の土地使用計画および関連部分の計画と関係させられて保留となった経緯があり、その検討は誠に急を要することとなったのである。

岡部評議会では、3月初旬に、次に掲げるA案からD案までの4案を掲げ、それぞれについて考えられる利点と欠点を述べ、かつ「諸案の優劣の判定の一助として」判定項目を付けた表を加え、これを各部局の審議資料とした。

A案—低学年教育関係部分を移転させる案。どの学年までを移転させるかにより、A—1，A—2，A—3案に分かれた。

B案—理学部に移転を主とする案。

C案—基礎工学部の創設と関連研究所の移転を含む案。これはその後C系統の1案とされた。

C系統の案—新学部の創設と関連研究所の移転を含む案。

D案—4研究所の移転を主とする案。

各部局は、これらの案を慎重に審議検討し、数度にわたり評議会に対して意見具申をした。評議会でもこれをうけて原案を練り直すという反復作業が精力的に続けられた。各部局や関連学科でも、個別グループの懇談会が数多くもたれ、その意見表明もあり、なかなかまとまりを見せないうちに、概算要求の一応の期限とされた昭和43年3月末が到来してしまった。

このような経過のなかでも、全体の意見がかなりD案に集約されてきた。そこで昭和43年4月5日の評議会で、「仮にD案を使用した場合」ということで各部局教授会の意見が表明され、両学部はD案への積極的協力を表明し、4研究所は人事交流、体質改善、予算増額、創立80周年の記念事業である総合研究館の設置、大学院の設置等の条件付きでほぼ賛意を示した。そこで同日付の「研究所が岡部地区に移転する場合の学内協力に関する学長提案」がまとめられ、これを各部局で改めて検討することになった（付録1参照）。

この「学長提案」には、研究所部門の拡充、部門研究費の増額、人事交

流等のほか、研究所を中心として大学院教育を岡部地区でも行うための補強策が示されている。この提案に対して、研究所側では、かなりの意見があったが、主として大学院委員会側から、近い将来に大学院大学構想を実現させることに関連し、岡部地区を利用する方向で議論を進めることが提案され、学部と研究所との間の意見対立の調整が図られていった。

昭和43年4月下旬「岡部評議会」のなかにさらに小委員会がつくられ、「岡部問題専門委員会」と称した。同専門委員会は、5月17日一応の結論をえて評議会に報告した。これはさらに5月24日付の「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」の骨子となった。なお、この「申し合わせ事項」は、各部局教授会の意向を取り入れて、10月11日に正式に評議会で決定された（付録2参照）。この「申し合わせ事項」は、今日の長津田地区キャンパスを完成させる基礎となったものであり、甚だ重要な全学的合意であったといえる。

同「申し合わせ事項」は、「まえがき」、「岡部地区の必要性」、「岡部地区利用の基本方針」、「岡部地区の組織」、「岡部地区の教官」、「岡部地区の大学院教育」、「岡部地区の施設」、「総合研究館の積極的活用」、「両地区間の関係」、「岡部地区の管理運営」、「結言ならびに岡部地区利用委員会の発足」、「付記」からなる。

その内容を要約すると、岡部地区の利用は、「新しい形式の研究ならびに新しい形式の大学院教育のモデル地区」建設のために行うことを念頭におき、組織としては、研究と大学院教育の中核となる部局として、改組拡充ふくみの研究所、研究施設等をおくことを基本としている。そして同地区の研究・教育を、研究所教官の大多数と、大岡山地区の理学部および工学部の一部教官が一体となって当たることを合意している。

また大学院学生数は、大岡山地区の大学院学生数とほぼ同程度とし、かつ質の保持についても十分に配慮すること、さらに今後数カ年間の本学教官の増員を主として岡部地区に集中することを申し合わせている。さらに、それまで大岡山地区に建設を予定していた創立80周年記念事業の目的とされた総合研究館を同地区に建設することにより、この地区の研究・教育の補強を強く要望している。そしておよそ10年を予測される岡部地区の研究

・教育体制の確立のために、「全学の学部・研究所が一体となって周到ち密な具体的計画の立案」を行うため、「岡部地区利用委員会」（仮称）の発足をうたっている。

この間、實吉純一学長は病気のため昭和43年8月5日をもって学長を辞任されたので、斯波忠夫教授（当時付属図書館長）が学長事務取扱に任命された。したがって「岡部地区利用委員会」発足のための「規則」（案）も、すでに各部局で検討されていたが、その制定はかなり遅れ、昭和43年12月末となった。

第2節 長津田地区利用の具体的計画

昭和43年10月、学長選挙により斯波忠夫教授が新学長になられた。岡部地区利用のための具体的計画立案の着手は緊急問題であったが、当時、時を同じくして学寮問題を起点とする学生との交渉問題が生じていたため、その対応にも相当の時間を割かれ、ために岡部地区問題の検討が大幅に遅れざるをえなかったことは否めない。

昭和43年10月に入って、「岡部評議会」では、研究所の移転の順位、岡部地区利用委員会の発足のための準備を行い、他方11月から発足した「岡部地区施設懇談会」（世話人は当時工業材料研究所長の加藤六美教授）では、岡部地区の土地造成、道路、水路、建物等について、「利用委員会」発足までのつなぎの準備作業を行ってきた。この懇談会は研究所関係教官だけではなく、学部教官、大学院委員会、施設委員会関係の教官、および事務局長以下の事務官が参加した、大がかりのものであり、その報告書は、「岡部地区施設懇談会報告書」として昭和43年12月に評議会に提出された。なお岡部地区の土地は、同年11月末に東急不動産との間で売買契約が締結され、面積約8万平方メートル、価額4億6,000万円で購入された。

「岡部地区利用委員会」の規則は、名称を「長津田地区」と改めて各部局教授会の審議を経て、昭和43年12月27日の評議会で承認された（同規則

は本章付録3参照)。委員構成は、学部長、付置研究所長、付属図書館長、学部付属研究施設長、教務部長、理学部教授会構成員から2人、工学部教授会構成員から6人、各研究所教授会構成員から各2人、付属研究施設所属教官から各1人、大学院・教育・研究・施設各委員会の委員長、事務局長、その他学長が必要と認める者若干人となっている。

委員会には必要事項の審議のため部会が置かれ、部会のなかに専門事項の調査・審議のため専門委員をおきうることとなった。その部会としては、総合計画部会、組織運営部会、教育研究部会、建設・環境部会、福利厚生部会、図書館部会、総合研究館部会の7部会がおかれた。

このように長津田地区の利用計画の策定作業がいよいよ軌道に乗りかかったが、一方学内では学生問題がますます険悪化し、昭和44年1月から学寮問題について学長団交要求が提出され、その対応に評議会をはじめ全学教職員が忙殺されたため、この長津田地区利用計画は審議を中断せざるをえなかった。ただ昭和45年度概算要求には、長津田地区関係の事項が最重要点として提出された。

あけて昭和45年2月、学園紛争もかなり鎮静化したので、加藤六美新学長司会のもとでの評議会において、「長津田地区利用委員会を再開し、その土地利用を積極的に進めるべきである」という意見が出され、45年3月から同委員会は委員長宮田房近教授のもとに審議を始めた。同委員会では、長津田地区を含む本学の教育・研究組織の将来構想（宮田試案）を中心に検討を続け、9月の委員会で「大学院大学部」（仮称）の設置について審議結果が評議会に答申された。この構想は、その後同委員会の「連絡調整部会」が中心となって具体的検討を進めることとなり、12月の評議会では、「長津田における大学院の構想」について、急きょ特別委員会を設置し次年度概算要求時までには具体案を作成することになった。

他方紛争直後に、本学の改革案を検討するため、各種の特別委員会（臨時組織）が設置されたことは前章で述べたが、その一つである「組織検討特別委員会」（委員長谷口修教授）が、昭和45年3月9日付で、「岡部地区における研究・教育組織の新構想」を学長宛答申した（付録4参照）。その特徴的内容としては、長津田地区には修士レベルの教育を行う「研究大学

部」(仮称)をおき、専門分野の分類は、横断的な型(エネルギー、材料、情報など)とすること、大学院は博士課程のみとし、大岡山地区のものと共通とすることを考えている点であろう。

「長津田地区利用委員会」は、これらの諸案を参考としつつ、委員の任期を延長してまで鋭意審議を続け、昭和46年4月の評議会にその審議結果を報告した。それは更に整理されて「東京工業大学長津田キャンパスの使用計画」として昭和46年7月に印刷され、学内の一部に配布されると同時に、文部省折衝の重要な資料とされた。そして昭和47年1月8日に開催された全学教授会で、全学の教官に対して学長から説明がなされたのである。その際には「東京工業大学長津田地区の使用計画」(昭和46年12月刊)という表題のものが使用され、俗にこれを表紙の色から「オレンジ本」と略称した(付録5)。

本冊子は、Ⅰ総論、Ⅱ研究組織体制、Ⅲ大学院組織体制、Ⅳ管理運営、Ⅴ施設・設備、Ⅵ総合研究センターの6章から構成されている。そして昭和43年に評議会で決定された「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」の趣旨を継承し、「今後の科学・技術の発展を予見し、研究については、拡充含みの研究所(現研究施設を含む)と総合研究センター、また教育については、新しい構想の専攻群からなる学部のない新構想の大学院を置く」、大岡山地区との有機的連係において、本学の「特色ある独創的な研究を強力かつ効率的に推進する」ことを、計画の基本的目的としている。

Ⅱの「研究組織体制」では、研究所・研究施設と総合研究センターの設置並びに新大学院研究科の各教官が数個の研究グループを形成し、研究活動に従事すると同時に、大学院学生の教育を行うことを主張し、特に大学院専攻は、「境界領域の学問分野として将来重要と考えられ、かつ現在本学の教官がその専攻分野に応じて適当な研究グループを作り得るもの」として、全学で慎重に検討した結果計画されたものであるが、その後その具体化とともに相当に変更されている。なお各研究所・研究施設は将来かなりの部門増を期待し、また昭和47年度概算要求に提示した社会開発工学研究施設新設の計画もうたわれていた。

Ⅲの「大学院組織体制」では、長津田地区において、「従来の学問領域

を超え、かつ将来の発展が予見されるような新たな分野を対象とする横割りの（インターディシプリナリ）な9専攻群（物理情報工学、化学プロセス、工学システムおよび要素、材質科学、材料工学、生命科学、社会開発工学、エネルギー科学、システム科学）をもって」構成する「総合理工学研究科」を構想し、各専攻の内容を示している。なお教官の組織については、各専攻ごとに(1)各専攻の専任教官、(2)各専攻に関係の深い大岡山地区両学部からの併任教官、(3)各専攻に関連の深い各研究所から併任される教官からなるとしている。また学生定員は、修士課程で、1専攻平均約30名、合計9専攻で約270名、博士課程で、1専攻平均約15名、合計9専攻で約135名を予定した。

この新しい大学院組織は、従来までわが国の大学におかれた大学院が学部組織を基盤としてその上に設置されたものであるのに対して、学部には対応する学科等のない新しい学問領域を開拓するため、学部組織とは独立に設置されることを要望したもので、その後「独立研究科」等とも称された斬新な構想であった。それはそれ以前に「組織検討特別委員会」等で検討された「研究学部」とも異なり、修士課程だけでなく博士課程をもつものであった。

Ⅳの「管理運営」では、現存の3研究所、2新研究所（現存の研究施設の昇格）、新研究施設（工学部社会開発工学研究施設）と、大学院の総合理工学研究科、および総合研究センター、図書館分館、事務部の諸施設を計画し、大岡山地区との緊密な連携を保ちつつ運営することを基本とし、長津田地区利用委員会に準ずる全学的な連絡協議会（仮称）、長津田地区の各部局、事務部等の代表者からなる運営協議会（仮称）、研究所教授会、大学院総合理工学研究科教官会議、総合研究センター運営委員会（仮称）、事務部を組織することを考えていた。

Ⅴの「施設・設備」の計画としては、既設の3研究所、2研究施設の移転のための施設・設備、新設予定の研究施設のための施設・設備、大学院のための施設・設備、総合研究センター等の施設・設備を基本とし、公務員宿舎、食堂、保健施設等の厚生関係施設・設備の設置を要望し、おおよその配置計画を、付録に示している。なお、この配置計画は、その後かな

り変更された。

Ⅵの「総合研究センター」については、創立80周年の記念事業としての「総合研究館」の建設をこの長津田地区で行うもので、東京工業大学に寄付された後に、「全学協同利用の総合研究センター」として、全部局教官が協力し、あるいは学外研究者をも含めて行う総合研究の場を提供することを意図したものである。

第3節 長津田地区の建設と総合理工学研究科の発足

昭和47年3月に、長津田地区利用委員会の部局選出委員の改選が行われ、4月から委員長には工学部長の浅枝敏夫教授、副委員長には理学部長の志田正二教授と精密工学研究所長の田中実教授が選出され、各部会の主査および委員が新任された。

すでに長津田地区大学院については、46年1月以来評議会メンバーと、大学院委員会、長津田地区利用委員会、組織検討特別委員会の各委員会委員長が推薦した10名とで「長津田大学院委員会」（仮称）がつけられ、長津田における大学院の構想について審議を進めており、昭和47年度の概算要求を行った結果、印写工学研究施設の三部門を中心とする「物理情報工学専攻」の設置と土地の造成費がみとめられた。そこでさらに長津田地区大学院の組織について、昭和48年度概算要求案を、専攻設置を中心として計画作案した。これが「大学院総合理工学研究科」の構想であり、昭和47年7月刊行の「東京工業大学長津田地区の使用計画」（増補）に、初めて表明されたのである（その部分のみを付録6で示す）。

それは先の昭和46年12月刊の「オレンジ本」には「Ⅲ・大学院組織体制」のなかに基本的には盛られていたものであるが、「学部学生に対する教育を行わず、大学院学生に対する教育ならびに研究を行なう」独立部局として考えられた。専攻としては当初11専攻が掲げられたが、後に材料関係2専攻を1本とし、10専攻となった。

昭和48年度では電子化学，材料科学，社会開発工学の3専攻，昭和49年度では，電子システム，精密機械システム，生命化学の3専攻，昭和50年度には，化学プロセス，エネルギー科学，システム科学の3専攻が認可され，先の物理情報工学専攻と合わせて昭和50年4月に10専攻の「総合理工学研究科」の設置となったのである。

その間昭和47年12月に，長津田地区の建設の具体化に伴い，これを推進するため「長津田地区建設推進本部」（48年1月発足）を設置し，48年10月には，80周年記念事業の総合研究館の分館を大岡山地区に建設することを募金会で承認した。更に建設の進行に伴い，部局の移転の実施の具体案を検討するため，昭和49年3月「長津田地区移転本部」を設置し，また「総合研究館運営準備委員会」を発足させた。

昭和49年4月に入り，総合理工学研究科の組織を準備するため，「総合理工学研究科教員会議準備委員会および同教授会準備会」が発足した。それらの検討結果については一括して，同年12月4日付で「総合理工学研究科教授会準備会」代表小林啓美教授から，川上正光学長宛に答申されている（付録7）。

その結論は，「教授会」は，基幹講座の教授，助教授および専任講師で構成され，基幹講座の教官選考および研究科に所属する助手の人事，研究科長および評議員の選出，各委員会委員の選出を行う。他方「研究科教員会議」は，協力講座の教官を含むもので，大体従来の「大学院教員会議」に相当すると考えられる。すなわち，学位授与，大学院担当教官・非常勤講師の選考，授業，学生の身分，その他教育に関することを審議することとなっている。

ただこの教授会と研究科教員会議の二本建て案は，文部省に異議があり，結局教授会一本で運営することとなり，そこに基幹講座の教授・助教授・専任講師だけでなく，協力講座の教官も出席することとなった。

昭和50年3月末の評議会で，長津田地区利用委員会はその任務を終了して廃止され，長津田地区建設推進本部と，長津田地区移転本部だけは，新しい委員会を設置されるまで存続することとなった。新委員会は6月の評議会で「長津田地区建設委員会」として発足した。



総合研究館

昭和50年8月総合研究館の初代館長には酒井善雄教授が任命され、9月4日に盛大な竣工式を挙行了。また、研究科長は昭和50年度は学長が事務代行をつとめたが、評議員については早急に選出することになり、10月に岸源也、中村正久両教授が選出され、

任命された。そして昭和51年4月1日、初代総合理工学研究科長に、福与人八教授が選出され就任したのである。

なお、長津田地区の建物施設の建設については、まず昭和50年9月の総合研究館（延べ6,467平方メートル）に続いて、昭和51年5月に精密工学研究所および像情報工学研究施設（延べ8,875平方メートルおよび1,445平方メートル）が竣工した。こえて昭和52年2月に資源化学研究所および天然物化学研究施設（延べ7,376平方メートルおよび2,174平方メートル）、同年3月に大学院総合理工学研究科化学系3専攻用の建物（延べ9,571平方メートル）、53年3月に、大学院物理系3専攻の建物（延べ7,673平方メートル）、53年10月に工業材料研究所（延べ6,118平方メートル）、54年3月図書館分館（2,495平方メートル）が建設されている。

更にその他の建物・設備として、設備センター（49年12月完成、2,271平方メートル）、排水処理施設（50年11月完成）等が設置されている。

それらを含めて、昭和54年3月末までの総工事金額は、134億6,000万円にのぼっている（「東京工業大学長津田地区の建設と整備」, 昭和54年11月刊, 74頁）。

第4節 総合理工学研究科の発展

長津田地区のその後の状況については、部局史にその詳細が述べられている。ここでは総合理工学研究科についてのみ述べることにする。昭和54年11月現在で、10専攻全部が博士課程を設置しており、基幹講座26、協力講座53、合計79講座となっている。このうち協力講座とは、学部の講座または研究所の部門であるが、大学院担当の部分だけを総合理工学研究科に移管・協力するものであり、その解釈について学内でいろいろの疑義を生じたものである。しかし、その後この協力講座についても、建物面積が割り当てられ、更に講座研究費も積算されるに及んで、次第に了解がえられてきた。協力講座新任教官を選考する場合の申し合わせは、付録8のとおりである。

本研究科の教育・研究は学際的である点を特徴としているので、特定の学部・学科の卒業生だけを対象とせず、関連する学部・学科から広く入学させている。事実、昭和50年から54年までの実績でも、理・工の学部以外の鉱山、農学、水産、薬学、文理、教育、家政、経済、教養等の各学部から約30名が入学している。なお昭和55年度について、入学定員267名、志願者総数518名、合格者数238名となっている。

また昭和50年から54年までの修士課程修了者は、理学修士134名、工学修士779名、合計913名であり、博士課程修了者は、理学10名、工学61名、うち学位授与者は理学博士8名、工学博士61名、合計69名となっている。

第5節 この時代の関連事項

1. 保健管理センターの設置

すでに本学では昭和45年11月学内措置により「トレーニングセンター」を武道館の一画に設置し、主として体育系教官および厚生課保健掛関係の

職員をもって、本学学生および教職員の健康管理にあてていた。この実績をもって、昭和46年4月1日付で新たに「保健管理センター」が設置され、12月には所長に大木保男教授が併任され、講師に林仁忠氏が新任し、また非常勤講師（精神科医）1名をもって学生のカウンセリングに当たられた。その後所長には学医として長年本学に勤務された同センター助教授松野尚夫氏が就任された。なお、昭和47年4月には新しい建物が完成し、54年10月にはセンター所長に教授松野尚夫氏が再任された。

2. 総合情報処理センターの設置

本学に共通研究施設として大型電子計算機FACOM 222が設置されたのはかなり早く、昭和38年4月にさかのぼる。当時は研究協力課の所管で本館地階38号室に設置された。その後理工系大学としての本学における大型電子計算機の利用範囲は著しく拡大し、かつ電子計算機自体の開発も急速に進められたので、その陳腐化も早かった。そこで昭和43年11月に、本学に新しく「計算センター」を設置する案が盛り上がり、その準備委員会がもたれたが、その後の大学紛争でその作業は頓挫していた。

やや遅れて昭和46年3月に、予算措置について文部省の了解をえたので、この計算センター準備委員会は新しく「情報処理センター設置準備委員会」に改組され、その規則が制定された。と同時に7月21日付で、学内共同利用施設として「情報処理センター」が発足し、同年10月には「情報処理センター設置要項」が制定され、その運営委員会要項が11月に制定された。

昭和46年11月末には、管理棟近くに新しい情報処理センターの建物（2,837平方メートル）が竣工し、同センター長として理学部の堀江久教授が併任した。これにより本学のコンピューターを活用する研究業務は著しく進展する便宜をえたのである。昭和51年5月には、その名称を「東京工業大学総合情報処理センター」と改め、52年2月にコンピューター本体をM-180システムに、55年秋からはM-200Hシステムに切り替えた。

一方、長津田地区における需要に応ずるため、昭和53年1月から長津田分室を総合研究館4階に開設し、FACOM、M-160システムにより、こ

れを大岡山のセンターのコンピューターと専用通信回線で結合し、リモート・バッチ処理、TSS処理を可能にした。また入出力媒体の変換サービスを行うため、ミニコンピューターPFU-400システムを設置した。

また学部学生についても、入学後早い段階で情報処理の技術を習得させるべきであるという趣旨から、昭和51年度から「情報処理概論」の講義および演習が、ほとんどすべての学科の2年次の学習科目として設置され、センターの一画にそのための専用のコンピューターが設置された。なおこの実施に当たっては、昭和48年10月以来教育委員会の下に「情報処理教育専門小委員会」が設けられ十分審議された結果が、昭和49年4月22日付で、「情報処理教育について(答申)」として当時の教育委員会委員長谷崎義衛教授から学長宛答申がなされていることを付記する。

3. 教育工学開発センターの設置

本学の複数学部制の論議の中で、教育工学の研究の必要性はしばしば論議され、その学科または学部の設置も俎上にとったほどである。これは大学生の急増に対応する能率的授業方法の研究という実際的目的以外に、教育機器の開発等を含んで、工学的手法の教育への適用という新しい分野の研究・開発を行うことを目的としている。

以上の趣旨で、本学に全学共通の教育・研究施設として「教育工学開発センター」が設置されたのは、昭和48年4月1日であり、初代センター長に工学部電子物理工学科の末武国弘教授が併任され、間もなく専任助教授として清水康敬氏が任命された。末武センター長は、その後56年4月に定年退官されるまで8年間その職にあり、同センターの業務の充実に努力された。その間長津田地区との情報伝達システムの建設にも大いに力を入れられた。同教授の発案になるPR誌「CRADLE」は、学内外の教育工学の理解に役立った。

なお、本学は文部省の依頼により放送大学準備室をおいた関係で、現在教授のポスト2を委託されており、その専任教授も任命されている。

4. 大岡山現代講座の発足

昭和49年12月4日午後2時から、作家井上靖氏による「大岡山現代講座」が本学講堂で開催され、題名は「史実と小説」と題し非常な盛況であった。この「大岡山現代講座」は、本学の理工系学生が専門分野のみに偏らず、学外から各界の一流講師を招いて、幅広い視野と教養を身に付けさせ、世界的展望をなすうるための一助にしようという川上正光学長自らの発案によるものであった。

その後この現代講座は次のように開催されている。

- 第2回 「物理学雑談」 朝永振一郎氏 昭和50年1月
- 第3回 「ダム工法と小説作法」 曾野綾子氏 昭和50年5月
- 第4回 「中国見聞記」 茅 誠司氏 昭和50年7月
- 第5回 「日本文学への招待」 池田弥三郎氏 昭和51年1月
- 第6回 「事実と虚構」 江頭淳夫氏 昭和51年6月
- 第7回 「独創時代に憶う」 川上正光氏 昭和51年7月
- 第8回 「サイエンスとエンジニアリングのインターフェイス」
—日本の未来の一つの条件— 江崎玲於奈氏 昭和51年11月
- 第9回 「研究上の展開・収斂・飛躍」 永沢 満氏 昭和52年5月
- 第10回 「意図と結果」 遠藤周作氏 昭和52年10月
- 第11回 「数学的なものの見方」 広中平祐氏 昭和53年6月
- 第12回 「大学と社会」 永井道雄氏 昭和55年5月
- 第13回 「日本人の思考と欧米人の思考」 盛田昭夫氏 昭和55年11月
- 第14回 「建学100周年の回顧」 土光敏夫氏 昭和56年5月
- 第15回 「技術する心」 齋藤進六氏 昭和56年11月

5. 留学生会館の竣工

昭和52年4月に、横浜市緑区梅ヶ丘の地に本学の留学生会館が竣工した。延べ1,971平方メートル、鉄筋コンクリート3階建てで、単身者居室50室（1室12.5平方メートル、うち女子用6室）、夫婦用居室10室（1室40平方メートル）のほか、浴室、シャワー室、洗濯室、娯楽室、談話室、カウ

ンセラー室等をもち、全館冷暖房である。

これによって本学が多年かかえていた、多数の外国人留学生の受け入れに当たっての難問の一つである住居事情が大いに緩和、改善された。また、今日自らその一角に家族ごと住まわれ学生の面倒をみておられる森田矢次郎教授の献身的熱意に感謝すべきであろう。

付録 1

研究所が岡部地区に移転する場合の
学内協力に関する学長提案

(43. 4. 5)

- I 研究所教官は、学部学生教育について大きな負担を持たずに自由に研究に専念し得ることを活かし、本学にふさわしいいくつかの分野において、研究所が中心となって特色ある研究の発展を期するものとする。このために次の方策の実現を全学的に努力する。
1. 研究所の拡充、改組ならびに新研究所の創設（5か年間で約25部門増）
 2. 教官の併任の活用（学部教官の研究所併任および研究所教官の学部併任）
 3. 教官の人事交流・配置転換（工学関係はもちろん、理学関係教官も含む）
 4. 大型研究設備の充実
 5. 部門研究費は移転後当分の間暫定措置として講座研究費の（10～20）%増とする。
 6. 研究所教官と学部教官と協力のもとに岡部地区で実施しようとするプロジェクト研究の科学研究費補助金申請の学内順位については優先的に考慮する。
- II 大学院教育を研究所が担当することは従来以上に重要となるであろうから研究所に大学院学生が所属することが地理的条件のために困難となるのを十分補なうよう措置する。それにより研究所教官の優秀な後継者の確保を期する。
1. 大学院用講義室を岡部地区に多数設け、講義は両地区で行なえるようにする。
 2. 大学院学生用寄宿舎を岡部地区に建設する。
 3. 岡部地区に必要に応じ大学院専攻課程を設けることを考慮する。
- III 岡部地区勤務者の地理的条件に基づく各種の不利不便を十分補ない、また、大岡山・岡部両地区教官等の連帯的活動を盛んにするために、次の措置の実現に努力する。
1. 岡部地区に共通設備用建物、図書館分館、食堂その他を完備させる。
 2. 岡部地区勤務者のための宿舎の建設を考慮する。
 3. 両地区の教官等の連帯的活動のためセミナー室またはセミナーハウスを設ける。
 4. 両地区間の通信連絡・交通をよくするのに、通常の方法のみならず、特に工夫してモデルケースとする。
 5. これらの措置のうち、国費により難いものについては、東京工業大学総合研

究館建設事業資金募金会などに特に支援を懇請する。

IV その他

1. 岡部地区の事務はできるだけ独立に処理し得るよう配慮する。

付録 2

岡部地区利用に関する申し合わせ事項

(43.10.11)

〔まえがき〕

本学は、わが国における博士課程をもつ唯一の理工系大学であり、理学および工学に関する学術の中心として、多くの独創的研究成果をあげ、同時にすぐれた指導的人材を多数社会に送り出し、科学・技術発展の原動力となり、文化の進展に寄与し、また、わが国繁栄の基礎とならねばならない。本学がこの使命を遂行するためには、独創的研究を格段に強化推進することはもちろんであり、これと同時に、優秀なる理工系大学院修了者に対する年ごとに増大する社会的要請にこたえて、本学大学院の拡充に着手することは緊急を要する重要事と考える。

〔岡部地区の必要性〕

現在、本学のキャンパスである大岡山地区は、学部教育に対してさえすでに過密状態に近く、しかも学部をまとめて他地区に移すということは困難であることを考えると、研究体制を強化し、大学院を拡充するためには岡部地区を積極的に利用すべきであると考えざるを得ない。

〔岡部地区利用の基本方針〕

本学が上述の使命を達成するために、岡部地区を利用するに当っては、あとう限りの全学的協力はもちろんのこと、学外各方面の理解と助力を懇請し同地区が新しい形式の研究ならびに新しい形式の大学院教育のモデル地区として早急かつ健全に発展することを期するものとする。このためには、同地区に研究・教育諸施設の大規模な整備を行なうと同時に、相当数の教官が同地区の研究・教育に当ることが必要である。

〔岡部地区の組織〕

岡部地区における研究と大学院教育の中核となる部局（研究施設を含む）として、改組拡充ふくみの研究所、研究施設等をおく。この改組拡充は今後の科学・技術の発展を予見し、効果的に処置するものとする。

なお、将来は新設の研究所、研究施設をおくこともあり得る。

〔岡部地区の教官〕

岡部地区の研究・教育は、研究所教官の大多数と、理学部および工学部の一部教官が一体となって当るものとする。ただし、全学の教育・研究の実施上とくに支障のないよう配慮する。(この場合、上記の各部局に所属する教官とは、現在所属する部局の教官を必ずしも意味しない。)

なお、同地区を充実させるためには、大岡山地区から移動する教官だけでは数において不十分と思われるので、すみやかな充実を期して今後数年間の本学教官の増員は主として岡部地区に対して行なうものとする。

〔岡部地区の大学院教育〕

大学院学生数については、大岡山地区だけでは地域的制約のため或る数に限られ、社会的要請にこたえることは不可能であり、これにこたえるためには岡部地区の大学院学生数を相当大きく見込む必要がある。

当面の目標としては、ここで教育する大学院学生数を大岡山地区の大学院学生数とほぼ同程度にする。このためには、全学的協力のもとにできるだけ早急に岡部地区の教官数ならびに研究設備を拡充する。

また、大岡山・岡部両地区間の距離的な困難が大学院の教育に支障をきたすことをさけるため、大学院教育の教務関係事務組織をおき、また、岡部地区の大学院が独自の専攻を持つことができる。

〔岡部地区の施設〕

岡部地区には、前述の改組拡充ふくみの研究所、研究施設、両学部教官のための施設等を建設し、この他に大学院の施設等も獲得するよう要求を続ける。

また、次項にのべる総合研究館、さらに図書館、全学で利用する大型の研究施設、各種センター、セミナーハウス等も建設し、十分魅力あるものにするよう全学的に協力するものとする。

〔総合研究館の積極的活用〕

岡部地区に総合研究館の建設を懇請し、ここにおいて、ざん新にして活力に満ちた協同研究を活発に行ない、同時に大学院教育を通じて、学界ならびに産業界に寄与するとともに、本学教官の研究能力を常に最高水準に保つべく積極的に活用するものとする。

〔両地区間の関係〕

大岡山地区と岡部地区との関係を深めるため、部局間の人事交流をはかるとともに、両地区間相互に教官の交替制ならびに併任制を広く活用するものとする。

また、両地区間の連絡を緊密にするため、できる限りの措置を講ずるものとする。

〔岡部地区の管理運営〕

岡部地区の研究・教育と事務の管理運営組織については、その重要性を考へて、今後十分な検討を行なつた後に決定するものとする。

〔結言ならびに岡部地区利用委員会の発足〕

以上要するに、岡部地区の利用は本学の使命達成のため、まことに有益であり、また適切であると考えられるので同地区を獲得することとする。しかし、岡部地区の新設、整備には巨額な資金を必要とするだけでなく、同地区における研究・教育体制の確立には10年近い年月がかかると思われるのでこの間とくに最初の数年間は全学教官職員の強い協力が絶対に必要であり、これを完全に実施するためには全学の学部・研究所が一体となって周到ち密な具体的計画の立案作業を直ちに始めるよう、これに当る全学的な委員会例えば「岡部地区利用委員会」（仮称）を発足させることとする。

〔付 記〕

この〔申し合わせ事項〕において、「研究体制を強化し、大学院を拡充するためには岡部地区を積極的に利用すべきである。」と述べ、学生数については「当面の目標としては、ここで教育する大学院学生数を大岡山地区の大学院学生数とほぼ同程度にする。」としている。

しかし、両地区がともに健全に発展するためには学生の質についても全く同等であることが望ましい。したがって、両地区大学院学生の数の確保のみならずその質の保持に関しても具体的な処置を講ずるものとする。

また、全学的見地から、本学学部卒の学生を両地区に対し同程度に分配するようにし、これに関連する学部教育についての諸事項にも特に配慮する。

付録 3

東京工業大学長津田地区利用委員会規則

（昭和43年12月27日制定）

（設 置）

第1条 東京工業大学（以下「本学」という。）に岡部地区利用に関する申し合わせ事項（昭和43年10月11日評議会決定）に基づき、長津田地区利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、長津田地区利用に関し具体案を立案することを目的とする。

2 委員会は、審議の経過ならびに結果について、学長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 学部長

二 附置研究所長

三 附属図書館長

四 学部附属研究施設長

五 教務部長

六 理学部教授会構成員（附属研究施設に所属する者を除く。）から互選された者 2人

七 工学部教授会構成員（附属研究施設に所属する者を除く。）から互選された者 6人

八 各附置研究所教授会構成員から互選された者 各2人

九 各学部教授会構成員のうち各附属研究施設に所属する者から互選された者 各1人

十 大学院委員会委員長

十一 教育委員会委員長

十二 研究委員会委員長

十三 施設委員会委員長

十四 事務局長

十五 前各号のほか、学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第6号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議の運営)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員が互選する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会は、必要と認める事項の審議のため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員の数および所属は、委員会において定める。

第8条 部会に主査を置き、委員会において指名する。

2 部会は、主査が招集し、司会する。

第9条 部会に専門事項の調査・審議のため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が推せんした者の中から学長が委嘱する。

第10条 部会は、調査・審議の結果を委員長に報告する。

(意見の聴取)

第11条 委員会は、必要があると認めた場合は、本学教職員、その他の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第12条 委員会および各部会に幹事を置き、関係課長および事務長の中から学長が指名する。

2 幹事は、委員会および各部会の事務を処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

1 この規則は、昭和44年1月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第3条第6号から第8号までに掲げる委員の各半数の者の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規則は、昭和46年6月18日から施行し、昭和46年6月1日から適用する。

付録 4

岡部地区における研究・教育組織の新構想

組織検討特別委員会報告

(昭和45年3月9日)

はじめに

岡部地区における研究・教育については「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」(昭和43年10月評議会決定)に、その基本方針として、「新しい形式の研究ならびに

新しい形式の大学院教育のモデル地区」とすることが述べられている。本学が全学を挙げて研究・教育体制の改革を推進しつつある現在、岡部地区の体制も、上記の基本方針に立脚しながら全学の体制の改革の一環として検討されるべきものと考えらる。

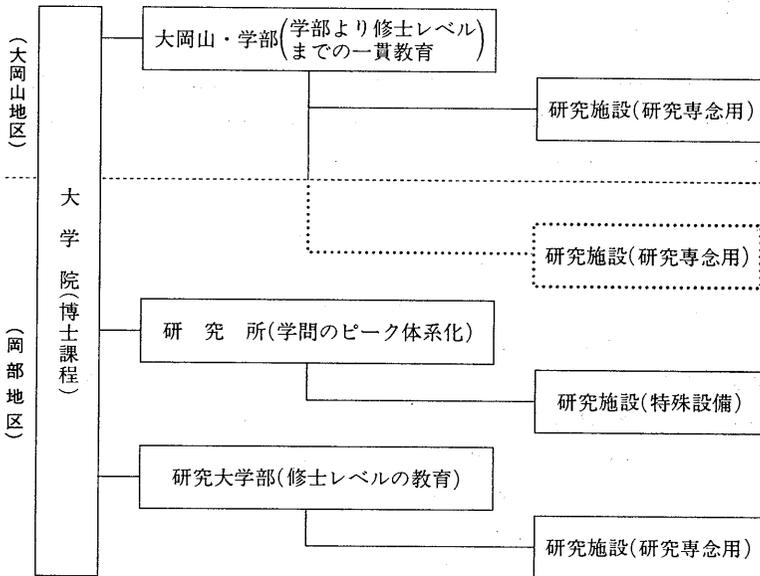
本学の改革と関連して岡部地区に言及したものとして、「大学院制度の改革について」(大学院制度検討特別委員会報告)および「研究体制の改革について」(研究体制検討特別委員会報告)とがあるが、これらはいずれも、大岡山地区の教育・研究活動の延長として、岡部地区の研究・教育を考えているものである。(仮りにA案とする)。

これに対して岡部地区の役割を積極的に把え、そこにおいて新しい形式の研究と教育の確立を配慮した基本構想(B案)を以下に示す。この案は「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」の本文には抵触する点はないが、同附記には若干抵触するところがある。

(岡部地区の組織)

岡部地区の組織として、図1に示すように研究大学部(仮称)、研究所、研究施設(仮称)および大岡山と共通の大学院を置く。以下にそれらの概要を示す。

図1 岡部地区組織図



研究大学部

岡部地区におかれる研究・教育機関であって、岡部地区の教育の責任体制の核となるものである。現在の学部修了程度の学力をもつ者に対し、修士レベルの教育を行なう。学生はそれぞれの分野の基本的訓練を修了しているので、研究大学部での専門分野の分類は、従来の縦断的なものでなく、横断的な型（エネルギー、材料、情報など）にすることが望ましい。開設にあたっては、現在の所属に捉われることなく、適任者が上記の分類に従って参加するものとし、教官数は約80名、学生数は約250名/学年、平均2ケ年の教育年限とする。

ここにおけるスクーリングには、大岡山地区、研究所より必要に応じて参加するものとする。

研究所

約半数の専任研究員および残余の流動研究員をもって構成し、学問の特定分野での最高水準の研究、境界領域の研究、学問の体系化などを目的とするものであって、5～10年毎に再検討するものとする。流動研究員には大岡山・学部、研究大学部など学内のほか、他大学研究機関など学外者の参加を積極的に進める。

開設に当っては、岡部地区の研究・教育水準を高めることも考慮して、研究大学部の分類に対応するエネルギー、材料、情報などに重点を置く。その研究員は必ずしも現在の所属に捉われることなく、適任者があたるものとし、さしあたり約90名の定員とする。

研究施設

現在の研究施設と異なり、専任の教官を持たず、①研究環境を整備した研究専用②特殊（大型）研究設備の維持などを目的とし、全学的に自由に参加、使用できるものとする。その性格に応じて、大岡山・学部、研究大学部、研究所に付属させることとするが、大岡山・学部付属するものも、大岡山地区が狭隘であることから岡部に置くことができるものとする。

大学院

博士課程のみとし、岡部地区研究大学部、研究所、大岡山・学部共通のものとして併置される。岡部地区においては、1名/教官・学年程度（約170名/学年）。

大岡山・学部

岡部地区の組織と関連して、大岡山地区の学部においては、現在の学部から修士レベルまでを5年程度の教育年限で一貫教育を行なうものとする。

したがって、ここにおける専門分類は従来の数学、物理、化学、電気、機械、建築などの分類に従うものとする。

学生数は500～600名/学年とする。

(A・B案の得失)

A案は、大岡山地区と岡部地区を複雑な組織で結びつけているので、運営が相当困難であると思われるに対し、B案は簡明な組織になっているので運営し易い。その反面B案では岡部地区の独立性が強くなり、大岡山地区との疎外が大きくなる可能性がある。なおB案の場合、研究大学部の教育をどのようにして選ぶかに問題があるが、この形式で国が認めれば、施設、設備の新設が容易にできる。

付録 5

東京工業大学長津田地区の使用計画

(昭和46年12月)

ま え が き

東京工業大学は、その学生数が当初の約450名から10倍の約4,500名に膨張し、これに伴って教職員数も約130名から約1,660名となるに及んで、十分な教育と研究を実施しさらに今後の発展にそなえるためには、現在の大岡山地区はきわめて狭あいなものとなったが、昭和43～44年度にわたり関係当局の配慮によって、新たに長津田地区を入手し得たことはまことに幸いであった。

われわれは、この長津田地区の有効適切な使用によって、本学に課せられた使命を十分果したいと考えているが、今後の使用計画実施段階においてもまた当局の一層の理解と援助とを切に要望するものである。

長津田地区の利用に関しては、昭和43年11月10日評議会決定の「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」(添付資料1)(のちに岡部地区は長津田地区と呼称を統一した)によって、その基本方針が決定されているが、同地区における教育・研究の体制ならびに管理運営組織等の具体的諸問題については、上記申し合わせに基づいて設置された「岡部地区利用委員会」(のちに「長津田地区利用委員会」と改称した)において全学の多数教職員が協力し、今日まで3カ年近くの歳月を費して、慎重審議を続けてきた。

現在長津田地区利用委員会には7つの部会が設けられ、東京工業大学の将来構想をも考慮に入れ、同地区利用に関する具体的諸事項について検討しているが、今後も引続きさらに活発な討議を行なって、使用計画の内容をかためていく考えである。

本資料は、上記委員会での現段階における審議結果の概要をまとめたものである。なお、本委員会の構成は添付資料2のとおりである。

昭和46年7月

長津田地区利用委員会委員長	川上正光
総合計画部会主査	川上正光
組織運営部会主査	田中実
教育研究部会主査	川上正光
建設・環境部会主査	垣花秀武
福利厚生部会主査	尾崎萃
図書館部会主査	佐藤正雄
総合研究館部会主査	武田栄一

刊行にあたって

本委員会は、さきに長津田地区の利用に関する審議の結果をとりまとめて、去る7月「東京工業大学長津田キャンパスの使用計画」(資料)を作成した。この資料について関係のかたがたの意見等を参考にし、また、その後、本学において「物理情報工学専攻」の設置を決定したので、これを機会に上記資料に多少の加筆修正を加えて刊行することとした。

昭和46年12月

東京工業大学長津田地区利用委員会委員長 川上正光

I 総論

1. わが国の科学・技術の現状と将来の展望

明治以降現在に至るまでのわが国近代科学・技術の発達は目覚しく、今日その水準は当初範とした西欧諸国と肩を並べるまでに達した。

しかし、世界の科学・技術はさらに急速な発達を続け、わが国としては、その進歩に対応するためあらためて格別の努力を払わねばならないが、従来先進諸国からの科学・技術の導入に依存しがちであったわが国現在の科学・技術の体制のままでは、さらに急速な発展を続け、世界の科学・技術に対し、今後対等に対応するだけでなく、進んでこの分野の世界の発達にも寄与し得るか否かについては、少からぬ疑問があるものと思われる。

2. 本学の使命

本学は創立以来、わが国の科学・技術の発達に応じいくつかの重大な改革を重ねつつ、その発展に対してきわめて大きな役割を果たしてきたが、上述のような世界の科学・技術の急速な進歩に直面し、本学がみずから進んで再び改革を実施し、引続きわが国の科学・技術の健全な発達のために貢献するだけでなく、さら

に進んで世界の文化の進展にも寄与することは、学問の府としての本学の崇高な使命であり、またわが国社会の強い要請でもあると考える。

3. 本学改革の意義

本学がその使命を達成するためには、理工学に関する学術の中心としての充実した学部と大学院の教育を基盤としつつ、さらに今後の世界の科学・技術の急速な発展に対応し得る特色ある独創的な研究を格段に強化推進すると同時に、学部を持たない新構想の大学院をもあらたに発足充実させ、世界の進展に対処できる優秀な理工系大学院博士課程および修士課程修了者を多数送り出すことは、本学にとって現在最も緊急かつ重要なことであると同時にわが国大学院教育発展上重要な意義を持つものとする。

4. 本学改革と長津田地区利用の概要

本学は、前述の使命を果たすための改革につき、数年来検討を重ねてきたが、その間昭和43年には「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」（添付資料1）を本学で正式に決定し、現在の大岡山地区のほかに長津田地区（以前は岡部地区と呼んだ。）をあらたに入手して、これを積極的に利用することにより、わが国が今後の世界の科学・技術の発展に対処し得る方策を実現すべく着々と準備を進めている。

すなわち、大岡山地区では、新しい長津田地区との連携に配慮しつつ現在の学部と大学院との質的な充実をはかる一方、長津田地区には特色ある独創的な研究を強力に推進するための場を設置すると同時に、学部のない新構想の大学院をも発足させ、両地区の有機的な連携において全学の研究・教育の能力を最大限に発揮せんとするものである。

この目的のためには、長津田地区には特別の配慮に基づく大幅に充実した諸施設を建設すると同時に、相当数の教官が同地区の新しい研究と大学院教育に当たることが必要である。

なお、長津田地区の整備に関しては種々の困難が伴うものと思われるが、申すまでもなく全学的な協力を基盤として学外各方面の理解と助力とを懇請し、同地区を本学の志向する新しい研究と新構想の大学院教育の優れた場として昭和49年度を目標に開設するよう期するものとする。

5. 長津田地区の組織

長津田地区利用の目的を果たすため、同地区の組織として、今後の科学・技術の発展を予見し、研究については、拡充含みの研究所（現研究施設を含む。）と総合研究センター、また教育については、新しい構想の専攻群からなる学部のない大学院を置く。

6. 長津田地区の教官

長津田地区で行なう新しい形式の研究と新構想の大学院教育には、同地区の研究機関と理学部および工学部よりの併任教官ならびにあらたに設置する大学院の専任教官とが一体になって当たる。

ただし、大岡山地区も含めた全学の教育・研究の実施上とくに支障のないように配慮し、さらに停滞なく常に清新はつらつとした教育と研究を実施するため、定期的な部局間の人事交流や、大岡山・長津田両地区相互の教官の交替制ならびに併任制の活用などをも進んで考慮するものとする。

なおまた、長津田地区を充実させるためには、大岡山地区から移る教官だけでは、数において不十分と思われるので、今後数年間の本学教官の増員は、主として長津田地区に対して行なうこととし、同地区の速やかな充実を期することとする。

7. 長津田地区における研究

長津田地区の教官は、随時協力研究の組織をつくり、特色ある独創的な研究を強力かつ効率的に推進するものとする。そのためには、同地区に十分強力な研究諸施設を整備しなければならない。

8. 長津田地区における大学院教育

長津田地区には、大岡山地区と異なる横割形式（インターディシプリナリー）の総合的な新専攻群からなる学部のない新構想の大学院を設置し、世界の科学・技術の新しい発展に対応できる理工系大学院学生を教育し、優れた指導的人材を多数社会に送り出すことを目指すものとする。

この長津田地区の大学院は、大岡山地区の大学院と同様に本学卒業生のみならず他大学卒業生に対しても門戸を十分に開くことはもちろんであるが、さらにいわゆる生涯教育のための学生や外国人留学生についても十分な受け入れができるような方途を講ずる。

この場合、本学の大学院教育に期待されている大きな学生数の増加を考慮し、長津田地区の大学院学生数は当面の目標として大岡山地区の大学院学生数とほぼ同程度にする。両地区が相補って本学の大学院教育の所期の目的を果たし、また長く両地区が連携して本学の使命を遂行することが望ましく、それぞれの地区の本学学部卒業生の受け入れ数も同程度とするよう考慮するものとする。このため大岡山地区の学部教育と両地区大学院教育との連続性を保つため特にカリキュラムについて配慮する必要がある。

9. 長津田地区の大学院と研究所の独立性と関連性

長津田地区には、組織上数個の研究所（研究施設を含む。）と新構想の大学院

をもつことを述べたが、これらの関係を明確にしておこう。

研究所は、いうまでもなくそれぞれ固有の使命をもち、数個に分れて組織されているのであって、これらが、それぞれに対応する大学院の専攻をもつというのでは決していない。

大学院は、教育上の立場から全く独立に横割形式にいくつかの専攻をもち、これらの各専攻の教官は ①各専攻の専任教官 ②各専攻に関連の深い大岡山地区両学部からの併任教官 ③各専攻に関連の深い各研究所から併任される教官とかなるのである。

10. 長津田地区の施設

長津田地区には、前述の拡充含みの研究所（現研究施設を含む。）と両学部教官のための施設ならびに総合研究センターを建設し、さらに新構想の大学院の施設なども獲得して同地区の特色ある新しい研究・教育の充実を期する。

なお、全学利用の大形研究用施設、各種センター、セミナーハウスなども建設し、同地区を十分魅力あるものにするよう全学的に協力するものとする。

11. 長津田地区の管理運営

長津田地区の研究・教育ならびに事務の管理運営組織は、同地区が本学における役割を最も有効適確に果たし得よう決定されなければならないが、その重要性にかんがみ、大岡山地区との関係をも含めて、今後十分な検討をつくした後に決定するものとする。

II 研究組織体制

1. 概要

長津田地区の研究組織は、研究所・研究施設と総合研究センターならびに新構想の専攻群からなる学部のない大学院によって構成される。

研究の実施に関しては、研究所・研究施設的全教官と新しい大学院専任の教官ならびに理・工両学部の一部教官とが相協力し、随時従来の学問領域の境界をも越えて新しい形式の研究グループを組織し、研究所・研究施設と総合研究センターの設備ならびに新大学院の諸設備とを有機的に利用して、本学の志向する特色ある独創的な研究を強力に推進するものとする。

この場合、長津田地区に設置を予定している新しい大学院の教育が、上記の研究と表裏をなす密接な関係において実施されるため、ここにおける大学院学生は教育の一部として同地区の特色ある研究にも直接参加し、所属研究グループの指導のもとで若い力を存分に発揮し、独創的な科学・技術の発展にも積極的に寄与することが期待される。

2. 当面の計画

現在長津田地区における研究・教育開始の目標期日を昭和49年4月においているので、その時点までに既設の3研究所と近い将来研究所への昇格を期待している既設の2研究施設および新設を計画している1研究施設が同地区に移転し、総合研究センターと新構想の学部をもたない大学院の各専攻がそれぞれ同地区に設置されることを予定している。

すなわち、研究所・研究施設については、資源化学研究所（現在11部門）・精密工学研究所（現在14部門）・工業材料研究所（現在8部門）・天然物化学研究施設（現在4部門）・印写工学研究施設（現在3部門）が長津田地区の整備計画に従って移転し、また、昭和47年度概算要求に提示した社会開発工学研究施設の同地区への設置をも期待するものとする。

また、総合研究センターは後記するように長津田地区のみならず大岡山地区を含めた全学の研究を強力に推進するため、大きな役割りを演ずるものと考えが、これを長津田地区に設置・建設することは、同地区に大幅な整備を予定している研究諸施設とともに、長津田地区の新しい研究を促進するうえでも極めて意義深いものと考えらる。

なお、長津田地区における新しい形式の研究は、いわゆる境界領域において将来の発展が予見されるぞん新な学問分野とを主な目標とする協力研究であるから、これを強力に推進するためには、単に学内だけにとどまらず、外部の研究機関の研究者とも密接に連携をとることが肝要である。

すなわち、国内の他大学あるいは研究機関との協力を大いに促進することが必要であり、そのためには学外研究者の受け入れについても、新しく制度を設けることが望ましい。また、外国の一流な研究者を招へいし、長津田地区において協同研究を行うことは極めて有意義と考えるので、同地区の研究所に常時少なくとも2名程度の外国人客員教授を受け入れ得るよう、態勢をととのえることもぜひ必要であろう。

3. 将来の計画

長津田地区の利用は、全学改革の一環として極めて重要なものであり、その利用目的を十分に果たすためには、今後の科学・技術の発展を予見し、移転する既設研究所・研究施設の拡充整備をも将来強力に進めねばならないと考える。

すなわち、各研究所・研究施設の将来構想として、改組含みで資源化学研究所を16部門、精密工学研究所および工業材料研究所をそれぞれ18部門に増強し、さらに天然物化学研究施設・印写工学研究施設をそれぞれ13部門と10部門の研究所に拡充することを期待する。また、すでに概算要求に提示して新設を期しており、

完成時には16部門に増強を予定している社会開発工学研究施設やその他の研究施設、大型研究設備なども設ける。

以上の将来計画が実現される暁には、研究所・研究施設約90部門の教官と大学院専任の相当数の教官ならびに理・工学部から参加する大学院教官を合わせて約二百数十名におよぶ強力な教官陣が新形式の協力研究グループを組み、大幅な整備充実を予定している同地区の研究諸施設を利用することによって、本学の志向する特色ある独創的な研究を同地区において強力に推進し、ひいてはわが国将来の科学・技術の発達に大きく貢献することを期するものとする。

参考のため、添付資料3に既設の研究所・研究施設の現況と将来の拡充整備計画とを示す。

Ⅲ 大学院組織体制

1. 概 要

すでに本資料のI総論において述べたように、本学はその改革の方針として現在の太岡山地区の学部と大学院の質的充実につとめる一方、これと相補う形において新しい長津田地区を利用し、新構想に基づく大学院教育の実施を期している。

すなわち、太岡山地区の大学院研究科が学部・学科に基礎を置く専攻群(トラディショナルディシプリナリ)からなるものであるのに対し、長津田地区における新しい大学院すなわち総合理工学研究科は、従来の学問領域を超え、かつ将来の発展が予見されるざん新たな分野を対象とする横割りの9専攻群(インターディシプリナリ)をもって構成し、極めてユニークな教育・研究を行なうものとする。

なお、各専攻の教育は、平均において約20名の専任および併任教官が担当するものとし、したがってその規模は平均10講座程度とする。

2. 専攻の種類

現在設置を期している専攻は次のようなものである。

(専攻名)

物理情報工学専攻

化学プロセス専攻

工学システムおよび要素専攻

材質科学専攻

材料工学専攻

生命科学専攻

社会開発工学専攻

エネルギー科学専攻

システム科学専攻

3. 物理情報工学専攻

2に示した専攻のうち物理情報工学専攻の設置については、すでに昭和47年度概算を要求した。

この専攻の内容は次のとおりである。

情報処理は、電子計算機による演算をはじめとする広汎多岐にわたる技術によって支えられている。この情報処理の中で、物理情報工学は物理的手段による分野を総括的に体系化するものであって、数理情報工学とともに不可欠なものである。本専攻は高度の物理情報処理の専門家を養成する目的で、物理学、化学、応用物理学、応用化学、電子工学、制御工学等の専門分野を修得した学生を対象として、物理情報処理に焦点をおいた総合的教育を行なう。このような教育は境界領域の学問について共通する事情であり、大学院教育でなければ行なえない面を有している。

本専攻の講座編成は次のとおりである。

1. 応用計数学
2. 演算工学
3. 情報像計測
4. 情報処理機構
5. 印写像工学
6. 情報システム

本専攻に現在関連の深い既設の学部・学科および研究所の主なものを示せば次のとおりである。

物理情報工学専攻（理学部関係学科、工学部印写工学研究施設および関係学科、精密工学研究所等）

4. その他の専攻

物理情報工学専攻以外の専攻は、次に示すとおりであってこれらは年次計画に従って概算要求を行ない、長津田地区の研究・教育両活動が開始される昭和49年4月までには、各専攻の設置をおおむね完了し、以後早急に全計画の完結を見るよう期待している。

A. 化学プロセス専攻

化学プロセスの基礎、開発、設計における研究活動を融合して化学プロセス

学を体系化し、新物質の合成、新反応、新触媒、新分離法、新装置の開発などによって工業生産プロセスの発展に寄与し、またそのための人材を養成する。

B. 工学システムおよび要素専攻

計測工学、制御工学の分野を包括して、システムの計画、設計、運用に関する基礎理論とその工学的諸システムへの応用について考究し、さらに機械要素など要素工学の分野についても研究を進める。

C. 材質科学専攻

各種材料を構成している材質について、その組織、構造および材料物性などの基本的学問体系を理解させるとともに、新材質の開発に関する基礎科学を習得させることを目的とする。

D. 材料工学専攻

諸材料の特性を生かし各工業分野の目的に応じた材料の生産についての基本的学問体系と材料の応用開発に関する工学的知識を習得させることを目的とする。

E. 生命科学専攻

科学技術の進展に「生命」の観点を導入することは、現代の緊急課題である。この学問的、社会的要請に立脚して、「生命」を物理学的、化学的、生物学的、工学的手法により総合的に追究し、この新しい分野を発展せしめ、また実生産面に応用し得る大学院学生の養成を行なう。すなわち、生命現象および機構の基礎的解明、生体代謝を利用する生物工学、生態学的に調和のとれた生物環境の整備など、微視的見地から巨視的見地まで一貫し、また基礎から応用に至る研究教育を行なう。

F. 社会開発工学専攻

土地利用、環境保全、都市防災などの重要な課題を解決するためには、自然科学、人文科学、社会科学などの関連分野との幅広い交流を維持しながらこれら知見を整理し、総合して具体的解答を提示しなければならない。この専攻は、土木、建築、経済などを習得した学生を対象として社会開発工学に関する総合的教育を行なう。

G. エネルギー科学専攻

エネルギー科学のうち、特に超高温・大出力エネルギーの関与する分野につき大学院教育・研究に当たる。すなわち、エネルギー変換論、エネルギー輸送論ならびにプラズマ物理学の教育・研究を行なうとともにこれらの基礎の上に立つ熱流体力学、高温化学、プラズマ工学、熱工学、光エネルギー工学などのエネルギー関係諸工学の教育・研究を推進し、これに加えて広く他専攻諸科学

の最新の成果を吸収して、熱核融合炉、MHD発電などエネルギー科学中、将来わが国としてもまた世界的にも重要な技術開発の基盤の確立に寄与することを目的とする。

H. システム科学専攻

システムの計画、設計、運用に必要な基礎理論すなわちシステムの状態方程式、システム制御理論、創造的探索システム問題解法、システム工学設計論等を研究し、よりざん新かつ有用なシステムの開発に努め、これを経営管理、さまざまな工業分野における生産工程の管理、社会開発等に応用するための技術的諸問題についても研究する。

これらの各専攻の講座編成(案)を資料4に示す。

なお、これらの専攻に現在関連の深い既設の学部・学科および研究所の主なものを示せば、次のとおりである。

化学プロセス専攻(理学部化学科, 工学部化学関係学科, 資源化学研究所等)
工学システムおよび要素専攻(工学部機械関係学科, 工学部電気関係学科, 精密工学研究所等)

材質科学専攻(理学部関係学科, 工学部材料関係学科, 工学部化学関係学科, 工業材料研究所, 精密工学研究所, 資源化学研究所等)

材料工学専攻(工学部材料関係学科, 工学部化学関係学科, 工業材料研究所, 精密工学研究所, 資源化学研究所等)

生命科学専攻(理学部天然物化学研究施設および化学科, 資源化学研究所, 原子炉工学研究所等)

社会開発工学専攻(工学部建築学科, 土木工学科, 社会工学科等)

エネルギー科学専攻(理学部関係学科, 工学部関係学科, 原子炉工学研究所等)

システム科学専攻(理学部関係学科, 工学部機械関係学科および電気関係学科, 精密工学研究所等)

5. 教官の組織

長津田地区の新構想の大学院研究科は、従来の学問領域を超え、かつ将来の発展が予見されるざん新な分野にその教育・研究の目標を置くものであるから、これらの実施には広く全学の関係教官が協力してあたる。

この場合、新しい考え方に基づく各専攻の教育・研究を適切かつ、円滑に実施するため、それぞれの専攻に大学院専任の教官からなる相当数の講座を置くことがぜひ必要であるとする。

すなわち、長津田地区の大学院の教官は各専攻ごとに①各専攻の専任教官②各

専攻に関連の深い大岡山地区両学部からの併任教官③各専攻に関連の深い各研究所から併任される教官とからなるのである。

この場合、大岡山地区の教育・研究に支障をきたさぬような十分な配慮のもとに両学部からの適当数の教官が長津田地区における新しい教育・研究に参加するものとする。

上記の充実した大学院教育ならびに長津田地区における活発な研究を行なうために、同地区における教官体制は、従来の実験系講座における教官組織を大幅に上回るものが必要であり、特に助手については早急な増員が要望される。

なお、この場合には、諸研究活動を促進するうえで、教官の全学的な交流をはかることも重要事となるであろう。

6. 学生定員

最近の本学大学院入学に関する添付資料5によると昭和47年度入学予定者430名に対し志願者は1,150名にのぼっている。このような学生の志望と社会の強い要請にこたえ、かつまた諸外国の急速な科学・技術の発展に対応し、今後のわが国科学・技術を担い得る優秀な研究者と高級技術者とを多数育成することは極めて緊急を要する問題である。

その目標に対し、長津田地区においては大岡山地区との関連をも考慮し、差し当り下記程度の学生数を募集することが必要であろう。

○ 修士課程

1 専攻平均約30名合計9専攻で約270名

○ 博士課程

1 専攻平均約15名合計9専攻で約135名

IV 管 理 運 営

1. 長津田地区の研究・教育施設

前述したような長津田地区の独特な研究・教育目的を果たすため、同地区に設置する施設および設置を期している施設の主要なものは下記のとおりである。

(研究所・研究施設)

資源化学研究所

精密工学研究所

工業材料研究所

天然物化学研究所（現在研究施設）

印写工学研究所（現在研究施設）

工学部社会開発工学研究施設（昭和47年度において新設を期し、将来研究

所に昇格を予定)

(大学院)

総合理工学研究科(学部・学科をもたぬ9専攻)

(その他)

総合研究センター

図書館分館

事務部

2. 管理組織

長津田地区に上記のような相当大規模な組織を設置して、新形式の研究と大学院教育とを実施し、また、大岡山地区との関係によって全学の研究・教育の能力を最大限に発揮するためには、今後も十分な検討を行なって新しい長津田地区の管理運営組織を設けることが必要である。

当面考え得るものを挙げれば、次のとおりである。

2-1 連絡協議会(仮称)

全学一本の研究・教育体制を堅持し、長津田地区と大岡山地区との連絡調整に当たるため、現在の長津田地区利用委員会のような形式の全学的な連絡協議会を設ける必要があるであろう。

2-2 運営協議会(仮称)

長津田地区の各部局、事務部等の代表者からなる長津田地区運営協議会のごときものが必要となろう。

2-3 研究所教授会

研究所にはそれぞれ教授会が設けられているので、あらためて措置の必要はない。

2-4 大学院総合理工学研究科教官会議

長津田地区の新しい大学院教育の管理運営組織として、研究科科长を中心に総合理工学研究科教官会議を設けることが必要と思われる。

2-5 総合研究センター運営委員会(仮称)

総合研究センターを長津田地区のみならず全学の研究活動の用に供するため、全学的な総合研究センター運営委員会が必要となろう。

2-6 事務部

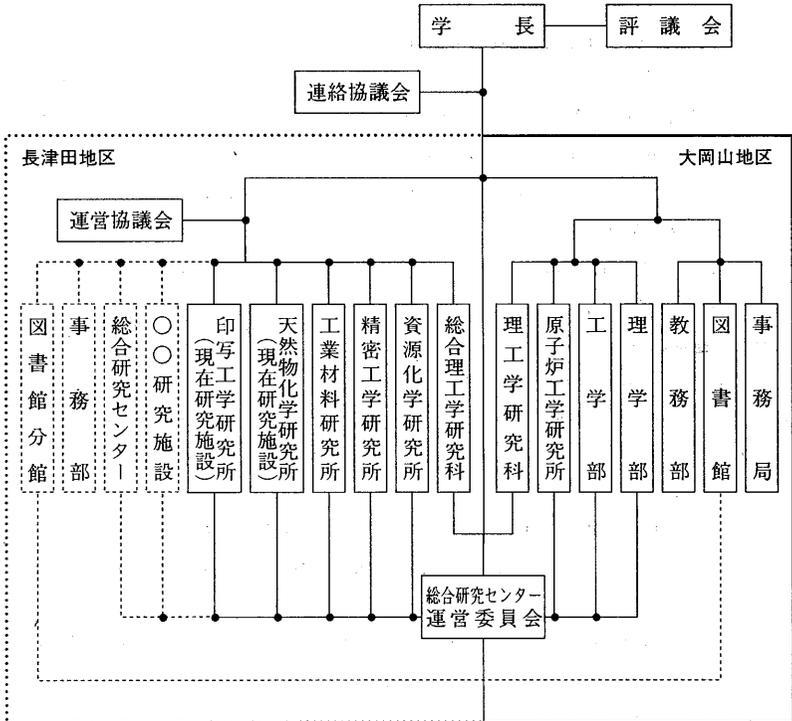
これについての具体的な構想は文部省訓令との関係もあり、現在では未だ明確な形態は描けないが、上記の研究・教育組織に対応し、今後予想される事務能率化のすう勢に適応するためにも、長津田地区を一括して管理ができ、また、大学事務局との間に有機的な連携をもつような事務機構を構想し、その実現を

はかるべきである。

2-7 長津田地区完成時の組織

完成時に予想される長津田地区における組織を図示すれば、およそ次図のとおりである。

長津田地区完成時組織図



V 施設・設備

1. 本学の現状

施設・設備の面から見た本学の現状は、大岡山地区の敷地面積 244,722m²に対し建物面積が139,338m²（職員宿舎を除く。）というように、学部教育に対してもすでに極めて過密化し、今回本学改革の一環として研究体制を格段に強化整備すると同時に、新構想に基づく大学院を発足充実させるためには、昭和43年度および昭和44年度に購入し得た横浜市緑区長津田町の敷地（面積167,611m²）を積極的に活用し、強力な総合研究と新構想の大学院教育の場として、早急に建設整備

することが必要である。

2. 教育・研究の施設・設備

長津田における教育・研究の施設・設備の建設整備計画は、同地区利用の基本方針にのっとり、添付資料6に示すような配置で総合整備するものである。

- (A) 既設の精密工学研究所、工業材料研究所および工学部印写工学研究施設の移転のための施設・設備
- (B) 既設の資源化学研究所および理学部天然物化学研究施設の移転のための施設・設備
- (C) 将来必要と考えられ、検討中の新しい研究施設のための施設・設備
- (D) 新構想の大学院のための施設・設備
- (E) 総合研究センターその他必要と考えられる施設・設備

これらの諸施設・設備が完成した暁には、長津田地区は現在の大岡山地区と相補って本学の志向する強力かつ充実した研究と教育とを実施する場となる。

3. 厚生等の施設・設備

添付資料7に示すように、長津田地区は都心部からかなり離れた位置にあるため、同地区周辺の開発が当分の間遅れることを予想しなければならない。そのため、次の諸施設・設備を長津田地区に建設し、同地区における研究と教育とが円滑に実施されるよう、施設・設備の面で特別な配慮をすることが必要である。

3-1 公務員宿舎

(イ)移転促進のため、(ロ)管理のため、(ハ)住宅確保の困難を救済するためなどの理由により、相当数の公務員宿舎とその敷地の確保が必要と考えられる。

3-2 食 堂

一般の食堂のほか、長津田地区の地理的条件を考慮して特別な食堂を設ける必要もある。

3-3 保健施設

長津田地区の隣接地には、現在適当な診療機関がなく、教職員・学生の保健管理のうえからも、大岡山地区と同程度の保健管理施設が必要である。

3-4 そ の 他

外来者宿泊施設は、協同研究、講演および討論などのための来学者に宿泊の便を提供するものとして必要であり、さらに集会施設および仮眠施設なども必要となろう。

VI 総合研究センター

1. 設置の目的

本学関係者は、かねてより創立80周年を記念する事業として総合研究館を建設し、これを東京工業大学に寄付する計画を推進してきた。その後、長津田地区に研究所、研究施設等に移転し、さらに新構想による大学院専攻を開設し、新時代に即応した研究ならびに教育を行なうこととなったので、計画中の総合研究館を長津田地区に建設する方針が決定された。

この総合研究館は、東京工業大学に寄付されたのち、全学協同利用の「総合研究センター」として、大岡山・長津田両地区にまたがる各部局教官が協力し、あるいは学外研究者をも含めて行なう総合研究の場を提供しようとするものである。この総合研究センターにおいては、下記の事業が行なわれる。

- (1) 協同研究
- (2) 開発研究
- (3) 共同利用機器の集中管理
- (4) 科学・技術に関する研修

2. 運 営

総合研究センターは、上述のように全学協同利用の研究施設として大岡山・長津田両地区の教官を結びつけ、あるいは学外研究者をも含めて、時代に先んじた総合的研究を行なおうとするものであるから、その適切な運営を期するため、センターに所長を置きその諮問機関として全学各部局選出の委員で構成される「総合研究センター運営委員会」が設けられる。

あ と が き

本委員会は、各委員の熱心な討議の結果をここにまとめて資料としたが、長津田地区利用の計画が複雑膨大であるために、現在なお未確定な要素も残されており、明確さにおいて多少欠けるところもある。この点については、今後引続き十分な討議を進め、本学改革の重要な一環としての長津田構想をより確かなものにしていく考えである。

関係各位からも遠慮のない意見をいただき、さらによりよい利用計画の作成とその実現を期している。

(添付資料 省略)

付録 6

大学院総合理工学研究科

1. 概 要

本学は、その改革の方針として現在の大岡山地区の学部と大学院の質的充実に努めるとともに、附置研究所等を長津田地区に移転し、それらの充実を図り、同地区を利用して、新構想に基づく大学院教育の実施を期している。

すなわち、大学院に関しては、現在の大岡山地区の大学院理工学研究科が学部・学科に基礎をおく縦割的あるいはトラディショナルディシプリナリーな専攻群よりなるものであるのに対し、長津田地区には新しく総合理工学研究科を創設し、これを従来の学問領域をこえ、かつ将来の発展が予見される新しい分野を対象とする横割的あるいはインターディシプリナリーな専攻群をもって構成しきわめてユニークな教育・研究を行ない、わが国のみならず世界の科学・技術の進歩に貢献し、社会に寄与する指導的人材を養成しようとするものである。

本研究科は、本学における学部相当の独立部局とするが、学部学生に対する教育を行わず、大学院学生に対する教育ならびに研究を行なうことを任務とする。

大学院学生の入学定員については、最近の学部卒業者の大学院進学希望者ののはなはだしい増加の傾向ならびに本学の大学院に期待されている大きな学生数の増加を考慮し、本研究科の完成時の修士課程入学定員はおよそ300名程度を目標として、これらの学生を2に示す11専攻のいずれかに入学させる。なお、博士課程の入学定員については、いまだ十分な検討を終了していないが、去る昭和47年12月刊行の「東京工業大学長津田地区の使用計画」では、修士課程入学定員の半数としている。

本研究科には、大岡山地区の研究科と同様に本学の卒業生のみならず他大学の卒業生に対しても門戸を十分に開くことはもちろんであるが、さらにいわゆる生涯教育のための学生や外国人留学生についても十分受け入れができるよう方途を講ずる。

2. 専攻の種類

すでに大岡山地区の理工学研究科に属する専攻として設置され、本研究科の設置とともに移管が予定されている専攻ならびに新しく設置を期している専攻は以下の11種類である。

- イ. 物理情報工学専攻 (大岡山地区理工学研究科の一つの専攻として昭和47年度に設置された。)

- ロ. 電子化学専攻 (昭和47年6月現在, 専攻設置に関する詳細な具体的計画の作案が完了している。)
- ハ. 材質科学専攻 (同 上)
- ニ. 材料工学専攻 (同 上)
- ホ. 社会開発工学専攻 (同 上)
- ヘ. 電子システム専攻 (同 上)
- ト. 精密機械システム専攻 (同 上)
- チ. 生命化学専攻 (同 上)
- リ. 化学プロセス専攻 (昭和47年6月現在, 専攻設置に関する計画の立案が進行中である。)
- ス. エネルギー科学専攻 (同 上)
- ル. システム科学専攻 (同 上)

(注) 東京工業大学長津田地区の使用計画(増補)(昭和47年7月)5~6ページより引用。

付録 7

昭和49年12月4日

東京工業大学長
川上正光 殿

総合理工学研究科教授会準備会
代表 小林啓美

総合理工学研究科教授会準備会に対する
学長からの諮問について(答申)

基幹講座の教授, 助教授で構成されている総合理工学研究科教授会準備会は, 去る9月17日第1回の会合を開催以来4回の会合を開き, 研究科教授会の構成, 任務, 責任, 権限など学長より諮問を受けた事項を中心に検討を重ねた結果, 一応の結論を得ましたので別紙のとおりご報告申し上げます。

以上

総合理工学研究科教授会準備会に対する 学長からの諮問について（答申）

総合理工学研究科は、独立した部局と考えられるので教授会などを置き、その議決に基づいて管理運営に当ることとする。

その基本的な考え方は学部におけるものと全く同様とし、具体的方法について述べると次のとおりである。

1. 総合理工学研究科教授会

1-1 教授会の構成

教授会は、基幹講座の教授、助教授及び専任講師で構成する。

（注）教授会の構成

○大学院設置基準（49. 6. 20）第8条

○東京工業大学教授会通則（42. 6. 12）第2条

1-2 教官選考

（1）基幹講座の教授、助教授及び専任講師の選考については、学部における選考方法に準ずる。

イ 選考委員会設置の発議は、教授3名以上の申し出によって行い、研究科長は教授会において委員会を設置する。

この場合、発議の教授3名の中には、協力講座の教授が含まれてよい。

ロ 選考委員会の委員は、教授会において選出する。委員会の構成は5名とし、全学の教授、助教授及び専任講師の中から選出する。

（2）助手の選考については、学部等と同様とする。

（3）協力講座の教授、助教授の選考は、次のように行われることを強く希望する。

すなわち、協力講座の教官選考権は学部や研究所の教授会に在るが、総合理工学研究科においては当該大学院担当教官としてふさわしい人を指名できるものとする。指名は専攻会議の議を経て研究科教官会議において行う。

1-3 教授会における審議事項

教授会の任務は、法令上の権限とされている教官選考権、教育の基本方針に関することなどのほか、次に掲げる事項が含まれる。

（1）基幹講座の教授、助教授及び専任講師の人事並びに研究科に所属する助手の人事に関すること。

（2）研究科長及び評議員の選出

（3）各委員会委員の選出

2. 研究科教官会議

研究科教官会議の審議事項として次のことが考えられる。

- (1) 学位授与に関すること。
- (2) 大学院担当教官の選考及び非常勤講師の選考
- (3) 研究科において開設される授業に関すること。
- (4) 学生の身分に関すること。
- (5) その他教育に関すること。

なお、研究科教官会議の議長は、部局長である研究科長がこれに当るものと考ええる。

3. 研究科長及び評議員の選出方法

研究科教授会は、学部教授会と同様な方法によって研究科長及び評議員を選出する。

なお、研究科設置当初は当分の間研究科長事務取扱が置かれることとなろうが、すみやかに教授会内規、研究科長及び評議員の選考規則を制定し、実施されることが望まれる。

4. 長津田地区責任者

長津田地区に置かれる部局等（総合理工学研究科、3研究所、2研究施設及び共同利用施設等）の連絡調整及び総合調整の任務に当る統括者として、副学長格の地区責任者を置く必要がある。

5. 入試方法及び研究科のP. R.

総合理工学研究科教官会議準備会、大学院委員会及び大学院入学者選抜委員会で全学的立場から審議検討されることが望まれる。

6. 常置委員会等との関係

- (1) 研究科教授会は、学部教授会と同様な立場から常置委員会等の委員を選出する。すなわち、教育委員会、施設委員会、研究委員会、情報処理センター運営委員会及び長津田地区利用委員会に対して1ないし2名とする。
- (2) 研究科教官会議は、大学院委員会、大学院入学者選抜委員会、厚生補導委員会の各委員を選出する。
- (3) 上記の各委員会は、選出された者を委員会の構成員とすることを期待する。

7. 研究科の運営

7-1 研究科には、次の会議及び委員会を置き、その運営に当る。

- 一 総合理工学研究科教官会議
- 二 総合理工学研究科教授会
- 三 研究科専攻主任会議
- 四 研究科教室主任会議（学部の学科主任会議に相当）

7-2 研究科各専攻に次の会議を置き、その運営に当る。

一 専攻会議

二 教室会議（学科会議に相当し、協力講座の教官も含めることができる。）

7-3 事務組織

教務事務は、研究科事務（部）において行うことが望ましい。

8. 学内の諸規則の制定等

研究科の設置に際し、次に掲げる規則を新たに制定する必要がある。

- (1) 総合理工学研究科教授会内規
- (2) 総合理工学研究科長候補者選考規則
- (3) 総合理工学研究科評議員候補者選考規則

なお、一部改正を必要とする規則等、例えば学則、評議会規則、教授会通則、各常置委員会規則などについては至急検討を開始することが望ましい。

以上

付録 8

協力講座新任教官の選考等について

（昭和50年12月1日 部局長会議決定）

大学院総合理工学研究科協力講座の教授、助教授及び専任講師の選考等については、本学における従来慣行によるが、暫定的に次によるものとする。

- 1 協力講座である講座又は部門の教官の選考は、当該部局教授会において行う。
- 2 協力講座教官の決定は、原講座又は部門の属する部局教授会の決定に基づき、総合理工学研究科教授会において行う。
- 3 協力講座である講座又は部門の教官選考に当っては、当該講座又は部門が協力講座であることを教官候補者の公募の際明確に表示するとともに、教官選考委員の選出に当ってもこの趣旨が十分生かされるよう留意し、総合理工学研究科教授会構成員を適当に含めるなど適正な委員の構成となるよう努めること。

第7章 大学の将来計画と 創立百年記念事業

第1節 将来計画委員会の発足

川上正光学長は前章に述べた長津田地区の建設とならんで、昭和50年の当初から評議員懇談会で、各評議員の分担を決めて大学の将来について全般的かつ基礎的な検討を行ってきた。本学はこれまで長津田の建設に全力をあげて努力し、しかも新構想による大学院の創設という大事業も一段落して、本学に新しい発展の方向を切り拓いた。しかしこれとの関連で、大岡山地区においては、基幹講座を12講座振り替え、協力講座として21講座を協力せしめた。そのことだけでも大岡山地区の学部・大学院の教育・研究に大きな影響が生ずることは当然である。大学としても「長津田地区計画」に続いて大岡山地区・田町地区の将来計画が立案・実施され、東京工業大学全体の整備が初めて完了すると考えられたのである。

他方、約10年前の昭和42年6月、本学は複数学部制度に踏み切っているが、その間学部・大学院の教育・研究について、かなりの重要問題を残してきた。これらを併せ考慮し、本学の将来進むべき方向を見定め、それに向かって更にいっそう努力をしようということで、川上学長をはじめ評議員懇談会のメンバーの意見が一致したのが、昭和51年の夏である。同時に田町地区においては、工学部付属工業高等学校における中等技術教育と、同校付属の夜間の専攻科における職業人教育が今日まで大きな成果をあげてきたが、現状では高学歴化社会のなかで、その地位が低下しつつあり、これを少しでもレベル・アップすることが必要であることが論議され、これを将来計画の一環として扱うことになった。

そこで、昭和51年9月3日の評議会において、「大岡山地区および田町地区の将来計画について」という文書が草された。それによると、(1)大岡

山地区将来計画の基本方針としては、特に将来を志向した本学の教育・研究の質的向上を主眼とすること、在来のハード的学問分野のみでなく、科学・技術、産業・経済の動向に対応し、「ソフト的理工学」をも重視し、その関係の教育・研究体制を整備すること、その際人文・社会科学における上記に関連のある分野をも含ませるようにすること、更に萌芽的な新学術分野についても積極的に配慮することが考えられた。

また、(2)田町地区将来計画の基本方針としては、社会に対して開かれた教育および研究機関として、諸組織の整備を図ることが提唱された。なお評議会での意見では、この計画策定はかなり急いで行うことが必要であることが確認されていた。

この趣旨を酌んで、別紙「大岡山地区及び田町地区の将来計画について」(付録1)という文書が作成され、各部局教授会の意見をきくことになったのである。

各部局からは、大要次のような意見が出された。

- (1) このような検討が必要であることは理解しうが、余り時期を急ぐべきでない。
- (2) 委員構成は役職者だけでなく、新鮮な感覚をもった人間を全学から選出すべきであり、特に大岡山地区将来計画委員会には長津田地区関係の部局、総合理工学研究科も含むべきである。メンバーはもっと少数に絞るべきである。
- (3) 将来構想ではもっとビジョンづくりが必要である。たとえば複数学部制の時に議論された社会工学部構想とのかかわり合いをどう考えるか。
- (4) 田町地区将来計画については、高等学校教育のあり方をふまえ、十分検討してもらいたい。
- (5) 長津田地区は既に完了したのではない。東京工業大学全体の将来計画委員会とし、その下部の委員会に長津田・大岡山・田町の3部会を考慮すべきである。

この最後の問題については、当初上部組織として「将来構想検討懇談会」(仮称)を考え、そこで全評議員、常置委員会委員長、共通科目教官会議

副議長，附属工業高等学校長，附属図書館長，教務部長，学長指名の委員若干名，事務局長をもって全体の将来計画の連絡調整を図ることも考えられたのであるが，結局評議員懇談会を継続し，そこに必要な人を随時出席させることで調整的機能を十分果たしうるという結論になった。

他の諸点については，今後必要に応じて煮つめるなり，あるいは討議の議題そのものになるものであり，とりあえず委員会を出発させることとなった。そして11月24日の評議会で両将来計画委員会の規則が制定され，12月9日には両委員会が学長司会で，それぞれ第1回の会合をもつに至ったのである。

なお各委員会の当初の委員長，副委員長は，次のとおりであった。

○大岡山地区将来計画委員会

委員長 小林 靖雄（工学部長）

副委員長 田中 郁三（理学部長）

○田町地区将来計画委員会

委員長 小林 靖雄（工学部長）

副委員長 慶伊 富長（工学部評議員）

第2節 大岡山地区将来計画委員会の審議経過

大岡山地区将来計画委員会が昭和51年12月9日第1回委員会を開催したことは前述した。一般教育から理学部・工学部関係各1名の学長指名委員を追加することになり，理学部で高木ミエ教授（物理学），工学部で永井陽之助教授（政治学）が指名された。

当初委員会は，大岡山地区のかかえている問題点の洗い直しから出発した。それは大約次の諸点であった。

- (1) 総合理工学研究科設置に関連した学部等の影響——基幹講座として理学部1，工学部11，合計12講座が振り替えられたが，これの補充の意味での単純な講座増は困難である。また協力講座は理学部7，工学

部12, 原子炉工学研究所2, 合計21講座に及ぶが, その具体的協力方法が不明確である。

(2) 学部教育・研究体制上の問題

1) 複数学部制発足時に3学部制が実現されなかったため, 両学部の規模がアンバランスであり, また学部新設のメリットがえられていないまま今日に至っている。

2) 一般教育に関して現行の共通科目教官会議は設置当初から問題が多く機能しないままであり, ために現在本学には一般教育に関する責任組織は事実上ない状態である。専門教育に関しては一見両学部長の責任のようにみられるが, 教務部長との間の事務分担等が不明確で, 学部長が実質的に責任をとりえない体制にある。

3) 昭和45年度から発足した類別学部入学試験制度では, 学科所属の際学生の志望と各科定員との間に矛盾が大きい類がある。類の再編成の問題がある。

(3) 大学院組織の拡充に伴う学部教育・研究上の問題——昭和51年度で学部入学定員774名に対して, 大学院修士課程入学定員619名, 博士課程入学定員221名で, 事実上大学院重点の大学になっている。ところが, 大岡山地区の理・工両学部は拡充時代の学科新設の結果細かい学科に分割され, その上に各専攻が設置されている。応化系, 電気系等ではかなりカリキュラムの一本化に努めているが, 今後長津田の総合理工学研究科への積極的協力を果たし, 大岡山地区の学部教育を充実するため, 両学部各学科がもう少し大きなグループにまとまり, 一本化された学部カリキュラムをもつことを検討し, 教官の教育・研究における時間的余裕を生み出す必要があるのではないか。

(4) 今後の理工系大学の方向との関連での問題点

ここ3～4年わが国でも理工系学部の相対的な地盤沈下が問題とされている。そして逆に学生の志望は医・歯, 教育, 人文・社会科学等が増加しつつある。アメリカではこの傾向がもっと顕著で, 1960年と1971年との比較では, 全大学在学者の比率で, 理学部が11.4%から8.8%に, 工学部が8.7%から5.8%に減少している。本学でも, 学部入

学志願者数が50年の4,711名をピークに、51年4,165名、52年3,805名と著減した。

これは志願者倍率において類別に相当な開きがあり、かつ合格者の最低点に顕著な開きを生ずることともなっている。更に2年次で類から学科へ所属する時の状況でいえば、学生の希望が偏在し、51年度で9学科が第1志望で定員を満たしていない。類制度自体の問題もあるが、社会的需要の変化と学部学科との対応のギャップ、学生の希望の偏在等にその原因があると考えられる。

(5) 制約条件

- 1) 文部省は昭和51年3月の「高等教育懇談会の答申」「高等教育の計画的整備について」に基づき、昭和55年までの期間(答申での「前期」)、首都圏内での国立大学の拡充を抑制する方針であり、特に新しい学部学科の創設や土地の取得は至難と考えられる。ただし、現存学科の講座等の改組による新しい組織の創出は、できる限り援助していく方針をとっている。
- 2) 大岡山地区は、研究所の移転に伴いあく建物の有効利用をしなければならず、新規建物の建設余地は、老朽実験工場等を整理しても、約3,000平方メートル位しかない。
- 3) 時期の問題で、長津田地区建設計画が東京工業大学改革の一環として認められたものである以上、それとの関連において大岡山、田町地区の改革を実施するという大義名分からみて、遅くも昭和53年度概算要求でその大綱計画を立案提出する位のタイミングが必要である。

以上のような問題点の検討とその対応策を審議することから委員会は出発した。その後昭和52年4月15日の第8回委員会で、各委員が提出した自由な意見をとりまとめ、次の5項目に集約して審議することとした。

- (1) 大岡山地区将来計画立案のために必要な大学全体の基本志向
- (2) 大岡山地区の使命
- (3) 学部組織の充実
- (4) 大学院の充実

(5) 研究所のあり方

この間昭和52年10月に川上学長の任期が満了となるので、9月に学長選挙を行った結果、工業材料研究所長の齋藤進六教授が学長候補者として選出され、同10月に就任された。

齋藤学長の略歴は以下のとおりである。



齋藤 進六学長

齋藤進六氏は、大正8年3月30日栃木県に生まれた。昭和18年9月東北帝国大学工学部航空学科を卒業され、直ちに中央航空研究所技手となられ研究官補まで勤務されたが、終戦後、昭和20年10月に久我山工業専門学校機械科教授となり、昭和23年9月から窯業研究所の助手に任命された。

昭和34年10月工業材料研究所助教授になられ、昭和42年1月教授に昇任された。昭和48年3月工業材料研究所所長になられ、大学の評議員として、校務に専念されるかわら、材料関係の研究のため数回諸外国に出張され、日本工業標準調査会臨時委員、

無機材質研究所研究員、同運営委員等を併任された。そして昭和52年10月24日東京工業大学学長に就任されたのである。

昭和53年3月同委員会は「大岡山地区将来計画委員会審議経過報告書」を評議会に口頭で報告し(後に文書化された)、各部局の意見を求めた。それは上述した5項目中(1)から(3)にわたった審議内容の報告であり、(4)、(5)についてはほとんど問題の所在の指摘にすぎなかった。ここでは重要事項のみを掲げることにする(付録2参照)。

まず、(1)の「本学全体の基本志向」については、今日の産業構造・社会構造の大きな変革期に当たり、今後の安定成長という社会的要請に応えるための基本的原動力も、新しい姿での絶え間なき技術の革新に求められると考える。そして今日のような変革期にこそ、じっくりと腰をすえて、充実した基礎学力をもち、対象となるべき問題に対して明確な理念と問題意識をもって取り組むうる科学者・技術者を養成することを基本的使命とす

べきであると指摘している。

(2)の「大岡山地区の使命」については、長津田地区が研究所の協力もえて新しい学際的分野の研究と教育の開拓に専念しており、他方田町地区が、若年期からの基礎的工業技術教育および職業人の夜間技術教育に成果をあげてきたことから、これを更に「社会に開かれた高等教育機関へと発展させる計画」が当時検討中であった（昭和52年6月、「田町地区将来計画委員会中間報告」）ことを考慮し、それらとの関連で、大岡山地区は、「ディシプリン」を中心とする教育・研究をいっそう充実させることを基本的使命とすると考えている。それが長津田地区の大学院教育に対しても有為の人材を送り込み、また田町地区の開かれた高等教育体制の整備に対しても、積極的な協力をなしうよう配慮するゆえんであること、更にこの「ディシプリン」という場合にも、今日まですでに発展してきた学際的領域を含み、また新分野の基礎的研究の開発も必要となるなど、ある幅をもって考えることを提唱している。

(3)の「学部組織の充実」については、先の「大岡山地区の使命」を念頭におきながらその質的充実を図るため、①一般教育・基礎的専門科目の教育の充実策、②学科新設・学科の改組拡充策、③学部新設の構想、④研究施設の新設、⑤センターの設置等が検討された。このうち①の一般教育・基礎的専門科目の教育の充実策については、複数学部制以後設置された「共通科目教官会議」が十分な機能を果たしていないこと、相次ぐ入学定員の増加に伴う教官数の増員が不十分なため、勢い多人数教育や過密な時間割により学生を教育している現状にかんがみ、本委員会のなかに6名の委員から成る「一般教育小委員会」を設置し十分審議検討をしてもらうことにした。なおこの小委員会の検討結果は、昭和53年6月主査高木ミエ教授から本委員会に対して答申され、更に審議を重ねた結果、共通科目教官会議および非常任委員会について、正規の手続を経て両学部長が参加する新しい委員会に改組することを学長に答申することとした。

この結論は評議会に口頭報告され、昭和53年9月13日に開催された共通科目教官会議で審議され、更に共通科目教官会議常任委員会に両学部長を加えて、具体案を検討することとなった。その結末について関連があるの

で、ここで一言すると、この拡大された「常任委員会」がえた成案は、昭和53年12月22日付で委員長志賀浩二教授から共通科目教官会議議長である学長に答申された。それは①一般教育等委員会を設置すること、②理学部、工学部にまたがる委員会（仮に「理学部・工学部共通科目運営委員会」という）を設置すること、③共通科目教官会議常任委員会を廃止し、新たに「理学部・工学部共通科目常任委員会」を設置することであった。

ここで「一般教育等委員会」は、「学部における一般教育、外国語、保健体育、基礎教育及び教職に関する教育」（これを「一般教育等」という）について、その将来計画および学長の諮問する事項を審議することを目的とし、次の委員で構成される（同規則第4条）。

1. 共通科目教官（一般教育等の科目を担当する教授，助教授，専任講師）から選出された者6人
2. 理学部教授会から選出された者（共通科目教官を除く）2人
3. 工学部教授会から選出された者（共通科目教官を除く）4人
4. 大学院総合理工学研究科教授会から選出された者（共通科目教官を除く）1人
5. 4研究所教授会から選出された者（共通科目教官を除く）1人
6. 理学部・工学部共通科目常任委員会の委員長および副委員長

「理学部・工学部共通科目運営委員会」は、共通科目に関する事項のうち、次の事項を審議する（同規程第2条）。

1. 新しい教官定員に対する専門領域に関する事項
2. 予算，経理に関する重要事項
3. 施設，設備に関する重要事項
4. 学部長の諮問する事項

この運営委員会は、理学部長，工学部長，理学部・工学部共通科目常任委員会の委員長および副委員長，理学部・工学部共通科目常任委員会委員のうち自然科学系および人文系から互選された者各1人（合計，自然科学系6人，人文系4人）から構成される。

最後に「理学部・工学部共通科目常任委員会」は、共通科目につき、①共通科目教官に関する事項、②共通科目関係の経費に関する事項、③共通

科目教育のカリキュラム・施設・設備等の整備拡充に関する事項、④その他共通科目教育実施に必要な事項を審議する（同委員会規程第2条）。

この改革によって、複数学部制の実施以来、当初の意図に反して責任体制が極めて不明確になったまま放置されてきた一般教育等の教育に関する責任体制および運営が一応改善される見通しがたったといえる。

さて、大岡山将来計画委員会の経過報告におけるその他の「学部組織の充実」にかかわる事項、たとえば「学科新設・学科の改組拡充」については、長津田地区の総合理工学研究科の新設との関連で、両学部からの要望が多い事項であるが、その方向づけ、大岡山地区のスペースの検討等が問題であること、「学部新設の構想」、「研究施設の新設」、「センターの設置」（外国語および体育の要望）等について、数回の論議が行われたが、まとまった結論をえなかった。

更に「大学院の充実」については、修士に比べて、博士課程の実員が著しく少ないこと、学部組織の上に設置された大学院組織に対して、文部省が特別な予算措置を講じてくれていないこと、昭和31年に設置された原子核工学専攻がまさに学際的領域の専攻であり、大岡山地区でもこれを含んで同様の趣旨の新専攻が設置しえないか、更に人文・社会群の一般教育と大学院の教育・研究を併せ担当する新専攻の設置の要望が委員会で紹介され、若干の検討が行われた。

最後に「研究所のあり方」については、大岡山地区に残された原子炉工学研究所をどのように考えるかであり、これに関して昭和52年4月同研究所で立案した「原子炉工学研究所将来計画」（53年4月改訂、付録3）が委員会で紹介され、1回討議をしていること、その他「学部の類別入学試験制度の改善」、「学生施設の改善」等の問題を一切将来の検討にまっことしている。

その後この委員会は、昭和53年4月から委員長田中郁三教授（理学部長）、副委員長竹中俊夫教授（工学部長）となり、若干の委員の交代があって審議を継続した。その審議結果は昭和55年3月に「大岡山地区将来計画委員会中間報告書」として、齋藤学長に報告され、各部局教授会にも報告された（付録4参照）。

そこには、(1)一般教育等に関する運営組織の検討(前述したこと)、(2)大岡山地区の施設、環境整備に関する基本的構想(昭和51年9月の施設委員会でまとめられた「東京工業大学施設長期計画案—主として大岡山地区—」を、長津田への移転完了後の事態を踏まえて見直したもの)、(3)大岡山地区における教育・研究体系、(4)新教育・研究体制に伴う大学院のあり方、(5)結び—新教育・研究体制に関し今後審議を必要とする事項—が述べられている。

特に(3)の「大岡山地区における教育・研究体系」については、委員会で当初、4学部構想案が提案され、それが理工学全体の新しい発展と充実を、研究・教育両面にわたって積極的に推進するための組織上の方向として重要であると考えられ、相当量の討議が重ねられた。それは他方で、複数学部制の実施および長津田地区における総合理工学研究科の創設以後、大岡山地区に生じている種々の問題点を解決する有力な方策の一つとも考えられた。かつその審議に関連して、一般教育のあり方、理工学教育の多様化の必要性、社会の本学に対するニーズ等、種々の問題点も論議されてきた。

ただ、たまたまこの審議の時機に、文部省の大学設置審議会大学設置計画分科会の「高等教育の計画的整備について」(昭和56年度から61年度までのいわゆる「後期計画」)の中間報告の内容が明らかにされ、首都圏にある本学において学部増設等は実現の望みが薄いことが明らかになってきたが、ちょうど機を同じくして齋藤学長自身から、大岡山地区における将来の教育体制として、学部から博士課程前期までの6年間を一貫した教育体制とする案を検討してみるよう諮問があり、委員会として昭和54年5月10日の第30回の会議で「6年制大学への展望と独立大学院構想」につき具体案を作成するため「第5小委員会」(仮称)が設置された。小委員会委員長には工学部の山崎升教授が選出された。この小委員会は大学院委員会および教育委員会から2名ずつ推薦されたものを加え、その14回にわたる審議の結果が、昭和54年12月21日の第36回委員会で「中間報告メモ」として提出された(なお、同小委員会は7月31日の第33回本委員会でも「中間報告メモ」を提出している)。

その趣旨を踏まえて、本委員会中間報告書でも、「大岡山地区における

教育体系の将来の理念」として科学技術の急速な進歩と多様化によって、科学技術が現在社会を支えるものとなり、それに応じて理工学研究の必要性が情報産業、流通機構等を形成する第3次産業、更に原子力発電、エネルギー問題等の巨大プロジェクトをかかえた政治、経済の分野にまでおよびようになった今日、理工学に関するすぐれた素質をもつ人材を社会に送り出すためには、本学の現行教育体系に関し、次の2点に問題があるとしている。

- (1) 一般教育科目等を十分に学習させて広い視野と教養を与え、社会の広い分野に対して科学技術を活用しうる弾力性を与えると同時に、他方、専門教育を充実させることにより、理工系学生として、将来の社会の多様化と技術の発展に対処しうるよう教育することが、現行4年制の枠のなかで困難であること。
- (2) 現行4年制教育体系は、専門基礎教育が十分行えないままに、余りにも分化した尖端的専門分野の教育を急ぎすぎ、その結果社会の多様化に適応する能力を学生が失うことになっていないか。現在の技術革新の速度からいって、足場の強固でない専門教育のもつ意味は急速に減少する危険をもつこと。

そこで学部4年間と大学院博士課程前期の2年間を結びつけた教育体系は、学部4年間を一般教育と、類を主体とする程度の広い専門基礎教育に充て、大学院の前期2年で専門分野の高度の教育を行うことが考えられる。このため一部では既に行われている一般教育の科目を3年次もしくは4年次、更には大学院においても履習可能なようにすること、他方専門基礎教育は、従来のような各専門的学科中心の教育とせず、類程度をグループの単位とするかなり幅広い基礎的な教育として行われることが望ましい。

また、いくつかの類に共通な、総合的専門基礎教育を考える必要があるが、それとの関連で類制度の再検討が必要となる。なお、従来学部の7、8学期に行っている卒業研究は、この6年間教育においては、大学院前期における修士論文作成へと移行させることを基本とし、学部だけで卒業する希望者には専門基礎教育のしめくりとして課することが考えられている。

この学部4年間の教育で卒業を希望するものと、大学院進学希望者との間に、教育上格差を生ぜしめることは好ましくない。官庁や第3次産業等はむしろ学部卒業者を望んでいるし、また大学院は、他大学学部卒業者にも一様に開かれていることを十分配慮すべきである。また6年間の一貫教育体系によって、前期課程修了者の質的低下があってはならない。

(4)の新教育・研究体制に伴う大学院のあり方については、大岡山地区の大学院について、全く新しい領域の専攻を考えることも必要であるが、他方現在の細分化された専攻の構成を是正することや、学部基礎をおかない専攻の設置等も考慮する必要がある。ただし、学部学生定員に比し大学院の学生定員の方が多くなることは、教育水準の維持、6年間一貫教育の趣旨から避けるべきであろうとしている。

ただ、この6年間の一貫教育体制については、組織および環境、施設の整備、類制度の再検討、卒業研究を含めてカリキュラムの現実的見直し、大学院志望の詳細な調査、就職動向、企業からの要望の調査等、なされるべき検討が数多く残されていることを指摘している。しかし、このような新教育・研究体制の実現に向かって、全学的規模で熱意をもった検討と議論が積み重ねられることを切望している。

なお後に述べることであるが、昭和55年10月9日に齋藤学長は評議会に諮って「東京工業大学将来計画会議」を発足させたが、その第3回会議(昭和56年1月23日)に学長が3部会(教育計画部会、研究・国際交流計画部会、施設計画部会)に対して「将来計画会議議題」として諮問された事項も、この大岡山地区将来計画委員会「中間報告」の内容に深く関係していると思われる。

第3節 田町地区将来計画委員会の審議

田町地区将来計画委員会も昭和51年12月9日第1回委員会を開催し、52年3月までに9回の審議を重ねてきた。そして早くも3月末には、大岡山

地区の将来計画の審議とも関連させて、田町地区の将来計画に関する建設的議論が全学で盛んに行われることを期待して、「中間報告」を学長に提出した。

この「中間報告」は、1. 本学田町地区の現状における問題点、2. 田町地区将来計画の基本構想の2部分から成る簡潔なものであるが、工学部付属工業高等学校および専攻科の長い歴史を踏まえ、かつこれを新しい時代の要求に対応して、一貫した工業技術教育機関として再編成し、同時にそれを「生涯教育機関」として世に開放しようとする意欲的なものであった。

以下その全文を「付録」として参考に供するが、ここではその要点を記述する（付録5参照）。

1. 「中間報告」の内容

現在工学部付属の工業高等学校は、明治19年東京商業学校付属商工徒弟講習所の職工科として創設されたものが、明治23年に本学の前身の東京職工学校付属職工徒弟講習所となり、その後幾多の制度的変遷を経て（この点については「部局史」を参照）、昭和26年千葉大学付属東京工業専門学校の付属工芸高等学校と同電波工芸高等学校とを併合し、本学付属工業高等学校として移管されたものである。国立大学付属の唯一の工業高等学校でありながら、本学は従来積極的な援助と対策を講じてこなかった嫌いがある。

今日一般に工業高等学校からも更に上級学校へ進学する者が増加し、本校でも最近3か年の実績では卒業生の80%以上が、大学等の高等教育機関への進学を希望し、卒業後直ちに就職した者は20%以下という状況である。

他方専攻科は、明治32年に本学の前身である東京工業学校付属工業教員養成所の工業補習学校として創設された。その後幾多の変遷を経て、一時私立学校の形をとったが、昭和26年本学に付属工業高等学校が移管された折、その工業高等学校に付置されて今日に至った。

歴史的にみてこの専攻科の卒業生の中からは幾多の人材が輩出されているにもかかわらず、今日では教員組織も専任教官のポストは全くなくなり、

かつその修了者に対して短期大学卒業相当の資格等は全く与えられていないという現状である。

なお、校舎等の施設・設備については、昭和36年同地区に併設された工業教員養成所の建物と、昭和45年新築された実験棟が比較的新設のもので、他は多く戦前からのものを使用し老朽度も著しいこと、かつ教育設備も相当に陳腐化していることがあげられる。

そこでこの「中間報告」が掲げた「基本構想」は、わが国の産業・社会構造の変革期に当たり、これら教育機関に対する社会的ニーズも変化していることを十分踏まえ、これを発展的に解決しようとする特色あるものであった。すなわち第一に、工業技術の高等教育について、工業高等学校という後期中等教育の段階から工業技術に関する萌芽を植えつけ、これを高等教育段階で開花させるというコースを考えること、若い時代から物に即した基礎的工業技術教育を行い、これを学部から更に大学院修士課程程度までの高等教育につなげるという構想である。

そして第二に、この第一の「一貫した工業技術教育機関」を、本学の専攻科が今日まで行って実績をあげてきた「職業人・社会人の生涯教育機関」としても活用することである。

したがって教育内容についても、一応工業高等学校段階から大学院修士課程段階までを設けるが、各段階で昼間・夜間の設置の仕方が各種考えられること、学部段階では従来からの伝統的工業技術教育に加え、システム工学・情報工学・社会工学・経営工学等の分野の教育を付加すること、大学院修士課程については特に新分野の教育を充実させ、大岡山地区からの実質的援助を受けること、なお生涯教育の内容を充実させるため、長・短期のコースを開設し、新分野の教育のみならず環境問題、国際技術協力問題等の教育に努めるといった構想をもったのである。

2. その後の審議経過

前述した「田町地区将来計画委員会中間報告」については、昭和52年7月1日の評議会に報告され、各部局の検討を経てその結果は同年11月4日の評議会に報告された。その内容は各部局ともこの「中間報告」の趣旨に

大綱的に賛成であり、特に特色ある工業技術に関する生涯教育機関として充実を図ることの必要性が強く要望された。他方、田町の付属工業高等学校においても、全教官にアンケート調査を行い、おおむね「中間報告」の趣旨に賛成であることを確かめた。

しかしながら、この「中間報告」の主張は、当時すでに国家公務員の定員削減がやかましくなっていた折から、そのままの形で実現することは極めて困難であることが、文部省から非公式に示された。そこで同将来計画委員会では、次善の策を検討することとなり、昭和53年3月17日の評議会で「経過報告」を報告した（付録6参照）。

それは、付属工業高等学校および専攻科を「工業短期大学」へ昇格させ、「田町」という有利な立地条件をフルに生かして、工業技術に関する生涯教育機関の重要な一環とすること、また修士課程については、真に工業技術の生涯教育にふさわしい教育内容にすべく数専攻をもつこと、更に工業短期大学を補強するものとして、例えば本学の工学部に1学科（6～10講座）の特設学科を設け、全面的に田町地区の学部高学年および修士課程の教育を担当させるという案であった。

しかしこれについては、田町の付属工業高等学校側にかんがりの反対意見があったこと、特設学科の設置については文部省側でも可能性が薄いことを表明されたため、委員会としては、結局現状で可能な改善対策に集中して検討せざるをえなくなった。

同委員会が昭和53年4月から竹中俊夫工学部長を委員長として54年10月まで、13回にわたって審議を続行した結果は、54年10月25日付「田町地区将来計画委員会審議経過報告（その2）」（付録7）として11月の評議会で報告され、各部局からの意見を徴している。ここでは前回53年3月における「経過報告」の内容についても、特に「付属工業高等学校の工業短期大学への昇格案」につき検討した事項を率直に述べているが、重点がおかれているのは「当面の改善策」である。

ここでは、(1)付属工業高等学校の改善策としては、付属工業高等学校の将来像を模索し、その理念のもとに、入試方法、カリキュラムの検討がなされるべきであるとし、特に大岡山地区との交流について、高等学校の教

官を大学の研究生として担当教科内容の研修を行わせること、他方高等学校と学部との間に常置的委員会を設置し、教育内容の改善策および施設・設備の充実等をはかる審議をするよう要望している。

他方専攻科については、特に昭和52年度から各種学校を専修学校として文部省が認めることになって以来、入学志望者が激減してきたこととの関係で、専攻科を専修学校にすることも慎重に検討されたが、結論をえたわけではなく、現行の制度のままで専任教官をおく可能性、各科での特色のあるカリキュラムの検討、大岡山地区両学部との協力を仰ぐ方法等を将来の課題とし、早急に抜本的対策を講ずべきことを述べている。

なお、この「経過報告」(その2)に関連して、要望されていた田町地区と大岡山地区両学部との連絡協議機関として、付属工業高等学校に「東京工業大学工学部附属工業高等学校連絡協議会内規」を制定し、昭和55年4月5日から施行することとなった。その「定規」は付録8のとおりである。

第4節 将来計画会議の発足と審議結果

上述した大岡山・田町両地区の将来計画委員会は、それぞれかなりの審議を重ね、かつある結論をえてきた。しかしその結論は、東京工業大学全体の将来計画として整合性をもつ必要があり、かつ長津田地区の将来計画ともすり合わせる必要があった。両将来計画委員会の委員長以下のメンバーが大幅に交代した昭和55年4月以降は、両委員会で引き続き審議を行うことを一時中断し、学長のもとで両学部長、総合理工学研究科長、評議員等の有志で、今後の対応策および問題点が煮詰められていった。

そして昭和55年秋からは「拡大評議会」として、元部局長経験者、評議員経験者等を加えて、検討を行い、ついに昭和55年10月9日の評議会において、「東京工業大学将来計画会議設置要項」を制定した。この会議の目的は「本学の教育及び研究に係る総合的發展を図るための将来計画の基本

的事項について審議提案すること」としている(第2条)。そして第4条には議長としては学長を、副議長は議長が指名するとしている。これは東京工業大学としては、何としてでも早急に総合的将来計画の輪郭をえたいという念願があったからであり、かつ当然対外的にも、必要な計画であったからであり、かなり異例の措置であった。

同将来計画会議の部会名は前述したが、その担当責任者は次のとおりであった。

教育計画部会	部会長	竹中俊夫教授
	部会長代行者	小林靖雄教授
	同	池辺 洋教授
研究・国際交流計画部会	部会長	田中郁三教授
	部会長代行者	松田武彦教授
施設計画部会	部会長	藤本盛久教授
	部会長代行者	吉見吉昭教授

その後各部会はそれぞれ会合をもつと同時に、全体の会議は11月14日(第1回)、12月15日(第2回)、昭和56年1月23日(第3回)、3月3日(第4回)、3月27日(第5回)、4月6日(第6回)、4月17日(第7回)、6月2日(第8回)、6月30日(第9回)、7月6日(第10回)まで会議を行った。そこでは各部会の検討経過の報告、および新たな観点からの意見開陳があり、特にそれまでえられている「大岡山地区将来計画委員会」および「田町地区将来計画委員会」の諸報告書、施設関係の長期計画案、紛争時代の「学内改革案」等が改めて再検討された。

また新しい観点としては、MITの歴史および現状について、比較的詳しい勉強会をもったことも特長的である。

かくして昭和56年7月いっぱいをもって、各部会がそれぞれ審議結果をとりまとめることとなり、各部会が鋭意努力した結果は、文書化されて同年8月から9月にかけて学長に提出された。ここでは本百年史を締めくくる意味で、各報告書の提案している要点を記述する(付録9参照)。

第一に教育計画部会報告では、本学の今後の基本的進路について、多様化する社会的要求に対応しうる素質と能力をもつ人材を育成するため、(1)

理学・工学の教育・研究の目標、成果の価値評価等について、深く人文・社会科学とかかわりあうこと、(2)理学・工学の新しい研究領域の研究を促進することを提唱している。そしてそれぞれの教育・研究の組織づくりを要望している。

更にこの基本的進路を前提として、本学の教育体制について、(1)一般教育等のあり方については、特に人文・社会科学、外国語、保健体育等について、なんらかの専門教育に携わりうる体制をつくること、(2)専門教育については、学部段階では、専門基礎教育を中心とし、演習・実験等も重視して基礎的能力をもたせることを主眼とし、それ以上の専門教育は大学院博士課程の前期（いわゆる修士課程）で行うことを提案している。

更に学部入学者の選抜について、共通第1次学力試験との関係で本学の第2次学力試験のあり方、類別入学制度の見直しの時期にあること、田町地区将来計画委員会で取り上げられた生涯教育に対する本学の姿勢を述べ、そのいっそうの検討を要望している。

第二に、研究・国際交流計画部会の報告「研究・国際交流計画のあり方について」では、まず研究については、(1)教官人事方法のよりいっそうの改善、(2)若手研究者の確保、(3)社会的ニーズに対するプロジェクト研究の推進、(4)研究所における研究推進のための衛星研究所（3講座・部門で組織する時限つき研究組織）方式の提案、(5)新しいキャンパスの確保による新しい領域の研究の推進、(6)教室系技術職員の待遇改善と研究環境づくりを提案している。

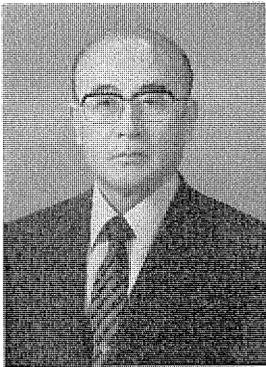
また国際交流については、まず先進国との交流について、教授層のいわゆるシニア・レベル、助手層・研究員等のジュニア・レベルの送り出しをいっそう活発にすること、他方、中進国、発展途上国との交流については、現地のニーズをよく把握し、交流の援助の効率の増進に努める必要があること、本学の理工学国際交流センターの充実、国際交流基金の設置を要望している。

更に外国の学者・研究者の受け入れのための宿舎問題、外国人留学生会館での日本人学生との交流の必要性、留学生の帰国後のフォローアップの重要性を指摘している。

第三に、施設計画部会の報告では、過去に施設委員会と施設部を中心にとりまとめられた施設長・中期計画を整理し、まず大岡山地区将来計画委員会で検討された「大岡山地区施設環境整備の基本方針」を一部修正して全学の基本方針としたこと、更にそれに基づいて大岡山地区についての中長期・長期の将来計画、長津田地区についての中長期・長期将来計画、田町地区についての中長期・長期将来計画を構想している（これらについては付録本文を参照されたい）。

なお、将来の新キャンパスの取得、各地区間の情報伝達システムの確立についても要望している。

折しも本学は創立百年を迎え、この将来計画の文書のまとまりと同時に、昭和56年10月齋藤学長はその任期を満了し、新しい学長として松田武彦教授が就任した。松田学長の略歴は次のとおりである。



松田 武彦学長

松田武彦氏は、大正10年9月14日佐賀県に生まれた。昭和16年3月に旧制佐賀高等学校理科甲類を卒業後、東京帝国大学工学部造兵学科に入学された。昭和18年9月同学部を卒業後、海軍技術科士官に任官され、終戦により昭和20年9月に復員された。

昭和23年4月東京大学大学院工学研究科に入学され、25年3月特別研究生の前期を終了してアメリカのカーネギー工科大学工業経営大学院に入学され、同大学院修士コースを卒業後、研究助手として昭和30年6月までアメリカにおいて研究を続けられた。

昭和30年12月東京工業大学理工学部助教授となられ、経営工学コースに勤務され、昭和38年10月理工学部教授に昇任された。

学内にあっては、大学院委員会副委員長、評議員、総合理工学研究科長等の重職を果たされ、また文部省の大学設置審議会専門委員、通商産業省の産業構造審議会委員等を歴任されている。昭和57年10月24日付で齋藤進六学長の後をうけて学長に選任された。

かくして紛争の終結時代から数えて10年以上にわたる期間に、本学は大学改革による新しい時代への対応を、各種の形で構想しかつ部分的に実現してきた。今日新学長を迎え、この長年の構想を大学全体としてのバランスを考慮しつつ推進して、本学の一大飛躍を図ることを念願している。

第5節 創立百年記念事業計画と 百年記念式典の挙行

本通史で述べているとおり、本学は明治14年（1881年）5月26日東京職工学校として創立されて以来、昭和56年（1981年）で満100年を迎えることとなる。この創立百年を記念してどのような事業をなすべきかについては、かなり早く、すでに昭和49年4月の評議会において、川上正光学長から提案があり、とりあえず「創立百年記念事業準備会」を設けることが了承された。その際考えられた記念事業としては次のものがあつた（東京工大クロニクル No. 59, 1974年5月号）。

- (1) 東京工業大学百年史の刊行
- (2) 創立百年記念館の建設
- (3) 百年記念研究奨励制度の創設
- (4) 百年記念国際研究会議の開催
- (5) 百年記念奨学金制度の創設
- (6) 東京工業大学歌の制定
- (7) 教職員表彰制度の創始
- (8) 財団法人東京工業大学後援会の充実
- (9) 東京工業大学カリフォルニア分校（仮称）の建設

1. 東京工業大学百年史の編集

東京工業大学百年史の編集については、期間を要する関係上早めに発足することとなり、昭和49年7月5日、川上学長が第1回を招集され、東京

工業大学百年史編集委員会委員長に小林靖雄教授が任命され、23名の委員をあて、幹事として庶務課長が当たることとなった。

その後、この百年史編集委員会は小委員会を設け、編集の基本方針の審議を中心に、具体的な資料収集方法、学内外へのPR方法等を検討することとし、昭和50年2月18日の第3回編集委員会において、次の編集基本方針を決定した。

◎東京工業大学百年史編集基本方針

1. 百年史は通史と部局史（関連校史を含む）とに分け、ほかに年表を付する。
2. 百年史は委員会の責任において編集する。特に部局史については、委員会と各関係部局とが緊密に連携して編集するが、その具体的方法は、後日決定する。
3. 百年史は満100年（1981年）の分までを含ませ、出版は1981年（昭和56年）以後とする。

この基本方針に従って、以後委員会をもっぱら小委員会により実際の作業を進行させ、適時本委員会にその経過報告をすることで進んだ。なお昭和50年3月11日、5月12日、6月9日の3回にわたり、名誉教授座談会を行い、大学昇格以後、昭和30年代までの大学の模様について具体的に懇談を願い、参考資料とした。その内容の要約は、「東京工大クロニクル No. 70, 72, 74, 78」（昭和50年5月号、7月号、10月号、51年2月号）に掲載されている。

また、各年度3月末に退官を予定される教官がたについては、研究室を訪問して、思い出等を伺い参考資料等を譲り受ける作業をした。更に蔵前工業会誌に、本学百年史編集の件についてPRし、参考となる資料等を所有されている先輩各位から資料の拝借方をお願いし、かなりの成果をえた。昭和51年4月から、全学からの融通助手として、東北大学文学部から田代和久助手が配置換えで着任し、主として百年史・通史の戦前の分の整理、執筆に当たることとなった。また百年史関係の資料室が本館3階35号室にあてられた。

かくして昭和53年に入り、通史の素稿に大体の見通しをえたので、部局

史に関する準備を始めることとなった。しかし、部局史については各部局に積極的な援助を受けなければならず、委員会としては、各部局が原稿を執筆するための資料提供等の援助をするにとどまるという考え方をとり、まず全学の講座等の変遷について、昭和20年以降に関して調査を行い、各部局・学科・群等ごとに調査しうる人事移動等を取りまとめた。

この表（仮に「講座等の淵源」と称した）は、一応部局長会議を通じて各部局で目を通してもらい、一度委員会に返還願ってから、改めて昭和54年5月の小委員会、6月の本委員会を経て、9月7日付で各部局長宛、部局史原稿執筆の依頼をした。なおその間、後述するように「東京工業大学創立百年記念事業実施委員会」が設置されたので、本百年史編集委員会もその専門委員会として「東京工業大学百年史編集委員会要項」が制定されたが、その内容は、すでにそれまで続行されてきた「編集委員会」をそのまま移行すれば足りるものであった。

本百年史は、この委員会委員各位の長年の努力の賜物である。

2. 百年記念事業実施委員会の発足

百年史編集委員会だけを早めに発足させた創立百年記念事業は、その後田中郁三教授（当時理学部長）を長とする「東京工業大学創立百年記念事業企画委員会」を昭和52年1月に発足させ、百年記念事業の内容について検討を加えた。その結論は、同年6月16日に「東京工業大学創立百年記念事業の企画について」と題して川上学長宛答申された。それによると、まず募金目標額を個人と法人の割合を1対4と考え、約20億円を目安にすると考えていた。

そして記念事業の1案として、(1)百年史の刊行＝4,000部で4,000万円、(2)百年記念館の建設＝工業教育および工業史上重要な物品、資料を収蔵・展示し、あわせて中会議室等を設ける、約10億円、(3)ゲストハウスの建設＝大岡山地区および長津田地区に建設する、約5億円、(4)カリフォルニア分校＝約1億円、(5)後援会関係＝他事業の残金をこれにあて、後援会を拡充する、若手層助手・助教授クラスを対象に国際会議派遣等への渡航費援助等を行う、(6)その他創立百年記念国際会議の開催、新大学歌の制定が考

えられていた。

その後昭和53年10月に、齋藤学長のもとで、関連教官を集め、百年記念事業の準備につき協議し、さらに数度の会合で事業内容の検討を行う一方、準備委員会を発足することとした。かくして昭和54年4月に、正式に「東京工業大学創立百年記念事業実施委員会規則」（付録10）を制定し、この「百年記念事業実施委員会」（委員長は学長）の下に「百年記念式典・記録委員会」（委員長竹中俊夫工学部長）、「百年記念事業計画委員会」（委員長田中郁三理學部長）、「百年史編集委員会」（委員長小林靖雄教授）、「百年記念事業学内募金委員会」（委員長松田武彦総合理工学研究科長）の4専門委員会を発足させることになった。

前述したとおり百年史編集委員会は、旧委員会をそのまま移行したものであるが、新しく委員会規則を整備した。「式典・記録委員会」は昭和56年5月26日の百年記念式典の内容とその間の事業記録を企画立案する目的をもち、その後数度の会合により、式典の内容、百年記念大学要覧の刊行計画、百年記念の映画の作成（森政弘教授がもっぱら担当）、記念品の企画、新学生歌の募集等を計画してきた。

百年記念事業学内募金委員会は、百年記念式典に至るまでの諸事業実施のための経費を賄うため、学内教職員による拠金および管理を行うことが目的で、54年11月に全学的に学内募金を開始し、55年6月には一応の目標額約2,000万円の募金に成功した。

百年記念事業計画委員会は、百年記念事業計画そのものを煮詰め、これを将来学外募金をもって行う百年記念事業そのものに結びつける目的をもつ。

数度の委員会の開催により、募金目標は約12億円に縮小され、事業内容も(1)百年史の編集、(2)百年記念館の建設、(3)国際交流基金の創設等に絞られ、特に百年記念館について、その設置場所、規模等について種々議論を重ねてきた。その間蔵前工業会において蔵前工業会館改築の議題がもち上がり、それとの調整をどうするかについて数度の会合を重ねてきたが、一応現在の分析棟裏の空地を予定した。

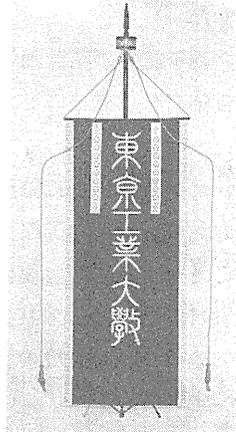
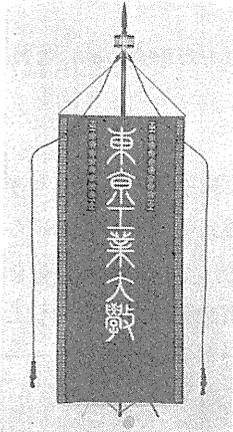
3. 創立百年記念式典の挙行

昭和56年5月26日は快晴であった。前日からすべての準備を終了した講堂は、来賓の入場を待つばかりであった。午前10時定刻に式典が開始された。

式典は次の順序で行われた。

- | | | |
|------------|------------|--------|
| 1. 開会の辞 | 関口利男式典委員長 | |
| 1. 式辞 | 齋藤進六学長 | |
| 1. 百年記念旗贈呈 | | |
| 1. 祝辞 | 文部大臣 | 田中 龍夫氏 |
| | 日本学術会議会長 | 伏見 康治氏 |
| | 国立大学協会会長代行 | 香月 秀雄氏 |
| | 蔵前工業会理事長 | 白沢富一郎氏 |
| 1. 祝電披露 | | |
| 1. 大学歌斉唱 | | |
| 1. 閉会の辞 | 関口利男式典委員長 | |

「百年記念旗」は、今回創立100年を記念して、蔵前工業会から寄贈されたもので、2旒あり、一つは「究理」、一つは「精技」を表すものであった。本学が次の200年へ向けて進みゆくための原点の象徴にふさわしいものである。



創立百年記念旗二旒（左が「究理」、右が「精技」を表す）

ここに式典当日の齋藤進六学長以下の記念すべき式辞・祝辞を掲載する。

(1) 創立百年記念式典学長式辞



齋藤 進六学長

本日は、本学創立百年を祝うこの会場に、公私御多忙の折から、御列席下され、心から御礼を申し上げます。皆様御一同とこのように盛んな祝典を設けることが出来ますことは、本学にとっても、また、望外な幸であります。当時の福岡文部卿布達、「今般職工学校ヲ東京府下ニ設立シ東京職工学校ト相称候條此旨布達候事」にある通り、明治14年5月26日、本学は創立され、文部省内修文館に創立事務所を置きましたが、初代正木退蔵校長を迎えて浅草区蔵前片町の地に校舎を建てることとなり、間もなく旧浅草文庫に移転しております。明治14年という年は、維新の改革も軌道に乗り、東京に警視庁、芝紅葉館などが開設され、また第2回内国勧業博覧会が催されましたが、参議大隈重信罷免の政変、板垣退助の自由党結成など政治的動揺の収まらざる時代で、しかも明治23年を目途とする国会開設の詔書が發布され、明治が澎湃たる未来を望む若さに溢れているさ中に本学は呱呱の声をあげました。しかも、校長正木退蔵先生は、ロンドンに明治4年以来留学され、化学を学ばれた新進気鋭の学徒であり、その当時の稀少価値からいえば、更に格段の地位を望むことが出来たにもかかわらず、職工学校の創立を引き受けたのは、長州に生まれ若くして吉田松陰に学ばれ、また滞英中に具に産業革命の進展を体験し、強く工業立国、その根幹となる工業技術教育の速なる樹立を痛感していたからにほかなりません。その志は、創立を前にして福岡文部卿から提出された伺書の「今ニシテ措テ間ハズンバ恐ラクハ従来美名ヲ海外ニ挙ゲシ我ガ二三ノ工業モ竟ニ泰西人ノ後ニ其声価ヲ減ズルハ智者ヲ待タズシテ辨知スベシ」の危機感に立って封建的徒弟制から技術を解放し、更に進んで泰西の先進技術を習得し、何時の日かこれを凌がんとする気概をもって、その校則第一条に「本校ハ将来職工学校ノ師範若クハ職工長製造長タルヘキ者ヲ養成スル目的ヲ以テ之ニ必須ナル諸般ノ工芸等ヲ教授スル所トス」と唱ってある通りであります。

本学が創立の当初より常に目を世界に向けていたのは、この正木先生に表徴されますが、更に如実に影響を与えたのは、ドイツ人教師ワグネル先生の参加によるもので、明治17年、陶器玻璃工科が創設されると共に東大理学部より招かれて主任教授となり、我が国の窯業のみならず、染色にも画期的進歩をもたらしました。先生は一介の外人教師でなく、その来日は戊辰の戦火くすぶる明治初年に遡り、有田焼

本学が創立の当初より常に目を世界に向けていたのは、この正木先生に表徴されますが、更に如実に影響を与えたのは、ドイツ人教師ワグネル先生の参加によるもので、明治17年、陶器玻璃工科が創設されると共に東大理学部より招かれて主任教授となり、我が国の窯業のみならず、染色にも画期的進歩をもたらしました。先生は一介の外人教師でなく、その来日は戊辰の戦火くすぶる明治初年に遡り、有田焼

を指導され、大学南校・東校で物理・化学を講ぜられたほかに、つとに明治政府の殖産興業政策に尽力し、ウィーン、フィラデルフィア万国博覧会、第1、第2内国勧業博覧会に尽した功は絶大なものがあり、更に深く我が国に実業教育機関が設置される必要を説いておられました。正木先生が東大化学科主任アトキンスと英国留学中同門であり、且つアトキンスの後任としてワグネル先生が東大に居られたことが、このような奇縁を本学と結ばれることになったのでしょうか、我が校風はこれによって一段と高揚されたわけです。また他に先立って、明治30年に奨学金制度「学資給貸規程」が制定され、同じく35年、外国人に門戸を開放し、中国、朝鮮および東南アジアからも留学生を迎え入れたのも、このような歴史の過程から生れ出たものです。

明治23年、正木先生は退任され、外務参事官になられ、後に英米の総領事に転出されるわけですが、この年、手島精一先生を第二代校長として迎え、校名も東京工業学校に改称致しました。初代、二代お二人の校長に共通していることは、いずれも工業教育、海外精勢に一隻眼を有され、単に本学のみならず広く我が国の工業技術の進展を憂いたことにありますが、更にいずれも、より高き社会的条件を抛ってまで、世評未だ定まらざる本学に身を投じた点です。これも偏に憂国の情のあまり我が身を顧みる暇さえなかったからでありましょう。

初期の二代に亘り、中間約1年の手島先生の御病氣引退の期をのぞいては、明治14年より大正5年の35年間にわたり、このような英邁な指導者を得たことは本校の誇りであると共に、それによって我が国工業界に揺ぎなき地位を築いたといっても過言ではないでしょう。明治34年、東京高等工業学校と更に名を改めた頃は、手島先生の前後6回の改正によって実質的には既に高等専門学校の内容があったとされますが、特に注目すべきは、先生の「実学への勤め」というべき「現業練習の制」です。座学に終始せず、現実に自らの手を下して技術を学ぶという工業技術のこの基本的学習の態度は本学に今もなお、脈々として受け継がれております。本日、本学同窓会蔵前工業会より2本の創立百年記念旗が贈られることになっていますが、その一つに手と業の二文字を頂輪にいただいているのは、この実学、技術、術をあらわすものです。そして奇しくも手島先生の名にあやかる「手」という文字は、工業の業の基礎にあるマニュファクチュアリングを如実に示すものです。明治35年、染織・窯業の二科が、技術の成果を敢て公開し、一般営業者を対象とする聴講生制度を開設したのも、同じ志向の流れといえます。

また、もう一本の旗の頂輪には心と精の文字が見えますが、これも先に述べた福岡岡何書の引例に引き続いて「然ル所以ノモノハ職トシテ其學術ニ根柢ナク徒ニ模擬ヲ主トセルニ由ラサルハナシサレハ今日本邦ノ工芸ヲ振作シ殖産ノ道ヲ啓カント

スルニハ必ス先其學術ヲ修メ然後其実施ヲ図ラサルヲ得ス」とある通り、真理を究明するをもって学問の王道とすることを、蔵前時代の過去から、現在に至るまで本学が受け継いで来ており、更にそれを後代に伝えようとする思いをこめたものです。そしてこの「心」と「手」が単に二つバラバラに並列的に並んだものでなく、交叉し合うところに本学の伝統があります。このようにして伝統が輝き増すところに、本学は技術と科学との主導的立場を確立するといえましょう。これを前学長川上正光先生は本学に Leader of Industry and Sciences という言葉でプレゼントされました。また、奇しくも二本目の旗に刻まれた「精」という文字も手島精一先生の名前の一字でもあります。先生御自身の名に本学の理想がひそんでいるとでも申し上げるべきでしょうか。そして名実ともに、先生こそ Leader of Industry and Sciences であったわけです。

先生の退官された後の大正の年間は阪田貞一、吉武栄之進のお二人の校長に引き継がれましたが、やがて、時の東京高等商業学校および五医学専門学校が、本学に一步先んじて大学に昇格したことから、同窓会である蔵前工業会までも先頭に立ち、全在校生を巻き込んだ昇格運動が爆発致しますが、阪田校長突然の逝去を踏み越えて幾多の曲折を経て大正12年予算案が貴族院を通過し、5月18日校友会主催の祝賀会が催されたのも束の間、9月1日の関東大震災の業火に、蔵前の校舎は倒壊し灰燼に帰してここに「煙突あるところ蔵前あり」を謳歌した蔵前時代は終り、大岡山への新しい時代が始まります。「提の桜名に流れたる隅田の川の西の岸」から、校歌も「～今はた碑衾大岡山に」と変り「昭和の4年のうれしき春に東京工業大学成りぬ」と歌い継がれて行きます。

しかし、昭和4年のうれしき春の現実には、第一次大戦に沸いた戦後ブームも遠い過去のものとなり大学卒業者の就職難が深刻化、政府も全国官吏の一割減俸を声明、更にその直後ニューヨーク株式の大暴落が引き金となり世界恐慌へ発展し、我が国では共産党員大検挙、中国では蒋介石の第一次掃共作戦開始、台湾の霧社事件、東京駅頭での浜口首相狙撃事件、更に大川周明ら右派のクーデター未遂事件が相次ぎ、東京工業大学は極めて不安な社会情勢の中に新なる脱皮へと苦悩を深めて行くこととなります。しかし、これが自らの手で選んだ道でした。而も急速に我が国は満州事変、支那事変、日独伊三国同盟、南仏印作戦と第二次大戦へ傾斜して行きます。この難関を迎え、これに処したのは中村幸之助、八木秀次お二人の学長で、益々敗戦の気配を深めて行った昭和19年12月、和田小六学長に引き継がれますが、この直前、全壊2万6千戸におよぶ東海大地震が起っております。

昭和20年の終戦は我が民族にとって史上嘗てなき惨澹たる敗北でしたが、本学が再び往年の声望を回復し躍進出来たのは、この臥龍の雌伏にも似た時節に内に貯わ

えることの出来た力であり、和田構想に基く総合文化としての科学技術への歩みであつたと信じます。

遠く明治21年の創業期にワグネル先生の示された明快な所説「人或ハ甚シキ誤謬ノ見ヲ抱クモノハ今製造場ヲ起サントスレバ只其用ニ供スル機械ノミ備フレバ必ズ利益アルヘシト考フルコト是ナリ……今日本ノ真ノ工業ヲ見レバ維新以来機械ノ為ニ進歩シタリトナスモノハトシテアルコトナシ」の精神が新しき装をつけて真に復活したといえましょう。

和田構想そのものは、あまりにも先端的で未だに我が国の教育体系に完全に取り入れられず、かえって旧来の制度と矛盾して、その手直しを余儀なくされましたが、これを受けた内田俊一、山内俊吉両学長の時代に大いに内容が充実され、その余勢を駆って大山義年学長により在来の理工学部を理学部、工学部の複数学部に分離し、かつ長津田の地に新構想独立大学院を創設する拡充計画が策定され、折しも全日本の大学を席捲して起った学園紛争の渦中にありながら實吉純一、斯波忠夫、加藤六美学長の手で次々と実行に移されました。

加藤学長の発案により手島精一先生のブロンズの像が総合情報処理センターの西側、本館正面の桜並木を見渡せる現在の場所に移されたのもその折で、遠く富士を越えて更に西を望む手島先生の双眸は遥かな明治にあつて常に泰西の文化を想い、これを移植して更に超えようと願った先人の姿勢を示すもので、格好の地を選んだ炯眼に感謝致します。また加藤、川上両学長の経営を経て軌道に乗った長津田キャンパスの第一期計画が私の代に略々完成を見たことは不肖望外の幸です。学際領域の高度の教育研究を目指す総合理工学研究科と、長い歴史を誇る資源化学研究所、精密工学研究所、工業材料研究所の三研究所が創設と移転とを完了致しました。大岡山地区には理学部、工学部、大学院理工学研究科、原子炉工学研究所、図書館、総合情報処理センター、その他のセンターを擁しております。又、理工学拠点図書館としての本学図書館の整備拡充、大岡山、長津田両キャンパスを結ぶ光ファイバー通信ハイウェイの設計も着々として進み、国際化時代の旗手として理工学国際交流センター、ユネスコ国際大学院研修講座も成果をあげ200名に近い留学生在学し、教官の海外出張件数は平均すればどの教官も必ず年に一度は渡航し学术交流の実績をあげておる状況です。大学院修士進学者が略々学部入学者の数に近いのも本学の特色で、近年単に理工系のみならず文化、経済にも卒業生が進出しているのも総合的科学技術の伝統の然らしめる処です。

さて歴史を辿ることによって、本学百年の姿を画き、これを今日の祝典の辞と致しましたことは、次の二百年目に向つて更に進んで行くために、過去百年を今日の一点にこめて、その原点と致したいと祈念するからであります。先人の栄光と挫折

を辿って次なる百年を想う時、本学の目指す進路は極めて鮮かに画くことが出来ません。ここに我々は「究理」と「精技」という二つの旗を立てます。この古くして、しかも永遠に新しい科学技術の道は、この2本の旗の交叉する処に、常に新鮮な情念と文化を生み出して行くことを信じ、そして我々はそれを本学の名に賭けて誓います。それは正木先生、ワグネル先生、手島先生の目指したものであり、歴代の学長、教職員の受け継いで来たものです。技術に使役されることなく、常に新しき技術を生み、育て、使いこなして行く人間こそ、「住々の主宰とならん」と古聖の発願した我が国の文化の真の姿であり、進みつつ安らう動的な生命そのものであらうと信じます。

最後に再び、本学創立百年の式典に御来駕下され、我々を励まし、喜びを共にしていただいている皆様に満腔の謝意を申し述べます。有難うございました。

(2) 田中龍夫文部大臣の祝辞



田中龍夫文部大臣

本日ここに、東京工業大学創立百年記念式典が挙行されるにあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴学は、明治14年東京職工学校として発足し、その後東京工業学校、東京高等工業学校を経、工業立国を唱えて本学を興した先駆者の開拓者精神の伝統を受け継ぎ、昭和4年には、大学令に基づく我が国最初の工業単科大学へと発展を遂げてこられました。その後も工業材料研究所をはじめ、四つの附置研究所の設置や学部改組等の整備を進め、近年においては他大学に先

駆けて、ユニークな大学院総合理工学研究科の設置も行い、今日に至っています。

この間貴学が実学尊重、進取の気風をモットーに、わが国屈指の理工系大学として多数の有為な人材を世に送り、科学技術の発展及び工業教育の充実の上で指導的役割を果たし、又専門領域のみならず、一般教育においても極めてすぐれた教授陣を擁し、我が国大学のあり方にとって先駆的役割を果たしてきた功績は、誠に顕著なものがあります。

このような長い歴史と伝統のもとに、本日創立百年記念式典が挙行されますことは、まことによるこぼしく、心からお慶びを申しあげるとともに、今日までの発展に尽された歴代学長はじめ、関係各位のたゆみない御努力に深く敬意を表するものであります。

今日我が国は、教育及び學術の進歩發展の上からも、國際的にますます重要な立場に置かれ、かかる観点からも、貴学に寄せられる期待は誠に大なるものがあります。幸い貴学は輝かしい伝統を踏まえ、加えるに國際的にも開かれた大学として、着実な努力を続けておられると伺っております。ますます複雑多様化する社会にあって、貴学がその使命を十分自覚し、教育研究の実を挙げられますよう関係各位の一層の御研鑽と御尽力を切に希望するものであります。

ここに百年の光輝ある業績を讃えますと共に、今後の發展を祈り、お祝いの言葉とします。

(3) 日本學術會議會長伏見康治氏の祝辞



日本學術會議會長伏見康治氏

本日ここに、東京工業大学創立百年記念式典にあたり、お祝いの言葉を申し述べる機会を与えられたことは、私の最も喜びとし、且つ光栄に存ずるところであります。

東京工業大学は明治14年、東京職工学校として創設され、その後東京高等工業学校等を経て昭和4年に東京工業大学となり、今年で百年を迎えられました。その百年の歴史において常に開拓者精神を保ち科学技術の急速な進歩に伍し、激動する社会情勢にも耐えて、時代とともに發展を遂げてこられました。すなわち、その創立

期にあっては欧米諸国に比して遅れていた技術水準を対等の地位に引き上げるため、欧米からの輸入技術をもって当時の在来工業及び近代工業の育成に生かし、その後は、次第に我が国固有の近代技術の開発に努め、既に戦前において我が国が先進諸国に劣らぬ工業国と称し得る地位を占めるに至る基盤作りと、その担い手となる人材育成に努められました。

さらに戦後の改革を経て昭和30年代から40年代にかけての理工系大学の一大拡張期において、多数の有為な研究者、技術者を世に送り出すとともに、新たな学際的理工学研究領域を開拓するため、総合理工学研究科という独立大学院を設置し、今日の高度かつ複合的技術の研究開発の要請にも対処し得る教育・研究体制を整えてこられました。このようにして、今日では、科学技術の教育・研究において指導的立場にあり、これらを通じて我が国の文化、産業の發展に大きな貢献をされておられます。

貴学の積年にわたる教育・研究活動の成果は、その研究業績の上にも反映されて

おります。たとえばフェライトの発明、水晶振動子の研究、歯車に関する研究、ビタミンB₂の合成の工業化など、その成果が今に至るまで非常に大きな影響を学界・産業界にあたえております。

このように、東京工業大学百年の歴史は、正に我が国の発展を支えた科学技術の教育・研究の歴史そのものといっても過言ではないと思われまます。

科学技術の振興は、資源・エネルギー源に乏しい我が国にあっては国是ともいえるものであります。この点からも今後、東京工業大学に課せられた役割は益々重要なものとなってまいります。これまでの百年の歴史で築きあげ蓄積された成果を今後に生かし、その使命を十分に果されるよう希望いたします。

ひるがえって、日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として創設され30年を超えるに至りました。その間、工学はもとより、化学、物理学等の基礎科学の分野をはじめとして、広く科学全般の進歩発展のために、国内、国外の科学者と相提携しつつ、微力ながら努力を重ねて参りました。なかでも工学の分野につきましては、資源・エネルギー源に乏しい我が国において将来の健全な国民生活を確保するために、工学技術のより一層の振興をはかるための諸方策を検討し、政府に要望、勧告いたしておるところでございます。私はこの面におきまして、一世紀にわたる実績をもっておられます東京工業大学の諸賢の御活躍を高く評価いたし、今後とも皆様方のより一層の御研鑽と御活躍を期待し、日本学術会議としても条件整備の方途などを通じて必要な支援をいたしたいと思っております。

なお、日本学術会議において長らく会長その他の重要な役割を通して大活躍された茅誠司先生が、東京工業大学の前身であります東京高等工業学校の御出身でありますことは、私達日本学術会議におります者にとって東京工業大学に対する親近感を特に覚えさせるものがあります。

このような感慨をこめて東京工業大学の今後益々の御発展をお祈りいたします。これをもって私の祝辞といたします。

(4) 国立大学協会会長代行香月秀雄氏の祝辞

本日ここに、東京工業大学創立百年記念式典が挙行されるにあたり、国立大学協会を代表してお祝いの言葉を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

貴学は明治14年に創設された東京職工学校に始まり、その後、教育制度の変遷とともに発展を重ね、理学部、工学部のほか、二大学院研究科、四研究所を擁する大学となりました。



国立大学協会会長代行香月秀雄氏

大学創建、発展の過程には、この礎を築いた先駆者、功労者という方がおられますが、貴学においては手島精一先生とゴットフリード・ワグネル博士のご両名の名を挙げるができると思います。

手島先生は、明治23年から前後25年にわたって東京工業学校、東京高等工業学校の校長としての貴学の整備充実に心血を注がれ、実技・実験を重視する工業教育を確立されました。また、ワグネル博士は、明治元年来日以來実践的工業教育の必要性を提唱し、東京職工学校創設に貢献するとともに、自ら東京職工学校において学生の教育及び技術指導に当たられました。このお二人の先生をはじめ、多くの先達によって培われた蔵前精神の現われ、世に言われる「煙突ある処蔵前あり」と言う言葉があろうかと存じます。

戦後の学制改革後、貴学は教養科目の充実、学部改組・分離、大学院の設置等幾多の改革を進められました。常に学際的な方向を目指し、理工系大学としての伝統と特色を生かしつつ、幅広い研究と教育の実を挙げ、有為の人材を数多く育成されました。

また、全国の大学に先駆けて学際的研究体制による大学院総合理工学研究科を設置されましたことは、我が国の理工系大学の範を示すものとして高く評価されるべきものと信じ、深く敬意を表するものであります。

更に、国際交流の面においても、貴学は常にバイオニアとしての役割を果たし、大学の国際化の推進に多大の貢献を果たされました。東京高等工業学校の時代から中国・韓国・東南アジア諸国より幅広く留学生を受け入れてきた伝統を今日まで継承し、他校に類をみない多数の留学生を擁しておられますことは、誠に敬服に堪えないところであります。貴学が我が国における屈指の理工系大学として、国内のみならず海外にも優れた人材を送り出し、内外における科学技術の開発と工業発展に尽された功績は、誠に多大と言わなければなりません。

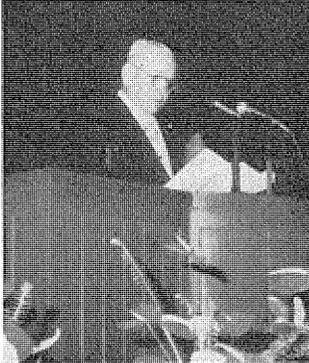
このような輝かしい歴史と伝統を有する貴学が、ここに創立百周年を迎えられたことは誠に意義深いものがあり、心からお喜び申し上げますとともに、東京工業大学を今日あらしめた歴代の学長・教官・職員諸公のたゆみなきご努力に対し改めて深い敬意を表するものであります。

今日の社会は、もろもろの面において転換と変革を迫られており、学問の研究と人材の育成にたずさわる大学の使命はいよいよ重要性を増し、その責務はますます

重大となってまいりました。

本日のこの意義深い創立百周年を機に、貴学が新たなる抱負のもとに一層の発展を遂げられ、内外各方面の期待に応えられるよう心から祈念して私の祝辞といたします。

(5) 蔵前工業会理事長白沢富一郎氏の祝辞



蔵前工業会理事長白沢富一郎氏

東京工業大学創立百年の記念式典に臨み、二万四千名余の同窓を代表して祝辞を述べることは、私の最も光栄とするところであります。

百年を遡った当時の日本の国情を顧みますと、明治新政府は漸く維新の基礎固めを終え、先進諸国に模して富国強兵、完全独立の国家建設に向けて、その達成の一日も早からんことを願った時代でありました。そのためには近代工業を学びとり、これを発展せしむる以外には道がなく、当時の記録を見ると、政府は百工を褒勤し、工産を繁富せしむることを目的とした殖産政策

を基本として、工業技術の導入を重視したことが明白に書かれております。

この時、手島精一先生は、偶々明治の初めより多年にわたり欧米に留学し、国力の増進は科学技術の振興にあると見抜かれて、工業教育が喫緊^{きつじん}の要事であることを政府に強く提言されたのでありました。時の文部卿、福岡孝悌氏は先生のご提言を入れ、東京蔵前の浅草文庫跡に東京職工学校^{ちやくしゆうがく}が設立されることとなり、明治14年5月26日、正に日本工業実技教育の濫觴^{らんしやう}としてスタートしたわけでありました。丁度満百年の昔にあたります。

爾来幾星霜、この間戦争もあり政情も揺れ、社会経済は大きな景気変動を経験しつつ、栄枯盛衰の道を歩んでまいりました。中でも我が国として最も大きな衝撃を受けたのは、無謀ともいふべき第二次大戦への突入、そして無惨な敗戦による致命的な打撃と、荒廃に見舞われたことであります。

しかしながら、明治以来多年にわたる教育の普及と、それに基づく科学知識の浸透、ならびに工業技術の涵養がありましたため、誠実勤勉な国民性と相まって驚異的な復興の実をあげ、今日世界でも有数の産業の繁栄と経済社会の安定、福祉の向上を見るに至っております。

この間、母校は時代の進展に即応して、東京工業学校、東京高等工業学校、東京工業大学へと昇格し、さらに昭和50年には大学院総合理工学研究科へと拡充・整備

をみてまいりました。

また、母校より巣立った同窓は三万五千名に及び、これらの俊秀は自主独往の逞しい気概をもって克苦勉勵し、我が国産業のあらゆる部門において目覚ましい活躍をしておるわけであります。今日の我が国の殷賑に多大の貢献をなしたことは、自他共に認めるところであり、我等同窓の些か誇りとするところであります。

さて、ここで我々科学技術の道を進む者として、大いに熟慮反省しなければならぬことがあります。それは我が国が大きな転換期を迎えていることへの十分な自覚と深い思考の必要性であります。我が国が今日までの産業の発展と経済の繁栄を享受しえた基盤としての科学技術は、殆んど総てが欧米先進国からの摂取であり模倣であって、その利活用範囲を出ていないことであります。日本学術会議が転換期の科学技術について所見を述べているところでもあります。我が国の科学技術の今後のあり方については徹底的な検討が必要であります。即ち人類の未来に対し、新しい科学技術の観点を設定しなければならないこと、また、自然資源、地球資源の有限の中で人類の無限の発展性を実現することが基本課題であり、また、文明の進歩と社会福祉の調和に合致したものでなければならないこと、このため我が国の科学技術は自主的、独創的に理を究め、精巧な技を考案して世界の進歩発展に寄与することが大きな責務であり、使命であります。

幸い、母校も近年あらゆる科学技術の課題に応えうる態勢と陣容が整備されるに到りましたので、ここに、創立百年を契機として、新課題の探究とその解決に立ち向かい、邁進されることを祈念する次第であります。

先日、学長齋藤進六氏から母校百年を記念して、学校の表徴となる二旒の大旆を希望されましたので、蔵前工業会といたしましては喜んでこれを寄贈いたしました。この旗の製作は、奇しくも故手島大先生の孫に当る東京芸大の手島有男氏が引受けて下さいました。然もこの二旒の旗は、本学の将来のモットーにふさわしく、「究理」と「精技」と名付けられたのでありまして、正に東京工業大学の表徴として行手を飾るものになることを確信しております。

我々蔵前工業会員は、出来得る限り大学を支援、扶助し、同窓協同して相共に使命達成に向かって雄気堂々と進みたいと存じております。

なお、母校におかれては、本学創立百年を記念して有意の記念事業を計画されておられますので、本会としても心から誠意をもってこれに協力し、母校の計画が円滑に推進されますよう、及ばずながら努力する所存であります。このことを申し添えてここに祝辞といたします。

祝電の披露後、本学学生の組織する合唱隊「シュワルペンコール」を先

導として「大学歌」が斉唱された。

閉会の後、東京工業大学創立百周年記念映画「究理と精技、一東京工業大学の100年」が上映されたが、これは本学工学部制御工学科教授森政弘氏の監修になるもので、短時日の間に不眠不休の努力をされたその労に対して、この百年史の上でも特筆されるべきこととして謝意を表したい。

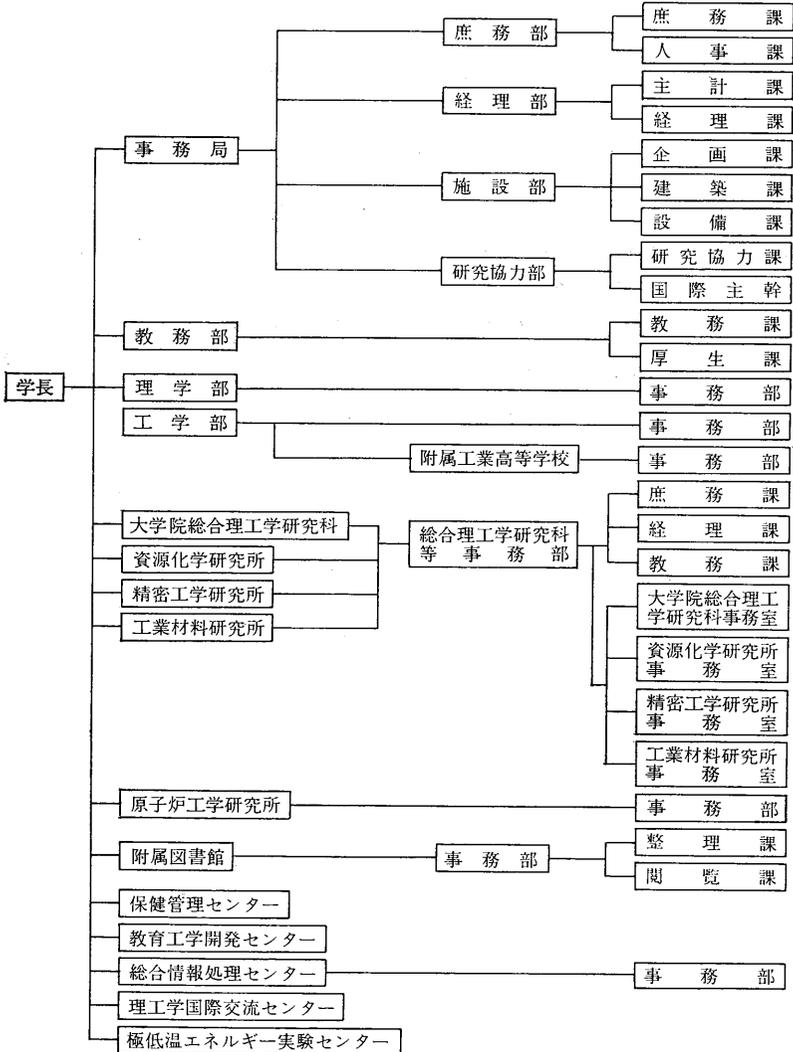
なお午後は、12時30分から体育館において、祝賀会が催され、そこでも学長の挨拶、来賓の国立大学協会会長代行香月秀夫氏、経済団体連合会名誉会長土光敏夫氏、東京工業大学元学長内田俊一氏の祝辞があった。祝宴は蔵前工業会理事長白沢富一郎氏の鏡開きに始まり、一同乾杯をした後、懇談に入り、約1時間半にわたり、各所で歓談が続き14時に閉会した。

なお、翌5月27日は、14時から本学講堂において、創立百年記念講演会が、第14回大岡山現代講座を兼ねて行われた。本学の大先輩である経済団体連合会名誉会長の土光敏夫氏が「建学百周年の回顧」と題して約1時間にわたり講演を行い、参加した学生、教職員に深い感銘を与えた。講演終了後、蔵前工業会から寄贈された応援旗の披露があり、引き続き「東京工業大学創立百周年記念映画」が上映された。

第6節 大学の現状

最後に、昭和56年4月1日現在の大学の現状を以下に表示する。

(1) 事務機構図



(2) 職員の定員および現員

1) 職員定員

(昭和56年4月1日現在)

区分	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	実習 助手	その他の 職員	計
定員	1	270	259	2	444	46	8	750	1,780

2) 部局別職員現員

(昭和56年4月1日現在)

区分	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	実習 助手	小計	その他の職員			小計	合計
									事務官	技官	その他		
事務局 教務部	1							1	154	36	33	223	224
理学部		46	35		81			162	37	23	2	62	224
工学部		126	95	4	230	45	8	508	112	91	14	217	725
大学院総合理工学 研究科		22	21		43			86	}89	46	9	144	346
資源化学研究所		10	9		23		42						
精密工学研究所		12	14		22		48						
工業材料研究所		6	7		13		26						
原子炉工学 研究所		8	7		17			32	11	12	1	24	56
附属図書館									34		1	35	35
保健管理 センター		1		1				2		1		1	3
教育学開発 センター		2	1					3		1		1	4
総合情報処理 センター			1		2			3	7	7		14	17
理工学国際交流 センター													
極低温エネルギー 実験センター													
計	1	233	190	5	431	45	8	913	444	217	60	721	1,634

(3) 学部の学科・講座および学科目

学 部	学 科	講 座 および 学 科 目
理 学 部 (5 学 科 36 講 座 一般教育等 5 学 科 目)	数 学 科 (5 講 座)	数学第一, 数学第二, 数学第三, 数学第四, 位相数学
	物 理 学 科 (7 講 座)	物性物理学第一, 物性物理学第二, 原子核物理学第一, 物性物理学第三, 物性物理学第四, 原子核物理学第二, 素粒子物理学
	化 学 科 (11 講 座)	化学第一, 化学第二, 化学第四, 化学第五, 化学第六, 化学第七, 有機化学, 無機物理化学, 生体エネルギー学, 生体機能学, 生体情報学
	応用物理学科 (7 講 座)	応用解析学, 応用電磁気学, 温度物理学, 数理統計学, 応用分光学, 応用計測学, 物理地学
	情報科学科 (6 講 座)	情報数学, 計算言語学, 情報分析, 離散構造, 情報計画, 確率構造
	一般教育等	数学, 物理学, 化学, 生物学, 地学
工 学 部 (16 学 科 109 講 座 6 講 座 共通講座 教職学科目 3 学 科 目 一般教育等 20 学 科 目)	金 属 工 学 科 (5 講 座)	金属化学, 鉄鋼材料学, 非鉄金属材料学, 鉄冶金学, 物理冶金学
	有機材料工学科 (5 講 座)	有機材料物理学, 有機材料化学, 有機材料加工第一, 有機材料加工第二, 有機材料力学
	無機材料工学科 (5 講 座)	無機合成材料, 結晶質材料, 非晶質材料, 鉱産原料, 材料加工学
	化学工学科 (14 講 座)	熱化学工学, 拡散操作, 機械的操作, 反応操作, 化学装置設計, 触媒反応工学, 反応速度論, 工業物理化学, 工業化学基礎, 無機工業化学, 有機工業化学第一, 有機工業化学第二, 合成有機化学, 電気化学
	高分子工学科 (6 講 座)	高分子物性, 高分子構造, 高分子物理化学, 高分子化学第一, 高分子化学第二, 高分子化学第三
	機械工学科 (10 講 座)	機械力学, 材料力学, 塑性力学, 機械要素, 機械工作, 水力学, 熱工学第一, 熱工学第二, 応用力学第一, 応用力学第二
	生産機械工学科 (6 講 座)	材料強度学, 機械設計学, 溶融加工学, 機械加工学, 流体工学, 応用熱学
	機械物理工学科 (6 講 座)	熱および熱力学, 固体力学, 応用物性学, 運動解析学, 振動学, 工学解析
	制御工学科 (5 講 座)	自動制御基礎, システム動学, 計測制御機器, 工業計測, プロセス制御
	経営工学科 (5 講 座)	工業経営, 生産管理, 経営基礎, 生産技術, プロセス管理
	電気・電子工学科 (10 講 座)	基礎電気工学, 電子事象学, 電機変換工学, 電力工学, 変換制御工学, 電気物性学, 電気回路学, 超高周波工学, 系統工学, 通信工学
	電子物理工学科 (6 講 座)	電磁波工学, 電子物性学, 固体電子工学, 電子要素学, 電子回路学, 量子電子工学
	情報工学科 (6 講 座)	基礎情報工学, 情報システム, プログラム工学, 計算機システム, 情報処理, 情報認識
	土木工学科 (6 講 座)	土木構造第一, 土木構造第二, 水工学第一, 水工学第二, 交通工学, 都市工学
	建築学科 (8 講 座)	建築計画第一, 建築計画第二, 建築計画第三, 建築構造第一, 建築構造第二, 建築構造第三, 建築環境工学, 建築材料
	社会工学科 (6 講 座)	社会学, 都市計画, 計画数理, 資源・環境計画, 地域計画, 交通・経済計画
	共通講座 (6 講 座)	工業力学, 一般電気工学, 工業分析化学, 一般材料力学, 基礎化学工学, 材料工学
教職学科目	教育原理, 教育心理学, 教育方法	
一般教育等	哲学, 歴史学, 文化人類学, 科学概論, 文学, 芸術, 法学, 政治学, 心理学, 社会学, 経済学, 統計学, 技術史, 日本語・日本事情, 国学, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 保健体育	

(4) 大 学 院

理工学研究科 (25専攻)

専 攻 名
数学, 物理学, 化学, 応用物理学, 情報科学, 金属工学, 有機材料工学, 繊維工学, 無機材料工学, 化学工学, 高分子工学, 機械工学, 生産機械工学, 機械物理学, 制御工学, 経営工学, 電気・電子工学, 電気工学, 電子工学, 電子物理学, 情報工学, 土木工学, 建築学, 社会学, 原子核工学

総合理工学研究科 (10専攻)

専 攻 名	基 幹 講 座	協 力 講 座
物 理 情 報 工 学	応用計数学, 基礎物理情報学	印写像工学, 情報像計測, 情報システム, 情報処理機構, 演算工学
電 子 化 学	溶液電子化学, 電子移動反応, 電子反応化学, 金属電子化学, 固体電子化学	錯体電子化学, 電子化学工学, 触媒電子化学, 有機電子化学, 生物電子化学, 電子分光化学
社 会 開 発 工 学	物理環境工学, 地盤工学, 地震工学	社会開発計画, 地域施設計画, 地域環境設備, 防災構造, 建設材料工学
精 密 機 械 シ ス テ ム	情報変換学, 自動設計学	精密機構学, 超精密測定学, 精密加工学, 精密伝達工学, 機械運動制御, 精巧機器
材 料 科 学	破壊力学, 材料強度	固体構造, 固体反応, 非晶質体, 結晶化学, 相転移, 材料設計, 材料計測, 結晶合成, 材料組織, 電磁物性
電 子 シ ス テ ム	電子システム基礎学, 電子デバイス	回路構成, 変換工学, 制御システム, 電子計測
化 学 環 境 工 学	化学生態システム解析, 環境化学	化学プロセス計画, 再生産プロセス, 資源循環プロセス, 化学環境設備, 化学環境プロセス管理, 化学環境プロセス設計
生 命 化 学	細胞生理学, 生物有機化学	生体触媒, 代謝化学, 生体分子構造, 微生物化学
エ ネ ル ギ ー 科 学	エネルギー基礎学, 核融合工学, エネルギー変換工学	核融合炉工学, プラズマ工学, エネルギー変換物性, エネルギー物理・化学
シ ス テ ム 科 学	システム理論, システム・マネジメント, システム制御	システム解析, 化学プロセスシステム, 生産システム

(5) 附置研究所とその研究部門

研 究 所	研 究 部 門
資源化学研究所 (12部門)	無機資源,新金属資源,有機資源,生物資源,触媒化学,高分子材料,合成化学, 基礎測定,生産設備,計測制御,化工設計,エネルギー資源
精密工学研究所 (15部門)	電気回路,機械回路,精密電子要素,精密機械要素,電気計測,機械計測, 精密機械用材料,精密工作,精巧機構,数値制御,超音波工学,振動工学,歯車工学, 熱処理工学,材料設計*
工業材料研究所 (3大部門)	材料基礎,材料プロセス,防災材料開発
原子炉工学研究所 (11部門)	原子炉物理,原子炉設計理論,原子炉設計工学,原子炉熱工学,原子炉安全性工学, 原子炉化学,トリチウム化学,原子炉化学工学,原子炉材料,放射線物理,原子炉燃料

*印は客員部門

(6) 学部・研究所附属研究施設

学部附属の研究施設

学 部	研 究 施 設	研 究 部 門
理 学 部	天然物化学研究施設	酵素化学,有機合成化学,天然物化学,構造化学
工 学 部	像情報工学研究施設	情報記録,像情報解析,像情報システム,応用画像

研究所附属の研究施設

研 究 所	研 究 施 設
資源化学研究所	資源循環研究施設
工業材料研究所	水熱合成材料実験施設

(7) 工学部附属工業高等学校の生徒数

(昭和56年4月1日現在)

課 程	学 科 名	生 徒 数								入 学 定 員	
		1 学 年		2 学 年		3 学 年		合 計			
		男	女	男	女	男	女	男	女		計
全 (本 目 科) 制	機 械 科	35	—	35	—	33	—	103	—	103	40
	電 気 科	34	—	32	—	34	1	100	1	101	40
	電 子 科	35	3	27	2	26	1	88	6	94	40
	工業化学科	27	8	32	7	29	1	88	16	104	40
	建 築 科	30	12	35	5	30	2	95	19	114	40
	計	161	23	161	14	152	5	474	42	516	200
(定 専 攻 時 科) 制	学 科 名	男		女		計		入 学 定 員			
	機 械 科	29		—		29		25			
	電 気 科	49		3		52		25			
	建 築 科	75		5		80		20			
	工業化学科	11		2		13		20			
	計	164		10		174		90			

(8) 学 生 数

1) 学 部

(昭和56年4月1日現在)

学部	学 科	学 生 数				
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計
理 学 部	数 学		19	21	29	69
	物 理 学		25	27	30	82
	化 学		39	39	53	131
	応 用 物 理 学		33	35	40	108
	情 報 科 学		35	34	41	110
	(学 科 未 所 属)	172				172
	小 計	172	151	156	193	672
工 学 部	金 属 工 学		23	30	47	100
	有 機 材 料 工 学		20	19	23	62
	無 機 材 料 工 学		20	20	21	61
	化 学 工 学		66	74	83	223
	高 分 子 工 学		24	25	35	84
	機 械 工 学		57	65	66	188
	生 産 機 械 工 学		36	30	44	110
	機 械 物 理 工 学		36	36	33	105
	制 御 工 学		29	33	42	104
	経 営 工 学		31	34	36	101
	電 気・電 子 工 学		53	61	60	174
	電 子 物 理 工 学		35	29	43	107
	情 報 工 学		37	42	54	133
	土 木 工 学		30	39	43	112
	建 築 学		45	47	50	142
社 会 工 学		25	36	42	103	
(学 科 未 所 属)	704				704	
小 計	704	567	620	722	2,613	
合 計		876	718	776	915	3,285

2) 大学院

(昭和56年4月1日現在)

研究科名	専攻名	学 生 数						
		修 士 課 程			博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	計	1年次	2年次	3年次	計
理 工 学 研 究 科	数 学	3	7	10	4	3	5	12
	物 理 学	20	18	38	4	5	9	18
	化 学	31	29	60	10	8	6	24
	応 用 物 理 学	16	14	30	3	3	3	9
	情 報 科 学	14	17	31	3	2	7	12
	金 属 工 学	12	15	27	2	5	1	8
	有 機 材 料 工 学	13	10	23	3			3
	繊 維 工 学					3	7	10
	無 機 材 料 工 学	15	11	26	1	—	2	3
	化 学 工 学	45	52	97	3	3	12	18
	高 分 子 工 学	17	23	40	4	2	4	10
	機 械 工 学	35	39	74	2	1	3	6
	生 産 機 械 工 学	16	16	32	2	1	2	5
	機 械 物 理 工 学	16	15	31	—	2	1	3
	制 御 工 学	17	18	35	4	2	3	9
	経 営 工 学	12	14	26	1	—	4	5
	電 気・電 子 工 学	29	30	59	4	3		7
	電 気 工 学						5	5
	電 子 工 学						5	5
	電 子 物 理 工 学	19	20	39	5	3	6	14
情 報 工 学	17	19	36	1	1		2	
土 木 工 学	9	12	21	1	—	1	2	
建 築 学	22	20	42	5	4	13	22	
社 会 工 学	15	17	32	4	2	1	7	
原 子 核 工 学	21	18	39	2	4	7	13	
小 計	414	434	848	68	57	107	232	
総 合 理 工 学 研 究 科	物 理 情 報 工 学	31	28	59	7	6	9	22
	電 子 化 学	34	27	61	6	3	12	21
	社 会 開 発 工 学	26	22	48	3	2	5	10
	精 密 機 械 シ ス テ ム	22	19	41	2	2	1	5
	材 料 科 学	23	30	53	5	5	7	17
	電 子 シ ス テ ム	18	18	36	1	3	3	7
	化 学 環 境 工 学	22	19	41	2	5	6	13
	生 命 化 学	16	22	38	6	6	6	18
	エ ネ ル ギ ー 科 学	25	20	45	—	3	2	5
	シ ス テ ム 科 学	25	21	46	7	4	7	18
小 計	242	226	468	39	39	58	136	
合 計	656	660	1,316	107	96	165	368	

(注) 1. 理工学研究科繊維工学専攻は有機材料工学専攻に改称。(昭和54.4.1)

2. 理工学研究科電気工学および電子工学専攻は学生募集停止。

(修. 昭和53.4.1 博. 昭和55.4.1)

(9) 外国人留学生数

(昭和56年4月1日現在)

国名	課程種別		学部		修士課程		博士後期課程		研究生		計
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	
アメリカ									2(2)	1	3(2)
アルゼンチン							1		1		2
イラン			1				1			1(1)	3(1)
インド		1							1		2
インドネシア			1								1
エジプト			2				1				3
オーストラリア			1								1
カメルーン			1								1
カンボジア							4				4
サウジアラビア		1									1
ザイール			1								1
シリア							1				1
シンガポール	5										5
スイス			1								1
スリランカ			2								2
タイ	3	4	4	1	6	1(1)					19(1)
大韓民国		1	2(1)		7	2	6	5			23(1)
チェコスロバキア								1			1
中国		6(2)	2	1			1	18(2)			28(4)
中国(台湾)		6(1)		12			2	11			31(1)
中国(香港)		3						1			4
トルコ								1			1
ドミニカ			1								1
ネパール			1					1(1)			2(1)
バングラデシュ						2		2			4
フィリピン	1		1								2
フランス								2	1(1)		3(1)
ブラジル			4								4
ベトナム			1	3(2)	8				2		14(2)
ポーランド								1			1
ポルトガル(マカオ)		2(1)									2(1)
マレーシア	4	1	1(1)								6(1)
メキシコ			1								1
モロッコ								1			1
ユーゴスラビア								1(1)			1(1)
計	13	25(4)	28(2)	17(2)	31	5(1)	20(3)	41(5)			180(7)

(注) ()内は女子で内数である。

(II) 土地および建物面積表

区分	地区別区分	大岡山	長津田	田 町	北千束	高 津	恩 田
	所在地名	東京都 目黒区 大岡山 緑が丘 大田区 石川町	横浜市 緑区 長津田町	東京都 港区 芝浦	東京都 大田区 北千束	川崎市 高津区 二子	横浜市 緑区 松風台
	用途別区分						
土地	校舎等敷地	218,485㎡	204,877㎡	13,915㎡	㎡	㎡	㎡
	寄宿舎敷地						9,958
	屋外運動場	28,561		9,717			
	職員宿舎敷地			543	2,437	1,631	
	その他		3,536				
	計	247,046	208,413	24,175	2,437	1,631	9,958
建物	事務局	6,635					
	教務部	12,811					
	理学部	23,372	3,393				
	工学部	71,531	1,458				
	総合理工学研究科		30,819				
	資源化学研究所		6,768				
	精密工学研究所		9,754				
	工業材料研究所		6,177				
	総合理工学研究科等事務部		2,361				
	原子炉工学研究所	8,460					
	附属図書館	6,741	2,328				
	保健管理センター	514					
	教育工学開発センター	154					
	総合情報処理センター	3,095					
	附属工業高等学校			12,403			
	講堂	1,566					
	R I 総合センター	504					
	総合研究館		6,467				
	創立八十年記念会議室	783					
	学生寄宿舎						4,283
福利厚生施設	2,241	1,530					
課外活動共用施設	1,727						
職員宿舎	2,057		1,512	1,973	812		
その他	5,790						
計	147,981	71,055	13,915	1,973	812	4,283	

(注) ()内の数は借用地である。

(昭和56年3月31日現在, 国有財産台帳による)

鹿 沢	大 洗	戸 田	大 町	塩 山	藤が丘	梅が丘	猿楽町	計
群馬県 吾妻郡 鹿沢	茨城県 東茨城郡 大洗町	埼玉県 戸田市 大字 上戸田	長野県 大町市 大字 平	山梨県 塩山市 大字 小屋敷	横浜市 緑区 藤が丘	横浜市 緑区 梅が丘	東京都 渋谷区 猿楽町	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	437,277m ²
						2,672		12,630
								38,278
					2,970			7,581
19,438	10,909	650	1,351	(738)			198	36,082(738)
19,438	10,909	650	1,351	(738)	2,970	2,672	198	531,848(738)
								6,635
								12,811
								26,765
								72,989
								30,819
								6,768
								9,754
								6,177
								2,361
								8,460
								9,069
								514
								154
								3,095
								12,403
								1,566
								504
								6,467
								783
						1,971		6,254
								3,771
304	754	459	451	54				3,749
					3,071			9,425
							261	6,051
304	754	459	451	54	3,071	1,971	261	247,344

(10) 図書蔵書数

和漢書

(昭和56年4月1日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
図書 (冊)	5,583	11,371	13,699	33,939	50,799	66,887	9,076	5,296	4,666	14,192	215,508
雑誌 (種類)	89	22	16	348	579	845	259	32	10	265	2,465

洋書

(昭和56年4月1日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
図書 (冊)	4,228	5,101	3,266	18,083	101,591	73,977	4,355	5,569	4,650	8,437	229,257
雑誌 (種類)	19	26	9	185	2,348	2,823	37	53	30	29	5,559

年度別図書増加数

(昭和56年4月1日現在)

区 分		和 漢 書	洋 書	計
昭和24年度蔵書数		55,228	33,227	88,455
年 度 別 増 加 数	25~45年度	91,104	105,118	196,222
	46年度	6,194	6,711	12,905
	47年度	7,200	8,298	15,498
	48年度	7,029	9,800	16,829
	49年度	6,651	7,066	13,717
	50年度	9,200	7,673	16,873
	51年度	5,961	8,287	14,248
	52年度	8,037	10,652	18,689
	53年度	7,070	10,762	17,832
	54年度	6,410	10,994	17,404
55年度	5,424	10,669	16,093	
計		215,508	229,257	444,765

(12) 創立以来の諸事項の変遷

(昭和56年4月1日現在)

区分 年度	職員 定員	学 部		大 学 院		土 地	建 物	蔵書数	經常費決算額
		入学定員	卒業生数	入学定員	修了生数				
4	人 132	人 150	人	人	人	m ²	m ² 3,834	冊 21,525	千円 922
15	246	252	178			262,902	54,542	41,848	2,128
20	397	400	358			293,345	56,383	72,555	4,852
25	923	旧制460 新制300	392			312,211	58,499	92,925	188,297
30	934	355	335	135 (68)	37	309,514	71,114	111,173	449,037
35	983	505	387	145 (73)	44 (12)	309,484	78,581	145,107	787,191
40	1,454	705	590	213 (87)	205 (37)	308,737	111,166	200,208	2,479,788
41	1,513	750	601	244 (121)	258 (47)	321,018	118,586	215,924	2,792,183
42	1,584	825	650	252 (128)	291 (43)	321,668	125,683	233,368	3,380,602
43	1,620	855	677	264 (138)	332 (55)	319,365	137,549	252,011	4,033,678
44	1,650	855	681	279 (143)	334 (52)	398,707	144,203	268,839	4,150,237
45	1,663	895	773	294 (149)	348 (72)	484,515	146,473	284,677	4,460,070
46	1,669	779	790	430 (157)	341 (93)	484,538	149,600	297,582	5,730,514
47	1,679	779	845	460 (165)	350 (57)	488,396	166,694	313,080	5,681,037
48	1,682	757	789	504 (176)	438 (78)	488,389	174,270	329,909	6,268,147
49	1,685	774	797	555 (188)	447 (82)	488,849	174,421	343,626	9,155,695
50	1,691	774	790	617 (205)	512 (68)	510,683	185,309	360,499	11,378,068
51	1,733	774	788	619 (221)	564 (72)	515,858	222,869	374,747	12,444,538
52	1,745	774	795	626 (241)	619 (164)	528,780	245,151	393,436	13,671,453
53	1,755	774	816	636 (241)	661 (99)	528,780	245,151	411,268	13,863,816
54	1,776	774	767	643 (243)	620 (98)	528,780	245,836	428,672	13,644,950
55	1,789	774	773	643 (248)	613 (91)	529,515	245,791	444,765	11,660,270
56	1,780	774		643 (248)		531,848	247,344		

(注) 1. 昭和55年度經常費決算額は予算額を計上した。

2. ()内数字は博士後期課程で外数である。

第7節 この時代の関連事項

1. 学部入学試験制度の改革

本学の学部入学試験制度については、昭和45年4月から類別入学制度を実施して、従来までの全学一本での入学制度を改めた以外は特別な改革は試みられなかった。ただ高等学校在学中の学業の積み上げを重視する意味で昭和46年度から出身学校長の作成する調査書を第1次選抜の資料とし、入学志願者が3,500人を超えたときに、学力検査に先立ち調査書により、約3,500人の学力検査受験資格者を選抜してきた。

昭和54年度から、国立大学に入学を志願する者について、「高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定する」ことを目的として、共通第1次学力試験が実施され、各国立大学はこの試験結果を積極的に利用して第2次学力試験等のあり方を改善することが要望されたのである。

共通第1次学力試験の出題教科・科目等は、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科であり、新設された大学入試センターが試験問題等の作成・印刷および輸送、出願の受け付け、答案の採点・集計、試験成績その他の資料の各大学あての提供等の業務を担当し、各国立大学は、試験場の設定、試験監督者等の選出、試験の実施、答案の整理・発送、その他の業務を担当することになった。なお、この共通第1次学力試験には公立大学も参加することとなった。そしてこれを機会に、従来まであった国立大学の第1期試験校と第2期試験校との区別はなくなり、すべての国立大学が同一試験日に試験を実施することとなったのである。

この共通第1次学力試験の実施に伴い、本学でも学部入学者選抜委員会においてその対応につき慎重に検討を重ねた結果、本学の第2次学力試験について、数学、理科、外国語の3教科とすることに改めた。また、文部省の「大学入学者選抜実施要項」にある入学志願者に対する面接や小論文を課することはやらない方針を固めた。

かくして昭和54年度は、本学の第2次学力試験の出願者総数は2,319人

であり、総募集人員774人の5倍を超えなかったため、そのまま学力検査を実施し、第1次学力試験の成績と第2次学力試験の成績を総合して学力検査の成績を判定し、調査書による健康の状況の把握とあわせ判断して、合格者798名を決定した。

以後昭和56年度まで3年間の共通第1次学力試験の実績が積み、その結果については公式にも「国立大学入学者選抜研究連絡協議会」が昭和55年6月に設立されて研究に着手し、そのなかにテーマ別研究委員会（プロジェクト・チーム）がもたれ、その研究成果が公表されつつある。したがって、その成果が次第に共通第1次学力試験そのものにも、また大学入学試験制度そのものにも反映されていくものと考えられる。

2. 理工学国際交流センターの設置

昭和54年4月、本学に7年の時限で「理工学国際交流センター」が設置された。わが国では、東南アジアの発展途上国との学术交流について、すでに学術審議会が「国際学术交流に関する推進策」を昭和52年7月に文部大臣に建議しているが、そこではわが国内部では、いわゆる「拠点大学」（交流の中心となる大学）を定めて推進することが勧められている。

たまたま本学には日本学術振興会を通じて昭和53年当初から、インドネシア国からの要請があり、その後インドネシア大学大学院の「光電子工学及びレーザ応用」分野の専攻を中心に、本学が拠点大学となって学术交流をすることが進められ、昭和54年4月にその実施組織体として、この「理工学国際交流センター」が設置されたのである。

当センターは、光電子工学を中心に、教授、助教授、客員教授、客員助教、事務官各1名ずつの5名の定員で、新設に伴う設備費は、3年間で約1億4,000万円であった。発足当初は工学部長竹中俊夫氏がセンター長事務代理の任に当たったが、昭和54年6月、工学部電気・電子工学科教授関口利男氏がセンター長に任命され、教授に工学部像情報研究施設の辻内順平教授が併任した。また、客員教授として北海道大学応用電気研究所の朝倉利光教授が選任された。その後関口教授が昭和55年4月1日付で工学部長に就任したため、センター長は工学部電気・電子工学科教授の柳沢健

教授が同年10月1日付で任命された。

3. 情報伝達システムの整備

新しく建設された長津田地区を教育・研究の場として充実させるためには、大岡山と長津田の両地区間における情報伝達の整備が十分に図られなければならないことは、早くから問題にされていた。たとえば、幾つかの講義が両地区で同時に聴講できるように整備されるのはいうまでもなく、図書の両地区の共同利用、あるいはコンピューターの共通使用等を可能にし、また意思疎通を瞬時に可能とする事務連絡等のための設備の具備が「オレンジ本」でも要求されていた。

特に、総合理工学研究科の教育・研究が長津田地区で本格化してからは、両地区間における教官と大学院学生の授業に際しての移動が相当の量にのぼってきた。昭和54年度の大学院授業における大岡山地区と長津田地区の教官および学生の移動状況は、次表のとおりである。

田園都市線、大井町線を利用しての両地区の往復には約2時間を要するので、教育・研究上の利便のための情報伝達システムの完備は、焦眉の急務となってきた。

そこで昭和54年3月、全学の委員会として「東京工業大学情報伝達システム推進委員会」が設置された。その設置要項では大岡山地区将来計画委員会から委員長指名の委員若干人、長津田地区整備委員会から委員長指名の委員若干人と、学長指名の者若干人、事務局長という委員構成であり、最初の委員長は工業材料研究所の吉岡丹教授が学長から委嘱された。

委員会は本委員会のほかに専門委員会委員として岸源也教授、市川惇信教授、末松安晴教授を依頼し、かつ小委員会を組織して、情報伝達システムの審議・検討を行った結果、昭和54年11月に「大岡山、長津田間情報伝達システム計画（中間報告）」を学長宛に答申した。

その要点は、情報伝達の媒体として、最新の技術を駆使した光ケーブルによるのが最も効果的であること、また架線方式としては東京急行電鉄、田園都市線、大井町線トラフを利用することが望ましいという結論に基づき、とりあえず大岡山、長津田の両地区にそれぞれ教育用として講義室2、

大学院授業における大岡山地区と長津田地区の教官
および学生の移動状況について

(1) 昭和54年度大学院授業

前 学 期	理工学研究科の授業 (大岡山地区)	長津田地区教官の		総合理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		16人	20.43/週	109	856(延人数)
後 学 期	総合理工学研究科の 授業(長津田地区)	大岡山地区教官の		理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		17人	26/週	66	695(延人数)
前 学 期	理工学研究科の授業 (大岡山地区)	長津田地区教官の		総合理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		18人	15.43/週	97	495(延人数)
後 学 期	総合理工学研究科の 授業(長津田地区)	大岡山地区教官の		理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		15人	21.8/週	55	598(延人数)

注：受講科数については、昭和53年度資料にもとづく。

(2) 長津田地区教官の大岡山地区学部授業担当者数

	54年前期	54年後期
総合理工学研究科	34人	34人

(東京工業大学長津田地区の建設と整備，昭和54年11月，54ページより)

研究指導室15(うち13は回線のみ)，会議室2，その他FAX15~20を計画している。また，トラフ利用の光ケーブルの敷設については，二子玉川園駅，たまプラーザ駅および長津田駅の3個所に中継器を設置することとしている。そして東京急行電鉄と公式文書による同意を早急に締結すること，本情報伝達システムのパンフレットの作成による関係各方面の理解と協力をえることを要望している。

昭和55年4月1日，吉岡丹教授の定年退官に伴い，新しく精密工学研究所長の池辺洋教授が委員長に委嘱された。同委員会では，更に同システムの効果的利用に関して細部にわたり検討を加え，同年5月に「最終答申」を学長宛提出した。

一方、昭和56年度概算要求において、この総合情報伝達システムに関して予算要求がなされたが、総額10億円で2カ年計画で認められ、初年度6,800万円が計上された。他方、東京急行電鉄株式会社取締役社長五島昇氏と本学学長との間で、大岡山すずかけ台間の情報伝達システム設置に関する合意書が、55年2月に作成された。また、同工事は昭和56年10月15日に起工式を行い、着工された。

なお、昭和57年2月の情報伝達システム推進委員会において、設備の具体的な管理運営について責任をもつ委員会への切り替えが必要であるとの結論に達し、その件を学長宛報告したが、同年4月から新しく小林靖雄教授が委員長に委嘱され、同委員会の下部機構として「情報伝達システム運営準備委員会」が設置された。同準備委員会主査には関口利男教授が当たることとなり、その後7月7日に、今日まで第1期工事により設置された設備の実際の利用について、文部省および報道関係者に対して見学会を実施した。なお当日用いられた「情報伝達システムについて」と称する文書を参考として掲載する（付録11）。

4. 長津田地区整備計画委員会等

昭和53年4月、長津田地区建設委員会と長津田移転本部が廃止され、代わって長津田地区整備計画委員会が設置された。これはすでに長津田地区の建設が進捗し、各部局の移転が軌道に乗ってきたので、建設と移転の名を冠した委員会がふさわしくなくなったためであり、今後の長津田地区の充実計画をも含めて審議をするためであった。同委員会規則（昭和54年4月17日から施行のもの）を付録に掲載する（付録12）。

同委員会は、委員長松田武彦教授（大学院総合理工学研究科長）のもとで、総合計画部会、組織運営部会、地区間連携部会を設け長津田地区所在の各部局等の教育・研究の将来構想を検討し、それに基づく要望事項をとりまとめたり、管理運営のあり方、事務組織、環境整理とその管理、大岡山地区との連携・協力体制について具体的な審議をしている。その詳細な内容は部局史を参照されたい。

なお、長津田地区の管理運営に関する具体的検討は、昭和51年5月から、

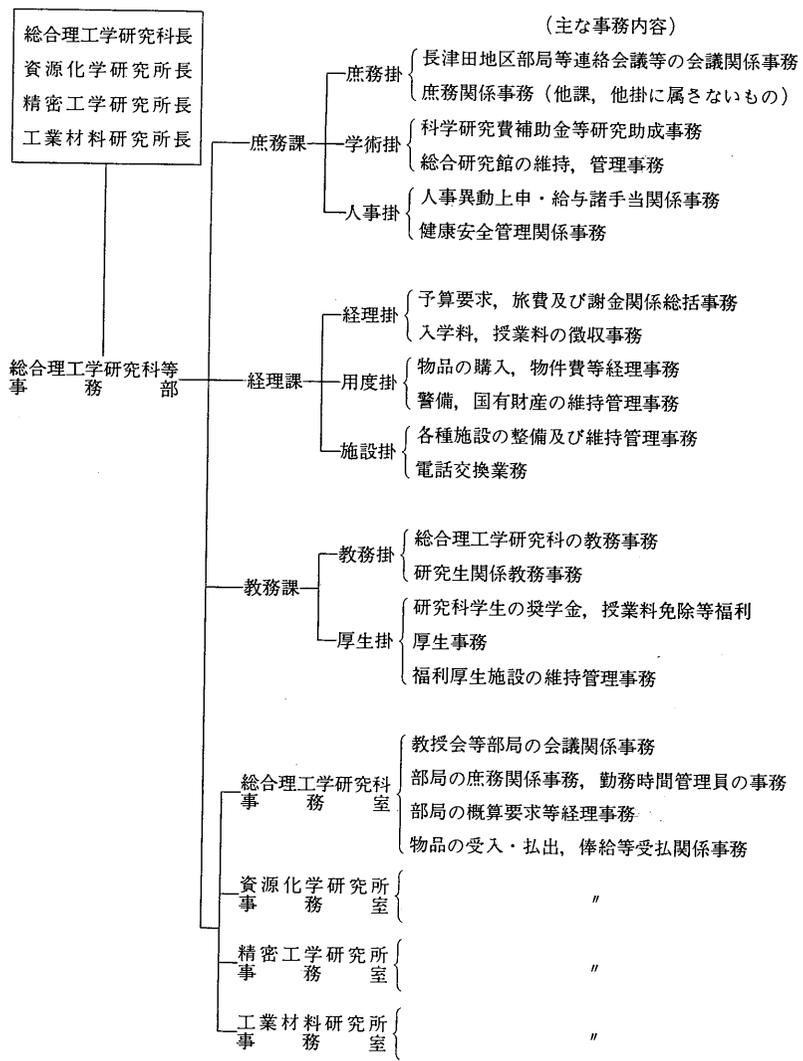
学長を議長（本部長）とし、同地区への移転部局等の責任者をもって組織する「長津田地区本部」が設置され、そこで行うこととなった。同本部は長津田地区に設置され、その使命は当分の間同地区所在の部局等の間の連絡調整を図るとともに、随時に同地区共通の諸事項を処理することとされた。

更に昭和53年4月、先の長津田地区整備計画委員会の設置と同じ時期に、同じ理由で、この長津田地区本部は「長津田地区部局等連絡会議」に改組された。この会議は、学長から権限の委任を受けた部局長の1人を主査とし、同地区所在の部局等の責任者をもって構成され、地区全般の管理・運営について随時協議し、地区の共通事項を地区内で迅速的確に処理しようと意図した。

また、長津田地区全体に係る管理運営の事務組織についても、昭和52年3月以来検討が続けられた結果、昭和53年5月、同地区の事務組織を考えるための基本方針が策定された。それによると、部局自治に支障を与えることなく地区の共通的事務処理を円滑に行うため、各部局に固有の事務を処理するのに必要な事務組織を存置しつつ、4部局長を長とする共有事務部を昭和54年度から設置するが、差し当たりは長津田地区等連絡会議で決定されたような問題を中心とする共事事務を処理するに止め、事務の合理化・集中化が完成するまでの間、各部局等の事務のうち可能なものから徐々に移行させることにしたのである。

この共事事務部の構想は、大学本部事務局等との連絡を一括集中処理して事務量の軽減を図ると同時に、事務を各機能別に専門化することによる能率向上のメリットをもつと考えられるが、一方政府の方針による定員削減と、講座・部門の増設による事務職員に対する負担増を緩和する方策でもあった。そしてこの基本方針をもとに、更に検討を加えた結果、昭和54年4月から長津田地区共通の事務組織として「総合理工学研究科等事務部」が発足し、事務部長の下に庶務・経理・教務の3課がおかれ、各部局事務室と連携をとりつつ、長津田地区全体の事務を処理することとなった。いまその事務組織を表示すると、次のとおりである。

東京工業大学長津田地区事務組織



理学部長———理学部附属天然物化学研究施設
工学部長———工学部附属像情報工学研究施設

5. 廃棄物の処理と健康安全管理体制の整備

本学のような理工学を中心とする実験の多い大学では、その実験から生ずる各種の廃液・廃棄物は大量であり、かつそのなかには危険物質も含まれ、その処理は極めて重要な問題である。また、実験等に伴う各種危険からの安全確保には、古くから重大な関心が払われてきた。特に近年工場等による産業公害の問題がやかましくなり、大学の実験室もその埒外とはされなくなったのである。

本学も昭和50年に水質汚濁防止法の「特定事業場」に該当することになり、早速大岡山構内に実験廃液処理施設を新設し、昭和51年1月から実験廃液の一括集中処理を開始し、重金属元素含有廃液および有機廃溶媒類その他を重点的に処理してきたのである。

現在実験廃液処理施設は施設部設備課に属し、そこには環境掛がおかれ施設の運転管理に当たっている。また、この施設を安全かつ効率よく運営するための全学的組織として「実験廃液処理委員会」がおかれ、実験廃液の処理方法、連絡調整、施設の利用等について協議をしている。また、施設の運転について処理技術の向上のため技術協力室がおかれ、教授会構成員3名と助手1名がこれに参加してきた。

他方、職員の健康安全管理については、昭和47年2月に「東京工業大学職員健康安全管理規則」が制定された。実はそれ以前に防火に関しては昭和45年7月に「東京工業大学防火管理規則」が制定され、また放射線障害の予防に関しては、昭和48年5月に「東京工業大学放射線障害予防委員会規則」、昭和52年7月には「東京工業大学エックス線障害防止管理規則」等が制定され、運用される等、職員の安全管理について各種の面からの整備が行われてきている。この「健康安全管理規則」は、主として人事院規則に基づくものを中心とした職員の健康および安全管理であり、経理部の所管する防火管理ともその重点のおき所を異にするものであった。

本学は実験中における火災や爆発等の不慮の事故がしばしば発生し、たまたまそれが職員や学生の傷害に結びつくこともあるので、この安全管理は教育・研究の環境管理として極めて重要視されるべきものであったが、その徹底を欠いた嫌いがあったのである。

そこで昭和50年11月この健康安全管理規則を全面的に改正し、そのなかで「健康安全管理委員会」を設置するよう規定した。この健康安全管理委員会委員には各部局長および学長の指名による者が含まれ、職員の健康管理だけでなく、安全管理についても実施計画の審議立案を職務とした。また、安全管理に関する専門委員会を置き、専門的事項の検討に当たらしめ、更に業務委員会を置いて業務の円滑な実施を図ることとなった。また、安全管理の効果的、かつ円滑な運営を図るため、専門的立場から部局長が行う責務を補佐し、具体的な安全教育および環境安全にかかる調査点検等を行うため、昭和52年7月1日付で「安全管理実施委員会」を設置した。ここで特徴的な点は、この実施委員会は学生等に対しても、特別の安全管理に関する措置が規定されるまで、部局長に対して学生等の安全管理について必要な助言を行うことができるとした点であろう。

このような安全管理のための組織制定に伴い、昭和53年3月、健康安全管理委員会の安全管理専門委員会は、「安全手帳」を作成し広く学内に配布した。これは各専門分野の教官が手分けをして分担し、かなりの長時間をかけて作成したものであり、Ⅰ．非薬品、重量物取扱い上の安全心得、Ⅱ．薬品等の取扱い上の安全心得、Ⅲ．地震に対する安全心得の3部から成っている。極めて詳細かつ実践的な指導書として大いに活用されている。

なお各部局には、それぞれ健康安全管理に関する委員会が設置されている。

6. 超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡の設置

昭和54年度および55年度の特別設備費（3億1千万円）により、本学に超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡が設置され、長津田地区の図書館分館裏に独立の建物が建設された。昭和56年7月学内外に対して公開披露会を開催した。この装置は電子顕微鏡の最近の3つの技術的進歩である電子加速電圧の超高電圧化、鏡体の超高真空化、分解能の向上を、相互に矛盾なく一体化させ、それぞれの技術のもたらす広い有用性の相乗効果が期待される高性能の電子顕微鏡である（東工大クロニクル139号、昭和56年10月号、八木克道氏稿）。

本学では昭和47年度から概算要求を続けてきたが、石油危機等の関係で数年間足踏みをし、54年に初めて認められた。本装置は全学共同利用機器であり、当分の間理学部が世話部局となり管理・運営を行うこととなった。昭和56年5月本装置の運営委員会と同専門委員会が設置され、運営委員会の委員長に理学部の八木克道教授、専門委員会の委員長に工学部の長倉繁麿教授が任命された。

7. 東京工業大学百年記念事業資金募金会の発足

本学の創立百年記念の事業資金は、12億を学内外の募金にまつこととなるが、その募金活動をどのように推進していくかについて、昭和56年3月19日本学学内世話人（代表高島洋一教授）と蔵前工業会側の世話人（代表中山一郎氏）とが第1回の世話人会を蔵前工業会館においてもち、記念事業に関して検討を開始した。

同世話人会は、募金趣意書、募金会の会則案、役員候補者の人選、募金会の認可を受けるための準備を進めた。他方学内の世話人会でも、並行して事業内容の検討等を行い、ほぼ準備を終了したので、56年8月27日、東京都千代田区の竹橋会館において、「東京工業大学創立百年記念事業資金募金会設立準備懇話会」を開催し、役員就任予定者の意見調整を行った。

昭和56年9月28日、国立教育会館において、同募金会の発起人会が開催された。議事に先立ち、本募金会結成の世話人を代表して学長齋藤進六氏から、本会結成の動機について、後に掲げる趣意書の要旨を説明し、同氏を発起人会の座長に依頼して議事を進行した。すなわち(1)募金会の結成、(2)募金趣意書および募金要項の作成、(3)募金会会則の制定、(4)募金会役員の数（理事545名、常任理事77名、専務理事3名、監事2名としたが、今後の成行により多少の増減を認めることとし、理事550名内外、常任理事80名内外、専務理事数名、監事数名とした）、(5)理事および監事の選任、(6)顧問就任の依頼、(7)発起人会議事録連署人の依頼の件である。いずれも原案を異議なく承認して閉会した。

次いで会長、副会長、常任理事、専務理事、常任監事の選任を行い、会長に東京芝浦電気株式会社相談役土光敏夫氏、副会長に蔵前工業会理事長

白沢富一郎氏、同相談役中安閑一氏、東京工業大学長齋藤進六氏、次期学長予定者松田武彦教授の4氏を選任した。なお常任理事、専務理事、常任監事の選出は予め就任依頼をして了承をえている方々として承認を得、評議員の委嘱についても同様の手続きにより、委嘱をすることを了承した。

かくして募金会は無事設立され、今後は常任理事会を執行機関とし、実務に関することは専務理事の担当で運営することとなったが、常任理事会はその構成上瀬繁に開くことが困難であり、常任理事連絡会により円滑な実務処理を図ることとなった。

ここに募金趣意書および創立百年記念事業概要を掲載する。

東京工業大学創立百年記念事業資金募金趣意書

東京工業大学は、明治14年(1881年)5月26日東京職工学校として創立されて以来、本年を以て満百年を迎えました。その間東京工業学校、東京高等工業学校、東京工業大学(旧制)、東京工業大学(新制)と名称及び組織の変更はありましたが、常に時代の要請に応えつつ、科学・技術の教育・研究を通じて、我が国の発展に大きな貢献をして参りました。

すなわち創立当初においては、欧米からの輸入技術を当時の在来工業及び近代工業の育成に生かし、その先達者となるべき技術者を養成し、その後次第に我が国固有の近代技術の開発に努め、既に戦前において我が国が先進諸国に伍して決して劣らぬ工業国と称し得る地位を占めるに至る基盤作りと人材育成に貢献して参りました。

戦後はいち早く大学の制度を抜本的に改革し、民主的な学術の教育・研究体制を確立し、新制大学及び大学院の発足に対しても適切に対処し得て、昭和30年代から40年代にかけての理工系大学の一大拡張期において、多数の有為な科学者・技術者を世に送り出すことができました。更に昭和42年からは、理・工の二学部からなる複数学部の大学となり、工業技術の根底からの教育・研究のための体制を作り上げ、また長津田地区に新キャンパスを得て、そこに大岡山地区における理工学研究科とは別に、学際的な理工学研究の新分野を開拓するため、新たに総合理工学研究科という大学院組織を設置するとともに、研究所等の移転も行い、ほぼその完成を見、今日の高度かつ複合的技術の研究開発の要請にも対処しうる教育・研究体制を整えて今日に至りました。

かくして東京工業大学は、東京職工学校創立以来今日までの百年間において、関連付設校の卒業生を含めて約55,000名という多数の人材を世に送り出しました。う

ち新制大学における大学院修了者だけでも8,100名に達しております。また東京工業大学は創立以来外国人留学生の教育に力を入れ、そのための特別な教育機関をもっていた程であります。その卒業生数は総計1,400名に達しており、大いに教育の国際化の実をあげております。更に東京工業大学における数多くの研究業績が、学界及び産業界において高い評価を得ていることは周知の通りであります。いまその一例をあげれば、フェライトの発明、水晶振動子の研究、歯車の研究、ビタミンB₂の合成等があります。

以上のように東京工業大学百年の歴史は、正に我が国の発展を支えた科学・技術の教育・研究の歴史そのものであり、従って東京工業大学には、その教育・研究に用いられた貴重な器材や文書・記録が数多く集積されております。これを体系的に整理し展示することは、たんに東京工業大学にとってだけではなく我が国全体の科学・技術の教育・研究の発展のため先人の果した業績を明確にする意義をもつものであり、更にこれを踏まえて今後の一層の発展を図るための貴重な礎石となると考えます。

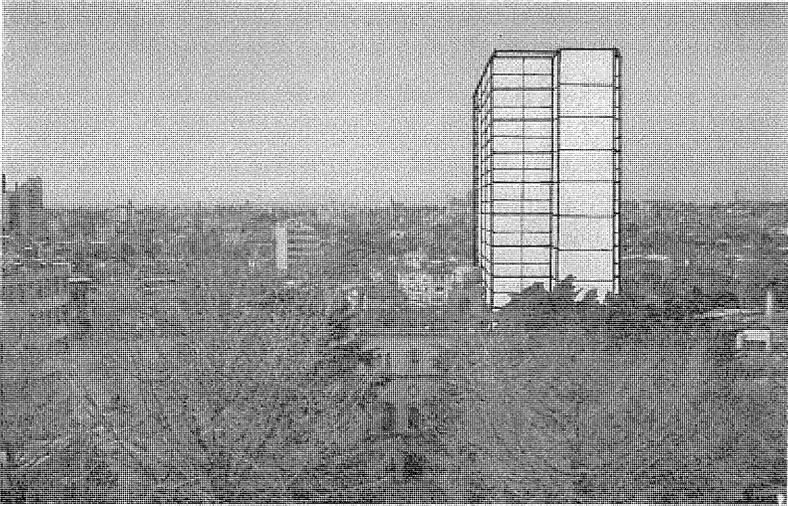
そこでこの記念すべき創立百年の時期に当たり、正に「科学・技術の教育・研究百年」の業績の展示・保存を中心とする「百年記念館」を建設し、そこに現在における科学・技術の最先端の所産をも併せて展示して、東京工業大学の遠き将来に向けての一層の発展のための一大モニュメントとする計画であります。そこには更に公開講座をはじめとする地域社会サービスのための設備を設ける等多角的な活用を図る計画であり、完成の暁には、これを国に寄付する予定であります。

更にこの創立百年記念事業の一環として、少壮有為な研究者の国際交流のための海外渡航費の援助、外国人研究者の招致の費用を賄うため「国際学术交流基金」を設定すること、また「東京工業大学百年史」を編集・刊行すること等が計画されております。

以上の諸記念事業を遂行するために必要な巨額の資金を調達するため、ここに私達有志が相はかり、大方の御賛同を得て、東京工業大学創立百年記念事業資金募集を行うものであります。なにとぞ以上の趣旨を諒とされ、本事業の達成に対して絶大なる御協力を賜わりますよう、切にお願い申し上げます。

東京工業大学創立百年記念事業概要

東京工業大学は明治14年(1881年)に東京職工学校として創立されて以来、東京工業学校(明治23年)、東京高等工業学校(明治34年)、東京工業大学(旧制)(昭和4年)、東京工業大学(新制)(昭和24年)へと発展し、昭和56年5月26日をもって満百年を迎えました。これを記念して、次のような記念事業を計画しております。



百年記念館案
(詳細は以下のとおり)

1. 百年記念館の建設

所要経費	8億円
建物面積	約2,600平方メートル

東京工業大学百年の歴史は、正に我が国工業の発展を支えた科学・技術の教育・研究の歴史そのものであります。その教育・研究に用いられた貴重な備品や文書等が、東京工業大学に数多く蓄積されています。これを体系的に整理して展示することは、単に東京工業大学のみならず、我が国全体の科学・技術の教育・研究に携わる方にとって極めて貴重な資料となると考えられます。

百年記念館は、かかる記念物品の保管及び展示の施設を中心に、それと対比される最先端の科学・技術の所産を産業界の援助を得て展示する施設、蔵前の先輩・後輩の方々をはじめ地域社会にサービスする施設を設ける等多角的に活用する計画であります。

2. 国際学术交流基金の設定

所要経費	3億3千2百万円
------	----------

近年學術の国際交流はますます盛んになっています。その経費は国費により助成されていますが、なお不足する状態であります。そこで東京工業大学に国際交流のための基金を設け、少壮有為な研究者等の海外渡航費を援助するとともに、諸外国の研究者を招へし、一層の学术交流を図る計画であります。

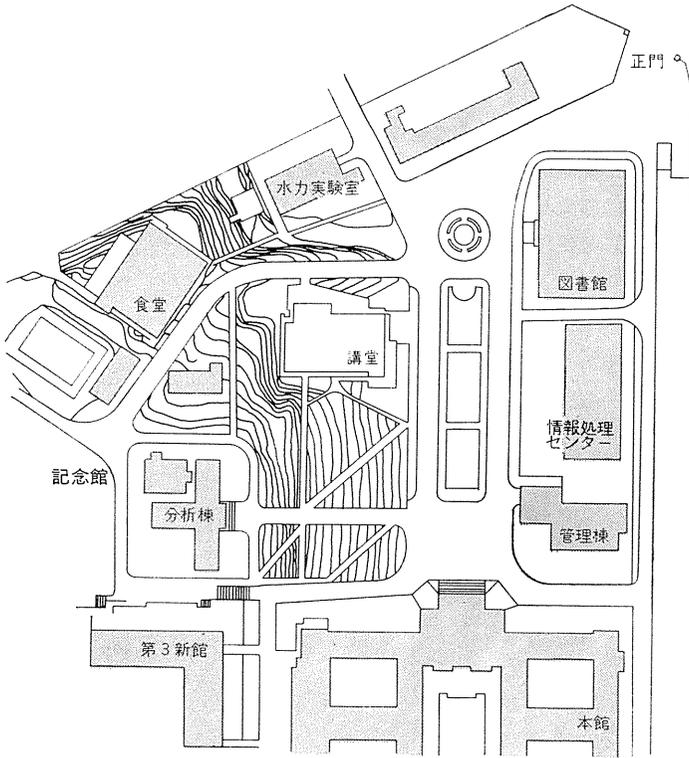
3. 東京工業大学百年史の編集・刊行等

所要経費 4千万円

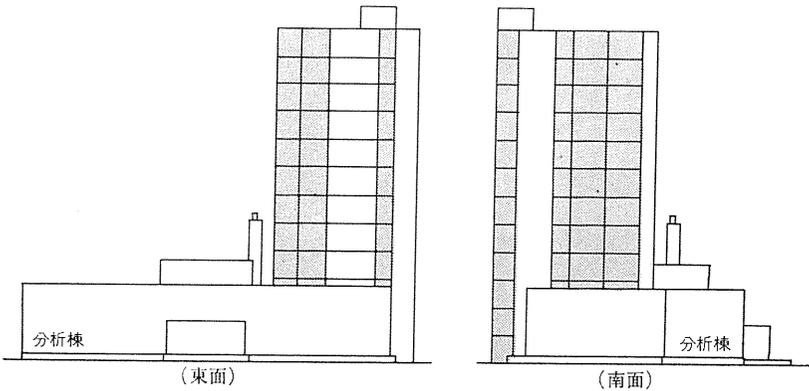
東京工業大学の百年間の変遷と発展の足跡を百年史として編集・刊行するものがあります。東京工業大学には昭和15年に刊行された「六十年史」がありますが、本百年史は、この「六十年史」を基礎としながら、特にそれ以後の40年間の変革・拡張・充実に焦点を置き、かつ東京工業大学の各学部学科・研究所等の変遷を「部局史」として加えることとしております。

以上の事業に必要な予算総額は募金経費2千8百万円を含め12億円であります。

配置図



記念館



付録 1

大岡山地区及び田町地区の将来計画について（案）

1. 要 旨

現在進行中の長津田地区建設計画は、全学の協力と関係当局の援助によって昭和53年度末までに完成する見通しである。この長津田地区の建設は、本学の教育研究体制の整備の第1段階に相当するもので、当然これに続いて大岡山地区及び田町地区における教育及び研究のための諸組織を再検討すべきであろう。長津田地区建設計画の終了時期を勘案すると、大岡山、田町両地区に関する将来計画を早急に策定する必要がある。

上記の将来計画は、本学の教育研究の質的向上を図るとともに、本学を社会に対してより開かれた大学とすることを主眼として作成するものとし、長津田地区建設計画と合せて本学の総合的發展を期する。

将来構想検討懇談会および大岡山地区並びに田町地区の将来計画の作成のため、大岡山地区将来計画委員会及び田町地区将来計画委員会を設置する。

なお、附置研究所のありかたとそれに基づく将来計画は、別に定める。

2. 将来構想検討懇談会

- a 本学の将来構想を検討し、また、大岡山地区、長津田地区及び田町地区の将来計画に関し連絡調整のための懇談会を設ける。
- b 懇談会の出席者は、次の通りとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 評議員 | 14人 |
| (2) 常置委員会委員長（教育委員会、施設委員会、研究委員会、大学院委員会、厚生補導委員会、広報委員会） | 6人 |
| (3) 共通科目教官会議副議長 | 2人 |
| (4) 工学部附属工業高等学校の校長 | |
| (5) 附属図書館長 | |
| (6) 教務部長 | |
| (7) 学長の指名する者 | 若干人 |
| (8) 事務局長 | |

3. 大岡山地区将来計画委員会

- a 大岡山地区における大学院・学部（専門・一般教育）の教育研究体制などを検討し、大岡山地区における将来計画の具体案を作成するために、大岡山地区将来計画委員会を置く。

b 委員会の構成は、次の通りとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 各学部長 | |
| (2) 原子炉工学研究所長 | |
| (3) 理学部及び工学部の評議員から互選された者 | 各1人 |
| (4) 理学部教授会構成員から互選された者 | 3人 |
| (5) 工学部教授会構成員から互選された者 | 6人 |
| (6) 原子炉工学研究所教授会構成員から互選された者 | 1人 |
| (7) 学長の指名する者 | 若干人 |
| (8) 教務部長 | |
| (9) 事務局長 | |

4. 田町地区将来計画委員会

a 田町地区の将来計画の具体案を作成するために、田町地区将来計画委員会を置く。

b 委員会の構成は、次の通りとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 工学部長 | |
| (2) 4研究所長から互選された者 | 1人 |
| (3) 工学部評議員 | 2人 |
| (4) 理学部及び総合理工学研究科の評議員から互選された者 | 各1人 |
| (5) 工学部附属工業高等学校の校長及び副校長 | |
| (6) 学長の指名する者 | 若干人 |
| (7) 事務局長 | |

(参考)

歴史的背景

- a 人文及び社会科学などの一般教育科目を履修課程中におりこみ、数学、物理学、化学のコースも設ける。(昭和21年4月)
- b 千葉大学東京工業専門学校附属工芸高等学校及び附属電波工芸高等学校並びに東京高等工学院が本学に移管され、附属工業高等学校並びに同校専攻科となる。(昭和26年4月及び5月)
- c 本学に理学部、工学部及び社会工学部を設けることを将来の構想とする。(拡充計画委員会報告に基づき、昭和41年6月22日教授会において承認)
- d 理工学部を理学部及び工学部に分離(昭和42年6月)
- e 長津田地区に附置研究所、学部附属研究施設を移転し、また、同地区を新しい大学院教育のモデル地区とする。(岡部地区利用に関する申し合せ事項、昭和43年11月10日評議会決定)

f 大学院総合理工学研究科発足（昭和50年4月）

以上

付録 2

大岡山地区将来計画委員会審議経過報告書

（昭和53年3月）

大岡山地区将来計画委員会

1. 審議の経過

「大岡山地区将来計画委員会」は、昭和51年12月に評議会が策定した「大岡山地区及び田町地区の将来計画について」の趣旨にもとづき、「東京工業大学大岡山地区将来計画委員会規則」に依拠して、「本学の総合的發展を図るため、大岡山地区における将来計画の具体案を審議作成すること」を目的として、昭和51年12月9日に創設されたものである。以来昭和53年3月までに18回の会議をもち討議をつづけてきた。

委員会は、最初「大岡山地区の現在かかえている問題点」について総括的に洗いあげる作業を行い（第1回～第3回）、ついでやや長期的展望にたつて大岡山地区将来計画策定のための基礎的構想の検討を進めることとし、委員長の私案として「大岡山地区将来計画について」および「大岡山地区将来計画委員会中間報告案」、同第2次草案を討議資料として4回にわたり活発な討議を続けた（第4回～第7回）。さらにその時点で全委員から文書により自由な意見を提出してもらい、第8回委員会（昭和52年4月15日）において総合的に検討した結果、その中の多数意見から今後の検討項目を集約することとし、最初12項目にわたる問題点を列挙した。その中には、学部入学試験制度の問題、大岡山キャンパスにおける施設・環境計画の配慮、学生施設の充実、事務組織の充実等が含まれていたが、第9回委員会で、当面問題点を次の5項目に絞って討議を進めることとした。

- (1) 大岡山地区将来計画立案のために必要な大学全体の基本志向について
- (2) 大岡山地区の使命について
- (3) 学部組織の充実について
- (4) 大学院の充実について
- (5) 研究所のあり方について

第10回委員会（昭和52年6月24日）から、上記の5項目について順次審議を続け

てきたが、未だその全体の討議を終了していない。しかし昭和53年4月からは、かなりの数の委員の交替が予定されるので、この機会に、今までの討議の内容を整理して、経過報告をし、今後の委員会の審議に資するため、本報告書を作成した次第である。

2. 審議内容

(1) 大岡山地区将来計画立案のために必要な本学全体の基本志向について

わが国は、最近数年の間に、従来までの高度成長経済から安定成長経済へと転換を余儀なくされてきた。それに伴い、現実の産業構造・社会構造は、大きな変化を遂げようとしている。もちろんこの変化を適確に予測することは至難である。しかし委員会としては、従来までの経済の高度成長を支えた基盤には、まぎれもなく科学技術の革新的発展があったと考えるが、今後の安定成長という社会的要請に応える基本的原動力も、実は新しい姿での絶え間なき技術の革新に求められるという基本的態度を、大方の委員が確認した。

さて本学は今まで幾多の社会的変革期にあたり、大学として適切な対応をしてきた。特に過去10年にわたる長津田地区の建設と、総合理工学研究科という新しい大学院部局の設置は、現在の新しい要請の先取りとも考えられる。大学は社会の現象的变化に徒らに惑わされ右顧左弁すべきではない。今日のような変革期にこそ、じっくりと腰をすえて、充実した基礎学力をもち、対象とすべき問題に対して明確な理念と問題意識をもってとり組みうる科学者・技術者を養成することを基本的使命とすべきであるというのが、委員会の大勢的意見であった。

(2) 大岡山地区の使命について

上述したように、本学は昭和40年代の初めから、長津田地区の建設に全力をあげて努力し、その結果3研究所・2研究施設の移転と新しい大学院部局の設置という立派な成果をえつつある。特に総合理工学研究科は、大岡山地区の学部及び研究所からの積極的協力をえて、10の新しい大学院専攻をもって、学際的分野の研究と教育の開拓に専念しつつある。他方田町地区では、わが国唯一の国立大学付属工業高等学校と専攻科をもち、若年期からの基礎的工業技術教育および職業人の夜間技術教育に対して輝かしい成果をあげてきたが、それをさらに社会に開かれた高等教育機関へと発展させる計画を検討中である。（「田町地区将来計画委員会中間報告」昭和52年6月参照）

この長津田および田町の両地区との関連において、大岡山地区は、ディシプリンを中心とする教育・研究を一層充実させることが、その基本的使命と考えられるであろう。それは長津田地区の大学院教育に対しても有為の人材を送り

込み、また田町地区の開かれた高等教育体制の整備に対しても、積極的な協力をなすうるものでなければならない。もちろんこの基本的学問分野の内容については、今日までの科学技術の進歩に対して、ある程度の学際的領域が含まれること、また新しい分野の基礎的研究の開発も必要とされる等、ある幅をもって考慮されるべきであろうというのが委員会の意見であった。

ただ過去約20年間にわたって行われてきた本学の規模の拡張は、学部入学試験制度、学部学科組織、一般教育および基礎的専門教育のあり方、学部学科と大学院専攻との関連等について多くの問題点を残してきた。また種々の理由で大岡山地区に残った原子炉工学研究所の将来のあり方についても未検討の問題が残されている。本委員会は、上述した(1)および(2)の大前提に立って、これら大岡山地区の学部、大学院、研究所のあり方について、その基本的方向を探求することを目的として討議をつづけてきたが、未だ具体的な提案をする段階にない。以下は提出審議されている問題点の輪郭を示すに止まる。

(3) 学部組織の充実について

本学が昭和42年6月から複数学部制にふみ切った際は、現在の理・工の学部だけを考えていたのではなく、「社会工学部」の構想をもっていたが、種々の理由からその実現をみなかった。また、その理・工両学部の運営をどのようにするかについても十分検討されないまま、今日に至っている。従って現在の時点で、学部間で調整を要する問題が多々残されている。

さらに長津田地区の総合理工学研究科の設置にあたり、理・工両学部から振替えられた基幹講座は8学科に属していた12講座であり、また大岡山地区からの協力講座は、原子炉工学研究所を含めて21講座におよんでいる。今後長津田と大岡山両地区間の協力体制をどのようにするか、また大岡山地区の教育・研究体制をどのように整備・充実するかについて、今日こそ積極的対策を講ずべき時機にきている。今後、前記(2)の「大岡山地区の使命」を念頭におきつつ、その質的充実をはからなければならない。

以下に、問題点とされた諸点を列記するが、そのうち委員会として審議をしたのは、1)の「一般教育・基礎的専門教育の充実策」だけであり、他は、時間の不足で討議を終っていない。したがって、それらについては、委員会の当初から各種の機会に指摘されてきた問題点だけを記し、今後の審議の資料に供する次第である。

1) 一般教育・基礎的専門科目の教育の充実策

複数学部制を施行した時に、両学部に通用の一般教育および基礎的専門科目の教育について、共通科目教官会議を設置し、それを中心とした運営組織

をつくったのであるが、種々の理由で十分な機能を果さず、従ってその下部機構である共通科目教員会議常任委員会も、日常的業務のみを処理するに止っている。本学には大学院教育を含めて、教育全般に責任をもつ教務部長制度が残されている。そして複数学部制への移行にあたっては、「全学一本の教育方針」に則って、教育の一体的運営をはかることが確認されているが、そのために教務部長が日常処理する業務は極めて多く、到底一個人の能力の範囲で処理しがたいものとなっている。

他方一般教育および共通の専門科目の教育も、相次ぐ入学定員の増加に伴う教官数の増員が不十分なため、授業負担が過重となり、勢い多人数教育や過密な時間割により、学生を教育することとなっている。一般教育および共通の専門科目の教育を担当する教官が、その教育・研究に十分な意欲をもちうるような体制の整備が早急に望まれる。

そこで本学の改革案として、常々検討されたものに、教務部長の他に「教育長」をおくことがあるが、それも実現困難とされた。とにかく、この一般教育および基礎的専門科目の教育の責任体制については、早急に抜本的対策を講ずる必要があるということで、意見の一致をみた。そこで、とりあえず本委員会のなかに6名の委員をメンバーとする小委員会を設置し、十分審議がなされた結果をさらに本委員会できりあげることとした。

2) 学科新設・学科の改組・拡充策

この点について、従来までとりあげられた問題点は、次の諸点である。すなわち、長津田地区の総合理工学研究科の新設に関連して、理工両学部から学科新設や学科の改組拡充を要望する声は多いが、これをどのように方向づけて処理していくかが問題である。また大岡山地区に学科新設等のスペース的余裕があるか否かも、今後検討されなければならない。

3) 学部新設の構想

委員会の初期の議論のなかで、委員長私案に示された新学部設置の構想があって、それをめぐり数回の論議がかわされたが、前述した(2)の大岡山地区の使命との関係もあり、まとまった結論をえていない。

4) 研究施設の新設

大岡山地区の使命を「基本的学問分野の教育・研究の充実」とするとしても、新しい科学・技術の基礎的研究も、大岡山地区で行われる必要性があり、かつその萌芽はすでに各所に芽生えている。これらについて、長津田の総合理工学研究科との調整は必要であるが、大岡山地区にも研究施設を新設する必要がでてくるといふ問題が指摘されている。

5) センターの設置

現存する教育工学開発センターおよび保健管理センターのほか、外国語および体育の両群から新しいセンター設置の要望がある。それは一般教育等の充実に関連して、今後検討を必要とする問題である。

(4) 大学院の充実について

この件についても、問題点だけの指摘に止める。本学は、総合理工学研究科の新設もあって、著しく大学院組織を拡充した。しかしそこには今日その質的充実の問題が残されている。また修士に比べて博士課程の実員が著しく少ないことも問題である。また学部組織の上に設置された大学院組織に対して文部省が特別な予算措置を講じてくれない点も問題である。

なお昭和31年に設置された原子核工学専攻は、まさに学際的領域の専攻であり、大岡山地区でこれを含んで学際的領域の新専攻が設置しえないのか、さらに、人文社会群の一般教育と大学院の教育・研究を併せて担当しようとする新専攻の設置の要望が委員会でも紹介されたが、十分な結論をえていない。

(5) 研究所のあり方について

大岡山地区に残された原子炉工学研究所は、昭和52年4月にその「将来計画」(案)を策定し新設部門をも加えてグループ編成を整備し、「原子核反応炉理工学研究所」に改称しようとする意図をもつことが、委員会でも紹介された。本委員会としては、1回の討議を行っただけで、特に結論をえていない。

(6) その他の問題点

なお委員会として当初大岡山地区の重要問題として指摘されながら、時間の関係で手をつけていない問題として、学部の類別入学試験制度の改善、学生施設の改善等があるが、これらはすべて今後の検討にまたなければならない。

付録 3

原子炉工学研究所将来計画

昭和52年4月(策定) 昭和53年4月(改訂)

I ま え が き

本原子炉工学研究所は、昭和31年4月に原子炉研究施設として設置された。その設置目的は原子力に関する研究を総合的に発展させ、あわせて原子力関係学者および技術者を養成することであった。昭和39年4月には原子炉工学研究所に改組され、

ますます研究用設備は整備充実されて所員の研究業績もまた内外の学会や印刷物に数多く発表されてきた。その間、同時に本研が直接運営教育に当たっている大学院理工学研究科原子核工学専攻からは300名を越える卒業生を社会に送り出してきた。表1に本研の沿革として部門および特別設備の変遷を示す。

創設以来満20年の歳月が経た今日、本研の在り方を顧み、且つまた将来のエネルギー問題の指向する行方を予想し、今後いかなる将来像を画いて本研を拡充改組してゆくべきかを考え直す時機が到来していると思われる。すなわち、世界のエネルギー事情は種々の理由からその将来は必ずしも明るいものではない。石油・石炭等の在来資源の涸渇とその有効利用法の開発、太陽熱、地熱その他新エネルギーの実用化等が未だ海のものとも山のものとも分らぬ状態において、核エネルギーが脚光を浴びているというものの、環境、感情もろもろの問題に取り巻かれて何とか解決の緒を見付けようと苦しんでいるのが現状である。それ許りではなく、急速な原子力開発のうちに見過ごされた問題点が次々と露呈するに至って、自ら首を絞めている観すらある。このような現状を打破し、軽水炉をはじめとする各種の熱中性子炉の技術的完成と高速増殖炉の開発、さらに核融合炉への発展は、将来のエネルギー問題解決のために敢えて挑戦しなければならない課題である。この事実はまた本研の将来を左右するものであり本研の進むべき選択に一つの手掛りを与えるものであろう。

本研が大学附置の研究所である以上、大規模な開発研究所とは自ずから異った使命を担っていることは明らかである。すなわち、学問の真理を探求する大学人が研究する研究所においては、人類の福祉に終極的に貢献しうる学問としての研究が先ず第一義的に優先しなければならない。また学問の自由の旗じるしを自らおろす必要もないことは言を待たない。しかしながら、原子炉工学研究所という名称と、それに則した設置目的によって、少なくとも或る程度の研究領域は限定されている。本研の将来をいまここに再考するに当っては、原子炉を広義に解釈し、未来のエネルギー資源の利用体系とみることによって、まず本研の指向すべき分野を定め、その目的達成のためにはいかなる学問領域が必要であるかを熟考し、少なくとも今日より10～15年間に亘る改組拡充すべき具体案を示すべきであると考えられる。もちろん将来計画としてはそれが画餅に帰するような淡い夢を描くことではない。その実現性が高く、且つわが国許りでなく全世界にとって必要欠く可らざる緊急問題を考慮に入れ、しかも未来に夢を託する萌芽的研究を育てることを念頭に置かねばならない。

本研20年の歴史を反省し、且つエネルギー問題の将来と大学における研究の使命を勘案し、1971年以来検討を重ねてここに原子炉工学研究所将来計画を策定したものである。

表1

		原子炉工学研究所																						
部	原子炉研究施設																							
	1. 原子炉物理 2. 原子核工学 3. 放射線計測 4. 放射化学 5. 原子核化学工学 6. 原子炉材料 7. 放射線防禦								改 称				新 設		新 設		改 称		新 設					
門	1. 原子炉物理 2. 原子核工学第一 3. 原子核化学第二 4. 原子核化学 5. 原子核化学工学 6. 原子炉材料 7. 放射線防禦								1. 原子炉物理 2. 原子炉設計工学 3. 原子炉熱工学 4. 原子炉化学 5. 原子炉化学工学 6. 原子炉材料 7. 保健物理				8. 原子炉設計理論 9. 原子炉燃料		7. 放射線物理		10. 原子炉安全性工学							
年度	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	
大型設備	アトラス型質量分析装置 原子科学研究室(コッククロフト)								原子力関係工作工場 放射性同位元素実験室 中性子発生装置				同位体分離実験装置		高温核燃料要素実験室		広領域線質放射線照射実験室							
						2年		⊕		2年		2年			2年					3年				

II 原子炉工学研究所の将来計画案

1. 研究所の改組ならびに部門名称変更と拡充の考え方

現在9部門を擁する本研は、原子力平和利用の黎明期時代に対処して創設された原子炉研究施設の部門を、昭和39年4月の原子炉工学研究所が創設されたときに改組したものである。しかし、20年の歳月の流れた今日では必ずしも現在の原子力諸問題に対応するのに適した部門構成であるとは言い難い。もちろん今後本研を20部門あるいはそれ以上の部門をもつ大研究所に拡充して、基礎・応用の全関連部門を網羅することも理想としては望ましいことではある。しかしながら立地条件および原子力に関連する国立、大学附置および特殊法人組織による研究所との兼ね合いを考慮し、近くは学内の協力、さらに国内での協同研究、より広くは国際協力によって研究成果をあげるように努力することが、日本の国状、学問の性質からみて妥当であると考えている。すなわち、本研の改組拡充の主旨をまず次のように考える。

- (1) 現在直面しつつある、あるいは将来必要となると予想される重要詩題に対応するため、研究分野を時宜に適したものにすべく研究所の目的を大分類する。
- (2) 大分類に適合する部門としては、基礎分野以外は今後10～15年の研究プロジェクト期間を想定して、部門名、内容を改める。
- (3) 本学理学部、工学部、総合理工学研究科ならびに資源化学、精密工学および工業材料の各附置研究所との協力体制を強化し、広領域分野である原子力に関する研究を充実するとともに、学内共同利用研究所の性格を取り入れて学内の研究者の研究の便宜を計る。
- (4) 学外ならびに外国の大学の研究者との交流をたかめ、流動研究所の性格をもたせる。
- (5) 日本原子力研究所および動力炉・核燃料開発事業団等原子力開発機関との研究協力を強化する。

このような考え方を前提にして本研は本研のスタッフの持つ能力を効率的且つ集中的に活用することにより、実現の可能性のある必要最小限の部門数により、充実した設備を活用し、且つ学内外との交流により一層の研究成果を挙げることを主眼として本研の再編成ならびに部門増を計画した。

来るべき2000年代へのエネルギー分野における研究の橋渡しが差し当りの本研の目標であることから、今後の研究分野は、核分裂と核融合と、そして両者の間にある諸々の核反応を対象として、特に緊急を要するものおよび将来への萌芽的研究を採りあげて、次の如き分野を本研の当面の課題と仮定する。すなわち

〔1〕 核反応炉基礎

次期核分裂炉および核融合反応炉の実現に必要な核的原子的物理・化学なら

びに工学的諸物質特性の究明を目的とする。

〔2〕 安全性

原子炉（核分裂炉，核融合炉）の効率の利用に伴う周辺への影響を少なくするため，広義の安全確保に必要な技術に関連する学問的現象の基礎的研究。

〔3〕 核物質生産・処理と関連材料物性

核分裂反応，核融合反応に必要な資源生産と，放射性廃棄物の処理処分に関連する技術ならびに関連材料の物性研究の基礎となる学問領域の研究。

このような大分類に基づき，且つ敷地の有効利用の可能性を検討して，研究所を改組して新時代にふさわしい名称に変更し，且つ部門名を変更したうえで新部門，研究施設の新増設を考えるものとする。

2. 研究所の目的ならびに名称の変更

前述の今後の原子力・核融合研究の動向を勘案し，研究所の設置目的を

「原子核分裂炉・核融合炉の理工学に関する学理ならびにその応用の研究」
に変え，これにより従来核分裂炉のみが研究の対象であるかの如く受けとられがちな本研究の名称を，核分裂炉分野と核融合炉分野にまたがる広い範囲の理工学を取扱うことを明らかにするため，

（仮称） 原子（核反応）炉理工学研究所

RESEARCH LABORATORY FOR NUCLEAR REACTORS

と変更する。

3. 部門の改組による名称変更

前述の大分類に基づき，既設の部門の大部分を改組し，部門内容を明確にして，今後10～15年間の研究所の性格を限定した目標に合わせ，研究成果を世に問うことにする。しかしながら原子力関係の研究分野は複合領域であり，各部門単独の研究活動では目的を達成し難い問題も多い。したがって今後は部門間の共同研究を活性化しよう共同プロジェクトの策定が望ましい。

新旧部門名は表2に示した如くである。

4. 部門増設計画

前述の大分類に基づき，且つ後述の敷地利用計画とを勘案して，6部門を増設して15部門に拡充する。部門の内容が特別設備を特に必要としないものであれば，敷地内にその後に2～3部門を収容することができるが，これは次期の計画とし，今後の研究動向，研究の必要性によって更に検討する。

もちろん増設を計画している部門は，現在あるいは近い将来最も重要と考えられるものである。したがって，これらは存続期限を附することにより，学問の動向，必要性に対処するものとする。

表2

区分 部門等	現 状	将 来 計 画		
		核反応炉基礎	安 全 性	核物質生産・処理
研 究 所 (専 任) 部 門	1.原子炉物理 2.原子炉設計理論 3.原子炉設計工学 4.原子炉熱工学 5.原子炉安全性工学 6.原子炉化学 7.原子炉化学工学 8.原子炉材料 9.放射線物理 10.原子炉燃料	1.中性子物理 2.核反応炉理論 6.同位体化学 9.放射線物理	3.動特性解析 4.伝熱流動 5.安全性工学	7.核燃料サイクル工学 8.材料挙動工学 10.核燃料設計
		㊦放射線情報解析 ㊦原子・イオン 物理工学	㊦トリウム化学 ㊦構造強度	㊦核物質処理工学
流動部門	—	㊦核反応炉基礎理学	㊦核反応炉応用工学	
学内併任 部 門	—	㊦核反応物理	㊦環境工学	㊦高温燃材料物性
原子炉利用 研究施設 (王 禅 寺)	—	㊦原子炉利用 放射化分析		
高速増殖炉 研究施設 (大洗大貫)	—	㊦高速中性子 物理・化学	㊦ナトリウム技術	㊦照射燃材料工学

表2中に、増設部門名を示す。

5. 学内併任部門と流動部門の新設

原子力研究は学際領域の問題を取扱うことを考慮し、その研究を更に効果的にするためには、学内の理・工学部、総合理工学研究科および3附置研究所に所属する教官と随時緊急テーマを共同プロジェクトとして約3ヶ年位本研の施設を利用しながら研究することが有効であると考え。よって、まず3部門の学内教官併任部門を創設する。各部門には専任教官はおかず、学内の教官を併任教官として研究所併任教授または助教授とするもので、専任定員は要求しない。しかし、少なくとも研究所部門研究費と同額の研究費を本研予算として計上するものとする。現在、本学には協同研究費が交付されており、学内教官との協同研究が行われているが、併任部門の設置によりその実効を高めることができると考える。

もし、3部門の学内教官併任部門の設置が認められるならば、第1期(約3年)には次の分野を考えている。

- (1) 核反応物理
- (2) 環境工学
- (3) 高温燃材料物性

この構想を更に学外および国際間に拡張したものが、流動部門の構想である。これも日本および外国の研究者を本務のポストのまま、一定期限を附して本学（本研所属）の併任教授または助教授として迎えるものである。したがってこの部門も専任員は0であり、研究費のみ本研の予算に計上する。現在考えられている流動部門は

- (1) 核反応炉基礎理学部門
- (2) 核反応炉応用工学部門

である。広義の名称を選んだのは、招聘する学者に柔軟性をもたせるためである。

表2に、他の部門との対応を示す。

6. 本研（大岡山）敷地の今後の利用計画

現在の敷地を基本にして本研の改組拡充を考えるか、あるいは他に新たに敷地を求めて移転するかは、本研の将来計画を樹てる場合には重要な因子である。しかし購入希望の土地周辺に対する説得の煩らわしき、排水・廃棄物の処理設備、大岡山および長津田地区との連絡などを考慮に入れ、さらに本研の施設が比較的新しいことを考え併せると、他に移転することは必ずしも得策ではない。これらの制約条件から、現在の敷地を基礎にして検討してみる。

研究所の1部門当りの基準面積は約660m²である。現有の研究室面積はこれを可成り下回っている。しかし本研には既に本研専用の基準外建物4,480m²を有している。この事実と考え併せて必ずしも研究室として研究所基準面積に固執せず、学部基準面積並で良しとするならば、現在の敷地を利用して今後6部門の増設が可能となつてと思われる。

すなわち、そのためには、現存の如月寮を取り壊し、ここに5階建鉄筋コンクリート構造の建物約5,000m²を建設することができる。この建物の建坪は現在の本研究本館とほぼ同じとする。

今後必要とする特別設備用基準外建物は、本館向い東急線沿いの空地に、2階建約2,500m²を建てることことができる。既設の本研究専用基準外建物の平均面積は、1実験室当り746.7m²であるから、上記の空地利用により、3～4の基準外特別実験装置用建家を設けることができる。ただしこの場所には後述の理由により、非放射性実験設備の設置が望ましい。

また5階建研究館内には理工学研究科原子核工学専攻用実験室、講義室あるいは場合によっては同専攻基幹講座用研究室も収容しなければならないであろうし、ま

た学内の共同研究用の研究室や本研と総合理工学研究科エネルギー科学専攻との協力体制を更に強固なものにするために同専攻の大岡山分室といったものを収容しなければならないであろう。

本研が管理している放射性同位元素実験室は全学共同利用である。しかしこれは現在その面積が200m²の1階建てで狭隘であるので、これを改増築して整備するためには、延べ1,000m²~2,000m²の研究室と放射性廃液の処理装置を設置する必要がある。このための敷地としては、現在大部分が倉庫として1部が重気炉設置場所として利用されている発動機実験室(昭15年設置)を取り壊し、また現在の放射性廃液処理装置を取り込んだ設計によって増改築することができる。これが実現すれば、現放射性同位元素実験室を「東京工業大学アイソトープ総合センター」としての機能を果たすことができるであろう。

部門の増設に伴う放射性物質及び廃棄物の貯蔵庫ならびに核燃料廃棄物保管庫、危険物(薬品等)貯蔵用倉庫および研究所倉庫が必要となるが、これらは50~100m²程度で敷地内に効率的に配置し、建設すれば足りるものと思われる。

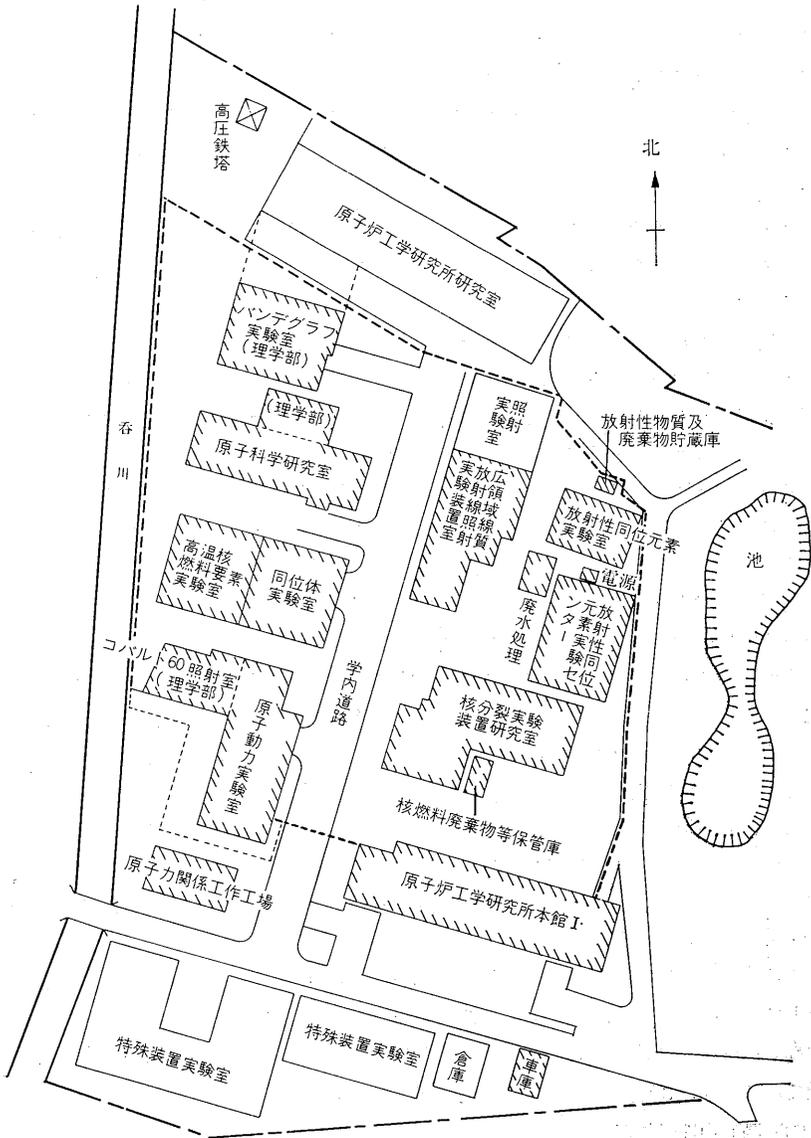
核物質の防護ならびに放射性物質の取扱いの安全性を期するために、将来法律によって当該施設を1次管理区域とした上で、本館ならびに原子力関係工作工場背後の原子炉研地帯全体を2次外周管理区域として指定しなければならないことが予想される。この際には本館から如月寮地区にかけての地域は、いわゆる原研通りの両側には放射性物質・核物質を取扱う建物が並んでいるため、金網によって囲み、一般人の通行および随時立ち入りを制限せざるを得なくなる。この点からもし、東急線沿いの空地に建物を建てる場合には、非放射性実験室とすることが望ましく、予想管理地区内にある現存の非放射性実験室(例えば原子動力実験室)は廃棄または東急線沿い建物に移転し、同地建物を他の放射性実験のために改造転用すべきである。

以上の検討結果をまとめて図示すると、図1の如くなる。

7. 附属研究施設の創設(その1. 原子炉利用研究施設)

本研は現在武蔵工業大学原子力研究所の研究用原子炉を全国の研究者が共同利用する「武蔵工大原子炉共同利用」を担当している。この原子炉では主として原子炉の医療利用が研究され、また実際に治療に使用されているが、また一方では、環境問題に係わる物質の微量非破壊分析技術の開発研究にも利用されている。本研はこれらの活動を更に発展充実させるために、王禅寺地区に本研附置「原子炉利用研究施設」を設置し、少なくとも2部門、1部門当り教授1、助教授1、助手2、技官2とし、研究施設として、事務官2程度の専任教職員をおくことを考える。部門名としては次の2つを予定している。(表2参照)

図1 大岡山原子炉工学研究所地区



(1) 原子炉利用 (2) 放射化分析

このためには、王禪寺地区に若干の土地を購入することも考えられるが、現在王禪寺地区には、「武蔵工業大学原子力研究所」とこれに隣接して日立グループの「東京原子力産業研究所」とが設置されており、東京近郊の唯一の原子炉設置地域である。（東京原子力産業研究所も嘗てHTR原子炉を所有していたが、現在は廃棄した。）したがって、共に広い敷地を有しており、且つ放射性物質取扱用施設も完備しているので、これら敷地の一部を購入また借用して研究施設用建物を建設することは可能である。

もしこの計画が実現できれば、本研と私立大学との協同研究プロジェクト、また産業界との協同開発プロジェクトに多大の成果を期待することができる。

次図に、王禪寺地区と、大岡山、長津田キャンパスとの地理的關係を示す。

8. 附置研究施設の創設（その2. 高速炉技術研究施設）

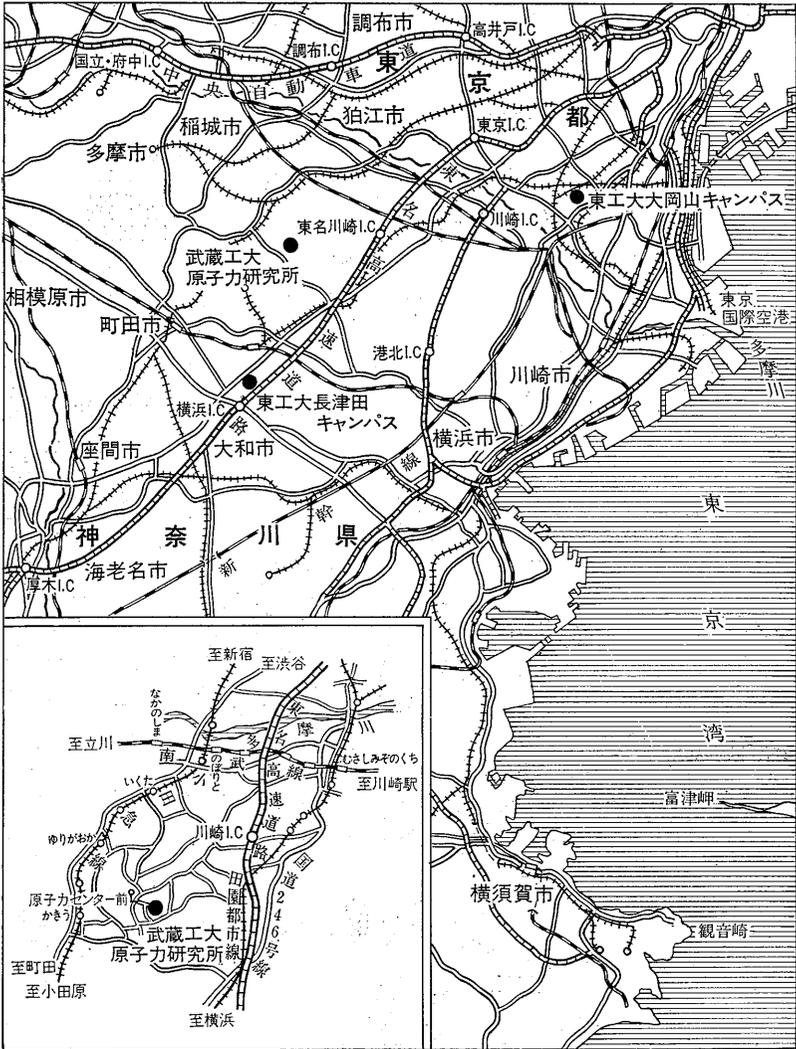
動力炉・核燃料開発事業団（動燃）は、大洗に「大洗工学センター」と高速実験炉「常陽」を建設し、活発に開発研究を実施している。前者は、ナトリウム技術、安全性、高速増殖炉用蒸気発生器開発ならびに照射核燃料の処理、特性の研究をするための装置が完備しており、また後者は、昭和52年4月24日に臨界になり、今後高速中性子炉特性および材料照射ベッドとして利用される。またこれに隣接して日本原子力研究所大洗研究所があり、ここには材料試験炉 JMTR が設置されて、燃材料の照射実験、インパイループ実験等に利用されており、東北大学金属材料研究所附属研究施設（材料研究）が設置されている。また若干離れた東海地区には、日本原子力研究所東海研究所があり、安全性研究ならびに核融合炉の研究が大規模に行われており、またこれに並んで動燃東海事業所があり、ここでは、核燃料の試作研究設備プルトニウム研究施設ならびに再処理工場が設置されている。また東海には東京大学研究施設および高速研究炉「弥生」が設置されている。

これらの一部は既に共同利用として全国大学の研究に利用されているが、動燃大洗工学センターならびに高速実験炉については未だなされていない。動燃の基本方針として、大学との共同研究を重視し、委託研究の形で実施されているが、その分野範囲は自ずから限定されている。

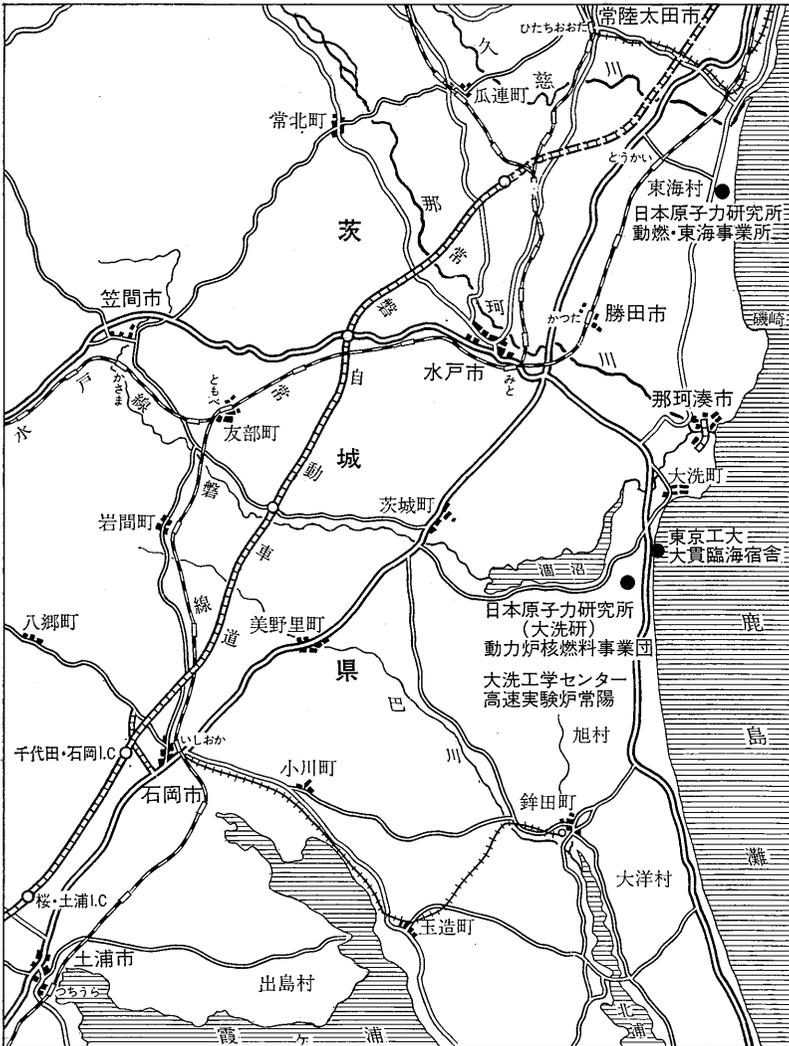
本研では、動燃との協同研究を推進するため、本学は大洗地区に大貫臨海宿舎を有していることを考え、大洗に「高速炉技術研究施設」を置くことを考える。これは動燃の研究プロジェクトに協力すると共に、本研の研究も実施するための研究施設で、次の如き3部門を予定している。（表2参照）

- (1) 高速中性子物理・化学
- (2) ナトリウム技術

王禅寺地区



大洗・大貫地区



(3) 照射燃材料工学

各部門には、教授1、助教授1、助手2、技官2を有し、研究施設として、場合によっては全国大学共同利用または東京大学原子力工学科との共同利用も考えて、事務官3によって事務的に運営されるものとする。

研究施設の建物は動燃・原研の大洗地区の一部を借用するか、土地を借用して建設するものとする。また、駐在研究者および東京よりの出張研究者のため東京工大大貫臨海宿舎内に研究居室ならびに宿舎を建設するものとする。大貫敷地は原研大洗研究所および動燃大洗工学センター、実験炉「常陽」と指呼の間にあり、協同研究に極めて便利である。

前図に、大貫、大洗および東海の地理的關係を示す。

9. 原子核工学専攻基幹講座の新設

本学理工学研究科原子核工学専攻は昭和31年に、わが国で初めて学部で学科をもたぬ専攻として設置され、全学の全学科が共同して教育に従事することになった。しかし20年の間に本研が専ら教育に当り、一部の外部教官の協力を抑ぐ今日の形になった。

一方、長津田地区に総合理工学研究科が設置され、学部のない専攻が多数設置され、2またはそれ以上の基幹講座に理、工学部、各研究所からの協力講座によって大学院教育が実施される形態が誕生した。

これらの経緯を考え、且つ現在、本研が専攻の運営まで担当していることの異例な処置を改めるため、原子核工学専攻の運営の主体となるべき、基幹講座を2講座設け、本研各部門が協力講座となることによって、大学院教育を強化拡充すると共に、研究所本来の研究業務に一層の努力を傾注することができるようになることが望ましい。

基幹講座の構成は、総合理工学研究科基幹講座に準ずるものとする。

付録 4

大岡山地区将来計画委員会中間報告書

(昭和55年3月)

大岡山地区将来計画委員会

1. まえがき

昭和53年3月17日の評議会において本委員会が2年間にわたり審議した経過につ

いてまとめたものを「大岡山地区将来計画委員会審議経過報告」として口頭で報告した。それはさらに7月に文書をもって評議会に報告され、了承されている。

本委員会は昭和53年5月13日の第19回委員会より、大幅な委員交替があり、あらためて大岡山地区に関する将来計画の問題について引続き審議することとなった。以後本委員会は第38回まで20回にわたる慎重な審議を続けてきた。そのなかには、すでに学長に具申又は答申された部分もあるが、本報告書では、それをも含めて、今日までの審議経過を中間報告するものである。

2. すでに具申又は答申された事項

(1) 一般教育等に関する運営組織の検討

この件については、共通科目教官会議の役割およびその機能につき問題点を明らかにし、それに代るべき組織として一般教育等の重要事項に関して両学部と連絡、調整、協議に当たる実質的な審議機関をつくる必要があるとの意見を学長に具申した。なおこれについては、すでに評議会、共通科目教官会議を通じて審議され、その結論として全学的な常置委員会である一般教育等委員会、理・工両学部にもたがる委員会として共通科目常任委員会および共通科目運営委員会をつくることとなった。これに伴って、従来の共通科目教官会議常任委員会は廃止され、現在一般教育等に関する実施面および将来構想に関し上記の審議機関で運営されていることを付言しておく。

(2) 大岡山地区の施設、環境整備に関する基本的構想

本学では昭和51年9月に施設委員会において「東京工業大学施設長期計画案—主として大岡山地区—」が審議されまとめられている。この時期は長津田キャンパスが完成しておらず、移転完了後の大岡山地区の施設、環境整備に関する基本構想につき多くの審議がなされなかったこともあり、改めて本委員会で基本構想を審議した。これに関する審議の結論をまとめて、昭和53年11月に東京工業大学大岡山地区施設、環境整備の基本方針(案)および同解説として学長に具申し、評議会にて承認された。

なお、長津田キャンパスへ大岡山地区の研究所等の移転にもなう大岡山地区の施設のゾーニングについては大岡山施設整備連絡会議によって解決をはかることとなった。また、正門移転に関し学長からの諮問があり、これについても具体的に審議し答申した。

3. 大岡山地区における教育、研究体系

(1) 大岡山地区における教育体系の審議にいたるまでの経過

本委員会において、当初学部新設の構想が提示され、4学部構想案を中心として審議されてきた。4学部構想案とは、大岡山地区における現在の両学部を

4つの学部にも再編成する構想である。4学部構想案は、一方では、理工学全体の新しい発展と充実を、研究、教育両面において積極的に推し進める組織上の方向として、種々の面から討議されて来たが、他方、この構想によって複数学部制の実施および長津田地区における総合理工学研究科の創設以後、大岡山地区にある種々の問題を解決する意図も含んでいた。この審議の過程で、一般教育のあり方、理工学教育の多様化の必要性、社会の本学に対するニーズ等、種々の問題点が明らかにされてきた。しかし、この時点で、大学設置審議会が昭和56年度から61年度までの高等教育の計画について行った中間報告の内容が明らかにされた。そればかりでなく種々の情勢から、かなり長期的な見通しに立っても、学部増設等は、首都圏にある本学においては、実現の望みが薄いことが明らかになった。このような情勢の中で、学長から、大岡山地区における将来の教育体制として、博士課程前期までの6年間を一貫した教育体制とする案を検討してみるよう諮問があり、委員会はこの諮問に応じて、以後専ら、この案を中心として審議を行って来た。

(2) 大岡山地区における教育体系の将来の理念

科学技術の急速な進歩と多様化によって、科学技術は現在社会を支えるものとなり、それに応じて理工学の必要性は単に第一次、および第二次産業のみならず、情報産業、流通機構等を形成する第三次産業、さらにまた原子力発電、エネルギー問題等の巨大プロジェクトをかかえた政治、経済の分野にまで、及ぶようになった。この傾向は今後ますます強まるものと思われる。このような社会に、理工学に関するすぐれた素質をもつ人材を送り出すことは、わが国の発展のためにも急務のことであり、本学が社会に対して持つ意義は、ますます重要性を増して来たというべきである。しかしこのような本学の果たすべき役割に充分応えるためには、現行の教育体系は必ずしも適当とはいえないであろう。この問題点は、大きく分ければ、次の2点にしばられてくるであろう。

(イ) 一般教育科目等を十分に学習させることにより、広い視野と教養を与え、いわば社会の広い分野に対して科学技術を活用しうる弾力性を与えるとともに、他方、専門教育を充実させることにより、理工系学生としての自信を持たせ、将来の社会の多様化と技術の発展に対処しうるよう教育することは、今後の教育方針として重要なことである。この2点を同時に充実させる教育体系は、現行4年制の枠の中で可能であろうか。

(ロ) 現行の4年制の教育体系では、専門基礎教育が充分に行なえないままに、あまりにも分化した尖端的な専門分野の教育を急ぎすぎ、その結果、社会の多様化に適應する能力を学生が失うことになりはしないか。実際、専門基礎

教育は、学生にとって将来社会の多様化に対処するための足場であり、この足場が強固でなかったならば、専門教育のもつ意味は、現在の技術革新の速さからいって、急速に減少していく危険があると思われる。

大学院博士課程を持つ本学においてこのような問題点を解決するためには、現行の4年制学部教育において一応学部教育が完結するという教育体系の考え方を改める必要があるであろう。ここで抜本的な解決策として、理工学教育の一つの完成の課程を、学部4年と大学院前期2年をこれに当てるということが考えられてくる。それによって、学部4年間で、専ら、一般教育と類を主体とする程度の、広い専門基礎教育に当て、大学院前期2年において、専門分野についての高度な教育を行なうことが可能となる。この6年間という、現行の4年間に比べ、充分ゆとりをもった教育期間の中で、はじめて充実した教育が可能となり、これからの多様化する社会の要求に応えうる学生を育てて行くことができるであろう。

(3) 新しい教育体系への提案と問題点

新しい教育体系において、4年間の学部教育における主眼は、一般教育と専門基礎教育におかれる。一般教育については、その理念においても、その体制においても、多くの問題をかかえているが、理工系を主体とする本学においては、必ずしも総合大学における一般教育とは軌を一にする必要はなく、現行制度で許される範囲内での、新しい独自の方向が考えられて然るべきだと思われる。理工系の大学では、一般的にいって、とかく技術的な面が重視されがちであったが、新しい教育体系では、学部教育の段階では、理工学への専門的な教育を志向しながら、一方では、幅広い視野をもつ学生を育てて行く方向が考えられるべきであろう。そのため一般教育等の科目の中のいくつかの学科目は、（一部は既に行なわれているが）3年次または4年次において、あるいは、さらに大学院においても履習が容易なように現行カリキュラムを検討することが必要となってくるであろう。専門基礎教育については、今までのように学科主体の教育ではなく、類程度をグループの単位とするような、かなり幅のある基礎的な教育が行なわれることが望ましい。またいくつかの類に共通な、総合的な専門基礎教育等も考えるべきであろう。この方向を推進させるためには、改めて現行の類制度を再検討することが必要となる。類を主体とする教育を効果的に行なうためには、類は、いくつかの学科の連帯組織としてだけでなく、類相互間の連絡も充分緊密なものとするような、弾力ある組織体制へと再編成することも考えるべきであろう。

また専門基礎教育とは何かということも、全学的視野で討議されるべきであ

ろう。学生に科学技術の基礎を体得させるため特にこの専門基礎教育の中にと
のような内容を加えて行くべきかは、今後充分検討されるべきである。

学部教育を専門基礎教育を重視する立場から見直すならば、現行のように卒業研究に7、8学期を当てることは問題がある。専門的知識を把握させ、学業に一つのけじめをつけるという趣旨に立つ現行の卒業研究の考え方は、6年間教育においては、大学院博士課程前期（以下「修士課程」という）における修士論文作成へと移行すべきであろう。一つの提案として、卒業研究は、8学期のみ当てることとし、学部卒業希望者に対しては専門基礎教育のしめくりとして、他方大学院進学者に対しては、専門研究へ入る道程とすることが考えられる。

このような新しい教育体系に対する問題点としては、学部卒業者と修士課程へ進学する者とをどの時期に、どのようにして分けるかということがある。本学における学生の志望、また、社会からの要請も、修士課程修了を望む傾向が強くなって来ているということは事実であるが、一方、官庁や第三次産業等は、むしろ学部卒業者を望む向きもあり、これらはその時々々の社会情勢を敏感に反映しており、したがって現行学部4年制の教育を改め本学の教育体制を6年間の課程一本に絞るわけにはいかないであろう。このため、学部段階において、学部卒業希望者と、大学院進学者との間に、教育格差が生じないように、十分な考慮が払われる必要がある。もしここに亀裂が生ずると、全体の教育体系にも好ましからぬ影響が生ずるであろう。大学院が現行制度では他大学卒業者にも一様に開かれている事実も充分考慮する必要がある。さらに、6年間の一貫教育を行った際、修士課程修了者の質的レベルが下がらぬよう、大学院入学者選抜制度をどのようにすべきかも重要な検討問題である。

(4) センター構想について

一般教育等の科目の中で、外国語と保健体育とは、それぞれ組織として、外国語センター、保健体育センターを設け、その中で運営されることが望ましい。これに反し、一般教育科目の人文社会群は、単に一般教育としてのみでなく、広い意味での専門基礎教育という立場からも見直されるべきであることは、前に指摘した通りである。

4. 新教育、研究体制に伴う大学院のあり方

教育体制を修士課程までの6年間で主体とするときには、大学院組織のあり方が当然問題となってくる。たとえば、類程度のグループを主体とする学部教育から、専攻または研究室主体の大学院教育への移行は、運営上また組織上、どのような形がもっとも適当であろうか。

大岡山地区をこの新しい教育体制から見直す場合、大学院の新専攻を設置することも考えられてくる。この場合、全く新しい領域の専攻を考えることも必要であるが、現在の大岡山地区における教育、研究の問題点、たとえば現在の細分化された専攻の構成の是正等も検討することが必要であろう。また新専攻の設立については既設の専攻との関係も充分考慮して審議されることが望ましい。本委員会においても、いくつかの新しい専攻の案が取り上げられ議論された。

今後学部基礎をおかない新しい大学院専攻を新設して行く場合、学部の学生定員に比し、大学院の学生定員が多くなることについては、相当の批判があった。この批判は教育水準の維持の問題、および6年間の一貫教育の趣旨の立場から論ぜられ、学部と大学院の定員は同程度であることが望ましいとの意見となった。

6年制教育を主体と考えて行くとき、大岡山地区、長津田地区における大学院組織と大岡山地区における学部組織とを、教育面からどのように関連させて考えるか、たとえば一貫教育という見地に立つときには、長津田地区の教育体制は、大岡山地区と今より一層密接な関係に立つことが必要となるであろう。

5. 結 び—新教育研究体制に関し今後審議を必要とする事項—

80年代に入り、社会の多様化と科学技術の進歩は、ますます顕著になるものと思われる。理工系大学の特色を十分に生かすための本学の将来構想も、このような情勢を考え、広い立場から検討して行くべきであろう。上述の新しい教育体制もこのような観点から審議されるべきである。6年間を主体とする一貫教育について、本委員会では今日まで教育面を主体として議論したが、この構想を意味あるものに育てて行くために今後教育面と同時に組織および環境施設の整備についてもくわしく議論することが必要である。そこで、この構想の実現には、類制度の再検討、卒業研究を含めて、この構想にしたがった場合のカリキュラムの現実的な見直しがまず必要である。また、学部段階において、学生がどの程度大学院進学を希望しているかの各学年別、各学科別の詳細な調査、学生の就職希望の方向、また既に就職した学生の社会的立場の追跡調査、企業からの要望等の資料も不可欠であろう。さらに、大学院における教育、研究を充実させるため、既存の学部学科を充実するのはもとよりのこと、新たな専攻の増設や、国際化社会に対応するため、専門教育を外国人教育にも担当させるような施策等につき、全学的規模で検討が行なわれ、議論が積み重ねられて、ここに述べた構想が着実に実現の方向へ進むことを希望する。

付録 5

田町地区将来計画委員会中間報告

(昭和52年7月)

田町地区将来計画委員会

はしがき

田町地区将来計画委員会は、昭和51年12月9日に第1回の会合をひらいて以来、9回にわたり討議を重ねてきた。その目的とする田町地区将来計画の具体案の策定は、東京工業大学大岡山地区の将来計画と密接な関連をもっており、その検討が同時に進行中であることもあって、極めて複雑かつ困難な問題であり、到底短時日の討議で結論的なことを得るわけにはいかない。しかし今日までの委員会の討議には、今後の具体案の策定にあたって重要な事項が多く含まれており、かつ田町地区を含めて全学の立場で広い範囲からの意見を吸収していくことが必要だと考えられるので、ここに今日までの審議内容をとりまとめて「中間報告」とする次第である。これによって今後、東京工業大学田町地区の将来計画に関する建設的議論が全学でさかんに行われることを期待する。

1. 本学田町地区の現状における問題点

将来計画を策定する場合、まず究明しなければならないのは、現状の問題点であろう。本委員会で検討された主な問題点は次の3点に要約される。

(1) 附属工業高等学校に関する問題点

本学工学部附属工業高等学校は、明治19年東京商業学校附属商工徒弟講習所の職工科として創設され、明治23年に本学の前身である東京職工学校附属職工徒弟講習所となり、その後いくたの制度的変遷をへて、昭和26年千葉大学附属東京工業専門学校の附属工芸高等学校と同電波工芸高等学校とを併合し、本学附属工業高等学校として移管され、今日に至った歴史と伝統をもっている。現在、わが国唯一の国立大学附属の工業高等学校という地位にありながら、本学としては、あまり積極的な援助と対策を講じえなかった。

現在わが国の工業高等学校に対しては、その目的および教育内容に関して多くの問題点が指摘されているが、そのなかで本学の附属工業高等学校は、専門教科における実習・実験教育を重視し、青年期から工業技術の基礎を教育するという点で特色をもち、かつ全国平均からみてかなり高い教育水準を維持してきたと考えられる。

今日、一般に工業高等学校においても上級学校への進学率が漸増する傾向に

あるが、本校においては最近3カ年の実績によると、卒業生年平均約120名～150名のうち80%以上が、大学等の高等教育機関へ進学をし、またそれを希望しており、就職者は20%以下である。この点で、本校は高等学校普通科の大学志願率よりもやや高いという特色をもっている。

(2) 工業高等学校専攻科に関する問題点

工業高等学校専攻科は、明治32年本学の前身である東京工業学校附属工業教員養成所の工業補習学校として創設されて以来、これまた幾多の制度的変遷をへて、昭和26年本学に附属工業高等学校が移管された折、それに附置され、今日に至ったものであり、その卒業生からは幾多の人材を輩出してきた。現在は工業高等学校の教官を主体とし、これに本学の若手教官も相当数協力し、機械・電気・建築・工業化学の4科をもって1学年定員90名で、2年間の夜間における若手職業人の工業技術教育を実施している。

ただ本専攻科は、教育内容からみて実質的に短期大学相当であるが、その修了資格としては特に与えられず、またその教員組織も専攻科専任教官のポストは全くないという、制度的に未確立のまま放置されてきている。

(3) 施設・設備に関する問題点

現在の田町地区の校舎は、一部昭和36年から44年まで同地に設置された工業教員養成所の比較的新しい建物および昭和45年建設の実験棟があるが、他は多く戦前からのものを利用しており、その老朽度は著しい。かつ教育設備も相当に陳腐化しており、施設的には全く恵まれていない。

2. 田町地区将来計画の基本構想

上述した田町地区に現存する本学工学部附属工業高等学校および専攻科のかかえている諸問題に対して、今日のわが国の産業・社会構造が変革期にあること、従ってこれら教育機関に対する社会的ニーズも変化しつつあることを十分ふまえて、これを発展的に解決するような将来計画の具体案を策定する必要がある。しかし本学としては目下大岡山地区将来計画を検討中であり、それとの関連を考慮してその方向を見定めなければならない。

本委員会は、今日まで附属工業高等学校および専攻科が果してきた社会的機能とその意義を十分考慮し、かつ本学として特色のある次のような内容の将来計画を構想しつつあるが、今後の検討にまたなければならない。

(1) 一貫した工業技術教育機関の設置

今日、工業技術の高等教育は、高等学校普通科から大学の理工学部へ入学した後に行われるのが最も一般的であるが、それだけが唯一のコースではありえない。すでに工業高等専門学校があり、また工業短期大学もある。本委員会

は、工業高等学校という後期中等教育の青年期の段階から工業技術に関する萌芽を植えつけ、これを高等教育段階で開花させるコースを考えることは、大いに意義のあることと考える。現に本学附属工業高等学校では、上述したように実験実習を重視し、若い時代からの物に即した基礎的工業技術教育に徹するという実績をもっているため、これをさらに学部から大学院修士課程程度までの高等教育機関につなげて、一貫した特色ある工業技術教育機関とすることが望まれる。

(2) 生涯教育機関としての特色

本専攻科が今日まで行ってきた高等学校卒業程度の職業人に対する夜間の工業技術教育は、今日さらに発展させて職業人・社会人に対する生涯教育として、わが国で早急に整備すべき極めて重要な分野と考えられる。(1)で述べた技術高等教育機関への発展は、当然このような職業人・社会人の生涯教育へも開放されるべきである。この目的にとって、田町地区の立地条件は、極めてすぐれており、かつ現有の23,000m²(約7,000坪)の校地は、老朽建物等を整理することによって、その数倍の建物を建設しうる可能性をもっている。

なお周知のように目下長岡と豊橋に工業高等専門学校からの編入学者を中心的に受入れる新しい技術科学大学が開校準備中であるが、それと対比して本学田町地区に構想する技術高等教育機関は、基礎に工業高等学校をもち、たんに工業高等専門学校卒業者に限らず、広く職業人・社会人に対する生涯教育をも担当するという、全く新しいタイプの開かれた複合的技術教育機関であるという特色をもつ。それは工業高等学校以上の各教育段階について入学・卒業を弾力的に可能にし、職業人・社会人の多様性のある要求に応じうる技術高等教育を行うものであり、教科の履習にあたり、実務経験等を大いに考慮するものである。

(3) 教育内容

この職業人・社会人の技術生涯教育をも目的とする複合的高等教育機関における各段階での教育内容をどのようにするかについては、今後慎重に検討する必要があるが、委員会としては、次のようなことを一案として考えている。

- 1) 工業高等学校については、現在までの教育方針を堅持し、その充実をはかる。
- 2) 短期大学的な段階においては、固有の工業技術教育を主眼とし、それにシステム工学・情報工学・社会工学・経営工学等の分野の教育を付加する。
- 3) 学部高学年の段階においても、固有の工業技術教育分野を残すが、上記の新分野の教育を拡大する。

- 4) 大学院修士課程段階では、固有の工業技術教育分野は少数の学生に限定し、しかも大岡山地区の実質的援助をうけるようにする。他方、新分野の教育を一層充実させる。
- 5) 全段階にわたり、生涯教育の内容を充実させるため、長・短期のコースを開設し、新分野の教育のみならず環境問題、国際的技術協力問題等の教育につとめる。

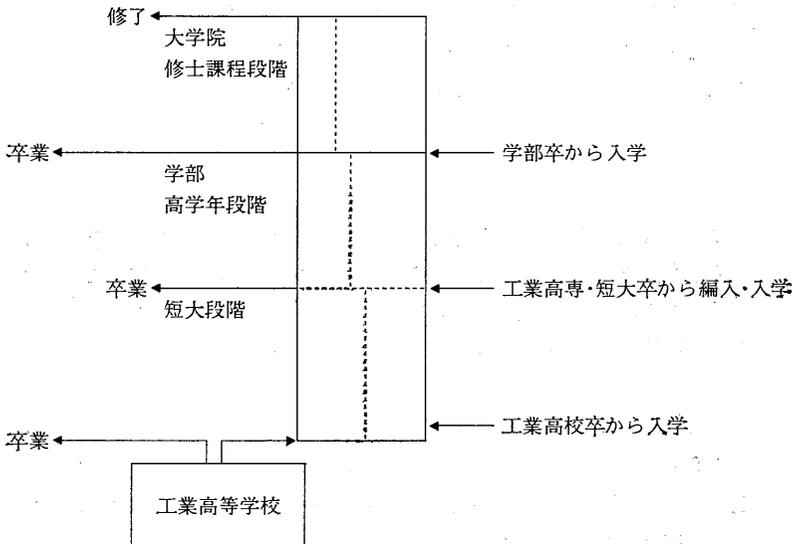
なお以上の構想において、教育内容の各段階につき昼間・夜間のいずれに設置するかについては、工業高等学校は現状どおり昼間とすることが最も現実的であると考えられる。それ以上の段階については次のような諸案が提示されており、今後の検討にまつこととした。

- 1) 短期大学段階以上すべて夜間とする。
- 2) 短期大学段階を昼間とし、それ以上の段階を夜間とする。
- 3) 学部段階までを昼間とし、大学院段階を夜間とする。
- 4) 学部段階まで昼間・夜間を併設し大学院段階は夜間とする。
- 5) 短期大学段階を昼間・夜間併設とし、それ以上の段階を夜間とする。
- 6) 短期大学段階以上すべて昼間・夜間を併設する。

また学生定員については、現在の工業高等学校の1学年定員200名を基準とし、それを全教育段階において維持するという考え方があるが、今後の検討に

【付】

教育組織の概要



またなければならない。

以上の田町地区の新しい高等教育機関の創設にあたって、大岡山地区を中心とする本学全体の積極的な援助をうけよう、十分配慮されなければならない。

付録 6

田町地区将来計画委員会審議経過報告（その一）

昭和53年3月17日

「田町地区将来計画委員会中間報告」については、すでに昭和52年7月1日の評議会で報告了承をえ、各部署の検討に委ねられた。

その結果については11月4日の評議会に報告されたが、各部署とも中間報告の趣旨に大綱的に賛成であり、特に特色のある工業技術に関する生涯教育機関として充実をはかるよう要望された。

他方田町の附属工業高等学校においても、全教官にアンケート調査を行っており、その結果も概ね「中間報告」の線に賛成であった。

他方大学としては、すでに文部省当局と2回にわたり非公式に接衝をし、この「中間報告」の実現の可能性を検討した。その結果、現在国家公務員の定員増につながる新しい高等教育機関の設置は極めて困難であり、本「中間報告」にもられた方策をそのまま実現させることは至難であると考えられた。委員会は昭和53年3月1日まで、さらに4回にわたり、その打開策について検討を重ねた結果、「中間報告」において構想された基本精神は堅持しつつ、その具体策について若干の修正を加える必要があるという結論に達した。その修正の内容の細部については今後の委員会でさらに検討する必要があるが、試案として下記のような考え方が提案されている。

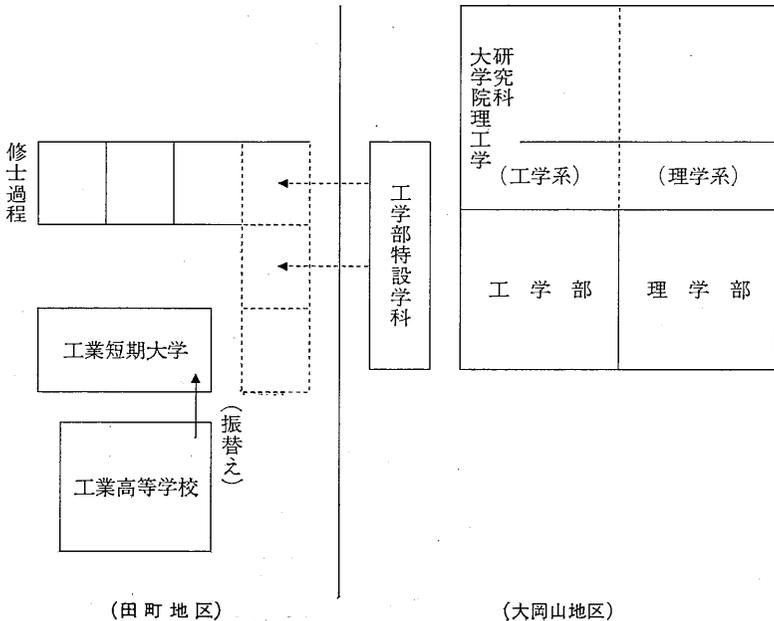
記

1. 現在附属工業高等学校および専攻科がかかえている諸問題を、そのままの組織で解決していくことは極めて困難であり、この際これを工業短期大学へ昇格させ、「田町」という有利な立地条件をフルに生かして工業技術に関する生涯教育機関の重要な一環とすることが有意義である。その際同短期大学へは全国の工業高等学校からの推薦入学をできる限り受け入れ、わが国の工業高等学校教育充実のための大きな刺戟的役割を果すよう努めること、また昇格に際しては人事上特別の配

慮を加え円滑な移行を図ることが必要である。

- 単に工業高等学校を工業短期大学に昇格させるだけでは、「中間報告」でいう「一貫した工業技術教育機関」の設置の趣旨と甚だしく相違し、かつ今日短期大学が一般的に必ずしも好評ではないことと関連して、将来に禍根を残す恐れがある。そのためこの短期大学の卒業生レベルのものを、さらに学部高学年レベルで教育する機関をもつことが必要であり、その方法として例えば、工学部に1学科（6～10講座）を特設し、それが全面的に田町地区で学部高学年及び修士課程の教育をも担当するようにすることが望ましい。
- 修士課程は真に工業技術の生涯教育にふさわしい教育内容にすべきであり、前述の特設学科の講座も加えて数専攻により職業人・社会人の再教育を担当すべきである。そのためには「中間報告」にもあるように、大岡山の理・工学部からの積極的な援助と協力が必要である。

(参考図)



付録 7

田町地区将来計画委員会審議経過報告（その二）

昭和54年10月25日

東京工業大学田町地区将来計画委員会

まえがき

「田町地区将来計画委員会中間報告」は、昭和52年7月1日の評議会で報告、了承を得、その後の「経過報告」は、昭和53年3月17日の評議会において、小林(靖)委員長から文書で説明があり、各部局の検討に委ねられた。

「中間報告」と「経過報告」の骨子は次の如くであった。

「中間報告」は、1. 附属工業高等学校から大学院修士課程までの一貫した技術教育機関を設置し、2. 更にこれを生涯教育機関としても活用することをねらった構想である。この中間報告に対して、文部省は非公式ながら、「生涯教育」重視の姿勢には賛意を示したが、一貫した技術教育機関の設置は問題が多いこと、むしろ「附属工業高等学校の短期大学への昇格」と「特色ある大学院修士課程の設置」はどうか、という意見が示された（図1参照）。

委員会は、この問題に対する打開策を検討し、一試案として提出したものが、前回の「経過報告」であり、内容は、附属工業高等学校を工業短期大学に昇格させ、「田町」という有利な立地条件を生かして、工業技術に関する生涯教育機関の重要な一環とし、更に短期大学以上の学部レベルを補強し、かつ、「修士課程の設置」をバックアップする意図で、大岡山・工学部の「特設学科の設置」を考えたものであった（図2参照）。

この「経過報告」に対する各部局の反応は、工学部以外の部局については、特に意見はなかった。

工学部内での意見としては、一部に、

1. 伝統ある附属工業高等学校をなくすのは問題である。
2. 附属工業高等学校が存置しない場合、教育実習の場をどう措置するか。

などがあり、又、附属工業高等学校においては、一部に、短期大学昇格について反対の意見が強かった、などであった。

委員会は、昭和54年10月25日までに、更に13回にわたり、慎重に検討を重ねてきた。

次に「経過報告」以後の委員会の審議経過を要約して示す。

1. 附属工業高等学校の工業短期大学への昇格案

附属工業高等学校の工業短期大学への昇格に対しては、次の諸点が検討された。

- (1) 伝統ある附属工業高等学校をなくす根拠の薄弱性
- (2) 工業中等教育研究並びに教育実習機関として、本学工学部に附属されている意義
- (3) 昇格に際しての人事上の問題（設置審議会における教員資格審査、普通教科担当教官の処遇の問題など）
- (4) 工業短期大学の一般的な不評
- (5) 首都圏における大学等の新設並びに拡充することの困難（大学設置審議会、高等教育専門委員会「高等教育の整備計画」（後期計画）の中間報告（昭54・618））
- (6) 附属工業高等学校側の反応

中間報告で示された案は、附属工業高等学校は存続し、専攻科は、短期大学段階に吸収すると解釈されるのが当然である。又、かつての「附属工業高等学校に関する協議会」での論議も専攻科の短期大学昇格であり、附属工業高等学校の昇格ではない。附属工業高等学校側にとっては、附属工業高等学校の短期大学昇格は、「経過報告」ではじめて取り上げられたものである。

これらのことを考慮すれば、附属工業高等学校の早急な短期大学昇格案は、かなり困難と考えられる。しかし、時間をかけて計画的に昇格を可能にする条件をつくることは出来るであろう。高等教育機関としての短期大学の制度は確立されたものであり、これを生涯教育機関として活用することは、わが国教育界の今後の方向と一致するものであろう。

2. 工業短期大学の一案

「経過報告」では、組織上のことのみを考え、工業短期大学の内容についてはふれていないが、現在の附属工業高等学校を昇格させることを前提としている以上、過渡的内容とやや遠い将来の望ましい姿としての内容を考える必要がある。

- (1) 現在の望ましい姿としては、特色ある工業技術に関する生涯教育機関として実務を適切に処理出来る工業人の養成を目標とすることなどは、中間報告の趣旨のとおりである。
- (2) 生涯教育を基本とすれば、昼夜開講（昼2年、夜3年）とし、教育課程はアカデミックな総花主義にせず、ねらいをシャープにしぼり、各学年の定員は少なくする。資格の取得にも意を払うなどの必要がある。
- (3) 学科組織の一案として、ソフト面を強化し、例えば、現在の組織である機械科、電気科、電子科、工業化学科及び建築科に将来附加する内容として、管理工学、情報工学、環境化学、建築意匠学及び教育工学などが提案された。

- (4) 附属工業高等学校の一部を東南アジア、中国などの留学生の受入れの準備教育機関として残すことが考えられる（予備部の伝統を持つ本学にふさわしい）（図3参照）。

3. 当面の改善策

田町地区の将来計画を考える場合、附属工業高等学校の早急な短期大学昇格が困難とすれば、有利な立地条件をも考え併せて、現在の附属工業高等学校と専攻科の発展策を同時に考えなければならない。次に当面の改善策について述べる。

(1) 附属工業高等学校の改善策

附属工業高等学校が国立唯一の工学部附属工業高等学校であることの意義、更には現在の教官陣容から考えると、普通高校への転換をはかることはかなり困難であろう。

これらを考え併せて、附属工業高等学校の将来像を模索し、その理念のもとに入試方法、カリキュラムの検討がなされるべきである。

- 1) 教育方法：科別でない一括入学又は1～2年次の共通履修制、工業基礎科目の重視の検討。
- 2) カリキュラム：学習指導要領が改訂され、昭和57年度の新入生から実施されようとしている。これに対して新しい視野にたつて、積極的に検討、対処すべきである。
- 3) 大岡山との交流：例えば、①附属工業高等学校の教官を大学の研究生として、担当教科の内容について研修するなど具体的対策、②附属工業高等学校と学部との間に常置的委員会を設置し、教育内容の改善策及び施設・設備の充実等の審議。

(2) 専攻科の改善策

専攻科の夜間短期大学への昇格は、和田学長時代からの宿願であり、昭和28年以來の協議会での主テーマであったようであるが、残念ながら、現時点では、短期大学昇格のための諸条件は整っていない。

1) 現状と問題点

- ・沿革：創立以來80年を経過しており、本学の附属になったのは、昭和26年であるから、それからでも約30年に及ぼうとしている。
- ・組織制度面：本学の附属となった時点では、専任教官がいたが、昭和36年以後は、専任がいない。又、専用の施設・設備もなく附属工業高等学校のものを併用しているのが現状である。
- ・入学希望者の質・量の低下：かつては、時代の反映もあり、優秀な生徒が多く入学したが、経済の低成長下、特に昭和52年度、専修学校制度の発足

以来、入学希望者の激減がめだつ。

2) 対 策

- ・専攻科が、従来勤労青年の教育機関としてあったことは事実であろうが、現時点において、本学としての考え方をもう一度吟味し、今後のあり方を模索する必要があり、そのフィロソフィを含めて、将来の制度、組織を考えるべきである。
- ・当面専攻科を「特色ある専修学校」(専門学校)にすることは、今日の情勢から考えて意味を持つ、しかし、かなり慎重に対処すべきである。
- ・専門学校にすることは、制度上のことであるが、当面、現行の組織のままでも内容の改革で対応できよう。委員会では、次の特徴を持つ一試案が提案、検討された。
 - ア) 制度は現行のままとし、専任教育をつける。
 - イ) 各科独自のカリキュラムによる教育を行う。
 - ウ) 各科の運営は、運営委員会(又は協議会)が当たるが、実質的には、大岡山地区の両学部と協力して当たる。

む す び

田町地区の現在かかえる問題点に早急に対処するため可能な実行案を実施し、その効果を待って、「中間報告」や「経過報告」に述べられた線に漸進的に近づき得る条件を整備することが必要である。特に、専攻科については、早急に抜本的な対策を講ずるべきであり、ユニークな生涯教育機関として再編成すべきであろう。そのためには、「中間報告」にもあるように、本学全体の積極的な援助と協力が必要である。

以 上

図1 “中間報告”教育組織図

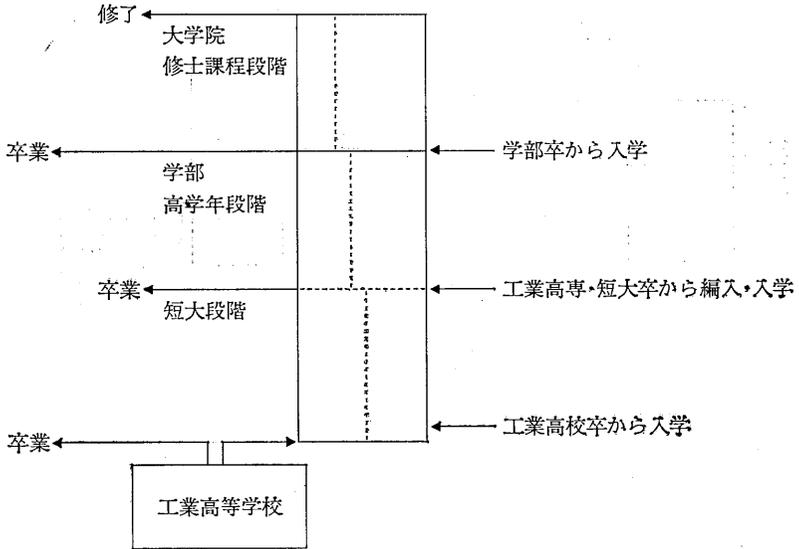


図2 “経過報告”教育組織図

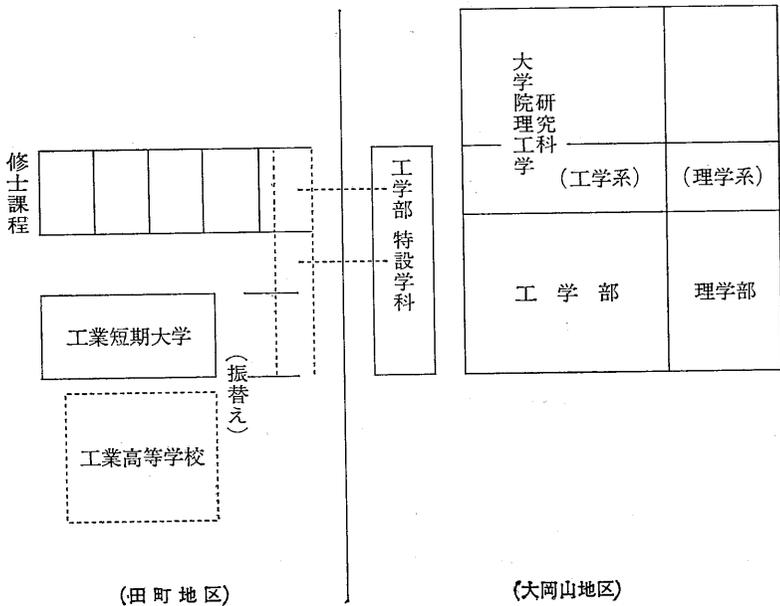


図3 “経過報告その二”教育組織図

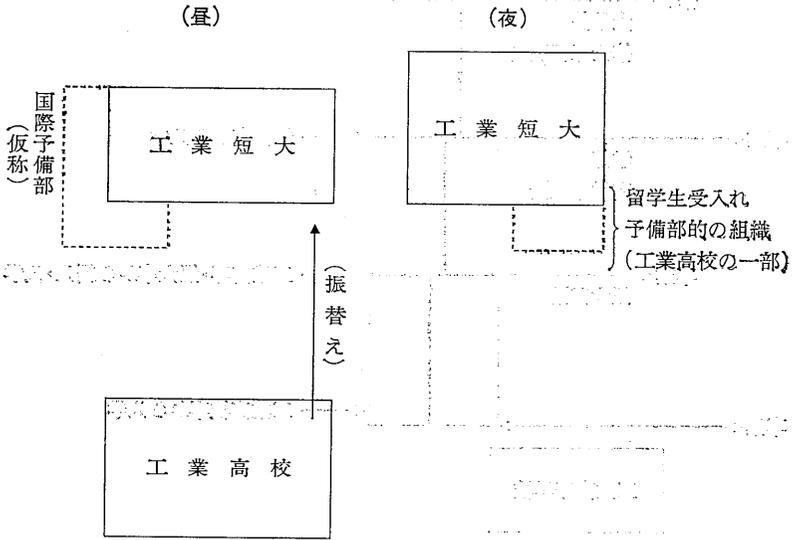
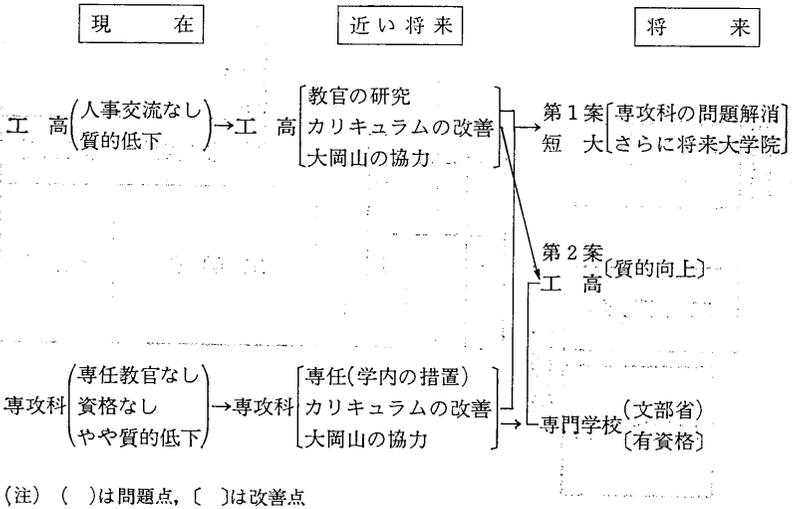


図4 教育組織将来像



(注) ()は問題点, []は改善点

付録 8

東京工業大学工学部附属工業高等学校連絡協議会内規

(趣 旨)

第1条 東京工業大学工学部附属工業高等学校（以下「本校」という。）に、本校と東京工業大学理学部（以下「理学部」という。）及び東京工業大学工学部（以下「工学部」という。）との連絡協議を図るため、連絡協議会を置く。

(組 織)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各工業教科構成員から互選された者 各1人
- 四 普通教科構成員から互選された者 3人
- 五 理学部教授会構成員のうちから理学部長の指名する者 3人
- 六 工学部教授会構成員のうちから工学部長の指名する者 7人
- 七 校長の指名する者 若干人

(任 期)

第3条 前条第3号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議の運営)

第4条 連絡協議会に委員長を置き、校長をもつて充てる。

2 委員長は、連絡協議会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名する者がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第5条 連絡協議会が必要があると認めた場合は、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹 事)

第6条 連絡協議会に幹事を置き、事務長をもつて充てる。

2 連絡協議会の庶務は、事務部において処理する。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連

絡協議会において定める。

附 則

1. この内規は、昭和55年4月5日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
2. この規則施行の際、最初の任期の定めのある委員となる者のうち、各号委員の半数の者の任期については、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

付録 9

東京工業大学将来計画会議、教育計画部会（報告）

昭和56年8月

東京工業大学将来計画会議、教育計画部会

本教育計画部会は、昭和56年1月23日、学長から「本学の教育に関する基本構想」について諮問され、2月2日の合同部会会議をへて今日に至るまで、9回の部会と2回の「一般教育等専門委員会」、1回の「関連委員会連絡会議」を開催し審議を行った。この「基本構想」は、少くとも10年といった長期にわたる構想であるべきであり、短時日に実現可能なものではないであろう。しかし本学が将来具体的改善をはかる時の基本的指針として役立つことが期待される。

本報告は、そのような「基本構想」に関連して本部会で討議された事項についてとりまとめたものである。

〔報告〕

1. 東京工業大学の基本的進路について

今日、科学技術の進歩は、社会の多様な発展を支える基盤となっている。それは産業に対しては単に第二次産業のみならず、第三次産業の発展にも大きな貢献をしているし、さらに国民の健康維持及び増進、環境保全、資源・エネルギー問題等々の各種社会問題に対しても、その解決の重要な鍵となっている。理工系大学としての本学が、この多様な社会的要求に対応しうるような、すぐれた素質と能力をもつ人材を世に送り出すという社会的責任を果すことは、ますます重要性を帯びてきている。

しかし、このような本学の果すべき教育上の責任に充分対応するためには、現在の教育体制について、なお検討を加える必要がある事項が多い。ここでは特に次の2つの点を強調したい。

- (1) 本学が理学・工学を中心にすえて、その教育・研究を行ってきたことはいう

までもないし、それは今後も変わらないであろう。しかし、その理学・工学の教育・研究の目標、成果の価値評価等について、深く人文・社会科学とかかわり合うことが必要である。それはまた前述した多様な社会的要求の解決に理学・工学が寄与するためにも重要なことである。

本学が人文・社会科学の教育・研究を重要視したのは、戦後和田小六学長のもとにおいて決定された東京工業大学刷新要綱にも明らかであり、それは教官陣容の強化、総合講義の実施等により大きな成果をあげた。しかしその後の本学の拡張期において学生数の増大に比べ教官数が不足したこと等から、次第に弱体化していったのである。たまたま本学の複数学部制の検討に関連して、新しい学部の組織としてのいわゆる「社会工学部構想」との関連で、人文・社会科学の教育・研究を強化する問題が全学で熱心に論議され、ある結論をえたのであるが、これを組織上具体化することができず、現在に至っている。

今日改めて、その後の事態の変化もふまえて、新しい理念で理学・工学と人文・社会科学とのかかわり合う分野の教育・研究の組織づくりを考える必要がある。

(2) 今日理学・工学の研究は、一つの専門領域に限定されずに、他の専門領域とも深くかかわり合って、新しい研究領域を開拓しつつあり、それがまた多様な社会的要求への対応ともなっている。たとえば生命科学、生物工学、医工学、エネルギー工学、地球科学等々がこれである。本学においても、すでにこれらの領域の研究に手がつけられ、成果をあげつつあるが、今後本学の発展のために、本格的にこのような分野の研究を促進し、組織づくりをはかる必要がある。

以上のような意味で、本学は将来とも理学・工学を中心にすえながら、他の専門領域とも深くかかわり合って、新しい学問の教育・研究の推進をはかるという、特色ある理工系大学として、その発展と充実をはかることが望まれる。

2. 教育体制について

1. へのべた基本的進路を設定するとして、本学の教育体制について、さらに次の2点の考慮と対策が重要と思われる。

(1) 一般教育等のあり方

今日まで本学において一般教育等につき多くの改善のための検討が加えられ、またその一部分は実施されてきた。本学のように専門教育が極めて多岐に細分化されて行われる大学においては、特にそれらの専門分野の意義をより深い人間性に基づいて把握する一般教育等が充実されることが必要である。理学・工学の2学部しかない本学において、自然科学系の一般教育担当の専任教員は、専門教育と研究に携わる機会が十分にある。しかしその他の人文・社会科学、外国語、保健体育等についても、その担当教官が、それぞれの専門的研究との関連において、なんらかの専

門教育に携わりうる体制をつくることが望まれる。それは必ずしも学部教育に限定されず、むしろ大学院教育として考えることが好ましいものもあろう。また、先に1.の(1)でのべた“新しい組織”とも関連して、その教育・研究体制の強化を考えることが望ましい。

(2) 専門教育のあり方

今日ますます細分化して発展していく理学・工学の専門教育について、現行の4年間の学部教育では十分な教育を行うには無理がある。そこで学部段階では、むしろ充実した一般教育等と、専門の基礎となるべき専門基礎教育を中心として、演習・実験等を重視して徹底した教育を行ない、学生に将来の社会の要求の多様化に対応しうる基礎的能力をもたせることを主眼とする。それ以上に専門的に深い教育は、大学院博士課程の前期（いわゆる「修士課程」）において行うことが望ましい。このためには、現行の標準学習課程の内容を、全学的立場で検討を加える必要がある。

なお、今日大学院における教育については、特に博士課程の後期（いわゆる「博士後期課程」）の充実について、その基本的対策を考える必要があると思われる。

3. 入学者の選抜について

大学が優れた人材を世に送り出すためには、適性と能力をもつ優秀な者を選抜して入学させることが、第一に重要であることはいうまでもない。本学では、特に学部入学者の選抜方法について過去多年にわたり「入学者選抜方法研究委員会」等で推薦入学を含め各種の改善を検討してきた。しかし共通第一次学力試験の実施以来、それとの関連における本学の第二次学力試験のあり方も検討の必要性があるし、さらに基本的には、現行の類別入学制度もその入学後の教育との関連で早急に検討を要する時機にあると思われる。

4. 生涯教育について

今日理工系教育に関連しても、職業人・社会人に対して開かれた高等教育が望まれている。特に科学技術の進歩が著しいので、職業人の再教育の必要性が強調されている。本学は多分野にわたり豊富かつ有能な教官陣容を擁しており、この生涯教育に対しても積極的にとり組む社会的責任があるといえる。しかも本学は、歴史的にもこのような生涯教育に多年努力してきた実績をもっているのである。

本学が生涯教育にとり組む場合、どのような組織とするかについては、なお検討を要するが、その教育内容については、今日本学においてすでに充実した教官陣容をもつ新しい分野（たとえば情報工学、システム工学、社会工学等）を加え、社会の要求に十分対応すべきであろう。

なおこれに関連して、現在田町所在の工学部附属の工業高等学校に付設されている専攻科は、少くとも制度上極めて弱体であり、十分な機能を果していない。工業

高等学校自体も、社会的環境の変化により、その存立の意義を見なおす必要が生じている。従って工業高等学校及び同専攻科をあわせて、生涯教育にも関連のある何らかの組織変更を考慮すべき時機にきていると考えられる。

以上

研究・国際交流計画のあり方について（報告）

昭和56年8月

東京工業大学将来計画会議

研究・国際交流計画部会

§ 1. 緒 言

本学は今日にいたるまで科学、技術の教育・研究において指導的な立場にたち努力をつくしてきた。積年にわたる研究活動においても、たとえばフェライトの発明、水晶振動子の研究、その他多くの独創的な研究成果を発表し学界、産業界に大きい影響を与えてきた。また国際交流に関しても戦前から本学は多くの留学生を受け入れ努力をしてきたが、戦後においても多くの国々からの研究者、留学生の受入れをはじめ、海外に対し研究者、教育者の派遣など大学の国際化に多大の貢献をしてきた。

今後多くの面において変革をとげていこうとする新しい時代にたつて本学の研究・国際交流のあり方を改めて種々討議し新しい方策をたてていかなければならない。そこで種々の討議を重ねたのでここに報告する。

§ 2. 研 究

大学における研究は他の機関での研究と異なった二つの面をもっている。大学における研究は学生の教育にとって重要な意義をもっている。研究そのものが学生にとって研究経験を通じて学問を学びかつ研究能力をつけていくものであること、すなわち教育を配慮した研究であることが肝要である。第二に大学における教官の研究について、研究テーマの選択および研究の進展に関し教官は義務と責任をもっている。そこで教官の自主的な立場をつねに尊重し守っていかなければならない。研究成果についても公開発表の原則は守る必要がある。

大学において研究の自主性をたもち、かつ研究が発展する根幹をなすものは教官人事である。幸い大学における教官の人事は教官にゆだねられている。教官の人事が的確に行われなかったために、その専門分野ばかりでなく広い範囲にまた長期間にわたって大学の教育研究が阻害されることは企業の場合に比べてはるかに深刻であり、その悪影響ははかり知れないものがあるであろう。現在本学では教官人事については戦後確立した慣習ののっとり行われており、それ自体問題があるとは考

えられないが、さらに教官人事方法について教官の空席にかかわる充足時期、選考委員会の期間など討議され、さらに改善されることを期待したい。

また若手の優秀な研究者の確保も極めて重要である。まず第一に大学院の博士課程の学生の充実をはかる必要がある。特に優れた学生に対し学則でうたっている大学院在学3年で博士の称号を与えることを積極的に行うべきであろう。また博士研究員制度を確立することを切望する。

大学における研究において、国家的な要請をはじめ社会のニーズによるプロジェクト研究が重要になっていく時代になっており、あるプロジェクト研究の指導者として、また助言者或は研究協力者として大学が関与する機会は多くなっていくであろう。大学は研究の立場からは将来求心的でなく遠心的な働きをしていく可能性がある。これに対し大学は次の2つの対応があるであろう。第1は教官がプロジェクト研究に対して個人参加するといった方式である。第2はプロジェクト研究が大学の将来の研究方向に合致すると判断された場合、研究所、学部の協力のもとに研究グループをつくる。これについては研究所の発展と関連があるので次に述べよう。

本学における研究所が今後発展するためにはどのようなことが考えられるであろうか、研究所は学部と異なって研究所としての研究目的がある。この目的或は守備範囲は時代と共に変化していく。多くの場合研究所の各教官の判断、研究方向によって変化するいわゆる個人ベースの発展である。そこでここに衛星研究所の設置方式につき提案してみよう。具体的には研究所内、研究所間、研究所・学部間で3講座程度のその時代時代に必要または将来必要となるべき領域の衛星研究所を時限で設置し、その領域の研究の協力体制をつくる。時限が終るまでにその研究が本当に根付き発展しているときは新しい研究所になるか、もとの研究所に戻し自動的にその時代に合った発展的な研究所に脱皮していくことができる。また衛星研究所が目的を果したときはもとの研究所に吸収され、新しく別な目的に向かって改めて又衛星研究所を考えていく。このような方式は研究所が時代によって流動発展していく研究方向にフレキシブルに対応し、新しい研究目的をもつ研究所をつくる原動力になり得る一つの行き方と思われる。また前述したプロジェクトによる研究グループ、また特別推進研究などによる研究グループなど姿なき研究所によって協力研究をすることは本学の新しい研究発展を進める上に大きい影響を与えるであろう。

現在のキャンパス以外にも新しい土地を確保することにより、例えば核融合、加速器、医工学、宇宙科学など今後長期的な研究計画を緻密に立案すべきであろう。これらは将来巨額な予算を必要とし、本学の将来をきめる上にも全学が一致協力して実現をはかるべく格段の努力をすべきである。

さらに大学の研究発展を地道にさへしている教室系の技術職員（技官）について、

技術部といった組織を考え、将来技術職員全員に対し待遇の改善と現在急激に進展している技術革新に適応した技術のみがくための環境をつくることが望まれる。

§ 3. 国際交流

国際交流について本学はこれまでもこの面には力を尽してきており、一応の成果はあがっているが、さらに有効な国際交流を実現するための道は、本学の研究・教育を世界第一級の高い水準のものとするにある。

そうすればいわゆる先進国との交流において、学者・研究者の受入れが、シニア・レベル、ジュニア・レベルとも自然によりスムーズに実現することが期待できる。一方本学のシニア・レベルの教官の先進国への送出しは現在の趨勢をさらに助長する様配慮し、助手層、研究員などのジュニア・レベルの教官・研究者の先進国への送出しについては、現状よりも格段と積極的に援助する必要がある。

いわゆる中進国ならびに発展途上国については、このところ次第に増加する傾向にある留学生や若手研究者の受入れもさることながら、交流・援助の効率を考えれば、それらの国々における将来の教員の養成に本学が積極的に参加することが望ましい。そのためには本学教官による現地での短期集中的な出張教育や、我が国における教員研修という形での養成引受けなどが考えられる。特に、発展途上国向けの交流・協力のウエイトが将来ますます増加すると考えられるが、現地のニーズをよく把握し、そのニーズに合った協力を行うことが肝要である。

以上のような国際交流を実行するためにはもっぱらそれに従事する学内の専門機関が必要であり、その名にふさわしい真の意味での理工学国際交流センター等の設置が望ましい。

それにしてもこうした国際交流の実現には相当額の資金が継続的に必要であり、機会をとらえて外部の財源を利用すべきことは言うまでもないが、学内にも長期的にそうした資金を生み出すような国際交流基金が設置される必要がある。

さらに緊急を要するのは、シニア・レベルを含めて、外国からの学者・研究者を収容できる宿舎の確保である。これには本学独自の外国人研究者宿舎の建設・整備、新蔵前工業会館とのタイアップ、ホテルとの長期契約、各大学共用宿舎の建設など具体的にいくつかの道が考えられるが、このための資金もかなりの額を調達しなければならない。外国人留学生については、本学は我が国における理工系留学生の多数受入れの機関としての役割を果たしてきたが、今後とも留学生の数はますます増加するものと思われる。学生レベルにおける国際交流の実をあげるためには、外国人留学生と日本人学生とが生活を共にする形の学生宿舎がどうしても必要である。その意味では外国人留学生だけがまとまって居住する形の現在の留学生会館は、来日したばかりで言語・習慣など慣れないことの多い一部留学生のための短期的宿舎と

しては、これを増設することも必要であるが、留学生にはなるべく速やかに言語を習得させ、習慣になじませて日本人社会の中に溶けこませるような配慮が必要である。

留学生に関連して重要なことの一つは、本学に学んだ留学生の帰国後の動静をよく追跡し、新しいプレティンやクロニクルを送付して本学の近況を知らせるなど、連絡をもっと緊密にすることである。これは将来優秀な留学生を続けて受入れるためにも極めて重要である。

東京工業大学将来計画会議施設計画部会報告書

昭和56年7月

東京工業大学将来計画会議施設計画部会

1. ま え が き

本報告は昭和56年2月2日日本館第一会議室で開催された将来計画会議・教育計画部会、研究国際交流計画部会、施設計画部会の三部会合同会議において学長（将来計画会議・議長）より提示された施設計画部会に対する諮問事項

- 大学全体の長期・中期の将来計画に基づき、敷地の有効利用と施設環境整備について
- ア. 物理的に可能な施設の面積
 - イ. 新キャンパスを獲得すべきか

に基づいて、本学の施設環境整備の将来計画について行われた検討の結果をまとめたものである。

東京工業大学における施設環境整備の長期計画はかねてより全学的に組織された施設委員会と施設部を中心に、大岡山地区については大岡山地区将来計画委員会、大岡山地区施設整備連絡会議、長津田地区については、長津田地区整備計画委員会、長津田地区建設推進本部、田町地区については、田町地区将来計画委員会等で、また全般的には学長を中心とした評議会懇談会で検討推進されている。

- ・昭和51年9月 東京工業大学施設長期計画面案一主として大岡山地区一施設委員会
- ・昭和52年7月 田町地区将来計画委員会中間報告
- ・昭和53年3月 田町地区将来計画委員会審議経過報告
- ・昭和53年3月 大岡山地区将来計画委員会審議経過報告
- ・昭和53年11月 東京工業大学大岡山地区施設環境整備の基本方針・同解説
大岡山地区将来計画委員会
- ・昭和53年4月 原子炉工学研究所将来計画

- ・昭和54年7月 正門の移転について 大岡山地区将来計画委員会
- ・昭和54年10月 田町地区将来計画委員会審議経過報告書(その二)
- ・昭和54年11月 東京工業大学長津田地区の建設と整備
長津田地区整備計画委員会
- ・昭和54年11月 大岡山・長津田間情報伝達システム計画中間報告
情報伝達システム推進委員会
- ・昭和54年12月 東京工業大学図書館情報システムについて(第一次報告)
図書館情報処理システム推進委員会
- ・昭和55年3月 大岡山地区将来計画委員会中間報告書
- ・昭和55年5月 長津田地区の将来計画 長津田地区建設推進本部
- ・昭和55年7月 東京工業大学における施設・環境長期計画について
評議会懇談会資料
- ・昭和55年7月 田町地区の将来計画に関する基礎資料 学長
- ・昭和55年3月 100周年記念館 評議会懇談会
- ・昭和56年2月 将来計画会議議題 将来計画会議資料 学長

2. 東京工業大学敷地・建物の現状

東京工業大学が現在保有している土地及び建物の面積を表1に、また大岡山地区の建物配置図を図1に、長津田地区を図2に、田町地区を図3にそれぞれ示した。

用途別土地・建物面積表(昭和56年7月1日施設実態調査による)

(単位:㎡)

区 分	団地別区分 所在地名 用途別	恩 田	高 津	北千東	田 町	長津田	大 岡 山	狹 楽 町	梅 が 丘	藤 が 丘	塩 山	大 町	戸 田	大 洗	鹿 沢	計
		横浜市 緑区 松風台	川崎市 高津区 二子	東京都 大田区 北千東	東京都 港区 芝浦	横浜市 緑区 長津田町	東京都目黒区 大岡山・緑が丘・ 大田区石川町	東京都 渋谷区 狹楽町	横浜市 緑区 梅が丘	横浜市 緑区 藤が丘	山梨県 塩山市 大字小屋敷	長野県 大町市 大字平	埼玉県 戸田市 大字上戸田	茨城県 東茨城郡 大洗町	群馬県 吾妻郡 鹿沢	
土 地	校舎等敷地				12,733	132,000	204,082									348,815
	寄宿舎敷地	9,917							2,673							12,590
	屋外運動場				10,900		30,260									41,160
	職員宿舎敷地		1,631	2,463	544		10,380			2,971						17,989
	その他					(44) 76,414		198			(738)	(52) 1,352	650	10,909	19,438	(839) 108,961
計	9,917	1,631	2,463	24,177	(44) 208,414	244,722	198	2,673	2,971	(738)	(52) 1,352	650	10,909	19,438	(839) 529,515	
建 物	理学部校舎						18,133									18,133
	工学部校舎						76,072									76,072
	一般教育関係校舎						8,447									8,447
	総合理工学研究科校舎					29,534										29,534
	附置研究所					20,953	8,253									29,206
	附属研究施設					4,932										4,932
	教育工学開発センター						469									469
	総合情報処理センター						2,837									2,837
	R1総合センター						504									504
	本部管理関係施設					454	7,340	261								8,055
	附属図書館					2,200	6,787									8,987
	屋内・屋外体育施設				860		2,763									3,623
	講堂						1,234									1,234
	福利厚生関係施設					1,095	5,744				55	452	457	750	307	8,860
	学生寄宿舎	4,214							1,923							6,137
	附属工業高等学校				11,183											11,183
	創立八十年記念会議室						704									704
	総合研究館					5,603										5,603
	設備関係施設	69			386	4,669	5,402		48							10,574
その他					581	2,080									2,661	
職員宿舎		812	1,953	1,512		2,048				3,059					9,384	
計	4,283	812	1,953	13,941	70,021	148,817		261	1,971	3,059	55	452	457	750	307	247,139

(注) ()内は借用で外数。

図1 東京工業大学大岡山地区建物配置図

- ①管理棟(2,309㎡)
- ②本館(26,703㎡)
- ③北棟(12,578㎡)
- ④中棟1号館(5,727㎡)
- ⑤中棟2号館(9,544㎡)
- ⑥中棟3号館(2,584㎡)
- ⑦東棟(3,507㎡)
- ⑧南棟(7,448㎡)
- ⑨石川台1号館(旧工業材料研究所)(2,331㎡)
- ⑩石川台2号館(旧精密工学研究所)(2,899㎡)
- ⑪石川台3号館(旧資源化学研究所)(3,270㎡)
- ⑫理学部教育用電算機室(964㎡)
- ⑬第4新館(1,287㎡)
- ⑭第3新館(5,463㎡)
- ⑮分析棟(1,318㎡)
- ⑯実験廃液処理施設(335㎡)
- ⑰食堂(2,242㎡)
- ⑱講堂(1,301㎡)
- ⑲図書館(7,498㎡)
- ⑳総合情報処理センター(3,507㎡)
- ㉑体育館(1,432㎡)
- ㉒武道館(1,095㎡)
- ㉓保健管理センター(452㎡)
- ㉔創立八十年記念会議室(704㎡)
- ㉕原子炉工学研究所(研究棟3,275㎡, その他6,457㎡)
- ㉖社工棟(2,583㎡)
- ㉗緑が丘2号館(1,509㎡)
- ㉘緑が丘1号館(6,595㎡)

所在地	東京都目黒区大岡山2-12-1
土地	247,046㎡
建物	延147,981㎡

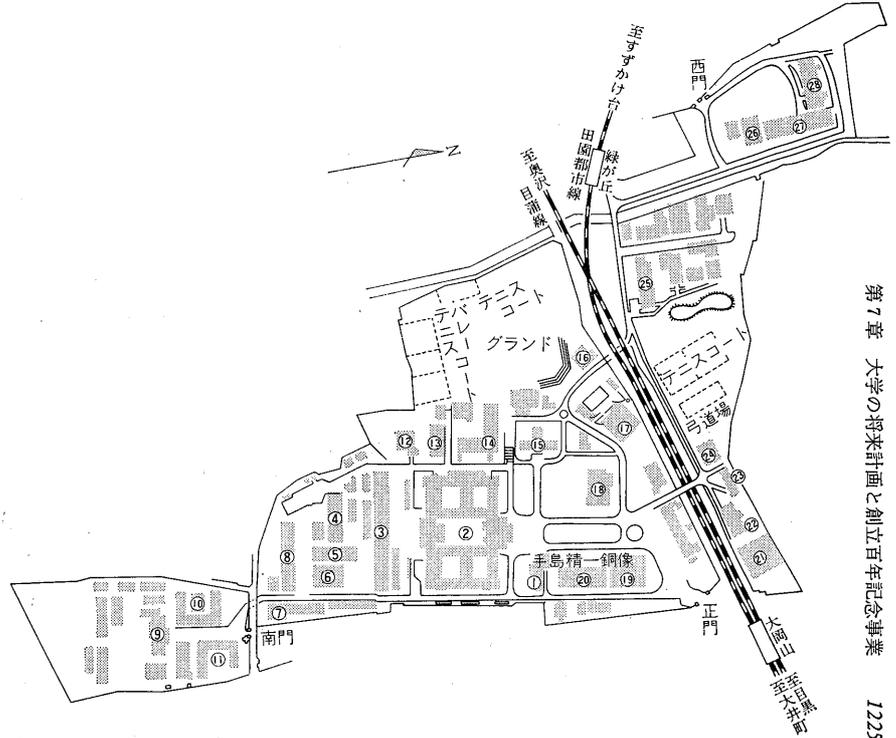
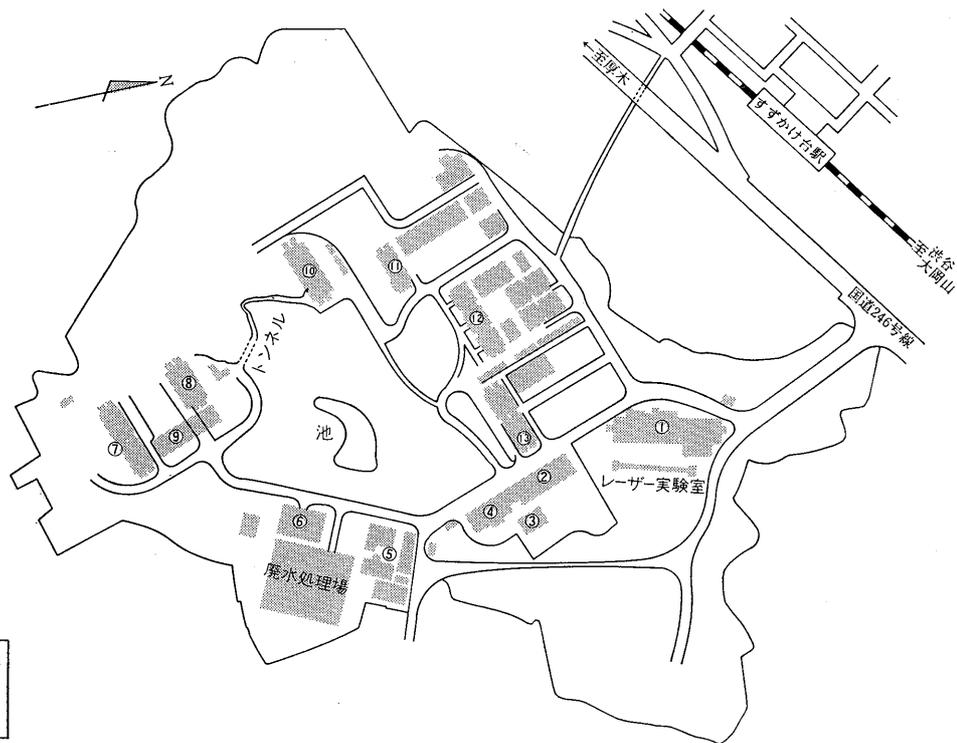


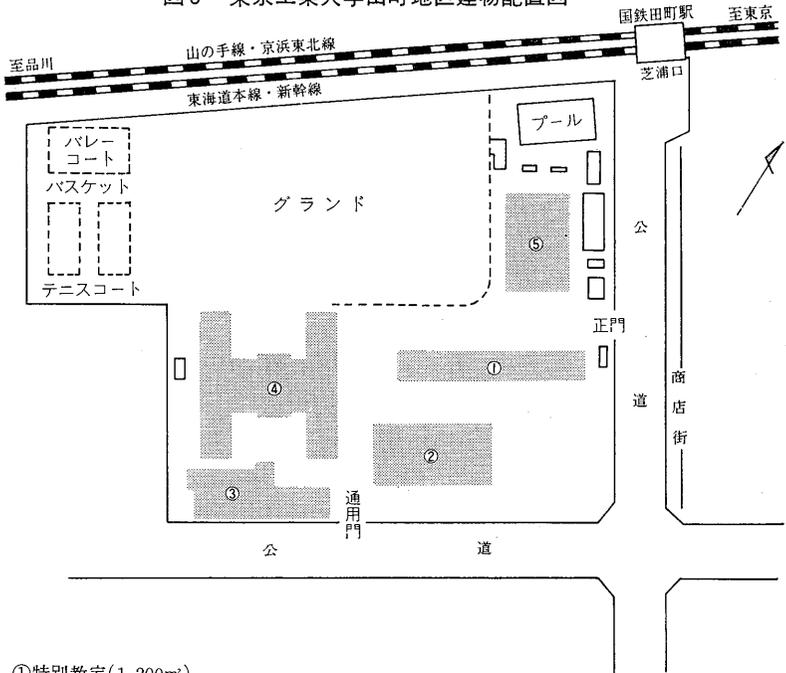
図2 東京工業大学長津田地区建物配置図

- ①総合研究館(5,811m²)
- ②図書館(2,329m²)
- ③超高電圧電顕室(613m²)
- ④食 堂(1,501m²)
- ⑤廃棄物処理施設(593m²)
- ⑥設備センター(1,672m²)
- ⑦大学院総合理工学研究科
(社会開発等4専攻棟)(11,590m²)
- ⑧大学院総合理工学研究科
(物理系3専攻棟)(7,665m²)
- ⑨大学院総合理工学研究科
(管理共通棟)(1,865m²)
- ⑩大学院総合理工学研究科
(化学系3専攻棟)(9,572m²)
- ⑪工業材料研究科
(高層棟3,867m², その他2,224m²)
- ⑫精密工学研究所
像情報工学研究施設
(8,582m², その他2,320m²)
- ⑬資源化学研究所
天然物化学研究施設
(8,180m², その他372m²)



所在地	横浜市緑区長津田町4259番地
土地	208,413m ²
建物	延 71,055m ²

図3 東京工業大学田町地区建物配置図



- ①特別教室(1,200㎡)
- ②普通教室(2,835㎡)
- ③実験室(2,251㎡)
- ④本館(4,910㎡)
- ⑤体育館(860㎡)

所在地	港区芝浦3-3-6
土地	24,175㎡
建物	延13,915㎡

3. 東京工業大学施設・環境整備の基本方針

100年の輝やかしい伝統のある本学の施設・環境の将来像は、大学全体の長期計画にもとづきわが国将来の発展に対応した真に教育・研究遂行の場にふさわしい内容とすることが必要となる。

このような観点から既に大岡山地区将来計画委員会で検討され評議会で承認された10項目の方針について検討した結果、この10項目は、大岡山地区について検討されたものではあるが、本学将来の施設計画の全学的な基本方針としても十分な内容のものであるので、多少の修正を行い、このまま提示することとし、なおこの10項目のほかに多少重複するが、以下に示す(イ)～(ロ)の各項目を追加し基本方針とすることとした。

- (1) 教育・研究の長期的計画に基づき、その発展・変化に柔軟に対応できる施設・環境の総合的計画を確立する。
- (2) 大学の施設・環境は、多様な大学機能の運営に対応できる条件を満たすとともに、教育・研究を中心とした活動に必要な高い水準のものとする。
- (3) 地区全体について機能の集約化、環境保全等を考慮しながら、長期的見通しにたった効果的な土地利用計画を確立するとともに建築密度等の標準を策定する。
- (4) 地区全体に対し、教育・研究の機能と空間の物的条件とを考慮し、環境保全のためのオープンスペースを配慮したゾーニングを行い、重点的な再開発整備と段階的計画を策定する。
ゾーニングは、豊かで個性をもった構成とし、全体計画との連続性を考慮する。
- (5) 教職員学生の快適な生活のための関連諸施設の充実をはかる。
- (6) 施設・設備の設計計画標準並びに改造計画を策定し、施設機能の共用化、センター化、複合化ならびに管理運営について検討し、確立する。
- (7) 日常の安全環境の確保と非常災害時に機能する施設・設備の計画並びに運営管理システムを設定する。
- (8) 新しい交通機能を含む総合的計画によって、安全で利便性の高い交通体系とその運営機能を策定する。
- (9) 歴史と伝統をもつ本学にふさわしい環境を形成するため、歴史的な建造物、各種資料などの保存と管理に努める。
- (10) エネルギーに関する有効な供給計画並びに各種の処理施設についての管理システムを確立する。

〈追加基本方針〉

- (イ) 施設・環境の将来計画は、10年～15年程度の中期計画と、20年以降50年程度の長期計画にわけて検討する。
- (ロ) 大型改修、老朽施設の改修・改築・取りこわしなどを通じて敷地の有効利用と高層化をはかり、またこの計画に際しては省エネルギー、省資源を考慮する。
- (ハ) 部局毎の建物使用区分の確立をはかる。
- (ニ) 講座増・部門増への対応をはかる。
- (ホ) 学科・学部・研究施設・研究科・研究所の改組・拡充新設への対応ならびに日本人学生・留学生・外国人客員研究員のための国際交流会館などについて考慮し、このための新キャンパスの取得についても検討する。
- (ヘ) 記念物的な建物を指定し、その活用をはかる。
- (ト) 長期植栽計画を確立する。
- (チ) 防災ならびに排水処理・廃棄物処理など公害防止に万全を期し、地域環境の保全に留意する。
- (リ) 大岡山、長津田、田町などの各地区間の情報伝達交流システムについて検討し更に本学が将来社会に開かれた大学として十分に機能するため各地区・他大学・官公庁・病院・企業との間の情報伝達サービスシステムの確立をはかるものとする。
- (ル) 施設・環境整備に関する本将来計画の実施に際して、具体的問題点の調整をはかるため連絡機関の設置について検討する。

以上の基本方針にしたがって、長津田・大岡山・田町各地区の10年～15年後を目標に検討した施設・環境整備の中期計画ならびに20年以降50年程度の長期計画についてのべる。

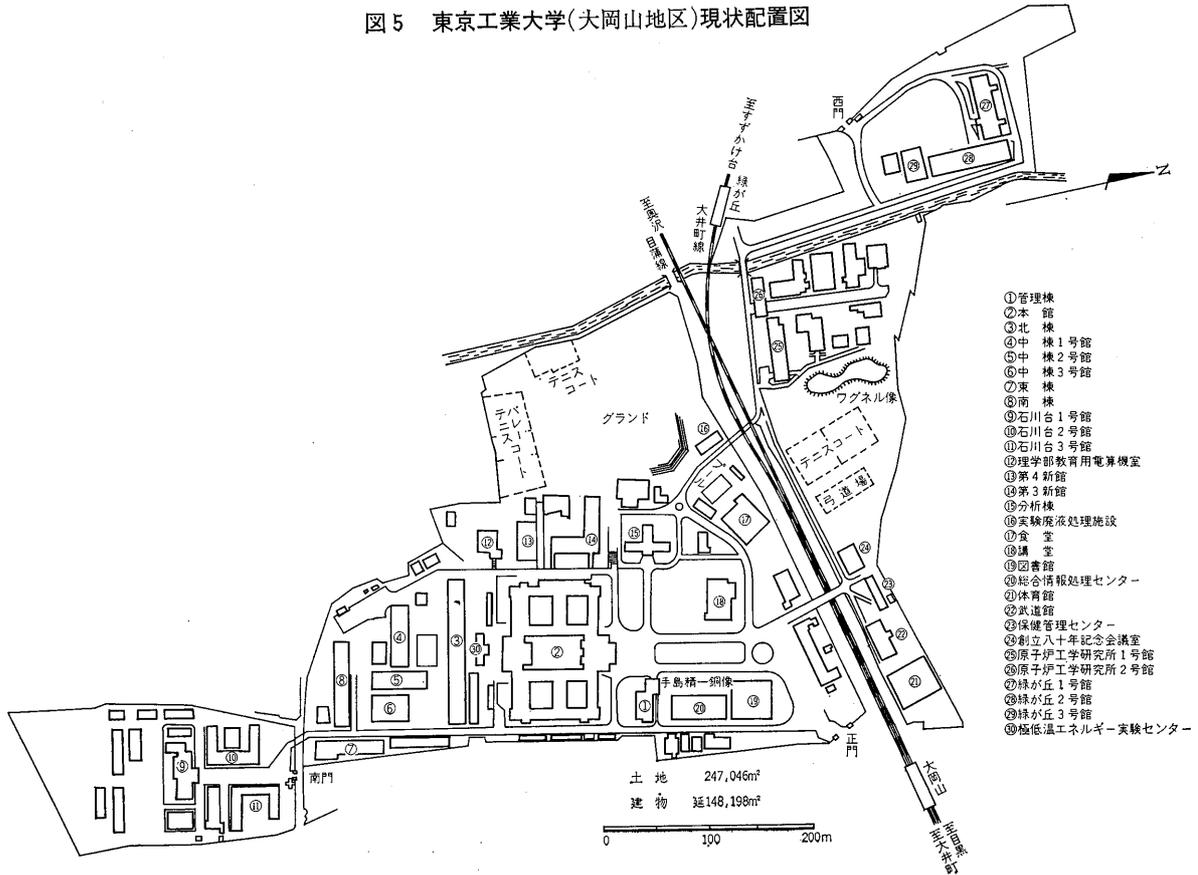
4. 大岡山地区中期将来計画

(1) 概要

3研究所と2研究施設の長津田地区移転に伴い、空家となった建物の使用計画を中心に、既存建物のうち長期計画上残すべき建物と、取り壊すべき建物の分類を行い、残すべき建物については、教育研究のための機能を含めた質の向上を計ると共に、学部・学科の施設配置を整理し、機能面から見ても、管理面から見ても、十分な合理性を備えた姿となるよう計画を進めている。

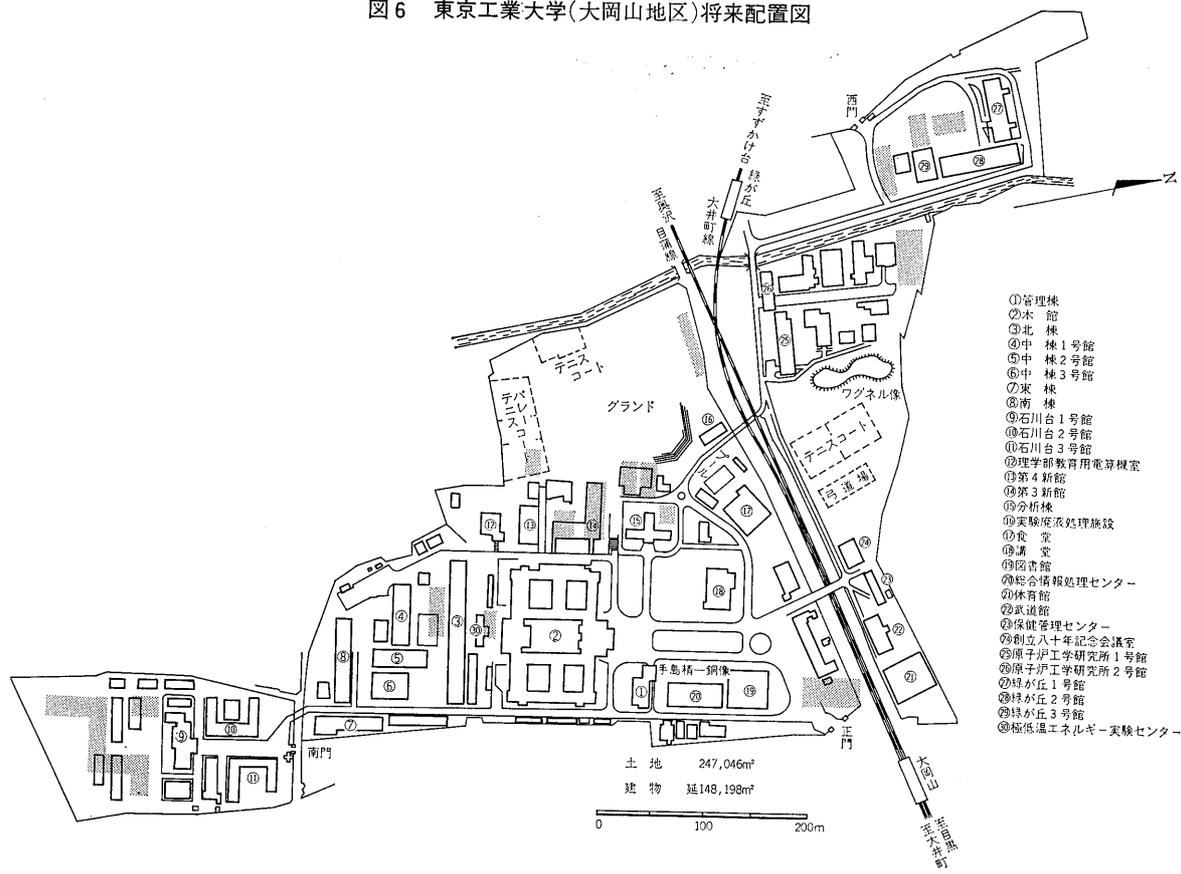
現在大岡山地区の施設の状況は首都圏にある多くの高等教育機関がかかえている「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」の規制と、老朽低層建物の高密度化のため、拡充整備の可能性の低下という困難な問題に直面している。しかしこの地区の教育・研究に係る将来計画に対応しながら、大

図5 東京工業大学(大岡山地区)現状配置図



- ①管理棟
- ②本館
- ③北棟
- ④中棟1号館
- ⑤中棟2号館
- ⑥中棟3号館
- ⑦東棟
- ⑧南棟
- ⑨石川台1号館
- ⑩石川台2号館
- ⑪石川台3号館
- ⑫理学部教育用電算機室
- ⑬第4新館
- ⑭第3新館
- ⑮分析棟
- ⑯実験廃液処理施設
- ⑰食堂
- ⑱講堂
- ⑲図書館
- ⑳総合情報処理センター
- ㉑体育館
- ㉒武道館
- ㉓保健管理センター
- ㉔創立八十年記念会議室
- ㉕原子炉工学研究所1号館
- ㉖原子炉工学研究所2号館
- ㉗緑が丘1号館
- ㉘緑が丘2号館
- ㉙緑が丘3号館
- ㉚極低温エネルギー実験センター

図6 東京工業大学(大岡山地区)将来配置図



- ①管理棟
- ②本館
- ③北棟
- ④中棟1号館
- ⑤中棟2号館
- ⑥中棟3号館
- ⑦東棟
- ⑧南棟
- ⑨石川台1号館
- ⑩石川台2号館
- ⑪石川台3号館
- ⑫理学部教育用電算機室
- ⑬第4新館
- ⑭第3新館
- ⑮分新棟
- ⑯実験係衣処理施設
- ⑰食堂
- ⑱講堂
- ⑲図書館
- ⑳総合情報処理センター
- ㉑体育館
- ㉒武道館
- ㉓保健管理センター
- ㉔創立八十年記念会議室
- ㉕原子炉工学研究所1号館
- ㉖原子炉工学研究所2号館
- ㉗緑が丘1号館
- ㉘緑が丘2号館
- ㉙緑が丘3号館
- ㉚極低温エネルギー実験センター

学が地域社会に調和し、大学本来の教育と研究に対し応えうる施設・環境を創り上げるために、「基本方針」にのっとった地帯区分と施設計画案を策定する。

基本方針にしたがい、大岡山地区の10地帯区分を図4に、図5に大岡山地区の現状、図6に同地区の将来計画を示した。以下に各地帯ごとに検討した結果を示す。

(2) 各地帯での施設計画

イ) 第1地帯（アカデミックゾーン）

呑川西部台地（緑が丘地帯）、土木建築棟（緑が丘1号館）、同実験棟（同2号館）、社会工学科棟（同3号館）及び講義棟の恒久建物と、将来の学科研増に伴う建物は社会工学科棟西側に建設する計画である。

ロ) 第2地帯（アカデミックゾーン）

東急目蒲線北側呑川東部沿いの低地で、現在原子炉工学研究所および理学部放射線関係施設等の諸施設が存在する。敷地の条件等を考慮に入れ、同研究所の将来計画に従って、将来15部門までの増設に対応できるよう高層研究棟群を敷地南側に配し、実験装置用建物を北側に建設する計画である。

ハ) 第3地帯（緑地ゾーン）

東急目蒲線北側ひょうたん池からロマンス坂陸橋までの地帯で、都市計画公園に指定されており、本学としても環境維持のために将来にわたってこの地帯を緑地として保有しておく計画である。

ニ) 第4地帯（保健・体育ゾーン）

東急目蒲線北側陸橋以東の地帯で保健管理センター、武道館及び体育館があるが、体育館は昭和29年に旧軍飛行機格納庫を移設したもので天井が低いため、球技に使用する場合の利用効率が低くまた老朽化しているので改築する計画である。

ホ) 第5地帯（福利厚生・体育ゾーン）

東急線南側で呑川東側グラウンドから学生食堂に至る地帯で、テニスコート、バレーコート、野球場、サッカー場、プール等の屋外体育施設及び課外活動施設が集約され第6地帯との接点に大学食堂（学生・職員用）が設けられている。旧学生食堂は現在課外活動のロッカー室等に使用されているが、危険建物なので代替施設へ移転のうえ取り壊し、跡地は第6地帯に組み込む計画である。

ヘ) 第6地帯（アカデミックゾーン）

第5地帯東側及び第7地帯北側正門を含む地帯で、本学としての歴史的建造物である分析化学教室（S.6）、水力実験室（S.7）のほか比較的最近

建設された講堂、図書館、管理棟、情報処理センター等の恒久建物があり、本館正面の桜並木、講堂南側の芝生のスロープは学園にふさわしい豊かな雰囲気を持った空間として周辺建物群と共に保存すべきものとする。

上記図書館は昭和52年に理工系雑誌の全国拠点図書館に指定され、将来増築が考えられるが、その増築は現有図書館北側に建設する計画である。この場合正門を本館正面に移転する計画である。

前述の第5地帯の旧学生食堂を取り壊した跡地には、各種センターを包含した複合用途に使用する高層建物を建設し、第6地帯に組み入れる計画である。

また創立百年記念事業の一環としての記念館を、分析化学教室西側に高層として建設する計画である。

ト) 第7地帯 (アカデミックゾーン)

第6地帯南側の本館周辺地帯で、本館は昭和10年～14年に建設された建物であるが、大岡山団地の象徴的な建物として保存すべきものとする。昭和39年より昭和54年まで数次にわたって外壁、サッシ、配管等の部分改修を行っているが、前述3研究所等の長津田移転に伴って、各室の再配置による移行が行われ、空室の出来た機会に、年次計画に従って老朽設備、内装等を含めた大型改修を行い、教育研究のための機能を含めた質の向上を計ると共に防火区画等防災面での整備を行う計画である。

チ) 第8地帯 (アカデミックゾーン)

本館西側から第5地帯までの地帯で一般教育関係の5～6階の建物がある。この地帯は日影の周辺へ及ぼす影響も少いので、建替えの時期には高層化して敷地の有効利用が可能である。また第5地帯旧雨天体操場跡地に第8地帯に接するテニスコートを移し、テニスコート跡地に一般教育に関係の深い部局の建物を建設し、第8地帯に組み入れる計画である。

リ) 第9地帯 (アカデミックゾーン)

本館南側から第10地帯 (石川台地帯) までの地帯で比較的最近建設された3～10階の恒久建物と、昭和10年代に建てられた低層老朽建物が混在しているので、これら老朽建物群を整理統合し、環境の整備を計ると共に、防災のための道路を整備する計画である。

ヌ) 第10地帯 (アカデミックゾーン)

大岡山地区の最南端第9地帯に接する台地 (石川台地帯) で、長津田へ移転した3研究所 (資源化学研究所・精密工学研究所・工業材料研究所) 等で使用していた建物があるが、3研究所等の長津田移転により空家となった機

会に、旧資源化学研究所の建物は昭和53～54年度工事で、旧工業材料研究所及び旧天然物化学研究施設の建物は昭和54年度工事で、それぞれ老朽設備及び内外装の大型改修を完了し、長期計画の一環としての利用計画に従って移行を完了した。引続き旧精密工学研究所の建物の老朽設備及び内外装を含めた大型改修を行い利用計画に従って移行する計画である。

この地帯は日影規制の関係で高層建物の建設は難しいので、南側の空地には前述の正門の移転で移転を必要とする第6地帯の建物、第9地帯の老朽実験工場等を統合整備すると共に学科増に伴う建物、工作センター等の建設を計画している。

ル) 計画建物面積表

地帯別計画建物の面積を表に示した。

大岡山地区計画建物面積表

地帯	建物仮名称	規模・構造	面積	収容講座数等
1	建設系棟	R 6	3,360㎡	7講座
2	原子炉研新館	R 5	3,600	5講座
	重イオン棟	R 2	2,050	
3				
4	体育館	R 1	1,560	
5	課外活動棟	R 2	750	
6	図書館	R 4	4,630	
	百年記念館	R12	2,600	
	センター棟	R13	7,050	
7				
8	大学院棟	R 5	2,600	4講座
9	工学部実験棟	R 2	1,450	3講座
10	極低温エネルギー実験棟	R 2	500	
11	研究棟	R 3	6,300	12講座

(3) 設備関係施設・環境の保全

老朽建物の配管、特にガス管の改善に努め危険防止をはかる。また省資源の立場から漏水について点検し、改善に努めると共に、将来、排水利用による中水道の設置について検討する。更に環境保全確保のため現在呑川に放流されて

いる汚水・排水特に実験研究排水,ならびに廃棄物の処理などについては,国・東京都に対し公共下水道設置の要請を行うと共に,その改善のための学内組織の確立と管理体制について検討し,早急に総合的対策の樹立が必要である。

(4) 移動計画

将来,部局毎の建物使用区分の確立をはかるため,移動計画について検討する。

(5) 記念物的建物の指定と保存

大岡山地区にはわが国の建築設計や建築意匠の進展の中で記念碑的な意味のある建物が多い。これらの建物を東京工業大学の記念建物として指定し,永久にその保存と活用をはかる。記念建物としては本館・講堂・水力実験室・分析棟などがあげられる。

5. 大岡山地区長期将来計画

大岡山地区の長期将来計画としては,大学全体の組織の改組拡充,新設等の状況に応じて老朽化する施設の改修や建替えによる高層化が必要となるが,その検討と実施に際しては,あくまでも3項「東京工業大学・施設・環境整備の基本方針」にのっとりて遂行されることが必要である。

また長期将来計画の重要な一環として,記念物としての本館の大型改修の実施が必要であるが,これを実施するため老朽化した第3新館を取りこわし,ここを高層化し,改修実施のための移転拠点とすることも考えられる(図7)。

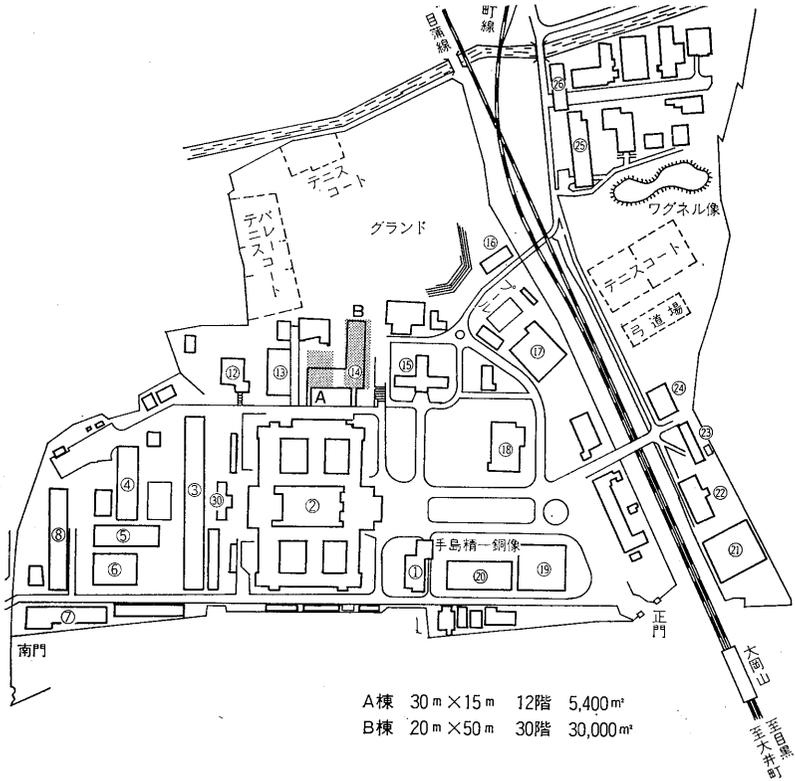
なお,本地区が広域避難場所に指定されていることなど考慮し,周辺幹線道路からの進入路の拡幅,本敷地を分断している軌道の地下化などについて検討すると共に関連各方面に要請することが望まれる。

6. 長津田地区中期・長期将来計画……図8,9,10(面積214,658m²)

(1) 概要

昭和43年に長津田地区利用委員会が設置され,3研究所(資源化学研究所・精密工学研究所・工業材料研究所)及び2研究施設(天然物化学研究施設・像情報工学研究施設)を,大岡山地区から長津田地区へ移転する方針が確定し,また学部基礎を持たない大学院総合理工学研究科(10専攻)を新たに設置することとなった。これらの建物の建設は,昭和49年より開始され現在ほぼ完了した。しかし,昭和52年に工業材料研究所西側の敷地約12,700m²が購入されたので,隣接敷地を含め約25,000m²の山林の敷地造成を行い,ここに,研究所の部門増及び大学院の増等に対応する建物(図10 A, B, C)を建設する計画となっている。またこの敷地内には福利厚生施設,運動施設(図10 ハ, ニ)等も計画されている。このほか図書館分館東側敷地には,講堂(図10 ロ),中央管

図7 第3新館の高層化



理棟(図10イ)が計画されており、さらに東側の台地は、敷地造成を行った後、大型構造実験装置・ゲッチンゲン風洞(図10D、E、F)等を収容する建物を建設する計画となっている。図8に建物配置の現状を、図9に将来計画を示した。

(2) 主な施設

将来計画の主な施設についてのべる。

各建物・施設の建設位置は図10参照。

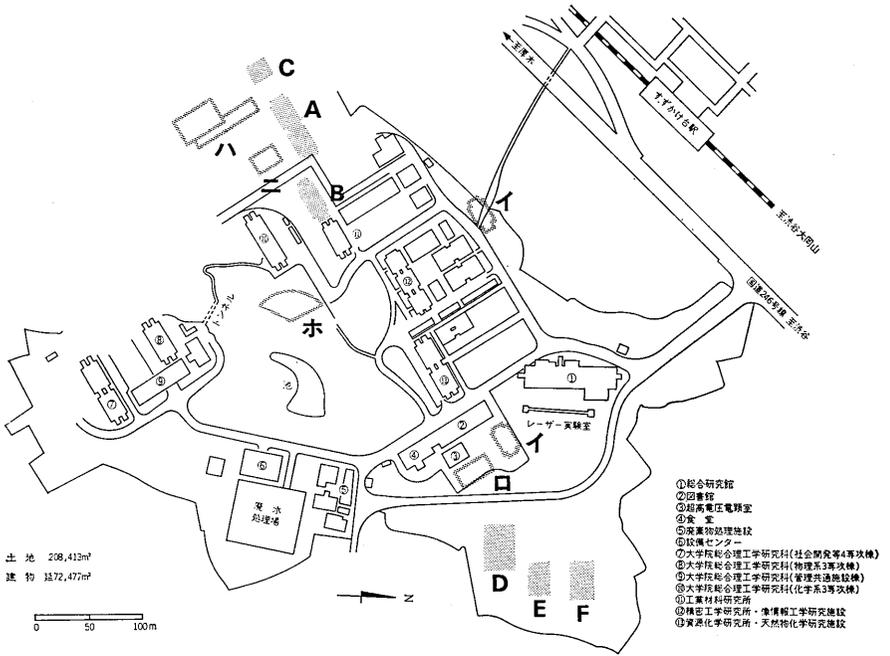
図8 東京工業大学(長津田地区)現状配置図



図9 東京工業大学(長津田地区)将来配置図



図10 将来計画建物・施設の建設位置



イ) 中央管理棟 (図11)

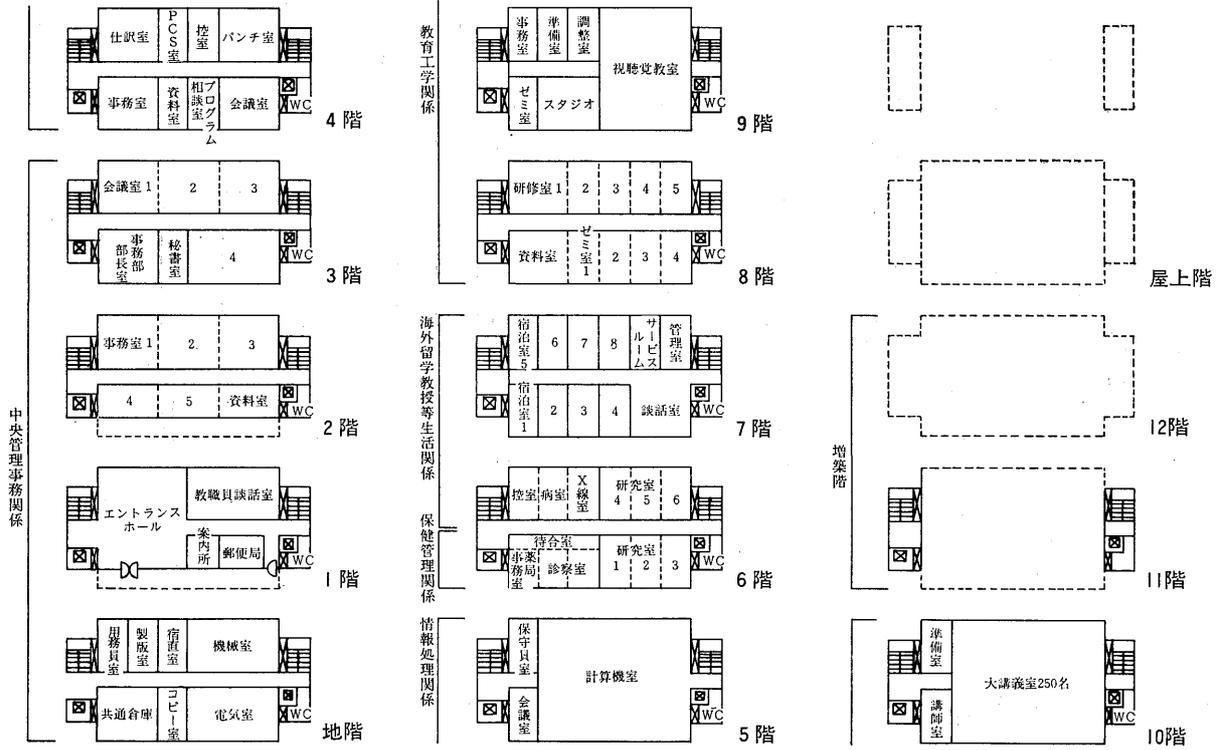
地下1階，地上1 2階，総面積 $4,914\text{m}^2 + 882\text{m}^2$ (増築用) = $5,796\text{m}^2$ で、

- 中央管理事務関係
- 情報処理関係
- 保健管理関係
- 海外留学・教授等生活関係
- 教育工学関係
- 増築階

を含んでいる。各階平面図を図11に示した。

なお、中央管理棟の建設位置については へ) 項も参照。

図11 中央管理棟平面図

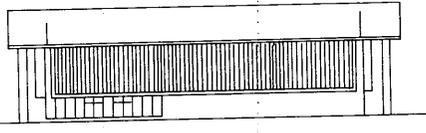
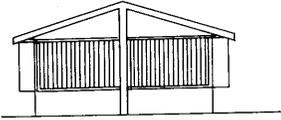


ロ) 講堂 (図12)

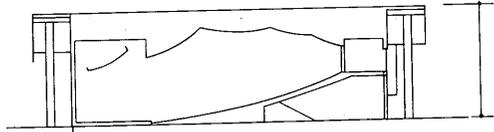
床面積 1,200m²

808席

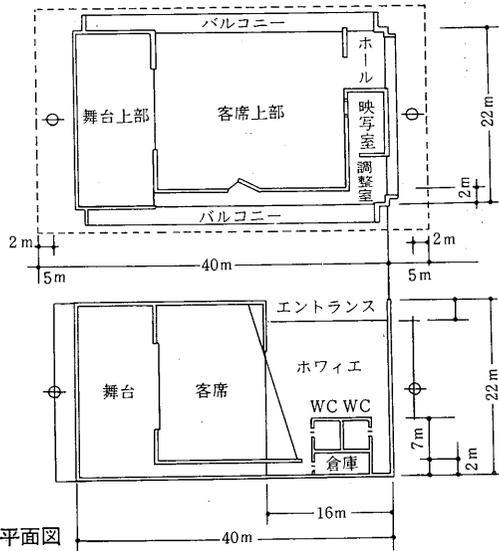
図12 講堂



立面図



断面図

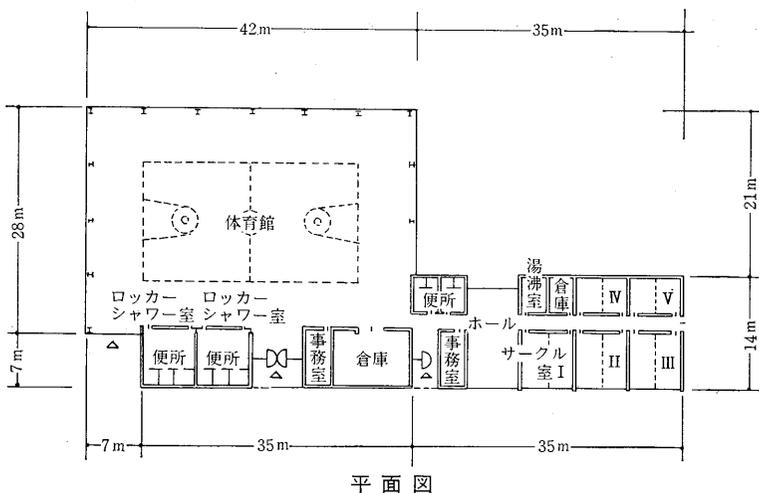
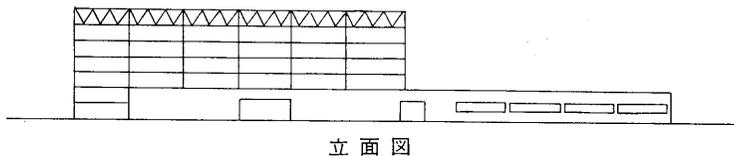


平面図

ハ) 体育館・福利厚生施設 (図13)

体育施設	1,421m ²
福利厚生施設	490m ²
計	1,911m ²

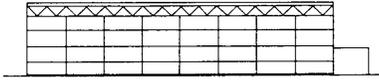
図13 体育館・福利厚生施設



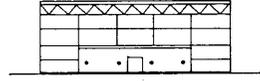
ニ) 屋内プール (図14)

面積 1,075m²

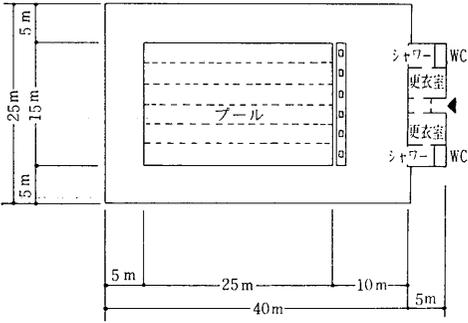
図14 屋内プール



東立面図



北立面図

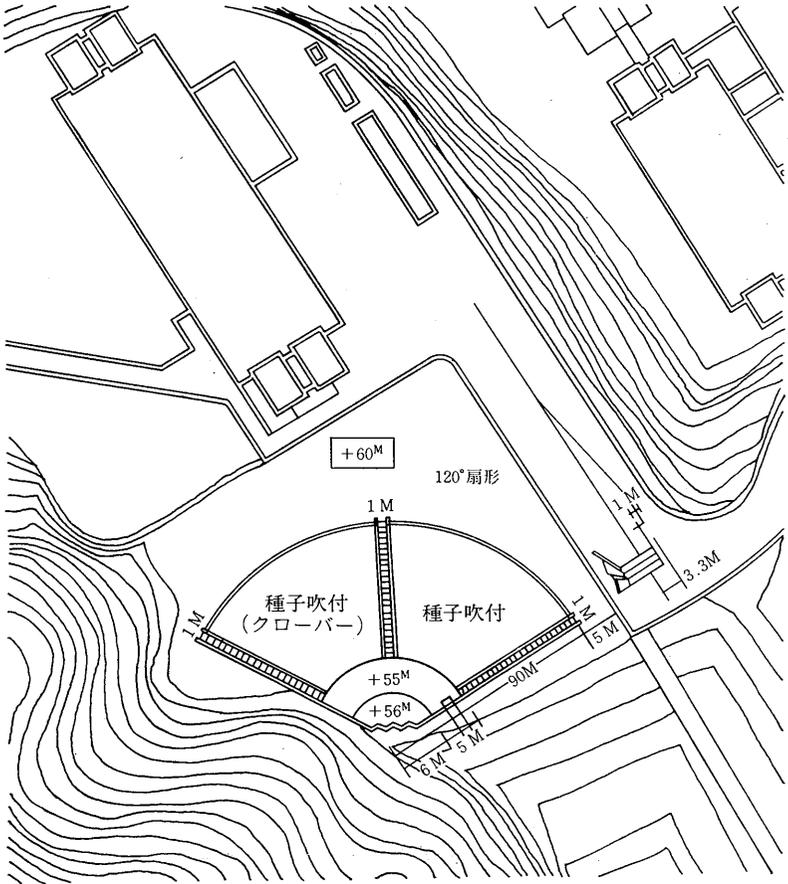


平面図

ホ) 屋外集会場 (遊水池) (図15)

工業材料研究所西側地区の土地造成にともない豪雨時の遊水池が必要となるが、日常は屋外集会場として利用できるよう計画されている。

図15 屋外集会所(遊水池)

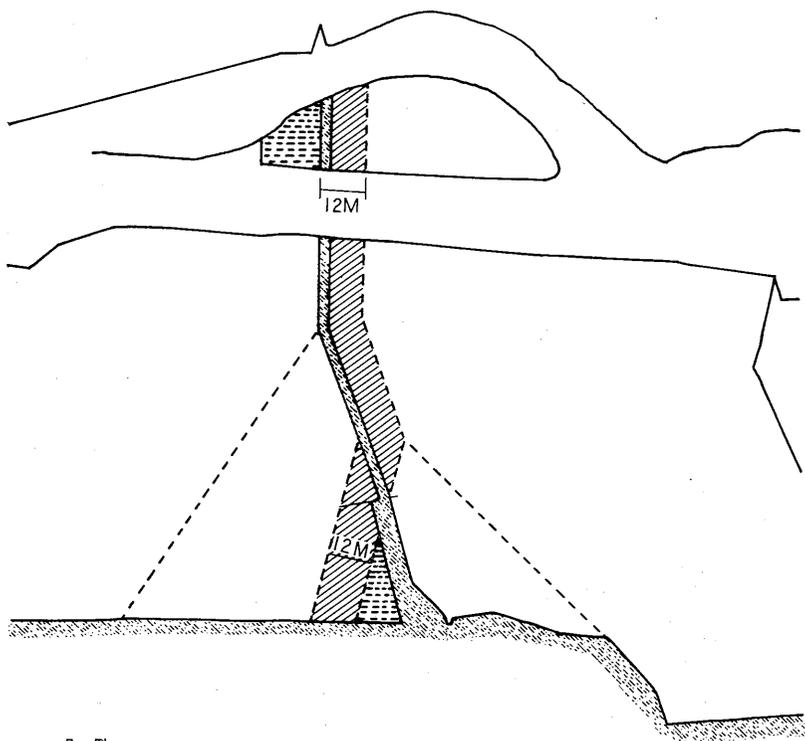


へ) すずかけ道・付近拡張 (図16, 図17)

すずかけ道を幅12mに拡張し並木および植込みを配したメインアプローチ(人道)とするため、土地購入をはかる(1,300m²)。

なお、点線で示した三角形部分も購入できれば、図9, 10に示したように中央管理棟をここに建設することもできる。

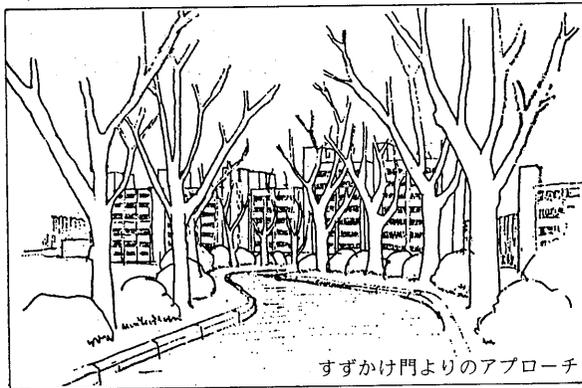
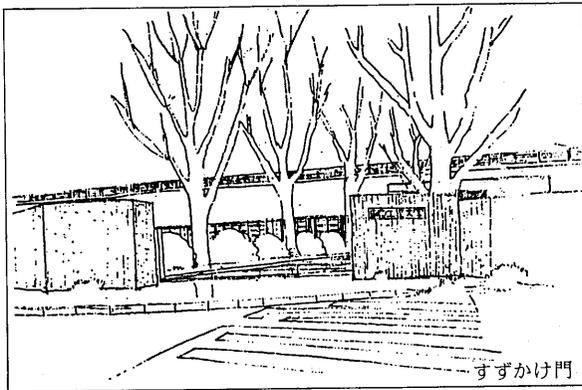
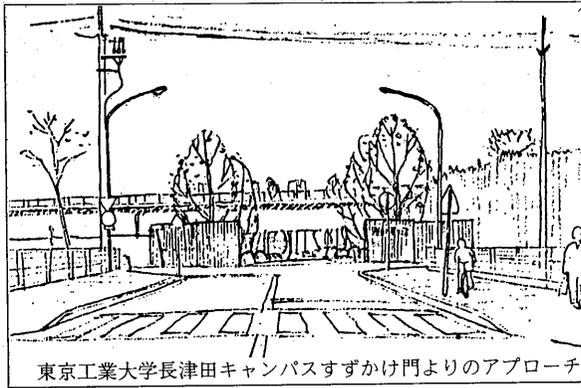
図16 すずかけ道・付近拡張



凡例

-  東工大(文部省)現有地
-  すずかけ門よりのアプローチ改良のための最小購入希望地(約1,300m²)
-  購入希望地(守衛所, 飛地)のため

図17 すずかけ門よりのアプローチ



ト) 設備関係施設・環境の保全

電気・ガス・水道などについては、地区内に供給設備センターが設置され一括した管理が行われている。また地区内の排水・廃棄物など特に実験研究排水・廃棄物についても十分な管理体制のもとで処理されており、敷地の30% (6,200m²) におよぶ保存緑地の確保と相まって、現在、キャンパスの環境は保全されているといえよう。

しかしながら、この地区における設備関係施設・環境保全の将来計画としては、地区内の組織の改組拡充、新設や施設の老朽化に対応することが必要となるが、このため、将来にわたって廃棄物の処理、環境管理について積極的に取り組み、環境保全の諸法規基準に適合することのみにとどまらず、さらに進んで科学的基礎に基づいた総合的対策を樹立することが必要であろう。

チ) 研究棟将来計画

大学院棟 (図10 A)

地下1階, 地上6階	3,313m ²	} 7,730m ²
地下1階, 地上8階	4,417m ²	

大学院・研究所総合棟 (図10 B)

地下1階, 地上10階	6,710m ²
-------------	---------------------

ゲッチンゲン型風洞施設 (図10 F) 1,296m²

大型構造物試験施設 (図10 D) 2,020m²

共通工作センター (図10 E) 1,500m²

などが計画されている。

リ) 周辺土地の取得

長津田地区の発展に対応した長期将来計画としては、周辺土地の取得が必要であるが、特に、現在すずかけ道をはさむ約40,000m²の土地の取得が地区の将来の発展のために極めて有効である (図16)。この土地は現在市街化調整区域であり、取得のための具体的な手続きは早急に行われることが必要である。

7. 田町地区中期・長期将来計画

交通至便で敷地は準工業地域（容積率400%）と商業地域（容積率500%）にまたがっているため、土地の有効利用という観点から、将来の建物高層化を念頭に置いて、現段階では、建物高層化の可能性を考慮しつつ、工学部附属工業高校の整備を行う計画である。図18に現状を示す。

本学における将来計画の中で工学部附属の工業高等学校ならびに附属専攻科をどのように発展させ、東京工業大学の体制の中に位置づけるかは極めて重要な問題であり、施設計画の面ではこの位置づけが与えられないと将来計画はできないことになる。図19に示した田町地区の将来計画は一応工業高等学校は現状のままとした場合の計画である。

図19中の将来計画高層棟計画を下図に示す。

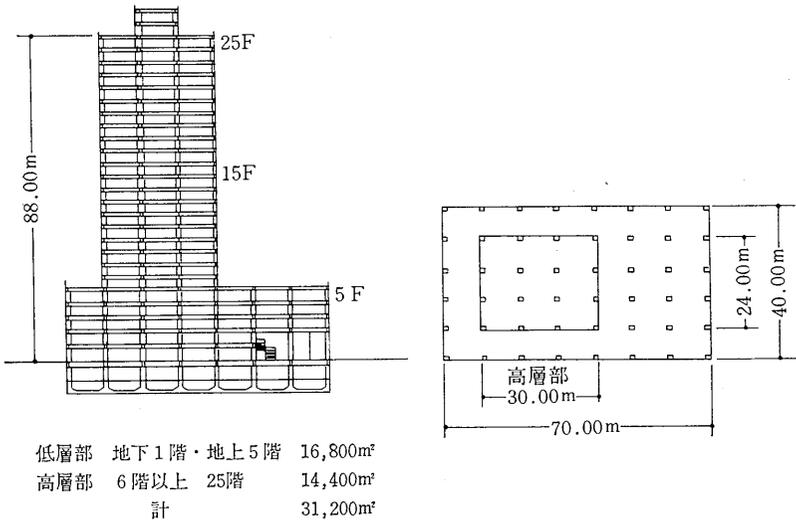


図18 東京工業大学(田町地区)現状配置図

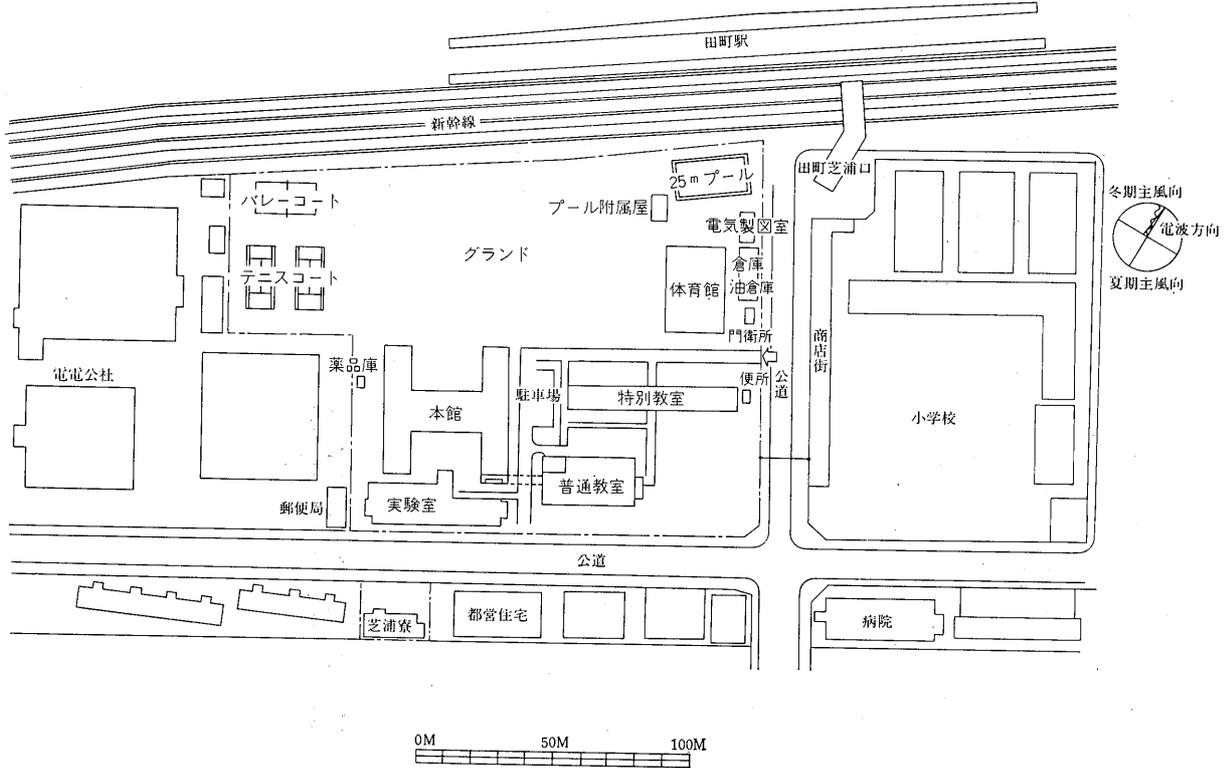
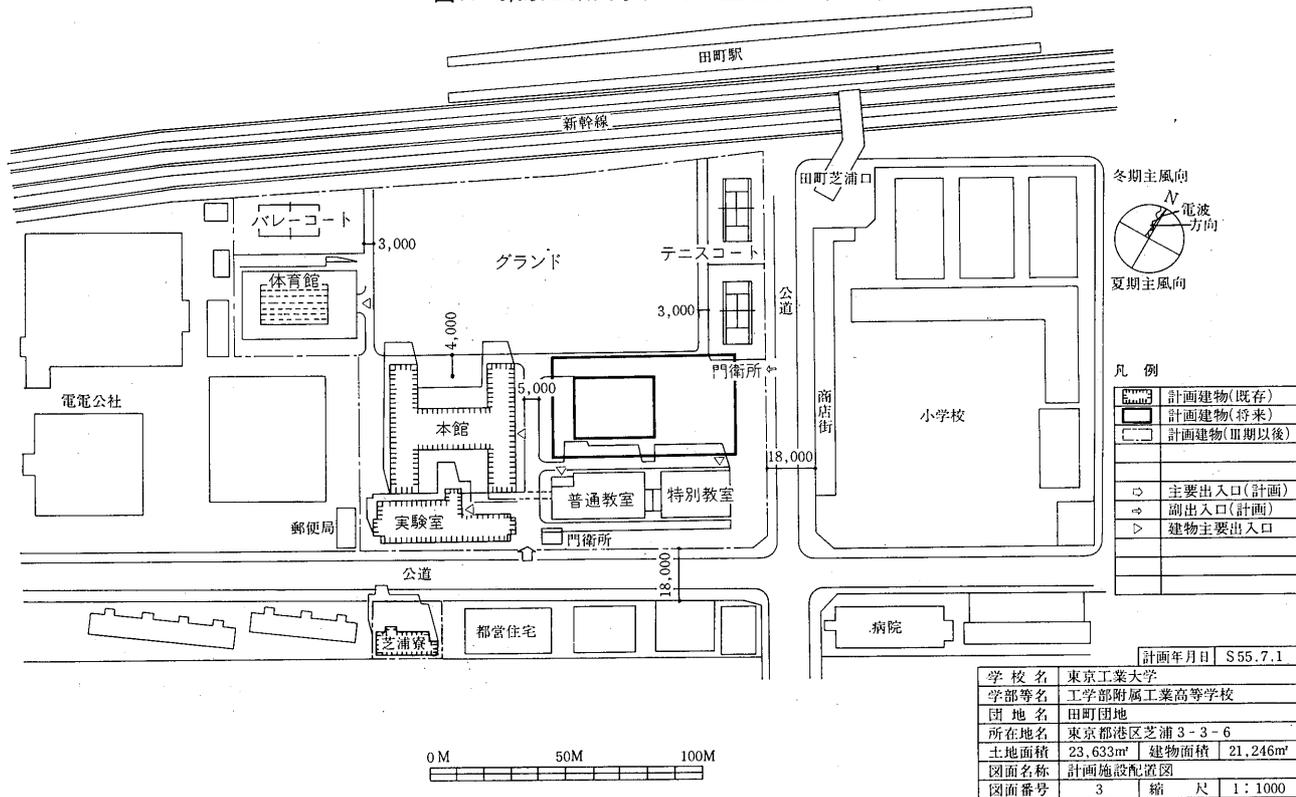


図19 東京工業大学(田町地区)配置図(将来)



学校名	東京工業大学	
学部等名	工学部附属工業高等学校	
団地名	田町団地	
所在地名	東京都港区芝浦3-3-6	
土地面積	23,633m ²	建物面積 21,246m ²
図面名称	計画施設配置図	
図面番号	3	縮尺 1:1000

8. 植栽計画（植栽計画専門委員会）

1. まえがき

今日、日常生活圏における環境問題のうち、緑化または、植栽についての人の要求は強く、それは将来ますます重要度を増すものとする。

元来、植栽は金をかけるとともに、管理と時間をかけることが重要である。そこで、長い年月を要するものは何よりも基本方針が明確になされ、そのもとに年月をかけてゆくことが決め手である。

2. 基本方針

- (1) 本学は主要施設地区として、大岡山地区・長津田地区・田町地区とに分散されている。

本学としては、“学の木”すなわち、シンボルあるいは、テーマ・ツリーを、“サクラ”とする。（ソメイヨシノが主となる）

- (2) 各地区には、それぞれ、“地区の木”をサブ・テーマとして以下の木を定める。

大岡山地区	イチョウ
長津田地区	スズカケ（プラタナス）
田町地区	アメリカフウ

- (3) 低木・花木として、各地区に以下の樹種を定める。

大岡山地区	ツバキ・ツツジ
長津田地区	ツツジ・レンギョウ
田町地区	ツツジ・ユキヤナギ

- (4) 運動場など裸地でなければならないところは、可能な限り防風林により囲む。樹種としては、上木にクス、下木にはサンゴジュ・ツツジ。

- (5) (1)から(4)までの樹木は、並木・囲み列植としての効果を主眼とする。

- (6) 目標木となる樹種については、長樹齢の可能性を考慮して定める。例として、長津田のケヤキなど。

- (7) 建物周辺で庭園風に扱うところは、立地条件を考慮して建物と主植栽（(1)～(6)）との調和をはかる。

- (8) 植栽ゾーン案は、図20～22の通りである。

3. 懸案事項

- (1) 本館前の桜並木がそろそろ寿命がきている。その更新手法については正門移転計画にあわせて検討し、実施してゆくことが必要。

- (2) 本館周辺の花マラヤスギの更新（寿命ではないが）を実施するか否かの検討。

図20 東京工業大学大岡山地区植栽計画

- ①管理棟
- ②本館
- ③北棟
- ④中棟1号館
- ⑤中棟2号館
- ⑥中棟3号館
- ⑦東棟
- ⑧南棟
- ⑨石川台1号館(旧工業材料研究所)
- ⑩石川台2号館(旧精密工学研究所)
- ⑪石川台3号館(旧資源化学研究所)
- ⑫理学部教育用電算機室
- ⑬第4新館
- ⑭第3新館
- ⑮分析棟
- ⑯実験廃液処理施設
- ⑰食堂
- ⑱講堂
- ⑲図書館
- ⑳総合情報処理センター
- ㉑体育館
- ㉒武道館
- ㉓保健管理センター
- ㉔創立八十年記念会議室
- ㉕原子炉工学研究所
- ㉖土工棟
- ㉗緑が丘2号館
- ㉘緑が丘1号館

- 凡例
- | | | |
|-------|---------|--------|
| テーマ樹木 | サクラ |○ |
| 各地区樹木 | イチョウ |○ |
| 低木・花 | ツバキ ツツジ |○ |
| 防風林 | クス |○ |

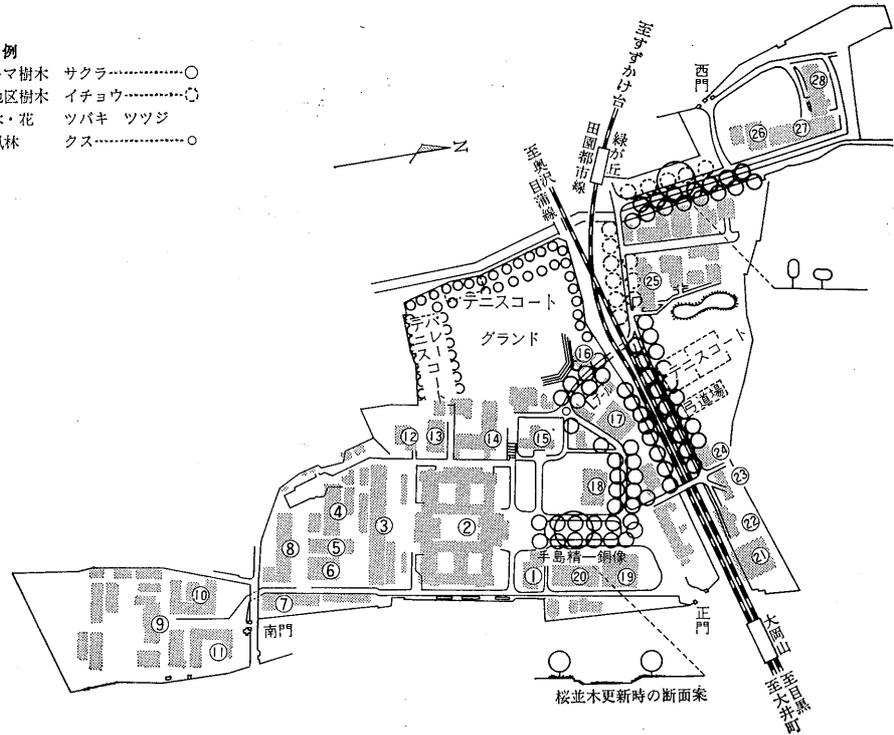
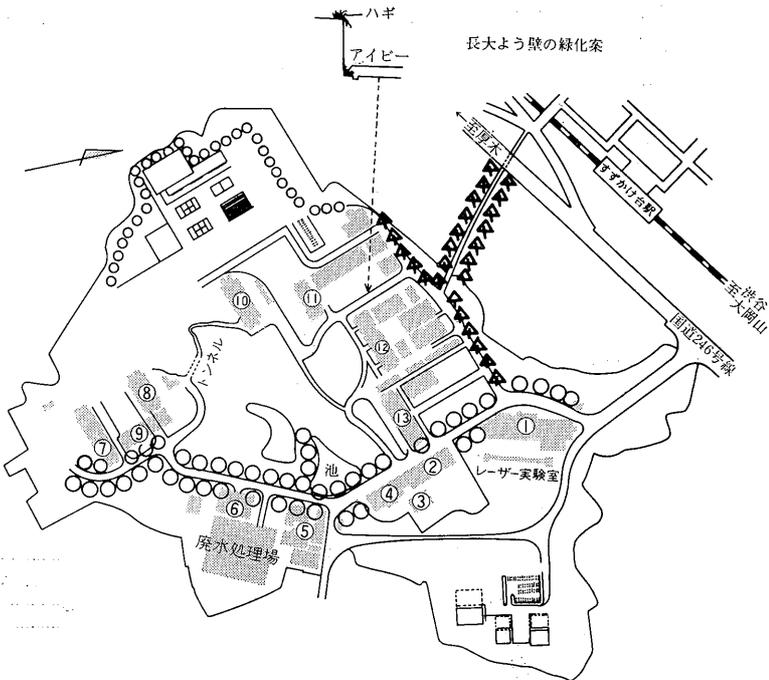


図21 東京工業大学長津田地区植栽計画

- ①総合研究館
- ②図書館
- ③超高電圧電顕室
- ④食堂
- ⑤廃棄物処理施設
- ⑥設備センター
- ⑦大学院総合理工学研究科(社会開発等4専攻棟)
- ⑧大学院総合理工学研究科(物理系3専攻棟)
- ⑨大学院総合理工学研究科(管理共通棟)
- ⑩大学院総合理工学研究科(化学系3専攻棟)
- ⑪工業材料研究所
- ⑫精密工学研究所
- ⑬画像情報工学研究施設
- ⑭資源化学研究所
- ⑮天然物化学研究施設



凡例

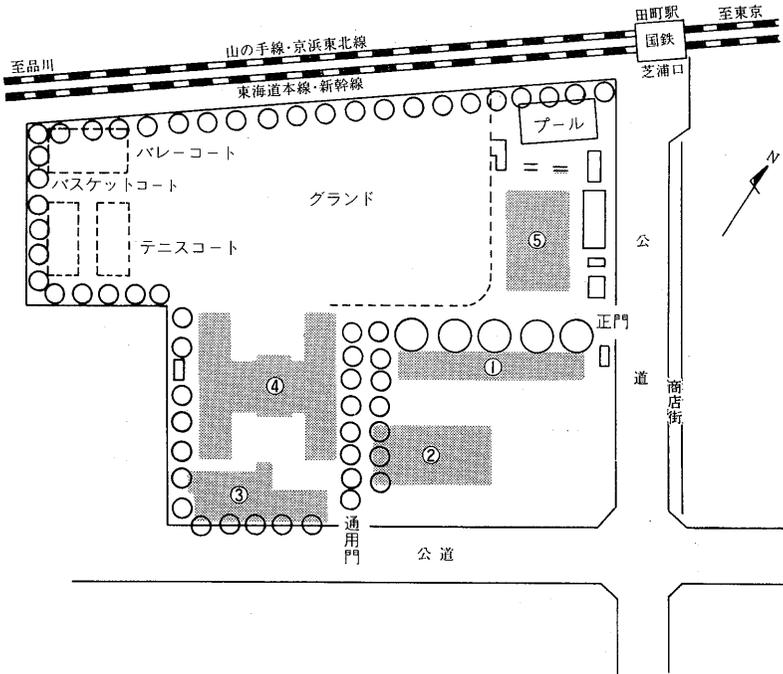
- テーマ樹木 サクラ.....○
- 各地区樹木 スズカケ.....△
- 低木・花 ツツジ レンギョウ
- 防風林 クス.....○

- (3) 各地区の既存樹木については基本方針に従って実施時期に移植か伐採かをそれぞれ検討する。
- (4) 植栽管理の財源・組織の確立をはかる。また記念植樹希望者ならびにその他の記念事業と植栽計画との関係を明確にし、上記組織で調整する。
- (5) 有用樹種（パルプ・紙幣用材・食料・飲用……）の導入・見本林などの検討。

4. 実施を急ぐ事項

- (1) 大岡山地区ロマンス坂及び緑が丘地帯の老齢化した桜並木の更新。
- (2) 大岡山地区運動場周辺の防風植栽。
- (3) 長津田地区は基本方針に基づくサクラ・プラタナスの植栽。
- (4) 田町地区は基本方針に基づくサクラ・アメリカフウの植栽。

図22 東京工業大学田町地区植栽計画



- 凡例
- テーマ樹木 サクラ……………○
 - 各地区樹木 アメリカフウ…○
 - 低木・花 ツツジ

9. 新キャンパスの取得

- (1) 原子炉工学研究所の附属研究施設の創設のため王禅寺地区（田園都市線・たまプラーザ、小田急線新百合ヶ丘）の武蔵工業大学原子力研究所ならびに日立製作所、東京原子力産業研究所の購入または借用が計画されている。
- (2) 日本人学生、外国人客員研究員、留学生のための宿泊施設を中心とした国際交流会館建設敷地として東京急行電鉄・田園都市線沿線に約5,000～8,000m²の取得が望まれる。会館の規模は、家族室、夫婦室、単身室などを含め150室程度。参考として最近新築された横浜国立大学留学生会館の規模を表2に示す。
- (3) 本学の長期的将来の立場からは、将来の国際社会の情勢や一般的な科学技術の発展、それに対応した理工学の実分野における研究教育の内容の改変など考慮し、国レベルでの土地取得を考慮した総合・統合計画などについても近い将来検討することが望まれる。

表2 横浜国立大学留学生会館

敷地面積	約 7,750m ²
延床面積	5,009.3m ²
1階	1,892.236m ²
2階	1,558.529m ²
3階	1,558.529m ²

1 階		2 階		3 階	
家族室 (39.68m ²) 10室		夫婦室 (33.28m ²) 10室			
単身室 (16.64m ²) 33室		単身室 (16.64m ²) 38室		単身室 (16.64m ²) (女子用) 19室	
単身室 (18.28m ²) 2室				単身室 (16.64m ²) 38室	
館長室 20m ²		ロビー 80m ²		ロビー 80m ²	
事務室 20m ²		学習室 60m ²		図書室 60m ²	
管理人室 67m ²		ラウンジ 18m ² ×2		ラウンジ 18m ² ×2	
会議室 70m ²		バルコニー 250m ²			
談話室 53m ²					
ラウンジ 18m ² ×2					

家族室	39.68m ²	10室
夫婦室	33.28m ²	10室
単身室	16.64m ²	128室 (内、女子用19室)
”	18.20m ²	2室
		計 150室

10. 情報伝達システムの確立

大岡山地区と長津田地区を結ぶ情報伝達設備については、長津田地区への3研究所等の移転の方針が確定した当初から、地区の分離に伴う研究・教育上の不利を技術的に解決し得るという自負と、的確な見通しのもとに、その設置を前提条件としたもので、長津田地区への3研究所等の移転がほぼ完了した現在、両地区を結ぶ情報伝達設備を整備することは、長期計画の観点からもその実現が期待されていたが、関係当局の理解を得、実施出来る見通しが立った。

情報伝達システムについては、大岡山・長津田地区間だけでなく田町地区、新地区も含め、本学が社会に開かれた大学として十分に機能するため、各地区間の情報伝達交流システムを確立し、更に各地区と他研究教育機関、官公庁、病院、企業との間の情報伝達サービスシステムの確立を積極的にはかるものとする。

11. 連絡機関の設置

施設環境整備に関する本将来計画の実施に際して具体的問題点の調整をはかるため連絡機関を設けることについて検討することが必要である。

12. 名簿

(1) 施設計画部会委員名簿

◎印は部会長、○印は部会長代行者

1号委員	理 学 部	教 授 早 川 宗八郎
	工 学 部	” ◎藤 本 盛 久
	総合理工学研究科	” ○吉 見 吉 昭
	工業材料研究所	” 明 島 高 司 所 長 浜 野 健 也
2号委員	理 学 部	助教授 河 村 一 知
		教 授 八 木 克 道
		” 小 林 宏
3号委員	工 学 部	教 授 長 倉 繁 磨
		” 谷 口 雅 男
		” 早 川 豊 彦
		” 山 口 昌 一 郎
		” 長 瀧 重 義
” 馬 場 宏		
4号委員	総合理工学研究科	教 授 武 者 利 光
		” 林 国 一
5号委員	資源化学研究所	教 授 伊香輪 恒 男
	精密工学研究所	” 奥 島 基 良
	工業材料研究所	” 小 池 迪 夫
	原子炉工学研究所	” 新 井 栄 一
幹 事	施 設 部	部 長 島 田 達 男

(2) 植栽計画専門委員会名簿

部 会	藤本部長	明島委員	島田施設部長
部 会 外	工学部社会工学科	鈴木忠義教授	
	工学部建築学科	谷口汎邦助教授	
	精密工学研究所	上羽貞行助教授	

(以下省略)

付録 10

東京工業大学創立百年記念事業実施委員会規則

(設置)

第1条 東京工業大学に、東京工業大学創立百年記念事業実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東京工業大学創立百年記念事業（以下「記念事業」という。）を具体的に立案し、推進するために必要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 部局長会議構成員
- 二 学長が必要と認める本学教職員 若干人

2 委員は、学長が任命する。

(会議の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 委員会に、記念事業を実施するために必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、事務局各部長及び教務部次長をもつて充てる。

2 委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の定めるところによる。

附 則

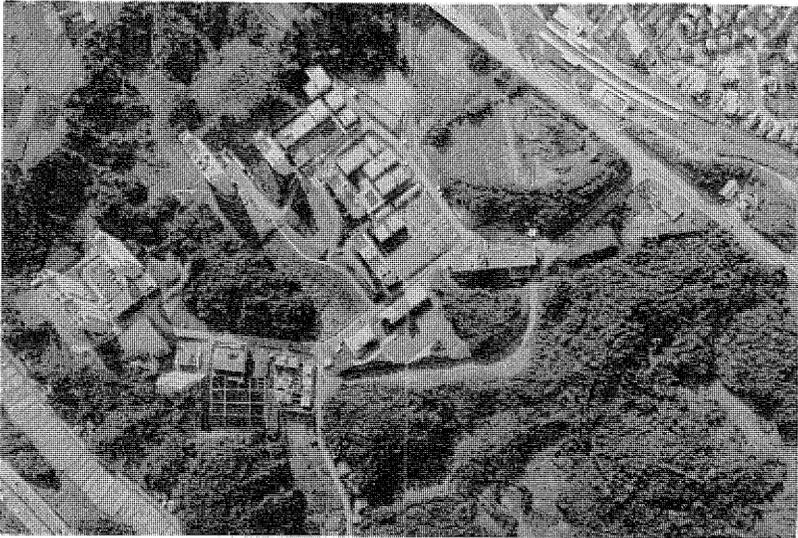
この規則は、昭和54年4月6日から施行する。

付録 11

東京工業大学長津田地区の建設と整備

昭和54年11月

東京工業大学



まえがき

東京工業大学は、わが国科学技術の目覚ましい発展に適切に対応するため、関係当局に長津田地区の入手を要請し、これが実現するに及んで、昭和43年10月11日評議会決定による同地区使用の基本方針に基づいて長津田地区利用委員会を設置し、約6ヶ年間にわたって慎重に具体的計画の審議を行った。

その間、同委員会は審議の進展に応じて諸事項を逐次とりまとめ、昭和46、47、48及び49年にそれぞれ「東京工業大学長津田地区の使用計画」、「同（増補）」、「同（増補その2）」、「同（増補その3）」を作成して計画の具体化に努めてきた。

この長津田地区の使用計画の骨子は、3研究所及び2研究施設の移転と全学的協同研究のための総合研究館の新設により、同地区を強力な研究の場とすると同時に、学部基礎を置かない新構想の大学院研究科を全学の関係教官の協力によって同地区に開設し、従来にない斬新な教育を実施しようとするものである。幸い当局の深い理解によって、昭和49年3月には長津田地区の建物の建設が開始され、また、昭

和50年4月には10専攻からなるわが国はじめての大学院独立研究科の設置が認められた。

このような計画の進行に対応して、長津田地区利用委員会は発展的に解散し、これを受けて長津田地区建設委員会並びに長津田地区建設推進本部が設置されて同地区の建設に関する具体的な審議が続けられ、また一方、長津田移転本部が組織されて移転後の同地区の管理運営に関する具体的な検討が進められた。

更に長津田地区の建設が進捗し、各部局の移転も軌道に乗るに及んで、昭和53年4月には、長津田地区建設委員会と長津田移転本部が廃止され、代って今後の充実をも含めて審議する長津田地区整備計画委員会が設置されたが、その後も同地区使用計画の実現は順調に進行し、予定された部局の移転も本年(昭和54年)7月には一応完了した。

この機会に、前記「東京工業大学長津田地区の使用計画(増補その3)」作成以来5か年間の同地区建設の経過を取りまとめ、現時点での整備状況を確認すると共に、今後処置を必要とする問題点や要望事項を明確にするために、本資料「東京工業大学長津田地区の建設と整備」を作成することとした。従来4資料が長津田地区の建設開始以前の時点での同地区の使用計画を詳述するのにとどまったのに対して、本資料は、当面予定された同地区の建設・整備がほぼ完成した時点での総括であり、その意味で同地区に関する要覧的な性格をも持たせてある。従来4資料と併せ使用していただければ幸いである。

われわれは、長津田地区のユニークな計画を所期の目標を見失うことなくあくまで誠実に実施することが課せられた使命を果す道であり、この成果が広く大学の教育・研究制度の刷新に結びつき、ひいてはわが国の大学改革に寄与するものであることを自覚し、今後の同地区の建設・整備においても、引続き最大の努力を払っていく考えである。

関係当局の一層の御理解と御援助を切に要望する次第である。

昭和54年11月

東京工業大学長津田地区整備計画委員会

委員長 松田武彦

I 総論

1. 長津田地区使用計画の概要

科学・技術の急速な発展に対応し本学がその使命を達成するためには、教育・研究組織の抜本的な改革が必要であるとして、本学においては早くから真剣な検討が続けられていた。幸い当局の理解ある配慮によって、本学は、従来大岡山・田町両地区のほか、新しく長津田地区(当初は岡部地区と呼称)を入手し得た。これ

を契機として本学の改革を積極的に推進すべく、昭和43年、全学で「岡部地区利用に関する申し合わせ事項」を決定して、同地区使用の基本方針を明らかにした。

この申し合わせ事項に基づいて全学多数の教官・職員が本学改革の目的を体しつつ、数年間にわたって同地区使用の具体的計画を検討・立案した結果、昭和46年には同地区の建設が開始された。以来、建設作業が順調に進行するのに伴って予定された部局の移転も逐次とり行われ、本年（昭和54年）3月までに主要施設が完工、同じく7月を以て当面の移転が完了した。

長津田地区使用の基本方針として、3研究所及び2研究施設の移転と全学的な協同研究施設の建設によって、同地区を強力にして特色ある独創的研究の場とすると共に、学部基礎を置かない新構想の大学院を創設して、恵まれた環境のもとに境界領域に関する学際的な教育・研究を効果的に推進することが打ち出された。このような性格を持つ長津田地区の教育・研究組織を大岡山地区の学部・大学院等と有機的に連携させて運営することによって、本学の持つ教育・研究の能力は格段に増強され、本学の目指す改革の実が十分に挙がることが期待される。

長津田地区の建設・整備計画の審議は、昭和43年に設置された岡部地区利用委員会において開始されたが、その後昭和46年設置の長津田地区利用委員会、昭和50年設置の長津田地区建設委員会と順次受け継がれ、現在は昭和53年設置の長津田地区整備計画委員会がその任に当たっている。

2. 長津田地区における大学院教育

長津田地区に新設された大学院総合理工学研究科は、大岡山地区の大学院理工学研究科と異なって、学部・学科と直接対応しない横割り形式の10専攻から成り、境界領域の教育・研究を行う学際的な性格をその特徴とする独立部局である。すなわち、部局長としての研究科長と学部並みの2名の評議員を擁し、独立の予算執行及び概算要求を行い、かつ専属の施設並びに事務組織（事務室と呼称）を有するものである。

総合理工学研究科の教育・研究は、研究科専任の基幹講座の教官を中心に、その専攻に関連のある長津田地区所在の研究所・研究施設の教官と大岡山地区の理・工両学部、原子炉工学研究所の教官とが協力講座の教官として参画して行われる。またこの研究科に関する重要事項は、基幹講座教官会と研究科専任教官（基幹講座及び協力講座）によって構成される教授会において審議されるが、大岡山、長津田両地区の大学院間の連携・調整は全学的な大学院委員会を通じて行われるほか、大学院の入学試験は全学1本の大学院入学者選抜委員会によって行われる。

長津田地区大学院の学生数については、本学の大学院教育に寄せられている社会的要請を考慮し、質の低下を伴うことのない範囲において大岡山地区の大学院学生

数とほぼ同程度にすることを目標としている。また、入学者の選抜に当っては、大岡山地区の大学院と同様に、本学学部卒業生だけでなく他大学卒業生に対しても十分門戸を開いている。さらにいわゆる生涯教育並びに再教育のための学生や外国人留学生についても、十分な受け入れができるような方途を講じている。

3. 長津田地区における研究

長津田地区を特色ある強力な研究の場とするため、大岡山地区から資源化学研究所、精密工学研究所並びに工業材料研究所の3研究所と、将来研究所への昇格が期待されている理学部附属天然物化学研究施設並びに工学部附属像情報工学研究施設の2研究施設の移転が実現したが、そのほか大岡山地区を含めた全学的協同研究の施設として総合研究館が建設された。さらに大型共同利用研究設備として、超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡の設置とそれに伴う施設の建設が本年（昭和54年）度内に予定されているほか、高分解能超伝導核磁気共鳴装置等の整備が期待されている。また共同工作センター等の研究支援共通施設も、長津田地区の研究活動をより一層充実させる上で強く要望されるところである。

長津田地区所在の研究所・研究施設の教官は、原則として全員が総合理工学研究科の関連専攻における協力講座の教官として同地区の大学院教育に参画し、その強力な研究を背景として、科学・技術の新しい発展に対応できる優れた人材を社会に送り出しているが、このことは、反面、大学院学生に対する研究指導を媒介としてそれぞれの研究所・研究施設における本来の研究活動をより一層旺盛なものにすることに貢献している。

本学では、年来、長津田地区の3研究所と大岡山地区の原子炉工学研究所の部門の教官を中心として、他部局の教官との協同研究を奨励しているが、年を追ってその成果が挙がってきている。また総合研究館においては、既に全学的な規模の協同研究プロジェクトが幾つか実施されているほか、毎年数回にわたって各種のシンポジウム、セミナー等が行われて、研究意欲を刺戟している。

このようにして、長津田地区はユニークでかつ効果的な研究活動の舞台となっているが、さらに同地区には本学図書館長津田分館並びに総合情報処理センター長津田分室が開設されて、同地区における研究及び教育活動を支援・促進している。

4. 長津田地区の管理運営

長津田地区の教育・研究を支援すべき管理運営の体制は、同地区が本学における役割を最も有効適確に果たし得よう決定されなければならない。

このことについての基本方針は長津田地区利用委員会等の全学的な機関で慎重に審議されてきたが、長津田地区の建設・整備が進むにつれ、同地区への移転当事者からなる長津田移転本部が設置されて、新設予定の部局等個々の管理運営組織等が

検討された。ついで、移転に伴い同地区の部局等に共通する現実的諸問題の処理のために長津田地区本部が組織され、さらに同本部は改組されて長津田地区部局等連絡会議となって現在に至っている。

もともと長津田地区の全般的管理運営について随時協議し部局等間の連絡調整に当る機関としては、同地区の教官の責任者からなる長津田地区運営協議会が構想されていたが、差し当っては、具体的な共通の管理運営上の諸事項について長津田地区部局等連絡会議がその処理に当たっている。この会議は同地区所在の部局等の責任者をもって構成され、学長から権限の委任を受けた同地区部局長の1人を主査として運営されている。

また、長津田地区の共通の事務組織として総合理工学研究科等事務部が設置されて、同地区部局等連絡会議の事務に当たるほか、各部局等の自治を尊重しつつ地区の全般的事務処理を行っている。

なお、昭和54年8月1日現在の長津田地区の人員構成と大岡山地区の人員構成とを比較すれば、次の表のようになる。

5. 長津田地区の施設と環境

昭和43年度の敷地購入開始に発する長津田地区の施設・環境の建設と整備も、10年余を経過した現在、ほぼ完成に近づきつつある。この間、いわゆる石油ショック等の社会的激動に見舞われながらも、関係当局の理解ある配慮に支えられて、全学を挙げての計画審議並びに実施推進の努力が傾注された。

すなわち、長津田地区の建設・整備計画の審議が、岡部地区利用委員会、長津田地区利用委員会、長津田地区建設委員会、長津田地区整備計画委員会の手によって逐次行われてきたことは既に述べたが、これとは別に、昭和48年、長津田地区建設推進本部が設立されて、これら委員会の立案にかかる基本計画に基づき、建設業務の直接の執行機関である本学施設部に対して助言協力しながら、同地区の建設を推進してきた。

長津田地区の施設は、敷地内の自然環境保全の見地から残された小高い丘と池を中心に、適正に配置されており、それらを結ぶ敷地内道路の建設はほぼ完了し、駐車場も一部整備され、さらに各施設の周辺及び道路沿いには植栽並びに芝張りが施されるなど、長津田地区の環境整備は着々と進められている。

敷地内の廃水処理については、周辺地域の環境をそこなうことのないよう特に注意して高度な処理施設が設けられているが、最終処理水を中水道として循環し実験・冷却等に利用することによって、上水道の使用節約に貢献している。

長津田地区周辺の地域社会との間に良好な関係を維持することは本学として極めて重要であるので、あらゆる機会をとらえて接触・連携をはかることが必要と思わ

長津田地区と大岡山地区の人員構成の比較

(54. 8. 1 現在員調)

		教 官 系 職 員					事 務 系 職 員				大 学 院 学 生		
		教 授	助 教 授	助 手	そ の 他	計	事 務 官	技 官	そ の 他	計	博 士	修 士	計
大 岡 山	事務局長	(学長) 1		2		3	153	37	38	228			
	理学部	37	32	78		147	36	22	2	60	} 256	826	1,082
	工学部理工学研究科	112	103	226	2	443	92	95	8	195			
	原子炉工学研究所	8	7	16		31	10	10	1	21			
	附属図書館・各センター	2	3	2	1	8	6	4		10			
	計	160	145	324	3	632	297	168	49	514	256	826	1,082
長 津 田	事務部						68	3	12	83	} 134	435	569
	総合工学研究所	22	17	42		81	15	9		24			
	資源化学研究所	11	7	24		42	7	8		15			
	精密工学研究所	12	11	26		49	2	18		20			
	工業材料研究所	6	9	16		31	1	9		10			
	天然物化学研究施設	3	4	8		15	2	1		3			
	像情報工学研究施設	3	3	6		12	1	2		3			
	附属図書館分館									5			
	情報処理センター分室						1	4		5			
計	57	51	122		230	102	54	12	168	134	435	569	
合 計	217	196	446	3	862	399	222	61	682	390	1,261	1,651	

れる。差し当っては、総合研究館等を利用してセミナーを開催し、また毎年11月に予定されている本学長津田キャンパス公開行事（通称「すずかけ祭り」）を通じて、本学、とりわけ長津田地区における研究や教育の実態を地域住民に理解してもらうことなどが期待される。

6. 長津田移転のメリット

長津田移転により大岡山地区からは時間的・空間的にかなり距たることになり、大岡山地区所在の各部局との連絡、通勤並びに東京都心との交通などにやや不便を来たしたことは否定できないが、長津田所在の各部局等にとって、これは当初から覚悟の上であり、教育・研究における長津田地区の環境のよさは十分にこれを補うものがある。

すなわち、同地区の自然環境が良好なことは言うまでもないが、それぞれの部局等の果たすべき機能に対応した高い水準の教育・研究施設計画に沿い、かつ各部局等の実情や要望を考慮して建物が建設されている上に、調和のとれた土地利用計画、个性的でかつ豊かな雰囲気をもった空間設計などにより、各部局等の教育・研究活動は大いにその実を上げている。

加えて、総合研究館の存在や、大型共同利用機器の整備充実によって、長津田所在の部局等の間はもとより、大岡山所在の各部局との協同研究が将来促進されることによって、長津田地区をユニークで強力な研究の場とするという本学改革の趣旨



の一端が実現できるものと期待される。

また、大学院教育の面では、総合理工学研究科と大岡山地区の理工学研究科との連携について、授業時間割の編成などにおいて十分配慮することにより、大岡山地区の縦割り方式の専攻群と長津田地区の横割り方式の専攻群とを組み合わせるといふ、本学独得の大学院教育システムが実現されて、本学改革のいま一端が推進されることが期待できる。

いずれにしても、大岡山・長津田両地区間の情報伝達システムを確立・充実することが当面の急務であり、これに加えて長津田地区の福利厚生施設・宿泊施設等の整備によって、本学全体の枠組の中で適切に位置づけられながら、しかも教職員・学生ともに独立の気概に満ちた長津田キャンパスが実現するものと考えられる。

II 大学院総合理工学研究科

1. 概 説

本学は、改革の方針として、大岡山地区において学部と大学院の質的充実に努めると共に、新しく長津田地区に原子炉工学研究所を除く3附置研究所と2附属研究施設を移転してその整備充実を図り、併せて同地区に総合研究館、図書館分館並びに大型研究諸施設等を設置して強力な研究の場とすると同時に、新しい構想による大学院を全学的な協力によって開設し、長津田地区の恵まれた環境の中でユニークな教育の実施を期することとした。〔参考：東京工業大学長津田地区の使用計画、同（増補）、同（増補その2）、同（増補その3）〕

このうち大学院に関しては、大岡山地区の理工学研究科が学部・学科に基礎を置く縦割りの専攻群よりなるのに対し、長津田地区の新しい研究科は、従来の学問領域を超え、かつ将来の発展が予想される斬新な分野を対象とする横割りのないしは学際的な専攻群よりなる大学院として設置することを期した。幸いに関係当局の深い理解により、新構想の10専攻により構成される独立部局としての大学院総合理工学研究科の開設が認められ、昭和50年4月、大岡山地区において教育・研究の活動を開始した。

その後長津田地区の建設が進行するのに伴って、まず精密工学研究所と工学部像情報工学研究施設が同地区に移転し、それと同時にこれら研究所・研究施設の教官が多数構成員となっている物理系3専攻が新設の総合研究館に仮移転し、その事務処理のため同館内に研究科事務長津田分室が置かれた。ついで昭和52年8月、資源化学研究所と理学部天然物化学研究施設が移転し、その際これらの教官多数が構成員となっている化学系3専攻が新設の大学院1号館に移転し、同時にこれまで大岡山に置かれていた研究科事務室が、一部を大岡山地区に分室として残して上記大学院1号館に仮移転した。また昭和53年8月に、さきに総合研究館に仮移転していた

物理系3専攻が新設の大学院2号館に入居した。

昭和54年4月には、大学院4号館(管理共通棟)の竣工とともに研究科事務室が同館に移転し、同年6月工業材料研究所の移転に続いて、同年7月、社会開発工学など残り4専攻の大学院3号館への移転が行われ、これを以て本研究科の長津田地区における開設は概ね完了した。

2. 組 織

(1) 管理運営組織

独立部局としての本研究科には、従来の部局長と全く同様な管理責任者としての研究科長が置かれて、部局長会議の構成員となるほか、研究科教員より選出される評議員2名とともに評議会の構成員として大学の管理運営に参画する。

本研究科の教官組織は、従来の部局のそれとやや異なっており、基幹講座(現在26講座)と協力講座(現在53講座)とに分類される。研究科の運営は、研究科長を議長とし、基幹並びに協力の79講座の教官により構成される教授会によって行われる。審議事項としては、①教官の人事に関する事、②予算・概算要求に関する事、③研究科の組織並びに教育・研究に関する事、④研究科の管理運営に関する事、⑤学位の審査に関する事、⑥学生の身分・授業・厚生補導に関する事、などであるが、事項により、教授会の委任を受け基幹講座の教官によって構成される基幹講座教官会において審議を行い、その結果を教授会に付議する場合がある。

また本研究科には、事務室長を中心とする、独立部局としての事務組織が設けられ、専攻主任会議・基幹講座教官会・教授会に関する事や、予算・概算要求に関する事などの事務的管理事項の処理に当たっている。本研究科の教育及び学生に関する事務は、長津田地区所在の部局等全体に係る事務組織(後述)の教務課において処理される。

(2) 専 攻

本研究科における大学院教育の組織として当面10専攻の設置が認められ、学年進行によって昭和52年4月までには全専攻に博士課程が設置された。各専攻は設置の趣旨に沿って学際的な構成を持ち、従来の例によらない新しい学術区分に従って最小限6講座編成をとっている。表Ⅱ-1は、現在設置されている専攻と、講座編成ならびに学生定員を示す。

なお、新組織による大学院教育を一層円滑に行うため、各専攻において若干の講座の追加新設が期待されており、また、今後の学術の進展の動向などをふまえて将来さらに若干の専攻の増設が望まれる。

表Ⅱ-1 総合理工学研究科の専攻と講座

(昭和54年4月1日現在)

専攻名 (注)	入学定員		基幹講座名	協力講座名〔基礎講座・部門名—原部局名〕
	修士前期 士名	博士後期 士名		
物理情報工学(工)	29	12	応用計数学 基礎物理情報学	工学部情報学 研究施設 情報像計測(情報解析部—工研) () 情報システム(情報部—研) () 情報処理機構(電気回路部—精密工研) () 演算工学(電気計測部—研) ()
電子化学(理・工)	38	16	溶液電子化学 電子移動反応 電子反応化学 金属電子化学 固体電子化学	資源化学所 錯体電子化学(無機資源部—研) () 電子化学工学(電気化学講座—工学部) () 触媒電子化学(触媒化学部—研) () 有機電子化学(合成化学部—研) () 生物電子化学(生物資源部—研) () 電子分光化学(基礎測定部—研) ()
社会開発工学(工)	29	11	物理環境工学 地盤工学 地震工学	工学部 社会開発計画(地域計画講座—社会工) () 地域施設計画(建築計画工第3講座—建) () 地域環境設備(都市工学講座—土木工) () 防災構造(建築構造工第2講座—建) () 建設材料工学(複合材料部—研) ()
精密機械システム (工)	22	10	情報変換学 自動設計学	精密工研 精密機構学(精密機械要素部—研) () 超精密測定学(機械計測部—研) () 精密加工学(精密工作部—研) () 精密伝達学(歯車工学部—研) () 機械運動制御(機械回路部—研) () 精巧機器(精巧機構部—研) ()
材料科学(理・工)	30	14	破壊力学 材料強度	理学部 固体構造(物性物理第4講座—物理) () 固体反応(無機燃料成研) () 非晶質体(無機溶融部—研) () 結晶化学(結晶部—研) () 相転移(高純度工研) () 材料設計(熱処理工精密工研) () 材料計測(基礎計測部—研) ()

専攻名 (注)	入学定員		基幹講座名	協力講座名〔基礎講座・部門名—原部局名〕
	博士前期 (修士)	博士後期 (博士)		
電子システム(工)	18	8	電子システム基礎学 電子デバイス	結晶合成(合成材料部門—無機材料工学分野) 材料組織(精密機械部門—精密工学研究用) 電磁物性(超高压高温工研業材料所) 回路構成(超音波工研精密工学部)
化学環境工学(工)	22	10	化学生態系解析 環境化学	交換工学(振動工学部門—工学部) 制御システム(数値制御部門—工学部) 電子計測(精密電子部門—工学部) 化学プロセス(有機資源部門—資源化学研究用) 再生産プロセス(新金属資源部門—工学部) 資源循環(高分子材料部門—工学部) 化学環境設備(化工設計部門—工学部) 化学環境プロセス管理(計測制御部門—工学部) 化学環境プロセス設計(生産設備部門—工学部)
生命化学(理)	30	12	細胞生理学 生物有機化学	生体触媒(酵素化学部門—理学部天然物化学研究施設) 代謝化学(有機合成部門—理学部) 生体分子構造(構造化学部門—理学部) 微生物化学(天然物部門—理学部)
エネルギー科学 (理・工)	25	10	エネルギー基礎学 核融合工学 エネルギー変換工学	核融合炉工学(原子炉研究用工学部) プラズマ工学(電力工学講座—工学部) エネルギー交換物性(応用分光物理学部) エネルギー物理・化学(原子炉研究用工学部)
システム科学 (理・工)	24	9	システム理論 システム・マネジメント システム制御	システム解析(情報計画講座—情報科学部) 化学プロセス・システム(化学装置工学部) 生産システム(機械設計講座—工学部)
総合理工学 研究科合計	267名	112名	合計	計 53 講座
理工学研究科	376名	131名		
合計	643名	243名		

(注) 括弧内は各専攻で授与する学位の種別を示す。

(3) 講座

各専攻の構成単位である講座に、本研究科の場合、基幹講座と協力講座の2種類があることを前に述べた。

基幹講座は従来の学部の博士講座と同様に本研究科専任の教授（1名）、助教授（1名）、助手（2名）及び教育研究補助職員（若干名）を以て構成され、教官は大学院教育に当たるとともに独自の研究に従事している。

なお、基幹講座数の十分でない専攻においてはその運営の上から基幹講座増設が要望されているが、このことは、大岡山所在の理・工両学部ならびに原子炉工学研究所の講座・部門による協力講座の構成比率の高い専攻（社会開発工学専攻、エネルギー科学専攻、システム科学専攻）において特に強く期待されている。

協力講座は、その所属専攻において必要とされる学術分野に関連の深い学部講座、学部附属研究施設部門並びに附置研究所部門に所属する大学院教官によって構成される。大学院教育を除く本来の職務については従来通りであるが、大学院教育に関しては基幹講座と全く同様な立場で本研究科の教育を担当するものである。すなわち協力講座の教官は、非常勤講師のようにただ講義などを担当するだけでなく、協力講座固有の施設と予算とによりその講座に配属された大学院学生の研究指導を担当するのであって、概説で述べた大学院1号館、2号館及び3号館においてはそのための相応なスペースが設けられており、本研究科としてその有意義な使用を期待している。

長津田地区所在の研究所並びに研究施設の部門よりなる協力講座の運用は円滑に行われて、本研究科が狙いとする学際的な領域の大学院教育の整備充実に大きく貢献している一方、協力教官による大学院学生の指導活動を通してそれら研究所・研究施設に固有な研究の進歩に寄与している面も少くない。しかしながら、これら研究所の長津田移転後に増設された諸部門は、未だ本研究科の協力講座となり得ず、差し当り大岡山地区の理工学研究科の大学院教育を担当しているが、その地理的關係からしても他の長津田地区所在の部門と同様に本研究科の大学院教育を担当するのが適当と思われるので、当該部門を協力講座とする措置がとられることを要望する。

協力講座の運営に関連してこれまでに経験ないしは予想され、今後適切な解決を必要とする問題点とそれに対する要望事項をあげれば、次のとおりである。

- (1) 大岡山地区の理・工両学部並びに原子炉工学研究所の講座・部門による協力講座については、距離等の地理的条件を考慮するとき、その円滑な運用のためには特段の努力が必要であることは言うまでもないが、例えば長

津田地区所在の実験設備等の維持管理のために本研究科専任の助手・教育研究補助職員を増員するなど、特別な配慮が要望される。

- (ロ) 協力講座は、原部局である学部・研究所の特定の講座・部門に対応して設置され、当該講座・部門の教官によって構成されることを原則とするが、教育・研究分野の推移や、原部局における人事異動などにより、専攻の教育実施の上で困難が生ずることもあるので、講座単位の協力という原則を尊重しつつも、場合によっては個人協力や学科協力を認めるなど、必要に応じて若干弾力的に対応できる態勢が要望されている。
- (ハ) 上に述べたような融通性のある協力講座運営をはじめ、学部・研究所と本研究科との協力関係を緊密にするためには、教官の部局間交流なども一層必要になると思われるので、教官選考手続の弾力化などの措置が要望される。

3. 大学院教育

本学の大学院教育は、従来の理工学研究科と新設の総合理工学研究科それぞれの特徴を十分に生かしながら、両研究科を有機的に一体運営して、大学院教育の効果を最大限に発揮するように種々の配慮がなされている。すなわち、両研究科より選出された委員によって構成される大学院委員会では、大学院教育における基本的問題と、両研究科間の調整に関する諸事項の審議が行われる。また、大学院の入学者選抜に関しては、全学一本の入学者選抜委員会において適正に処理されている。

本研究科各専攻のカリキュラムは、研究科設置の趣旨に従って横割的に作成され、特定の学部・学科の卒業生のみを対象とすることなく、関連する学部・学科の出身者にも適合するよう配慮されている。(表Ⅱ-2, 3)また、本学両研究科の大学院学生は、いずれの研究科の授業をも随時相互に履修できるようになっているが、この実をあげるため、大岡山・長津田両地区間の情報伝達設備の設置を促進し、この使用による授業交流の実施が強く要望されている。

本学大学院理工学研究科と東京大学大学院工学研究科との間には学生の単位互換の協定が取りきめられており、この制度が本研究科にも準用されているが、本研究科としてはなるべく速やかにこの協定を正式化することが望ましい。また、早稲田大学大学院理工学研究科並びに慶応義塾大学大学院工学研究科と本学大学院両研究科とによる3大学大学院間交流が、既に実現している協同研究を軸に、単位互換などの制度を実現すべく検討中である。

なお、本研究科の各専攻が従来と異なる新しい学術区分によって設けられているところから、本研究科にあっては、学生の課程修了の際及び論文提出による博士の学位請求に対して、理学の学位を授与するもの1専攻(生命化学専攻)、工学の学

位を授与するもの5専攻（物理情報工学専攻，社会開発工学専攻，精密機械システム専攻，電子システム専攻，化学環境工学専攻）のほか，理学と工学のうちいずれかの学位を授与することができるもの4専攻（電子化学専攻，材料科学専攻，エネルギー科学専攻，システム科学専攻）という区分になっている。（表Ⅱ-4，5，6）

ちなみに，本研究科正式発足以来，4年間にわたる修了者の就職先は表Ⅱ-7に示すとおりである。

4. 施設・設備

本研究科には，独立部局として新構想の大学院教育を実施するため，関係当局の深い理解によって，わが国最初の大学院専用施設の長津田地区における建設が認められ，その各建物の逐年竣工を待って各専攻並びに事務室の大岡山地区からの移転が行われた。昭和54年8月現在の本研究科施設の使用状況は概ね次のとおりである。

施設名	使用区分
大学院1号館（G1）	化学系3専攻：電子化学専攻 化学環境工学専攻 生命化学専攻
大学院2号館（G2）	物理系3専攻：物理情報工学専攻 精密機械システム専攻 電子システム専攻
大学院3号館（G3）	社会開発工学等4専攻：社会開発工学専攻 材料科学専攻 エネルギー科学専攻 システム科学専攻
大学院4号館（G4） （大学院管理共通棟）	大学院総合理工学研究科事務室

これら大学院施設には，基幹講座に対して従来の学部博士講座と同じ面積が積算されているだけでなく，協力講座に対しても基幹講座の1/2の面積が配慮され，これらによって専攻用各棟には講義室のほか，各専攻のためのセミナー室，会議室等も設けられている。また研究科事務室用の4号館（管理共通棟）には，研究科長室，事務室長室，事務室及び教授会などのための大会議室などがある。

今後は，研究科共通施設として，工作センター，RI（ラジオ・アイソトープ）実習教育施設，特別研究室などの建設が強く期待されている。

なおまた，学部の置かれていない長津田地区の大学院学生に対しては，地区の全教職員が協力して行う新構想の教育を全うするためにも，教職員と共用する相応な規模の体育，課外活動，福利厚生のための施設・設備が是非とも必要なので，これらの早急な建設・整備を強く要望したい。

表II-4 修士課程修了者数(昭和54年7月1日現在)

大学院総合理工学研究科

専攻	50			51			52			53			54			合計			備考
	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	
物理情報工学		10	10	21	21	24	24	24	27	27							82	82	
電子化学	3	19	22	5	23	28	6	27	33	5	31	36				19	100	119	
社会開発工学		18	18	18	18	27	27	27	27								90	90	
精密機械システム		7	7	11	11	19	19	17	17								54	54	
材料科学	2	29	31	3	19	22	23	23	7	20	27					12	91	103	
電子システム		8	8	10	10	17	17	16	16								51	51	
化学環境工学		7	7	15	15	17	17	18	18								57	57	
生命化学				7	7	17	17	16	16	1			1			41		41	
エネルギー科学				5	6	11	4	12	16	4	14	18				13	32	45	
システム科学		1	15	16	4	22	26	3	17	20						9	53	62	
計	5	98	103	21	138	159	31	188	219	35	187	222	1	0	1	94	610	704	

表II-5 博士課程修了者数(昭和54年7月31日現在)

大学院総合理工学研究科

専攻	50			51			52			53			54			合計			備考
	理学	工学	計																
物理情報工学				2	2		4	4		2	2		1	1			9	9	
電子化学						3	6	9	3	4	7		4	4	6	14	20		
社会開発工学										3	3					3	3		
精密機械システム							1	1					1	1		2	2		
材料科学										5	5					6	6		
電子システム										2	2				2	2			
化学環境工学																0	0		
生命化学																0	0		
エネルギー科学																0	0		
システム科学																0	0		
計	0	0	0	2	2	3	11	14	3	16	19	0	7	7	6	36	42		

表II-6 論文博士の学位授与数(昭和54年7月31日現在)

大学院総合理工学研究科

専攻	50			51			52			53			54			合計			備考
	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	理学	工学	計	
物理情報工学		3		1	4		5	1		14	14								
電子化学				3	1	4		1		1	8	9							
社会開発工学				2	2						2	2							
精密機械システム		1		3							4	4							
材料科学				2	1	1		6		1	9	10							
電子システム				1	1		4				6	6							
化学環境工学											0	0							
生命化学						4		1		5	5								
エネルギー科学											0	0							
システム科学							1	1		2	2								
計	0	4	0	12	2	10	4	17	1	2	7	45	52						

表II-7 昭和50～53年度修了者の産業別分類による就職先

大学院総合理工学研究科

区分	専攻	物理情報工学	電子化学	社会開発工学	精密機械システム	材料科学	電子システム	化学環境工学	生命化学	エネルギー科学	システム科学	計	
修了者数		82(8)	119(16)	90(3)	54(1)	103(5)	51(2)	57	40	45	62	703(35)	
博士課程進学者数		19	25	11	3	25	6	11	12	9	7	128	
就職者数		60(6)	82(8)	73(1)	50	69(1)	44(2)	41	25	34	54	532(18)	
* その他		3(2)	12(8)	6(2)	1(1)	9(4)	1	5	3	2	1	43(17)	
就職者産業別分類	鉱業												
	建設業			33(1)		1		2			2	38(1)	
	製造業	水産・食品業		2					2	1		1	6
		繊維工業		4			1		2				7
		出版・印刷業	2	2		2		1				1	8
		化学工業	5(1)	34(4)	1	4	8		13	17	1	2	85(5)
		石油・石灰業		1				2	1				4
		鉄鋼業			5	1	13	2	4		2	4	31
		非鉄金属業					3	2					5
		一般機械			1	5	6	1	3		2	1	19
		電気・機械器具	34	11	2	17	15	24(1)	5	1	13	19	141(1)
		輸送用機械器具	1(1)	2	1	7	7	1	2		2	5	28(1)
	分業	精密機械器具	7	5		4	1	1			3	1	22
		金属製品											
		その他製造業		8	1	4	7	1	3	1	1	4	30
		商事貿易業		2	1								3
		金融保険業			1							3	4
		不動産業			4								4
		運輸業			1							1	2
		通信業	7(1)		1	3	1	4				2	18(1)
類	電気・瓦斯・水道業	1	2	1			3			6		13	
	教育	(2)	2(3)		1	1(1)	1(1)	2	2		1	10(7)	
	公務	2	6	8	1	1	2		1	1	2	24	
	その他	1(1)	1(1)	12	1	2	1	2	2	3	5	30(2)	

*印のその他は研究生・自営業従事者等であり、また、()は博士過程修了者を示し外数である。
 (注) 博士過程の修了者は昭和52年3月(昭和51年度)が最初である。

5. 予 算

本研究科の基幹講座に対して学部博士講座と同じ額の予算が配分されるほか、本研究科が意図しているユニークな教育・研究を全うするため協力講座に対しても相応の経常経費が配布される。本研究科としては、関係当局のこの理解ある措置に応えるべく、協力講座経費の使用に関しては特に慎重を期し、本学全部局の十分な理解のもとに、差し当り大学院専用施設内の協力講座関係の教育・研究設備の充実、とりわけ大岡山地区よりのみの協力講座に依存する3専攻（社会開発工学専攻、エネルギー科学専攻、システム科学専攻）の設備強化に努め、これによって所期の教育・研究活動の有効かつ円滑な展開を計っている。

Ⅲ 研究所・研究施設

1. 概 説

本学の将来の発展構想の一環として、特色ある独創的研究を強力に推進するための場として、長津田キャンパスにおける大学院の設置と3研究所、2研究施設の新営移転は、当初よりほぼ10年を経て、着実にその成果をあげ、今後さらに拡大への構想を持ちながら、一応昭和54年度をもって移転の完了を見た。一方、総合研究館、図書館分館などその他の施設も整備され、長津田キャンパスは名実ともに充実されつつある。研究所・研究施設は総合理工学研究科と密接な関係を保って、独自の発展を期さねばならない。ここに至るまでの計画から実施について、全学をあげての協力及び学外各方面の理解と援助が、今、実を結びつつあるわけである。また大岡山より移転した当該研究所・研究施設としては、計画、建設そして移転にともなうの長期間にわたる有形無形の諸々の影響を克服してきている。それは新キャンパスにおける組織、研究と教育活動などが充実され、かつ拡大されることを期待してのことである。移転のほぼ完了した現時点に当って、このことに再び思いをめぐらし、長津田キャンパスを一層充実させるための努力を続ける決意を固めなければならない。

各局の今後の構想と移転に伴う諸事情は以下部局ごとに詳述されているが、共通的な問題点の概要はつぎのようである。

(1) 組 織

長津田地区においては、大岡山地区と異なる横割形式の大学院教育を構想して、総合理工学研究科が設置されたいきさつを考え、また総合研究館の存在を意義あらしめるためにも、各研究所・研究施設は更に一層の拡充を必要とする。とくに天然物化学研究施設、像情報工学研究施設の研究所への昇格、また例えば社会開発工学研究施設などの新設等、その具体的方策をたて、全学をあげてその実現につとめる必要がある。

(2) 研 究

各研究所・研究施設はそれぞれの目的に沿って独自の研究を行うことは論を俟たないが、随時協力研究を行う必要がある。すなわち

① 協同研究の充実：他部局との協同研究費による研究は、長津田に離れた現在、その持つ意義は一層大きいと考えられる。協同研究費の大幅な増額とその活用に努めねばならない。

② 総合研究館の活用

(3) 教 育

研究所・研究施設の教官は協力講座としていずれかの専攻に属して大学院教育にたずさわるが、学生の質・量ともに大岡山のそれと同等にするという当初の目標に沿うために、適切な処置をとる必要がある。たとえば、大岡山学部学生の卒業研究の指導にあたり、地理的な条件を考え、適切な対策を立てるなどが必要である。

(4) 施 設

全学利用の大型研究用施設、厚生諸施設の早急な充実が必要である。たとえば総合研究館の活発な利用がすすめば当然、研究員の宿泊施設などが必要となるだろう。

2. 資源化学研究所

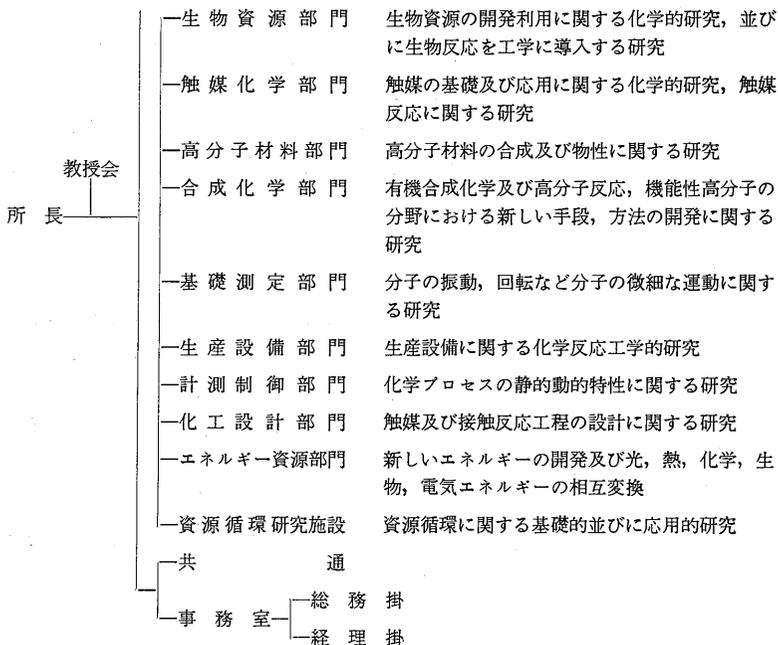
(1) 目 的

当研究所は「資源の化学的利用に関する学理およびその応用の研究」を設立目的としており、資源問題がクローズアップされると共に本研究所の使命もまた重要性を増している。化学の基礎から応用、化学工学にわたる幅広い構成の研究陣を持ち、多角的研究を行っている。また総合理工学研究科電子化学専攻、化学環境工学専攻及び理工学研究科化学工学専攻に協力して大学院教育に従事している。

(2) 組 織

図示すれば次の通りである。

(部 門)	(内 容)
— 無 機 資 源 部 門	無機資源の開発利用及び遷移金属錯体に関する研究
— 新 金 属 部 門	高純度の金属及び金属化合物の製造プロセス、物性及びその応用研究
— 有 機 資 源 部 門	有機資源、特に石油誘導体の開発利用に関する化学的研究



(3) 教育活動

本研究科の大部分は大学院総合理工学研究科の協力講座に所属しており、一部は理工学研究科に所属している。また比較的少数であるが、学部卒業研究学生の教育を行っている。この他、相当数の教官が大岡山地区の理、工学部並びに大学院理工学研究科の授業を担当している。

大学院担当講座と部門の対応は次の通りである。

○総合理工学研究科

	協力講座	担当部門
(電子化学専攻)	錯体電子化学講座	無機資源部門
	触媒電子化学講座	触媒化学部門
	有機電子化学講座	合成化学部門
	生物電子化学講座	生物資源部門
(化学環境工学専攻)	化学プロセス計画講座	有機資源部門
	資源循環プロセス講座	高分子材料部門
	化学環境設備講座	化工設計部門
	化学環境プロセス管理講座	計測制御部門
	化学環境プロセス設計講座	生産設備部門

○理工学研究科

化学工学専攻群に資源循環研究施設及びエネルギー資源部門（予定）が所属している。

- (4) 未実現、未整備の問題で緊急解決が希望されるもの
- ① 新しく設置が認められたエネルギー資源部門の建物
 - ② 第2期工事として要求していたいくつかの特殊実験室の増設
 - ③ 研究所将来計画に伴う部門、研究施設の増設及びこれらに伴う建物等の整備
 - ④ 同一建物内の部門毎の光熱水料計量の区分明瞭化

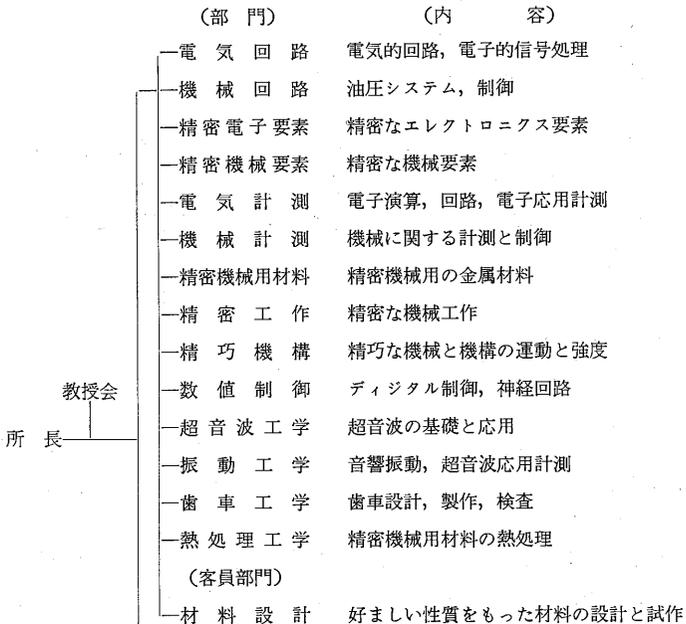
3. 精密工学研究所

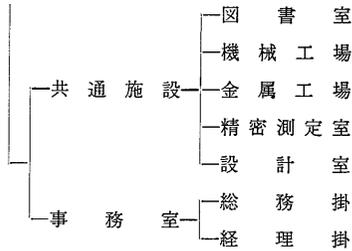
(1) 目的

当研究所の目的は、「精密工学に関する学理およびその応用の研究」であり、精密機械、電子工学及び金属工学の研究者の密接な協力により成果の挙がる研究は特に重点がおかれている。

(2) 組織

組織を図示すると以下のようになる。





(3) 研究活動

研究所における研究は、精密機械・電子及び材料の研究者の綿密な協同によって行われている。

最近の研究活動は、次のグループにわけられる。

- (A) 機械要素グループ
- (B) 精密加工グループ
- (C) 材料の物性と強度と設計グループ
- (D) 制御グループ
- (E) 超音波と振動グループ
- (F) 演算と処理グループ
- (G) 生体医工学グループ
- (H) 量子エレクトロニクスグループ

(4) 教育活動

精研所員はいずれも大学院担当教官であり、長津田地区にある総合理工学研究科の3専攻すなわち物理情報工学専攻、精密機械システム専攻、及び電子システム専攻のいずれかの専攻を担当しているが、大岡山地区にある理工学研究科の専攻を担当又は兼担している教官が少なくない。

また、多くの所員は大岡山地区にある工学部の教育に協力しており、講義ばかりでなく、工学部の卒業研究指導も担当している。

(5) 未実現、未整備の問題で緊急解決が希望されるもの

① 部門増

数年前より研究所の将来構想の一環として部門増を要望しており、昭和54年度に客員部門が増設されたが、未実現部門の増設が強く要望される。

② 安全対策

当研究所に設置されている機械設備などのうち、実用上は十分な性能をもちながら、最近の厳しい安全規準を満たせなくなってしまったものがある。

これらの機械類は研究遂行のため不可欠であり、上記規準を満足させるべき

方策及びそれに要する予算などの調査は間もなく完了するが、急速に解決すべき問題である。

4. 工業材料研究所

(1) 目的

本研究所は、工業材料に関する研究、とくに無機非金属材料の基礎とその応用に関して総合的な研究を行うことを目的としており、比較的ミクロな素材を研究する分野と比較的マクロな分野を研究する分野とが協力態勢を保ちつつ、独創性の高い、新しい材料開発を主眼とした研究を行い、一方、大学院レベル以上の研究者の養成、大学院教官の研修の場たらしめようとする目的も併せて持っている。

(2) 組織

工業材料研究所の現組織は次のとおりである。



(3) 研究活動

① 各部門の研究

- ・基礎計測——工業材料の基礎的物性を明らかにするための材料に関する基本的計測の研究
- ・結晶体物性——工業材料を対象とした構造化学的研究
- ・無機焼成材料——無機焼成材料に関する理論及び製造の研究
- ・無機溶融材料——無機溶融材料に関する理論及び製造の研究
- ・高純度材料——高純度材料に関する基礎並びに応用の研究
- ・超高压高温材料——超高压及び高温を対象とする無機材料の基礎並びに応用の研究

- ・合成無機材料——各種無機質化合物の合成に関する基礎研究並びに工業材料ないし化学工業への応用に関する基礎研究
- ・複合材料——複合材料の基礎研究，特に建築材料への成立条件（基本的物性並びに耐久性，経済性）

② グループ研究

- ・超イオン電導とその応用に関する研究
- ・低温高圧下における物性の研究
- ・高温高圧下における含水ケイ酸塩と水との間の水素同位体の分配の研究
- ・溶融体中での錯体形成とその物性研究
- ・雲母の合成と物性に関する研究
- ・建築構成部分及び材料の性能評価に関する研究

(4) 教育活動

本研究所の教官はいずれも大学院担当教官であり，理工学研究科及び総合理工学研究科の化学専攻，建築学専攻及び材料科学専攻，社会開発工学専攻に属し，大学院学生の教育に従事しているが，一方，理学部・工学部における講義も担当し，卒業研究の指導にも当たっている。

(5) 緊急解決の望まれるもの

① 部門，附属実験施設の増設

当研究所として数年来要望を続けているがいまだに実現されていない。研究所の目的達成のために不可欠のことであり，早期実現が望まれる。

② 人員の充実

現在1部門当り技官は1名であるが，少なくとも1名増して部門当り2名としたい。

5. 天然物化学研究施設

天然物化学研究施設は種々の生理活性をもつ天然有機化合物に関する一連の研究，すなわち，単離，構造決定，合成，代謝及び作用機作の解明などを，各部門の緊密な連携のもとに行うことを目的として昭和38年に設置され，理学部の教育及び研究に貢献してきた。昭和50年度大学院総合理工学研究科生命化学専攻の設置にともない，研究施設の現有4部門は協力講座として生命化学専攻の教育に参画し，その主要部分をになうこととなって現在に至っている。

当研究施設の研究は生理活性をもつ新しい化合物の発見，合成などの応用面にも大きな効果をもたらすことが期待されるだけでなく，化学，生物学，物理学を基礎として生命現象を理解し科学技術の発展に寄与しようとする生命化学専攻の指向性によく一致しており，当研究施設の整備はすなわち生命化学専攻の充実につながる。

この様な考慮に立って、当研究施設を下記のように研究所に拡充改組し、同時に生命化学専攻の教育、研究を充実、発展させることを計画している。

天然物化学研究施設の現有部門

酵素化学部門	生命化学専攻	生体触媒講座担当
有機合成化学部門	〃	代謝化学講座担当
天然物化学部門	〃	微生物化学講座担当
構造化学部門	〃	生体分子構造講座担当

以上の4部門に、生理活性及び遺伝化学の2部門を新設して研究所に整備する。附属設備として特殊実験設備（生物実験室、中間試験場、トレーサー実験室）の設置が望まれる。

現有床面積と計画面積

現有面積（天然物化学研究施設）	1.616.75m ² （4部門）
計画面積（研究所）	808.38m ² （2部門）
	350.00m ² （特殊実験設備）

6. 像情報工学研究施設

(1) 目的

像情報工学は、情報の流通過程において人間が情報を最も利用しやすい形に処理し、または表現するための諸技術、たとえば検知、記録、表示、伝達、認識などに関する学問であって、本研究施設はこの像情報工学の基礎を確立し、体系化するための研究を行うことを目的としている。

(2) 組織

像情報工学研究施設は工学部に所属し、次の3部門から成る。

情報記録部門

像情報解析部門

像情報システム部門

(3) 研究活動

本研究施設は昭和29年開設以来、一貫して像情報工学の確立に努め、基礎及び応用の両面から研究を進めて来た。開設当時一部の時代は、印刷技術研究施設と称し、主として像情報の記録、複製に関する材料の研究からスタートしたが、その後の発展と共に印写工学研究施設、さらに像情報工学研究施設と改称され、像情報工学の広い分野をカバーする研究を行うようになった。

現在行われている主な研究は次のとおりである。

銀—カルコゲナイドガラス層間の光ドーピングを用いる光センサーの研究
酸化亜鉛—樹脂系または有機半導体系の電子印刷マスター

フラッシュまたはレーザー露光による熱感記録材料
 多孔性フィルムによるX線電子写真システム
 感光性非晶質材料とその応用
 エレクトロクロミック積層薄膜セル
 固体電解質の画像記録システムへの応用
 光電子注入と高感度電子写真
 画像記録材料の一般的特性の解析
 半導体の深い電子準位の研究
 青色発光ダイオード
 種々の化合物半導体の光電物性
 低速電子線用蛍光体の研究
 インクジェットの研究
 音声認識の研究
 図形及び文字の処理及び認識
 リモートセンシング画像の解析
 ホログラフィーの基礎および応用に関する研究
 音響ホログラフィーの応用
 画像情報処理（光学的及びデジタル処理）
 コヒーレント光による計測技術の研究

(4) 教育活動

本研究施設の各部門は、総合理工学研究科の協力講座として、物理情報工学専攻の大学院教育に当たっている。担当講座と部門との対応は次のとおりである。

(研究施設)	(大学院協力講座)
情報記録部門	印写像工学講座
像情報解析部門	情報像計測講座
像情報システム部門	情報システム講座

なお、部門によっては、理・工学部の4年生が卒業研究のために研究室に所属することがあるが、その数は少ない。また、理工学研究科及び理・工学部の講義のために大岡山に出講する教官もある。

(5) 事務組織

本研究施設は工学部に所属するため、工学部の事務組織に組込まれていて、すべての事務処理は大岡山で行われる。ただし、旧応化系事務室の事務官1名（精密工学研究所事務室と兼務）が長津田地区に常駐し、大岡山地区との連絡に当たっている。

(6) 未実現、未整備の問題で緊急解決が希望されるもの

長津田構想のスタートに当っては、本研究施設は研究所に移行することが了解されていたが、実現の見通しの無いまま移転が行われた。現在の情勢下では研究所への移行は難しいとは考えられるが、種々の不便も研究所への移行によって解決されるものが多く、早い時期の実現を希望している。

IV 総合研究館

1. 設置の趣旨

本学創立80周年を記念して本学関係者が「東京工業大学総合研究館建設事業資金募金会」を組織し、昭和50年9月に「総合研究館」を長津田キャンパスに建設して本学にこれを寄付した。

この総合研究館を設置した趣旨は、近年における科学・技術の進歩発展の状況が在来の個人または個別研究様式より学際的または総合的研究様式をより必要とすることを重視し本学内における各学部学科、各研究所等の異種専門領域の各教官が相互に緊密な連携を保って研究を行う共同の場を作ることである。また総合研究館においては単に本学内の研究者だけでなく必要に応じて学外研究者との協同研究を行おうとするものである。

このような趣旨にもとづいて総合研究館を完成した後、これを「理工学総合研究センター」として新しい型式の全学協同利用の研究の場とし、本学の研究、教育における一層の発展をはかろうとするものである。

2. 事業

総合研究館で実施している事業は次のとおりである。

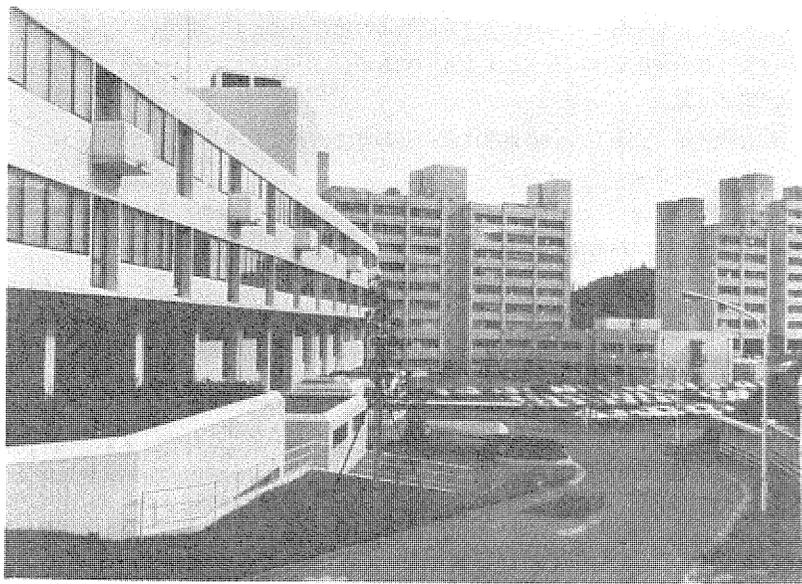
- (1) 協同研究
- (2) 開発研究
- (3) 学内協同利用機器の集中管理
- (4) 科学・技術に関する研修

上記の各項目について概説すると次のとおりである。

(1) 協同研究

新しい科学・技術の発展は、未開拓の境界領域の研究にまっところが大きい。このような研究を急速に進展させ、かつ多くの成果を得るためにはその境界領域の周辺に隣接するいくつかの既成専門分野の研究者たちの協力が不可欠である。

これを行うため各学部並びに附置研究所等の所属を異にし、専門分野を異にする教官が相互に協力して、また必要に応じて学外研究機関に所属する研究者との協力によって協同研究を行おうとするものである。



ところで現代における科学・技術の進歩に対応するためには、基礎的、定常的研究を行うことは当然であるが、それとは別に目まぐるしく発展する科学・技術の情勢に応じた流動的研究が必要である。したがって、ある分野の研究に対して従来どおりの研究所あるいは研究施設の充実を図らなければならないことはもちろんであるが、流動的研究に適当な期限を限って研究の場所と機器を整備し、広い分野の研究者の中から最適の専門家を選んで研究グループを組み、これらを利用しての研究を行う協同研究方法がより多く採用されなければならない。このように定員と設備を固定させず、必要に応じた即応性、機動性をもった専門家の研究チームによる研究の著しい進展が期待される。

このような趣旨に沿って総合研究館で現在行っている研究プロジェクトは下記のものである。

(所 属)	(代表者) (研究員)	(研究課題)
教育工学開発センター	末武 国弘 5	授業情報等の遠隔地への伝送システム開発研究
工 学 部	辻内 順平 4	白色光再生ホログラフィックステレオグラムの研究
工 学 部	小門 宏 5	医療診断用迅速処理可能な高感度X線記録材料とシステムの開発研究
資 源 化 学 研 究 所	田附 重夫 3	高分子材料の表面光処理に関する研究
精 密 工 学 研 究 所	田幸 敏治 8	地盤振動、地表ひずみの連続測定の解析
総 合 理 工 学 研 究 科	塩田 進 6	プラズマの応用によるMH D発電及びガスブランケットプラズマの研究
理 学 部	栗野 満 5	極低温の応用に関する研究
理 学 部	石戸 良治 16	変異誘発性物資の研究

研究プロジェクトの選定については、総合研究館運営細則に基き総合研究館運営委員会並びに本学の常置委員会である研究委員会が中心となって随時行っている。

(2) 開発研究

大学における研究は、本来基礎的研究に重点が置かれているが、その結果得られた基礎的事実あるいは前項に述べた協同研究の成果等について、さらに重

点的かつ組織的に社会の要請に対応して開発を行うことが望まれる。

この種の組織的研究は、新しい時代に即した大学における開発研究の型式であるが、適当なものを少数に限って取りあげる必要がある、研究の期間をあらかじめ定め、かつ研究成果を評価すべきものと考えられる。

このような開発研究を研究プロジェクトとして進めることは、総合研究館に最も適した事業の一つと考えられるので、前項の協同研究の促進とあいまって強力に推進させる所存である。

なお、このような協同研究、開発研究を進めるための必要経費は、学内教官にあっては教官研究費の持ち寄り、または特別に調達された科学研究費、また学外研究者との研究では相互の分担とする。

(3) 共同利用機器の集中管理

従来、大学教官の研究は個人的なものが主体であった。しかし初めに述べたように今後巨大科学・技術の開発を目的として、たとえば、従来より高度の極高温、超低温、超高压、恒温度、無塵埃などの極限環境下における研究を必要とすること、また高度の研究設備及び機器を集中管理して多くの研究者に供することが不可欠となった。すなわち上述のごとき極限の状態が作られることと共に物質分析、構造解析、物性計測用の各種機器並びに電子計算機などは、従来と比較してはるかに高性能のものであることが必要となった。これらの設備機器を設置するには一機当たり数千万円もしくはそれ以上が必要であり、またその操作は複雑で専門の運転要員が必要であるため、総合研究館の中にこれらの共同利用機器を設ける予定である。現在総合研究館内に各種の計測室、並びにプロジェクト研究開発室用のスペースを完成しているが、とくに共同利用機器には2,000m²の計測室を割当てて、高度な理化学機器を集中的に整備使用できる態勢を準備している。

なお、現在予定している共同利用機器による計測室は磁気分析、レーザー、分光分析、微構造分析、演算計数、極限環境の6実験室である。

(4) 科学・技術に関する研修

科学・技術に関する研修には各種の様式のものがあるが、本学が産業界、教育界において果たしてきた役割にかんがみて、総合研究館においては、そこに設備された研究室並びに共同利用機器を、学内はもちろん広く国の内外を問わず、教育機関等に開放して技術講習会の開催、研修生の受け入れを行うもので、51年度以降「ゆらぎ現象に関するシンポジウム」など6回を実施している。(次表参照)

ここにおける諸設備(研修室、会議室など)は、国内外の学会、講演会等の

学術活動に供し、現在すでにこれは実施しつつある。

回数	期 日	テ ー マ	参 加 者			備 考
			学内	学外	計	
1	51. 8. 16 ~18	ゆらぎ現象に関するシンポジウム	81	85	166	
2	51. 12. 11	医用工学の現状と将来	81	86	167	
3	52. 10. 21	複合材料の現状と将来	51	117	168	
4	53. 2. 27	シンポジウム「地震と火山」	51	53	104	
5	53. 7. 7	科学技術の流れと人間像	62	95	157	
6	53. 12. 8	ロボット—人間との新しいかかわり—	128	89	217	
7	54. 10. 2	新しいエネルギー変換プロセス	145	151	296	

3. 建 物

総合研究館は、すでに昭和50年9月に完成しているが、建物の概要は次のようなものである。

鉄 筋 造 4階建

延 面 積 6,467m²

(内 訳)

共同利用機器室 1,913m²

協同開発研究室 1,892

大・中会議室 268

大・小研修室 138

資料室（図書館含む） 123

ロビー（厨房含む） 188

宿 泊 室 36

機 械 室 300

事 務 室 40

研究館長室・応接室 108

総合情報処理センター分室 223

長距離測定室 148

その他共通部分 1,090

4. 管理運営

総合研究館の管理運営は本学各部局より別記「東京工業大学総合研究館規則」により各部局より選ばれた本学教官並びに職員により運営委員会が構成され、学長指名により選任される総合研究館長のもとに、別に定められた「東京工業大学総合研究館運営細則」にもとづいて行われる。

総合研究館には、将来、学内共同利用に供される機器の維持管理をはじめ、センターを活用して行われる全学的な協同研究・開発研究の推進に必要な諸業務を行うため、研究系管理者として助教授のほか助手、技官を置く必要がある。また総合研究館全体の管理事務、協同研究並びに科学・技術研修に伴う諸事務を処理するために事務長、3掛（庶務、経理、研究）で組織される事務部を置くことが望まれる。

V 附属図書館長津田分館

1. 設置の趣旨

本学が長津田地区に附置研究所と附属研究施設を大岡山地区から移転し、新たに協同研究の場として総合研究館を設け、新構想の大学院総合理工学研究科を開設して高度な研究と教育を行うにあたって、学術情報のサービスの中心となる図書館の設置は必須の要件である。

図書館の設置に際して、長津田地区における研究・教育体制とその活動の特殊性を検討するとともに、大岡山地区との関係等を十分に配慮した管理運営体制づくり重点を置いた。具体的には、研究教育体制が理工学の特定な分野について独立したものでなく、また、全く異質な分野が新たに創設されたものでもない。理工学の学問体系を従来の枠組を超えた、いわば学際的な視点から再編成したものである。

しかしながら、理工学の研究と教育という使命については、大岡山地区と本質的に変りはない。次に、学術情報のサービスの主たる対象は、長津田地区の研究と教育に従事する教職員と大学院学生であるということである。このように、その分野が学際的かつ大学院レベルの大規模で高度な研究集団に対応する図書館として、従来とは異なる高度で強力な学術情報活動が要求される。

現在の図書館は、このような要請のもとに仮設した分室（昭和50年9月設置）がその後、昭和53年10月「東京工業大学附属図書館長津田分館」として認可された。次いで昭和54年3月に総面積2,300m²の新館が完成し、同年4月から新館での業務を行うことになった。

2. 分館の機能

長津田分館は、第一義的には同地区の理工学研究と新構想の大学院のための図書館であり、その機能は、研究図書館ということである。この目的を達成するために、分館は、同地区の学術情報を集中管理して、その効果的な利用を促進し、研究者が

自由かつ迅速に、必要とする学術情報にアクセスできる体制を確立しなければならない。

全学的規模からみれば、分館は、大岡山地区の本館を補完する機能を有することになる。本館は、歴史と伝統の上に膨大な資料の蓄積を図るのに対して、分館は、新しい体系のもとに学術情報の蓄積を図り、そのサービスにおいては、機能性と機動性を持たせる。さらに、分館の運営については、本館と一体となり相互補完の実をあげることを目指している。

昭和54年12月に予定されている学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申に先き立ち、本学図書館がすでに理工学の分野における外国雑誌拠点図書館として指定されているが、近い将来、理工学系の学術情報センターとして果すべき役割は極めて大きく、分館もその一翼を担うことになるであろう。

3. 情報の収集、提供

分館の諸機能は、そのすべてが学術情報の収集と提供に集約される。近年、学術研究の急速な発展に伴い、研究活動の諸過程及びその結果として生産される情報量は急激に増大している。理工学の分野においてもこの例外ではあり得ない。したがって、多量かつ多種多様な研究成果を、研究者が常に迅速、的確に把握し、直ちに入手し得る状態におくことが図書館として不可欠な基本要件である。

分館における学術情報の媒体は、主として理工学の専門学術雑誌で、特に外国雑誌といえる。他には、理工学に関する学術書である。これらの収集にあたっては、経費、その他の面からも本館との重複を可能な限り避けなければならない。そのためには、広く全学的に研究者の要望を継続的に調査して、その実態を正確に把握し、有効な選択と収集を行う必要がある。

まず、コアジャーナルについては、必要最少限、本館と分館にそれぞれ備え付けるべきである。分館としては、総合理工学研究科の各専攻が移転するのに伴い逐次収集してきた。その雑誌は、およそ300種に及んでいる。しかし、本館との緊密な関係を前提にしても、膨張する学術情報と長津田地区における固有の研究、教育課題を考慮すれば、まだまだ不十分であり、今後も引続いて増加していかなければならない。また、コアジャーナルの適正な規模を再調査し、利用状況に応じ補正を行う必要がある。

その他の学術雑誌については、各専攻の固有な領域でのみ必要とされる雑誌、境界領域の雑誌、新たに創刊される雑誌等であるが、今後の長津田地区の飛躍的發展のためには、これらの充実も必要である。しかしあくまでも本館との重複を避け、計画的な分担収集を行っていかなければならない。

二次資料については、さらに完全な形での分担収集が必要である。また、最新の

情報については、既成のコンテンツサービスやTSS端末によるオンライン情報検索の効果的利用を図ることである。今後利用可能なデータベースの種類と蓄積量の増加が見込まれるので、この方法は、極めて有効であると期待している。しかしながら、機械検索システムが既成の抄録誌や索引誌にとって代るものではなく、両者が相まって、はじめて的確な情報検索が可能になる。本学では、二次資料の整備が不十分なので、今後は、積極的にこの収集を図っていく必要がある。

学術書については、利用者が大学院学生以上の研究者であるので、レベルの高い専門書に重点が置かれる。特に理工学の参考図書は、網羅的に収集すべきである。また、特殊な数値データ集、レビュー・ジャーナル、継続的に発行される会議録等は、本館との分担収集が有効である。分館では、現在約7,500冊を所蔵しているが、本館に全面的に依存可能とはいえ、その質量ともに貧弱であるので、今後5か年計画で整備充実を図っていききたい。そのための特別な予算措置を早急に講じられたい。

4. 本館との連係

学術情報は、本館との緊密な連係のもとに分担して収集しなければならない。増加する学術情報に対して、分館が同地区の研究・教育活動のすべてを充す情報を自ら備え付けることは不可能であり、限られた経費を有効に使用するためにも、分担収集は不可欠である。学術雑誌の分担収集も当然であるが、なかでも、コアジャーナルのバックナンバーは、本館に全面的に依存し、分館は、将来の蓄積を前提として新分野の学術雑誌の収集に重点を置くことも考えられるであろう。図書についても可能な限り重複を避けるべきである。また、貸出しシステムの抜本的な改革によって効果的運用を図ることが可能である。すでに実施している本館の図書を分館を通じて貸出だけでなく、逆に分館の図書も本館を通じて貸出し、学内の情報流通をより一層促進させることが考えられる。そのためには、分館でも目録情報の整備が必要である。既存の全学の図書総合目録を今後も維持し、新たに全学の雑誌目録と同地区の雑誌目録とを早急に整備し、利用者が容易に学内の学術情報にアクセスできる体制をつくらなければならない。

学術情報の分担収集と蓄積は、円滑な伝達システムを前提としなければ、その有効性を発揮できない。本館では、すでに複写設備の増設と複写料金制度の改正によって文献複写業務を強化し、頻繁な電話連絡と学内の定期自動車による現物と複製物の運搬が行われている。今後、より迅速な伝達システムを確立するために、テレメール、テレックス、ファクシミリ、専用テレビ電話等の伝達手段の設置が要望される。これらは、大岡山・長津田間だけでなく、将来学外との連絡にも利用できるものでなければならない。

情報伝達システムの確立は、単に図書館だけの問題ではなく、全学的な課題とし

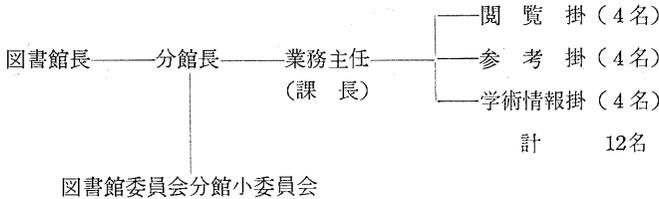
ととられられるべきであろうが、この成否は長津田地区の研究・教育活動に極めて重大な影響を与えるであろう。また、近い将来、文部省構想による全国的規模の広域大量情報処理網が実現する運びとなれば、大岡山地区と長津田地区との情報伝達システムは、このモデルとして十分に耐え得るものでなければならない。

5. 分館の規模

分館の建物は、昭和54年3月に完成したが、諸般の事情から約2,300m²となった。このため、当初の必要面積である2,800m²の残余の500m²を早期に補充して、諸機能の円滑な働きを図り、さらに近い将来果さなければならない全面的規模での理工学情報センターとしての役割を考慮すれば、なお相應の追加を期待したい。

6. 事務組織

分館の適正かつ円滑な管理運営を支える事務機構が必要であり、なお、迅速かつ的確な事務処理とサービス機構の充実が必須の要件である。そのための規模として、少くとも次のような組織を必要とする。



現在、昭和53年10月の発足時に認められた本館の閲覧課に属する分館運用掛（6名）が業務を行っている。しかし、現状では不十分であり、事務機構の早急な整備充実が待たれる。

VI 情報処理・情報伝達システム計画

A 情報処理

まえがき

長津田地区における情報関係設備の整備に関しては、若しこれを広義に解釈するとすれば、記述すべき事柄は極めて複雑多岐に亘ることを避け得ないであろう。このためここでは各研究部局内に存在するこの関係の部分的事柄に触れることは差し控え、共通の関心事である筈の総合情報処理センターを中心に記述を進めるものとする。

総合情報処理センターでは、昭和53年当初から長津田分室を開設して長津田地区における計算需要に応じてきたが、センターの運営方針と共に設備整備の実情からみて、大岡山地区との密接な連体関係を無視する訳にはいかない事情にある。このため以下においては、長津田地区に焦点を絞つつも総合的な視点に立って記述し



たということを、予めおことわりしておきたい。

1. 総合情報処理センターにおける設備整備の現況

総合情報処理センターは、近年における学内計算需要の増加と多様化に対応するため、旧来の情報処理センターを拡充改組することにより、昭和51年5月10日新たに設置発足したものである。同センターは、大岡山及び長津田両地区に対する情報処理サービスを平等に行うことを目的としており、その主たる業務は

- (1) 研究における計算需要に応ずること
- (2) 一般的情報処理教育における計算機システムの利用に関すること
- (3) 事務処理のための計算需要に応ずること
- (4) 前記(1), (2), (3)のための計算機システムに関する研究、開発並びに利用者に対する技術指導を行うこと

に置いている。現在、大岡山地区には昭和52年1月から稼働中の HITAC・M-180 システムが、長津田地区には昭和53年1月から稼働中の FACOM・M-160 システム（長津田分室—総合研究館4F）がそれぞれ設置されており、さらに両システムは4,800 B P S専用通信回線により結合されている。

M-180/M-160システムのハードウェア構成は1300頁及び1302頁に示すとおりであるが、以下にその概要と利用上の特徴について述べる。

1.1 大岡山地区における整備状況

大岡山地区では、バッチ処理、リモートバッチ処理、TSS処理を並行して行うためのM-180システムと、入出力媒体の変換サービスを行うためのミニコンピュータ HITAC-20/HITAC-10 II システムが設置されている。

- (1) 利用者の便宜とセンターの省力化のためのオープン入出力形式を採用したバッチ処理
 - 研究用オープン入出力室には、カードリーダー2台、ラインプリンタ3台を備えると共に、デマンド出力用として磁気カードリーダー2台、ジョブ表示用としてビデオデータターミナル2台を設置している。
 - また教育用入出力室にもカードリーダー1台、ラインプリンタ1台を設置している。
- (2) TSS及びリモートバッチ処理
 - TSS端末用として2,400 B P Sの回線を使用したビデオデータターミナルを、センター内に研究用5台、教育用10台設置すると共に事務局及び教務部にも各1台宛設置している。
 - 構内電話回線を利用したTSS処理を希望する利用者のために、300 B P Sの回線を20回線分受け入れることが可能な網制御装置（NCU）を設置

している。

- リモートバッチ端末として、事務局及び教務部にそれぞれカードリーダー、ラインプリンタ、キーボードプリンタを1セットにしたものを設置している。また、利用者負担による端末装置が6台まで受け入れ可能である。

(3) 入出力媒体の変換サービス

H-20/H-10Ⅱシステムを用いることにより、各種データのAD変換、作図処理(XYプロッタ)、紙テープデータ変換、ミニコン入力紙テープ変換、フロッピーディスクと他の媒体との変換等の変換サービスを実施している。

1.2 長津田地区における整備状況

長津田地区では、バッチ処理を行うためのM-160システムを設置すると共に大岡山地区にあるM-180システムと結ぶ専用通信回線を介してリモートバッチ処理、TSS処理を可能にしている。また入出力媒体の変換サービスを行うためのミニコンピュータPFU-400システムを設置している。

(1) バッチ処理及びリモートバッチ処理

- 大岡山地区におけると同様にオープン入出力形式が採用されている。主システムであるM-160システムは、大岡山地区にあるM-180システムの約1/5の処理能力を有し、これを直接利用するローカルバッチ処理のためにカードリーダー1台、ラインプリンタ1台を設置している。
- またM-160システムは、4,800 BPSの専用通信回線によってM-180システムと接続されており、M-160システムをM-180システムに対するリモートバッチ端末として利用する道(CALL180)も開かれている。
- なお、利用者負担によることを前提として、リモートバッチ処理用端末を4台受け入れる用意がなされている。

(2) TSS処理

- M-180システムを直接TSSで利用する便宜を与えるため、これと4,800 BPSの専用通信回線で結ばれた多重集配信装置が2台設置されており、さらにそれぞれに2,400 BPSの回線を介してTSS端末(ビデオデータターミナル)が設けられている。
- また、大岡地区においてすでに実施中の構内電話回線を利用することによるM-180システムのTSSサービスを、長津田地区においても同様に実施するため、10回線分受け入れ可能な網制御装置(NCU)が設置されている。

(3) 入出力媒体の変換サービス

PFU-400システムを用いることにより、作図処理(XYプロッタ)、AD

変換処理, 各種媒体変換処理, その他に関するユーティリティ・サービスを, オープンシステムとして実施している。

(4) 長津田分室の整備

長津田分室は, 総合研究館4階の一部を借り受けて開設, 昭和53年1月業務を開始して今日に至ったものである。当初計算機室, オープン入出力室, 事務室が配備されたが, これらに加えて昭和53年9月ユーザ控室, TSS室, プログラム相談室, 特殊入出力室が新たに整備された。

2. 長津田地区におけるセンター利用についての需要予測と当面する諸問題

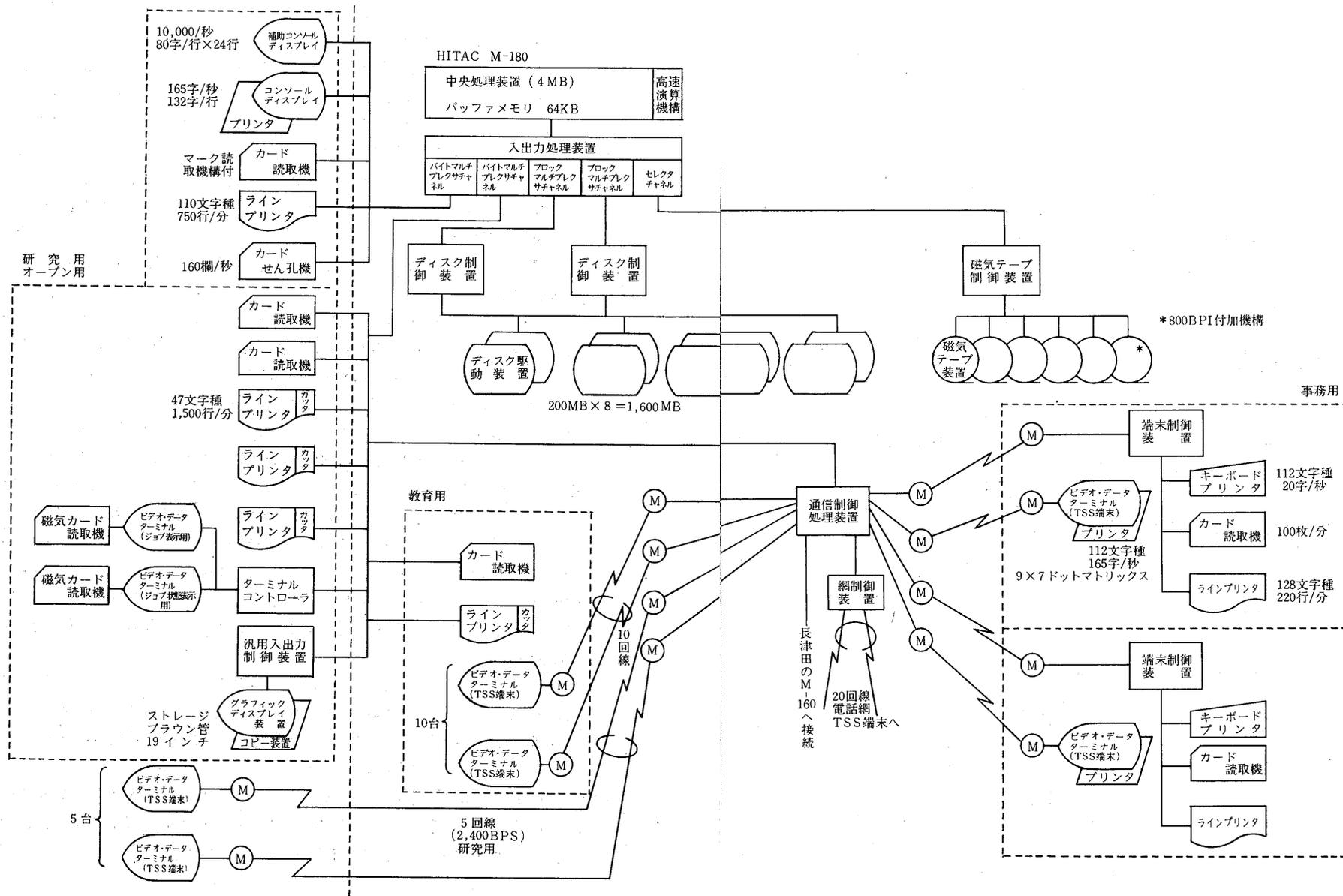
現在総合情報処理センターでは, 学部学生を対象とする一般的情報処理教育及び事務の電算化業務を大岡山地区において実施する方針で進んできた。このため長津田地区における需要の大半は研究関係で占められており, これに若干の事務関係が加わる程度である。

研究関係から生ずる計算需要の種類は, 大岡山地区におけるそれとほとんど大差のないものであるが, 利用者層が教員及び大学院学生にはば限られているという事情も手伝って, これまでの実績に示されているように大型かつ長時間のジョブの占める割合が比較的多いという傾向が現われている。

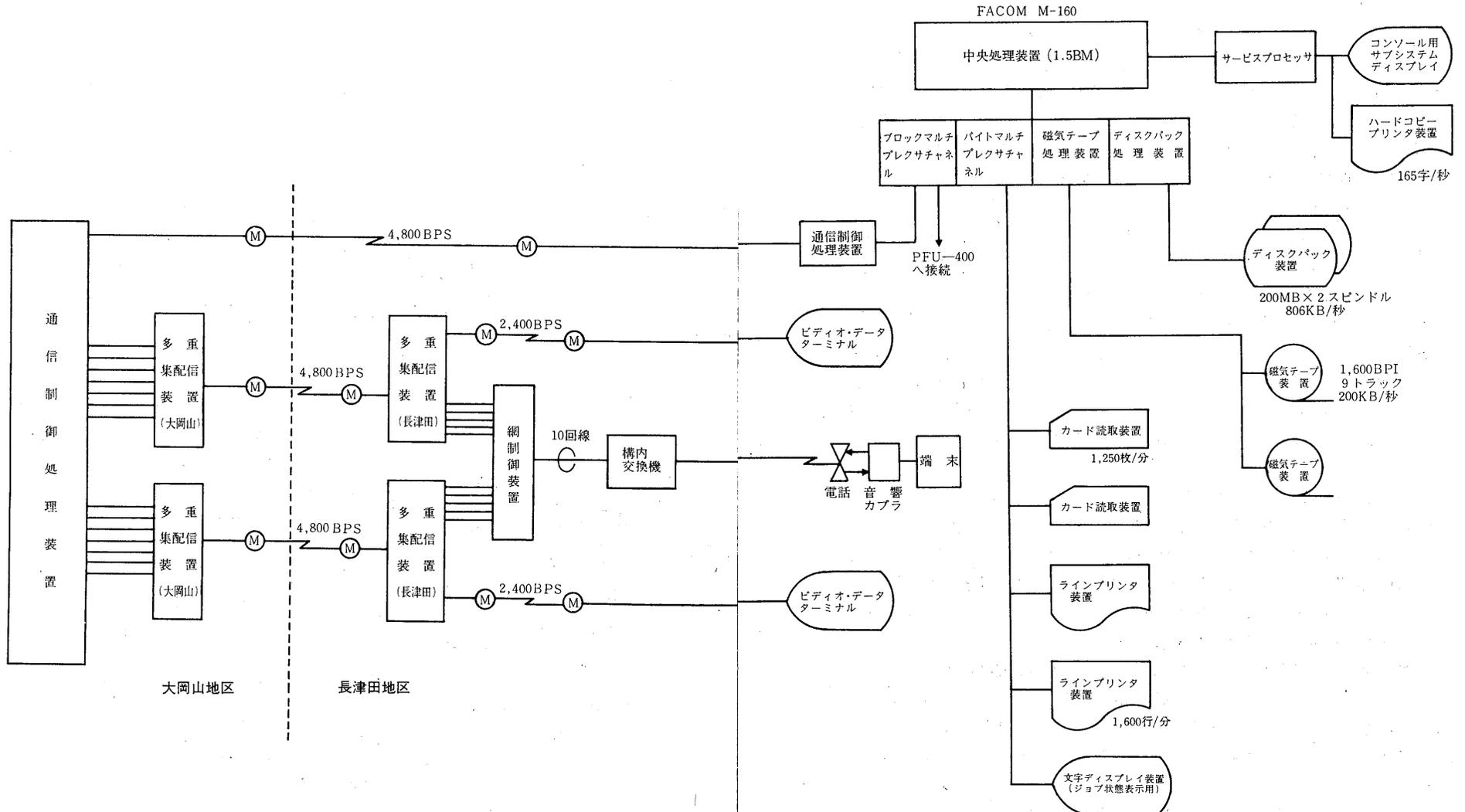
長津田地区には当初総合理工学研究科6専攻, 2研究所, 学部附属2研究施設が存在したが, 昭和54年秋にはさらに総合理工学研究科4専攻及び1研究所の大岡山地区からの移転が完了し, このため従来に比較し利用者数にしてさらに6割強の増加が予想されている。近年における研究諸分野での計算機利用は逐年活発化を加えつつあるばかりでなく, 一般的情報処理教育の成果が遠からず研究面に反映されることになると目論まれており, ジョブ件数から見て昭和52年度における全学総需要を100としたとき, 昭和54年度にはすでに長津田地区のみでその需要量は125に達するものと予測されている(その時点における大岡山地区を含めた全学総需要量の予測数は350)。

こうした事態に対処するため, すでにM-160とM-180との両システム間の連係体制が確立されているが, 大岡山地区との間の需要上のアンバランスを管理運営上から調整する方策を樹立する一方, メモリ容量の増強や端末機器の増設等を行うことによって利用者への便宜を計って行く方針である。特に最近においては計算機利用の高度化と多様化が進行し始めているので, 入出力媒体の変換サービス等に関する一層の整備強化に努めることは勿論, システムの高速化, 大容量化への要望に応えるべく, 長期的展望に立った方策を樹立し, 計画の推進を図るべく検討中である。

システム構成図 M-180システム



システム構成図 M-160システム



B 情報伝達システム計画

1. まえがき

長津田地区における諸施設の整備は、未だ多少の未整備部分を残すにせよ、事務組織も確立し、大学院総合理工学研究科、資源化学研究所、精密工学研究所、工業材料研究所、天然物化学研究施設、像情報工学研究施設、附属図書館分館、設備センター及び総合研究館その他福利施設が年を逐って完成整備され、移転も順調に進み昭和54年度をもって、一応の大学院教育と研究の態勢を整え得るに至った。昭和46年度末に基幹整備を始めて以来約8年に亘る全学をあげての努力が、ここによりやくその結実をみようとしている。

そして実際に大学院教育と研究活動が軌道に乗ってきた現在、当初予想されたことではあるが、大岡山地区と長津田地区間の情報伝達システムの整備確立が、残された一つの大きな問題として切実に浮び上がってきたのである。

分散している大学の諸施設を統合しようとする全国的な機運の中にあって、本学が長津田キャンパスを求めて敢えて分離の形をとったのは、その不利を技術的に解決し得るといふ自負と的確な見透しを持っていたからに他ならない。その対策と計画は早くも昭和49年6月に示されている〔東京工業大学長津田地区の使用計画（増補その3）〕。これは長津田地区利用委員会情報伝達部会において検討、立案されたものである。

しかし、長津田地区がほぼ整備された今、この新しい情勢に即応し、適切なそして実施に移し得る具体的な計画の樹立が必要となってきた。現在大岡山長津田両地区間における教官と大学院学生の授業に際しての移動は別表に示したとおりである。田園都市線および大井町線を利用して往復におよそ2時間を要する現状にかんがみ、この表の示すものは、教育は勿論、研究活動上ゆるがせにできず、情報伝達システムの完備が焦眉の急を要する所以である。

昭和54年4月、概算要求によってこのシステム計画の早期実現をはかる目的をもって、情報伝達システム推進委員会が設置された。そして、この分野の諸教官が自発的に協力を申し出で、ワーキンググループとして専門小委員会も結成され、事務局との連携のもとに作業は急速に進み、現状に即した計画がたてられるに至ったのである。

ちなみに教育工学開発センターの調査では、本計画の実現を期待しての学内の要望事項を列記すればつぎのようである。

講義の伝送、大学院セミナー、学生の指導、研究打合せ、テレビ会議によるシンポジウム、教官相互の教育研究打合せ会議、専攻会議等諸会議、電算機連絡、図書連絡、事務連絡等。

別表 大学院授業における大岡山地区と長津田地区の教官
及び学生の移動状況について

(1) 昭和54年度大学院授業

前 学 期	理工学研究科の授業 (大岡山地区)	長津田地区教官の		総合理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		16人	20, 43/週	109	856(延人数)
後 学 期	理工学研究科の授業 (大岡山地区)	大岡山地区教官の		理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		17人	26/週	66	695(延人数)
前 学 期	総合理工学研究科の授 業(長津田地区)	長津田地区教官の		総合理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		18人	15, 43/週	97	495(延人数)
後 学 期	総合理工学研究科の授 業(長津田地区)	大岡山地区教官の		理工学研究科学生の	
		担当者数	担当時間数	受講科目数	受講学生数
		15人	21, 8/週	55	598(延人数)

注：受講者数については、昭和53年度資料にもとづく。

(2) 長津田地区教官の大岡山地区学部授業担当者数

	54年前期	54年後期
総合理工学研究科	34人	34人

これによって見れば本計画の実現は重要かつ緊急を要し、その効果は極めて大きいものがあることは明らかである。

2. 実施計画

(1) 情報伝達媒体及び方式

伝達媒体及び方式としては、有線と無線とに分けてつぎのようなものが考えられた。

有線：通常電話線、同軸ケーブル、光ケーブル

(架線方式：電々公社回線、東京電力架線、東京急行電鉄線併置)

無線：UHF、UHFの上のバンド、マイクロウェーブ、ミリ波

伝送方式：電話会議、テレメール、テレメールと閉回路テレビの組合せ、静止画伝送装置、ファクシミリ

図1 情報伝達システム

大岡山

長津田

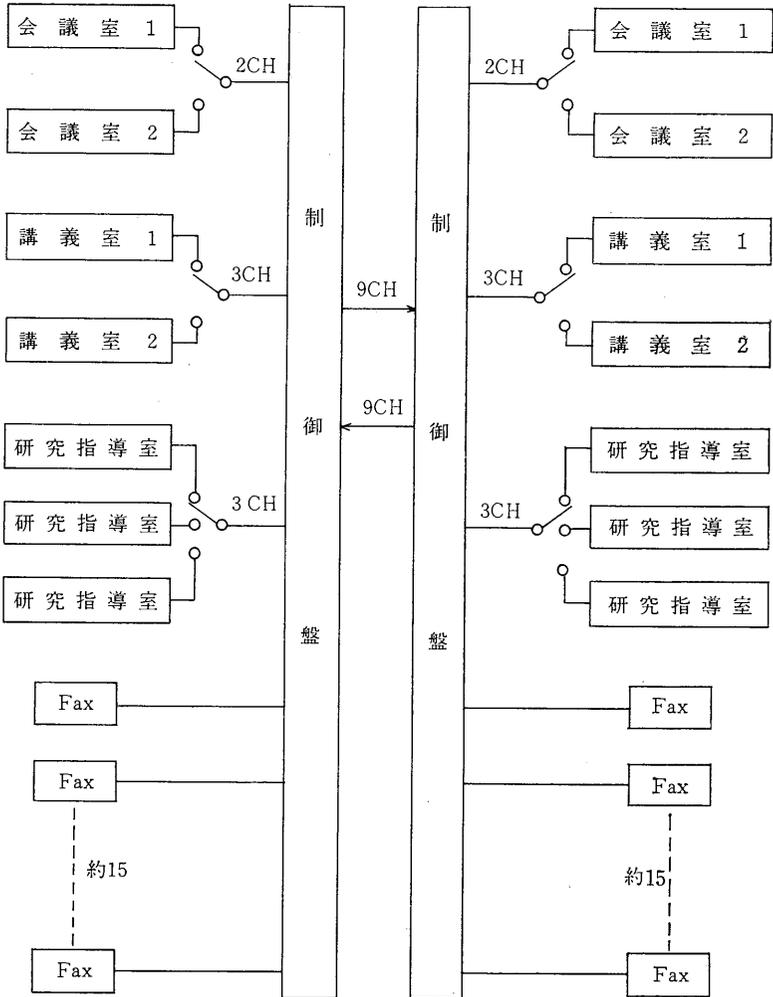
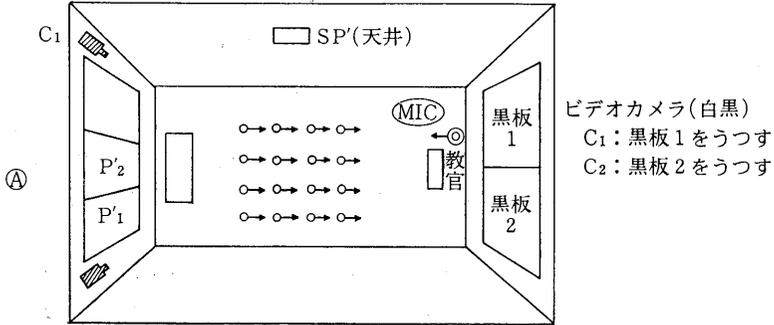
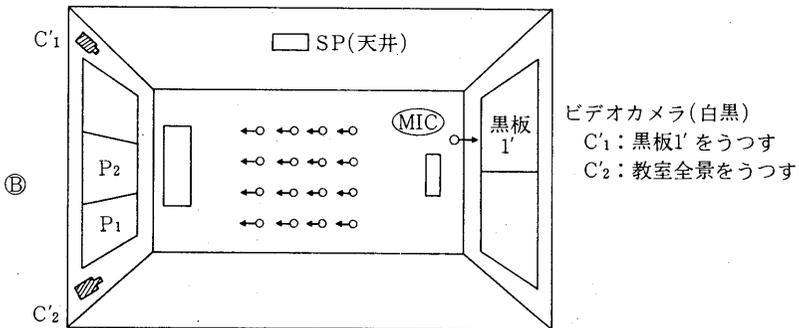


図2 黒板を使用した場合の講義の伝達システムの例

(A)講義室での教官の講義を, (B)講義室に送る)
この逆の場合も可能



ビデオ2CH+音声



1. (A)講義室での講義は黒板1, 2と共に教官を含めて, C1, C2のカメラにより(B)講義室のP1, P2のスクリーンにうつし出される。学生は回転式の机, 椅子によってP1, P2に向って受講する。
2. C2のカメラは(B)室全景をうつして(A)室に送りP2のスクリーンに投影し, これによって教官は(B)室の学生の様子を知ることができる。
3. (B)室の学生は(A)室の教官に対して黒板1'とマイクを用いて質問することができ, これはC1のカメラによって(A)室のP1にうつし出され, 教官は直ちに応答できる。

委員会及び専門小委員会において、これらの媒体と方式について、情報伝達設備としての有効性、設置費、維持管理の経済性、法規上の問題点について検討をすすめ、一方郵政省電波管理局、電々公社、建設省、東京急行電鉄株式会社等と折衝し、その問題点の把握、実施の可能性について調査を行った。

その結果、情報伝達の媒体としては、最新の技術を駆使した光ケーブルによるのが最も有効であることを確め、方式としては東京急行電鉄線トラフを利用することが望ましいとの結論を得た。幸いに東京急行電鉄(株)の極めて好意的な協力が得られ、専門小委員会委員が東急現場担当者と共に、大岡山すずかけ台間の線路を実地踏査し、本計画の実施可能なことを確めることができた。

(2) 情報伝達システム

以上の媒体と方式によって計画した情報伝達システムの概要は図1に示すとおりである。すなわち、とりあえず長津田、大岡山両地区にそれぞれ教育用として講義室2、研究指導室3、会議室2、その他 Fax 約15を計画している。この中で、例えばテレビ講義室の大略を図2に示した。会議室等もほぼ同様である。これらはすべて自動的に行われるようになっており複雑な操作は不要であって、教育工学開発センターにおいて開発し、大岡山の2教室間で実験し有効性を確めたものを更に発展させたシステムである。なお講義室のほか、これらはセミナー、シンポジウム等にも有効に活用できる。

Ⅶ 大型共同利用機器整備計画

1. 基本方針

最近の科学研究はますます高度化しており、世界的水準の研究を進めるためには精密かつ大型の最新の研究機器及び設備を整備することが絶対的に必要である。

長津田地区に移転するにあたって、大岡山地区にくらべて場所的に余裕のあるこの新キャンパスに高度に、先駆的な研究を推進するための大型共同利用機器を設置することが計画された。その基本方針として、長津田地区のみならず大岡山地区からの利用度、必要性が高く、世界的視野に立って研究を遂行するために備えるべき大型共同利用機器を選択することが、長津田地区利用委員会研究部会において決定され、超高電圧・超高真空高分解能電子顕微鏡及び高分解能超伝導核磁気共鳴装置など数点が選択された。このほかそれほど大型でない共同利用機器は長津田地区の総合研究館と協議のうえ、総合研究館を活用して導入することが計画されている。

2. 長津田地区に新設すべき大型共同利用機器並びに設備

上述の方針に従って新設を要望すべき機器及び設備を次のように計画した。

- (1) 超高電圧・超高真空高分解能電子顕微鏡
- (2) 高分解能超伝導核磁気共鳴装置

- (3) ゲッチンゲン型風洞施設
- (4) 大型構造物試験施設
- (5) 共通工作センター
- (6) 高分解能走査型透過電子顕微鏡

このうち(1)の超高電圧・超高真空高分解能電子顕微鏡は幸いにして昭和54年度の予算配分が決定し、現在設置準備中である。以下、(1)、(2)について説明する。

(1) 超高電圧・超高真空高分解能電子顕微鏡

予 算：本体・附属装置54年度予算124,800千円（防振台を含む）、55年度要求190,000千円、収容建物（R C 610m²）54年度建設予定
（建物の内訳：電子顕微鏡室、クレーン5t、空調付、資料室、その他）

主要性能：最高加速電圧…1,250KV
結晶像分解能…2Å以下
直接最高倍率：1,000,000倍
制限視野回析範囲最小：150×150Å²
試料室真空度：10⁻⁸ Torr
試料近傍真空度：10⁻¹⁰ Torr

特 徴：本装置は、最近の電子顕微鏡技術で互いに独立に達成されていた三つの画期的な進歩、分解能の向上、電子加速電圧の超高電圧化と、試料雰囲気の高真空化を一体に合わせ具現し、それらの相乗的效果によって電子顕微鏡による物質構造、物性の研究を在来より飛躍的に高い水準で進めるためのものである。

その特徴は、1) 超高電圧化による電子線の波長の短縮と、強励磁対物レンズの使用により、限界分解能が結晶構造像分解能（普通使われる格子像分解能より2倍以上の厳しい制約を意味する）で従来の高分解能100KV電顕の約3.5Åから2Å以下に改善され、これまでは不可能であった多くの結晶内の原子配列に対応した構造像を明確に分解観察できる。2) 試料近傍の高真空化により、従来限界分解能を達成、連続観察する上で実際上最も大きな障害になっていた試料の汚れが完全に払拭され、汚れによるノイズの全くない確実な高分解能構造像の観察が可能になる。3) 同様にして、電顕試料位置における種々の物理的、化学的变化の“その場”観察を、試料の“汚れ”や残留ガスとの反応等の附加的現象を全く排除した、本質的な様相について行うことができる。4) 電顕の高真空化は、

電顕を、近年急速に発展した表面研究機器LEED（低速電子回析）やAES（オージェ電子分光法）等と同格の超高真空機器にし、固体物理、固体化学の今後もっとも大きな研究分野である表面研究において、LEED やAES法に全く欠如している“地域別情報”（Topographic information）”を極めて高い分解能で与える有力な研究手段となる。5) さらに清浄雰囲気中の試料というより改善された条件下で既往の超高電圧電顕であげられている次のような利点を得られることは言うまでもない。a) 透過能の増大に伴うバルクの厚い試料の内部構造の観察。b) 従って試料製作が著しく容易となるために観察適用物質が広げられる。c) 薄片化あるいは電子線の熱作用による試料固有内部構造の喪失ないしは変質の防除。d) 冷却・加熱処理、電界・磁界・応力印加によって試料におこる組織、構造変化の過程を直接連続的に調べる。“その場”観察法の適用範囲が拡大され、また、その際の条件規制を厳密にして定量的観測ができる。e) 制限視野回析面積が従来の1万分の1程度まで縮小でき、微小領域原子構造解析が格段に精細になる。f) 高速電子照射による放射線損傷過程のその場観察が精細にできる。

超高電圧電子顕微鏡は近年我が国で高性能のものが商品化され、国内、国外の研究機関で競ってその設置が進められている。一方、電子顕微鏡の超高真空化は、海外の多くの試みが依然停滞している間にあって、最近本学において普通の高電圧電子顕微鏡に比較的簡単な改造を加えるだけで、 10^{-10} Torr に達し、しかも本体の性能、運転能率を全く損わない技術が確立され、内外の注目をあびている。この技術は超高電圧電子顕微鏡にほとんどそのまま適用することができる。

このような性能を有する電子顕微鏡の設置が実現することになり、長津田地区・大岡山地区を含めて本学のこの方面の研究水準が飛躍的に向上することが期待される。

(2) 高分解能超伝導核磁気共鳴装置（略称超伝導NMR）

予 算：174,000千円（内訳：本体及び ^{19}F 、 ^{13}C ほか多核種測定用附属装置、パルスFT装置、プロトンホモ／ヘテロデカップラー、温度可変装置、データ処理システム、据付調整費、建物改造費）

設置場所：現時点では総合研究館を予定している。

占有面積 100m²

主要性能： ^1H , ^{19}F , ^{13}C , ^{31}P , ^{11}B , ^{14}N , ^{15}N , ^2D などの核種を含む化合物の共鳴吸収を高分解能、高感度で測定する。 ^1H 共鳴周波数 360 MHz, 磁場強度 84.56 Kgauss, 分解能 1×10^{-9} , 感度 $S/N > 250$

特徴：液体ヘリウムを用いる超伝導磁石の使用によりNMRの分解能及び感度が格段に向上し、またコンピューターと組合せて使用するパルスフリエ変換方式（パルスFT装置）の採用によりスペクトルの積算が容易になっている。従って従来困難であった複雑な化合物の構造解析に大きな威力を発揮することが期待されている。

設置理由：在来型機種NMRは本学でもいくつかの部局に設置されているが、これらは複雑な構造をもつ化合物の研究には不十分であり、すぐれた性能をもつ超伝導NMRの導入がかねてから要望されていた。本装置の導入により、長津田地区・大岡山地区のNMRを用いる化学研究が飛躍的に向上することが期待されている。超伝導NMRは高価なためこれまでわが国に導入された例はすくなかったが、最近はそのすぐれた性能が認識されて、いくつかの大学、研究所に導入が決定されており、本学でもすみやかに本装置を導入することが望まれている。

利用範囲：総合理工学研究科、資源化学研究所、天然物化学研究施設、像情報工学研究施設（以上長津田地区）、理学部、工学部、原子炉工学研究所（以上大岡山地区）

管理運営：本装置の要求にあたり、世話人会議を設け、計画及び受入れ準備に当たっている。

Ⅷ 管理運営

1. 管理運営組織

長津田地区の教育・研究並びに事務の管理運営組織については、同地区の本学における役割の重要性にかんがみ、同地区使用計画の具体化が進むのと併行して慎重な審議が尽くされた上で、逐次実行に移された。

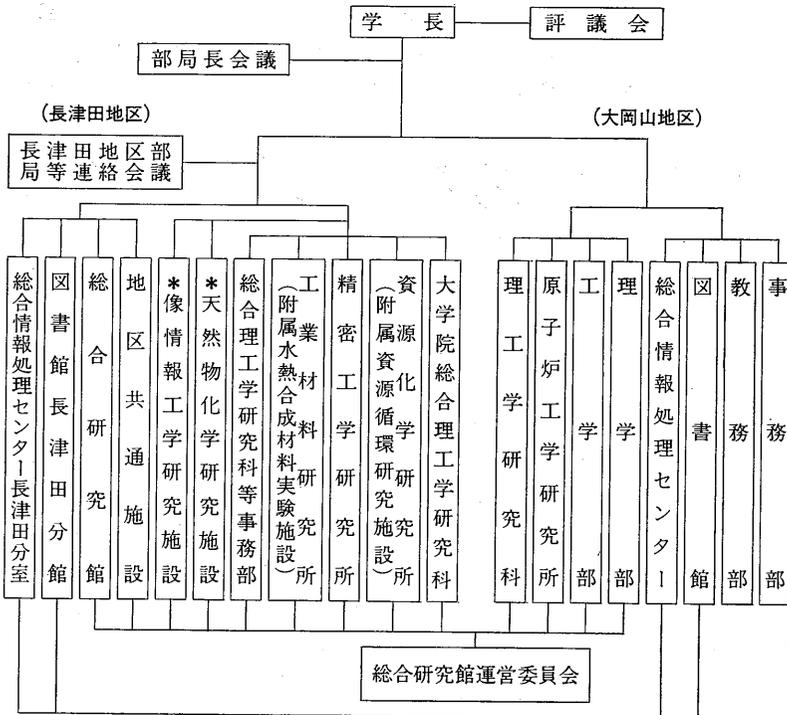
すなわち、長津田地区における管理運営組織としては、個々の部局等（既設の2研究施設と新設の総合研究館、図書館長津田分館、総合情報処理センター長津田分室等は、学内的に部局に準ずるものとして取扱う）の教育・研究を支える独立かつ自治的な管理運営組織と、これらの部局等を有機的に連結しつつ地区全体に係る共通事項を処理する管理運営組織とが必要であると考えられた。

元来、長津田地区の管理運営に関する大局の方針は長津田地区利用委員会等によって審議決定されてきたが、同地区の建物建設が開始されて移転が現実のものとな

ってきた時点、すなわち昭和49年3月、移転に伴う極めて具体的な諸事項を処理するため、移転予定の責任者からなる長津田移転本部が設置された。同本部では、既設の3研究所及び2研究施設の管理運営組織は従来と本質的に異なるところのないことが確認されるとともに、新設予定の大学院総合理工学研究科及び総合研究館等の管理運営組織についての審議が行われた。

一方、長津田地区全体に係る共通的な管理運営組織に関する検討が全学的な観点から続けられていたが、その結果、昭和51年5月、学長を議長（本部長）に、移転部局等の責任者をもって長津田地区本部が組織された。同本部は長津田地区に設置され、その使命は当分の間同地区所在の部局等間の連絡調整をはかるとともに、随時地区共通の諸事項を処理することとされた。

その後長津田地区の建設及び各部局等の移転が進行し、同地区における業務もほぼ定常化するに及んで長津田地区本部が改組され、昭和53年4月、新たに長津田地区部局等連絡会議が設置された。この会議は、学長より権限の委任を受けた部局長



*天然物化学研究施設及び像情報工学研究施設は将来研究所に昇格することが期待される。

の1人を主査に、同地区所在の部局等の責任者をもって構成され、地区全般の管理運営について随時協議し、地区の共通事項を地区内で迅速適確に処理して現在に至っている。なお、長津田地区部局等連絡会議の事務は後に述べる同地区共通の事務組織（総合理工学研究科等事務部）において処理している。

上に述べた長津田地区の管理運営組織と大岡山地区及び全学の管理運営組織との関係を示せば、左の図ようになる。

2. 事務組織

長津田地区全体に係る管理運営上の事務組織についても、昭和52年3月以来検討が続けられた結果、昭和53年5月、同地区の事務組織を考えるに当たっての基本方針が打ち出された。すなわち、部局自治に支障を与えずに地区の共通的事務処理を円滑に行うため、各部局に固有の事務を処理するのに必要な事務組織を存置しつつ、4部局長を長とする共有事務部を昭和54年度から設置するが、差し当りは長津田地区部局等連絡会議で決定されたような問題を中心とする共通事務を処理するにとどめ、事務の合理化・集中化が完成するまでの間、各部局等の事務のうち可能なものから徐々に移行させることとした。

このような地区の共通事務部を設置することは、従前の組織では、各部局等それぞれが行っていた大学事務局等との連絡等を一括して集中的に取扱うことによって事務量が軽減され、また庶務・経理・教務の各機能別に処理することによって少数の人員配置で専門的に行うことができる利点を持つものと考えられる。加えて、このような事務部の新設は、一方で近時の政府方針による定員削減の圧力、他方では講座・部門の増加や執行予算の増額による職員1人当たり事務量急増の影響を緩和し、かつ職員の処遇等に関する人事方策をより弾力的にすることが期待される。勿論、こうした長所ばかりではなく、いくつかの短所も新しい共通事務組織について考えられた。しかし、個々の部局の自治に支障を与えないという前提のもとに総合的な観点から種々検討が加えられた結果、昭和54年4月、長津田地区共通の事務組織として総合理工学研究科等事務部が発足し、事務部長の下に庶務・経理・教務の3課が置かれることとなった。

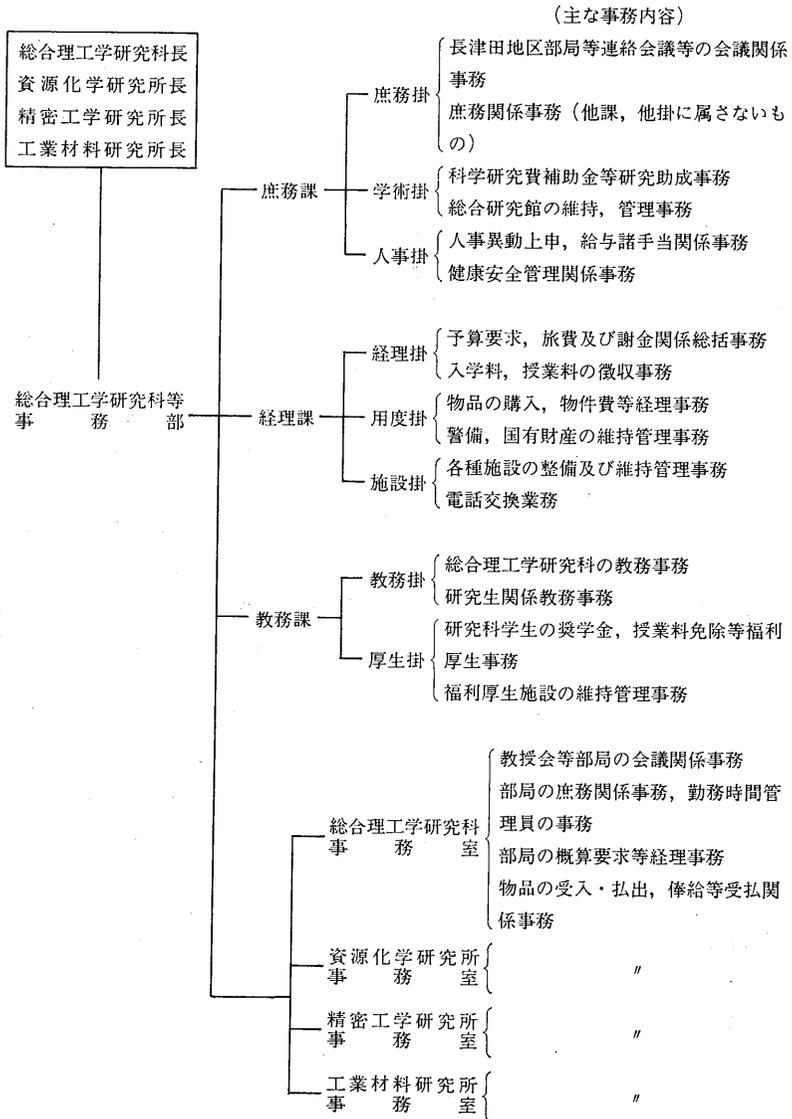
しかし、このように大規模な共通の事務組織の運営については、実施の結果をふまえながら今後の検討課題とすることが必要と思われる。

同事務部の機構、職務分掌並びに各局部事務組織との関係を示せば、次ページの図ようになる。

IX 廃水・廃棄物処理

長津田地区の廃水処理計画については、“使用計画増補その2”第2部一7に詳説した。その後この計画の具体化にあたり長津田建設推進本部を中心として横浜市

東京工業大学長津田地区事務組織



理学部長 ——— 理学部附属天然物化学研究施設

工学部長 ——— 工学部附属像情報工学研究施設

公害局とも密接な連絡をとりつつ、その指導、理解を得て実施案を作成した。幸いにも文部省その他の関係機関の深いご理解ご配慮を得て、昭和53年4月には全計画が実現できたのは長年この計画に関与してきた関係者にとってこれにまさる喜びはない。以下当初の計画を変更した部分あるいは当時検討中であったもので具体化した部分などを中心に現状を要約する。

(1) 実験廃棄物の処理（0次，1次処理に相当）

長津田地区における廃棄物処理については長津田地区廃棄物処理委員会（昭和50年10月3日）が置かれ処理の基本方針が審議され、各部局との調整が行われている。実際の取扱いについては、すでに東京工業大学廃棄物の取扱要領（昭和50年12月23日制定，昭和52年4月1日改正）及び長津田地区の研究室等における廃棄物の取扱要領（昭和52年7月5日，長津田地区廃棄物処理委員会）が制定されており、これらの要領に従って実施されている。

イ．排気処理

研究室等から排出される排ガスの処理に当っても前記の取扱要領に従うが、とくに周辺地区の状況を考慮し、一般ドラフトの使用に際しては排出許容濃度を定め、この排出許容濃度を超える恐れのある場合には、アルカリ洗浄塔などの特別な装置を設けた独立の気体反応実験室の使用を義務づけている。

ロ．実験廃液処理

重金属，有害物質を含む実験廃液は、前記の取扱要領に従ってそれぞれ分別貯留し、標準貯留容器に入れて定期的に大岡山地区の実験廃液処理施設に搬入して処理される。なお、本処理施設は、当初は長津田地区に設ける予定であったが、諸設の事情から大岡山地区に建設された。

(2) 廃水処理施設（2次，3次処理に相当）

本施設は長津田地区内における研究，教育等の活動によって生ずる廃水を無害化するものである。長津田地区廃棄物処理計画案に従って昭和50年12月処理施設の大半が出来上り、本年度さらに追加施設が完成して、処理能力は1,200 m³/日である。各研究室，各実験室等から排出される研究室系廃水と一般の生活系廃水とをそれぞれ別の系統に分けて一連の物理的，化学的及び生物的処理をする。その後で両者をいっしょにしてさらに一連の高度処理を行う。当初計画においてすでにこの処理水の一部を中水道として再利用することを検討していたが、廃水処理の高度化及びその後特に横浜市からの要請で廃水中の全窒素の除去を検討している段階で、最終処理水が中水道として十分使用可能であるとの結論に達し、1,200m³/日の処理水の半分 600m³/日を中水道として循環使用することとした。これに伴い、本地区の基本になる給排水量は排水量最

大 600m³/日、従って上水道使用量最大 600m³/日となる。これらの処理に伴って生成する余剰汚泥や沈澱は遠心脱水後、専用の焼却炉で焼却する。

(3) 廃水処理施設の運転管理

長津田地区廃棄物処理施設の整備運転、処理等について円滑な実施を図ると共に教官側を含めた責任体制を確立することを目的として、学長を本部長とする運転本部が昭和50年10月に設置された。学長を接点として事務局側と教官側とが本施設の運転に関し、行政面での責任を分かち合う形である。教官側は新しい処理プロセスの導入など処理施設の整備及び運転処理の実務等に関し適切な時期に適切な指導を行うとともに、長津田地区廃棄物処理委員会を通じ、あるいは直接に、各部署長と密接な連絡を取りつつ各部署の協力を得、本処理施設の円滑な運転を期している。

(4) 廃水処理施設の運転実績

計画処理水量の40%の能力をもつ処理施設が昭和50年10月より稼動している。本施設は当初脱窒素関係がうまく働かず種々試験、手直しを繰り返したが、その後不良の原因も解明され、現在では当初設計値を上廻る好結果がでている。

昭和53年9月現在における処理水量は平均 453m³/日で、処理施設の持つ最大処理能力 1,200m³/日の約40%となっており、昭和54年6月から7月にかけて工業材料研究所及び大学院総合理工学研究科社会開発工学等4専攻の移転が完了し、今後本格的な研究活動が行われることにより、処理水量は大幅に増加することが予想される。

処理水量等の年次比較を行うと次のとおりである。

① 水 量

		昭和51年9月		昭和52年9月		昭和53年9月	
		月 量 (m ³)	1日平均 (m ³)	月 量 (m ³)	1日平均 (m ³)	月 量 (m ³)	1日平均 (m ³)
総 水 使 用 量		2,282	76	4,462	149	14,723	491
内 訳	中 水	334	11	1,644	55	10,178	339
	上 水	1,948	65	2,818	96	4,545	152
総 処 理 量		3,666	122	4,669	156	13,598	453
内 訳	生活系	1,478	49	1,793	60	2,449	82
	研究室系	2,189	73	2,896	96	11,149	371

② 処理水の水質

	PH	COD (ppm)	BOD (ppm)	SS (ppm)	TN (ppm)	TOC (ppm)	TOD (ppm)
昭和52年9月	7.4~7.7	1.8~2.4	~0.8	不検出	2.5~6.0	1.4~5.6	2.0~14.0
昭和53年9月	6.6~7.1	0.1~0.4	0.1~1.2	不検出	3.3~7.7	0.2~3.4	—

③ 運転費用

施設完成時(53.3.)における全体の廃水処理費用は250円/トン、そのうち中水道用水とする費用は170円/トンと推定される。近い将来同地区における公共水道料金は200円/トン以上となると見込まれている。本処理施設においては給水量の半量を中水道として循環再使用するの、上水道の節約になり、結局全体の運転費用はさらに今後益々有利になることが期待される。

④ 廃水のモニタリング等

施設における廃水処理の運転管理と機能を効果的に行うために流入する廃水の水質を知ることは当然であり、各建物毎に貯槽を設置し、簡易モニター装置によってたえず監視するようになっている。もし、万一処理施設に処理不可能な廃水が流入するおそれがある場合には、実験停止が通報されることもあろう。

(5) 今後の問題

① 廃水処理施設の能力

(2)に記した本地区からの基本排水量 600m³/日は、横浜市との話し合いによる最大排水量であって、将来ともこの排水量を上廻ることはできない。従って、本地区の今後の建物その他の増設についてはこの点を十分考慮して計画をたてる必要がある。

当初長津田地区に用意すべき廃水処理施設の設計基準として、研究室系 800m³/日、生活系 400m³/日、計 1,200m³/日を設定した。この水量は、長津田地区利用計画により予想される人口、教育研究施設の規模等を想定し、大岡山における移転各部署の使用実績などから決定したものである。なお、この計画による処理施設の工事は昭和53年3月に完了した。

ところで、現在建設計画が確定している分までも含めてあらためて次の3つの推定法で水の使用量を推算し、上記数値と比較してみることにする。
イ) 研究系の施設を部門相当に割当て、専門別部門当りの水使用量を過去の実績から推定し、これに共通部分(食堂、図書館、共通棟、プール、その他運動施設などを含む)の水使用量を個々に推定したものを加える。ロ) 大岡

山における年間水道使用量と大岡山の建物ののべ面積とから 1m^2 当りの水使用量を算出し、これに長津田地区の確定建物ののべ面積を乗ずる。ハ) 大岡山における 3 研究所、3 研究施設の実績から 1 人当りの水使用量を算出し、長津田の予定人口を乗ずる。これらの結果を次に記す。

$$\text{イ) } 12\text{m}^3/\text{日部門} \times 77(\text{部門相当}) + 85\text{m}^3/\text{日(共通)} = \text{最大}1,009\text{m}^3/\text{日} \\ 1,200\text{m}^3/\text{日} \text{ に対し平均水使用部門として}16\text{部門相当増可能}$$

$$\text{ロ) } 0.015\text{m}^3/\text{日} \times 80,000(\text{m}^2) = \text{最大}1,200\text{m}^3/\text{日}$$

$$\text{ハ) } 0.66\text{m}^3/\text{日} \cdot \text{人} \times 1,500(\text{人}) = \text{最大}990\text{m}^3/\text{日} \\ 1,200\text{m}^3/\text{日} \text{ に対し}318\text{人} \text{ の増可能}$$

上記計算是現時点では、推定にすぎず、今後の本地区における水使用及び処理施設の稼働実績により変りうるものであるが、今後の計画の大約の目安にはなろう。

② 処理水質の維持

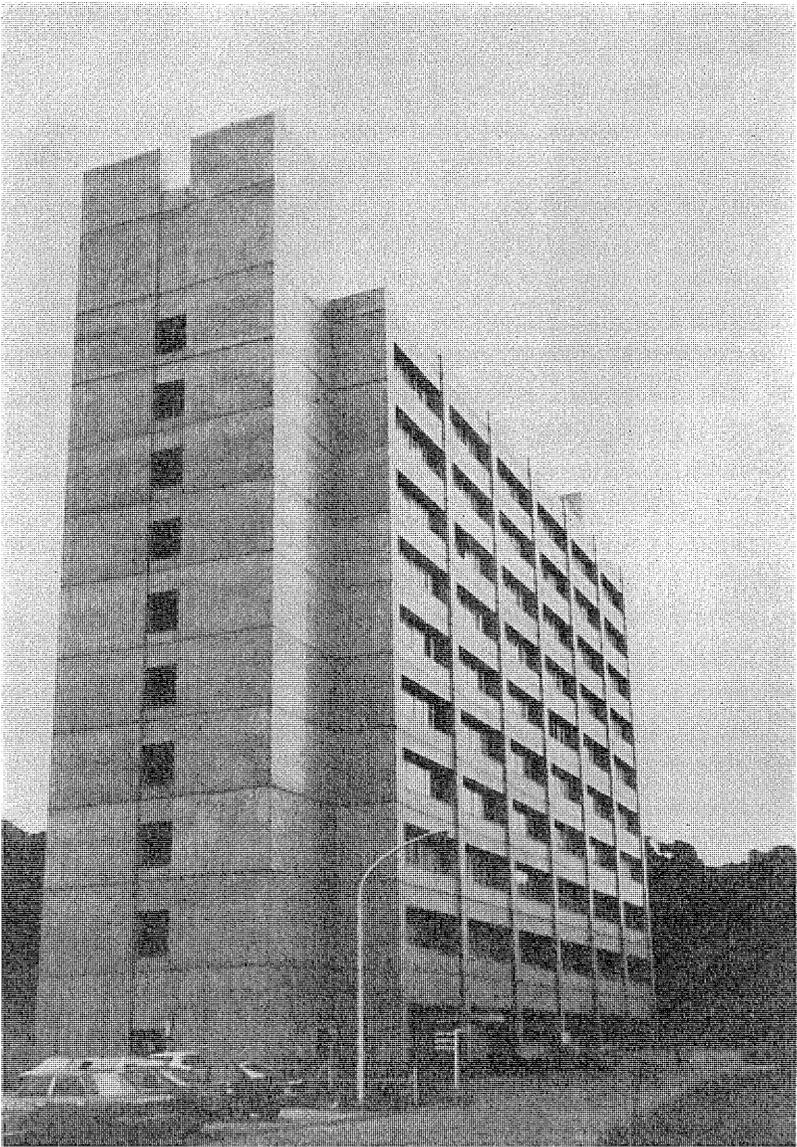
処理水はそのまま中水として使用されるのであるから、中水として十分な水質が確保されなければならない。第 1 に中水の使用量の増加に伴い、その中性塩類含量が増加することが十分考えられる。実際に昭和51年の9月頃の処理水中の塩類濃度は約 350ppm であったのに比し、昭和52年10月に於ては 450ppm をこえている。このため最終設計には処理水の一部をイオン交換によって脱塩する装置を組込んだ。現在の設計では、この装置の附加により塩類濃度を最大 650ppm におさえることが可能な見込みである。その他については、(4)に述べたように実績が不十分であるので、今後どのような問題が生ずるか予想がつかないが、なんらかの処置が必要になるかもしれない。

③ 有害固体廃棄物及びスラッジの処理

スラッジの処理については完全な解決は未だ見当たらない。中水を得るための処理によって無機系スラッジの生成量は増加すると思われるが、比較的安全なスラッジとなるので、その最終処理は容易であろう。スラッジの貯留、不溶化などを行い、最終処分を考慮して地区内に適当な埋立て土地を確保すべきであろう。

④ 処理施設の管理体制等

処理施設の管理運営は総合理工学研究科等事務部経理課施設掛が担当している。実際の運転、保持は同掛のもとで維持管理者に委託して行われている。放流水の水質監視は長津田分室が主体となって毎日定期的な水質試験を行い水質をチェックし、安全性を確認している。処理施設は長津田地区の廃水処理の特定施設であるが、長津田地区において専門の教育及び研究を遂行



する上にこの処理施設の日常業務に差支えない範囲内において実際の装置の運転及び調査などを行うことは研究教育上に裨益するところが大きい。この施設の教育的利用は今後の課題である。

なお、現在の運転本部を含めての全般的管理体制をさらに検討中である。

X 施設・環境

1. 長津田地区建設推進本部

国立大学における施設の建設・整備が企画されてから実現に至るまでには、各種の数多くの手続が必要であるが、長津田地区の施設・環境に係る計画の実施を遅滞なく進行させるために、昭和48年1月、長津田地区建設推進本部が設置された。

同本部の役割は、長津田地区の建設・整備の全般に関する審議を行う全学的な機関（岡部地区利用委員会、長津田地区利用委員会、長津田地区建設委員会と順次変遷、現在は長津田地区整備計画委員会）の立案した基本計画に基づいて、建設・整備業務に関し直接責任を負う本学施設部に対して適切な助言を行うとともに、これと協調して計画の実施を調整確認することである。

同本部は、その性質上、時の学長をはじめとして、長津田地区に移転する各部署の教官若干名、施設・環境の建設・整備について技術的に関係の深い教官（助手を含む）若干名、及び施設に関連する本学事務局の主力（事務局長、庶務・経理・施設の各部長、並びに施設部の企画・建築・設備の各課長）を本部員とする挙学一致の体制である。

このような体制のもとに、長津田地区建設推進本部は、発足以来、上記委員会の打出す基本計画を受けて、精力的に同地区の建設を推進してきた。

2. 長津田地区建設の基本計画

長津田地区の施設・環境は、3研究所と2研究施設を基盤とする高度な研究と、新しい構想に基づく総合理工学研究科による大学院教育の場にふさわしく整備されると共に、教職員・学生が健康で快適な研究・学習活動を営めるようなものとなることが期待されている。

この精神を体して、おおよそ次のような施設・環境計画の基本的構想が設定された。

- イ. 自然環境の保全と長期総合的環境整備計画の策定
- ロ. 高水準の機能に対応する研究・教育施設の計画
- ハ. 豊かな雰囲気をもつ生活施設・設備の充実
- ニ. 有効な廃棄物・廃水処理の施設・設備の整備
- ホ. 施設相互間の関係の上で調和のとれた土地の利用
- ヘ. 効果的な健康・安全管理体制の確立

ト．安全な交通計画・管理体制の確保

これに対し関係各方面の協力によって決定された全体基本計画によると、環境保全の立場から残された自然緑地と池を中心として、3棟の高層建築群（R1, R2, R3）を中核とする研究所地帯、同じく3棟の高層建築群（G1, G2, G3）と管理共通棟（G4）とからなる大学院地帯、総合研究館、図書館分館、食堂、廃棄物処理施設、設備センター等の並ぶ支援施設地帯、更に学生・教職員の課外活動の中心となる運動施設地帯が、相互に有機的関係をもって適正配置されている。

3. 施設建設の経過

長津田地区の建設は、昭和47年1月、国道246号線に接し敷地北側及び東側に沿う付替道路の建設によって開始された。同年3月、敷地外の道路及び水路改良工事（本学負担金による）が完了するのを待って、敷地内付替道路の建設が開始され、昭和48年1月完工した。

基幹整備としての第1期敷地造成工事は、研究所地帯及び支援施設（総合研究館、廃棄物処理施設及び設備センター）地帯について、昭和48年3月着手され、昭和49年3月完成した。

昭和49年3月、精密工学研究所及び像情報工学研究施設用の高層棟（R2—9階）が着工されて、長津田地区の建物の建設が開始され、続いて精密工学研究所共通実験室用の低層棟の建設も開始されたが、高層棟は昭和50年5月に竣工、また低層の4棟も同年7月には完成した。

これとほぼ並行して、昭和49年8月から同50年8月にかけて、総合研究館の建設が行われた。この施設は、本学創立80周年を記念する行事として、本学関係者が組織する「東京工業大学総合研究館建設事業資金基金会」の出資により建設されたもので、竣工後本学に寄付され、大学院総合理工学研究科物理系3専攻が一時これを使用したほか、全学的協同研究や研究シンポジウムなどの用に供されている。

敷地内の電気・ガス・水道の供給のための管理設備等の工事が、付替道路及び水路改良工事の場合と同様、本学の負担金を以て昭和47年9月から同50年8月にかけて行われ、また、昭和49年3月から同年12月までの期間に設備センター及び廃棄物処理施設が建設され、前者における特別高圧受変電設備、ボイラー設備、電話交換設備等、後者における廃水処理設備、中水道設備等も、昭和50年11月までに整備された。なお、これらの設備の容量は、同地区の建設が進捗するのに対応して逐次増設された。

昭和50年12月には資源化学研究所及び天然物化学研究施設用の高層棟（R1—9階）の建設工事が着手され、少しおくれて昭和51年10月、同研究所及び研究施設用の低層棟の建設が開始され、高層棟は昭和52年2月、また低層4棟は同年3月に、

投資額表

区分		価格等	昭和53年度末現在		備考
			面積	価格	
土地	取得費		207,679 ^{m²}	1,967,781 ^{千円}	防災道路,芝張工事, 植栽工事等
	造成費		—	561,631	
	環境整備費		—	74,550	
	計		207,679	2,603,962	
負担金	道路水路関係		—	43,848	} 横浜市 東京ガス 東京電力
	給排水関係		—	60,176	
	ガス引込関係		—	124,845	
	電気引込関係		—	81,008	
	計		—	309,877	
建物・設備	大学院	G1(化学系)	9,571	1,251,550	G4(管理共通棟) 大学院危険物倉庫等
		G2(物理系)	7,673	1,040,967	
		G3(社会開発等)	11,680	1,597,600	
		その他	2,174	234,038	
		小計	31,098	4,124,155	
	研究所	R1(資源研)	7,376	1,012,912	
		R2(精研)	8,875	1,109,908	
		R3(工材研)	6,118	933,865	
		小計	22,369	3,056,685	
	研究施設	天然物化学	2,174	298,913	
		像情報工学	1,445	175,544	
		小計	3,619	474,457	
その他	図書館	2,495	329,629	食堂, 門衛所等	
	総合研究館	5,977	850,000		
	設備センター	2,271	1,569,131		
	その他	1,239	142,304		
	小計	11,982	2,891,064		
計			69,068	10,546,361	
合計			—	13,460,200	

それぞれ竣工を見た。

一方、第2期敷地造成工事が、大学院地帯及び残る支援施設(図書館分館, 食堂等)地帯について、昭和51年1月から3月までの間に行われた。

この大学院地帯には、昭和51年2月から同52年3月までの期間に大学院総合理工学研究科化学系3専攻のための大学院1号館(G1—10階), 昭和51年11月から同53年3月までの期間に物理3専攻のための大学院2号館(G2—11階), さらに昭和

52年10月から同54年3月までの期間に社会開発等4専攻のための大学院3号館（G3—11階）が相次いで建設された。

研究所地帯の残る敷地には、昭和52年9月から同53年10月にかけて、工業材料研究所用の高層棟（R3—6階）と、水熱合成実験室棟その他低層3棟が建設された。

大学院地帯の残る敷地には、昭和53年3月から同54年1月にかけて、低層（2階）の大学院管理共通棟（G4）が建設された。

支援施設地帯の残る敷地には、昭和51年11月から同52年3月までの期間に食堂（3階）（売店を含む）及び車庫が建造され、また、昭和53年1月から3月までの期間には管理倉庫が建造されて、職員組合が使用している。さらに、この地帯には、昭和53年3月から同54年3月までの期間に図書館分館（3階）が建設された。

長津田地区の防火・防災について特に慎重な考慮が払われ、そのための施設・設備が設置されている。また、安全管理を徹底するために、危険物倉庫が随所に設置されて、薬品・溶剤等が注意深く保管されている。

以上、長津田地区の建設経過を現時点で総括したが、参考のためこれまでの投資額を示せば、前ページの表のとおりである。

4. 土地利用状況

長津田地区の建設は、当初、昭和43年から44年にかけて167,000m²余の敷地購入から始まったが、将来の拡充を考えると、更に周辺の土地若干を確保する必要が感じられた。幸いに、当局の理解ある配慮により、昭和50年、付替道路の東側に16,870m²余、また昭和52年、大学院1号館（G1）及び工業材料研究所の南西に12,720m²余を取得することができ、現在長津田地区の敷地の総面積は207,680m²に拡張されたが、これは大岡山地区の敷地面積247,000m²余の約85%に相当する。

長津田地区敷地の利用区分とその比率を示すと、おおむね次の通りである。

		面 積	比 率
全 敷 地		207,680m ²	100%
内	保 存 緑 地	62,300m ²	30%
	建 設 可 能 敷 地	64,380m ²	31%
訳	共通施設（運動場等） 及び道路、崖等	81,000m ²	39%

このうち、付替道路東側は大型共同利用施設を建設する目的で造成し、約10,000m²の建物敷地を確保してある。また、大学院1号館（G1）及び工業材料研究所

の南西は、山林のまま残され或いは高い崖となっている部分を含めて、課外活動施設及び将来拡張の場として約 23,000m² の造成を計画し、昭和55年度概算要求中である。なお、この造成に関しては、施設部において昭和54年1月より横浜市と折衝を重ね、4月にいたって同市より開発行為についての同意を得たので、現在具体的な協議・手続き等を行っている。

また、付替道路東側の敷地内に里道があり、その通行権を地域住民が主張しているので、この問題を早急に解決する必要がある。

5. 建物使用状況

前に述べたように、長津田地区の現在の教育・研究の組織と規模に対応して必要とされる施設は、課外活動施設その他一部を残して、その建設が終ったので、昭和54年8月1日現在の主要建物の使用状況を総括的に示せば次のとおりである。

(建物名称)	(通称)	(使用部局等)
大学院 1 号 館	G 1	化学系 3 専攻 { 電子化学専攻 化学環境工学専攻 生命化学専攻
大学院 2 号 館	G 2	物理系 3 専攻 { 物理情報工学専攻 精密機械システム専攻 電子システム専攻
大学院 3 号 館	G 3	社会開発等 4 専攻 { 社会開発工学専攻 材料科学専攻 エネルギー科学専攻 システム科学専攻
大学院 4 号 館 (管理共通棟)	G 4	{ 総合理工学研究科事務室 総合理工学研究科等事務部 のうち教務課
研 究 1 号 館	R 1	{ 資源化学研究所 天然物化学研究施設
研 究 2 号 館	R 2	{ 精密工学研究所 像情報工学研究施設
研 究 3 号 館	R 3	工業材料研究所
総 合 研 究 館		{ 総合理工学研究科等事務部 総合情報処理センター長津田分室

図書館長津田分館	共	通
食堂		”
設備センター		”
廃棄物処理施設		”

6. 環境整備

長津田地区の物理的環境の整備は、道路の整備を含めて、概ね昭和52年度及び昭和53年度に行われた。

すなわち、昭和52年12月から同53年3月にかけて、資源化学研究所（R1）及び精密工学研究所（R2）の東側に構内防災進入路が整備され、またR1の西側には駐車場が整備され、さらにR1、R2の周辺には芝張り工事が施された。

基幹整備としての構内道路舗装は昭和53年2月から同年3月まで行われ、構内街路灯の整備も昭和53年2月までに完了した。

昭和53年12月から同54年3月までの期間には、既設建物周辺及び道路沿いに植栽が行われ、四季とりどりの花や緑を楽しめるようになった。

なお、自然環境保全の見地から敷地内に残された丘については、これを植物生態観察地域に指定し、大学院化学環境工学専攻が定期的に調査を行っている。

7. 当面の建設・整備計画

昭和54年度内に実施予定の工事としては、次のようなものがある。

イ. 超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡室の新営

この設備は、大型共同利用機器整備計画の冒頭に掲げられているものであるが、既に昭和54年度に予算が認められているので、早急に建物（610m²）の建設に取りかかるべく鋭意設計中である。敷地は図書館分館の北東を予定している。

ロ. 防災制御システムの設置

これは、設備センター内部において、地区内各建物の自動火災警報装置と連動して、火災等の発生状況を適確に監視・把握し、非常放送装置により各建物に通報するとともに防排煙装置を遠隔操縦できるようにするもので、地震等に際しての防災上その効果が期待されている。

8. 将来の建設・整備計画

前にも述べたように、長津田地区の現有組織・規模に見合う最小限の教育・研究用施設は概ね完成した。しかしながら、現在の研究・教育体制に対する一層強力な支援施設をはじめ、管理運営の効率化のための施設、学生・教職員の課外活動及び福利厚生のための施設、更には将来の専攻増・講座増・部門増等の規模拡大に伴う施設等、将来その建設・整備を要する施設はなお数多くある。次にその主なものを

列挙する。

なお、すずかけ台駅よりすずかけ門へ至る道路は、田園都市線を利用する場合のメインルートとなっているため、それにふさわしい道路の拡張が期待される。

(1) 大型共同利用施設

長津田地区の大型共同利用機器整備計画によれば、既に昭和54年度予算配分のきまった超高電圧・超高真空・高分解能電子顕微鏡のほかに、次のものが考慮されている。

- i 高分解能超伝導核磁気共鳴装置
- ii ゲッチングン型風洞設備
- iii 大型構造物試験設備
- iv 高分解能走査型透過電子顕微鏡

従ってこれらの機器を収納する施設が必要となる。

また、同地区の共通工作センターもかねて各方面から要望されているところであり、その建設・整備が期待される。これら大型共同利用施設はいずれも付替道路東側の飛地に建設される予定である。

(2) 管理施設

前に述べた通り、長津田地区の事務組織「総合理工学研究科等事務部」が昭和54年4月発足し、同地区の管理・運営も軌道に乗りつつあるが、現在はこの事務部が総合研究館と大学院管理共通棟（G4）に分散、仮住いであるため、これらを統合して収容できる管理棟の設置が要望されている。計画では、この管理棟に、事務部のほか、総合情報処理センター長津田分室、保健管理センター長津田分室、研究者（客員を含む）の宿泊施設が、図書館北東側に位置する高層の1棟に収容されることになる。

(3) 講 堂

長津田地区に現在ある施設には、同地区の学生・教職員の全部とはいわないまでも、多数が一堂に会するための施設が欠けているので、この目的のために管理棟の北東側に講堂（750m²）が計画されている。

(4) 課外活動施設

長津田地区において現在学生・教職員の課外活動に利用しうる施設は、仮設のテニス・コート及びバレーボール・コート各1面に過ぎないので、その早急な整備が各方面から要望されている。幸いに、大学院1号館（G1）と工業材料研究所の南西側、いわゆる運動施設地帯の土地造成について横浜市の同意が得られたので、必要な手続が終り次第、同地帯に運動場（小野球場）、テニス・コート2面、バレーボール・コート1面、プール（25m、7コース）1基、さら

に体育館(1,060m²)と更衣室・器具格納室・シャワー室等の付属施設(490m²)の整備が予定されている。

(5) 福利厚生施設

長津田地区は東京都心並びに横浜市中心部からかなり離れた位置にあるため、同地区周辺の開発は当面の間おくることが予想される。同時に、長津田地区における強力な研究と新構想の大学院教育が円滑に実施されるためには、特に生活面からの福利厚生等の諸施設・設備について十分な配慮がなされなければならない。

このうち、食堂(売店を含む)は既に整備されているが、将来長津田地区の規模の拡大や内容の充実による人員増加に伴ない、更に別の食堂施設を整備することが望ましいと思われる。また、保健施設としては、現在計画中の管理施設内に設置が予定されている保健管理センター長津田分室がこれに当る。

そのほか、長津田地区の地理的条件を考慮するとき、相当数の職員宿舎を敷地内或いは隣接地域に確保する必要がある。また、長津田地区の学生の一部(修士課程2年次学生)のための宿舎は松風台地区に整備されているが、その他の学生のため、長津田に近い地域において学生用宿舎やセミナーハウス等が更に整備されることが望ましい。

(6) 部局等の拡大に伴う施設

将来大学院総合理工学研究科の専攻増ないし講座増や研究所・研究施設の大規模の部門増が実現した暁には、工業材料研究所の南西側、すなわち運動施設地帯に隣接する敷地に、これに対する施設の建設・整備が計画されている。

<附 録>

長津田地区部局等連絡会議設置要項

(設 置)

- 1 東京工業大学に長津田地区部局等連絡会議(以下「会議」という。)を置く。

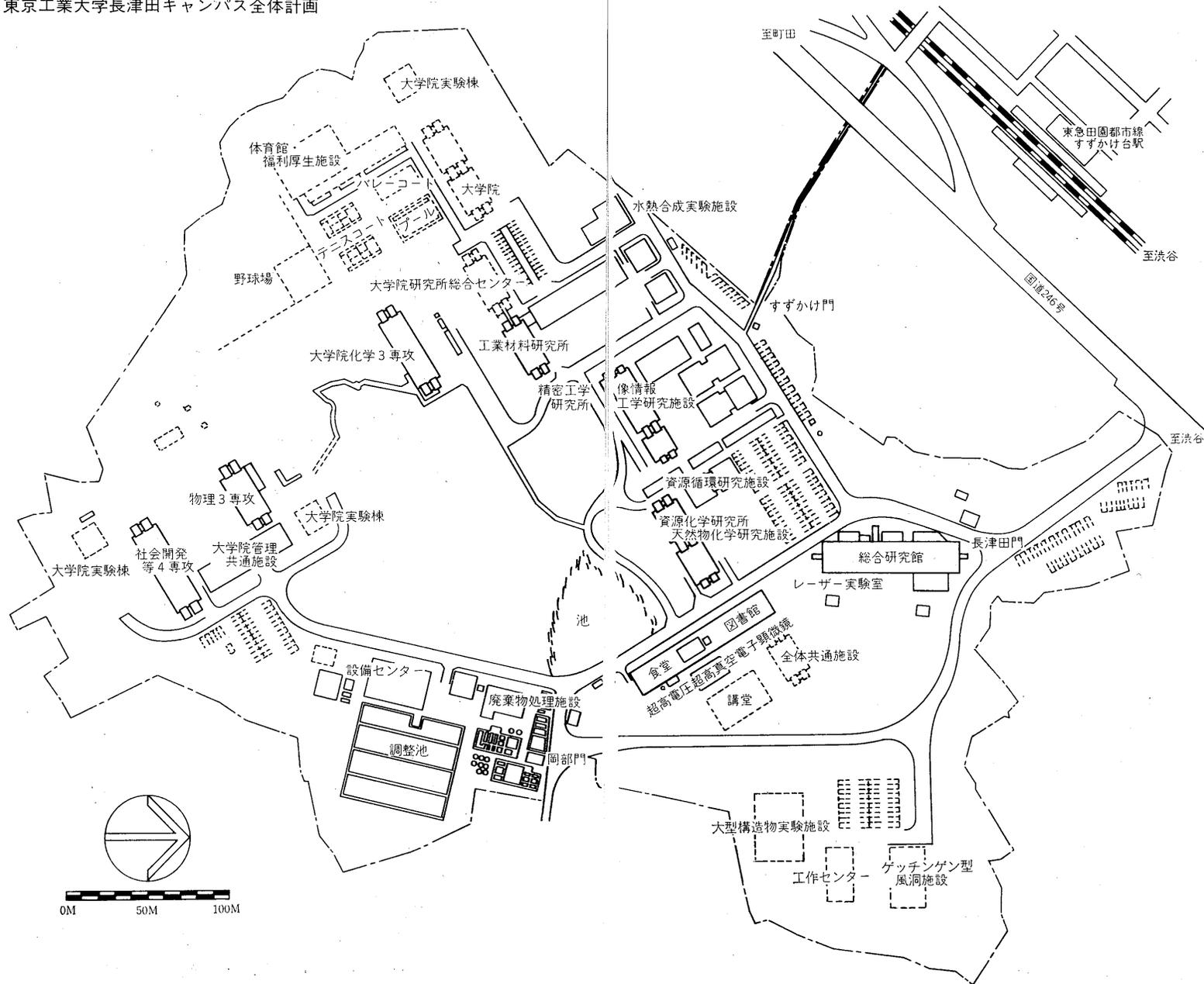
(目 的)

- 2 会議は、長津田地区所在部局等間の連絡調整事項に関し協議することを目的とする。

(組 織)

- 3 会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学院総合理工学研究科長
 - (2) 資源化学研究所長、精密工学研究所長及び工業材料研究所長
 - (3) 天然物化学研究施設長及び像情報工学研究施設長

東京工業大学長津田キャンパス全体計画



- (4) 附属図書館長
- (5) 総合情報処理センター長
- (6) 総合研究館長

(会議の運営)

- 4 会議に、主査及び副主査を置く。
主査及び副主査は構成員の互選による。
- 5 主査は、会議を招集し、その議長となる。
副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代行する。
(意見の聴取)
- 6 会議は、必要に応じ本学教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
(幹 事)
- 7 会議に幹事を置き、総合理工学研究科等事務部長、同庶務課長及び各事務室長並びにその他の長津田地区所在部局の事務部の長をもって充てる。
(庶 務)
- 8 会議の庶務は、総合理工学研究科等庶務課において処理する。
(雑 則)
- 9 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年5月16日決定の「長津田地区本部の設置について」の規定中、第3項及び第4項は、これを削除する。

附 則

この要項は、昭和54年4月17日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

東京工業大学長津田地区整備計画委員会規則

(設 置)

第1条 東京工業大学に長津田地区整備計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学の総合的發展を図るため、長津田地区における長期的整備計画に関して審議することを目的とする。

2 委員会は、審議の経過及び結果について、学長に報告する。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 大学院総合理工学研究科長
- 二 資源化学研究所長，精密工学研究所長及び工業材料研究所長
- 三 天然物化学研究施設長及び像情報工学研究施設長
- 四 理学部，工学部及び大学院総合理工学研究科の評議員から互選された者 各1人
- 五 大学院総合理工学研究科教授会構成員から互選された者 6人
- 六 資源化学研究所，精密工学研究所及び工業材料研究所の教授会構成員から互選された者 各1人
- 七 理学部教授会構成員のうち天然物化学研究施設に所属する者から互選された者 1人
- 八 工学部教授会構成員のうち像情報工学研究施設に所属する者から互選された者 1人
- 九 附属図書館長
- 十 総合情報処理センター長
- 十一 総合研究館長
- 十二 学長の指名する者 若干人
- 十三 教務部長
- 十四 事務局長

2 前項の委員は，学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第8号まで及び同項第12号に掲げる委員の任期は，2年とする。ただし，補欠による委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任を妨げない。

(会議の運営)

第5条 委員会に，委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は，委員の互選による。

第6条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は，必要に応じ本学教職員の出席を求め，その意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き，庶務部長，経理部長，施設部長，総合理工学研究科

等事務部長，同庶務課長及び各事務室長並びにその他の長津田地区所在部局の事務部の長をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，総合理工学研究科等庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

附則

- 1 この規則は，昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年6月6日制定の東京工業大学長津田地区建設委員会要項及び昭和49年3月29日制定の東京工業大学長津田移転本部設置要項は，これを廃止する。

附則

この規則は，昭和54年4月17日から施行し，昭和54年4月1日から適用する。

長津田地区建設推進本部設置要項

(設置)

- 1 本学に，長津田地区建設推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(目的)

- 2 本部は，長津田地区における諸施設の建設および環境の整備に関する実施具体案を部局の協力を得て調製するものとする。

(処理事項)

- 3 本部において前項の目的を達成するために処理する事項は，次のとおりとする。
 - (1) 長津田地区利用委員会（以下「委員会」という。）を経由して要望される研究所等の建設のための具体的事項を総合調整する。
 - (2) 委員会立案にかかる基本計画を受けて，専門的技術的具体的な実施案を作成する。
 - (3) 長津田建設の執行機関に対し助言協調して実施につき調整確認する。

(本部長)

- 4 本部に，本部長を置き，学長をもって充てる。

本部長は，本部を代表し，部務を統括する。

(本部主査)

- 5 本部に，本部主査を置き，本学の専任教授のうちから学長が委嘱する者をもって充てる。

本部主査は，本部長の命を受け，部務を総括整理し，部務の遂行上必要あると

きは委員会に要望あるいは提案することができる。

(本 部 員)

- 6 本部に、本部長若千人を置き、本学教職員のうちから学長が委嘱する者をもって充てる。

本部長は、本部長主査の指示を受け、部務を処理する。

(専門委員)

- 7 本部に、必要あると認める事項の審議のため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、本学教職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(庶 務)

- 8 本部の庶務は、施設部企画課において処理する。

附 則

この要項は、昭和48年1月12日から施行する。

東京工業大学総合研究館規則

(設 置)

- 第1条 東京工業大学（以下「本学」という。）に、総合研究館（以下「研究館」という。）を置く。

(目 的)

- 第2条 研究館は、本学における全学共同利用の総合研究の場として、協同研究、開発研究等に資することを目的とする。

(組 織)

- 第3条 研究館に館長及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、館長の指揮監督のもとに、研究館の業務に従事する。

(館 長)

- 第4条 館長は、本学の専任教授をもって充て、任期は2年とする。

- 2 館長は、研究館の業務を総括する。

- 3 館長は、学長が任命する。

(運営委員会)

- 第5条 研究館に運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項について審議する。

- 一 研究館の管理運営に関する事項
- 二 研究館において協同研究、開発研究プロジェクトとして取り上げるべきテーマ並びにそれらの研究の担当者の選考
- 三 協同研究並びに開発研究の成果に関する評価

四 研究館における共同利用機器の整備拡充等に関する事項

五 研究館において行う研修等業務の計画に関する事項

六 その他総合研究並びに研修に関して学長が諮問する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理学部教授会構成員から選出された者 2人
- 二 工学部教授会構成員から選出された者 3人
- 三 大学院総合理工学研究科教授会構成員から選出された者 2人
- 四 各附置研究所教授会構成員から選出された者 各1人
- 五 研究委員会委員長
- 六 館長
- 七 事務局長

2 前項第1号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第7条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

第8条 委員会に幹事を置き、研究館の事務責任者をもって充てる。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会
が定める。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年6月6日から施行する。

東京工業大学総合研究館運営細則

(趣 旨)

第1条 東京工業大学総合研究館規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、東京工業大学総合研究館（以下「研究館」という。）の運営の細目については、この細則の定めるところによる。

(部会及び組織)

第2条 規則第2条の目的を達成するため、東京工業大学総合研究館長（以下「館長」という。）のもとに、次の部会を置く。

- 一 協同・開発研究部会

- 二 共同利用機器部会
- 三 科学・技術研修部会
- 四 施設管理部会

2 各部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 規則第6条第1号から第4号に掲げる委員のうちから、館長が指名する者若干名
- 二 本学専任講師以上の教官のうちから、館長の推薦に基づき学長が委嘱する専門委員 若干名

(任期)

第3条 前条第2項第2号に掲げる専門委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員は再任を妨げない。

(部会の主査)

第4条 館長は、各部会ごとに第2条第1号に掲げる委員のうちから主査を指名する。主査は、当該部会の運営にあたる。

(協同・開発研究部会の業務)

第5条 協同・開発研究部会は、館長の指示により研究課題の予備的検討、使用施設の調整及び連絡、その他研究促進に必要な業務を行う。

(協同・開発研究の実施)

第6条 協同・開発研究を実施するにあたっては、次の各号による。

- 一 研究課題を募集するにあたっては、館長は、各年度ごとに研究委員会に研究課題候補について、別紙第1号様式により推薦を依頼する。
- 二 館長は、研究委員会から推薦のあった研究課題候補について運営委員会に当該年度における研究課題の審査、選考を諮り、これを決定する。ただし、館長が特に緊急に必要と認める場合は、学長、研究委員会委員長及び運営委員会の承認を得て、研究課題を追加することができる。
- 三 研究の実施にあたっては、研究代表者は、館長の指示により研究を遂行するとともに、使用施設の管理保全を図り、館長に年1回その研究経過を別紙第2号様式により報告し、研究終了時にはその成果について、総合報告書を別紙第3号様式により提出するものとする。
- 四 館長は、当該報告書を研究館の資料として保管し、閲覧に供する。

(共同利用機器の世話人会)

第7条 共同利用機器部会に、導入機器ごとの管理運用のため、世話人会を置く。

世話人は、館長が本学専任講師以上の教官のうちから委嘱する。

2 世話人会に、代表者を置く。代表者は、当該世話会を取りまとめる。

(共同利用機器部会の業務)

第8条 共同利用機器部会は、館長の指示により、共同利用機器導入の予備的検討、使用施設の調整及び世話人会との連絡、その他共同利用機器の使用に関する業務を行う。

(共同利用機器の導入)

第9条 共同利用機器の導入、選択にあたっては、次の各号による。

- 一 共同利用機器を募集するにあたっては、館長は、各年度ごとに研究委員会に共同利用機器候補について、別紙第4号様式により推薦を依頼する。
- 二 館長は、研究委員会から推薦のあった共同利用機器候補について、機器の選定を運営委員会に諮り、これを決定する。但し、館長が特に緊急に必要と認める場合は、学長、研究委員会委員長及び運営委員会の承認を得て、導入機器を追加することができる。

(科学・技術研修の実行委員会)

第10条 科学・技術研修部会に、研修課題ごとの実行委員会を置く。実行委員は、館長が本学専任講師以上の教官のうちから委嘱する。

2 実行委員会に、代表者を置く。代表者は、当該実行委員会を取りまとめる。

(科学・技術研修部会の業務)

第11条 科学・技術研修部会は、館長の指示により、科学・技術研修課題の予備的検討、実施計画、使用施設の調整及び実行委員会との連絡等の業務を行う。

(科学・技術研修の実施)

第12条 科学・技術研修を実施するにあたっては、次の各号による。

- 一 研修課題を募集するにあたっては、館長は各年度ごとに研究委員会に研修課題候補について、別紙第5号様式により推薦を依頼する。
- 二 館長は、研究委員会から推薦のあった研修課題候補について、その選定を運営委員会に諮り、これを決定する。

但し、館長が特に必要と認める場合は、学長、研究委員会委員長及び運営委員会の承認を得て研修課題を追加することができる。

(施設管理部会の業務)

第13条 施設管理部会は、館長の指示により、施設の管理、使用者及び使用施設についての予備的検討等の業務を行う。

(施設の使用)

第14条 研究館の施設の使用は、次の各号による。

- 一 研究館の施設の使用にあたっては、代表者は、所属の部局、又はセンターの長を通じて、施設使用申請書を別紙第6号様式により館長に提出し、許可を得

るものとする。

二 館長は、施設使用申請について、運営委員会に諮り、これを許可する。

(施設使用の遵守事項)

第15条 研究館の施設の使用にあたっては、館内の秩序の維持及びその設備、備品等の保全に留意するとともに、館長が施設の維持及び管理のため必要と認めて行う措置に従わなければならない。

附 則

この細則は、昭和52年9月12日から施行する。

長津田地区廃棄物処理委員会要項

1 目 的

長津田地区の教育・研究、その他の事業活動に伴って生ずる廃棄物等を適正、的確に処理するための基本方針を審議し、また同地区各部局等との連絡調整を行うために、長津田地区廃棄物処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構 成

委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 総合理工学研究科教授会から選出された者 | 1人 |
| (2) 資源化学研究所教授会から選出された者 | 1人 |
| (3) 精密工学研究所教授会から選出された者 | 1人 |
| (4) 工業材料研究所教授会から選出された者 | 1人 |
| (5) 天然物化学研究施設から選出された者 | 1人 |
| (6) 像情報工学研究施設から選出された者 | 1人 |
| (7) 総合研究館館長が委嘱する者 | 1人 |
| (8) 長津田地区廃棄物処理施設運転本部長が委嘱する者 | 1人 |
| (9) その他学長が委嘱する者 | 若干人 |

3 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

4 委員会の運営

委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

委員会は、必要と認めた場合は、本学職員、その他の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

5 幹 事

委員会に幹事を置き、総合理工学研究科等事務部長及び同経理課長をもって充て

る。

6 その他

この要項に定めのない事項については、委員会において定める。

附 則

この要項は、昭和50年10月3日から施行する。

附 則

この要項は、昭和54年4月17日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

付録 12

総合情報伝達システムについて

昭和57年 6月

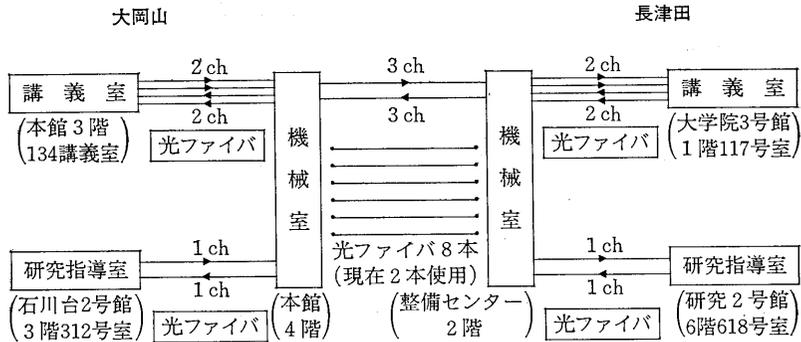
情報伝達システム推進委員会

大岡山と長津田の両キャンパス間を最新の光通信技術によって結び、両キャンパス内にも構内光通信網を敷設する総合情報伝達システムの構想については、本委員会の報告やクロニクルNo.140等で紹介したとおりである。このシステムは、昭和56・57年度の2年間で実施するものであるが、このたび第1期工事が完了したのでここにその概要と今後の予定を簡単に説明する。

1. システム（完成分）の概要

第1期工事として完成したシステム構成を図1に示す。このシステムは、日本電信電話公社の全面協力により同公社が開発した世界最新の光通信技術を使用し、また幹線ケーブルの敷設に当たっては東京急行電鉄株式会社の協力を得て行われたものである。

図1 総合情報伝達システム(第一期工事分)



① 大岡山・長津田間基幹光伝送系

大岡山及び長津田の両機械室間（ケーブル長26.4km）には、低損失の単一モード光ファイバ8本をまとめて1本のケーブルとしたものを東急大井町線・田園都市線沿いに敷設した。第1期工事では、2本のファイバを使い、最新のデジタル技術によって1本の光ファイバによりテレビ3チャンネルを無中継伝送している。

② 構内光伝送系

機械室と講義室あるいは研究指導室を結ぶ伝送のためには、距離が短いのでテレビ1チャンネルずつ伝送するマルチモードの光ファイバケーブルを敷設した。

③ 機械室

機械室には第1期工事分の基幹光伝送系並びに構内光伝送系に対する信号変換（電気信号 \longleftrightarrow 光信号）のための光端局装置、多重変換装置、画像符号化装置等を設置した。

④ 講義室

大岡山から長津田へ、あるいはその逆にテレビによって講義を送る伝送講義室を設置し、講義をそのまま伝送できるようにした。この場合、講義の様子はテレビ2チャンネルを使い、別キャンパスの伝送講義室の大きなビデオスクリーンに投射し、また、逆に別キャンパスからもテレビ2チャンネルによって受講学生の様子を送り、教官がモニタできるようにした。この伝送講義システムでは、オペレータを必要とせず、教官が容易に使用できるように配慮し、また、別キャンパスの学生からは質問もできるようにした。

⑤ 研究指導室

大岡山・長津田両地区に各一室ずつ研究指導室を設置し、テレビ1チャンネルの切換えによって人物像あるいはグラフ、図面等の画像を伝送して互いに討論できるようにした。また、図面や文書等を先方に即座に送れるように、ファクシミリを設置した。

2. 第2期工事（57年度）の計画

57年度に実施する第2期工事では、1対向の会議室と、研究指導室の増設を行う計画であり、これらの完成によって大岡山・長津田両地区が有機的に連携されることになる。

完成後のシステム図を図2に示すが、第2期工事の概要は次のとおりである。

① 基幹光伝送系

第1期工事によって8本の光ファイバの敷設を終了し、このうち2本を使ってテレビ3チャンネルの双方向伝送を可能としたが、これに加え第2期工事では更に4本の光ファイバを利用し、5チャンネルのテレビ及び制御信号等を双方向伝送する装置を増設する。なお、残り2本の光ファイバは障害が生じた場合の予備である。

② 構内光伝送系

第2期工事では増設する会議室並びに研究指導室と機械室との間に光ファイ

ケーブルの敷設工事を行う。

③ 機械室

光ファイバ4本によって伝送するための光端局装置，多重変換装置及び画像符号化装置を増設するとともに，任意の研究指導室間で情報交換するための地区交換機を設置する。

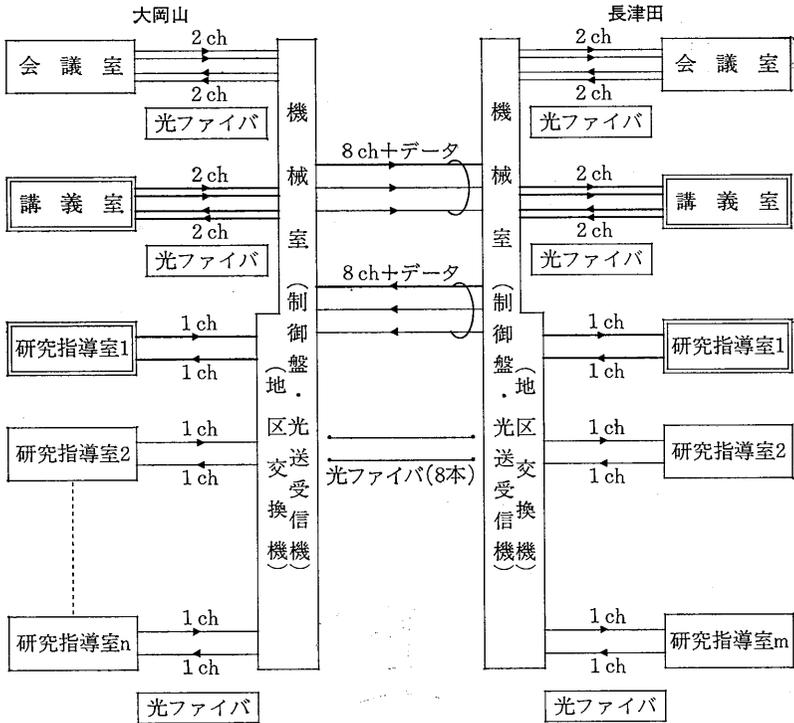
④ 会議室

大岡山・長津田両地区に対向する会議室の整備を行い，テレビ会議システムを設置し，2チャンネルのテレビを双方向伝送し，有効なテレビ会議システムを完成する。また，文書等は即座に送れるファクシミリを置く。

⑤ 研究指導室

両地区の主要建物内の研究指導室を増設し，1チャンネルのテレビによって

図2 総合情報伝達システム



□□ : 第一期工事分

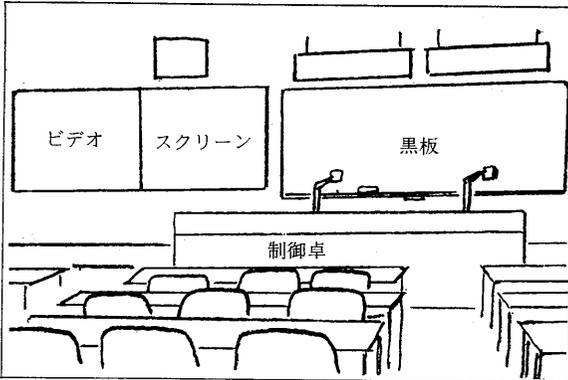


図3 講義室

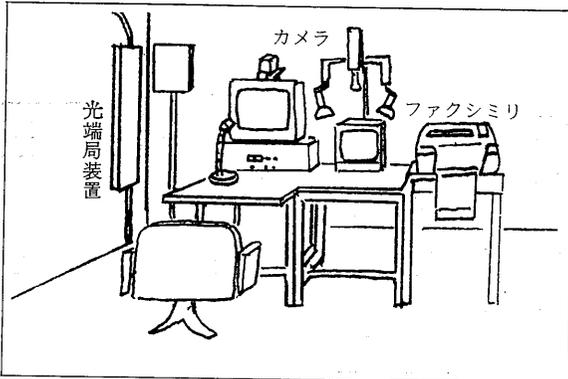


図4 研究指導室



図5 会議室

画像・音声等を相互伝送する。また、機械室に設置する地区交換機によって任意の研究指導室を呼び出して、学生の指導、研究打合わせ、小会議等ができるようになる。

3. システムの運営利用について

この総合情報伝達システムは57年度の第2期工事を終了して初めて目的のシステムとなるが、既に第1期工事によって議義室と研究指導室1対向が使用可能となり、現在試行中である。また、本システムを有効に利用するために、手引書を作成中であり、併せて利用講習会の開催なども計画している。

付録 13

東京工業大学長津田地区整備計画委員会規則

(昭和53年3月17日制定)

(設置)

第1条 東京工業大学に長津田地区整備計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の総合的發展を図るため、長津田地区における長期的整備計画に関して審議することを目的とする。

2 委員会は、審議の経過及び結果について、学長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 1 大学院総合理工学研究科長
- 2 資源化学研究所長、精密工学研究所長及び工業材料研究所長
- 3 天然物化学研究施設長及び像情報工学研究施設長
- 4 理学部、工学部及び大学院総合理工学研究科の評議員から互選された者
各1人
- 5 大学院総合理工学研究科教授会構成員から互選された者 6人
- 6 資源化学研究所、精密工学研究所及び工業材料研究所の教授会構成員から互選された者 各1人
- 7 理学部教授会構成員のうち天然物化学研究施設に所属する者から互選された者 1人

8 工学部教授会構成員のうち像情報工学研究施設に所属する者から互選された者 1人

9 附属図書館長

10 総合情報処理センター長

11 総合研究館長

12 学長の指名する者 若干人

13 教務部長

14 事務局長

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第8号まで及び同項第12号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議の運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ本学教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長、総合理工学研究科等事務部長、同庶務課長及び各事務室長並びにその他の長津田地区所在部局の事務部の長をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合理工学研究科等庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和50年6月6日制定の東京工業大学長津田地区建設委員会要項及び昭和49年

3月29日制定の東京工業大学長津田移転本部設置要項は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和54年4月17日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

年 表

- 明治14年 4月8日 文部卿福岡孝悌「職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺」を太政大臣三条実美に提出する。
- 5月12日 太政官、職工学校設立を裁可する。
- 5月18日 東京大学助教授山岡次郎校長事務取扱を命ぜられ文部省内修文館を仮事務所とし、設立事務に当たる。
- 5月26日 文部省布達第2号により東京職工学校の設立なる。
- 8月 本校規則を制定し予科（1年）本科（2年半、明治15年5月規則改正により3年）とし、本科に化学工芸科、機械工芸科を置く。
- 9月27日 文部一等属正木退蔵が校長に任ぜられた。
- 明治15年 6月6日 文部省より本校用地として、浅草区蔵前片町29番地の地所5,800坪余並びに旧浅草文庫の建家230坪余を交付され、同文庫の書庫を事務所に充て校舎建築に着手する。
- 8月 予科生徒60名を募集し応募志願者133名、試験合格者60名を入学させ11月1日より新築中の校舎の一部を使用して授業を開始する。
- 11月27日 校舎建築竣工の旨上申。
- 明治17年 1月18日 中学校との連絡を図るため初等中学校卒業者の本校予科への無試験入学を許可する。
- 9月 専攻科を設置する。
- 11月 御雇い外人G.ワグネル本校教官に就任する。
- 明治18年 7月 授業料を徴収（これ以前は無料）することとし1学期金5円、9月より実施された。
- 明治19年 4月29日 帝国大学附属となり、本校規則を制定し委員4名を置く。
- 7月12日 帝国大学附属東京職工学校第1回卒業式、化学工芸科14名、機械工芸科10名が卒業する。
- 8月 規則を改正して本科を各専門の学科に区別し、予科を廃止して修業年限を短縮し各専門学科中に新たに速成科を置く。
- 明治20年 10月4日 勅令第51号の官制発布により本校は帝国大学附属をとかれ、文部省直轄となる。
- 明治21年 この年文部省内に本校の存廃に関する論議起こる。本校の目的を変更して教員養成機関に改組すべきという意見が大勢を占めたが、専門学務局長浜尾新、参事官手島精一等の尽力により従前の形態にて存続される。
- 明治23年 1月 高等商業学校附属職工徒弟講習所職工科を本校に附属させる（現在の工学部附属工業高校の母胎のひとつ）。

- 3月3日校長正木退蔵，外務参事官に任ぜられ退職する。
- 3月5日非職文部省参事官兼文部省会計局次長手島精一が校長に任ぜられた。
- 3月24日勅令第43号文部省直轄諸学校官制の改正により東京職工学校は東京工業学校と改称される。
- 8月規則を改正して学科に関し次のように規定する。「本校ノ教科ヲ分ケテ化学工芸部，機械工芸部ノ2部トシ，更ニ化学工芸部中染織工科，陶器玻璃工科，応用化学科ノ3科ヲ置キ，機械工芸部中機械科，電気工業科ノ2科ヲ置ク。」附属職工徒弟講習所は附属職工徒弟学校と改称される。
- 明治24年 8月規則改正により私立尋常中学校および高等中学校予科卒業生の無試験入学許可。
- 明治26年 この年シカゴ万国博覧会に出陳した本校生徒の実修製作品に対し同博覧会，賞牌を贈る。応用化学科に硫酸精製室が竣工した。
- 明治27年 6月14日文部省令第12号により工業教員養成所を創設し，東京工業学校長の管理とした。陶器玻璃工科は窯業科と改称された。
- 明治28年 2月13日衆議院，本校の拡張に付き政府に建議。翌第9議會において本校拡張費承認される。これに伴い各科の施設，実修工場等，整備拡充される。この年，染織工科で英国より購入した2色捺染機で綿布捺染の試験を行う。本機械はわが国における捺染機の嚆矢で爾後大規模機械捺染工場設立の気運を作る。
- 5月文部省，本校用地として浅草区南元町38番地3,992坪余，石造建物585坪を交付。
- 明治29年 5月規則の改正を行う。その大要は①従来の職工長の養成を目的とするという教旨を工業に従事すべき者を養成すると改正，②化学および機械両工芸部の名称を廃止して各科として整理，③染織工科を色染，機織の2科に分ける，④電気工業科を電気工科と改め電気機械，電気化学の2科に分ける，⑤入学試験制度を改め，入学程度を尋常中学校卒業程度とし中学校との連絡を明確にした。
- 明治30年 11月手島精一校長，文部省普通学務局長を兼任する。
- 明治31年 1月18日手島精一校長の依願免官に伴い阪田貞一教授が校長心得を命ぜられ，2月8日正式に本校校長に就任する。
- 6月電気工科を電気科と改称する。
- 明治32年 2月10日手島精一本校校長に任命される。

- 明治32年 9月規則を改正して工業図案科を設置する（大正3年9月東京美術学校図案科に吸収合併される）。
- 明治34年 5月10日勅令第99号により東京工業学校は東京高等工業学校と改称される。
- 明治35年 9月外国人入学許可制度を設け、これにより中国、韓国その他東南アジア諸国の外国人学生の本学への志望が活発となる。
12月規則の改正により建築科を新設する。ただし設備等の関係で授業の開始は明治40年4月からであった。染織工科および窯業科の2科に限り、一般営業者を対象とする聴講生制度を設置する。
- 明治36年 3月明治32年以来、4会計年度にわたる本校拡張計画により校舎の改築、実修工場の増築並びに実修用機械の充実が計られ改築はこの月竣工をみる。
5月26日創立記念日に校内をはじめて一般公開する。
- 明治37年 1月規則を改正し入学志望者の3科以内の志望学科指定を許可する。
- 明治38年 9月規則を改正し中学校優等卒業者の無試験入学を許可する。
- 明治39年 3月「特別生規程」を制定し外国人の入学等に関する事項を規定する。
7月3日皇太子殿下、本校創立25年にかんがみ本校に台臨される。
- 明治40年 9月規則を改正し本校志望中学生の出身中学校の資格を「本校ニ於テ適当ト認メタル中学校」と規定する。この年、電気科に電気機械製作工場が創設され機械科で切削の速度および力に関する測定装置を創製、応用化学科では米国製の製革用機械を用い製革法の実験を行うなど各科において実験、実修が活発に行われる。
- 明治44年 8月規則の改正により色染科、紡織科、電気化学科および電気科のそれぞれが1科として独立する。当年の学科は上記以外に窯業科、応用化学科、機械科、工業図案科および建築科である。
- 大正3年 9月大阪高等工業学校窯業科が廃止され本校の窯業科に併合される。
- 大正4年 5月26日創立35年記念第1回工業品展覧会を開催する。
9月規則を改正し、従来9月より翌年8月までであった学年を4月より翌年3月に至る間に改正する。
- 大正5年 9月22日手島精一校長の依願免官に伴い阪田貞一教授が校長に任命される。
- 大正7年 6月15日本校卒業生の団体である蔵前工業会は、高等工業学校の修業年限延長の学制改革案を文部省に陳情する。
12月6日文部省は勅令第388号をもって「大学令」を制定公布し単科

大学を法的に認める。

- 大正8年** 1月17日蔵前工業会は臨時総会において本校の大学昇格実現を決議する。同年2月同工業会と本校は「東京高等工業学校ヲ単科大学ト為スベキ理由」書を文部省に提出する。同時に社団法人日本工業倶楽部も「東京高等工業学校ヲ単科大学ト為スハ国家ノ為メ必要ナリ」との建議書を政府に提出する。同年3月貴族院において高田早苗がはじめて本校の大学昇格に関する質問をする。
- 11月阪田貞一校長、本校の大学昇格を文部大臣に強く要望し、大正12年度に完成させる見込みで立案しつつある旨の回答を得る。文部省は大正9年より12年まで4年間に設備を完成させる予定で大正9年度概算予算に計上し、大蔵省の査定を通過したが予算草案に盛り込まれる閣議で否決される。
- 11月27日閣議否決に憤激した本校学生は生徒大会を開催して昇格実現を決議し文部省に押しかける。
- 12月1日昇格に対する文部省の保証的言辞に学内の運動は一応おさまる。
- 大正9年** 本校昇格の件は「臨時教育委員会」（大正8年5月23日設置）に諮問される。この委員会の大勢は工業単科大学に否定的であった。11月東京朝日新聞に「大正10年度より東京高工の昇格閣議で決定」と報道されたが大正10年度予算に本校昇格に関する費用が計上されていないことが判明し、沈静しつつあった学内の昇格運動は一気に爆発する。
- 12月2日阪田貞一校長の逝去に伴い吉武栄之進教授が校長事務取扱に任命され12月21日正式に校長に就任する。
- 大正10年** 2月3日昇格実現獲得の示威行動として生徒大会で全校生徒の退学届の提出を決議する。この退学届騒動は本校教官、蔵前工業会および母校昇格実行委員等の慰撫で同月10日全員の復校となり收拾される。
- 7月9日文部省「臨時教育委員会」を廃止し、新たに「教育評議会」を設置する。
- 10月1日本校の昇格問題、「教育評議会」に諮問される。
- 大正11年** 2月28日「教育評議会」は「東京高等工業学校、大阪高等工業学校、神戸高等商業学校ノ組織ヲ変更シテ東京及大阪ニ工業大学、神戸ニ商業大学ヲ設置スルコト」を答申する。
- 3月6日東京高等工業学校昇格案を含む大正11年度追加予算案、衆議

- 大正11年 院に提出される。
3月26日衆議院は3月15日本校昇格に関する議案を可決したが貴族院において追加予算案の審議進展せず、この日閉会となり審議未了。またしても本校の昇格は肩透かしにあう。
- 大正12年 2月13日本校の昇格を含む予算案衆議院本会議を通過する。
3月23日予算案、貴族院を通過し本校積年の悲願であった大学昇格が正式に決定する。
5月18日学友会主催による昇格祝賀会を挙げる。
9月1日関東大震災に罹災し本校の校舎並びに校具等すべて烏有に帰す。8日上野公園内東京美術学校の教室の一部を借り受け仮事務所を設置したが交通機関途絶し不便のため11日小石川区大塚の東京高等師範学校附属小学校第3部の校舎内に移転し善後処置を講じる。
10月15日市外目黒駒場の東京帝国大学農学部の敷地並びに建物の一部を借り受け本校並びに附設工業教員養成所は同所に移転して復興に従事し同時に授業の準備を整え11月1日より授業を再開する。
- 大正13年 1月田園都市株式会社と敷地の交換が成立し本校敷地は市外碑谷町大岡山と決定し、直ちに校舎の仮建築に着手する。
3月29日勅令第58号により附属職工徒弟学校を廃止する。
4月1日仮校舎の竣工がなり移転を開始する。
4月21日始業式、移転開校祝賀式を挙げる。翌22日より授業を開始する。
- 大正15年 6月30日吉武栄之進校長の依頼免官に伴い中村幸之助教授が校長に任命される。
- 昭和2年 7月関東大震災後の混乱で本校の大学昇格実現は延期のやむなきに至っていたが、文部省は文部次官を委員長とする「官立工業大学設立委員会」を設置し、ようやく昇格へ向け具体的施策が実施される。
- 昭和4年 1月東京工業大学の第1回学生募集を行う。
3月15日入学試験実施され、153名入学許可。
4月1日勅令第36号をもって「官立工業大学官制」が公布され東京工業大学の設置が正式に承認される。これに伴い旧東京高等工業学校および同校附設工業教員養成所は大学附属工学専門部および大学附属工業教員養成所に改組され、在学生の卒業まで存置される。また同日をもって中村幸之助校長が大学長兼教授に任命される。
4月15日大学第1回入学宣誓式を挙げる。翌16日より授業を開始す

る。大学発足時の学科は染料化学科、紡織学科、窯業学科、応用化学科、電気化学科、機械工学科、電気工学科および建築学科の8科と、数学教室、物理学教室、物理化学教室および分析化学教室の4教室が設置される。

- 昭和5年 4月15日特設予科規則を改正して学力に応じ相当学年への入学の道を開く。
7月無機化学教室を設置する。
10月有機化学教室を設置する。
- 昭和6年 2月7日本学震災復興事業執行のため復興部を設置する。
3月本館建築工事を開始する。
9月化学工学教室を設置する。
- 昭和7年 3月31日第1回卒業式を挙行し、学士試験合格者128名に対し卒業証書を授与する。
9月30日勅令第285号により本学に附屬予備部が設置される。
- 昭和8年 3月27日大阪工業大学の大阪帝国大学編入に伴い「官立工業大学官制」で規定されるものは本学のみとなる。
- 昭和9年 2月28日本学に建築材料研究所が附置され3月1日加藤与五郎教授が同研究所長に任命される。
4月10日工業および工業経済に関する調査研究のため工業調査部を設置する。
8月本館建坪7,300坪が竣工する。
- 昭和10年 6月工業経済教室を設置する。
- 昭和11年 11月27日精密機械研究所創設準備委員会を設置する。
12月1日東京工業大学工友会を設置する。
- 昭和12年 8月1日臨時学史編纂部を設置する。
4月1日臨時工師養成部を設置する。
- 昭和13年 4月15日資源化学研究所創設準備委員会を設置する。
7月2日文部省令により「集团的勤労作業実施委員会」を設置する。
11月精密機械研究所、12月資源化学研究所がそれぞれ竣工する。
12月2日学生増募準備委員会、化学工学科創設準備委員会を設置する。
- 昭和14年 2月21日本学に資源化学研究所が附置され、翌22日加藤与五郎教授が同研究所長に任命される。
3月文部省、官公私立大学に軍事教練の必修化を命令する。
4月昭和14年度より学生定員が150名より209名と大幅に増員される。

- 昭和14年** 4月8日航空機工学科を設置する。
7月10日興亜青年勤労報国際に本学教官、学生が参加し渡満する。
12月11日金属工学科、燃料工学科各創設準備委員会を設置する。
12月20日精神総動員実施委員会を設置する。
12月27日本学に精密機械研究所が附置され、翌28日佐々木重雄教授が同研究所長に任命される。
- 昭和15年** 4月1日化学工学教室は廃止され化学工学科が新設される。建築学科で防空建築学の授業を開始する。臨時工業技術員養成所を設置し機械科、化学分析科、窯業科を置く。
学生部が創設され学生主事が部長に就任する。
4月25日東京工業大学東亜研究会が発足する。
11月8日創立60年記念式典を挙げる。
- 昭和16年** 1月15日蔵前学友会を解散し東京工業大学奉誠会を設立する。
4月1日金属工学科、燃料工学科を新設する。
11月21日在学年限が短縮される。
12月8日太平洋戦争宣戦布告。
12月28日在学年限の短縮に伴い卒業証書授与式を挙げる。
- 昭和17年** 1月17日南方資源開発調査会を設置する。
1月20日窯業研究所創設準備委員会を設置する。
1月23日陸軍科学学生および陸軍航空技術学生規程（学生受け入れ）を施行する。
3月31日中村幸之助学長の依願免官に伴い大阪帝国大学八木秀次教授が学長に任命される。
5月26日附属高等工業教員養成所を設置する。
10月1日在学年限の短縮に伴い入学宣誓式を挙げる。
- 昭和18年** 1月30日本学に窯業研究所が附置され、平野耕輔講師が同研究所長事務取扱に任命される。
9月15日科学研究動員委員会を設置する。
10月1日特別研究生制度、幹部技術者講習所、附属予備部特別予科を設置する。
10月15日燃料科学研究所創設準備委員会を設置する。
11月21日出陣学徒壮行会、神宮外苑で挙行される。
12月1日徴兵猶予撤廃による第1回学徒出陣。
- 昭和19年** 1月1日工業調査部は廃止され生産工学研究部を設置する。

- 1月6日 日本学に電子工学研究所が附置され、翌7日山本勇教授が同研究所長に任命される。
- 4月1日 附属工業専門部が設置され機械科、電気科、電気通信科、航空機科、金属工業科、化学工業科が置かれる。
- 8月22日 日本学に燃料科学研究所が附置され、田中芳雄講師が同研究所長事務取扱に任命される。
- 8月23日 学徒勤労令公布される。
- 12月5日 八木秀次学長の技術院総裁の就任に伴い、渡辺孫一郎教授が学長事務取扱に任命される。
- 12月16日 技術院次長和田小六氏が本学学長に任命される。
- 昭和20年**
- 2月11日 学徒勤労動員実施委員会を設置する。
- 4月1日 附属工業専門部に窯業科を新設する。
- 5月24日 空襲により電気化学科実験室、航空機工学科風洞実験室、機体実験室、資源化学研究所および建築材料研究所等、1,808.342坪（延2,085.824坪）を焼失する。
- 8月15日 終戦を迎える。
- 8月28日 文部省9月新学期より正規の授業復帰を決定する。
- 9月15日 文部省「新日本建設の教育方針」を発表する。
- 9月28日 新学制委員会設置される。
- 10月5日 学内措置により教授会を教授、助教授懇談会と改称する。
- 12月31日 航空機工学科および燃料工学科並びに専門部航空機科を廃止する。
- 昭和21年**
- 2月1日 東京工業大学刷新要綱が策定される。
- 3月1日 教授、助教授懇談会を教授総会と改称する。
- 3月19日 「教授総会申し合せ」を承認する。
- 3月22日 電子工学研究所を電気科学研究所と改称する。
- 3月31日 臨時工業技術員養成所を廃止する。
- 4月1日 官立工業大学官制が廃止され、官立大学官制が公布される。学則を改正し学科制を廃止して10のコース別学習課程に改める。主な学内教育制度の刷新は以下のとおりである。
- (1) 人文科学，社会科学，保健衛生，外国語等の授業科目の設置。
 - (2) 専門科目，単位の改正。
 - (3) 学科制度廃止，標準となる学習課程の設置。
 - (4) 2学期制度の採用。

- 昭和21年 5月1日研究協力部を設置する。学務運営に関する事務処理のため理学系、応用化学系、応用物理系、建築系および経営系を設置する。運営委員会を設置する。
- 5月7日東京工業大学教員適格審査委員会を設置する。
- 6月12日研究協力委員会、学生部委員会、部屋割調整委員会、建築設備復旧委員会を設置する。
- 7月11日大岡山文教地区立案委員会を設置する。
- 昭和22年 1月31日東京工業大学開放講座委員会を設置する。
- 3月31日教育基本法、学校教育法公布される。
- 6月1日学報刊行委員会を設置する。
- 7月9日部屋割実施委員会を設置する。
- 10月1日文部省の委託により科学教育研究室を設置する。
- 12月10日緊急電力委員会を設置する。
- 昭和23年 3月31日附属工業専門部を廃止する。
- 4月10日石井茂助総務部長の逝去に伴い山田良之助教授が同部長に就任。
- 5月31日東京工業大学工業所有権委員会を設置する。
- 10月19日失火により第1分館および柔剣道場を焼失する。
- 昭和24年 1月10日東京工業大学刊行物委員会を設置する。
- 1月31日図書館委員会を設置する。
- 5月31日国立学校設置法公布により国立東京工業大学が設置され工学部が置かれる。旧制東京工業大学、同附属予備部および同附属高等工業教員養成所は新制に包括され、建築材料研究所、資源化学研究所、精密機械研究所、窯業研究所、電気科学研究所および燃料科学研究所が附置された。
- 和田小六学長が新制東京工業大学学長に任命された。
- 6月22日事務組織の改正により事務局、教務部、工学部事務部、附置研究所事務部、附属図書館事務部を設置する。
- 7月8日新制第1回入学式を挙行する。
- 昭和25年 6月14日体育系を設置する。
- 7月20日東京工業大学名誉教授に関する規程を制定する。
- 10月11日部屋割委員会を設置する。
- 昭和26年 4月1日千葉大学東京工業専門学校附属電波工学高等学校および同附属工学高等学校が本学附属工業高等学校として移管された。

- 5月26日創立70年を迎える。
- 昭和27年**
- 2月27日大学院設置に関する委員会を設置する。
- 3月31日国立学校設置法の改正により附属予備部および附属高等工業教員養成所を廃止する。
- 4月1日和田小六学長、病氣療養中のため山本勇教授が学長事務代理を命ぜられる。
- 6月11日和田小六学長の逝去に伴い山本勇教授が学長事務取扱を命ぜられる。
- 6月15日和田小六学長の大学葬を無宗教により本学講堂で挙げる。
- 8月1日内田俊一教授が学長に任命される。
- 10月24日東京工業大学附置研究所に関する委員会を設置する。
- 昭和28年**
- 3月26日官報により東京工業大学に大学院が設置されることが告示され、政令第51号により本学大学院は工学研究科と指定され4月1日より施行される。
- 5月9日大学院修士課程の入学式を挙げる。工学研究科には応用物理学、化学および化学工学、機械工学、電気工学、金属工学、繊維工学および建築学の7専攻が設置される。
- 9月1日学科課程委員会規程施行される。
- 昭和29年**
- 1月27日東京工業大学附置研究所準備委員会を設置する。
- 3月31日国立学校設置法の改正により従来設置していた研究所を整備し、次の研究所に改めた。建築材料研究所、資源化学研究所、精密工学研究所および窯業研究所。
- 学部印刷技術研究施設を設置する。
- 9月7日文部省令第23号により本学に講座制が敷かれる。
- 9月22日理工学部準備委員会を設置する。
- 昭和30年**
- 7月1日国立学校設置法の改正により工学部は理工学部と改称される。学則の改正により理工学部は数学、物理学、化学、化学工学、機械工学、電気工学、金属工学、繊維工学、建築学および経営工学の学科が置かれた。
- 7月20日東京工業大学史料委員会を設置する。
- 昭和31年**
- 4月1日理工学部に原子炉研究施設が設置される。大学院研究科は工学研究科から理工学研究科に改められる。大学院に原子核工学専攻を設置する。
- 7月11日東京工業大学原子炉研究施設委員会を設置する。

- 昭和31年 8月1日内田俊一学長、再選され就任する。
- 昭和32年 10月9日東京工業大学学位規程を施行する。東京工業大学大学院教官会議を設置する。
10月30日学部学生増募対策委員会を設置する。
- 昭和33年 2月26日東京工業大学管理運営に関する検討委員会を設置する。
3月31日国立学校設置法の改正により建築材料研究所並びに窯業研究所は廃止され、新たに工業材料研究所が附置される。
8月1日内田俊一学長の任期満了に伴い山内俊吉教授が学長に任命される。
- 昭和34年 1月1日東京工業大学附属図書館規程、施行される。
- 昭和35年 4月1日学則の改正により理工学部 に数学科、物理学科、化学科、金属工学科、繊維工学科、無機材料工学科、化学工学科、工業化学科、機械工学科、制御工学科、経営工学科、電気工学科、電子工学科および建築学科の14学科が置かれた。東京工業大学学部の系・学科に関する規程を施行する。東京工業大学教授会規程を施行し、教授総会は廃止される。東京工業大学運営会議を設置し、運営委員会は廃止される。東京工業大学常置委員会規程が施行され教育委員会、研究委員会、施設委員会および大学院委員会が設置される。
7月1日東京工業大学事務分掌規程を制定する。
12月1日東京工業大学名誉教授に関する規程施行される。
- 昭和36年 5月1日論文提出による博士（新制）の学位審査取扱内規を制定する。
5月19日工業教員養成所を設置する。
5月26日創立80年記念式典を挙げる。
11月14日東京工業大学工業教員養成所学則が制定され5月19日にさかのぼって適用される。
12月13日臨時教官選考委員会を設置する。
- 昭和37年 2月1日財団法人東京工業大学後援会を設立する。
4月1日学則の改正により高分子工学科、応用電気化学科および生産機械工学科を設置する。
7月25日東京工業大学停年制規程を制定する。
8月1日山内俊吉学長の任期満了に伴い大山義年教授が学長に任命される。
- 昭和38年 3月31日政令第96号の公布により本学の大学院に置かれる研究科の名称および課程は理工学研究科（5年課程）と定められる。

- 4月1日理工学部にて酵素化学研究施設が設置される。東京工業大学事務分掌規程を制定する。
- 10月4日東京工業大学事務系職員の退職勧奨に関する申し合わせが定められる。
- 昭和39年**
- 4月1日国立学校設置法の改正により原子炉工学研究所を設置する。印刷技術研究施設は印写工学研究施設と改称される。事務局に部制が敷かれ庶務部および経理部が置かれる。東京工業大学運営会議規程、常置委員会規程のそれぞれ一部が改正される。
- 9月9日東京工業大学教務会議規程を制定する。
- 昭和40年**
- 3月10日東京工業大学拡充計画委員会規程を制定する。
- 4月1日酵素化学研究施設は天然物化学研究施設に名称が変更される。
- 4月1日機械材料学は材料強度学に、機械設計は機械設計学に、塑性加工は熔接加工学に、工作機械は機械加工学に改められ、物理冶金学、合成化学第5、高分子化学、応用熱学、土木構造第1、水工学第1および基礎化学工学の講座が増設される。
- 4月1日工業材料研究所に合成無機材料部門が増設される。
- 9月6日理工学部附属工業高等学校教員の退職勧奨に関する内規を制定する。
- 10月13日東京工業大学ユネスコ国際大学院研修講座研修生規定を制定する。
- 10月20日「東京工業大学拡充計画案」が教授会に提出される。
- 昭和41年**
- 1月1日職員表彰規程を制定する。
- 1月1日拡充計画委員会規程を廃止し、複数学部制委員会規定を制定する。
- 4月1日位相数学、合成化学第6、電子事象学、電子物性学、交通工学および土木構造第2講座が増設される。
- 4月1日資源化学研究所に新金属資源部門が増設される。
- 4月1日航空機取扱規程を制定する。
- 5月16日電気工作物保安規程を制定する。
- 5月26日名誉教授の称号授与の特例に関する規程を制定する。
- 6月22日寄宿舍規則を制定する。
- 7月13日受託研究員に関する規程を制定する。
- 8月1日大山義年学長は7月31日で任期満了し退官、実吉純一教授が学長に就任。

昭和42年

- 4月1日量子電子工学, 情報工学, 水工学第2, 都市工学, 社会工学および開発計画の講座が増設される。
- 4月1日事務局に施設部がおかれる。これに伴い事務組織規程, 事務分掌規程を制定する。
- 5月31日常置委員会規程, 学部の系・学科に関する規程および複数学部制委員会規程を廃止する。
- 6月1日理工学部は理学部と工学部に分割される。天然物化学研究施設は理学部に, 印写工学研究施設は工学部に附属する。また附属工業高等学校は工学部に附属する。
- 6月1日無機物理化学講座が増設される。
- 6月1日精密工学研究所に歯車工学, 原子炉工学研究所に原子炉設計理論の部門が増設される。
- 6月1日複数学部制に伴って学則を全面的に改正する。
- 6月1日東京工業大学教授会通則を制定する。
- 6月12日評議会規則が定められ, 学長外10名が評議員に併任される。運営会議規程を廃止する。
- 6月16日部局長会議に関する申し合わせが定められる。
- 7月12日工学部教授会内規, 資源化学研究所, 原子炉工学研究所教授会細則をそれぞれ制定する。
- 7月26日精密工学研究所, 工業材料研究所教授会細則を制定する。
- 9月13日理学部教授会内規を制定する。

昭和43年

- 1月26日東京工業大学協議会規則を制定する(2月1日に第1回が開かれる)。
- 2月14日工学部専門教務会議規程を制定する。
- 3月8日岡部地区土地使用計画全学学科主任等懇談会開かれる。
- 4月1日合成化学第1, 第2, 第3, 第4, 第5を合成化学基礎第1, 合成化学基礎第2, 合成化学無機, 合成化学有機第1, 合成化学有機第2に, 高分子工学第1, 第4, 第5, 第6, 高分子化学を高分子物性, 高分子物理化学, 高分子化学第1, 高分子化学第2, 高分子化学第3に, 人文地理学を文化人類学に改め, 流体力学, 固体力学, 経営システム工学, 電磁波工学, 変換制御工学, 建築基礎工学, 計画数理および産業計画の講座が増設される。
- 4月1日理工学研究科に土木工学専攻が増設される。
- 4月5日厚生補導委員会規則が制定される。

- 8月5日実吉純一学長は依願により辞職，斯波忠夫教授が学長事務取扱に任命され10月12日正式に学長に任ぜられる。
- 11月8日教務部長選考規則が制定される。
- 11月9日新寮建設特別委員会を委嘱する。
- 12月11日工学部評議委員候補選考規則を制定する。
- 12月18日極低温実験装置運営委員会内規を制定する。
- 12月20日計算センター設置準備委員会を設置する。
- 12月27日大学院委員会規則を施行する。
- 昭和44年 1月1日岡部地区利用委員会規則を制定する。
- 1月23日5寮委員会と学長および評議会メンバーとの団交が開始される。
- 1月25日学長声明が出る。
- 1月26日全学教授会声明が出る。
- 1月30日学友会執行委員会により全講義室が封鎖される。
- 2月1日学長は「全学生諸君へ」という文書（2・1パンフ）を公表する。
- 2月10日学友会執行委員会および5寮委員会は教務部長，理学，工学部長室を封鎖する。
- 3月8日長津田地区に研究所を主とした第2キャンパスを建設することになり，その推進のため加藤六美教授を委員長とする岡部地区利用委員会が発足する（第1～3分科会開かれる）。
- 3月19日拡大主任会議で集中勉強会を開くことを決定。4分科会による大学改革の勉強会が開催される。
- 3月23日厚生課が封鎖される。
- 3月24日，25日，27日教授会メンバー有志と学生による正門バリケード前の青空集会が開かれる。
- 4月1日東京工業大学工業教員養成所を廃止する。
- 4月1日大学院理工学研究科に電子物理工学専攻が増設される。
- 4月1日資源化学研究所に触媒化学，精密工学研究所に熱処理工学，工業材料研究所に複合材料部門が増設される。
- 4月1日金属工学科の講座のうち金属加工を金属加工学に，鉄鋼材料を鉄鋼材料学に，非鉄金属材料を非鉄金属材料学に名称がそれぞれ変更される。
- 4月1日材料加工学，基礎電気化学，熱および熱力学，運動解析学，

- 昭和44年 プロセス管理, 情報組織学, 建築環境工学, 地域計画および資源開発の各講座が増設される。
- 4月1日12人委員会が開催される。
- 4月11日研究委員会規則, 教育委員会規則, 施設委員会規則が制定され4月1日にさかのぼって適用される。
- 4月14日東京工大クロニクルを創刊する。
学内紛争解決のため臨時に広報委員会, 交渉委員会および設営委員会を設置する。
- 4月14日第1回改革調査特別委員会を開催する。
- 4月16日全学教授会で「東京工大改革案」が発表される。
- 4月17日広報委員会内に新聞記者室を設置する。
- 4月25日改革調査特別委員会B作業に着手する。
- 4月21～26日, 4月30日～5月2日新生生に対する理工学特別講義が田町地区で開かれたが, 学生の妨害で中断する。
- 5月7日学長声明が出る。
- 5月8日学生大会で多数の負傷者が出る。
- 5月20日紛争の自主解決のため厚生補導, 広報, 交渉, 設営委員会連絡会議, 拡大連絡会議を設置する。学長代行補佐を設置する。
- 5月27日斯波忠夫学長の依頼辞職に伴い, 加藤六美教授が学長事務取扱に任命され10月24日正式に学長に就任する。
- 5月29日日本学の現状を総点検する第1回の会合が開催される。
- 5月30日B, C案作成委員会が開催される。
- 6月10日B, C案作成委員の学内改革案を全学教授会へ提出, 主旨承認される。D案作成委員会による審議がはじまる。
- 7月3日共通科目教官会議規則, 共通科目教官会議常任委員会細則を制定する。
- 7月7日新生生への正規の授業が開始される。
- 7月10日機動隊を導入して封鎖を解除し, 大岡山キャンパスをロックアウトする。
- 7月16日理学部主任会議内規を制定する。
- 7月23日学長特別補佐決定。
- 7月28日教官自己規制に関する委員会が発足する。
- 7月28日田町校舎に学生室を開設する。
- 9月1日授業再開。

10月22日理学部バンデグラフ粒子加速装置運営委員会内規を制定する。
 10月28日共通科目教官会議規則施行細則を制定する。
 11月12日昭和45年度の入試方法が改められる。
 11月21日学部入学選抜委員会規則を制定し、44年7月21日にさかのぼって適用される。

昭和45年

11月26日臨時委員会組織は本部委員会として一本に統合される。
 12月1日学長特別補佐、学長補佐委嘱される。
 12月19日評議会申し合わせにより組織検討特別委員会が発足する。
 1月21日理学部専門教務委員会内規を制定する。
 3月9日岡部地区における研究教育組織の新構想（東京工業大学資料 No. 3）が発表される。
 3月10日掲示規則が制定され、4月1日より適用される。
 3月11日岡部地区利用委員会が再発足する。
 3月13日「類に関する申し合せ」が決定され4月1日より施行される。
 類連絡会議細則を制定する。
 3月25日学長付の長津田建設計画室が設置される。
 4月類別入学が実施される。
 4月1日理学部数学科の数学第5講座を削り、理学部に情報科学科を増設し、情報数学講座を置く。工学部の応用電気化学科を電気化学科と名称変更し、機械物理工学科に応用物性学と振動学の2講座が増設される。
 4月1日印写工学研究施設に印写システム部門が増設される。
 4月1日理工学研究科に社会工学専攻が増設される。
 5月19日全学教授会で向岳寮から学生を退去させることを決定する。
 6月12日向岳寮から学生を強制退去させ、同時に寮の取り壊しを行い、同日完了する。
 9月27日学友会本部室を閉鎖し使用禁止とする。
 11月6日トレーニングセンターを開設する。

昭和46年

2月6日全学教授会で4月の新入生の入寮募集停止を決定する。
 3月19日学生相談室規則を制定し4月1日から施行する。
 3月計算センター設置準備委員会を情報処理センター設置準備委員会に改組し、準備委員会規則を制定する。
 3～4月学部入学定員を削減し、大学院修士課程の定員を相当数増やすことが決定される。

- 昭和46年**
- 4月1日繊維工学科が有機材料工学科と改称され繊維物理学、繊維化学、繊維工学第1がそれぞれ有機材料物理学、有機材料化学、有機材料加工第1に、繊維工学第2が有機材料力学に、繊維工学第3が有機材料加工第2に改められる。
 - 理学部の情報科学科に計算言語学、情報分析の2講座が増設される。
 - 4月1日原子炉工学研究所に原子炉燃料部門が増設される。
 - 4月1日大学院理工学研究科に機械物理工学専攻が増設される。
 - 4月1日保健管理センターが設置される。
 - 4月10日類別教育での2年次学生の学科所属決定が初めて発表される。
 - 4月20日学生室が学生相談室となる。
 - 4月東京大学工学系大学院との単位相互認定が実施される。
 - 4月高温核燃料要素実験室が完成し実験を開始する。
 - 社工棟が完成し後期から使用を開始する。
 - 5月7日大学院入学者選抜委員会規則を制定する。
 - 6月1日受託研究取扱規則、事務取扱要項を制定する。
 - 7月21日学内共同利用施設として情報処理センターが設置される。
 - 10月8日情報処理センター設置要項が決定される。
 - 10月11日新食堂が営業を開始する。
 - 10月22日情報処理センター運営委員会要項が決定される。
 - 11月19日保健管理センター規則が制定され、4月1日にさかのぼって適用される。また保健管理センター長選考規則が制定される。
 - 11月末情報処理センターの建物が竣工する。
 - 12月学内共同利用電子計算機の稼働は12月末で停止。
- 昭和47年**
- 1月4日情報処理センターが稼働を開始し、事務は研究協力課が担当する。
 - 1月18日学部学生の大学院授業科目の受講についての申し合わせが決定される。
 - 2月18日新しい外国人留学生学習要項が決定され4月1日から施行される。
 - 3月6日工業高等専門学校卒業者に編入学の試験を実施する。
 - 3月新中棟が竣工する。
 - 4月1日理工学研究科に物理情報工学が新設される。
 - 4月10～11日新入生セミナーが開かれる。
 - 4月保健管理センター建物が竣工する。

走査型電子顕微鏡が研究協力課に設置される。

5月1日理学部情報科学科に離散構造講座，情報計画講座，工学部共通講座応用計数学講座を新設する。

5月31日情報処理センター利用内規を制定し，1月4日にさかのぼって適用する。

6月30日部局長会議で「学内刊行物検討に関する要項」が承認される。

7月新中棟へ移転が始まる。

9月1日新しい建物で保健管理センターが業務を開始する。

9月22日客員教授に関する規則を制定する。

10月27日刊行物検討懇談会「学内刊行物に関する諸問題の検討」への答申書を学長へ提出する。

昭和48年

1月12日長津田地区建設推進本部設置要項を制定する。

3月1日学生災害互助会規約，同細則が施行される。

3月16日放射線障害予防通則が制定される。放射線障害予防規程（41年6月28日制定）は廃止される。

3月附属図書館，理学部教育用電算機室が完成する。

4月1日教育工学開発センターを設置する。

4月1日学生災害互助会が発足する。

4月1日図書館事務部に部課制が敷かれる。

4月1日理工学研究科に電子化学，社会開発工学，精密機械システムの3専攻が新設される。

4月27日工学部化学工学科，合成化学科，電気化学科の大改組が行われる。

5月7日図書館新館が開館し，16日竣工記念式典を挙げる。

5月11日教育工学開発センターの教官選考に関する申し合わせが決定される。

5月16日原子炉工学研究所放射線障害予防規程を制定し，4月1日にさかのぼって適用する。

5月18日放射線予防委員会規則を制定する。

6月29日教育工学開発センター規則を制定し4月12日にさかのぼって適用する。教育工学開発センター長選考規則を制定する。

8月1日東京大学と東京工業大学との間における学生交流に関する協定書が締結され4月1日にさかのぼって適用される。

10月9日「大学院学生の留学に関する取扱いについて」が決定される。

- 昭和48年** 10月24日加藤六美学長は23日で任期満了し、川上正光教授が学長に任命される。
- 12月20日情報処理センター応用プログラムライブラリーに関する申し合わせが決定される。
- 昭和49年** 2月27日原子炉工学研究所核原料物質、核燃料物質使用内規が施行される。44年8月16日制定の核燃料物質等使用内規は廃止される。
- 3月総合理工学研究科教官会議準備会を設置する。
- 4月1日施設部施設課が建築課と設備課に分かれ施設部は3課となる。
- 4月1日材料科学、電子システム、化学環境工学の3専攻が理工学研究科に新設される。
- 4月創立100年記念事業準備会が設置される。
- 3月29日長津田移転本部が新設される。長津田移転本部設置要項を制定する。
- 7月1日図書館に電算機が導入され、貸し出しが機械化される。
- 7月5日科学研究研究室規則を制定する。
- 7月5日東京工業大学百年史委員会が発足する。
- 7月10日原子炉工学研究所放射性同位元素実験室内規を制定する。
- 9月総合理工学研究科教授会準備会を設置する。
- 12月5日大岡山現代講座が開催される。
- 昭和50年** 4月1日大学院総合理工学研究科が設置される。既設の理工学研究科の7専攻に加えて、3専攻（生命化学、エネルギー科学、システム科学）が新設され合計10専攻で出発する。
- 6月6日総合研究館規則を制定する。
- 6月6日長津田地区建設委員会要項を制定する。
- 7月9日永井道雄文部大臣が長津田キャンパスを視察する。
- 7月17日大学院総合理工学研究科教授会内規、評議員候補選考規則を制定する。
- 7月18日留学生委員会規則を制定する。
- 7月18日大学院委員会規則が制定され43年12月27日の規則は廃止される。
- 大学院研究科専攻教官会議通則、専攻主任会議通則を制定し、46年6月18日の規則は廃止される。
- 9月1日総合研究館事務室が設置される。
- 9月1日保健管理センター長津田地区保健室が開設される。

- 9月4日総合研究館の竣工式があり、同日付で東京工業大学の施設として文部省へ寄附される。
- 9月5日大岡山地区から長津田地区へ総合理工学研究科の物理3専攻が総合研究館に移転する。精密工学研究所、工学部像情報工学施設が新棟へ移転を開始し10月9日移転を完了する。
- 9月9日大学院総合理工学研究科長候補者選考規則を制定する。
- 9月10日総合理工学研究科事務室が長津田地区に開設される。
- 9月16日長津田地区食堂が営業を開始する。
- 9月25日大学院総合理工学研究科基幹講座教官会議に関する申し合わせが決定される。
- 10月1日附属図書館長津田分室が開設される。
- 10月3日「長津田地区廃棄物処理施設の運転について」が決定される。
- 10月3日長津田地区廃棄物処理委員会要項を制定する。
- 10月31日大学院理工学研究科教官会議規則を制定し、32年10月9日の大学院教官会議規程は廃止される。
- 10月31日附属図書館長津田分館設置準備委員会要項を制定する。
- 11月8日工学部附属工業高等学校の創立40周年記念式典が開かれる。
- 11月12日工学部廃棄物等の処理に関する委員会規程を制定し、10月1日にさかのぼって適用する。
- 11月21日職員健康管理規則を制定する。
- 12月10日理学部バンデグラフ実験施設放射障害予防内規、コバルト60照射施設放射線障害予防内規等を制定し施行する。
- 昭和51年
- 1月13日創立80年記念会議室が竣工する。
- 1月28日武蔵工業大学原子炉共同利用委員会規則を制定し、5月10日より施行する。
- 1月31日「学寮の将来計画の基本方針について」が学寮検討特別委員会より学長へ答申される。
- 2月5日広報委員会規則を制定する。
- 3月19日「学寮の将来計画の基本方針について」が全学教授会で了承される。
- 4月6日「実験廃液処理施設の運転処理について」が承認される。
- 5月6日総合情報処理センター規則、同センター長選考規則を制定する。
- 実験廃液処理委員会規則を制定する。

- 昭和51年
- 5月10日学内共同利用施設として総合情報処理センターを設置する。
 - 6月4日創立80年記念会議室運用規則を制定する。
 - 6月9日工業材料研究所水熱合成材料実験施設規程を制定し5月10日にさかのぼって適用する。
 - 6月26日総合情報処理センター電子計算機システム専門委員会，電子計算機システム運用専門委員会，教育専門委員会に関する暫定的申し合わせが決定される。
 - 7月2日学部編入学選抜委員会規則を制定する。
 - 7月2日教職員等の栄誉の祝賀に関する申し合わせが決定される。
総合情報処理センター教官選考に関する申し合わせが決定される。
 - 7月17日東京工業大学管弦楽団創立50周年記念演奏会が開催される。
 - 10月8日健康安全管理委員会規則を制定する。
 - 11月11日健康安全管理業務委員会内規を制定する。
 - 12月3日田町地区将来計画委員会規則，大岡山地区将来計画委員会規則を制定する。
 - 12月11日第2回総合研究館公開講座が開催される。
 - 12月15日理学部長候補者選考規則，留学生会館規則を制定する。
 - 12月20日早稲田大学，慶応義塾大学との「3大学大学院間協力について」の合意書が成立する。
 - 12月22日原子炉工学研究所放射線管理専門委員会要項を制定する。
この年7月25日，8月9日，9月6日と連続して爆発，火災等が発生する。
- 昭和52年
- 2月1日総合情報処理センターでM-180システム稼動を開始する。
 - 2月留学生会館が完成し，中旬募集を開始，4月開館する。
 - 3月原子炉工学研究所に広領域線質放射線照射実験施設が完成する。
 - 3月23日工業材料研究所廃棄物等処理委員会規程を制定し，4月1日より施行する。
 - 7月1日エックス線障害防止管理規則を制定する。
エックス線障害防止専門委員会規則を制定する。
安全管理実施委員会設置要項を制定する。
 - 7月1日「大学院修士課程における外国人留学生の特別選考の取扱について」が評議会決定される。
 - 8月10日大学院総合理工学研究科化学3専攻，事務部，資源化学研究所，理学部附属天然物化学研究施設が長津田地区へ移転する。

- 8月30日松風学舎規則を制定する。
- 9月12日総合研究館運営細則を制定し施行する。
- 10月24日川上正光学長の任期満了に伴い齋藤進六教授が学長に任命される。
- 昭和53年**
- 1月11日原子炉工学研究所広領域線質放射線照射実験室放射線障害予防内規を制定する。
- 3月10日安全管理専門委員会要項を制定する。
- 3月17日廃棄物等処理に関する連絡会議要項を制定する。
- 3月17日放射性同位元素実験室設置要項、同運営委員会要項を制定し、4月1日より施行する。
- 3月17日大岡山地区廃棄物等処理委員会要項を制定する。
- 3月17日長津田地区部局等連絡会議設置要項を制定し4月1日より施行する。
- 3月17日長津田地区整備計画委員会規則を制定し、50年6月6日長津田地区建設委員会要項および49年3月29日長津田移転本部設置要項は廃止される。
- 3月25日一般教育等改革調査委員会（仮称）による「一般教育の現状と展望2」が刊行される。1は52年3月に刊行された。
- 4月1日旧恩田寮が松風学舎と改称され、新たに発足する。
- 6月21日理学部環境委員会規程を制定し廃棄物等処理に関する委員会規程は廃止される。
- 6月28日原子炉工学研究所安全管理実施委員会内規を制定し7月1日より施行する。
- 7月7日国際学術交流委員会規則を制定する。
- 9月8日発明規則、発明委員会規則を制定し工業所有権取り扱いに関する規程は廃止される。
- 9月8日附属図書館規則が制定されて10月1日より施行され、34年制定された規程は廃止される。利用細則、利用要領も制定される。
- 10月1日長津田地区に附属図書館長津田分館を設置する。
- 12月8日実験廃液処理施設技術協力室設置要項が承認され54年2月16日より施行する。
- 12月15日原子炉工学研究所核燃料物質計量管理規程が施行される。
- 昭和54年**
- 1月5日放射性同位元素実験室放射線障害予防規程を制定する。
- 1月13、14日国立大学入学者共通1次学力試験が初めて実施される。

- 昭和54年**
- 1月24日東京工業大学学位規程（32年10月19日制定）が改正される。
 - 4月1日長津田地区に総合理工学研究科等事務部が設置され、長津田地区の事務が集中一元化される。
 - 4月1日理工学国際交流センターを設置する。
 - 4月3日附属図書館長津田分館の建物が落成し開館する。
 - 4月6日創立100年記念事業実施委員会規則を制定する。
 - 5月11日図書館情報処理システム推進委員会を設置する。
 - 5月26日大学昇格50周年を祝う記念祝賀会が開催される。
 - 6月工業材料研究所が長津田地区へ移転する。
 - 7月総合理工学研究科の社会開発、エネルギー科学、システム科学、材料科学が長津田地区へ移転する。
- 昭和55年**
- 3月7日大岡山地区将来計画委員会中間報告書が評議会で審議される。
 - 6月6日大岡山長津田間情報伝達システム計画が評議会に報告、了承される。
 - 10月9日東京工業大学創立100年記念事業概要が評議会で承認される。
東京工業大学将来計画会議設置要項が承認される。
 - 10月23日ハルビン工業大学との学術交流および友好協力関係に関する協定書を締結する。
- 昭和56年**
- 1月9日大岡山地区将来計画委員会規則および田町地区将来計画委員会規則が廃止される。
 - 4月1日極低温エネルギー実験センターを設置する。
 - 5月8日工学部附属工業高等学校の新館が竣工する。
 - 5月25日名誉博士第1号ギュンター・ベッツォー氏の称号授与式を挙
行する。
 - 5月26日創立100年記念式典を挙
行する。
 - 5月27日経団連名誉会長土光敏夫氏による創立100年記念講演会を開
催する。
 - 9月28日創立100年記念事業資金募金会が発足する。
 - 10月15日大岡山・長津田間情報伝達システムの基幹工事の起工式を挙
行する。
 - 10月24日齋藤進六学長の任期満了に伴い松田武彦教授が学長に任命さ
れる。

東京工業大学百年史 通史

昭和60年5月26日 発行

編集◎——東京工業大学

発行——東京工業大学

東京都目黒区大岡山2-12-1

印刷——凸版印刷株式会社

東京都台東区台東1-5-1
